

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和6年2月14日 開会 }
令和6年3月28日 閉会 } 44日間

沖 縄 県 議 会

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録目次

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11
1. 2月21日に応招した議員	11

○第1号（2月14日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	16
1. 欠席議員	16
1. 説明のため出席した者の職、氏名	16
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	17
1. 開 会	17
1. 黙 禱（能登半島地震及び海上保安庁航空機衝突、炎上事故の犠牲者に対する哀悼）	17
1. 諸般の報告	17
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
1. 日程第2 会期の決定	17
1. 日程第3 令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号まで	17
1. 委員長報告（決算特別委員長）	18
1. 採 決	20
1. 日程第4 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで	20
1. 知事（玉城デニー知事）の提案理由説明	20
1. 人事委員会（池田 修人事委員会委員長）の意見	32
1. 日程第5 陳情第1号、第4号、第6号、第7号、第17号及び第19号の3の付託の件	32
1. 委員会付託	32
1. 休会の議決	32
1. 散 会	32

○第2号（2月21日）

1. 開議年月日時	35
1. 議事日程	35
1. 本日の会議に付した事件	35
1. 出席議員	35
1. 説明のため出席した者の職、氏名	35
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	36
1. 開 議	36
1. 諸般の報告	36
1. 日程第1 代表質問	36
西銘啓史郎議員	36
石原 朝子議員	53
大浜 一郎議員	65

島尻 忠明議員	80
1. 散 会	92

○第3号（2月22日）

1. 開議年月日時	95
1. 議事日程	95
1. 本日の会議に付した事件	95
1. 出席議員	95
1. 欠席議員	95
1. 説明のため出席した者の職、氏名	95
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	96
1. 開 議	96
1. 日程第1 代表質問	96
瑞慶覧 功議員	96
山内 末子議員	101
平良 昭一議員	119
喜友名智子議員	133
1. 散 会	147

○第4号（2月26日）

1. 開議年月日時	149
1. 議事日程	149
1. 本日の会議に付した事件	149
1. 出席議員	149
1. 説明のため出席した者の職、氏名	149
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	150
1. 開 議	150
1. 日程第1 代表質問	150
渡久地 修議員	150
西銘 純恵議員	160
瀬長美佐雄議員	168
當間 盛夫議員	175
上原 章議員	187
1. 散 会	197

○第5号（2月27日）

1. 開議年月日時	199
1. 議事日程	199
1. 本日の会議に付した事件	199
1. 出席議員	201
1. 欠席議員	201
1. 説明のため出席した者の職、氏名	201
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	202

1. 開 議	202
1. 一括議題	} …… 202
{ 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで	
1. 一般質問・質疑	202
島袋 大議員	202
末松 文信議員	211
仲村 家治議員	219
仲田 弘毅議員	227
下地 康教議員	231
小渡良太郎議員	239
又吉 清義議員	246
座波 一議員	254
1. 散 会	263

○第6号（2月28日）

1. 開議年月日時	265
1. 議事日程	265
1. 本日の会議に付した事件	265
1. 出席議員	267
1. 欠席議員	267
1. 説明のため出席した者の職、氏名	267
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	268
1. 開 議	268
1. 諸般の報告	268
1. 一括議題	} …… 268
{ 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで	
1. 一般質問・質疑	268
新垣 淑豊議員	268
仲里 全孝議員	277
新垣 新議員	285
中川 京貴議員	294
呉屋 宏議員	304
花城 大輔議員	311
照屋 守之議員	318
大城 憲幸議員	323
1. 散 会	331

○第7号（2月29日）

1. 開議年月日時	333
1. 議事日程	333
1. 本日の会議に付した事件	333
1. 出席議員	335

1. 説明のため出席した者の職、氏名	335						
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	336						
1. 開 議	336						
1. 一括議題	<table border="0"> <tr> <td>日程第1</td> <td>一般質問</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">336</td> </tr> <tr> <td>日程第2</td> <td>甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで</td> </tr> </table>	日程第1	一般質問	}	336	日程第2	甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで
日程第1		一般質問	}			336	
日程第2	甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで						
1. 一般質問・質疑	336						
赤嶺 昇議員	336						
金城 勉議員	347						
玉城 武光議員	355						
次呂久成崇議員	364						
仲村 未央議員	373						
上原 快佐議員	380						
1. 延 会	388						

○第8号（3月1日）

1. 開議年月日時	391						
1. 議事日程	391						
1. 本日の会議に付した事件	391						
1. 出席議員	393						
1. 欠席議員	393						
1. 説明のため出席した者の職、氏名	393						
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	394						
1. 開 議	394						
1. 一括議題	<table border="0"> <tr> <td>日程第1</td> <td>一般質問</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">394</td> </tr> <tr> <td>日程第2</td> <td>甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで</td> </tr> </table>	日程第1	一般質問	}	394	日程第2	甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで
日程第1		一般質問	}			394	
日程第2	甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から 乙第43号議案まで						
1. 一般質問・質疑	394						
國仲 昌二議員	394						
上里 善清議員	401						
玉城健一郎議員	410						
新垣 光栄議員	418						
比嘉 京子議員	425						
島袋 恵祐議員	432						
山里 将雄議員	440						
比嘉 瑞己議員	446						
玉城ノブ子議員	456						
1. 予算特別委員会の設置	461						
1. 予算特別委員会委員の選任	461						
1. 委員会付託	461						
1. 休会の議決	461						
1. 散 会	461						

○第9号 (3月7日)

1. 開議年月日時	463
1. 議事日程	463
1. 本日の会議に付した事件	463
1. 出席議員	464
1. 欠席議員	464
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	465
1. 開 議	465
1. 諸般の報告	465
1. 日程第1 乙第5号議案及び乙第9号議案	465
1. 委員長報告(総務企画委員長)	465
1. 採 決	466
1. 日程第2 乙第28号議案及び乙第29号議案	466
1. 委員長報告(文教厚生委員長)	466
1. 採 決	466
1. 日程第3 議員提出議案第1号 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例	466
1. 當間 盛夫議員の提案理由説明	467
1. 採 決	467
1. 日程第4 乙第34号議案	467
1. 委員長報告(文教厚生委員長)	467
1. 採 決	467
1. 日程第5 乙第32号議案及び乙第33号議案	467
1. 委員長報告(土木環境委員長)	468
1. 採 決	468
1. 日程第6 甲第25号議案から甲第38号議案まで	468
1. 委員長報告(予算特別委員長)	469
1. 採 決	470
1. 日程第7 議員提出議案第2号 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の 白紙撤回を求める意見書	470
1. 又吉 清義議員の提案理由説明	470
1. 採 決	471
1. 議員派遣	471
1. 休会の議決	471
1. 散 会	471

○第10号 (3月28日)

1. 開議年月日時	473
1. 議事日程	473
1. 本日の会議に付した事件	475
1. 出席議員	481
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	481
1. 開 議	481
1. 諸般の報告	481
1. 日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第6号議案から乙第8号議案まで、	

乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第31号議案	482
1. 委員長報告（総務企画委員長）	482
1. 採 決	483
1. 日程第2 乙第21号議案から乙第23号議案まで	484
1. 委員長報告（経済労働委員長）	484
1. 採 決	484
1. 日程第3 乙第12号議案から乙第20号議案まで及び乙第30号議案	484
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	485
1. 採 決	486
1. 日程第4 乙第24号議案から乙第27号議案まで	486
1. 委員長報告（土木環境委員長）	486
1. 採 決	487
1. 日程第5 乙第37号議案及び乙第41号議案から乙第43号議案まで	488
1. 委員長報告（総務企画委員長）	488
1. 採 決	489
1. 日程第6 乙第35号議案及び乙第36号議案	489
1. 委員長報告（経済労働委員長）	489
1. 採 決	489
1. 日程第7 乙第38号議案から乙第40号議案まで	489
1. 委員長報告（土木環境委員長）	489
1. 採 決	490
1. 日程第8 甲第1号議案から甲第24号議案まで	490
1. 委員長報告（予算特別委員長）	490
1. 質 疑	493
新垣 淑豊議員	493
1. 甲第1号議案に対する修正動議の提出	496
1. 大浜一郎議員の提出理由説明	496
1. 討 論	497
山里 将雄議員	497
座波 一議員	498
比嘉 瑞己議員	499
西銘啓史郎議員	501
1. 議長の発言取消留保の宣告	502
1. 採 決	503
1. 一括議題	503
日程第9 議員提出議案第4号 オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書	
日程第10 議員提出議案第5号 オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める抗議決議	
1. 照屋 大河議員の提案理由説明	503
1. 採 決	504
1. 議員派遣	504
1. 日程第11 議員提出議案第6号 子どもの貧困対策に関する決議	504
1. 西銘 純恵議員の提案理由説明	504
1. 採 決	504
1. 日程第12 議員提出議案第7号 地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求める決議	504

1. 座波 一議員の提案理由説明	504
1. 採 決	505
1. 議員派遣	505
1. 日程第13 議員提出議案第3号 沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める決議	505
1. 花城 大輔議員の提案理由説明	505
1. 討 論	505
島尻 忠明議員	506
1. 採 決	506
1. 日程第14 陳情令和5年第60号、同第118号、同第143号、同第145号及び陳情第38号	507
1. 委員長報告（総務企画委員長）	507
1. 採 決	507
1. 日程第15 請願令和5年第1号、同第4号、請願第1号、陳情令和4年第128号、同第167号、 同第168号、同第171号、同第179号、陳情令和5年第6号、同第12号、同第13号、 同第27号、同第42号、同第54号の2、同第65号の2、同第80号、同第85号、同第101号、 同第110号の2、同第117号、同第122号、同第127号、同第129号、同第134号、同第136号、 同第142号、同第144号、同第160号、同第162号、同第167号、陳情第13号、第21号、 第22号及び第28号	507
1. 委員長報告（経済労働委員長）	507
1. 採 決	507
1. 日程第16 陳情令和4年第19号、同第30号、同第33号、同第39号、同第48号、同第93号、同第96号、 同第143号、同第156号、同第174号、陳情令和5年第54号の3、同第55号、同第87号、 同第105号、同第110号の3、同第121号、同第125号、同第126号、同第139号、同第140号、 同第145号の2、陳情第12号及び第37号	507
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	507
1. 採 決	507
1. 日程第17 陳情令和2年第54号の4、同第139号、同第161号、同第188号の4、同第193号、 同第207号、陳情令和3年第6号、同第38号、同第56号、同第84号の4、同第145号、 同第164号、同第165号、同第174号の4、同第219号、同第223号、陳情令和4年第6号、 同第22号、同第32号、同第43号、同第45号、同第54号、同第63号の4、同第73号、 同第124号の4、同第138号、同第165号、同第167号の2、同第175号、同第176号、 同第178号、陳情令和5年第1号、同第4号、同第11号、同第35号、同第54号の4、 同第67号、同第69号、同第83号、同第91号、同第97号の2、同第107号、同第110号の4、 同第116号、同第119号、同第129号の2、同第134号の2、同第141号、同第152号、 同第156号、同第172号、同第173号、同第178号、同第179号、陳情第5号、第9号、 第10号、第14号、第19号の2、第27号及び第29号	508
1. 委員長報告（土木環境委員長）	508
1. 採 決	508
1. 日程第18 陳情令和3年第110号、同第198号、同第221号、陳情令和4年第2号、同第40号、 同第101号及び陳情第6号	508
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	508
1. 採 決	508
1. 日程第19 陳情令和5年第99号	508
1. 委員長報告（子どもの未来応援特別委員長）	508
1. 採 決	508
1. 日程第20 陳情令和2年第54号の5、同第184号、同第188号の5、同第205号、陳情令和3年第68号、 同第84号の5、同第99号、同第174号の6、陳情令和4年第63号の5、	

陳情令和5年第110号の5、同第112号から同第114号まで、同第138号、同第158号、

陳情第1号及び第19号の3…………… 509

1. 委員長報告（新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長）…………… 509

1. 採 決…………… 509

1. 日程第21 閉会中の継続審査の件…………… 509

1. 採 決…………… 509

1. 閉 会…………… 510

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案…………… 513

1. 議員提出議案…………… 581

1. 諸般の報告…………… 587

1. 議案付託表…………… 589

1. 委員会審査報告書…………… 591

1. 閉会中継続審査及び調査申出書…………… 605

1. 予算特別委員名簿…………… 609

1. 請願・陳情文書表…………… 611

1. 議案等処理一覧表…………… 631

令和6年第1回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期44日間

自 令和6年2月14日
至 令和6年3月28日

	月日	曜日	日 程	備 考
1	2月14日	水	本 会 議 (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (決算特別委員長報告、採決) (知事提出議案の説明)	
2	15日	木	議案研究	
3	16日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	17日	⊕	休 会	
5	18日	⊕	休 会	
6	19日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	20日	火	議案研究	
8	21日	水	本 会 議（代表質問）	
9	22日	木	本 会 議（代表質問）	
10	23日	⊕	休 会	天皇誕生日
11	24日	⊕	休 会	
12	25日	⊕	休 会	
13	26日	月	本 会 議（代表質問）	
14	27日	火	本 会 議（一般質問）	
15	28日	水	本 会 議（一般質問）	
16	29日	木	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限（特別委）
17	3月1日	金	本 会 議（一般質問） (予算特別委員会設置)	議案付託
			委 員 会（常任委員会、特別委員会、予算特別委員会）	
18	2日	⊕	休 会	
19	3日	⊕	休 会	
20	4日	月	委 員 会（予算特別委員会・補正予算審査）	
21	5日	火	委 員 会（常任委員会・先議案件審査、採決） (予算特別委員会・補正予算採決)	
22	6日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
23	7日	木	本 会 議（補正予算・先議案件委員長報告、採決） 委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（特別委） 請願・陳情提出期限（常任委）
24	8日	金	委 員 会（常任委員会）	
25	9日	⊕	休 会	
26	10日	⊕	休 会	
27	11日	月	委 員 会（常任委員会）	
28	12日	火	議案整理	
29	13日	水	議案整理	
30	14日	木	委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（常任委）
31	15日	金	議案整理	
32	16日	⊕	休 会	
33	17日	⊕	休 会	
34	18日	月	委 員 会（予算特別委員会）	
35	19日	火	委 員 会（常任委員会）	
36	20日	⊕	休 会	春分の日
37	21日	木	委 員 会（常任委員会）	
38	22日	金	委 員 会（常任委員会）	
39	23日	⊕	休 会	
40	24日	⊕	休 会	
41	25日	月	委 員 会（予算特別委員会、特別委員会）	
42	26日	火	休 会（予備日）	
43	27日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
44	28日	木	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 議長	玉 城 武 光 議員
照 屋 守 之 副議長	比 嘉 瑞 己 議員
喜友名 智 子 議員	平 良 昭 一 議員
國 仲 昌 二 議員	仲 村 未 央 議員
玉 城 健一郎 議員	照 屋 大 河 議員
上 里 善 清 議員	山 内 末 子 議員
大 城 憲 幸 議員	西 銘 啓史郎 議員
上 原 章 議員	座 波 一 議員
小 渡 良太郎 議員	大 浜 一 郎 議員
新 垣 淑 豊 議員	呉 屋 宏 議員
島 尻 忠 明 議員	花 城 大 輔 議員
仲 里 全 孝 議員	又 吉 清 義 議員
上 原 快 佐 議員	玉 城 ノブ子 議員
瀬 長 美佐雄 議員	西 銘 純 恵 議員
次呂久 成 崇 議員	渡久地 修 議員
新 垣 光 栄 議員	仲宗根 悟 議員
山 里 将 雄 議員	崎 山 嗣 幸 議員
当 山 勝 利 議員	瑞慶覧 功 議員
當 間 盛 夫 議員	比 嘉 京 子 議員
金 城 勉 議員	末 松 文 信 議員
新 垣 新 議員	島 袋 大 議員
下 地 康 教 議員	中 川 京 貴 議員
石 原 朝 子 議員	仲 田 弘 毅 議員
仲 村 家 治 議員	

2月21日に応招した議員

島 袋 恵 祐 議員

令和6年2月14日

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第1号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

令和6年2月14日（水曜日）午前10時開会

議事日程第1号

令和6年2月14日（水曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号まで（決算特別委員長報告）
- 第4 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（知事説明）
- 第5 陳情第1号、第4号、第6号、第7号、第17号及び第19号の3の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号まで

- | | |
|-----------------|--|
| 令和5年第4回議会認定第1号 | 令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第2号 | 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第3号 | 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第4号 | 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第5号 | 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第6号 | 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第7号 | 令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第8号 | 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第9号 | 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第10号 | 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第11号 | 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第12号 | 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第13号 | 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第14号 | 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第15号 | 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について |
| 令和5年第4回議会認定第16号 | 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定 |

について

令和5年第4回議会認定第17号 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

令和5年第4回議会認定第18号 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

令和5年第4回議会認定第19号 令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

令和5年第4回議会認定第20号 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について

日程第4 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算

甲第2号議案 令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第3号議案 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第4号議案 令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第5号議案 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第6号議案 令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第7号議案 令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第8号議案 令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第9号議案 令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第10号議案 令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

甲第11号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第12号議案 令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第13号議案 令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算

甲第14号議案 令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第15号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第16号議案 令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第17号議案 令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第18号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第19号議案 令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第20号議案 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

甲第21号議案 令和6年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案 令和6年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案 令和6年度沖縄県流域下水道事業会計予算

甲第25号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）

甲第26号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

甲第27号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第2号）

甲第28号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

甲第29号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

甲第30号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）

甲第31号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）

甲第32号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）

甲第33号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）

甲第34号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

甲第35号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）

甲第36号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

甲第37号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）

- 甲第38号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例
- 乙第14号議案 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 乙第15号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 乙第27号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第28号議案 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例
- 乙第29号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例
- 乙第30号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第31号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第34号議案 財産の処分について
- 乙第35号議案 訴えの提起について
- 乙第36号議案 訴えの提起について
- 乙第37号議案 訴えの提起について

- 乙第38号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第39号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第40号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第41号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第42号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第43号議案 専決処分の承認について

日程第5 陳情第1号、第4号、第6号、第7号、第17号及び第19号の3の付託の件

出席議員(47名)

44番	赤嶺昇	議長	24番	玉城武光	議員
30番	照屋守之	副議長	25番	比嘉瑞己	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	平良昭一	議員
3番	國仲昌二	議員	27番	仲村未央	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	玉城ノブ子	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	38番	西銘純恵	議員
14番	次呂久成崇	議員	39番	渡久地修	議員
15番	新垣光栄	議員	40番	仲宗根悟	議員
16番	山里将雄	議員	41番	崎山嗣幸	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員
23番	仲村家治	議員			

欠席議員(1名)

1番	島袋恵祐	議員
----	------	----

説明のため出席した者の職、氏名

玉城	デニー	知事	宮平	道子	子ども生活福祉部長
照屋	義実	副知事	糸数	公保	保健医療部長
池田	竹州	副知事	前門	尚美	農林水産部長
島袋	芳敬	政策調整監	松永	享	商工労働部長
溜政	仁	知事公室長	宮城	嗣吉	文化観光スポーツ部長
宮城	力	総務部長	前川	智宏	土木建築部長
金城	敦	企画部長	松田	了	企業局長
多良間	一弘	環境部長	本竹	秀光	病院事業局長

名渡山 晶子 会計管理者
金城 康司 総務部財政統括監
半嶺 満 教 育 長
當間 秀史 公安委員会委員長

鎌谷 陽之 警察本部長
田島 啓己 労働委員会会長
池田 修 人事委員会委員長
安慶名 均 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城 貴子 議会事務局長
前田 敦次 長
中村 守 議事課長
儀間 俊江 課長補佐

宮城 亮 主 幹
比嘉 太一 主 任
上原 毅 政務調査課副参事
平良 典子 主 幹

○赤嶺 昇 議長 ただいまより令和6年第1回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

去る1月1日に発生した能登半島地震により、石川県を中心とする北陸地方は想像を絶する壊滅的な被害を被りました。

また、翌2日、被災地支援に向かう予定であった海上保安庁の航空機が羽田空港の滑走路上で民間機と衝突、炎上し、海上保安庁の職員5名が亡くなる大変痛ましい事故が発生いたしました。

本県議会は、今回の能登半島地震により亡くなられた方々、災害に関連して亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表し、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復旧・復興を念ずるものであります。

この際、このたびの大災害による犠牲者の方々の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

〔全員起立 黙禱〕

○赤嶺 昇 議長 黙禱を終わります。

御着席願います。

○赤嶺 昇 議長 次に、報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案81件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、令和6年1月末現在の令和5年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願1件及び陳情22件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表

のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

2番 喜友名 智子 議員 及び

8番 小渡 良太郎 議員

を指名いたします。

○赤嶺 昇 議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの44日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月28日までの44日間と決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 日程第3 令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までを議題といたします。

各決算に関し、委員長の報告を求めます。

國仲昌二決算特別委員長。

〔委員会審査報告書（決算） 巻末に掲載〕

〔國仲昌二 決算特別委員長登壇〕

○**國仲昌二 決算特別委員長** ただいま議題となりました令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの20件について、決算特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの議案は、令和5年第4回議会において付託されたもので、委員会におきましては、所管の常任委員会に調査を依頼し、令和4年度一般会計及び特別会計予算が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、本委員会及び各常任委員会における審査等の経過及び結果の概要等について御報告申し上げます。

まず、消防防災ヘリ導入推進事業の今後のスケジュールはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、ヘリ基地の整備場所、機体の仕様、人員派遣及び費用等について、全市町村長の承認を得た後、令和6年度に機体の製造及びヘリ基地の建設、令和7年度に機体の納品及びヘリ基地の完成、令和8年度に隊員の教育訓練を実施し、運用を開始する計画となっているとの答弁がありました。

次に、令和4年度の県税収入済額が前年度より約62億円、4.4%の増となっているが、その要因は何かとの質疑がありました。

これに対し、令和4年度は過去最高となる約1464億円の税収となった。その主な理由は、社会経済活動が正常化したこと及びコロナ給付金等で所得が上昇したことにより、個人県民税、地方消費税、自動車税、不動産取得税、個人事業税等の主な税目で増収となった。特に、地方消費税については、円安の影響で輸入品の取引額が大幅に伸びたことに伴い、増額となったとの答弁がありました。

次に、科学技術振興費のほとんどが委託事業となっているが、県の蓄積として何が残るのかとの質疑がありました。

これに対し、科学技術の分野においては、民間の力も借りながら事業を進めていく中で、県としての政策の方向性や戦略を立てており、委託事業で得たノウハウや知見を深め、その成果を県民に還元していくとの答弁がありました。

次に、非行少年を生まない社会づくり事業の成果として、不良行為少年の補導件数が減少しているが、この要因は何かとの質疑がありました。

これに対し、不良行為少年の補導件数は、平成25年のピーク時と比べ、約90%減少している。減少した要因については、県警察における再補導対策、立ち直り支援、居場所づくり及び集団的不良交友関係の解

消に向けた取組のほか、学校と警察間の連絡協議会、スクールサポーター及び少年警察ボランティアなどと緊密に連携した取組が一定の成果を上げているものと考えているとの答弁がありました。

次に、沖縄型耐候性園芸施設整備事業に関し、執行率が低い要因及び費用対効果の実態とそれに対する見解について質疑がありました。

これに対し、本事業の執行率が低い主な理由は、要望の取下げによる事業量の減や入札残によるものであるが、今後、計画段階での精査、執行段階での迅速な対応を図るとともに、市町村及びJAなどとの連携体制を強化し、事業の早期執行に努めていきたいと考えている。

また、近年、資材価格が高騰する一方で、農作物への価格転嫁が追いつかず、費用対効果の算定において投資効率が1を下回り、事業要件を満たさないケースが増えている状況を踏まえ、県では事業実施が可能となるよう費用対効果分析について3年間の特例措置を設定したところであるとの答弁がありました。

次に、奨学金返還支援事業に関し、事業の概要や課題、また事業期間終了後の展開についてどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、本事業は県内中小企業の奨学金返還支援制度の導入促進のため、県が企業の費用負担の一部を補助することにより、企業の人材確保及び定着を図ることを目的としているが、制度の導入企業数が少ないことから、本事業の周知が課題であり、同制度の認知度を高める必要があると考えている。

事業期間については、基本的に令和4年度から令和7年度までの4年間で区切っているが、事業の成果やニーズに応じて今後展開していくとの答弁がありました。

次に、令和4年度の万国津梁会議で議論されたテーマについては行政の取組にどのように反映されているのかとの質疑がありました。

これに対し、令和4年度においては観光需要の年間平準化に関する万国津梁会議が設置され、オフ期を楽しむコンテンツ開発の促進や季節性の異なる市場、コンテンツの戦略的な組合せといった平準化策が提言された。

提言内容については、関係部局で共有し、季節による需要の偏在や地域による需要の格差を解決するための方策について検討を行い、ターゲットマーケティングと効率的なプロモーション等に取り組むことで観光需要の年間平準化を図ることとしているとの答弁がありました。

次に、ひとり親家庭・低所得子育て家庭日常生活支援事業の執行率が65.7%と低い理由について質疑がありました。

これに対し、同事業はひとり親家庭等が修学や疾病などの理由により生活援助や保育サービスが必要となった場合、家庭生活支援員、いわゆるヘルパーを派遣したり、ヘルパーの居宅で子供の世話をする事業となっている。

執行率が低くなった理由としては、これまで事業の対象をひとり親家庭としていたが、令和4年度から低所得世帯を含めて対象を拡充し本島全域を対象に委託事業者の公募を行ったが応募がなく、改めて、北部圏域と中南部圏域に分けて再公募した結果、事業開始時期が8月以降となったため、不用が生じたものであるとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの対応を踏まえ、今後の感染症対策の組織体制についてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、県ではこれまで、感染症総務課、感染症医療確保課及びワクチン・検査推進課の3課体制で取り組んできたが、令和6年度からはこれら3課を統合し、感染症対策全般を所管する1課体制とする方向で検討している。

保健所については、増員した保健師を次年度も維持し、平時は施設等における感染症対策の推進及び関係機関との連携体制の強化を行うこととしている。また、衛生環境研究所内に設置した感染症研究センターにおいて、試験検査等の体制整備や感染症の疫学調査及び疫学解析能力の向上を図るとともに、感染症関連の人材育成に向け調整を進めているところであるとの答弁がありました。

次に、教育職員の病気休職者数が多い状況を改善するため、どのような取組を行っているかとの質疑がありました。

これに対し、令和4年度における教育職員の病気休職者は381名で、ここ数年は横ばいであるが、そのうち精神性疾患による休職者の数が229名で、令和2年度の188名、令和3年度の199名と比較して増加傾向にある。

このため県教育委員会では、今年度、働き方改革推進課を設置し、県立学校と市町村立学校に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、学習支援員、ICT支援員及び部活動指導員等の配置を進めるなど教育職員の負担軽減に重点的に取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、沖縄県居住支援協議会事業推進補助金の事業概要と実績はどうなっているか。また、賃貸人側に対する支援も必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県居住支援協議会では、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、事業者の紹介や相談窓口を設置するなど、あんしん賃貸支援事業を実施している。令和4年度の相談受付実績は116件で、その内訳は高齢者世帯88件、障害者世帯20件、子育て世帯4件、低所得者世帯4件となっている。

また、住宅確保要配慮者及び賃貸人に対する支援を行う、あんしん賃貸支援団体の登録を行っており、各登録団体において入居相談や民間賃貸住宅の空き部屋のマッチング及び家賃債務保証など様々な支援が行われているとの答弁がありました。

次に、赤土等流出防止対策に関し、土地改良工事以外の実際に営農している農地からの赤土流出が全体の8割を占めると理解しているが見解はどうか。また、市町村や土地改良区において沈砂池の不適切な管理状況がある場合は、環境部がその対策について指導を行う必要があるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、圃場整備による赤土流出が農地からのものに含まれるかどうかは時期によって異なるが、実際に営農が行われている農地からの流出は多いものと考えている。また、市町村や土地改良区に対しては、環境部が行った沈砂池の機能回復対策の実証実験結果を示す形で指導を行っていききたいとの答弁がありました。

また、総務企画委員会の調査の過程で、2項目の総括質疑の報告があり、1月19日に知事に対する質疑が行われました。

まず、辺野古関連訴訟の経緯等に関し、10年という歳月と約2億4000万円の一般財源を費やして、14件の訴訟を提起してきたが、所期の目的を達成したと考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、辺野古新基地建設問題は、対話によって解決を求めていくことが重要であると考えており、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げるべきことは申し上げ、問題点を指摘しながらも必要に応じて連携して取り組むことが重要である。これまでの一連の裁判は、公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく許認可等の法的な問題について、訴訟を通じて提起をし、または応訴する必要があると判断したものである。

県としては、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えとともに、今後

も国民的議論の機運醸成を目的としたトークキャラバンや、国際社会への情報発信などの取組を通して、基地問題の解決、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めていくとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在の在り方等に関し、駐在に係る約8億円の費用対効果についてどう考えているのか。また、国レベルの安全保障問題や交渉等の取組を地方自治体の長ができるかと認識しているのかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在は、政治情勢や米軍の動向など、沖縄に関連する情報を収集するとともに、米国政府や連邦議会関係者等と面談を行い、沖縄の基地問題の情報発信とその解決についての働きかけを行っている。

その結果、連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会や、米国のシンクタンクであるクインシー研究所及び米戦略予算評価センターの報告書において普天間基地代替施設計画への懸念等が示されており、米国内において沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えている。

県としては、基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、県自らが直接訴えることが重要であると考えている。沖縄の実情を正確に伝えることにより、理解を深めていただくことは、基地問題の解決促進を図るためにも重要であり、地方自治体としての責任の一端でもあると認識しているとの答弁がありました。

採決の結果、令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの20件については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申しあげまして報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの20件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算20件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までは、委員長の報告のとおり認定されました。



○赤嶺 昇 議長 日程第4 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔玉城デニー 知事登壇〕

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

知事提案説明要旨に先立ち、まず、沖縄本島地域の渇水に関して県民の皆様をお願いを申し上げます。

沖縄本島地方では、昨年9月以降、少雨傾向が続いており、ダムの貯水率が著しく低下しております。今年、1月18日にも県民の皆様には節水のお願いをしたところですが、2月14日現在のダム貯水率は48.8%で、平年値を28ポイント下回り、状況はさらに悪化しております。

このため、沖縄県企業局では、海水淡水化施設をフル稼働させるとともに、本島中部の地下水、河川等からの取水を再開するなどの対策を実施しております。なお、取水再開に当たっては、浄水場で高機能活性炭による吸着処理を行うため、P F O S等の濃度は、国の定める暫定目標値を大きく下回る水準で水道水を提供できると考えております。

現在の状況が継続すれば、3月上旬にはダム貯水率が40%を割り込む見込みとなり、給水制限なども検討せざるを得ない非常事態となるおそれもあります。

県民の皆様には、小まめに水を止める、お風呂の残り湯を庭の散水などに使うなどなど、より一層の節水に努めていただきますよう切にお願いいたします。

それでは、冒頭で黙禱もささげさせていただきましたが、1月1日に発生した能登半島地震においてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々へ心からお見舞いを申し上

げます。

沖縄県としても、総合的かつ効果的な救助活動、復旧支援活動等を迅速かつ円滑に推進するため、1月5日に能登半島地震に係る沖縄県支援対策本部会議を立ち上げたところであり、県民各界各層と一体となって被災地の一日も早い復興に向けて取り組んでまいります。

それでは、令和6年第1回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の日々の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、令和6年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び県民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第1に、県政運営に取り組む決意について申し上げます。

私は、これまで、祖先（ウヤファーフジ）への敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みを寄り添うチムグクルなどを大切にするとともに、「自立」、「共生」、「多様性」の理念の下、包摂性と寛容性に基づき、様々な施策を推進してまいりました。今後も、「時代を切り拓き、世界と交流しともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」の創造を基本理念とする沖縄21世紀ビジョンの実現を図り、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて、全身全霊で取り組んでまいります。

また、長期に及んだ新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られるものの、物価高騰による影響が懸念されている県民生活や経済活動、子供の貧困問題などの昨今の社会課題を踏まえながら、公約に掲げております「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」の3つの大項目について重点的に取り組んでまいります。

戦後78年、復帰から51年となる現在もなお、国土面積の約0.6%に過ぎない本県には、在日米軍専用施設面積の約70.3%が集中し続けております。これらの広大な米軍基地の存在が本県の振興を進める上で大きな障害となり、また、日常的に発生する航空機騒音をはじめ、自然環境の破壊、航空機事故などのほか、米軍人・軍属等による事件・事故等が県民生活に様々な影響を及ぼしています。

県としては、引き続き、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、取り組んでまいります。

特に、普天間飛行場については、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えているこ

とから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の一日も早い危険性の除去と早期閉鎖・返還は県民の強い願いであります。

一方、政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、軟弱地盤が海面下90メートルの深さまで存在することが確認され、国内で前例のない大規模な地盤改良工事が必要であるため、さらなる工期の延伸も懸念されます。

県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えており、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めていくとともに、平成25年に県議会議長及び全41市町村の首長・議会議長等が「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を求めた建白書の精神、これまでの県知事選挙や県民投票で県民が一貫して示してきた辺野古新基地建設反対の思いを実現するため、ぶれることなく県民の先頭に立ってまいります。

令和4年12月、安全保障関連3文書といわれる「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」が閣議決定され、本県では昨年、これに関連して、陸上自衛隊石垣駐屯地の開設等の自衛隊配備や相次ぐ大規模な日米共同演習、自衛隊等が民間空港等を利用するための「特定利用空港・港湾」の指定に向けた動きなどがありました。

県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増していると承知しております。しかしながら、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張等により、沖縄が攻撃目標になることは、決してあってはならないものと考えております。このため、本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小と併せて検討することなどを政府に求めたところであり、引き続き、軍転協等とも連携しながら、適切に対応してまいります。

特に「特定利用空港・港湾」に関しては、整備に係る予算計上方法や整備後の運用などについて県民に強い不安の声があることから、政府に対してはしっかりと説明を求めてまいりたいと考えております。

地域外交については、沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて積極的な役割を果たしていきたいと考えており、沖

縄県独自の地域外交を展開してまいります。

「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」については、平和を希求する先人たちの思いを引き継ぎ、未来を生きる子や孫たちのためによりよい未来を創造するため、建議書に込めた全ての願いをかなえられるよう県民の皆様とともに沖縄のために取り組んでまいります。

私は、誰もが輝き、誰もが尊重され、そして誰もが希望のうちに喜びを見つけることが当たり前を実現する島、幸福が真に実感できる沖縄を目指し、職員と一丸となって、全力で取り組んでまいります。

第2に、沖縄を取り巻く現状の認識について申し上げます。

世界経済は、新型コロナウイルス感染症等の影響から持ち直しの動きが続くものの、物価上昇等による下振れのリスクが指摘されております。

我が国の経済については、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあり、デフレ脱却のチャンスを迎えているとされる一方で、賃金上昇が物価上昇に迫っていないとされる一方で、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠くものとされています。

本県経済においても、コロナ禍の影響が和らぐ中、入域観光客数の増加など持ち直しの動きが続く一方で、人手不足による需要の取りこぼしや、長引く物価上昇による家計の負担増や事業者の収益圧迫などが懸念されております。

このような状況を踏まえ、県としては、引き続き国の総合経済対策と歩調を合わせ、本県経済の回復と活性化に向けて、人手不足や物価高への対策等に機動的に取り組んでまいります。

ロシアによるウクライナ侵攻が続く中、昨年10月にはイスラエルとパレスチナ武装勢力ハマスによる武力衝突が発生し、多数の一般市民に犠牲が生じるなど、憂慮すべき事態が続いております。一方、東アジアでは、米中対立や中国の軍事力の強化、台湾をめぐる問題など、安全保障環境がより一層厳しさを増しています。このような中、昨年11月に日中首脳会談及び米中首脳会談が行われ、岸田総理及びバイデン大統領からは、台湾海峡の平和と安定が国際社会にとって極めて重要である旨が強調されております。

沖縄県としては、アジア太平洋地域における平和と安定は、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上で極めて重要であることから、関係国等による平和的な外交・対話により、同地域の緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが重要であると考えております。

沖縄が有する沖縄独自のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、観光、物流、科学技術、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野において、国際交流や国際協力活動等を展開することで、沖縄県がアジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献することができると考えております。

このため、令和5年度において「沖縄県地域外交基本方針（仮称）」を策定し、令和6年度には地域外交室を課に格上げして、各部署の取組を横断的かつ戦略的に推進する体制を構築し、基本方針に即して地域外交を推進してまいります。

第3に、県政運営に取り組む決意及び沖縄を取り巻く現状認識を踏まえ、特に重要な政策について申し上げます。

令和6年度は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の策定から3年目を迎えるとともに、同計画に掲げた各施策の具体的な取組を示す「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（前期）」の最終年度となります。

県としては、誇りある豊かな沖縄の未来に向け、これら計画に掲げた取組を加速させ、計画を着実に推進していくとともに、昨今の社会課題など重要性を増した課題等を踏まえ、公約において重要政策として掲げた各種の施策を展開してまいります。加えて、「沖縄県SDGs実施指針」及び「おきなわSDGsアクションプラン」に基づき、SDGs達成への貢献と地域課題の解決に向けた施策の一層の充実強化を図り、SDGs全国フォーラムの開催等、県内・国内外に向けた情報の発信を推進するとともに、各種取組の相互関係性や相乗効果を重視した施策の連携・協働を促進し、多様な取組の創出に向け取り組んでまいります。

「県民のいのちと暮らしを守る」について、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関わるこれまでの経験を踏まえ、引き続き、新興感染症等対策の強化を図り、医療機関をはじめ関係機関と連携し、医療提供体制の確保に取り組むとともに、感染症研究センターの機能強化を進め、感染対策と社会経済活動の両立に努めてまいります。また、コロナ禍からの経済回復が進む一方で、人手不足や物価高騰などの新たな課題も発生していることから、資金繰り支援や再チャレンジ支援などの経営基盤の強化に向けた対策や、産業DXの推進など産業全体の生産性を高める取組などを行うことで、経済の再生を着実に進めてまいります。

「辺野古新基地建設反対をつらぬく」について、申し上げます。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、過去3回の県知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立てに絞った県民投票において圧倒的多数で明確に示されるなど、揺るぎない形で反対の民意が繰り返し示されたことは、極めて重いものであります。一方、国は、このような多くの沖縄県民の民意を顧みず、辺野古が唯一の解決策として沖縄県との対話にも応じない中、昨年12月28日に法令に基づく沖縄県の処分権限を奪い、その自主性・自立性を侵害して、美しい海を埋め立てて新たな基地を建設する代執行を行うなど、沖縄の過重な基地負担の格差を永久化、固定化しようとしています。

私は、県民の民意に応え、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期運用停止、閉鎖・撤去と辺野古に新しい基地を造らせないという公約の実現に向けて、引き続き、全身全霊で取り組んでまいります。

「子どもは沖縄の未来」について、申し上げます。

子供施策に関する総合調整機能を持つ子ども未来部を新たに設置し、子供・若者育成支援などの子供施策を総合的に取りまとめた「沖縄県子ども計画（仮称）」を策定するとともに、全庁体制で子供施策を強力に推進してまいります。引き続き、子供の貧困対策を県政の最重要課題に位置づけ、子育てや貧困を地域や社会全体の問題として捉え、子供につながり、支援につなげる仕組みを構築するとともに、個々の子供が抱える状況に対応した総合的な施策を展開してまいります。

「子どもの権利尊重条例」が目指す子供の権利ファーストの理念の下、ヤングケアラーの支援や児童相談所等の体制強化に取り組むほか、中高生のバス通学費等の支援、就学援助制度と給付型奨学金の充実、中部地区への特別支援学校の設置に向けた実施設計、学校給食費の無償化に向けた取組など、子供施策の充実に取り組んでまいります。

「安全・安心の沖縄へ」について、申し上げます。

P F O S等による水道水源等汚染については、県民の健康に関わる極めて重要な問題であることから、汚染源である蓋然性が高い米軍基地について、情報の提供、基地内への県の立入調査、国または米軍による原因究明調査と対策の実施を日米両政府に対し求めてまいります。

基地への立入調査が認められないことについては、基地の管理権を規定する日米地位協定がもたらす構造的な問題があると考えており、引き続き、環境保全に関する日本国内法の適用や環境条項の新設など、日米地位協定の見直しを求めてまいります。

さらに、生活環境の保全を図るため、米軍基地周辺の調査に加え、土壌と水質の全県的な調査を引き続き実施するとともに、可能な限り国管理ダムを活用するなど、水道水のP F O S等低減化に取り組むほか、国による浄化の実施、県及び市町村の対策に係る費用の負担を求めてまいります。

防災体制の強化については、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓として捉えるとともに、能登半島地震において生じている物資の輸送や電源の確保などに関する課題を踏まえ、市町村と協力しながら取組を推進してまいります。

危機管理の拠点となる「沖縄県防災危機管理センター（仮称）」の整備や消防防災ヘリの導入に向けた合意形成に取り組むほか、港湾施設の耐震化など小規模離島の防災体制の強化にも取り組んでまいります。また、引き続き、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の侵入防止に向けた危機管理体制の強化に努めてまいります。

離島振興につきましては、離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、引き続き県政の最重要課題と位置づけ、交通・生活コストの負担軽減、防災体制の強化、医療提供体制の充実・確保等の定住条件の整備のほか、移住の促進、関係人口の創出等に取り組んでまいります。

「自然環境と文化・伝統が調和する沖縄」について申し上げます。

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」表明自治体として、脱炭素化の実現に向け、太陽光発電事業への支援、風力発電及び海洋温度差発電の可能性調査、税制上の特例措置の活用促進など、クリーンエネルギーの導入を促進するほか、E Vバス等、電動車の補助拡充等に取り組みます。

また、生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代へ継承するため、自然環境の保護・保全に取り組むとともに、国立沖縄自然史博物館の設立誘致の早期実現に向けて県全体が一丸となる取組のさらなる推進、世界自然遺産地域の保全と利用の両立を図るための適正管理を推進するほか、人と動物が共生する社会の実現のための条例の制定に向けて引き続き取り組んでまいります。

文化と伝統については、琉球王朝時代より培われてきた伝統文化を継承・発展させていくことが重要であり、沖縄の伝統文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の推進や、沖縄文化の基層である「しまくとぅば」の保存・普及・継承の促進に取り組めます。また、首里城の復興については、国内外からの寄附金

を活用し、各種製作物復元、伝統的な建築等に係る人材育成、首里杜地区の歴史まちづくりの推進に取り組むほか、安全性の高い公園管理体制の構築、公園のさらなる魅力向上や復興イベント等、各種の復元プロジェクトに引き続き取り組んでまいります。

「限りない沖縄の可能性を未来へ」について申し上げます。

「稼ぐ力」の強化のため、産業DXの推進や企業連携、スタートアップの育成等によるイノベーションを促進するとともに、高度な人材の育成や労働者のリスクリングを積極的に推し進めることで、産業全体の生産性を高めるとともに、産業横断的な「おきなわブランド戦略」の推進等による県外・海外の市場開拓や域内の経済循環を高める施策を総合的に展開してまいります。

また、回復基調にある沖縄観光のさらなる振興及び持続可能な観光地の形成に向けて、国内観光需要に対するターゲットに応じたきめ細かな誘客活動や近隣のアジア市場・欧米等の海外からの段階的な誘客に取り組むとともに、人材確保や二次交通の利用促進のほか、オーバーツーリズムの発生抑制など受入れ体制の強化を図り、「安全・安心で快適な島沖縄」の実現に向けて取り組みます。

大型MICE施設整備については、PFI法に基づき事業者の募集及び選定に向けた手続を進めるとともに、市町村と連携しながらマリンタウンMICEエリアの形成に取り組んでまいります。

令和16年度に本県で開催予定の国民スポーツ大会について、準備委員会の設立等に取り組んでまいります。

また、島嶼県である本県にとって重要な役割を担っている那覇港や中城湾港、各圏域の拠点港湾等の機能強化に取り組むとともに、防災面での機能も併せた無電柱化を推進し、特に離島地域についてその一層の推進を図るほか、新設する「沿道景観推進室（仮称）」において、良好な沿道景観の創出に向けた街路樹等の適正管理を強化してまいります。

さらに、食料自給率の向上につなげていくため、台風等の災害に対応し得る足腰の強い農林水産業を推進し、産地育成や新技術の普及などによる生産供給体制の強化、食育の推進や観光産業との連携による農林水産物の地産地消の推進、おきなわそば地産地消プロジェクトなどによる小麦等の県産食材の魅力向上、植物工場などのスマート農林水産技術等の研究開発の推進、北大東村における分蜜糖製糖工場の整備に向けた支援、生産基盤の整備などに取り組んでまいります。

加えて、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入に向けて、国と意見交換を行いながら取り組むとともに、鉄軌道導入を前提としたフィーダー交通の充実に取り組んでまいります。

また、女性に関する施策をより一層推進するため、こども未来部に新たに「女性力・ダイバーシティ推進課（仮称）」を設置し、「第6次沖縄県男女共同参画計画」に基づき、ジェンダー平等の実現に向け、あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性のさらなる参画促進などに取り組むとともに、困難な問題を抱える女性への支援を効果的に実施するための基本計画の策定に取り組めます。

平和行政施策については、来年、戦後80年の節目を迎えるに当たり、沖縄県平和祈念資料館のリニューアルに向けた取組や第32軍司令部壕の保存・公開に向けた取組などを推進するとともに、子ども生活福祉部から知事公室へ平和行政施策を移管し、知事公室に新設する「平和・地域外交推進課（仮称）」において、地域外交施策と連携して、国内外に向けた「平和の発信」についてより一層の取組強化を図ってまいります。

以上の施策を着実に進めるためにも、公務の遂行については、リスク管理の徹底と内部統制に係る総点検の結果を踏まえた再発防止の取組を早急に進めるとともに、外部専門家による検証を行うこととしております。あわせて、令和6年度から、全ての主管課に内部統制専任職員を増員配置するなど内部統制推進体制の強化を図りながら、多様な行政需要に対応する組織を編成し、適正な行政運営に取り組んでまいります。

第4に、内閣府予算案及び税制改正について申し上げます。

令和6年度内閣府沖縄振興予算案においては、約2678億円が確保され、観光人材不足に対する予算が新たに盛り込まれたほか、沖縄振興一括交付金が増額されました。

また、令和6年度税制改正においては、本県と経済界が一体となって要望してまいりました揮発油税等の軽減措置など4税制の3年延長が認められました。

県としては、沖縄振興予算及び税制を積極的に活用し、沖縄の自立的発展と県民一人一人が平和で誇りある豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、これまで申し上げた取組に加え、令和6年度に主に取り組んでいく施策の概要について、御説明申し上げます。

第1は、「経済分野」に関して「一新時代沖縄の到

来の視点一」であります。

まず、企業の「稼ぐ力」の強化と産業の振興について申し上げます。

県民所得の着実な向上を図るためには、県内企業の生産性や競争力を高め、稼ぐ力の強化を図り、企業収益を従業員の賃上げなどにつなげることで、成長と分配の好循環を実現することが重要であります。このため、中小企業者等の支援については、資金繰り支援、経営改善や事業再生支援など経営基盤の強化に向けた対策、デジタル化支援による生産性の向上、円滑な事業承継の推進等に支援機関と連携して取り組んでまいります。

D Xの推進については、「リゾテックおきなわ」により全産業のD Xを加速させるとともに、産業横断的なデータ利活用に向けた環境整備に取り組めます。

情報通信産業については、商品・サービスの高付加価値化や高度な開発案件等の受注、海外I T人材の確保等を推進することにより、生産性の高い産業構造への高度化・転換を図ってまいります。

スタートアップについては、昨年11月に産学官金の関係機関と連携して策定した「スタートアップ・エコシステム発展戦略」に基づき、企業家の育成、資金調達や事業規模拡大に対する支援など、スタートアップの成長ステージに応じた各種の支援に取り組めます。

テストベッド・アイランドの形成に向けては、国や市町村等と連携し、先端的な技術やサービスを社会実装するための実証実験に対し、ワンストップで支援する体制を構築するとともに、企業間の連携または企業と自治体との協働によるオープンイノベーションの取組を支援することにより、新たなビジネスの創出や地域課題の解決につなげてまいります。

また、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築に向けては、O I S Tをはじめとする県内大学等が実施する産学連携の共同研究や大学発ベンチャーの創出等を支援するほか、航空・宇宙関連産業については、下地島空港等の離島空港を活用した産業の展開を推進してまいります。

ものづくり産業につきましては、製造業分野において、製造工程の省力化等による生産性の向上や企業連携による技術の高度化、受発注の促進に取り組むとともに、泡盛製造業については、業界が行う自立に向けた取組を支援いたします。また、バイオ産業分野においては、産学官金の連携強化による研究成果の事業化支援に取り組んでまいります。工芸産業分野では、琉球漆器、染織物、壺屋焼、三線などの産地組合や生産

者における経営基盤の強化、人材の育成、市場ニーズに対応した商品開発等を推進するほか、おきなわ工芸の杜を拠点に伝統工芸の魅力や付加価値の向上に取り組めます。

域内経済循環の促進については、産業間連携による域内調達に向けた取組や、製造業や情報通信産業における技術開発力の高度化、製品・サービスの高付加価値化等を支援することにより、県内企業間の受発注及び国内外での取引拡大を促進し、域内自給率の向上につなげてまいります。

海外への市場拡大については、県内事業者による高付加価値県産品のブランド確立や新たな商流の構築、海外への投資等を促進するとともに、トップセールスや海外事務所等による市場開拓の取組を強化するなど、アジアのみならずグローバルマーケットへのビジネス展開を積極的に推進してまいります。

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成について申し上げます。

地域社会、経済、環境の3つの側面において適切なバランスを長期的に維持し、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するサステナブル（持続可能）、レスポンシブル（責任ある）ツーリズム等の推進を図ってまいります。アドベンチャーツーリズムなど、高付加価値な観光資源開発を支援し、富裕層インバウンドを取り込むとともに、ビッグデータや観光D X、I C Tの活用による多彩かつ質の高い観光の推進、災害時における観光客の滞在先の確保等に取り組む、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指して取り組んでまいります。

受入れ体制強化の取組として、国内外の観光客が安心して満足する質の高いサービスを提供できる観光人材の育成・確保に取り組むとともに、観光地を周遊するシャトルバスへの支援、観光二次交通結節点の設置、手ぶら観光などを推進してまいります。

「F I B A バスケットボールワールドカップ 2023」の開催で得たノウハウやレガシーを活用した「デフバレー世界選手権2024」の開催支援に取り組むとともに、スポーツコンベンションの核となるJリーグ規格スタジアムについて、当初規模を1万人とする段階的な整備に向けて取り組んでまいります。

農林水産業の振興について申し上げます。

本県の気候や地理的特性を最大限に生かした持続可能な農林水産業振興に取り組む、離島・過疎地域における基幹産業としての地位も踏まえつつ、おきなわブランドの確立、競争力の高い品目やスマート農林水産技術等の導入、観光産業等との連携による地産地消の

推進、各種ツーリズム等の体験交流プログラムの提供など、農林漁業者の所得の向上や域内経済循環の促進、魅力ある農山漁村地域づくりを推進してまいります。

また、特定家畜伝染病危機管理体制の強化や特殊病害虫の根絶と侵入防止の徹底、輸送コスト低減対策、マーケットインを意識した出口戦略の強化、中央卸売市場の再整備の方針策定に取り組めます。

サトウキビについては、生産性向上を図る取組や、製糖工場の老朽化対策に向けた設備の更新整備支援等を推進してまいります。

担い手の育成・確保や経営力の強化に向け、農業大学校の新校舎への移転、新規就業者支援、経営安定対策及び農地の集積・集約化等の促進に取り組むほか、基盤整備については、地域特性に応じた整備や農山漁村地域の強靱化を推進し、生産性と収益性の向上に取り組めます。また、耕畜連携などの資源循環や環境保全型農業の推進、6次産業化支援などを行ってまいります。

畜産業については、生産基盤の拡大、産業獣医師の確保、飼料自給率の向上等による生産資材価格高騰への対応など、各種施策を推進します。

林業については、自然環境に配慮した森林施業のほか、ICT技術を活用した森林の精密な地形情報や森林資源情報の把握等に取り組めます。

水産業については、持続可能な資源管理型漁業や沖縄型のつくり育てる漁業の振興を図ります。また、日台漁業取決め及び日中漁業協定等の見直しを求めるとともに、地域外交の一環としてパラオ共和国等との水産技術交流等を着実に進めてまいります。

働きやすい環境づくりと多様な人材の活躍促進について申し上げます。

人手不足への対応については、高齢者、障害者、女性、若年者など幅広い求職者に対する総合的な就業支援に取り組むとともに、正規雇用やUJ1ターンの促進、外国人材の受入れ環境整備等を推進するほか、ハローワーク等と連携し、交通や観光をはじめとする幅広い分野の求人情報の提供や合同企業説明会の開催、民間人材紹介事業者と連携した兼業・副業人材とのマッチングなど、人手不足分野への人材確保支援に取り組めます。また、男性の育児休業取得やワーク・ライフ・バランスの促進など、多様な人材が活躍できる環境づくりに取り組めます。

県内企業の稼ぐ力の強化と併せて、奨学金返還支援や所得向上応援企業認証制度の普及拡大、賃上げ促進税制の活用促進など、企業による積極的な人材投資や

所得の向上につながる取組を推進し、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでまいります。

人材の育成については、企業や業界団体等が行う実践的な社員研修やリスクリングの取組を支援するとともに、従業員のデジタルリテラシーの向上やDX推進リーダー、データ活用人材等の専門人材の育成に取り組めます。

教育分野においては、国際的視野を持ち、社会の変化への対応力と創造性を兼ね備えた人材を育成するため、外国語教育、国際理解教育、ICT環境等の整備など情報教育の充実、科学技術・理数教育の推進等に取り組んでまいります。また、産学官相互が恒常的に対話し地域課題の解決を図る「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築に向け、引き続き大学等と連携してまいります。

自立的発展の実現に向けた基盤整備について申し上げます。

「沖縄県DX推進計画」の下、職員のリテラシー向上を図るとともに、外部の知見も活用しながら、生活、産業、行政など、様々な分野のDXを推進します。

過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、沖縄都市モノレールの3両車両を2編成分追加納入し、一日も早い運行開始に取り組むとともに、県民が路線バスを乗車体験する機会を創出いたします。また、市町村及び交通事業者と協力して基幹バスシステムの導入や交通結節点の整備促進など、切れ目のないシームレスな交通体系の構築に取り組めます。

「はしご道路」の早期整備を図るため、国が実施する那覇空港自動車道の整備を促進し、南部東道路等の整備を推進するとともに、主要渋滞箇所における渋滞ボトルネック対策についても取り組んでまいります。

那覇港については、新港埠頭地区の整備促進や浦添埠頭地区の早期整備に向けた取組など、将来にわたる沖縄全域の持続可能な発展の推進力となる「みなとづくり」に取り組めます。

中城湾港については、新港地区における港湾機能の強化・拡充、泡瀬地区におけるスポーツコンベンション拠点の形成、西原与那原地区における大型プレジャーボート等の受入れ環境の構築に向けて取り組んでまいります。

第2は、「平和分野」に関して「一誇りある豊かさの視点一」であります。

まず、米軍基地から派生する諸問題の解決と駐留軍用地の跡地利用について申し上げます。

米軍基地が集中することにより、騒音、水質汚染等

の環境問題、米軍関係の事件・事故が後を絶ちません。普天間飛行場、嘉手納飛行場やその他の訓練場の周辺住民は、昼夜を問わない訓練等により、騒音などに苦しめられ続けています。特に嘉手納飛行場では、騒音や悪臭に加え、外来機の度重なる飛来やパループの一時使用、無人偵察機MQ9の新たな配備、パラシュート降下訓練が行われているという状況です。こうした沖縄の過重な基地負担を軽減するためには、SACO最終報告や統合計画の確実な実施に加え、さらなる米軍基地の整理縮小が必要です。

このため県は、「当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標の設定と実現を日米両政府に強く求めております。

普天間飛行場については、引き続き、普天間飛行場負担軽減推進会議等において、県民の目に見える形で負担軽減に取り組むよう求めてまいります。また、普天間飛行場の固定化は絶対に許されないことから、県内移設の断念やオスプレイの配備計画の撤回を求める建白書の精神に基づき、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期運用停止、閉鎖・撤去を日米両政府に求めてまいります。

辺野古新基地建設問題については、引き続き、トークキャラバン等を通じ、辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた私の考えを広く国内外に伝え、問題解決に向けた国民的議論を喚起し、理解と協力を促進してまいります。

私は、昨年9月に国連人権理事会に出席し、沖縄に米軍基地が集中している状況や県民の平和を希求する思いなどをスピーチしたほか、「米軍基地による人権・自治・環境問題」をテーマにした講演会を開催し、沖縄の過重な基地負担や辺野古新基地建設問題などについて訴えてまいりました。また、国連関係者との面談では、私から、米軍基地から派生する様々な問題が人権、環境、自治、私たちの暮らしや文化などを侵害していることなどを説明し、面談したほとんどの方々から、私の考えに賛同をしていただきました。

今後は、国連関係者の沖縄への招聘にも取り組むとともに、引き続き、国際社会に対して、沖縄の基地負担の軽減や辺野古新基地建設問題、基地から派生する諸問題の解決の必要性を訴えてまいります。

また、沖縄県が辺野古新基地建設に関し行った処分について、国は、本来国民の権利利益の救済を図ることを目的とする審査請求を利用し、裁決により処分を取り消すことができるとする一方で、最高裁判決では、その裁決の適法性について沖縄県は、現行の法制度では司法の判断を仰ぐことができないことが示され

ています。地方公共団体が自ら責任を持って行った処分を国が裁決で取り消す「裁定的関与」は、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法に定める地方自治の本旨からも重大な問題であることから、全国知事会と連携し、地方自治法等の改正による「裁定的関与」の見直しを国に対して強く求めてまいります。沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要であると考えております。これまでの訪米活動やワシントン駐在の活動等においては、連邦議会関係者等に対し、普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的課題をはじめ、米軍基地周辺のPFOS等の問題、米軍人・軍属による事件・事故などを説明してきたところであり、今後も、国防権限法案等に沖縄の基地問題に関する記述が反映されるよう継続して働きかけてまいります。

また、沖縄に理解を示す米国の市民団体等との連携にも取り組んでおり、ワシントン駐在の働きかけの結果、米国の労働者連合は、辺野古新基地建設問題等に反対する沖縄県民への支持と連帯を表明しています。さらに、沖縄における基地問題の解決を図るため、ワシントン駐在において、米国内での情報収集及び情報発信、有識者と連携した会議の開催及び連邦議会関係者等への働きかけ、影響力を有する人物の沖縄への招聘等に取り組むとともに、私が適切な時期に訪米し、米国政府、連邦議会議員の理解と協力を得るため、沖縄の米軍基地問題の実情等を訴えたいと考えております。

日米地位協定に関しては、沖縄県が平成29年度から令和4年度にかけて実施した他国地位協定調査の結果を全国知事会や渉外知事会と共有するとともに、本年2月10日にも他国地位協定調査の結果を総括するシンポジウムを開催したところであり、これらの取組により全国的に認識が広がりつつあると考えております。今後も、日米地位協定の抜本的見直しの実現に向けて、様々な機会を捉えて全国に情報を発信するとともに、引き続き、全国知事会や渉外知事会等とも連携して取り組んでまいります。

基地周辺住民の生活環境の保全を図るため、嘉手納飛行場、普天間飛行場から日常的に発生する航空機騒音の測定・監視調査を実施するとともに、夜間における航空機騒音の実態の把握に努め、日米両政府に対し航空機騒音の軽減を求めてまいります。

県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用の推進に向けては、関係市町村等と連携を図り、普天間飛行場をはじめとした返還予定地の跡地利用計画の策定を

促進します。

尖閣諸島をめぐる問題については、中国公船の接続水域における年間航行日数が昨年、過去最多を記録するなど、我が国の領土・主権を侵害しかねない行為が頻繁に生じております。

昨年11月の日中首脳会談においては、岸田総理が深刻な懸念を改めて表明するとともに、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という大きな方向性が確認されております。

沖縄県としては、引き続き、戦略的互惠関係構築の考えの下、関係機関と連携を図り、日本政府に対し、冷静かつ平和的な外交・対話を通じて日中関係のさらなる改善を図ること等を求めてまいります。

地域外交の推進について申し上げます。

沖縄県は、新時代を切り開き、世界の平和構築や相互発展、国際的課題に貢献する「21世紀の万国津梁」を地域外交の理念とし、これを実現する施策を推進してまいります。

初めに、平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国内外に発信し、海外の自治体との連携や国際機関等の誘致など、沖縄独自のソフトパワーを活用した国際的な地域間協力を推進し、アジア太平洋地域の平和構築に資する国際平和創造拠点の形成を目指してまいります。

また、観光・経済・文化等の分野においては、ウチナーネットワークをはじめとして、これまで培ってきた国際ネットワークを生かし多角的な交流を推進し、民間企業の輸出促進や海外展開などを後押しすることで、経済圏の拡大を図り、沖縄の自立経済の構築に寄与してまいります。さらに、本県と類似する地域特性を有する世界の島嶼地域等との共生に向けて、沖縄独自の知見・技術等を生かした国際協力活動を国内外で展開し国際的課題への貢献を目指してまいります。加えて、沖縄県の地域外交は、県民、NGO、NPO、企業、関係団体、自治体などの様々な主体及び国が協働・連携することでより相乗効果を発揮することが期待されます。各主体がそれぞれの役割を十分に果たせるよう人材育成や連携促進に取り組んでまいります。

平和を希求する「沖縄のこころ」の発信と継承について申し上げます。

悲慘な沖縄戦の記憶が薄れていく中、平和を希求する「沖縄のこころ」を発信する、平和の礎や沖縄平和賞などの取組とともに、沖縄戦の実相や教訓を伝えていくため、平和学習の充実、次世代へ語り継ぐ担い手の育成・確保等の取組を推進してまいります。

第32軍司令部壕の保存・公開に向けて基本計画を

策定するとともに、沖縄県平和祈念資料館のリニューアルに向けては、有識者による監修委員会を設置し基本構想及び基本計画を策定するなど、アジア太平洋地域の平和発信拠点について、その在り方等の検討を進めてまいります。

ウチナーネットワークの継承・発展、多文化共生社会の構築について申し上げます。

ウチナーネットワークの継承・発展・強化に向け、国内外のウチナーンチュとの絶え間ない交流や、交流のかけ橋となる人材育成、アジアのみならず、南米や北米、欧州、オセアニアなどの国や地域との交流促進に取り組むほか、世界に約42万人いると言われる世界のウチナーンチュの心のよりどころ「ムートゥヤー」となる「世界ウチナーンチュセンター（仮称）」を整備いたします。また、多文化共生社会の構築に向け、在住外国人等が住みやすい地域づくりや県民の異文化・国際理解の促進、様々な分野の交流促進に取り組めます。

心豊かで、安全・安心に暮らせる島づくりについて申し上げます。

全ての県民の尊厳を等しく守り、互いに尊重し合う共生の社会を目指し、多様な性の在り方に関する理解促進に向けた啓発活動などに引き続き取り組むとともに、不当な差別のない社会の形成に関する施策を推進してまいります。

女性が社会のあらゆる分野で活躍できるジェンダー平等を実現するため、女性のスキルアップやネットワーク構築等に取り組むとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識の啓発等を推進してまいります。

配偶者からの暴力相談機能等の充実については、関係機関との連携強化、広報啓発等に取り組むとともに、在沖米軍関係者等を相手方とする離婚や養育費等で悩みを抱える県内女性等に対し、国際家事福祉相談所を活用し、相談支援体制の強化を図ってまいります。

「沖縄県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等の支援に関する各種施策の推進に取り組むとともに、消費者被害の相談体制の充実、消費者啓発、ライフステージに応じた消費者教育などの推進に取り組めます。

深刻化するサイバー空間の脅威や薬物事案、組織犯罪等、多様化する犯罪に的確に対処するため、警察施設を含む基盤整備を推進するほか、交通事故のない沖縄県を目指し、交通ルールの遵守及びマナー向上並びに飲酒運転根絶の取組を推進します。

また、水難事故防止対策、DV・ストーカー事案への対処、性犯罪等の未然防止など部局横断的な取組を推進するほか、「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」に基づく社会の変化を捉えた犯罪抑止対策や適正飲酒の働きかけを推進し、「ちゅうさん運動」を一層深化させます。加えて、観光客に安全・安心なマリトレジャーを提供するため、海の危険性及び正しい知識を「おきなわマリンセーフティ」において周知広報するとともに、水難事故多発エリアを中心にライフセーバーによる海の安全講習会を実施し、水難事故防止に向けて取り組んでまいります。

大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりに向けては、道路、港湾、河川、砂防関係施設、海岸保全施設等社会基盤の計画的な整備や補修・更新・耐震補強等のハード対策と併せて、河川流域全体で関係者が協働し水害を軽減させる流域治水など防災・減災対策に取り組むほか、民間施設などの耐震化に向けた取組を推進します。

戦後処理問題については、不発弾処理の早期解決及び国と連携した戦没者の遺骨収集の推進に取り組むとともに、早期の所有者不明土地問題解決に向け取り組んでまいります。

第3は「生活分野」に関して「一沖縄らしい優しい社会の構築の視点一」であります。

まずは、子育て支援・福祉サービスの充実について申し上げます。

「沖縄子どもの未来県民会議」と連携して、児童養護施設退所者等の大学等進学のための給付型奨学金など、子供の学びと育ちを社会全体で支える県民運動を推進するとともに、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置促進など子供の安全・安心な居場所等の設置・拡充や、子ども食堂等への食支援体制の強化、無料塾などの多様な学習支援に取り組めます。

ひとり親家庭等への生活の支援、就労や学び直しの支援等、生活の安定と自立に向けた取組を推進します。

子供施策と母子保健施策を一体的に推進することにより、子供の発達に応じた地域の子ども・子育て支援に早期につなげるとともに、病児保育や一時預かり保育、医療的ケア児の受入れ等の多様な子育てサービスの提供体制の整備に取り組めます。また、子供医療費助成、「母子健康包括支援センター」の設置促進及び機能充実など、子育て支援を推進してまいります。

若年妊産婦等については、相談支援や通所型居場所の支援に取り組むほか、令和5年10月に開設した宿泊型居場所と連携の上、支援体制の強化をさらに図っ

てまいります。

待機児童の解消を図るため、保育士の処遇や労働環境の改善等、保育士の確保・定着に取り組むとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の安全確保と質の向上に取り組めます。

社会生活を営む上での困難を有する子供・若者及びその家族等に対しては、関係機関と連携し、多角的な支援に取り組めます。

子どもの権利擁護を念頭に、児童虐待に対する取組を強化するとともに、里親支援センターの設置や、里親制度のさらなる普及啓発活動の推進による里親等への支援の充実、家庭的養護の推進、児童養護施設等の退所者の自立支援に取り組めます。

多様化・複雑化している地域住民の抱える課題の解決を図るため、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に取り組んでまいります。

高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりに向けて、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策、特別養護老人ホーム等の整備や介護人材確保等の支援など介護サービス等の充実に取り組んでまいります。

障害のある人が地域で安心して暮らし社会参加をしていくための、医療的ケア児への支援体制の強化や障害者芸術文化活動支援センターの設置等にも取り組んでまいります。また、関係機関と連携した非行防止活動や立ち直り支援により、少年の規範意識の向上と健全育成に取り組んでまいります。

医療の充実・健康福祉社会の実現について申し上げます。

医療の提供体制の充実に向けては、現状を踏まえ、地域医療連携体制の強化や不足が見込まれる医療機能の病床の整備などに取り組むとともに、北部、離島地域の医師不足及び県内全域における医師の診療科偏在の解消、看護師等の確保と資質向上などに取り組んでまいります。

薬剤師の確保については、令和5年12月に薬学部設置等の対応方策について協議を行う場の設置に合意した琉球大学との協議を進め、県内における薬学部設置の早期実現に向け、取り組んでまいります。

北部地域については、公立沖縄北部医療センターの早期整備に向けて、実施設計及び運営主体となる財団法人の設立準備に取り組み、離島地域については、離島診療所への医師派遣や専門医による巡回診療などによる医療提供体制の確保、離島患者の経済的負担の軽減などに取り組んでまいります。

県立中部病院につきましては、将来の建て替え等も含めた基本構想を策定し、機能強化等に向けて取り組

んでまいります。

将来子供を持つことを望む若いがん患者に対しては、子供の出産可能性を温存するために要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ってまいります。

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、あらゆる感染症を想定し、検査体制を迅速に構築できる環境整備、各種予防接種の接種率向上、結核の蔓延防止等に取り組んでまいります。

健康づくりに対する県民お一人お一人の意識の醸成、生活習慣を改善するための環境整備、地域や職場等の日常生活における健康づくりを官民一体となって取り組むとともに、昨年6月に設置した沖縄県口腔保健支援センターの取組等、歯科口腔保健対策の強化を図ってまいります。

生活基盤及び生活環境の充実強化について申し上げます。

令和6年10月からの水道料金改定を踏まえて、より一層の経営合理化に取り組むとともに、水道水の安定供給を図るため、老朽化した水道施設の着実な更新や耐震化、本島周辺離島8村の水道広域化、ダムの貯水率に応じた海水淡水化施設の活用などに取り組んでまいります。

また、安心・安全で持続可能な下水道事業の実施に向けて、下水道資源の有効利用、民間活力の導入検討、計画的な施設の増強・更新・耐震化や都市の浸水対策等に取り組めます。

住環境の整備では、県営住宅の計画的な建て替え等の推進、高齢者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保、住宅の省エネ化等に取り組んでまいります。

災害時の避難場所、緑と触れ合う憩いの場、レクリエーション活動の場としての都市公園整備を推進してまいります。

離島・過疎地域の持続可能な地域づくりについて申し上げます。

離島地域においては、離島の資源と魅力を生かした産業振興を図るため、「離島フェア」等の開催やデジタル技術の活用を含む離島特産品の販路拡大・プロモーション支援のほか、離島観光ツアーの造成、ICTを活用したテレワーカーの育成等に取り組めます。

また、離島・過疎地域の活性化を図るため、児童の離島体験交流をはじめ、離島住民との交流を含むボランティアツアーの造成、ワーケーションの推進等による交流人口及び関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、人口の維持・増加を図るため、移住情報を広く

発信し、移住希望者の相談に随時対応するほか、移住相談会や体験ツアーの実施など、移住・定住の促進に取り組めます。

情報通信については、公共施設へのWi-Fi整備により利便性の向上を図るとともに、南大東島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備については、令和7年度供用開始に向け取り組んでまいります。

離島航空路の確保と維持に向けて、計画的な空港施設の更新整備と機能向上に取り組むほか、離島港湾については、海上交通の安全性・安定性の確保など、港湾機能の強化・拡充を図ります。また、県道石垣空港線を整備するなど、空港・港湾等の交通拠点を相互に連結させる取組を推進するとともに、路線バスの確保・維持に取り組めます。

世界に誇る自然環境・生物多様性の保全・継承について申し上げます。

環境分野においては、自然環境の保全・再生・適正利用や地球温暖化対策などを推進するとともに、持続可能な循環型社会の構築などを目指します。

本県の自然環境の保全・継承を図るため、希少野生動物や沖縄固有種の保護対策、外来種対策や国立自然史博物館の在り方に関する基本方針等の策定に向けた調査検討やさらなる機運醸成の推進、赤土等の流出のさらなる防止に向けた総合的な赤土等流出防止対策の推進に取り組むとともに、地域猫活動につながる支援など動物愛護の取組を引き続き推進します。

また、北部地域の水源涵養機能の維持や環境保全、地域振興などヤンバルの森・命の水を守る取組を推進いたします。

脱炭素社会の実現に向けては、事業用車両の電動化に係る補助対象の拡大等により取組を強化するとともに、循環型社会の構築に向けて廃棄物の3Rや適正かつ効率的な処理体制の構築、使い捨てプラスチック製品の使用削減等に取り組めます。また、「沖縄県食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減に向けた各種施策の推進に取り組めます。

沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展について申し上げます。

琉球歴史文化の日を中心に、沖縄の歴史と文化への理解を深め、国内外へ発信するとともに、多様で豊かな沖縄文化を守り、育むための取組を推進します。また、全県的かつ横断的なしまくとぅば県民運動の推進、伝統的な食文化の普及、様々な文化の担い手の育成や文化芸術を支える基盤の強化、県民の文化芸術活動の充実や文化資源を活用した地域づくり等に取り組めます。

沖縄空手の保存・継承・発展のため、指導者・後継者の育成や沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」の発信、第2回沖縄空手少年少女世界大会の開催に取り組むとともに、空手ツーリズム等を推進してまいります。

沖縄の貴重な文化財を後世に継承するため、保存状態を考慮した活用を図るとともに、新たな指定に向けた調査や戦災文化財の復元等を推進してまいります。

教育振興について申し上げます。

学校教育については、幼児、児童生徒が豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるよう、学校の特色化・魅力化に取り組んでまいります。

また、幼児、児童生徒が、障害の有無にかかわらず可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、障害のある生徒等の自立と社会参加を見据えた特別支援教育の充実を図ってまいります。

教職員が心身ともに健康で本来の職務に専念し、働きやすさと働きがいを実感できる環境整備に向け、学校の働き方改革及びメンタルヘルス対策を着実に推進するとともに、教職員の確保に取り組んでまいります。

確かな学力を身につける学校教育の充実に向け、主体的・対話的で深い学びを通した学力向上の推進と教職員の指導力の向上に取り組んでまいります。

高校未設置離島からの居住費等を支援し、家庭の経済的負担軽減に取り組みます。

不登校児童生徒への支援を行う校内自立支援室の設置、魅力ある学校づくりの推進によるいじめや不登校の未然防止、組織的な早期対応等、児童生徒支援体制の構築に取り組んでまいります。

学校における体力向上や食育などの健康教育、交通安全・災害安全等の安全教育を推進し「生命（いのち）の安全教育」に取り組むほか、安心して学べる学校施設の整備に取り組みます。

また、教科や総合的な学習等において、地域の歴史や平和に関する学習などに取り組みます。

生涯学習環境の充実を図るため、各種関係機関等との連携・協働により、学習情報や学習機会を提供できる体制づくりに取り組みます。

子供たちが未来に夢と志を持てるよう、教育活動全体を通して、個々の能力を伸ばす教育やキャリア教育の充実を図り、社会的・職業的自立に向けた取組を推進してまいります。

次に、甲第1号議案から甲第38号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

令和6年度は、3年目を迎える「新・沖縄21世紀

ビジョン基本計画」の取組を加速し、誇りある豊かな沖縄の未来につなげていく重要な年であります。

このため、「重点テーマ」を踏まえつつ、「沖縄県PDCA」等の反映及び「新沖縄県行政運営プログラム」の推進のほか、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、的確に対応するとの基本的考え方により、令和6年度予算を編成しております。

その結果、令和6年度当初予算は、

一般会計において、8421億4300万円

特別会計において、2402億4851万6000円

企業会計において、1496億3930万円

の規模となっております。

令和5年度補正予算につきましては、甲第25号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）」から甲第38号議案「令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案において、事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において51億3296万9000円の減額を計上しているほか、11の特別会計、病院事業会計及び流域下水道事業会計において所要の補正予算額を計上しております。

これらの補正予算につきましては先議案件として御審議を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

次に、乙第1号議案から乙第43号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」など31件、議決議案が「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」など11件、承認議案が「専決処分の承認について」の1件を提案しております。

このうち、乙第5号議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など7件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

ユタサルグトゥ イッペーウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービタン。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について

必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔池田 修 人事委員会委員長登壇〕

○池田 修 人事委員会委員長 皆さん、こんにちは。

人事委員会委員長の池田修でございます。よろしくお願ひします。

ただいま、議長より地方公務員法に基づいて、人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げたいと思います。

まず初めに、乙第3号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、防疫等作業手当の支給要件及び支給額を改めるものであり適当であると考えております。

続きまして、乙第4号議案「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行った措置に係る防疫等の作業手当の特例を定めるものであり、適当と考えております。

最後に、乙第5号議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、常勤職員との権衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、地方自治法の一部改正を踏まえて、勤勉手当を支給できるように改正するものであり、適当であると考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。



○赤嶺 昇 議長 日程第5 陳情第1号、第4号、第6号、第7号、第17号及び第19号の3の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情6件のうち、陳情第4号、第6号、第7号及び第17号については米軍基地関係特別委員会に、第1号及び第19号の3については新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○赤嶺 昇 議長 この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明2月15日から20日までの6日間休会といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、明2月15日から20日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、2月21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年2月21日

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第2号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和6年2月21日（水曜日）午前10時開議

議事日程第2号

令和6年2月21日（水曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	23番	仲村家治	議員
30番	照屋守之	副議長	24番	玉城武光	議員
1番	島袋恵祐	議員	25番	比嘉瑞己	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	平良昭一	議員
3番	國仲昌二	議員	27番	仲村未央	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	玉城ノブ子	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	38番	西銘純恵	議員
14番	次呂久成崇	議員	39番	渡久地修	議員
15番	新垣光栄	議員	40番	仲宗根悟	議員
16番	山里将雄	議員	41番	崎山嗣幸	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城	デニー	知事	宮城	力	総務部長
照屋	義実	副知事	金城	敦	企画部長
池田	竹州	副知事	多良間	一弘	環境部長
島袋	芳敬	政策調整監	宮平	道子	子ども生活福祉部長
溜	政仁	知事公室長	糸数	公	保健医療部長

前 門 尚 美 農 林 水 産 部 長
松 永 享 商 工 労 働 部 長
宮 城 嗣 吉 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長
前 川 智 宏 土 木 建 築 部 長
松 田 了 企 業 局 長
本 竹 秀 光 病 院 事 業 局 長
名 渡 山 晶 子 会 計 管 理 者

金 城 康 司 総 務 部 財 政 統 括 監
半 嶺 満 教 育 長
鎌 谷 陽 之 警 察 本 部 長
下 地 誠 労 働 委 員 会 事 務 局 長
茂 太 強 人 事 委 員 会 事 務 局 長
安 慶 名 均 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子 議 会 事 務 局 長	儀 間 俊 江 課 長 補 佐
前 田 敦 次 長	宮 城 亮 主 幹
中 村 守 議 事 課 長	比 嘉 太 一 主 任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。
日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた池田修人事委員会委員長及び田島啓己労働委員会会長は、所用のため本日、22日及び26日から3月1日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、茂太強人事委員会事務局長及び下地誠労働委員会事務局長の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 この際、念のため申し上げます。

本日、22日及び26日から3月1日までの7日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○赤嶺 昇 議長 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎 議員登壇〕

○西銘 啓史郎 議員 議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 では、改めまして、おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

会派を代表して、通告に従い質問に入りたいと思います。

その前に、2月14日、開会日に能登半島の地震でお亡くなりになった方々へ黙禱をささげました。私はその翌日の海上保安庁の職員の皆さんにも心から御冥福をお祈りしたいと思います。

では、質問に入る前に、その前に所見を述べさせていただきます。

今定例会は、13期沖縄県議会最後の定例会となります。まず初めに、今期をもって御勇退される与野党の議員各位の皆様は、県民生活の向上や課題解決に向けたこれまでの取組に対して、心より感謝と敬意を表します。御勇退後も御健康に留意され、我々の御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そして、次に3月末をもって定年退職される部長の皆様、少し早いですが、長い間お世話になりました。この議会、丁寧にまたいろいろ議論をさせていただければと思います。また、新任地での活躍を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、玉城知事の所信表明について。

ア、県政運営に取り組む決意において掲げた3つの大項目、すなわち県経済と県民生活の再生、子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実、辺野古新基地建設反対・米軍基地問題の優先順位について伺います。

イ、在沖米軍基地の整理縮小と自衛隊配備との関連性について伺います。

ウ、沖縄を取り巻く現状の認識を受けて、知事として県民の生命財産を本当に守れるのか伺います。

(2)、沖縄振興策について。

ア、令和6年度沖縄振興予算案が2678億円と決定されたことについて知事はどのような評価をしているのか伺います。

イ、赤字経営に転落のおそれもある企業局の財務状

況であるが、ハード交付金以外の補助金や貸付金、転貸債、永久債など多様な資金調達の手法がある中で、知事部局としてどのような財政支援をしていくべきと考えているのか伺います。

ウ、揮発油税の特例措置については政府・与党における尽力の結果、延長を果たすことができました。これに対して、知事は特例措置を恒久化すべきとの考えを示したとのことですが、その意図・真意は何か伺います。

(3)、令和6年能登半島地震を受けた県の対応について。

ア、県が実施している被災者支援募金の状況について伺います。

イ、被災者支援のための体制整備はどのようになっているのか、また市町村との連携はどのように図っているのか伺います。

ウ、被災者支援として県が提供している支援策の概要と活用状況について伺います。

エ、沖縄総合事務局が策定している沖縄における道路啓開計画について、沖縄県としてはどのような関わり方をしているのか伺います。

(4)、沖縄県における物価高騰対策について。

ア、昨年11月に成立した国の補正予算において、速やかに給付を行うよう要請のあった低所得者向け給付金について、県内各市町村における支給状況はどのようになっているのか伺います。

イ、県としてこれまで実施してきた支援措置に係る予算執行状況、執行率及び執行額について伺います。

(5)、自衛隊配備と訓練施設について。

ア、知事は自衛隊に対してどのような基本認識を持っているのか改めて伺います。

イ、知事は安全保障政策、国際関係における抑止力の意義をどのように捉えているのか伺います。

ウ、うるま市東山訓練場整備計画については、地元理解が得られていない状況であるが、知事としてどのような認識を持っているのか伺います。

2、行財政運営について。

(1)、令和6年度当初予算について。

ア、当初予算案の全体的な特徴について伺います。

イ、次年度重点的に予算配分を行った事務事業はどのようなものがあるか伺います。

ウ、各省庁の個別補助金を活用する取組が近年増えてきているが、来年度予算における措置状況について伺います。

エ、令和4年度決算における執行率は何%か、また九州各県と比較して低い状況にあると思われるが、執

行率向上のための具体的な取組について伺います。

(2)、令和4年度定期監査について。

ア、名護県税事務所における公印の不適正使用について、事案の概要と今後の対応策を伺います。

イ、農業大学校における過年度支出に係る私費補填について、事案の概要と今後の対応策を伺います。

ウ、港湾課における国庫補助金受入れミスについて、事案の概要と今後の対応策を伺います。

エ、病院事業局における決裁を受けずにした財務行為(5件)について、事案の概要と今後の対応策を伺います。

(3)、令和5年度行政監査について。

ア、今回の行政監査は「県有施設の安全対策について」がテーマであったが、監査結果の概略について伺います。

イ、監査結果を受けて施設管理者として今後取るべき措置をどのように考えているのか伺います。

(4)、県職員一人一人の働く環境整備・改善について。

ア、庁内Wi-Fi環境については鋭意整備が進んでいるものとするが、現状どのような状況にあるのか、あわせて執務機のフリーアドレス化について検討を進める考えはないか伺います。

イ、令和6年度予算では普通退職者及び退職手当支給額の見込みが235人、約4億円となっており、本年度当初予算における182人、約1億8000万円と比較しても大きく伸びている。

(ア)、この伸長している理由について伺います。

(イ)、普通退職者の増加という事態を受けて、可能な範囲でその退職理由を調査し、職場環境改善の対策樹立に生かす考えはないのか伺います。

ウ、国家公務員試験においては、2022年度からデジタル区分が新設されています。デジタル人材の確保策として、知事部局から、職員採用試験区分におけるデジタル枠を創設するよう人事委員会に申し入れる考えはないか伺います。

エ、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類相当に位置づけられ、平時モードへの移行が進んでいるものと思われるが、依然として職員の長時間労働は課題となっている。

(ア)、時間外勤務及び手当の支給状況はどのような傾向にあるのか伺う。

(イ)、一般的な時間外勤務手当が支払われない管理監督者の時間外勤務の実態はどのように把握しているのか伺います。

オ、県職員の定年延長がいよいよスタートするが、

令和6年度から予定されている役職定年制の運用方針について伺います。

カ、令和6年度組織再編は、こども未来部の設置等、近年にはない大きな改編となっているが、知事の意図する再編の目的に沿い、適正な業務分配及び人事配置をどのように担保しているのか伺います。

3、産業振興について。

(1)、令和5年12月に取りまとめられた、おきなわスタートアップ・エコシステム発展戦略について。

ア、向こう5年でスタートアップ企業200社、調達額100億、時価総額100億円企業10社というKGIを設定した際の考え方について伺います。

イ、KGIに定める目標達成に向けて県として今後どのような支援策を講じていく考えなのか伺います。

(2)、ゼロゼロ融資は特に中小零細企業にあってコロナ禍での経営継続に大きな効果があったものの、地域経済においては完全なV字回復とは言えない状況が続いている。

ア、ゼロゼロ融資に係る県内企業の債務返済の状況について伺います。

イ、企業の連鎖倒産、失業率の悪化といった諸問題の顕在化を抑制するため、リスケジュールや債務減免措置の可能性について、県として金融機関の動向をどのように把握し、認識しているのか伺います。

(3)、県民所得の向上について。

ア、新・沖縄21世紀ビジョン前期実施計画の終期が来年度に迫る中、計画期間中における所得向上の取組と進捗状況、最終的な見通しについて伺います。

イ、1人当たり県民所得については、要素分解をする中において、労働生産性の向上が必要不可欠な課題となっていると考えるが、県として労働生産性向上のためにどのような企業向けの支援策を実施しているのか伺います。

(4)、デジタル・トランスフォーメーション(DX)について。

ア、電子申請システム等を活用したコロナ給付金の申請等のオンライン化が進んできているが、県への申請手続のデジタル化率及びデジタル化未了となっている事務の状況と今後の見通しについて伺います。

イ、沖縄県DX推進計画においては、多様な取組が掲記されているが、その効果検証はどのように行っていく考えか伺います。

(5)、エネルギーの安定確保について。

ア、これまで主とされてきた太陽光のほか、洋上風力や波力、潮力、水素など多様な再生可能エネルギーの技術が開発されてきているが、沖縄県においてはど

のような普及状況となっているのか伺います。

イ、2050年までにカーボンニュートラルを達成するという我が国政府が掲げた目標を達成するべく、石油・石炭からの転換を中長期的な視野で図っていく必要があると考えるが、県としてこのようなエネルギー転換にどう道筋をつけるべきと考えているのか伺います。

4、文化観光スポーツ行政について。

(1)、沖縄観光の振興について。

ア、第6次沖縄県観光振興基本計画においては、随所で沖縄観光の質の向上がうたわれているが、スーパーヨットやプライベートジェットなどで沖縄に来訪する富裕層をターゲットとした観光サービスの提供環境整備の状況について伺います。

イ、コロナ禍によるレンタカーやタクシー不足の状況が続く中で、公共交通以外にもレンタサイクル、カーシェアに加え、Ma a Sの進展等が見られるが、県内における観光者のモビリティ環境の改善策について伺います。

ウ、大型クルーズ船の来県が復活してきているが、クルーズ船係留施設の整備・稼働状況に加え、中心市街地への円滑なアクセス手段の確保をどのように図っているのか伺います。

エ、自動運転に係る技術開発、安全性テストが進展する中で、沖縄県内における自動運転技術の導入に当たっての課題や今後見込まれる実証フィールドの状況について伺います。

オ、令和6年度観光振興基金を活用した事業について、概略概要及び事業効果を伺います。

カ、3月に入ると海開きが各地で行われ、沖縄にとってはマリレジャーのシーズンインとなる一方で、水難事故の件数が観光客の増加とともに年々増加してきており、観光先での不慮の事故を避けるためにも、水難事故防止に向けた対策樹立が極めて重要であるが、県の認識を伺います。

キ、那覇空港拡張整備促進連盟と経済団体会議が推進する大那覇空港構想について、県としてどのような立場をとっているのか伺います。

(2)、マリンタウン大型MICE施設整備・エリア形成事業について。

ア、令和6年度当初予算で434億円の債務負担行為等が組まれているが、改めて事業スキーム及び全体のスケジュールについて伺います。

イ、西原町、与那原町など地元市町村や観光協会、商工会等の関係団体への説明及び連携の状況について伺います。

ウ、那覇空港からマリントウンMICE施設までのMICE利用者の移動をどうするのかという素朴な疑問が解消できていないと思われるが、道路整備を含めた円滑な交通システムをどのように構築する考えか伺います。

エ、マリントウンMICE施設及び周辺エリアにおける商業施設建設に当たって、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）への対応はどの程度予定されているのか伺います。

(3)、北部テーマパーク、ジャングリアと県の関わり方について。

ア、ジャングリアの供用は、北部地域の観光発展に多大なポテンシャルがあるものと思われるが、施設整備を主導する民間企業との連携をどのように図っているのか伺います。

イ、観光者の移動や宿泊、飲食、周辺の地域開発、関連産業の集積など、県のバックアップ体制が鍵となると思われるが、全庁的な連絡対応体制について伺います。

(4)、スポーツ振興について。

ア、Jリーグ規格スタジアム構想の進捗について伺います。

イ、奥武山公園周辺一帯の再開発に関する那覇市との連携について伺います。

ウ、公民連携の一手法としてのLABV（Local Asset Backed Vehicle）方式とはどのような手法か伺います。

エ、一般社団法人沖縄スポーツ関連産業協会と県の関わり方について伺います。

(5)、沖縄空手の継承発展について。

ア、沖縄空手ツーリズムがもたらす県経済への効果について伺います。

イ、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組について伺います。

ウ、沖縄空手世界大会開催事業として1億円が当初予算で組まれているが、具体的にどのような支援を行う考えか伺います。

(6)、首里城復興事業について。

ア、2026年度の正殿復元を目指し、見せる復興をコンセプトにしている首里城復興事業の進捗状況について伺います。

イ、新・首里杜構想に基づくまちづくりについて伺います。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日より代表質問が行われます。真摯に答弁に努めたいと思います。

西銘啓史郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)のA、県政運営に取り組む決意についてお答えいたします。

今議会の知事提案説明要旨の「県政運営に取り組む決意」では、「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」の3つを大項目として位置づけております。この大項目については、私の公約で特に重点的に取り組むべきものとして掲げており、これら3つの基本的考え方を踏まえ、各種施策に取り組むことで、沖縄県が目指す、幸福が真に実感できる沖縄の実現になるものと考えております。

次に1の(1)のウ、県民の生命財産を守ることについてお答えいたします。

沖縄県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増しているものと認識しております。また、沖縄県を含む我が国が独立繁栄を続けていく上で平和と安定は不可欠であることから、日米安保体制や専守防衛のための最低限の自衛力は必要であると考えております。一方で、我が国の平和と安定を図る上では、抑止力だけではなく、平和的な外交・対話によって軍事的な緊張関係を緩和するとともに、これまで積み重ねてきた経済交流や多様な国際交流などをさらに強化していくことにより、国・地域間の揺るぎない信頼関係を構築していくことが重要であると考えております。そのため沖縄県では、地域外交や沖縄平和賞など、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に資する取組を進めているところであります。

次に1の(5)のイ、抑止力の意義についてお答えいたします。

抑止力は、他の国に対し、侵略を思いとどまらせる力であると認識をしております。一方、抑止力の無制限なエスカレーションにより、かえって意図しない衝突のリスクを高める可能性も指摘されております。私は、日米安保体制や専守防衛のための最低限の自衛力は必要であると考えております。しかしながら、沖縄県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備の拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決

してあってはならないものと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢について(1)のイ、米軍基地の整理縮小と自衛隊配備との関連性についてお答えいたします。

在沖米軍基地については、沖縄の基地負担の軽減を図るため、SACO最終報告やロードマップに基づき整理縮小が進められておりますが、海兵隊の移転等が進まない上、これによる返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69%程度にとどまります。一方、いわゆる安保関連3文書では、厳しい安全保障環境に対応するため、南西諸島における自衛隊機能の増強などが示されております。

県としては、米軍の機能や規模が縮小されないまま自衛隊の配備拡張が進められることは、沖縄の基地負担の増加につながることから、負担軽減は、米軍と自衛隊を併せて検討される必要があると考えております。

次に1(3)のア、令和6年能登半島地震沖縄避難者支援募金についてお答えいたします。

県では、能登半島地震により沖縄県へ避難してきた方々の滞在中の経済的負担を軽減するため、令和6年能登半島地震沖縄避難者支援金として1人当たり2万円(1世帯上限5万円)を給付することとしております。支援金は県民の皆様からの寄附金を活用することとしており、去る2月2日から募金受付を開始し、2月16日時点で約260万円の支援をいただいております。

県としましては、避難してきた方々へ速やかに支援金を給付できるよう取り組んでまいります。

次に1(3)のイ、被災者支援体制整備と市町村との連携についてお答えいたします。

県では、能登半島地震発生直後から情報収集を行い、1月5日に令和6年能登半島地震沖縄県支援対策本部を設置し、1月9日に第1回沖縄県支援対策本部会議を開催しました。1月12日に発表した被災者受入方針に基づき、1月15日にはワンストップ相談窓口となる被災者支援ワーキングチームを設置し、同日から相談受付業務を開始しております。また、公営住宅入居希望者に関する情報等を共有するなど市町村と連携しているところです。引き続き関係市町村等とも連携しながら、被災者に寄り添った各種支援に取り組んでまいります。

同じく1(3)のウ、被災者支援策と活用状況についてお答えいたします。

県では、被災者支援として、県内への避難に係る往復航空運賃及び3食つきの宿泊費用支援に取り組んでおります。2月16日までに62件174人からの申請があり、16件35人を受け入れたところです。また、滞在中の経済的負担を軽減するために支援金を給付することとしており、2月16日時点で申込件数は30件となっております。その他、中長期的な避難をされる方への支援としては、県営住宅への一時入居及び家具・家電の無償貸付けや生活再建を図るための生活支援給付金に取り組んでおります。

同じく1(5)のア、自衛隊に対する認識についてお答えいたします。

県としては、自衛隊は我が国の防衛任務に加え、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、災害救助、不発弾処理等、県民の生命財産を守るために大きく貢献していると考えており、去る2月17日の木原防衛大臣との面談においても、知事から自衛隊の日頃の活動に対し感謝を申し上げました。

同じく1(5)のウ、うるま市の陸上自衛隊訓練場整備計画への認識についてお答えいたします。

去る2月11日に防衛省が実施した説明会では、参加された多くの住民から計画に強く反対する意見が相次いだと承知しております。また、2月16日に、うるま市石川地区自治会長連絡協議会から知事に対し、計画の断念を求める要請があったところです。このため、2月17日の防衛大臣との面談において知事から、政府においては、近隣住民の様々な不安を真摯に受け止め、地元の意向を尊重する姿勢を示すこと、計画を一旦白紙に戻し検討することを求めたところです。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、令和6年度沖縄振興予算案に対する評価についてお答えいたします。

令和6年度の沖縄振興予算案については、前年度比1億円減の総額2678億円となっており、うち沖縄振興一括交付金が、前年度比4億円増の763億円が計上されたほか、持続可能な国際観光景観モデル事業など、観光関連経費が新たに計上されました。また、令和5年度の補正予算として、沖縄振興公共投資交付金で約39億円、防災・減災、国土強靱化に資する公共事業費で約132億円など、沖縄振興予算として約329億円が計上されており、国の財政状況が厳しい中、本

県に対し御配慮いただいたものと認識しております。

同じく1の(4)のイ、物価高騰対策の執行状況等についてお答えいたします。

県においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金や一般財源を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。執行状況については、1月末時点の支出負担行為ベースで、令和4年度分は、133億円に対し執行額が104億円、執行率78%、令和5年度分は、直近の11月補正予算で計上した分を除いた予算額160億円に対し執行額127億円、執行率79%となっております。

県としましては、引き続き同交付金等を活用して、物価高騰による県民生活や経済活動への影響に適切に対応してまいります。

次に2、行財政運営についての(1)のア、令和6年度当初予算案の特徴についてお答えいたします。

令和6年度は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の取組を加速させ、誇りある豊かな沖縄の未来につなげていく重要な年であります。このため、令和6年度当初予算案は、重点テーマを踏まえ、子供施策の強化、教員の働き方改革の推進、緊急自然災害防止対策、モノレール基地の整備、物価高騰対策支援などの様々な取組とともに、高齢化に伴う社会保障関係費の計上などにより、新型コロナウイルス感染症対策関連経費等は減少したものの、令和5年度に引き続き8000億円を超える予算規模となっております。

同じく2の(1)のイ、重点的に予算配分を行った事業についてお答えいたします。

令和6年度は、当初予算案の主な新規または拡充事業としては、強くしなやかな自立型経済の構築においては、大型MICE施設建設事業、質の高い観光サービスの提供促進事業、安全・安心に暮らせる沖縄においては、消防共同指令センター移転・機器更新に係る市町村支援事業、恒久平和の願いと希望の未来の発信においては、海外自治体等との友好関係構築等に向けた地域外交推進事業、「こどもまんなか社会」の実現に向けた沖縄の未来への投資と支援においては、沖縄県こども計画（仮称）を策定するとともに、子供の意見表明等支援員（アドボケイト）の配置の拡充など、個々の子供が抱える状況に対応した事業、沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化の継承・発展においては、中城御殿跡等整備や公園の利便性向上事業など様々な予算を計上しております。

同じく2の(1)のウ、各省計上補助金の活用状況についてお答えいたします。

県では、沖縄振興予算に加え、非公共事業いわゆるソフト事業において、各省計上補助金を積極的に活用することとしております。令和6年度当初予算案においては、文部科学省などの補助金を活用し、新規35事業、拡充12事業を含めた70事業において約25.6億円を計上し、前年度比で約19.4億円の増となっております。

同じく2の(1)のエ、執行率向上のための取組等についてお答えいたします。

令和4年度一般会計決算における本県の執行率は88.5%で、九州各県の平均が87.4%で、本県は4位に位置しております。令和6年度予算の執行に当たっても、執行率に影響の大きい公共事業等については、副知事を本部長とした沖縄県公共事業等施行推進本部により執行状況を管理するほか、9月補正からの繰越手続や債務負担行為設定による事業の早期着手、用地補償業務等の一部民間委託などの取組により、引き続き執行率の向上に努めてまいります。

同じく2の(2)のア、公印の不適正使用についてお答えいたします。

今回の事案の概要は、名護県税事務所において、公印である沖縄県名護県税事務所印を、私的団体である名護県税事務所職員の互助会の預金口座の届出印として使用していたものであります。公印使用については、沖縄県公印規程第11条第1項により、「公文書以外に使用してはならない。」と規定されており、職員互助会での使用は不適正であったと認識しております。そのため今般の指摘を受け、直ちに届出印の変更を行い、是正したところです。公印の適正な使用及び管理については、毎年度初めに通知を行っているところですが、今回の事案を受けて、改めてその徹底を図るよう全庁的に注意喚起を行ったところです。

同じく2の(3)のイ、監査結果を受けての対応についてお答えいたします。

1月25日の監査結果報告を受けた後、直ちに部局長会議を開催し、是正事項の情報共有と速やかに点検を行うことを確認したところです。また、今後の対策として、点検漏れを防止するため、令和6年度以降は、指定管理者が管理する施設等を除き、総務部において建築基準法に基づく点検業務を一括して発注することとしております。さらに、その他の法定点検に漏れが生じないように、システムにより各種情報を一元管理していく予定としております。

同じく2の(4)のアのうち、執務機のフリーアドレス化についてお答えいたします。

執務機のフリーアドレス化については、コミュニ

ケーションの活発化が図られ、業務効率が改善されることから、Wi-Fi環境の整備やノートパソコン等の導入が進んだ自治体において導入されているものと認識しております。県においては、令和7年度から本庁舎執務室の大規模改修に着手することとしており、文書管理システムの構築に伴うペーパーレス化の状況等を踏まえながら、執務機のフリーアドレス化を検討していきたいと考えております。

同じく2の(4)のイの(7)、普通退職者の退職手当支給額についてお答えいたします。

令和6年度の退職手当予算のうち、普通退職者については、過去3か年の退職者数及び支給額の平均により計上しております。増額している要因としては、近年の普通退職者の増加により退職者数が増えたこと並びに勤続年数が長く、退職手当支給額の高い職員の退職の増によるものであります。

同じく2の(4)のイの(イ)、退職理由と対策についてお答えいたします。

知事部局において、退職した元職員を対象にアンケートを実施したところ、退職理由は家庭の事情など様々ありましたが、仕事の負荷が最も多くなっております。一方、回答者からは、組織改善の取組として、若手職員をサポートする仕組みや、職員の希望業務のマッチング等に関する意見がありました。県においては、今年度から在宅勤務制度の本格導入により多様な働き方を推進し、また、職員による主体的なキャリアデザインを促進するため、各所属の情報を取りまとめた所属プロフィールを職員に提供するなど新たな取組を進めているところであります。

県としましては、今回のアンケート結果も踏まえ、多様な働き方ができる職場づくりや職員の働きがいを高められるよう、引き続き取り組んでまいります。

同じく2の(4)のエの(7)、時間外勤務及び手当支給の状況についてお答えいたします。

時間外勤務については、職員の適切な勤務管理の観点から、事前の勤務命令の徹底を行うとともに、手当の適切な支給に努めているところですが、予算については前年度の支給実績等に基づき措置しているため、突発的な業務対応等により、手当に係る予算が一時的に不足し、支給するまでに一定の期間を要する場合があります。そのため、予算の流用や補正を行うなど、できるだけ早期の支給に向け取り組んでおります。今後とも確実に支給するための所要の予算を確保するとともに、適切な時期の支給に努めてまいります。

同じく2の(4)のエの(イ)、管理監督者の時間外勤務についてお答えいたします。

知事部局においては、職員の在課時間を月ごとに把握し、管理監督職も含めて長時間勤務職員がいる場合には、総務部から毎月、当該情報の提供を行っております。各部局においては、これを踏まえ、業務分担の見直し等により職員の負担軽減を図るなど、労務管理を徹底することとしております。

同じく2の(4)のオ、役職定年制の運用についてお答えいたします。

組織の新陳代謝を確保し、活力を維持する観点から役職定年制を導入し、管理監督職にある職員の職位は主幹とすることとしております。60歳以降の職員については、過去の経歴等も踏まえ、専門スキルを生かした業務遂行や若手職員等のサポートといった役割を担える配置を考えているところであります。

同じく2の(4)のカ、組織再編に沿った適正な業務と配置についてお答えいたします。

令和6年度の組織再編については、子供、若者及び女性が夢や希望、安心感を持てる社会の実現に向け、新たにこども未来部を設置いたします。また、国内外に向けた平和の発信の強化等を図るため、知事公室に平和・地域外交推進課を設置するほか、保健医療と介護のさらなる連携強化のため、高齢者施策を保健医療介護部へ移管いたします。これらの組織再編の目的に沿った執行体制の確保に向け、重点的な定数配置を行うとともに、業務内容を踏まえた適材適所の観点から人員配置に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

(糸数 公 保健医療部長登壇)

○糸数 公 保健医療部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、企業局への財政支援の在り方についてお答えします。

水道は、県民生活や産業活動を支える重要なライフラインの一つであり、県内大部分の用水供給を担っている県企業局の経営の安定化を図ることは、県民サービスの維持向上の観点からも必要であると考えます。そのため県では、令和5年度に電力価格高騰の影響による電気料金の増額分等に対し補助を行うとともに、令和6年度は、建設改良事業に必要な貸付金30億円を当初予算案に計上しております。

県としましては、今後とも県企業局への必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 1、知事の政治姿

勢についての御質問の中の(2)のウ、揮発油税等軽減措置の恒久化発言についてお答えいたします。

本軽減措置につきましては、関係各位の御尽力により延長が認められたものと認識しております。本県のガソリン価格については、地理的不利性のほか、移動手段を乗用車に依存していることや1人当たり県民所得が全国最低水準であるがゆえに家計に占めるガソリン代の負担感が大きいという課題があります。特に地理的不利性については、県内に石油精製施設がなく、本土一本島間、及び本島―離島間の輸送コストがかさむことがガソリン価格を押し上げる要因となっておりますが、これらの要因については、年数の経過により課題が解決するわけではございません。そのため、安定的・継続的な措置が必要であるという認識を述べたものでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(3)のエ、沖縄における道路啓開計画への関わりについてお答えいたします。

沖縄における道路啓開計画は、大規模災害が発生した場合の被災状況に即応し、救援や救助活動を支える緊急輸送の確保を目的に、平成28年11月に策定し、平成30年5月に改定されております。県は、同計画策定の構成機関であるとともに、道路啓開作業の実効性向上を目的とした訓練にも参加しております。引き続き関係機関と連携し、大規模災害発生時における緊急輸送路の確保に備えてまいります。

次に2、行財政運営についての(2)のウ、国庫補助金受入れについてお答えいたします。

中城湾港(新港地区)の耐震補強工事等において、国に対し国庫債務負担行為手続を行っていなかったことから、国庫請求できず、国庫補助額を一般財源及び県債への財源振替を行ったところであります。再発防止対策については、補助金等交付要領等の読み合わせを行い、理解を深め、国庫補助等の申請手続の作業内容及び時期を明確化し、チェックリストを追加作成することなどの対策を実施しております。引き続き、このようなことがないように再発防止対策を徹底してまいります。

次に4、文化観光スポーツ行政についての(1)のウのうち、大型クルーズ船係留施設の整備・稼働状況についてお答えいたします。

大型クルーズ船対応岸壁は、県内の5港で整備されております。那覇港では23万トン級と17万トン級、

石垣港、平良港、本部港では22万トン級、中城湾港では16万トン級のクルーズ船に対応しております。令和5年の寄港回数は、それぞれ那覇港79回、石垣港35回、平良港19回、本部港1回となっております。

次に同じく4の(6)のア、首里城復興事業の進捗状況についてお答えいたします。

県では、首里城復興基本計画に基づき、正殿等の早期復元と復元過程の公開に取り組んでおります。県民をはじめ国内外から寄せられた寄附金を活用し、柱などの木材を調達し、現在は、赤瓦、龍頭棟飾などを製作しているところです。また、正殿の復元過程を観る、学ぶ、楽しむ取組として、復元工事現場に隣接する復興展示室や首里杜館にて製作物の試作品を展示し、復元過程の映像などを放映しております。今後も2026年度の正殿復元に向けて、国と連携して取り組んでまいります。

次に同じく4の(6)のイ、新・首里杜構想に基づくまちづくりについてお答えいたします。

県では、首里城復興基本計画に基づき、中城御殿や松崎馬場の整備を進めております。また、次年度からは地域からの要望の多い世持橋の欄干の復元に取り組むこととしており、正殿の復元が完成する2026年度に供用開始を予定しております。さらに、首里杜地区まちづくり推進協議会において、歴史文化資源の整備推進や、暮らしと観光の両立したまちづくりに向け、地域の方々と検討会を行っており、今後も地域や那覇市と協働して取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(4)のア、低所得者世帯への給付状況についてお答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用した、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付については、1月末までに12市町村が支給を開始し、2月末までに37市町村が支給を開始する予定であります。

県としましては、速やかな支給が実施されるよう、市町村に対して助言等の支援を行ってまいります。

次に2、行財政運営についての(4)のアのうち、庁内Wi-Fi環境整備の現状についてお答えいたします。

県では、庁内DX推進の一環として、新沖縄県行政運営プログラムに基づき、今年度から職員の業務パソコンをモバイル化するとともに、本庁舎内の会議室及

び一部執務室において、Wi-Fiの検証導入を行っております。次年度は、検証結果を踏まえ、本庁舎各執務室へのWi-Fi導入を予定しております。

県としては、引き続き多様かつ能率的な働き方に対応した職場環境の基盤整備に取り組んでまいります。

同じく2の(4)のウ、職員採用区分のデジタル枠創設についてお答えいたします。

県では、デジタル人材の確保・育成は重要であると認識しており、任期付職員の採用や職員研修の拡充と併せ、沖縄県デジタル人材育成方針（仮称）の策定に向けた準備を進めているところです。その中では、デジタル面から見た職員の役割、必要となるスキルや研修体系の整理のほか、エキスパート人事や専門職採用の検討等の記載を盛り込んでいく予定です。令和4年度の都道府県調査では、20団体で情報職の採用があると承知しており、参考にしながら検討を進めてまいります。

次に3、産業振興についての(3)のア、前期実施計画における取組と進捗状況、見通しについてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の前期実施計画では、県民所得の向上に向けた取組として、将来像3、希望と活力にあふれる豊かな島を目指しての下に、企業の稼ぐ力の強化、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成、デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化、亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興などの基本施策を掲げ、多くの取組を推進しております。令和4年度の取組の推進状況については、現在、沖縄県PDCA実施結果を取りまとめているところでありますが、おおむね順調に進捗していると考えており、前期実施計画の目標達成に向け、努めてまいります。

同じく3の(4)のア、県への申請手続のデジタル化率の状況についてお答えいたします。

令和6年1月末における、県民向けの手続462件中、電子化しているものは228件、率にして49.4%となっています。電子化していない手続234件のうち、電子化が見込める104件については業務所管課と連携し、技術的支援を行いながら、令和9年度までに段階的に電子化を行うこととしております。引き続き、県民サービスの向上につながるよう、取組を促進してまいります。

同じく3の(4)のイ、沖縄県DX推進計画の効果検証についてお答えいたします。

県では、本年度より、沖縄県DX推進計画のPDCAによる検証を開始しており、1月末の沖縄県DX推

進本部会議において、令和4年度の検証を行ったところです。今回の検証では、全体の87.3%の取組が順調あるいはおおむね順調となり、沖縄21世紀ビジョンへのデジタル面での貢献という視点を含め、総じて順調であったものと考えております。今後も検証を毎年度実施し、課題の把握や改善に努め、DXの推進に取り組んでまいります。

次に4、文化観光スポーツ行政についての(1)のエ、県内の自動運転技術導入の課題及び今後の状況についてお答えいたします。

県内では、南城市、石垣市、北谷町等において自動運転バス等の実証実験が行われております。自動運転技術の導入に当たっては、安全性確立の技術開発が求められる一方、高コストとなるため、安全面とコスト面の両立等、持続性が課題と考えております。

県では、令和6年度に公共交通の維持が厳しい離島地域において、住民合意形成の下、低コストで持続可能な自動運転導入モデルの構築に向け、実証実験等を実施し、島における定住環境整備に取り組んでまいります。

同じく4の(1)のキ、大那覇空港構想についてお答えいたします。

県では、那覇空港について、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、世界最高水準を見据えた拠点空港としての整備を促進することとしております。那覇空港拡張整備促進連盟による中長期構想については、その具体的な提案であると受け止めております。那覇空港の将来の在り方については、空港周辺と一体となった臨空・臨港型の経済振興を図ることが重要であると考えていることから、引き続き経済団体等の関係機関と意見交換を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 2、行財政運営についての中の(2)のイ、農業大学校における過年度支出に係る私費補填についてお答えいたします。

農業大学校において、令和3年度に支払うべき消耗品費について、支出時期を逸したため、過年度支出を行ったところ、4万7311円のうち8349円を、当時の担当職員が私費で支払っていたものであり、支出事務が適正でありませんでした。不適正な事務処理を行った理由としましては、校内のチェック機能が十分でなかったことや、担当者の認識不足もあったと理解しております。

農林水産部としましては、会計課のかい指導と合同

で出先機関に直接出向き、沖縄県財務規則等の周知徹底やチェック体制の強化が図られるよう、会計処理の点検指導を行う等、適正な会計事務に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 2、行財政運営についての御質問の(2)のエ、決裁を受けていない財務行為の概要と対策についてお答えします。

令和4年度定期監査では、行政財産使用料の調定、督促状の発行、医業未収金の不納欠損処分、契約に係る支出負担行為及び支払いの5件の手続が、決裁を受けずに処理されている不適正事案として指摘されております。このような処理は、担当者の関係規則に対する理解不足、管理監督者の審査が不十分であることが主な要因となっております。そのため病院事業局では、令和5年度から担当者、管理監督者への研修の実施、財務会計事務改善プロジェクト・チームの設置、公認会計士を活用した課題改善に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 代表監査委員。

〔安慶名 均 代表監査委員登壇〕

○安慶名 均 代表監査委員 2、行財政運営についての(3)のア、行政監査結果の概略についてお答えいたします。

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県の事務の執行について、監査委員が必要であると認めるときに行う監査であり、監査委員の協議によりテーマを定めて実施をしております。令和5年度の行政監査は、施設利用者の安全確保及び施設の効率的運用に資することを目的として県有施設の安全対策をテーマに実施したところであります。監査の結果、多くの施設において、適切な維持管理を行う上で必要な予算、組織体制、マニュアル等の作成、専門知識・スキルの習得など、各面で課題を抱えており、建築基準法で義務づけられた点検を実施していない施設があるなど、是正または改善を要する事例が認められました。このことから、施設の管理、安全対策、運用等について、監査で明らかとなった実態等を踏まえ、改善に取り組むよう意見を述べたところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 3、産業振興についての

(1)のア及び(1)のイ、おきなわスタートアップ・エコシステム発展戦略のKGIと目標達成に向けた支援策についてお答えします。3の(1)のアと3の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

同戦略の目標設定につきましては、今後、ベンチャーキャピタルや投資家からの出資が活発化することで資金調達額の増加を見込んでおり、年間の資金調達額は大都市に並ぶ100億円を目指しているところであります。また、スタートアップ数を現在の2倍に増やし、その中から企業評価額が100億円を超えるスタートアップが10社成長することを目標としてKGIを設定したところであります。目標達成に向け、同戦略では、スタートアップ誘致や専門人材の育成、国内外への事業展開支援、オープンイノベーションの促進など、様々な取組を実施することとしております。

県としましては、スタートアップ・エコシステム・コンソーシアムに参画する関係機関と連携し、スタートアップの成長段階に応じた各種支援に取り組んでまいります。

同じく3の(2)のア、ゼロゼロ融資の返済状況についてお答えします。

沖縄県信用保証協会に確認したところ、ゼロゼロ融資の返済状況につきましては、令和6年1月31日時点の保証債務の件数9876件のうち、約88%が正常に返済されており、残り約12%は条件変更等で対応していると聞いております。

一方、事業者によりましては、今後、コロナ禍からの業績回復の遅れなどによる事業継続への影響が懸念されることから、県としましては、引き続き、事業者の状況を注視し、適切な事業継続支援等に取り組んでまいります。

同じく3の(2)のイ、ゼロゼロ融資のリスケジュールなどの把握等についてお答えします。

民間の調査によりますと、令和5年の県内企業の倒産件数は40件、休廃業・解散件数は429件となっており、令和4年と比較して倒産件数で6件、休廃業・解散件数で51件増加しております。県では、金融機関やよろず支援拠点等と定期的に意見交換を行い、リスケジュールや債務減免等も含めたコロナ関連融資の返済状況や支援状況について、現況把握に努めているところであります。

県としましては、引き続き金融機関や支援機関と緊密に連携し、適切な事業継続に向けた取組を推進してまいります。

同じく3の(3)のイ、労働生産性向上のための企業向け支援策についてお答えします。

県では、労働生産性の向上に向け、企業のデジタル導入やDX計画の策定等に対する支援に取り組むとともに、企業連携による域内経済循環に資するプロジェクトへの補助や、イノベーションの担い手となるスタートアップの創出・育成等に取り組んでいるところです。また、沖縄関係税制を活用した企業の設備投資の促進や、生産性向上に必要な従業員のリスクリングや高度人材の育成・確保など、様々な支援策を実施しているところです。

同じく3の(5)のア、本県における再生可能エネルギーの普及状況についてお答えします。

2021年度における本県の再生可能エネルギー電源比率は11.1%となっており、その構成比は、太陽光が57%、バイオマスが39%、風力が3%、水力が1%程度となっております。県では、新たな再生可能エネルギー電源の導入に向け、洋上風力の導入に適した候補地等の調査や水素発電の可能性調査等を行うとともに、新技術を活用した再生可能エネルギーの将来的な導入に向け、引き続き情報収集に努めてまいります。

同じく3の(5)のイ、石油石炭からの中長期的なエネルギー転換についてお答えします。

県では、2050年度エネルギーの脱炭素化に向け、2030年度再エネ電源比率の目標を18%とし、再エネ電源の主力である太陽光やバイオマスの導入拡大に取り組んでいるところです。また、次年度の新たな取組として、環境省予算を活用した太陽光発電設備支援や、風力発電事業者の発掘に向けた風況観測支援等の実施を計画しているところです。

県としましては、国の補助金の活用や税制上の特例措置の積極的な活用促進により、2050年度脱炭素社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 4、文化観光スポーツ行政についての(1)のア、富裕層向けの観光サービスの整備についてお答えします。

県では、観光客の滞在日数の延伸や観光消費額の向上につながる国内外の富裕層の誘客に取り組んでおります。富裕層が利用する施設として、スーパーヨットについては与那原マリナーや石垣港など、プライベートジェットについては那覇空港や下地島空港などがあります。富裕層による施設利用について、個人情報の関係で利用目的等が十分に把握できないことが課題となっております。このため県では、庁内各部局と関係機関が連携し、施設の利用状況等の把握と利用実態の

分析に努めながら、国内外からの富裕層誘客に取り組んでまいります。

同じく4の(1)のイ、観光客のモビリティ環境についてお答えします。

県では、観光客の公共交通の利用促進を図る観点から、公共交通機関のダイヤや運賃などの運行情報のオープンデータ化を推進してきました。これらのデータを活用し、グーグルマップの乗換検索サイトなどで、県内の公共交通の経路検索ができるようになりました。また、観光客が多く利用するバス停の上屋整備のほか、バス停や観光施設、宿泊施設などにおいて、運行情報を発信するサイネージの設置などを実施しております。引き続き、観光客のモビリティ環境の改善や公共交通の利用促進につながる取組を実施してまいります。

同じく4の(1)のウのうち、クルーズ船の寄港におけるアクセス手段確保についてお答えします。

クルーズ船の寄港時には、クルーズ船社が県内旅行会社にツアーバスやシャトルバスを手配するとともに、県や周辺市町村等で構成される地元受入れ団体が寄港情報を事前にタクシー協会に共有し、配車を依頼するなど、乗客が円滑に移動できるよう連携して取り組んでおります。また、県では、乗客の訪問先の分散化や効率的な周遊を促すため、船社と共同で循環バスの実証運行を行うなど、今後の本格的な寄港再開に向け、二次交通の機能強化に取り組んでおります。

同じく4の(1)のオ、令和6年度の観光振興基金を活用した事業についてお答えします。

令和6年度は、沖縄県観光振興基金を活用して、観光2次交通結節点機能強化事業、災害時等観光客避難支援事業、観光人材確保支援事業、マリンレジャー事故防止調査対策事業など、計14事業、約7億5900万円を計上しているところです。これらの取組により、観光客の公共交通機関の利用促進、災害時の観光客の滞在先及び備蓄の確保、観光人材の確保、観光客の水難事故防止など、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成につなげてまいります。

同じく4の(1)のカのうち、水難事故防止に向けた対策についてお答えします。

令和5年の観光客を含む水難事故者数が過去最多を記録していることから、水難事故防止対策は、喫緊の課題であると認識しております。県では、観光客に対して構築したポータルサイト、おきなわマリンセーフティを活用し、海の危険性及び事故の未然防止について周知を図るなど、対策を講じているところです。令和6年度は、おきなわマリンセーフティの周知啓発の

強化を図るとともに、ハワイから招聘したプロライフガードと県内のライフセーバーを活用して海の安全講習会を拡充する等取組を強化してまいります。引き続き、関係機関及び観光関連事業者と連携し、海の安全に向けて取り組んでまいります。

同じく4の(2)のア、事業スキームとスケジュールについてお答えします。

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業は、PFIの手法により設計・建設の後、県に所有権を移転するBT（ビルド・トランスファー方式）と、公共施設等運営権を設定して、運営・維持管理を民間事業者が独立採算で行うコンセッション方式で実施するものです。議会の議決を経て、令和6年5月に入札公告、令和7年3月に落札者の決定、令和7年7月に事業契約の締結を予定しています。設計と建設に3年半を見込んでおり、令和11年1月に県へ施設が引き渡された後、令和11年3月から20年間、民間事業者により運営・維持管理が行われます。

同じく4の(2)のイ、地元市町村等への説明と連携についてお答えします。

県では、住民説明会を、令和6年1月22日に西原町、令和6年1月24日に与那原町で、両町長に参加していただき開催しました。また、両町長は、地元の意見を取り込む観点から、事業者の募集・選定に関する検討等を行う有識者委員会の委員となっております。今後も、関係4町村と観光協会、商工会等で構成する東海岸地域サンライズ推進協議会と連携し、大型MICE施設を核とした東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展につなげてまいります。

同じく4の(2)のウ、円滑な交通システムについてお答えします。

那覇市内や空港等からの交通アクセスは、令和4年3月までに暫定供用した南風原バイパス、与那原バイパスと整備中の那覇空港自動車道等の利用を想定しております。また、大型MICE施設の開業後は、公共交通機関の利用促進や、中南部地域からのシャトルバスの運行による交通渋滞の緩和に努めることとしております。引き続き、関係4町村で構成する東海岸地域サンライズ推進協議会と連携して取り組んでまいります。

同じく4の(2)のエ、ZEBへの対応についてお答えします。

ZEBとは、省エネ化と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指す建物のことで、4段階の定義があります。大型MICE施設は、令和5年12月に公表した要求水準書（案）にお

いて、従来の建物より30%以上消費量を減らすZEBオリエンテッド以上の水準を求めています。また、マリンタウンMICEエリアは、周辺商業施設等を対象として国の脱炭素先行地域に選定されており、与那原町が進める省エネ・再エネ等の脱炭素の取組について、県も連携してまいります。

同じく4の(3)のアと4の(3)のイ、民間企業との連携及び県の連絡対応体制についてお答えします。4の(3)のアと4の(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

本島北部地域に整備が進められているテーマパーク、ジャングリアの開業は、周遊時間の増加による観光客の滞在日数の延伸や地元特産品等の消費促進など、観光の高付加価値化が期待されています。一方で、事業進捗に伴い、地域住民の方々から交通渋滞や地域の雇用への影響を懸念する声もあります。このため、開業効果を最大限に活用し地域振興を図るとともに、事前に想定される課題について速やかに全庁共有を図る会議体として、関係課長で構成する連絡会議を設置し、1月24日に第1回の会議を開催しました。今後は、関係課及び名護市、今帰仁村で構成する部会の開催を想定しており、それぞれが所管する課題への対応の方向性を確認してまいります。また、第1回の連絡会議には、ジャングリアを運営する株式会社ジャパンエンターテイメントもオブザーバーとして参加しており、施設概要や県と連携して取り組む課題等について説明を受けたところです。

同じく4の(4)のア、Jリーグ規格スタジアム整備の進捗についてお答えします。

Jリーグ規格スタジアムの整備については、法手続への対応、既存イベントとの調整、整備費の縮減、財源の確保等の課題整理に取り組んでおります。今年度は、コスト縮減と効率的な運営を目的に、2万人規模の収容として整備する手法と、当初は1万人規模として整備した後、2万人規模へ段階整備する手法との比較検討を行いました。また、PFIによる事業実施や整備後の運営方法、にぎわい創出の方策等について、有識者ヒアリングや民間事業者サウンディング等を実施しております。

同じく4の(4)のイ、奥武山公園周辺一帯の再開発についてお答えします。

奥武山公園内には、県が管理している体育施設や公園施設、那覇市が管理しているセルラースタジアム那覇、民有地などが混在しているところであります。また、体育施設である水泳プール、弓道場、テニス場などの施設は、県内における大会の主要な会場として利

用されております。那覇市の施設を含む公園全体の再開発については、既存施設の整備財源の返還も生じることなどから、整備に相当な時間を要するといった課題があるものと考えております。

同じく4の(4)のウ、L A B V方式についてお答えします。

L A B V方式とは、官民連携手法の一つで、自治体が公用地を現物出資し、民間事業者が資金を出資して設立した事業者が、公共施設と民間収益施設を複合的に整備してマネジメントする手法と認識しております。

同じく4の(4)のエ、沖縄スポーツ関連産業協会についてお答えします。

沖縄スポーツ関連産業協会は、内閣府沖縄総合事務局が平成29年度に設置した沖縄スポーツ・ヘルスケア産業クラスター推進協議会の構成員の一部が中心となって、令和4年6月に新たに一般社団法人として設立されました。同協会は、スポーツ関連産業の発展・拡大に向けて、スポーツを通じたビジネスモデルの構築などに取り組んでおります。

県では、スポーツと他の産業とのマッチングに関する専門的知見等を活用するため、沖縄県スポーツ推進審議会委員や補助事業の審査委員を担っていただくなど、連携してスポーツ関連産業の振興に取り組んでおります。

同じく4の(5)のア、空手ツーリズムの経済効果についてお答えします。

県が令和2年3月に実施したアンケート調査によると、空手ツーリズムの経済効果は、県外・海外の空手愛好家の平均滞在日数を11日、滞在中の1人当たり消費額を14万6753円と試算しており、他の観光客と比べ滞在日数、消費額とも多くなっております。また令和元年度に、県外・海外から8871人が来沖しており、多人数・複数回の訪問も多いことから、沖縄を発祥の地とする空手は、観光資源として大きな波及効果が期待されます。このため県では、空手ガイドの養成、旅行商品の開発支援、空手会館の多言語対応など、空手ツーリズムを積極的に推進してまいります。

同じく4の(5)のイ、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組についてお答えします。

県では、県内の空手団体をはじめ、市町村、教育、文化・学術、経済団体等が加盟する沖縄空手ユネスコ登録推進協議会を設置し、関係省庁への要請、機運醸成のためのシンポジウムなどを行ってきました。また、空手が祭礼行事など地域の生活文化に溶け込んでいることから、県内各地を対象とした民俗学的調査を

令和4年度から実施しております。令和6年度に当該調査を取りまとめ、関係省庁への提供を行うとともに、文化観光スポーツ部文化振興課内に無形文化遺産推進監を配置し、琉球料理等食文化などの分野と連携し、登録に向けて取り組んでまいります。

同じく4の(5)のウ、沖縄空手世界大会の開催についてお答えします。

県では、沖縄伝統空手道振興会等と共に大会実行委員会を設置し、今年8月に開催する第2回沖縄空手少年少女世界大会に向けて準備を進めております。これまで県内予選や審判講習会を実施しており、今後は大会の周知広報、県内離島・県外・海外予選の実施、交流演武会、沖縄空手セミナーのプログラム調整、シャトルバスの運行検討を行ってまいります。大会の開催により、世界中から少年少女やその家族が集結し交流を深めるとともに、沖縄空手の技や精神性を今後も正しく伝えていく機会が創出されるものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 4、文化観光スポーツ行政についての御質問のうち(1)のカ、水難事故防止対策についてお答えをいたします。

令和5年の県内における水難事故は、暫定値で、発生件数116件、前年比10件増加。罹災者数169人、同じく26人増加。死者数59人、同じく19人増加となっており、その内訳として、県民が罹災した事故66件、前年比9件増加。観光客が罹災した事故50件、同じく6件増加となっております。

これら水難事故の発生状況を踏まえ、県警察においては、関係機関、団体と連携を図り、海浜パトロールによる遊泳者等への注意喚起の実施、立入調査強化チームによる海域レジャー提供事業者に対する安全指導等の徹底、航空機等の公共交通機関における事故防止アナウンスの実施や空港でのリーフレット配布などの広報啓発活動の推進など、各種対策を講じております。

今後も水難事故防止のため、適宜適切な事故防止対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 御答弁ありがとうございます。

再質問を行いたいと思います。

まず最初に、知事の提案説明要旨、我々は所信表明

とも申しておりますけれども、その件について確認をさせていただきます。

まず1点目でありますけれども、知事、この要旨について最終的に執行部から説明を受けた日にちを教えてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

1月29日となっております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 それから2月14日、我々開会日を迎えたんですけれども、その間知事との交渉といいますか、はっきり言いますと文言が追加になっている部分を我々は気づかなかったんですけれども、それは確認していますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 1月29日に最終確認を行って、印刷の作業に入っておりますので、そういうことで文言の確認はその時点で終わっているということでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 じゃ知事に確認します。

29日以降、知事は加筆、加えたところは知事の意思でされたというふうに思いますけれども、どういう意図があって加筆されたんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 加筆した意図につきましても、当然といいますか、必要な点においてそれを強調するという点での意思で行われたものというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 それは、我々議会には何も説明もなく加筆されているんですけれども、執行部はそれは確認はしていたんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 事務方としては、1月29日の調整が最終ですので、それ以降の文言の加筆については、確認してございません。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 知事に伺います。

加筆した箇所を読み上げてください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 知事提案説明要旨の21ページの、これはちょっと行数で言うと、17行目に当たります。その前後から申し上げますと、本来、知事提案説明要旨には、「沖縄県としては、引き続き、関係機関と連携を図り、日本政府に対し」という文言のところに「沖縄県としては、引き続き、戦略的互惠関係構築の考えの下、関係機関と連携を図り」というように加筆したものであります。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 これ知事は冒頭に県民、県議会への理解を求めるというふうに書いていますけれども、我々県議会に説明が全くなかったことと、それから我々は当日しか見られないんですよ。それで、執行部の皆さんがそれを知らない、知事が加筆をしたことを知らないということは、この内容は別にして、これから仮に我々がもらったもの、執行部が渡したものが、文章が知事によって10行も20行も書き換えられても分からないということで理解してよろしいでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今般のこの加筆の部分につきましては、日本政府のこれまでの考え方にとつて、私とその文言を加筆したものであります。ということで、特に諮っていないということでもあります。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 知事ね、私中身は問うつもりはないんですよ。知事が加筆をしたことを執行部が知らないということですよ。ましてや議会事務局は知らないですよ。我々も知らないですよ。文章を見て、私初日にあれ、何かおかしいなと思って確認したら加筆されたということだったので、それは知事、絶対あってはいけないことだと私は思いたいんです。加筆することは構いません。それを我々議会が知らないということです。見落とす可能性があるということです。今後10行、20行書き換えても、削除しても我々が気づかないケースもあるかもしれない。これ執行部が知らない、転写もされていない。これは問題だと思いますが、知事はどう考えますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今般の点におきましては、従来の考え方を踏襲するという点において加筆したものでありますが、以降につきましては、執行部のほうと十分確認をしてそのようなことがないように努めたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 僕は、ある意味議会を軽視していると思えません。執行部には14日前日に渡して、それを我々は当日にしか見られないわけですよ。ですからその辺は、ぜひ知事、もう1回言います。中身を私は問うているわけではなくて、加筆をした事実を執行部が知らないという、知事と執行部の関係、それから議会事務局との関係を私は軽視していると思います。強い反省を求めたいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 知事のその提案説明の中で、辺野古新基地建設反対についてというところで、知事は民意をよりどころに、反対の思いを実現するために県民の先頭に立ってまいりますとありますが、一つ確認です。これは事前に通告してはいますが、辺野古基金、特に県が管理しているわけでもありませんけれども、この現状についてどう把握されているかお答えください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 議員が御説明のように、辺野古基金につきましては、県のほうで管理しているところではございませんが、辺野古基金のホームページによりますと、同基金は、「辺野古新基地建設に反対し、建白書において要求されたオスプレイ配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去及び県内移設を断念させる運動の前進を図るために物心両面からの支援を行い、沖縄の未来を拓くこと」を目的として、平成27年4月に設立されております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 (スクリーンに表示) これホームページの最初のところです。

2023年、去年の「12.31現在の寄付金及び支援額」ということで、寄附金7億8700万寄附が集まり、7億6700万使っていますので、もうほぼ2000万ぐらいしか残っていないんですね。それと寄附金——次のページですけれども、これホームページで調べると、この寄附金を見てください。辺野古基金の決算状況を見ると、2018年度寄附金が5200万集まったのが、それから2500万台、750万、600万、525万と減っています。これを知事はどのように受け止めますか。寄附が減っているということはどのようなことが考えられるかお答え願います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 辺野古基金の寄附額の推移でございますけれども、これにつきましては民間の基金であるため、コメントは差し控えたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 県が直接関与するのではないにしても、これは一つの辺野古基地反対の運動の私はバロメーターだと思います。5000万ほど集まったものがこの5年間で10分の1に減っている。それがなぜか。仮説は立てられると思います。恐らくその方々は、寄附をした人も辺野古に新基地を造らせないということに期待をした。しかしだんだんだんだん、この今の環境を見ているとなかなか厳しいということも想定されるのではないかと思います。知事に申し上げたいことは、県民投票や3回の知事選で県民の民意がというふうにおっしゃいますけれども、こういった運動の中で寄附金が10分の1に減っていることを知事自身はどのように受け止めますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 民間団体の寄附の状況につきまして、私がつぶさに承知をしているところではありませんが、しかし一般論として、この間新型コロナウイルスの世界的なパンデミック、そしてさらにはエネルギーや諸物価の高騰など非常に家計を圧迫する、あるいは企業経営を圧迫するような、そういう経済状況が続いております。そういう社会的な状況によって寄附の動きもまた変わってくるものであろうというように思料いたします。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 次にいきたいと思っております。

沖縄を取り巻く現状の認識なんです、以前も申し上げました。知事、その環境が激化している、厳しくなっていることは認めるというふうにありますけれども、私はこれ見ていて、知事の認識っていうのはすごい甘いのではないかと。要は、中国の行動、尖閣、海警局の動き、またいろんな発言、習近平の発言や関係各者の発言を聞いていると、私はもっと危機感を持つべきではないかと。要は、決して台湾有事だけではありませんけれども、本当に国民保護計画の下に——この間、石垣市ではやったようですが、それに対するいろんな準備——政府と多良間村だったか、いろんな準備もしているようだけれども、県自らが本当に危機感を持たないと、これは話し合いだけで解決するのではなくて、何かあったときにしっかり県民の生命財産を守るのは、知事の大事な仕事だと私は思っております。その辺に関して、知事もう一度、この現状認識、しかもその台湾有事の際に仕掛けてくるのはどこなのか。米軍ですか、日本ですか、台湾ですか、どこでしょう。お答えください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県としましては、中国の軍事力の強化、東シナ海、南シナ海における現状変更の試み、台湾や朝鮮半島をめぐる問題などが存在するなど、アジア太平洋地域の安全保障環境はより厳しさを増しており、特に軍事面における緊張関係と経済面における緊密な結びつきが併存していることが、アジア地域の特徴というふうに認識しております。

この地域の持続的発展のためには、平和的な外交・対話によって軍事的な緊張関係を緩和するとともに、これまで積み重ねてきた経済交流や多様な国際交流などをさらに強化していくことにより、国・地域間の揺るぎない信頼関係を構築していくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 今、国名は申し上げなかったんですが、中国ということで理解してよろしいでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 台湾有事に関しましては、中国と台湾の間の問題であるというふうに認識しております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 じゃ次に行きたいと思いません。

沖縄振興策についての令和6年度知事の評価を聞きましたが、知事はどのような予算の要請行動を行ったのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 令和6年度の国庫要請に係る知事の対応ですけれども、まず7月に自民党の沖縄振興調査会の会長、それから幹事長のお二方に対して、町村会と共に沖縄振興一括交付金減額による事例の影響について御説明いたしました。例年ですと、8月の概算要求の際に、知事を先頭に関係要路に対し要請することとなるんですが、たしか台風6号が接近して、かなりの長時間沖縄に停滞するという予報があったものですから、知事は台風対策に専念するというところで、こちらについては池田副知事が対応したところ。9月……等々で対応してきたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 これも優先順位だと思うんですが、知事、もちろん台風も大変だと思うんですが、県の予算を交渉する場に知事自らが行かなかったこと、それから揮発油税の特例措置についても、どれだけ多くの人たちが汗を流したか。これ多分池田副知事は御存じだと思います。この現場にいらしたと思うんで。我々の島袋幹事長は、本当に帰りのチケットを取らないで向かいました。そういう多くの人々が汗を流してしたことを、この知事が本当にどれだけ理解しているか私は非常に疑問に思います。それで、特例措置を恒久化すべきではないかという、このハードルが高い案件に対しても知事がどれだけ理解をしているのか、私は非常に疑問に思いました。今後しっかりこの辺については、両副知事も含めて認識を新たにしていただければと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 (5)のほうですか、自衛隊に関

するところでちょっと確認したいんですけども、知事は抑止力の強化が地域の緊張を高めるというふうにあります。ここでちょっと視点を変えて県警本部長にお聞きしたいと思います、警察官が拳銃を所持する法的根拠について伺います。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えをいたします。

警察官が拳銃を所持する根拠につきましては、警察法第67条に「警察官は、その職務執行のため小型武器を所持することができる。」と規定されており、交番に勤務する地域警察官などは同法を根拠として拳銃を携帯し、各種警察活動を行っております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 続いて、拳銃はどのような状況で使用可能か法的根拠も含めて御説明をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えします。

警察官の拳銃使用につきましては、警察官職務執行法第7条をその根拠としております。具体的に申しますと、「犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当の理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。」こととなっております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 私が申し上げたいことは、警察官と自衛隊が一緒ということではなくて、警察官の方々はもちろん県民・市民の安全を守るため、そして先ほどありましたように、自分自身を守るためにも最低限の法律の下でこの拳銃の使用があると。もちろん最初は威嚇発砲から始まって、最悪の場合は実際に発砲もあるかもしれませんが、その警察官が拳銃を携帯していることは、私はある意味抑止力になっているというふうに思いたいんですね。ですから知事が、自衛隊が抑止力を強化することがかえってあれを高めるっていうのは、私は——もちろん、必要な予算で、必要最低限のものはやるべきだと思うんですけど、知事のその発言を見ていると、ましてや攻撃目標になるっていうふうに考えていることが私はずっと理解できないんですが、知事、もう一度その辺の知事の考えをお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県としましては、日米安保体制や専守防衛のための最低限の自衛力は必要であるという認識を持っております。しかしながら、沖縄県には米軍基地が多数集中しているということに加えて、今般、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しているということでございます。そのため、ましてや沖縄が攻撃目標になることは決してあってはならないというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 攻撃目標にするのはどこの国か、先ほど言ったように某国だと私は思いますので、その辺の関係性はもちろん、外交も含めて話合いを含めて、有事にならないように政府も努力はしていると私は理解しています。

続いて、2の行財政運営の(4)の件で伺います。

今いろんな環境整備、非常に大事だと思います。今、部課長とそれから課長と班長、班長と職員のいろんな会話については、どのようなコミュニケーションが取られているのか、簡単に結構です。教えてください。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 人事評価に当たっての1次評価、2次評価にそれぞれ当たることとなります。その人事評価の際の面談等を通して、業務の目標だけではなく、その他等についても助言ができるという制度を今取り入れているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 それと(4)の同じ中で、イの(イ)のところですね、退職者——先ほど総務部長から、アンケートを取って、家庭の事情であったり、仕事の負荷があったりということでありました。年代別にもいろんな事情があると思うんですけども、大事なことは、その声を聞いて環境を変えてあげる。先ほど言ったように、部下とのコミュニケーション、上司とのコミュニケーションも含めて、やはりその辺が一番大事だと思うんですね。どんなにその環境を変えても、本人のやる気や意識が変わらないと県の職員としての能力が十分発揮できないと思うんで、これはぜひ、いろんな意味で対応をお願いしたいと思えます。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 文化観光スポーツ行政についての(4)のイ、那覇軍港を含むその一帯の再開発については、那覇市はウォーターフロント構想ということで、いろんな計画を練っているというふうに聞いてます。

実は、私たち会派で、広島のエディオンピースウイングを視察してまいりました。これについては、広島県、広島市、広島商工会、サンフレッチェ広島、それから県のサッカー協会、5つの団体がいろんな計画を立てて、2019年基本計画策定、2022年着工、2024年竣工と、僅か基本計画から5年で竣工しているわけですね。このスピード感を見ると、先ほどのスポーツ施設のサッカー——J1スタジアムもそうですけど、それは県が造ります。計画します。それで、市は市でいろんな計画をしますけれども、その一帯をどうするかっていうのは、私大事だと思うんですよ。スポーツアイランド沖縄として、これからの5年、10年、先ほど部長はいろんな課題があるというふうにおっしゃいましたけど、課題を乗り越えるために、このスポーツアイランド沖縄として、これをどうするか。私はぜひ、広島県も参考にしながら、この開発を——もちろん野球場に関しては、サッカー場を造ることに対してはジャイアンツの問題とかいろいろあるかもしれませんが、県、市、いろいろ商工会が一体となってその一帯を——軍港の返還の後になるかもしれませんが、大きな計画を立てるべきだと思いますが、宮城部長、どのようにお考えかお答えください。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 先ほど御答弁申し上げたとおり、奥武山公園には、県が管理している体育施設、あるいは那覇市が管理しているセルラースタジアム等、あるいは民有地等含めて様々な施設があり、また活用されているというところで、その開発につきましては、その関係者の理解を十分に得る必要があるというふうに思っておりますので、そういう意味で時間はかかるのかと思っております。今、御提案のありました広島のスタジアムの関係ですけれども、エディオンピースウイングスタジアム、スタジアムと公園が一体となった町なかスタジアムということで、周辺エリアを含めたまちづくり、あるいはにぎわい創出を目指して、プロジェクトが進められたというふうに聞いておまして、民間のノウハウも十分活用されたということで、広島市が主体ではありますけれども、株式会社エディオン、あるいはマツダからの寄附、また商工会議所、経済団体を通じた地元企業からの寄附

や個人の寄附を募るような形で資金調達をなされたと聞いておりますので、県としまして、そういった手法について、ヒアリングを行いながら情報収集を図っていきたくと考えております。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

○西銘 啓史郎 議員 大項目4の(1)のカ、先ほど県警本部長から水難事故の件数の報告がありました。これを見ていると、やっぱり県民や観光客に対して何らかの周知、離岸流のことも含め、航空会社も協力してやっていますけれども、私、以前も申し上げましたが、学校教育の中で、体育の授業で水泳の授業、もちろんクロールや体育指導要領によって平泳ぎをマスターするのはいいんですけども、シュノーケルの体験をしたりとか、離岸流の教育を設けることは、この高校生が体験をして何かあったときに自分の身を守る。ましてや、大人になったときに子供に教えらるってということも含めて、この辺をぜひ教育長にも検討を願いたいと思うんですが、校長の判断でできるということを文科省から確認をしましたけど、この辺、教育長どのようにお考えかお答えください。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

学習指導要領においては、シュノーケルの指導内容については定められていないことから、現在、学校の授業では実施されていない状況にございます。ただし、シュノーケルの使い方については、体育科及び体育コース等が設置されている高等学校のマリン実習で実施をされております。県教育委員会ではまた、児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアルにおいて、離岸流の危険性について示しておまして、各学校において夏休み前の集会等で本冊子の活用を行い、安全教育の徹底に努めているところであります。そのシュノーケルの授業での取組等につきましては、基本的には学校の特色、生徒の状況によって学校で協議をし、学校長の判断で行えるところでありますので、校長会とも意見交換を図ってみたいというふうに考えております。

○西銘 啓史郎 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時16分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前に引き続き、代表質問を行います。

石原朝子議員。

(石原朝子 議員登壇)

○石原 朝子 議員 こんにちは。

沖縄・自民党、石原朝子でございます。

代表質問に入ります前に、一言御挨拶を申し上げます。

私は、6月の沖縄県議会議員選挙には立候補せず、任期満了をもって議員を引退することになります。したがって、今回の代表質問が最後になるかと思えます。私ごとではありますが、私は地元の自治体の元職員であり、その仕事に携わる中で町村合併をして1年後、報得川上流部の氾濫、流水により児童が巻き込まれ、幼い命が犠牲となりました。地域の方々と河川沿いを捜索したときのことは昨日のことにように鮮明に覚えております。思い出すたびに心に痛みを覚えます。地元の自治体が幾度となく陳情、要請をするも、遅々と進まない現状を何とか改善したく、町議会議員を1年務めるものの、やはり2級河川で県管理の河川ということで、微力ながら県議会議員として挑戦させていただき、直接訴える機会を得ることができました。同僚議員と執行部の皆さんのおかげで、河川改修や河川のしゅんせつ、中学校への浸水監視についても着々と進んでおります。今後とも厳しい予算状況ではありますが、しっかりと予算を確保していただき取り組んでいただきたいと思います。この場をお借りして、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それから、要望ですが、毎年度、県政の基本方針及び重点的に取り組む施策・事業をまとめた重点施策を公表しておりますが、これだけの重要な事業に取り組み、県民への行政サービスを行うには、県三役をはじめ、県庁職員一人一人が公僕としての意識と組織全体のチームワークと、何よりも管理者である知事との信頼関係が大変重要であると思えます。令和5年度重点施策の中に、「職員が公務への従事を通して、達成感や充実感が得られ、かつワーク・ライフ・バランスを実現しながら、一人一人の持つ能力が最大限に発揮され、困難な課題に意欲的かつ柔軟、的確に対応する県庁づくりを進めます。また、リスク対策としての内部統制を徹底しながら、限りある行政資源の下で、多様な行政需要に対応する組織の編成に取り組みます。」と記載されております。にもかかわらず、令和4年度は、普通退職者100名を出しております。そして、事務処理の不備が令和2年度86件から令和4年度は178件と2倍に増えております。令和5年度に至っては、国庫補助金請求手続の不備、議会議決を欠いた和解及び損害賠償、特別会計の赤字決算などの不適切な事務処理が続いています。実効性の高い再発防止策に取り組むとのことではありますが、令和6年度の

重点事業執行についても、大変不安であると言わざるを得ません。知事、ネット上で、絵に描いた餅ならぬデニ描いた餅というふうにやゆされているのを御存じでしょうか。ぜひとも、知事、令和6年度の県政運営に当たっては、基本方針に記載されている県庁づくりとリスク対策もしっかりと施し、何よりも県庁職員と信頼関係を築き、県庁職員と一つとなって、県民の信頼を取り戻す県政運営に当たっていただきたいと思えます。

では、代表質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場代替施設建設事業について。

ア、代執行訴訟において、上告した意図について伺う。

イ、知事は今後も裁判闘争の余地があれば、訴えに出る方針なのか伺う。

ウ、昨年5月の知事の訪問以降、久辺3区とはどのようなコミュニケーションを図っているのかについて伺う。

エ、政府は名護市との協議会を開催するとしているが、県としてはそういった協議の場をつくる考えはないのか伺う。

オ、来年度予算において、久辺3区から要望のある振興策について、どの程度措置しているのか伺う。

(2)、能登半島地震を教訓とした災害対応について。

ア、激甚的災害となった場合、被災箇所から避難所まで、障害児、障害者の避難誘導確保については事前の訓練や介護支援者等が必要かと思えます。県の防災対策上、どのような配慮がなされているのか伺います。

イ、避難所においては、性被害や窃盗など被害に遭われる避難者も少なくなく、ただでさえ不安な日々を過ごしている中で、身体・財産の安全の確保は第一に優先されなければならないが、これに対する県の考えを伺う。

ウ、県内には地滑りや急傾斜地崩壊の危険度が高い地域があり、居住者や近隣住民への影響を最小限にとどめるべく、緊急対策を着実に実施する必要があるが、県としてどのような認識か伺う。

エ、観光中に被災した場合、親類縁者との連絡が取れない、滞在の延長による仕事への影響といった様々な不都合が想定されます。観光先進地として、そういった観光者の目線に立った観光危機管理の重要性について、県の認識を伺う。

(3)、憲法改正に対する知事の考えについて。

ア、我が国の憲法における自衛隊の位置づけについて、知事はどのような認識を持っているか伺う。

イ、知事はジェンダー平等を推進する考えを持っていると思われませんが、時世に合わせて憲法改正は柔軟になされるべきだという立場なのか伺う。

ウ、知事は現行憲法の成立過程について、どのような認識を持っているのか。知事の憲法観を伺う。

エ、沖縄県が本土復帰により日本国憲法の適用下となった法的根拠に関する県としての見解について伺う。

2、子供政策について。

2月16日、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。児童手当について、所得制限の撤廃、支給期間を高校生までとする、そして第3子以降3万円とする拡充策やこども誰でも通園制度の創設、こども・子育て支援特別会計の創設、子ども・子育て支援金制度の創設などが柱となっております。まさに、子供、子育てを社会全体、国全体で推し進めようという意思の表れであり、県としても、国の動きに合わせて施策を充実していただきたいと思っております。

それでは、伺います。

(1)、こども未来部の在り方について。

ア、来年度から新設されるこども未来部を構成する、こども若者政策課、こども家庭課、子育て支援課について、所掌事務の概要と班制、定員を伺います。

イ、沖縄県の子供政策におけるE B P M（根拠に基づく政策立案）の展開について、こども未来部を発足させるに当たり、どのように考えているのか伺います。

ウ、組織改編に当たっては、国及び市町村との連携に支障を来すことがないよう配慮すべきであるが、周知広報や事前調整は円滑に行われているのか伺います。

(2)、待機児童の解消について。

ア、待機児童解消を公約に掲げながらいまだに実現できていない状況にあるが、解消目標年度はあるのか。知事はこの問題の重要性をどのように認識しているのか伺います。

イ、再三にわたって取組の抜本的改善が必要だと訴えてきたところであるが、まずもって令和6年度以降の計画的な待機児童解消のロードマップ策定が必要ではないか伺う。

ウ、仲井真知事時代に設置され、現在は失効している待機児童解消支援基金を復活させ、保育士確保をはじめとする市町村への支援を充実させるべきではない

か伺う。

エ、東京都では、制度的には認可外保育所に当たるものの、認可保育所同等の認証基準を与えることで質を確保しつつ、自治体の縦割りの弊害を超えた量の確保をしています。沖縄県においても、人口密集地域を中心とした県独自の認証保育所等の設置が必要ではないか、県の考えを伺う。

(3)、出産育児環境の安心確保について。

ア、新生児マススクリーニング検査については、症状が発現する前の段階で治療を開始しなければ有効な効果が得られないものがあり、国の実証事業が補正予算で組まれたところである。沖縄県としても助成対象疾患の拡充が必要と考えるが、対応する考えはないか伺う。

イ、全国的にも沖縄が高い割合となっている若年妊産婦の方々への支援について、安心して子供を産み育てるため、こども未来部においてどのような対策を講じる考えか伺う。

ウ、男性、女性を問わず発症する産後鬱へのケアについて、県の取組を伺う。

エ、出産育児一時金の支給額が昨年4月から50万円に引き上げられたが、実際に病院へ支払う金額を賄いきれない部分が生じる状況があると聞いている。家計への負担転嫁を極力抑制するような支援策を講じることはできないか伺う。

(4)、学校給食無償化について。

ア、知事公約に掲げた施策の進捗について伺う。

イ、国においても無償化に向けた動きがあるのは承知しているが、なぜ県は自ら先んじてアクションを起こさないのか伺う。

ウ、無償化に要する単年度費用について伺う。

エ、知事と教育長との協議はこれまでなされたのか、その内容について伺う。

(5)、子供の貧困対策、ヤングケアラー支援について。

ア、この2つの対策について、こども未来部でできることは何か伺う。

イ、国の実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業の県と市町村のすみ分けや連携について伺う。

ウ、ヤングケアラー・コーディネーターへの相談実績について伺う。

エ、京都市が実施するヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業のようなアウトリーチ型の支援策の必要性について伺う。

オ、バス通学無償化については知事の公約であったが、完全無償化が果たされていない。知事の決意を改

めて伺う。

3、健康保健・生活安全行政について。

2月6日から9日まで、我々沖縄・自民党会派では、政策調査としまして福岡県庁を訪ねてまいりました。その際、人、動物、植物、自然の全てに共通する健康状態を保つワンヘルスの考え方について勉強してまいりました。多数の固有種を含む沖縄の多様な生態系、離島ならではの生活環境、こういった中で九州とはまた異なる環境下で、果たしてどのような施策を講じることができるのだろうか。ぜひ執行部の皆さんとも意見交換できればと思っております。

そして、県民生活の安全確保についてですけれども、先日那覇市牧志で女性がひったくりに遭う事件が発生しました。深夜・早朝、人気のない場所へは近寄らないことが第一とは思いますが、就労形態が多様化する中で、どうしても避けられない方々もいらっしゃると思います。日常の地域パトロールや警戒警備の強化に加えまして、学校や職場での防犯教育、家庭での防犯意識を高めるための周知広報、こういったソフト面での対策も併せて行っていただきたいと思っております。

それでは伺います。

(1)、県民の健康長寿について。

ア、長寿復活に向けた施策及び事業等の取組について伺う。

イ、令和6年度における自転車道の整備方針について伺う。

ウ、ワンヘルスの考え方に基づいた県民の健康づくりについて伺う。

(2)、県民の生活安全について。

ア、刑法犯の増加への対策について伺う。

イ、特殊詐欺等への対処について伺う。

ウ、飲酒運転撲滅への決意について伺う。

エ、日本版D B Sの検討状況について伺います。

(3)、沖縄県差別のない社会づくり条例について。

ア、条例施行後の運用状況について伺います。

イ、県民であることを理由とする不当な差別的言動への対処の仕組みについて伺います。

ウ、本条例は、ヘイトスピーチ解消法の運用条例である部分を除けば実効性の伴わない理念条例ではないか伺う。

4、人材育成・教育行政について。

教育、国家百年の計、私ども会派の重鎮であられる仲田先輩もよく触れられるフレーズですが、まさに一朝一夕では人は育たない、このことを言い表した言葉だと思います。国の教育制度の枠組みの中で、

各自治体が行えることにはおのずと制約条件が課されることは理解いたしますけれども、いわゆる学校教育の中でもキャリア教育、世の中で働くということはどういうことか。そして、働く中でのO J T、O f f J T、あるいはリカレント教育やリスキングなどが話題となりますが、私は一人一人のライフステージに応じて多様な学びの選択肢が存在することが望ましい状態なのではないかと思えます。

それこそ、今やD Xの時代でありますから、地理的、時間的な制約をなくすこともできます。例えば、離島生徒への遠隔指導も行われて久しいです。まさに、部局を横断する形でこういった人材育成、教育の司令塔となるよう、組織体制を強化してもよいのではないかとありますが、知事、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

子供たちに学びを提供する教員の皆様、本当に毎日ありがとうございます。皆さんがいなければ、沖縄、日本の明るい未来はあり得ません。今後も教員の皆さんが教えるということに集中できるような環境づくりができるよう、微力ながら頑張りたいと思えます。教育委員会からもぜひ前向きな御答弁をいただければと思えます。

それでは伺います。

(1)、人材不足への対応について。

ア、外国人人材の確保策について伺う。

イ、バス・タクシー乗務員の確保について伺う。

ウ、歯科衛生士の人材確保について伺う。

エ、建設産業や介護事業におけるD Xの推進について伺う。

オ、沖縄県全体として2024年問題への対応支援をどう図る考えか伺う。

カ、生産年齢人口の減少傾向が本県経済に及ぼす影響について伺う。

(2)、学校経営改革について。

ア、定員充足の状況及び定員の見直しについて伺う。

イ、県立中高一貫校の拡大について伺う。

ウ、教員の働き方改革やメンタルヘルス対策について伺う。

エ、学校給食における地産地消の推進について伺う。

(3)、児童生徒の安全・安心の確保について。

ア、報得川河川氾濫による被害防止について伺う。

イ、性被害から子供たちを守る対策について伺う。

ウ、災害に強い校舎等学校施設の強靱化について伺います。

エ、子供の薬物乱用防止について伺う。
オ、平和教育の実態について伺います。
以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 石原朝子議員の御質問にお答えする前に、石原朝子議員におかれましては、八重瀬町役場勤務、八重瀬町議会議員を経て、令和2年からは、沖縄県議会議員として、女性の立場や子供たちを思うその声を議会でもその意見を述べ、そしてまた、地元でも精力的に活動をしていただいたということについて、心から感謝を申し上げたいと思います。これまでの県勢発展への御高見に対し、厚く御礼を申し上げますとともに、先ほどいただきました御意見、要望もしっかりと肝に据えて働きがい、生きがい、やりがいのある県庁と公僕としての我々一丸となった取組をこれからも進めてまいります。どうぞこれからも御活躍を御祈念いたします。

それでは、石原朝子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、代執行訴訟の上告についてお答えいたします。

国が提起した代執行訴訟について、昨年12月20日、福岡高裁那覇支部が言い渡した判決は、同年9月4日の最高裁判決で公有水面埋立法違反が確定したと具体的審理もせずには断定をし、代執行以外に取り得る方法についても、国と沖縄県との対話を通じた抜本的解決を付言しながら、要件の判断に何ら反映しておりません。また、公益侵害の要件については、辺野古新基地建設を進めようとする国側の公益に偏って容認しており、地方分権改革の趣旨や地方自治の本旨、多くの県民の民意という真の公益を考慮しておりません。

沖縄県は、高裁判決に不服があるとして、昨年12月27日に上告受理申立てを行ったところであり、今後、最高裁において高裁判決の問題点を明らかにしてまいります。

次に(1)のエ、名護市との協議の場についてお答えいたします。

政府が名護市と地域振興などを直接協議する枠組みを創設する方向で調整しているとされていることは、報道により承知しております。地域の振興については、国、県、市のそれぞれ適切な役割分担の下で行われるべきと考えており、名護市が抱える課題や県への要望等については、その内容に応じて、担当部局においても適切に対応しているものと承知しております。

次に1の(3)のウ、現行憲法についてお答えいたします。

我が国は、さきの大戦において甚大な被害を受け荒廃した中から、日本国憲法の下、豊かで平和な社会を築き上げてきたものと認識しております。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本理念とし、広く国民に浸透し、国民生活の向上と我が国の平和と安定に大きな役割を果たしており、その理念についてはやはり、将来にわたり堅持すべきものと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(1)のイ、今後の訴訟の方針についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に係るこれまでの一連の裁判は、公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく許認可等の法的な問題について訴訟を通じて提起し、または応訴する必要があると判断したものです。その上で、県としては、新たな申請等がなされた場合、公有水面埋立法その他関係法令の定めるところにより、引き続き適切に対応してまいります。

同じく1(1)のウ、久辺3区とのコミュニケーションについてお答えいたします。

昨年5月、知事は久辺3区を訪れ、久辺3区の代表者の皆様と基地負担の現状や生活環境の整備に関する要望等について、意見交換を行ったところです。基地から派生する騒音被害等の軽減については、軍転協などを通じて、政府に対し、キャンプ・シュワブの住宅地に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止や廃弾処理等に伴う騒音対策等を求めています。

県としては、今後も様々な形で市町村における行政課題について意見交換等を継続していきたいと考えております。

同じく1(1)のオ、久辺3区の振興策の予算措置についてお答えいたします。

昨年5月の意見交換における久辺3区からの地域の振興に関する要望のうち、県道13号線及び農業集落排水の整備については、これまでも取り組んでおり、令和6年度当初予算案として、県道13号線の整備については4億3700万円を、農業集落排水の整備については約7億9700万円を担当部局において計上しております。

次に1の(3)のア、憲法における自衛隊の位置づけ

についてお答えいたします。

日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いています。政府は、我が国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではなく、我が国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められているとしております。

県としても、専守防衛のための最小限の自衛力は必要であると考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、県の障害児者に対する防災対策上の配慮についてお答えいたします。

障害児者等の災害時要配慮者に対しては、市町村において避難行動要支援者名簿を作成し、その一人一人について個別避難計画を策定し、状況に応じて福祉避難所や避難所等へ避難させることとなっております。県では、昨年台風6号災害において、避難所の設備体制や医療的ケアを必要とする者への対応等に課題があったことから、県医師会と連携して市町村説明会を開催し、避難所の環境整備等の改善を促したところであります。

県としましては、引き続き市町村における要配慮者支援体制の強化に向けて取り組んでまいります。

次に同じく(2)のイ、避難所における安全確保についてお答えいたします。

市町村においては、国が作成した避難所運営ガイドラインに基づき、安全・安心な避難所運営を実施することとされております。本ガイドラインでは、市町村が実施すべき避難所の防犯対策や、避難所運営等の意思決定の場への女性の参画及び多くの方が安心して過ごすことができるよう女性のニーズに配慮すること等の対応が示されております。

県としましては、関係機関等と連携し、ガイドラインに基づく安全・安心な避難所運営が適切に実施されるよう市町村に促してまいります。

同じく(3)のイ、時世に合わせた憲法改正についてお答えいたします。

基本的人権の尊重は、憲法の基本理念であり、ジェンダー平等は基本的人権の一つであると考えております。憲法改正については、国民の間で様々な意見があるものと理解しており、十分な国民的議論が必要であると考えております。

2、子供政策についての御質問の中の(1)のア、こども未来部各課の所掌事務、班及び定数についてお答えいたします。

こども未来部に組織される各課の体制や主な所掌事務については、こども若者政策課が4班25名体制で、こども若者施策の総合企画、調整及び推進等に関することを所掌します。こども家庭課は3班20名体制で、児童養護、子供の貧困対策等に関することを所掌します。子育て支援課は4班28名体制で、保育、母子保健等に関することを所掌します。また、女性力・ダイバーシティ推進課は3班17名体制で、男女共同参画、人権擁護思想の普及、差別のない社会づくり等に関することを所掌します。

同じく(1)のイ、E B P Mの展開についてお答えいたします。

こども未来部においては、令和6年度、沖縄県こども計画（仮称）を策定することとしており、策定に当たっては、子供や若者、子育て当事者に対する意見聴取や子ども調査結果等により、生活実態や支援ニーズ等を把握し、課題解決に向けた効果的な施策を検討していくこととしております。また、施策実施の事後点検、評価の各段階において、P D C Aサイクルを導入し、進捗状況や効果を検証し、その結果を踏まえ必要に応じた見直しや改善を行うなど、E B P Mの手法を活用し、子供施策の効果的な推進を図っていくこととしております。

同じく(1)のウ、こども未来部新設に係る市町村等への周知広報についてお答えいたします。

こども未来部の新設については、課や班の名称変更や業務の再編を行うことから、県民や関係機関への周知等を行うことは重要であると考えております。今後は組織体制をホームページで案内するほか、市町村に対しては、文書による周知と併せて、事業説明会などの機会を活用して情報交換を行うなど円滑な移行が図られるよう取り組んでまいります。

同じく(2)のア、待機児童解消についてお答えいたします。2の(2)のアと2の(2)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

子供の健やかな成長や保護者への支援の観点から、保育の提供体制の確保は重要であり、待機児童の解消は喫緊の課題と認識しております。そのため県では、平成27年度から、黄金っ子供支援プランに基づき、市町村と連携して取り組んできたところであり、待機児童数は、平成27年度の2591人から令和5年度には411人へと減少しております。令和6年度には、沖縄県こども計画（仮称）を策定することとしており、そ

の中で、今後の保育のニーズや市町村の取組状況、保育士配置基準改正の動向等を踏まえながら市町村と調整を行い、待機児童解消に向けた計画を策定することとしております。

同じく(2)のウ、待機児童解消支援基金による市町村支援についてお答えいたします。

県では、平成25年度に待機児童解消支援基金を設置し、市町村が行う保育所等の施設整備等を支援してまいりました。こうした取組により、施設整備は着実に進み、多くの市町村において認可定員が確保されたことから、令和3年度末の設置期限をもって、基金による支援を終了したところです。待機児童の解消には、保育士の確保が最大の課題であることから、沖縄振興特別推進交付金等国の補助金を活用して市町村の取組を支援しております。

同じく(2)のエ、県認証保育所等の設置の必要性についてお答えいたします。

県では、保育の質を確保する観点から、保育については認可保育所を基本として、整備に取り組んでまいりました。その結果、現在は、申込児童数を上回る定員枠を確保できているものの、保育士不足により、その枠を活用できていないことが課題となっております。

県としましては、保育を必要とする子供の受入れができるよう、保育士の確保に取り組むとともに、地域的なミスマッチを解消するため、広域利用調整等、市町村の取組を支援してまいります。

同じく(3)のイ、若年妊産婦への支援についてお答えいたします。

県では、若年妊産婦に対して、産婦人科への同行支援、SNSを活用した相談対応や支援情報発信などを行っております。令和5年度からは、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金を活用し、通所型の若年妊産婦の居場所を北部圏域に設置したほか、若年妊産婦等が安心して生活を行うための宿泊型居場所を10月から開始したところです。予期しない妊娠などに悩み、支援を必要とする若年妊産婦等が安心して出産し、出産後は安定した生活につながるよう、市町村や関係機関と連携し、取り組んでまいります。

同じく(5)のア、子供の貧困対策等についてお答えいたします。

こども未来部においては、子供施策に係る総合調整機能を位置づけ、子どもの貧困対策計画に基づき、支援が必要な子供に必要な支援が行き届くよう、部局横断的な取組を強力に推進していくこととしております。また、ヤングケアラーを的確に把握し、必要な支

援につなげるため、ヤングケアラー支援推進方針の策定に取り組んでいるところです。当該方針に基づき、引き続き関係機関職員向けの研修や、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、SNSを使った相談窓口の設置など取組を強化してまいります。

同じく(5)のイ、沖縄こどもの貧困緊急対策事業の県と市町村のすみ分けについてお答えいたします。

内閣府の沖縄こどもの貧困緊急対策事業を活用し、市町村においては、貧困対策支援員の配置や、子供の居場所の設置等の取組がなされており、県においては、支援員への研修や子供の居場所間のネットワークづくり等、市町村の取組を補完し、広域的に支援する取組を展開しております。また、県では、圏域ごとに各市町村との意見交換会議を行い、効果的な取組事例や課題の共有を図りながら、市町村と連携して、子供の貧困対策に取り組んでいるところです。

同じく(5)のウ、ヤングケアラー・コーディネーターへの相談実績についてお答えいたします。

県では、令和5年4月に専門の知識を有するヤングケアラー・コーディネーター1名を配置しており、これまで市町村や学校等の関係機関から計122件の相談に対応しております。このほか、ヤングケアラー関係研修の講師対応、関係機関との連携体制構築に向けた各種調整、ヤングケアラーに関する正しい理解を促すための広報啓発等に取り組んでいるところです。県と市町村が連携協働の上、地域の実情に即した支援を充実させるため、各市町村でのヤングケアラー・コーディネーター配置促進に向け、国庫補助の活用等について引き続き周知を図ってまいります。

同じく(5)のエ、アウトリーチ型支援策の必要性についてお答えいたします。

ヤングケアラー支援に当たっては、支援を要する子供を的確に把握するとともに、家庭を含めた世帯全体を支援する視点が重要であり、アウトリーチ型の支援が必要であると考えております。

県では、困難を抱える家庭を訪問し、家庭状況等を把握して必要な支援を届けるヤングケアラー等寄り添い支援事業を令和4年度から子どもの貧困対策推進基金を活用して実施しているところです。

3、健康保健・生活安全行政についての御質問の中の(2)のエ、日本版DBSの検討状況についてお答えいたします。

国は、教育・保育施設や子供が活動する場等で働く際に、性犯罪歴等の証明を求める仕組み、いわゆる日本版DBSの導入に向けた検討を進めております。昨年6月には、学識経験者及び実務者から成るこども関

連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議が設置され、9月には同会議の議論の結果が報告書として整理されたところです。報道によると、国において、性犯罪歴を登録する期間の取扱い等について調整し、今国会へ法案提出を目指していると承知しております。

県としましては、引き続き国の動向に注視し、対応してまいりたいと考えております。

同じく(3)のア、沖縄県差別のない社会づくり条例施行後の運用状況についてお答えいたします。

条例の施行に伴い、昨年7月に人権相談窓口を設置し、12月末時点で23件の相談に対応したほか、9月には、沖縄県差別のない社会づくり審議会を設置したところです。また、本条例の趣旨について、県ホームページへの掲載、行政機関への通知、人権関連イベント等を通し、広く県民等への周知啓発を行っており、年度内には、リーフレットの作成・配布等を予定しております。これらの取組を通して、差別や偏見のない優しい社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

同じく(3)のイ、県民であることを理由とする不当な差別的言動への対処についてお答えいたします。

県民であることを理由とする不当な差別的言動については、県民に不快な感情や精神的苦痛をもたらすほか、見聞きした者に差別意識を生じさせたり、誤った認識を与えるおそれがあることから、そのような言動は許されるものではないと考えております。

県としましては、相談などからの情報収集、実態の調査や分析等を行い、被害の態様に応じて、その解消に向けた必要な取組を行うこととしております。

同じく(3)のウ、条例の実効性についてお答えいたします。

県では、ヘイトスピーチ解消法に規定されている地方公共団体の責務を踏まえ、様々な人権課題に応じた施策を講じ、社会全体で不当な差別の解消を推進するための包括的な理念条例として、沖縄県差別のない社会づくり条例を令和5年3月に制定いたしました。

県としましては、本条例に基づき、人権尊重の理念の普及啓発、相談体制の整備、差別の実情を踏まえた取組等を行うことにより、不当な差別の解消を目指してまいります。

4、人材育成・教育行政についての御質問の中の(1)のエ、介護事業におけるデジタルトランスフォーメーションの推進についてお答えいたします。

介護事業所等においては、限られた介護職員を有効に活用することが求められており、介護職員の負担軽減

や職場環境の改善を図るため、デジタルトランスフォーメーションの推進が必要となっております。このため県では、介護職員の負担軽減を図る見守りセンサーなどの介護ロボットの導入や、紙媒体での情報のやり取りを見直すICTの導入に要する費用を補助しております。

県としましては、介護事業におけるデジタルトランスフォーメーションの取組を引き続き支援し、介護サービスの提供体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のウ、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業についてお答えいたします。

県では、土砂災害から人命を守るため、中城村当間地区等における地すべり対策事業や、名護市世富慶地区等における急傾斜地崩壊対策事業について、防災・安全交付金等を活用して実施しております。近年の激甚化、頻発化する気象災害に対応するため、引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて、防災・減災対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に3、健康保健・生活安全行政についての(1)のイ、令和6年度における自転車通行空間の整備方針についてお答えいたします。

県では、自転車が安全・安心・快適に通行することを目的として、自転車通行空間の整備を行っております。北部管内における自転車通行空間の整備状況については、名護市が策定した自転車ネットワーク計画等に基づき、名護本部線ほか3路線で整備を行っております。県においても、令和5年3月に自転車ネットワーク計画等を策定しており、引き続き各市町村と連携して、自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

次に4、人材育成・教育行政についての(1)のエのうち、建設産業におけるDXの推進についてお答えいたします。

県では、沖縄県建設産業ビジョン2018において、人材の確保・育成を喫緊の課題と位置づけ、建設企業や業界団体、行政機関の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって推進しております。

県としては、ICT活用工事の実施や遠隔臨場の活用、BIM、CIMの導入などに取り組んでいるところであります。引き続き、建設産業のDXの推進に取り組んでまいります。

次に同じく4の(3)のア、報得川河川改修事業につ

いてお答えいたします。

報得川については、令和5年度当初予算として9000万円を計上し、世名城橋付近で護岸整備を行っております。令和6年度は、当初予算案として5000万円を計上し、令和5年度国土強靱化に資する補正予算6000万円と合わせて、護岸整備を行うこととしております。また、緊急浚渫推進事業等を活用し、東風平中学校箇所を含む区間においてしゅんせつを行っており、令和5年度は1億3000万円、令和6年度は1億7000万円を計上しております。

県としては、引き続き報得川の早期整備に向け、重点的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のエ、観光危機管理の重要性についてお答えします。

観光に影響を与える自然災害などの危機に当たっては、観光客等のリスクの軽減、危機後の観光産業の早急な復興対策等について、県や観光関連事業者などが状況や立場に応じた対応をあらかじめ検討し備えておくことが重要であります。このため県では、平常時の減災対策、定期的な訓練等に取り組んでおり、令和5年度は、帰宅支援に係る図上訓練を行い、要配慮者を含む観光客を安全かつ迅速に帰宅させるための対策を検討したところです。また、外国人観光客に対しては、多言語コンタクトセンターにおいて、災害情報の発信、通訳サービス等のサポートを行っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(3)のエ、復帰により日本国憲法の適用下となった法的根拠についてお答えいたします。

沖縄県への日本国憲法の適用については、日本国と米国との沖縄返還協定に基づき、米国から日本国へ施政権が返還された昭和47年5月15日以降、適用されているものと認識しております。

次に4、人材育成・教育行政についての(1)のイ、バス・タクシー乗務員の確保についてお答えいたします。

県では、バス・タクシーの乗務員確保が喫緊の課題であると認識していることから、第二種免許取得を支援しており、今年度はバス事業者から57件、タクシー事業者から209件の取得申請があります。そのほ

かにも、求人広報活動や就職説明会への参加等について支援しているところであり、令和6年度についても国と協調して支援してまいります。

同じく4の(1)のカ、生産年齢人口の減少傾向による県経済への影響についてお答えいたします。

生産年齢人口の減少は、県内産業の各分野における労働力の不足など、本県経済に対するマイナス面の影響が懸念されます。県においては、将来の人口減少や少子高齢化に対応し、県経済の自立的発展を実現するため、多様な人材の活躍促進やDX推進による労働生産性の向上など、県内企業の稼ぐ力の強化に向けた各施策を着実に推進することが重要であると考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

(糸数 公 保健医療部長登壇)

○糸数 公 保健医療部長 2、子供政策についての(3)のア、新生児マスクリーニング検査実証事業についてお答えします。

新生児マスクリーニング検査につきましては、現在、都道府県等において、国の通知に基づき20疾患を公費負担の対象とし検査を実施しております。国は、令和5年度補正予算において、検査対象疾患の拡充の検討に向けた実証事業の予算を計上しており、20疾患以外の2疾患について、国の調査研究への協力を条件に、検査費用の公費負担を行うこととしています。

県としましては、令和6年度からの当該実証事業への参画を予定しており、当初予算案に計上しているところです。

同じく2の(3)のウ、産後鬱に対する取組についてお答えします。

核家族化の進行等により、妊産婦の孤立化が問題となっており、県としましても、妊産婦に対するメンタルヘルス支援は重要であると考えております。市町村では、妊産婦やその家族のメンタルケアを行うため、保健師等による相談支援のほか、国庫補助メニューを活用し、子育てに悩む父親を支援する事業や、助産師等の専門職による身体的・精神的なケアを行う産後ケア事業を実施しております。

県としましては、好事例の紹介や小規模離島地域に対する助言等を行い、引き続き市町村を支援してまいります。

同じく2の(3)のエ、出産に伴う家計負担への支援策についてお答えします。

出産育児一時金の支給額については、妊婦の経済的負担の軽減を推進するため、昨年4月より42万円か

ら50万円に引上げが行われたところでありま
す。また、出産等に伴う家計支援については、令和5年度から低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成が実施されているほか、子育て支援金の支給など市町村独自の取組が実施されております。

県としましては、家計負担の軽減に向け、関係部局と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に3、健康保健・生活安全行政についての(1)の
ア、健康長寿復活に向けた取組についてお答えしま
す。

現在策定中の健康おきなわ21（第3次）において
は、肥満の改善、働き盛り世代の健康づくり、市町村
等との連携強化を重点的に取り組む事項としておりま
す。具体的には、適正体重を維持する県民を増やす
取組や、県内事業所及び経済団体等に対する健康経営
をさらに推進することとしています。また、20歳未
満の飲酒・喫煙対策や児童生徒の運動習慣、食育の推
進などについて教育委員会等と連携し、次世代の健康
づくりに取り組んでいくこととしております。今後と
も、早世の予防、健康寿命の延伸及び地域格差の縮小
を図るとともに、平均寿命日本一の復活を目指し、健
康づくり施策を推進してまいります。

同じく3の(1)のウ、ワンヘルスの考え方による健
康づくりについてお答えします。

ワンヘルスは、動物と人及びそれを取り巻く環境を
包括的に捉え、共有して問題解決に当たるべきという
考え方です。県においては、現在策定中の健康おきな
わ21（第3次）において、ライフスタイルの変化に
留意しつつ、運動機会の創出・確保に資する社会環境
の整備に取り組むこととしております。このため、県
庁内の全部局で構成する健康長寿おきなわ復活推進本
部において、環境部、土木建築部、教育庁などと積極
的に連携し、都市公園や自然公園等の整備や自動車利
用の転換など、日常的に運動しやすい環境づくりを進
め、総合的に健康づくりを推進してまいります。

次に4、人材育成・教育行政についての(1)のウ、
歯科衛生士の人材確保についてお答えします。

本県における令和2年の歯科衛生士数は、人口10
万人当たり95.7人で全国平均の113.2人を下回って
おります。県では、歯科衛生士等の高度な歯科技術や知
識の習得を支援するための研修に係る経費に対し、補
助を行っております。また、本島北部及び離島地域で
一定期間就業することを条件に、奨学金等の返済を支
援する事業を実施しており、地域偏在の解消に努めて
おります。引き続き、関係機関と意見交換を行い、歯
科衛生士の確保に必要な方策について検討を行ってま

まいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 2、子供政策についての中の(4)
のイ、学校給食費の無償化についてお答えいたしま
す。2の(4)のイと2の(4)のウは関連しますので、
一括してお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、保護者や市町村
の意見を丁寧に把握することは重要であることから、
今年度、保護者を対象に実施したアンケートや市町村
との意見交換を基に、現在、予算規模、実施方法等
について様々な視点から検討を行っているところであ
ります。

同じく2の(4)のウ、無償化に要する単年度費用に
ついてお答えいたします。

令和4年度の額を基に算出いたしますと、公立小中
学校における全ての児童生徒を対象とした場合、給食
費の総額約67億7000万円から、就学援助等の約14億
3000万円を差し引いた約53億4000万円が必要とな
ります。

同じく(4)のウ、無償化に係る協議についてお答え
いたします。

現在、県教育委員会において、予算規模、実施方法
等について、様々な視点からシミュレーションを行っ
ており、その進捗状況を知事へ報告しながら検討を重
ねているところであります。

同じく(5)のオ、バス通学等の無料化についてお答
えいたします。

県は、令和2年度から子供の貧困対策として高校生
のバス・モノレール通学費無料化を実施したところで
す。これまで、通学区域が全県の中学校及び要件を
満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大し、令和
4年度には約5000名を認定しております。令和5年度
は、高額通学費が原因で進学等を断念することがない
よう中間所得層までの生徒の通学費の一部補助を開始
しております。制度のさらなる拡充については、持続
可能な支援の在り方を引き続き検討してまいります。

続きまして4、人材育成・教育行政についての(1)
のイ、定数充足の状況等についてお答えいたしま
す。

令和5年5月1日時点における公立小中学校教員の
充足率は96.9%で、特別支援学級の増加等により、教
員の配置が追いつかない状況にあります。

その対策として県教育委員会としましては、教員選
考試験の制度改革及び県内外における募集に関する各

種セミナーや大学生への説明会を実施する等、教員リクルート活動を強化しております。また、教員の安定的・継続的な確保のため、正規率改善計画を改定し、新規採用者数をこれまでの350人から80人増の430人に増やすこととしており、引き続き教員の確保に努めてまいります。

同じく(2)のイ、県立中高一貫校の拡大についてお答えいたします。

現在、県内に4校ある併設型中高一貫教育校においては、特色あるカリキュラムの編成や異年齢集団の交流など、中高接続のメリットを生かした教育活動を推進しております。今後の中高一貫教育の拡大については、県全体や地域の状況等を踏まえ、既設校の学級増や新たな学科の設置など、様々な可能性を検討してまいります。

同じく(2)のウ、教員の働き方改革とメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、年度初めに実施したアンケートの結果等を踏まえて、「私たちのピース・リスト2023」と題した働き方改革の短期の取組目標を設定し、各学校をはじめ関係機関へ広く周知しており、今後、年度内に中長期の取組目標も設定する予定です。メンタルヘルス対策では、県立学校の教職員に対し、保健スタッフの学校訪問による相談対応及び管理職支援の強化や、新たにICTを活用した教職員の相談窓口を設置するなど、取組の充実を図っております。その結果、教職員からの相談件数は増加しております。今後、年度内に次期プランを策定し、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に進めることにより、教職員が心身ともに健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境の整備に努めてまいります。

同じく(2)のエ、学校給食における地産地消の推進についてお答えいたします。

学校給食に県産食材を活用することは、児童生徒が本県の伝統的な食文化や、郷土食のよさを理解することにつながり、重要なことだと考えております。学校では、ゴーヤーチャンプルーやアサ汁などの地元の食材を活用した給食を提供しております。なお、県産品利用率は29%となっており、安価で年間を通じて安定した供給量の確保が必要であります。今後とも関係機関等と連携し、地産地消を推進してまいります。

同じく(3)のイ、性被害から子供たちを守る対策についてお答えいたします。

学校においては、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育活動全体を通して生命(いのち)の安全教育を推進しております。県

教育委員会では、教員等を対象とした研修会において、専門家による講演や実践発表を行うなど、教員の資質向上に努めております。また、被害児童等への対応として、初動から継続支援・ケアまでの一連の手順等を示した性暴力被害児童等への対応手順を作成し、各学校へ周知しております。引き続き、関係機関と連携し、児童生徒の性被害の防止に取り組んでまいります。

同じく(3)のウ、公立学校施設の強靱化についてお答えいたします。

公立学校施設の整備については、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助を活用し、耐震化等に取り組んでいるところであり、令和5年4月1日現在、本県公立学校の耐震化率は99.2%となっております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携し、学校施設の耐震化に取り組んでまいります。

同じく(3)のエ、子供の薬物乱用防止についてお答えいたします。

令和5年1月から12月末現在で、薬物で検挙された中高校生は7名で、うち大麻は5名となっております。薬物事犯については、中学生が検挙されるなど、薬物乱用の低年齢化が進んでおり、強い危機感を抱いております。学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育等の授業や警察及び専門家による薬物乱用防止教室を開催するなどの取組を行っております。

県教育委員会としましては、引き続き、学校、県警、PTA連合会等の関係機関との連携を密にし、児童生徒の薬物乱用防止に取り組んでまいります。

同じく(3)のオ、平和教育の実態についてお答えいたします。

児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者としてふさわしい資質を身につけることは、重要であります。県教育委員会では、平和教育を主要な施策に位置づけており、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、身近な地域の歴史や国際理解、平和な社会の構築などについて、各教科や特別活動等教育活動全体を通じた平和学習に取り組んでおります。引き続き平和教育を推進し、児童生徒が平和について主体的に考え、生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 3、健康保健・生活安全行政についての御質問のうち(2)のア、刑法犯の増加へ

の対策についてお答えいたします。

令和5年中の県内における刑法犯認知件数は、9124件と前年比で2348件の増加となり、特に窃盗犯が5985件と前年比で1752件増加をしております。

県警察におきましては、犯罪の発生場所や時間帯などを分析し、その結果に基づいた重点的なパトロールの実施や職務質問による検挙活動の強化に努めております。また、犯罪の発生状況や防犯対策についてSNS等も活用して積極的に情報発信するとともに、防犯ボランティア団体等とも連携した抑止対策を行っております。

次に同じく(2)のイ、特殊詐欺等への対処についてお答えをいたします。

特殊詐欺の手口につきましては、未納料金があるなど、架空の事実を口実として金銭をだまし取る架空料金請求詐欺、株や外国通貨などに投資すれば利益が得られるなどと言って金銭をだまし取る金融商品詐欺、医療費や税金の還付金があると電話でATMへ誘い出し、口座間送金で金銭をだまし取る還付金詐欺、融資を申し込んできた者から保証金などの名称で金銭をだまし取る融資保証金詐欺など、様々な手口があります。令和5年中の県内における特殊詐欺の認知件数は、暫定値で48件、被害額は約2億円と前年比で33件、約1億1000万円の増加となっております。増加した要因としましては、前年にはなかった金融商品詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺が認知されるなど、犯行グループが新たな手口を用いたことが挙げられます。こうした新たな手口を含め、県民がその実態を知ることが重要であることから、県警察では、安心ゆいメールなどを活用した情報発信や自治会等における防犯講話、被害防止に貢献したコンビニや金融機関に対して感謝状を贈呈する防犯広報活動等を行っております。また、高齢者が被害に遭わないように、巡回連絡での防犯指導や行政と連携した防災行政無線による注意喚起を行うなど、被害防止対策に努めているところであります。

次に同じく(2)のウ、飲酒運転の現状と県警の取組についてお答えをいたします。

令和5年中の交通人身事故の発生件数は2964件で、そのうち飲酒絡み事故は82件と、前年と比べて25件増加しており、その構成率につきましては2.77%で、前年に続き全国ワーストとなる見込みであります。また、飲酒運転の検挙件数は1154件で、前年と比べて129件増加と5年ぶりに増加に転じたほか、飲酒運転で検挙された者へのアンケート結果では、その約3割が飲酒する前から飲酒して車を運転す

るつもりだったと回答するなど、依然として規範意識の低い運転者が存在する実態がうかがえます。

県警察では、飲酒運転が絡む交通事故の発生時間や路線等を分析し、飲酒運転が発生する可能性が高い場所における取締りをはじめ、関係機関、団体等と連携して飲酒運転根絶県民大会の開催、デジタルサイネージなどを活用した広報啓発、飲酒運転根絶アドバイザーを活用した学校や事業所等に対する安全教育、積極的に飲酒運転防止対策を実施している事業所を飲酒運転根絶対策優良事業所として認定する制度の推進などの総合的な取組を行っているところであります。引き続き、飲酒運転取締りを強力に推進するとともに、関係機関、団体等と連携し、飲酒運転の根絶に向けて取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

(松永 享 商工労働部長登壇)

○松永 享 商工労働部長 4、人材育成・教育行政についての(1)のア、外国人材の確保策についてお答えします。

沖縄労働局によりますと、令和5年10月末時点の県内の外国人労働者数は1万4406人で、産業別では、宿泊・飲食サービス業が3028人と最も多く、次いで卸売業・小売業が1952人となっております。

県では、外国人材の雇用に係る相談窓口の設置や、在留資格制度等についてのセミナーの開催などにより、外国人材の受入れ環境の整備に取り組むとともに、合同企業説明会の開催によるマッチングの場の提供等により、企業の外国人材の確保を支援しているところであります。

同じく4の(1)のオ、2024年問題への対応についてお答えします。

建設業や運輸・物流業、医療等につきましては、働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用されることとなり、過重労働の解消等が期待される一方、企業等におきましては、労働環境の整備や生産性向上の取組強化が求められております。

そのため県では、企業の人材確保と定着につながる魅力的な職場づくりを促進するため、各産業分野における課題に応じ、企業の経営力強化や働き方改革の推進、人材確保などの支援に取り組んでいるところであります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 石原朝子議員。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

大浜一郎議員。

〔大浜一郎 議員登壇〕

○大浜 一郎 議員 それでは始めます。

ケーラネーラ クヨーム ナーラ。

皆さん、眠たくないですか、大丈夫ですか。

私の議員としての今期最後の本会議質問が、我が党の代表質問となっております。

知事をはじめ執行部の皆様には、簡潔で真摯な御答弁を何とぞよろしくお願いを申し上げます。

1、知事の政治姿勢について。

これまで知事は地域外交の一環と称する外遊をしてきたが、いかんせん従前の海外視察、現地県人会等との意見交換等の域を超える可能性、成果を感じることもなく、どう評価しても、外交という名称を使用するには違和感しかない。また、基本方針案についても、各部署の取組を寄せ集めたようなものになっており、高揚感も感じない。

そこでお伺いします。

(1)、地域外交について。

ア、県は沖縄県地域外交基本方針（仮称）のパブリックコメントを始めたようであるが、地域外交の主体、特に相手方には他国の中央政府も含まれるのかどうか伺います。

イ、令和6年度予算案において新規事業として計上されている地域外交推進事業の措置内容のうち、特別旅費及び委託料の積算根拠についてお伺いをします。

次に、国が行う外交とは別に、自治体が独自に地域外交と称して海外へ向けた施策展開をするに当たっては、最も重要な点は国益を毀損するような取組は絶対に御法度だということであります。そのためにも、施策展開においては、施策対象範囲の海外事業等に精通し、優れた見識ある人材登用が不可欠である。言うまでもなく、地域外交の成果について、県民への説得力、県民への説明力が重要であるからであります。

そこでお伺いをします。

ウ、仲井真知事時代に設置されていた地域安全政策課には、研究員と称して任期付職員の登用が行われていたが、地域外交を推進するに当たっては、そのような外部人材の登用・確保は考えているのかお伺いします。

エ、地域外交に関する政策参与と有識者会議（沖縄県地域外交推進アドバイザーボード）の役割分担、それぞれの庁内での位置づけについてお伺いします。

次に、フィリピン、シンガポール訪問も、基本的には現地県人会等との交流事業が主な催しであったと聞いています。

そこでお伺いします。

オ、去る2月2日から6日までのフィリピン、シンガポール訪問の成果についてお伺いをします。

次に、県の海外事務所は、所轄組織の設立目的に基づいて設置をされており、地域外交施策のために設置目的の変更等が必要になるのか、具体的な方向性が見えておりません。

そこでお伺いします。

カ、令和6年度以降の海外事務所が担うべき機能についてお伺いします。

(2)、台湾海峡をめぐる諸問題についてお伺いします。

台湾総統選挙は、台湾海峡の緊張した雰囲気の中で行われ、中国による執拗な選挙介入はフェイクニュースの拡散や一方的な対中貿易関係への妨害、観光交流の停止、台湾周辺海域・空域での頻繁な軍事的威嚇、圧力など、台湾総統選への醜悪な振る舞いは目に余るものであった。台湾国民は総統選を通して、大国の圧力にも屈せず、民主的手法において自らのリーダーを選出し、自由と民主主義の重要さを世界へアピールしたと私は思っています。

そこでお伺いします。

ア、1月13日に投開票された台湾総統選は、民進党の頼清徳候補が勝利する結果となった。知事は祝意を伝えたということではありますが、選挙結果の受け止め方についてお伺いします。

次に、知事は、国際政治が注目している台湾総統選終盤戦に差しかかろうとする中、地域外交の一環と称して台湾を訪問した。出先機関や関係者からの話でも、表敬挨拶、交流以外は重要な目的は感じなかったと私は聞いております。

そこでお伺いします。

イ、知事は11月末に台湾を訪問されたが、なぜこの時期を選んだのか、また訪問の成果についてはどういったものが挙げられるのか、お伺いをいたします。

次に、台湾有事の際の離島住民の避難については、地元で様々な課題が山積し、議論がされております。知事は、受入先が計画されている九州各県と連携を密にするために、積極的に対処する行動が見られない。また、知事から離島地域で山積する課題整理への発言も全く乏しい。

そこでお伺いします。

ウ、去る1月30日、台湾有事を念頭に国民保護に

関する住民避難を想定した図上訓練を行ったが、離島住民の九州への避難について浮き彫りとなった課題と受入れ調整の状況についてお伺いします。

次に、台湾海峡情勢への政治的コミットは、国際的にも高度な政治課題であり、おぼろげな、観念的な思考で対処など到底できるものではありません。

そこでお伺いします。

エ、台湾海峡の安定のために、知事は地域外交で具体的に何ができると考えているのか、お伺いをします。

(3)、特定利用空港・港湾整備についてであります。

政府による離島地域の公共インフラ整備強化方針は、離島振興への大きな活力をもたらす効果が期待され、経済効果はもとより、防災対策整備としても欠かせないものであります。

そこでお伺いをします。

ア、1月29日に、石垣市、宮古島市、久米島町、竹富町、与那国町の5市町の首長から知事に対して政府方針への同意を求める要請がなされたが、知事は慎重姿勢を示している。地元市町村からの切実かつ喫緊の要望を踏みにじることが、果たして行政の長たる県知事として許されると思っているのか、それをお伺いしたいと思います。

イ、知事は、本件については国からの丁寧な説明が不足していると繰り返し述べているが、では具体的などのような説明が国からあり、どういった点について不足していると考えているのかを明らかにすべきではないかと思えます。それを伺います。

ウ、令和6年度当初予算には本件に係る予算計上が見送られたようであるが、その理由についてお伺いします。

エ、特定利用空港・港湾整備に係る費用計上を沖縄振興予算の枠組みとすべきかどうかについて、県の見解をお伺いします。

2、基地問題・安全保障について。

尖閣諸島周辺空域、台湾海峡の緊迫した情勢、フィリピン海域等、南シナ海での軍事的圧力などは、全て中国の身勝手な振る舞いに起因しているのであり、国際法も遵守せず、国際秩序を乱している元凶であります。知事は、現実的な視点で情勢分析を深く認識する努力をすべきであります。

そこでお伺いします。

(1)、先島地域における防衛力の強化について。

ア、軍事拠点が増えるところが狙い撃ちされるおそれがあるとして、知事はいつも攻撃目標化論を持ち出

すが、感情論に過ぎるのではないか。軍事力の強化を先に進めているのは我が国ではなく、中国政府であることは明らかである。だからこそ勢力均衡のため、反撃能力の保有に至っているのであり、知事の立論は論理的に破綻しているのではないかと思います。そこについてお伺いします。

次に、知事は米軍のこととなると、即座に抗議、コメントするのはもはや定番化しております。相手が中国となると、日本政府へ解決を求めると途端に、当事者意識のない発言をする。一体どういう思考をしているのか。知事の思考の中には、ダブルスタンダードがあるのか。

そこでお伺いします。

イ、常態化する尖閣諸島周辺での中国船舶による領海侵犯に対して、なぜ玉城知事は、自治体の長たる県知事として、断固たる姿勢で臨み、抗議をしないのかお伺いします。

(2)、沖縄国際大学での講義における知事の発言についてであります。

沖縄大での知事の授業日程は、公務である以上、その場での発言は公式な発言として重要なことは知事も十分承知だと思います。うっかり言ってしまったでは済まないのではないですか。

そこでお伺いします。

ア、報道によれば、学生から辺野古の代替施設が完成した場合の対応を質問され、玉城知事はキャンプ・シュワブの部隊の早期移転を要請すると答えたという。この考え方は県の公式見解なのかどうかお伺いします。

イ、辺野古における代替施設建設は完成に向けて既に動き出しているが、完成後の県の対応についてお伺いします。

ウ、キャンプ・シュワブ部隊の県外・国外への移転を求めるといふ知事発言は、鳩山政権による最低でも県外という無責任な発言をフラッシュバックさせるものであり、断じて容認できません。知事はその真意を明らかにし、釈明すべきではないか伺います。

(3)、日米安全保障体制に対する基本的認識について。

日米安保条約に基づく日米同盟は、日本の外交、安保政策の根幹の一つとして位置づけられております。中国の軍拡、尖閣諸島等への領土拡大へのもくろみに対処するために、強力な枠組みとして機能しております。

そこでお伺いします。

ア、知事は日米安全保障体制の重要性についてどの

ような認識を持ち、今後も堅持すべきという立場を取るのかどうかお伺いします。

イ、知事は日米安保を破棄し独立自衛の道を取るべきという考えについては、どのような見解を持っておられるかお伺いをします。

ウ、知事は日本の安全保障に係る負担は全国で担うべきと答弁してきているが、そのための具体的な案はあるのかお伺いをします。

次に、地位協定の他国との比較については、単純な比較ではなく、各国の歴史的背景、地政学的な見地、安全保障上の違いなどに基づいて交渉されるために、それぞれの各国の背景や文脈を注視することが重要ではないか。知事は日本の地位協定に関して、主権の問題と発言をしている。

そこでお伺いします。

エ、県は日米地位協定と他国地位協定との違いについて比較調査を行っているが、現行憲法下での改定が法的ないし事実に可能なのかどうかについてお伺いします。

3、離島振興についてお伺いします。

離島振興は、県政の一丁目一番地と知事は公言をしております。離島住民にとって、離島振興が進展していることを実感できる成果が求められております。

そこでお伺いします。

(1)、離島の定住条件の整備について。

ア、令和6年度予算案における離島の定住条件整備のための事務事業について、特徴となるものをお伺いします。

イ、離島地域のICTインフラ未整備地域における今後の整備計画についてお伺いします。

ウ、物価高騰や厳しい気象条件にさらされている離島地域にあっては、住宅供給や水・電力の安定確保が移住・定住のための必要条件だと考えるが、県としてどのような取組を行っているのかお伺いします。

エ、先日閣議決定された奄美群島振興開発特別措置法改正案において、「沖縄との連携」の文言が明記されました。これまでも沖縄・奄美の連携事業は展開されてきたが、それ以上に連携を深めることが必要になってくると考えるが、県の認識をお伺いします。

(2)、離島におけるオーバーツーリズム対策について。

ア、オーバーツーリズム対策についての県の基本的な考え方についてお伺いします。

イ、各離島においては規模により、オーバーツーリズムの量や質に違いがあると思うが、実態把握はどのように行っているのかお伺いをします。

ウ、第6次沖縄県観光振興基本計画においては、沖縄観光の質の向上に言及されているが、質の向上という政策目的を実現するために、具体的にどのような取組を進めていく考えなのかお伺いをします。

エ、石垣市においてはライドシェアをいち早く始めると表明したが、国の方針もあり、今後全県的に展開していく場合、沖縄観光への影響はどういったものが考えられるかお伺いします。

オ、市町村における入域税等の賦課の動きへの県の認識についてお伺いをします。

(3)、離島航路・航空路の維持について。

ア、宮古－多良間路線、那覇－粟国路線、石垣－波照間路線、石垣－多良間路線の状況についてお伺いをいたします。

イ、船舶老朽化への支援策のこれまでの実績と今後見込まれる需要についてお伺いをいたします。

ドクターヘリ、消防防災ヘリにおける現在の計画では、与那国島等の遠隔地離島への配備は不可能であります。離島住民は、自衛隊、海保の皆さんの支援に頼ることしかできません。県は、ユニバーサルサービスの観点から見直しが必要と考える。

そこでお伺いします。

ウ、離島地域をカバーするドクターヘリまたは消防防災ヘリは、防災対策の観点から導入が喫緊の課題であると思うが、県の認識と今後の見通しをお伺いいたします。

(4)、離島における医療・介護サービスの確保について。

離島医療、福祉政策の充実は、離島振興の基礎的政策であります。人材確保、またDXを活用した医療体制の充実が強く求められます。

そこでお伺いします。

ア、医療従事者の人材確保についてお伺いします。

イ、介護従事者の確保策についてお伺いします。

ウ、遠隔医療サービス提供に向けた環境整備の状況についてお伺いします。

(5)、伊是名・伊平屋地域の振興について。

ア、伊是名・伊平屋架橋事業の進捗についてお伺いします。

イ、伊平屋空港整備事業についてお伺いします。

ウ、伊是名村勢理客漁港の整備促進についてお伺いします。

(6)、伊江島空港の活用可能性について。

ア、伊江島空港の再開については、県は民間ニーズがないためということでこれまで否定的でありましたが、北部テーマパーク、ジャングリアとの交通結節点

として、多くの観光需要が生まれると期待できるが、今後の見通しについてどのような見立てをしているのかお伺いします。

イ、伊江島空港の利活用と併せて、伊江島架橋または海中トンネル敷設による本島への交通アクセス網整備、その事業化の可能性についてお伺いします。

4、農林水産行政についてお伺いします。

(1)、農産物の高付加価値化について。

ア、令和6年度予算案において、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化として22.7億円が計上されておりますが、県産品のブランド化に対する基本的な課題認識についてお伺いします。

イ、国の補正予算でも措置されているが、円安環境下における県産品輸出の状況についてお伺いをいたします。

ウ、GISや5Gを活用した農業分野におけるDX推進について、県として農業者へどのようなサポート体制や支援策を講じているのかお伺いをします。

エ、県内農産物の安定供給の基盤となる圃場・かんがい施設等、農業基盤整備の進捗状況についてお伺いをします。

オ、農林水産物不利性解消事業については、補助要件の見直し等がなされたところであるが、その後の成果と課題についてお伺いします。

(2)、製糖工場の経営安定化についてであります。

ア、製糖工場老朽化対策について、国の経済対策によって建て替え等に必要費用への手当てが予算化されたことと承知をしておりますが、執行状況についてお伺いをいたします。

イ、いよいよ2024年問題に直面する時期が到来したわけですが、雇用者・労働者の双方が納得のいく解決策とはどういったものが考えられるのか、県としての対応をお伺いします。

ウ、黒糖の県外・国外への販路拡大について、どういった取組を行っているのかお伺いをします。

エ、製糖過程において副産物として生成される廃糖蜜については、ラム酒や甲類焼酎などの蒸留酒のほか、蜂蜜の代用としての甘味料等の可能性を秘めているが、廃糖蜜処理の現状と利活用方策についてお伺いします。

(3)、漁業振興についてであります。

ア、良質な漁場確保のためには、日中・日台漁業協定改定等の取組が必要だと訴えてきたが、進捗はどうなっているのかお伺いをします。

イ、漁業分野におけるDX推進への支援策についてお伺いします。

ウ、漁業生産額の推移とその向上のための取組についてお伺いします。

エ、栽培漁業種苗生産の現状と課題、今後の推進の方向性についてお伺いします。

(4)、畜産業支援についてであります。

ア、本県の畜産は県農業産出額の約46.3%を占めており、基幹部門となっている。中でも、畜産経営において生産コストの大半を占める飼料費の歴史的な高騰が続いており、もはや畜産事業者の経営努力だけでは窮状を打開することはできなくなっている。本県の畜産業を守り、安定的な産業へと成長させるためにも、令和6年度当初予算において飼料価格高騰に対するどのような支援策を講じているのか伺います。

イ、沖縄の食文化の礎でもある本県の養豚産業は、長期化する飼料価格のほか経営に直結するコスト高騰により、経営難による廃業や規模縮小をせざるを得ない農場が増えてきております。養豚農場経営体質の強化と安定化に向けて、県が実施している養豚生産性向上対策事業の継続支援及び拡充、高能力豚種の飼養環境整備に係る振興対策を進めるべきだと考えますが、県の考え方をお伺いします。

ウ、本県の養鶏は県外と比べ中小規模が大半であり、一部の農場が有利な価格となる時期に合わせて生産を行うことで、厳しい経営を乗り切る努力をしている。また、農場各自の生産出荷ローテーションによる集中生産では、時期によっては過不足が生じ、安定供給に支障を来す構造となっております。県内養鶏場全体の鶏卵生産の効率化・拡充施策の実現に向け、経営体質強化のための取組が必要と考えるが、県としての考えをお伺いをいたします。

エ、食肉センターの経営難が全国的な課題となる中、コストに見合う屠畜料の引上げが余儀なくされているものの、生産農家の基盤縮小を加速させることが懸念されている。本県の地域産業を守り、公益性の高い食肉センターの健全経営のために、緊急経営支援としてどういった取組を県として実施することができるかと考えているかお伺いしたいと思います。

答弁を聞いて、また再質問をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 ただいまの大浜一郎議員の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時25分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前の大浜一郎議員の質問に対する答弁を願いま

す。

玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のア、関係市町からの特定利用空港・港湾に関する要請についてお答えいたします。

政府の説明によりますと、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことであります。現時点において、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き、国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、基地問題・安全保障についての御質問の中の2の(2)のア及び2の(2)のウ、キャンプ・シュワブ部隊の県外・国外移転についてお答えいたします。なお、(2)のアと(2)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

去る1月27日の沖縄国際大学における学生からの質問に対する私の回答については、沖縄県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としていること、また、沖縄県議会においては、これまで2度、「在沖米海兵隊の撤退を図ること」を全会一致で決議していることなどを踏まえ、仮に、辺野古に基地が造られた場合であっても、沖縄県としては、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、日米両政府に対し、キャンプ・シュワブの部隊を含む在沖米海兵隊の段階的な整理縮小等を求める必要があるとの認識を示したものであります。

次に2の(3)のア、(3)のイ、日米安全保障体制に対する認識及び自衛についての見解をお答えいたします。なお、(3)のアと(3)のイは関連いたしますので、恐縮ですがこちらも一括してお答えいたします。

私は、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。その必要性を理解する立場ではありますが、自衛の在り方に関しては、国政の場で十分な議論を行っていただきたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(1)のア、地域外交の主体、相手方についてお答えいたします。

県が考える地域外交とは、自治体、企業、NGOなど様々な主体において、国際交流など多分野で活動が展開されることと認識しており、いわゆる国家間外交とは異なるものと考えております。県は、現在、パブリックコメントを実施している沖縄県地域外交基本方針(案)において、国際平和創造拠点やグローバルビジネス共創拠点、国際協力・貢献拠点の形成を目指しており、地域外交の相手方としては、海外の自治体や民間団体のほか、令和4年に包括的なMOUを締結したパラオ共和国の事例も踏まえ、外国政府との部分的な連携もあり得るものと想定しております。

同じく1(1)のイ、地域外交推進事業の特別旅費及び委託料についてお答えいたします。

県では、今年度末に策定する地域外交基本方針に基づき、沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用した地域外交を展開するため、令和6年度予算案に地域外交推進事業を計上しております。このうち、特別旅費については、友好関係にある海外の地方自治体との意見交換及び各種調整や、知事の海外出張への同行に要する経費として、659万5000円、委託料については、海外自治体との関係構築・連携強化に係る現地交通費や会場費、通訳費等に要する経費として、2370万6000円を計上しております。

同じく1(1)のウ、地域外交に係る外部人材の登用についてお答えいたします。

県では、令和6年度に、平和・地域外交推進課を設置し、観光、経済など関係部局と連携して部局横断的、総合的に地域外交を展開することとしております。現時点で、研究員に当たる外部人材の登用は予定しておりませんが、令和6年度は、地域外交推進アドバイザーボードを設置し、外部の有識者から助言をいただくこととしております。

同じく1(1)のエ、地域外交に係る政策参与と有識者会議の役割についてお答えいたします。

政策参与は、県政における重要課題の解決の促進に資するため、知事が特に命ずる事項について調査研究し、知事に進言することを職務としております。地域外交に係るアドバイザーボードは、国内外の情勢や時代の潮流に柔軟に対応し、効果的な地域外交を展開するため、外交分野などの有識者からの意見を聴取することを目的とする任意の会合として設置することを考えております。

同じく1(2)のア、台湾総統選挙結果の受け止めについてお答えいたします。

今年1月に行われた台湾総統選挙において、民主的な選挙の結果、頼清徳氏が次期総統に選ばれました。台湾と沖縄は、長い交流の歴史を背景に友好関係を構築しており、本県は台北に事務所を設置して、観光誘客、貿易促進、企業誘致、学生交流など様々な分野の民間交流を続けてきております。

県としては、今後とも台湾との相互交流を拡大し、相互発展と友好関係がさらに深化していくことを希望します。

同じく1(2)のウ、住民避難の課題と受入れ調整状況についてお答えいたします。

去る1月30日に実施した国民保護図上訓練は、特定の事態を想定したものではありませんが、先島諸島からの住民避難に関して、重要な交通手段である航空輸送力について、エアライン各社の御協力の下、さらなる具体化が図られ、要配慮者の避難については、市町村ごとの対象者数の把握や入所施設からの避難の基本的な流れなど一定の成果が得られました。一方、要配慮者の人数の正確な把握や県外への搬送手段の確保など様々な課題を確認いたしました。受入れ調整の状況については、国から避難先地域の関係自治体へ説明が行われており、県では、受入れ調整の基礎となる避難住民の人数、移動手段、移動に要する期間など必要な情報の整理を行っているところです。

同じく1(2)のエ、台湾海峡の安定に向けた取組についてお答えいたします。

台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、日本にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上でも重要であると認識しております。このため県では、国に対して平和的な外交・対話により緊張緩和や信頼醸成に取り組むよう強く求めているところであります。

県としましても国や関係機関と引き続き連携しながら、中国、台湾等と幅広い分野で友好交流を重ねていくことにより、緊張緩和と信頼醸成を図り、地域全体の持続的発展につなげていきたいと考えております。

次に2、基地問題・安全保障についての中の(1)のア、沖縄が攻撃目標とされることについてお答えいたします。

アジア太平洋地域の安全保障環境については、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試みなど、より厳しさを増しているものと認識しております。また、県としては、日米安全保障体制や専守防衛のための最低限の自衛力は必要であると考え

ております。一方、米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言では、米中対立が厳しさを増す中で、前線における兵力の配備と運用がかえって意図しない衝突のリスクを高め、米中が戦うこととなれば、沖縄が優先的な攻撃目標となる危険性が高まると指摘されております。

県としては、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しております。

同じく2(1)のイ、尖閣諸島をめぐる状況に関する中国への抗議についてお答えいたします。

県としては、領土・領海など国の主権に関わる問題は、一義的には政府間において解決されるべきものと考えております。尖閣諸島をめぐる問題については、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避するなど、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、解決に取り組むことが望ましいと考えております。

県としては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、外交を補完する意味で沖縄県の役割と考え、観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤とした様々な交流を進めております。

同じく2(2)のイ、代替施設完成後の対応についてお答えいたします。

国土面積の約0.6%の本県には、今もなお、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には程遠い状況にあります。このため、本土復帰50年に向けた要請等において、日米両政府に対して、「当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標の設定を求めています。辺野古新基地建設は、さらなる工期の延伸と費用の増加が懸念され、完成がより困難な状況になるものと考えられますが、仮に完成したとしても、県議会における在沖米海兵隊の撤退を求める決議等も踏まえ、引き続き日米両政府に対し、在沖米軍基地の整理縮小や基地負担の軽減を求める必要があるものと認識しております。

同じく2(3)のウ、日本の安全保障に係る負担を全国で担うことについてお答えいたします。

県としては、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地の負担の在り方についても日本全体で議論し、その負担も全国で担うべきであると考えております。このため、本土復帰50年に向けた要請等において、日米両政府に対して、「在沖米軍の県外又は国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること。」などを求めています。

す。また、岩国市議会議長が中心となって全国に沖縄の基地負担軽減を呼びかけており、県としてはこうした取組とも連携していきたいと考えております。

同じく2の(3)のエ、現行憲法下での日米地位協定の改定についてお答えいたします。

日本国憲法第73条第3号は、内閣の事務として「条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。」と規定しております。外務省によると、日米安全保障条約に基づく行政協定である日米地位協定は、国会の承認を経て締結された国際条約であることから、その改定に当たっても、国会の承認を経ることになると思われるとしております。このため、日米地位協定は、現行憲法下で必要な手続をもって改定することが可能であると考えております。

次に3、離島振興についての中の(3)のウの中の消防防災ヘリの導入についてお答えいたします。

消防防災ヘリの導入については、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において協議を行っております。機体については、先島地域の市町村や消防本部も参加する機体等整備検討ワーキンググループで検討を進め、先島や大東地域まで航続可能であり、消火や救助など幅広い任務に活用可能で他県でも多く配備されている中型機とすることが協議会で可決され、現在、市町村長に承認を依頼しているところです。離島地域での活動に当たり、燃料確保等の運用面の体制についても検討を進めているところであり、効果的な活動ができるよう引き続き地元市町村や消防機関と連携して取り組んでまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のオ、フィリピン、シンガポール訪問の成果についてお答えします。

2月2日から2月6日にかけて、玉城知事が、フィリピン、シンガポールを訪問し、現地県人会との意見交換・交流、日本国大使との面談、米軍基地跡地や観光・物流関連企業の視察、意見交換等を行いました。現地において、県人会のニーズや課題を把握できたこと、基地跡地開発における計画的なまちづくり、効果的な企業誘致の手法や支障除去等に係る情報の共有が図られたこと、県産品の輸送強化、直行便の就航・路線拡充及び双方向の交流促進等に係る連携の必要性が確認できたことなど一定の成果が得られたところであります。

3、離島振興についての(2)のア、オーバーツーリズム対策についてお答えします。

国の観光白書では、いわゆるオーバーツーリズムの定義を「特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受忍できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況」としており、県も同様に認識しております。県では、観光客増加に起因する諸問題について、手ぶら観光の推進による公共交通の利用促進、慢性的な駐車場不足や交通渋滞が発生する観光地への周遊バスの運行などの対策を検討しているところです。

同じく3の(2)のイ、離島におけるオーバーツーリズムの状況についてお答えします。

離島における観光客増加に起因する諸問題については、受入れ容量超過の懸念や地域のルールの理解が不十分な観光客と住民とのトラブルなど、様々な課題があると承知しております。竹富町西表島では、訪れた観光客に対して、動植物保全の呼びかけや観光フィールドの利用制限による立入り規制の実施に向けた取組など、対策に取り組んでおります。

県では、地域の課題に係る専門アドバイザーの派遣、課題解決に向けた取組への支援や好事例の共有など、持続可能で質の高い観光地を目指して、地元自治体や関係機関等と連携して取り組んでまいります。

同じく3の(2)のウ、離島観光の質の向上に向けた取組についてお答えします。

本県の離島は、それぞれの島特有の自然、景観、伝統、文化、特産品等の魅力を有しており、各離島の特性と観光資源を活用した質の高い離島観光の推進が重要であると考えております。このため県では、それぞれの島の魅力をさらに引き出すための観光コンテンツの造成支援、ウェブサイト等の活用による各離島の魅力の効果的な発信、インバウンド富裕層を対象としたアドベンチャーツーリズムの推進、島々を巡るエクスペディション船の誘致、サステナブル、レスポンスブル・ユニバーサルツーリズムの推進などに取り組んでまいります。

同じく3の(2)のオ、市町村における入域税等についてお答えします。

観光目的税(宿泊税)の導入を予定している市町村は、本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市の5市町村となっております。竹富町は、オーバーツーリズムなど、持続可能な観光地づくりの課題に対応するため、使途を定めない法定外普通税である訪問税(仮称)の導入を目指していると聞いております。

県としては、納税者の過重な負担とならないよう宿泊税の導入を予定している市町村と丁寧な調整を行うとともに、竹富町とは課税標準が異なりますが、情報共有など連携を図ってまいります。また、既に、いわゆる入域税等を導入している県内自治体は、伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村及び座間味村となっております。これらの村への聞き取りでは、当該制度は安定的に運用されており、税収は環境の美化や保全費に充当し、制度の目的に沿って活用しているとのことです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のカ、令和6年度以降の海外事務所の機能についてお答えします。

商工労働部が所管する海外事務所では、経済、貿易情報の収集・提供、県産品の販路拡大、県内企業等の現地活動支援、観光誘客、企業誘致などの活動を展開しております。また、経済活動を深める取組と併せ、文化や教育などを含めた多面的な交流にも取り組んでいるところです。令和6年度以降の海外事務所の機能につきましては、地域外交の観点を踏まえ、年度内に策定予定の沖縄県地域外交基本方針（仮称）に基づき、知事公室をはじめ関係部局等と連携の上、検討してまいります。

同じく1の(2)のイ、台湾訪問の時期と成果についてお答えします。

昨年の台湾訪問につきましては、コロナ禍からの復興を見据え、交流を速やかに再開、発展させる観点から、11月末に実施したところです。訪問を通して、観光、IT、半導体、スタートアップ、貿易などの分野において、交流と連携を深めていくことを互いに確認してまいりました。その後、訪問した経済団体からは、県内経済界との交流を目的とした沖縄訪問の相談があるなど、今後につながる成果があったと考えているところです。今回の訪問を契機に、台湾との交流がさらに発展するよう取り組んでまいります。

3、離島振興についての(1)のウ、離島地域における電力の安定確保についてお答えします。

県では、構造的不利性を抱える離島における電気の安定的かつ適正な供給の確保に向け、国や電力会社と連携し、海底送電ケーブル等の電力設備の整備のほか、太陽光や風力発電の実証事業を行うなど、再エネ導入拡大に向けた事業等に取り組んできたところで

す。県としましては、離島における太陽光発電の第三者

所有モデル事業への補助につきまして、令和6年度から実施地域を拡大し、太陽光発電や蓄電池の導入を促進することにより、災害時の停電対策や電気料金の低減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(3)のイ及び(3)のウ、特定利用空港・港湾についてお答えいたします。1の(3)のイと1の(3)のウは関連しますので、一括してお答えします。

現在、国に対し関係法令等との整合性や施設の運用、予算計上方法などについて、確認を行っているところであります。このため、現時点において、予算計上や整備後の運用など不明な点が残されており、引き続き調整が必要であることから、国に対し令和6年度予算措置の要望は行えないものと回答したところで

す。次に同じく1の(3)のエ、特定利用空港・港湾の整備に関する予算の枠組みについてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾の整備については、民生利用を主とするものであることから、沖縄振興特別措置法の目的に沿ったものと考えているとのことでありました。しかしながら、現時点において、沖縄振興予算全体への影響が不明であることから、引き続き国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に3、離島振興についての(5)のア、伊平屋・伊是名架橋の検討状況についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題が明らかとなっており、建設工事費の縮減等について、調査研究に取り組んでおります。今年度は、建設工事費の精度向上を目的に、架橋検討位置の水深を把握するための深淺測量及び具志川島の海域における土質ボーリング調査を実施したところであります。令和6年度以降、これまでの調査結果等を踏まえ、事業化の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に同じく3の(5)のイ、伊平屋空港整備事業についてお答えいたします。

伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き、意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に同じく3の(6)のイ、伊江島架橋または海中トンネル整備の可能性についてお答えいたします。

伊江島架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、技術上及び環境上の課題、膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。また、一般的に海中トンネルは、架橋に比べさらに多くの課題が想定されることから、実現の可能性は低いものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 3、離島振興についての(1)のア、離島における定住条件整備のための事業についてお答えいたします。

令和6年度予算案においては、定住条件整備などの離島振興を図るため、概算で約634億3000万円を計上しており、令和5年度に比べ、約37億円の増額となっております。具体的な事業としては、新たに自動運転交通サービス地域実装推進事業に約1億5000万円を計上しているほか、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業約28億7000万円など、新技術の導入や物価高への対応等を踏まえつつ、各分野にわたって予算を計上しております。また、離島航空路チャーター運航支援事業については、地元町村との協調補助における県と地元町村の負担割合を1対1から2対1へ変更し、約1億1000万円を計上しております。

県としては、離島振興を県政の最重要課題と位置づけ、引き続き定住条件の整備などの諸施策に取り組んでまいります。

同じく3の(1)のイ、離島のICTインフラの整備計画についてお答えいたします。

光回線サービスを利用できる世帯の割合を示す基盤整備率は、離島地域において令和4年度末で99.0%となっております。また、現在は南北大東島間の海底光ケーブルの整備を進めており、引き続き光ファイバー網が未整備の地域、並びに学校や診療所のある小規模離島の海底光ケーブルの整備について、地元市町村や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

同じく3の(1)のウのうちの、離島地域の移住・定住条件整備のための住宅供給についてお答えいたします。

県では、離島・過疎地域の活性化や県全体でバランスの取れた人口の維持、増加を目的に移住の促進に係る施策を実施しております。これまで市町村と連携し、移住相談会や体験ツアー等を実施し、空き家発

掘・改修に係る事例等についても市町村等に対し情報提供を行ってまいりました。

県としましては、引き続き市町村と連携しながら、離島・過疎地域の移住定住の促進に取り組んでまいります。

同じく3の(1)のエ、奄美群島振興開発特別措置法改正における沖縄との連携についてお答えいたします。

今年度末に期限を迎える奄美群島振興開発特別措置法の改正案において、基本理念に「沖縄との連携」が追加され、両地域の多様な分野における連携を促進することにより、持続的な発展に資することが明記されました。これに先立ち、昨年8月に、鹿児島県及び奄美群島広域事務組合との間で沖縄と奄美群島との交流の拡大に係る連携協定を締結し、多様な分野における連携強化を確認したところです。

県としては、同協定に基づき、奄美群島との一層の連携強化を図り、両地域の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

同じく3の(2)のエ、ライドシェアの導入についてお答えいたします。

本島内のタクシー業界においては、石垣市が考えるライドシェアと同様、遊休化しているタクシーの活用を強く望む声があります。一方で、一般ドライバーの運転技術や利用者の防犯等を不安視する意見があることから、現在国においては、タクシー事業者の管理の下で運営する日本版ライドシェアが検討されているところです。

県においては、引き続き、沖縄県ハイヤー・タクシー協会とライドシェア導入に向けて、意見交換してまいります。

同じく3の(3)のア、宮古-多良間、那覇-粟国、石垣-波照間・多良間路線の状況についてお答えいたします。

県では、路線の運航に伴い生じた欠損に対し、宮古-多良間路線については、国、県、多良間村と協調し、3対2対1の負担割合で補助しております。また、那覇-粟国、石垣-波照間、石垣-多良間路線については、令和5年度予算において、地元町村と協調して1対1の補助割合としていましたが、令和6年度予算案では、2対1へ変更し、地元町村の負担を軽減することとしております。引き続き、国や地元町村と連携し、離島航空路の維持・確保に取り組んでまいります。

同じく3の(3)のイ、船舶更新への支援策及び今後の需要についてお答えいたします。

県では、一括交付金を活用した離島航路安定化支援事業により、これまで13航路14隻の船舶更新を支援してまいりました。また、内閣府が市町村へ直接補助を行う沖縄離島活性化推進事業を活用した船舶更新については、県も市町村からの相談を随時受け、連携して対応しているところです。引き続き、船舶更新を支援するとともに、直近に予定されている内閣府の予算を活用した竹富町多機能型貨物輸送船建造でも、国や竹富町と連携し、離島航路の確保・維持に取り組んでまいります。

同じく3の(6)のア、伊江島空港再開の見通しについてお答えいたします。

県では、令和4年度に、県内離島を運航する航空会社に対して、伊江島空港への就航可能性を調査したところ、需要について課題がある等の意見が示されております。一方、ジャングリアの開業後は、新たな北部観光の需要創出が期待できることから、県としては、今後、ヘリコプターを含む運航事業者に対して意向確認のアンケートを実施してまいります。引き続き、伊江島空港の利活用については、伊江村や関係部局と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 3、離島振興についての(1)のウのうち、離島における水の安定確保についてお答えします。

県は、離島における水道の基盤強化を図るため、本島周辺離島8村の水道広域化に取り組んでおり、令和5年度は11月末に伊平屋村で水道用水供給を開始したところです。また、県内市町村の水道施設整備については、高率補助である沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金を活用し、耐震化を含む管路布設やポンプ設備の更新等が行われております。

県としましては、今後とも離島における水の安定確保のため、水道広域化並びに必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

同じく3の(3)のウのうち、離島地域のドクターヘリ導入についてお答えします。

宮古・八重山のヘリによる急患搬送は、陸上自衛隊と第11管区海上保安本部がその機能を担っており、県では、沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業により、ヘリに医師が添乗し、救急患者の救命率の向上を図っております。本島及び本島周辺離島の急患搬送を担っているドクターヘリの宮古・八重山への配備については、同地区にヘリポートがある救命救急セン

ターがないこと、搬送件数や事例を検証する必要がある等の課題があり、また、救急医療の関係者から意見聴取を行う必要があるものと認識しております。

同じく3の(4)のア、離島の医療従事者の人材確保についてお答えします。

本県は、医療従事者の人材確保、特に離島における地域偏在の課題解決に向け取り組んでいるところであります。医師については、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等により、確保に取り組んでおります。また、看護職員については、看護師養成所の運営費補助や、離島の看護職員確保のため民間医療機関への補助事業等を実施し、確保に取り組んでおります。コメディカルについては、医療機関における各職種の実態把握に努めるとともに、関係団体と連携を図りながら人材の確保に取り組んでまいります。

同じく3の(4)のウ、遠隔医療の環境整備状況についてお答えします。

遠隔医療の活用については、医療機関のニーズ把握や遠隔医療を用いる機器の選定、運用体制の構築等について検討する必要があると認識しております。県では、今年度末に策定予定の第8次沖縄県医療計画の僻地医療分野においても遠隔医療に関して記載する予定であり、現在、記載内容の詳細を調整しております。また、令和6年度以降、県庁内にワーキンググループを設置し、関係機関と議論を進め、離島・僻地医療の課題解決のための遠隔医療の活用方法について検討を行う予定です。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 3、離島振興についての御質問の中の(4)のイ、離島における介護従事者の確保についてお答えいたします。

県としましては、離島における介護従事者の確保は重要な課題であると認識しております。このため、県では、島外から介護専門職を確保するために必要な移転費用等を補助するとともに、将来の担い手となる離島の高校生等に対する初任者研修の開催、外国人介護人材の活用に向けた介護事業所の受入れ体制整備やマッチングの支援などを実施しております。

県としましては、今後も離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き介護従事者の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 3、離島振興についての(5)のウ、伊是名漁港勢理客地区の整備促進についてお答えいたします。

伊是名村の西側に位置する伊是名漁港の勢理客地区は、仲田港に就航する定期船の就航率向上のため、補完施設として、岸壁等を整備しております。現在、岸壁の整備は完了し、定期船の水深確保のため泊地のしゅんせつ工事を実施しており、令和5年度末の事業進捗は約84%となる見込みです。

県としましては、令和6年度当初予算案に約2億円を計上しており、引き続き、令和7年度の完成を目指して予算確保に努めてまいります。

次に4、農林水産行政についての(1)のア、農産物高付加価値化の課題認識についてお答えいたします。

農産物の高付加価値化には、おきなわブランドの確立と消費者や市場へ計画的・安定的に出荷できる定時・定量・定品質の実現が重要であります。このため、県では、市町村やJA等の関係団体と連携し、生産供給体制の強化、多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化、担い手の経営力強化や成長産業化に向けた基盤整備など、各施策を総合的に取り組んでおります。

県としましては、農産物の付加価値向上を図りながら、農業産出額や生産者の所得向上に努めてまいります。

同じく(1)のイ、県産品輸出の状況についてお答えいたします。

農林水産物の輸出に関しては、輸出先国の規制など様々な課題があるため、円安による輸出量の増加は限定的と考えております。沖縄総合事務局がまとめている沖縄からの農林水産物・食品の輸出状況によると、令和5年の輸出額は39億2000万円で、前年より18.3%減少しております。一方で、令和4年に八重山食肉センターが、タイ、マカオ向け輸出の牛肉取扱施設認定を受け、令和5年3月にタイ向けに初出荷したところであり、今後の輸出拡大が見込まれております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、県産農林水産物の輸出拡大に努めてまいります。

同じく(1)のウ、農業分野におけるDX推進の支援策についてお答えいたします。

生産者の高齢化や労働力不足への対応、農林水産業の成長化に向けては、DXの推進が不可欠であると認識しております。一方で、農業DXの推進に当たっては、導入コストや本県特有の気象特性、栽培品目などの課題があることから、県では、地域特性を踏まえた

実証や研究に取り組んでいるところであります。具体的には、サトウキビにおける自動操舵機械化体系の実証、施設園芸における環境制御技術の実証、AIを活用した作物障害診断の研究などを行っております。

県としましては、引き続き、本県の地域特性を踏まえた農業分野のDX化を推進してまいります。

同じく(1)のエ、農業生産基盤整備の進捗についてお答えいたします。

本県における農業生産基盤整備状況は、令和3年度までの実績として、農業用水源施設整備が63%、かんがい施設整備が51%、圃場整備が64%となっております。石垣市においては、令和6年度に水利施設等保全高度化事業3地区の新規採択を行うなど、県産農産物の安定供給に資する基盤整備を推進しております。

県としましては、引き続き農業生産基盤の早期整備に向け、関係団体と連携して取り組んでまいります。

同じく(1)のオ、農林水産物条件不利性解消事業の成果と課題についてお答えいたします。

当該事業では、補助対象品目の拡充や市町村事業及び一次加工品の出荷補助等を新設し、実施しております。課題としては、生産者団体等との意見交換において補助単価の見直しが挙げられております。

県としましては、補助要綱に基づき事業施行3年目となる令和6年度において、輸送コストに関する実勢運賃の調査、生産者団体等との意見交換を踏まえ、必要な見直し作業を進めてまいります。加えて、令和9年度以降の事業の在り方についても、引き続き丁寧な話し合いを進めてまいります。

同じく(2)のア、製糖工場老朽化対策についてお答えいたします。

老朽化が著しい分蜜糖製糖工場につきましては、地域のサトウキビ生産振興や工場の安定操業が重要であることから、老朽化対策の必要性が高いと認識しております。そのため、国の令和5年度補正予算で、分蜜糖製糖工場の大規模整備を支援する甘味資源作物生産性向上緊急整備事業が予算措置され、老朽化が進む工場施設の整備に向け、北大東村が応募を行っております。

県としましては、事業が採択された場合における地元負担軽減に向けた支援を行うとともに、関係機関と連携し、円滑な事業実施に取り組んでまいります。

同じく(2)のイ、製糖業における2024年問題への対応についてお答えいたします。

働き方改革関連法の改正に伴う勤務体制の見直しへの対応等により、県内製糖工場における製糖期間の人員確保については、特に離島地域において季節工の確

保が難しくなっていると認識しております。一方、製糖事業者や市町村においては、これまで国や県の補助事業等を活用し、製糖工場の省力化設備や労働力確保、季節工等の宿舍整備等を実施しているところであります。

県としましては、製糖工場の操業に影響が生じないよう、引き続き国や関係団体等と連携し、工場の労働力確保に向け対応してまいります。

同じく(2)のウ、黒糖の県外・国外への販路拡大についてお答えいたします。

県では5月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んできたところであります。また、一括交付金を活用した沖縄黒糖販路拡大推進事業により、①、県内外の商談会の実施、②、沖縄黒糖を使用した新商品開発への補助など、沖縄黒糖の販路拡大に向けた取組を強化しております。

県としましては、引き続き国や関係団体等と連携し、県外・国外に向けた沖縄黒糖の販売促進及び販路拡大に取り組んでまいります。

同じく(2)のエ、糖蜜処理の現状と利活用方策についてお答えいたします。

県内分蜜糖製糖工場において、製糖工程から発生する糖蜜の産出量は、令和4・5年期では、約2万3000トンとなっており、主に工業用アルコール、家畜飼料への添加等に利用されております。

県としましては、引き続き製糖事業者や関係団体等と連携し、その他の用途も含めた糖蜜の利活用について情報収集に努めてまいります。

同じく(3)のア、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直しに係る取組の進捗についてお答えいたします。

県では、本県漁業者の漁業権益を確保するため、平成25年以降、漁業関係団体とともに、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等を求める要請を行っております。去る2月8日に農林水産省、外務省等に対し、①、日台漁業取決め適用水域のうち、八重山北方三角水域等の撤廃及び操業ルールの改善、②、日中漁業協定第6条の見直し及び外務大臣書簡の破棄等の要請を行ったところであります。

県としましては、漁業関係団体と連携し、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等について、引き続き国に対し強く求めてまいります。

同じく(3)のイ、漁業分野におけるDX推進への支援策についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、デジタル技術等を活用したスマート農林水産技術の実証と普及に取り組んでおります。具体的には、ICTを活用した水温や照度等の環境データ収集と蓄積のほか、ドローン空撮データを活用した海藻類養殖における生産性の向上を推進しているところであります。

県としましては、蓄積したデータを漁業者や試験研究機関等で共有するとともに、漁業者等のITリテラシー向上のため必要なデジタル技術の習得を支援し、スマート水産技術の高度利用を図ってまいります。

同じく(3)のウ、漁業産出額の推移と向上のための取組についてお答えいたします。

本県の漁業産出額は、平成30年の216億円をピークに、令和3年は179億円となっております。県では、沖縄型のつくり育てる漁業や資源管理型漁業の振興等の取組として、県産ウニ復活プロジェクト事業やサンゴ礁漁業におけるSDGsブランド化推進事業等の実施により、漁業産出額の向上を図っているところであります。

県としましては、引き続き、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、水産資源の持続的な有効利用と亜熱帯海洋性気候の特性を生かした養殖業などの振興に取り組んでまいります。

同じく(3)のエ、栽培漁業センターにおける種苗生産の現状と課題、今後の推進の方向性についてお答えいたします。

栽培漁業センターにおいては、令和5年度のヤイトハタ種苗生産時にウイルス性疾病が発生し、配付要量を満たすことができませんでした。そのため疾病対策として、現在、飼育海水の殺菌設備の拡充に取り組んでいるところであります。また、令和6年度からは、老朽化した施設の大規模改修に着手し、その間、水産海洋技術センター石垣支所でヤイトハタ種苗生産のバックアップを計画しております。

県としましては、栽培漁業センターの種苗生産体制の維持及び機能強化に努め、沖縄型のつくり育てる漁業を推進してまいります。

同じく(4)のア、令和6年度当初予算における飼料価格高騰支援策についてお答えいたします。

近年の飼料価格高騰により、県内の畜産農家は非常に厳しい経営状況にあります。県では、畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を令和4年度より実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。

県としましては、今後の飼料価格の動向及び国の対策等を注視しつつ、引き続き生産者や市町村、関係団体等と連携し、畜産農家の経営安定に向けて取り組んでまいります。

同じく(4)のイ、養豚農家の経営体質強化と安定化についてお答えいたします。

県では、養豚農家の経営安定を図るため、配合飼料購入費の一部補助を令和4年度より実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。また、生産性向上対策として、繁殖能力の高い種豚の導入を支援する養豚生産性向上対策事業や、価格安定対策として肉豚価格が基準価格を下回った場合に差額の9割を補填する肉豚経営安定交付金制度等を活用し、養豚農家の経営体質強化を図っております。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し、養豚農家の経営安定に向けて取り組んでまいります。

同じく(4)のウ、養鶏農家の経営安定に向けた取組についてお答えいたします。

県では、養鶏農家の経営安定を図るため、生産費の約半数を占める飼料費の一部補助を令和4年度から実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。また、国は、鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填する鶏卵生産者経営安定対策事業を実施しており、県は、当該事業における生産者積立金の一部補助を行っております。

県としましては、引き続き関係団体等と連携し、養鶏農家の経営安定に向けて取り組んでまいります。

同じく(4)のエ、食肉センターの経営安定に向けた取組についてお答えいたします。

食肉センターにおいては、家畜飼養頭数の減少に伴う稼働率の低下が経営上の課題であると認識しております。このため県では、家畜飼養頭数の増頭を図るため、畜産農家に対する飼料費補助に加え、養豚農家が導入する高能力種豚の導入経費の一部補助を実施しております。一方で、各食肉センターにおいては、電気料等増加した経費を反映した屠畜料の改定が進められております。

県としましては、引き続き食肉センターの稼働率向上のため、家畜の増頭に向けた生産支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 農林水産部長、いっぱい質問をしたから御丁寧にありがとうございます。再質問し

ませんので。

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

知事、この国民保護の問題なんですけど、今石垣市、各離島でもそうでしょうけど、自分たちでできる範囲内での議論の積み重ねがあって、この避難計画をするだけでも無駄なんじゃないとか、いろんなことを言われながらも計画は練っているわけですよ。この前も多良間のほうから、九州のほうに行かれたという報道も見ました。できることは、備えはやっておかなきゃいけないんですけども、前回も一般質問でやったと思いますが、この九州各県にお世話になるわけですよ。何かあったときに計画上はですね。そこに、知事が真摯にコミットしているかどうかというのがよく見えないんですね。しかもこういう地域でのこういうこの細かな作業の中で、いろんな課題が出てきているところに対する知事のコメントとか、国民保護に対する向き合い方というのが、私は非常に薄いんじゃないかというイメージがあります。その点について知事、こういう事態にならないためにいろんなことをしなければいけないんですが、知事として、こういった問題についてどう今後向き合っていくのか、そこをお願いをしたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 御説明いたします。

まず、九州各県の受入れ調整等の取組について御説明いたします。

まず知事は、昨年10月の九州知事会において、国から九州各県に対し避難の受入れに関する検討を行うよう要請があったことを踏まえ、沖縄県では令和4年度から国民保護の図上訓練に取り組んでいることや、沖縄の状況について九州各県の知事と共有をしたところでございます。去る1月30日の図上訓練の課題を踏まえ、知事からは、要配慮者の避難については特に人員確保が困難であることから、国による協力体制の構築を求めるよう指示がございました。あわせて、現在、国の主導の下、オンライン会議等において、実務者レベルで受入れに関する顔合わせや意見交換等を行っているというところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 ちよっと休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時31分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 図上訓練及び九州各県との連携については、ただいま公室長から答弁があったとおりでございます。我々も情報収集し、国とも連携をしながら必要に応じてその機会を設けて、また九州各県の知事とも意見交換をするというように考えておりますので、そこはしっかりとその状況を整えながら取り組んでまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 ぜひそうしていただきたいと思っております。

こういう問題が一番問題になっているのが、先島地域だということに思いますので、現在。いろんなところに外遊されるのも結構ですけど、こういう問題があるんでは——どういう問題があるかというのは、地元で足を運んで、少しこの状況を肌感覚で感じていただくということも僕は必要だと思いますよ。そうじゃなければ、何が問題でどういう不安があるかというのは、頭に入らないんじゃないですか、事務方の説明だけでは。その点はどうなんですか、知事。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 昨年11月の沖縄県の石垣で開催された総合防災訓練においても知事が参加されて、その状況等を視察しているところでございます。失礼しました。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 あのね、防災訓練に来たのは分かりますよ。それでその日に帰ったんじゃないですか、もしかして。ちゃんとどういう議論があるかっていうのは、知事として見極めるのは大事じゃないかと言ってるんですよ。もういい加減なこと言わないでくださいよ、知事公室長。やっぱり離島の人は何を話してるのかと。財産を失ったらどうするんだというようなことも、切実な問題の議題に上がっているんですよ。そういった問題を、訓練に行ったから聞いてます、冗談じゃないよ。そういう答弁ありますか。知事、離島に寄り添う心があるなら少しコメントいただけますか。公室長では無理ですよ。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 住民の生命財産の保護については、まず国においてどのような規定を設けるかということ、我々もそのことについての情報を収集してお

りますし、当然、離島から本島あるいは離島から他県へ移動する場合のこの航空輸送力等についても、先般の国民保護図上訓練でも確認をさせていただきました。当然様々な状況に対して、我々も心配りができるような関係機関と協力しておりますし、当然その際には住民の皆さんがどのような不安をお持ちでいらっしゃるかということも、しっかりと収集するように努めておりますので、そういう総合的な対策を、機会を見てその現場に足を運びながら、それぞれの方々と連携を確認しているということでもあります。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 知事、ぜひそうしてくださいね。やはり知事が現場を見て、知事が発して、こうしてほしい、ああしてほしい、こうすべきじゃないかというのは、住民も心強く思いますよ。ぜひそのような取組をしてもらいたいと思います。

次に、特定利用空港の件なんですけれども、結局何が問題でこれが予算化もされないのかが、今日の答弁でもちょっと分からないんですよ。土建部長の話もよく分からないし、知事の理解度もちょっとよく分からないんですよ。基本的には民生を活性化させる。だって普通にやったら予算つきませんよ。普通に港湾整備しようとして——これいろいろありますけど、石垣市のように国直轄もあるけど、空港を大きくしようとして、今予算つけられません、今の状況で。これはもう我々にとってはチャンスだと思いますよ、離島の住民にとっては。これで経済の見通しを立てて活性化したり、今後の可能性が広がっていくという期待感も大きいわけですよ。そういった意味において、何を懸念しているのかなというように思ったりもします。自衛隊がするから決して駄目なんですか。災害が起きたときどうするんですか。災害のときのインフラが強いところっていうのは大事じゃないですか。能登半島見てくださいよ。ほとんどインフラがやられて、どういうふうな状況で救助活動があったかっていうのわかりますか。そういったこともよくよく考えて、あまりネガティブに物を考えないほうが僕はいいと思うんですよ。その辺どうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 私のほうも、内閣府そして国土交通省、防衛省からの説明を受けました。1番の課題は、沖縄振興予算にどう位置づけるかっていうことについて、まだ明確な説明がございません。私のほうから、例えば那覇空港の第2滑走路のように、別枠として扱えるんですかって聞いたら、それは決まってないというお話でした。それで、沖縄振興予算はどういう

考えですかっていうことを聞いたら、必要な額を政府として積み上げたものと。じゃ、そうすると、例えばこの特定事業に100億とか200億ついて総額が変わらない可能性もあるんですかと。要するに、ほかの事業が減るってことですけれども、それについても否定はございませんでした。その辺はしっかりと確認しないと、ほかの事業が物すごく大きな影響を受けるリスクがあるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 多分におっしゃりたいことは、ハード交付金との兼ね合いだと思います。多分、それが一番大きいんでしょうね。基本的には、県が管理しているところは、これはもう振興予算か何かでやる必要はないし、県が絡まないといけませんよ。どんなに考えたって。そういった意味で、別枠にするかどうかというのはこれからの話だとしても、例えば緊急時に自衛隊が使う、海保が使う、国民保護のときに大きな船舶が使う、輸送船が使う、云々かんぬんというのは、何かあったときには当然想定される話だから、この辺のところはきっちりと、話をききちんとすべきだというふうに思いますよ。かなり早い時期にそれは話をききしてもらいたいというふうに思うんですけど、その点はどうですか、副知事。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 今も2度ほどやり取りをさせてもらっています。その回答について、また改めて疑問点、確認事項も必要となってますので、そこら辺は国のほうとは、いわゆる官僚のトップの皆さんとは、必要な情報交換は頻繁にさせてもらっているところで。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 どうぞ、我々もいろんな話を聞いたりしておりますけれども、きっちりとまた話を詰め詰めにやっていただきたいなというふうに思います。

それと、やはり尖閣の問題というのは、海域の問題のみならず、空域までも中国はかなり軍事的な圧力をかけて、威圧をかけてきているというふうに思うんですけれども、知事、ここはもうやはり、県知事として駄目なものは駄目だというようなことを明確にもう言うべき時期じゃないですか。中国と交流をするのは、もちろん僕はもう賛成ですよ。しかし、駄目なものは駄目だとはっきり言っておかないと。米軍と中国との取扱いが、知事の中では本当にダブルスタンダードにしか見えない。その辺のところをもう少し、駄目なものは駄目だと明確に言うべきじゃないかと私は思

うんですけど、知事どうですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 尖閣における課題については、国において平和的、建設的な対話の環境の中で課題に当たっていただきたいということでございますが、我々沖縄県も、尖閣は日本の領土であるというように認識でそのように対応させていただいておりますので、政府においてはなお一層対話の努力によって、様々な問題が解決に図られるということ強くお願いをしているところであります。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 米軍が何かした。米軍の事件が起きた。何か不具合が起きた。そのときは即座に抗議するし、毎回コメントするじゃないですか。しかし、中国が領海を侵犯しようが、空域で威嚇をやろうが、これ我々の行政区内ですよ。なのにもかかわらず、そこは国にお願いします。だからこれおかしいんですよ、どうしても。ダブルスタンダードにしか見えないんですよ。何でそんなに気を遣う必要があるんですか。駄目なものは駄目だとはっきり言わないから、僕は、そのほうが駄目だと思うんですよ。その辺のところははっきりしたほうがいいな、僕は思う。沖縄県知事として、これを言わないから先島住民は——もう沖縄本島の方々がどう考えているか分かりませんが、先島住民は不安に思うんですよ。この辺はしっかりとらしたらどうですか、知事。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

先ほど知事からも御説明ありましたとおり、尖閣諸島をめぐるのは、日本と中国の政府間において見解の相違があるため、日本政府が我が国の立場を繰り返し表明するとともに、日中両国の政府において協議が行われているものと承知しており、領土・領海など国の主権に関わる問題は一義的には日本政府において対応するものと考えております。一方、日米安全保障体制については、沖縄県においてもその体制を理解する立場ではありますが、日米両政府が合意した日米安全保障条約に基づくものであるため、県内における米軍人等の事件・事故や騒音環境被害など、本県における過重な基地負担については、その軽減を図るよう日米両政府に対し、抗議・要請を行っているものでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 長々とありがとうございます。聞いてない話はやらんほうがいいですよ。

あのね、知事は自分事と思ってないんですよ、尖閣の侵入問題を。自分事と思っていない、沖縄のことだと思ってないんですよ、これは。だからそういう発言を求めても答弁できないんだよ。そうでしょう、知事。何なんですか、今の答弁は。そんな話を聞いてますか、私。駄目なものは駄目だと言ったらどうですかって言うだけの話じゃないですか。そういうことも言えないんですか、知事。知事、最後コメントいただけませんか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほど来、答弁としては、そのように、国と沖縄県は同じ考え方でいるということでございます。

○赤嶺 昇 議長 大浜一郎議員。

○大浜 一郎 議員 知事、もうちょっと沖縄県知事として、どしっとしてほしいな。ぜひお願いしますよ。駄目なものは駄目ってはっきり言わないと。国とまともな話できませんよ、こんな答弁ばかりしていたら。

それと最後ですけど、この消防防災ヘリに関して、これはやはり基本的には、沖縄21世紀ビジョンの中でユニバーサルサービスを提供するっていう一つの大きな底辺があったというふうに思うんですよ。その中で、これ与那国までは飛んで行けないと。与那国に飛んでも帰ってこれない、災害時に。だからそういう計画でしょう、今のところ。それで、波照間まで行けるか。行けないんじゃないですか。どうですか、帰ってこれますか。だから、ちゃんとしたミッションができるような体制でやらないと、できないんじゃないかと。説明を聞いてても全然分からなかったですよ、この前。だから、ユニバーサルサービスを底辺に置いて、どう与那国島までちゃんとカバーできるのかっていうのは、従前の考え方じゃなくて、もう少し深く考えて、これだけ広い沖縄県だから、このような対策が必要だということもちゃんと進言したらどうですか。そういうことをやらないと、沖縄本島周辺、宮古、八重山、多良間みんな切り捨てられるじゃないですか。最初の計画もそうなんですよ。北大東、南大東、宮古、八重山みんな切り捨てられた計画になっていたんだから。それからどれぐらい進歩してるんですか。この辺しっかりと計画の見直し、もしくは改善をして、もう少しアップデートしたほうがいいな。その辺どうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

先ほど説明しました、県及び41市町村で構成する

沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の協議の中で選定しました中型機であれば、出勤先での給油が前提となりますが、活動に必要な人員、資機材等の搭載をしても、沖縄本島から石垣空港までは十分に飛行可能であるということでございます。与那国島につきましては、石垣空港で給油した後、活動するということをご想定してございまして、これにつきましては、先島地域の市町村や消防本部も参加する機体等整備検討ワーキンググループで検討を進め、確認されたというところでございます。

以上です。

○大浜 一郎 議員 終わりましたね。

シカイトウ ミーフアイユウ。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

〔島尻忠明 議員登壇〕

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島尻 忠明 議員 こんにちは。

沖縄・自民党の島尻忠明です。

令和6年2月議会代表質問、第13期の議員として自民会派、最後の最後でございますけれども、質問に入ります前に若干の所感を述べさせていただきたいと思っております。

令和6年は、激動の初日を迎えました。同僚議員の質問でも出ておりますが、能登半島地震であります。日々伝えられる窮状に一人一人が心を痛めました。1月5日には、知事に対して避難者の受入れに万全を期すよう申入れを行い、11日、12日には被災者支援のための街頭募金活動を行いました。かくも多くの方々からの篤志を預かり、自民党本部を通じて被災地へお見舞いを申し上げた次第でございます。被災され、命を落とされた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、寒中、避難生活を余儀なくされている能登の皆様にあっては、一日も早い復興、生活の再建が果たされるよう願ってやみません。

さて、日経平均株価はバブル期を含めて最高値を更新するかどうかという状況にあり、外国為替も3か月ぶりとなる1ドル150円台をつけております。物価高騰にあえぐ家計、企業の状況や賃上げが追いついていない状況を考えますと、一体この過熱ぶりは何なのだろうという思いもあります。

既に御案内の方もいらっしゃるかと思いますけれども、消費者物価指数というのがあります。この1年間、全国と比べても約1ポイントほど沖縄県は高い状

況が続いております。加えまして、いわゆる実質賃金、この指数についても1年以上、対前年比で4%前後の減少が続いております。ざっくり申し上げますと、物価上昇率に対して賃金上昇率が追いついていない、こういうところであります。

これまで、我が会派の代表質問、一般質問でも取り上げられてまいりましたが、沖縄の抱える課題、多くありますけれども、この本土から離れている、そして広大な海域に島々が点在しているという地理的な特性、これがどうも私には様々な沖縄の抱える課題の根本にあるのではないか、このようにつくづく思うものであります。沖縄の持つポテンシャルは無限大だ、こう思うわけですけれども、では、そのポテンシャルを引き出す方法は何か。これまで先人も含めて、そこに四苦八苦してきました。観光産業、企業誘致、人材育成・確保といった経済的な側面のみならず、子供の貧困、児童虐待、環境問題といった社会的側面の課題が山積をしております。

本年はいよいよ沖縄振興特別措置法の5年目見直しの議論がスタートするものと思います。いま一度、我々県議会議員、そして知事をはじめ執行部の皆さん、県職員の一人一人が考え、時には悩み抜き、共に手を携えて知恵を出し合っていくべきときだと思っております。

少し地元の課題にも触れさせていただきます。

私は、那覇港管理組合の議長も務めさせていただいております。おかげさまで、那覇港湾施設の移設が含まれます那覇港湾計画の改訂が20年ぶりに実現をいたしました。人流・物流の核となる那覇港の機能強化、那覇空港とのコネクションも見据え、成長著しいアジア経済を鳥瞰する計画になりましたこと、御尽力をいただきました関係者の皆様にこの場をお借りして御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

最後に、今議会にて勇退をされます議員の諸先輩方あつては、長年、県議会活動に携わられてきました。時には激論を交わし、時には友情を深めながら、党派の違いはあるにせよ、互いに県民の幸せを願い、切磋琢磨しながら一生懸命仕事をしてきたものと思っております。今後は健康に留意をいたしつつ、我々後輩への叱咤激励、御指導を賜れば幸いに思います。本当にお疲れさまでございました。

それでは、会派を代表して代表質問を行います。

それでは1、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、ワシントン駐在の活動について。

ア、令和6年度予算案において、歳出節ごとに、ど

のような措置状況となっているか伺います。

イ、これまでの沖縄県P D C A報告書において、ワシントン駐在員の配置の取組を含む、米軍基地から派生する諸問題への対応の施策について、成果指標が設定されておらず、達成状況や施策推進状況が「－」と表記されるなど、事業実績の不適切な記載が令和4年度決算審査の過程において明らかとなりました。知事としてこのような在り方を反省し、今後効果測定をどのように行っていく考えなのか伺います。

ウ、ワシントン駐在の活動実績と成果、客観的な効果について伺います。

エ、沖縄県庁ホームページ英語版では、活動状況報告が日本語のファイルしか出てこないが、米国への情報発信方法として不親切であり、およそ沖縄の米軍基地問題の国際理解は進んでいないと考えるが、当局の考えを伺います。

(2)、普天間飛行場返還跡地の利用について。

ア、返還対象となる地区における先行取得の状況と今後の見込みについて伺います。

イ、県では普天間基地飛行場の跡地利用計画について、全体計画の中間取りまとめを行うなど調査事業を行っておりますが、実効性ある計画の実現に向けた本計画策定のロードマップについて伺います。

ウ、普天間飛行場返還に当たっては、2013年に日米両政府で作成し公表した、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画において、海兵隊飛行場施設等のキャンプ・シュワブへの移設等8つの条件が掲げられております。県として、この8つの条件の進捗状況についてどのような認識を持っているのか伺います。

(3)、牧港補給地区返還跡地の利用について。

ア、浦添市が構想する跡地利用計画に、どのような形で県は関与していく考えなのかについて伺います。

イ、土地の所有割合は、公共（国・県・市町村）、民間それぞれどの程度となっているのか、また先行取得の進捗はどのような状況か伺います。

ウ、跡地利用計画については、県はどの程度把握しているのかについても伺います。

(4)、那覇港湾施設返還跡地の利用について。

ア、同じ港湾区域内での移設であることを理由として、浦添西海岸への移設を肯定している知事は、跡地利用も推進する立場であるのか伺います。

イ、用地取得の見込みに対しては、県としてどのような認識を持っているのかについても伺います。

ウ、跡地利用計画につきましては、県はどの程度把握しているのかについても伺います。

(5)、キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区について。

ア、当該地区の返還に至るまでの経緯と現状について伺います。

イ、今後の利活用方針について伺います。

2、医療・介護・福祉政策について。

(1)、医療・薬務行政について。

ア、中部病院の建て替え問題について、病院事業局、保健医療部は、地元うるま市とどのような調整を行っているのか伺います。

イ、県内大学への薬学部設置については、残念ながら昨年12月の期限までに公募に応じる大学がなかったが、琉球大学が引き続き協議に応じる姿勢を示しており、県として今後どのように展開していく方針なのか伺います。

ウ、来年度中に琉大病院等が移転し沖縄健康医療拠点が本格的に始動するが、県当局ないし病院事業局としてどのような連携を図る考えなのかお聞きいたします。

エ、公立沖縄北部医療センター設置の進捗状況について伺います。

オ、国民皆歯科健診の導入に向けた取組について伺います。

カ、1型糖尿病への公的助成について伺います。

キ、慢性腎臓病患者の状況と対策の充実について伺います。

(2)、児童福祉について。

ア、沖縄県内において児童虐待の疑いがあるとして県警から児童相談所に通報のあった件数が、令和4年1月から12月は2309件となり、初めて2000件を上回り過去最多となった。全国的にも過去最多を更新するなど、極めて深刻な状況にある。児童虐待の防止に向けた今後の取組について、知事の決意を伺います。

イ、こども家庭庁が令和5年12月22日に策定したこどもの居場所づくりに関する指針では、既存の居場所のみならず、公共空間やSNSにも言及されるなど新たな視点を見てとることができる。今後の子供の居場所づくりの方向性について、県の考えを伺います。

(3)、介護福祉について。

ア、外国人を含めた介護人材の確保策について伺います。

イ、高齢者介護施設における虐待防止について、県内の状況と対策を伺います。

ウ、今年は6年に一度となる診療報酬と介護報酬、障害福祉サービス等報酬の同時改定の年となっております。介護報酬改定に当たって、現場の事務作業の混

乱を招くことのないよう、介護事業者へ向けてどういった配慮をしているのか伺います。

(4)、障害福祉について。

ア、令和6年度における障害福祉サービス報酬の改定について、県としての受け止めに伺います。

イ、障害者優先調達推進法が施行され10年が経過をいたしました。公共調達における障害者就労支援施設の活用状況と課題、今後の方向性について伺います。

3、インフラ整備・県土強靱化について。

(1)、県内における空港・港湾整備について。

ア、特定利用空港・港湾を含めて、現時点において県内各市町村から出されている滑走路延長や埠頭拡充等の要望状況について伺います。

イ、県としてこれらの市町村要望については予算措置や技術的支援を含め、実現に向けて地元のニーズに応えるべきだと考えているのか伺います。

ウ、財源確保に当たって、国との調整が不調に終わったとしても、地域振興及び防災・減災の観点から、県単事業であっても事業を実施する考えがあるのか伺います。

(2)、能登半島地震を教訓とした防災・減災対策について伺います。

ア、沖縄県内において東西南北を陸路でつなぐ橋梁の寸断や崩落は被災時物資輸送の大きな障害となり得ることが予想され、十分な事前対策が必要である。沖縄県内の橋梁の老朽化率の状況及び耐震化の現況について伺います。

イ、能登半島地震では半島地形であったことで道路網が麻痺し、海路・空路からの支援物資輸送が行われることとなりました。本県においても万が一道路網が被災した場合に備え、強靱化された港湾施設と連携した空路の確保も重要と考えるが、当局の整備方針を伺います。

ウ、県が消防防災ヘリコプターの導入方針を示して以降、いまだに全ての市町村の理解を得られていないと聞いている。消防防災ヘリコプター導入の検討状況に関して課題となっている点及び見直しの方向性について伺います。

エ、石垣市が衛星通信サービス、スターリンクを導入するなど、各市町村においては知恵を出し、地域特性に応じた災害時の通信インフラを整備しております。リスクヘッジの観点から、県有施設における発電機や通信インフラの津波浸水被害防止対策について伺います。

オ、同じく災害時の司令塔となる市町村役場や警察署等の公共施設について、機能不全に陥らないために

も、より一層の耐震化や高台移転が必要と考えるが、防災庁舎建設事業を含めた県有施設の移転・強靱化計画について伺います。

カ、乙第43号議案において不発弾等処理事業費に係る専決処分の承認が提案をされております。戦後処理問題という本県の抱える特殊事情に起因する重要な任務であり、大地震の振動で万が一にも不発弾が爆発し甚大な事故となることも考えられるため、遅滞や停滞があってはならない。令和6年度予算を含め、円滑な事業実施のための予算措置の充実及び事業者目線での申請処理過程の迅速化について、県の取組を伺います。

(3)、安定的な水道供給について。

ア、県内ダムにおいては近年ではまれに見る貯水率の低下が深刻化しており、給水制限・断水の可能性も出てきているなど大きな問題となっている。取水源の拡大や県民への節水の呼びかけなど、現下の渇水対策の状況について伺います。

イ、一方、うるま市昆布における導水管の一部破損による漏水事故など、いわゆる有収水量をいかに確保するかという課題も露呈をしております。企業局が所管する導水管及び衛生当局として把握をしている市町村からの配水施設の、それぞれの老朽化度合い及び対策について伺います。

ウ、さきの議会におきまして、我が党が反対を唱える中、県政与党の多数をもって水道料金値上げが30年ぶりに行われることになった。焦点であった資産維持費の計上に関しては、そもそも平成30年水道法改正で義務づけられる以前であっても、全国的に見れば、将来に備え、適切な見積り計上をする公営企業も存在していたのであるから、一義的にはこれまで黒字経営に漫然としていた企業局の経営責任が問われるべきではないか。公営企業管理者の任命権者たる知事の見解を伺います。

(4)、道路・交通ネットワーク整備について。

ア、名護東道路の延伸に係る計画の進捗状況について伺います。

イ、中部東道路の整備について、進捗状況を伺います。

ウ、南部東道路の早期整備について、進捗状況を伺います。

エ、沖縄観光復活の兆しが見られる中で、モノレール完全3両化は喫緊の課題であると考えます。完全3両化までのロードマップについて伺います。

オ、令和6年度予算案で措置されている、わたた〜バス利用促進乗車体験事業の概要と効果について伺

ます。

カ、鉄軌道導入に向けた検討状況について、令和5年度における関連事業の実績と令和6年度の事業予定を伺います。

4、自然環境・景観行政について。

(1)、環境行政について。

ア、所有者不明となっている放置車両及び放置艇の現況と処分の方向性について伺います。

イ、食品ロス削減と食品残渣リサイクルの取組の現況について伺います。

ウ、赤土等流出防止対策の現況と課題について伺います。

エ、海岸漂着物、マイクロプラスチック対策について伺います。

オ、県庁舎からのPFAS流出事故は、県民に対して大いに不安を与えた重大事案であった。県民の不安を払拭するべく対策を講じたと思われるが、いま一度これまでの経緯と再発防止策について伺います。

(2)、沖縄県の景観形成について。

ア、沖縄らしい風景づくりを推進することは良好な観光地形成にも資するものであり、大変重要な意義があると考えます。沖縄県の景観形成の基本的な考え方について伺います。

イ、近年ではまれに見る甚大な被害をもたらした令和5年台風6号であったが、これを教訓として国が補正予算で措置した離島地域における無電柱化推進事業であるが、引き続き令和6年度においてどのような予算組みがなされているのかお聞きいたします。

ウ、沖縄県内でも特に中山間地域や離島地域において地域の歴史や伝統の彩りを残す古民家について、観光資源としての価値創造という観点も含めて、古民家再生への取組の状況と課題について伺います。

(3)、国立自然史博物館誘致について。

ア、昨年誘致に向けた議員連盟が発足し、与野党の垣根を越えて取組を強化・加速化していくこととなったが、県として県民の機運醸成はどの程度進捗していると考えているのか伺います。

イ、年々予算規模も拡充されてきているものと承知をしておりますが、令和6年度予算案における措置状況と具体的な取組について伺います。

ウ、国立施設であり国の理解と支援なくしては誘致成功には至ることはあり得ないと考えます。自然史博物館を沖縄に誘致することについて、国の動向をどのように把握しているのか伺います。

以上、答弁をお聞きして再質問をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)のウ、ワシントン駐在の活動実績等についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、平成27年度から令和4年度までの約8年間で、累計4447名の米国政府や連邦議会関係者との面談等を行い、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけを行っております。これまでの働きかけの結果、2020年には、下院軍事委員会即応力小委員会の2021年度国防権限法案に関する書面に、大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念など辺野古新基地建設に係る4つの懸念事項、さらには辺野古新基地建設予定地地下の強度の検証結果など5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されたところであります。さらに、2022年には、米国のシンクタンクであるクインシー研究所と米戦略予算評価センターの報告書に、普天間代替施設計画への懸念等が示されました。これらは、ワシントン駐在のこれまでの活動の成果であり、米国内において沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えております。

次に、医療・介護・福祉政策についての御質問の中の(2)のア、児童虐待防止に向けた取組についてお答えいたします。

沖縄県における令和4年度の児童虐待相談対応件数は、速報値で2585件と過去最多となっております。県と県警察との情報共有や連携強化の取組等により、早期発見につながっているものと考えております。また、児童虐待防止や児童の速やかな安全確保のため、おきなわ子ども虐待ホットラインを設置しており、24時間、365日体制で相談を受けるほか、沖縄県こどもとおとなのLINE相談を設置し、子供本人からの相談を受けやすくし、必要なときには支援につないでいく体制などを整えております。さらに、児童相談所の体制整備を図るため、令和5年度には中央児童相談所に7名、コザ児童相談所に6名の大幅な増員を行い、令和6年度においても、中央児童相談所に8名、コザ児童相談所に6名の増員を行う予定としております。

沖縄県としましては、引き続き、児童相談所の体制強化や県民への広報啓発活動、市町村支援、関係機関との連携を図るなど、児童虐待の未然防止と早期発見に努めてまいります。

次に、自然環境・景観行政についての御質問の中の

(2)のア、沖縄県の景観形成についてお答えいたします。

沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成」を基本施策とし、「沖縄の歴史と景観に配慮した千年悠久のまちづくり」を推進しております。昨年3月、「住んでよし、訪れてよし、“美ら島沖縄”」これを理念に住民、地域団体、教育研究機関、関係事業者、行政など官民一体となって沖縄の風景づくりに取り組むため、“美ら島沖縄”風景づくり協議会を設立いたしました。

沖縄県としては、協議会の一員として、魅力的な景観形成に関係機関と連携して取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

(溜 政仁 知事公室長登壇)

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(1)のア、ワシントン駐在に係る令和6年度予算案についてお答えいたします。

ワシントン駐在員活動事業費については、令和6年度当初予算案に、事務所の運営費や米国での情報発信などの活動支援等に要する経費として、旅費307万円、委託料7643万8000円の合計7950万8000円を計上しております。これは、令和5年度と比較して456万4000円の増となっており、近年の円安及び物価高を反映させたものであります。

同じく1の(1)のイ、ワシントン駐在に係るPDCA報告書の記載についてお答えいたします。

令和3年度沖縄県PDCA報告書において、ワシントン駐在員の配置についての成果指標の達成状況は、記載しておりません。ワシントン駐在においては、沖縄の基地問題について、情報を発信し、関心を持っていただくため取り組んでいるところですが、このような取組は、成果を定量的数値で測ることは、非常に難しいと考えております。このため、令和4年度PDCAにおいては、ワシントン駐在の活動のみの評価・検証は行わず、米軍基地から派生する事件・事故の防止及び対応や国民的議論を喚起するための取組の推進など、基地対策に関連する施策を全体的に評価、検証しております。

同じく1の(1)のエ、米国への情報発信方法についてお答えいたします。

沖縄県ホームページは、自動翻訳サービスを利用し、英語を含む複数の言語に自動的に翻訳される機能がありますが、御指摘のように掲載しているPDF

ファイル等を翻訳する機能はないため、今後、掲載方法について検討していく必要があると考えております。米国における基地問題の情報発信については、ワシントン駐在のホームページにおいて、知事からのメッセージや沖縄の米軍基地の実態、米軍等に対する沖縄県の要請、基地問題に関する知事コメント等を英語で掲載するなど、情報を適時的確に提供するように努めております。引き続き、ワシントン駐在を通じ、沖縄の過重な基地負担等の情報発信に取り組んでまいります。

同じく1(2)のウ、普天間飛行場の返還条件についてお答えいたします。

普天間飛行場の返還条件は、平成25年に公表された、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画において、8項目が示されております。返還条件8項目のうち、KC130の移駐については、平成26年8月に完了し、緊急時における航空機の受入れ機能については、自衛隊新田原基地の施設整備が終了し、築城基地の施設は整備中となっております。一方、緊急時における民間施設の使用の改善について、政府に対し、具体的内容を示すよう繰り返し求めておりますが、政府は、法的枠組みは既に整っているが、実際に緊急事態が発生した際における事態に応じた臨機の対応に関することであり、現時点で具体的な内容を定めることは困難としております。

同じく1(5)のア、ロウワー・プラザに係る経緯についてお答えいたします。

平成25年4月に発表された統合計画において、キャンプ瑞慶覧の一部であるロウワー・プラザ住宅地区は、地区内の家族住宅102戸をキャンプ瑞慶覧内の他の場所に移設することを条件として2024年度またはその後に返還可能とされております。令和4年5月、岸田内閣総理大臣が、返還に先立って緑地公園として利用に供することを表明し、同月、緑地公園として必要な整備を行うため共同使用することが日米合同委員会で合意されております。昨年10月末には既存住宅の解体が完了し、本年1月、緑地公園として一般利用するため共同使用することが合意され、今年度中に利用開始される予定となっております。

3、インフラ整備・県土強靱化についての中の(2)のウ、消防防災ヘリ導入の検討状況についてお答えいたします。

消防防災ヘリの導入については、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において協議を行い、令和4年11月に基地整備場所、機体の仕様等の4つの議案について可決し、市町

村長へ承認を依頼しております。現在、39市町村長から承認いただいておりますが、航空隊の隊員として市町村消防職員を派遣すること、基地整備場所を中城村の消防学校としていること等について、考え方の確認や関係機関との調整等を求める意見等があり、石垣市長及びうるま市長から承認がいただけておりません。

県としましては、いただいた意見等を踏まえ、関係機関との調整や説明資料の作成作業を進め、引き続き丁寧な説明を行い、承認に向けて取り組んでいるところでございます。

同じく3(2)のカ、不発弾等処理事業費の予算措置及び申請処理の迅速化についてお答えいたします。

県としましては、不発弾対策は戦後処理の一環として、国の責任において実施されるべきものと考えており、これまで県内の公共工事や民間工事に係る不発弾探査費の全額国庫負担と必要な予算額の確保などについて国に要望してきたところです。令和6年度の当初予算案の額は、27億633万円となっております。また、住宅等開発磁気探査支援事業の申請については、補助金交付決定までの期間を短縮するため、決裁に係る事務手続の簡素化等を行ったほか、磁気探査の関係団体と意見交換を行っております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、普天間飛行場の土地取得の状況と今後の見込みについてお答えいたします。

県では、平成25年度から普天間飛行場内の道路用地の先行取得に取り組んでおり、令和6年1月末時点で、目標面積22ヘクタールの70%に当たる約15.4ヘクタールを取得しております。引き続き、戸別訪問や県ホームページ、広報誌、ラジオ、テレビ番組等の広報媒体を活用して、地権者への制度の周知や基地跡地利用について御理解いただき、早期に取得完了できるよう取り組んでまいります。

同じく1(2)のイ、普天間飛行場跡地利用計画策定のロードマップについてお答えいたします。

県と宜野湾市は、令和4年7月に策定した全体計画の中間取りまとめ(第2回)を踏まえ、この2月に開催しました普天間飛行場跡地利用推進会議において、跡地利用計画策定に向けたロードマップとなる全体行程計画の更新について説明し公表したところです。今後は、行程計画に基づき、計画内容の具体化に向けた検討を進めるとともに、社会情勢の変化に対応しながら、令和9年度に全体計画の取りまとめを策定するこ

とを目標とし、引き続き市と緊密な連携を図り、県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいります。

同じく1の(3)のアと1の(3)のウ、牧港補給地区返還跡地利用計画策定に向けた県の関与と把握状況について。1の(3)のアと1の(3)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

牧港補給地区跡地利用計画については、浦添市において、令和5年度の策定に向け8月に牧港補給地区跡地利用計画（素案）を公表し、パブリックコメントを実施した後、11月には今年度の第1回審議委員会が開催され、その中で県も構成員となり調査審議に関わっております。

県としましては、跡地利用計画策定後の事業化に向けた市の取組についても、引き続き市と緊密に連携を図ってまいります。

同じく1の(3)のイ、牧港補給地区の土地所有形態及び先行取得の状況についてお答えいたします。

令和5年10月に公表された沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）では、牧港補給地区の施設面積約268ヘクタールのうち、土地の所有形態の割合は、国有地が約10%、県有地が約1%、市有地が約6%、民有地が約83%となっております。浦添市の先行取得状況については、令和6年2月時点で、目標面積30ヘクタールの約64%に当たる19.1ヘクタールを取得しているとのことであります。

同じく1の(4)のア、那覇港湾施設跡地利用に対する知事の立場についてお答えいたします。

県では、嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の跡地利用について、平成25年1月に那覇市ほか関係市町村と連携して中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定し、これを踏まえ市の跡地利用計画の策定を支援しているところです。

県としましては、引き続き那覇市と緊密に連携を図り、市の取組を推進していきたいと考えております。

同じく1の(4)のイと1の(4)のウ、那覇港湾施設の用地取得及び跡地利用に向けた把握状況について。1の(4)のイと1の(4)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

那覇港湾施設については、那覇市において跡地利用計画に係る検討体制、プロセス、合意形成活動等をまとめた跡地利用計画策定手順書（原案）を作成し、跡地利用計画の策定に向けて取り組んでいるところです。同施設内での県の公共施設の用地取得については、今後、計画がより具体化する中で議論されていくものと考えております。

同じく1の(5)のイ、ロウワー・プラザ住宅地区の

今後の利活用方針についてお答えいたします。

ロウワー・プラザ住宅地区の跡地利用については、同地区を有している沖縄市と北中城村により、商業・サービス用地や住宅用地、緑地等を配置した土地利用プラン案が作成されており、これを基に地権者等との合意形成に取り組んでいると承知しております。

県としましては、引き続き市、村と緊密に連携を図り跡地利用に向けた取組を推進していきたいと考えております。

次に3、インフラ整備・県土強靱化についての(2)のエのうちの、県有施設通信インフラの津波浸水被害防止対策についてお答えいたします。

市町村や防災関係機関等を結ぶ防災行政通信ネットワークについては、有線回線の冗長化を図るとともに、断線しても無線回線や衛星回線に切り替わるなどの構成とすることで対策しております。

県としては、引き続き通信インフラの強靱化に努めてまいります。

同じく3の(4)のオ、わたた〜バス利用促進乗車体験事業についてお答えいたします。

本事業は、無料で路線バスに乗れる日を設定し、多くの県民に乗車の機会を提供することで、バスの利用を促進するものです。具体的には、一月のうち、平日4回と休日4回の各1日を運賃無料とし、普段バスを利用しない人も気軽に乗車できるようにする予定としております。これにより、自家用車からバス利用への行動変容を促し、交通渋滞の緩和につながるとともに、利用者を増やすことで県民生活の足である路線バスの確保・維持を図ってまいります。

同じく3の(4)のカ、鉄軌道導入に向けた検討状況についてお答えいたします。

鉄軌道導入に向けた事業として、令和5年度は、鉄軌道導入に係る国への要請、費用便益比のさらなる向上に向けた調査を行うとともに、導入機運を高めるための講演会等を実施しております。令和6年度は、引き続き費用便益比向上に取り組むほか、鉄軌道と接続するフィーダー交通の導入可能性検討調査や、便益には含めることができないものの鉄軌道の各種導入効果の把握等を行うことにより、鉄軌道の早期導入につなげたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 2、医療・介護・福祉政策についての御質問の(1)のア、中部病院建て替えの検討状況についてお答えします。

中部病院は、地域の中核病院であることから、建て替え等に当たっては、広く関係者の意見を踏まえることが重要だと考えております。このため令和5年度は、保健医療部のほか、中部市町村会、外部有識者等を含めた検討委員会を設置し、中部病院が将来果たすべき役割、医療機能、施設全体の建て替え等について協議を行うとともに、中部地区の医療機関、市町村消防、県立病院全職員等へアンケートを実施しております。

病院事業局としましては、これまでの検討結果や検討委員会の意見等を踏まえつつ、可能な限り早期に、南病棟の耐震化方針を含む県立中部病院将来構想を策定することとしております。

以上です。ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 2、医療・介護・福祉政策についての(1)のAのうち、中部病院建て替えに係る地元との調整についてお答えします。

県立中部病院の建て替えについては、病院事業局が設置する将来構想検討委員会において協議が行われております。保健医療部も委員会に構成員として出席し、中部病院の果たす役割や医療機能等について意見を述べているところです。

同じく2の(1)のイ、薬学部設置の今後の展開についてお答えします。

県は、薬学部の設置を希望する大学の公募を実施しましたが、学生及び教職員等の定員の調整、施設整備費や運営費等の確保などの課題があり、公募期間内に県内国公立大学からの応募はありませんでした。しかしながら、琉球大学から薬学部設置の可能性を含め、沖縄県と緊密に連携しつつ協議を進めたいとの回答があり、協議の場の設置について合意しました。現在、協議会の構成員や協議内容等について琉球大学と調整を行っております。

県としましては、引き続き県内国公立大学への薬学部設置に取り組んでまいります。

同じく2の(1)のウ、沖縄健康医療拠点との連携についてお答えします。

琉球大学医学部及び大学病院の移設を中心とする沖縄健康医療拠点との連携については、現在、琉球大学病院と医学部管理研修棟に入居する沖縄県地域医療支援センターの機能について協議を行っており、移転後、連携して医師派遣機能の強化を図ってまいります。

同じく2の(1)のエ、北部医療センターの進捗状況

についてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの整備につきましては、現在、北部医療組合において実施設計に取り組むとともに、運営主体となる財団法人の令和7年度の設立を目指し、基本財産や組織体制について、協議を進めております。また、財源確保については、昨年12月に、厚生労働省から内示を受け、2月議会補正予算案において、地域医療介護総合確保事業の北部医療センター整備に係る積み増し分として、約36.6億円の予算を計上しております。

県としましては、関係機関と連携し、医療従事者の確保、統合する2つの病院間のスタッフの交流や意見交換を深め、北部医療センターの早期整備に向け取り組んでまいります。

同じく2の(1)のオ、国民皆歯科健診に向けた取組についてお答えします。

国民皆歯科健診は、生涯を通じた歯科健診の実現を目指すものであり、本県の健康長寿復活を目指す上でも大変重要なものと認識しております。国においては、効果的な歯科健診等の方法をモデル事業として実施・検証するとともに、令和6年4月から健康増進法に基づく歯周疾患検診の対象年齢を拡大し、20歳、30歳を追加する方針としております。県では、国の効果検証結果を注視するとともに、市町村と情報共有し、歯周疾患検診の拡充を促すことで切れ目ない歯科健診体制を整えてまいりたいと考えております。

同じく2の(1)のカ、1型糖尿病への公的助成についてお答えします。

県では、小児の慢性疾患のうち長期かつ高額な治療費を要するとして国が定めた788疾病について、医療費を助成する小児慢性特定疾病医療費助成事業を実施しております。1型糖尿病については、当該事業の対象疾病となっており、インスリンやその他糖尿病治療薬を用いて治療をしている場合を助成の対象としております。対象の年齢は18歳までとなっており、保険適用となる医療費について一部公費負担しております。

同じく2の(1)のキ、慢性腎臓病患者の状況等についてお答えします。

慢性腎臓病が進行すると透析治療や腎移植が必要となりますが、本県の近年における糖尿病性腎症による新規透析導入者数は、140人から200人程度で推移しています。県では、沖縄県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用し、慢性腎臓病も含めた腎疾患対策や県医師会等と連携した高血圧対策に取り組んでおります。引き続き、慢性腎臓病の早期発見、早期治療に向け、特定健診の受診勧奨や保健指導の実施、保険者と

医療機関間の連携強化に取り組んでまいります。

続いて3、インフラ整備・県土強靱化についての(3)のイのうち、市町村の管路経年化率及び対策についてお答えします。

令和3年度の市町村における法定耐用年数40年を超えた管路経年化率は17.3%となっており、年々上昇している状況となっております。県では、国内で頻発する自然災害に備えるため、新たな管路の新設や老朽管の更新に当たっては、耐震性を有する耐震管を布設するよう、市町村等に対し指導しており、国へのさらなる財政支援についても要望してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、医療・介護・福祉政策についての御質問の中の(2)のイ、子どもの居場所づくりの方向性についてお答えいたします。

県では、安全・安心な子どもの居場所を確保するため、放課後児童クラブや児童館等の整備促進、子ども食堂などの子どもの居場所の設置促進など、多様な居場所づくりに取り組んできたところです。こども大綱及びこどもの居場所づくりに関する指針において、子供・若者の声を聞きながら居場所づくりを進めることが必要との考えが示されていることから、次年度に予定している沖縄県こども計画(仮称)の策定作業において、子供等の意見を聴取しながら、子供等にとってよりよい居場所の在り方について検討していくこととしております。

同じく(3)のア、外国人を含めた介護人材の確保についてお答えいたします。

県内の介護従事者は約2万1000人で、うち特定技能1号外国人が約240人となっておりますが、介護関係の有効求人倍率は3.32倍と介護人材は不足している状況にあります。このため、県では、介護事業所における外国人介護人材の受入れ体制の整備やマッチングの支援、介護に関する入門的研修の実施、離島において島外から介護専門職を確保するために必要な移転費用等を補助する取組などの介護人材の確保に取り組んでおります。

県としましては、今後も外国人を含めた介護人材の確保に努めてまいります。

同じく(3)のイ、養介護施設等における県内の虐待の状況と対策についてお答えいたします。

県内の養介護施設等における虐待件数は、令和4年度で11件となっております。当該施設は、関係法令等に基づき、虐待防止のための委員会の設置、指針の

整備及び研修の実施などに取り組むことが求められております。

県としましては、引き続き集団指導や運営指導等により、養介護施設利用者に対する適切なサービス提供体制の構築を図ってまいります。

同じく(3)のウ、介護報酬改定に係る事業者への配慮についてお答えいたします。

令和6年度介護報酬の改定につきましては、現在示されている資料等を周知するとともに、本年2月8日に事業者向けに集団指導を実施したところであります。

県としましては、改定内容の理解がさらに深まるよう質疑応答集の作成、公開なども行ってまいります。また、今般の改正に伴い、現行3種類の処遇改善加算が一本化されることへの関心も高いことから、事業者の理解促進に努めるとともに、従業者に適切に配分されるよう運営指導等を通して助言してまいります。

同じく(4)のア、障害福祉サービス報酬の改定についてお答えいたします。

令和6年度障害福祉サービス報酬の改定については、現在、概要等が示されたところです。報酬改定の基本的な考え方として、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うことや、障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実等に取り組むこととされております。

県としましては、国が示す基本的な考え方を踏まえ、今後、県のホームページへの掲載や障害福祉サービス事業所への集団指導などにより、円滑な事業の実施に向け周知を図ってまいります。

同じく(4)のイ、障害者就労支援施設からの調達についてお答えいたします。

県では、毎年度、障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労支援施設等から調達する目標額を定め、各部局に対し物品等の優先調達に積極的に取り組むよう周知を図っております。調達目標額は、前々年度実績の10%増とし、実績及び達成率は、令和2年度が約6300万円、113%、令和3年度が約6700万円、126%、令和4年度が約6900万円、99%とおおむね目標を達成しております。今後とも、障害者の自立に向け、障害者雇用の促進及び就労支援に努めてまいります。

4、自然環境・景観行政についての御質問の中の(1)のイ、食品ロス削減の取組状況についてお答えいたします。

我が国では、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されており、本県においても食べ物を無駄にしない

い意識の醸成を図ることが重要な課題となっております。そのため県では、令和4年3月に沖縄県食品ロス削減推進計画を策定し、行政、事業者、消費者等の多様な団体が連携・協働し、食品ロス削減のための各種施策を展開しております。県及び35団体で構成する県民会議において、各団体の意見を踏まえつつ、災害用備蓄食料の有効活用、消費者へのてまえどりの推奨等の取組を進めているところです。引き続き、関係団体と連携して食品ロス削減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 3、インフラ整備・県土強靱化についての(1)のア、空港・港湾施設の整備の要望状況についてお答えいたします。

島嶼県である本県において、空港や港湾は人流・物流を支える、県民にとって欠くことができない社会資本であり、これまでも市町村から多くの要望があります。県管理の空港・港湾に対する整備については、直近4年間で、空港においては6市町村、港湾においては17市町村から要望を受けております。

次に同じく3の(1)のイ及び(1)のウ、空港・港湾の整備についてお答えいたします。3の(1)のイと3の(1)のウは関連しますので、一括してお答えします。

市町村から整備要望がある施設については、これまでどおり、民間需要の予測等を踏まえながら、整備の必要性を含め検討していく必要があると考えております。空港・港湾の整備に当たっては、施設規模が大きく、多くの事業費を必要とすることから補助事業による整備を基本としております。

次に同じく3の(2)のア、橋梁の老朽化対策及び耐震化の実施状況についてお答えいたします。

県が管理する道路橋については、災害直後から発生する緊急輸送に必要な緊急輸送道路上の橋梁等を優先して、老朽化対策及び耐震化を進めております。優先する橋梁215橋のうち、老朽化対策の実施状況については、令和4年度末までに177橋、約82%となっており、耐震化の実施状況については、141橋、約66%となっております。引き続き、大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進のため、道路橋における老朽化対策及び耐震化の推進に取り組んでまいります。

次に同じく3の(2)のイ、港湾施設の強靱化についてお答えいたします。

県管理港湾の防災・減災対策として、港湾施設の耐震化に取り組んでおり、これまで耐震強化岸壁につい

ては3港、臨港道路における橋梁の耐震化については2橋が整備済みとなっております。引き続き、耐震強化岸壁として計画に位置づけられている5港及び耐震基準を満たしていない5橋について、耐震化を図っていくこととしております。

次に同じく3の(4)のア、名護東道路の延伸計画の進捗状況についてお答えいたします。

名護東道路は、名護市伊差川から許田に至る延長8.4キロメートルの高規格道路であり、現在、名護市伊差川から数久田に至る延長6.8キロメートルの区間について、国による整備が進められております。伊差川から先の延伸については、新広域道路交通計画の高規格道路の調査区間に位置づけられており、国、県及び関係市町村で連携し、北部地域の振興に資する道路網や機能強化の具体化に向け検討しているところであります。今後とも関係市町村と連携し、早期事業化を国に要請していきたくと考えております。

次に同じく3の(4)のイ、中部東道路の検討状況についてお答えいたします。

中部東道路については、新広域道路交通計画の構想路線に位置づけられております。現在、うるま市、国及び県で構成される中部東道路連絡調整会議において、意見交換を行っているところであります。引き続き、うるま市や国と連携し、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。

次に同じく3の(4)のウ、南部東道路の進捗状況についてお答えいたします。

南部東道路の進捗率は、令和5年度末時点の事業費ベースで約51%となっており、用地取得率は、取得面積ベースで約80%となっております。現在、南城佐敷・玉城インターチェンジから南城つきしろインターチェンジの区間と南城大里インターチェンジから南城大城インターチェンジの区間について、優先的に整備を行っております。引き続き、南城市と連携を図りながら、2020年代後半の暫定2車線による全線供用に向け、取り組んでまいります。

次に同じく3の(4)のエ、モノレールの全車両3両化についてお答えいたします。

モノレール輸送力増強事業において、3両化車両9編成の導入を進めており、令和5年8月10日に2編成分の運行を開始しております。また、令和6年度早期には2編成分を追加し、残り5編成については、製造完了後、順次導入する予定であります。なお、沖縄都市モノレール株式会社によると、全車両の3両化については、乗客の動向を注視し、老朽化した車両の更新時に検討していくとのこととあります。

次に4、自然環境・景観行政についての(1)のAのうち、放置艇の現況と処分の方向性についてお答えいたします。

令和5年3月時点の放置艇の状況は、県が管理する38港湾において689隻を確認しております。放置艇を撤去する手続については、所有者が判明している場合は、港湾管理者が港湾法及び港湾管理条例により、船舶の撤去を命令し、それに従わない場合は、行政代執行により撤去することとなります。一方、所有者不明の場合の手続については、廃棄物として処分するなど、他の管理者の事例も参考に検討してまいります。

次に同じく4の(2)のイ、令和6年度の無電柱化についてお答えいたします。

無電柱化については、防災性の向上及び良好な景観の形成等を目的としております。令和6年度の県管理道路における無電柱化については、令和5年度国土強靱化に資する補正予算6億4900万円も活用し、宮古管内の平良久松港線及び八重山管内の国道390号等、17区間が実施予定となっております。

県としては、離島を含む全市町村が無電柱化推進計画を策定できるよう国と連携して支援するとともに、引き続き関係者との合意形成に努め、無電柱化を推進していきたいと考えております。

次に同じく4の(2)のウ、古民家再生への取組と課題についてお答えいたします。

中山間地域や離島地域などにおいて、古民家は、地域の歴史や伝統を維持するほか、大切な景観資源と考えております。一方で、老朽化や空き家になるなど、その保全と活用が課題となっております。これまで県では、古民家の保全・再生・活用マニュアルの作成や、建築技術者を対象とした講習会を実施するなど、情報提供や技術者育成に取り組んでおります。今後も市町村や建築関係団体などと連携し、古民家再生を支援してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 3、インフラ整備・県土強靱化についての(2)のエ及び(2)のオ、県有施設の発電機の津波浸水防止対策及び県有施設の移転・強靱化計画について。3の(2)のエと(2)のオは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

災害対策本部となる本庁舎においては、様々な危機事案に迅速かつ的確に対応することを目的に、行政棟と隣接して防災危機管理センター棟（仮称）を整備することとしております。当該整備事業の一環として、

現在、行政棟地下にある受変電設備と発電機を防災危機管理センター棟の5階にかさ上げして更新することで、電力インフラの強化を図る計画としております。そして、令和6年度から建設予定地において、既存駐車場等の撤去工事と埋蔵文化財調査に着手する予定としております。また、防災拠点である各合同庁舎における防災機能の強化については、今後、各施設の設置状況に応じて検討していくこととしております。

次に4、自然環境・景観行政についての(1)のオ、P F A S流出事故の経緯と再発防止策についてお答えいたします。

県庁地下駐車場からP F O S等を含む泡消火剤が漏出した事案に関し、9月以降、これまで延べ3回にわたり排水経路及び湧水槽の洗浄等を行い、回収した水を処理するとともに、これ以上外部に排出しないよう排水ポンプを停止しているところです。再発防止策として、迅速な初動体制を確立し、的確な応急対策が実施できるよう、今月、県有施設全体の対応方針を示した指針及び本庁舎における具体的な対応を示したマニュアルを策定、公表したところです。なお、本庁舎地下駐車場における泡消火設備については、今年度実施設計を行い、令和6年度から更新工事に着手することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

〔松田 了 企業局長登壇〕

○松田 了 企業局長 3、インフラ整備・県土強靱化についての(3)のA、濁水対策の状況についてお答えいたします。

令和5年9月以降の少雨傾向により、ダムの貯水率は例年を大きく下回っていることから、1月13日に海水淡水化施設をフル稼働させ、2月11日に嘉手納井戸群のうち、P F O S等濃度の低い井戸及び天願川からの取水を再開しました。また、市町村等へ節水の呼びかけや横断幕等の設置、チラシの配布、ホームページでの節水広報のほか、知事が定例記者会見や2月議会冒頭で節水の呼びかけを行っております。なお、嘉手納井戸群等の取水再開後、2月13日に実施した浄水中のP F O S等濃度は、1リットル中1ナノグラム未満で、引き続き安全な水を提供できているものと考えております。

同じく(3)のイの御質問のうち、企業局が所管する導水管の老朽化度合い及び対策についてお答えいたします。

企業局が管理する約712キロメートルの管路のうち、令和4年度末現在における法定耐用年数超過管路

は約262キロメートル、37%となっております。

企業局としましては、定期的な点検や腐食防止対策を実施し、管路の長寿命化を図るとともに、財源の確保に努め、計画的な更新に取り組んでまいります。

同じく(3)のウ、資産維持費を計上してこなかった企業局の経営責任についてお答えいたします。

資産維持費は施設の建設、更新等に必要な財源に充当するための費用で、これまでは国庫補助所要額がおおむね措置されており、財源を確保することが可能であったことから資産維持費を計上する状況にはありませんでした。しかしながら、近年、建設コストが高騰し、施設の更新、耐震化に要する費用が大幅に増加する一方、県全体のハード交付金の減少などにより、財源を確保することができない状況となったため、資産維持費の計上が必要となったものであります。なお、資産維持費は給水収益から支出する費用で、計上するためには料金に上乗せする必要があるため、今般の料金改定では当該措置を行っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 4、自然環境・景観行政についての(1)のアの中の、放置自動車の現況と処分の方角性についてお答えいたします。

県においては、令和5年9月に県内市町村へアンケート調査を行っており、回答のあった38市町村のうち、放置自動車の状況を把握していると回答した市町村は31市町村でした。放置自動車については、所有者の責任で処理されるべきと考えておりますが、所有者不明等の場合は、土地管理者が処理することとなり、その場合、道路法や都市公園法等の個別法令や市町村で制定している条例に基づき処理されるものと認識しております。

同じく4の(1)のウ、赤土等流出防止対策の現況と課題についてお答えいたします。

沖縄県赤土等流出防止対策基本計画の最終評価における令和3年度の年間赤土等流出量の地目別割合は、農地が約81%、開発事業が約14%、米軍基地が約2%となっており、農地における対策の強化や開発事業における対策の徹底などが主な課題となっております。県では、農地における既存の沈砂池等の流出防止機能を回復させるための実証試験などに取り組むとともに、引き続き開発事業現場に立入調査を行い、施工者に対して条例遵守の指導を徹底してまいります。

同じく4の(1)のエ、海岸漂着物及びマイクロプラスチックに係る県の取組についてお答えいたします。

県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸管理者だけでなく、回収等に要する費用の補助等により市町村の協力も得ながら、海岸漂着物の回収・処理対策に取り組んでおります。また、県内海岸におけるマイクロプラスチックの分布状況調査も実施しておりますが、マイクロプラスチックは回収が困難であることから、プラスチック類が紫外線や風雨の影響により細分化する前に回収することが重要であると考えております。

県としましては、今後とも市町村等の協力を得ながら、プラスチックごみを含む海岸漂着物の回収処理に取り組んでまいります。

同じく4の(3)のア、国立自然史博物館誘致に係る機運醸成の状況についてお答えいたします。

県では、これまで県内各地で企画展を実施したり、なほ一とや名護市民会館でシンポジウムを開催するなどして、国立自然史博物館に係る機運醸成を図っており、その認知度は確実に高まっていると認識しております。

県としては、県民全体の機運を醸成し、認知度をさらに高めていくため、県民向けの普及啓発の方法を工夫するとともに、国立自然史博物館の在り方に関する基本方針等について検討し、県民により具体的なイメージを示すなど、さらなる取組を推進してまいりたいと考えております。

同じく4の(3)のイ、国立自然史博物館誘致に係る令和6年度予算案と取組についてお答えいたします。

国立自然史博物館の設立誘致に係る令和6年度の取組については、引き続き機運醸成を図るための企画展やシンポジウムの開催、国への要請などの取組を強化することに加え、国立自然史博物館の在り方に関する基本方針について検討を始めるとともに、県民会議の設立を促進するなど、県全体が一丸となる取組をさらに推進していくこととしております。そのために必要となる所要額として、今年度予算額から527万1000円増額し、3584万2000円を次年度予算として計上しているところであります。

続きまして、同じく4の(3)のウ、国立自然史博物館誘致に係る国の動向についてお答えいたします。

県では、これまで国立自然史博物館の設立誘致について国への要請を行ってきたところであり、今年度は5回の要請を行っておりますが、国においては、国立自然史博物館の設立誘致に係る所管省庁も決まっていない状況にあります。このため、県としては、国の理解や支援が得られるよう東京でもシンポジウムを開催することとしており、県選出国会議員への働きかけを

含め、今後ともあらゆる機会を捉えて、国への働きかけを強化してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

(前門尚美 農林水産部長登壇)

○前門尚美 農林水産部長 4、自然環境・景観行政についての(1)のAのうち、漁港内における所有者不明の放置艇の現況と処分の方向性についてお答えいたします。

令和5年度に実施した放置艇実態調査におきましては、県管理の27漁港で535隻の放置艇を確認しております。県としましては、放置した者を調査し、所有者等の確知に努めているところです。しかし、調査を尽くしたにもかかわらず、廃棄物に該当し、所有者等を確知できない場合は、予算を確保した上で漁港管理者の責任において処理することになります。

県としましては、引き続き放置艇の解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 島尻忠明議員。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時15分休憩

午後6時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島尻 忠明 議員 答弁ありがとうございます。

まず、PDCAの件なんですけど、これはいろんなことを申し上げて言っておりますけど、これは私から言わせると、これ詭弁ですよ。しっかりとこの辺も対応していただきたいというふうに思っております。

それと県庁のホームページの件も、聞き取りのときにもお話をしたんですけど、日本語と英語で表記をすれば、この問題はすぐ解決すると思っておりますので、その辺もお願いをしたいと思っております。

そして、牧港補給基地の返還の跡地利用なんですけど、この辺も、県ができるのは、今約270ヘクタールある地域はまだ都市計画がされておられませんので、住宅、商業、その辺が県に対しての大きな関与があると思っておりますので、その辺の取組もお願いをしたいと思っ

ております。

そして、鉄軌道についても、国との何らかの調整の場を持つということで、令和6年度のほうにも示されておりますけど、その辺の調整方もしっかりとさせていただきたいと思っております。

さらに中部病院につきましては、聞くところによると、関係団体といろいろと今協議が予定をされているということでもあります。うるま市長も含めての、協議会の場も設けてほしいというお話も聞いておりますので、その辺の取組もお願いをしたいと思っております。

さらに企業局は、私は、皆さんしっかりお仕事をされていると思いますが、この期に及んでハード交付金のせいになると、じゃ何でもかんでも予算がなければ——これ他府県もそうなんですか。予算がなければできないということではないと思っておりますので、皆さんしっかりとその辺は精査をしていけばできると思っております。どうぞこの辺もハード交付金とかその辺に関係するんじゃないかと、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それとあとは、自然史博物館の件なんですけど、これは一般財源で予算も充てておりますので、この予算は振興予算でやるのか、別枠でやるのか、まだ担当も決まっていないというお話もありましたので、その辺についての取組も、私は答弁を聞いて感じました。

あとは、私は代表質問でありますので、我が会派が深掘りをして質問をすると思っておりますので、私はこの辺でとどめておきます。

そして、13期、大変お世話になりました。また来る選挙に頑張ってきて、皆さんと共にまた沖縄県の発展の議論ができればと思っております。

御答弁ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年2月22日

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第3号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

令和6年2月22日（木曜日）午前10時開議

議事日程第3号

令和6年2月22日（木曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

44番	赤嶺昇	議長	24番	玉城武光	議員
30番	照屋守之	副議長	25番	比嘉瑞己	議員
1番	島袋恵祐	議員	26番	平良昭一	議員
2番	喜友名智子	議員	27番	仲村未央	議員
3番	國仲昌二	議員	28番	照屋大河	議員
4番	玉城健一郎	議員	29番	山内末子	議員
5番	上里善清	議員	31番	西銘啓史郎	議員
6番	大城憲幸	議員	32番	座波一	議員
7番	上原章	議員	33番	大浜一郎	議員
8番	小渡良太郎	議員	34番	呉屋宏	議員
9番	新垣淑豊	議員	35番	花城大輔	議員
10番	島尻忠明	議員	36番	又吉清義	議員
11番	仲里全孝	議員	37番	玉城ノブ子	議員
12番	上原快佐	議員	38番	西銘純恵	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	39番	渡久地修	議員
14番	次呂久成崇	議員	40番	仲宗根悟	議員
15番	新垣光荣	議員	41番	崎山嗣幸	議員
16番	山里将雄	議員	42番	瑞慶覧功	議員
17番	当山勝利	議員	43番	比嘉京子	議員
18番	當間盛夫	議員	45番	末松文信	議員
19番	金城勉	議員	46番	島袋大	議員
20番	新垣新	議員	47番	中川京貴	議員
21番	下地康教	議員	48番	仲田弘毅	議員
23番	仲村家治	議員			

欠席議員（1名）

22番 石原朝子 議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城 デニー 知事
照屋 義実 副知事
池田 竹州 副知事
島袋 芳敬 政策調整監

溜 政 仁 知 事 公 室 長
 宮 城 力 総 務 部 長
 金 城 敦 企 画 部 長
 多良間 一 弘 環 境 部 長
 宮 平 道 子 子 ども 生 活 福 祉 部 長
 糸 数 公 保 健 医 療 部 長
 前 門 尚 美 農 林 水 産 部 長
 松 永 享 商 工 労 働 部 長
 宮 城 嗣 吉 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長
 前 川 智 宏 土 木 建 築 部 長

松 田 了 企 業 局 長
 本 竹 秀 光 病 院 事 業 局 長
 名 渡 山 晶 子 会 計 管 理 者
 金 城 康 司 総 務 部 財 政 統 括 監
 半 嶺 満 教 育 長
 鎌 谷 陽 之 警 察 本 部 長
 下 地 誠 労 働 委 員 会 事 務 局 長
 茂 太 強 人 事 委 員 会 事 務 局 長
 安 慶 名 均 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子 議 会 事 務 局 長
 前 田 敦 次 長
 中 村 守 議 事 課 長
 儀 間 俊 江 課 長 補 佐
 宮 城 亮 主 幹
 比 嘉 太 一 主 任
 親 富 祖 満 政 務 調 査 課 主 査

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧 功 議員。

(瑞慶覧 功 議員登壇)

○瑞慶覧 功 議員 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

会派ていーだ平和ネットの瑞慶覧功です。

代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

普天間飛行場の辺野古移設で、沖縄防衛局は1月10日、軟弱地盤が広がる大浦湾側の埋立てに着手した。サンゴ類の移植が完了せず、実施設計に関する県との事前協議も始まっていない中での着工となった。

(1)、普天間飛行場の名護市辺野古移設について、代執行が実行された。知事の見解と今後の対応について伺う。

玉城知事は、沖縄防衛局が工事に着手したことを受け、県庁で記者会見を開き、県が求めてきた対話に応じず、知事の権限を奪う代執行を経て、工事の着手を強行した政府に対し、丁寧な説明とは到底真逆の、極めて乱暴で粗雑な対応がなされてきたものと言わざるを得ないと厳しい口調で批判している。

(2)、岸田首相の辺野古問題について対話をしてきたとする発言について、知事の見解を伺います。

自民党の国会議員によるキックバック問題に端を発し、派閥の解散問題に発展し、次々と不祥事は後を絶ちません。本来なら、全国の議員のお手本となるべき国会議員が、このありさまかと本当に情けない思いで

す。

(3)、自民党国会議員による裏金、キックバック問題、派閥の解散について見解を伺う。

世界各国の識者ら400人以上が、辺野古の新基地建設で工事設計変更の承認を日本政府が代執行したことを受け、「米日の事実上の軍事植民地とされる沖縄の、さらなる軍事化を拒否する沖縄の人々への支持」を表明した。「バイデン大統領、岸田首相、そして米国と日本の市民へ、私たちは沖縄差別を止め、沖縄の軍事植民地化に終止符を打たなければならない。」「今こそ正しいことをしよう。」と締めています。

(4)、映画監督オリバー・ストーン氏をはじめ、世界の識者400人以上が新基地に反対し中止を求める声明を発表した。見解を伺います。

2、基地問題、安全保障問題について。

防衛施設や国境離島など、政府が安全保障上重要とする土地の利用状況を調査、規制する土地利用規制法の区域指定をめぐり、北谷町と嘉手納町の米軍基地を除く全ての区域が、一定面積以上の土地の売買で事前届出が義務化される特別注視区域に含まれることが分かった。

(1)、北谷町・嘉手納町全域土地規制について、見解と今後の対応について伺う。

政府は、安全保障上必要性が高い空港や港湾など、民間インフラ施設を特定利用空港・港湾に指定し、自衛隊や海上保安庁などのニーズに基づいて整備する事業を2024年度から導入する。対象施設の候補地は全国32か所のうち、12か所が沖縄県内で最も多い。

(2)、特定重要拠点の指定について見解と今後の対応

応について伺う。

(3)、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について。

日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に関する航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意が承認され、嘉手納・普天間両飛行場の航空機騒音レベルの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障を来すことなく、望ましくない影響を最小限にすべく設定された。飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識し、これらの措置が取られることとなった。措置として、進入及び出発経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域を避けるように設定することから、飛行高度や航空機の数、夜10時から朝6時の間の夜間訓練など、そして慰霊の日など意義のある日については、訓練飛行を最小限に考慮する。夜10時から朝8時の間のエンジンテストは行わないなどがうたわれている。

ア、これまでの実態について伺う。

航空機騒音規制措置は、あくまで努力目標であり、軍の都合により運用されている。司令官は、地元公共団体または地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も、沖縄防衛局に前もって通知するよう最大限努力するとしているが、守られていない。県は、これまで海外の米軍基地の状況を調査してきたが、政府は無視し続けている。そして、台湾有事の名目で、今沖縄は危機的状況にある。

イ、改善策として県はどのような方向を目指しているのか伺う。

(4)、危険なパラシュート訓練について。

県や三連協が反対する中、米軍は2月15日、嘉手納基地でパラシュート降下訓練を実施した。昨年12月から3か月連続、原則、伊江島補助飛行場においての実施が合意され、1996年SACO最終報告以降17回目となり、もはや常態化していると指摘せざるを得ない。

ア、最近3回の嘉手納基地での訓練は、伊江島補助飛行場の滑走路の状態が悪く、MC130特殊作戦機の着陸ができていないことが理由とされているが、1月25日には伊江島補助飛行場で実施されている。この矛盾について、県は国からいかなる説明を受けているのか伺う。

イ、地元紙報道によると、沖縄防衛局は、1月26日の訓練における使用機はMC130であるが、同機は伊江島補助飛行場での離着陸は行っておらず、兵士がどのように戻ったかは分からないと説明している。MC130が離発着せずとも伊江島で訓練できるのであれ

ば、嘉手納基地で行う合理的な理由はないのではないのか伺う。

ウ、伊江島補助飛行場におけるパラシュート降下訓練で、米兵が民間地に誤降下する事故が後を絶たない。1月26日の訓練でも、米兵3人がフェンスから200メートル離れた畑や農道に誤落下している。いずれも人命に関わる重大事故に発展するのではないかと、大変危惧するものである。狭隘な沖縄でのパラシュート降下訓練は、常に危険と隣り合わせである。県民の生命と財産を守るためにも、県として、県内でのパラシュート降下訓練の全面禁止と県外移転を求めていくべきではないか伺う。

エ、2007年の日米合同委員会で合意された例外的措置が、嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練の温床となっている。県として撤廃を求めていくべきではないか伺います。

3、PFAS問題について。

(1)、令和5年度有機フッ素化合物環境中実態調査結果において、調査地点46か所中、33か所で暫定指針値を超えた。最大濃度は、普天間飛行場周辺で2200ナノグラム、指針値50ナノグラムの44倍となっており、米軍基地由来の汚染であると言わざるを得ない。この結果を受けての見解を伺う。

(2)、実態調査報告によると、基地周辺でのPFAS汚染は、米軍由来の蓋然性が高い中、PFAS対策によって県民の負担となっている。ただでさえ過重な基地負担を強いられている中、看過できない問題である。国は、基地建設責任者として、基地内への立入調査、汚染源の特定、汚染源の除去並びに県や市町村が行っているPFAS対策に対する費用負担をすべきである。知事は1月に国へ要請をしたが、要請内容とそれについての各省庁の反応や返答はどのようなものであったのか伺う。

(3)、PFASの軽減対策として、中部水源の取水を抑制してきたが、本年度の水不足によって順次取水することを発表した。PFASへの県民の不安がある中、苦渋の策だったということは言うまでもありませんが、中部水源の取水計画はどのようにになっているのか。また、その際のPFAS値はどの程度になると予想しているのか伺う。

4、世界ウチナンチュセンターの設置について。

知事は、1月31日の定例記者会見で、世界に42万人いる県系人が交流するための拠点として、世界ウチナンチュセンターを整備すると発表した。これまで設置を求めて活動されてこられた世界ウチナンチュセンター設置支援委員会の皆様から感謝申し上げます。

たい。私はブラジルに叔父がいて、1978年に移民調査で半年間お世話になりました。ちょうどブラジル移民70周年の節目の年でした。沖縄県人会館の落成式にも参加しました。あれから46年経過しました。当時は大学生で、海外研究クラブというサークルで、県費留学生と一緒に楽しい思い出をつくりました。ブラジル、ペルー、アルゼンチン、ボリビアの留学生と県出身のカップルができ、結婚し、今でも40年以上模合が続いています。そして、子供たちも今、引き継いでいます。マリンタウンMICE地区に併設されるウチナンチュセンター。これまでの経緯と構想について伺います。

5、温室長水路公認プールの新設について。

9月議会の一般質問で、会派の当山勝利議員への答弁で、競技団体等との意見交換をしながら検討していきたいと前向きな答弁がありました。その後の状況を伺います。

6、台湾に学ぶ環境緑化事業について。

昨年7月に県議会で台湾視察に行きました。町並みを見て感じるの、街路樹の景観がきれいなことあります。台湾から沖縄に来た人が言うことは、観光立県の沖縄は雑草が見苦しいとのこと。食べ物も人も景色も文化もすばらしいのに、大事な道路の環境がひどい。この話は何年も前から言われてきました。議会でも取り上げ質問してきましたが、はっきり言ってよくなったとは思えません。同じ亜熱帯、一体何の違いがあるのか、感じたことをお話ししたいと思います。

道路管理は、国道、県道、市町村道をそれぞれが管理しています。しかし、観光客からはその違いが分かりません。ですから一緒にやる必要があります、大事だと思います。

(1)、県道の環境緑化の事業、予算額、国道、市町村道の事業、予算額を伺います。

(2)、年に何回、県、国、市町村と環境緑化について合同で会議をしているのか伺います。

台湾では、台北市環境保護局を訪れ、除草事業について話を伺いました。市内の公園、緑地、道路分離帯の除草事業は外部委託され、原則として夏季に2回、冬季に1回行われているそうです。ごみ箱を主にバス停、地下鉄、商店街の夜市、観光スポットに設置しているそうです。公園、緑地、道路とでは担当が異なるところもあります。沖縄の公園で気になるのは、支柱がその役割を終えているにもかかわらず、放置されていることです。役目を終えた支柱は撤去すべきです。台湾だけでなく、香港や中国・深圳と比較しても、環境緑化の在り方が遅れているように思います。観光立

県を目指すなら、それらの地域を参考にしてほしいです。

(3)、県の担当部署の職員を台湾、香港、深圳に派遣し、視察研修を行わせるべきだと思います。所見を伺います。

7、台湾有事・台湾総統選挙について。

米海軍大将の、中国の台湾侵攻は6年以内など、中国を敵視した発言にあおられ、台湾有事は日本の有事と、日本のリーダーたち、保守派の人たちは辺野古の基地をはじめ沖縄を中心とした南西諸島の要塞化をもくろんでいます。台湾の人たちは、独立より現状維持派が多いと聞きます。そのような中、知事は台湾を訪問しました。スタンスとしては、あくまで経済・文化交流で政治情勢に影響させない配慮でした。選挙は2か月後の今年1月13日に投開票され、結果は与党民進党の頼清徳氏の当選となり、10日前までは国民党の侯友宜候補が有利とされていましたが、馬英九元総統が習近平を信じるべきだと発言し、侯友宜は馬英九を否定し、最後の集會に馬英九を紹介しなかったという話です。今後、沖縄と台湾が、日米、中国といった大国に振り回されていくのか心配であります。

最後に、私はこれまで4期16年、議員として務めてくることができました。仲井眞知事、翁長知事、玉城知事、3代にわたり務めてまいりました。議員として楽しかったのは、仲井眞知事の頃だったのではないかと思います。年齢も若く、海外出張も楽しかった。何より、自民党の議員が、まあ与党なので、でしょうか、今日のような大声で知事に対するやじもありませんでした。2017年は脳梗塞にかかってしまい、障害を持ちました。いろいろと御迷惑をかけたと思います。お世話になりました。

そして、議員、職員、執行部の皆さんにも大変お世話になりました。6月16日の県議會議員選挙、頑張ってください。

イッペー イッペー ニフェーデービタン。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

御質問にお答えする前に、瑞慶覧功議員におかれましては、4期16年、県民の命と暮らしを守り、自立する沖縄の実現に向け御奮闘いただきまして、本当にありがとうございました。これからもお体を大事にされ、後進への御指導、そして県政への御支援・御協力

を引き続き賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、瑞慶覧功議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(4)、新基地に反対し中止を求める声明についてお答えいたします。

去る1月6日、映画監督のオリバー・ストーン氏をはじめとする世界各国の識者ら400人以上が「米国と日本は沖縄の軍事植民地支配をやめよ」とする声明を連名で発表したことは、ワシントン駐在からの報告や報道等により承知をしております。声明では、「沖縄の自己決定権、民主主義、自治権を支持する」と表明し、沖縄のさらなる軍事化を拒否する県民への支持を新たにし、新基地建設の中止を訴えています。

沖縄県としては、この声明に世界の多くの方が賛同したことは、辺野古新基地建設に反対する県民の民意への支持と、沖縄の過重な基地負担の問題について、国内外を問わず多くの皆様が非常に深刻であると受け止めていることの表れであると認識しており、大変意を強くするものであります。

次に、世界ウチナンチュセンターの設置についての御質問の中の、世界ウチナンチュセンターについてお答えいたします。

世界のウチナンチュの交流拠点については、国際交流団体代表者や移民研究者等で構成される世界ウチナンチュセンター設置支援委員会により設置が要請されてまいりました。沖縄県では、交流拠点に必要な機能や設備の規模等を精査し、設置に向けて検討を重ねてまいりました。今般、①、交流拠点、②、移民資料の収集・展示、③、学習・普及の場、④、相談窓口などの4つの機能を備えた施設として、世界ウチナンチュセンター（仮称）を、マリントウンMICEエリアに建設予定の大型MICE施設に併設し、整備をするものであります。母県沖縄におけるシンボルとして、また、世界のウチナンチュの心のよりどころ、いわゆるふるさとのムートウヤーとして、このセンターに県内外、海外から多くのウチナンチュやその他の方々が集い、交流することで地域外交において大きな役割を担うウチナーネットワークの継承・発展につなげてまいります。

次に7、台湾有事・台湾総統選挙についての御質問の中の台湾総統選挙への所見についてお答えいたします。

台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を

守り、沖縄の振興・発展を図る上でも不可欠であると認識しております。このため沖縄県では、国に対して平和的な外交・対話により緊張の緩和や信頼醸成に取り組むよう強く求めているところです。今年1月に行われた台湾総統選挙において、民主的な選挙の結果、頼清徳氏が次期総統に選ばれました。台湾と沖縄は、長い交流の歴史を背景に友好関係を構築してきており、沖縄県は台北に事務所を設置して、観光誘客、貿易促進、企業誘致、学生交流などなど、様々な分野の民間交流を続けてきております。

沖縄県としましては、今後とも、台湾との相互交流を拡大し、相互発展と友好関係がさらに深化していくことを希望するものであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(1)、代執行に対する見解と今後の対応についてお答えいたします。

国土交通大臣が知事に代わって埋立変更承認処分を行った代執行は、選挙で県民の負託を受けた知事の処分権限を一方的に奪うものであり、多くの県民の民意を踏みにじり、憲法で定められた地方自治の本旨をないがしろにするものであります。昨年12月20日の高裁判決は、国と県との対話を通じた抜本的解決を付言しながら、代執行要件の判断に何ら反映しておらず、地方分権改革の趣旨や地方自治の本旨、多くの県民の民意という真の公益を考慮しておりません。県は、高裁判決に不服があるとして、昨年12月27日に上告受理申立てを行ったところであり、今後、最高裁において高裁判決の問題点を明らかにしてまいります。

同じく1(2)、総理の対話に関する発言についてお答えいたします。

去る1月31日の衆議院代表質問において岸田総理が、これまで私自身、玉城知事をはじめ地元の皆様と対話を行ってまいりましたと発言したことは、報道等により承知しております。これまで知事と岸田総理は、新たな建議書の手交等の際に面談を行ってありますが、辺野古新基地建設問題の解決に向けた具体的な対話の機会は実現しておりません。県はこれまで、国に対する要請など、あらゆる機会を捉えて知事と総理との対話の場を設けるよう求めており、引き続き、様々な機会を通じて総理との対話を求めてまいります。

同じく1の(3)、派閥の解散についてお答えいたし

ます。

派閥の解散に至った政治資金に係る諸問題については、社会的にも大きな問題になっていると認識しており、国会において丁寧に説明、議論されることが望ましいと考えております。

次に2、基地問題、安全保障問題についての中(1)、重要土地等調査法に基づく北谷町及び嘉手納町における特別注視区域の範囲についてお答えいたします。

昨年12月26日に国が公表した重要土地等調査法に係る土地等利用状況審議会の資料によると、嘉手納弾薬庫地区や嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧等の周囲が特別注視区域の候補とされております。このため、嘉手納町及び北谷町のほぼ全域が特別注視区域に指定されることになるものと考えております。

県としては、注視区域はもとより、特別注視区域も必要な最小限度のものとなるよう見直しが必要であると考えており、去る1月31日、国に対し、このような考え方に基づく意見書を提出したところです。

同じく2の(3)のア及び2の(3)のイ、航空機騒音規制措置の実態及び改善策についてお答えいたします。2の(3)アと2の(3)イは関連しますので、一括してお答えいたします。

航空機騒音規制措置では、飛行場の場周経路はできる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定することや、場周経路における一定の高度以下の飛行、22時から翌朝6時までの間の飛行などが規制されているものの、依然として住宅地上空における低空旋回飛行や夜間・早朝の飛行が行われております。

県としては、これらは、「できる限り」、「任務により必要とされる場合を除き」等、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっているためと考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、同規制措置の厳格な運用について日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

同じく2の(4)のア及び2の(4)のイ、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練に係る国の説明及び理由についてお答えいたします。2の(4)のアと2の(4)のイは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

沖縄防衛局によると、パラシュート降下訓練は、基本的には、伊江島補助飛行場を使用することとされており、嘉手納飛行場は、例外的な場合に限ってのみ使用されるものと認識しているとのことです。その上で、昨年12月から今年2月までの間に行われた直近3回の嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は、定

期的なものではなく、小規模で、在日米軍の即応性を維持するための緊急の必要性に基づくものであり、伊江島補助飛行場の滑走路に不具合があることを理由に、例外的な場合に該当するものと認識しているとのことです。なお、去る20日に抗議を受けるため来庁した沖縄防衛局長は、1月25日に伊江島補助飛行場で行われた訓練との関連については、今回、嘉手納飛行場で行われた訓練について、搜索救助訓練に係る一連の活動を演練する必要があったため、現在の伊江島補助飛行場で行うことができず、嘉手納飛行場で実施せざるを得なかったという認識であるという説明をしております。

次に同じく2の(4)のウ及び2の(4)のエ、降下訓練の県外移転及び例外的措置についてお答えいたします。2の(4)のウと2の(4)のエは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

パラシュート降下訓練については、日米合同委員会で伊江島補助飛行場への移転が合意されたにもかかわらず、平成19年に例外的な場合に限り嘉手納飛行場を使用することが合同委員会で確認されたとして、訓練が繰り返し実施されております。県は、パラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えております。このため昨年12月から今年2月にかけて同訓練が実施されるたびに、日米両政府に対し強く抗議するとともに、伊江島補助飛行場の滑走路が整備されるまでの間は、国外・県外を含めた運用を行うことを求めております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 2、基地問題、安全保障問題についての(2)、特定利用空港・港湾に係る県の見解と対応についてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で、円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことであります。現時点において、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に6、台湾に学ぶ環境緑化事業についての(1)、国、県及び市町村管理道路の植栽管理についてお答えいたします。

県では、「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計

画」に基づき、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい沿道景観を目指しており、令和6年度から新たに沿道景観推進室を設置し、体制を強化することとしております。また、植栽管理に係る予算は年間約12億円を計上しており、性能規定方式による除草管理を実施するとともに、観光地へアクセスする道路においては、沖縄フラワークリエイション事業を活用した花木等による修景を行っております。国及び市町村管理道路についても情報共有を行いながら、良好な沿道景観の形成に努めてまいります。

次に同じく6の(2)、国及び市町村との沿道景観に係る会議についてお答えいたします。

県では、「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」に基づき、国、市町村及び地域関係者を含めた沿道景観に係る会議を行っているところであります。同会議では、魅せる沿道景観の計画を検討するとともに、地域やボランティア及び企業等と連携した体制を構築してまいります。引き続き、国及び市町村と連携して取り組んでまいります。

次に同じく6の(3)、担当職員の海外視察研修についてお答えいたします。

沖縄らしい世界水準の観光地を形成する上で、良好な沿道景観として世界的に広く認知、評価されている海外都市の情報、事例収集は有意義であると考えております。海外視察研修の実施については、今後検討してまいります。引き続き、沖縄らしい沿道景観の形成事例の収集に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 3、P F A S問題についての(1)、令和5年度有機フッ素化合物環境中実態調査結果についてお答えいたします。

県が実施している有機フッ素化合物環境中実態調査における令和5年度の調査結果では、普天間飛行場周辺の湧水等21地点中12地点で、国の定める暫定指針値を超過し、最大濃度は2200ナノグラムパーリットルとなっております。

県としては、同飛行場が汚染源である蓋然性が高いと考えていることから、これまで数次にわたり国及び米軍に対し基地内への立入調査の実現、国や米軍による原因究明調査と対策を実施することなどについて要請してきております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

〔松田 了 企業局長登壇〕

○松田 了 企業局長 3、P F A S問題についての(2)、P F A S対策に係る費用負担についてお答えいたします。

P F O S等の対策費用については、施設提供者である国が負担をすべきものと考えており、これまで関係部局と連携し令和元年、3年、4年に関係大臣宛て要請を行ったところであります。また、今年1月にも知事がP F O S等対策に要した費用負担等について関係大臣宛て要請を行い、各大臣からは、P F O S等問題は重大なものであると認識し、政府としてできることをしっかり行っていきたいとの回答をいただきました。引き続きP F O S等対策に係る費用について、国が負担することを強く求めてまいります。

同じく(3)、中部水源からの取水再開予定と水道水のP F A S濃度についてお答えします。

企業局では、濁水対策の一環として、2月11日に嘉手納井戸群のうちP F O S等濃度の低い井戸及び天願川からの取水を再開しました。今後、長田川からの取水を再開するとともに、比謝川からの取水再開についても検討を行うこととしております。なお、取水再開後の2月13日に実施した浄水中のP F O S等濃度は、1リットル中1ナノグラム未満で、引き続き安全な水を提供できているものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 5、温室長水路公認プールの新設についてお答えします。

県では、県水泳連盟及び庁内関係部局とプール整備の必要性について、意見交換を行っているところであります。令和16年に開催予定の国民スポーツ大会に向けて、令和6年度に大会準備委員会を設置し、競技会場選定の調査や整備の必要性等について検討を行う予定です。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山内末子議員。

〔山内末子 議員登壇〕

○山内 末子 議員 ハイタイ グスーヨー チューウガナビラ。

ていーだ平和ネット、代表質問をさせていただきます。

山内末子でございますが、その前に所見を述べさせていただきます。

先ほど瑞慶覧議員からもございました、我が会派は最後の質問になった中ではございますけど、ていーだ平和ネットの中で、瑞慶覧功さんを先頭に、安全保障

の名の下に住民の人権や安全が守られていないこの現状を憂い、一体何を守るのか、誰を守るのか、地方自治の観点から常に問いかけた議会を、その姿勢を貫いてまいりました瑞慶覧功さん、お疲れさまでございます。そしてそのほかにも今議会では、11名の方が勇退なさるということになっているようですけれども、本当にお疲れさまでございました。

この間を振り返りますと、議場にコロナ感染対策でパネルが設置されたり、イゲ・ハワイ州知事がスピーチをしたりと、初めての体験に復帰50年という大きな節目の議会でもあったかと思えます。辺野古新基地建設問題では、反目しながらも県民・県益のための白熱した議論から多くの知恵が生まれてきました。それは沖縄県の財産にもなり、私たちの財産にもなったかと思えます。新たなステージでの御活躍を期待しております。残る議員の皆様と共に、またこの場所で議論を展開できますよう、皆様一緒に頑張っていきましょう。

さて、政治家の資質が問われている昨今、我が沖縄県の偉大な政治家、蔡温の言葉が胸に響きます。政治を行う者の立ち居振る舞いについて、「上の者が十の善を行えば、下の者は一の善を行う。上の者が一の悪を行えば、下の者は十の悪を行う。善を破るのは簡単で、善をなすのは難しい。」「為政者はこのことに充分留意し、誰よりも努力して自己を律し、自己の悪弊を改めなければならない。」。300年以上も前の沖縄の偉人の教えですが、今に生きる言葉だと思えます。私も自分自身に言い聞かせ、何よりも岸田総理はじめ国のリーダーたちに贈りたいと思えます。

それでは、所見を述べながら代表質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事2期目の折り返し点になる次年度の施策は、誰一人取り残さない社会の実現に向け、玉城デニー知事の特徴が随所に織り込まれている。特に、子供は未来の宝、こどもまんなか施策を前面に打ち出していることは、沖縄の可能性に拍車がかかると期待するところだ。所信表明に示した思いと施策実現に向けた決意を伺う。

(2)、世界の平和・安全が脅かされている昨今、ロシアのウクライナ侵攻勃発から2年、その間の犠牲者は両国で50万人以上と言われている。膠着する戦闘はさらに長期化する様相。シリアやイエメン、スーダンなどの紛争も長期化をしている。また、イスラエル・ガザ攻撃においては人質問題等、複雑な政治状況下で戦闘が続いています。紛争で犠牲になるのは、常に子供たちや弱い者から。人道危機が続いている現状に対

する知事の見解と沖縄県の関わりについて伺います。

(3)、確定申告が始まりました。裏金が課税対象にならないのか。野放しは許されない。このままでは税金一揆だなんて国民から怒りや不満の声が渦巻いています。伺います。

長引く経済不況、減税の影の増税問題、旧統一教会問題、派閥資金問題に見る政治と金の問題、二階元幹事長は5年間で50億円を使い、年間3000万円の書籍購入など国民生活からかけ離れている金銭感覚、政治が続く、政治不信、岸田政権の支持率低迷へとつながっているのではないのでしょうか。国全体に蔓延する政治に対する不安や不満を解消することについて知事の認識を伺う。

(4)、日米地位協定改定に向けて、県で実施した他国地位協定調査では、NATO加盟国や韓国、オーストラリア等における地位協定の比較検証を重ねています。米軍から派生する事件・事故、環境問題、人権侵害等その課題解決に向けて、改定は県民の願いであります。知事は先日、東京でシンポジウムを行っています。参加者からは改定に向けて国民世論の喚起が必要だとの声が高かったようですが、改定に向けての今後の取組、決意を伺います。

(5)、松川宜野湾市長は木原防衛大臣との面談で、普天間飛行場の返還期日を明確に示すよう求めたが、大臣からは返還期日の確定は厳しいと答えたとの報道があります。国の約束は橋本総理が当初(1996年)5年から7年としていた。2013年には「2022年度またはそれ以降」としているが、その最短期限も過ぎています。返還時期を示さず、一日も早い危険性除去を繰り返す政府の姿勢について知事の見解を伺います。

(6)、地域外交の推進について。

ア、沖縄県地域外交に関する万国津梁会議について。

沖縄県では国際情勢が日々緊張感を増す中、沖縄の地理的特性、歴史的背景を踏まえ、あらゆる知見を集集し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向け積極的な役割と独自の地域外交を展開するとしている。

(ア)、万国津梁会議は沖縄県の未来像に大きな示唆を与えていると評価をするものだが、このほどまとめられた提言書の概要と策定する地域外交の基本方針にどう生かされるのか伺う。

(イ)、北東アジア地域自治体連合(北東アジア6か国の地方政府の草の根組織)は、自治体間の交流と協力のネットワークを形成することにより、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域全体の共同

発展を目指すとともに世界平和に寄与することを目的としています。日本では11県が会員となっています。文化、経済、教育、環境、エネルギー等あらゆる視点からのネットワークで活発な交流が行われています。地域外交の方針に沿ったミッションの展開に期待されるが、加入する考えはないのか伺います。

イ、アジア太平洋地域の平和構築に資する国際平和拠点としての国連機関の誘致、国連関係者の本県への招聘の取組を伺います。

ウ、知事、副知事の2023年度の国外訪問キャラバンの成果、次年度の取組について伺う。

エ、昨年フィリピンから帰国が実現した県系二世、ルーツ探し・国籍取得と課題となる戦後処理問題。他国含めまだ多くいると言われている県系人の人権回復に向けて、国、NGOや県民の協力を得て取り組むべきではないのか見解を伺う。

(7)、SDGsの推進について。

ア、沖縄県SDGs実施指針、おきなわSDGsアクションプランに基づき、精力的に推進していると理解をしているが、自治体のSDGs全国比較を見ると、全国最低の40%という結果が出ている。自治体の取組を強化するべきではないでしょうか。対応と課題を伺う。

イ、県の推進する全国比、企業、教育機関の推進状況と今後の展開について伺います。

2、基地問題について。

戦後80年を前にして、沖縄を二度と戦場にしない、その願いはより遠くになってしまう現実があります。海外の米軍基地の資産価値を見てみると、日本は1478億ドル、それに対しドイツ498億ドル、韓国378億ドル、英国112億ドル、日本に占める割合は48.5%、世界の中にある米軍基地の資産価値の一番高い基地は嘉手納基地で、20位以内に県内の5つの基地が入っています。米国が離さない在沖米軍基地、知事は公約で、基地の跡地利用で経済の自立を県民と共に覚悟を持って取り組むとしております。

以下伺います。

(1)、SACO合意後、沖縄の自衛隊の人数、機能の変化について。

(2)、SACO合意は、沖縄の基地負担の軽減を図るための合意であるが、その後、自衛隊の人数が増えているのであれば合意の意義に反するのではないのか。今後、第15旅団が師団化され自衛隊がさらに増えるのであれば、それ以上に米軍を移転し米軍基地を減らす計画を立てるべきではないのか見解を伺う。

(3)、復帰50周年建議書で示した米軍基地を50%削

減することの取組について伺います。

(4)、生物多様性保全に向けて。

2022年、生物多様性条約は、第15回締約国会議で地球の生物多様性を管理し守るための昆明・モントリオール生物多様性枠組を採択しました。政府の「生物多様性国家戦略2023-2030」に関連して以下伺います。

ア、生物多様性の高い陸域と海域を持つ沖縄県は、30by30(サーティ・バイ・サーティ)に積極的に参加していくべきだがどう考えるのか。特に、「生物多様性国家戦略2023-2030」に基づいて、2013年作成の生物多様性おきなわ戦略の改定の取組はどう進められているのか伺います。

イ、260種以上の絶滅危惧種を含む5300種の生物が生息する辺野古・大浦湾を中心とし、2019年米国ミッション・ブルーにより日本初のホープスポットと認定された辺野古・大浦湾一帯は、30by30の海域に組み込まれるべきだと考えるが見解を伺います。

(5)、ユネスコ世界自然遺産ヤンバルの森と北部訓練場問題について。

ア、2023年7月、「世界遺産登録された沖縄島北部における自然環境の保全における二国間協力」声明は非常に重要である。特に第3項目の「両政府は、地域社会と現地在日米軍とのパートナーシップを促進する。」となっているが、それは運用されているのか伺います。また、昨年12月に世界遺産内の返還跡地で防衛局が保管していた手りゅう弾が亡失しているということが分かりました。その後の対応について防衛局、県ともに対応をお伺いいたします。

イ、二国間協力声明に基づいてどのような取組が行われているのか。また県、自治体、地域、市民団体と在日米軍との会議は行われているのか伺います。

ウ、前議会でも取り上げました、危険な米軍廃棄物への注意喚起、発見者への適切な対応の多言語の看板設置が必要であります。現在の看板は小さくて分かりづらいという不満があります。また多言語での掲載やパンフレット、ウェブサイトでの情報発信が必要であるが取組を伺います。

(6)、南西防衛体制強化について。

ア、石垣市で開催したミサイル避難訓練について。国民保護計画に基づき開催された避難訓練について、報道によると半数以上が市職員の動員、市民の関心が薄く、訓練自体へ疑問視など、冷ややかな住民の対応が報じられています。訓練の課題、保護計画について実効性のある計画の策定となっているのでしょうか。市民への理解、告知は重要ですが取組状況を伺い

ます。

イ、政府の特定重要拠点に八重山3市町の空港が指定候補とされるのではという報を受け、宮古、久米島共に、県に対し合意せよとの申入れがありますが、その経緯と対応を伺います。

ウ、陸上自衛隊勝連分屯地のミサイル配備について。

沖縄県初の地対艦ミサイル部隊の連隊本部と中隊1つが今年度中に整備されるその期限が迫ってきております。配備の期日を把握しているのか。また、市民から問題視されている保安林解除について、米軍と自衛隊との関係、経緯と課題、対策について伺います。

エ、うるま市石川の陸上自衛隊訓練場新設計画についてです。

この計画は、経営不振に悩む企業を当て込み、地元何の説明もなしに立てられた、あまりにも乱暴な計画だということです。多くの市民の不安がよぎったのは、あの宮森小学校ジェット機墜落事故です。危険極まりない訓練場建設には言語道断だという自治会だけではなく、断念せよという声が大きくなっております。保革を超え、各種団体、地域一体となった組織の準備が進められております。24日には、自民党の議員でありました皆さんたち、元市長らを含む元石川市議OBの会なども設立され、今着々と準備が進んでおります。

それでは伺います。

静かな住宅街に突然の訓練場新設計画、地元2自治会、石川自治会長連絡会が反対を表明しています。防衛局は、このほどようやく説明会を行ったが、当初示された計画からかなり矮小化され、住民の懐柔策ではないのかなど、より不信感が高まっています。近くにある石川青少年の家には、県内外から毎年多くの児童生徒が体験学習で訪れます。教育環境への影響、虫が飛び交う自然環境への影響があることは明白であります。整備計画について県への説明、報告の経緯はどうか。住民の命や生活権を守る義務のある沖縄県知事として明確な反対表明をすべきではないのかと考えますが、知事の見解を伺います。

オ、日米演習における中国を明示した日米合同演習が計画されているようだ。台湾有事を想定した歯止めの利かない軍事態勢強化、住民生活に影響を及ぼす日米合同訓練がなし崩しに常態化・激化しています。増加が想定される諸訓練に対する県の認識と対応を伺います。

3、危機管理・消防防災行政について。

(1)、羽田空港におけるJAL機と海保航空機との

衝突事故の映像は衝撃的である。自衛隊機と民間機の共用で常に危険性の高い那覇空港の運用実態、安全管理対策について伺います。

(2)、うるま市で建設中の県警察総合訓練施設整備計画（仮称）について、目的、経緯、地域への周知、安全対策、課題について伺います。

(3)、消防防災ヘリコプターの導入について。

能登半島地震の被災状況を見てみると、様々な課題が浮き彫りになってきます。あらゆる環境に対応できる防災対策は喫緊の課題です。

以下伺います。

ア、消防防災ヘリコプター導入について、県では防災力、消防力の強化を図るため消防防災ヘリ導入に取り組んでいるが、県と市町村の調整状況はどうなっているのでしょうか。

イ、全市町村の合意は必要なのか。また、このまま全市町村の合意が得られない場合はどうなるのか。最終期限はあるのか伺います。

(4)、離島を抱える本県、防災の観点から港湾の耐震状況はどうなっていますか、伺います。

(5)、本県の活断層は今後大きな災害発生の確率が高いという指摘があります。自治体の地域防災計画、個別避難計画、避難確保計画の策定状況を伺います。

(6)、被災者生活再建支援法が適用されない被災者について、他県では独自の支援制度をつくっている。沖縄県の災害見舞金を拡充し制度を強化するべきだと考えるが、見解を伺います。

(7)、自主防災組織の実態と全国比、対策を伺います。

(8)、県内防災士の数と全国比、強化対策を伺います。

4、行財政運営について。

(1)、2024年度予算について。

ア、8421億4300万円と昨年より193億円減少したものの、予算の積み上げに各省計上の獲得や県債の活用を図ったことを評価いたします。懸案の財源の確保、県税の増収に向けた取組を伺います。

イ、揮発油税優遇制度について3年間の延長が決まり安堵をしております。次回期限の前に、さらに有効性のある制度の確立が必要ではないでしょうか。以下伺います。

(ア)、本土と沖縄の税率で7円の優遇制度となっておりますが、その7円から1.5円は離島への輸送費補助費となっております。実質5.5円の減税である。輸送コストがかかる離島県として、輸送費は別途確保する仕組みにすべきではないでしょうか。

(1)、補助があっても離島のガソリンは全国一高い状況であります。解消に向けての検証を急ぐべきだと思いますがいかがでしょうか。

(2)、こども未来部新設、部局改編により効果的かつ効率的な行政運営が期待されます。課題の職員の定数確保、職場環境の充実、内部統制の充実、非正規雇用職員の待遇改善について、取組を伺います。

(3)、女性の管理職、各種審議委員会への登用状況と全国比の推移を伺います。教育委員会、県警を含みます。

(4)、県職員の平均年収の男女格差の調査が公表されました。全国的に女性の収入は男性を下回っています。沖縄県は7割台という結果が出ておりますが、その要因と対策について伺います。

(5)、DX推進事業について。

日本のデジタル化は世界的に遅れている調査があります。2020年度は27位、デジタル庁発足も遅々としている現状です。県の取組について以下伺います。

ア、沖縄県のデジタル度の全国比とその特徴を伺います。

イ、推進するためには人材育成が重要だが、その取組について伺います。

ウ、人工知能AIの推進について、県の活用状況、方向性を伺います。

エ、学校における教育DXの取組状況はどうでしょうか。

(6)、マイナンバーカード登録の実態と保険証廃止に向けての課題と対策を伺います。

5、女性の活躍、多様性が認められる社会環境づくりについて。

(1)、沖縄県女性自立支援施設の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その経緯と県内の現状、条例の概要、スケジュール、課題、対策を伺います。

(2)、国際家事福祉相談所、ワンストップ支援センター、女性相談所の実績・課題、今後の方向性について伺います。

(3)、沖縄県性の多様性尊重宣言に基づき、ジェンダーフリー、LGBTQ対策の実効性ある取組について、特に県民から要望の高いパートナーシップ制度実現の方向性を伺います。

6、医療福祉行政について。

(1)、県立中部病院将来構想について。

喫緊の課題である南病棟の耐震建て替えを含め、救急医療体制の強化等医療機能強化に向けて事業が進められていますが、その経緯、検討状況、方向性を伺

ます。

(2)、こども医療費助成事業の実態と課題について伺います。

(3)、沖縄県の虐待問題について。

ア、児童虐待、高齢者虐待、DVの実態と課題、対策を伺います。

(4)、本県の出生率は全国では連続1位であるが、2022年度初めて人口自然減となり、自然増減数の減少は今後も加速していくという専門家の指摘があります。子を育てる環境整備はもちろんですが、6組に1組が不妊の問題を抱えていると言われております。以下伺います。

2022年、不妊治療の保険適用が始まり、これまで高額だった治療費が3割の自己負担となったことは出産を望む人へ大きな支援となっています。県内の実態と支援内容、効果、課題、対策を伺います。

(5)、予防医療について。

ア、コロナ、インフルエンザ、带状疱疹、はしかのワクチン接種状況と課題について伺います。

イ、子宮頸がんワクチンの接種について、2023年度定期接種が始まりました。副作用の不安を抱える人も多くいます。接種後の健康被害救済措置の状況について、申請実態、対応については任意接種も含めて伺います。

7、県経済の振興と県民生活について。

名目GDP、日本はドイツに抜かれ第4位と想定されたとはいえ、日本全体にはびこる経済不況は国民をますます苦しめています。

(1)、県経済の動向を伺います。特に、ひとり親世帯や高齢者等の悲鳴が多く寄せられています。暮らしの再生に向けての施策と課題について伺います。

(2)、沖縄県の無年金者の実態、全国比、対策について伺います。

(3)、交通費コスト高、利便性の観点からも早期の鉄軌道の実現は県民、とりわけ中北部からの熱望であります。計画の進捗状況、課題、方向性を伺います。

(4)、公共交通ネットワーク事業の取組について伺います。

(5)、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成について。

ア、観光産業復興、入域観光客の実態と方向性、国際線復興の見通し、クルーズ船の入港状況、富裕層対策、観光目的税制度導入の検討委員会の進捗状況、各種キャンプの取組、波及効果を伺います。

(6)、2024年問題、あらゆる産業の人材不足の実態と対策について伺います。

8、農林水産行政について。

(1)、沖縄県の食料自給率向上に向けての取組を伺います。

(2)、製糖工場建て替え計画について予算が計上されておりますが、その他施設の計画はどうでしょうか伺います。

(3)、飼料価格、燃料費高騰等による県内家畜業の実態と対策について伺います。

9、沖縄文化の保存・継承について。

(1)、伝統工芸品工芸士の育成について。

(2)、工芸の杜活用状況と発展性について。

(3)、闘牛についてですが、観光闘牛など、今相当な盛り上がりを見せております。闘牛の無形文化財県指定の取組状況について伺います。

10、教育行政について。

こどもまんなか政策、子供と教師が心身ともに充実し生き生きと学び合う教育環境の整備、これを急ぎましょう。

(1)、働き方改革推進課の成果と課題、このほどまとめられた次期プランの数値目標達成への決意を伺います。

(2)、教員不足解消について取組と次年度の対応を伺います。

(3)、メンタルヘルス対策実態と対策について伺います。改善が進まない要因は何でしょうか伺います。

(4)、人事考課制度の在り方について伺います。

(5)、いじめ、不登校の実態と推移、全国比について伺います。

(6)、特別支援学級の配置状況と推移、全国比について伺います。

(7)、中部A特別支援学校の整備について伺います。

(8)、外国人児童生徒の実態について、小・中・高別の支援策を伺います。

(9)、幼児教育班が発足いたしました。人材育成の根幹だと考えます。これまでの実績と課題、展開を伺います。

11、脱炭素の取組について。

(1)、2030年再エネ目標達成のためには、官民挙げての取組が必須であります。これまでの議論でその達成にかかる費用は1600億円という試算が出されております。そういう答弁がございました。次年度予算はクリーンエネルギー導入促進事業などで18億円等がありますが、全体でどれだけの予算規模になっているのでしょうか。財源確保を積極的に行うことは必要不可欠だと思いますが、見解を伺います。

(2)、EUでは代替フロンを2050年までに撤廃としております。電気料金とCO₂が大きく削減できるという事業として、フロンガスから自然冷媒に変える取組が注目されております。南城市やうるま市でも、導入により低減化が図られているようです。県有施設でのモデル的実験を通して検証していく用意がないか伺います。

12、能登半島支援について。

(1)、災害が大型化し想定以上の被害が予測されます。能登半島支援に職員を多く派遣しそのノウハウを学ぶことは、本県の財産にもなります。現状を伺います。

(2)、被災者の本県への避難支援について、現状と課題を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 山内末子議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、所信表明の思いと決意についてお答えいたします。

今議会の知事提案説明要旨においては、誇りある豊かな沖縄の未来を開くため、これまで着手・推進した施策のさらなる深化と2期目に掲げた公約の実現に向けて取り組む姿勢を「県政運営に取り組む決意」に盛り込みました。この中で、「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」の3つを特に重点的に取り組む大項目として掲げております。

私は、誰もが輝き、誰もが尊重され、そして誰もが希望のうちに喜びを見つけることが当たり前の実現できる島、幸福が真に実感できる沖縄を目指し、職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、基地問題についての御質問の中の(2)の(6)のエ、うるま市の陸上自衛隊訓練場の整備計画についてお答えいたします。

うるま市における自衛隊の訓練場整備について、県は、昨年12月末に、沖縄防衛局から予算資料の提供を受けましたが、詳細について直接説明を聞く必要があったため、1月下旬頃から日程を調整し、去る2月15日、大臣訪問の2日前に説明を受けたところです。2月11日に防衛省が実施した説明会では、参加された多くの地元の住民から計画に強く反対する意見が相次いだと承知しております。2月16日、うるま市石川地

区自治会長連絡協議会から私に対して、計画の断念を求める要請があったところです。このため、2月17日の防衛大臣との面談において、私から、政府においては、近隣住民の様々な不安を真摯に受け止め、地元の意向を尊重する姿勢を示すこと、この計画を一旦白紙に戻し検討することを求めたところであります。

次に、行財政運営についての御質問の中の4の(2)、行政運営のための職員確保等についてお答えいたします。

沖縄県における各種の施策を着実に推進するためには、その体制を維持・確保する必要があります。そのため、職員の採用に当たっては、人事委員会等と連携し、沖縄県職員採用ガイダンスや県内外の大学での説明会、学生を対象としたインターンシップ等を行った上で、試験または選考による採用を行い、必要な人員の確保に努めることとしております。また、職場環境については、働き方改革の一環として、在宅勤務の本格導入のほか、時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進に取り組むとともに、ストレスチェックやラインケア等の研修会、メンタルヘルス相談を実施し、不調を抱える職員等のケアに組織的かつ丁寧な対応に努めているところです。内部統制の充実については、主管課に内部統制専任職員の配置及び予算経理班を設置するなど、県庁全体での内部統制を徹底してまいります。

会計年度任用職員につきましては、一定の条件下、2回を超える再度の任用を認めるとともに、常勤職員の取扱いに準じて遡及して給与を改定するほか、令和6年度から勤勉手当を支給することとしており、引き続き、働きがいのある環境整備に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、世界の人道危機に対する見解と沖縄県の関わりについてお答えいたします。

世界の各地では内戦や地域紛争が今なおやまず、難民、貧困、人権侵害などの問題が、国際社会に影を落としています。これらの解決に向けて、世界中の人々が、民族や宗教の多様性や価値観の違いを認め、理解し、助け合っていくことが求められています。

県では、沖縄平和賞を受賞した国際協力NGOと連携し、県内外の若者が参加し、沖縄から平和と国際協力を考えるフォーラムを開催するなど、平和を希求す

る「沖縄のこころ」を世界に発信するとともに、国際平和の創造に努めてまいります。

同じく(6)のエ、フィリピン残留日系人の就籍問題についてお答えいたします。

戦後の混乱で、フィリピンに取り残されたとされる残留日系人の国籍就籍問題については、国において、実態調査を通じた身元確認など、国籍回復に向けた取組や日本への円滑な帰国への支援がなされていると認識しております。県では、昨年12月、この問題に長年取り組んでいるフィリピン日系人リーガルサポートセンターの支援等により一時帰国された日系二世のお二人と知事が面談を行ったところです。引き続き、国や同団体の活動を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

3、危機管理・消防防災行政についての御質問の中の(5)、個別避難計画の策定状況についてお答えいたします。

市町村においては、本人同意の上、避難先や支援者などを記載した個別避難計画を策定することとなり、令和6年2月時点で、全部策定済みが2町村、一部策定済みが24市町村となっております。県では、未策定が15市町村あり、一部策定の市町村も多いことから、市町村に対してアドバイザーの派遣やセミナー、担当者会議等を開催し、個別避難計画の策定推進を図っております。引き続き市町村における要配慮者支援体制の強化に向けて取り組んでまいります。

同じく(6)、沖縄県の災害見舞金制度の拡充についてお答えいたします。

県では、県内において天災地変その他災害が発生し、被害を受けた県民に対して見舞いの意を表し、その物的、精神的痛手を緩和するため、県独自の見舞金等を支給しております。見舞金の内容の拡充については、支給要件の設定や財源の確保等、検討すべき課題があることから、他県の状況等を調査研究していきたいと考えております。また、被災者生活再建支援法については、本県の状況として、コンクリート構造など堅固な住宅が多いことから、全壊より一部損壊の事例が多く、適用が厳しい状況となっているため、同法の適用基準の緩和について、引き続き国へ要望してまいります。

4、行財政運営についての御質問の中の(3)、審議会等における女性委員の登用についてお答えいたします。

沖縄県の審議会等における女性委員の割合は、令和3年度が30.7%で都道府県では全国44位、令和4年度が32.8%で43位、令和5年度は34.7%で36位と

なっております。

県としましては、第6次沖縄県男女共同参画計画の下、令和8年度までに登用率40%以上とする目標の達成に向け、委員改選時の事前協議や関係団体への女性候補者の推薦依頼に取り組むなど、引き続き女性の政策・方針決定過程への参画促進に努めてまいります。

5、女性の活躍、多様性が認められる社会環境づくりについての御質問の中の(1)、沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてお答えいたします。

今議会に提案中の本条例案は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、現行の婦人保護施設が、本年4月から、女性自立支援施設となることに伴い、新たに設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、その他施設の運営の基準を定めるものであります。

県としましては、当該施設において、これまでもDV被害者などの自立に向けた援助を行ってきたところですが、新たな法的枠組みの下、関係部局と緊密に連携しながら、福祉分野に限らず、保健医療、子育て、住まい、教育、その他多岐にわたる支援の実施に取り組んでまいります。

同じく(2)、国際家事福祉相談所、ワンストップ支援センター、女性相談所についてお答えいたします。

国際家事福祉相談所における令和3年1月から昨年12月末までの相談件数は、延べ593件、性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける平成27年2月から昨年12月末までの相談件数は、延べ1万4791件、女性相談所における令和4年度の相談実績は、延べ3746件となっております。

県としましては、様々な困り事や不安を抱えている方々が早期に必要な支援を受けることができるよう、相談窓口や活用できる施策等について積極的な周知に努めるとともに、相談員の専門性の向上や関係機関と連携した支援体制の強化等に取り組んでまいります。

同じく(3)、パートナーシップ制度の導入についてお答えいたします。

パートナーシップ制度につきましては、令和6年2月までに、20都道府県を含む390余りの自治体が導入しているところです。

県としましては、先行自治体における制度導入までの手続や課題、導入後の実施状況等の収集・整理を踏まえ、引き続き、県内市町村等と意見交換をしながら、制度導入に向けて取り組んでまいります。

6、医療福祉行政についての御質問の中の(3)のA、児童虐待、高齢者虐待、DVの実態と課題・対策

についてお答えいたします。

県内における過去3年間の児童虐待相談対応件数は、令和2年度1835件、令和3年度2509件、令和4年度は速報値で2585件。高齢者虐待件数は、令和2年度223件、令和3年度213件、令和4年度187件。配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、令和2年度2092件、令和3年度2563件、令和4年度1835件となっております。このような状況を踏まえ、児童虐待対策としては、児童相談所の体制整備や関係機関との連携が課題であるため、組織体制の強化や市町村、警察等との連携を図っているところです。

高齢者虐待対策としては、早期発見・早期対応が課題であるため、高齢者の養護者や施設従事者等に対する啓発や、通報先となっている市町村の虐待対応力向上に取り組んでいるところです。

DV対策としては、被害者の相談内容や状況が多岐にわたっているため、相談・支援体制の充実や関係機関との連携強化を図っているところです。

7、県経済の振興と県民生活についての御質問の中の(1)、ひとり親世帯と高齢者の暮らしの再生についてお答えいたします。

子育てと生計維持という2つの役割を一人で担っているひとり親や、低所得の高齢者については、厳しい経済状況の中、生活の安定等に向けた支援が必要となっております。

そのため県では、ひとり親家庭の生活の安定及び自立を支援するため、好条件の転職等に役立つ資格取得支援や民間アパートを活用して就労や生活、子育てを総合的に支援する事業等に取り組んでいます。また、低所得の高齢者に対しては、生活困窮者自立支援制度、生活保護など、既存の制度等により支援を行っているところです。市町村が設置する地域包括支援センターでは、高齢者の相談等により支援の必要性を把握した場合は、これらの制度を含め、暮らしを支えるための様々な制度や取組等につないでいます。

県としましては、引き続き、ひとり親世帯や高齢者の生活の安定に向けて取り組んでまいります。

同じく(2)、年金受給の実態、全国比、対策についてお答えいたします。

厚生労働省の年金に関する直近の調査結果によると、令和元年度、県内で65歳以上で年金を受給されていない方は約1万2000人となっており、65歳以上の人口の約3.7%を占めております。これは全国の約2.2%より高い状況となっております。

県としましては、年金だけでは生計維持が困難となる方に対しては、自立相談支援機関等において適切な

支援につなげるなど、個々のニーズを踏まえた、きめ細やかな対応をしているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

(溜 政仁 知事公室長登壇)

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(3)、政治に対する不安や不満の解消についてお答えいたします。

旧統一教会問題、派閥資金問題などについては、社会的にも大きな問題になっていると認識しており、国会において丁寧に説明、議論されることが望ましいと考えております。

同じく1の(4)、日米地位協定の改定に向けた今後の取組についてお答えいたします。

県では、今年10日、日米地位協定の改定について議論するシンポジウムを東京で開催いたしました。シンポジウムの参加者からは、日米地位協定の改定には日本政府が米側に働きかけることが必要であり、そのためには国内世論を高める必要がある等の意見がありました。

県としては、日米地位協定の改定に向けた国民的議論の喚起を図るため、今回のような取組を継続するとともに、引き続き、あらゆる機会を捉えて全国知事会や渉外知事会とも連携し、日米両政府に同協定の見直しを要請してまいります。

同じく1(5)、普天間飛行場の返還期日についてお答えいたします。

県はかねてから、政府に対し、普天間飛行場の運用停止に向けた新たな期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう要望しているところですが、政府からは、具体的な取組内容等について示されておられません。

県としては、普天間飛行場の危険性除去は、辺野古移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であると考えており、同飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において速やかな運用停止を実現すべきであると考えています。

同じく1(6)のAの(7)、地域外交に関する万国津梁会議の提言と県の基本方針についてお答えいたします。

去る1月18日に知事に手交された沖縄県の地域外交に関する提言書は、沖縄の歴史や最新の国際情勢等を踏まえ、本県の比較優位を分析した上で、具体的な取組等がまとめられております。

県では、提言内容を踏まえ、地域外交の理念や目指す姿、対象地域、分野別の戦略、推進体制などを整理

し、基本方針(案)を策定したところであります。

同じく1(6)のAの(1)、北東アジア地域自治体連合への加入についてお答えいたします。

北東アジア地域自治体連合は、北東アジア地域の共同発展を目指して1996年に設立された広域自治体間の協力機構であり、日本、中国、韓国、モンゴル、ロシア、北朝鮮の6か国の約80自治体が参画している国際的なネットワークであると承知しております。同連合は、観光、物流、環境、防災など多様な分野で分科会を設置して活動しており、北東アジア地域の自治体間の信頼関係の構築と、地域全体の発展を目指していることから、本県としても、今後、同連合や日本側会員自治体の富山県、兵庫県等の活動状況について情報収集を行いながら、加入について検討してまいります。

次に2、基地問題についての中の(1)、沖縄の自衛隊の人数、機能の変化についてお答えいたします。

令和4年の県内の自衛官の人数は、約8200人となっており、SACO合意があった平成8年の約6200人と比較して約2000人、32.3%増加しております。また、政府は、南西地域の防衛力強化のためとして、平成28年以降、与那国に沿岸監視隊を、宮古と石垣に地对空誘導弾部隊や地对艦誘導弾部隊を配置したほか、令和5年度末までに、勝連分屯地に地对艦誘導弾部隊を、与那国に電子戦部隊を新編するとしており、自衛隊機能の強化が行われております。

同じく2の(2)、SACO合意による基地負担の軽減と自衛隊の増強についてお答えいたします。

日米両政府は、基地負担の軽減のためSACOを設置し、最終報告が平成8年12月に合意され、沖縄における米軍施設・区域の整理縮小が進められております。一方、近年は、先島における自衛隊の配備や第15旅団の師団への改編など、南西地域における防衛体制の強化が図られております。

県は、日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場ですが、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて考える必要があると考えております。そのため、政府に対し、在沖海兵隊の国外移転を含む基地負担の軽減を求めているところです。

同じく2の(3)、米軍基地の割合を50%以下とするための取組についてお答えいたします。

米軍基地の整理縮小を確実にを行うためには、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で積極的に協議する必要があると考えております。このため、令和3年5月、県は日米両政府に対し、SACO及び統合計画に続く具体的な返還計

面の検討・策定を求めており、去る2月17日にも、防衛大臣に改めて要望したところです。

県としては、日米両政府への要請に加え、ワシントン駐在を活用した米国政府関係者への情報発信、国民的議論の機運醸成などに取り組んでおります。また、岩国市議会議長が中心となって全国に沖縄の基地負担軽減を呼びかけており、県としては、こうした取組とも連携していきたいと考えております。

同じく2の(5)のAの中の、防衛局の手りゅう弾亡失における対応についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、世界遺産内の返還跡地で発見された廃棄物等の処理をしていたところ、手りゅう弾らしきものを発見し、現場で一時保管していたところ、当該手りゅう弾らしきものを亡失したと去る1月12日に公表しました。当該手りゅう弾の発見について沖縄防衛局に問い合わせたところ、2月20日時点で発見には至っていないとのことです。沖縄防衛局においては、当該亡失物について県民への情報提供を求めているとのことであり、引き続き、不発弾等に関する適切な対応について周知徹底を図るとともに、沖縄防衛局に対し、不発弾等の保管・管理の徹底を求めてまいります。

同じく2の(6)のA、石垣市のミサイル住民避難訓練の課題等についてお答えいたします。

石垣市の住民避難訓練では、石垣市において住民説明会や市の公式LINEなどで市民へ参加を呼びかけ、また、市の職員にも声をかけるなどして94名が参加したところです。石垣市としては、さらなる周知啓発が課題としております。

県としましては、万が一のため、訓練により災害や危機事象に備え、住民の安全確保を図ることは重要と考えております。

同じく2の(6)のウの中の、勝連分屯地へのミサイル部隊配備の期日についてお答えいたします。

政府によると、令和5年度に勝連分屯地において、第7地対艦ミサイル連隊（仮称）本部及び本部管理中隊のほか、1個地対艦ミサイル中隊等の配置を計画しているとのこと。配備の具体的な期日について、沖縄防衛局に照会したところ、令和5年度末を計画しているとの回答が去る19日であったところです。

同じく2の(6)のオ、日米共同訓練への県の認識と対応についてお答えいたします。

昨年1月の2プラス2共同発表では、日本の南西諸島を含む地域において、日米の施設の共同使用を拡大し、共同演習・訓練を増加させることにコミットした旨が示されております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。このため、昨年11月の軍転協要請や去る2月17日の防衛大臣への要請において、地元を与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県、関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意思表示できるよう、必要な協議を行うこと等を求めたところです。

次に3、危機管理・消防防災行政についての中の(3)のA、消防防災ヘリ導入の市町村との調整状況についてお答えいたします。

消防防災ヘリの導入については、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において協議を行い、令和4年11月に、基地整備場所、機体の仕様、人員派遣・費用等、県への要望の4つの議案について可決し、市町村長へ承認を依頼しております。現在の承認状況としましては、39市町村長が承認し、石垣市長及びうるま市長から承認がいただけておりません。

同じく3(3)のイ、全市町村の合意についてお答えいたします。

消防防災ヘリは、市町村の消防を支援する目的で導入するものであり、同ヘリで活動する航空隊の隊員は、市町村消防職員を派遣いただくこととして協議を進めております。

現在、承認をいただいている団体の消防本部からの職員派遣では、隊員確保が困難となることが見込まれ、航空隊の継続的かつ安定的な組織運営に課題があるため、県としましては、全市町村の参加がなければ、消防防災ヘリの導入は困難と考えております。このため、残る石垣市長とうるま市長の承認を得る必要があると考えており、早期の承認に向け取り組んでいるところです。

同じく3(5)の中の、県内自治体の地域防災計画の策定状況についてお答えいたします。

地域防災計画は、災害対策基本法第4条で都道府県、第5条で市町村に計画作成義務が課されており、県及び県内全ての市町村において作成されており、いずれの自治体においても、東日本大震災後に計画の見直しを実施しております。

同じく3(7)、自主防災組織の組織率と全国比、対策についてお答えいたします。

令和4年4月1日現在の自主防災組織率は、全国が84.7%、県内は40.6%となっており、組織には市町村職員や消防団員などの加入もございりますが、引き続

き組織率の向上は課題となっております。

県としましては、毎年度、自主防災組織研修会を実施しており、自主防災育成の主体である市町村の取組を支援しております。引き続き、組織率向上のため、市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく3(8)、防災士の数と全国比、対策についてお答えいたします。

令和6年1月末現在の全国の防災士認証登録者数は、27万7040人、県内では1760人となっており、人口1000人当たりでは全国で約3.2人、県内では約1.2人となっております。

県としましては、県主催の防災啓発研修へ日本防災士会の防災士の方に参画いただくなど連携を図っており、引き続き、意見交換等を行い、広く県民へ周知啓発を行うなど、防災士の増加に向けて取り組んでまいります。

次に12、能登半島支援についての中の(1)、被災地への派遣についてお答えいたします。

県では、被災地への人的支援として、厚生労働省や全国知事会等からの要請に応じて、2月16日現在、59名の人員を派遣したところです。今後も、全国知事会等と連携し、被災地の要請に応じて職員を派遣し、災害時の課題や対応方法など、被災地での経験を踏まえ、今後の沖縄県の災害対策に生かしてまいりたいと考えております。

同じく12の(2)、本県への避難支援の現状と課題についてお答えいたします。

県では、県内への避難に係る往復航空運賃及び3食つきの宿泊費用支援に取り組んでおります。2月16日までに62件174人から申請があり、16件35人を受け入れたところです。また、滞在中の経済的負担を軽減するために支援金を支給することとしており、2月16日時点で申込件数は30件となっております。県の支援策については、旅行会社や観光協会、県人会、被災地への派遣職員やDMAT等を通じて周知を図っておりますが、いまだ十分に情報が行き届いていない状況も考えられることから、あらゆる媒体、方法において継続的に広報に努めてまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(6)のイ、国連機関の誘致等についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域のさらなる発展と持続的安定に貢献するため、平和発信拠点としての認知を深

める観点から、国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信などに取り組んでいるところです。国際機関等の誘致に向けては、これらの平和発信拠点の形成に係る取組も踏まえながら、関係部局と連携して求める機能の整理を行い、対象となる機関について検討してまいりたいと考えております。

同じく1の(7)のア、県内市町村のSDGsの課題と対策についてお答えいたします。

県が実施したSDGsに関する市町村アンケートでは、全市町村の約76%が推進していると回答しており、県内市町村におけるSDGsの取組は進んできていると認識しております。市町村が抱える課題としては、行政内部の理解不足、専門性の不足、先行事例がないため推進の仕方が分からないなどが挙げられております。

県としましては、市町村との連絡会議を通じた情報共有や職員向けの研修等を実施し、市町村におけるSDGsの推進を支援していきたいと考えております。

同じく1の(7)のイ、県内におけるSDGsの推進状況と今後の展開についてお答えいたします。

本県はSDGs未来都市に選定されており、おきなわSDGsアクションプランの策定、おきなわSDGs認証制度やおきなわSDGsプラットフォームの創設など、先行的な取組を推進しております。また、SDGsを推進する県内企業等の登録数は約930団体に増加しており、企業の多様な取組に加え、小・中・高校において様々なSDGsの活動が実施されています。本県のSDGsの推進状況は全国と比較しても先行していると考えておりますが、引き続き全県的にSDGsが展開されるよう取り組んでまいります。

次に3、危機管理・消防防災行政についての(1)、那覇空港の安全管理対策等についてお答えいたします。

那覇空港は、国において航空管制業務を担っております。1月2日に発生した羽田空港における航空機衝突事故を踏まえ、国においては、那覇空港での事故を想定した対処訓練を実施するとともに、管制官による監視体制の強化や滑走路進入に関するルールの徹底等に取り組んでいるとのことです。

県としましては、沖縄県の玄関口である那覇空港における航空の安全・安心の確保に向けて、引き続き、安全管理の徹底等について国と意見交換してまいります。

次に4、行財政運営についての(1)のイの(ア)と(1)のイの(イ)、離島への輸送費補助の財源措置と本島との価格差縮小について。4(1)のイの(ア)と4(1)のイ

の(イ)は関連しますので、一括してお答えします。

県では、揮発油税等の軽減措置を前提に1.5円の石油価格調整税を課税し、その税収を実質的な財源として、離島への石油製品4油種の輸送費を補助しており、補助事業を安定的に運営するためには、現在の税制措置による財源の確保が適切なものと考えております。また、本島との価格差縮小については、次回税制改正に向け、補助制度の在り方を含め検討したいと考えております。

同じく4の(5)のア、沖縄県のデジタル度についてお答えいたします。

現時点では、自治体におけるDX推進の状況等を評価する統一的な指標は定められておらず、他県との比較は難しい状況にあります。そのため、県では、本年度より開始した、沖縄県DX推進計画のPDCAによる検証の一環として、DX推進に向けた体制整備やITシステムの構築、国の計画への対応について自己評価を行いながら、課題の把握に努めているところであります。引き続き、国や他の自治体の動向を踏まえながら、毎年度検証を実施し、DXの推進に取り組んでまいります。

同じく4の(5)のイ、DX推進人材育成の取組についてお答えいたします。

県では、所属や職位に応じたデジタルの知識・技術を身につけ、職員全体の能力の底上げを図るとともに、技術を適切に活用できる人材の育成に取り組んでおります。本年度は、階層別研修を強化し職員の底上げを図ったほか、専門的な職員の育成に向けたデータ分析やデジタルツール等の集合研修、eラーニング研修を実施しております。また、より体系的な人材育成を行うため、デジタル人材育成方針(仮称)の策定に向けて準備しており、今後も取組を進めてまいります。

同じく4の(5)のウ、生成AIの活用状況等についてお答えいたします。

現状の生成AIには、不正確な情報を回答する場合があるなどの課題がありますが、生成AIの活用を含むDXの推進は、業務効率化につながるものと考えております。このため、全国知事会の生成AI利活用検討ワーキングチームに参加するとともに、情報漏えい等の対策を講じた庁内での検証環境を整備し、どのような県の業務が効率化できるのか実証を進めているところであります。引き続き、生成AIの利活用等、DXの推進による業務効率化につながる取組を進めてまいります。

同じく4の(6)のうちの、マイナンバーカード登録

の実態についてお答えいたします。

県では、各市町村のマイナンバーカード普及促進の取組を支援するほか、マイナンバーカード普及促進事業として、市町村と連携した商業施設や公共施設等での出張申請受付や県民向け広報等を実施しております。令和6年1月末時点のマイナンバーカード保有枚数率は、全国73.1%に対して、沖縄県は61.2%となっております。今後も引き続き、各市町村と連携してカードの普及促進に取り組んでまいります。

次に7、県経済の振興と県民生活についての(1)のうちの県経済の動向についてお答えいたします。

本県の経済は、コロナ禍の影響が和らぐ中、令和5年の入域観光客数のうち、国内観光客数は、令和元年と同水準まで回復するなど、観光や個人消費の持ち直し等による回復の動きが強まっており、今後も回復基調が続くことが期待されます。一方で、人手不足による需要の取りこぼしや、長引く物価上昇による家計の負担増及び事業者の収益圧迫などが懸念される状況にあり、引き続き注視していく必要があるものと認識しております。

同じく7の(3)、鉄軌道導入の計画進捗状況等についてお答えいたします。

県は、鉄軌道導入に向けて、構想段階の計画から事業化判断を行う計画段階へ移行させるため、国が課題としている費用便益比等のさらなる向上に向けた調査検討を行っているところです。一方、国においては、上下分離方式等による特例制度や2040年度を予測対象年次とした費用便益比等の調査を行っております。

県としても鉄軌道の早期導入に向けて、引き続き国と意見交換しながら取組を進めてまいります。

同じく7の(4)、公共交通ネットワークの構築についてお答えいたします。

県では、沖縄県地域公共交通協議会を設置し、新たな公共交通システムの導入可能性検討など、マイカーに依存しない社会の構築に向け議論しているところであり、今年度末までに沖縄県地域公共交通計画を策定することとしております。同計画に基づく施策については、北部・中部・南部の各圏域の関係市町村との連携交通会議の中でも議論することとしており、各種の交通手段で結ばれる利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、知事の政治姿勢についての(6)のウ、キャラバンの成果及び次年

度の取組についてお答えします。

県では、第7回世界のウチナーンチュ大会の成果を踏まえ、ウチナーネットワークを次世代に継承し発展させるため、今年度、知事及び両副知事がブラジル、カナダ、アメリカ、フィリピン、シンガポールを訪問しました。記念式典への出席、県人会との交流、県系企業の視察、政府関係者との意見交換等を行い、次世代を担う人材の育成、文化芸能活動の支援、経済交流活性化の必要性等を確認しました。これらを踏まえ、次年度は、子弟等留学生の受入れ拡充・帰国後のフォローアップ、海外県人会の様々な活動への支援、海外県人会相互の交流の場の創出、経済発展につなげる可能性調査の実施など、ウチナーネットワークの継承・発展に向けた施策を展開してまいります。

次に7、県経済の振興と県民生活についての(5)のA、観光産業復興、入域観光客の実態等についてお答えします。

本県を訪れる国内客はコロナ禍前の水準まで回復しており、インバウンドも航空路線の復便やクルーズ船寄港再開に伴い段階的に増加している状況です。観光産業については、コロナ禍における離職と需要の回復に伴う人材不足や、物価高騰等による影響を受けていることから、引き続き、観光人材の確保や労働生産性の向上を促進してまいります。アドベンチャーツーリズムなど、高付加価値な観光資源開発の支援により富裕層を取り込むほか、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すため、観光目的税の導入を検討しております。また、経済効果の高い野球及びサッカーキャンプに加え、ラグビー等のスポーツキャンプの誘致・受入れ環境の整備などを行ってまいります。これらの取組により、沖縄観光の質の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

(多良間一弘 環境部長登壇)

○多良間一弘 環境部長 2、基地問題についての(4)のA、生物多様性おきなわ戦略の改定についてお答えいたします。

生物多様性基本法において、地方公共団体は、生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないと規定されており、県では、平成25年に生物多様性おきなわ戦略を策定しております。その後、令和3年7月に沖縄島北部と西表島が世界自然遺産に登録されたことや、国が令和5年3月に新たな生物多様性国家戦略を策定したことを踏まえ、現在、有識者等で構成する検討委員会において、令和6年度中の改定を目途に

当該戦略の見直しを進めているところであります。

同じく2の(4)のイ、サーティ・バイ・サーティ目標達成に向け辺野古・大浦湾一帯を保護地域に位置づけることについてお答えいたします。

辺野古・大浦湾一帯を含む沖縄島周辺の沿岸域においては、サーティ・バイ・サーティ目標における海域の保護地域の一つである共同漁業権区域が設定されております。一方、辺野古・大浦湾は、県の自然環境の保全に関する指針において、評価ランクⅠ及びⅡと評価されていることや、国が日本の重要湿地500、重要海域に選定していることなどから、自然環境豊かな重要な海域であると考えております。

そのため、県では、当該海域についても、現地調査や文献調査による生物の分布情報の収集、ジュゴンに関するはみ跡や海草藻場等の調査を行ってきており、引き続き必要な調査を実施していきたいと考えております。

同じく2の(5)のAの中の、世界自然遺産に関する日米共同声明の運用状況についてお答えいたします。

昨年7月に環境省から発表された日米共同声明は、世界自然遺産登録を踏まえ、日本政府と在日米軍が協力して、沖縄島北部における自然環境の保全に貢献していく旨の声明です。環境省に確認したところ、当該声明の第3項目は、自治体、地域住民、市民団体と米軍との交流、協力事業を意味しており、具体的にはボランティア活動やエコツーリズムの企画などを想定しているとのことです。現在の運用状況は、企画の内容、参加者等を検討中と聞いております。

同じく2の(5)のイ、日米共同声明に基づく取組及び会議の開催状況についてお答えいたします。

環境省に確認したところ、現在、在日米軍の協力の下、当該声明に基づいて行われている取組は、第1項により、世界自然遺産に隣接する北部訓練場内において、マングース防除及び希少種モニタリングを実施しているとのことです。また、共同声明の合意内容を活用した会議の開催については、開催日時や参加機関など、現段階では未定と聞いております。世界自然遺産地域の自然環境保全については、両政府に働きかけていく必要があると考えていることから、今後、同会議が開催される際は、県も構成員として加われるよう国に求めてまいります。

同じく2の(5)のウ、米軍廃棄物についての注意喚起等の取組についてお答えいたします。

北部訓練場返還跡地で米軍の廃棄物が発見された場合、沖縄防衛局が撤去等原状回復のための対応を行うこととなっており、北部訓練場返還跡地において米軍

廃棄物を発見した場合の連絡先等の看板については、沖縄防衛局が設置しております。世界遺産の登録を機に外国人を含む多くの観光客が訪れると想定されることから、看板等の多言語対応やパンフレット、ウェブサイトでの情報発信等の取組について、沖縄防衛局と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に11、脱炭素の取組についての(2)、フロンガスから自然冷媒に変える取組についてお答えいたします。

空調機器等に冷媒として使用されている代替フロンは、地球温暖化対策推進法において二酸化炭素と共に温室効果ガスに指定されております。そのため国では、行政機関に対し原則としてノンフロン製品の使用を義務づけているところであり、環境省においては、ノンフロン製品としてアンモニアや炭化水素などの自然冷媒を使用した空調機器等を紹介しているところ です。

県としましては、自然冷媒を活用した空調機器等について情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 2、基地問題についての(6)のイ、特定利用空港についてお答えいたします。

県は、令和6年1月に滑走路延長等に向けた調査の実施について、関係する5市町から要請を受けたところ であります。特定利用空港の指定については、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き国に対し確認を行う など適切に対応してまいりたいと考えております。

次に3、危機管理・消防防災行政についての(4)、港湾施設の耐震化についてお答えいたします。

県管理港湾施設における耐震化について、岸壁については、耐震強化岸壁として計画に位置づけられている港湾が8港あり、そのうち3港が整備済みとなっております。臨港道路における橋梁については、耐震化を図るべき橋梁が7橋あり、そのうち2橋は整備済み となっております。

次に、同じく3の(5)のうち、避難確保計画の策定状況についてお答えいたします。

市町村においては、地域防災計画に位置づけられた要配慮者施設の避難確保計画策定が義務づけられており、令和5年9月現在、県内17市町村827施設中、183施設で策定済みとなっております。

県としましては、避難確保計画未策定の施設が多いことから、引き続き説明会の開催などを通して、市町

村に対し避難確保計画の策定を求めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

(前門尚美 農林水産部長登壇)

○前門尚美 農林水産部長 2、基地問題についての(6)のウのうち、保安林の対処方針についてお答えいたします。

陸上自衛隊勝連分屯地内の保安林については、過去の空中写真や現地調査結果等から、戦後の米軍統治下において、米軍により改変されたものと認識しております。米軍の公務上の改変行為については、日米地位協定等により、米軍に対して森林法に基づく指導監督を行うことはできず、また、国に対しても復旧させることはできないと認識しております。

県としましては、現在、法律相談等の結果を踏まえ、当該保安林の適正な対処方針について検討を重ねているところ であります。

次に8、農林水産行政についての(1)、食料自給率向上に向けての取組についてお答えいたします。

本県の食料自給率は令和3年度概算値で、カロリーベースで32%、生産額ベースで52%となっております。自給率の向上については、生産拡大が重要なことから、県としましては、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、各種生産振興対策、担い手の育成・確保や経営力強化、生産基盤整備の促進、耕作放棄地を含む農地の有効活用などに取り組んでおります。また、新たに小麦の生産振興を図り、沖縄そばの原料とする取組を進めてまいります。

同じく(2)の製糖工場の建て替えに係る整備計画についてお答えいたします。

老朽化が著しい分蜜糖製糖工場につきましては、工場建屋や製糖工程の中核となるボイラー設備等が60年以上経過していることから、工場の老朽化対策は急務であると認識しております。一方、工場建て替えについては、建設費用が多額になることに加え、事業実施主体の費用負担や財源確保等が大きな課題となっております。

県としましては、製糖工場の老朽化の状況も踏まえ、工場整備に係る早期の課題解決に向け、引き続き、国や市町村等関係機関と検討を進めてまいります。

同じく(3)、飼料価格高騰等に対する県の対策についてお答えいたします。

近年の飼料価格高騰により、県内の畜産農家は非常に厳しい経営状況にあります。県では、畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料及び粗飼料購入費の一部

補助を令和4年度より実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。

県としましては、今後の飼料価格の動向及び国の対策等を注視しつつ、引き続き、生産者や市町村、関係団体等と連携し、畜産農家の経営安定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 3、危機管理・消防防災行政についての質問のうち(2)、県警察総合訓練施設整備計画の目的等についてお答えをいたします。

警察では、平素から事態対処能力の向上に努めているところ、現在、うるま市内に機動隊等が使用する訓練施設を国費にて建設をしております。訓練目的及び内容の詳細は控えますが、例えば災害救助を想定したレスキュー訓練や、一部銃器を使用した訓練を行うことも予定しております。なお、銃器を使用した訓練につきましては、屋外で行うものではなく、警察学校等のほかの警察施設と同様、全て訓練施設の内部で行うものであり、騒音や安全対策については十分に考慮して対応する予定であります。

次に、経緯につきましては、令和元年度から敷地調査、令和2年3月に用地を取得し、現在行っている造成工事が令和6年8月頃、完了する予定であります。訓練施設の建設工事につきましては、令和6年度に発注、令和8年度に完成予定であります。また、地域への周知につきましては、計画実施前の平成30年9月に、うるま市長に対して訓練施設建設の概要説明を行い、令和3年以降、地元の自治会長をはじめ、隣接する土地所有者やうるま市景観みどり審議会等での説明を行うとともに、建設用地に面するうるま市道に工事告知の立て看板を設置するなどしてきたところであり、引き続き周辺住民の方々への周知に努めてまいります。

今後の課題としましては、この施設が運用されることに伴い、周辺道路の交通量が増えることが想定されますので、施設周辺における交通の安全確保に向け、道路管理者、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に4、行財政運営についての質問のうち(3)、女性の管理職の登用状況についてお答えをいたします。

県警察における管理職である警視の階級にある警察官及び課長級の一般職員に占める女性の割合は、令和6年1月時点で約2.6%であり、過去5年間におきま

しても同水準で推移をしております。また、九州管区内の同規模県警察と比較しますと、女性の管理職登用状況は、同等程度となっております。

県警察では、昇任試験に関する規定を見直し、出産・育児で一定期間勤務を離れた職員についても、ほかの職員と同じ条件で昇任試験を受験できるようにするなど、女性の幹部登用の拡大に向けた取組を進めており、引き続き、育児等の家庭環境に配慮した人事配置、復職する職員へのサポート研修の実施など、女性職員の職域拡大や人材育成に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 4、行財政運営についての(1)のア、財源確保及び県税増収の取組についてお答えいたします。

本県における自主・自立的な行財政運営を推進する観点から、自主財源の確保は重要な課題であります。そのため、県では、超過課税や法定外目的税等の課税自主権の行使、コンビニ収納、電子決済の拡充によるキャッシュレス化の推進、市町村と連携した徴収対策の強化、使用料・手数料の見直し及び県有財産の有効活用など、様々な観点から自主財源の確保に努めているところであります。主たる自主財源である県税収入額は、令和3年度以降、過去最高を更新し続けており、令和6年度当初予算額は、前年度比2.1%増の1494億円となっております。また、県税を含めた自主財源の歳入総額に占める割合は、前年度比1.5ポイント増の41.9%となります。

同じく4の(3)のうち、女性管理職の登用状況についてお答えいたします。

内閣府の調査によると、沖縄県の課長相当職以上の女性の割合は、令和3年度が14.9%で都道府県で全国6位、令和4年度が16.6%で5位、令和5年度は17.4%で同じく5位となっております。なお、知事部局における課長級以上の管理職への女性登用率は、令和3年度が16.4%、4年度が19.1%、5年度が20.7%となっており、2030年時点の目標30%の達成に向けて着実に進捗しているところです。

県としましては、これまで女性職員の配置が少ない分野や業務に積極的に女性職員を配置し、職域拡大を図るとともに、人材育成、働きやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

同じく4の(4)、県職員の男女の平均年収差の要因等についてお答えいたします。

県が令和5年6月に公表した職員の給与の男女の差

異の情報では、女性職員の給与の割合は、正規職員で93.2%、非正規職員で92.8%、全職員で75.3%となっております。県職員の給与については、条例に基づき決定されており、制度上、男女の差はありません。ただし、扶養手当や住居手当等の受給者に男性職員が多いことなどから、差異が生じているものであります。また、正規職員には、部長職、統括監職、課長職も多数含まれ、非正規職員に比べて給与に大きな差があります。加えて、非正規職員は女性が多いことから、全職員と比較すると男女の差は大きくなります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 4、行財政運営についての中の(3)、公立学校における女性管理職の登用状況等についてお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、公立学校における管理職に占める女性の割合は、沖縄県は令和3年度19.1%、令和4年度19.9%、令和5年度20.4%となっており、全国は令和3年度21.1%、令和4年度22.3%、令和5年度23.7%となっております。県教育委員会では、女性管理職の増加を図るための女性教職員の育成や、管理職候補者選考試験の受験勧奨の取組を進めているところであり、引き続き、人材育成や働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

同じく(5)のエ、教育DXの取組状況についてお答えいたします。

各学校においては、クラウド環境下における1人1台端末を活用したAIドリルやオンライン学習システム等を導入し、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた授業改善に取り組んでおります。県教育委員会では、教職員のスキルアップを図るため、学校訪問による支援や授業での活用解説動画の配信、ICT活用研修等に取り組んでおります。また、校務の効率化については、自動採点システム等の運用や、ICT支援員を活用したソフトウェア操作等の校内研修を実施しているところです。引き続き、効果的な支援の在り方を工夫するなど、教育DXの推進に努めてまいります。

続きまして9、沖縄文化の保存・継承についての中の(3)、闘牛の県無形文化財指定についてお答えいたします。

県教育委員会では、風俗慣習、民俗芸能等の中でも本県の生活の推移の理解のために欠くことのできない重要なものについて、県指定無形民俗文化財に指定し、その保護を図っているところです。県無形民俗文

化財としての指定の可否の検討を行うためには、うるま市だけではなく、県内で闘牛を行っている地域を対象に情報収集を行う必要があることから、現在、闘牛に関する現状基礎調査を実施しているところであります。調査結果を踏まえ、今後、当該市町村と連携して対応してまいります。

続きまして10、教育行政についての中の(1)、働き方改革の成果と課題等についてお答えいたします。

県教育委員会では、年度初めに実施したアンケートの結果等を踏まえて、「私たちのピース・リスト2023」と題した短期の取組目標を設定し、各学校をはじめ、関係機関へ広く周知しております。また、より実効性のある取組を推進するため、これまで市町村教育委員会やPTA等の関係団体と意見交換等を行ってきており、7月には沖縄県公立学校働き方改革推進本部を設置しました。さらに、次年度から実施する働き方改革の次期プランにおいては、働きやすさ、働きがい、心身の健康に関する3つの成果指標と数値目標を設定しております。今後、目標の達成に向けて、関係団体との連携強化を図り、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

同じく(2)、教員不足の対策等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、教員選考試験の制度改革及び県内外における募集に関する各種セミナーや大学生への説明会等を実施し、その結果、セミナー参加者のうち102名の臨時的任用職員を任用しました。次年度は、これまでの取組に加え、県内外における各種セミナーを拡充するとともに、新たに教員選考試験における大学からの推薦による一部試験の免除や県内の大学生に対して早い学年での説明会等を行い、教員確保に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

同じく(3)、教職員のメンタルヘルス対策等についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校の教職員に対し、保健スタッフの学校訪問による相談対応及び管理職支援の強化や、新たにICTを活用した教職員の相談窓口を設置するなど、取組の充実を図っております。その結果、教職員からの相談件数は増加しております。また、那覇市と連携した国の調査研究事業において、教員向けのオンラインによるセルフケア研修や相談体制の整備など、効果的な取組の研究を行っております。メンタルヘルス対策を効果的に進めるためには、市町村教育委員会の理解と協力が必要であり、今後も連携強化を図りながら、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に進めることにより、教職員が心身ともに健

康で働きやすさと働きがいを実感できる環境の整備に努めてまいります。

同じく(4)、教職員評価システムについてお答えいたします。

教職員評価システムは、教職員の資質向上を図り、児童生徒の学習権を保障するとともに、学校生活を活性化させ、教育力を高めることを目的とし、地方公務員法に基づき実施しております。

県教育委員会では、これまで被評価者が作成する自己申告書の一部簡略化や、中間面談を希望制にするなどの見直しを行いました。引き続き、校長や教職員団体等との意見交換を行いながら、教職員評価システムの適切な運用と改善に努めてまいります。

同じく(5)、いじめ、不登校の実態等についてお答えいたします。

沖縄県の国公私立小・中・高校及び特別支援学校の1000人当たりのいじめの認知件数は、全国53.3件に対し64.4件となっております。また不登校児童生徒数は、小中学校が1000人当たり全国31.7人に対し38.1人、高校が全国20.4人に対し25.5人となっており、それぞれ全国平均を上回り、年々増加傾向にあることから喫緊の課題と認識しております。

県教育委員会としましては、スクールカウンセラーや関係機関等と連携した組織的な支援に取り組むとともに、校内自立支援室事業による不登校児童生徒への学習支援等について市町村教育委員会と連携して取り組んでいるところです。引き続き、全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりを推進してまいります。

同じく(6)、特別支援学級の推移等についてお答えいたします。

本県公立小中学校における特別支援学級数は、平成26年度626学級から、令和5年度は1712学級となり、10年間で1086学級の増となっております。また、令和5年度における公立小中学校の学級総数に占める特別支援学級の割合については、本県が25.9%に対し、全国平均は20.4%となっております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会と連携し、適切な就学先の決定や子供たちの状態に応じた柔軟な学びの場の見直し等について指導助言を行ってまいります。

同じく(7)、中部A特別支援学校の整備についてお答えいたします。

県教育委員会では、中部地区特別支援学校の過密解消と教育環境の充実を図ることを目的に、うるま市兼箇段を設置場所とした新たな特別支援学校の整備に取

り組んでいるところです。今年度は、基本設計を進めているところであり、令和6年度は実施設計費を計上し、令和10年度の開校を目標に取り組んでまいります。

同じく(8)、外国人児童生徒の実態と支援策についてお答えいたします。

令和4年度の文部科学省調査によると、県内に在籍する外国籍の児童生徒の数は、市町村立小中学校で607名、県立高等学校では30名となっております。

県教育委員会では、今年度、市町村立小中学校に日本語指導教員を18名、県立高等学校に日本語支援コーディネーターを3名、支援員を17名配置しております。また、市町村によっては、独自に配置しているところもあります。各学校においては、文部科学省が作成した手引等に基づき、安心して生活が送れる環境づくりに努めております。引き続き、市町村教育委員会及び関係機関と連携し、継続的な支援に努めてまいります。

同じく(9)、幼児教育班の実績等についてお答えいたします。

県教育委員会では、質の高い幼児教育・保育推進体制を構築するため、令和2年度、幼児教育班を設置いたしました。これまでの取組として、市町村への研修支援や幼児教育施設への園訪問支援、連絡協議会の開催により、市町村担当者及び保育者の資質向上を図ってまいりました。

県教育委員会としましては、引き続き、各種協議会や研修、園訪問を継続し、市町村の幼児教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

(糸数 公 保健医療部長登壇)

○糸数 公 保健医療部長 4、行財政運営についての(6)のうち、保険証廃止に係る課題と対策についてお答えします。

現行の健康保険証については、国は令和6年12月2日に新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしております。一方で、マイナ保険証については、マイナンバーカードと健康保険証とのひもづけに係る誤登録や医療機関窓口で使用できないなどのトラブルも発生したことから、登録済みデータの点検や誤登録防止強化などに取り組んでいるところであります。

県としては、安全・安定的な運用が図られるよう、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に6、医療福祉行政についての(2)、こども医療

費助成制度についてお答えします。

県は、市町村が実施しているこども医療費助成制度に対し、対象経費の2分の1を補助しており、令和4年度から県内全市町村と連携して、通院対象年齢の中学校卒業までの拡大と現物給付を実施するとともに、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の一部を補助しているところであります。また、さらなる対象年齢を拡大することにつきましては、市町村の意向、事業実績、県及び市町村の財政状況を踏まえ協議を行うとともに、国に対し、全国知事会等を通して子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について、引き続き要請してまいります。

同じく(4)、不妊治療に対する支援についてお答えします。

特定不妊治療指定医療機関の令和5年治療実績は、確認が取れた医療機関におきましては、令和4年より患者総数が増加しており、保険適用の影響と考えられます。また当助成事業につきましては、平成17年度から令和4年度までの間に、1万2766組の夫婦が利用しており、2370人の子供が出生したものと推計しております。県では、不妊治療への支援として、沖縄県不妊・不育専門相談センターの開設及び、令和4年度より先進医療不妊治療費助成事業を行っております。引き続き、子供を望む方が治療を受けやすい環境づくりに向けて、本事業の周知を図ってまいります。

同じく6の(5)のA、ワクチンの接種状況についてお答えします。

沖縄県の新型コロナワクチン令和5年秋開始接種の65歳以上の接種率は、2月18日現在で32.2%、令和4年度のインフルエンザワクチンの定期予防接種率は55.2%、麻疹・風疹の予防接種率は、第1期89.1%、第2期85.7%で、インフルエンザワクチン以外は全国平均を下回っており、接種率の向上が課題となっております。なお、帯状疱疹は任意接種のため把握しておりません。県は、市町村と連携するとともに、対象者などに対し、マスコミ、ホームページ等を通してワクチン接種に関する情報を周知しているところです。

同じく(5)のイ、子宮頸がん予防ワクチンの健康被害救済措置状況についてお答えします。

子宮頸がん予防ワクチン接種の定期接種に係る健康被害救済措置は、請求者から市町村、県を経由して国で審査され、その結果に基づいて市町村が承認等を行います。令和6年1月時点で、3件の申請のうち、2件が不承認、1件が国で審査中となっております。任意接種による健康被害の請求は、請求者から直接、医薬品医療機器総合機構へ請求されることから、詳細を

把握することができない状況です。そのため、県では市町村へ独自調査を実施しており、その結果、令和5年7月時点で12件の申請のうち、承認7件、審査中1件、結果不明4件となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 6、医療福祉行政についての御質問の(1)、中部病院建て替えの検討状況についてお答えします。

中部病院は、施設の狭隘化や老朽化が課題となっており、特に、南病棟の耐震化は長年の懸案事項のため、早期に解決を図る必要があります。このため、令和5年度は、外部有識者等を含めた検討委員会を設置し、中部病院が将来果たすべき役割、医療機能、施設全体の建て替え等について協議を行っているところで

す。病院事業局としましては、これまでの検討結果や検討委員会の意見等を踏まえつつ、可能な限り早期に、南病棟の耐震化方針を含む県立中部病院将来構想を策定することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 7、県経済の振興と県民生活についての(6)、人材不足の実態と対策についてお答えします。

コロナ禍からの経済回復に伴い、県内では、有効求人倍率が1倍を超える状況が続いており、様々な産業分野において人手不足が顕在化しております。また、建設業や運輸・物流業等につきましては、働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用されることとなっております。そのため、県では、各産業分野特有の課題に対応した人手不足対策を強化するとともに、高齢者や女性などの多様な人材の活用促進、IT化やDX等による業務効率化等に取り組んでいるところです。

9、沖縄文化の保存・継承についての(1)、工芸技術者の育成についてお答えします。

県では、工芸技術者の育成を図るため、昭和47年度から、各工芸産地組合が実施する後継者育成事業に対する補助を行っております。また、工芸振興センターでは、織物、紅型、漆芸、木工芸、金細工などの技術者を養成するほか、市場ニーズの変化に対応した工芸品の企画・開発を担う人材育成にも取り組んでいるところです。これまでに育成してきた人材は、伝統

的な技術・技法の継承や、産業の振興に寄与する重要な役割を担っているところです。なお、令和5年3月末時点で、国が認定する伝統工芸士は97人、沖縄県が認定する沖縄県工芸士は180人となっております。

同じく9の(2)、おきなわ工芸の杜の活用状況等についてお答えします。

同施設の来館者数は、供用が開始された令和4年度は延べ3万3296人、令和5年度は1月末時点で、既に約40%増加の、延べ4万6813人となっております。また、貸工房及び体験工房の入居率は、現時点で96%となっております。おきなわ工芸の杜では、工芸従事者向けセミナーや研修等による人材育成、貸工房等における起業支援や商品開発支援、他業種とのネットワーク構築を図るとともに、伝統工芸に関する様々な段階に応じた支援機能を生かし、本県工芸産業の持続的成長や発展を促進してまいります。

11、脱炭素の取組についての(1)、再エネ目標達成に向けた予算規模と財源確保についてお答えします。

内閣府が実施する沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業の令和6年度予算は約7億円となっております。本県の令和6年度再エネ関連予算案は、同規模の約7億円となっておりますが、新たな取組として、環境省予算を活用した太陽光発電設備支援や、風力発電事業者の発掘に向けた風況観測支援等の実施を計画しているところです。

県としましては、沖縄振興予算に加え、各省庁予算を積極的に活用し、再エネに係る民間投資を誘発するなど、再エネ電源比率目標の達成に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山内末子議員。

○山内 末子 議員 遅くまですみませんでした。

ありがとうございました。

終わります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時41分休憩

午後2時0分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前に引き続き、代表質問を行います。

平良昭一議員。

(平良昭一 議員登壇)

○平良 昭一 議員 会派おきなわ新風の平良昭一です。

会派を代表して質問をいたしますが、私は今年6月に行われる県議選挙には出馬をいたしませんので、今定例会が最後の質問になります。まだ勇退は早いん

じゃないかという意見もありますが、政治家は任期中にしっかり後継者をつくり、自分が十分に支援できる体力を持ち合わせているときに、後進に道を譲るタイミングが重要であるとの認識であります。

会派代表の質問ですが、今後の後輩のためにもしっかりと道筋の政策を残していきたいと思っておりますので、当局の明確な考え方を示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、代表質問をさせていただきます。

1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方について。

沖縄は、成長著しいアジアの玄関口としての地理的特性や全国一高い出生率など、大きな優位性と潜在力を有する。これらを生かして強い沖縄経済を実現し、日本経済成長の牽引役となるよう、国家戦力としての沖縄振興策を総合的、積極的に推進するための予算編成だと認識をしております。強い沖縄経済の実現に向けた沖縄振興策の総合的な推進について、県の具体的な政策をお聞きしたいと思います。

(1)、観光・リゾート関係について。

観光関連産業の人手不足解消に資する先進的なDX実証や、長期滞在型の新たな観光サービスの開発の支援事業であり、またデジタル技術を活用した高付加価値の観光コンテンツの作成等の政策でもあります。新型コロナの5類移行後、観光需要が急速に回復する中で、突発的かつ深刻な状況にある観光人材不足に対応し、リーディング産業である観光の着実な再生を図るため、沖縄の条件不利性、特殊性などを踏まえつつ、観光事業者が実施する観光人材不足対策に係る取組に対して、緊急的な支援が必要である観点からお聞きいたします。

ア、新たな沖縄観光サービス創出支援事業について伺う。

イ、沖縄観光人材不足緊急対策事業について伺う。

ウ、持続可能な国際観光景観モデル事業について伺う。

エ、沖縄国際交流体験促進事業について伺います。

(2)、農林水産・加工品について。

強い沖縄経済の実現に向けて、沖縄における農林水産物、食品の販売力を強化するため、県内の農林水産業者や食品製造業者と観光業者などをつなぐことで、県産農林水産物の域内流通強化を図るとともに、販売力強化のため、課題解決に向けた取組が重要であることからお聞きします。

ア、農林水産物・食品の販売力強化支援事業について伺います。

(3)、IT関連産業について。

ア、沖縄域外競争力強化促進事業について伺います。

域外競争力を強化し、沖縄から移出増などを図るため、地域においても高い競争力を有する先進的または沖縄の特色を生かしたものづくりや、物流のデジタル化を行う中小企業等による設備投資に対して、支援をどのような形で行うのか伺います。

イ、沖縄型産業中核人材育成・活用事業について伺います。

企業の成長を牽引する中核となる人材やDXなどによる幅広い産業の高付加価値化に貢献できるデジタル人材を育成するとともに、県内の中小・中堅企業に対して経営力などの向上に向けた官民共同の伴走型の支援が必要だが、どう進めていくのか伺います。

(4)、科学技術・産学連携について。

ア、沖縄クリーンエネルギー導入促進事業について伺います。

沖縄においてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を着実に進めていくため、クリーンエネルギーの導入や離島における再エネ化の施設が必要だと思いが、どのように進めていくのか伺います。

イ、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業について伺います。

集積拠点におけるスタートアップ支援の取組、研究開発型スタートアップによる研究開発や事業の加速化が必要だと感じるが、その取組について伺います。

(5)、沖縄科学技術大学院大学の存在は大きいものの、当初の沖縄振興に寄与するという実績が見えてきません。沖縄科学技術大学院大学学園関連経費予算の取組について伺います。

(6)、駐留軍用地跡地の利用の推進における沖縄健康医療拠点整備経費についてですが、駐留軍用地の跡地利用のモデルケースとなる西普天間住宅地区跡地において、令和6年度中に事業完了予定の琉球大学医学部及び大学病院の移設を中心とする沖縄健康医療拠点の整備の促進について伺います。

(7)、沖縄子供の貧困緊急対策事業について。

ア、子供の貧困対策は沖縄の大きな課題であります。子供の貧困は親の貧困の連鎖であり、その解消に向け、沖縄の実情を踏まえた政策が必要であると思いが、考え方を伺います。

イ、子供の貧困を脱するにはやはり教育であります。全国に類を見ない大胆な教育政策が必要と思いが、県の考え方を伺います。

(8)、社会資本整備の公共事業関係費等について伺

います。

沖縄の観光や日本とアジアを結ぶ物流の発展、県民の暮らしの向上を支える道路、港湾、空港や農林水産業の振興のため、必要な生産基盤などの社会資本を整備するとともに、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどが必要であると思いが、また、令和元年10月の火災により焼失した首里城について、首里城復元のための関係閣僚会議において策定された、首里城正殿等の復元に向けた工程表に基づき、復元に向けた取組等の推進が必要と思いが伺います。

(9)、沖縄振興一括交付金について伺います。

沖縄の実情に即して、よりの確かつ効果的に施策を展開するため、県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業などを推進することが目的だが、一括交付金の減少が目立ち、結果、ひも付きの予算が多くを占めており、沖縄県の独自性が損なわれていると思いが、県の具体的な考え方を聞きたいと思いが、

(10)、北部及び離島の振興について。

ア、県土の均衡ある発展を図る観点から、北部地域における自立的発展を図るため、北部地域の連携を促進しつつ、産業振興や定住条件整備に資する事業を実施する目的だが、これまでの北部振興事業について伺います。

イ、厳しい自然的・社会的条件に置かれている沖縄の離島市町村に対する条件不利性の克服、地域の持続可能性の維持向上に向けた事業などで支援する沖縄離島活性化推進事業について伺います。

ウ、沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業について伺います。

恐らく沖縄の小規模離島を結ぶ海底送電ケーブルの整備などの事業だと思いが、具体的な内容を聞かせてほしいと思いが、

2、重要土地等調査法に基づく注視区域・特別注視区域の指定について。

(1)、注視区域は、おおむね1キロメートルとなっているが、実際は1.1キロメートルや1.2キロメートルになっている。範囲の指定の根拠が曖昧であり、なぜそのような指定になるのか伺います。

(2)、一度指定された区域は取消し・解除はできないか伺う。

(3)、指定されると不動産の売買が制限される。区域に指定されることによって土地や建物を購入したときの資産評価が下がった場合の補償制度はあるのか伺う。

(4)、区域に指定されても周知されず自分で調べな

いと分からない。所有者への連絡はあるのか。また、自治体には指定された区域の情報提供はあるのか伺います。

(5)、指定されることによって日常生活にどのような制限がかけられるのか。今後の可能性も含めて伺います。

(6)、重要特定拠点に指定され、整備された港湾・空港が土地規制法の注視・特別注視区域に指定される可能性について伺います。

(7)、指定区域の境界はどう表示されるのか。表示されるものがないと所有者や地域住民は分かりません。ポイントやくいなどが表示されたりするのか伺います。

3、教育行政について。

(1)、教員確保について。

ア、県内学校現場では、令和5年6月時点での公立小・中・高校と特別支援学校の教員不足は36名であり、令和5年11月時点は104人となっている。これまで様々な対策を講じてきたと思うが、課題解決に至っていない理由を伺いたい。

イ、課題解決に向け、新たな取組が求められると考えるが、今後の対策を伺いたい。

(2)、教員の資質向上について。

ア、沖縄県教育委員会が求める教員像として、幅広い教養や専門性が求められているが、具体的な教員像を伺いたい。

(3)、学校事務のDXの導入について。

ア、働き方改革、長時間労働を是正するためにDX推進は重要だと考えるが、取組の現状、課題について伺いたい。

(4)、実業学校（特に水産高校）の教員確保の問題について伺います。

4、産業振興について。

(1)、航空関連産業クラスターについて。

ア、航空関連産業クラスターの形成に向け、アクションプランの位置づけ、進捗状況及び課題について伺いたいと思います。

イ、クラスター形成のさらなる拡大に向け、航空機整備量の増加は必須と考えるが、現在の格納庫における整備量で航空関連産業の集積が十分と考えるか伺いたい。

ウ、クラスター形成には航空関連事業者の人材育成・確保が重要と考えるが、専門性を高めるために県内高等学校、大学、ポリテクカレッジとの取組はどのように行っているのか、また、専門校の誘致について伺いたい。

5、観光目的税導入について。

(1)、沖縄県は観光目的税を早ければ2026年度を目標に導入を検討している。県は1人1泊につき宿泊代2万円未満で200円、2万円以上で500円を徴収する定額制を提案しているが、2月上旬の新聞報道では、観光団体などで構成する沖縄ツーリズム産業団体協議会は、「3%から5%の定率制を提言する」としているが、自治体への配分額も含めて県の見解を伺います。

(2)、現時点で考え得る定額制と定率制のメリット、デメリットを伺う。

(3)、県内では本部町、北谷町、恩納村、宮古島市、石垣市が宿泊税の導入を検討している。各自治体との協議でどのような意見が県に出されているのか。また、新たに宿泊税の導入を希望する自治体の有無や、二重課税などにならないよう、協議の内容と進捗、県と自治体の配分額も含めて伺います。

6、ウチナーネットワーク次世代継承事業として訪問したフィリピン、シンガポールの地域外交の成果について伺います。

7、畜産経営支援について。

(1)、県内和牛を飼育する畜産農家は、競り価格の低迷と飼料代の高騰等で経営難に直面しており、借金をして経営を継続せざるを得ない、また、資金のめどが立たず廃業に追い込まれている農家も少なくない。飼料代の一部補助も行われているが、厳しい経営状況であり、さらなる手厚い支援策が不可欠であると思うが、県の考え方を伺いたい。

8、共同売店サミットについて。

(1)、人口減少や少子高齢化などで運営の危機を迎えている共同売店の現状や課題について考えようと、2月4日、国頭村で共同売店サミットが開かれた。共同売店は117年前に国頭村奥で生まれた相互扶助の仕組みで、本島北部や離島を中心に広がりを見せましたが、この20年間で30店舗が閉店し、現在はおよそ50店舗にまで減少している。共同売店サミットの成果と減少する共同売店に対する県の今後の取組を伺います。

9、持続的な水源地域の振興策を講じるため、水源地域である北部5町村から要請されている水源基金創設に関する今後の展開について伺います。

10、5年後をめどに設置する方針を発表した世界ウチナーンチュセンターについて、どのような機能を持たせて出発させていくのか伺いたい。

11、県内の下水道施設運営状況と課題について。

(1)、沖縄県の公共下水道は、単独公共下水道として、5市1町1村、流域関連公共下水道が、中部流域関連公共下水道として5市3町2村、中城湾流域関連

公共下水道の2市1村、中城湾南部流域関連公共下水道として1市2町1村で整備運用を行っていると思う。そのほか、特定環境保全公共下水道事業として2市2町3村で整備運用されていると思うが、その人口普及率・接続率や運営状況・課題について伺いたい。

12、北部テーマパーク開設に向けた県の連絡会議設置について伺います。

(1)、民間事業に対する異例の県の各部局横断的連絡会議設置の意図を伺います。

(2)、事業遂行に当たりどのような権限を持つのか伺う。

(3)、第1回の会議が開かれたようでありますが、民間企業者側の意向はどうか。

(4)、地元からすれば要望等を受け入れてくれる存在であってほしいが、その意向を伺いたいと思います。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 御質問にお答えいたします前に、平良昭一議員におかれましては、3期12年にわたり沖縄県の厳しい行政課題について議論を重ねてこられましたこと、これまでの県勢発展への御貢献に対し、衷心より感謝を申し上げます。ぜひ御地元の本部町をはじめ、北部地域全体の振興につきましては、今後とも引き続き御理解、御支援を賜りますよう共に頑張ってまいりましょう。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問にお答えいたします。

令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての御質問の中の(7)のア、子供の貧困対策についてお答えいたします。

子供の貧困は、保護者の経済的な困難が背景にあることから、沖縄県においては、貧困の連鎖を断ち切るため、親の妊娠・出産期から子供の社会的自立に至るライフステージに応じたつながる仕組みの構築や教育に係る負担軽減のほか、保護者への就労支援、雇用の質の改善など、総合的な取組を展開してきたところです。令和6年度予算においても、子供の貧困対策を重点テーマに位置づけ、子供たちが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って成長することができる社会の実現を目指し、新設することも未来部の担う施策をはじめ、全庁体制で総合的な取組を展開してまいります。

次に、観光目的税導入についての御質問の中の(1)、県とツーリズム産業団体協議会の協議の状況に

ついてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図るという観点から、観光目的税(宿泊税)等の導入に向けた検討を進めております。昨年11月8日に、ツーリズム産業団体協議会から意見書の提出がありました。宿泊税につきましては、目的税であることから、納税者である観光客に利益が還元される必要があり、使途となる財政需要があることが前提となります。意見書で提言のある税率については、その需要額を確保するための手段として検討されるものと考えております。なお、導入に向けましては、県民生活・社会との調和、観光との相乗効果を活用した産業振興、多様な生態系や環境の保全などSDGsの取組と沖縄観光の方向性を重ね合わせながら、税の使途や税額設定の在り方などについて観光関連団体や市町村等と丁寧に協議を進めてまいります。

次に、ウチナーネットワーク次世代継承事業として訪問したフィリピン、シンガポールの地域外交の成果についての御質問の中の、フィリピン、シンガポール訪問の成果についてお答えいたします。

私は、2月2日から2月6日にかけて、フィリピン、シンガポールを訪問し、現地県人会との意見交換や交流、日本国大使との面談、米軍基地跡地や観光・物流関連企業の視察及び意見交換等を行ってまいりました。現地において、まず県人会の方々から直接お話を伺うことにより、ニーズや課題等を把握できたこと、そして基地跡地の開発状況を視察し、現地の責任者から説明を受けることにより、計画的なまちづくりや効果的な企業誘致の手法、あるいは基地跡地の支障除去等に係る情報の共有などが図られたこと、そして企業等の視察や経営者との意見交換により、県産品の輸送力強化、直行便の就航・路線拡充及び双方向の交流促進等に係る連携の必要性などが確認できたことなど一定の成果が得られたところです。これらの成果を踏まえ、ウチナーネットワークを活用したさらなる交流を促進するとともに、県産品の販路拡大、航空路線の開設及び拡充、観光誘客など経済分野における連携強化をしっかりと図ってまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての(1)のア、新たな沖縄観光サービス創出支援事業についてお答え

します。

本事業は、内閣府において、観光関連産業の人手不足解消に資する先進的なDXの実証を行う事業者の支援、デジタル技術を活用した自然・歴史・文化などの観光コンテンツの作成、新しい観光サービスの開発等を行うものであり、観光関連産業のDXの加速化による人手不足の解消や観光の高付加価値化を通じた収益力向上を目的とする事業と承知しております。

県としては、国をはじめ関係機関と連携し、多彩かつ質の高い観光の推進に向けて取り組んでまいります。

同じく1の(1)のイ、沖縄観光人材不足緊急対策事業についてお答えします。

本事業は、観光需要が回復する中で、現場における人材不足に対応するため、県が実施する観光事業者への支援に対し、国が補助を行うものであります。県では、本事業を活用して、観光事業者が人材不足を補うために実施する無人化・省人化に向けた取組や、県内外からの観光人材の受入れに関する取組を支援することとしております。

同じく1の(1)のウ、持続可能な国際観光景観モデル事業についてお答えします。

本事業は、沖縄の自然や歴史、伝統文化を感じさせる、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観を実現し、持続可能で魅力的な国際観光地を形成することを目的としています。県では、本事業を活用して、那覇空港周辺や美ら海水族館につながる県道114号線など、県内において選定された重点管理路線の4か所程度について、観光地にふさわしい植栽基盤等の改良、高木低木更新等の魅せる沿道景観の整備を実施するとともに、景観アドバイザーを活用しながら官民連携による維持管理体制の構築などを実施することとしております。

次に5、観光目的税導入についての(3)、導入予定市町村との調整状況についてお答えします。

今年1月末現在、観光目的税(宿泊税)の導入を予定している市町村は、本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市の5市町村となっております。これまでに、5市町村との連絡会議を開催し、それぞれの導入に向けた取組状況や、論点となっている県と導入市町村との税率・税の配分、課税免除の対象等を中心に、検討の方向性や取組手法について意見交換を行っております。また、県の関係部局と全市町村を対象に需要調査を実施しているところであり、財政需要を踏まえ、県と市町村の配分等を検討することとしております。

県としては、納税者の過重な負担とならない、簡素で分かりやすい制度となるよう、関係市町村と丁寧な意見交換を行いながら、導入に向けて取り組んでまいります。

次に10、世界ウチナンチュセンターについてお答えします。

県では、世界ウチナンチュセンター(仮称)を、マリンタウンMICEエリアに建設予定の大型MICE施設に併設し、整備することとしております。センターは、県民と世界のウチナンチュとの交流拠点、移民資料や物品等の資料収集・展示、県民やウチナンチュ子弟留学生、海外研修生が移民に関する歴史・文化等を学ぶ学習・普及の場、国内外のウチナンチュからの問合せ対応や移民情報レファレンスサービスの提供を行う相談窓口、これら4つの機能を備えた施設として整備します。

県では、JICA沖縄等と連携を図りつつ、センターを活用して、世界のウチナンチュネットワークの継承・発展につなげてまいります。

次に12、北部テーマパーク開設に向けた県の連絡会議設置についての(1)と(2)、連絡会議の設置目的及び役割についてお答えします。12の(1)と12の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

本島北部地域に整備が進められているテーマパークジャングリアの開業は、周遊時間の増加による観光客の滞在日数の延伸や地元特産品等の消費促進など、観光の高付加価値化が期待されています。一方で、事業進捗に伴い地域住民の方々から交通渋滞や地域の雇用への影響を懸念する声もあります。このため、開業効果を最大限に活用し地域振興を図るとともに、事前に想定される課題について速やかに全庁共有を図る会議体として、関係課長で構成する連絡会議を設置し、1月24日に第1回の会議を開催しました。今後は、関係課及び名護市、今帰仁村で構成する部会の開催を想定しており、それぞれが所管する課題への対応の方向性を確認してまいります。

同じく12の(3)と12の(4)、民間事業者の意向及び地元の要望等についてお答えします。12の(3)と12の(4)は関連しますので、一括してお答えします。

第1回の連絡会議には、ジャングリアを運営する株式会社ジャパンエンターテイメントもオブザーバーとして参加しており、施設概要の説明を受けるとともに、課題等について、県や地元自治体と連携して取り組む意向が示されました。

県としては、地元の声を聞きながら、名護市及び今帰仁村と連携を図り、それぞれの役割に応じた対応の

方向性等を検討することで、ジャングリアの開業効果を最大限に活用し、北部地域ひいては県全体の活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての中の(1)のエ、沖縄国際交流体験促進事業についてお答えいたします。

当該事業は国の直轄事業であり、県内の外国人宅へのホームステイや日帰り交流を促進することで、国際理解や外国語習得への関心を高めることを目的に実施していると聞いております。資料等によりますと、ホームステイ等に係る費用の半額を補助し、今年度は1800名程度の児童生徒が参加しているとのこと。

県教育委員会としましては、内閣府の依頼に基づき、引き続き各学校への周知を行ってまいります。

同じく(7)のイ、子供の貧困対策に向けた教育政策についてお答えいたします。

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもたちが能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的・職業的自立を果たすことが貧困の連鎖を断ち切るために重要であると考えております。

そのため県教育委員会では、少人数学級の推進等による学力の保障やスクールカウンセラーの配置等による安心して学校生活が続けられる環境づくりに取り組んでおります。また、情報化やグローバル化といった急激な社会的変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、教育DXや海外留学を推進するなど様々な施策に取り組んでいるところであります。引き続き、全ての子どもたちが未来に夢や希望を持ち、豊かな人生を切り開いていけるよう各施策を推進してまいります。

同じく(8)、公共事業関係費等についてお答えいたします。

令和6年度公共事業関係費等における沖縄教育振興事業費は44億4000万円で、校舎や屋内運動場の新增改築などにより、公立学校施設の耐震化に取り組んでいくこととしております。

県教育委員会としましては、引き続き、市町村と連携し、児童生徒が安全・安心に学べる教育環境の整備に努めてまいります。

続きまして3、教育行政についての中の(1)のア、教員不足の対策等についてお答えいたします。3の(1)のアと3の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

教員不足の主な理由としましては、特別支援学級増

による教員定数の増加や、年度途中の休業等に係る代替教員の確保が追いつかない状況があります。その対策として、県教育委員会としましては、教員選考試験の制度改革及び県内外における募集に関する各種セミナーや大学生への説明会等を実施しております。次年度は、これまでの取組に加え、県内外における各種セミナーを拡充するとともに、新たに教員選考試験における大学からの推薦による一部試験の免除や県内の大学生に対して早い学年での説明会等を行い、教員確保に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

同じく(2)のア、沖縄県教育委員会が求める教員像についてお答えいたします。

県教育委員会では、沖縄県教育委員会が求める教員像を定めております。その一つとして、「幅広い教養に併せて教科指導や生徒指導、学級経営等に関する優れた知識・技能を有し、個々の幼児児童生徒の状況に応じた「わかる・楽しい」教育活動を創造・実践し、幼児児童生徒の可能性を伸ばすために、常に学び続ける姿勢」のある教員像を示しております。

同じく(3)のア、働き方改革における教育DXの推進についてお答えいたします。

県教育委員会では、今年度から働き方改革推進課とともに教育DX推進室を設置し、全庁体制で取組を進めているところであります。さらに、次年度から実施する働き方改革の次期プランにおいても、「教育DXの推進」を取組の柱の一つとして掲げており、市町村教育委員会とも連携強化を図りながら、学校のICT環境の整備や学校事務の効率化に向け、取組を推進してまいります。

同じく(4)、専門高校の教員確保についてお答えいたします。

専門高校では、社会や産業を支える人材を育成するため、資格取得や地域と連携した研究等、各学校の特色に応じた教育活動を展開しております。水産を含む専門高校の教員の確保については、民間との需給バランスにより応募者が少ないことが課題となっております。

県教育委員会では、引き続き、退職者の数や生徒数の増減等を考慮した安定的・継続的な採用計画に基づき、専門高校教員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての中の(2)のア、農林水産物・食品の販売力強化支援事業についてお答えいたし

ます。

当該事業は国直轄の事業であり、県産農林水産物等の消費拡大に向けて、県内の農林水産業者と観光業者等のマッチング機会を創出することで、新商品の開発や新ブランドの展開を推進し、関連産業の活性化を図るものとなっております。県においても、県内飲食店や宿泊施設等での県産食材の利用促進や他産業と連携した6次産業化の推進に取り組んでいるところであり、当該国直轄事業の活用について農林水産事業者等に情報共有を行うなど、国や関係団体等と連携し、県産農林水産物の消費拡大を図ってまいります。

同じく1の(8)のうち、社会資本整備の公共事業関係費等についてお答えいたします。

令和6年度沖縄振興予算案における農林水産基盤予算については、農業用水源やかんがい施設整備のための農業農村整備において135億円、木材等森林資源の循環利用や水源涵養機能のための森林整備において2億7000万円、漁船の大型化に伴う岸壁等の整備や施設の老朽化対策としての水産基盤整備において43億6000万円となっております。

県としましては、引き続き国、市町村等と一体となり、社会資本整備を推進していきたいと考えております。

次に7、畜産経営支援についての(1)、県内肉用牛農家に対する支援策についてお答えいたします。

県内の肉用牛農家においては、子牛価格の低迷に加え、飼料価格高騰により厳しい経営状況にあります。そのため県では、国が実施する肉用子牛生産者補給金制度等に加え、県独自の沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業により補填金を交付しております。また、飼料費の一部補助を令和4年度から実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、畜産農家の経営安定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

(松永 享 商工労働部長登壇)

○松永 享 商工労働部長 1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての(3)のア、沖縄域外競争力強化促進事業についてお答えします。

本事業は、中小企業等による、域外においても高い競争力を有する先進的または沖縄の特色を生かしたもののづくりを支援し、生産・移出拡大を目指すほか、物流のデジタル化を推進するための内閣府の取組となっております。

県としましては、県が実施する本県の地理的特性や優位性を生かした付加価値の高い製品開発、県産品の国内外への販路開拓などの施策との相乗効果を図りながら、国と連携し、県内製造業等の市場競争力強化に取り組んでまいります。

同じく1の(3)のイ、沖縄型産業中核人材育成・活用事業についてお答えします。

本事業は、沖縄の産業全体のさらなる生産性向上に向け、業界団体等が主体となって、人材育成プログラムの開発や研修を実施する内閣府の取組となっております。県では、本事業に採択された事業者が設置する実行委員会に、関係課の職員が委員として参加し、プログラムの実施全般にわたり助言等を行っているところです。

県としましては、今後も引き続き国と連携し、県内全体の生産性や域外競争力の強化に向け、産業界に必要とされる人材の育成に取り組んでまいります。

同じく1の(4)のア、沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業についてお答えします。

本事業は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、水素や再生可能エネルギー等のクリーンエネルギー導入の実現可能性調査を実施するほか、導入が進んでいないクリーンエネルギーの導入に向けた実証を行う事業者に対し、必要な費用の一部を支援するための内閣府の取組となっております。

県としましては、沖縄総合事務局をはじめ関係機関との連携を図り、クリーンエネルギーの導入拡大に向け取り組んでまいります。

同じく1の(4)のイ、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業についてお答えします。

本事業は、3つの事業で構成されており、1つ目がスタートアップ集積拠点におけるスタートアップ支援の取組への補助、2つ目が研究開発型スタートアップによる事業化に向けた研究開発の支援、3つ目が県内自治体とスタートアップが連携して行う地域課題解決に係る実証実験への支援を行うものとなっております。

県としましては、本事業を実施する内閣府をはじめ産学官金の関係機関との連携を図り、県内スタートアップの効果的な育成に取り組んでまいります。

同じく1の(10)のウ、沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業についてお答えします。

本事業は、電気事業者が実施する沖縄の小規模離島を結ぶ海底送電ケーブルの整備等を支援するための内閣府の取組となっております。

県としましては、離島における電気の安定的かつ適

正な供給の確保に向け、国や電気事業者と連携して取り組んでまいります。

4、産業振興についての(1)のア、航空関連産業クラスター形成の進捗状況等についてお答えします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、航空関連産業クラスターの形成を位置づけ、その個別計画である航空関連産業クラスター形成アクションプランに基づき、各種施策を展開しているところです。クラスター形成の状況につきましては、関連企業7社が立地するほか、機体整備事業者における整備数や雇用者数が着実に増加しているところです。一方、今後のクラスター形成に向けましては、周辺産業への裾野のさらなる拡大や新たな用地の確保等が課題となっております。

同じく4の(1)のイ、航空関連産業クラスターのさらなる拡大についてお答えします。

県の航空機整備施設に入居している事業者によりますと、現在、格納庫の稼働率はおおむね7割から8割とのことです。航空機整備における格納庫の増設につきましては、県内における機体整備の状況をはじめ、機体整備を起点としたMRO産業の集積状況や、人材育成・供給機能強化の状況等を踏まえ検討する必要がありますと考えております。

同じく4の(1)のウ、航空関連産業クラスターの形成に向けた人材育成・確保についてお答えします。

航空関連整備事業における人材育成・確保につきましては、国立沖縄高専において航空技術者プログラムが開設されているほか、高校生等に対する関連施設の見学などを実施しているところです。また、機体整備事業者におきましては、高度技術者の育成により、難関とされる国家資格取得者が増加しているところです。

県としましては、引き続き教育機関等と連携し、関連産業を支える人材育成・確保に取り組むとともに、専門校の誘致等につきましても関係機関と意見交換をしてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての(5)、OIST関連経費についてお答えいたします。

内閣府は、OIST関連経費として195億8200万円を計上しております。そのうち、強い沖縄経済の実現に寄与するため、スタートアップ創出拠点となる新たなインキュベーター施設の整備等に係る施設整備費

が18億1800万円となっております。OISTは、県と連携したスタートアップ創出プログラム等、様々なスタートアップ創出支援を行っており、インキュベーター施設の増設によりOIST発のスタートアップが増加し、新たな雇用の創出や本県の産業振興につながることを期待されます。

同じく1の(10)のア、北部振興についてお答えいたします。

県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくりを推進する観点から、北部振興事業を実施し、自立的発展の条件整備として産業の振興や定住条件の整備など各種施策を展開しているところです。北部振興事業は、平成12年度に創設され、これまでの間、860件、約1867億円の事業が採択され、道路、港湾、医療、福祉などの社会資本整備や生活環境の整備が進められてきました。

県としては、引き続き北部圏域市町村と連携して、地域の活性化、魅力ある生活環境の整備に取り組んでまいります。

同じく1の(10)のイ、沖縄離島活性化推進事業についてお答えいたします。

内閣府は、令和6年度沖縄振興予算案に国直轄事業として沖縄離島活性化推進事業25億8000万円を計上しており、昨年度に引き続き、沖縄の離島市町村が実施する移住・定住環境の維持向上や地域資源を生かした産業振興に資する事業等に対し支援することとしております。

県としましては、当該事業と県が実施する事業が相乗効果を発揮し、離島地域の活性化が図られるよう取り組んでまいります。

次に8、共同売店サミットの成果と県の取組についてお答えいたします。

共同売店を応援する有志が国頭村浜区で開催した共同売店サミットは、共同売店の現状や課題、持続可能な運営体制等について、地域の住民などが意見交換を行い、広く情報を発信するものとなっていることから、共同売店の存続に大きく貢献するものと認識しています。

県では、離島や過疎地域にある共同売店の存続をサポートするため、活動経費や専門家への経営相談等に対する補助を行っていることから、引き続き、共同売店を含む地域におけるコミュニティビジネスの支援を行ってまいります。

次に9、水源基金創設に関する要望への対応についてお答えいたします。

県では、水源基金創設に関する要望について、北部

水源市町村で構成する沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会と意見交換を行っているところです。同協議会は、令和6年6月に国土交通省が東京で開催する水源地域未来会議に出席することを予定していることから、県も同行し、全国の先進事例の共有や意見交換等を行いつつ、今後の対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての(6)、沖縄健康医療拠点の整備についてお答えします。

琉球大学医学部及び大学病院の移設を中心とする沖縄健康医療拠点については、内閣府において、物価高騰等の影響も考慮し所要額が確保されており、令和6年度中の事業完了に向け事業が伸展するものと期待しております。

県としては、本県の医療水準の向上につながる重要な施設と認識しており、関係機関と連携し、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての(8)のうち、社会資本整備の公共事業関係費等についてお答えいたします。

令和6年度沖縄振興予算の公共事業関係費における道路、港湾及び空港等の社会資本整備の予算については、約396億円となっております。

県としては、引き続き市町村や関係団体と一体となり、事業の必要性等を国に訴えて、所要額の確保に努めるとともに、国と連携・協力を図りながら社会資本整備を推進していきたいと考えております。なお、首里城の復元については、首里城正殿等の復元に向けた工程表に合わせて国と連携し、首里城正殿に使用する木材や赤瓦の調達等を進めているところであります。

次に11、県内公共下水道における人口普及率等についてお答えいたします。

沖縄県内の公共下水道は、25市町村で事業を実施しており、令和4年度末の人口普及率は72.1%、接続率は89.4%となっております。また運営状況は、令和4年度決算において、24市町村が一般会計から基準外繰出金を繰り入れております。課題については、沖縄振興公共投資交付金の減少により、公共下水道の整

備に遅れが生じております。

県としては、引き続き市町村に対して、沖縄振興公共投資交付金に加えて、デジタル田園都市国家構想交付金の活用検討を促す等、支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 1、令和6年度沖縄振興予算の具体的な考え方についての(9)、沖縄振興一括交付金に対する県の考えについてお答えいたします。

沖縄振興に資する事業を県及び市町村が、自主的に実施できる沖縄振興一括交付金の増額確保は、県及び市町村の切実な要望であることから、減額による影響事例を丁寧に説明するとともに、内閣府沖縄担当大臣をはじめとする関係要路に対し増額要請を行うなど、増額確保に向け取り組んできたところです。

県としましては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の目標を実現するためには、一括交付金の大幅な増額が必要と考えており、今後もあらゆる機会を捉え、増額確保に向け取り組んでまいります。

5、観光目的税導入についての(2)、法定外税の税率についてお答えいたします。

法定外税の税率については、税収入を必要とする財政需要額を確保する手段として設定する必要があります。したがって、税収額は、定額、定率いずれの場合でも財政需要額の範囲内とすることになります。税率などの制度設計については、法定外税の創設等に係る総務省通知に基づき、納税者の受益の程度、財政需要、「公平・中立・簡素」などの税の基本原則等の観点から、観光関連団体等との意見交換を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 2、重要土地等調査法に基づく注視区域・特別注視区域の指定についての中の(1)、注視区域の範囲についてお答えいたします。

重要土地等調査法第5条は、重要施設の敷地の周囲おおむね1000メートルの区域内及び国境離島等の区域内で、必要があるものを、注視区域として指定できる旨を規定しています。内閣府は、区域指定の考え方として「市街地や畑地等においては、土地所有者等に対して区域の外縁を分かりやすく示す観点から、原則として道路、河川等に沿うようにする。」「建物は分断しないように努める。」などを示しております。

注視区域等の範囲が重要施設の周囲1.2キロメートルになる場合があるのは、これらの考え方に基づいて区域を指定した結果であると考えております。

同じく2(2)、指定された区域の取消し等についてお答えいたします。

昨年6月に、県が国に提出した意見書の中で、「重要施設の移設や整理等により注視区域等として指定する事由がなくなった場合又は指定すべき注視区域等の範囲が縮小する場合は、速やかに注視区域等の指定の解除又はその区域の変更を行うこと。」を求めております。これに対して、国は「区域指定の事由となる重要施設の機能が変更となった場合や、重要施設の敷地の縮小により区域が縮小する場合などは、法及び基本方針に照らして適切に評価した上で、速やかに区域指定の解除等、必要な措置を講ずることとなる。」としております。

同じく2(3)、補償制度の有無についてお答えいたします。

重要土地等調査法においては、注視区域等に指定され、所在する不動産の評価が下がった場合にこれを補償する制度は規定されておられません。

同じく2(4)及び2(7)、注視区域等の範囲の周知及び境界の表示等についてお答えいたします。2(4)と2(7)は関連しますので、一括してお答えいたします。

注視区域等の範囲について、土地にくい等が打ち込まれて標示されることはないとは承知しておりますが、対象となる重要施設ごとに、詳細な地図が内閣府のホームページに掲載されております。また、注視区域等の指定は、官報で公示して行うこととされており、公示をしたときは、関係地方公共団体の長に内閣府が通知することとされております。

同じく2(5)、指定による日常生活の制限についてお答えいたします。

内閣府は、重要土地等調査法は、不動産の取引自体を規制するものではなく、機能阻害行為が確認された場合に、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動に影響はないとしています。

県としては、注視区域等の指定によって、社会経済活動の支障や県民の基本的な人権の侵害が生じることは決してあってはならないと考えており、国に対して指定の区域は真に最小限度とすることや、指定の必要性を明らかにすることなどを求めております。

同じく2(6)、特定利用空港・港湾の周囲の指定についてお答えします。

政府に照会したところ、特定利用空港・港湾については、現在、関係省庁で検討中であり、自治体との調整も進めているが、重要土地等調査法上、重要施設に該当するかについてはコメントできない旨の回答がありました。

県としては、引き続き情報収集に努め、適切に対応してまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 令和6年度の沖縄振興予算についての中の北部振興事業について伺いますけど、定住条件整備に資する事業として、既存の路線バスが配置されていない地域が多い北部地域において、自治体の運行バス等の効率化について多くの方々の要望があります。各自治体で運営するコミュニティバスは、それぞれの市町村のみの運用であり、広域的な連結運用を願う地域住民が多くおまして、他地域では市町村を超えたコミュニティバスの法定協議会を立ち上げている地域もあると聞きます。それこそ、路線バスが廃止された地域が多い北部地域においての北部振興策での運用が望ましいと思いますけど、県の考え方を聞かせてください。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県では、沖縄本島26市町村等で構成する法定協議会を設置しております。北部圏域におけるコミュニティバスを含めた広域的な移動手段の確保について、現在、北部圏域の市町村が参加する連携交通会議で検討しているところです。当該、検討結果を踏まえ、県の法定協議会において施策を協議することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 これは、定住条件整備ということで一番望んでいることですので、今後の北部振興策の中でよく議論させていただきたいと思っています。

令和6年度の沖縄振興予算について、いろいろる説明いただきました。沖縄振興予算の具体的な考え方、振興予算事業は、国直轄では内閣府、あるいは総合事務局が中心でやるべきこととありますが、沖縄県がその意義を十分に理解し、一緒に施策を遂行していくことが大変重要だというふうに認識しております。次年度3000億円を確保するためには、沖縄県が今年度の事業遂行に当たり、しっかり成果を残すことが大事だと思っておりますので、そういうことをやれ

ば、そのことに堂々と沖縄振興予算のさらなる要求が言えますし、当然また説得の材料にもなると思います。これまでいろいろ説明いただいた部局の考え方に基づいて頑張っていたきたい。これだけ誠意に取り組む姿勢、部局の考え方が出ましたので、来年度以降の沖縄振興予算獲得に向けた知事の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県土の均衡ある発展、わけても僻地離島、北部地域など、その定住条件を高めていくということと、さらに魅力ある地域づくりのためには、的確な計画とそれに必要な予算がしっかりと投げられるということが重要であるということと言うまでもないと思います。当然、北部振興事業におかれましても、県土全体の計画と合わせ、県の振興予算の中でもひととき魅力ある地域づくり、北部振興につながるよう県としてもしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 頑張っていたきたいと思えます。

次に、重要土地等調査法の中で、注視区域あるいは特別注視区域に指定された場合、不動産の価値は、私は絶対下がってくると思うんですよ。その辺、どう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

不動産の価値につきまして、内閣府は重要土地等調査法は、一般的な生活や事業活動に影響はないとしております。その上で、同法第10条は、損失補償について規定しており、同法に基づく基本方針は補償が行われる場合として、「適法に設置した工作物等について、重要施設の機能を阻害することを理由として行われた勧告に従い、当該工作物を撤去した所有者に対し、当該工作物等の撤去に要した費用の補償をする場合などが考えられる。」としております。

いずれにしましても、県としては、県民の人権や行動が過度に制限されることはあってはならないと考えておりますので、引き続き同法の運用を注視してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 当然、指定後に不動産を購入すると資産価値は下がるというふうに認識はしている。例えば、土地取引目的は、高層マンション、あるいは高層住宅などを考えているところであれば、当然そういう事前の届出をしないといけないわけですけど、制

限されるわけですね。そうすると、地主としては価値が下がるという認識になりますけど、そうは思いませんか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 繰り返しになって申し訳ないんですけども、この重要土地等調査法については、その一般的な活動というのに影響をさせるものではないということをございます。しかしながら、県としては、それらの行動というのは今、昨年から規制が——規制というか、指定が始まったところありますので、引き続きその同法の運用というのを注視してまいる必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 非常に問題になるのは、土地の取引業者ですよ。取引業者は、重要事項説明の中でそれを指定されているのであれば、当然買う側にも指定されているってことを説明しないといけない。そういう状況が徹底しない、万が一違反した場合に、これはどこが取り締まるのか。警察庁が取り締まるようなことになるのか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 取締りに関しましてお答えいたします。

重要土地等調査法は、まず内閣府が所管しているということをございます。内閣府が機能阻害行為を認知した場合、土地等の利用者に対して、まず状況等を説明して是正を求めますが、是正が行われない場合は土地等利用状況審議会の意見を踏まえた上で勧告を行うということにされております。勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に応じない場合は、命令を行うことができ、重要土地等調査法第25条において、命令に違反した場合は罰則が規定されているということをございます。内閣府によると、命令をした後の手続として、是正の状況を見守りつつ、必要な場合は捜査等機関——警察になると思われますが、捜査機関に告発する場合があります、その後の処理については捜査機関において判断されるものになるということをございます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 やっぱ、この問題に関して県民にはまだ周知徹底されていない。特に与那国では、特別注視区域または注視区域以外に住んでいる住民は、ほばいないんですね。無理やり居住エリアを全て含めたような、恣意的な線引きだと感じていたり、意図的にそういう状況になっているんじゃないかと。まるで島を上からマーカーで塗り潰しているような感

じがしてならないということで、高圧的であると。そういう感じから丁寧さが欠けているのは否めないという感じがしてならないんですよ。そういう県民の気持ちをどう県が受け止めて国に伝えていくかというのが非常に重要になってくると思いますけど、その辺、県はどう対応していきますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 沖縄県におきましては、その在日米軍専用施設の70.3%が集中し、また、今、与那国をはじめ、宮古や石垣においても自衛隊施設の建設が進められております。住民の基地負担の軽減が進まない中、注視区域等を指定することについては、機能阻害行為が明確でないことに加え、土地の売買といった県民の経済活動を含め、さらなる負担を強いるものであるとして、極めて強い反対意見があるということは承知しております。

県としましては、国において、このような地域の実情を最大限踏まえて対応していただく必要があると考えており、こうした考えに沿って国に意見を出しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 やっぱり指定されたのに、本人には通知がない。知らない人も多いわけですから、この法律の成立に対する県民の共通理解が全くできていないわけですよ。そういう面では、それができて初めて議論が進むものであって、その辺を県がしっかりと国と調整をしていただきたいと思います。

次に、テーマパークの問題ですけど、名護市と今帰仁村にはそれぞれの連絡協議会があります。住民の意向を取り入れる要素がない状態で、今現在そうでありまして、地域の不満、不安がたまっているわけですよ。今回できた連絡会議は、それを受け止める存在であってほしいと地域の住民は思っていますけど、その辺どうですか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 この連絡会議は、ジャングリアの開業効果を地域振興につなげるように、最大限に効果を発揮させるようにということと、それから地域において交通渋滞であるとか、あるいは地域の雇用に係る影響等についての懸念があると。そういう想定される課題について、あらかじめ関係部局のほうで情報共有を図るという目的で連絡会議という形で設置したものでございます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 会社側はなかなか、昨年11月にオープンにできなかった。今帰仁と名護の連絡協議会は

あるけど、地域の住民が意見を言えるチャンスがなかったというのはありますので、当然県がそういう横断的なことをやれるようなことは非常にいいことあります。事業者も歓迎しているのであれば、ぜひ地域の意向を酌み取っていただけるようなことも一つ器として持っていただきたいということを要望しておきます。

そして教育行政についてですが、教員確保。昨年6月の答弁で、臨時的任用職員の確保ができていないということで、いろいろ説明会、県内大学、県外と郵便局あたりにチラシを貼ったりとかしていますけど、実質的には補えていないわけですよ。改めてそういう問題、課題解決に向けた取組は必要だと思うんですけど、そういう面でいま一度詳しく説明していただけないか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今議員お話があったとおり、様々な取組をしてきております。特に、これまでの、例えばペーパーティーチャーセミナー等の取組に加えて、令和5年度は、さらに県外へのリクルート活動を拡充しております。例えば、東京へは10月、12月、大阪へは12月、この移住相談会に参加をしました。またZoomによる移住相談会、これは10月、1月に行いました。さらには、県外出身者が多く通う関東、関西の大学訪問による募集案内も行っております。そして、これから3月には教育委員会主催の大阪における教職セミナー・個別相談会も予定しているところであります。さらに、教員の制度改革につきましても、令和6年度、これからでありますけれども、これまでの取組に加えて特別選考の対象者に他都道府県の元正規任用教諭経験者、これも対象にしました。また、令和6年度大学等推薦の導入、秋選考の導入等も予定しているところであります。しっかりと様々な取組を行いまして、教員不足、未配置の改善に取り組んでいきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 年齢枠を上げたことも非常にいいことだと思いますけど、私はやっぱり大学卒業時の若者をどう大学と連携をしながら入れていくかというのが一番課題だと思いますので、その辺ぜひ頑張ってくださいと思います。

そして、教員像ですね、教育庁が求める教育。いろいろ平和や貧困、人権、沖縄文化など、いろいろなものが求められているわけですよ。そういう観点からすると、教育委員会だけではなくて、横断的に、例えば子ども生活福祉部や文化観光スポーツ部など、そこ

との連携を取りながら、教員像をつくっていくという形は非常に大事だと思います。そういう面では、どう連携を取っていけるのかということも重要になりますので、その辺、教育委員会だけではなくて、そういうことができないかなってありますけど、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 求める教員像につきましては、教育委員会で定めているところではありますが、やはり時代の変化に伴って、その教員像もいろいろ改めていく必要もあると思います。今、教育委員会では、沖縄県教育大綱を通じて、知事部局とも教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について目標及び施策展開の方針を共有しているところでもあります。大綱の目標の実現に努めるとともに、必要に応じ、関係部局とも情報交換を図っていきいたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 あと、実業高校、専門高校の教員確保、特に水産高校の問題ですけど、実は水産高校は県内に3つありますよね。本島内には糸満に1つ、それで、教員がこの採用試験を受けるに関して、やっぱり枠が小さい。水産高校を卒業して教員になりたいけどチャンスがないという意見が出てきているんですよ。そういう観点からすると、この専門高校の教員というのは、非常に成り手があるけど枠が少ないというようなことになってしまっているのかなというのを感じますが、その辺どうですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

専門高校については、やはり学科等が細分されているということもありまして、実は、特に水産の採用についても毎年度若干名の募集をしているところではありますが、応募者が少ないというふうな現状があります。例えば、直近3年で言いますと、令和4年度は応募者はゼロでありました。また令和5年度は応募1名、令和6年度は応募4名というようにして、なかなか教員についても、応募者が少ない現状がございます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 採用する枠がないのか。それとも受ける人がいないのか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

採用する枠も小さい状況がありますが、応募者も少ないという、両方ございます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 教員の話を見ると、同じところにもう何十年もいると。転動もないわけですよ。まあ、宮古、石垣はあるかもしれませんが。それは家庭の事情で行けないとか。やっぱりモチベーションが下がるわけですよ、同じところにいると。そういう面では、ひとつ、これは人事枠とは違って、いわゆる学科再編の考え方ですけど、今、糸満の水産高校に北部から10%行っているらしいです。10%っていったらかなり北部ではウエートを占めるわけですよ。そういうことを考えると、北部の実業高校に、この水産の学科を抱き合わせるということは考えられないですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県立高校の学科等につきましては、地域の生徒数の動向、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して設置をしているところでございまして、今お話のございました水産系に在籍する生徒のこれまでの推移も少し確認しながら、注視する必要があるというふうに考えているところではありますが、しっかりと関係学校とも意見交換を行ってみたいというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 この辺ちょっと調査、研究していただきたいと思っています。

次に観光目的税ですけど、先日の新聞報道で、北谷町の宿泊税導入を検討する外部検討委員会が、宿泊税について導入すべきと結論づけて、税額については北海道の倶知安町と同じ定率2%とすることを取りまとめている。町は検討委員会の意見に沿って、宿泊税の導入に向けて本格的に着手するが、県が既に打ち出して観光団体などと協議を重ねている定額制の案とは食い違っているわけですよ。宿泊税の導入には総務省の同意が必要となりますけど、2026年度の導入に向けて、自治体の準備期間に猶予はないわけです。本部町や恩納村なども導入を検討しておりますけど、県の方向性が定まらないと自治体にも影響を与えかねない。北谷町の検討委員会の判断と、改めて定額と定率の判断時期などについて、いつまでに示していただけるのか、お聞かせ願います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 法定外目的税は、その税収を特定の事業に充てることを目的とするものでありまして、税収を必要とする財政需要があることが前提となります。県では現在、庁内の関係部局、それから全市町村を対象とする宿泊税に係る需要調査を実施したところでありまして、その内容を整理するとともに、その需要調査に基づいて税収の概算を

取りまとめることとしております。その結果を関係団体、あるいは市町村に提示しながら、使途、それから税収額、それから配分。そういったものを丁寧に市町村、それから関係団体と協議していきたいと考えています。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 2026年に間に合うかなって心配で。それで宿泊税で得た税収の配分、この県の対応について伺いますけど、北谷町は町が75%、県が25%との配分を示しているわけですよね。これに関する県の考え方もちょっと聞きたいし、あわせて、私今年の11月議会の一般質問で観光目的税について取り上げたときに、県がしっかりと指針や指導力を発揮してくださいと申し上げました。しかし、指摘したように県と自治体、県と観光団体との意見が相反しているような状況がありまして、県の対応が後手後手に回っているように感じられます。2026年度の導入に間に合うかなとちょっと心配なんですけど、制度設計が曖昧で見切り発車になってしまうと困るなというちょっと心配があります。そういう観点から、宿泊税導入に向けた知事の見解、覚悟をお伺いしたいと思っています。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほど文化観光スポーツ部長から答弁がありましたとおり、現在、需要調査を実施し、県と市町村の配分等、そしてその簡素で分かりやすい制度とするためには、この税率や税の配分、課税の免除の対象などについても意見を交わしているところであります。なお、先般も観光関係団体から要望書も受け取っておりますし、そのような内容も含めて、ぜひとも早期導入に向けてさらに意見交換、検討を進めてまいりたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 課題は山積しておりますけど、ぜひ頑張ってくださいと思います。

産業クラスターの件ですけど、航空会社間のクラスター形成に向けたこの意義の共有は非常に大事ですけど、この辺ちゃんとうまくできていますか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

航空機関連産業は、裾野が広い産業であることから、本事業によりまして製造業あるいは情報通信関連産業への波及効果が期待できて、さらに技術系人材の育成にも寄与するものと考えているところでございます。現在、クラスターの中核となります航空機整備事業が沖縄に根づく素地が固まってきたというところと

考えておきまして、引き続きアジアの航空機整備需要を取り込んでいくということに取り組んでいくと考えております。あと、関係機関と連携しながら航空機整備事業のさらなる拡大、そして関連産業等の集積、さらには航空機人材の育成・確保等につなげながら、クラスターの形成に引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 関連企業の方々から話があったんですけど、いわゆる誘致に向けた場所等が足りないんじゃないかと。空港周辺の用地確保が重要になってくるということをお聞きされたんですよ。その辺、県はどう考えていますか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

今議員から御指摘がありましたように、現在、県が抱えている課題というところに関しましては、先ほど申しあげました周辺産業へ裾野をさらに広げていくという課題が一つあるということと、あと議員から御指摘がありました新たな用地の確保というところが課題というふうに考えております。こちらに関しましては、現状としましても関係機関であるとか、入居企業との意見交換を進めているところですので、将来に向けてこの辺も検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 それと、機体整備事業者から格納庫1つだけではクラスター形成の成長は限界があるという意見も出ています。そういう観点から、県として2つ目の格納庫建設は考えてはいないですか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えします。

県におきましては、航空機整備事業と関係の深い輸送用機械器具卸売業でありますとか、航空機修理業に対しまして、現在誘致活動を行っているというところと、あとIT産業との連携促進でありますとか、既存の県内企業との機械部品等の修理、あるいは供給等といった業務を円滑に受託できないかということで、マッチングなどなどを行っているというところでございます。そういう状況の中でありまして、今議員からあります格納庫の増設というところにつきましては、その取組の状況を含めまして、あと機体整備の状況、そしてMRO産業の集積状況などなどを見極めながら、今後検討していくというところで考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 先ほどの答弁の中で、沖縄高等等の就職とかプログラムのいろいろ説明がありましたけど、ちょっと夢のある話をしているのかなと思いますけど、県外に数箇所ある航空高校、これ教育長になるのかな。これからこの航空関連の事業というのはかなり広がっていく要素があるわけですよ。そういう面では、この航空高校あたりを誘致するという考え方は、今のところ考えたことはないか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 高校等の新設については、やはり様々なニーズ等、地域の状況等も勘案する必要があると思いますので、その辺も念頭に少しまた研究してみたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 最後に下水道の運営状況ですけど、24市町村が一般財源からの持ち出しをしているような状況であるという説明がありました。私が住む本部町では、1975年の海洋博開催のために今帰仁村と合わせて4万人の構想の中で処理施設を造ったんですよ。しかしながら、整備されているのは本部町内だけなんですよね。ましてや全域でもないわけ。処理施設の数年に一度の機械のオーバーホールで多額の予算措置をしないとイケない。それで財政を圧迫しているような状況になっているんですよ。非常に下水道——やるのはいいことではありますけど、財政圧迫の一因になってしまったら意味がないというふうに思いますが、ほかの市町村はどうですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

県内市町村の下水道事業の運営状況でございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、基準外繰出金を入れているというところがございまして。そういった経営の改善につきましては、使用料の見直しですとか接続率の向上、また広域化、共同化、その他経営の合理化、効率化、経費削減などを市町村に対して助言を行いながら、運営状況の改善について取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 平良昭一議員。

○平良 昭一 議員 僕が聞いているのは、下水道事業によって、一般財源からの持ち出しによって財政圧迫の要因になっている市町村は結構あるんじゃないかって聞いていますけど、そこですよ。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 先ほど答弁でお答えいたしましたとおり、令和4年度決算においては、24市

町村が一般会計から基準外繰出金を繰り入れているという状況でございますので、先ほど申し上げましたような改善を助言していきたいというふうに考えているところでございます。

○平良 昭一 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

〔喜友名智子 議員登壇〕

○喜友名 智子 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○喜友名 智子 議員 本日、最後の質問となりますけれども、おきなわ新風の喜友名智子です。

よろしく願いいたします。

昨日から代表質問を聞いていて、いささか議場のいづれと違った穏やかさに戸惑っているところがございまして。先輩方にもいろいろお話を聞きましたけれども、私はマイペースで代表質問をやっていきたく思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして、代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、能登半島地震を受け、県では被災者支援ワーキングチームの立ち上げや、職員派遣の要請に応じるなど支援に取り組んでいます。これまでの支援の取組について伺いをいたします。

(2)、次年度より新設されるこども未来部により、これまで県が取り組んできた子供の貧困問題対策の拡充、さらなる取組が求められる子供の権利確立への強化を期待しております。仮称ですが、沖縄県こども計画策定事業の方針について伺います。

(3)、昨今の県による不適切な事務処理が続いた中、内部統制総点検報告書の取りまとめと報告まで、自ら総括した県の対応をねぎらいたく思います。今後の対応として、意識改革、コンプライアンス会議の設置、エキスパート職員の配置、チェック体制の強化、外部専門家による検証が挙げられております。報告書を拝見しますと、職員の取組は推測できるのですが、三役それから部長の役割については少し読み取りにくい部分がありましたので認識を伺います。

(4)、地域外交推進について。

ア、地域外交基本方針案の内容を伺います。

イ、次年度新設の平和・地域外交推進課（仮称）の取組方針を伺います。

(5)、在沖米軍基地による負担軽減について。

ア、辺野古新基地建設に伴う国による代執行訴訟の

上告について、知事の姿勢を伺います。

イ、SACO合意による沖縄の基地負担軽減策についての評価を伺います。SACO合意が確実に実施された場合、沖縄の米軍基地はどの程度、負担軽減になりますか。基地面積、駐留する米軍人数、訓練内容で削減の見通しについて県の認識を伺います。

ウ、県が国に求める米軍専用施設面積の50%減実現に向けた考えを伺います。

エ、有機フッ素化合物残留実態調査事業について伺います。

オ、基地周辺環境対策推進事業について伺います。特に、基地環境問題に係る人材育成はどのような人材を想定し、何が解決されることを目指しているのでしょうか。

(6)、特定利用空港・港湾に向けた動きは、防衛力強化の名の下、民間施設を防衛優先に位置づける動きとして懸念されます。空港・港湾施設を自衛隊と共用するデュアルユースとそれにひもづく予算について、国から県にどのような説明がありましたか。そして県は、それに対してどう対応したかお伺いいたします。

2、男女共同参画推進について。

(1)、女性支援等に係る相談員養成研修事業の内容について伺います。

(2)、国際家庭相談ネットワーク構築事業の実績と今後の取組予定について伺います。

(3)、母子父子寡婦福祉資金特別会計の令和6年度当初予算が前年度比マイナス4.2%となっている理由を伺います。

(4)、令和5年度沖縄県ひとり親家庭等実態調査の進捗をお伺いいたします。

3、労働行政について。

(1)、県人事委員会の勧告に基づく公務員給与の引上げについて、一部の自治体で正規職員と非正規職員の格差が生じる可能性について、議論と対応がなされました。この内容について県の受け止めを伺います。

4、福祉行政について。

(1)、県営住宅建設費について内容をお伺いいたします。建設費用の高騰が今後も続くと予想される中、今後は居住支援と空き家対策も兼ねた家賃支援策も行う必要があるのではないのでしょうか。見解を伺います。

(2)、沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について伺います。

(3)、令和5年10月に開設した若年妊産婦等の支援を行う宿泊型居場所の取組について利用状況と今後の取組を伺います。

(4)、犯罪被害者等支援推進事業費の拡充内容について伺います。

5、沖縄振興について。

(1)、国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計で、2050年時点において沖縄県内の北部・離島自治体9町村で、生産年齢人口が4割以上減ることが分かりました。沖縄の定住人口の維持について県の認識を伺います。

(2)、令和6年度沖縄振興特定事業推進費の予算額、令和5年度までの予算と執行率を伺います。

(3)、農水産業の振興について。

ア、日本の食料自給率の低さ、海外依存度の高さの問題は長らく指摘されております。島嶼県の沖縄県では災害対応の意味でも自給率を高める施策が求められます。しかし令和6年度予算の農林水産部予算は、地産地消推進事業や不利性解消事業などがあるものの前年度比マイナス8.4%となり、県内で食の生産体制を維持するには不足しているのではないのでしょうか。見解を伺います。

イ、物価高騰が続く中、畜産農家だけではなく有機野菜栽培農家も有機肥料の異常な高騰で経営が圧迫され、廃業に追い込まれた農家もあります。このままでは食の生産基盤が沖縄で崩壊してしまう懸念を持っています。県の支援策を伺います。

ウ、島嶼県という地理的環境の沖縄で、生産農家が持続可能な経営を続けていくためには、県独自の輸送費負担軽減の取組が必要ではないですか。

エ、令和6年度の新規事業として小麦生産対策事業が計上されています。沖縄で在来種を含めた雑穀生産の復活・増産も含めるのはどうでしょうか。今世界で注目されているプラントベースフードの一つとして、また、栄養価が高いスーパーフードの一つとして新しい食文化マーケットの開拓が期待できること、そして沖縄の在来農産物を次世代につなぐ意義があると考えます。

オ、漁業人生まるみえ事業の内容について伺います。

(4)、ものづくり産業と工芸産業分野について。

ア、ものづくり産業と工芸産業についてその定義を伺います。

イ、工芸産業は伝統工芸として保護・継承支援を続けつつ、生活者のニーズを創出するライフスタイル産業での高付加価値化を目指すこと、そして県内自給率も高めることで安定雇用と域内経済循環の促進につながると考えます。県の見解を伺います。

(5)、天然ガスなどの利活用について。

ア、平成26年度の試掘によって、奥武山公園では天然ガスや温泉が確認されているようです。その調査の概要について伺います。

イ、天然ガスなどの利活用について、これまで県で検討した内容及び今後の展開についてお伺いいたします。

6、交通政策について。

(1)、過剰な車社会である沖縄県において、公共交通の再構築は、働く世代の渋滞問題の解消、高齢者など交通弱者の移動手段の確保、観光客の利便性を提供する上で総合的に取り組む必要があると考えます。県の取組を伺います。

(2)、沖縄県内の公共交通の課題は、地域ごとの事情があるにせよ、県民生活に必要な公共サービスの提供のため全県的に取り組まなくてはなりません。県が主導し、仮称ですが、公共交通局を立ち上げ、官民で専門人材の配置や育成を行いながら長期的・専門的な取組が必要ではないでしょうか。

(3)、沖縄都市モノレール（ゆいレール）は、これまでにエスカレーターやエレベーターの故障があったりその故障が長引いたり、利用できないケースがありました。現在は那覇空港駅の連絡道路、動く歩道が運用停止していますが、今後の対応について伺います。

(4)、沖縄自動車道のE T C（自動料金収受システム）の促進が行われております。E T C車載器購入の金銭負担ができない、クレジットカードの申込みができないという世帯の方たちから、交通利用の負担軽減から私たちが取り残されているのではないかという不安と疑問の声を受け取っております。県の見解を伺います。

(5)、北大東から南大東島間の航空路線が2024年7月末で運休することが分かりました。隣島同士で直接の往来ができる離島航空便は、島嶼振興の視点からも重要だと考えていますが、県の受け止めを伺います。

7、保健医療介護部、病院事業局関連です。

(1)、新型コロナウイルス感染症検査体制確保事業、沖縄県I H E A T事業について伺います。特に、この数年間続いたコロナ禍で、県の取組をどのように総括した上でこの事業を行うに至ったのかが確認したい点です。

(2)、地域包括ケアシステム深化促進事業、離島地域における介護サービス提供体制総合支援事業の内容について伺います。この県政が、子供政策、女性政策について積極的なことは私も非常に評価をしております。一方で、地域それから離島に住む高齢者の方々、

私たちの福祉もしっかり見てくれという声をまた多く受け取るようになりました。この点について、県の取組、事業の内容を伺います。

(3)、新生児マススクリーニング検査実証事業の内容を伺います。

(4)、中部病院の南棟建て替え問題で、これまで関係機関と実施した協議の経緯について伺います。

(5)、県立病院の労務管理システム開発と医師の働き方改革対応について、進捗はいかがでしょうか。

8、教育行政・振興について。

(3)、2月10日に県と琉球大学で共催したシンポジウム「しまくとぅばを次世代につなぐために～ハワイの言語復興に学ぶ～」の内容を伺います。しまくとぅば推進は現段階では文化行政の取組と理解をしておりますけれども、教育行政との連携が重要と考え、教育行政の中に入れております。連携について、どのように考えているかお尋ねいたします。

(4)、国際的な人材育成のため、基本の一つとなるのは外国語教育と国際感覚の涵養であります。この点について県の取組を伺います。

以上、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(2)、沖縄県こども計画（仮称）の策定についてお答えいたします。

新設することも未来部におきましては、令和6年度、これまで取り組んできた子どもの貧困対策計画や黄金っ子応援プランの2つの既存計画に加え、少子化対策や子供・若者育成支援等の施策を統合し、一体的に取りまとめた計画として沖縄県こども計画（仮称）を策定することとしております。この計画の策定に当たりましては、施策の対象となる子供や若者、それから子育て当事者の方々の意見も聴取をしながら、子供・若者のライフステージに即した効果的・総合的な施策を検討していくものとしております。

次に1の(6)、特定利用空港・港湾に係る政府の説明と県の対応についてお答えいたします。

政府の説明によりますと、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で、円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことであります。現在、自衛隊が民間と空港を共用している那覇空港は、本土復帰当時の運輸

省と防衛庁との間で那覇空港の使用等に関する協定が締結され、復帰時から自衛隊の使用が開始されて今日に至っております。特定利用空港・港湾については、これまでの政府の説明において、整備に係る予算計上の方法や整備後の運用など、まだ不明な点が残されているということから、引き続き、国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、交通政策についての御質問の中の6の(1)、公共交通の再構築に向けた総合的な取組についてお答えいたします。

沖縄県では、将来の人口減少や少子高齢化に対応するため、市町村を超えた広域における県民等の移動手段の確保・維持・充実等を図ることを目的に、国、市町村、交通事業者、利用者団体等で構成する沖縄県地域公共交通協議会を設置したところです。同協議会では、マイカーに依存しない社会の構築に向けて、まちづくりや福祉の観点なども取り入れながら総合的に陸上交通を議論しているところであり、今年度末までに沖縄県地域公共交通計画を策定することとしております。

沖縄県としましては、同計画に基づく施策を着実に実施することにより、渋滞問題の解消、交通弱者の移動手段の確保や環境負荷の低減など、持続可能な公共交通の再構築に向け、社会的な実証実験なども含め総合的に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(1)、能登半島地震の被災者支援や人員派遣についてお答えいたします。

県では、被災者支援として、県内への避難に係る往復航空運賃及び3食つきの宿泊費用支援に取り組んでおります。2月16日までに62件174人からの申請があり、16件35人を受け入れたところです。また、滞在中の経済的負担を軽減するために支援金を給付することとしており、2月16日時点で申込件数は30件となっております。そのほか、中長期的な避難をされる方への支援としては、県営住宅への一時入居及び家具・家電の無償貸与や生活再建を図るための生活支援給付金に取り組んでおります。被災地への人的支援については、石川県に向けて、精神科医療支援を行うDPAT、災害発生直後から活動を行うDMAT、県警広域緊急援助隊、災害ボランティアの引率を行う県職員等、2月16日時点で合計59人を派遣しております。

同じく1(4)のア、地域外交基本方針(案)の内容についてお答えいたします。

県では、沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の提言を踏まえ、このほど沖縄県地域外交基本方針(案)を策定し、現在、パブリックコメントを実施しているところです。同基本方針(案)では、「新時代を切り拓き、世界の平和構築や相互発展、国際的課題に貢献する「21世紀の万国津梁」を実現する」という理念の下、国際平和創造拠点、グローバルビジネス共創拠点、国際協力・貢献拠点の形成を目指すとしており、その実現に向けた対象地域、分野別の戦略、推進体制などを整理しております。

同じく1(4)のイ、平和・地域外交推進課の取組方針についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けた沖縄独自の地域外交を一体的に推進するため、子ども生活福祉部所管の平和関連業務を知事公室へ移管し、新たに平和・地域外交推進課を設置することとしております。同課においては、平和祈念資料館のリニューアルに向けた取組等、平和を希求する「沖縄のこころ」の世界への発信を強化するとともに、今年度末に策定する地域外交基本方針に基づき、各部局の国際的な取組を総合的に支援し、庁内の司令塔として部局横断的かつ戦略的に地域外交を推進することとしております。

同じく1(5)のア、代執行訴訟の上告についてお答えいたします。

国が提起した代執行訴訟について、昨年12月20日、福岡高裁那覇支部が言い渡した判決は、国と県との対話を通じた抜本的解決を付言しながら、代執行要件の判断に何ら反映しておらず、地方分権改革の趣旨や地方自治の本旨、多くの県民の民意という真の公益を考慮しておりません。県は、高裁判決に不服があるとして、昨年12月27日に上告受理申立てを行ったところであります。

同じく1(5)のイ、SACO合意の評価等についてお答えいたします。

SACO最終報告で示された返還予定面積5002ヘクタールのうち、令和4年3月末までに北部訓練場、読谷補助飛行場等、4449ヘクタールが返還されております。また、訓練移転については、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土への移転等が実施されました。県は、米軍基地の整理縮小を実現するため、SACO合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告の確実な実施が必要であると考えております。しかしな

がら、SACO最終報告及び統合計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍基地専用施設面積は全国の69%程度にとどまることから、さらなる米軍基地の返還を機会あるごとに求めているところです。

同じく1(5)のウ、在日米軍専用施設50%以下の実現についてお答えいたします。

米軍基地の整理縮小を確実に行うためには、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で積極的に協議する必要があると考えております。このため、令和3年5月、県は日米両政府に対し、SACO及び統合計画に続く具体的な返還計画の検討・策定を求めており、去る2月17日にも、防衛大臣に改めて要望したところです。

県としては、日米両政府への要請に加え、ワシントン駐在を活用した米国政府関係者への情報発信、国民的議論の機運醸成などに取り組んでおります。また、岩国市議会議長が中心となって全国に沖縄の基地負担軽減を呼びかけており、県としては、こうした取組とも連携していきたいと考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

(宮城 力 総務部長登壇)

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(3)、内部統制上の三役、部長の役割についてお答えいたします。

県における事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するとともに、その取組を全庁的に共有させるため、知事を本部長として内部統制推進本部を設置しております。また、副知事は副本部長、各部等の長は本部員となっており、重大事案に係る情報共有とともに、全庁的な再発防止の徹底を図る役割を担っています。今回の総点検結果を踏まえ、各所属内の報告・連絡・相談の徹底、組織体制強化と会計専門人材の育成、新財務会計システムによるチェック機能強化等の対応を進めることで、不適切事案の発生を未然に防止し、知事等三役を先頭に公務の遂行に対する信頼回復に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

(多良間一弘 環境部長登壇)

○多良間一弘 環境部長 1、知事の政治姿勢についての(5)のエ、有機フッ素化合物残留実態調査事業についてお答えいたします。

県では、県内のPFOs等の残留実態を把握するため、今年度、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域も対象として全県的な水質と土壌の調査を実施してお

ります。調査地点については、市町村と調整の上で決定し、全ての調査地点で検体採取が完了しております。現在、採取した検体を委託事業者が分析中であり、調査結果については、市町村と調整の上で年度末までに公表する予定であります。

同じく1の(5)のオ、基地環境問題等に関する人材育成についてお答えいたします。

県ではこれまで、米軍基地の返還跡地において環境問題が発覚するなどの事例があったことから、平成29年に策定した沖縄県米軍基地環境調査ガイドラインにおいて、関係法令で明確に規定されていない住民参画の重要性について提案しているところであります。住民参画が実施されるためには、行政職員と住民等がその重要性を理解する必要があることから、基地環境問題等に関する人材育成業務において行政職員向け研修と住民等を対象としたセミナーを開催しているところであります。

県としましては、当該業務が住民参画につながることで、返還跡地における環境問題の解決が図られ、円滑な基地返還に資することができるものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、男女共同参画推進についての御質問の中の(1)、女性支援等に係る相談員養成研修事業についてお答えいたします。

本事業は、本年4月に施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な実施を図るため、県内市町村からの意見等も踏まえ、女性支援等に携わる相談員の養成研修を行うものです。

県としましては、相談事業に必要な基礎的知識と技能を身につけた相談員を養成し、各種相談窓口における相談員確保につなげることで、相談支援体制の整備を図り、女性の自立支援や、それぞれが抱える困難な状況の解消を図ってまいりたいと考えております。

同じく(2)、国際家庭相談ネットワーク構築事業の実績と今後の取組についてお答えいたします。

県では、国際的な家庭問題等に係る県内女性等を支援するため、在沖米軍内の支援機関等との連携強化に向けた取組及び県内女性等への相談支援を実施しております。連携強化につきましては、基地内支援機関の実務担当者との意見交換や管理者による連絡会議での協議を通して、現状課題について理解を深めるとともに、双方の支援体制について情報共有等を行いながら、緊密に連携していくことを確認しております。相

談支援につきましては、令和3年1月に本島中部に国際家事福祉相談所を開設し、昨年12月末までに、延べ593件の相談を受けております。

県としましては、次年度以降においても、適切に支援を提供できるよう、相談員の専門性向上や関係機関と連携した支援体制の強化等に取り組んでまいります。

同じく(3)、母子父子寡婦福祉資金特別会計の令和6年度当初予算案についてお答えいたします。

母子父子寡婦福祉貸付金は、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的としており、約9割が児童の進学等に伴う修学資金、修学支度資金に活用されております。令和6年度当初予算案については、過去の貸付実績の伸び率を元に積算しておりますが、高等教育修学支援制度などの各種支援策が整備されてきたことで、伸び率が縮小していること等により、減額となったところです。

県としましては、引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定等に向けて取り組んでまいります。

同じく(4)、沖縄県ひとり親家庭等実態調査についてお答えいたします。

沖縄県ひとり親世帯実態調査は、5年に1度実施しており、令和5年度が調査年度となっております。今回の調査では、ひとり親家庭等の実態を的確に把握し適切な支援につなげるため、前回実施した平成30年度の調査項目のほか、物価高による生活の変化など、新たな質問項目を追加しております。調査に当たり、有識者等で構成する調査検討会を立ち上げ、これまで調査票の作成、中間報告等に係る検討会を2回開催したところです。今後、分析・考察に係る検討会を開催し、年度内の調査結果の取りまとめに向けて取り組んでまいります。

4、福祉行政についての御質問の中の(2)、沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例についてお答えいたします。

今議会に提案中の本条例案は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、現行の婦人保護施設が、本年4月から、女性自立支援施設となることに伴い、新たに設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、その他施設の運営の基準等を定めるものであります。

県としましては、当該施設において、これまでもDV被害者などの自立に向けた援助を行ってきたところですが、新たな法的枠組みの下、関係部局と緊密に連携しながら、福祉分野に限らず、保健医療、子育て、

住まい、教育、その他多岐にわたる支援の実施に取り組んでまいります。

同じく(3)、特定妊婦等の宿泊型居場所についてお答えいたします。

令和5年10月から開始した宿泊型居場所においては、4世帯まで受入れ可能な体制を整え、これまでに計2世帯を受け入れたところです。また、入退所における各種調整のほか、行政機関や医療機関への同行支援、就労支援等のアフターフォローにも取り組んでいるところです。引き続き、市町村や関係機関と連携の上、支援を必要とする妊産婦等が安心して出産し、出産後は安定した生活につながるよう、取り組んでまいります。

同じく(4)、犯罪被害者等推進支援事業費の拡充内容についてお答えいたします。

犯罪被害者等支援については、当事者団体等から経済的負担軽減を図ることが求められております。そのため、県では、当事者団体や学識経験者等で構成する沖縄県犯罪被害者等支援審議会の意見を踏まえ、令和6年度予算案で、犯罪被害者等への見舞金を計上しているところです。引き続き、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支援に取り組んでまいります。

7、保健医療介護部、病院事業局関連の御質問の中の(2)、地域包括ケアシステム深化促進事業等についてお答えいたします。

地域包括ケアシステム深化促進事業は、効果的な介護予防や住民主体の通いの場の設置に取り組むモデル市町村に対し伴走支援を行うことや、市町村が配置する高齢者の生活支援コーディネーターの活動支援等を行うものです。離島地域における介護サービス提供体制総合支援事業は、離島に所在する介護事業所の運営費及び島外から派遣される介護職員等の渡航費について市町村が補助を行う事業や、離島に所在する小規模特別養護老人ホームの修繕費について、県が補助を行うものです。

県としましては、これらの事業等により、高齢になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 3、労働行政についての(1)、県人事委員会勧告に基づく公務員給与の引上げについてお答えいたします。

会計年度任用職員の給与について、一部の自治体において常勤職員と異なる取扱いとする方針としている

ことは承知しています。会計年度任用職員の給与については、常勤職員の取扱いに準じて改定することが基本と国からも示されており、正規職員と非常勤職員の格差が生じないように適切に対処することが必要だと考えております。県では、国通知等を適宜情報提供するほか、市町村ヒアリングや会議の場において、周知及び助言を行ってきたところであり、引き続き適切な措置が図られるよう助言を行ってまいります。

次に5、沖縄振興についての(1)、離島・過疎地域の定住人口の維持についてお答えいたします。

県では、離島・過疎地域の振興を重要施策と位置づけ、これまで県離島振興計画や県過疎計画等に基づき、諸施策を推進してきました。しかしながら、離島・過疎地域においては、地理的条件不利性等に起因する産業振興の遅れや、島外・地域外への進学に伴う転出等に起因した人口減少など、依然として様々な課題を抱えております。

県としましては、これらの課題を克服するため、引き続き、交通、生活環境基盤、教育、医療、福祉等の分野における定住条件の整備や人口減少対策、地域の特色を生かした産業の振興や移住定住促進を図るなど、定住人口の維持に向けて諸施策に取り組んでまいります。

同じく5の(2)、沖縄振興特定事業推進費の予算額及び執行率の推移についてお答えいたします。

沖縄振興特定事業推進費の令和6年度予算案は85億円となっております。内閣府によると、令和5年度までの予算額は、令和元年度が35億円、令和2年度が70億円、令和3年度が85億円、令和4年度が80億円、令和5年度が85億円となっており、執行率は、令和元年度が78%、令和2年度が69%、令和3年度が78%、令和4年度が97%となっております。

次に6、交通政策についての(2)、専門人材の配置・育成についてお答えいたします。

本県における交通政策については、企画部において交通運輸政策に係る総合的企画、調整及び推進に関することを所掌しており、交通政策課が担当課となっております。同課では、技術職の配置や民間出向の受入れ、過去に配属された職員の再配置、3年を超える配置など、経験を有した職員を確保するよう努めているところです。今後は、専門人材の配置・育成について関係部局と検討してまいります。

同じく6の(4)、沖縄自動車道のE T C利用についてお答えいたします。

現在、E T C車載器については、西日本高速道路株式会社において、購入助成キャンペーンが行われてお

り、1万円の助成金と5000円分の通行ポイントが付与され、実質的な設置者負担は低減されます。一方、クレジットカードを持たない世帯については、事前に3000円を入金して発行できるE T C専用のパーソナルカードを活用する方法があります。

県としては、E T C利用促進のためにも、車載器購入助成のみならず、E T Cパーソナルカードの活用も周知してまいります。

同じく6の(5)、北大東一南大東航空路線の運休についてお答えいたします。

運休となる南北大東間の航空路線については、各路線の合理化や効率化を図るため、航空事業者が経営判断したものと受け止めており、事業者においては、地元に対し、丁寧に説明してきたと聞いております。

県としましては、離島航空路の確保・維持を図るため、引き続き、航空事業者及び村と意見交換を行うとともに、両村の交流については、南北間を運航する航路事業者とも意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 4、福祉行政についての(1)、県営住宅建設費の内容等についてお答えいたします。

県営住宅建設費は、県営住宅整備に要する費用であり、老朽化した県営住宅の建て替え事業を優先的に実施しているところであります。また、県、那覇市など5市のほか、福祉や不動産関係団体などで構成する沖縄県居住支援協議会において、高齢者や障害者など、住宅確保が困難な世帯の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組んでおります。今後は、空き家対策を含めた家賃支援の必要性等についても、関係者と連携を図りながら検討してまいります。

次に6、交通政策についての(3)、那覇空港駅の動く歩道の修繕についてお答えいたします。

動く歩道については、ゴムベルトの老朽化に伴い、利用者の安全を考慮し、やむを得ず運用を停止しております。現在、復旧に向け取り組んでいるところですが、資材の調達に長期間を要することから、復旧は令和6年度以降となる見込みとなっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

(前門尚美 農林水産部長登壇)

○前門尚美 農林水産部長 5、沖縄振興についての(3)のア、令和6年度農林水産部当初予算案についてお答えいたします。

農林水産部の令和6年度一般会計当初予算案は525億8445万3000円で、令和5年度と比較すると47億9775万円、8.4%の減となっております。減額となった主な要因は、県立農業大学校移転整備事業の減や漁業調査船代船建造事業の終了による、総額53億3630万9000円の減によるものとなっております。一方、沖縄振興一括交付金など生産者支援に要する経費は、令和5年度とほぼ同程度となっております。

県としましては、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に掲げる各施策を推進し、本県農林水産業の振興に取り組んでまいります。

同じく(3)のイの有機肥料等に対する県の支援策についてお答えいたします。

肥料価格等の高騰は、食料の安定供給や農業経営の安定化などの観点から、大きな課題であると認識しております。このため、県では、緊急対策として、肥料価格上昇分に対する支援のほか、化学肥料の低減定着に向けた堆肥等の利用拡大支援など総合的に実施しているところであります。

県としましては、引き続き土壌診断に基づく適正施肥の推進や地域資源の活用促進など、生産者の肥料コストの低減に努めてまいります。

同じく(3)のウ、生産資材に関する移入コストの負担軽減についてお答えいたします。

農林水産物条件不利性解消事業においては、農林水産物等に係る域外出荷コストの負担軽減を実施しております。一方、飼料・肥料等の生産資材に関する移入コストの負担軽減につきましては、令和9年度以降の事業の在り方に関する国との協議等に向けて、全国における類似の制度等を参照しつつ、関係機関と連携して現状の把握と調査研究に努めてまいります。

同じく(3)エの、おきなわそば地産地消プロジェクト推進事業についてお答えいたします。

当該事業は、多くの県民や観光客が食する沖縄そばの原料に、県産小麦を活用する取組を推進し、小麦の生産拡大や沖縄そばの魅力向上を図ることを目的としております。また、県内ホテル、飲食店等と連携し、県産小麦の付加価値を高めるとともに、観光振興に寄与するものとしております。令和6年度は、沖縄に適した品種の選定、栽培実証展示圃の設置、小麦生産の収益性検証を行うほか、雑穀を含む県産穀類の実態調査等を実施することとしております。

同じく(3)オの、漁業人生まるみえ事業の内容についてお答えいたします。

当該事業は、新規漁業就業者の確保・育成を図るため、就業年数の浅い若年層の漁業者を対象とした経営

診断を実施し、経営改善につなげることを目的としております。あわせて、モデル経営体のライフプランを組み合わせることで、漁業就業者の人生設計の事例を蓄積し、新規就業希望者の参入を促すための基礎資料とすることを計画しております。

県としましては、引き続き新規漁業就業者の確保・育成の施策を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 5、沖縄振興についての(4)のア、ものづくり産業と工芸産業についてお答えします。

ものづくり産業につきましては、明確な定義はございませんが、基本的には、日本標準産業分類の製造業における、食料品や飲料、機械・金属類など、様々な製品を製造・加工する産業分野であると捉えているところです。また、工芸産業につきましては、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定を踏まえ、主として日常生活の用に供されるもので、その製造過程の主要部分が手工業的な製品であると捉えているところです。

同じく5の(4)のイ、工芸産業の保護・継承支援と高付加価値化等についてお答えします。

工芸産業の振興につきましては、伝統的な技術・技法の継承と併せ、稼ぐ力を高め、産業として自立的発展を目指していくことも重要であると認識しております。そのため県では、工芸事業者等の経営基盤の強化や人材の育成に取り組むとともに、市場ニーズに対応した商品開発支援や販路開拓支援に取り組んでいるところです。また、おきなわ工芸の杜におきましては、同施設を拠点とする伝統工芸の魅力発信や付加価値の向上を図るなど、各種施策を推進しているところです。

同じく5の(5)のア、水溶性天然ガス試掘調査の概要についてお答えします。

県では、本島中南部に賦存することが確認されている水溶性天然ガスを有効活用し、エネルギー自給率の向上を図ることなどを目的として、平成24年度から平成26年度にかけて、那覇市の奥武山公園を含め県内3か所におきまして、試掘調査等を実施し報告書にまとめたところです。奥武山公園内の試掘調査におきましては、1日当たり690立方メートルの天然ガスが採取できること、また、650キロリットルの温泉水を揚水できることが確認されております。

同じく5の(5)のイ、水溶性天然ガス利活用の検討

内容等についてお答えします。

水溶性天然ガスの利活用に当たりましては、利活用する事業者が国の許可を得る必要があり、国において事業実施に必要な資金や技術者の確保等について、審査することとなっております。奥武山公園内での利活用につきましては、民間事業者からの提案を基に、事業化に向けて調整してまいりましたが、採算性の見通しの悪化等により、同事業者が資金計画を提示できず利活用には至っていない状況にあります。

県としましては、引き続き水溶性天然ガス等の利活用に向け、民間事業者や関係機関と意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 7、保健医療介護部、病院事業局関連の(1)、新型コロナウイルス感染症検査体制確保事業及び沖縄県 I H E A T 事業についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時において新興感染症等の発生及び蔓延に備えることが重要であると認識しております。新型コロナウイルス感染症検査体制確保事業については、新たな変異株の発生を監視するためのゲノムサーベイランスを継続するため、令和6年度当初予算案に計上しているところです。また、健康危機発生時に保健所業務を支援するために確保した業務支援員に対し、研修、訓練等を行う沖縄県 I H E A T 事業を令和6年度より実施することとしております。

同じく7の(3)、新生児マスキング検査実証事業についてお答えします。

新生児マスキング検査につきましては、現在、都道府県等において、国の通知に基づき20疾患を公費負担の対象とし検査を実施しております。国は、令和5年度補正予算において、検査対象疾患の拡充の検討に向けた実証事業の予算を計上しており、20疾患以外の2疾患について、国の調査研究への協力を条件に、検査費用の公費負担を行うこととしています。

県としましては、令和6年度からの当該実証事業への参画を予定しており、当初予算案に計上しているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 7、保健医療介護部、病院事業局関連の御質問の(4)、中部病院建て替えの検

討状況についてお答えします。

中部病院は、地域の中核病院であることから、建て替え等に当たっては、広く関係者の意見を踏まえることが重要だと考えております。このため、令和5年度は保健医療部のほか、中部市町村会、外部有識者等を含めた検討委員会を設置し、中部病院が将来果たすべき役割、医療機能、施設全体の建て替え等について協議を行うとともに、中部地区の医療機関、市町村消防、県立病院全職員等へアンケートを実施しております。

病院事業局としましては、これまでの検討結果や検討委員会の意見等を踏まえつつ、可能な限り早期に南病棟の耐震化方針を含む県立中部病院将来構想を策定することとしております。

同じく7の(5)、病院総務システム開発と医師の働き方改革についてお答えします。

病院事業局では、令和4年度に調達した病院総務システムについて、医師の働き方改革を含む病院独自の勤務管理機能の改修を行い、令和5年9月からテスト版を稼働し、勤務状況の見える化、ユーザーインターフェースの改善などに取り組んできましたが、病院現場の追加改修要望を踏まえ、稼働時期を令和6年2月から8月に変更したところです。また、医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定については、対象となる病院全てが医療機関勤務環境評価センターの評価受審を終え、県へ申請手続を行ったところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 8、教育行政・振興についての(3)、シンポジウム内容及び教育行政との連携についてお答えします。

県では、今年10月にシンポジウム「しまくとぅばを次世代へつなぐために～ハワイの言語復興に学ぶ～」を開催しました。シンポジウムでは、ハワイ大学准教授の大原由美子氏にハワイにおける言語復興の状況などについて、基調講演を行っていただきました。その後、基調講演の内容を踏まえ、言語研究者を交えたパネルディスカッションを行いました。また、今年度から、教育委員会と連携して検討委員会を設置し、子供の発達段階に応じたしまくとぅばの教育の在り方について、検討しているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 8、教育行政・振興についての(4)、国際的な人材育成についてお答えいたします。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材の育成を図るため、国際性に富む人材育成事業において、アジア太平洋、欧米、中南米諸国等への長期留学や短期研修を実施しております。また、英語小中高大連携推進事業において、中高校生の英語能力判定テストや教員の研修などにより、英語教育の充実を図っております。

県教育委員会としましては、引き続き国際性に対応できるグローバル人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 御答弁ありがとうございます。

文教厚生委員会でできるものはそこで行うことにいたします。病院事業局は後で聞きますので、病院事業局のみこちらで再質問させていただきますが、ほかのところから行きます。

まず、内部統制ですが、答弁の中では知事を対策の本部長として、そして副知事が副本部長として務めていますという答弁でした。報連相の徹底など、恐らくその組織同士でのコミュニケーションを円滑にするというところが趣旨になってくるのかなとは思いますが、この報告書を見ると、よくそれぞれの不適切な事務処理について細かく振り返りをしてしっかりまとめたなということで、本当に職員の皆さんをねぎらいたいと思っています。今後、こういった部局を超えてどこでミスが起こったかということの経験、ノウハウの共有にもなると思いますので、今後これぐらいの重大事案のミスは起きてほしくはないんですけれども、ぜひ教訓にしていきたいと思っています。この行政に対しての内部統制制度なんですけれども、恐らく県も参考にされたかと思いますが、平成31年度ですか、総務省が発行している地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインというものがございます。私も民間企業に勤めていたときに、内部統制をちょっと業務でさわっていたことがありまして、行政の中でどうやってこの仕組みを設計して運用するのかというところは、興味を持っていたところです。そのときに、やはり組織の長の役割として一番大事なことは、私はこの統制環境をしっかりとつくること、組織文化をつくることというところが大事になってくるんではないかと考えているんです。知事はこの内部統制の報告書の内容を御覧になって、県庁の中での業務を進める上での組織文

化、どのような点に問題があって、そして今後どのような改善の取組をやっていこう、そのための組織文化をどうつくっていこうとお考えでしょうか。見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 今回の総点検報告書の中で、要因を幾つか挙げております。大きく分類しまして3つ。まず、法令遵守しないといけないところではあるんですが、財務に関わる基本原則の理解不足。あるいは法令等に基づく手続の理解、認識不足。いわゆる前例踏襲が原因だったというところも大きな要因として挙げているところで、この辺りをまた改めて徹底して改善していかなければいけないというふうに認識しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 法令の遵守、それからルールをしっかりと理解し学ぶこと、これ私は最低限のことだと思っています。これは経験を積んだり、いろいろな部署を経験することでできるかなと思うんですが、この前例踏襲の部分ですね。これは内部統制では実はあまり改善されないんじゃないかと心配をしています。よくお役所仕事という言葉があるように、前の人やっているから、それから今までやったことがないからやらないと。検討しますというのは行政ではよくあることですし、不正を防いだり、不適切な事務処理を防ぐための内部統制がどれだけなじむかというところはちょっと気にはなっています。ただ、それでも沖縄県らしいやり方で前例踏襲を何とか乗り越えていくというような組織文化はぜひ知事を筆頭につくっていただきたいところなんですけれども、知事いかがでしょうか。新しい組織文化を庁内でつくることへの決意をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 この今回の内部統制の総点検報告書からやはり浮かび上がってくることは、長年続けられてきたことに対してどのように改革をしていくかという、これはもうどこの組織でもある問題意識が改めて明らかになったということだと思います。ただし、沖縄県においては、やはりその公金を取り扱うという事業、それから国に申請を行うという事業などなど、そのような前例を踏襲した結果、そこで忘失されていたこと、失念されていたことまでチェックが効いていなかったというようなことも含めると、やはり我々が——我々といいますか、私はもともと民間から選挙で選ばれて行政に入っている人間ですので、民間ではこれでは通用しないというようなことも含めて職

員の皆さんが意識をやはりしっかりと持っていていただくということ、誰のためにどのような点検をやり、お互いにその報告をし、問題点を共有していくかということが必要だということを常に意識をすることも大事だと思っております。ですから、そういうことも含めて財務会計システムの導入等も併せた新しい手法も取り入れて、ぜひ職員の皆さんがしっかりとお互いの連携が取れるような、そういう組織をつくっていくことが必要だと、大事だということに思っておりますし、そのためにまた私も職員の皆さんといわゆるコミュニケーションをしっかりと取りながら公務に邁進できるような環境をつくっていききたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 ぜひよろしくお願いをいたします。今後もこの内部統制のことは追っていききたいと思っています。

次が地域外交についてです。

方針案が示されて、今パブリックコメントということで、広い意見を受けているところだと思っています。この案をつくるまでの間に、沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議が行われていたと思います。どのような方が委員に選定されたのか、それから会議での主な論点、意見にはどのようなものがあつたでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 まず、万国津梁会議の委員でございますけれども、平和、歴史・学術、経済、外交、国際協力などの各分野において知見を有し、関係機関や団体、大学、企業などにおいて御活躍されている方に就任していただいております。全員で10名の方に就任していただきました。

それと、議論の内容でございますが、先日、万国津梁会議の委員長のほうから知事に提言書が手交されております。その提言書におきましては、令和5年9月から開催した計4回の会議の中で出された各委員の意見を基に、沖縄の歴史と国際情勢の変化を踏まえて現在の沖縄の強みと国際社会から求められる要素を整理し、沖縄型地域外交のあるべき姿と具体的な戦略・取組等が取りまとめられております。

提言には、戦略及び主要プロジェクトとして、平和分野ではアジア太平洋の平和研究、平和教育機関の創出・拡大や広島、長崎と連携した平和発信、あるいは

経済分野では、ウチナーネットワークのビジネス展開への活用促進や海外事務所の活用。そして、国際協力の貢献分野では、沖縄県主体での新たな国際協力研修の実施や来沖研修、留学等、沖縄滞在経験者のネットワーク構築などが挙げられているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 ありがとうございます。

この万国津梁会議の議事録を私も読ませていただきました。様々な議論が委員の皆様の間で非常に前向きに知的に行われているという様子がうかがえました。私から見ると、沖縄の歴史を踏まえること、それから市民、NGOとの連携、アジアの経済成長を取り込む考えから、一緒に成長をつくっていくんだというような意見に非常にうなずく点が多かったと思っております。また、地域外交が県政のスタンスで左右されるものであってはならず、男女共同参画計画、いわゆるDEIGOプラン、世界のウチナーンチュ大会のように、県政が変わろうと継続して行ってほしいという長期的な見方、これも非常に重要な点であろうと思われました。パブリックコメントでまた様々な意見が寄せられるかと思いますが、みんなで作っていく方針が策定されることを期待しております。

地域外交絡みでの再質問でもう一つ。昨年11月に知事が台湾を訪問した際に、中国側のほうから日本と台湾の公式往来に反対するというコメントがあつたと報じられました。私は日中のこれまでの外交文書の内容を尊重していくことと、同時に生活圏として沖縄が台湾と関係を維持していくこと、これもこれまで同様必要と思っております。中国からのコメントについて、今地域外交室ではどういう整理をしているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 知事の訪台に関して、中国のほうからの抗議といいますが、意見等があつたということでございますが、県のほうからは文化・経済交流を目的とする訪台である旨を丁寧に説明しているというところであります。

県としては、このような対話を重ねることで、相互理解を深め得るということで重要であるというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 地域外交室ができて1年、まだまだ地域外交の模索を続けて実績をつくっていかう、経験を積んでいかうという段階であると思います。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次の再質問ですけれども、病院事業局の総務システムについてお伺いをいたします。このシステムの開発について、去年の夏頃からこの問題の指摘を続けてきました。今の段階で、当初の予算、組んでいた金額、その後の追加改修費、そして令和6年度に必要として計上している予算、それぞれお答えください。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 お答えします。

システム構築費用は、令和4年度サーバー等の機器調達を含め、5128万7500円。令和5年度は追加改修として4104万1000円、計9232万8500円となっております。令和6年度予算では、経費として追加改修及び運用保守を含め6261万8000円を計上しております。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 当初予算が5280万、その後の追加予算が大体1億ですか。その金額をもってして、今年4月スタートだった本稼働は8月まで遅くなる。当初の目標だったこの事務軽減というのはいつ頃実現するのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 御存じのように、当初2月スタートの予定でした。病院現場からの改修要請がありまして、事業局の担当と病院現場から事務長あるいはドクターも来てもらいまして、いろいろ話をしている方向に持っていこうということで、さらにもう少し時間がかかるだろうということで、一応、今回8月でスタートする予定なんですけれども、それまでは従来のシステムを使いつつ、やはり一部紙運用は必要になるかと思いますが、8月でスタートできるように今努めているところであります。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 今の答弁だと、その予定に間に合わなかったのが、現場の改修要望が多かったからだというふうに聞こえるんですね。私これ違うと思っています。昨年から委員会、それから本会議でも質問を続けてきましたが、この取組がなぜここまで予算が膨らみ、遅れたかという問題には大きく2つ問題点があったのではないかと私自身は今振り返っています。

1つは、勤務形態が特殊な医療分野の労務管理を知事部局のシステムに合わせようとしたことだと思います。ほかの病院、県外の病院ですと、専用のソフトあるいは専用の労務管理システム開発会社に発注をする

というケースのほうがやはり多いのではないかと思います。今回、なぜ知事部局のシステムを前提としてシステムの開発をしようとしたのか、まずここから検討不足だったのではないかと考えています。

2点目、システム導入に当たって——先ほどの話とも関わりますが、自主開発がよいのか、専用ソフトの購入がよいのか、その比較を恐らくしなかったのではないのでしょうか。随意契約で始まったこともあってなかなか予算、それから内容について比較をしないまま発注をした。これが今の予算が膨らみ、本稼働も遅れるという事態になったと思っています。今からでも進め方を修正したらどうかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 現在、令和3年に策定した県立病院ビジョンに基づいて事務執行の効率化、適正化を図るために令和4年度に各病院の職員給与事務の集約化と併せて、知事部局の総務事務システムの導入を決定して調達していると認識しております。総務システムは、全庁で共通利用する給与システムで連携接続する必要があることから、市販のアプリケーションソフトを購入するのではなくて、知事部局において安定的に運用されている総務システムを活用することから始まっていると認識しております。市販のアプリケーションは今たくさん出てきてはいると思うんですけれども、それぞれに多分一長一短があるというふうに理解をしています。そして今、既に開発が始まっていますので、8月に向けて——これ、一番の大きな問題は、働き方改革で医師のほうの問題です。例えば、勤務間インターバルとか、それを確実に見るための方式、つい最近、8月に出来上がるであろうものを見せていただきましたけれども、医師一人一人、あるいは管理者が非常に見やすい形の方向に出来上がっているようですので、8月には100%満足ではないと思うんですけれども、満足できるような形のシステムになるんだろうと思っています。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 昨年質問したときには、年度末まで様子を見て進まなかったら別の判断があるのではないですかということも指摘をさせていただいておりました。年度末を目の前にして本稼働が8月ということで、ほかの評価があってもいいんじゃないかと思っています。また、医師の働き方改革で言うと、このインターバルの管理ですね。これが恐らく4月から当面、ひょっとしたら紙での管理になるのかなと思っています。本当に対応する職員、それから開発事業

者の皆さんの負担にならないような対応を少しでも考えていただきたい。これは彼らの責任ではないはずです。そこは業務負担が重くならないように、ぜひ改善をしていただきたいと思っています。本来は、これ部長が——すみません、今の局長ですね。本竹局長がいらっしゃる前に決まった話ですので、見直しをするのであれば、人事が変わったタイミングがよかったのかなと個人的には思っております。ただ、このまま8月まで開発を行うと、改修を行うということですので、現場の職員の負担がないようなことが一番大事ではないかと思っております。この件はもう何度もやってきて、論点もはっきりしているかと思っておりますので、現場の職員の負担にならないように要望して、この件は終わりたいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○喜友名 智子 議員 次が、基地周辺環境対策推進事業についてです。

答弁の中では、環境調査ガイドラインを引いて、住民参画が進むことで円滑な返還が進むということをおっしゃられていました。基地周辺の環境問題というのは、かつては、その返還されたサッカー場からドラム缶が出てきたとか、今だとP F O S——水問題だったり、県民の生活、健康に直結する問題なわけです。その県民の生活、それから沖縄の土地を守るという観点でも非常に重要なこの事業ではないかと思っております。その中で……。

すみません、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○喜友名 智子 議員 この資料の中で、基地環境に係る人材育成というところ、誰を対象にして、どのような人材を育てようとしているのか、いま一度確認させてください。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

この人材育成事業におきましては、基地返還跡地を想定しまして、土壌汚染等の環境問題が発生したことを想定して、周辺地域において、返還が予定されているような基地のある区域の行政職員でありますとか、住民等を対象にして実施しております。行政対象とし

ましては、基地を担当している方でありまして、環境問題、あるいは跡地利用の部門といった方を対象に実施しております。周辺住民につきましては、これまでは地主会でありますとか、あるいは自治会、そういった部分を対象に研修会等を実施してきているというようなところでございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 既に返還された米軍基地跡地についてはいかがですか。この人材育成事業では対象になっていませんか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長 既に返還された基地という場合におきましては、返還跡地促進法でしたか、におきまして、返還される際に、支障の除去というものが沖縄防衛局においてなされた上で返還されるということもありますので、この事業におきましては、そういったところは対象にはしていないというところがございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 返還後に原状回復、支障除去がやられていない土地というのは、沖縄にはまだまだあると思っています。先ほど申し上げたドラム缶が出てきたというのは、すごく県民にとってもショッキングな例だったわけですが、10年近く対策が取られたと思っています。先ほどおっしゃっていたこのガイドラインで、「住民参画・情報公開が実施されれば、環境事故発生時や返還跡地における汚染発覚時において、住民は必要以上に不安を抱くことなく行動することができ、」ということが述べられております。返還跡地における汚染発覚時ということも、ガイドラインでは記載されていて、県ではまだこの取組が足りないのではないかと思っておりますが、返還跡地の汚染発覚、例えば、北部訓練場跡地が挙げられると思いますが、ここに様々な米軍廃棄物があることが明らかになっていると思います。この点、県はこれまでどのような対応をしてきましたか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 県は、国に対して、返還跡地

の支障除去については、全て実施するように求めてきたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 ありがとうございます。

次に、県警本部長にお尋ねしたいのですが、これまでにヤンバルの森で生き物の研究をしているという女性が、北部訓練場跡地で米軍の廃棄物を収集、回収しているということが幾度となく新聞で報じられています。この件で、これまで県警が彼女を検挙したことはあるでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えします。

特定の個人に関する過去の刑事事件、あるいは捜査状況について、お答えをすることは差し控えさせていただきます。

一般論として申し上げますと、火薬類が含まれる火工品を不法に所持した場合には、火薬類取締法第21条に抵触することになり、県内においてもこうした火薬類の不法所持により検挙された事例はございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 個別案件には答えられないということですが、これまで何度かこの女性から回収した米軍廃棄物について、県警は話を聞いていると思います。その出どころ、当然、県警にも伝わっていると思いますが、その情報を得た後は、どのような対応をしているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 個別の事件の対応につきましては、答弁を差し控えさせていただきます。

一般論として申し上げますけれども、北部訓練場返還跡地で発見された廃棄物につきまして、警察に通報があった場合には、返還跡地の管理者である沖縄森林管理署に通報概要等を連絡をしているところでございます。なお、北部訓練場返還跡地に関する沖縄森林管理署長と沖縄防衛局長との協定により、不発弾及びその他火薬類、並びに廃棄物が発見された場合、沖縄防衛局が撤去等を行うこととされていると承知しています。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 県警の対応は理解いたしました。

新聞報道を見ていると、この北部訓練場跡地でのこの廃棄物の問題については、一頃から、なぜそこに廃棄物が残り続けているのか、誰の責任なのか、こういうところに目が向かず、その物議を醸している言動・手法ばかりが注目されてなかなか解決まで行かな

いというところが、非常に問題ではないかと思っています。

改めてお伺いしますけれども、返還後の原状回復がなされていない、そして、本来国がやるべき、米軍がやるべき支障除去、これがやられていない。これについて、県は国への要請だけで、本当に十分なんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

北部訓練場の返還跡地につきましては、先ほどもありましたけれども、管理者であります森林管理署と沖縄防衛局との協定に基づきまして沖縄防衛局が回収をしているわけですが、そういった廃棄物の回収状況につきましては、県のほうで報告を受けて、必要な指導といいますか、調整等を行っているというような状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 質問にもう1回戻りますが、基地環境問題に係る人材育成とあります。答弁の中では、これから返還される土地、そしてその土地の地主さん、それから関係する行政を中心に、聞き取りの際にはそのリスクコミュニケーションができるような人材を想定しているということをお聞きしました。これからのことはいいですよ。だけど、返された土地で不備があると、沖縄の土地なんです。これに対して、異議を唱えている県民がいる。本来は、この廃棄したのは米軍でしょうけれども、原状回復の責任は彼らにあるわけです。国の責任として防衛省も一時期回収したという話も聞いていますけれども、それでもなお、沖縄のヤンバルの自然の中に廃棄物がこれだけ残っているというこのありさま。これに対して、告発をする県民がいて、国への要求だけでこの問題が本当に解決するのでしょうか。私はこの基地環境に係る人材育成というところを、もっと幅を広げて、既に返還された土地、しかもこれ、隣に巨額投資があるテーマパークができるんですよ。返還された土地の問題に目をつぶって、巨額投資で盛り上がっていると。こういうのが非常にこうギャップというか、開発と環境保護のバランスが取れていないというふうに私には見えます。こういう問題に目をつぶったまま、今後の基地返還もいかげんに行われぬか、国の姿勢が非常に気になるし、米軍はもう分かりません、どうしたいのか。こ

うということに対して、県も、先ほどその内部統制のところでは話が少し出ましたが、前例踏襲でいいんですか。米軍、国、この不作為で県民が警察沙汰になる。このことを止めるのは、やはり県ではないかと思えます。ぜひ、国に強く要求をして、今後の基地環境行政、ぜひ強化をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時2分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

この基地周辺環境対策推進事業におけます人材育成業務は、先ほども答弁しましたが、基地返還の際に、環境問題が顕著に発覚されるというような事例があったことから、返還が予定されている基地を対象として、今まで人材育成等を行っているところです。ただ、それだけではなく、現に返還される予定がない基地においても、いろいろ環境問題が発生するということもありまして、嘉手納町とか、そこ辺りもいろいろ対象に、こういった人材育成等は行っているというところがございます。返還される際には、先ほど申し上げましたが、返還跡地利用推進法に基づきまして、国において支障の除去がなされるというのが前提になっているというのがございますので、その際に環境部門の意見としても、その返還計画についていろいろ意見を言っておりますので、こういった形でまたその後、廃棄物等が発覚するというような場合につきましては、またこういった形で沖縄防衛局が除去するものに対して報告を求めるなどして調整等を行っていきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 ぜひ、よろしくお願いをいたします。

最後に、少し前向きな話をしたいんですが、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時4分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○喜友名 智子 議員 奥武山公園を含めた県内でのこの天然ガスの開発です。

これまで活用が進んでいなかった理由、答弁でもありましたけど、改めて確認させてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時5分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

水溶性天然ガスの利活用を検討する民間事業者によりますと、事業採算性を見いだすには、温泉水の利活用が課題であるというふうに聞いております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 採算性、手続の課題はあるけれども、民間での利活用を進めたいという県の姿勢に変わりはありませんか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県産の水溶性天然ガスの利活用につきましては、エネルギーの地産地消につながり、エネルギー自給率の向上に向けた重要な取組であると考えております。

県としましては、水溶性天然ガスと併せて採取できる温泉水も含めた利活用に向けて、引き続き、民間事業者でありますとか、関係機関と意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 喜友名智子議員。

○喜友名 智子 議員 奥武山公園は、広域避難場所として指定もされています。スポーツイベントも多い場所です。災害時の代替電源の確保、それから温泉ができた際の新たな公園利用の可能性が広がると期待をしております。ぜひ、県としても後押しをよろしくお願いをいたします。

以上、代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、2月26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時6分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年2月26日

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

令和6年2月26日（月曜日）午前10時開議

議事日程第4号

令和6年2月26日（月曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（48名）

44番	赤嶺昇	議長	23番	仲村家治	議員
30番	照屋守之	副議長	24番	玉城武光	議員
1番	島袋恵祐	議員	25番	比嘉瑞己	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	平良昭一	議員
3番	國仲昌二	議員	27番	仲村未央	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	玉城ノブ子	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	38番	西銘純恵	議員
14番	次呂久成	議員	39番	渡久地修	議員
15番	新垣光栄	議員	40番	仲宗根悟	議員
16番	山里将雄	議員	41番	崎山嗣幸	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城	デニー	知事	宮城	力	総務部長
照屋	義実	副知事	金城	敦	企画部長
池田	竹州	副知事	多良間	一弘	環境部長
島袋	芳敬	政策調整監	宮平	道子	子ども生活福祉部長
溜	政仁	知事公室長	糸数	公	保健医療部長

前門尚美 農林水産部長
 松永享 商工労働部長
 宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長
 前川智宏 土木建築部長
 松田了 企業局長
 本竹秀光 病院事業局長
 名渡山晶子 会計管理者

金城康司 総務部財政統括監
 半嶺満 教育長
 鎌谷陽之 警察本部長
 下地誠 労働委員会事務局長
 茂太強 人事委員会事務局長
 安慶名均 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城貴子 議会事務局長 儀間俊江 課長補佐
 前田敦次 長 宮城亮 主幹
 中村守 議事課長 比嘉太一 主任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
 渡久地 修 議員。

〔渡久地 修 議員登壇〕

○渡久地 修 議員 渡久地修でございます。

日本共産党県議団を代表して質問を行います。

1、知事の県政運営について。

(1)、知事の公約実現に向けた新年度予算の特徴を伺います。

(2)、こども未来部、平和・地域外交推進課の新設や組織再編など、知事の県政運営への意気込み、展望について伺います。

2、辺野古新基地建設の断念を求めることについて。

(1)、辺野古埋立承認の代執行は、かつての琉球処分、沖縄戦で本土防衛の捨て石にされた歴史、サンフランシスコ条約で日本から切り捨てられた歴史などと同様な沖縄県民切捨てる歴史的な暴挙であり、全国と世界に告発すべき重大事件ではないか。沖縄県民の尊厳と民主主義と地方自治を守る知事の決意を伺います。

(2)、大浦湾側の埋立ては困難で完成しないだろうと指摘されています。見解を伺います。

(3)、これまでの辺野古側の埋立てにかかった費用から計算して、これからの埋立てにはあとどれだけの費用がかかるか。また、警備費用は幾らか、1日当たり幾らになるか。完成不可能と言われている辺野古新基地建設に国民の税金を注ぎ込む無駄遣いはやめて、能登半島の災害復旧や県民の暮らしを守る予算に回すべきではないか。見解を伺います。

(4)、大浦湾は、生物多様性豊かな世界的にも貴重な海で、政府自身が「生物多様性の観点から重要度の

高い海域」に選定しているのではありませんか。県としても、詳細な調査を早急に行い、全国と世界にもっと大浦湾の貴重な海を守ることの重要性を訴えるべきです。

3、普天間基地の即時運用停止について。

(1)、オスプレイが飛行停止になって航空機の発着回数と騒音はどうなっているか。他の航空機の飛行停止も求めるべきではないか。また、オスプレイの飛行再開は絶対に認められないとの立場を明確にすべきです。

(2)、2011年12月議会で、普天間基地の土地の先行取得について提案を行いました。そのときは取得率ゼロでした。2年後の2013年には基金が設置されましたが、これまでの実績と今後の取組について伺います。

(3)、跡地利用計画の策定状況について伺います。

(4)、一日も早い危険性除去のためには、普天間飛行場の即時運用停止、閉鎖・撤去が必要であり、それを強く求めるべきであります。

4、沖縄が再び戦場にされようとしている危険性について。

(1)、台湾有事に米軍が介入したら、日本や沖縄が攻撃されると米側が指摘していますが、見解を伺います。

(2)、沖縄や日本を守るためと言っていた米軍基地があるために、逆に標的になり攻撃されるおそれがあるということではありませんか。

(3)、米軍は、嘉手納基地など沖縄が攻撃されることを前提に、主要基地が破壊されても、自衛隊基地や民間空港に展開し、拠点を次々に変えることで、攻撃の的を絞らせないという迅速な展開能力（ACE）戦略を取って既に訓練も行っています。見解を伺います。

(4)、嘉手納基地が攻撃され甚大な被害を受けても

戦えるように、民間の飛行場や港湾を米軍や自衛隊が使用する目的で整備を行おうとしています。また、既に民間空港などを使用した日米の合同訓練が行われています。まさに沖縄を再び戦争の捨て石にしようとしています。民間の空港や港湾の軍事利用、日米の共同訓練、自衛隊の増強等に明確に反対すべきです。

5、沖縄県の地域外交方針について。

(1)、軍事対軍事の果てしない軍拡競争は、戦争を招いてしまいます。日本が行うべきは戦争の準備ではなく、戦争を絶対に起こさない対話と外交による平和構築です。沖縄県地域外交基本方針の柱に、対話と外交で戦争を防ぎ、沖縄を再び戦場にさせないということをも明記すべきです。

(2)、ASEANは、地域の安定と平和のためにも域外と世界の安定と平和が必要と、ASEANインド太平洋構想(AOIP)を発表し、アメリカも中国もロシアも日本も賛同しています。最近、ASEANとEUの閣僚級会議も開催されました。AOIPの取組を広げることこそ、戦争のない東アジアを築く道です。県としても地域外交の一環として連携・推進するとともに、日本政府にASEANの取組の推進を要請すべきであると思いますが見解を伺います。

(3)、ASEANに学び連携を進めるとともに、関連会議の沖縄への誘致をし、沖縄を平和の対話の場とするようにこれまでも提案してきましたが、県の見解とこれまでの取組を伺います。

(4)、ASEAN諸国をはじめ、平和友好姉妹都市協定を結ぶことを推進すべきではありませんか。

(5)、フィリピンの米軍基地跡地の訪問調査での成果と沖縄の米軍基地返還に生かすべき点について伺います。

(6)、日米地位協定改定について、県主催の日米地位協定シンポジウムで、イタリアと米国との地位協定改定の中心的役割を果たしたレオナルド・トリカリコ元司令官が基調講演を行っています。日本の地位協定改定に生かすべき点と今後の取組を伺います。

6、高齢者の生活支援について。

(1)、県として高齢者貧困実態調査の実施と高齢者貧困対策基金の設置を提案しました。知事も調査は必要、基金も研究すると答弁しましたが、早急に実施すべきです。

(2)、生活困窮者の支援について。

ア、ボランティア団体などが行っている食料支援の状況について伺います。

イ、物価高騰の中、生活困窮者が増加しており、行政としての支援が求められているのではないですか。

また、それぞれの場所に市町村や社協とも連携して、定期的な巡回相談を行い、いろんな支援に結びつけられるようにすべきです。

ウ、ボランティア団体への支援や協力、雨にぬれない場所の提供など検討すべきではないでしょうか。

(3)、70歳以上のバス・モノレール代の割引、敬老パス制度の導入について、高齢者の社会参加、バス利用者の増加、交通渋滞緩和、高齢者の車の事故の減少、経済効果など、まさに沖縄県が目指している好循環に大きく寄与するものです。去年12月議会の新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会で、福祉の視点とともに、公共交通の視点からの検討が必要であると提案し、企画部として検討したいと答弁していましたが、早期に実施すべきです。

(4)、高齢者への補聴器購入補助金を県として実施すべきであります。

7、公営住宅問題について。

(1)、県営住宅の家賃滞納者の訴えの提起がゼロになっているのは、専門相談員の配置で、困窮者の相談に親身になって一緒に解決するという福祉の心を持った県政運営の結果だと高く評価しています。経過と今後の対応について伺います。

(2)、県営住宅の増設について。

ア、沖縄県の年間収入200万円未満の世帯数と比率、全国比較を伺います。また、その世帯数に占める公営住宅整備率と全国、九州各県との比較について伺います。また、九州平均までに整備するにはあと何戸必要でしょうか。

イ、県営住宅の競争率について伺います。

ウ、公営住宅法に基づく低所得者への公営住宅の提供のため、県の公営住宅等ストック総合活用計画を見直し、新団地の建設や改築の際には、現行の1割増しではなく、大幅に増やすなど大胆な対策が必要です。見解を伺います。

8、ハード交付金の減額について。

(1)、ハード交付金が10年前と比較して大幅に減額されているが、実態と県や市町村の事業への影響を伺います。

(2)、県道の街路整備のハード交付金が、10年前の2014年は123億円だったのが、現在は16億円になっています。年度ごとの額の推移と県道整備への影響を伺います。

(3)、首里龍潭線と首里儀保町と平良町の県道153号線の当初の完成時期はいつだったのか。いつ完成予定か。

9、御茶屋御殿の復元について。

(1)、戦争で焼失した御茶屋御殿は、戦争を起こした国の責任で復元を求めるべきではありませんか。

(2)、首里城公園区域に取り込んで整備すべきではありませんか。

(3)、整備に向けた3案が示されたましたが、事業化に向けた今後の取組方針を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、おはようございます。

渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

知事の県政運営についての御質問の中の1の(1)、知事公約実現に向けた新年度予算案の特徴についてお答えいたします。

令和6年度は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の取組を加速させ、誇りある豊かな沖縄の未来につなげていく重要な年であります。このため、令和6年度当初予算案は、重点テーマを踏まえつつ、沖縄振興予算に加え、各省計上予算並びに単独事業に係る県債を積極的に活用しております。また、新型コロナウイルス感染症対策関連経費等は減少したものの、子供施策の強化、教員の働き方改革の推進、緊急自然災害防止対策、モノレール基地の整備、物価高騰対策支援などの様々な取組とともに、高齢化に伴う社会保障関係費への対応などにより、令和5年度に引き続き8000億円を超える予算規模となっております。

私は、平和で誇りある豊かさ、新時代沖縄をさらにその先へ進めていくため、各種施策の推進に全身全霊で取り組んでまいります。

次に1の(2)、県政運営への意気込み、展望についてお答えいたします。

今議会の知事提案説明要旨においては、誇りある豊かな沖縄の未来を開くため、これまで着手・推進した施策のさらなる深化と2期目に掲げた公約の実現に向けて取り組む姿勢を、県政運営に取り組む決意に盛り込んでいます。また、子供、若者及び女性が夢や希望、安心感を持てる社会の実現に向け、新たに設置することも未来部や国内外に向けた平和の発信の強化等を図るため、知事公室に設置する平和・地域外交推進課など、組織再編に関することを盛り込んでおります。

私は、誰もが輝き、誰もが尊重され、そして誰もが希望のうちに喜びを見つけることが当たり前を実現する島、幸福が真に実感できる沖縄を目指し、職員と一丸となって、全力で取り組んでまいります。

次に、公営住宅問題についての御質問の中の7(1)、専門相談員配置の経過と今後の対応についてお答えいたします。

沖縄県では、配慮を要する世帯へのきめ細やかな対応を実現するため、家賃滞納等への対応として、平成27年9月から社会福祉士の資格を持った専門相談員による相談窓口を設置しています。当該窓口では、家賃減免制度や生活保護等、社会福祉制度への案内や助言等を行っております。相談員につきましては、平成27年度の2名から現在は7名の体制へと増員し、体制強化を図ってきたところであります。

沖縄県としては、引き続き、相談業務の充実に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 2、辺野古新基地建設の断念を求めることについての(1)、国の代執行についてお答えいたします。

国土交通大臣が知事に代わって埋立変更承認処分を行った代執行は、選挙で県民の負託を受けた知事の処分権限を一方的に奪うものであり、多くの県民の民意を踏みにじり、憲法で定められた地方自治の本旨をないがしろにするものであります。知事は、政府に対し、代執行による工事の強行がもたらす問題を直視し、沖縄の苦難の歴史に一層の苦難を加える辺野古新基地建設を直ちに断念するよう求めております。また、代執行訴訟を受けた県の立場を記す書簡等を全都道府県知事に送り、代執行の問題が本県に限らず全国でも生じ得る地方自治の問題であることを訴えております。

県としましては、訴訟の進捗を踏まえつつ、引き続き、代執行の問題を全国や国際社会へ広く発信してまいります。

次に3、普天間基地の即時運用停止についての(1)の中の、オスプレイ飛行停止後の離着陸回数等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、昨年12月の普天間飛行場における離着陸回数は689回で、前年同月の1761回と比べて1072回、約60.9%の減となっております。同飛行場は、周辺地域住民に多大な騒音被害を及ぼしていることから、県は、去る2月17日、防衛大臣に対し、航空機騒音等の軽減を求めるとともに、オスプレイの事故原因が究明されるまでの間は、全てのオスプレイの飛行を停止するよう要請しております。

また、県としては、オスプレイ配備に反対であり、引き続き米軍及び日米両政府に対して、オスプレイの配備撤回を求めるとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施など、実効性のある負担軽減措置を講ずるよう求めてまいります。

同じく3(4)、普天間飛行場の即時運用停止、閉鎖・撤去についてお答えいたします。

県は、普天間飛行場の危険性の除去は辺野古移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であると考えており、日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて、同飛行場の早期閉鎖・返還を求めています。また、普天間飛行場負担軽減推進会議や同作業部会、軍転協において、政府に対し、同飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むことや、運用停止に向けた新たな期限を設定し、確実に実現するよう取り組むことを要望しているところであります。

次に4、沖縄が再び戦場にされようとしている危険性についての中の(1)、台湾有事に関する米側の指摘についてお答えいたします。

米国のシンクタンクCSISが、昨年1月に公表した報告書によると、台湾進攻に米国が介入した場合、米国が勝利するには在日米軍基地を使用する必要があること、勝利した場合でも日米に甚大な損失が生じること等が示されております。特に、沖縄では多数の防空ミサイルが配備されていたが、中国のミサイルによって多くの航空機が地上で破壊されるなど、沖縄における甚大な被害が記述されております。また、昨年1月、連邦議会調査局が公表した調査報告書によると、台湾海峡での軍事衝突に米国が関与する場合、台湾を支援する米軍の能力を低下させるため、中国が在日米軍基地を攻撃する可能性が示されております。

同じく4の(2)、沖縄の米軍基地が標的になるおそれがあることについてお答えいたします。

県としては、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になるなどという事態は、絶対に招いてはならないと考えております。また、有識者からは、抑止のための軍備の拡張が地域を不安定化させる可能性や、有事の際に沖縄が攻撃目標となる危険性が指摘されております。このため、引き続き政府に対して、こうした事態が生ずることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めてまいります。

同じく4(3)、ACEに係る米軍の訓練についてお

答えいたします。

防衛白書によると、米空軍は、空軍戦力を分散配備し、分散配備された場所から迅速に展開する作戦構想、ACEを推進しているとのこと。また、米空軍は、相手勢力の技術的な発達により、空軍基地へのリスクが著しく増大したこと等に対処するためにACEを導入したとしており、昨年7月に実施されたノーザン・エッジをはじめ、嘉手納飛行場においてACEに係る訓練を実施していることを発表しております。

いずれにしても、県としては、このような作戦構想等により沖縄が攻撃目標とされるような事態があってはならず、政府において、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成に努めていただく必要があると考えております。

次に5、沖縄県の地域外交方針についての中の(1)、沖縄を再び戦場にさせないことの明記についてお答えいたします。

本県は、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の経験や、戦後も軍事優先の中で県民の基本的な権利が侵害された歴史を有しており、二度と沖縄を戦場にしてはならないという思いは、全ての沖縄県民の切実な願いであると考えております。このため、沖縄県地域外交基本方針(案)において、平和を希求する「沖縄のこころ」の世界に向けた発信強化や、沖縄県を含むアジア太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点の形成に取り組むこととしております。

県としましては、地域全体の緊張緩和と信頼醸成に貢献するべく、沖縄独自の地域外交を積極的に展開してまいります。

同じく5の(2)、ASEANによるインド太平洋構想の取組についてお答えいたします。

2019年のASEAN首脳会議においては、海洋協力、経済等の分野での協力の推進を掲げるASEANインド太平洋構想が採択されており、日本もこれに全面的な支持を表明しております。県では、アジア太平洋地域において、各国・地域間の信頼醸成ネットワークを構築することは、日本にとって喫緊の課題であると認識しており、沖縄が地域協力ネットワークの結節点となるよう、積極的な支援を日米両政府に求めているところです。

県としては、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与する緩衝地としての役割を担っていきたいと考えております。

同じく5(3)、ASEANとの連携や関連会議の誘致についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におい

て、アジア太平洋地域の安定・発展に資する国際機関等の誘致に努めることを位置づけております。このため、アジア太平洋地域平和連携推進事業において、今年度、ASEAN加盟国を重点調査対象とし、各国の関係者に沖縄との連携可能性に関するヒアリングを行っております。その結果、地域連携や人材交流などに積極的に協力したいなどの発言をいただいたところであり、引き続き各国との連携や会議の誘致の可能性などを検討してまいりたいと考えております。

同じく5(5)の中の、フィリピン調査での米軍基地返還に生かすべき点についてお答えいたします。

フィリピンについては、今回の訪問調査のほかにも、令和2年1月に他国地位協定調査の一環として現地調査を行っております。その際、同国のメルカド元国防長官から、フィリピン上院が米軍基地存続を認める新条約の批准を否決した経緯等について、1991年当時、基地があることで全てがうまくいくわけではないという認識が広がったこと、基地を撤去させたことで米国との関係は変わったが、信頼を持って関わっており、米国との相互防衛の関係は変わらないこと等を伺っております。こうした経緯は、在沖米軍基地の整理縮小においても参考になるものと考えております。

同じく5(6)、地位協定シンポジウムにおけるトリカリコ元司令官の基調講演についてお答えいたします。

今年10日に開催した日米地位協定の改定に係るシンポジウムに登壇したイタリアのトリカリコ元NATO第5戦術空軍司令官からは、米側に日本の主権を認識させることが重要である、米軍の日本国内での活動は日本が決めること、その日本の決定に米側が干渉することがあってはならない、米軍が日本の法律に違反したら完全に日本の法律に基づいて裁かれること、国内法が適用されることが必要である等の貴重な意見をいただきました。

県としては、日米地位協定の改定に向けた国民的議論の喚起を図るため、今回のような取組を継続するとともに、引き続きあらゆる機会を捉えて全国知事会や渉外知事会とも連携し、日米両政府に同協定の見直しを要請してまいります。

以上になります。

失礼しました。答弁漏れがあったようです。

4、沖縄が再び戦場にされようとしている危険性についての中(4)、民間空港・港湾の軍事利用等についてお答えいたします。

民間航空機及び船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、米軍による民間空港及び港湾の使用

は、緊急時以外は自粛すべきというのが、県の一貫した方針であります。また、自衛隊の利用により、離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないと考えております。さらには、米軍の機能や規模が縮小されないまま自衛隊の配備拡張が進められることは、沖縄の基地負担の増加につながると考えております。このため、昨年11月の軍転協要請や2月17日の防衛大臣への要請において、本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小と併せて検討すること等を求めたところです。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 2、建設の断念を求めることについての(2)、大浦湾側の埋立てが困難と考える理由についてお答えいたします。

大浦湾側の埋立ては、変更承認申請書において、軟弱な粘土層の地盤改良のため、サンドコンパクションパイル工法を用いるとしており、同工法の砂ぐい打ち込み深度は水面から70メートルとされており、国内で最も深い打ち込み実績は65メートルであること、70メートルまで打設するためには、砂ぐいを打設する作業船の改造が必要とされていることなどから、国内に前例がない地盤改良工法となっております。

次に同じく2の(3)、普天間飛行場代替施設建設事業の埋立費用等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、普天間飛行場代替施設建設事業の令和4年度末までの支出済額は、約4312億円との回答があったところです。近年の資材高騰や埋立工事の進捗状況等を踏まえると、総事業費はさらに上昇することが想定されますが、施工条件等が不明確であることから、残事業費を正確に積算することは難しいと考えております。また、平成26年7月から令和5年12月末までの警備業務として発注した契約金額は、陸上警備業務が約373億円、海上警備業務が約375億円とのことであります。

次に7、公営住宅問題についての(2)のア、沖縄県の年間収入200万円未満世帯に占める公営住宅整備率等についてお答えいたします。

平成30年住宅・土地統計調査によると、本県の年間収入200万円未満の世帯数は15万7700世帯で、総世帯数に対する比率は27.3%であります。同比率は、全国では18.0%、九州では23.6%となっております。また、年間収入200万円未満世帯数に対する公営住宅の管理戸数の割合を公営住宅整備率として算定すると、沖縄県19.1%、全国21.6%、九州24.2%であ

ります。九州における整備率と同程度とするために必要な公営住宅の戸数は、約8000戸となります。

次に同じく7の(2)のイ、県営住宅の応募倍率についてお答えいたします。

県営住宅の応募倍率は、令和3年が5.7倍、令和4年が5.9倍、令和5年が9.0倍となっております。

次に同じく7の(2)のウ、公営住宅提供のための対策についてお答えいたします。

県では沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、特に老朽化が著しく危険な県営住宅の建て替えを優先的に行っており、その際に戸数を増やしております。同計画はおおむね5年ごとに見直しを行うこととしており、公営住宅の建て替え事業における戸数の設定についても、上位計画である沖縄県住生活基本計画や予算状況等を総合的に勘案し検討を行いたいと考えております。引き続き、市町村営住宅の建設に対する支援を含め、公営住宅の整備に取り組んでまいります。

次に8、ハード交付金の減額についての(2)、県道街路整備における予算額の推移と整備への影響についてお答えいたします。

本県における過去10年の街路事業の予算については、平成26年度が123億円、27年度が98億円、28年度が60億円、29年度が46億円、30年度が55億円、令和元年度が46億円、2年度が38億円、3年度が31億円、4年度が15億円、5年度が16億円となっております。道路予算の確保が厳しい状況が続いていることから、県内の道路整備等に遅れが生じているなどの影響が出ているものと認識しております。

県としては、これまで以上に県と市町村が連携し、予算確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じく8の(3)、龍潭線及び県道153号線外1線の完成予定時期等についてお答えいたします。

龍潭線については、事業着手時の完成年度は、平成17年度を目標としておりましたが、用地取得等の遅れにより、現在は、首里城正殿が完成する令和8年の供用に向け、整備に取り組んでいるところであります。県道153号線外1線については、事業着手時の完成年度は、平成16年度を目標としておりましたが、文化財調査等による遅れ、また、今後は橋梁工事等があることから、完成時期について現時点では明確にお答えできない状況となっております。引き続き、予算確保に努めるとともに、早期の全線供用に向けて取り組んでまいります。

次に9、御茶屋御殿の復元についての(1)、復元の整備主体についてお答えいたします。

御茶屋御殿は、1677年に建てられた王家の別邸ですが、さきの大戦で焼失いたしました。失われた御茶屋御殿の復元については、那覇市、県、国で構成するワーキンググループで、整備主体も含め引き続き検討してまいります。

次に同じく9の(2)及び9の(3)、今後の取組についてお答えいたします。9の(2)と9の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、御茶屋御殿事業化可能性調査において、整備範囲を3案検討し、那覇市、国への報告を行ったところです。令和6年度は、費用対効果や交通計画、駐車場配置などについて検討する予定としており、引き続きワーキンググループで議論してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

(多良間一弘 環境部長登壇)

○多良間一弘 環境部長 2、辺野古新基地建設の断念を求めることについての(4)、県による大浦湾の調査についてお答えいたします。

大浦湾を含む沖縄島中北部沿岸は、絶滅危惧種の生育・生息地であるなどの基準を満たしているとして、国は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定しております。また、辺野古・大浦湾については、沖縄防衛局の調査でも絶滅危惧種262種を含む5300種以上の生物が確認されており、自然環境豊かな重要な海域であると考えております。そのため県では、当該海域についても、現地調査や文献調査による生物の分布情報の収集、ジュゴンに関するはみ跡や海草藻場等の調査を行ってきており、引き続き必要な調査を実施し、情報発信を行ってまいりたいと考えております。

次に3、普天間基地の即時運用停止についての(1)の中の、オスプレイ飛行停止後の騒音の状況についてお答えいたします。

普天間飛行場周辺の航空機騒音測定結果の速報値について、オスプレイの飛行が停止した後の令和5年12月7日から令和6年2月6日までの2か月間と、飛行停止前の令和5年10月6日から同年12月6日までの2か月間を比較したところ、1日当たりの騒音発生回数は12測定局全てで減少しています。最も騒音発生回数が減少した新城局では、1日当たり45.6回から33.9回に、11.7回減少しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 3、普天間基地の即時運用停止についての(2)、普天間飛行場の先行取得の実績と

今後の取得予定についてお答えいたします。

県では平成25年度から取り組んでいる普天間飛行場内の道路用地について、今年度、目標面積を約4ヘクタール追加しました。令和6年1月末現在、県では、新たな目標面積22ヘクタールの70%に当たる約15.4ヘクタールを取得しております。仮に令和6年度から毎年1.2ヘクタールずつ取得することができた場合、令和11年度で取得できる見込みであります。

県としましては、引き続き、戸別訪問や県ホームページ等の広報媒体を活用して、地権者への制度の周知や基地跡地利用について御理解をいただき、早期に取得完了できるよう取り組んでまいります。

同じく3の(3)、普天間飛行場跡地利用計画の策定状況についてお答えいたします。

県と宜野湾市は、令和4年7月に策定した全体計画の中間取りまとめ(第2回)を踏まえ、この2月に開催しました普天間飛行場跡地利用推進会議において、跡地利用計画策定に向けたロードマップとなる全体行程計画の更新について説明し公表したところです。今後は、行程計画に基づき、計画内容の具体化に向けた検討を進めるとともに、社会情勢の変化に対応しながら、令和9年度に全体計画の取りまとめを策定することを目標とし、引き続き市と緊密な連携を図り、県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいります。

次に5、沖縄県の地域外交方針についての(5)のうちの、フィリピン米軍基地跡地の訪問調査での成果についてお答えいたします。

クラーク地区では、特別経済区の指定など権限を地域に付与することで、魅力のある街として海外からの企業誘致や多くの雇用を創出し、経済発展に結びつけたことが特徴だと考えております。一方で、フィリピン基地跡地における支障除去については、米国の支援はなく自国で処理しております。本県でも跡地利用推進法により国の責任において支障除去が実施されるよう求めていくことが、早期の跡地利用に向けた取組として重要であると再認識したところです。

次に6、高齢者の生活支援についての(3)、70歳以上のバス・モノレールの敬老パスについてお答えいたします。

一部の自治体では、高齢者の社会参加を支援し、福祉の増進を図ることを目的に、いわゆる敬老パスを導入しているものと認識しております。一方、検討に当たっては、財源の確保やサービスレベルの考え方、関係部局や市町村との役割分担など課題があるものと考えております。まずは、関係部局とワーキングチームを設置し、高齢者の移動支援や公共交通の確保・維持

などの観点から、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 5、沖縄県の地域外交方針についての(4)、ASEAN諸国等との平和友好姉妹都市協定についてお答えします。

県では、おきなわ国際協力人材育成事業による県内高校生のベトナム、タイ等への派遣、平和祈念資料館によるカンボジア人研修生の受入れなど、ASEAN諸国との交流を重ねてまいりました。海外との姉妹提携につきましては、様々な分野におけるこれまでの交流の状況、経済関係も含め幅広い双方向の交流が将来にわたって継続・拡大することが期待できること等を確認していく必要があります。ASEAN諸国等との姉妹提携については、県内外関係者との意見交換等を進めながら、継続的な交流の可能性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 6、高齢者の生活支援についての御質問の中の(1)、高齢者貧困実態調査等についてお答えいたします。

生活に困窮する高齢者の実情について、県として早急に把握し、必要な対策の検討を行ってまいりたいと考えております。そのため、生活困窮者や高齢者等の相談や支援を行っている主な機関・団体に対し、生活困窮を主訴とする60歳以上の方の相談等の動向や、生活困窮の要因、相談への対応及び今後必要な支援等についてアンケート調査を行う予定です。また、高齢者の貧困問題に関する基金の設置につきましては、当該調査の結果や既存制度とのすみ分け等も踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

同じく(2)のア、ボランティア団体等の食料支援の状況についてお答えいたします。

生活困窮者等への食料支援については、複数のボランティア団体が、公園や公民館等の公共施設等において、食料配布の活動を行っていることと認識しております。県及び各市が設置している生活困窮者自立相談支援機関においては、食料支援を行う同団体等と連携し、生活困窮者等を相談窓口につなげているところです。

同じく(2)のイ、市町村等と連携した定期的な巡回相談についてお答えいたします。

生活困窮者への支援等については、県及び各市が設置している生活困窮者自立相談支援機関において、幅広く相談を受け付け、市町村や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、各種支援につなげているところです。また、食料支援団体等とも連携し、生活困窮者への相談対応を行うとともに、自立相談機関の窓口につなげてまいります。引き続き、関係機関等と連携し、生活困窮者自立支援制度につなげることで、生活困窮者の適切な支援に取り組んでまいります。

同じく(2)のウ、ボランティア団体への支援等について。

食料支援を行うボランティア団体等によりますと、食料配布の活動場所としましては、公園のほか、公共の屋内施設等も利用しているとのことであり、これらの利用に当たっては、市町村から使用料の減免を受けていると聞いております。

県としましては、ボランティア団体等の意向も踏まえつつ、関係機関等と連携し、活動場所の確保等につながるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく(4)、高齢者への補聴器助成制度の実施についてお答えいたします。

一般的に、加齢により難聴が進んでまいりますと、日常生活を送る上での不便や、コミュニケーションを取ることが難しくなるなどの影響が出てくるものと承知しております。また、国の研究機関において、補聴器の使用による認知機能低下予防の効果の検証に取り組んでいると伺っております。

県としましては、その研究成果等を確認しつつ、必要に応じて他県とも連携しながら、高齢者に対する補聴器補助制度の創設等を国に対して要望することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

(宮城 力 総務部長登壇)

○宮城 力 総務部長 8、ハード交付金の減額についての(1)、ハード交付金の減額の影響についてお答えいたします。

沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金の令和6年度当初予算額については368億円で、平成26年度当初予算額932億円に比べ564億円、61%の減となっております。また、ハード交付金の減額が続いてきたことから、あらゆる分野において事業の進捗が遅れが生じ、地域の発展等に影響が出ているものと認識しております。例えば、社会資本整備では、渋滞解消や災害時の緊急輸送道路などの交通基盤の整備等に遅

れが生じております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 どうも答弁ありがとうございます。

まず知事の県政運営について、答弁ありました。10年前、県営住宅の家賃滞納者の訴えが190件余りありました。それで、訴えられて共産党の生活相談所に相談がたくさん寄せられまして、当時、嘉陽宗儀さんは、これに対して厳しい指摘を、ずっとこの委員会そして本会議でやっていました。そのときに私たちは、一律的な対応では駄目ですよと、もっと減免・減額制度を上げなさい、拡充しなさい。ケースワーカー——当時ゼロだったんですけど、ケースワーカーを配置して、福祉につなぐとか相談に乗りなさいという提案を行いました。その後、減免制度が75%に引き上げられて、ケースワーカー、社会福祉士が2人配置されて、現在7名になっている。そして今、訴えがゼロになったというのは、僕は非常に画期的なことだと思うんですよ。これこそ知事、福祉の心を持った県政運営の見本だと思うんですよ。県は、当然デニー知事の誰一人取り残さないという福祉の心を持った県政運営を心がけていると思いますけれども、これからもぜひ今回の事例ももう一回検証もして、この福祉の心を持った県政運営、さらに広げていただきたいと思えます。知事、再度お願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

答弁いたしましたとおり、専門相談員の増員等によりまして、公営住宅に関する訴訟等は減少しているという現状でございます。今後もさらに相談業務の充実を図りまして、公営住宅の趣旨を全うしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 知事、これは一つの例であって、私は教育の分野から全ての分野に、ヤングケアラの問題でもそういう福祉の心を持って県政運営全体で皆さん当たってくださいよということを知事にお尋ねしているんで、知事、再度お願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私の公約の重点は、誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会をつくっていききたいということをモットーにさせていただいております。私自身も、専門学校で福祉を学び、ケースワーカーの任用資格を取得して以来、やはりその暮らしにおける福

社全般は自分にとってのライフワークでもあるというように考えております。他方で、福祉行政というものはなかなか表に主張する——成果を主張したり、あるいはその成果が実感できることが少ないことから、取組が弱いのではないかと受け止められかねない点もございます。ですから、しっかりとその生活環境が非常に厳しい方々の声にはなお一層心を傾けていって、より誰一人取り残さない、本当の沖縄の優しい社会が実現できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 ぜひ、県政全般にこの福祉の心を貫いていただきたいと。その上で高齢者の問題、福祉の心で当たっていただきたいと、先ほど答弁ありました。実態調査もやると。そして、それに基づいて緊急対策も取るという答弁でした。ぜひこれやっていただきたいと思います。知事、それに私はもう一つ付け加えて、子どもの貧困実態調査をやったように、高齢者の生活全般。困窮者だけではなくて、いろんな市町村の制度、国の制度から漏れている人たちがいると思いますので、次年度ぜひ高齢者の生活全般の実態調査、これ、ぜひやっていただきたいと思います。知事いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、生活困窮者や高齢者の相談支援を行っている主な機関・団体等に対しまして、この2月にアンケート調査を送付しまして、現在実施をしているところでございます。この中で、お困り事、困窮以外のお困り事といったことも出てくるのではないかとというふうと考えております。その結果を踏まえまして、その後の実態調査等につきまして研究をしてみたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

次に、敬老パスの件については検討すると。ぜひ、しっかりやっていただきたいと思います。知事、この敬老パス制度、福祉部門それから公共交通部門、医療部門、いろんな分野が関わってきますので、やっぱり総合的な検討が必要だと思えます。検討チームも立ち上げるということですが、やっぱりこれは、ある意味全庁的な取組になりますので、知事の指導力が大変大事だと思いますので、知事、ぜひこれしっかり検討するよという指示をやっていただきたいと思えます。知事の決意をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 近年は個人や世帯単位で、高齢あるいは障害、子供といった様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、総合的な支援が必要になっているというように認識をしております。今後、制度や分野の枠ですとか、従来の関係を越えて、人と人、人と社会がより一層つながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生活が継続していけるということが非常に重要になってくるというように思っております。ですから、各部局の政策を動員して、総合的な高齢者支援対策のための部局横断的な検討会議ですとか、必要な会議の設置についてもしっかりと検討してまいります。

○渡久地 修 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 次に、県営住宅問題について質問いたします。

まず、公営住宅法の目的には何と書いているかお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 失礼いたしました。

公営住宅法の目的は、第1条に規定をされております。条文には、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」ということで規定をされておるところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 (パネルを掲示) このパネルを見ていただきたいんですが、これは皆さん方から提供された資料を基に作成しました。沖縄の年取200万円未満の世帯率は27.3%、全国で3番目に多くなっています。全国平均の1.5倍。200万円未満の世帯に占める公営団地の整備率は、19.1%。九州平均の79%になっています。九州平均と比較すると、先ほどあつ

たように8000戸少ない状況です。じゃ、全国平均と比較すると、あと何戸必要になりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 大変失礼いたしました。

沖縄県の年間収入200万円未満の世帯に対する公営住宅の整備率を全国平均と同程度とするために必要な住宅の戸数は、約3900戸となります。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 沖縄は低所得者が非常に多い。だからもっと公営住宅を整備しなければなりません。現在、部長、改築の際には1.1割増しで改築していますけれども、九州平均の8000戸、全国並みの3900戸に整備するとしたら、今の1.1割増しでやると、あと何年かかりますか。それで、1.5割増しにしたら何年かかりますか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時0分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 今後の建て替え事業につきまして——失礼いたしました。現在の1割増戸のペースで建て替え事業を進めた場合、8000戸増やすまでにあと何年かかるかっていうことでございますが、平成25年から令和4年までの10年間に於いて、公営住宅の戸数は県営・市町村営合わせて385戸増えている状況でございます。建て替え事業につきましては、スケジュールや増戸数など、沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画に基づき実施をしております。今後も定期的な見直しの際に戸数の設定についても予算状況等を総合的に勘案した上で検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 この8000戸、3900戸、今の1.1割増しでやったらどれだけかかるかということで、なかなか答弁しにくいと思うんで、私が計算してみました。10年で385戸だから、1年で38.5戸。九州平均の8000戸にするには、1割増しでやると、あと207年かかります、207年。気が遠くなるような年です。そして、5割増しにすると、41年かかります。全国平均には、あと3900戸。1割増しだと101年。

5割増しだとあと20年かかります。20年かかるというか、20年でできる。少しは希望が見えてくる数字だと思います。知事、これは低所得者の多い沖縄で、避けて通れない課題です。公営住宅法の第1条は先ほどありましたように、「国及び地方公共団体が協力して」住宅を提供しとあるんですよ。国、地方公共団体は、先に国が書いてあります。ですから、新しい団地を建設するか、あるいは改築の際、今の1.1を大幅に1.3にする、あるいは1.5。それはもういろんな条件が出てきますよ。立地条件とか、そのときの財政事情とかも出てきますけど、やっぱり急いで、まずは全国並みを目指すという点でやっていく必要があると思います。これは国との協議も必要です。市町村との協議も必要です。だからそこには知事の判断・決断が求められていると思いますので、知事、ぜひこれは早急に国とも市町村とも協議していただきたいと思いますが、知事の見解をお尋ねします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 議員御案内のとおり、やはりこのように公営住宅を整備するためには、そのための計画と予算の状況などを総合的に勘案する検討項目が必要であるということではございます。しかし、やはり市町村営住宅の建築も含めて、県のほうから支援をしていくための総合的な取りまとめも必要であろうと思います。当然、国へもその予算措置を要求しながら、沖縄県住生活基本計画などと照らし合わせてしっかりと検討してまいりたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修議員。

○渡久地 修 議員 次に、沖縄県の地域外交について知事にお尋ねしたいと思います。

この県が目指している、沖縄を平和の発信拠点にするということで、平和の緩衝地帯を目指すという点で、大変すばらしい構想だと思います。それを具体化していく上で、私はASEAN諸国をはじめ、多くの国々と平和友好姉妹都市協定、現在は5つですよ。これをASEAN10か国全部とやる。そして広げていく。そうなったら、やっぱりこの緩衝地帯として大きな発信拠点になると思うんですけども、これこそ、沖縄に急いで推進していただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 現在、沖縄県と姉妹都市を結んでいるのが、歴史的な交流の背景がある福建省、それから移民の歴史でつながっているハワイ州、それからサンタクルス州、南マッドグロッセ州の4地域になっております。これまでに相互に留学生

の派遣であったりとか、あるいは国際貢献人材の育成というところで高校生の相互派遣を行ったりとか、あるいはアジアにおきましては、関係部局で海外事務所あるいは委託駐在を派遣するなど、経済交流の窓口を担ったりしております。このような様々な交流の状況、それから幅広い双方向の交流が、双方向に拡大することが期待できるという状況を見極めながら、姉妹都市についても検討していきたいと考えています。

○赤嶺 昇 議長 渡久地 修 議員。

○渡久地 修 議員 次に、オスプレイ。

最近、国防総省が配備に不向き、運用に不向きという報告書を出しました。これについて県は確認したでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

米海軍のCMV22オスプレイに関し、米国防総省の運用試験・評価局の年次報告書で、CMV22オスプレイについて多くのサブシステムの不具合により運用に適さないことを発見し、防水システムが全作戦任務の不具合の44%を占めたと記載されているとの報告をワシントン駐在から受けているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 西銘純恵議員。

(西銘純恵 議員登壇)

○西銘 純恵 議員 こんにちは。

西銘純恵です。

日本共産党県議団を代表して、質問を行います。

自民党の裏金づくりに対する批判と怒りが全国に広がっています。

私は今、浦添市民にアンケートを取っています。300人を超える中間集計で、パーティー券の裏金について、許せないが92%に上っています。裏金議員を逮捕してほしい、そう書いている方もいます。毎日新聞調査で、岸田内閣の不支持が82%、支持が14%と、自民党政治の行き詰まりは極限に達しています。

裏金問題の発端は、2年前の日本共産党、しんぶん赤旗日曜版のスクープでした。

日本共産党は、企業団体献金も政党助成金も受け取っていません。裏金の真相究明のため、国会での証人喚問を要求し、金権腐敗政治を一掃するために、パーティー券を含めた企業・団体献金の全面禁止法案を幾度も国会に提出しています。

岸田自公政権は、沖縄県民の民意を踏みにじり、デニー知事の権限を奪い、国土交通大臣の代執行によって辺野古新基地建設を強行しています。辺野古の予算は、物価高騰対策や能登半島の復旧・復興に回すべきです。嘉手納基地などでの基地機能の強化、訓練や爆

音の激化に対して、政府の言う基地負担軽減は県民を愚弄するものであり、断じて許せません。敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を進める安保3文書によって、先島やうるま市へのミサイル配備など、軍備を増強して、軍事要塞化の動きが加速しています。自衛隊が米軍の指揮下に組み込まれ、日米一体となった戦争の準備。それらの動きに対して、県内各地で反対運動が広がり、うるま市の自衛隊訓練場新設には、党派を超えて反対運動が大きく展開されています。

悲惨な沖縄戦を体験した県民は、沖縄が再び戦場になることを決して許しません。軍事対軍事ではなく、憲法9条に基づく対話による平和外交こそが、戦争をさせない一番の力です。

代表質問を行います。

1、物価高騰から暮らしと営業を守るために。

(1)、全国平均の7割、所得の低い沖縄県民ほど負担の重い消費税、追い打ちをかけた物価高騰によって県民の暮らしは深刻です。消費税は廃止を目指し、直ちに5%に減税することが求められているのではありませんか。県民の支払った消費税額は幾らですか、赤ちゃんからお年寄りまで県民1人当たり幾らですか。

(2)、インボイスが導入されて最初の税金申告が始まっています。インボイス開始が大きな原因だと思えますが、業者の休業、廃業、解散はどうなっていますか。業者の業務負担が増加しているというのが状況を問います。インボイス中止を求めることについて伺います。

(3)、物価高騰対策の実績と継続することについて伺います。

(4)、県の行っている中小業者支援、就労支援策と拡充について伺います。

(5)、県の行っている中小企業の従業員への奨学金返還支援事業の実績と福祉の職場にも拡充をすべきです。

2、福祉行政について。

(1)、生活保護行政について。

ア、物価高騰で生活困難が増えているが、生活保護の相談件数と保護開始件数を問います。5年前と比べてどうですか。

イ、県が作成した、「生活保護の申請は国民の権利です。」のビラの活用状況、どうなっていますか。またポスターを作成して周知することについて伺います。

(2)、ひとり親世帯のアンケート調査で、米などの主食を買えなかったのが6割と深刻な困窮の実態が報道されました。ひとり親世帯の収入や生活状況、支援

策と拡充策を問います。

(3)、県内の障害者の人数を伺います。日常生活支援や社会参加の支援策と拡充することを問います。

(4)、80代の親が50代のひきこもりの子を支援している8050問題の実態を伺います。少ない年金で子供が就労困難な場合、直接訪問して生活保護につなげる支援が必要だが、県の対応策を問います。

3、子供の貧困対策について。

(1)、新年度の子供の貧困対策について知事の決意を問います。新規事業と拡充する事業内容を問います。

(2)、中高校生のバス・モノレール無料が県民から歓迎されています。さらに、対象者を拡大することについて問います。

4、学校給食費の無料化を国の制度として求めるとともに、県は早急に実施すべきです。

5、子供医療費の高校卒業までの無料化を国の制度として求めるとともに、県が実施を急ぐことについて問います。

6、介護保険制度について。

(1)、保険料や利用料の負担増、介護報酬の引下げなど国が進めている制度改悪の内容を問います。公費負担を現行の50%から60%以上に増やすよう国に求めるべきではありませんか。

(2)、介護保険制度創設時と次年度改定される保険料、全国との比較も問います。また、保険料の減免制度のある自治体はどれだけありますか。

(3)、特別養護老人ホームの待機人数は5年前と比べてどうですか。増設計画も伺います。

(4)、介護職員不足は深刻です。介護職員の賃金は全産業平均賃金と比べて月6万円から7万円低くなっています。さらに沖縄県の介護職員は、全国より低いではありませんか。全国と比べて月給、平均賃金はどうですか。介護職員の賃金引き上げと確保策を問います。

7、学童クラブの待機児童は何人いますか。希望する児童が入所でき、待機児童を出さないように市町村に指導、助言をすべきだと思いますがどうですか。

8、ジェンダー平等の推進について。

ジェンダーギャップ指数は、2023年も日本は146か国のうち125位と低いままで。男女賃金格差を見ると、主要7か国G7で最低です。ジェンダー平等は人権の問題です。

質問します。

(1)、性的マイノリティのパートナー関係を自治体が公証するパートナーシップ制度の実施状況。県が

取組を進めているが、進捗状況はどうなっていますか。

(2)、災害避難所はジェンダー視点に整備されていますか。トイレや授乳などのプライバシー保護、女性用品や介護用品の備蓄状況及び拡充について問います。

(3)、男女の賃金格差はどうなっていますか、格差解消のための取組を伺います。

9、県職員の労働環境の改善のために。

(1)、県民のために働く県職員の労働環境の実態を問います。また、労働環境改善の取組を伺います。

(2)、非正規職員の時給を1500円以上に引き上げ、会計年度任用職員は正規職員と同様に住居手当、扶養手当を支給することについて伺います。

(3)、専門性や継続性が求められる会計年度任用職員を、継続して任用ができるように改善することについて伺います。

10、教育行政について。

フィンランドは、少人数学級を進め、子供を競争に追い立て序列化するテストはやらない。競争教育をなくして学力は世界トップレベルになっていると言われています。

(1)、国連子どもの権利委員会が日本政府に出した勧告の内容を問います。

(2)、点数競争や競争教育で子供に負担とストレスを与え、教師の多忙化の原因となっている全国学力テストを県はやめるべきです。

(3)、正規教員増を求めてきて県は480人に採用を増やしています。学校の職員を増やして、教員の働き方改革を進め、教員が授業に専念できるようにすべきです。教員の働き方改革の取組、新年度予算の内容と今後の強化策を伺います。

11、P F A S 汚染問題について。

(1)、濁水対策で中部水源の取水を再開したが、P F A S について問題はありますか。

(2)、米軍基地を原因とするP F A S 汚染の実態を問います。命の水を汚染し、水道事業の経費負担増となっている米軍基地のP F A S 汚染を根絶するために、県の基地内への立入り、日米政府による基地内調査と汚染源の除去を要求すべきです。対応を問います。

(3)、県が実施した水質、土壌の汚染調査の結果を問う。血中濃度検査も行うべきだが、対応を問います。

(4)、P F A S 汚染対策での活性炭や海水淡水化などの費用は幾らですか。日米政府に負担を求めるべき

です。

12、浦添西海岸の埋立て、新軍港建設問題について。

(1)、美ら島沖繩風景づくり協議会が、浦添西海岸を促進地区に選んでいるが、浦添市で唯一残る自然海岸、自然の海への眺望を残すことを評価しているのではないですか。見解を問います。

(2)、浦添西海岸に民間港湾が建設されたら、米軍と自衛隊の軍事演習に利用するための特定利用港湾になるのではないかと、見解を問います。

(3)、那覇港管理組合が、浦添西海岸の海域環境保全マニュアルの改定作業を始めています。自然環境を保全する区域の西側に大型艦船や原子力潜水艦が入港する新軍港が建設されると、自然環境を保全することは不可能ではありませんか。

(4)、海兵隊の武器や弾薬使用、オスプレイなどの米軍機、海軍輸送船の使用、地对空誘導弾パトリオットの発射台の陸揚げされた那覇軍港は、機能が強化されています。那覇軍港は即時無条件返還を求めるべきです。サンゴの自然豊かな浦添西海岸を埋め立てる自然破壊、税金の無駄遣いの浦添新軍港の建設の中止を求めるべきです。

以上、お答えください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

子供の貧困対策についての御質問の中の3(1)、新年度の子供の貧困対策事業についてお答えいたします。

沖縄県においては、子供の貧困対策を令和6年度予算の重点テーマに位置づけ、子供医療費の助成やバス通学費等の支援、ひとり親家庭等へのヘルパー派遣や若年妊産婦への支援など、総合的かつきめ細やかな支援を行っていくこととしております。また、新規事業としては、子供の貧困対策を含めた総合的な計画として、沖縄県子ども計画（仮称）を策定することとしており、計画の策定に当たっては、施策の対象となる子供や若者、子育て当事者などの意見を聴きながら、効果的な施策を検討することとしております。

沖縄県としましては、全ての子供たちが、夢や希望を持って成長できる社会の実現を目指し、引き続き子供の貧困対策を新設することも未来部を中心に全庁体制で取り組んでまいります。

次に、学校給食費の無料化についての御質問の中の(1)、学校給食費の無償化についてお答えいたしま

す。

子供は沖縄の未来であり、学校給食費の無償化については、その未来への投資と考えております。また、豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。学校給食費の無償化につきましては、保護者や市町村の意見を丁寧に把握することは重要であることから、今年度、保護者を対象に実施をいたしましたアンケートや市町村との意見交換を基に、現在、予算規模、実施方法等について、教育庁及び知事部局を含め、様々な視点から検討を進めているところであります。なお、これまで文部科学省や全国知事会等を通して国へ要請を行ってきたところでもあり、今後もあらゆる機会を通してそのように要請してまいります。

次に、P F A S 汚染問題についての御質問の中の(2)、米軍基地を原因とするP F A S 汚染の実態と対応についてお答えいたします。

企業局が実施した調査の結果、汚染源は嘉手納基地である蓋然性が高いことから、令和元年、3年、4年に国及び米軍に対し汚染原因の究明と必要な対策の実施や立入調査を認めること等を要請しておりますが、いまだ実現はしておりません。そのため、今年の1月に改めて、関係大臣に要請を行い、P F O S 等の問題は重大なものであると認識し、できることをしっかり行ってまいりたいとの回答をいただいております。P F O S 等の問題を解決するには汚染源の浄化など、抜本的な対策が必要であり、引き続き、国や米軍に対し、汚染源の特定と対策の実施、県・市町村等の立入りの実現、P F O S 等の対策に係る費用の負担等を強く求めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

(宮城 力 総務部長登壇)

○宮城 力 総務部長 1、物価高騰から暮らしと営業を守るについての(1)、県民1人当たりの消費税額についてお答えいたします。

直近の公表資料によりますと、令和3年度の沖縄国税事務所管内の消費税・地方消費税の収入額は、1515億8577万7000円となっております。県が公表しております令和3年12月1日時点の推計人口146万8983人でこれを割りますと、県民1人当たりでは約10万3190円となります。

同じく1の(3)、物価高騰対策の実情と今後の対応についてお答えいたします。

県においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点

支援地方交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。令和4年度から今年度にかけて、電気料金高騰に対する支援や保育所等への食料品の物価高騰に対する支援など、計344億円を計上しております。

県としましては、引き続き同交付金等を活用して、物価高騰による県民生活や経済活動への影響に適切に対応してまいります。

次に9、県職員の労働環境の改善についての(1)、県職員の労働環境の実態と改善の取組についてお答えいたします。

知事部局における令和4年度の1人当たりの時間外勤務時間は、月13.7時間となっており、令和3年度の月15.1時間と比べて1.4時間減少しております。一方、所属や時期によっては、多忙な場合があります、個人で見ると一月当たり80時間を超えて時間外勤務を行った職員が確認されております。そのため、知事部局においては、総務部から毎月、長時間勤務職員の情報提供を行い、各部において業務分担の見直し等に取り組んでおります。そのほか、ノー残業デーの設定、終礼での退庁の呼びかけや、8月から9月までキャンペーン期間として県庁ライトダウンを実施し、定時退庁を促しております。

同じく9の(2)、会計年度任用職員の時給引上げ等についてお答えいたします。

会計年度任用職員の報酬は、常勤職員の職務とのバランスを考慮した上で給料表を時給に換算した額を適用しており、令和6年1月時点で知事部局に在籍する会計年度任用職員のうち、多数を占める事務補助の平均時給は1070円となっております。また、行政職の臨時的任用職員については、本人の職務経験等を踏まえて算定しており、時給に換算しますと平均で1510円となっております。一方で、大卒相当の常勤職員の初任給を時給換算すると1260円となります。なお、会計年度任用職員に支給できる手当は、期末手当のみが地方自治法に規定されており、令和6年度からは勤勉手当の支給が可能となるため、所要の手続を進めているところであります。

同じく9の(3)、会計年度任用職員の継続任用についてお答えいたします。

知事部局においては、会計年度任用職員の任用に当たって、同一の所属かつ同一の職務内容の職の場合は、公募によらず2回まで再度の任用を可能とし、また、2回を超える場合で、適正な公募期間を経てもなお人員確保が困難となるなど、公務の運営に支障が生

じる状況においては、再度の任用ができることとしております。なお、再度の任用に当たっては、繰り返し任用の弊害等を踏まえて適切に対応する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 1、物価高騰から暮らしと営業を守るについての(2)、休廃業・解散及びインボイスによる業務負担の状況等についてお答えいたします。

民間の調査によりますと、令和5年の県内企業の休廃業・解散件数は429件で、調査を開始した平成12年以降で最多となっております。また、インボイス制度の負担感につきましては、とても負担である及び負担であると回答した事業者の割合が約7割となっております。

県としましては、インボイス対応ソフトの導入支援や支援機関と連携した相談対応等、事業者の負担軽減に引き続き取り組むとともに、さらなる支援策について全国知事会を通じて国に要望してまいります。

同じく1の(4)、中小企業者支援及び就労支援の取組等についてお答えします。

県では、経営基盤の強化や資金調達の円滑化など、様々な中小企業支援策を総合的に展開しております。特にコロナ禍等で影響を受けた事業者に対しましては、3年間実質無利子、保証料ゼロのいわゆるゼロゼロ融資をはじめとしたコロナ関連融資により、事業継続等を支援しているところです。また、就労支援につきましては、グッジョブセンターおきなわにおきまして、求職者に対し、生活から就職までのワンストップ支援を行っておりますが、今後は、高齢者や女性など多様な人材の支援を強化して取り組んでいくこととしているところです。

同じく1の(5)、奨学金返還支援事業の実績と拡充についてお答えします。

本事業は、従業員の奨学金返還を支援する企業に対する補助事業で、令和6年1月末時点で31社、164名、補助総額約650万円となっております。本事業の対象は、中小企業基本法に規定される中小企業者で、社会福祉法人や医療法人など中小企業者に該当しない法人につきましては、補助対象外となっております。対象者の拡充見直しにつきましては、他府県の事例を参考に課題等を整理するとともに、関係部局との協議を行いながら検討を進めてまいります。

8、ジェンダー平等等の推進についての(3)、男女

の賃金格差と格差解消の取組についてお答えします。

令和4年賃金構造基本統計調査によりますと、本県の10人以上規模の事業所における常用労働者の所定内給与月額、男性が27万3800円、女性が22万2200円で、5万1600円の差となっております。その主な要因として、男女の平均勤続年数の違いなどが挙げられていることから、県では、女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業の支援等を実施しているところです。また、本県の女性の非正規雇用割合が高いことから、非正規労働者の正規雇用化の促進や待遇改善を行っているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、福祉行政についての御質問の中の(1)のア、生活保護の相談件数等についてお答えいたします。

令和4年度における生活保護の相談件数は9337件、保護開始決定件数は4319件となっており、5年前の平成29年度と比べると、相談件数は2339件33.4%の増、保護開始決定件数は725件20.2%の増となっております。

同じく(1)のイ、生活保護に関する周知についてお答えいたします。

県では、ホームページや町村各世帯への周知用チラシのほか、県の広報誌等を活用し、生活保護の申請は国民の権利であり、ためらわずに相談されるよう、制度の周知を図っているところであります。今年度は、生活保護のしおりに国民の権利である旨を明記するとともに、周知用チラシの紙面を拡充するなど周知の強化を図っております。ポスターの掲示については、その必要性を含め検討してまいります。

2、福祉行政についての御質問の中の(2)、ひとり親世帯の生活状況や支援策等についてお答えいたします。

ひとり親家庭は、子育てと生計維持という2つの役割を一人で担っていることから、安定した仕事に就くことが難しく、収入が少ないなど、様々な課題を抱えております。県では、ひとり親世帯等の生活の安定及び自立を支援するため、好条件の転職等に役立つ資格取得支援や、民間アパートを活用した就労や生活、子育ての総合的な支援等を実施しております。令和6年度からは母子家庭等医療費助成事業の対象を養育者本人まで拡大するほか、離婚前後の父母を対象に、離婚が子供に与える影響や養育費の取決めの重要性、生活や子育てに関する不安を軽減するための講習を実施す

るなど拡充を予定しております。

同じく(3)、障害者及び日常生活支援等についてお答えいたします。

県内の令和4年度末、手帳の交付者数は、身体障害者手帳6万8146人、療育手帳1万7923人、精神障害者保健福祉手帳2万4757人となっております。市町村は障害者総合支援法に基づき、障害者の日常生活を支援する日中一時支援事業や創作的活動等の機会提供、社会との交流促進等を図る地域活動支援センター事業等を実施しております。

県は、引き続き市町村、関係機関等と連携して、障害者の日常生活や社会参加が円滑に行われるよう支援の充実に取り組んでまいります。

6、介護保険制度についての御質問の中の(1)、介護保険制度の改正内容及び公費負担の引上げについてお答えいたします。

介護保険の第1号保険料については、所得の標準段階を9段階から13段階にした上で、高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の引下げ等の見直しが行われ、令和6年度から適用されます。一方で、利用者負担が2割となる一定以上所得の判断基準の見直しや、ケアマネジメントへの利用者負担の導入等については見送りとなりました。令和6年度の介護報酬は、1.59%のプラス改定となっておりますが、訪問介護は基本報酬を引き下げる案が示されています。一方で、新たな処遇改善加算では訪問介護に最も高い加算率が示されています。

県としましては、引き続き全国知事会等を通し、介護保険財政の国庫負担割合を引き上げるなど必要な制度の改善を図るよう要望するとともに、今後示される介護報酬に係る告示を確認し、介護事業所等への周知等に努めてまいります。

同じく(2)、保険料の推移等及び減免制度のある自治体についてお答えいたします。

介護保険制度が始まった平成12年度の県平均の保険料は3618円で、全国平均の2911円を707円上回っていました。現行の県平均の保険料は6826円で、全国平均の6014円を812円上回っており、制度創設時と比べて3208円増加しております。令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画期間における県平均の保険料は、高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により上昇することが見込まれますが、現時点においては確定しておりません。また、保険料の減免については、県内で介護保険を運営する13保険者全てにおいて条例で規定をしております。

同じく(3)、特別養護老人ホームの待機者数と整備

計画についてお答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、令和5年4月1日現在、826名となっており、令和元年10月末現在の758名と比べ68名増加しています。県では、第8期沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホーム等1289床の定員増を計画しており、令和5年度末までに615床整備することを見込んでいます。令和6年度からは、策定中の第9期計画に基づき、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく(4)、介護職員の平均賃金の全国比較、賃金引上げと人材確保についてお答えいたします。

介護職員の給与月額、令和4年賃金構造基本統計調査によると、全国平均25万7500円に対して、沖縄県は21万6300円であり、全国平均の84%程度となっております。介護職員の給与等については、介護報酬の改定、処遇改善加算の見直しが行われます。

県では、処遇改善加算の取得に向けた相談会等を実施しており、今後もその支援に努めてまいります。また、介護職員の確保については、離島における介護専門職の確保に必要な移転費用等の補助、介護福祉士等の養成校の学生に対する修学資金の貸付けなどを行っており、引き続き介護人材確保に取り組んでまいります。

7、学童クラブの待機児童についての御質問の中の(1)、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた取組についてお答えいたします。

令和5年5月時点の放課後児童クラブの待機児童数は1076人と、前年度665人から411人増加しています。令和6年度は、各市町村が第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する年度であるため、県では、各市町村に対して地域住民の意見を丁寧に聞き取り、クラブの利用ニーズを的確に把握した上で計画を策定し、受皿整備に取り組むよう助言しているところです。引き続き市町村と連携して、放課後の子供の安心・安全な居場所の確保に向けて取り組んでまいります。

8、ジェンダー平等の推進についての御質問の中の(1)、パートナーシップ制度の導入についてお答えいたします。

パートナーシップ制度については、令和6年2月までに、20都道府県を含む390余りの自治体が導入しているところです。

県としましては、先行自治体における制度導入までの手続や課題、導入後の実施状況等の収集・整理を踏まえ、引き続き、県内市町村等と意見交換をしながら、制度導入に向けて取り組んでまいります。

同じく(2)、避難所の要配慮者視点に立った備蓄状況についてお答えいたします。

県では、沖縄県備蓄方針に基づき、市町村の備蓄を補完するため、発災から3日間において必要となる物資等を計画的に備蓄することとしており、女性等に配慮した物資として生理用品や小児用ミルク、哺乳瓶、高齢者用おむつなどの物資を備蓄しております。

県としましては、被災者への物資の供給については一義的に市町村の役割になっていることから、女性等のニーズを踏まえた物資の品目選定等について、市町村と意見交換をしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

(糸数 公 保健医療部長登壇)

○糸数 公 保健医療部長 2、福祉行政についての(4)、8050問題の実態と対策についてお答えします。

国が令和4年度に実施した調査から推計しますと、県内の15歳から64歳までのひきこもり者数は、約1万7700人となります。

県は平成28年10月にひきこもり専門支援センターを設置し、ひきこもり当事者や家族の意向を確認しながら支援内容を検討し、生活保護も含め関係機関への同行支援を行っております。令和4年度の相談延べ件数は2386件、相談実人数は331人となっております。相談延べ件数のうち、訪問支援は97件、同行支援は24件となっております。

次に5、子供医療費の高校卒業までの無料化についてお答えします。

県は市町村が実施しているこども医療費助成制度に対し、対象経費の2分の1を補助しており、令和4年度から県内全市町村と連携して、通院対象年齢の中学校卒業までの拡大と現物給付を実施するとともに、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の一部を補助しているところであります。対象年齢を18歳まで拡大することにつきましては、市町村の意向、事業実績、県及び市町村の財政状況を踏まえ協議を行うとともに、国に対し、全国知事会等を通して、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について引き続き要請してまいります。

次に11、PFAS汚染問題についての(3)のうち、PFAS血中濃度調査についてお答えします。

環境省のPFASに対する専門家会議が昨年公表したQ&A集によると、「現時点の知見では、(中略)血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難」であることが示されています。血中濃度の基準に加え、基準を超過した場合の対処方法が定まって

いないことなどから、現時点で県独自の血中濃度調査を実施するには課題があるものと考えております。

県は、住民を対象とした健康に係る調査の実施に加え、血中濃度の基準値やそれを超過した場合の具体的対策例の提示、健康影響等に関する研究の推進について、国に対して要請しているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 3、子供の貧困対策についての中(2)、通学費無料化の対象者拡大についてお答えいたします。

県は、令和2年度から子供の貧困対策として高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施したところであります。これまで、通学区域が全県域の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大し、令和4年度には約5000名を認定しております。令和5年度は、高額通学費が原因で進学等を断念することがないよう中間所得層までの生徒の通学費の一部補助を開始しております。制度のさらなる拡充につきましては、持続可能な支援の在り方を引き続き検討してまいります。

続きまして10、教育行政についての中(1)、国連子どもの権利委員会の勧告についてお答えいたします。

国連子どもの権利委員会は、子どもの権利条約に基づき、日本政府に対して、差別の禁止、子供の意見の尊重など多岐にわたる勧告を行っております。その中で、子供たちが社会の競争的性質によって、発達を害されることなく子供時代を過ごせるよう求めています。

同じく(2)、全国学力・学習状況調査についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるなどの目的があり、学校現場において、児童生徒一人一人の個別支援に生かす等、有効に活用されております。また、文部科学省では調査結果に順位づけはしておらず、過度な競争や序列化等につながらないように配慮しております。引き続き、教員の負担軽減に努めつつ、家庭、学校及び関係教育機関と連携し、学力向上に関する取組の充実を図ってまいります。

同じく(3)、教員の働き方改革の取組、新年度予算案の内容等についてお答えいたします。

県教育委員会では、年度初めに実施したアンケー

トの結果等を踏まえて、「私たちのピース・リスト2023」と題した短期の取組目標を設定し、各学校をはじめ、関係機関へ広く周知しております。また、より実効性のある取組を推進するため、これまで市町村教育委員会やPTA等の関係団体と意見交換等を行ってきており、7月には沖縄県公立学校働き方改革推進本部を設置いたしました。さらに、次年度から実施する次期プランにおいては、「働きやすさ」、「働きがい」、「心身の健康」に関する3つの成果指標と数値目標を設定するとともに、スクールカウンセラーや教員業務支援員等の配置増に向けて、当初予算案を拡充し計上しております。今後、目標の達成に向けて、関係団体との連携強化を図り、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

〔松田 了 企業局長登壇〕

○松田 了 企業局長 11、PFAS汚染問題についての(1)、中部水源からの取水再開による水道水への影響についてお答えします。

令和5年9月以降の少雨傾向により、ダムの貯水率は例年を大きく下回っていることから、1月13日に海水淡水化施設をフル稼働させ、2月11日に嘉手納井戸群のうちPFOS等濃度の低い井戸及び天願川からの取水を再開しました。今後、長田川からの取水を再開するとともに、比謝川からの取水再開についても検討を行っているところであります。なお、嘉手納井戸群等の取水再開後、2月13日及び19日に実施した浄水中のPFOS等濃度は、1リットル中1ナノグラム未満で、引き続き安全な水を提供できているものと考えております。

同じく11の(4)、浄水場におけるPFAS対策費用についてお答えします。

今後、令和6年度から令和9年度までの4年間に必要なPFOS等対策費は、1年当たり10億円程度を見込んでおります。米軍基地由来の蓋然性が高いPFOS等汚染は、国の責任において適切に対処する必要があると考えており、これまでも国及び米軍に対し、汚染原因の究明と必要な対策の実施、企業局が実施する対策に係る費用を負担すること等を要請しているところです。

企業局としましては、引き続きPFOS等対策に係る費用について国が負担することを強く求めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 11、P F A S 汚染問題についての(3)の中の、水質と土壌中の全県調査についてお答えいたします。

県では、県内のP F O S等の残留実態を把握するため、今年度、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域も対象として全県的な水質と土壌の調査を実施しております。調査地点については、市町村と調整の上で決定し、全ての調査地点で検体採取が完了しております。現在、採取した検体を委託事業者が分析中であり、調査結果については、市町村と調整の上で年度末までに公表する予定であります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 12、浦添西海岸の埋立て等についての(1)、西海岸景観地区についてお答えいたします。

浦添市では、市の景観まちづくり計画において、同地区の景観形成方針を、海・空への眺望景観及び貴重な自然環境を保全し、自然景観と調和させることで、新たな顔となるウォーターフロントの創出及びにぎわいのある景観形成に努めることと定めていると聞いております。

県としては、市の方針を尊重し、“美ら島おきなわ”風景づくり協議会の一員として、自然や歴史、地域の特性、人と暮らし、公共空間等の景観向上に向け、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に同じく12の(2)、浦添西海岸の民港建設についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると那覇港港湾計画において、浦添埠頭地区では物流空間の形成や交流・にぎわい空間等を位置づけているとのことでもあります。また昨年、国の関係省庁から那覇港管理組合に対し、総合的防衛力強化に関する政府の取組として、特定利用港湾の説明があったとのことでもあります。

那覇港管理組合としては、引き続き、情報収集に努め、適切に対応していきたいとのことでもあります。

次に同じく12の(3)、那覇港湾施設代替施設に伴う自然環境の保全についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、令和5年3月に改訂した那覇港港湾計画及び近年の港湾を取り巻く情勢の変化を踏まえ、那覇港（浦添ふ頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアルの改定に取り組んでいるとのことでもあります。

那覇港管理組合においては、那覇港湾施設代替施設についても当該マニュアルを踏まえた対応を求めているとのことでもあります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 12、浦添西海岸の埋立て等についての(4)、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。一方で、同施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されております。

県としては、移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えており、引き続き、移設協議会において確認を求めてまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 西銘純恵議員。

○西銘 純恵 議員 最初に再質問、教育長に行います。

フィンランドが少人数学級を進めて、子供を競争に追い立てる、この点数を取る序列化、このテストはやっていないと。それで、学力は世界トップレベルになっているということなんですよ。日本の全国学力テストっていうのが、学校を——実際は点数で発表されますから、学校のランクづけ。子供たちが点数を見ますから、ランクづけをやっているわけですよ。教育というのが本当に競争でふるい分けて、できる子をつくることではないと私は思います。分かる喜びを伝えるのが教育であって、競争教育は、子供の分かる喜びを押し潰すものだと思います。

国連でも、先ほど答弁がありましたけれども、日本の学校教育というのが何度も勧告をされた中身というのは、競争教育で子供たちがストレスにさらされていると。それを改めるべきだと何度も勧告をされています。沖縄もそうですけれども、なぜ日本は不登校やいじめというのが増え続けているのか。競争教育を根本から改めるべきではないでしょうか。だから、最低、全国学力テストというのは、沖縄県がやらないということであれば、やめることができます。ぜひ、参加をしないという立場で検討していただきたいと思いま

す。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今、議員お話のありましたとおり、やはり学校の授業においては、子供たちに分かる喜び、これをしっかり教えることが重要であるというふうに考えております。

今、実施をしております全国学力・学習状況調査、まさに我々は、その子供たちがどこでつまづいているのか、そういったことを試験によって把握をし、そして改善に生かしていく。それが主旨で実施をしているところでございます。今、御指摘のあったとおり、実施に当たっては、過度な競争にならないようにしっかりと留意をしながら、その調査における数値の公表なども調査結果の取扱いについても、実施要領に定めている配慮事項に基づき、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 西銘純恵議員。

○西銘 純恵 議員 教員の未配置の問題、お尋ねします。

直近の未配置は何人ですか。そして、新年度は未配置をなくすことができますか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

直近では、令和6年1月に137名の教員の未配置がございます。今後の取組につきましては、今現在、正規率改善計画も改定しまして、これまでの採用者数を350人から80人増の430人に増やしております。市町村教育委員会と連携しながら、新規採用者の配置等に取り組んでいるところであります。また、引き続き、各種セミナー等の実施も含め様々な取組を推進し、臨時的任用教員の確保に向けて、全庁体制で取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 西銘純恵議員。

○西銘 純恵 議員 デニー知事にお尋ねします。

先ほど学校給食の無料化について、何度も市町村とも調整をされているということで報告がありましたけれども、知事自身が学校給食の無料化の公約をしているんですね。青森県が新年度の当初予算に無料化の予算をつけています。公約実現のために、段階的にも無料化に踏み出すべきではないかと思うんですね、新年度。ぜひそれを知事自身の公約として段階実施を求めたいと思います。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほども答弁させていただきましたが、繰り返しになりますけれども、やはりどのような形で、その給食費の無償化を実現していくかとい

うことについては、引き続き市町村とも協議をしながら、例えば段階的に進めるのか、あるいは何番目の子供から進めていくのかなど、先例事例をしっかりと検討・研究しながら実施に向けて、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○西銘 純恵 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時25分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

瀬長美佐雄議員。

〔瀬長美佐雄 議員登壇〕

○瀬長 美佐雄 議員 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、こんにちは。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビーン。よろしくお願

いします。

代表質問を行います。

能登半島地震でお亡くなりになられた方々に御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧を願い、その支援に全力を尽くすと同時に、沖縄県でも大規模災害が遠くない将来に予測されており、沖縄県地域防災計画が災害時に機能し、万全の備えとなるように総点検を求めたいと思っております。

1、震災の防災・減災対策の強化について。

(1)、能登半島地震に関する被災地・被災者支援の取組状況と計画を伺います。

(2)、被災地への支援員派遣を進め、同時に様々な分野の支援を統括する体制整備が必要ではないか。対応を伺います。

(3)、沖縄県地域防災計画で想定する大規模震災時の対応について。

ア、最大クラスの津波発生時の被害予測、津波避難タワー等の整備状況を伺います。

イ、食料・飲料水等備蓄、電源確保、避難所設置や仮設住宅、災害トイレ、ポータブルトイレの確保状況を伺います。

ウ、水道、公共施設や橋梁等の公共インフラ等や民間住宅等の耐震補強等に関する現状と対策を伺います。

エ、自宅療養者や老人世帯等要支援者、外国人滞在外、観光客への対応の計画と課題を伺います。

2、米軍基地問題について。

米軍嘉手納基地で3か月連続してパラシュート降下訓練が行われました。外来機飛来等による騒音被害は、地元嘉手納町議会の抗議決議に記されているように我慢の限界を超えています。政府は引き続き、基地負担の軽減に努めると述べるものの、逆に県民の負担は増大していると感じます。米軍関係の訓練や米軍関係者による事件・事故の実態と推移を伺います。

沖縄県民に負担と犠牲を押しつけ、米軍の特権を保障する日米地位協定の改定の取組及び我慢の限界を超えた県民の怒りと米軍問題を解決する本県の決意として、米軍嘉手納基地の撤去を日米両政府に求めるべきではないか、見解を伺います。

3、新建議書に逆行する自公政権の戦争準備政策に反対を。

2022年の安全保障関連3文書の閣議決定で、5年間で43兆円、異次元の軍事費が決められ、長距離ミサイル配備や弾薬庫建設と戦争する国が問答無用で強行されています。復帰50年にまとめた平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書を県民に周知し、戦争の準備ではなく、平和の準備を県民ぐるみで推進することをデニー知事に期待し、以下質問します。

(1)、沖縄県土の軍事要塞化、戦争を想定した日米共同訓練や法整備、戦時に備える避難訓練など、沖縄を戦場化へ導く現状への知事の認識を問うものです。沖縄を再び戦場にさせないことが知事の最大の職責ではないか。新建議書に照らし県内の軍事要塞化に反対すべきである。知事の見解を伺います。

(2)、土地利用規制法に基づく特別注視区域等の候補地が指定され、県民監視、経済活動への悪影響等へ懸念が広がっています。反対の意見を表明すべきではないか伺います。

(3)、自衛隊基地のミサイル配備や弾薬庫整備等に県民の不安と怒りが高まり、各地で反対の意思が示されています。うるま市の自衛隊訓練場計画は、住宅地や県立石川青少年の家に近接しており、計画撤回を求めるべきです。見解を伺います。

(4)、アイアン・フィスト24（陸上自衛隊・米海兵隊共同訓練）の沖縄を戦場と想定する訓練に、県民は戦争への危機感を募らせています。負担軽減に逆行する日米共同訓練の中止を求めるべきではないか伺います。

(5)、政府が公共インフラを整備する特定利用空港・港湾は軍事利用を目的とするもので、県管理の空港や港湾を軍事使用させるべきではありません。見解を伺います。

(6)、自衛隊の学校教育現場での職場体験等に、不

安と批判が高まっています。中止を求めるべきではないか見解を伺います。

(7)、自衛隊の靖国神社や宮古神社での組織的参拝も、宗教上の礼拝所を部隊で参拝を禁じた防衛省事務次官通達に違反する行為であり、政教分離を定めた憲法に抵触する事態が起こっています。所見を伺います。

(8)、一括交付金を減額する一方、県土の軍事要塞化が進んでいます。国の予算編成は軍事より民生向上に転換させるべきではないか。振興予算、軍事費の推移等、10年前との比較分析を問う。10年前を起点に、累積額と累積率を問う。

4、沖縄県地域外交基本方針の具体化について。

万国津梁会議の提言は、各委員の専門的知見や経験に裏打ちされた意見が集約された内容であり、この提言の具体化推進で沖縄の未来に明るい希望をもたらすと私は受け止めました。自公政権の軍事力による威嚇、軍事的抑止力とは対極となる21世紀の万国津梁の理念であるだけに、パブリックコメントの意見集約、県民ぐるみで地域外交・民間外交で平和構築の展望を期待して、以下質問します。

(1)、地域外交の考え方、理念と目標、地域外交における沖縄の強みとは何か伺います。

(2)、国連や国際的機関の誘致や関係者の沖縄への招聘などを求めてきましたが、デニー知事を先頭に取り組んできた地域外交の成果と国連等の誘致実現への決意を伺います。

(3)、地域外交を担う人材育成や海外協力を実施するJICA沖縄の事業や研修生らとの連携が有益と思うがどうか。基本方針案での位置づけ、財源確保のための地域外交基金創設の検討状況を伺います。

(4)、沖縄県地域外交基本方針（仮称）案に県民多数の意見を反映させ、基地のない平和な沖縄・新建議書実現を地域外交方針の目標に明記し、県民ぐるみで推進すべきであります。知事の決意を伺います。

5、世界ウチナンチュセンター（仮称）整備とウチナーネットワーク構築について。

世界ウチナンチュセンター計画の発表について、母県沖縄にムートゥヤーがようやくできると国際交流活動を展開する方々から歓迎と期待の声寄せられています。国際協力機構、JICAと連携するウチナーネットワークコンシェルジュの活動の発展につながることを期待して、以下質問します。

(1)、世界ウチナンチュセンター整備決定に至る経過、センターの運営、建設により期待される効果を伺います。

(2)、県内に滞在する海外県系子弟等のネットワーク構築を強化するイベント等を企画し、次回の世界のウチナーンチュ大会の準備につなげてはどうか伺います。

6、党県議団は、農林水産業の振興、食料生産拡大、農家支援の強化を求め続けてきました。戦争と円安による農産物や穀物、飼料や肥料などの物価高騰及び自然災害など、世界的に食料確保が深刻化しています。農産物の自由化はじめ、海外依存の農政を続けてきた国による農業政策の失敗は明らかです。食料自給率の抜本的強化、農家所得補償制度の確立など、自公政権による農業政策の大転換を図り、農業振興を進める立場で、以下質問します。

(1)、食料自給率向上の目標と現状を伺います。

(2)、気候危機への対応、植物工場の施策に関する現状と方針を伺います。

(3)、米や芋、小麦、穀物類等の生産拡大、6次産業化の推進、地産地消の推進を求めてきましたが、新年度の計画を伺います。

(4)、物価高騰対策での農家支援について、この間の支援状況を伺います。物価高騰が続く中であり、県独自の支援策や事業の延長を求めるべきではないか伺います。

7、国連が警鐘する気候危機について。

国連事務総長は、地球温暖化から地球沸騰期に入つたと宣言し、脱炭素社会の早期実現を世界に呼びかけています。しかし、日本は世界から大きく立ち遅れ、環境保護団体からは不名誉な化石賞国家とされています。人類の未来が危機に直面する今、戦争準備などしている場合ではありません。気候危機に対する認識を踏まえた取組を求め質問します。

(1)、沖縄県の地球温暖化対策について、計画と到達を伺います。

(2)、クリーンエネルギーの導入促進や補助金制度の拡充など、新年度の取組や予算額を伺います。

8、公契約条例について。

党県議団は、公契約条例の創設を求め、施行後は条例の目的でもある働く労働者の実質賃金の引上げにつながるような提案を行ってきました。

そこで伺います。

(1)、これまでの成果を伺います。

(2)、実効性のある条例とするための今後の取組を伺います。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

まず、沖縄県地域外交基本方針の具体化についての御質問の中の(1)、地域外交の考え方についてお答えいたします。

沖縄県地域外交基本方針(案)では、沖縄独自の自然、歴史・文化などの、いわゆるソフトパワーや国際ネットワーク等を活用し、県内の様々な主体が多様な分野において各国・各地域との国際的な活動に取り組むことを、沖縄県の地域外交の基本的な考え方として示しております。また、「新時代を切り拓き、世界の平和構築や相互発展、国際的課題に貢献する「21世紀の万国津梁」を実現する。」ことを地域外交の理念に掲げ、国際平和創造拠点、グローバルビジネス共創拠点、国際協力・貢献拠点の3拠点の形成を目指すという目標を示しております。

私は、沖縄の地理的優位性、豊かな精神文化、島嶼地域としての優れた知恵、県系人並びに多分野における国際的なネットワークを沖縄県が持つ強みとして最大限に活用し、これまで以上に積極的に地域外交を展開してまいります。

次に、世界ウチナーンチュセンター(仮称)整備とウチナーネットワーク構築についての御質問の中の(1)、世界ウチナーンチュセンターについてお答えいたします。

世界のウチナーンチュの交流拠点については、国際交流団体代表者や移民研究者等で構成される世界ウチナーンチュセンター設置支援委員会により設置が要請されてまいりました。

沖縄県では、交流拠点に必要な機能や設備規模等を精査し、設置に向けて検討を重ねてまいりました。そして今般、①、交流拠点、②、移民資料の収集・展示、③、学習・普及の場、④、相談窓口の4つの機能を備えた施設として、世界ウチナーンチュセンター(仮称)を、マリンタウンMICEエリアに建設予定の大型MICE施設に併設し整備をすることといたしました。大型MICE施設には、約1万人を収容できる展示棟や、多くの会議室などが整備されることから、世界のウチナーンチュ大会の開会式・閉会式、あるいはその他国際交流イベントの開催も可能となります。母県沖縄におけるシンボルとして、また、世界のウチナーンチュの心のよりどころ、いわゆるムートゥヤーとして、このセンターに県内外、海外から多くのウチナーンチュが集い、交流することで地域外交において大きな役割を担うウチナーネットワークの継承・発展につなげてまいります。

次に、国連が警鐘する気候危機についての御質問の中の(2)、クリーンエネルギー導入促進等に係る新年度の取組と予算額についてお答えいたします。

沖縄県では、2050年度脱炭素社会の実現に向け、クリーンエネルギーの導入促進や省エネ等に係る新年度予算として、約15億4000万円を計上したところです。令和6年度の新たな取組としましては、本島内における太陽光発電設備等の導入支援や、風力発電及び海洋温度差発電の可能性調査等の実施を計画しております。また、県民向けの省エネ性能の高い家電製品への買換え支援や、タクシー及びレンタカー事業者への電動車の導入促進支援を実施することとしております。

沖縄県としましては、沖縄振興予算に加え、各省庁の予算を積極的に活用し、SDGs推進の基本理念等も踏まえ、2050年度脱炭素社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

(溜 政仁 知事公室長登壇)

○溜 政仁 知事公室長 1、震災の防災・減災対策の強化についての中の(1)、被災者支援の取組についてお答えいたします。

県では、被災者支援として、県内への避難に係る往復航空運賃及び3食つきの宿泊費用支援に取り組んでおります。2月22日までに85件224人からの申請があり、22件52人を受け入れたところです。また、滞在中の経済的負担を軽減するために支援金を給付することとしており、2月22日時点で申込件数は44件となっております。その他、中長期的な避難をされる方への支援としては、県営住宅への一時入居及び家具・家電の無償貸付けや生活再建を図るための生活支援給付金に取り組んでおります。

同じく1(2)、被災地への支援体制等についてお答えいたします。

県では、去る1月5日に令和6年能登半島地震沖縄県支援対策本部を設置し、全庁で支援活動を推進する体制を整備しました。各部が行っている被災地への人的支援や沖縄県に避難される被災者への支援等、様々な分野の支援については、同対策本部において支援内容を取りまとめ、情報共有を行っております。なお、被災地への人的支援については、石川県に向けて、精神科医療支援を行うDPAT、災害発生直後から活動を行うDMAT、県警広域緊急援助隊、災害ボランティアの引率を行う県職員等、2月22日時点で合計60人を派遣しております。

同じく1(3)のア、津波被害想定及び津波避難タワー等についてお答えします。

沖縄県地域防災計画が想定する地震のうち、最も被害の規模が大きいとされる沖縄本島南東沖地震3連動では、死者1万1340人、建物全壊5万8346棟の被害が想定されており、多くが津波によるものと見込まれております。津波に備えて市町村が指定した指定緊急避難場所については、令和5年10月1日現在、29市町村に1018か所が指定されており、令和4年度末に比べ119の増となっております。

県としては、今後とも市町村と連携して指定促進に取り組んでまいります。

同じく1(3)のイ、食料・飲料水等の備蓄、電源確保、避難所、災害トイレ等の状況についてお答えします。

県及び市町村における食料・飲料水等の備蓄については、令和5年5月現在、発災から3日分を想定し食料約14万人分、飲料水約12万7000人分を確保しております。指定避難所における非常用発電機等の確保については、令和4年12月現在、383か所となっております。津波被害が及ばない指定避難所については、令和2年10月現在、594か所指定しております。仮設住宅については、応急仮設住宅の建設に関する協定等に基づき、協定を締結した団体及び市町村と連携し、円滑な提供に取り組む体制を整えております。災害時に設置が可能なマンホールトイレについては、令和5年3月現在、県内で133個設置されております。ポータブルトイレについては、令和4年12月現在、356か所の指定避難所で確保しているところです。

次に2、米軍基地問題についての中の(1)、事件・事故の推移、日米地位協定の改定等についてお答えいたします。

復帰から令和5年末までの米軍構成員等による刑法犯検挙件数は6235件であり、墜落などの米軍演習等に係る事故は2690件発生しております。特に、令和5年の刑法犯検挙件数は72件と、直近10年間で最も多くなっております。米軍の事件・事故が繰り返される要因は、過重な基地負担や日米地位協定にあると考えております。また、嘉手納飛行場では、外来機の飛来による騒音被害、パラシュート降下訓練の実施や無人偵察機配備等により、周辺住民の負担が増大しております。

このため県は、機会あるごとに日米両政府に対し、在沖米軍基地の整理縮小や日米地位協定の抜本的な見直し、航空機騒音の軽減等を要請しております。

次に3、新建議書に逆行することについての中の

(1)、沖縄を再び戦場にさせないための見解についてお答えいたします。

県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。このため新たな建議書では、こうした事態が生じることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めたところです。また、基地問題に関する国民的議論を喚起するための情報発信、アジア太平洋地域との連携構築の取組を通じて、沖縄を戦場にさせないとの県民の思いを積極的に発信してまいります。

同じく3(2)、重要土地等調査法に対する見解についてお答えいたします。

沖縄県においては、既に広大な米軍基地が県土の有効利用を阻害していることに加え、注視区域等の指定によって、社会経済活動の支障や県民の基本的人権の侵害が生じることは決してあってはならないと考えております。そのため、昨年6月、国に対して指定の区域は真に最小限度とすることなどを求める意見書を提出し、去る1月31日にも同様の趣旨の意見書を提出したところです。

同じく3(3)、うるま市陸上自衛隊訓練場の整備計画についてお答えいたします。

去る2月11日に防衛省が実施した説明会では、参加された多くの住民から計画に強く反対する意見が相次いだと承知しております。また、2月16日に、うるま市石川地区自治会長連絡協議会から知事に対し、計画の断念を求める要請があったところです。このため、2月17日の防衛大臣との面談において知事から、政府においては、近隣住民の様々な不安を真摯に受け止め、地元の意向を尊重する姿勢を示すこと、計画を一旦白紙に戻し検討することを求めたところです。

同じく3(4)、負担軽減に逆行する日米共同訓練についてお答えいたします。

防衛省は、2月25日から3月17日までの間、県内ではキャンプ・ハンセンや金武ブルー・ビーチ訓練場において、陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練アイアン・フィスト24を実施するとしております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。引き続き、情報収集を行い適切に対応してまいります。

同じく3(7)、自衛隊による集団参拝についてお答えいたします。

昭和49年の防衛事務次官通達では、自衛隊員の宗教的活動について「神祠、仏堂、その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝すること（中略）は厳に慎むべきである。」とされております。防衛省は、靖国神社の参拝は、部隊参拝に当たらないとしていますが、政教分離に反するとの指摘もなされているところです。いづれにしましても、自衛隊をはじめ国の機関においては、法令を遵守し、法令の範囲内で活動すべきであることは当然であると考えております。

同じく3(8)の中の防衛関係費の10年前との比較についてお答えいたします。

令和6年度予算案に計上されている防衛関係予算額は7兆9496億円で、平成26年度予算額4兆8848億円と比べ、3兆648億円、約63%の増となっております。

次に4、沖縄県地域外交基本方針の具体化についての中の(2)、地域外交の成果についてお答えいたします。

令和5年度においては、コロナ禍で停滞していた経済交流や文化交流を再び活性化させることなどを目的に、知事や副知事が韓国、中国、アメリカ、カナダ、ブラジル、スイス、台湾、フィリピン、シンガポールを訪問し、積極的に海外との国際交流・地域外交に取り組みました。例えば、知事は、7月に中国北京で李強首相と面談し、ビザの緩和や直行便の復便につながりました。また、9月には、スイス・ジュネーブの国連人権理事会で、国際社会に米軍基地問題や県民の平和を希求する思いを訴えました。さらに、照屋副知事は、5月に済州フォーラムの基調講演において、平和を希求する「沖縄のこころ」や地域外交に積極的に取り組む姿勢を発信しました。これらの取組により、大変大きな成果を上げることができたと考えております。

同じく4(3)、人材育成、JICA沖縄との連携及び地域外交基金の創設についてお答えいたします。

沖縄県地域外交基本方針（案）において、JICA沖縄との連携による国際協力・貢献活動や、地域外交を担う人材育成は重要な戦略の一つとして位置づけており、令和6年度から関係部局等と連携して積極的に取り組んでまいります。また、地域外交を積極的に展開する上で、予算の確保は重要と考えており、基本方針（案）においても、必要な予算を確保するよう努めることとしております。議員御提案の地域外交基金につきましても、財源確保策の一つとして、関係部局と調整してまいりたいと考えております。

同じく4(4)、基地のない平和な沖縄の実現の明記についてお答えいたします。

県では、令和4年5月に策定した新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、基地のない平和の島をあるべき県土の姿として示すとともに、新たな建議書において、政府に対しその実現に一層取り組むよう求めました。沖縄県地域外交基本方針(案)は、同基本計画に基づくものとしていることから、議員御提案の趣旨もこの中に含まれていると捉えております。

県としましては、地域全体の緊張緩和と信頼醸成に貢献するべく、沖縄独自の地域外交を積極的に展開してまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

(糸数 公 保健医療部長登壇)

○糸数 公 保健医療部長 1、震災の防災・減災対策の強化についての(3)のウのうち、水道の耐震化の現状及び対策についてお答えします。

令和3年度における本県の基幹管路の耐震適合化率は、30.4%となっており、全国平均の41.2%と比べて低い状況となっております。

県では、国内で頻発する自然災害に備えるため、新たな管路の新設や老朽管の更新に当たっては、耐震性を有する耐震管を布設するよう、市町村等に対し指導しており、国へのさらなる財政支援についても要望してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 1、震災の防災・減災対策の強化についての(3)のウのうち、公共インフラや民間住宅等の耐震化についてお答えいたします。

土木建築部が所管する道路、港湾、空港等の公共インフラについては、災害に備えた定期的な点検を実施しながら耐震化に取り組んでおります。民間住宅では、国が実施した統計調査に基づく推計によると、耐震化率91%となっております。また、国や市町村と連携して、民間建築物も含めた耐震化への普及啓発や耐震補強等に対する負担軽減に取り組んでおります。

県としては、引き続き県民の生命と財産を守るため、公共インフラ等の計画的な耐震化を推進してまいります。

次に3、新建議書に逆行することについての(5)、特定利用空港・港湾に係る県の見解についてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾とは、民

間との共用を前提に自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことであります。現時点において、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 1、震災の防災・減災対策の強化についての御質問の(3)のエのうち、自宅療養者や老人世帯等要支援者への対応の計画と課題についてお答えいたします。

災害時要配慮者に対しては、市町村において避難行動要支援者名簿を作成し、その一人一人について個別避難計画を策定し、状況に応じて福祉避難所や避難所等へ避難させることとなっております。県では、昨年の台風6号災害において、避難所の設備体制や医療的ケアを必要とする者への対応等に課題があったことから、県医師会と連携して市町村説明会を開催し、避難所の環境整備等の改善を促したところです。

県としましては、引き続き市町村における要配慮者支援体制の強化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、震災の防災・減災対策の強化についての(3)のエのうち、外国人滞在者、観光客への対応についてお答えします。

沖縄県地域防災計画では、大規模災害時における在住外国人や観光客への対応として、多言語による情報収集・発信や帰宅困難となった観光客の帰宅支援等が必要とされております。課題として、多言語対応ができるスタッフの確保、災害時の限られた輸送能力を活用した帰宅支援の実施等が挙げられます。県では、関係機関と連携し、在住外国人のための防災パンフレットの作成や、要配慮者を含む観光客の帰宅支援に係る図上訓練等を行っており、引き続き災害に備えた危機対応力の向上を図ってまいります。

次に5、世界のウチナーンチュセンター(仮称)整備とウチナーネットワーク構築についての(2)、海外県系子弟等のネットワーク構築についてお答えします。

現在、海外県系子弟等が、留学、就職や移住で沖縄県内に一定程度在住しており、このような方々はウチ

ナーネットワークの強化に重要な役割を担うものと認識しております。

県としては、世界ウチナーンチュセンター（仮称）を整備するとともに、JICA沖縄等と連携したウチナーネットワークコンシェルジュの効果的な運用や、10月30日の世界のウチナーンチュの日を中心としたトークイベントの開催など、県内在住者と関連団体との交流、団体相互の連携を図る取組を推進してまいります。このような取組が次の第8回世界のウチナーンチュ大会に向けた機運醸成につながるものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 3、新建議書に逆行することについての(6)、学校における職場体験についてお答えいたします。

職場体験は、勤労観・職業観の育成に向け、学ぶことや働くことの意義を理解し、主体的に進路を選択決定する態度や意欲を培うことを目的に各学校において実施されております。実施に当たっては、様々な職種や内容、安全面等を十分検討するとともに、保護者の同意を得て、市町村教育委員会の指導助言の下に学校長の判断で行われているものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 3、新建議書に逆行することについての(8)のうち、沖縄振興予算の10年前との比較についてお答えいたします。

令和6年度の沖縄振興予算案は2678億円で、平成26年度当初予算額3501億円に比べると、823億円の減となっております。そのうち、国直轄事業については、平成26年度において、那覇空港滑走路増設事業等により、前年度の平成25年度と比べ、296億円増の1204億円となり、その後は横ばいで推移しておりますが、一括交付金を含む県や市町村への地方向け補助金は、減額が続いてきたところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 4、沖縄県地域外交基本方針の具体化についての(2)のうちの国連機関等の誘致についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域のさらなる発展と持続的安定に貢献するため、平和発信拠点としての認知を深

める観点から、国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信などに取り組んでおります。こうした中、今年度中に策定する沖縄県地域外交基本方針（案）において、個別プロジェクトとして国際機関の誘致が盛り込まれたところです。国際機関等の誘致に向けては、これらの平和発信拠点の形成に係る取組も踏まえながら、関係部局と連携して求める機能の整理を行い、対象となる機関について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 6、農林水産業の振興、食料生産拡大、農家支援の強化についての(1)、食料自給率の現状と目標についてお答えいたします。

本県の食料自給率は令和3年度概算値で、カロリーベースで32%、生産額ベースで52%となっております。また、令和13年度の目標値については、国と同様に、カロリーベースで45%、生産額ベースで75%と設定し、各種施策に取り組んでいるところであります。

食料自給率の向上については、生産拡大が重要なことから、県としましては、各種生産振興対策、担い手の育成・確保や経営力強化、生産基盤整備の促進、耕作放棄地を含む農地の有効活用など、農林水産物の生産拡大による食料自給率の向上に努めてまいります。

同じく(2)、気候変動への対応と植物工場についてお答えいたします。

植物工場は季節や天候に左右されず、葉野菜等を計画的かつ安定的に生産できることから、気候変動への対応として期待される技術の一つと考えられています。一方、県では、平成24年度から26年度に実証事業を実施しており、冬春期の県産野菜との競合、ランニングコストの低減等、人工光型植物工場の課題が明らかとなっております。

県としましては、植物工場などのスマート農業の技術開発とともに、耐候性園芸施設や省力化機械などスマート技術の導入支援等に取り組んでまいります。

同じく(3)、小麦等の生産拡大、6次産業化、地産地消の計画についてお答えいたします。

県では、水稲、カンショの経営所得安定対策や優良種苗配付等を実施するとともに、新たに沖縄そばの原料を県産小麦とする取組を実施し、小麦の生産拡大を図ることとしております。また、地産地消や6次産業化の推進につきましては、農林水産業への県民の理解を促進する花と食のフェスティバルや、商品開発に取り組む事業者を支援する加工品グランプリの開催に加

え、県内ホテル等への県産食材のマッチングなどを計画しております。

県としましては、引き続き、県産農林水産物の生産振興や消費拡大に取り組んでまいります。

同じく(4)、物価高騰に対する生産者支援と事業の延長についてお答えいたします。

近年の生産コストの上昇により、生産者の経営は厳しい状況にあります。このため、県では、肥料・飼料、水産関連の物価高騰等に対する県独自の支援として、令和4年度及び令和5年度の補正予算において総額約37億円を措置したところであります。また、畜産農家への支援策については、配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を継続的に実施することとし、令和6年度当初予算案に約3億2000万円を計上しているところであります。

県としましては、引き続き資材価格の動向及び国の対策等を注視し、生産者の経営安定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

(多良間一弘 環境部長登壇)

○多良間一弘 環境部長 7、国連が警鐘する気候危機についての(1)、地球温暖化対策の計画と到達についてお答えいたします。

県では、令和5年3月に改定した第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、2030年度までに、県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で31%削減することを中期目標として掲げています。最新の統計値である2020年度の県内の温室効果ガス排出量は1143万トンで、基準年度である2013年度から9.3%減少している状況にあります。

県としましては、同計画で掲げた各種施策を着実に推進することで、中期目標の達成を目指してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

(松永 享 商工労働部長登壇)

○松永 享 商工労働部長 8、公契約条例についての(1)及び(2)、沖縄県の契約に関する条例の成果等についてお答えします。8の(1)と(2)は関連しますので、一括してお答えします。

県では、沖縄県の契約に関する条例の実効性を確保するため、沖縄県の契約に関する取組方針を策定し、同方針に基づく取組を推進しているところです。具体的には、最低制限価格の設定や社会保険の加入促進等により、事業者等の適正な利益の確保や労働環境の整

備に寄与しているものと考えております。今後の取組としましては、価格等の変動が生じた場合の契約変更の必要性に係る協議を行うことや、企画競争型随意契約の相手先選定等において、沖縄県所得向上応援認証企業を評価することなどにより、公共サービスの質の確保及び地域経済の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

(當間盛夫 議員登壇)

○當間 盛夫 議員 議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○當間 盛夫 議員 皆さん、こんにちは。

維新・無所属の会を代表いたしまして、質問を行いたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

まず、能登半島地震でお亡くなりになりました方々の御冥福と被災された皆様が一日でも早く日常を取り戻せるように私たちも全力で応援をし、県としても地域の要望に沿える復興に向けた取組を求めています。また、ロシアによるウクライナ侵攻から2年。イスラエルとハマスの武力衝突で多くの国民、子供、女性が犠牲になっています。一日でも早い停戦や問題解決に向けて全世界が取り組むことを期待し、分断ではなく共に暮らす社会を求めています。

それでは、知事の施政方針について伺います。

今回の施政方針では、「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」を重点的に取り組むとある。しかし、県経済では、離島振興なくして沖縄の振興なしとあり、最重要課題と位置づけながら具体策がありません。2050二酸化炭素排出実質ゼロを掲げておりますが、予算の措置が感じられず支援策も乏しい。また、稼ぐ力や食料自給率の向上、鉄軌道等の交通政策でも具体的取組が感じられません。「子どもは沖縄の未来」についても具体的財源確保策がなく、給食費無償化においては、実施予定を2年か3年後と言われております。青森県では、今年実施されるとのことですが、本来は沖縄県が先行すべきではなかったのでしょうか。そして基地問題では、基地問題だけは全身全霊で取り組むとあるが、具体的解決策が示されていない施政方針では本気度もなく、総花的になっていると思います。

そこでお伺いいたします。

(1)、基地問題について。

ア、翁長・玉城県政での在沖米軍基地の整理縮小状況と自衛隊の配備拡張状況を伺います。

ウ、県内大学での講演で、学生からの「辺野古に基地が完成してしまった場合、沖縄県政はどうするのか」という質問にどのように回答されたのかを知事にお伺いをいたします。

エ、辺野古移設で「対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を、粘り強く求めてまいります。」との解決策とはどういうことなのかをお伺いいたします。

オ、「美しい海を埋め立てて新たな基地を建設する代執行を行うなど、沖縄の過重な基地負担の格差を永久化、固定化しようとしています。」ということで批判しておりますが、那覇港湾施設代替施設推進との整合性をお伺いをいたします。

カ、うるま市での陸上自衛隊の訓練場新設は、過重な基地負担の格差の観点からも玉城県政では明確に反対し、米軍施設との整理統合を求めるべきではないか見解をお伺いいたします。

(2)、離島振興について。

ア、離島振興なくして沖縄の振興なしと県政の最重要課題と位置づけているとありますが、具体的取組をお伺いします。

イ、久米島での海洋深層水施設増設に関し、県も積極的に取組を行うべきと考えるが取組状況をお伺いをいたします。

ウ、交通格差の解消は重要な政策であります。粟国等小規模離島に就航する第一航空や久米島での民間の高速船就航への県の支援策をお伺いいたします。

(3)、公共施設でのPFI等官民連携について伺います。

ア、調査事業だけで5年以上になる中央卸売市場の再整備の方針策定の取組状況をお伺いいたします。

イ、Jリーグ規格スタジアムについて、奥武山公園全体を計画構想すべきとこれまでも提案しましたが、今回当初規模を1万人とする段階的な整備とありますが取組状況をお伺いをいたします。

(4)、多様な人材の活躍促進について。

ア、外国人材の受入れ環境整備等の推進は、官民連携した取組をどのように構築していくのかをお伺いいたします。

イ、浦添・具志川職業能力開発校の訓練の見直し、予算措置の拡大、機能強化について取組状況をお伺いいたします。

(5)、大規模災害等について。

ア、県・市町村の災害時対応の備蓄状況と県内の給

水車や災害時におけるパトカー、救助活動を速やかに行うことができる装備の車両状況をお伺いいたします。

イ、災害時におけるホテル等の避難所としての連携、食料・生活品支援等のスーパー、コンビニ等の連携についての取組状況をお伺いいたします。

ウ、学校や公民館等の避難所の防災施設としての強化整備の取組状況をお伺います。

エ、被災した石川県の子供たちを夏休みに沖縄に招待することについての見解をお伺いいたします。

(6)、公共施設でのLED化についてであります。

ア、直管型蛍光灯の製造禁止と電気料金、脱炭素対策からも県有施設のLED化は喫緊の課題と前回指摘しております。県有施設だけの問題ではなく、市町村や民間施設への対応策や周知啓発など、知事部局、教育庁、県警や民間専門家も交えた総合的に検討する部署が必要と考えておりますが進捗状況と見解をお伺いいたします。

2、林官房長官への要望書について。

これまでの慣習とはいえ、振興予算や子供貧困対策予算の要望と辺野古断念等の基地問題を要望書として同時に行うことは理解できません。玉城県政では、令和6年度の振興予算は減額されているのですから、感謝ではないはずです。また、基地問題では、要望ではなく、玉城知事としては抗議すべき事柄ではないでしょうか。全く本気度が感じられません。

そこでお伺いいたします。

(1)、15項目の要望を行ったようですが、面談時間15分間で何を重点に要望されたのか伺います。

(2)、マスコミ報道で林長官に「辺野古中断を」とありますが、辺野古は造らせないと公約や施政方針とも違い、公約違反でうそをついていることになりませんが見解をお伺いいたします。

(4)、鉄軌道の事業化に向けた取組の加速化について、国と県で連携し、継続的に協議する場を令和5年度中に設定することとありますが、県も交通局を設置し連携できる体制を構築すべきではないか見解をお伺います。

(5)、分蜜糖製糖工場安定操業対策における財政支援について、老朽化対策など県が担う役割は何かをお伺いいたします。

(6)、学校給食費無償化については、国が財源も含め具体的な施策を示さなければ県としてはやらないということなのかをお伺いいたします。

(7)、PFOS等対策の実施について、基地に起因することで対策費用等は当然に国の負担で行うべきで

あり、水不足への対応ということで新たに大規模淡水化施設の設置を要望することのほうが最良だと思いますが見解をお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の施政方針についての(1)のエ、辺野古移設における対話による解決策についてお答えいたします。

政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までには約12年を要するとされており、さらなる工期の延伸も懸念されます。このため沖縄県は、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えており、同飛行場の県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を求めているほか、返還までの間の危険性除去の取組として、オスプレイ12機程度の県外拠点配備などを提案しております。県はかねてから、政府に対し、埋立工事を中止し、問題解決に向けた県との対話の場を設けるよう求めており、県と政府が率直な話し合いを行うことで問題解決の糸口を探りたいと考えております。

次に、知事の施政方針についての御質問の中の(2)のア、離島振興の具体的な取組についてお答えいたします。

令和6年度予算案においては、交通・生活コストの負担軽減などの生活基盤の整備、移住の促進、関係人口の創出、離島の魅力を生かした産業振興などを図るため、離島振興予算として約634億3000万円を計上しており、令和5年度に比べ、約37億円の増額となっております。具体的な取組としては、新たに自動運転交通サービス地域実装推進事業に約1億5000万円を計上しているほか、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業に約28億7000万円、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業に約4億6000万円、離島空港ターミナルビルの耐震対策等を行う、緊急防災・減災事業に約3億2000万円、離島観光活性化促進事業に約1億円、移住定住促進事業に約9000万円などを計上しております。また、離島航空路チャーター運航支援事業については、地元町村との協調補助における、県と地元町村の負担割合を1対1から2対1へ変更し、約1億1000万円を計上しております。

沖縄県としては、離島振興を県政の最重要課題と位置づけ、引き続き、定住条件の整備などの諸施策に全

力で取り組んでまいります。

次に、林官房長官への要望書についての(6)、学校給食費の無償化についてお答えいたします。

子供は沖縄の未来であり、学校給食費の無償化については、未来への投資と考えております。豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。なお、この学校給食費無償化につきましては、保護者や市町村の意見を丁寧に把握することが重要であることから、今年度は、保護者を対象に実施したアンケートや市町村との意見交換を基に、現在、予算規模、実施方法等について、教育庁及び総務部をはじめ知事部局を含めて、様々な視点から検討を行っているところであります。少子化の解消に向けて、子供が複数いる家庭の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、しっかりと方向性を打ち出していきたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の施政方針についての(1)のア、米軍基地の整理縮小と自衛隊の配備拡張の状況についてお答えいたします。

平成26年12月の翁長知事の就任後、令和4年度末までに返還された米軍基地は、平成28年の北部訓練場の過半の土地など、約4170ヘクタールとなっております。一方、自衛隊基地については、与那国駐屯地、宮古島駐屯地及び石垣駐屯地が新設され、約89ヘクタール増加しており、また、県内の自衛官の人数は、約1500人増加しております。

同じく(1)のウ、県内大学での講演についてお答えいたします。

去る1月27日に沖縄国際大学で行った講義の質疑応答で、学生からの質問に対し、知事は、恐らく多くの県民には、依然として、これ以上辺野古も含めて基地の使用については反対だという声は残り続けるのではないかと思いますとした上で、もし万が一辺野古に基地が造られた場合には、その造った基地にある、いわゆるキャンプ・シュワブの部隊は県外もしくは国外に早期に移転をしてほしいと要請することになるとお答えしております。

次に同じく1(1)のオ、新たな基地建設と那覇港湾施設代替施設との整合性についてお答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において確認されてきたところです。また、儀間元浦添

市長は、那覇港港湾区域内での場所の移設となることから、整理整頓の範囲内であると考えている旨の発言をしております。一方、政府が推進する普天間飛行場代替施設建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

同じく1(1)のカ、うるま市の陸上自衛隊訓練場の整備計画についてお答えいたします。

去る2月11日に防衛省が実施した説明会では、参加された多くの住民から、計画に強く反対する意見が相次いだと承知しております。また、2月16日に、うるま市石川地区自治会長連絡協議会から知事に対し、計画の断念を求める要請があったところです。このため、2月17日の防衛大臣との面談において、知事から、政府においては近隣住民の様々な不安を真摯に受け止め、地元の意向を尊重する姿勢を示すこと、計画を一旦白紙に戻し検討することを求めたところです。

同じく1(5)のアの中の、災害時の給水車等の車両配備状況についてお答えいたします。

給水車の配備については、令和6年2月現在、沖縄総合事務局2台、那覇市1台、宜野湾市1台を配備しており、自衛隊においても、県内に水タンク車、水トレーラー、浄水セットを配備しております。そのほか災害時等は、給水タンクをトラックで運搬し給水する方法などの対応をしております。また、災害時に救助活動を行う車両については、県内市町村の消防本部に多数の救助資機材を搭載した救助工作車20台を配備しているところです。

同じく1(5)のイ、災害時におけるホテル組合及びコンビニ等との協定についてお答えいたします。

県では、大規模災害時に旅館やホテルなどの宿泊施設を避難所として利用できるよう、県ホテル旅館生活衛生同業組合と協定を締結し、配慮を要する高齢者等に対し、宿泊や食事などを提供することとしております。また、民間の大手スーパーやコンビニエンスストアとの間で、災害時における食料等の提供を目的とした、災害時における物資の供給に関する協定書等を締結しております。

県としましては、関係団体と協定に基づき、引き続き災害時の避難所や食料等の確保に努めてまいります。

同じく1(5)のウの中の、公民館等の避難所強靱化整備の取組についてお答えいたします。

市町村においては、災害対策基本法施行令に定められている指定基準に基づき、公民館等を指定避難所と

して指定するとともに、耐震化や避難所機能強化に取り組んでおります。市町村では避難所における発電機やポータブルトイレ等の備蓄を行っており、要支援者も利用できる仮設トイレの導入や受水槽の設置にも取り組んでおります。

県としては、引き続き、断水対策のための給水設備の整備やマンホールトイレの導入など、国の支援事業の活用も促しながら、市町村と連携して避難所機能強化に取り組んでまいります。

次に2、林官房長官への要望書についての(2)、辺野古中断との発言と公約についてお答えいたします。

県はかねてから、辺野古新基地建設問題は、対話によって解決策を求めていくことが重要であると繰り返し述べております。知事は、去る1月28日に林官房長官と面談した際、県民の理解が得られない辺野古移設計画の断念、辺野古新基地建設問題の解決に向けた沖縄県との対話に応じることなどを求めており、その上で、対話を実現するため工事の中断を求めたものであり、公約と矛盾するものではないと考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 1、知事の施政方針についての(2)のイ、久米島町海洋深層水施設新設についてお答えいたします。

久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。そのため県では、町の計画へ対応するため、企画部を中心とする関係部局で、令和5年12月、町から防衛省の補助金を活用した全体計画概要版の説明を受けました。計画内容には、一部解決すべき課題があり、現在、町が課題の整理を行っているところです。

県としましては、様々な観点から町と意見交換を行うなど、課題の解決に向け、技術的な支援を行ってまいります。

同じく1の(2)のウ、粟国路線や久米島での高速船就航への県の支援についてお答えいたします。

現在、粟国路線については、運航に伴う欠損に対し、県と粟国村で1対1の協調補助をしているところですが、財政基盤の脆弱な村の負担を軽減するため、令和6年度当初予算案では、県と村の負担割合を2対1へ変更して予算計上しております。

また、久米島での高速船就航については、現在、国、県、久米島町、民間航路事業者において意見交換

を行っているところであり、県においても、引き続き航路事業者からの就航に向けた相談に対応してまいります。

次に2、林官房長官への要望書についての(1)、林官房長官への要望についてお答えいたします。

去る1月28日に、知事と林官房長官の初めての面談が県庁で行われ、この中で、知事から林官房長官に対し、沖縄振興予算の確保、物価高騰等への対応、米軍基地問題の解決など計15項目を盛り込んだ要望書等を手交いたしました。今回要望した項目はどれも重要ですが、林官房長官は沖縄の基地負担軽減担当大臣を兼務していることを踏まえ、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題については特に重要であると認識しており、知事からはこの点について強く申し上げたところです。

同じく2の(4)、鉄軌道事業化に向けた交通局の設置についてお答えいたします。

鉄軌道の導入は、基地跡地、都市計画や観光客の移動等、様々な施策と総合的に連携する必要があることから、交通運輸政策に係る総合的企画を所管する企画部が推進しております。当部の交通政策課において、関係部局から技術職も配置し、鉄軌道、モノレール等の交通システムやフィーダー交通を含め、総合的に政策を推進しているところです。特に、鉄軌道の早期導入に向けては、同課の公共交通推進室が中心となって関係部局と連携を図りながら、国との協議を進めております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

(前門尚美 農林水産部長登壇)

○前門尚美 農林水産部長 1、知事の施政方針についての(3)のア、中央卸売市場の再整備方針策定についてお答えいたします。

中央卸売市場の再整備に向けた検討については、市場のコンセプトや活性化の方向性、施設の規模、機能、施設使用料、整備手法などについて合意形成を図っていくことが重要であると考えております。このため、令和5年度においても市場関係者等による検討委員会を設置し、議論を進めてまいりました。令和6年度は、これまでの議論を踏まえ、民間資本の活用に関する実現可能性を検討するため、民間事業者のノウハウやアイデアを募る、サウンディング調査等を進めてまいりたいと考えております。

次に2、林官房長官への要望書についての(5)、分蜜糖製糖工場の老朽化対策における県の役割についてお答えいたします。

老朽化が著しい分蜜糖製糖工場につきましては、地域のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、令和2年に沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議を設置し、老朽化対策に係る方策について検討を重ねております。一方、製糖工場の建て替えにおいては、多額の建設費用を要することから、事業実施主体の費用負担や財源確保等が課題となっております。

県としましては、製糖工場の安定操業が重要であることから、引き続き、早期の工場整備に向け、関係機関との協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、知事の施政方針についての(3)のイ、Jリーグ規格スタジアム整備の進捗についてお答えします。

Jリーグ規格スタジアムの整備については、法手続への対応、既存イベントとの調整、整備費の縮減、財源の確保等の課題整理に取り組んでおります。今年度は、コスト縮減と効率的な運営を目的に、2万人規模の収容として整備する手法と、当初は1万人規模として整備した後、2万人規模へ段階整備する手法との比較検討を行いました。また、PFIによる事業実施や整備後の運営方法、にぎわい創出の方策等について、有識者ヒアリングや民間事業者サウンディング等を実施しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

(松永 享 商工労働部長登壇)

○松永 享 商工労働部長 1、知事の施政方針についての(4)のア、外国人材に係る官民連携の取組についてお答えします。

県では、県内企業を対象とした相談窓口の設置や在留資格制度に関するセミナーの開催など、外国人材の受入れ環境の整備に取り組んでいるところです。また、出入国在留管理局那覇支局、沖縄労働局及び沖縄県国際交流・人材育成財団との共催により外国人向けの就労相談会を行うなど、外国人材の支援に連携して取り組んでいるところです。さらに、経済団体や外国人留学生の受入れ機関等と意見交換を行っており、今後とも官民連携による取組に向けた調整を進めてまいります。

同じく1の(4)のイ、職業能力開発校の訓練の見直し等についてお答えします。

職業能力開発校では、ものづくり分野や情報通信分

野等の地域産業を支える技能者に対する職業訓練を行っております。一方、介護、保育、観光分野等に対応した訓練につきましては、民間教育訓練機関等のノウハウを活用し、委託により実施しているところですが、訓練の見直し等につきましては、これまでも産業界のニーズ等を踏まえ、適宜、訓練科の再編を行ってきたところですが、訓練校が担うべき継続が必要な訓練科も考慮した上で時代に合ったカリキュラムとなるよう、必要な予算も含め検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 1、知事の施政方針についての(5)のAのうち、県内の備蓄状況についてお答えいたします。

県内市町村においては、最大被害想定に基づき、発災時に必要となる備蓄量をおおむね3日分確保している状況であります。県では、沖縄県備蓄方針に基づき、発災からの3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町村の行う物資供給活動等を支援することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 1、知事の施政方針についての御質問のうち(5)のA、災害時でのパトカー等の車両配備状況についてお答えをいたします。

県警察では、大規模災害等が発生した際に備えて、悪路での走破能力に優れた特殊車両や小型クレーン等を装備したレスキュー車のほか、水害現場において活動できる水陸両用車を機動隊に配備し、人命救助や物資等の搬送に活用することとしております。また、四輪車に比べ機動力に優れたオフロードバイクも機動隊や交通機動隊に配備しております。これまで沖縄県総合防災訓練等において、これらの車両を使用して救助訓練を実施するほか、広域緊急援助隊の派遣に備えて航空自衛隊ヘリへの車両搭載訓練を行うなどしており、引き続きこれらの車両を活用した災害対策に万全を期することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 1、知事の施政方針についての(5)のウ、学校の防災施設としての整備状況についてお答えいたします。

公立学校施設の整備については、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助を活用し、耐震化等に取り組んでいるところであり、令和5年4月1日現在、本県公立学校の耐震化率は99.2%となっております。

県教育委員会としましては、引き続き、市町村と連携し、学校施設の耐震化に取り組んでまいります。

同じく(5)のエ、被災した児童生徒の夏休みの受入れについてお答えいたします。

能登半島地震で被災された方々に、心からお見舞い申し上げますとともに、子供たちの教育環境の一日も早い復興を願うものであります。

現在、石川県においては、ようやく学校が再開され、学びの保障に向けて取り組んでいると伺っております。

県教育委員会としましては、石川県の意向も踏まえながら、沖縄県への招待も含め、今後の支援の在り方について、関係部局と連携しながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 1、知事の施政方針についての(6)のA、LED化に向けた進捗状況と見解についてお答えいたします。

県では、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、LED照明の普及についても施策の一つとして掲げており、事業者、県民代表、行政機関等で構成する同実行計画協議会において施策の進捗管理を行っております。また、沖縄県環境保全率先実行計画において、教育庁や県警本部等を含む全庁の施設を対象として、照明設備の更新時にはLED照明を導入するよう定め、転換に取り組んでいるところです。

県としましては、省エネ効果の高いLED照明への転換を広く図るため、引き続き普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

〔松田 了 企業局長登壇〕

○松田 了 企業局長 2、林官房長官への要望書についての(7)、P F O S等対策と海水淡水化施設の設置についてお答えします。

企業局では、2月11日に中部水源からの取水を再開しました。2月13日及び19日に実施した浄水中のP F O S等濃度は、高機能活性炭の処理により1リットル中1ナノグラム未満で、引き続き安全な水を提供できているものと考えております。なお、当該P F O

S等対策に要する費用については、これまでも国に負担を求めているところであり、引き続き強く求めてまいります。また、海水淡水化施設の増設については、施設整備費や用地の確保など、様々な課題がありますが、今後の水源確保の一環として検討の対象としたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○當間 盛夫 議員 どうもありがとうございます。

まず、知事、基地問題についてからであるんですが、翁長知事、そして玉城知事においての、その基地返還の状況なんですけど、北部で4000ヘクタール、大きかったんですね。しかし、我々沖縄のこのSAC O合意ってなってくると、やっぱりこれ嘉手納以南のその施設でどれだけ返還されたかということなんですけど、まずは嘉手納以南になるとどれだけ返還になっていますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された土地の返還予定面積は、全体で約1048ヘクタールとなっており、これまで約73ヘクタールが返還されているということでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 73ヘクタールっていうと、このマスコミ報道でもあるんですけど、約7%しか返還されてないという状況。そしてまた、先ほども答弁がありましたように、自衛隊の与那国から宮古、石垣、そして今回、この東山ゴルフ場を新たにというような、自衛隊基地の拡張整備は進んでいるわけですよ。それを皆さんどう整合性を取られるんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 議員御指摘のように、米軍

基地の、特に嘉手納飛行場より南の施設の返還というのはあまり進んでいないという一方で、自衛隊については、3文書に基づいて南西シフトが進められているというところがございます。

県としては、長年、沖縄の基地負担の軽減については、米軍と自衛隊を合わせて考えていただく必要があるというふうに理解していると述べているところがございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 米軍と自衛隊を合わせてというよりも、我々沖縄県は、やっぱり米軍基地を整理縮小してもらいたい。やっぱり我々日本は独立国であるわけですから、自らの国は自ら守るんだということで、米軍基地を整理する中で自衛隊の在り方ということで、自衛隊の整備拡張が始まったという認識であるんですよ。私の認識間違ってますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県としましても、まずはその米軍の基地施設の整理縮小というのを進めていただきたいという認識でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 米軍基地は減らない。しかし一方で、安全保障、台湾有事っていうことで、自衛隊の施設っていうのは、もう43兆円ということで防衛予算を膨らませながら、何か沖縄だけに新たなこの自衛隊施設を構築していくということは、我々やっぱりもう少し沖縄の政治が物を言っていけないと、知事を先頭にやっていかなければならないというふうに思っていますけど。知事、知事のこの公約、その米軍基地を含めた、自衛隊のありようを含めた部分での整理統合もあるかと思えますけど、知事、この状況を知事としてどう見られていますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 かねてから申し上げているとおり、0.6%の県土面積に、日本全体の約70.3%もの米軍専用施設面積があり続けるのは異常としか言いようがないと。政府に対してそれを早期に解消していただくよう、これまでも重ねて申し入れてきております。ですから、議員御案内のように、やはり米軍基地がしっかりと整理縮小を目に見える形で進められていくことがないと、この自衛隊の基地の配備にもやはり様々な意見が生じ、結果的にはそういう安定的な運用も非常に厳しいという目が向けられるのではないかと。懸念もお伝えをしているところであります。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 知事、今回地域外交ということ

で、このことを玉城県政として進めると。地域外交室含めてやっていくというのがあります。一方で、大田県政の時代に、国際都市構想ということで進めてきたわけですよ。その国際都市構想の中には、基地返還アクションプログラムもあったわけですよ。皆さんも、今回この地域外交ということであらうのであれば、今知事が言われたように、米軍基地、自衛隊を含めた整理統合をする新たな返還アクションプログラムを構築するようなことを、やっぱり地域外交をうたうのであれば、そのことが必要だと思うんですけどどうですか、その考えは。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 かつての大田知事の基地返還アクションプログラムは、この国際都市形成という構想とその両輪という形で発表されていたというように認識しております。我々も、かねてからこの復帰当時の屋良建議書の方向性を、復帰50年を迎えるに当たってもう一度その考え方や方向性を確認をし、さらに政府には復帰50年を迎えるに当たって新たな建議書として、やはりそのような方向性を求めているというある一定、しっかりとお伝えをさせていただいております。当然、今後さらなるアクションプログラムを検討するというようなことも含めて、やはり沖縄における平和創造のための行動をどのように県民と共につくっていくかということは、非常に大きなテーマであるというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 知事、それで、今回代表質問であったんですけど、この東山ゴルフ場の自衛隊の新たな訓練施設なんですけど、皆さん、白紙ということでは公室長の答弁もあったんですけど、知事、これは白紙ということは、玉城県政としては反対という立場ですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほども答弁させていただきましたとおり、地元において計画断念を求める要請等が、その意見が根強いということもありまして、防衛大臣に対し、2月17日に知事のほうから、政府において計画を一旦白紙に戻し検討することということを求めたところでございます。

○當間 盛夫 議員 だから、公室長。白紙ってというのは聞いているから……。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今、公室長からも答弁がありましたとおり、白紙撤回して検討すべきであるということをお伝えいたしました。そしてそのときに、私はも

う一つ防衛大臣に申し上げたのは、このように唐突な在り方で整備をするといっても、多くの県民から反対の声がこのように広がっている以上、私は賛成しかねますと。なので、一旦この計画を中止して白紙に戻して検討されてはいかがかというような文脈で申し上げた次第です。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 白紙ということは、我々の受け取り方は、知事も私も反対ですよと、地元がそういう形であるわけだからということになる。一方で、地権者は、もうゴルフ場も使っていない、破産していると。僕は、地権者自体は板挟みになっていると思うんですよ。地元とこういう自衛隊施設という中で、土地はもう売らないと。その分での借金は重なるということであれば、知事、どうですか。皆さん白紙と、反対ということであれば、県がこの東山ゴルフ場を購入をして、県の何かの施設として活用していくという、その購入に関して、知事ちょっと見解を教えてください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 現在、県においてその土地を購入し活用するという案は検討はされてはおりませんが、恐らく、地権者あるいは債権者の方々の様々な考えがあるということもございますので、そこは民間の方々によってきちんと整理の道筋がうまく整えられるということ、多くの方々がそれを望んでいるという声を伺っております。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 知事、もう沖縄にはこれ以上新たな——米軍施設もそうなんですけど、米軍施設はもっと整理してほしい、自衛隊施設も安全保障とはいえ、沖縄に新たな施設はもう造るべきではないということ、明確に私は要望という形ではなくて、抗議も含めて知事は臨むというのが、知事を支えた皆さんの願いのほうでしょうから、そのことを公約を忘れずに、辺野古も何かあったら工事を中断してではなくて、あなたは造らせないと言ってるわけですから、常に中止と、造らせないということ、明確に述べるほうがいいかと思っておりますので、これは所見として申し述べたいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時3分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○當間 盛夫 議員 次に離島振興なんですけど、634億

円も離島振興でつけています。今回も約37億円増加しておりますと言うんですが、定住人口、人口流出っというのが減少していないんですよ。これだけの予算をつけながら、なかなかそれが伴わない、人口減少が止まらないというのは、県のこの離島振興における失策だと思うんですけど、その辺はどう考えますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答え申し上げます。

人口の減少については、議員御指摘のように、離島において減少している状況でございます。ただ、沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、人口の維持について目標を持っておりまして、各施策を推進しているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 金城部長、いろんなこの各施策をと言うんですが、じゃちょっと具体的に聞かせてもらいたいんですけど、宮古、八重山を除く沖縄のこの小規模離島は、ほとんど人口減少しているんですね。皆さん、定住促進という分ではやるんですけど、なかなかそれも進んでいない。皆さんいろんな支援策はやっていると言うんですけど。人口減少するわけですから、やはり生産人口も減少しているということですので、それを踏まえて、じゃ具体的にこういうことをこれから取り組むんですということ、この何か具体策っていうのがあるんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 県では、離島過疎地域の人口維持・増加等を目指すため、移住定住促進事業を実施しており、また、ゆがふしまづくり計画に同事業を位置づけて取り組んでいるところでございます。本事業では、Uターン者や移住者を持続的に受け入れるため、移住体験ツアーやふるさとワーキングホリデーの実施、移住コーディネーターの設置、市町村への移住支援補助金の交付などを通して受入れ体制の整備を図るとともに、県外都市部における移住フェアの出展や移住相談会の開催、移住応援サイトの運用を通して、本県に移住を検討している者に対する情報発信などを行っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 僕はこの人口減少だとか、そういう生産のやっぱり一番の課題は、僕は交通だと思

んですよ。飛行機の部分だとか、船舶のありよう、そして離島住民だけの割引ではなくて、皆さん関係人口もと言うわけですから、その観光客を含めたこの関係人口に関する部分での、やっぱりその運賃だとかそういった部分をしっかりと軽減していく、その分での離島の活性化をしていくということの、この交通政策は大事だと思うんですけど、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 議員御指摘のとおり、離島の交通コストの低減、これは大変重要な政策になってございます。沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業により、小規模離島の航空路・航路の交通コストの低減を図っております。令和5年11月にRACにおける航空運賃の値上げに対しては、離島振興協議会からの要請を踏まえ、離島割引運賃からの値上げ分を全額県が負担することで、離島住民の負担軽減を図っているところでございます。また、粟国路線についても、粟国村長の要請を踏まえ、令和6年度から2対1に負担割合を変え、村の負担軽減を図っているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 今部長がおっしゃった、この粟国路線での2対1というやつをもう少しちょっと具体的に説明願えませんか。1億4000でしたか、その分の云々ということがあれば。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 これまで、粟国路線の運航に伴う欠損については、県と村で1対1の負担——半分、半分ですね、それを行っておりました。しかし、財政的に脆弱な粟国村ですので、村長からの要請に応じて県のほうでは令和6年度から2対1に——県の負担を2にして、村の負担を1にして、村の負担軽減を図っているところでございます。

○當間 盛夫 議員 だから、数字的に……。

○金城 敦 企画部長 令和5年度では、県の負担が7849万円。これを1億903万5000円に増額して、村の負担軽減を図っているということでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 こういう事業も大きな事業だと思うんですよ。粟国路線っていうのは、まだ不定期路線ということで、こういう形でしっかりと支援していったら、定期化をしっかりとやっていく。このことは多分今これから——もう就航しているのか、波照間、多良間の路線でもこの条件を使うということではないでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長

○金城 敦 企画部長 そのとおりでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 やっぱり離島振興なくして沖縄の振興なしでありますので、離島政策しっかりとやっていきましょう。よろしく願いいたします。

次に、公共施設のPFIのほうなんですけど、先ほど、その中央卸売市場でサウンディング調査を令和6年度にやっていくという部長の答弁があったんですが、もう方向性はこの民間資金の導入を進めていく方向でやっていくという認識でいいんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

中央卸売市場の再整備の在り方については、民間資本の活用を基本方針として決定したのではなく、あくまでも民間資本の活用に関する実現可能性を検討するため、令和6年度はサウンディング調査等を進めてまいりたいと考えております。また、引き続き市場関係者等による検討委員会を設置し、中央卸売市場の再整備に向けた議論を重ね、合意形成に努めてまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 僕は、卸売市場っていうのは、民間の皆さんが最も要望というか——那覇港湾施設、あれだけ狭隘な施設からすると、僕は、あれだけの県の土地っていうのは物流業者にとっても魅力だと思うんですね。そして、隣接する分で大型のクルーズ船が来るっていうことになると、これまでの単なる中央卸売市場ではなくて、複合的にあの施設は活用できるというような思いでやっておりますので、これはもうなかなか県の予算、国の予算を活用してのこの卸売市場の整備っていうのは、公共でっていうのは難しいはずでしょうから、やっぱりしっかりと民間でできる分は民間でやっていくということが僕は大事だというふうに思っていますし、自民党の西銘さんの代表質問でもあったように、LABV方式ということで、県が土地を提供してそれを民間がしっかりと第3セクター方式ではないんですけど、合同会社をつくって、そういう民間資金を活用して公共施設を造っていくというような方式も、新たな方式もできているわけですから、しっかりとその辺を踏まえて頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時13分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○當間 盛夫 議員 同じく公共施設のこの奥武山の分なんですけど、Jリーグも開催をしているんですけど、この奥武山だけの部分でこのサッカースタジアム単体だけを構築しようっていうのは、私は厳しいと思うんですよ。サッカースタジアムだけでは採算が合わない。皆さん、MICEを考えても、MICEにはホテルだとかいろんな形でその収益を上げる事業があるわけです、あの分には。ところが、このサッカースタジアムにはそういう収益を上げられる事業がないというふうに考えると、これ管轄は土木建築部の都市公園ですので、部長、都市公園としてのこれからのこの奥武山の役割、新たなその都市公園としての役割というのをどのように考えられていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

奥武山公園でございますが、本公園は昭和48年に開催されました若夏国体の主会場として整備されたものでございます。現在、土木建築部が所管する都市公園としての整備事業はほぼ終了をしております。同公園には、体育施設ですとか野球場など様々な管理者の施設がございますので、それらの管理する施設の整備計画等を踏まえながら、全体的な再整備というところについては、施設の管理者とまた利用者などの意見をお伺いしながら、よい方向が目指せるように検討していく必要があるだろうと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 先ほどLABVという新たなこの民間資金の活用方式が、国もいろんな形で推奨しているよというもお話をさせてもらいました。そしてまた、立憲の代表質問の中でも、奥武山公園における天然ガスのその温泉の活用等もどうするのかということでの指摘もありました。それからすると、この奥武山公園全体是那覇市のシンボル、県のシンボルであるわけですから、やっぱり全体構想をすべきだというふうに思いますが、その辺は部長、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 議員御指摘のとおり、本公園の再整備というところは、非常に将来に向かって議論ある部分だと思っておりますので、関係機関と協議をしながら、あるべき方向について検討していく必

要があるだろうと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 この奥武山公園、県有地もあるんですけど、那覇市の所有地もあるんですね、国もあるんですけど。以前、このサッカースタジアムも本来は那覇市がやる予定だった。ところが、なかなか予算づけができないということで、それを断念した経緯があって、従来であればこの奥武山全体を那覇市に移管をして、もう那覇市のほうで管理していくというようなお話もあったんですけど、どうでしょうか。やっぱりもう一度、那覇市のほうにこの奥武山公園全体を移管するという見解っていうのは、どう考えられていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 奥武山公園の移管につきましては、那覇市から平成3年度と5年度に要請書が出ております。その後、平成17年に沖縄県知事と那覇市長とで奥武山野球場の整備に関わる覚書というものを交わしております、それを踏まえて、今野球場等の整備をしているところでございますが、全体的な移管ということについての協議は、それから十分深化しておりませんので、この点についても那覇市と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 那覇市はもうあれから中核市にもなって、那覇市は元気にいろんな形でPark-PFIだとか、取り組んでいるわけですから、ぜひ、もう一度那覇市さんとその移管の協議っていうことをぜひ進めていただければというふうにも思います。

休憩します。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○當間 盛夫 議員 多様な人材の活躍促進についてであるんですが、北九州で日本語学校の留学生に特区で在留資格の取得の緩和ということがあるんですけど、その辺も踏まえて、沖縄県は地域外交を進めているということですので、ぜひ、この外国人に対するその一括した総合的窓口を設置すべきではないかという指摘もあるんですけど、この総合的窓口の設置についてちょっと見解をお話ください。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

外国人材の支援につきましては、まず文化観光ス

ポーツ部のほうで、在住外国人への総合的な支援を行っているということと、あと私ども商工労働部のほうでは、外国人労働者の受入れ環境の整備などを担当しております、両部で情報共有しながら行っているというところでございます。また、在留外国人への生活支援でありますとか、交流につきましては、文化観光スポーツ部、また教育庁、そして子ども生活福祉部、そして土木建築部ということで、各部局それぞれにおいて取り組まれているというのが現状でございます。今、御提案のあります外国人支援の部署を一元化するというにつきましては、今後、御指摘のありました他県の状況なども参考にしながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 知事、今の答弁のように、いろんな部署が、その対応自体が全部ばらばらなんですよ。知事、皆さん今度、平和構築ということで地域外交をやって、アジアにいろんな形で沖縄をアピールするわけですよね。その中で、沖縄に来たらどこに行っていけないかと、留学生を含めてね。観光客も私はそうだと思いますよ。それからすると、やはり知事、総合的な窓口というのは、僕は必要だと思うんですけど、知事、ちょっと見解お願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県内では、特にアジアを中心として外国人の方々の受入れを進めているということで、本当に今、商工労働部長からありましたとおり、県においても、それぞれの部局の担当している事務所掌によって、それぞれきめ細かくやっついこうということなんですけど、しかし、総合的な対策を取ろうということであれば、やはりそこはしっかりと一つの受皿として検討していくということも、その必要性は高まってくるだろうというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 沖縄県だからこそ、やはり万国津梁ってことで我々は言っているわけですから、やっぱり他府県がではなくて、沖縄はこうするんだと、外国人の皆さんの受入れっていうのを沖縄だからこそこうすべきだということを明確に、私は知事からそのことは表明して政策をつくるべきだと思いますので、よろしく願いをいたします。

休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○當間 盛夫 議員 それでは、大規模災害についてなんですが、先ほど給水車が総合事務局で2台、那覇市とまあ1台……4台しかない。今回の能登半島地震を見ても、給水車が足りないと。各県から給水車が応援に来ているということを見ると、我々沖縄県は陸路はないわけですよ。そういう面からすると、大規模災害があったときに、港湾の機能が破壊される、滑走路が破壊されるということを見ると、今、備蓄状況においても、3日間のその備蓄ということをやられているんですけど、これ日本全体の想定ではなくて、やはり沖縄県は離島だから、これだけ港湾施設だとか空港が破壊されたときに、沖縄県はどうあるべきかということを見ると、3日ではなくて、やはり1週間から10日の備蓄を私は考えるべきだというふうに思いますけど、これはどう考えられますか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

各市町村においては、それぞれの備蓄計画に基づいて備蓄をしております。また県はそれを補完するという意味で、おおむね3日間ということで今備蓄をしているという状況ではございます。ただ、今御指摘にありましたように、本県の地理的特性により大規模災害等による物流の停滞等、そういったことも考えられますので、備蓄については市町村としっかり意見交換をしてみたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 皆さんから出された数値で、いろいろと割合があったんですね。自分たちで、個人がその備蓄をしているのは約3割。3割は個人が備蓄していますよねということになるんですけど、本当に3割、我々は備蓄していますか。部長も3割、備蓄していますか。どうですか。3割というか、部長も備蓄、何かやっていますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 備蓄においては、まず自助——自分で自らということで自助という概念が先に来ます。沖縄県民、これがどうかという議論はありまして、私も少し足りないのかなという気はいたします。ただ、沖縄県民の食生活からして、保存できるような食品が各家庭には多めに購入されているとい

う話もありまして、そういう意味では、各都道府県よりも少し備蓄はできているのではないかというような意見もあるところでございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 頑張ってください。

環境のほうでお伺いするんですけど、答弁で、転換率という話をされたんですが、いろいろと審議をやって、その転換をしていますと言うんですけど、じゃ全体のその転換率ってどうなっているんですか。LED化に替えるその……。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

民間の施設についての転換率っていう部分では、把握はしていないんですけども、県の公共施設における転換率につきましては、管財課の資料によりまして、200平米以下の軽微な施設等を除いた458棟においてLED化が進んでおりまして、延べ床面積ベースでいきますと、34%というような状況になっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 最初に危機感を持ってくださいよと言っているわけですよ。世界的なもので、もう2027年には世界で販売も輸出も禁止しますよという協定になったわけですよ。それを考えると、あと残り何年ですか。残り何年で今、民間のことを含めて、今の公共施設でも34%ということは、僕は本当に間に合うのかなという心配をしているんですけども、その懸念はどうですか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 県におきましては、これまでに民間施設——観光施設等を中心に、平成24年度から28年度にかけて、このエコ化事業ということでLEDに対する照明の転換に対しての補助とか、そういったものを実施してきているところでございます。今おっしゃる蛍光灯につきましては、水銀に関する水俣条約において、もう既に蛍光灯は2027年までに製造が禁止され、直管型につきましても、2027年末までに製造禁止という形になるわけですけども、その分逆にLEDの生産という形になりまして、それに伴って、買換えとか市場に出回っているこの水銀を使用した蛍光灯が、市場からなくなるにつれてLEDの転換が進んでいくものというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 僕は、もっと危機感を持ったほうが、このLEDに関しては、これはもう沖縄県だけ

の話じゃないわけで、全国がそのように動くわけですから、もっと我々危機感を持つべきだというふうにも思っております。

次に、分蜜糖の安定化操業対策の、今度財政で7億円というのがあるんだけど、これは北大東の話なんです。それで部長、今、本島で一つしかない——もう本当に老朽化、60年たって老朽化しているゆがふ製糖の整備計画っていうのは遅々として進んでいないんですよ。県としてサトウキビが重要政策ということであれば、この北大東モデルということであれば、事業主体は私は県がそのことを担って、JAや関係市町村との連携を図るべきだというふうに思いますけど、県が事業主体になるっていうことはできないんですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

ゆがふ製糖工場につきましては、原料受入れ区域が沖縄本島内の複数の市町村にわたっていることから、他の製糖工場と異なり、工場整備に係る事業実施主体の選定についても課題が大きいと認識しております。一方、工場整備につきましては、ゆがふ製糖以外の工場についても、建て替えの意向を示していることから、県が事業実施主体となって整備することは困難であると考えております。

県としましては、引き続き製糖事業者や関係市町村と連携し、事業実施主体の選定等課題解決に向けた協議を進めてまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 今回のこの北大東の支援スキームを見ると、国のこの甘味資源対策での10分の6のこの財源を使ってやるわけですね。本来は、財政的に厳しい北大東ですから、県もやっぱり担わないといけなかった。しかし、今回、この事業実施主体という分で北大東がなるものですので、北大東がこの起債を起こして、県がその分での償還に含めたその実質の負担の一部を補助していくという、その仕組みになっているわけですよ。ゆがふはこれが取れない。事業主体がないから。じゃ、沖縄本島のその製糖工場は、農林部局として、もう老朽化して潰れて稼働しなくても仕方ないという認識であるんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 製糖工場につきましては、本島の重要な、サトウキビは重要な産業でありま

す。一方、ゆがふ製糖の工場整備につきましては、繰り返しにはなるんですけども、多額の建設費用を要するというので、関係市町村の費用負担ですとか財政確保、事業実施主体等の課題が大きいことから、地域の合意形成に時間を要しているものと認識しております。

県としましては、ゆがふ製糖工場の老朽化対策の緊急性は高いことから、引き続き、関係機関と連携し、製糖事業者を事業実施主体とすることも含めた工場整備の方策について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 當間盛夫議員。

○當間 盛夫 議員 国は県がやるべきだと言っています。これをしっかりと担って、沖縄の基幹産業というキビをどう守るかということ、県も責任を持ってやってください。

最後になりますけど、淡水化施設。企業局長、福岡市で、その淡水化施設の濃縮海水活用で浸透圧発電ということをやると。令和7年に浸透圧発電を稼働させるよという新たな取組をしていっているんですけど、県もその北部の施設がありますよね——ああ、この北谷町の淡水化施設。それも、この発電、動力的に相当に費用が重なるというところがあるものですから、これ、どう認識を持たれていますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

御指摘の福岡市の施設については、情報を今入手しているところでございます。一方、企業局で仮にこのような施設を検討するような場合には、施設整備費の問題、それからスペースの問題、それから実際にそのランニングコストがどれぐらいかかるかといったような問題がございますので、今、そういった点についていろいろと情報収集をしているところでございます。

○當間 盛夫 議員 頑張ってください。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 20分間休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時55分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

上原 章議員。

(上原 章 議員登壇)

○上原 章 議員 皆さん、こんにちは。

公明党会派の上原章でございます。

代表して質問をさせていただきます。

まず初めに、このたびの能登半島地震によりお亡く

なりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げる次第です。

地震から本日で8週間が過ぎ、石川県内では7万5661棟の住宅で被害が確認され、およそ2万1880戸で断水が続き、今なお1万人を超える方々が避難所で暮らしているとのこと。公明党として、一日も早い復旧・復興を含め、今後の支援継続をしっかりと見定めながら全力を尽くしていきたい、そう決意をさせていただきます。

それでは、代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、国と県、宜野湾市で構成する普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会開催について、知事の評価と効果を伺います。あわせて、国と県の対話に隔たりがあるとの声があるが対応を伺います。

(2)、地域外交基本方針の策定に向け、万国津梁会議は国際平和機関や首脳会議の誘致など、知事に提言書を手渡しました。知事の評価と実現に向けて具体的な取組を伺います。あわせて国との連携が必要と思うが対応を伺います。

(3)、国は、中小企業が価格転嫁や賃上げを実現できるように地方版政労使会議を積極的に開催するとしているが、県の対応と効果を伺います。

(4)、県が取り組む電気・ガス価格激変緩和対策を6月以降も検討する必要があると思うが、知事の見解を伺います。

次に2、子育て、福祉、医療政策についてお尋ねします。

(1)、子供医療費無償化を高校3年生まで拡充できないか伺います。

(2)、知事の公約である学校給食費無償化の実現はどうか。

(3)、こども誰でも通園制度の実施について取組を伺います。

(4)、令和6年10月以降、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設は保育料無償化の対象外となります。県内の認可外保育施設で無償化を受けている園及び対象者数、あわせてそのうち指導監督基準を満たしていない園及び対象者数を伺います。

(5)、新年度新規事業、若年がん患者等支援事業（アピアランスケア支援、若年がん患者在宅療養生活支援）の内容を伺います。

(6)、国は難病の早期発見に向け、新生児マスキリーニング検査について、体制が整備できた都道府県から検査を開始するための費用を計上している

が、県は積極的に取り組む考えはないか。

(7)、新年度新規事業、おきなわ#7119事業について内容を伺います。

(8)、国は、単身高齢者らが賃貸住宅に入居しやすいよう、社会福祉法人などによる見守り機能がついた居住サポート住宅を創設するとしています。内容と効果を伺います。

(9)、沖縄県あんしん賃貸支援事業の内容・効果を伺います。あわせて、高齢者向け住宅の支援・効果を伺います。

次に3、教員不足対策について。

(1)、県内の教員不足の現状を伺います。

(2)、教員のメンタルヘルス対策は重要と思うが、取組・効果を伺います。

(3)、精神疾患による病休者数、率を年代別に伺います。

(4)、メンタルヘルス対策の来年度事業はどうか。

4、1月16日に発生した導水管漏水について。

(1)、原因、被害、対策を伺います。

(2)、管路の耐用年数は通常40年だが、今回破損した管路は48年が経過。企業局によると2021年度時点で県内で約40%の管路が法定耐用年数を超過しているとのこと。ゆゆしき事案であり対策を伺います。

最後に5、国立自然史博物館誘致について。

(1)、これまでの成果を伺います。

(2)、来年度の予算、取組を伺います。

(3)、国との連携はどうか。

よろしく願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 上原章議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、地域外交に関する万国津梁会議の提言に対する評価及び国との連携についてお答えいたします。

地域外交に関する提言書には、沖縄県が地域外交に取り組む意義等を整理するとともに、目指す姿として、国際平和創造拠点、自立型経済の構築、国際的課題へ貢献する地域の3点を掲げ、これを実現するため、戦略や主要プロジェクトの提案がなされるなど、示唆に富んだ内容であると受け止めております。沖縄県では、この提言内容を踏まえ、沖縄県地域外交基本方針を今年度中に策定し、令和6年度から、地域外交を本格的に展開することとしており、国際機関の誘致など、提案いただいた個別のプロジェクトについて

は、今後、その実現可能性や継続性などを検討して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国との連携につきましては、外務省は、外交を推進していく上で、地方自治体等を重要なパートナーと位置づけており、沖縄県としては、今後も国等と連携し、沖縄ならではの地域外交を展開したいと考えております。

次に、子育て、福祉、医療政策についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

沖縄県は、市町村が実施しているこども医療費助成制度に対し、対象経費の2分の1を補助しており、令和4年度から県内全市町村と連携して通院対象年齢の中学校卒業までの拡大と現物給付を実施するとともに、国民健康保険の国庫負担減額調整措置、いわゆるペナルティーの一部を補助しているところであります。対象年齢を18歳まで拡大することにつきましては、市町村の意向、事業実績、県及び市町村の財政状況等を踏まえ協議を行うとともに、国に対しては、全国知事会等を通して、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について、引き続き要請してまいります。

沖縄県としましては、今後とも、こども医療費助成制度などの子育て支援に取り組み、子供施策を強力に推進してまいります。

次に、子育て、福祉、医療政策についての(2)、学校給食費の無償化についてお答えいたします。

子供は沖縄の未来であり、学校給食費の無償化については、未来への投資と考えております。豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。学校給食費無償化につきましては、保護者や市町村の意見を丁寧に把握することは重要であることから、今年度、保護者を対象に実施したアンケートや市町村との意見交換を基に、現在、予算規模、実施方法等について、教育庁及び知事部局を含め、様々な視点から検討を行っているところであります。少子化の解消に向けて、子供が複数いる家庭の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、しっかりと方向性を打ち出していきたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

(溜 政仁 知事公室長登壇)

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(1)、普天間飛行場負担軽減推進作業部会の評価と効果、国との対話についてお答えいたします。

作業部会については、県や宜野湾市からの求めに対して、政府側から普天間飛行場の返還条件の進捗やP F O S等への取組などが示され、議論ができたものと考えております。一方、県は、同飛行場の速やかな運用停止の実現のため、新たなスケジュールを示すよう要望しているところですが、政府からは、具体的な取組内容等について示されておられません。

県としては、普天間飛行場の一日も早い危険性除去に向けた取組を具体的に進めるためには、知事、宜野湾市長、官房長官等が参加する普天間飛行場負担軽減推進会議の開催が必要であると考えております。そのため、知事は、同会議の早期開催を先月28日に林官房長官に要望し、さらに、今月17日の木原防衛大臣にも重ねて要望したところであります。

次に2、子育て、福祉、医療政策についての中の(7)、おきなわ#7119事業の内容についてお答えいたします。

おきなわ#7119事業は、急な病気で救急車を呼んだほうがいいのかなど、医師や看護師等からアドバイスを受けることができる電話相談窓口となっております。本事業の導入により、救急車の適正利用や救急医療機関の受診の適正化が期待できます。

県としては、可能な限り多くの地域で事業が実施できるよう、各市町村に最終の意向確認を行っているところであり、令和6年度からの事業開始に向けて取り組んでいるところであります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

(松永 享 商工労働部長登壇)

○松永 享 商工労働部長 1、知事の政治姿勢についての中の(3)、地方版政労使会議への対応等についてお答えします。

本県における地方版政労使会議は、沖縄労働局の主催で、経営者団体や労働者団体、支援機関等が一堂に会し、3月25日に開催される予定となっております。同会議では、中小企業の賃金の引上げに向けた環境整備や人手不足への対応、生産性の向上に係る取組等について協議が行われると聞いております。

県としましては、同会議を積極的に活用し、賃金の引上げに向けたさらなる気運の醸成を図るとともに、着実な賃上げにつながる企業の稼ぐ力の強化等に取り組んでまいります。

同じく1の(4)、電気及びLPガス料金支援の6月以降の継続についてお答えいたします。

県におきましては、世界情勢の影響による燃料価格の高騰や円安の進行により、電気料金が依然として高

い水準であることや、国の電気ガス激変緩和対策事業が支援期間を延長したことなどを踏まえ、県独自の電気及びLPガス料金支援を令和6年5月まで行うこととしているところです。6月以降の支援につきましては、世界的な燃料価格の高騰や円安の影響、国の動向等を踏まえ、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、県として適切に対応してまいります。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、子育て、福祉、医療政策についての御質問の中の(3)、こども誰でも通園制度への取組状況についてお答えいたします。

こども誰でも通園制度(仮称)は、国の令和5年度補正予算により、今年度から試行的に実施されております。県では、各市町村に対して試行的事業の周知及び実施に向けての検討を呼びかけており、浦添市が令和6年度からの実施に向けて準備を進めているところです。本制度は令和7年度に子ども・子育て支援事業の一つとして制度化され、令和8年度からは新たな給付制度を設けた上で、全自治体での本格実施が予定されております。

県では、引き続き各市町村に対して、本格実施に向けた準備を進めるよう周知してまいります。

同じく(4)、無償化給付の対象となる認可外保育施設及び対象児童の数についてお答えいたします。

令和5年4月時点で、企業主導型保育事業施設を除く設置届出のあった認可外保育施設は312施設となっております。また、令和4年度に認可外保育施設で施設等利用費の支給対象となった児童が3580人となっております。次に、令和5年10月1日現在、施設等利用費支給対象児童が在籍し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、居宅訪問型保育事業施設を除いて48施設で、対象児童の数は481人となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 2、子育て、福祉、医療政策についての(5)、若年がん患者等支援事業の内容についてお答えします。

若年がん患者等支援事業は、がん患者の生活の質の向上のため、市町村が県の実施要領に基づき行うピアランスケア支援事業、若年がん患者在宅療養生活支援事業について、助成額の2分の1を補助する内容となっております。令和6年度新規事業として予算案を計上

しております。同事業では、ウィッグや乳房補整具等、がん治療による外見の変化を補完する補整具や、介護保険と小児慢性特定疾病医療費助成制度とのほごまの世代の末期がん患者に対する、訪問介護等に係る費用の一部を補助するものとなっております。

同じく2の(6)、新生児マススクリーニング検査実証事業についてお答えします。

新生児マススクリーニング検査につきましては、現在、都道府県等において、国の通知に基づき20疾患を公費負担の対象とし検査を実施しております。国は、令和5年度補正予算において、検査対象疾患の拡充の検討に向けた実証事業の予算を計上しており、20疾患以外の2疾患について、国の調査研究への協力を条件に、検査費用の公費負担を行うこととしています。

県としましては、令和6年度からの当該実証事業への参画を予定しており、当初予算案に計上しているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 2、子育て、福祉、医療政策についての(8)、居住サポート住宅の内容と効果についてお答えいたします。

国土交通省では、居住サポート住宅の認定制度の創設に向け、住宅セーフティネット法の改正を検討していると聞いております。その内容は、居住支援法人などが、高齢者などのニーズに応じて、安否確認、見守りなどを行うことにより、民間賃貸住宅での孤独死などのリスクが軽減され、円滑な入居の促進が期待されます。

県としては、今後も国の動向を注視していきたいと考えております。

次に同じく2の(9)、沖縄県あんしん賃貸支援事業及び高齢者向け住宅の実績についてお答えいたします。

沖縄県居住支援協議会では、高齢者や障害者など、住宅の確保が困難な世帯を支援するために、あんしん賃貸支援事業を実施しております。同事業における令和2年度から令和4年度の実績は、相談受付が406件、入居契約が37件でありました。また、高齢者向け住宅について、令和6年1月時点における登録等実績は、サービス付高齢者向け住宅で68件2275戸、高齢者向け優良賃貸住宅で2件46戸となっており、良好な居住環境の確保に寄与していると考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 3、教員不足対策についての(1)、教員不足の現状についてお答えいたします。

令和6年1月時点の公立学校における教職員未配置数は小学校71名、中学校37名、高校17名、特別支援学校12名の計137名となっております。

県教育委員会としましては、教員確保の対策として、教員選考試験の制度改革及び県内外における募集に関する各種セミナーや大学生への説明会等を実施しております。次年度は、これまでの取組に加え、県内外における各種セミナーを拡充するとともに、新たに教員選考試験における大学からの推薦による一部試験の免除や、県内の大学生に対して早い学年での説明会を行うなど、教員確保に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

同じく(2)、教職員のメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校の教職員に対し、保健スタッフの学校訪問による相談対応及び管理職支援の強化や、新たにICTを活用した教職員の相談窓口を設置するなど、取組の充実を図っております。その結果、教職員からの相談件数は増加しております。また、那覇市と連携した国の調査研究事業において、教員向けのオンラインによるセルフケア研修や相談体制の整備など、効果的な取組の研究を行っております。今年度の取組の成果や課題等を踏まえ、教職員が心身ともに健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境の整備に努めてまいります。

同じく(3)、精神疾患による病気休職者数等についてお答えいたします。

令和4年度における本県教育職員の精神疾患による病気休職者数は、229人となっており、その年代別の内訳は、20代が22人で9.6%、30代が47人で20.5%、40代が81人で35.4%、50代以上が79人で34.5%となっております。また、全国の教育職員の精神疾患による病気休職者数は、6539人となっており、その年代別の内訳は、20代が1288人で19.7%、30代が1867人で28.6%、40代が1598人で24.4%、50代以上が1786人で27.3%となっております。なお、本県においては、40代以上の教育職員数が多いことから、病気休職者数についても、40代以上の割合が高くなっているものと考えております。

同じく(4)、次年度の教職員のメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

令和6年度は、今年度の取組の成果と課題等を踏まえ、メンタルヘルスに関する理解啓発や研修事業、復

職へ向けた支援等の充実強化を図るとともに、国の調査研究事業も継続する予定で準備を進めております。また、次年度から実施する働き方改革の次期プランにおいて、「働きやすさ」、「働きがい」、「心身の健康」に関する3つの成果指標と数値目標を設定し、市町村教育委員会と連携協働しながら、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

〔松田 了 企業局長登壇〕

○松田 了 企業局長 4、1月16日に発生した導水管漏水についての(1)、漏水の原因、被害、対策についてお答えします。

漏水の修繕工事の際に導水管の状況を確認したところ、漏水箇所以外の防食塗装は健全に保たれておりましたが、漏水部分は長さ10センチメートルほど防食塗装が剥がれており、その部分から漏水しておりました。また、漏水の修繕工事に伴い、工業用水の供給を停止したことにより、一部の受水事業者で操業に影響が出ております。

企業局としましては、引き続き管路点検などによる漏水の早期発見に努めるとともに、漏水が発生した場合の修繕工事については事前に十分な周知期間を確保するなど、受水事業者の操業に支障が生じないように対応してまいります。

同じく4の(2)、法定耐用年数超過管路の対策についてお答えします。

企業局が管理する約712キロメートルの管路のうち、令和4年度末時点における法定耐用年数超過管路は約262キロメートル、37%となっております。

企業局としましては、定期的な点検や腐食防止対策を実施し、管路の長寿命化を図るとともに、財源の確保に努め、計画的な更新に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 5、国立自然史博物館誘致についての(1)、これまでの成果についてお答えいたします。

県では、これまで実施してきた県内各地での企画展、シンポジウムの開催などにより、国立自然史博物館の認知度を高めることができたものと考えております。

県としては、県民全体の機運を醸成し、認知度をさらに高めていくため、県民向けの普及啓発の方法を工夫するとともに、国立自然史博物館の在り方に関する

基本方針等について検討し、県民により具体的なイメージを示すなど、さらなる取組を推進してまいりたいと考えております。

同じく5の(2)、来年度予算案と取組についてお答えいたします。

国立自然史博物館の設立誘致に係る令和6年度の取組については、引き続き、機運醸成を図るための企画展やシンポジウムの開催、国への要請などの取組を強化することに加え、国立自然史博物館の在り方に関する基本方針について検討を始めるとともに、県民会議の設立を促進するなど、県全体が一丸となる取組をさらに推進していくこととしております。そのために必要となる所要額として、今年度予算額から527万1000円増額し、3584万2000円を次年度予算として計上しているところであります。

同じく5の(3)、国との連携についてお答えいたします。

県では、これまで国立自然史博物館の設立誘致について国への要請を行ってきたところであり、今年度は5回の要請を行っておりますが、国においては、国立自然史博物館の設立誘致に係る所管省庁も決まっていない状況にあります。

このため県としては、国の理解や支援が得られるよう東京でもシンポジウムを開催することとしており、県選出国会議員への働きかけを含め、今後ともあらゆる機会を捉えて、国への働きかけを強化してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 どうも御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、地域外交室の取組の中で、この国連機関誘致、県はこれまで蓄積してきた取組があると思うんです。数年間かけて、この誘致について調査をした経緯があると思うんですが、これまで調査をしたものを今後生かしていくのか、それともゼロベースから進めようと考えているのかお聞かせ願いますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県では、国際機関の誘致に向け、県内団体等へのヒアリングや県外事例など、これまで各種調査を実施してまいりました。この結果、誘致に際しては相応の財政支援等が不可欠であり、負担の在り方の検討のほか、国際航空路線などの交通アクセスの充実、外国人職員等の生活環境の確保など、受入れ環境整備の充実

が必要であるものと認識しております。

県としましては、こうした調査結果を踏まえながら関係部局と連携して、求める機能の整理を行い対象となる機関について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 知事、国際機関、国連機関誘致、これはもう本当に、沖縄が目指す重要な平和事業かと思うんですが、約2年前、復帰50年のときに、国会でも県議会でも、平和創造拠点を沖縄にという決議をしました。知事が考えているこの平和創造拠点というのは、どういったイメージがございませうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時27分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

沖縄県の地域外交基本方針(案)の中で、沖縄県の地域外交の目指す姿として、大きく3つ挙げております。その中で、「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点」を目指すというふうにしております。それにつきましては、「沖縄及びアジア・太平洋地域の振興発展の前提・基盤となる地域の「平和」を維持するために、各分野に共通する取組として、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信強化や平和に関する学術研究の促進等に取り組み、地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献することを目指します。」というふうにしております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 この取組は、私は県だけではなくこれだけ様々な国、そしてアジア太平洋の、その沖縄を平和拠点にしていきたいという、これは多くの県民も同じ思いだと思うんですけどね。じゃそのためには、国としっかりタイアップしないといけないと思うんです。その中で、2年前に、国も沖縄を平和創造拠点にしていこうと、我々沖縄県議会も同じような思いで決議をしました。この平和創造拠点というのが大きなキーワードになるかと私は思っているんですけど、今回の基本方針に、明確に国際機関、国連機関の誘致、また国際会議の誘致を、私は組み込むべきじゃないかなと。この沖縄の本気度を国内外に発信できるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

先ほどお話ししました地域外交基本方針（案）につきましては、「第3章 戦略・取組」というところがございます。その中で、先ほどの「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点」につきましては、沖縄が担う役割を踏まえて、例えばその国際機関の沖縄誘致を含め、世界に認められる国際平和創造拠点の構築を行うというようなことで、明記しているというところがございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 ぜひ沖縄が、強い決意で、今回この外交室をつくって取り組むんだという意味では、ぜひ、一歩も引かないで発信していただきたいと思えます。

次に、地方版政労使会議についてなんですけど、3月25日に開催すると、今話がありました。知事、全国でも今、地方版政労使会議がスタートして、この地方——私たち県内は中小・小規模企業が大半を占めているんですけど、多くの企業がコロナ禍の影響で深刻な打撃を受け、さらに物価高騰、人手不足、適切な価格転嫁の交渉ができないなど、今深刻な経営状態が続いております。今回の地方版政労使会議、行政と労使の代表が一堂に会し、価格転嫁や地方の賃上げを進める取組を認識共有することを目的に開催されると聞いております。実は埼玉県で、去る8日に開催されています。その中で、大野知事は賃上げに向けた環境整備へ強い決意を語ったと。また同じく7日に、北海道の政労使会議では、この適切な価格転嫁や生産性の向上を促進し、持続的な賃上げを実施するための共同宣言が採択されたと報道がありました。私は、知事がこの県内のその政労使会議に臨むに当たり、この今の沖縄県内の中小・小規模企業の皆さんが、今何を求めているのか、それをしっかりキャッチして、この政労使会議において知事がその今の沖縄の県内の多くの企業をどう支えてしっかり支援をするか、私は決意をお伺いできないかと思うんですけど、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

企業間の価格転嫁を促進し、賃上げに向けて取り組むことは、労働者の生活水準及び県民所得の向上に資するとともに、地域経済の活性化が図られるものと考えております。そのような中、この地方版の政労使会

議の開催というものは、賃上げに向けたさらなる機運の醸成につながり、大変意義深いものであるというふうに認識しております。

沖縄県としましては、企業の稼ぐ力の強化と労働者への分配を促進し、未来への投資が生み出される好循環の構築を目指して、同会議も積極的に活用しながら、中小企業の振興に取り組んでいきたいと思えます。なお、議員からあります知事の出席というところがございますが、会議の予定が1か月後の3月25日ということになってございます。商工労働部としましては、知事、副知事に参加をと考えておりまして、予定の中に今エントリーしているところがございます。少し先になりますので、ほかの日程との兼ね合いも考えながらということになりますけど、基本的には参加してもらおうというところで調整を続けていきたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 知事、特にこの物価高騰で、私も県内のいろんな業界・業種の方に会うんですけど、特に中小・小規模企業の皆さんは、価格転嫁の交渉がなかなか難しいと。大きな発注者から受注を受けるときに、その辺、本当に弱い立場というところがありまして、社員や家族を守るために今必死なんですね。ですから、ぜひ知事が、政労使会議で強く発信をして、沖縄県のこの県経済の中で、多くの方々これが支え合うしかないんだということを、ぜひ発信していただきたい。御決意をお願いできませんか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 3月25日に開催されます地方版政労使会議ですが、現在その開催に向けては、その内容等、沖縄労働局が主催するというところで、私も出席をするという方向性で今調整がなされていると思えます。議員おっしゃるように、やはり沖縄県においては、稼ぐ力を企業がしっかりと構築するためには、その消費者とその労使、労働者、あらゆる場面でお互いが理解を進めていって、そしてそこででき得る努力をお互いに構築していくということの関係性を一層強くしていくことが重要だと思いますし、沖縄県としましても、そのための例えば企業支援ですとか経営者支援、あるいは直接そういうマッチングをさせる機会をつくることなどについても、ぜひ行政として取り組むことをしっかりと行っていきたいということも併せて、その場で確認をして、一丸となって頑張っていきたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 ぜひ、共同宣言という形で、むしろ県が提案をして、この価格転嫁をみんなで支え合う。それから、持続可能な賃上げを——本当にこれは沖縄県にとっても長い間の課題でございますので、よろしくをお願いします。

次に、学校給食費無償化。再三多くの県議が、党が取り上げております。知事、もう本当にこの給食費が——今の物価高騰でも大きな影響があるんですけど、もうアンケート、そしてまた各市町村の意見の交換、またいろいろ具体的なメニューづくりをしていきたいと、2年かけて今それをやっているんですね。もう知事は2期目、3年目に入っているんですけども、本当に昨年500万ずつ予算を、また今年度ですか、新年度に計上していますけど、全41市町村のうち、約7割以上がもう無償化に入っているんです。一部補助とか完全無償化。そういった中で、知事がもう何でもそこまで時間をかけなくちゃいけないのか、本当に理解にちょっと苦しむんですけど。アンケート調査の内容はもうまとまったんですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今、アンケート調査を集計中で、もうしばらくして、報告書を出す予定でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 ぜひ、もっとやる気を見せてもらわないと。もうあまりにも全市町村が求めているのに、ここまで県が動かないというのがもう理解ができないというのがございます。よろしくをお願いします。

次に、認可外保育園。指導監督基準を満たさないと、この無償化の対象から外れる。この発表があって、どれだけこの基準を満たした園があるのか。県はどのようにリードしていただいたか教えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県では、これまで定期的実施しております研修会や施設への立入調査、巡回訪問等によりまして、認可外保育施設設置者への保育の無償化の経過措置期間の周知を図ってきたところでございます。また令和5年度には、施設利用者に対して周知を図る観点から、施設用のチラシを作成しまして、利用者へも直接配付

をするなど周知を図っているところでございます。ちょっとすみません……。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 施設数でございますが、経過措置の最初の年でありました令和元年度には、対象となる施設数が359で、証明書交付施設数が158でございました。令和5年度におきましては、施設数が428で、証明書の交付施設数が255ということで、この間約100施設の基準の達成がなされているという状況でございます。

○上原 章 議員 ちょっと休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時40分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 令和元年度に、この基準が達成されている施設が158、令和5年度で255でございますので、この間約97施設ということでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 先ほどの最初の答弁で、今なお48園、まだ満たしていない園が県内にあると。それから、481名のお子さんがこのままだと対象外になると。これやっぱりちょっと同じ待機児童、事情があって認可外に今通っているお子さん、今年10月から対象外になるということで、しっかり県のほうが、園とも連携を取って対策をしっかりやるべきだと思うんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 認可外保育施設に対するあらゆる研修会の機会であるとか、立入調査、巡回訪問などを通して、達成に向けて必要な助言指導を行ってまいりたいと思います。また、基準達成のための施設改修費等の支援も行ってございまして、保育の無償化の経過措置期間である令和6年9月末までに、可能な限り多くの施設が指導監督基準を達成できるよう、取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 よろしくをお願いします。

次に——休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上原 章 議員 若年がん患者等支援事業について、この2つの事業、非常に高く評価したいと思います。ただ、アピアランスケア支援事業の中で、この2つの事業ともアピアランスケアやウィッグの購入、あと乳房等のそういった補整具ですか。それからもう一つの、この若年がん患者さんが在宅でやる時には訪問介護、訪問入浴、用具の貸与、福祉用具購入と。非常に重要な取組なんですけど、アピアランスケア支援事業で、今糸満市や浦添とか、豊見城、そして那覇市も新年度からやろうとしている中で、それぞれがこの相談者から申請書を受けながら事業を進めている事案があると思うんですけど、今回県が打ち出している中に、がん相談支援センターに事前相談をするようにと、この手続が組まれているんですね。これ必要なんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

今県内に6か所の病院が、がんの相談支援センターを設けておりまして、そこで専門の相談員を配置しております。事前相談をその支援センターにお願いすることによって、今のがんの状況等について情報収集したり、あるいはほかに相談がないかというふうなことも対応できると考えているところで、専門の相談員がこのウィッグの選び方、購入方法に関する情報提供なども可能となっていますので、来年度開始するに当たっては、まずはその相談センターのほうへ一度相談に行ってくださいから、必要な市町村につなぐというふうな考えております。なお、電話などでの直接来所しない場合の相談も可能としておりますので、なるべく負担のかからないような方向は検討していきたいと思っています。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 今部長、非常に大事なところだと思います。この6つの県が指定する病院に行くにしても、住んでいるところとかそれぞれありますので、市町村が窓口になって、ちゃんとこの市町村からこの医療機関に対して治療内容の確認とか、それから市町村から購入先に対し購入内容を照会するとか、いろいろ市町村としてしっかり必要なことは確認しているわけですから、あえてこのがん相談支援センターへ行って、また一々やらないといけないっていうのは何のために県が今回こういう事業に踏み出すか、その利用者に逆に負担になるっていうことは、私、本末転倒だと思うんですけど、もう一度ちょっとお聞かせ願えますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 直接、市町村に行っても、患者様がいろんな相談をされるということに関して、専門的な内容などが含まれている場合もありますので、そういうことをあらかじめ専門相談支援センターで整理をするというふうな役割もあるかというふうに考えております。ただ、議員おっしゃるように、受ける人の目線で、負担が増えないようにということは留意しながら事業を進めてまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 ぜひ、お願いします。北部医師会病院や八重山・石垣と、それぞれまた離島がその他あるわけですから、一々この相談窓口に来ないとこれが使えないとなると、これまた市町村とのこれまで進めてきたことと非常に整合性がないのかと思いましたが、よろしくお願いします。

ちょっと休憩お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時46分休憩

午後4時46分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上原 章 議員 新生児マスキングのこの検査については、新年度予算につけていただいたのは非常に評価します。ただ、先ほどおっしゃっていたように、今年度の補正予算で国はしっかり準備をする。これ県は検討されなかったんですか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 今回の実証事業を進めるに当たって、体制の整備ができていくかというふうなことが国のほうから示されましたので、沖縄県、今現在行っている県外の検査機関でそういうのができるかとか、あるいは陽性の場合の対応についてということで、少し時間を取って調整をするということで、次年度の当初予算のほうで今エントリーをさせていただいているという状況です。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 分かりました。ぜひ、これもしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

すみません、ちょっと戻りますけど、アピアランスケア支援事業が予算400万しか計上されていない。これ全然足りないと思うんですけど、これはあくまでも当初予算ということで、今後補正等で必要なものはしっかり確保するっていうことでよろしいですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時47分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 積算につきましては、ほかの先行している自治体及び県のがんの患者数などから推計をしますと、このアピアランスケア支援事業を利用する方々は、年間300件程度というふうに見込まれております。一方で、若年がん患者の在宅療養に関する支援については、年間5名から10名というふうな一定の推定の下に予算化しておりますので、また、当然その予算を超えるような場合には適切に対応してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 よろしく申し上げます。

次に、＃7119、こちら県が本当に踏み込んでやるということは評価したいと思います。これは、具体的にいつからスタートする、このある程度のスケジュールはございますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県といたしましては、できるだけ早くスタートさせたいというふうに考えておりますけれども、現在、実施に向けて最終の意向確認をしているところでございますので、その確認ができましたら次に進みたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 準備期間もあると思っておりますが、ちょっと加速して、スピードを持ってやっていただきたい。この事業は観光客も対象だと聞いていますので、県内でそういう急な発作とか、また体調を崩された人が、この＃7119で専門家のアドバイスが受けられるっていうのは、非常に大きな意味があると思います。よろしく申し上げます。

次に、高齢者の賃貸住宅、あんしん賃貸支援事業、その相談窓口における高齢者の相談件数と入居件数、ちょっと比較すると、相談に来た人が2割ぐらいしか入れていない。これは原因は何でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

入居件数が低い要因についてでございますが、入居を希望される方は、長年居住していた地域を希望されるですとか、建物の1階など低層階を希望するなどの条件を要望する場合がございます。それらの要件と実際の物件の条件が合わないというところが、一つの要因として考えられるところでございます。また、物件を貸し出す側、賃貸人側の条件としまして、やはり家賃滞納などの不安があるというところが低い要因の一つではないかと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 全国でもこのような取組、協議会が中心になってやっているんですけど、間に不動産屋さんとかが入ってやるんですけど、やっぱり入居してきたときの成果というか、補助金を出している事案もあるんですね。私は、この相談をした人が的確にそういった希望するところに入れる意味では、しっかりこの辺の補助金制度も充実させるべきだと思うんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えします。

入居成約時に不動産事業者に対して協力金を支払っているという事例があるところについては、確認をしております。

県としましては、これらの事例を確認しまして、実施可能性も含めて検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 それで今回、国が困窮者の皆さんへの支援強化のための、生活困窮者自立支援法の改正案というのが出ました。非常にこれも重要かと思っております。現時点では、県は義務的なそういう取組になりますけど、この社会福祉法人等が、入居している高齢者、単身の人たち、本当に必要な人たちを見守っていくことで、大家さんは貸しやすいという。これは非常に重要かと思っております。あわせて国は、この低所得の高齢者、障害者の皆さんの住宅確保に配慮する、そういう人たちへの支援の強化ということで、住居確保給付金、その安価なそういった住宅の中で、転居費を活用したりしていきたいということもおっしゃっていますが、私も、県内のいろんな高齢者の皆さんが、そういう生活保護は受けられないけど補助があれば本当に助かるという事案も多いと思うんですけど、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 例えば国において、議員御案内のとおり、様々な制度の検討が進められているというふうに聞いております。

県としましては、その議論の推移を注視しながら、実施可能な対策について、市町村が実施する面も含めて対応を検討したいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 最後に、教職員のメンタルヘルスの対策なんですが、先ほど相談件数が増えていると。これ具体的に教えてくれませんか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今現在、集計中でございますので、すみません、具体的な数字はもう少し、しっかり把握したいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 教育長、増えているって言うんで、その数字がないとおかしいんじゃないかなと思うんですけど。

それで、復職プログラムの取組があると思うんですが、具体的に復職プログラムを受けるべき数、そして本当に受けている数をちょっと教えてもらえますか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 令和4年度中に復職支援プログラムの対象となった教育職員119人のうち、22人が当該プログラムを実施しておりまして、97人は実施をしていないという今現状でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 何でそんなに受けていないんですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

病気休職者は、身分は保有をしておりますが、職務には従事させないという分限処分を受けていることから、休職中に行う復職支援プログラムを義務づけることができないために、当該復職支援プログラムは、病気休職者からの申出による実施で行っているところであります。今後、学校長、市町村教育委員会と連携しまして、休職者に対し制度の趣旨について理解を図り、対象者全員が復職支援プログラムを実施するように、今後しっかり促してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 教育長、こういった精神疾患で休職がやむを得ない人たちが本当に復職するためには

簡単じゃないんですよ。本当に完治していないと、途中でまた責任感から教壇に戻ってまた同じことを——むしろ重大化すると思うんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 議員御指摘のとおり、しっかりと復職に向けての心構え、準備等を行うことは重要であるというふうに考えておりますので、しっかりとこの復職支援プログラムについて周知を図り、実施できるように取り組んでまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 こういった方々は全員復職プログラムを受ける、そういう環境を整えるべきだと思うんですけど、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今お話ししたとおり、制度上の問題がありますが、やっぱりしっかりと準備を整えて復職する必要があると思いますので、学校長、そして市町村教育委員会と連携しまして、制度の周知を図りまして、全員が実施できるように取り組んでまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上原 章議員。

○上原 章 議員 ぜひ、お願いします。現場では、本当にこの問題が大変大きくて、那覇のモデルにしっかりその内容が出ていますので、よろしく願います。

終わります。

○赤嶺 昇 議長 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年2月27日

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和6年2月27日（火曜日）午前10時開議

議事日程第5号

令和6年2月27日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

- 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和6年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和6年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和6年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）
- 甲第26号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第2号）
- 甲第28号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）

- 甲第32号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第33号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 甲第34号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第37号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 甲第38号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例
- 乙第14号議案 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 乙第15号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 乙第27号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第28号議案 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例
- 乙第29号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例
- 乙第30号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

- 乙第31号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第34号議案 財産の処分について
 乙第35号議案 訴えの提起について
 乙第36号議案 訴えの提起について
 乙第37号議案 訴えの提起について
 乙第38号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第39号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第40号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第41号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第42号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第43号議案 専決処分の承認について

出席議員(47名)

44番	赤嶺昇	議長	24番	玉城武光	議員
30番	照屋守之	副議長	25番	比嘉瑞己	議員
1番	島袋恵祐	議員	26番	平良昭一	議員
2番	喜友名智子	議員	27番	仲村未央	議員
3番	國仲昌二	議員	28番	照屋大河	議員
4番	玉城健一郎	議員	29番	山内末子	議員
5番	上里善清	議員	31番	西銘啓史郎	議員
6番	大城憲幸	議員	32番	座波一	議員
7番	上原章	議員	33番	大浜一郎	議員
8番	小渡良太郎	議員	34番	呉屋宏	議員
9番	新垣淑豊	議員	35番	花城大輔	議員
10番	島尻忠明	議員	36番	又吉清義	議員
11番	仲里全孝	議員	37番	玉城ノブ子	議員
12番	上原快佐	議員	38番	西銘純恵	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	39番	渡久地修	議員
14番	次呂久成崇	議員	40番	仲宗根悟	議員
15番	新垣光荣	議員	41番	崎山嗣幸	議員
16番	山里将雄	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員
23番	仲村家治	議員			

欠席議員(1名)

17番 当山勝利 議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城 デニー 知事 池田 竹州 副知事
 照屋 義実 副知事 島袋 芳敬 政策調整監

溜 政 仁 知 事 公 室 長
宮 城 力 総 務 部 長
金 城 敦 企 画 部 長
多良間 一 弘 環 境 部 長
宮 平 道 子 子 ども 生 活 福 祉 部 長
糸 数 公 保 健 医 療 部 長
前 門 尚 美 農 林 水 産 部 長
松 永 享 商 工 勞 働 部 長
宮 城 嗣 吉 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長
前 川 智 宏 土 木 建 築 部 長

松 田 了 企 業 局 長
本 竹 秀 光 病 院 事 業 局 長
名 渡 山 晶 子 会 計 管 理 者
金 城 康 司 総 務 部 財 政 統 括 監
半 嶺 満 教 育 長
鎌 谷 陽 之 警 察 本 部 長
下 地 誠 勞 働 委 員 会 事 務 局 長
茂 太 強 人 事 委 員 会 事 務 局 長
安 慶 名 均 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子 議 会 事 務 局 長	儀 間 俊 江 課 長 補 佐
前 田 敦 次 長	宮 城 亮 主 幹
中 村 守 議 事 課 長	比 嘉 太 一 主 任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大議員。

○島袋 大議員 おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大でございます。

質問に入る前に、我々、昨今の情勢に鑑み、我が国の防衛力の抜本的な強化という基本的な方針については、理解をいたしております。そして、容認する立場でもあります。しかしながら、うるま市石川の東山カントリークラブの跡地を自衛隊訓練用地として整備する計画については、以下のとおり所見を述べたいと思っております。

本件につきましては、我々県議会、沖縄・自民党会派は、昨年12月末にありました報道ベース、さらには政府案決定後の報道発表により、初めてこの計画の話があることを知りました。2月11日には、このうるま市の住民説明会が行われたそうでありますけれども、計画断念を求める声があったというふうに報道ベースで聞いております。

去る2月17日に、防衛大臣が来沖された際に、本件整備計画の推進に当たっては、地元の理解を得ることを第一に、引き続き丁寧な検討を行っていただくようお願いいたしますとの申入れを我々は行いました。木原防衛大臣からは、知事会談の前に急遽セットされたぶら下がり会見において、用地取得後の在り方につ

いてさらに検討を行うよう、事務方に指示したという発言もありました。これは知事も含めて、執行部の皆さん方も県民の皆さん方も御理解していると思っております。

しかしながら、現在の状況では、合意形成を得ることは難しいと言わざるを得ず、整備計画については、白紙撤回をするよう強く求めなければならないと我々は思っております。これは、県議会、沖縄・自民党会派として一致した考え方であり、この考えを直接訴えるべく、一刻も早く要請行動を行いたい。このように我々県議会、沖縄・自民党は考えております。早急にその対応をしていきたいと思っております。

以上を申し上げまして、私の質問に入りたいと思っております。

初めに、不発弾処理予算についてであります。

これまでの予算額について、令和2年度から令和5年度について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政 仁 知事公室長 お答えいたします。

住宅等開発磁気探査支援事業についてお答えいたします。

住宅等開発磁気探査支援事業における令和2年度から令和5年度までの当初予算額は、令和2年度が14億9200万円、令和3年度は14億9600万円、令和4年度は16億4000万円、令和5年度は15億9100万円となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 建築確認件数と住宅開発磁気探査件数、磁気探査をした件数ですね、数はどうなって

いますか。これは令和2年度から令和5年度の流れを聞きます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

令和2年度から令和4年度までの新築着工件数は、国の建築着工統計調査によれば、令和2年度が5265棟、令和3年度が5583棟、令和4年度が5545棟となっております。また、住宅等開発磁気探査支援事業における磁気探査は、令和2年度が257件、令和3年度が290件、令和4年度が262件、令和5年度が2月14日時点で225件となっております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 知事、副知事、この建築確認件数、5000件を超えているんですね。住居を造る、アパートを造る。その中で、磁気探査事業をしたのは毎年250件ですよ。どう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県としましては、この住宅等開発磁気探査支援事業について、周知広報等を進めているところですが、業者から申請があるものが、残念ながら少ないと聞きますか、5%程度になっているところのございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 ということは、今の答弁を聞きますと、住宅を造る人たち——まあ、建築確認を取った人たちが、この磁気探査に応募しなかったということで理解していいんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時6分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 当該事業につきましては、申請に基づき行っているものですので、そういうことになろうかと思っております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 次、移ります。

令和5年度の執行状況と5243万1000円を専決処分した理由はどうなっているんですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 住宅等開発磁気探査支援事業の令和5年度の執行状況は、2月22日時点で現予算

額が19億1019万円、執行額が18億9692万円、執行率は99.3%となっております。また、令和5年11月に申請額の大きな案件が重なり、前年同月と比較して約2.5倍の約4億円の交付を行ったため、本事業の予算をほぼ執行した状況となり、広域探査発掘加速化事業と他の事業からの予算流用により対応を続けてきたところです。それでもなお、予算が不足する状況となったため、内閣府との協議を重ね、予算の追加交付が可能となったことから、令和6年、本年1月31日付で補正予算に係る専決処分を行ったところのございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 県の執行部、知事、副知事を含めて、知事を支える県政与党の皆さん、特に共産党さん、革新の皆さんもそうなんだけれども、不発弾作業が終わるには100年かかると言われているんですよ、100年ね。磁気探査事業は国が満額ですよ。国が満額で出す。しかし、建築確認件数が毎年5000件を超えているのに、磁気探査事業をしたのは250件なんですよ。そして、今回予算がショートした。それで、補正予算を組んだ。整合性合いますか。何で5000件の建築確認が出ているのに、250件しか磁気探査しないのか。残りのところは不発弾があるかもしれないのに、住宅が建っているということですよ。皆さん方が要求しておいて、話が違うんじゃないのか。国がしっかりやるべきだと言っておきながら、皆さん方は、要するに要請行動は市町村に任せきりなんだよ、この磁気探査事業は。それで、パーセンテージが低い。そこでちょっと大きな事業が出たら、見立ての予算がショートして国に補正予算を求める。こんなのあり得ますか。どうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時9分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

池田副知事。

○池田竹州 副知事 磁気探査事業の当初予算につきましては、内閣府のほうで財務省とも調整の上、次年度予算の大枠が決まります。そのベースとなるのは、前年度までの執行実績となっております。住宅等磁気探査につきましても、探査協会だけではなくて、建築士などの皆さんにも、住宅を造る際には、特に中南部地域、いわゆる不発弾の可能性のあるところについては、積極的に広報するようお願いしているところのございます。実績が上げれば、当然予算の増額等の要求も市町村と連携して行っていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 今回、私はいろいろ確認をして、いろいろ県とも調整してやりましたよ。じゃ、ショートするのであれば、この間の国の補正予算でもって言えば、クリアできたんですよ。今回、これストップして引っ張ったのは、皆さん方が国の補正予算に間に合うように申請しなかったからでしょう。そうやっておけば事業も止まることはなかったんですよ。その辺はどう考えていますか。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 先ほど、公室長から答弁にありましたように、大口の申請があったのが11月でございます。補正予算の編成っていうのは11月の頭に政府案として出ておまして、11月末に成立してますので、残念ながら、補正予算提出のタイミングとは合わなかったと。そのため、内閣府のほうに予算の追加配分を調整し、内閣府のほうで財務省と調整して、5000万強の予算の追加配分を受けたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 この時期にこういった補正予算を組んでいますけれども、まあ、そういった形でこれは、5200万については年度繰越しが可能ですか。通常、皆さん方、年度繰越ししないって言っているでしょう。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 不発弾探査事業の中で、広域探査などは繰越事業が認められておりますが、住宅等磁気探査については、今のところ繰越しが認められておりませんので、現年度で全て執行する前提で組んでおります。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 じゃ、令和4年度の沖縄振興予算の不発弾対策経費について、不用額が1億4500万出ているんですよ。なぜ執行されなかったんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

令和4年度の現年予算における不用額1億4927万円の主な発生理由としましては、まず、広域探査発掘加速化事業と市町村の磁気探査支援事業において、磁気探査の対象となる事業の計画変更等に伴う磁気探査箇所及び数量の減による不用が発生したことによります。また、住宅等開発磁気探査支援事業においては、

年度内に申請予定とされていたものが申請されない事例や申請予定額の変更、交付決定した交付金の減額変更申請によるものとなっております。また、特定処理事業において、不発弾の現地処理回数が想定より少なかったことにもよるものでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 想定より少なかったって、これだけ建築確認があるのに、皆さん方が広報活動をしつかりやっていないってことじゃないのか。

次です。

不発弾調査は工事の掘削に合わせて調査する作業、相番作業が発生する場合があります。じゃ、その作業が年度をまたぐ場合はどうなるんですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

基本、会計年度独立の原則により、年度内の事業完了を原則としているため、事業の完了についてはいわゆる適化法や要綱等に基づき、3月20日を期限としております。一方、年度内に事業完了が困難な事例については、探査を実施する範囲を今年度と翌年度に分割した探査計画の調整を行うほか、翌年度4月の速やかな補助金交付に向けた3月中の事前審査などを行っているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 補助金の交付申請書について、申請書の提出資料に、建築確認申請の引受書が必要となっております。建築工事は、確認申請から約1か月程度で許可が下りることが多いため、それまでに磁気探査を終えなければ工事に支障を来すわけですよ。しかし、磁気探査の交付決定が下りないと、磁気探査に着手できないため、申請して受理から交付決定まで二、三週間程度かかる場合があります、磁気探査工事期間は1週間程度しかないことが多々あるんですよ。なぜそんなに審査に時間がかかるんですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

申請書の受付は、申請に必要な書類が整い次第受理し、審査を経て交付決定をしております。審査につきましては、補助金に係る法令や要綱に基づいて審査内容や金額等の最終確認、関係部署の合議を経るため、交付決定されるまでの期間としては約2週間を要しているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 関連ですけれども、不発弾処理事業には、住宅開発以外に広域探査発掘加速化事業というのがあります。こちらは、令和4年度の第1回要望調査面積46万5476平米に対して、なぜ実施予定面積は17万平方メートルしかないんですか。どうなっているんですか。

○赤嶺 昇議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

不発弾等処理事業の執行については、予算全体のバランスを見ながら、各事業に予算を配分しているところがございます。令和4年度の広域探査発掘加速化事業においても、他の事業の執行予定等も踏まえ、配分可能な予算の範囲内において実施予定面積を設けているところがございます。

以上です。

○赤嶺 昇議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 ですから、46万5000平米ある中で、17万しかしていないんですよ。ということは、ほかのところ、住宅に予算を回したってことでしょうか。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時16分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

令和4年度の広域探査発掘加速化事業については、磁気探査実施箇所の面積や探査深度の数量の減により、当初の面積よりも探査面積及び執行率が減となっております。

ちょっと休憩。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 失礼いたしました。

令和4年度の広域探査発掘加速化事業につきましては、その不発弾全体の予算の配分の中で、結果的に17万平米の実施予定面積となったものでございます。

以上です。

○赤嶺 昇議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 じゃ、令和6年度の不発弾対策経費の概算要求額25億6000万円について、令和5年度の25億円に、今回の第7号補正予算を加算した程度になっていますけれども、本当に今回それで足りると思っているんですか。

○赤嶺 昇議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 令和6年度の事業執行については、県事業の早期発注や市町村事業に対する早期発注の推奨及び執行状況の確認を進めながら、適宜、事業全体の執行状況を踏まえ、住宅等開発磁気探査支援事業の予算を流用するなど、効果的な予算執行に取り組んでまいりたいと考えております。それでもなお予算が不足する場合には、早めに国とも調整していきたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 だから、国との調整が二転三転して遅いから、事業が止まっているんであって、今年度の予算額も要求額が少ないと思っているんですよ。

知事、住宅関連の磁気探査事業と農地の広域化磁気探査も含めて、事業が2つあるんですよ。それを足しても25億で足りないのが現状なんですよ。それを皆さん方は、不発弾処理があと100年かかるとか、こういう拳を上げてね、やっている足元の事業は何もしていないってことなんだよ。そこが問題なんですよ。国は全額出しますよって言っているんですよ。私、どれだけ今回交渉してきたから。だから、これをしっかりやってほしいと言っているんだけど、今の見積りでも弱いよと言っているんだけど、どうなんですか。

○赤嶺 昇議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 住宅探査の予算額につきましては、先ほど公室長からお答えさせていただきました。執行予定額につきましては、きちんと精査した上で、早めに内閣府とも調整して、不足する場合にはしかるべき額を補正、あるいは今回のように追加での配当などを受ける形で執行に支障がないようにやっていきたいと考えております。

○赤嶺 昇議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 ひとつよろしく申し上げます。

次に移ります。

企業局における水道料金の値上げについてでありますけれども、なぜこのような物価高が続くタイミングで値上げに踏み切ったのか伺いたしたいと思います。

○赤嶺 昇議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局では、平成5年以降、定員管理の適正化及び動力費等の低減など、経営の健全化、効率化に取り組むとともに、施設整備に関する国の補助金、交付金の確保に努めることなどによって、事業運営に必要な資金を維持できたことから、30年間料金改定を行う状況にはございませんでした。しかしながら、近年、施設更新コストが大幅に増加するとともに、電気料金の

急激な上昇などにより、経営状況が悪化し、このままでは令和7年度の企業債償還金を確保できなくなるおそれがあることから、料金改定を行ったものでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 水道料金の値上げに踏み切らざるを得ない理由の核心は何ですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

近年、建設コストが高騰し、施設の更新、耐震化に要する費用が大幅に増加するとともに、電気料金の急激な上昇により、必要な財源を確保することができない状況となったことから、水道料金の改定を行ったものでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 これ、今の話聞いても、県民が聞いても、到底理解できませんよ。通常、マンションでも修繕費っていうのがあるんですよ。タイルの貼り替え、塗装のし直し、修繕費として金をためるんだよ。30年間、上げもしないで、しっかりとその辺の養生するための積立基金をやってきたのか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

資産維持費は施設の建設、更新などに必要な財源に充当するための費用でございまして、これまでは国庫補助所要額がおおむね措置されており、財源を確保することが可能であったことから、資産維持費を計上する状況にはございませんでした。しかしながら、近年、建設コストが高騰し、施設の更新、耐震化に要する費用が大幅に増加する一方、県全体のハード交付金の減少などにより、財源を確保することができない状況となったため、資産維持費の計上が必要となったものであります。なお、資産維持費は給水収益から支出する費用で、計上するためには料金に上乘せする必要があり、今般の料金改定では当該措置を行ったところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 今の答弁を聞いても、この間の12月の議会で、この水道料金を上げる案件で、共産党は賛成討論で国のハード交付金が下がったからとか何とか言っているんだよ。国のせいと決めつけて、今の局長の答弁違うよ。皆さん方がやるべきことをしなかったからこうなっているんでしょうが。そこを県民にしっかりと、知事、知事もそうですよ。県民に明確にこういう理由でできなかつたからと公表するべきじゃないのか。なぜあなたを支えるこの議員の皆さん

方が国のせいにして、国のハード交付金が減ったからってあり得ませんよ、こんな話は。この辺はどう思っているのか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

国土交通省の建設工事費デフレーターの数値によりますと、建設工事費は、平成5年を100としますと、令和4年時点で1.39倍、1.4倍程度に上昇してございます。このように、近年、建設コストが高騰している一方、県全体のハード交付金の減少などにより、財源を確保することができない状況になったため、資産維持費の計上が必要となり、そのために料金改定が必要になったということでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 まさしく数の原理で、知事を支えるこの与党議員の皆さん方、24対23っていう1票差で通りましたよ。これ、県内の市町村議員も与野党関係なしに反対なんだよ。それを、知事を支えるメンバーだけ賛成して、数で押し切って、どれだけ県民が苦しむか分かりますか。根本的理由は、修繕費の積立てを30年間しなかったからこういうことになっているんだよ。そういうふうに通しておいて、知事、あなたは自分のボーナスを上げたんだよ。24対23で。県民がこんなに苦しむ電気料高騰、物価高騰、そして水道料金もアップする。そういったことを、「誰一人取り残さない社会」としておきながら、県民に押しつけですよ、嫌なもの、苦しいものは。そこで、あなたは自分のボーナスを上げた。知事、どう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 県の特別職の期末手当の水準につきましては、国の特別職に準じてこれまで設定してきたところでございます。たしか平成27年度からこれに乖離が出てきて、今回、国もまた特別職の期末手当の水準を上げるということになりまして、それを踏まえて、県の特別職、知事をはじめ特別職についても、たしか0.1月分の給与水準を加算、増額したところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 こういうときは国に言われたからやりました、国の基準。国に言われたから断固反対、基地問題は。どういうことね、これは。通る話ですか。我々県議会は上げておりません、報酬は。知

事、あなたは上げたんだよ。水道料金を上げて、県民だけ負担させて、あなたは上げたんですよ。しかも、与党議員の24対23。これ皆さん、数の原理ですよ。そこを考えていただきたいなと思っています。

次に移ります。

議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島袋 大 議員 次、畜産の支援についてでありますけれども、私、これ数多くやってきましたけれども、今日、和牛畜産農家の皆さん方が、仕事、作業を止めて映像を見ているようであります。しっかりとした答弁をいただきたいなと思っています。

和牛繁殖農家の女性部の皆さんと意見交換をしたと思いますけれども、県の考えと一致したのか伺いたいです。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

令和6年2月8日に、本島中南部地区の肉用牛繁殖農家女性部と県畜産課で意見交換会を行いました。その中で粗飼料関係については、草地面積が足りないため子牛に必要な粗飼料の自給が困難であること、子牛の発育安定のために必要な輸入粗飼料の価格高騰に対する支援、また、牧草地関係につきましては、自給粗飼料増産のための農地確保の支援、牧草地の整備に対する支援、そして、子牛価格下落につきましては、沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業をはじめとした補填金制度の拡充など、様々な意見が出ました。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 課長を中心に皆さん方が意見交換をしたということを私も聞きました。非常に感謝を申し上げますと言っておりましたけれども、しかし、現場の声は牧草をつくっても盗まれる。これだけいろいろ飼料高騰している中で、生活も苦しい。義援金、補填金、いろんな面で協力してくれているのが本音の声だったと思うんですよ。その辺はどうですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

本県では、温暖な気候により牧草の生産が他県より高いことから、粗飼料の自給率が89%と全国平均の76%より高くなっており、その優位性を生かした自給粗飼料生産による肉用牛の生産が盛んであります。また、昨今の社会情勢により、輸入粗飼料価格も高騰

していることから、本県の肉用牛繁殖農家には、自給粗飼料の確保が有効であると考えております。しかしながら、本県の中南部地域の肉用牛の繁殖農家は、限られた草地面積の中で自給粗飼料生産を行っておりまして、粗飼料確保が課題となっていることは認識しております。

県では、畜産担い手育成総合整備事業において、草地整備改良や造成を行うとともに、また、ほかの事業を活用した草地整備に向けて、関係機関、そして生産者と調整を進めているところであります。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 まとめて最後にやります。

続いて、沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業の補填金の支払い状況について伺いますけれども、11月補正予算にて8億411万6000円を追加したと思えます。本当に感謝を申し上げます。第3・四半期分の支払いから当初の補填金査定額とは異なった金額となっております。52万7000円を下回った差額の9割を負担するために、補正予算で追加したと思えますけれども、今年度足りない分を計上したのではないですか。今年度補正予算分を次年度に繰り越す予定をしているんですか。実際、補填金組んでも行き渡っておりませんよ。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

肉用牛繁殖農家の経営支援につきましては、国や県独自の価格安定対策事業が設けられており、販売価格が基準価格を下回った場合に、補填金として現金が直接生産者に交付されております。国や県の補填金は、制度上、四半期ごとの交付となり、生産者への支援にタイムラグが生じていることは認識しております。

○島袋 大 議員 いや、差額分がちゃんと行き届いていないっていうのが現場の声だったんだけど、ちゃんとその辺支給しているかってことさ。その差額分を、ちゃんともらっていないっていう話よ。

○前門尚美 農林水産部長 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

肉用子牛の価格安定対策である国の肉用子牛生産者補給金制度や和子牛の生産者臨時経営支援事業、また県独自事業である沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業につきましては、それぞれ補助金の算定基準が異なり、県事業の補填額のうち一部が国の支援と重複するため、その分を差し引いて農家に振り込まれております。

県としましては、引き続き肉用牛農家の経営安定に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 畜産農家の就労時間は、年間何時間と考えていますかということなんですけれども、南部地区でのデータとなりますが、農家経営体制は個人経営が90戸、家族経営で60戸、従業員を雇用している経営体が6戸となっていますが、個人経営の農家が約6割を占めているんですよね。個人経営の就労は365日働き、分娩があったり、子牛の治療があった場合には昼夜問わず働いているのが現状であります。その農家が、畜産での赤字を補填するためや借入金の返済のため、または生活費を補うために、夜アルバイトもしているような状況なんですよね。そういう農家が増えている現状があるそうです。このような就労時間を続けさせてはいけないんじゃないですかというのが私の考えであります。しかも沖縄県農業産出額の21.6%、約5分の1を占めるこの業種が、赤字経営で県の農業を支えていることが異常なことだと思うんですけれども、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

議員の御指摘がありましたように、現在、肉用牛繁殖農家の経営は厳しい状況であると認識しております。それに対しまして、子牛価格下落対策としまして、国、県事業により補填金の交付を行っているところです。

県としましては、農業産出額の2割を占める肉用牛の振興は重要であると考えております。そのために、緊急的な飼料費補助や価格安定対策、生産基盤の整備や優良種雄牛の造成など、引き続き様々な施策により肉用牛農家の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 畜産農家への支援金や義援金に

ついてどのように考えているかということでありまして、沖縄県畜産経営技術指標の損益計算書によりますと、子牛1頭当たりの売上げが72万円。年間20頭販売して、給与が約180万と試算されております。今の平均価格と比べてみると、約20万円下がっており、年間にすると400万もの売上減少となっております。赤字額が給与額を大きく上回っていることが分かると思います。今ですね、知事、現状、この人工授精師への種つけ料金の支払いが滞っており、人工授精師の皆さん方が立て替えてやっただけです。知事、今、酪農も和牛も、種つけする人工授精の種、精液ですね、この種の代金も農家は払えないんですよ。この授精師が立て替えて回収しようとしても支払い切れないから、この授精師が借金を抱えているんですよ。いろんなもののしわ寄せが来ているんですよ。だから先ほど言った、飼料高騰で牧草を盗まれているんですよ。誰が盗んでいるか分かりますかっていう話ですよ。同じパイの中で奪い合っているんだから。こういった現状なんです、知事。だから私が言いたいのは、義援金、給付金というのが大事であって、ここで和牛農家の皆さん、畜産の皆さん方含めて、何らかの手助けが必要だということを私は思っているんですよ。これ今回、我々与野党の県議会議員、経済労働委員会にも要請来ておりますけれども、全会一致の思いですよ。これは与野党関係なしに、助けていただきたいという思い、しっかりと支えていただきたいという思いなんですけど、知事のしっかりとしたこの判断、英断、決断はないですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 畜産農家の経営安定については、先ほど部長から答弁がありましたとおり、例えば粗飼料の草地面積の整備でありますとか、あるいは自給粗飼料増産のための支援対策など、それから国、県の肉用子牛生産者補給金制度、あるいは県独自の沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業などの措置を取らせていただきながら、何とか経営安定に向けて取り組んでいるということでもあります。さらに、今議員御指摘の、人工授精師のその種つけの料金につきましても、農家からの支払いを待っていただかざるを得ないという状況についても、我々もこの肉用子牛の価格の下落については、様々な取組を通じて経営安定に何とか取り組んでいきたいというようにこれまでもやってきております。議員御指摘のそのような肉用牛安定、ひいては沖縄県の畜産農家の経営安定のためには、さらなる支援対策を県としても講じていきたいというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 知事は、私の去る質問の中でも、黒島に行ったときに、この農家の皆さん方と義援金の意見交換をしたときに、大変生活苦しいと。私はこの知事の答弁を聞いたときに本当に思い浮かんだのは、知事はああいった形で黒島に行ってお話しされたんだと思いますけれども、まさしくあの風景を思い出して考えてみてくださいよ。私がこうお願いしているから知事は、うーん、ちょっと考えようって言うかもしれませんがけれども、これもほかの与党の皆さんが言ってつけてくれたら、私は万々歳ですよ。これはもう与野党関係ない、待たなしの状況ですよ。ここは知事、再度お伺いしますけど、持ち帰って緊急的な対策面の資金も考える、調査する、持ち帰るっていう言葉で発言してもらえれば、今農家の皆さん方は映像を通して見ております。これは、自民党だけの話じゃないですよ。与野党みんなが求めていることなんですよ。農家の皆さんのために、ひとつ一歩踏み込んだ発言ないですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は県知事として、県民の生活安定のためには、与野党の別なく全ての県民の方々に奉仕をする立場であるというように認識しております。ですから、肉用牛農家をはじめとする農家の方々の経営安定と将来性を含めて、農林水産部局をはじめ様々な対策をしっかりと講じていきたい。そのためにまた議員はじめ、各議員の方々からの意見をしっかりと拝聴して取り組んでいきたいというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 それまで前向きな姿勢ということで、これ以上私言いませんけれども、知事、ぜひとも御理解と御協力いただきたいと思っています。これはもう早急に新年度からできる体制、今すぐ明日、あさってまで来ているような問題ですから、ひとつお願いしたいと思っています。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○島袋 大 議員 続いては、学校給食費の無償化についてでありますけれども、知事をこれだけ立て、また知事を責めるのは大変だなと私も思ってますけれども、学校給食費無償化を玉城知事が公約として掲げた理由は何ですか、知事。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 昨今の社会及び経済状況など、子育て環境が厳しい中であって、子供たちの健やかな成長とそして子育てを支えていく、家庭を支えるということは、将来の担い手育成の基礎をなす重要な投資であると考えておりますし、また社会全体で取り組む必要があると考えております。また、少子化の解消に向けて、子供が複数いる家庭の経済的負担の軽減など、子育て支援の一環として、やはり学校給食費の何らかの無償化の支援を行っていくということは、昨今の状況を鑑みて非常に重要であるということで公約に掲げ、そしてそれを実現するために、教育庁はじめ知事部局と連携して、今その内容について精査を行っているところであります。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 ですから、そこはもう知事の指示の下で、教育委員会はそれを受けてアンケート調査をしていると思いますけど、知事、そこでこのスケジュール、もう既に知事がうたって3年迎えるような形になりますよ。この判断でいつどの時期にスタートするんですか。その辺のシミュレーションはないですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 学校給食費の無償化につきましては、私の1期目、2期目の公約として掲げておりますので、まずは持続可能な制度としてスタートさせたいということで今分析をさせていただいております。それから、他県の状況、あるいは市町村の状況でありますとか、様々な視点からシミュレーションを行い、分析を加えた上でしかるべき時期に早期にスタートさせたいというように今取り組んでおります。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 しかるべきっていう気持ちは前向きな姿勢で理解しますけれども、これまた御自分の選挙の前のときにちょっと動きますよと。幾らかちよこつとつけてやっていますよって話じゃないですよ。今、市町村は、各市町村長は、知事がやってくれるからって前倒しでやっているところもあるんですよ。ここはしっかりその対応の気持ち、同じ首長同士でリーダーとして考えは分かると思いますけど、その辺の知事の考えどうですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 各市町村によって、学校給食費の無償化についての取組が様々であるということは、我々も調査をして理解をさせていただいております。その上で、共通して取り組める点は何かということに

ついて、今シミュレーションを行っているということでありますので、しかるべきタイミングでしっかりと市町村の理解もいただきながら、進めていきたいというように取り組んでおります。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 この話は、前向きって言ってから、もう既に二、三年引っ張っているんですね。早めにやってもらわないと、やっぱりお子さんたちを抱えているこの親御さんからしてみれば、玉城さんいつやってくれるのかっていう話なんですよ。ここはしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に移ります。

バス通学費の無償化についてでありますけれども、バス通学費の無償化の支援策、知事、これも知事が決めた政策ですから、どうなっているんですか、知事。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県は、令和2年度から子供の貧困対策として、住民税所得割非課税世帯等の高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施したところであります。これまで通学区域が全県域の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大し、令和4年度には約5000名を認定しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 ですから、貧困家庭、非課税の家庭っていうのは前からやってるのは分かりますよ。そうじゃなくて、このバス料金無償化は、子供たちみんな無償化っていうことで公約してやってるんですよ。その子供たちが、要するに中学校3年生、15歳だった子が、もう知事が就任して六、七年ですから、二十歳になってるんですよ。成人超えている。この方々もう家庭持ってるんですよ。約束はどうなっているんですか、いつしてくれるんですか。そういう状況ですよ、知事。知事は、みんなにしっかりと平等にバス料金を無償化するって言うてるんですから、その踏み込み状況はどうなっているんですかって聞きたいんですが。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 バス通学費の無償化については、まず貧困対策ということからスタートさせていただいておりますので、当然所得制限などがありまして、そのように対応させていただいておりますが、学校現場、家庭の皆さんの声なども反映させていきながら、その対象の幅を徐々に広げさせていただいております。当然、そのための財源も確保する必要がありますが、制度のさらなる拡充につきましては、実

施状況を踏まえ、継続可能な、いわゆる子供の貧困対策から拡充していけるような、そういう方向性を持って検討を加えていきたいというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 私4期16年目になりますけれども、私はもう一貫して教育、福祉をやってきて、最近では農業を含めてやっていますけれども、この今の、もうこれ総括ですよ、4期16年のね。私、選びに選び抜いた今回の質問だと思ってるんですよ。不発弾にしても、やるべきことをやれば予算はつくんですよ。国が全額出すんだから。

企業局なんて、30年前のことをしっかりと積み立てておけば、こんな問題にならなかったんですよ。

そしてまさしく和牛畜産なんて、沖縄県の一番の大きなブランドですよ。そこが生きるか死ぬかの生活の中、苦しい中で、何とか現金、給付金が必要って言うてるんですよ。

そして、給食費、バス賃。これもかねてからの話ですよ。しかし知事、今800億っていうお金が、積み立てられて使えるお金があるんだから、ここは優先順位つけてもまずは食する和牛の生活を守る、畜産の生活を守る。ここは知事の英断ですよ。しっかりと我々はそういった面で後押ししますよ。ここはこの農家の皆さん方の生活を守るからこそ、いい畜産ができるんですよ。いい和牛もできるんですよ。いい酪農の牛もできるんですよ、牛乳も出せるんですよ。ここがリーダーの、私は判断だと思っております。だから、もうそろそろ締めますけれども、私の思いというのは、知事といろいろな面でかんかんがくがくしますけれども、腹の中は同じように、県民のためにやるしかないなと思ってる、ここは合致しますよ。しかし、お互いの考え方が違う面もあるかもしれませんが、最後までとめますけど、知事、この和牛の畜産農家の皆さん方の安定した生活と安定したこの出荷できるような体制っていうのは、まずマイナスをゼロベースにすることが大事だと思っていて、そこは知事としての判断が最終的政治判断だと思うんですが、ここは知事として、何度も言うのも失礼ですけども、何か一言。今、テレビ見えますよ、皆さん。エールを送る意味でも、言ったらまた頑張ろうやだけじゃないですよ。いろいろな面でやりますかとか、私が行って話聞きますよっていうぐらいの決断の一步、踏み出しはないですか。もう私16年の思いですよ。どうぞ。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 議員の熱いお気持ちは十分その

畜産農家の方々をはじめ、支援者の方々、広く伝わっているというように受け止めております。

当然、我々も沖縄県として、あまねく全ての方々の産業を支えていくということは、知事部局をはじめとする関係機関とも連携をして、一つ一つその成果を出していくということが非常に重要だと思っております。議員おっしゃるように、やはりその沖縄における畜産は、ブランド産業でもありますので、そのブランドを守っていくための取組もまた県独自の取組が求められていると思いますので、そこはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 島袋 大議員。

○島袋 大 議員 私も4期16年この仕事をさせてもらいまして、6月にはまた帰ってきますよ。そのときの質問は、まず、この和牛畜産やりますよ。知事が4月以降どれだけの対応をしてくれたかということです。そこで知事に、知事感謝しますと言うのか、知事まだやってないんですかっていう話になるかもしれませんけれども、ここは、お互いこれだけやってきた仲として、何か一歩、ひとつやっていただければ、本当に感謝を申し上げるっていうことの農家の声聞かえると思いますから、ひとつお互い頑張ってもらいましょう。よろしくをお願いします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長から発言の申出がありますのでこれを許可します。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほど不発弾事業に関しまして、今回補正された事業について年度繰越しができるのかという旨の質問がございました。それについて追加して御説明いたします。

今回の住宅磁気探査支援事業の補正予算につきましては繰越しができますけれども、今年度、会計年度独立の原則を踏まえ、適化法や要綱等に基づき、年度内の事業完了を原則としているため、やはり3月20日を期限としております。探査業務の着手後、発見された不発弾等の処理に時間を要するなど国が示す繰越し事業に該当し、やむを得ない事情により年度内に完了できないと認められる探査については、繰越しを認めることとしております。

以上になります。

○島袋 大 議員 今これ言ったらもっと質問することあるんだよ。わざと終わってから言おうとしたでしょう。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

(末松文信 議員登壇)

○末松 文信 議員 議長、ちょっと休憩お願いしま

しょう。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○末松 文信 議員 それでは、沖縄・自民党会派、末松文信、議長のお許しがありますので、総仕上げの一般質問を行いたいと思っております。

初めに、私も今期を全うさせていただき、引退することといたしました。平成24年の初当選から3期にわたり県議会議員として、皆さんと一緒に県政運営に関わることができたことに心から感謝を申し上げます。

そして、6月の県議会議員選挙に立候補される議員諸兄の御奮闘を期待いたします。

それでは1、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄振興計画の策定と施策の評価について。

顧みますと、沖縄振興計画は1972年、昭和47年5月15日、本土復帰と同時に沖縄の特殊事情に鑑み、本土との格差是正や自立的発展に資するとしてスタートいたしました。第1次から第4次、40年にわたり政府主導の計画を実施してまいりましたが、平成24年、仲井眞県政において初めて、沖縄県自ら第5次沖縄振興計画、いわゆる沖縄21世紀ビジョンを策定し各種施策が展開されてきました。さらに令和4年、玉城県政による第6次沖縄振興計画、新・沖縄21世紀ビジョンが策定されたところであります。その振興計画は、1975年、昭和50年に「海－その望ましい未来」をテーマに本部町で開催された沖縄国際海洋博覧会に始まり、県民に大きな夢と期待を抱かせると同時に、多くの試練も待っておりました。この海洋博覧会の開催が沖縄の経済を牽引したといっても過言ではありません。また国道58号の整備が進む中で、名護－石川間の沖縄自動車道が開通するなど、まさに北部地域の振興が緒に就いた時期でもありました。そして1978年の交通区分の変更730が実施され、1992年に首里城が復元されました。他方、名護市ブセナリゾートの万国津梁館においては2000年、沖縄・名護サミットが開催されるなど沖縄を世界にアピールする絶好の機会であったと思っております。また、那覇空港第2滑走路の整備は観光リゾートをはじめ、県経済の発展に大きく貢献し、様相も一変し隔世の感がいたしました。

このように四半世紀にわたり、政府において沖縄振興計画の推進に13兆8000億円の巨額を投じて、見える形での沖縄振興が図れたことを高く評価するものであります。

ではア、沖縄振興計画5次50年余にわたる施策実

施に対する知事の評価を伺います。

(2)、県土の均衡ある発展について。

歴代知事は、県土の均衡ある発展をうたい続けておりますが、依然として中南部に人口が集中し、南北格差は広がる一方であります。

私は、平成24年の県議会議員選挙に立候補する際、その格差を是正するためには人口の集積が不可欠であるとの認識から、人々が住むための定住条件の整備を政策課題に挙げてまいりました。その課題の一つが、人材育成のための中高一貫校の整備でありました。2つ目には、北部地域の医療提供体制の整備が求められておりました。おかげさまで、県立名護高等学校に附属桜中学校が去年4月に開校いたしました。教育長、ありがとうございます。また、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、450床の北部基幹病院、公立沖縄北部医療センターが農業大学校跡地に建設され、令和10年に開院の運びとなっております。これもひとえに、北部地域住民の切なる要望と北部12市町村や医療関係者、そして沖縄県の尽力によるものであります。この場をお借りして、衷心より感謝を申し上げます。

さて、沖縄国際海洋博覧会の開催から50年、再びやんばる振興の機会が訪れました。それは沖縄北部テーマパーク、ジャングリアの整備であります。内外から大きな期待が寄せられておりますが、インフラの整備が追いついておりません。数名の議員からも心配する質問がありましたが、県庁横断的に対応されるのでありますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

御案内のように、北部やんばるは海洋博記念公園をはじめ、今帰仁城址を含むやんばる世界自然遺産など、沖縄唯一の自然環境に恵まれ、ポテンシャルが高く、伸び代もあるものと自負しております。知事の施政方針にもありますように、鉄軌道の導入、そして各圏域の拠点港湾等の機能強化をうたっておりますが、加えて北部空港の整備は、北部地域の発展を図る上からも最も重要な基幹インフラであります。インフラの整備なくして、地域の振興発展はありません。

そこで伺います。

ア、公立沖縄北部医療センター整備に向けた取組状況について伺います。

イ、鉄軌道導入への取組状況について伺います。

エ、本部港の新たな中長期計画を策定するに当たって、本部港（特定地域振興重要港湾）の港湾区域を名護湾に拡大し、北部振興拠点港湾としての位置づけを求める要請がありますが、県の御見解をお願い

いたします。

キ、伊是名村勢理客漁港の整備促進について。

ク、断水が取り沙汰されている中で、北部地域の水資源涵養機能の維持や環境保全と地域振興など、やんばるの森・いのちの水を守る施策について伺います。

コ、羽地内海の漁場回復と航路等のしゅんせつについて伺います。

(3)、米軍基地の整理縮小と負担軽減について。

知事は、日米安保体制を支持し、米軍基地の使用や自衛隊の配備についても認めた上で、基地行政に取り組まれているものと思います。

そのような中、米軍基地の整理縮小と負担軽減について、日米両政府は平成8年、1996年、当時の橋本総理とモンデール駐日米国大使が普天間飛行場の全面返還を発表されました。また、SACO最終報告や統合計画を進め、駐留軍用地跡地利用推進法も整備し、西普天間地区の跡地利用が進められているところであります。ところが、普天間飛行場の返還発表から27年、名護市が条件付受入れをしてから24年が経過した今なお、普天間飛行場は返還されず危険性は放置されたままであります。普天間飛行場の返還の原点は、危険性の除去にありました。県内外、受入先のない大変厳しい政治情勢の中で歴代の市長と共に取り組んできた立場から、じくじたるものがあります。

ではア、知事は、普天間飛行場代替施設の辺野古移設を阻止すると言っておりますけれども、最高裁の判決により国が代執行することとなり、知事の権限が及ばない状況にあると思いますが、御所見を伺います。

イ、一般社会通念に照らして、最高裁の判決に従わない知事の態度について、学校現場等においてどのように説明し指導するのか、教育長に伺います。

ウ、沖縄における米軍専用施設の面積を全国比率70%から50%に軽減することを日米両政府に求めておりますけれども、その根拠について伺います。

(4)、守礼の邦・沖縄の地域外交について。

ア、平和・地域外交推進課（仮称）を設置するようでありますけれども、その体制について伺います。

あとは答弁を聞いてから、質問したいと思います。

よろしくお願いたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

（玉城デニー 知事登壇）

○玉城デニー 知事 末松文信議員の質問にお答えする前に、末松議員におかれましては、名護市の副市長をはじめ、県議として3期にわたり県勢の発展のために御尽力いただきました。これまでの御貢献に対し、厚く御礼を申し上げます。議員在籍のこの期間に、名

護高附属の桜中学校の開校、そして沖縄島北部を含む世界自然遺産の登録、さらには北部医療センターの着手など、様々な地元の御意見を拝聴させていただき、県の取組に私どもも真摯に対応させていただきました。

これからも、名護市をはじめ北部振興、そしてさらには県勢発展のための御指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

では、質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のA、5次にわたる施策の実施に対する知事の評価についてお答えいたします。

沖縄県では、これまでの5次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、入域観光客数がコロナ禍前の平成30年度には初めて1000万人に達したほか、令和3年度末現在の情報通信関連の企業数が912社、売上額が4261億円となるなど、着実に発展の歩みを進めてまいりました。また、令和3年度の県内総生産は、名目で4兆3739億円となり、復帰当時からは9.5倍となるなど、その成果を上げてまいりました。しかしその一方で、1人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにございます。加えまして、離島の条件不利性や今なお我が国の米軍専用施設・区域が集中していることなど、沖縄県が抱える特殊事情から派生する固有課題ですとか、子供の貧困の問題、雇用の質の改善、さらには各業界における人手不足などなど新たな課題なども惹起をしてくております。

沖縄県としては、これらの課題解決に向け、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げます中長期的な取組を着実に進めてまいりたいと思っております。

今後とも、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

(糸数 公 保健医療部長登壇)

○糸数 公 保健医療部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のA、北部医療センターの取組状況についてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの整備につきましては、現在、北部医療組合において実施設計に取り組むとともに、運営主体となる財団法人の令和7年度の設立を目指し、基本財産や組織体制について協議を進めております。また、財源確保については、昨年12月に厚

生労働省から内示を受け、2月議会補正予算案において、地域医療介護総合確保事業の北部医療センター整備に係る積み増し分として、約36.6億円の予算を計上しております。

県としましては、関係機関と連携し、医療従事者の確保、統合する2つの病院間のスタッフの交流や意見交換を深め、北部医療センターの早期整備に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、鉄軌道導入の取組状況についてお答えいたします。

県は、鉄軌道の導入に向けて、構想段階の計画から事業化判断を行う計画段階へ移行させるため、国が課題としている費用便益比等のさらなる向上に向けた調査検討を行っているところです。一方、国においても、沖縄振興基本方針に沿って費用便益比等の課題や上下分離方式等による特例制度の調査を継続して行っていることから、県としては鉄軌道の早期導入に向けて、引き続き国への提案や意見交換を行うなど取組を進めてまいります。

同じく1の(2)のク、やんばるの森・いのちの水を守る施策についてお答えいたします。

県では、水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、平成30年度まで実施してきた北部地域の水源涵養機能維持を目的とする1000万円の事業に加え、令和元年度から、ヤンバルの環境保全対策や水源地域の振興に関する事業を新設し、やんばるの森・いのちの水事業として、総額3000万円の助成事業を実施しております。また、令和5年度から本格的に活動を再開させた北部水源市町村で構成する沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会と必要な支援等について意見交換を重ねているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のエ、本部港中長期計画(仮称)の策定についてお答えいたします。

本部港については、現在の旧本港地区を対象に、平成14年度に北部地域拠点港湾に位置づけ、平成16年に本部港港湾振興ビジョンを策定しました。ビジョン策定から20年近くが経過し、社会情勢が変化していること等を踏まえ、新たに、本部港中長期計画(仮

称)の策定を進めております。港湾区域の拡大については、計画検討段階で地元や関係者等の意見を聞きながら、その必要性も含め検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のキ、伊是名漁港勢理客地区の整備促進についてお答えいたします。

伊是名村の西側に位置する伊是名漁港の勢理客地区は、仲田港に就航する定期船の就航率向上のため、補完施設として岸壁等を整備しております。現在、岸壁の整備は完了し、定期船の水深確保のため泊地のしゅんせつ工事を実施しており、令和5年度末の事業進捗は約84%となる見込みです。

県としましては、令和6年度当初予算案に約2億円を計上しており、引き続き、令和7年度の完成を目指して、予算確保に努めてまいります。

同じく(2)のコ、羽地内海の漁場改善と航路しゅんせつについてお答えいたします。

羽地内海は、内湾性の魚種を対象とした漁船漁業等が営まれてきましたが、赤土等の影響を受けやすく、漁場環境の悪化が懸念されております。県では、平成21年度から同海域の赤土汚染度調査を継続して実施しており、漁場改善に向け、赤土流出防止対策の継続的な取組を推進しているところであります。また、漁船のための航路のしゅんせつにつきましては、漁港管理者による漁港区域の変更が必要になるものと考えております。

県としましては、漁場改善に係る支援に取り組むとともに、漁港区域の変更について名護市と調整してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての(3)のア、国の代執行と知事の権限についてお答えいたします。

今回の埋立変更承認処分は、知事に代わって国土交通大臣が行ったものでありますが、新たな申請等がなされた場合には、公有水面埋立法に基づく承認権限を有する知事として、引き続き適切に対応することとなります。

同じく1(3)のウ、米軍専用施設面積を全国比率50%とする根拠についてお答えいたします。

県は、令和3年5月に行った復帰50年に向けた要請において、日米両政府に対し、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標の設定を求めています。これは、基地のない平和で豊かな沖縄を求める沖縄21世紀ビジョンの考え方、統合計画による返還が全て実施されても米軍専用施設面積が全国の69%程度にとどまること、日米安全保障体制の維持と基地の整理縮小の両立、駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえたものであります。

同じく1(4)のア、平和・地域外交推進課の体制についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けた沖縄独自の地域外交を一体的に推進するため、子ども生活福祉部所管の平和関連業務を知事公室へ移管し、新たに平和・地域外交推進課を設置することとしております。令和6年度の組織・定数内示においては、課長、副参事、地域外交企画班8名、平和推進班9名の総勢2班19名体制でスタートすることとなっております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 1、知事の政治姿勢についての(3)のイ、学校における最高裁判決の指導方法についてお答えいたします。

学校教育では、社会科等の授業で日本の司法制度について学ぶ機会があります。その中で判例を取り扱う場合は、結果やその経緯、背景など様々な視点を含めて指導することになります。

県教育委員会としましては、児童生徒が多様な考え方を理解し、地域の諸課題等を自分事として捉え行動できるよう、主体的で自律的な学びを促す授業実践を推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 先ほどは、知事、身に余るお言葉を頂戴し大変ありがとうございました。

それでは、続きまして再質問に移りたいと思います。

(パネルを掲示) まず、その前にこのパネルですが、この1枚目ですが、これは去年の4月に開校いたしました名護桜中学校の入学式とそれから開校式であります。その中のこの左側の写真は、こういう形で、県立名護高等学校、それから名護高等学校附属桜中学校というその名、紋を立てられております。そ

れからこれは、上と下は開校式と入学式の写真であります。

(パネルを掲示) それから次に、この写真は、今いろいろと準備を進めておりますところの公立沖縄北部医療センターの完成予想図であります。これは正面からイメージしたものであります。(パネルを掲示) これは上空から撮った写真でありますけれども、ヘリコプターも降りますし、このヘリポートも準備されております。こういう全体のイメージになっております。(パネルを掲示) この写真は、一応医療センターの内部のイメージ写真であります。(パネルを掲示) それからこれもそうですけれども、こういった感じの医療センターができる予定になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、北部医療センターの整備について、再質問を行います。

北部医療組合の管理者である玉城知事に伺います。

この北部医療センターは、北部地域の皆さんが一日千秋の思いで開院を待ち望んでおります。開院までの課題は多いと思いますけれども、早期の完成が求められております。私は、組合議会の議長も今期で終わることになっておりますので、その後完成に向けて、知事にぜひお願いしたいというふうに思います。そこで、知事のほうから、やんばるの皆さんに一言メッセージをいただければと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今般の公立沖縄北部医療センターの整備につきましては、2つの病院を統合することと、それから北部地域で安定した医療体制を整えるということにつきまして、様々な御意見を拝聴させていただきながら、運営主体となる財団法人の令和7年度の設立を目指し、そして基本財産、組織体制について、現在、鋭意協議を進めさせていただいております。

私としても、北部にできます医療センターが、この北部地域のさらなる定住を促進するということと、そして最適な医療を提供するための医療人材、つまりお医者さんや看護師が、ぜひ北部に住みたい、北部医療センターで勤務をしたいというそういう良好な環境もつくっていきけるよう、様々な取組について進めてまいりたいと思っております。

引き続き、御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 知事、ありがとうございます。ぜひ、よろしく願い申し上げます。

それから次に、鉄軌道の導入についてでありますけれども、鉄軌道は、沖縄本島の屋台骨となる基幹インフラであります。県土の均衡ある発展を図る上からも大変重要なインフラというふうに思っております。知事は、施政方針にも掲げておりますけれども、ぜひこのことについて、知事の本気度というか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の円滑な移動と利便性の向上、駐留軍用地跡地の活性化、脱炭素社会の実現等の観点から、鉄軌道を含む新たな公共交通のシステム導入について、鋭意取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 この鉄軌道は、知事も施政方針にうたっているとおり、これを導入することによって、沖縄本島全体がさま変わりするというふうに私は思っております。また北部からも、その通勤圏内に那覇が入るし、そういった意味でも均衡ある発展ができるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、羽地内海の漁場回復と航路等のしゅんせつについてでありますけれども、先ほど部長からも答弁がありましたが、羽地内海は昔、風光明媚だということ、観光スポットということで、みんなそこに集まってきました。さらに、キス釣りのメッカとしても県民に親しまれてきたところであります。ところが今、部長もおっしゃるように、赤土の流入でヘドロが堆積して、水質も汚染されているようです。それで漁場が失われていると、こういう状況にあるようです。また、堆積土砂によって航路が閉塞され漁船が通らないと、こういうような状況がありますので、ぜひ部長におかれては現場も見ていただいて、現場の声も聞いていただいて対応していただきたいと思います、こう思っております。

次に、やんばるの森・いのちの水を守る施策についてでありますけれども、これは知事が2年前選挙公約に掲げて、今回改めて施政方針にうたわれているものですから、私は前から、北部の水は全部中南部のほうに送っているんで、このことについて、ぜひ県にも頑張ってもらおうと思っていたところです。それで、北部のダム所在市町村等に今3000万円の補助金が出ているということでもありますけれども、私はこの補助金を改定する必要があるのではないかというふうに思っておりますが、その用意がありますかどうか、知事、

御答弁いただければ。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 県では、北部水源地域市町村が抱える普通河川の河口閉塞などの個別課題について、意見交換を行いながら関係部局と解決に向け技術的支援を行っているところです。一方、水源地域市町村からは、水源基金の創設を求める声があることから、受水市町村からの意見を北部水源市町村で構成する沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会へ情報提供するなど、その取組も支援しております。引き続き同協議会や受水市町村と意見交換を行いながら、沖縄本島の水の安定確保、水質の保全を図り、水源地域市町村の振興発展につながるように取り組んでいきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 今おっしゃる水源基金は、以前あったわけですが、これが廃止されて今日のようになっているわけでありますけれども、ぜひ北部地域の振興のために頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは次に、知事は、国の代執行訴訟に応訴して上告しておりますけれども、現場は、判決を待たずとも設計変更はもう承認された状態にあります。工事はどんどん進捗している状況にありますので、これ以上阻止する手だてがあるのかどうか伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 御説明させていただきます。

先ほど答弁させていただいたところですが、今回の埋立承認処分については、知事に代わって国土交通大臣が行ったというところではありますが、新たな申請等がなされた場合には、公有水面埋立法に基づく承認権限を有する知事として、引き続き、適切に対応する必要があるというふうに考えております。また、国土交通大臣が知事に代わって埋立変更承認処分を行った代執行——今回の代執行は、選挙で県民の負託を受けた知事の処分権限を一方的に奪うものであり、多くの県民の民意を踏みにじり、憲法で定められた地方自治の本旨をないがしろにするものであると考えております。それで、昨年12月20日の高裁判決は、国と県の対話を通じた抜本的解決を付言しながら、代執行要件の判断に何ら反映しておらず、地方分権改革の趣旨や地方自治の本旨、多くの県民の民意という真の公益を考慮しておりません。県は高裁判決に不服があるとして、昨年12月27日に上告受理申立てを行ったところでございます。今後、最高裁において高裁判決の間

題点を明らかにしたいというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 公室長、聞き捨てならない答弁ですけれども、知事の権限を踏みにじったというのはどういうことですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 お答えいたします。

最高裁の判決の点について、我々は幾つかの問題点があるということで、その最高裁判決が出された際に、その内容について、実は精査をしておりました。まず1つは、地方自治法に定める是正の指示の要件の審査に当たり、趣旨や目的の異なる行政不服審査法その裁決を持ち出したという点について。それから問題2点目は、根拠をすり替えることで公水法に違反していないとする県の主張を司法としては審理しなかったということ、さらには県が裁決の無効を主張していたにもかかわらず、取り消された処分と同じ理由での再処分を禁じる裁決の拘束力に違反しているという、いわゆる論点のすり替えが行われたこと、さらには固有の資格の該当性ですとか、国土交通大臣が審査庁と関与庁の立場で、裁決、是正の指示を行う権限の濫用についてはどうだったのかということについて、我々は最高裁判決以降、その問題点を整理しようということと考えをまとめていたところ、国は代執行に至ったというような経緯であります。

○末松 文信 議員 休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 裁判の結果について、その内容が、いわゆる我々の主張していることが、最高裁において判断されていないということはどう受け取るかということについては、その裁判の結果のみならず、その内容について今後どのような影響を及ぼすかということ、我々も真摯に分析しなければならないということでありまして、その結果、その判断のさなかで法令所管の大臣が都道府県知事に代わって処分を行うことを認める手続、つまり地方自治法245条の8による代執行訴訟に至ったことについて、我々はその判断のさなかに行われた代執行ですので、応訴するというこ

とで、応じたものであるということです。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城デニー 知事 今回のこの変更承認申請の不承認に係る一連の流れでありますけれども、まず我々が最初に問題としているというか、それは私人なりすましではないかというように指摘をさせていただいたのは、本来この行政不服審査法は、法律の趣旨からいまして国民の権利、利益を救済するという意味で行われるものだということで捉えておりました。しかしそれを、国の機関である沖縄防衛局が、いわゆる私人の立場でそれを行ったということについて、我々はそれは違うのではないかということの申立てをさせていただきました。ところが、このことについて、我々は公有水面埋立法に違反していないことを訴訟で主張していたにもかかわらず、結果的には、この行政不服審査法の結果になされたものであるということを経最高裁が判決をしたために、その内容について審査がされていないということについて、申し立てているものであります。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 知事ね、今までの知事のお話は県の言い分であって、これを踏まえて結論が出ているわけですよ。それについて踏みにじったなんて言うことは、私は言っちゃいかんと思っていますので、公室長、答弁やってください、もう一遍。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県の立場を踏みにじるという表現につきましては、様々な御意見があると思います。ただ、この最高裁の判断枠組みによれば、今後、国は都道府県の法定受託事務に対して、その判決を行うことが可能であるということであれば、この判決のみを理由として是正の指示が常に適法となってしまうということで、県が訴えるその法律的な枠組みが成立しないという点について、非常に大きな問題があるということ、この県のいわゆる自己決定権と申しますか、自主的な判断を踏みにじるものではないかということで、疑義を申し立てているということでもあります。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 知事ね、そうおっしゃるけれども、裁判は何のために起こすんですか。お互いの意見がかみ合わないから裁判所に委ねるわけでしょう。その結果を今みたいに批判するのは、知事はこれ非常におかしいと思うんですよ。裁判を批判して自分の責任

を免れるのか。もう一遍答弁してください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 ただいま係争中でありまして、その方向についての論評は避けたいと思っておりますけれども、ただ我々は、公有水面埋立法という法律に基づいて、不承認という処分をしたと。これは法定受託事務をつかさどる県知事として判断をしたものであるということですから、その内容についてしっかりと審査をしていただきたいということを申し述べている、申し立てているということは、申し上げておきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 知事、その今回の告訴について、責任取れるわけですね。公室長、もう一遍答弁してください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

先般の最高裁判決につきましては、県に対して承認処分を求める国土交通大臣による是正の指示について、適法と判断を示したところでございます。その上で、最高裁判決の内容を精査し、県としての対応を検討する必要があると。県民、行政法学者、議員の方々などから様々な意見が寄せられていることなどを踏まえ、県政の安定的な運営を図る上で意見の分析を行う必要があることから、弁護士や行政学者の助言をいただきながら検討していたところ、国は、沖縄防衛局の埋立変更承認申請を承認せよとの判決を求める代執行訴訟を提起したというところでございます。そのため、県は応訴するという事になって現在に至っているということでございます。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 これ以上議論してもしょうがないですけれども、ただ、裁判の結果で、知事の権限が踏みにじられたなんて表現は、慎んだほうがいいと思います。

それでは次に移ります。

公室長は、またこれから変更申請が出された場合に、改めて法に照らして審査をするということでもありますけれども、どういうことを意味していますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 御説明いたします。

新たな申請が出された場合は、公有水面埋立法に基づく承認権限を有する知事として、引き続き適正に対応するというところでございまして、それ以上の意味というものは無いというふうに承知しております。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 公室長は自分で何をおっしゃっているか分かっていないと思うんですけども、今おっしゃっているのは、審査が来たら、その不承認ありきで審査するよと言っているんですよ。次から次に出てくるものについてね。それを繰り返すと言っているんですよ。どうですか。そういう意味合いじゃないんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 制度の理解として非常に混同しやすいところですので、ここは申し上げておきたいのですが、今回の最高裁判決につきましても、埋立変更承認、変更承認処分について、我々は公有水面埋立法に基づいて、この変更は承認できないと不承認にしたものであります。それが承認せよという判断になって工事が進められたとしても、例えば、那覇空港の工事のときもそうでしたが、必ずその都度、必要に応じて変更承認が提出されるということになるわけでございます。ですから、変更承認が提出されたら、我々は公有水面埋立法に基づいて適正であるかどうかを、法定受託事務をつかさどる県知事として判断をするということですので、法律に従って判断するということについては、今後も、そのような行為を伴うということで答弁をさせていただいております。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 今の知事の答弁からすると、先日の決算特別委員会でもそのような答弁をされておりましたけれども、これは、知事がこの基地建設を反対するがために——翁長知事もそうでした。恣意的に瑕疵があると言って専門家に拾わせました。知事、今審査するとは言いますけれども、もう結果は不承認の審査をするわけですよ。これ、埋立て——公有水面埋立法の話をしませんが、一旦承認した事業は、促進するために審査をするんですよ。知事はそうじゃなくて、不承認にするために審査をするわけだから、これ公有水面埋立法に抵触しますよ。どうですか、公室長。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 法律に適合するかどうかは、その都度やはり正しく審査をするということでありまして、その法律の趣旨にのっとって、当然それが正しいかどうかということ判断するというもので、間違いを探そうということでの判断ではございません。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 だって今までの答弁、そう言っているじゃないですか。不承認に向けて審査をする。今度も裁判で負けていながら、新たな申請が来れ

ばまた審査する。もうこれはそう言っていることと一緒になんですよ。じゃ知事は、今度変更申請が来たときには承認するんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 繰り返しの答弁で大変申し訳ございませんが、法に従って適正に審査をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 時間もあまりありませんので、この間の議論を踏まえたと、知事の辺野古移設を阻止するという公約は既に破綻しております。にもかかわらず、阻止できるかのようにおっしゃっていますが、それは鳩山由紀夫元総理大臣が最低でも県外と言って、腹案があるかのように公言して、勉強すればするほど辺野古に帰着したと。このこととよく似ているんですよ。県民を愚弄した行為であったと思います。今知事がやっている行為も、県民に対する背信行為でないかと思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は私の信念に従って、政治の道を歩んでいくということですので、私は私に対して、背信行為は行っていないということは自信を持って言えると思います。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 じゃ、辺野古移設を阻止することは、これ確実にできるわけですね。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄にこれ以上新たな米軍基地は要らないという点においては、常にその意識を持って当たるべきであろうと思いますが、法律は法律として、その法の趣旨にのっとって適正に判断がなされるものというように理解をしております。

○赤嶺 昇 議長 末松文信議員。

○末松 文信 議員 もうこれ以上やってもしょうがないので。

地域外交についてでありますけれども、守礼の邦、沖縄の先人たちは礼節を重んじて、ウトウイムチやおもてなしをやってきたと思います。その心で信頼関係を構築して、大交易時代の世界のかけ橋、いわゆる万国津梁となったものと思います。先達の知恵を借りれば、今国内——知事のほうはあれですが、ぜひ最後に、ここだけ申し上げて。知事は施政方針で鉄軌道の導入をおっしゃっていますので、これをぜひ導入していただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 仲村家治議員。

(仲村家治 議員登壇)

○仲村 家治 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲村 家治 議員 皆さん、こんにちは。

3番目の仲村家治でございますけれども、あっという間に4年が過ぎ、いろんなことがありました。ただ、議場の皆さんも同じだと思うんですけども、私たちは県民一人一人を幸せにするために、この議場で議論を交わしていると思います。ぜひ、これからも皆さんと心をついに、ならない場合は闘いますけれども、一つになるときは一緒に頑張っていきたいなと思っております。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

1、沖縄県における予算と税制改正について。

(1)、次年度以降の沖縄県の将来像と戦略を伺う。

2、こども未来部の設置内容と意義について。

3、交通行政と人手不足について。

(1)、バス・タクシー等の運転手不足の状況と県としての対策について。

(2)、人手不足が観光に及ぼす影響を伺う。

4、沖縄県における宿泊税制度導入について。

(1)、基本的な方針について。

(2)、関係団体と市町村との意見交換での課題等について。

(3)、先進地の調査研究を行っていると思うが、モデルとする先進地はあるか。

5、スポーツ振興について。

(1)、奥武山公園におけるスポーツアイランド構想の現状と課題。

(2)、現陸上競技場の再開発の状況とサッカースタジアム建設について。

(3)、沖縄県にナショナル(国立)トレーニングセンターを誘致してはどうか。

6、海の安心・安全について。

(1)、沖縄県の水難事故の現状(令和5年度)の状況と過去3年間のデータも含めて伺う。

(2)、水難事故に対して、知事公室、文化観光スポーツ部、土木建築部、県警本部は、どのような対策を行っているのか伺う。

(3)、次年度以降の水難事故の撲滅対策について知事に伺う。

(4)、沖縄県が直接公募をかけて、指定管理を選定している海浜公園について。

ア、施設名、担当所管、管理運営委託料を伺う。

イ、アについて答えた海浜公園において、海水浴客の安全監視業務(ライフガード)を担う事業者は、誰が選定し、その費用は誰が幾ら負担しているのか、それぞれ伺う。

ウ、首里城公園管理体制構築検討委員会が示した案で、防災業務は維持管理・運営と別枠で、県が管理と監督をする仕様発注方式に切り替え、費用も別で計上し必要額を増額するとの報道がありました。海浜公園においても、利益を生まない安全監視業務は、県が管理と監督をする仕様発注方式に切り替え、必要な額を負担すべきだと思うがどうか。

(5)、以前質問したA Iカメラによる海浜の見守りシステムについて、日本財団の助成を受けることで沖縄に設置可能となっていたが、進捗状況を伺う。

(6)、沖縄県の水難事故を防ぐためにA Iカメラによるシステムの導入に向けて、県として動くことはないのか伺う。

7、我が会派の代表質問に関連して。

西銘啓史郎議員、1(3)、令和6年の能登半島地震を受けた県の対応について。石原朝子議員、1(2)、能登半島地震を教訓としての災害対策について。共通項目に関連して質問をいたします。

(1)、自治体と自衛隊との大震災、災害の合同訓練の取組について。

(2)、避難所における飲料水、食事(炊事)、トイレなどの課題の対策は取れているか。

(3)、避難所の食事を作る自衛隊の機材、炊事車といますけれども——を使用した訓練を実施すべきだが、県の見解を伺う。

(4)、今回の能登半島地震の報道を見ておりますと、度々被災ペットの話が出ておりましたので、これに関連して質問をさせていただきます。

被災地での被災ペットの捜索や避難所でのペットの居場所の対策について、関係機関との協議を行っているか伺う。実は東日本大震災の際に、国は2013年に災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定し、飼い主とペットと一緒に避難する同行避難を推奨しているということから、この質問をさせていただきます。

残りの時間は再質問とさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 仲村家治議員の御質問にお答え

いたします。

沖縄県における予算と税制改正についての御質問の中の(1)、次年度以降の沖縄県の将来像と戦略についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンに掲げる県民全体で共有する沖縄の将来像の実現と固有課題の解決に向け、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定し、各種施策に取り組んでおります。次年度以降については、沖縄振興特別措置法施行後5年以内の見直しに向けた内閣府の検証作業と合わせて、沖縄県においても、毎年度実施している沖縄県P D C Aの結果などを活用し、E B P Mの観点からエビデンスに基づいた検証作業を進めてまいります。

沖縄県としましては、内閣府と連携を図りつつ、新たに生じた課題等に対しては、必要に応じ制度提言を行うなど、沖縄県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、こども未来部の設置内容と意義についての御質問の中の(1)、こども未来部の設置内容等についてお答えいたします。

令和6年度に新設するこども未来部には、総合調整機能を新たに位置づけ、子供施策に係る部内及び全庁の連携体制を強化してまいります。同部の主な取組としましては、子どもの貧困対策計画や黄金っ子応援プランの2つの既存計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた沖縄県こども計画（仮称）の策定や、社会的養護の下で生活する子供の意見表明の支援を本格的に実施していくほか、里親の包括的な支援を実施する里親支援センターの設置等に取り組んでまいります。

7、我が党の代表質問との関連についての(2)、避難所における飲料水、食料、トイレ等の状況についてお答えいたします。

県内市町村においては、最大被害想定に基づき、発災時に必要となる食料、飲料水の備蓄量をおおむね3日分確保しております。また、指定避難所におけるトイレの確保については、令和4年12月現在、マンホールトイレが24か所、ポータブルトイレが356か所となっております。沖縄県備蓄方針では、市町村は一義的に被災者に食料、飲料水等を供給することとしており、県は被災市町村の行う物資供給活動等を支援す

ることとしております。

県としましては、引き続き、県内の備蓄について現状把握を行うとともに、国の支援事業の活用も促しながら、市町村と意見交換をしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 3、交通行政と人手不足についての(1)、バス・タクシー等の運転手の現状及び対策についてお答えいたします。

県内の路線バス運転手の現状は、コロナ前と令和4年度末を比べると、861名から758名と約12%減少、タクシーが7354名から6400名と約13%減少しております。このため県では、今年度の補正予算においてこれら事業者の第二種免許取得を支援しており、これまでにバス事業者から57件、タクシー事業者から209件の取得申請があります。加えて、求人広報活動や就職説明会への参加等について支援しているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 3、交通行政と人手不足についての(2)、観光に及ぼす影響についてお答えします。

貸切りバスについては、運転手不足に伴い、一部で修学旅行のバスが確保できない事態が懸念されたため、県外の地域からバス運転手等を確保する貸切りバス事業者に対し、支援しているところであります。

タクシーについては、運転手不足に伴い、一部の場所や時間帯等によっては、乗車に時間を要する事例があると聞いております。

このため、令和6年度は、観光事業者が実施する人材確保に資する取組への支援や貸切りバス、観光タクシーの乗務員確保につながる資格取得に要する費用等を支援することとしております。

次に4、沖縄県における宿泊税制度導入についての(1)、宿泊税の導入に向けた基本的な考え方についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、観光目的税（宿泊税）の導入に向けた検討を進めております。宿泊税の導入により、観光客の受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興、地域社会の持続可能な発展を通じた観光の推進などの

新規または拡充する取組に活用してまいります。これらの取組により、県民、観光客、県内事業者それぞれの満足度を最大限に高めながら、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現を目指してまいります。

同じく4の(2)、意見交換における論点についてお答えします。

これまでの観光関連団体、市町村との意見交換やツーリズム産業団体協議会からの意見書において、税の使途、税額設定の在り方、県と導入市町村との税率・税の配分等の論点が挙がっております。宿泊税については目的税であることから、納税者である観光客に利益が還元される必要があり、使途となる財政需要があることが前提となります。現在、県の関係部局と全市町村を対象に需要調査を実施しているところであり、財政需要を踏まえ、県と市町村の配分等を検討することとしております。

県としては、納税者の過重な負担とならない簡素で分かりやすい制度となるよう、観光関連団体や関係市町村と丁寧に意見交換を行いながら、導入に向けて取り組んでまいります。

同じく4の(3)、先進自治体についてお答えします。

法定外目的税としての宿泊税については、平成14年10月に国内で初めて東京都が導入し、その後、大阪府、京都市、金沢市、北海道の倶知安町が導入しております。令和2年4月には、福岡県において、同県、福岡市及び北九州市が同一県内で宿泊税を導入しており、総務省の調査によると、令和5年4月1日現在、9自治体で導入されています。

県では、先行して導入した自治体の制度を参考に、制度設計の考え方を導入予定市町村や関係団体に提示するとともに、連携して論点を整理しているところです。引き続き、関係市町村や観光関連団体と丁寧に協議を進めてまいります。

次に5、スポーツ振興についての(1)、奥武山公園におけるスポーツアイランド構想についてお答えします。

県では、第2期沖縄県スポーツ推進計画において、県民の誰もが安心して気軽にスポーツ・運動を楽しむことができる施設の整備充実を掲げるとともに、J1スタジアムの整備や各種スポーツコンベンションに対応した施設の整備等により、地域観光交流拠点の充実と地域のにぎわいの創出を図ることとしております。奥武山公園内には、県立武道館等のスポーツ施設を整備しており、空手やテニス等の一般利用で広く県民に活用されております。これらの施設では、利用予約の

手続を直接窓口で行う必要があり、利便性の向上が課題となっております。県では、ICTを活用したオンラインによる予約システムの導入により、同施設の利便性の向上に取り組んでまいります。

同じく5の(2)、現陸上競技場の再開発とスタジアムの整備についてお答えします。

現陸上競技場は、Jリーグ規格スタジアムの整備計画地となっており、フットボール専用スタジアムとして整備する予定です。今年度は、Jリーグ基準の改定を踏まえて、コスト縮減と効率的な運営を目的に、2万人規模の収容として整備する手法と、当初は1万人規模として整備した後、2万人規模へ段階整備する手法との比較検討を行いました。引き続き、PFI手法による事業実施や整備後の運営方法、にぎわい創出の方策等の検討を進めてまいります。

同じく5の(3)、ナショナルトレーニングセンター誘致についてお答えします。

国においては、オリンピック選手等の国際競技力の向上を図る施設として、平成20年にナショナルトレーニングセンターを東京都に開所しております。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいては、地域でスポーツ医・科学に関するサポートや研究ができる機関をハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関に指定し、地方を拠点に活動するアスリートの支援を進めております。

県としましては、両機関の活動に関する情報を収集するとともに、本県での活用方法について検討してまいります。

次に6、海の安心・安全についての(2)のうち、水難事故対策についてお答えします。

文化観光スポーツ部では、構築したポータルサイトおきなわマリンスーフティを活用し、海の危険性及び事故の未然防止について周知を図るとともに、ビーチ等に近づいた利用者に、携帯の位置情報から事故防止等に関する情報発信を行っております。また、夏場の観光シーズンには、ライフセーバー等による海の安全講習会を沖縄本島圏域、宮古島圏域、八重山圏域の3エリアで実施し、海浜の利用者に対して、海の危険性及びマリレジャーを行う際の正しい知識について安全指導を行いました。引き続き関係団体等と連携し、水難事故防止に取り組んでまいります。

同じく6の(3)のうち、次年度以降の水難事故撲滅対策についてお答えします。

令和6年度は、構築したポータルサイトおきなわマリンスーフティの周知強化を図るとともに、ハワイから招聘したプロライフガードと県内のライフセーバー

を活用して海の安全講習会を拡充するなど、取組を強化してまいります。引き続き、関係機関及び観光関連事業者と連携し、海の安全に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 6、海の安心・安全についての御質問のうち(1)、県内の水難事故の現状について、お答えをいたします。

令和5年中の県内における水難事故は、暫定値で、発生件数116件、前年比10件増加。罹災者数169人、同じく26人増加。死者数59人、同じく19人増加となっております。また、過去3年間の水難事故の状況は、令和2年が発生件数85件、罹災者数103人、死者数が42人。令和3年がそれぞれ94件、139人、45人。令和4年が106件、143人、40人となっており、年々増加している状況となっております。

次に同じく6の(2)、水難事故防止対策について、お答えをいたします。

県警察においては、水難事故の発生状況を踏まえ、関係機関・団体と連携を図り、海浜パトロールによる遊泳者等への注意喚起の実施、立入調査強化チームによる海域レジャー提供事業者に対する安全指導の徹底など、各種対策を講じているところでございます。また、観光客が多く訪れる大型連休や夏場においては、航空会社等の公共交通機関における事故防止アナウンスの実施や空港でのリーフレット配布などの広報啓発活動を実施したほか、水難事故の発生状況を踏まえ、海域レジャー提供業者と安全対策等に関する情報共有を図り、水難事故防止に向けた取組を強化しております。

今後も水難事故の発生状況を注視し、適切な事故防止対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 6、海の安心・安全についての(2)及び(3)について、知事公室における水難事故対策及び次年度以降の取組についてお答えいたします。6の(2)と6の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

知事公室では令和5年度、県広報誌による周知啓発のほか、市町村防災行政無線を活用した離岸流等への注意喚起の依頼や、八重山圏域における観光客等避難訓練を実施しました。また、県教育委員会と共催し、

高校生へ「ういてまで講習」を実施したほか、一般の方から水難事故防止関係団体へのライフジャケットの贈呈を広報することとしております。令和6年度も引き続き、防災行政無線での注意喚起等をはじめ、水難事故防止教育の推進や関係団体の取組を広く周知するなど、関係機関と連携して水難事故防止のための取組を実施してまいります。

次に7、我が党の代表質問との関連についての中の(1)、自治体等と自衛隊との大規模災害の合同訓練の取組についてお答えいたします。

県では、毎年度、大規模災害を想定し、県総合防災訓練及び自衛隊と共催で美ら島レスキュー図上訓練を実施しております。県総合防災訓練では、市町村、自衛隊をはじめ、消防、警察、海上保安庁、医療、民間の防災業務関係者が参加し、災害時の連携体制を確認しております。また、美ら島レスキューでは、県、自衛隊、市町村、防災関係機関が参加し、2日間にわたり発災からの初動対応、47時間以降のインフラ復旧等の活動調整等の図上訓練を実施しております。

県では、今後も継続して訓練を実施していくことで、災害対応能力の向上に努めてまいります。

同じく7(3)、自衛隊の炊事車を使用した訓練の実施についてお答えいたします。

県では、大規模な地震・津波を想定し、県総合防災訓練を圏域別を実施しております。今年度、八重山圏域で開催した県総合防災訓練における住民避難訓練では、自衛隊の野外炊事車を活用したカレーライス500食分の炊き出しを行い、訓練に参加した住民に提供しております。

県としましては、今後も実践的な訓練を実施していくことで、災害対応能力の向上に努めてまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 6、海の安心・安全についての(2)のうち、土木建築部における水難事故対策についてお答えいたします。

土木建築部では、海浜利用者に対して水難事故防止の注意喚起を行う看板等の設置を行っております。今年度は、沖縄県水難事故防止に係る検討会議ワーキンググループでの議論を踏まえ、海浜利用者が一目で海の特徴や危険性を理解できる看板デザインの作成に取り組んでいるところであります。

次に同じく6の(3)のうち、次年度以降の水難事故対策についてお答えいたします。

県では、沖縄県水難事故防止に係る検討会議ワーキ

ンググループにおいて、水難事故に係る情報の整理や効果的な施策の検討等を行っております。

土木建築部としては、次年度以降も引き続き本ワーキンググループでの議論を踏まえながら、より効果的な看板等の設置に取り組んでまいります。

次に同じく6の(4)のア、県が指定管理者を選定している海浜公園の施設名等についてお答えいたします。

土木建築部が管理する海浜公園については、海岸防災課が所管する安座真海浜公園及び宇堅海浜公園、港湾課が所管する西原・与那原マリパークがあります。いずれの海浜公園においても、指定管理者による利用料金制を採用し、利用料金収入及び指定管理者による自主事業収入で管理運営を行っており、県からは指定管理料を支出しておりません。

次に同じく6の(4)のイ、県管理海浜公園の安全監視業務についてお答えいたします。

宇堅海浜公園では指定管理者が直接安全監視業務を行っており、その費用は年間約320万円となっております。また、安座真海浜公園及び西原・与那原マリパークでは指定管理者が業務委託により実施しており、その費用はそれぞれ約660万円、約980万円となっております。いずれも利用料金制を採用しており、その費用については指定管理者が負担しております。

次に同じく6の(4)のウ、県管理海浜公園における仕様発注方式の導入についてお答えいたします。

首里城公園における仕様発注方式の導入については、現在、関係部局と調整中であり、課題等については整理しているところであります。県管理海浜公園における安全監視業務については、首里城公園での調整結果等を踏まえながら、今後どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

次に同じく6の(5)及び(6)、海辺のみまもりシステムについてお答えいたします。6の(5)と6の(6)は関連しますので、一括してお答えいたします。

海辺のみまもりシステムについては、現在、恩納村が管理する海岸への設置に向けて調整が進められており、恩納村に確認したところ、今年度内を目途に設置する予定とのこととなります。

県としては、恩納村での効果等を検証するとともに、引き続き市町村や関係部局とも連携しながら、沖縄県水難事故防止に係る検討会議において協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 7、我が党の代表質問との関連についての(4)、被災動物対策に係る関係機関との協議についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画では、地震等発生時の対策として、県は獣医師会等と連携し、ペットの一時保管や情報提供等を行うこととなっており、平成26年10月に県獣医師会と救護に関する協定を締結しております。また、県の譲渡推進棟は、日頃から予備の餌やケージを確保しており、災害時におけるペットの一時収容施設としての役割を有しております。一方、同計画において、市町村は避難所でのペット専用スペースの設置等を行うこととされていることから、県としては、ペットとの同行避難が可能な避難所の確保について市町村に促していきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、仲村家治議員の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後1時35分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

仲村家治議員の再質問を行います。

仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時36分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○仲村 家治 議員 御答弁ありがとうございます。

まず、沖縄県における予算と税制ですね。まだいろんな課題がありますので、木を見て森を見ず、森を見て木を見ずですね。あまりにも極端すぎる政策を取ると、森が見えなくなりますし、全体を見てまた気づくと木が見えないという状況がありますので、辺野古基地の件に関しましても、僕は、司法でこの件は闘うべきではないと思います。政治っていうのは白と黒の間で解決できることが多々あるので、知事は対話とおっしゃっているのですが、司法の場っていうのは白黒ついてしまうんですね。ですから、この辺の戦略をよくよく考えていただかないと、前にも進まないし、また混沌とした県政運営になると思いますので、この辺は知事、ぜひ検討していただきたいと思っております。

こども未来部ですけれども、新たに4月からスター

トしますので、次年度の予算もかなり重点的に配分されておりますので、大変期待しております。特に沖縄県は、貧困の問題、また子供の居場所の問題とかいろいろありますので、このこども未来部の新たな出発点におきましても、沖縄の子供たちが明るい笑顔で、また未来を見据えた教育も含めてぜひ頑張っていたきたいと思っております。

あと、交通行政と人手不足でありますけれども、これはもう私たち県民も、特に夕方の、例えば模合に行くとか、買物に行くときにタクシーを呼ぼうとしてもなかなか拾えないという状況が続いております。ましてや観光客にとりましては、ホテルにチェックインしてどこか食べに行こうということで、ホテルの人から紹介された場所に移動しようと思って、タクシーを頼んでも来ない。やっぱり旅行先で嫌な思いをしたら二度と来ませんので、この辺はぜひ全庁挙げて対策をお願いしたいと思います。特に、観光に及ぼす影響って多大なものがありますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、宿泊税でありますけれども、大変、業界団体また市町村との調整が多々あるということは承知しておりますけれども、ぜひ業界の皆様とも、また市町村ともこの調整をぜひうまくやって、僕はこの沖縄県の観光立県という意味では、大変重要な目的税になり得ると思うんですけれども、再度部長のその辺の御答弁お願いいたします。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時39分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 宿泊税については、県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から導入の検討を進めております。この導入によりまして、税を活用した取組を展開することによりまして、県民、観光客、県内事業者、それぞれの満足度を最大限に高めながら世界から選ばれる持続可能な観光地の実現をぜひ目指していきたいと思っておりますので、市町村、それから観光関連事業者と丁寧に協議を進めていきたいと思っております。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 他府県の先進地は定額でスタートしておりますけれども、東京都は税率を定率にするという検討もなされておりますので、関係者とその辺

調整をしていただいて、まずはスタートしていただくというのが第一なんですけれども、特に私はこの目的税としての意味合いが大きな税制だと思っております。明確に、この観光に限定した目的税にすべきだというふうに思っております。この辺の項目を、明確にこれに使用するというのを関係団体と協議をして、明確にその用途を表記していただいて、また3年に一度、4年に一度ぐらいは見直しをして、それに見合わないとか、抛出をあまりしない項目とかもしあるのであれば、見直しをしていくぐらいの柔軟性がある税制にすべきだと思いますけれども、その辺の部分というのは、部長どうでしょうか。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 法定外目的税は議員おっしゃるように、その税収を特定の事業に充てることを目的として、そのために税を徴収するということとなりますので、現在、庁内の関係部局、それから全市町村を対象とする需要調査を行っているところです。それでこの需要調査の結果を取りまとめ、またそのパターンごとの税収の規模とかを示しながら用途、それから税額設定、県と市町村の税額設定の在り方、これを連動する形で議論していきたいと思っております。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 もう一つ大きな課題があると思っております。那覇港管理組合で、管理者である玉城デニー管理者に聞いたんですけれども、やっぱりクルージングで入ってくる入客、入域税というのは、一気に3000とか、4000人入ってくるんですね。そういう検討も、宿泊税とは別に、これは那覇港管理組合のマスターになるのか分からないですけれども、僕は協議すべきだと思うんですが、これに対して、知事どうでしょうか。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県では現在、世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すということで、観光目的税の導入を目指しているところでありまして、その目的税の課税客体を宿泊というところで今協議をしているところでございます。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 ぜひ、関係団体また市町村と調整をして、一日も早くこの税制が確立するように期待をしております。

休憩いたします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時44分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○仲村 家治 議員 (パネルを掲示) 続きまして、5番目のスポーツ振興についてでありますけれども、まず奥武山の陸上競技場跡にJリーグ規格スタジアムの整備ということで、この予想図は、平成29年8月に文化観光スポーツ部スポーツ振興課が発行したパンフレットに描かれている絵ですけれども、僕はもう既にこの施設ほとんどがある程度スタジアムを中心ににぎわい広場とかが配置されて、ほぼほぼこのスタジアム周辺の開発も含めて、もう構図はできているのではないかと考えておりますけれども、先ほどの答弁によりますと、1万人規模のスタジアムをまず造って、その後に1万人増席するというふうなお話がありましたけれども、例えば1万人規模のスタジアムを建設する費用はおおよそどのぐらいかかりますか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時46分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 今示されておりますように、平成29年8月のJリーグ規格スタジアム整備基本計画において、奥武山陸上競技場にスタジアムの建設というのが計画されているという状況でございます。その際には、2万人規模ということで計画がまずスタートしているところですが、今般、Jリーグの基準が改正されたことを契機として、あるいは規模による財政支出の抑制を図るという観点から、1万人規模で整備した後、2万人規模へ段階整備する手法というのを比較したところです。現在、概算事業費、これはあくまでもまだ精査中なんですけど、非常に丸めた形ではあるんですけれども、2万人規模だと約200億円、1万人規模だと120億円ということで、現在この数字については、精査しているところでございます。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 当初、Jリーグ機構はかなりハードル上げたんですけれども、地方によってはいろいろ格差があるということで、柔軟な客席ということで5000人から2万人ということで、少し柔軟な対応になってきたということなんですけれども、今御答弁あったみたいに、1万人でいうと120億円、2万人だったら200億円なんですけれども、資材の高騰とか人件費とか入れたら、多分もっと上がるんだろうなと思っております。

私が12年前、那覇市の副市長をしているときに、

実は、那覇軍港に関連する県と那覇市の協議会の一員で、平成24年11月か12月に、防衛省のほうでこのサッカースタジアムの建設に関して協議をしたんです。当時はセルラースタジアムができておりましたので、2つ目の事業はなかなか難しいということで、3分の2補助なのか、4分の3補助なのかということである程度防衛省と詰めてきたんですけれども、その後私は副市長を終わって、翌年からこの話が全く立ち消えてしましまして。あれから12年、これは県主体になっているんですけれども、この120億っていう数字がいかに大きな数字か、予算かっていうのを部長もよく御存じだと思うんですけど、この辺の建設に向けての予算立ってっていうのはどのように考えているのでしょうか。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 多額の費用を確保しなければいけないというところで、様々な財源の活用を検討しているところであります。企業版ふるさと納税、t o t oくじの助成金、地方創生拠点整備交付金、クラウドファンディング、それから民間を活用したネーミングライツであるとか、それから広く企業、個人からの寄附を募る仕組みということも検討していきたいというふうに考えます。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 我が会派は、先月、実は広島のスプリングフィールドのホームスタジアムであるエディオンスタジアムに行ってきたんですけれども、もうほぼほぼ、多分日本のスタジアムの中ではもう一番の施設だと。そこを見学していたんですけど、一番びっくりしたのは、民間の寄附がすごいんですね。もちろん電器店のエディオンさんがほぼほぼ、もう3桁に近い予算。また、国、広島市さんも合わせてある程度出しているんですけれども、このような民間活用をしたというのは、大変重要ではあるんですけれども、じゃ大口になるそういった企業があるかっていうと、沖縄は多分なかなか難しいだろうと。ましてや皆さんM I C Eもやる予定ですので、この辺の大変な前途多難な部分があるんですけれども、逆に言えば、那覇市さんにもう少し相談をして、県と那覇市の協議会を活用して、その辺の予算をどうにかするということは考えられないでしょうか。知事、どうでしょうか。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 現在、県事業として計画が、検討が進められているというところで、それから様々な財源を活用するというところで、先ほど述べたような財源、それから広く企業、個人からの

寄附等々を募りたいと思っておりますので、そういった理解を深めながら財源の確保に努めていきたいと思っております。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 知事、私は高校時代サッカー小僧でありまして、2回ほど全国インターハイにサッカーで出場したんですけれども、サッカー小僧からすると、聖地のようなスタジアムなんですけれども、知事の決意をぜひ聞かせていただけないでしょうか。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 Jリーグ規格スタジアムの整備につきましては、法手続への対応、既存イベントの調整、整備費の縮減、財源の確保、先ほど部長からも答弁をさせていただきましたけれども、やはりしっかりと整理をして、将来性を持たせるという計画にする必要があるだろうと思っております。そのような中から、我々もぜひスポーツアイランド沖縄というその将来像に向けて、丁寧に取り組んでいきたいと思いません。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 ぜひ、知恵を出していただいて、建設をお願いいたします。

休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○仲村 家治 議員 (パネルを掲示) 次は、海の安心・安全ですけれども、私は初当選以来、全ての質問項目に、この海の安心・安全についてこれまで当局に対して質問をしてまいりましたけれども、悲しいことに、先ほど本部長からありましたように、今年度は59の方が亡くなっておりまして、毎年横並びだったのが、さすがに今年度は59の方が亡くなっている。これはもうどうしようもないと思うんですよ。観光客が増える、また県民もいろんな娯楽で海に出かけて亡くなっておりまして。

これに対して、今までいろんな形で各部署の方が努力なさってはいるんですけれども、なかなかこの解決ができない。国交省の交通事故死者数の経済損失という算定があるんですけれども、大体、この去年の40名の概算で——まあ交通事故の場合は、後遺症とかいろいろあるんですけど、後遺症とかいろいろ抜いて、暫定でやったら、何と、経済損失が100億という数字が出てきました。要は、40の方が亡くなると100億の経済損失が生じるということなんですけれども、

この辺、知事、今までこの4年間、いろんな施策をなさってきたと思うんですけれども、そろそろ水難事故死の方々を減らすために、トップとしてリーダーシップを取ってほしいんですけど、いかがでしょうか。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 議員の御意見のように、やはりこの水難事故によって貴い命が失われてしまう、奪われてしまうということは、当然、観光立県、世界に選ばれた観光地を目指す沖縄県としても非常に厳しいものがあるというように思っております。水難事故は、もちろん観光客だけではなく県民も含めて、それから年齢層も、若年層から高齢者の方まで様々な方が犠牲になっているということも踏まえ、多方面からその取組を断続的に実施する必要があるということも認識しております。

我々沖縄県としては、先進的な取組などの情報収集を行い、観光事業者はじめ関係機関と連携して一人でも水のレジャーでけがをする、あるいは亡くなられるということがないという、そういう状況を目指してしっかりと取り組んでまいりたいというように思います。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 次年度の予算の中では、文化観光スポーツ部のほうで1億円余の予算がついて、いろいろ対策をしていただくということで大変期待をしておりますけれども、どうしてもこのパトロールがおろそかになる、それができない自然海岸がどうしてもネックになっているんですけれども、ただパブリックビーチ、指定管理者がやっているビーチも実は課題がありまして、先ほど土建部長からありましたけれども、この防災、首里城モデルというのを活用すれば、指定管理のこの監視員の予算は別建てにするという方法で、この指定管理者また市町村の管理者も余裕が出ると思うんですけれども、これに関してどうでしょうか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

指定管理の費用につきまして、こういった安全に関する部分を別建てで契約してはどうかという意見が今ありまして、首里城において検討をしているところでございます。首里城の管理等での検討状況を踏まえまして、海岸の管理についてもどのような対応が可能か

検討してまいりたいと考えております。

○照屋守之 副議長 仲村家治議員。

○仲村 家治 議員 ぜひ、この海浜公園の監視員の予算を県直轄にさせていただいて、それで指定管理者がちょっと余裕が出てうまくいける。なぜかという、実は、市町村の指定管理の業務は同じような感じで県にほとんど見習っているものですから、なかなか改革ができない。そういう点ではぜひ県のほうで、この指定管理の在り方を、安心・安全の部分は県が直接やるという方式でやっていただきたいと思っております。知事、この安心・安全の件に関して、ぜひ御意見をお伺いしたいと思います。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほども答弁させていただきましたけれども、やはり県としては、関係団体との取組を広く進めていって、連携して水難事故防止のための取組を徹底してやってまいりたいというように思います。

○仲村 家治 議員 ありがとうございます。

○照屋守之 副議長 仲田弘毅議員。

(仲田弘毅 議員登壇)

○仲田 弘毅 議員 皆さん、こんにちは。

会派沖縄・自民党、うるま市選挙区の仲田でございます。

質問に入ります前に、自民党県連を預かる私としても、うるま市石川における自衛隊訓練場の整備計画について、一言申し上げます。

本件においては、午前到我が党の島袋大会派長からもありましたとおり、自民党沖縄県連、あるいは県議会会派沖縄・自民党は、昨年12月末にありました報道ベース、さらには政府予算案決定後の報道資料により、初めて予算計上の事実を知らされております。そして、年明け以降も訓練内容の詳細が報道される中で、地元の反対運動が強まっていることに対し、驚きと困惑を覚えたところであります。

私は、地元県議として、また、自民党県連会長として、去る2月17日に木原防衛大臣が来沖された際に、地元の理解をしっかりと得ることを第一に、引き続き丁寧な検討を行っていただきたい、このように強い要請を行いました。意見交換の中においても、地元の合意形成がなされない限り、工事を進めることはあってはならないと厳しい意見をあえて申し上げた次第であります。

2月11日の住民説明会開催後も、現時点においては、私たちが要望している地元の理解は進んでいるどころか、計画断念を求める声が日に日に強まっており

ます。このような状況にあつては、今や地元の理解、合意形成を得ることは難しいと言わざるを得ず、うるま市石川における自衛隊訓練場の整備計画については、政府に強く白紙撤回を求めます。そして、自民党県連、県議会会派沖縄・自民党は、この考えを直接訴えるべく、一刻も早く要請行動を行ってまいります。

以上を申し上げまして、通告に従い、一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について（令和7年度概算要求に向けて）。

国においては、令和6年度沖縄関係予算2678億円が慎重審議される運びになっております。当該予算が3月末で国会承認となれば、沖縄県並びに市町村自治体で予算執行が行われます。そして9月に決定される令和7年度概算要求に向けて、事業検討の作業が行われる手順であると聞いております。

さて、令和6年度予算案の重要ポイントは、強い沖縄経済の実現に向けて、沖縄観光の再生の後押しや沖縄発離島型クリーンエネルギーの促進、また、令和6年度で完了予定の沖縄健康医療拠点整備に係る所要額の確保、この2点であります。強い沖縄経済の実現に向けて、コロナ禍後の沖縄観光の再生に予算を投入することは当然のことではありますが、特に喫緊の課題は人材不足、そしてその対策のための賃金アップ等は、早急に対処されなければならないと考えております。

まず最初に、令和6年度新規、沖縄観光人材不足緊急対策事業についてであります。今回、新規事業ということではありますが、年度内でしっかり対策、分析を行い、令和7年度概算要求では、より詳細な予算要求を行うべきだと考えております。

そこで伺います。

ア、県内観光関連企業団体等の現状をどのように把握しているのか、お聞かせください。

イ、令和6年度沖縄関係予算で、沖縄観光人材不足緊急対策事業として5億円が計上されております。その5億円で、人材不足対策にどのように取り組むのか、お示しください。

ウ、観光業界団体との連携はどうなっているのか、伺います。

(2)、沖縄健康医療拠点整備事業について。

いわゆる琉球大学病院と医学部の米軍西普天間住宅跡地への移転事業であります。この大型プロジェクトも令和6年度で竣工する予定となっており、同事業予算143億円が計上されております。これまで、この手の大型プロジェクトですが、第1弾が御案内のように那覇空港第2滑走路の建設、そして、第2弾が琉球大

学病院と医学部の西普天間移転であります。私は、第3弾の大型プロジェクトを早急に沖縄から提案し、令和7年度概算要求への準備を整える必要があると考えております。

そこでお聞きします。

ア、これまで大型プロジェクトを概算要求する手順、事例等があれば伺います。

イ、私は、経済界とも相談の上、次期大型プロジェクトを令和7年度概算要求にのせるべきと考えておりますが、知事の所見を伺います。

(3)、中部東道路について。

政治家の大きな仕事は、将来の地域、子供や孫のために、政策立案と実現に向け一粒ずつの種をまくことであると考えております。その種の1つが中部東道路であります。私は、地元うるま市の与勝地域のインフラ整備について、半島一周道路や県道伊計平良川線等は、まだまだ不十分だとその思いでいっぱいあります。那覇や北部に行くための高速道路へのアクセスにしても、沖縄北インターや石川インター、そして北中城インターまでが遠く、貨物の輸送にも大きな不利益であることは言うまでもありません。中城湾港新港地区の活性化を図り、その貨物インフラを充実させることは、必要不可欠であります。

先般、2月8日、中村うるま市長と桑江沖縄市長が共同で、中部東道路早期実現に向けて関係省庁に要請活動を行っております。この事業は、与勝のみならず、うるま市、沖縄市全体の生活向上とビジネスインフラに大きく貢献するものと考えております。

そこで伺います。

ア、このプロジェクトが示す中部地区道路行政への貢献度に期待し、沖縄県も積極的に支援していく、その決意を知事からいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2、自然災害について。

令和6年正月、元旦に、能登半島地震が発生いたしました。石川県をはじめ北陸地方に大小の被害をもたらしました。特に、震度7を観測した石川県においては、2月16日現在、240人余りの死亡者や安否不明者9人、住宅被害約6万9900棟、断水2万7000戸、そして約1200戸が停電したとの甚大な被害が報告されました。

被災されました方々にお見舞いを申し上げますとともに、貴い命を失くされました皆様には、心から哀悼の意を表したいと思っております。そして、一日も早い安否確認と復旧復興を願ってやみません。

そこでお聞きします。

(1)、度重なる地震発生について。

ア、今年正月、元旦に発生した能登半島地震の事例について、県の認識を伺います。

イ、予測される南海トラフ地震及び琉球海溝地震に伴う県の対策をお聞かせください。

ウ、地震発生時における県の被害想定の見直しはあるのか、改めて伺います。

(2)、沖縄県防災危機管理センター棟整備事業について。

ア、去る6月議会において総務部長からは、令和5年度中に実施設計を行うとの答弁がありましたが、今年度の進捗状況について伺います。

イ、あわせて総務部長からは、令和7年度の供用開始を予定している旨の答弁もありました。今般の地震を教訓とするのであれば、可能な限り前倒しして整備を促進させる必要があるかと思いますが、当局の考え方をお聞かせください。

(3)、県の中核病院・県立中部病院について。

病院事業におきましては、私が申し上げるまでもなく、県民の安心・安全に関する重要な社会インフラであることは言うまでもありません。県立中部病院は1次から3次の救急医療を展開し、高度医療を提供する中部医療圏はもとより、広く県全体の中核基幹病院として、その役割を担っております。また、復帰以前から、ハワイ大学と提携した臨床研修プログラムなど、多数の機能を備え、離島支援として診療所勤務医師の育成機能については、優れた実績が全国的に高い評価を受けていることは周知のとおりであります。このような県の中核病院に、早急に解決を図らなければならない課題が指摘されております。

そこで伺います。

ア、県立病院で耐震基準を満たしていないのは、中部病院の4棟のうち南病棟だけだと聞いております。能登半島地震をはじめ、我が国において強い地震が多発しており、南病棟の早急な耐震対策が必要であることは言うまでもありません。どのような計画になっているのか、お聞かせください。

イ、近年の医療機能の進歩・発展は目覚ましいものがあります。県立病院としてもそのような進歩に適切に対応していかなければならないと考えております。中部病院本館においては、いち早く建て替えなどの将来計画策定が必要であることは言うまでもありません。病院事業局長の考え方を示してください。

3、奨学金制度について。

教育は国家百年の大計、人材育成こそ将来の我が国を支えていく子供たちを長期的視点から見守り、育て

ることが最も大切である、その名言であります。また、人材育成に教育は必要不可欠であり、絶対に私たち保護者として、大人として守っていかなければならない、大きな社会性も私たちは認識していかなければならないと考えております。残念ながら、本県における子供の貧困、あるいは困窮世帯が全国平均の2倍により近い。このような現状において、まさに厳しい経済状況が子供たちの進路に大きな影響を及ぼしております。幸いにも、憲法と教育基本法に定める教育の機会均衡の理念の下、家庭的、経済的な理由から修学や進学を断念し諦めることがないよう、支援制度として奨学金制度があります。

そこでお聞きします。

(1)、県全体で実施されている奨学金制度について教えてください。

(2)、奨学金制度の広報活動はどうなっているのか伺います。

(3)、県内外で奨学金制度を利用している学生の総数を教えてください。

我が党の代表質問との関連については取り下げます。

さて、今議会を最後に、引退される議員の皆さんがうわさに上がっております。私も、今限りで勇退することとしております。稲嶺県政を皮切りに仲井眞、翁長、そして現玉城県政に至るまで、5期20年間、各首長をはじめ担当部局長並びに職員の皆さんには、大所高所からいろいろとお世話をいただき、本当にありがとうございました。また、議長やより多くの同僚の皆さんには、政治的スタンスの違いはあっても、共に県民の目線で県民の幸せを願い、議論を交わしてきたこと、私にとって生涯の誇りであり、すばらしい思い出になることは言うまでもありません。

来る6月に選抜される新たな第14期沖縄県議会議員の皆さんには、今後さらなる沖縄の発展に向け、県議会の大きな飛躍と御活躍を期待しております。

本当に長い間、ありがとうございました。

丁寧な御答弁をお願いして、質問を終わります。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 御質問にお答えする前に、仲田弘毅議員におかれましては、5期20年にわたりまして、さらには県議会副議長として、県勢発展へ県議会での闊達な議論に御尽力をいただきました。そして教育行政には、人一倍熱心でいらっしやったこと、我々と那城・勝連の後輩からも、非常に尊敬する大先輩として、様々な御指導を頂戴いたしました。どうぞ引き

続き、また御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

本当にお疲れさまでした。

それでは、仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

自然災害についての御質問の中の(1)のア、能登半島地震に係る県の認識についてお答えいたします。

能登半島地震では、海岸や山あい集落があり、道路網が限られる半島特有の地理的条件の中、断層が大きくずれ動いたことにより、道路、空港及び港湾が寸断され、救出救助や物資の輸送に支障が生じ、集落の孤立が発生しました。また、電気、水道、通信、燃料などのライフラインが途絶したほか、行政、医療等の災害拠点において業務の継続が困難となりました。

沖縄県におきましても、離島が散在するほか、沿岸部に人口が密集しているなど、防災面で不利な地理的条件を抱えているものと認識しております。沖縄県では、今回顕在化した課題を教訓として、救出救助、道路啓開、物資輸送等の各種訓練を、市町村や防災関係機関と連携して各地で継続的に実施をしていくことで、引き続き地域防災力の強化に努めてまいりたいと思います。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、県内観光業界の現状についてお答えします。

沖縄観光は、コロナ禍における離職や需要の回復に伴う人材不足、物価高騰等による影響を受けていると考えております。県が令和5年7月に実施したアンケート調査によると、従業員が不足していると回答した観光事業者が約7割となっております。また、令和5年11月に開催した観光業界との意見交換会では、人材不足により、観光客の受入れが十分にできておらず、観光需要の取りこぼしが引き続き生じているとの意見がありました。人材不足は喫緊の課題であると認識しております。

同じく1の(1)のイと1の(1)のウ、沖縄観光人材不足緊急対策事業と観光業界との連携についてお答えします。1の(1)のイと1の(1)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

沖縄観光人材不足緊急対策事業は、現場における人材不足に対応するため、県が実施する観光事業者への支援に対し、国が補助を行うものであります。県で

は、本事業を活用して、観光事業者が人材不足を補うために実施する無人化・省人化に向けた取組や、県内外からの観光人材の受入れに関する取組を支援することとしております。また、人材不足対策については、本事業をはじめ沖縄県観光振興基金、ソフト交付金など、様々な財源を活用し、海外における合同就職説明会の開催など、外国人材とのマッチングを促進するとともに、観光現場の魅力を発信する広報や見学ツアー、職業体験イベントを実施します。引き続き、観光業界との意見交換やアンケート調査等を通して、業界の現状や課題、ニーズの把握に努めながら、必要な施策を講じてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のアと(2)のイ、大型プロジェクトについてお答えいたします。1の(2)のアと1の(2)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

これまで本県において実施された大型プロジェクトについては、沖縄都市モノレール整備、沖縄科学技術大学院大学学園の整備、新石垣空港整備、伊良部架橋の整備、那覇空港第2滑走路増設のほか、現在進行中として、沖縄健康医療拠点整備などが挙げられます。大型プロジェクトは、巨額の財源確保、推進体制の構築、県民の理解など、実現に必要な不可欠な事項が多岐にわたるため、各界各層が一丸となって取り組む必要があると認識しております。

県としましては、大型プロジェクトは沖縄振興に大きく寄与することから、必要なプロジェクトの実施に当たっては、国、経済界など丁寧に意見交換を進めながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(3)のア、中部東道路に対する県の支援についてお答えいたします。

中部東道路については、新広域道路交通計画の構想路線に位置づけられております。現在、うるま市、国及び県で構成される中部東道路連絡調整会議において、意見交換を行っているところであります。引き続き、うるま市や国と連携し、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 2、自然災害についての(1)のイ、南海トラフ地震・琉球海溝地震に伴う県の対策についてお答えいたします。

内閣府の令和元年6月の公表によれば、南海トラフ地震による県内の被害想定に関しては、死者数は20人、建物全壊が90棟とされております。また、平成25年度沖縄県地震被害想定調査における、琉球海溝を震源とする沖縄本島南東沖3連動の死者数は、約1万1000人、建物全壊が約5万8000棟となっております。予測された被害を効果的に軽減するため、県では、沖縄県総合防災訓練をより実践的な内容として実施したほか、県全域に緊急速報メールを配信して沖縄県広域地震・津波避難訓練を実施いたしました。令和6年度は、沖縄本島北部圏域において総合防災訓練を予定しており、引き続き、市町村等関係機関と連携し、県民への周知や訓練広報の充実など防災対策の強化に取り組んでまいります。

同じく2の(1)のウ、県の被害想定の見直しについてお答えいたします。

県では、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化等を目的に地震被害想定調査を実施しており、平成25年度においては、東日本大震災等の経験を踏まえ、歴史的見地等から、発生すれば甚大な被害をもたらす地震・津波を対象として調査を実施しております。今後の被害想定の見直しについては、能登半島地震で顕在化した課題等も踏まえ、専門家から意見を得るなど検討を行ってまいります。

以上になります。

○照屋守之 副議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 2、自然災害についての(2)のア及び(2)のイ、防災危機管理センター棟（仮称）整備の進捗と前倒しについて、2の(2)のアと(2)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

防災危機管理センター棟（仮称）の令和5年度の進捗状況は、9月に実施設計が完了いたしました。10月に建設予定地で試掘したところ、文化財調査の必要性が判明いたしました。そのため、令和6年度は建設予定地において既存駐車場の撤去工事を行った後、文化財調査に着手する予定としております。早期の供用開始に向けて鋭意取り組んでおりますが、文化財調査に一定の期間を要するため、当初の計画から約1年遅れの令和9年度の供用開始を見込んでおります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 仲田弘毅議員の質問にお答えする前に、県立中部病院のこれまでの実績、役割について高く評価をいただき、前中部病院院長として、また中部病院のOBの一人として、心から深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問にお答えいたします。

2、自然災害についての御質問の(3)アと(3)のイ、中部病院の南病棟耐震化及び本館建て替えについてお答えします。2の(3)のアと(3)のイは関連しますので、一括してお答えします。

中部病院は、施設の狭隘化や老朽化が課題となっており、特に、南病棟の耐震化は長年の懸案事項となっております。また、本館についても、職員数の増加、医療機能の拡充等に伴い、狭隘化が問題となっております。このため、令和5年度は、外部有識者等を含めた検討委員会を設置し、中部病院が将来果たすべき役割、医療機能、施設全体の建て替え等について協議を行っているところです。

病院事業局としましては、これまでの検討結果や検討委員会の意見等を踏まえつつ、可能な限り早期に南病棟の耐震化方針を含む県立中部病院将来構想を策定することとしております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 3、奨学金制度についての中(1)、奨学金制度についてお答えいたします。

奨学金事業は、返還不要の給付型と貸与型の奨学金があり、主な運営主体に国、県、公益法人があります。国においては、低所得世帯の者であっても社会で自立し活躍することができるよう、大学の入学金や授業料の減免のほか、給付型または貸与型の奨学金を実施しております。

県教育委員会では、県外難関大学等への進学を促進するため、入学支度金及び月額奨学金を給付しております。このほか、公益法人等においても、大学生等を対象に支援が行われております。

同じく(2)、奨学金制度の広報活動についてお答えいたします。

各種奨学金の周知は、主に実施主体によるホームページでの広報のほか、学校での進路説明会や相談会などで周知されているところです。最も利用者の多い国の奨学金制度では、学校の要請に応じスカラシップ

アドバイザーの派遣や申請方法の窓口としてコールセンターを設置し、より生徒、保護者への理解が深まるよう取り組まれております。

同じく(3)、奨学金制度を利用している学生数についてお答えいたします。

令和4年度の国、県並びに沖縄県国際交流・人材育成財団の奨学金を利用する学生等の数は、貸与型奨学金は約8500人、給付型奨学金は約7000人となっております。現在、国の奨学金制度において、令和6年度及び令和7年度にかけて、多子世帯や理工農系の間所得層などの支援拡大が計画されているところです。

県教育委員会としましては、国の制度の支援内容を注視しつつ、必要な見直しを図り適切な支援ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

〔下地康教 議員登壇〕

○下地 康教 議員 会派沖縄・自民党、宮古地区選出の下地康教でございます。

県議会第13期の議員として、最後の一般質問となりました。

質問に入る前に、能登半島地震でお亡くなりになった方々の御冥福と御家族へのお見舞いを申し上げますとともに、被災地へ支援物資を届ける途中、飛行機事故でお亡くなりになった海上保安庁職員の方々の御冥福と御家族へのお見舞いも併せて申し上げたいと思います。そして、被災地において避難生活で大変苦勞をなされている多くの方々への支援を、復興がかなうまで続けていかなければならないという思いを強くする次第であります。

さて、私は離島から選出され、約4年の間、離島振興というテーマの下に、議員活動に取り組んでまいりました。離島の振興なくして沖縄県の振興はない。また、知事は、離島振興は県政の一丁目一番地であると公言をしております。ロシアによるウクライナ侵攻から世界情勢はさらに不安定性を深め、エネルギー価格や物価の高騰、農漁業生産に係る飼料や肥料、燃油価格の高騰などにより離島の生活は困窮を極めております。どうしても社会経済活動のしわ寄せが末端である離島に重くのしかかってくるのが今の現実であります。離島の定住化を持続可能にするのが離島振興であり、領土や領海という国の形態を維持・確保するために基本となるのが離島振興だと私は思っております。

離島振興は、島に暮らす全ての経済活動の根幹に影響するものであります。地域の基幹産業である農林水産業、外からのお金を稼ぐ観光産業、医療や教育の格

差是正など、離島の不利性解消が離島振興の大きな課題であります。そのためには、議会と行政は一丸となって今ある離島の課題解決に取り組んでいく必要があるというふうに考えます。

今議会を最後に勇退なされる議員の先輩の皆様方、大変お疲れさまでした。これからも地域に戻り、地域の知恵袋として御活躍することを祈念申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問に入りますが、当局におかれましては、県民に分かりやすい簡潔な答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず1、知事の政治姿勢について。

(1)、公共インフラ整備と防災について。

ア、港湾施設の耐震化や小規模離島の防災体制強化について伺う。

イ、特定利用空港・港湾の整備について伺う。

ウ、防災を含む公共インフラ整備と特定利用空港・港湾整備の違いを伺う。

(2)、生産年齢人口の減少について。

ア、2020年から2050年の30年間で生産年齢人口が減少する調査結果について伺います。

イ、18%の減少が予想される生産年齢人口における対策を伺います。

(3)、法定外目的税について。

ア、沖縄県における観光目的税の導入タイムスケジュールを伺う。

イ、各市町村との観光目的税に係る協議及び調整状況を伺う。

2、不発弾処理事業について。

(1)、本年度27億600万円と、前年度より2500万減額となっている。その理由を伺う。

3、農林水産業について。

(1)、繁殖牛素牛の輸送費補助について伺う。

(2)、農業資材高騰対策を伺う。

(3)、和牛子牛被害に係る野犬対策について伺う。

(4)、軽油免税手続の簡素化について伺う。

(5)、佐良浜漁港防暑及び給油施設の改修について伺う。

4、社会資本整備について。

(1)、平良城辺78号線と平良新里190号線の交差点、通称狩俣砕石所前の右折のための時差式信号設置について伺う。

(2)、働き方改革と人手不足による公共工事の工期設定について伺う。

(3)、電線地中化工事に係る技術管理業務の発注要件について伺う。

(4)、赤土等流出防止対策における調査方法及び市

町村との連携について伺う。

(5)、県の景観形成と各市町村の景観形成条例との整合性を伺う。

5、経済・暮らし、医療・教育について。

(1)、県立宮古病院における時間外診療について伺う。

6、我が党の代表質問との関連について。

我が党の代表質問との関連については、大浜議員の2、基地問題・安全保障、(1)、先島地域における防衛力の強化についてを伺います。

答弁を聞いて、再質問を行いたいと思います。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(3)のア、観光目的税の導入についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図るそのような観点から、観光目的税、いわゆる宿泊税の導入に向けた検討を進めております。観光目的税につきましては、新沖縄県行政運営プログラムにおいて、令和8年度の導入を目指すこととしておりますが、導入に向けましては、県民生活・社会との調和、観光との相乗効果を活用した産業振興、多様な生態系や環境の保全などSDGsの取組と沖縄観光の方向性を重ね合わせながら、税の使途や税額設定の在り方などについて観光関連団体や市町村等と丁寧に協議を進めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)のアのうち、港湾施設の耐震化についてお答えいたします。

県管理港湾の防災・減災対策として、港湾施設の耐震化に取り組んでおり、これまで、耐震強化岸壁については3港、臨港道路における橋梁の耐震化については2橋が整備済みとなっております。引き続き、耐震強化岸壁として計画に位置づけられている5港及び耐震基準を満たしていない5橋について、耐震化を図っていくこととしております。

次に同じく1の(1)のイ、特定利用空港・港湾の整備についてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾とは、民

間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことでありました。現時点において、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き、国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に同じく1の(1)のウ、公共インフラ整備と特定利用空港・港湾整備との違いについてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾の指定を受けて、拡張整備等を新規に事業化する場合であっても、費用対効果分析が必要であるとのことでありました。特定利用空港・港湾については、現時点において、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き、国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に4、社会資本整備についての(2)、公共工事の工期設定についてお答えいたします。

土木建築部では、長時間労働の是正に関する取組として週休2日の導入や、請負業者の裁量により工事着手時期が選択できる余裕期間の設定など、適正な工期の確保に努めております。また、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行するなど、技能労働者の適切な賃金水準の定着を図り、建設産業の担い手確保に向けて取り組んでいるところであります。引き続き、建設産業の働き方改革を考慮した工期の設定、賃金水準及び担い手の確保に取り組んでまいります。

次に同じく4の(3)、無電柱化に係る現場技術業務の入札参加資格についてお答えいたします。

無電柱化の現場技術業務については、沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会設置要領等に基づき、各出先機関の所長等で組織されている委員会で、技術的適正や技術者の状況等を勘案し、入札参加資格を決定しております。宮古管内については、令和4年度までは電線共同溝の実績を求めておりましたが、令和5年度から電線共同溝または道路工事の現場技術業務の実績を対象としております。

次に同じく4の(5)、沖縄県の景観形成についてお答えいたします。

県では、「住んでよし、訪れてよし、“美ら島沖縄”」を理念に、沖縄県景観形成基本計画を策定しております。同計画では、本島北部、本島中南部、本島周辺離島、宮古、八重山の各圏域に区分し、自然や歴史、地域の特性、人と暮らしなど景観特性に応じた施

策の目標を示しております。市町村では、県の広域的な目標を踏まえ、地域らしさを生かした景観計画を策定し、その実現に向けて施策を展開しております。

県としては、引き続き市町村と連携し良好な景観形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての(1)のAの中の、小規模離島の防災体制強化についてお答えいたします。

小規模離島においては、地震・津波により港湾、空港及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が届かない事態が予想されることから、当該市町村の業務の継続性を確保しておくことが重要であると認識しております。

そのため県としましては、国と連携して、市町村における業務継続計画の策定を促進しているところであります。現在、常設消防本部のない小規模離島については、11町村において、災害時であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、非常用電源や水・食料の確保等を定めた業務継続計画を策定しております。

次に2、不発弾処理事業についての中の(1)、令和6年度当初予算案が前年度より減額となっている理由についてお答えいたします。

令和6年度の当初予算案は27億633万円で、令和5年度の当初予算27億3144万6000円と比較して、2511万6000円、率にして0.9%の減となっております。県としては、これまでに最も高い令和2年度当初予算額と同額を国に要求したところですが、国からは、効果的な予算の執行が求められていることや、令和6年度から耐爆容器の本格導入に伴う土のう・防護壁の設置回数の合理化等所要の見直しを行ったとの説明を受けております。

次に6、我が党の代表質問との関連についての(1)、地域の緊張状態に対する認識と地域外交の役割及び県民への説明についてお答えいたします。

県としましては、アジア太平洋地域の平和と安定を図るためには、国において平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に継続して取り組むことが重要であると考えております。県としまして、本年4月より新たに平和・地域外交推進課を設置し、国や関係機関と連携しながら中国、台湾等と幅広い分野で友好交流を重ね、地域全体の持続的発展に貢献したいと考えており、このような考え方について、様々な機会を捉

えて県民の皆様に分かりやすく説明してまいります。

以上になります。

○照屋守之 副議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のアと(2)のイ、生産年齢人口の減少による影響と対策についてお答えいたします。1の(2)のアと1の(2)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した将来推計人口によると、県内の生産年齢人口は、2050年までに18.0%減少すると推計されております。特に、離島や本島北部地域においては、減少率が高いことから、県としては強い危機感を持っているところであります。生産年齢人口の減少は、社会保障システムや地域社会を支える活動の維持が難しくなること、労働力不足や経済活力の低下などが懸念されます。このため、県では沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画において、DX推進による労働生産性の向上や多様な人材の活躍促進、離島地域での定住条件の整備など各種施策を推進することとしております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 1、知事の政治姿勢についての(3)のイ、導入予定市町村との調整状況についてお答えします。

今年1月末現在、観光目的税(宿泊税)の導入を予定している市町村は、本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市の5市町村となっております。これまでに5市町村との連絡会議を開催し、それぞれの導入に向けた取組状況や、論点となっている県と導入市町村との税率・税の配分、課税免除の対象等を中心に、検討の方向性や取組手法について意見交換を行っております。また、県の関係部局と全市町村を対象に需要調査を実施しているところであり、財政需要を踏まえ、県と市町村の配分等を検討することとしております。

県としては、納税者の過重な負担とならない簡素で分かりやすい制度となるよう、関係市町村と丁寧な意見交換を行いながら、導入に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 3、農林水産業についての(1)、繁殖素牛の輸送費補助についてお答えいたし

ます。

県では、離島地域の肉用牛生産振興を図るため、沖縄県畜産振興公社において肉用牛経営安定対策補完事業を実施しております。当該事業では、肉用牛農家が海上輸送費の生じる家畜市場で繁殖素牛を購入した場合、輸送経費に対し一部補助を行っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、肉用牛繁殖農家の経営安定に努めてまいります。

同じく(2)、農業資材価格高騰対策についてお答えいたします。

近年の生産コストの上昇により、生産者の経営は厳しい状況にあります。このため県では、農業資材や飼料価格高騰等に対する県独自の支援として、令和4年度及び令和5年度の補正予算において総額約36億円を措置したところであります。また、畜産農家への支援策については、配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を継続的に実施することとし、令和6年度当初予算案に約3億2000万円を計上しているところであります。

県としましては、引き続き、生産者の経営安定に向けて取り組んでまいります。

同じく(5)、佐良浜漁港の施設改修についてお答えいたします。

佐良浜漁港の防暑施設につきましては、平成19年度に地域水産物供給基盤整備事業において、2135万円をかけて整備を行っております。当該施設は、現在、老朽化が進み、漁船の上げ下ろしに支障を来していることから、対策方法等の検討を進めているところであります。また、給油施設においては、伊良部漁業協同組合から、令和7年度における施設機能の不足に伴う再整備の要望を受けております。

県としましては、引き続き、佐良浜漁港の施設の機能保全に努めるとともに、再整備に向け、関係機関との調整を進めてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 3、農林水産業についての(3)、和牛子牛被害に係る野犬対策についてお答えします。

令和4年12月から令和5年12月までに、宮古島市における野犬による和牛子牛被害は、12頭となっております。

県としましては、その間、飼い犬条例を所管する宮古島市と合同で、野犬捕獲のための巡回パトロールの実施、わなの設置により被害のあった地域において15頭の野犬を捕獲しております。今年に入ってから

の被害は確認されておりませんが、引き続き、宮古島市と協働して、野犬による被害防止策を講じてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 3、農林水産業についての(4)、軽油免税手続についてお答えいたします。

軽油引取税の課税免除については、金券と同等となる免税証の取扱いに慎重を期すべきものとなっていることから、その手続は地方税法等で詳細に規定されております。

県としましては、初めての申請者等に対して必要書類の一覧表の配付や、共同申請による手続の効率化について分かりやすく丁寧に説明しているところであり、引き続き軽油引取税の免税制度の適正かつ円滑な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 4、社会資本整備についての御質問のうち(1)、右折のための信号についてお答えいたします。

御指摘の交差点は、袖山入口交差点と承知しており、県道と宮古島市道が交わる十字路形状となっております。右折車両による渋滞を緩和するための信号設置方法としては、時差式信号と右折矢印信号の2種類がありますが、まず時差式信号については、これを十字路に設置した場合、対向車両が通行可能と誤認して右折し、直進車両と衝突する危険性があることから、原則として、時差式信号は丁字路にのみ設置することとしております。このため、十字路については、右折矢印信号の設置の検討対象となりますが、同交差点は現状において宮古島市道側の道路に右折専用車線がない構造となっており、このまま右折矢印信号を設置した場合、直進車両が進行できない時間が増加し、円滑な交通環境を阻害するおそれがあります。

現在、宮古島市とこうした状況を踏まえた協議を行っているところであり、引き続き関係機関と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 4、社会資本整備についての(4)、赤土等流出防止対策の調査方法及び市町村との連携についてお答えいたします。

赤土等の流出は、河川及びサンゴ礁生態系への影響のみならず、漁業や観光業へも影響を及ぼしていることが考えられます。県では、赤土等流出防止条例に基づく届出等があった1000平方メートル以上の事業現場に立入調査を行い、適切に対策が講じられているか確認を行っております。市町村とは、事業現場等からの赤土等の流出についての情報提供や、県が実施する子供を対象とした出前講座への市町村の農業環境コーディネーターの派遣などについて連携しております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 5、経済・暮らし、医療・教育についての御質問の(1)、宮古病院の時間外診療についてお答えいたします。

宮古病院は、これまで地域医療支援病院として、医療機能の分化・連携の下、入院を要する等の重症患者を中心に受け入れてきました。コロナ禍では、発熱の初期症状は近隣のクリニック等、重症の方は宮古病院という体制を構築したところであり、今後は時間外診療においても、重症化リスクの低い発熱患者は地域のクリニック等で対応し、重症者に加えて基礎疾患がある方や75歳以上の高齢者、生後3か月未満の乳児等のハイリスクの方は宮古病院で受け入れることとしております。発熱症状のある方で不安がある場合は、かかりつけ医やこども医療電話相談#8000等の利用をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 休憩いたします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○下地 康教 議員 まず、知事の政治姿勢の公共インフラ整備についてです。

これ特定利用空港・港湾整備については、我々の代表質問で大浜議員がやっております。これをちょっと視点を変えて質問をしていきたいと思っております。

港湾整備で言えば、県内には港湾法による重要港湾が6つ指定をされております。おのおのがこの港湾計画を持っているわけですがけれども、那覇港、中城、金武、平良、石垣、運天、この6つの港湾でありますね。港湾計画では、計画された港湾施設をおおむね10年間で整備をするというふうになっているんですけども、これ現実的にはなかなか整備が進まないよ

うな状況があります。つまり振興予算では、整備がなかなか進まないというところがあります。ましてや、港湾計画を持たない地方港湾は、地元からの整備要望がなかなか実現しない、そういう状況です。であるならば、特定利用空港・港湾整備メニューを活用するのが、地元の切実たる思いだというふうに私は考えております。結論からすれば、振興予算とは別枠として、特定利用空港・港湾整備メニューを活用すべきだというふうに思っておりますけれども、知事はどう考えているのか伺います。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 先ほどもお答えいたしました。現時点におきましては、整備に係る予算計上方法など不明な点が多くありまして、それらについて国に対して確認を行っている段階でございます。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 不明な点というのはどういうものですか。それと、その振興予算と今申し上げている特定利用予算、短縮しますけれども、これの違いといえますか、それをどう認識しているのか、それをはっきりとお答えください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

通常の振興予算と同様に、特定利用空港・港湾によっても費用対効果分析が必要であるという説明を受けております。しかしながら、現時点におきましては、予算計上方法など不明な点がまだ多いというところで、国に対して確認を行っているという状況でございます。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 従来の整備というのは、費用対効果というのはもちろん大事であります。しかし、防災という面では、やはり費用対効果というよりは、そういう災害が起こった場合には、そういう施設が必要だということが考えられると思います。そういう意味でもって、その振興予算と特定利用予算、その違いを逆に県のほうがはっきりと国に対して示すべきではないんですか。つまり、両方のメニューで予算が取れる。つまり整備ができるという、これは僕はチャンスだと思うんですよ。その違いをしっかりとその予算要求をする。県が国に対して、どんどんその違いを提示をしていく。そうすることによって予算を獲得していく。これが皆さん方の行政の仕事じゃないですか。どうですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 現時点におきましては、

沖縄振興予算全体への影響など明確にされていない点が多くございますので、その点について国に対して確認をしていきたいと考えております。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 あのね、要するに、振興予算というのは従来の考え方で予算をつけるということ。これは結構なことですよ。しかしながら、今言っているような、その特定利用空港・港湾の整備というのはそういったものを、もう一つしっかりと違いを分けて、これで整備ができるのではないかというようなことを国に進言をしていく。そういったことが行政の役割ではないかというふうに私は申し上げているんですよ。つまり、国が申し上げている違いが分からないと言うんではなくて、その違いを逆に県の行政が浮き立たせる、そういった作業が必要じゃないかというふうに思っているんですけど、どうですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 繰り返しで恐縮でございますが、不明な点については、今現在、国に対して問合せ等確認を行っているというところでございます。その回答状況等を踏まえて、必要な対応については検討したいと考えております。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 不明な点と申し上げますけれども、要するに皆さん方、この予算について触りたくないというのが、私にはそういうふうに考えが見えます。そうじゃなくて、やはり離島においては港湾計画とかそういった計画を持たない空港であったり港湾は——それ以外の港湾というのは、なかなか地域の要望が通らないのが現実なんですよ。それを別枠の予算で獲得をしていくというのが行政のアイデアであり努力ですよ。それをしっかりとやっていただきたい。そういうふうには私は思っております。それと、今そういうふうに違いがなかなか見えないということを言っていますけれども、これはやはり令和6年度の予算というのは当初予算でありますから、これは補正という考え方もありますから、その令和6年度の事業の中において、その補正をかけていくというような考え方も必要だと思いますけれども、これどう思いますか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 これは不明な点があるというところから、令和6年度予算については要求する段階ではないということを国に対して、昨年末にお答えしたところでございます。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 当初予算においては、そういう

状況であるということでありまして、それは1年間の執行期間がありますよ。あと補正も組みますよ。なので、しっかりと6年度中に国との協議を整えて、補正もかけていくという考え方を示していただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 島嶼県である本県におきまして、空港・港湾の重要性というのは申し上げるまでもないこととございます。人流・物流、経済活動に非常に重要な社会資本でございますので、将来需要等も踏まえまして、今後の対応については検討していきたいと考えております。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 私もこの4年間、離島振興という形でやってきておりますけれども、やはり離島におけるそのハード面の整備、それは非常に厳しいものがあります。それを十分考えていただいて、予算の執行、また予算をしっかり取っていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

生産年齢人口の減少についてであります。

社会を中心的に支える生産年齢人口の減少は、地域の労働力不足や地域経済の活力の低下を招くということですね。沖縄県はやはり観光産業など第3次産業を中心とした産業構造であるので、なかなか機械化や自動化による生産性の向上が困難であるというふうに言われています。よって、生産年齢人口の減少は、非常に大きな影響を受けると——他の県に比べてですね、そういうふうに言われているところもあります。そして、さらに離島での生産年齢人口の減少は、まさに深刻であります。高齢化によって現役世代の負担増から、さらに少子化が加速することも考えられますので、そのような課題について先ほど答弁されたんですけども、具体的にどういった支援をしていくのか、そういったものを予算の額も含めて、もう一度説明していただきたいというふうに思います。

○照屋守之 副議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 県では、定住条件の整備に関する課題を踏まえ離島振興計画に基づき、医療従事者の確保、特定診療科目の巡回診療、高校未設置離島の高校生を対象とした支援、航空路及び航路の運賃低減などに取り組んでおります。具体的には、多岐にわたる事業がありますので、代表的なものだけ御紹介いたします。

離島医療体制確保支援事業として約7000万、また、福祉関係で介護サービスの公立運営が困難な離島

地域の事業所に対し、施設の修繕等に係る経費の一部を補助する、補填する事業に約6000万円、離島高校生修学支援事業に約3000万円、水道基盤強化推進事業に約1000万円、また、情報通信では、大東地区の情報通信基盤整備推進事業に約17億3000万円、交通生活コストということで、離島住民等交通コスト負担軽減事業に約28億7000万円、離島航空路チャーター運航支援事業に1億1000万円、石油製品輸送等補助事業に約10億6000万円等々でございます。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 やはり生産年齢人口の減少というのは、離島において非常に重要な問題になってきます。やはりDXも含めて、活用も含めて、しっかりと手当てをしていただきたいというふうに思っております。

次に、これは法定外目的税、観光税です。宿泊税。県は、その導入をするに当たって、4つの重点項目を挙げています。1つには満足度の高い受入れ環境の充実と整備、2つ目に観光地のブランドづくり、3つ目に県民理解の推進、4つ目に観光危機への対応とありますけれども、4つ目の項目の具体的な事業というのは、どういうものがあるのか分からないということですね。要するに、観光危機への対応、その内容を聞かせてください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 使途についても、観光関連団体と現在意見交換をしているところであります。観光関連団体のほうは、今おっしゃる観光危機に対する対応というところを柱として明記したいというような意向がございしますが、県のほうの案では、今現在、観光客の受入れ体制の充実強化ということで表現しております。この中には当然、危機管理の部分も入ってきておりますが、例えば、非常用電源装置の準備であるとか、あるいは備蓄品の購入、それからその危機に当たっての人材確保の状況とか、そういった部分については、使途として想定される事業と考えております。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 私が思うのは、その観光危機への対応に基金を創設するというふうにあるんですけども、今までコロナ禍は観光に対するまさに危機だっ

たというふうに思います。そういったように、コロナ禍のようなその感染パンデミックも観光危機に含まれるのではないかというふうに思っております、そのコロナ禍における経験、体験を踏まえて、私は、観光BCPという事業継続計画というんですか、そういったものを織り込んだその危機対策、それをしっかりとやっていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 観光目的税は、納税者である観光客に利益が還元されるということが必要になりますので、その観点から、今御提言のある事業についても検討していくものだというふうに考えております。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 ちょっと休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○下地 康教 議員 (パネルを掲示) これは、佐良浜漁港です。宮古の伊良部島における佐良浜漁港の防暑施設です。つまり防暑施設というのは、その船の修理をするために陸揚げをして、日差しを遮って作業するところであります。(パネルを掲示) この船を巻き上げるレールがあるんですけども、このレールが非常に老朽化をしているというところで、その巻き上げるときに船が転倒するような危険性を非常にはらんでいるというところで、それを早急に補修をしてくれということであります。

それと佐良浜漁港にもう一つ、給油施設も老朽化しているものがありますけれども、その給油施設の再整備、改修事業のスケジュールをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。併せて防暑施設の改修と。

○照屋守之 副議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

防暑施設のレールにおける対処方針でございますけれども、漁協と具体的な対策内容について調整した後、必要に応じて令和6年度に漁港管理事業費を活用した補修を検討してまいります。また、補助事業による本格的な改修が必要であれば、補助事業の活用について関係団体と連携してまいりたいと思っております。

また、給油施設でございますけれども、伊良部漁業協同組合から令和7年度における施設機能の不足に伴

う再整備の要望を受けておりますので、引き続き佐良浜漁港の施設の機能保全に務めるとともに、再整備に向け調整を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 あのですね、これ、非常に危険な状態なんです。だからこの危険を早期に解消するというのを考えればですよ、これはもう即6年度で、次年度で対応していくというふうに判断しなきゃいけないんじゃないですか。そうしないと、これは漁民の死活問題ですよ。しっかりと対応していただきたい。それと、給油施設もそうです。この給油施設も老朽化して、なかなか思いどおりに給油ができない。そういう状況がありますから、これは漁師の方々の死活問題でありますので、6年度中にしっかりと早急に、スピード感を持って整備していただきたいというふうに思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○照屋守之 副議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

ちょっと繰り返しになるんですけども、必要に応じて、令和6年度に漁港管理事業費を活用した補修を検討してまいります。もし、補助事業が必要な本格的な改修ということになりましたら、また補助事業を活用してということになるんですけども、令和6年度に漁港管理事業費を活用した補修を検討してまいりたいと思っております。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 この整備は何億もかかるような整備ではありませんよ。その対応でできるはずですよ。しっかりとスピード感を持ってやっていただきたい。

それと知事、離島の振興が一丁目一番地ですよ。どうですか。しっかりと知事、その答えをお願いいたしますよ。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 農林水産部長から答弁をさせていただいておりますが、本格的な改修も含めて、迅速に対応ができるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 さすがは知事、一丁目一番地、離島振興。その思いは、本当に強く受け止めることができました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

宮古病院における時間外の診療です。これ私も経験したことがあるんですけども、要するに、土曜日の夜に発熱をしました。40度近い熱が出たんですけど

ども、宮古病院に行くと、これ診療していただけなかったんです。要するに、重大な状況にならないとできない。つまりどういうことかという、発熱によるけいれんとか、そういったものがないと診察ができないっていうんですね。しかしながら、私はまだ、まあ大人というか成人ですけれども、それが3歳未満とか、お年寄りの方など、そういったものだとどういふふうにして対応するんですか。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 お答えします。

宮古病院に発熱患者がいらした際には、看護師等が基礎疾患はないか、それから75歳以上の高齢者、または3か月未満の乳児、呼吸困難はないか、その重症化リスクをその時点で確認しまして、リスクがないと判断されたときには自宅のほうで安静にさせていただいて、それから翌日、あるいはクリニックが開いているところに行ってもらってというような体制を取っております。今議員がおっしゃるのは非常によく分かりますけれども、やはり急性期を担っている宮古病院、かなり重症な患者を診ますけれども、そういうふうに地域のクリニックの先生方との分担、役割分担が非常に重要かと考えております。

以上です。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 やっぱりお医者さんは冷静ですよ。淡々とそういうふうな理由を述べておられますけれども、やはり当事者としては、非常に苦しい状況ですよ。なので、私はそういった当事者の状況を踏まえて、やはり県立の基幹病院だということでもありますけれども、これ地域の医療機関、要するに民間の医療機関、それとの連携がどのようになっているのかよく分からない。つまり、そういう状態で宮古病院に行っても診てくれない、じゃ、どうするんですかと。薬局も閉まっている、解熱剤も買うことができない、そういうときにはどうすればいいんですか。それをしっかりとその市民が分かるようなそういった周知方法、それがまだ取られていないというふうに私は思っているんですけれども、状況はどうなんですか。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 今議員おっしゃるようには、救急医療をずっとやってきましたけれども、特に今、中部病院において1次から3次までずっと受けてきました。それは当たり前の医療で私たちはやってきたんですけれども、そのうちコンビニ受診というような形が言われてきましたけれども、離島においては、確かに宮古病院、あるいは八重山病院がその中心をな

しているわけですね。そこで、そういう患者が来たときには、きちんと対応して診るのがやっぱり役目ですので、その不安を持たれないように、やはりやっぴいかなないといけないですし、今の議員からの質問に関しては、また宮古病院ともそういう話を持ってどうするかということ、もう一度話していきたいと思っております。

以上です。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 やはりその患者の不安をしっかりと取り除けるような、その仕組みづくり、それをやっていただきたいと。またその仕組みをやはり市民の皆様方、県民の皆様方に、周知をするようなやり方をしていただきたいというふうに考えております。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 宮古地区ですか、宮古は実は医師会がかなり機能しておりました。医師会の先生方もかなり高齢化していることがあって、実は、以前は医師会との協力が非常によくできていたんですよ。最近少しずつそれが、何か機能的に落ちているというのは聞いておりますし、今宮古病院で働く先生方ってというのは、やはり本土から来ている先生方のほうが多くて、その辺でやはり今議員がおっしゃるように、いま一度、やっぱり医師会ともそういう連携を取りながらやっていく必要があるんだろうとは思っております。

以上です。

○照屋守之 副議長 下地康教議員。

○下地 康教 議員 病院事業局長は、もう院長もされて、そういう経験をされているから十分お分かりだと思っんですけれども、その現場の状況が非常に苦しいとは思っんですが、ただやはり、我々その患者といひますか、気持ちをしっかりと受け取っていただいて、その連携をぜひ病院事業局のほうから指導をしていただきたいというふうに思っしておりますので、私の質問をこれで終わります。

ありがとうございました。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

(小渡良太郎 議員登壇)

○小渡 良太郎 議員 皆さん、こんにちは。

会派沖繩・自民党の小渡良太郎でございます。

この4年間で最後の一般質問ということで、今ここに立たせていただいたんですけれども、4年間非常に感慨深いこの県議会議員としての初の活動をさせていただきました。いろいろ思い起こすことは多いんですけれども、所見を述べる時間があまりない質問のポ

リウムになっておりますので、一般質問を優先させていただきますと思います。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

質問の要旨1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事が知事就任以降、いかなる状況においても県政の最大課題としている普天間基地代替施設、いわゆる辺野古新基地建設の阻止の取組に関して、知事は一貫して県民の民意を取組の最大の根拠としているというふうに映ります。この民意とは一体何なのか。改めてここで見解を伺いたいと思います。

2番、防災行政に関して。

台風6号がもたらした被害について。前回は代表質問だったので、その前の一般質問でも取り上げさせていただいたんですが、改めてこの私の地元、沖縄市泡瀬の一部地域では道路冠水、住居への浸水等が発生しておるんですが、この原因を伺います。また併せて、当該被害の責任の所在について、見解をお聞かせください。

3番、土木建築行政について。

3の(1)、ほかの地域と比して遅れが目立つ沖縄市地域における県の公共事業であります、下記の事業について、現在の進捗並びに今後の展望を伺います。

ア、県道20号線。

イ、沖縄自動車道池武当インターチェンジ及び周辺の道路整備について。

ウ、東部海浜開発事業について。

(2)、現状様々な課題が山積している地域とか、または今後の展望が期待されるエリアについて、現在の見解と今後の方針等を伺います。

ア、沖縄環状線。

イ、沖縄県総合運動公園。

4、保育行政について。

待機児童ゼロ、たしか令和2年度、3年度で解消するということがあったと思うんですが、まだ果たしていないのが現状であります。その待機児童ゼロがまだ果たしていない沖縄県において、現在ほとんどの待機児童はゼロ歳から2歳児であるというのは、これ委員会の議論でも、また質問等の答弁でも出ていると思うんですが、沖縄県がずっと——沖縄だけじゃなくて、日本全国の積年の課題ともなっている待機児童解消を実現するためには、このゼロ歳から2歳児の充実を図っていく必要があると思うんですけれども、そこで、最も親の手がかかるゼロ歳児から2歳児。今私もちょうど11月に子供が生まれたばかりですから、ゼロ歳児を抱えているんですけれども、親の手がかかります。何かあったらすぐ迎えに行くということも必

要になります。そういった特徴を鑑みて、認可外保育所等とあります。これ認可外保育所だけじゃなくて、ほかにも利用できる場所があったら、それも利用するのも含めて、協力を仰いで居住地——基本的に保育は市町村の行政ですから、当該居住地で預けるというのが一般的であります。しかしながら、この就労地近辺、まあ沖縄は、住んでいる地域と働いている地域は別々だという県民も多いですから、就労地近辺でも預けられる、この市町村の枠組みというものを越えた広域保育制度を設立してはどうかというのを提案したいと思います。これは文教厚生委員会で何度も議論している案件でもありますから、担当部局には提案以降どのような検討がされたか。またはほかの県において先進地例等ありますので、調査等を行ったか否か。または実現に向けたハードル、課題について伺った上で、知事の、今話を聞いた感想と見解をお聞かせいただきたいと思います。

5番、教育行政について。

部活動の県外派遣に関して、県代表として県外等に派遣される子供たちやチームに対する派遣費のサポート。これも委員会でよく議論になるのは、離島から本島への部分についてはある程度しっかりなされているというのは議論になるんですけれども、沖縄県の代表として県外に派遣されるチーム、子供たちの派遣費のサポートについて詳細を伺います。

6、我が党の代表質問との関連については、島尻忠明議員の2の(2)のイ、子供の居場所づくりに関連をして、障害児の居場所づくりについて、少しお聞かせいただきたいと思います。この障害児が放課後デイサービスとかを利用する場合、計画相談員という方にしっかり相談をして、その上で決めていくというのが決まりになっているんですが、この相談員自体が不足をしているという話がよく聞かれます。1人の相談員が50人、100人の子供の面倒を見ているという話もあって、不足しているというのをよく聞くんだけれども、需要に対してどの程度不足をしているというのが今の現状なのか。数で分かるようであれば、それも併せて現状を教えてください。

もう一つ、学童に関しても、保育所を必要とする親、その子供が小学校に移ったら、やはり同じように学童を必要とするというのは容易に想像ができると思います。この保育所の利用者が学童利用者にそのままスライドすると考えているんですが、保育所は充実してきているけど、学童はキャパが足りないという話をよく聞いて、今待機も問題になりつつあります。今後どのように充足していく考えなのか、またはいつ頃充

足ができる、また待機児童が解消されるというふうな形で計画等を練っているのか、目標等を伺いたいと思います。

壇上からは以上で、残りは再質問させていただきます。

○照屋守之 副議長 ただいまの小渡良太郎議員の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後4時0分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

休憩前の小渡良太郎議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 小渡良太郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢について御質問の中の、辺野古新基地建設阻止の取組の最大の根拠とする県民の民意とは何かについてお答えいたします。

辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となりました3度の県知事選挙で繰り返し示されてきたものと考えております。また、平成30年10月に県議会で可決された辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に基づき、平成31年2月に実施された県民投票におきまして、投票総数約60万5000人のうち7割を超える約43万4000人が埋立てに反対する意思を示しております。

私は、県知事選挙や県民投票で示されたこの民意に応え、辺野古に新基地は造らせないと公約実現に向けて全力で取り組んでいるところであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 2、防災行政についての(1)、沖縄市泡瀬における浸水被害の原因等についてお答えいたします。

今年の台風6号による沖縄市泡瀬地区の浸水被害については、市管理の雨水幹線放流先が高潮の影響を受けて、幹線の下流側では海水が逆流したこと、上流側では流下機能が低下したことが原因と認識しております。沖縄市は、泡瀬地区の浸水被害の解消に向け、浸水被害軽減総合計画を策定しており、対策に取り組んでいくとのことでもあります。

県としては、沖縄市に技術的な助言を行う等、引き続き市と連携して取り組んでまいります。

次に3、土木建築行政についての(1)のア、県道20号線の整備状況等についてお答えいたします。

県道20号線は、胡屋交差点から高原交差点までの区間を街路事業の胡屋泡瀬線として整備を行っており、令和5年度末の進捗率は、事業費ベースで約49%となっております。今後は、用地取得に取り組むとともに、主要渋滞箇所にて特定された高原交差点を優先して整備する予定であります。また、泡瀬工区のアクセス橋梁については、令和5年度末の進捗率は事業費ベースで約87%となっております。令和6年度末の暫定2車線の完成に向け、整備を行っているところであります。引き続き、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に同じく3の(1)のイ、池武当インターチェンジ及び周辺道路整備についてお答えいたします。

池武当インターチェンジは、ハシゴ道路ネットワークに位置づけられており、沖縄南及び沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和等に資するものであります。令和5年9月には、国土交通大臣から沖縄自動車道への連結許可を得ており、現在、沖縄市と連携し、事業化に向け取り組んでいるところであります。また、池武当インターチェンジの整備に伴い、周辺道路の交通量の増加が見込まれるため、令和4年度から、池武当交差点の改良等による交通渋滞緩和に向けた整備にも取り組んでいるところであります。

次に同じく3の(1)のウ、泡瀬地区埋立事業の進捗についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業の進捗状況については、令和5年度末時点で、国は埋立面積ベースで約70%、県は事業費ベースで約72%となっております。引き続き、沖縄市及び国等関係機関と密に連携を図りながら、事業推進に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に同じく3の(2)のア、沖縄環状線の渋滞対策についてお答えいたします。

国道、県道の渋滞対策については、国や県等の関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会において、沖縄地方における渋滞対策の検討や効果検証を行っております。沖縄環状線の泡瀬交差点から前原交差点に至る区間には、主要渋滞箇所が3か所特定されております。これまでに対策を講じた2か所のうち、泡瀬交差点については渋滞が緩和されましたが、県道20号線との交差点については、効果が十分ではなく、さらなる対策が必要となっております。引き続き、これらの交差点の渋滞緩和に取り組んでまいります。

次に同じく3の(2)のイ、沖縄県総合運動公園にお

ける整備状況及び国民スポーツ大会に向けた取組についてお答えいたします。

本公園は昭和62年の供用から35年以上を経過していることから、多くの施設で老朽化が進んでおります。県では長寿命化計画に基づいて維持修繕を行っており、令和6年度は遊具等の改修を予定しております。また、コロナ禍で閉鎖されていた施設については、現在は営業を再開しております。今後は、令和16年に開催される国民スポーツ大会を見据え、関係機関と連携しながら、公園のさらなる利活用を検討してまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 4、保育行政についての御質問の中の(1)、広域保育制度についてお答えいたします。

県では、保育の質を確保する観点から、認可保育所での保育を基本として取り組んでおります。保育の広域利用については、多様な保育ニーズを踏まえた保育の受皿の提供や地域別ミスマッチ解消の観点から有効な手段であると考えており、市町村の取組を支援しております。待機児童の解消には保育士の確保が課題であることから、引き続き市町村と連携しながら、新規保育士の確保、潜在保育士の就労支援、労働環境の改善による定着支援等に取り組んでまいります。

6、我が党の代表質問との関連についての(1)、障害児の相談支援専門員の現状についてお答えいたします。

令和3年度に県が実施した障害児者の相談支援体制に係る実態調査によると、県内の相談支援専門員の数は増加しているものの、利用者数の増加に伴い、1人当たりの担当件数が増加している状況にあります。また、記録作成の事務負担が大きいことや、相談支援専門員への組織的なフォローアップ体制が不十分であること、定着率の低さ等が課題となっております。

県としましては、研修の実施や圏域別アドバイザーによる助言等を行い、相談支援体制の充実に取り組んでいるところです。

同じく(2)、放課後児童クラブの待機児童の解消についてお答えいたします。

第2期黄金っ子応援プランにおいては、令和5年度末までに581か所の放課後児童クラブを設置し、待機児童の解消を目指していたところです。しかしながら、令和5年5月時点で計画を上回る605か所のクラブが設置されたものの、利用ニーズの高まりなどによ

り、待機児童数は高止まりの状況にあります。令和6年度は、各市町村が新たな整備計画を策定する時期であるため、県では市町村に対してクラブの利用ニーズを的確に把握し、計画を策定するよう周知しております。

県としましては、引き続き市町村におけるクラブの整備を支援し、さらなる受皿の拡充及び待機児童の早期解消に努めてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 5、教育行政についての中の出遣費補助の状況等についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで県中体連等主催の県大会、九州大会、全国大会に参加する中高校生に対して、派遣費を補助しております。令和4年度は、中体連から九州大会5800円、全国大会7900円、高体連から九州大会7500円、全国大会1万円の補助を行っております。経済的事情により、子供たちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも派遣費の補助を継続し、生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 それでは、答弁に基づいて再質問させていただきます。

まず、知事の政治姿勢に関して、民意なんですけれども、再確認をさせていただくんですが、この選挙による直近の民意という答弁がありました。県民投票も含めてですね。それでこの知事の見解を改めて伺いたいんですけども、知事が今おっしゃった民意というものには、最高裁の判決を踏み倒しても反対をしないよというふうな民意が含まれているという理解かどうか、教えてください。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私が先ほど答弁をさせていただいた民意は、過去の県知事選挙と県民投票の結果による民意ということで、辺野古新基地建設阻止の取組の最大の根拠とお尋ねの議員の質問に答えたものであり、最高裁の判断とは全く異なるものであります。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 いえ、今聞いているのは最高裁の判断じゃなくて、最高裁の判断を受けて、知事は政治決断をしたわけですよ。それでその決断の知事の説明に対しても、民意が、県民の民意がという答弁が以前ありました。これは、県民が最高裁判決を踏み倒

すってということも許容しているという理解を知事はされているのかと聞いていますので、イエスカノーか、お答えください。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 踏み倒すという表現が適切かどうかは、異論、いろいろ意見はあるものと思いますが、私はこの最高裁の判断が出て、その内容についてのどのように県の考え方として取りまとめるべきか、というような状況でその判断を検討していたところ、国が代執行に踏み切ったということでもあります。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 いや、先ほどの答弁の中で、この踏みにじるとかっていう話があったものですから、似たような言葉をあえて使わせていただいたんですけれども、この判決、恐らく辺野古の代替施設反対というほわっとしたところでのものはあれど、この法律を無視する、または判決が出たのを——要は、判決に従わないから代執行という行動が出てきたわけです。判決に従わないということも含まれているのかなというふうに思って、いろいろ周りに聞き取りをしてみました。そうすると、そこまでは許容していないよという声がほとんど、まあ全ての県民に聞いたわけじゃないですから、一方的に言えるものではないんですけれども、ある程度、裁判闘争するのも是とします。ただ、法律を無視してまで、または最高裁の判決に従わないでそのまま突き進むということについては、これは別に信を問う必要があるんじゃないかというのが、私が聞いた中で多くの客観的な意見でした。今現在知事が、この民意というものを前面に出して反対をする、代執行に対しても応訴をするというふうな行動については、私は、民意っていうものを政治利用した行き過ぎた政治行動じゃないかなというふうに強く懸念をいたします。政治判断については、知事の個人的な——先ほども知事がおっしゃってました。個人的な政治信念に基づいた行動だと。そうであれば理解はできます。でも民意が後ろについているという話をされたら、沖縄県民は、最高裁判決無視してもいいよという県民なのかというのをほかの地域から言われるわけでありまして。県民を守る、県民の福祉向上に努めるという話を知事自身その口でおっしゃるのであれば、政治判断までも民意という言葉にすり替えないでいただきたい。政治判断は政治判断で、自分の信念に基づいてやったんだというのを自信を持って言えいいじゃないですか。何でわざわざ民意という言葉を持ち出すんでしょうか。お聞かせください。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

先般の最高裁判決は、県に対して承認処分を求める国土交通大臣による是正の指示について、適法と判断を示したところですが。その上で最高裁判決の内容を精査し、県としての対応を検討する必要があること、県民、行政法学者、議員の方々などから様々な意見が寄せられていることなどを踏まえ、県政の安定的な運営を図る上で意見の分析を行う必要があることから、弁護士や行政法学者の助言をいただきながら検討をしていたところ、国は、沖縄防衛局の埋立変更承認申請を承認せよとの判決を求める代執行訴訟を提起したことから、県は応訴をしたというところでございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 今の公室長の答弁だと、県が判断をするために議論をしていたら、国が裁判を起こしたというような言い方なんですけれども、いついつまでに対応しなさいという期限が切られていたはずで。それを過ぎたからそういう行動に出たというのが事実なんじゃないですか。それでまた公室長が出てきたので、ついでに公室長にも確認したいんですけども、県当局も一貫して辺野古基地に反対する民意という言葉在前面に出した答弁を繰り返しているんですけども、行政が重視すべき優先順位として、民意、法令、知事の政治判断、3つあった場合、どういうふうに優先順位がつけられるんでしょうか。沖縄県の、行政当局の見解をお聞かせください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時18分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 いずれについても、大変重要であると考えております。当然、法律を遵守することも重要であるというふうに考えております。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 いや、優先順位をつけてくださいという質問をしているわけですから、行政として順位をつけるんだったら、どの順番になるのか教えてください。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 繰り返しになって恐縮ですけども、どちらについても大変重要なものだというふうに理解しております。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 では、法令に従うということと、民意っていうのがバッティングした場合、県は

どっちを選ぶんですか。行政は。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 行政としましては、法律に基づいて行政運営を行うということでございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 それが当然なんですよ。法令に基づいて行政運営をしていくというのが当然であると考えます。この選挙で選ばれた知事が、これ以前も何か違う内容で同じ話をしたような記憶があるんですけども、選挙で選ばれた知事がその民意を基にして行動する——昨今の最高裁判決以降は、いささか負託を受けた民意をもう超えている段階にあるんじゃないかなと、私個人的に考えるわけですが、それでも知事が言うのであれば、多少は理解できると。でも行政が民意という言葉を出したら、いかがなものかと思えます。あくまで法令にのっとって、知事の政治判断に従うところもあるかもしれません。でも法令にのっとって行政を運営していくというのが本来の趣旨なはずですから、行政当局が民意、民意という言葉を出すことについては、やはりなじまない。本来の趣旨からしたら適切でないというふうに、ここで指摘をさせていただきたいと思えます。

今後、今回13期の議会はこれで終わるわけなんですけれども、14期になっても知事以外の、政治家じゃない、選挙で選ばれていないそういう方々まで民意という言葉を出したら、じゃ法令はどこに行ったのかと、行政は何で回していくのかと。民意があれば何でもやっていいのかというふうな誤解を与えかねない。そういう答弁になっていきますから、ぜひ慎んでいただきたいと要望します。

私が考えるに、この知事の一連の政治判断の根拠として直近の民意を挙げるということについては、先ほども申しましたように、選挙で選ばれている以上、使っても別に構わないと思えます。ただ、選挙の一端を自分の都合のいいように拡大解釈、政治利用しているというふうに一方で言われても仕方のないことだとも思えます。それで、県行政についても、この民意という言葉をあまりにも使い過ぎると、憲法をはじめ地方自治の存立根拠たる各種法令をないがしろにしているような、そういうふう聞こえる危険な答弁であるとも思えます。この自主的な意味合いにおいては、法の支配による手順を無視した独善的な政治というの

は、独裁政治と呼ばれております。県民の目線で議論することなく、特にこの最高裁の判決を踏みにじる、踏み倒すというような行動について、それでも民意という言葉を出すとということについては、いささかやり過ぎなんじゃないかというのを、私はこの4年間、当局を見ていて、知事の発言を見ていて、強く感じた感想を最後に述べて、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

次、防災行政に関して、この台風6号がもたらした被害に関してなんですけれども、この責任の所在を確認したつもりだったんですが、この浸水被害、道路の冠水被害の責任の所在はどこにあるのか、改めてお聞かせください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたが、両地区における浸水被害は、高潮の影響を受けた潮位の上昇により下水道施設から溢水したものというふうに考えております。今回の原因は、高潮という異常気象に起因するものであります。また、この地区の浸水対策についてでございますが、泡瀬地区の浸水対策につきましては、雨水幹線の管理者である沖縄市が主体的に実施するという認識でございます。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 高潮が原因だったとしたら、責任の所在は県になるんですか。海ですから。そこをもう少し詳しく教えてください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 今回の原因でございますが、異常気象ということでございますので、異常気象による被災という考えでございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 異常気象に責任があるわけないでしょう。今責任はどこにあるかって聞いているわけですから、県なのか市なのか。今高潮による被害という答弁がありましたから、高潮による被害が発生した場合、その責任の所在はどこにあるのかと確認しているわけですから、明確に答弁をしてください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 一般論としまして、この海岸が県管理である場合には、海岸の管理者として県に責任があり、また雨水幹線の管理者は市でございますので、それぞれに責任があるというふうに考えているところでございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 それぞれに責任があるということなんですけれども、一番重要なのは、今責任の所在を聞いたわけですが、再発防止に努めていくということが最も重要だというふうに考えております。市は、この浸水防止の計画を策定をして再発防止に努めているというふうな話を聞いたんですけれども、県側は今どのような動きをしているんでしょうか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 泡瀬地区の浸水対策につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、管理者である市が主体的に実施するものではございますが、県といたしましても、泡瀬地区における浸水被害の解消のために沖縄市に技術的助言を行うとともに、所要額の確保などに向けて市と連携して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 この高潮が原因だと。高潮は海から入ってくるわけですよ。海から水が入ってくるから、水がはけなくなって氾濫をします。実際にこの台風6号の被害の状況を地域の方々に聞いて回ったら、水が引いた後、塩が大分残っていたとか、また非常に塩辛かったとか、さびたとかというふうな話が聞こえてきました。要は、この海水が浸入してきたから氾濫をします。ほかの災害によっては、もしかしたら雨水が氾濫して、雨水が浸水をするということもあるかもしれないんですけれども、今回に限っては潮水が氾濫をしているわけでありまして。潮水が入ってこないような手だてを取るのには、県の責任という形になるのではないのでしょうか、教えてください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 沖縄市の下水道事業における浸水対策としては、水路からの逆流を防ぐためのゲートの設置などを検討しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 そのゲートの設置に関しては、市が全てやるものであって、県は別に予算措置とかする必要はないという考えで今、土木建築部は考えているのか。それとも金銭的なサポートも含めて検討しているのか教えてください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該事業は市が主体的に実施するものでございます。

県としては、所要額の確保に向けて市と連携して取り組んでまいりますが、実施主体はあくまでも沖縄市

の主体によるものという考えでございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 しっかり議論をして、どのような形で落としどころをつけるかということも重要なんですけれども、また高潮被害が、または台風が接近をして、また浸水被害が発生するという可能性も非常に高い地域ではあります。ですから、できるだけ早い対応をお願いをしたいと思いますので、ぜひ今後とも市と連携をして、早い対応で被害を防いでいくと、再発防止に努めるというところをやっていただきたいと要望して、次に移ります。

土木建築行政に関して、まず県道20号線。今第2工区の用地買収等が進んでいると考えているんですが、この用地買収率等、第2工区に関して、どこまで進んでいるのか教えてください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 2工区の室川入口バス停付近から高原団地入り口までの用地買収率につきましては、面積ベースで65%という状況でございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 あと、橋梁に関して、この供用開始のめどというのはいつ頃になっているのか、これも併せて教えてください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 橋梁につきましては、令和6年度末の暫定2車線の完成に向け、整備を行っているところでございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 令和6年度で暫定2車線やったら、通れるようになるっていう理解でいいんですか。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 供用開始に向けて取り組んでおりますので、完成後は、通過が可能になるということでございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 同じく県道20号線でそのまま第2工区に戻るんですけれども、今、用買率65%という答弁がありました。高原交差点の改良も先んじて行うということで、あそこは渋滞する区間でもありますから、しっかり進めたいと思うんですけれども、この20号線、大分時間がかかっている道路整備になっております。全体として、第2工区でもいいですから、高原第2工区合わせて、どれぐらいで事業完了を考えているのか。全体的な部分を最後に少しお聞かせください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 高原交差点につきましては、都市計画変更などを今後予定しております。その後、用地買収に取り組むという流れになります。完了時期については、現時点では明確にお示しできない状況でございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 分かりました。また改めて確認させていただきます。

東部海浜に関して、これもちょっと議事録に残す意味で改めて聞くんですけども、国は埋立てベースで70%、県は事業費ベースで72%とおっしゃっています。埋立てベースで何%になっているのか改めて教えてください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時31分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県は事業費ベースで示したということですが、県の埋立部分につきましては、まだ護岸が完成していないところから、埋立面積ベースでお示しするところというのは困難な状況でございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 いや、前の部長は、ゼロ%って答弁していましたよ。はっきりゼロ%って言うのもいいと思います。この埋立てベースでいったら全然進んでいないというのが現状ですけども、事業費ベースでいったら残り3割のところですから、先日、沖縄市の新年会で副知事が見えて、予算つけたよという話もしてました。しっかり早めの完成に向けて、あと3割ですから、埋立工事しっかり予算つけて、早く進めていただきたいと。国が先に埋めるっていうことがないように取り組んでいただきたいと。国が先に埋めるっていうことがないように取り組んでいただきたいと。国が先に埋めるっていうことがないように取り組んでいただきたいと。国が先に埋めるっていうことがないように取り組んでいただきたいと。

ベイストリートに関してなんですけど、渋滞箇所、たしか以前、一般質問だったかどうか少し記憶が定かではないんですけども、州崎の工場地帯に曲がる右折の渋滞の話を取り上げさせていただきました。この右折渋滞の解消に関して、信号のタイミングを見直すだけでも変わるという話をしたんですが、その後どのように取り組まれているのか教えてください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時33分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 交差点の渋滞につきましては、信号現示というところが重要になって非常に大きく影響してまいりますので、今、交通管理者であります警察の担当者も含めた渋滞対策推進協議会において、検討しているというところでございます。

○照屋守之 副議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えいたします。

御指摘の交差点につきましては、特に朝方の右折車両に起因する交通渋滞が課題となっていることを踏まえまして、昨年の1月から右折矢印信号の点灯を午前7時半から午前9時までの間、それ以前の12秒から30秒に延長いたしまして、右折車両を円滑に進行させることで、良好な交通環境の構築に向けた取組を進めております。今後も関係機関と連携して、交通量の変化を踏まえて交通流の最適化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 小渡良太郎議員。

○小渡 良太郎 議員 朝、お手振りで立っていて、肌感覚でも一、二割ぐらいは渋滞緩和しているというふうな気がします。この右折信号のタイミングを見直すだけでも解消できる渋滞がありますので、ぜひこの事例を参考にほかのところにも広げていただいで、県内の渋滞解消に役立てていただければというふうに思います。

もう少し聞きたいこともあったので、少し不完全燃焼ではあるんですが、4年間、大変お世話になりました。また、次の機会があるようにしっかり頑張ってきてほしいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 じゃ、議長よりお許しがありましたので、一般質問に入らせていただきます。

沖縄・自民党、又吉清義です。

一般質問に入る前に、私の所見を少し述べさせていただきます。それを基に、今回一般質問に入っていこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、2019年10月30日の首里城火災。そして、火山の噴火による軽石漂着の漁船・漁場の大被害。そし

て多くの畜産農家を危機にした感染症の豚熱、豚コレラの発生。その次は人々の生活を根本から変えてしまったコロナ感染症の発生。県庁内においては、度重なる事務処理の不備が令和2年は86件、令和4年は178件、令和5年は203件も発生。事務職員においては、自主退職者の増。そして今年は深刻なダムの貯水率の低下による、これから直面すると予想される水不足問題と、今沖縄県政は危機的状況ではないだろうか。このような状況をいかに打破し、県民の暮らし、健康、経済の発展に向け議論をしていきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

まず初めに、沖縄県における道路整備事業についてなんですが、宜野湾横断道路というのがあります。この東側区間の進捗状況についてなんですが、まずそれについてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 宜野湾横断道路（中城地区）につきましても、新広域道路交通計画の調査区間として位置づけられております。県では現在、最新の将来交通量推計に基づく検討を行っているところであります。引き続き、国や関係市町村と連携し、事業化に向け取り組んでまいります。

○又吉 清義 議員 ちょっと休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 この宜野湾横断道路についてなんですが、この中城の国道329号、そして高速道路、宜野湾地域の国道330号、国道58号、宜野湾バイパスと全てを連結する宜野湾横断道路でございます。私は非常にこれ重要だと思います。そしてなおかつ、この横断道路、これから返還されるであろう普天間飛行場跡地利用問題に関して、経済活性化の大きな起爆剤になるのは、もうこれは明らかであります。その意味ではもう一度、進捗状況を皆さんどのようにお考えになっているのか、一日も早く進めるために、どのように取り組んでいるか再度お伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 宜野湾横断道路につきましては、普天間飛行場の跡地利用に不可欠な道路でありますとともに、ハシゴ道路ネットワークの整備計画に位置づけられた道路でございます。非常に重要な幹線道路と認識をしているところでございます。今後も普天間飛行場跡地利用計画との整合を図りながら、早

急な整備に向け検討を進めたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 では、今後もやはり重要な道路であることは間違いありませんので、あと1点最後のほうお伺いします。

例えば、宜野湾市と県の協議については、これまでのように協議をされ開催されてきたかをお伺いいたします。そして今後もどのように宜野湾市と進めていくのか、その2点について今後の方針をお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 先ほど申し上げましたとおり、普天間飛行場の跡地利用に不可欠な道路ということで、宜野湾市のまちづくりと非常に重要な関係がございますので、密に連絡調整を行いながら検討、事業化に向けて共に取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 そうすると、これまでに何回ぐらい会議を行ってききましたか。年に何回ぐらい行っていますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 宜野湾横断道路東側ルート検討委員会というものを、関係者を含めまして開催をしております。その中に宜野湾市の職員も入っているところがございます。第1回が平成30年の8月に行っておりまして、委員会につきましては、第2回が平成31年ということで、委員会については2回。また、下部組織である幹事会については3回開催しているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 まだ3回しか開催をされていないということは、もしかしたら、部長の皆様方の考えの方針として、多分普天間飛行場はこんなに早く返されるものではないだろうと。私はそのような安易な考えがあるかと思えます。私は、普天間飛行場は10年以内に返されると信じております。ですから、一日も早く経済の発展、そして地権者に迷惑をかけない、沖縄県のために活躍するためには、やはりもっと会議を進めて、返還されると同時に一日も早く着工できる、

そしてこれが完備をする。そのぐらいの方針で取り組んでいただきたいと思います。そして、それと同じくあと1点、この宜野湾縦断道路整備計画の進捗状況についてお伺いいたします。これもどのようなになっていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 中部縦貫道路の検討状況についてお答えいたします。

中部縦貫道路につきましては、普天間飛行場を南北に縦貫する道路であり、普天間飛行場の返還を見据え、新広域道路交通計画の構想路線として位置づけられた主要幹線道路であります。当該道路の整備計画に当たっては、普天間飛行場の跡地利用計画との整合を図りながら、国や宜野湾市等の関係機関と連携して取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 これも検討委員会は、横断道路、縦断道路、全くメンバーは一緒なんですか。その点についてお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 両道路とも、検討の構成メンバーとしては同一でございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 であるならば、多分中身と進め方は一緒かと思えます。ぜひ、この縦断、横断道路検討委員会の皆さん、やはりもっと意識のレベルを上げて、ぜひやっていただきたいということを改めて要望したいと思います。多分これも聞かなくても、会議はまだ3回しかしていないのかなという考えがいたしますので。

引き続きその次、(仮称)中城IC、インターチェンジの進捗状況についてお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 宜野湾横断道路(中城地区)につきましては、先ほどもお答えしましたが、新広域道路交通計画の調査区間として位置づけがされております。県では、普天間飛行場東側の中城インターチェンジを含む宜野湾横断道路(中城地区)につきまして、最新の将来交通量推計に基づく検討を行っているところであります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 検討を行うのもいいですが、や

はり現場からの声として、やはり西原インター、そして北中インター、かなり混むんですね。そしてなおかつ、ここにインターができることによって素晴らしいのは、中城側からそして西海岸側からそこに——高速道路に進入というんですか、入ってくるができる。これは出ることはできないですよ。専ら多分スマートインターで進入だけだと思いますが、イン、アウトも両方できるんですか。その2点についてお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えします。

インターチェンジの形式については、今まだ検討中ということで、まだ決定していないところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 ぜひ、早めにどういう形態にするのか。やはりインターチェンジとしてイン、アウトも両方できると、さらに私は活性化になるかと思えますが、多分インだけだったのかなという考えがあります。

そして引き続き、この4番目の浦添西原線の進捗状況について伺います。

現在どのようになっていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 浦添西原線は、沖縄本島の東西を結ぶハシゴ道路ネットワークを構築する道路であり、道路事業、街路事業等により整備を推進しております。道路事業の西原町翁長から小那覇の区間については、令和5年度末の進捗率は、事業費ベースで約47%となっております。街路事業の浦添市安波茶から前田の区間については、令和5年度末の進捗率は、同じく事業費ベースで約63%となっているところでございます。引き続き、浦添市、西原町と連携を図りながら、事業予算の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 私は、この浦添西原線については、これも非常に重要な今後の沖縄の未来を背負っていく基幹道路になると。それはなぜかといいますと、皆さんそこにMICEも予定しております。そしてまた西海岸には、キャンプ・キンザーの280ヘクタールの返還跡地もこれから発生してきます。そして宜野

湾、480ヘクタールがあります。そういった2か所をこのように主要幹線でしっかりと整備をすることによって、これからの沖縄の経済、未来を牽引することができる。ですから、これは私はさらに力強く進めていきたいと。ただ、ゆっくりゆっくり進めるのではなく、この進め方によって街全体が、そのものが変わると。そういう認識で取り組んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該道路は、議員御案内のとおり、非常に重要な路線と認識しておりまして、浦添市、西原町のまちづくり等とも連携を図りながら整備を推進してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 推進して、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、知事にもお伺いいたします。知事、この返還跡地を経済の活性化とするためには、重要な幹線道路があります。本当に返還を真剣に考えているのであれば、この道路網の整備もして、こういう整備をする、こういう計画がある、だから国に基地を早く返してもらいたいと私は強く言うことができると思いますが、知事は、そういった計画ありませんか。いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 お答えいたします。

県はかねてから基地の跡地利用を促進するために、政府におかれても、一日も早いその危険性の除去、閉鎖・返還を実現してほしい、特に嘉手納以南の基地の返還については早期に実現をし、県、市町村と一体となったまちづくりにぜひ協力していただきたいということを申し上げてきております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 じゃ、申し上げて、どのように取り組んできたかをお伺いいたします。

まず基地行政について、知事は米軍基地返還跡地の調査でフィリピンを訪れたとのことですが、これから返還される跡地にどのように生かして反映していくのかを伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

フィリピンの米軍跡地利用については、基地跡地開発における計画的なまちづくりや、効果的な企業誘致が実施されており、これらの取組を本県の跡地利用の推進に反映させていきたいと考えております。一方、フィリピンでは、国は財政支援をしつつ、特別経済区の指定など権限を地域に付与することや、責任を持つ

て基地跡地における支障除去を積極的に実施しており、これらの取組も重要なポイントであると考えております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 この跡地。スービックなり、クラーク基地、返還されて何年後から開発が可能でしたか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 クラーク基地については十二、三年かかったと聞いております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 フィリピンでも十二、三年かかりました。そして、この土地は私有地が多かったですか、国有地が多かったですか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 私有地が多かったと聞いております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 ですから、その状況、ほぼ8割以上は私有地である。その中でも返還されて十二、三年かかるということは、皆さん、普天間飛行場、キャンプ・キンザー、私有地と国有地、割合はどのようになっていますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 普天間飛行場の土地所有形態については、私有地が7.5%、県有地が2.7%、市有地が3.3%、私有地が86.5%となっております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 今手元に――面積で申し上げますと、牧港補給地区については、全体の面積が267万5000平米で、私有地が28万平米、県有地が2万5000平米、私有地が221万2000平米ということで、私有地が大変多くなっているということになります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 ですから、皆様方も分かるように、国有地が8割以上占めているフィリピンでさえも十二、三年かかりますよと。ここは全く逆ですよ。ほとんど民有地が多いんですよ。ですから皆さん真剣に考えているのであれば、今の取組でいいですかということをお尋ねしたい。間に合いませんよ。間に合いませんよ。10年後に普天間飛行場が返還されて、皆さん、地主を説得する、計画を立てる。20年以上かかりますよ。大変なことになりますよ。ですから、しっかりと——会議もまだ3回しかしていないようじゃ、これでいいですかと言いたい。どうですか、知事。もっとグレードアップして私は進めていくべきだと思いますが、アクション起こしてもらえませんか。今までどおり、ちんたらちんたらするんですか。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 県と宜野湾市は、全体計画の中間取りまとめ第2回を踏まえ、この2月に開催しました普天間飛行場跡地利用推進会議において、全体工程計画の更新について説明し公表したところです。今後は工程計画に基づき、令和9年度に全体計画の取りまとめを策定することを目標に、引き続き市と緊密に連携を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 そのように緊密にさらに進めていくためにも、予算もさらに組んでいかないと間に合いませんよということを改めて警告しておきます。今のままでは厳しいですよ、皆さん。ですから、普天間飛行場は本当に返してもらいたい。10年で返るのであれば、そこをターゲットにして、計画を立てていく。返されないだろうという考えは間違いですよ。私は返ると信じてますよ。

そこで、次に移らせていただきます。

3の今後、確実に減少していく労働生産人口の県経済や各種行政、社会福祉、社会整備に及ぼす影響等について伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

生産年齢人口の減少は、観光、医療、福祉、運輸、建設などの各分野における労働力の不足による地域経済の活力低下や社会保障システムの維持、地域社会を

支える活動の維持が困難になることなどの影響が懸念されることから、県としましては、このような状況に危機感を持っているところであります。このため県では、沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画において、DX推進による労働生産性の向上や多様な人材の活躍促進、離島地域での定住条件の整備など各種施策を推進することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 じゃ、このような整備をする中で、実際今、離島であり、これから30年後、これは何%減るということで数字まで出ております。皆さん、これを、この数字の勾配を何%抑える目標を持っていますか。事業にただ取り組むだけですか。それを何%抑えるんだと。離島、大変なことになっていますよ。その目標数値は設定しているのか、いないのか。設定しているのであれば、何%、皆さん効果を狙っているか、お答えください。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 離島振興計画におきましては、中・小規模離島の人口減少については、現状の人口を維持することを目標に施策を推進しているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 私が聞いたのは、人口維持ではないですよ。労働生産人口ですよ。これは、離島は皆さん、もう明らかに物すごいピッチで減っていくんですよね。県内でさえもすごいですよ。すごいピッチで20%、39%が減っていくんですよ。それを皆さん、こういう取組をするからには目標を立てて予算を組んでいます。これを何%勾配を、例えば5%の勾配は4%にするんだ、3%にするんだと。そういう目標なしでやっているんですかと。やっているんだっただけに皆さん、修正してください。私はそれが言いたい。修正してください。いかがですか。多分、目標数値はないと思いますよ。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 今、国立社会保障・人口問題研究所で公表されました人口減少の割合、また県でも人口推計をしております、このたび、沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画において、総人口の将来展望を推計しております。それに基づいて、人口の減少を緩やかにするという施策を推進してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 何も企画部長を責めるわけじゃないんですが、気持ちはよく分かります。緩やかにしていきたい、すばらしい表現ですよ。緩やかとは何%ですかと。もっと頑張っていたきたいということをお願いなんです。行政用語ですよ、緩やかにしていきたい、10%も緩やかといえば緩やかですよ。2%も緩やかといえば緩やかです。もうこんな行政用語はいいですと。

さあ、じゃこれからそろそろ本番に入りましょう。まず4番目ですね。

健康おきなわ21（第2次）最終評価報告書を受け、全体目標である平均寿命の延伸、健康寿命の延伸、早世の予防について。

まず(1)、改善に向けた予算について、どのように新年度予算に取り組まれているか伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

今、お示しありました全体目標が3点ありまして、平均寿命の延伸、それから健康寿命の延伸というものについては、延伸をしているんですけれども、3番目の早世の予防というところが、全国よりもかなり悪化しているということがありますので、この早世の予防に向けた事業を新年度は強化をすることとしております。主な事業を申し上げますと、働き盛り世代の健康状態を改善する健康経営という概念がございますが、それを普及啓発する事業に2437万円、そして無関心層を含む多くの県民が主体的に健康づくりに取り組むための情報発信等に3233万円、これは生活習慣病予防対策事業という名称ですが、3233万円。そして、がん検診の検診機関や市町村における検診の精度管理及び受診率向上を図る事業に2746万円等の事業を、令和6年度の主な事業としていただいております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 私は知事に言いたい。これは、知事。本当に沖縄県民の命を守る意識があるか。今、沖縄県民の命、非常に危機に瀕していますよ。基地問題以上に。今部長がおっしゃいました、例えば本当に県民の命を守る意識があるならば、私から言わせると、例えば健康増進計画推進事業です。前年度は2700万ありました。今回1500万になりました。そして、若年がん患者等支援事業、前回ゼロで、今回これついてるわけですよ。なぜそうなったかということです。そして、職場の健康力アップ推進事業、これもいいんですが、前回500万しかないのが2400万だったことは褒めますが、しかしそれでいいですかと。

これで足りるんですかと。そして、生活習慣病予防対策です。前回3500万ありました。今回3200万です。削られているんですよ。増えたんじゃないですよ、皆さん。県民の命を守る意識があるんですかと。知事どう思いますか。県民の命を守らないといけないこの事業、悪化してるんですよ。それを予防策としてやろうとしている部は頑張ってるけど、知事は予算を削る。知事、県民の命どう思うんですか。お伺いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 お答えいたします。

健康おきなわ21（第3次）の全体目標は、第2次計画の最終評価を踏まえるとともに、国の目標値を参考に、専門家などの意見を伺いながら設定をしています。そして、二十歳から64歳の年齢調整死亡率の減少を大きな目標として設定をし、それを実現するために肥満者の割合を減らすなどの中目標、さらに実現するためには、バランスのよい食事を取るなど様々な目標を設定して、各目標、項目、目標値を設定するというようにしています。現在、パブリックコメントを終え、今後県庁内の全部局で構成しております健康長寿おきなわ復活推進本部を経て、令和6年3月、この3月の策定を目指して取り組んでおります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 知事、3月を目指してやっているならば、新年度予算、こんなスズメの涙じゃなくもっと増やしてくださいよ。去年より減になっているんですよ。減になってどうやってこれができるんですか。これが健康推進で、皆さん評価見たら全部悪くなったというのが評価なんです。知事、御存じですか。知事、言ってますけど聞いてますか。評価は部長も分かりますよね。毎年悪くなる一方ですよ。よくなったというのは一つもないですよ。その中で予算が減って、どうしてよくなるんですか。そんなテクニックがあるんですか。予算を減らしてよくなるテクニックがあるんですか。お伺いしましょう。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

先ほど御指摘がありました健康増進計画策定というのは、今知事のほうからございました令和5年度が健康おきなわ21の策定の年ということで、様々な先生方の意見を聞くという会議を持って、いろいろ分析をしたということで、今年度は策定の分だけ予算がかかりましたけれども、次年度以降は推進というところで少し減額をしているという状況でございます。

それから、若年がん患者の支援につきましては、そもそも若年でがんにかかる20代、30代の患者さんの

数はそれほど多くないですので、その方々への支援ということで積算をしたということで、400万というふうな額となっているところをございます。今後の対策につきまして、次年度以降推進をしていくところをございます。特に、健康経営、それから市町村とさらに連携を深めるというふうな重点目標、そして県民の課題である肥満という3つに絞った形で、さらに高齢者の健康も視野に入れて、次年度は保健医療介護部の中で、高齢者の健康づくりも併せて取り組んでいくというふうな形で、効率的に運用していきたいと考えているところです。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 意気込みはよく理解しますよ。効率的に運用して何十年になってますから。30年たってますよ、30年。30年たつて、皆さん直る傾向は一切ない。悪化の一途をたどっているのに、できるわけじゃないですよ、皆さん。予算は減る、病気は増える。どうしてできるんですか。寿命も減ってしまったじゃないですか、皆さん。そこで私は、知事、とても大事なことだと思いますよ。平和外交は否定はしません。しかし知事、我々沖縄県民の命はこのように危機に向かっている。しかし、知事の施策としては、これまでなかったアジア太平洋地域平和連携推進事業、これは少し若干減りましたが、地域外交推進事業、これ去年ありませんでした。5100万ついています。そして、これは知事公室のものですね。次は同じく中身はほとんど変わらないと見ている新・地域間国際交流（協力）推進事業、これも去年ありませんでした。文化観光スポーツ部で3400万ついております。3つ合わすと1億を超えます。中身は文化観光スポーツ、知事公室、何ら変わりはないですよ、私から言わせると。なかった予算をこんなに一挙に増やすよりは、健康推進事業にこれ充てたらどうですかと。県民の命を延命させることができる、健康を維持することができる。私からすると県民の命をないがしろにして、外に出かけて行って、地域外交して、地域外交したのに沖縄県民はみんな上のほうに呼出し食らったらどうするんですか。大変なことになりますよ。知事、これ考え直すべきじゃないですか。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 令和6年度から新しく始まります事業につきましては、そのスタートの年度ということもありまして、予算を配分しているということもありますが、しかし、我々はやはり健康長寿おきなわを復活させるという大きな目標と強い信念を持って取り組むということで、平均寿命の延伸、健康寿命の延

伸、そして一番大きな問題であります働き盛りの方々が亡くなるのを防ごうという早世の予防についてもしっかりと取り組むということで、今その新しい計画、方向性を取りまとめているところであります。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 私も全て読ませていただきましたから、計画を取りまとめていることはよく理解できますよ。30年間、悪くなる一方ですよってば。予算も一緒ですよと。今計画を取りまとめる中で、何が違いますか。それをお答えください。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 第2次計画の最終評価報告書というものを議員も御覧になったということで、死亡率であるとか、あるいは有所見率、検診で異常を指摘される率等については、この10年間であんまり変わっていないというふうな結果となっていますけれども、そのもう少し下の行動の面であるとか、あるいは知識の面。例えば、適正飲酒というふうなアルコールの量を、県民の方はかなり知識としてこの10年間で持つようになったとか、その知識、そしてそれをどうやって行動に結びつけるかというところが今課題というふうに考えていますので、特に会社、あるいは事業所にいらっしゃる方については、健康経営という仕組みを使ってその行動を変容するところに変えていくということを今後取り組んでいきたいというふうに考えています。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 別に取組は否定しませんよ。今のこの取組で、何ら変わっていないですよと。逆に皆さんがやってきたメタボリックであり、肝疾患であり、コレステロールであり、体脂肪であり、これはもう大人にしかなかった習慣病。もう10代、9歳、8歳の子供でも出てるんですよ。皆さん、どうやってこれが改善できるのか。できっこないですよ。そして、死亡率のお話をいたしました。超過死亡増えているんですよ。減ってるんですか、超過死亡は。2020年よりは2021年、2021年よりは2022年、2023年と。確実に増えているんですよ、データを見ると。皆さん、大変なことですよ。皆さん自身が正確な情報をつかまないために、こういうふうに私、安易な考えしていると思います。もっと、沖縄県民の先ほどの労働生産人口、これも危機的状況になっている。水の渇水問題も出ている。健康問題も出ている。今我々沖縄県民、本当に暮らし、経済、生活、命を守るために何をすべきか。国外に行って平和外交、やるなどは言いません。どっちが大事かですよ。どっちが大事か。皆さ

ん重点度を間違えていると私は指摘しておきますよ。これはぜひ部長、もっと知事に言って、予算をもっと取って、今もう大人はいいですよ、治らないから。子供たちから、丁寧に丁寧にさせてください。もう大人は治りっこないですよ。大人に金をかける金額があれば、子供二、三名救えますよ。そのぐらいの意気込みでやってもらいたい、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 先ほど御指摘がありました超過死亡につきましては、沖縄県でも高齢化が進んでいるために、自然に生まれる数よりも、自然に亡くなる——自然減が初めて昨年記録されました。どうしても高齢化の影響で高齢者が増えていくと、死亡する方が増えているというふうなところは少しあるんですけども、そうは申しまして、その下の世代、働き盛り世代は相変わらずほかの県よりも多く亡くなっている状況であります。今議員から御指摘のあった、次の子供たちの世代、次世代については、教育庁と連携して副読本を配布することによって、今の沖縄の現状を子供たちに直接知らせるといふようなことを行っていますが、今後も健康長寿おきなわ復活推進本部、全部局で構成する中で、教育庁としっかり連携をして子供たちの健康が改善するような取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 また6月に改選されてこちらに来たら、しっかりとまた議論したいと思っております。

その子供たちの健康を守る意味で、5番目、知事公約の学校給食費の無償化はいつまでに実現するか、教育長、伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

学校給食費無償化につきましては、保護者、市町村の意見を丁寧に把握することは重要であることから、今年度保護者を対象に実施したアンケートや市町村との意見交換を基に、現在、予算規模、実施方法等について様々な視点から検討を行っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時13分休憩

午後5時13分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○半嶺 満 教育長 申し訳ございません。今具体的にその検討内容については申し上げられる段階ではございませんが、やはり教育委員会としては、どのよう

な制度でスタートするのか、これが重要だというふうな考えておりますので、その実施方法等について今、鋭意検討しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 教育長、いい案を与えましょうか。全額無料にして、怒る県民いると思いますか。みんな喜びますよ。全額無料にしてごらん。怒る県民がいるから困るんですか。そのように聞こえますよ。いかがですか。検討する必要なんかないと思っております。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 今、財源のお話でありますけれども、やはり教育委員会としましては、持続可能な制度でスタートする、それが重要であるというふうな考えておまして、その視点で今、様々な他県や市町村の状況もございまして、その状況を分析しながら検討を行っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 私、本当に教育長は苦しいだろうなと思っております。これ知事公約の美辞麗句を広げた大きな責務だと思います。財源を考えずにやってしまった。しかし県民はそれを期待している。それで、教育長もいつになってもこれが実現できない。やっぱり真実を出すべきですよ。みんな期待していますよ。期待していますよ。本当にできるのかできないのか、どこまでできるのか。あまりにも時間かかり過ぎますよ。みんなもうとっくに卒業してますよ。教育長、頑張って知事にもう明確に言った方がいいですよ。知事にも責任取ってもらった方がいいですよ。できるものはできる、できないのはできない。これは大事ですよ。

ちょっと休憩してください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○又吉 清義 議員 最後に代表質問、島尻忠明議員の大きい3の(3)、渇水対策の状況についてお伺いたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時16分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

令和5年9月以降の小雨傾向によりダムの貯水率は例年を大きく下回っていることから、1月13日に海水淡水化施設をフル稼働させ、2月11日に嘉手納井

戸群のうちP F O S等濃度の低い井戸及び天願川からの取水を再開しました。また、市町村等へ節水の呼びかけや横断幕などの設置、チラシの配布、ホームページでの節水広報のほか、知事が定例記者会見や2月議会冒頭で節水の呼びかけを行っております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 節水の呼びかけをしたのは私もよく分かります。その中でぜひ皆さんにさらに強くお願いしたい。渇水対策について、県民への周知があまり進んでいないと私は思っております。なぜかというところ、現在のダム貯水率であと何か月もつのか、県民にはっきりと私は周知すべきだと思います。新聞にもちらっと載っております。ほとんどの方々は、今のピッチでダムの貯水率が減少していくと、あと何か月もつか知らないと思っておりますよ。今の貯水率で、今のペースでいくとあと何か月もちますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 ダムの貯水率がゼロになる時期を試算することは可能でございますけれども、今後の天候など不確定な点があることから、予断を持ってお示しすることは差し控えたいと思っております。なお、今後も小雨傾向が継続した場合、3月上旬にはダムの貯水率が40%を割り込み、給水制限なども検討せざるを得ない非常事態となることから、市町村等への呼びかけやホームページでの節水広報、チラシの配布、横断幕などの設置など、節水の取組を行っているところでございます。今後は関係部局と連携し、テレビやラジオなどを活用した広報や街頭キャンペーンなど、節水について県民への周知をさらに強化してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 ですから、40%台のダムの貯水率、一月に10%ずつ減っております。ですから、万が一雨が降らなければ、4か月後に水はないですよ、皆さん。県民そんな意識ないですよ。大変なことになりますよ。4か月後は真夏ですよ、真夏。みんな干からびてしまいますよ。ですから、みんなで努力して、これ乗り切りましょうと。雨が降るか降らないか分からない、そういった状況ですよ。ですから皆さんにぜひお願いしたい。予算を組んでいただきたいのが、既存の簡易水道、各家庭に昔からある井戸等に補助金を出して整備、水質調査を行い、飲料水または生活用水として活用できるようにするべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

家庭用の井戸等への補助についてでございますが、井戸水を飲料水として活用する場合は、地下水の汚染状況の把握、それから対策を行うなど市町村等の関係機関と十分に調整し、体制を整備する必要があります。

県としましては、節水の協力と併せて利用可能な井戸水については、まずトイレ等の生活用水としての活用を促すというふうなことを考えており、事業主体者である市町村とも意見交換をしていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 又吉清義議員。

○又吉 清義 議員 ですから今、飲めるようにする浄水器も非常にいいのが、優れたのがあります。そういうのも活用しながら、そして大事なものは生活用水。トイレであり、洗濯水であり、整備すれば使えるようであれば、そういうものを市町村と相提携して、予備費も5億あります、皆さん。私は若干でもいいですから出してやるべきだと思いますよ、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 水道事業体市町村としっかりと意見交換をしていきたいと思っております。

○又吉 清義 議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 それでは、本日最後でございますが、よろしく申し上げます。

まず、知事の政治姿勢からであります。

国土防衛と大規模災害対策について、県民を守る立場から沖縄県の役割と責任及び自衛隊や米軍との信頼関係構築に向けた取組を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

まず、我が国の防衛につきましては、地方自治法第1条の2第2項において、国が本来果たすべき役割として、「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」が規定されており、具体的には、外交、防衛等とされております。また、大規模災害対策については、災害対策基本法第4条で、県は防災計画を作成して、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の総合調整を行う責務を有するとされております。なお、米軍や自衛隊との信頼関係構築は、大変重要と考えていることから、知事から担当職員に至る各レベルにおいて、様々な機会を捉えて意見交換を行っているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一議員 知事に確認します。

あらゆる災害が今頻発している状況の中で、この災害対策基本法というのは、非常に重要であるものに間違いありませんが、防衛問題もこの災害対策の中の一つとして同意義に捉えることが必要であるという認識はないですか。

○赤嶺 昇議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 まず、自衛隊につきましては、県としては多くの離島を抱える本県において、豚熱、あるいは新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、離島患者空輸、不発弾処理や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献していただいていると考えております。また、県を含む我が国が独立国として、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で、平和と安定は不可欠であることから、専守防衛のための最低限の自衛力は必要であるというふうに考えておるところでございます。一方、沖縄の基地負担の軽減は、やはり米軍と自衛隊を併せて考える必要があると考えております。また、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張により抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないというふうに考えております。

○赤嶺 昇議長 座波 一議員。

○座波 一議員 これは知事に答えるべきことを聞いているんですよ。公室長が、抑止力が多いとか少ないとかいう問題じゃないんですね。これは、防衛力の問題を規定された自治事務は明確にはないけれども、災害対策基本法でこういうのを同意義として理解する必要があるということを、今認めないと、知事は防衛等に対応できないんですよ。そういう問題を認識すべきじゃないかという問題なんです。

○赤嶺 昇議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今、議員御指摘の点について、私は否定したことはございません。

○赤嶺 昇議長 座波 一議員。

○座波 一議員 先ほど、国土防衛は国の存立に関わる問題だから、国の問題だと言いましたよね。それでは駄目なんです。じゃ、県には何の義務もないということになってくる、そういうことになりませんか。

○赤嶺 昇議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 例えば、国民保護につきましては、当然、国と市町村と連携して県も取り組むこととなっているというところでございます。

○赤嶺 昇議長 座波 一議員。

○座波 一議員 災害対策基本法の3条から6条までには、国民の生命と財産を守るために、国、都道府県、市町村、住民の責務がうたわれているということなんです。そこは自覚できないのかということですよ。

○赤嶺 昇議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 国民の保護においては、やはり沖縄県も、県民の生命財産を守るという点で計画をつくり、それに取り組むという責務は当然でございます。しかしそれは、いわゆる国土の防衛という、その国が執り行う防衛や外交とはまた色合いが違うというように考えられると思います。

○赤嶺 昇議長 座波 一議員。

○座波 一議員 その災害と国土防衛を切り離すべきではない。もうこれ同意義に見るべきであるということを私は指摘したいと思っております。南北400キロ、東西1000キロに及ぶ日本一広大な海域の中にある沖縄県。全てそこに脆弱な状態があるわけですから、当然、沖縄県は、それを一番に考えるべきだと考えています。いかがですか。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時27分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほど御説明しました災害対策基本法につきましては、自然災害を対象とするものでございます。それとはまた別に、国民保護法というのがございまして、それについても県の役割というのがうたわれているところでございます。そこにつきましては、国と県、市町村で連携して取り組むこととしております。

以上です。

○赤嶺 昇議長 座波 一議員。

○座波 一議員 私は、この災害対策基本法から防衛力を切り離すべきではないと思いますから、そこはしっかり後ほど検証したほうが、考えてもいいと思いますよ。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時28分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

○座波 一議員 普天間基地移設後の嘉手納以南の跡地利用計画は、沖縄県全体の振興発展に極めて重

要であります、知事は国と連携し取り組むべきではないか伺います。また、名護市久辺3区に対する条件整理や振興策は国に委ねているのかを伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県では、関係市町村とともに中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定し、広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用となるように取り組んでおります。中でも重要な骨格的な道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入及び大規模公園の整備については、国家プロジェクトとしての位置づけを想定しており、その実現に向けて、引き続き、関係市町村と共に国と緊密に連携してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 久辺3区の条件整理や振興策の部分についてお答えいたします。

地域の振興については、国、県、市の適切な役割分担の下で行われるべきと考えております。

県としては、昨年5月の久辺3区の代表の皆様と知事との意見交換で要望のあった県道13号線の整備事業や農業集落排水事業等については、既に着手しており、引き続きこれらの生活環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 先ほどの又吉議員との議論がありましたから、もう細かくは聞きませんが、もう今、答弁で言っていることと行動していることに、何か矛盾を感じるんですね。これだけの大プロジェクトでありながら、沖縄県は現実的な振興策として、本当に取り組んでいるのかと非常に疑問が湧いてきます。そのようにしか県民には感じられない。そこにはやはり、辺野古はいまだ、まだ着工しないと、大丈夫じゃないかと、普天間の返還はないんじゃないかと。そのような考えにあるんじゃないかと思っっているんですが。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時31分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去につきましては、喫緊の課題と伺いますか、一日も早い危険性の除去、県外・国外移設、早期閉鎖・返還については、大変重要と考

えております。今月の防衛大臣に対する要請の際にも、一番最初にそれを申し上げたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 辺野古の進捗にかかわらず、普天間は移設するものだという前提で、この事業はしっかりと国と連携して取り組むべきものだというところで確認したいと思いますが、それでよろしいですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 これまで沖縄県は、辺野古移設では普天間基地の一日も早い危険性の除去にはつながらないことから、早期にその運用の停止を米軍に求め、県外・国外へ移転をし、閉鎖・返還を早期にやっていただきたいということは、国のほうにも要請を申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 沖縄県民が本当に夢を託すようなプロジェクトが待っているわけですね、嘉手納以南が返還されるということ。そういう夢を持つ沖縄県にもしなければならぬということを申し上げたい。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○座波 一 議員 水道料金値上げや老朽インフラ整備予算不足等、一括交付金に過度に依存した企業局の財政の在り方は、県民に命の水を安定的に供給する公共事業として疑問であります。企業局の経営支援について、知事の考え方を伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公保健医療部長 お答えいたします。

企業局への経営支援について、水道は県民生活や産業活動を支える重要なライフラインの一つであり、県内大部分の用水供給を担っている県企業局の経営の安定化を図ることは、県民サービスの維持・向上の観点からも必要であると考えております。

そのため、県では、令和5年度に電力価格高騰の影響による電気料金の増額分に対し補助を行うとともに、令和6年度は建設改良事業に必要な貸付金30億円を当初予算案に計上したところでございます。今後とも県企業局への必要な対応について検討してまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 代表質問からも問題になってい

ますこのハード交付金の減額が始まった頃からですよ、平成29年以前からも、この水道料金の値上げっていうのは懸念していたはずなんです。さらにまた老朽管路の整備の必要性も十分に予測していたはずなんですけれども、なぜかそういった予算措置をせずに、ハード交付金頼みにしているという県の姿勢、企業局の姿勢が今問われているんです。そうじゃないですか。それで、このハード交付金の影響があるということなんですけど、その考え方。例えば、公営企業法でいうと、民間でいうこの減価償却に値するものを引当金という、計画的に積み立てないんですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 今、議員御指摘の減価償却については、企業局でも考慮の上、予算編成を行っております。

○座波 一 議員 予算編成しているんだっただけあるんじゃないですか。

○松田 了 企業局長 その上で、施設の更新等に必要コストが大幅に増加し、さらに電気料金の急激な上昇などによりまして経営状況が悪化し、このままでは令和7年度の企業債償還金を確保できなくなるおそれがあることから、今般の料金改定を行ったものでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 他県では、しっかりと計画的に財政を、計画を立てている。今言った減価償却を想定した積立てをやっているところもあるわけですよ。だから、そういうふうに積み立てていけば、しっかり計画的に対応できる。しかしながら、沖縄県の場合は、ハード交付金が減額されたからできない、あるいは値上げをしたというような根拠にしている。今後の沖縄県の水道行政、これでいいんでしょうか。企業局や保健医療部は、それでいいんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企業局長。

○松田 了 企業局長 地方公営企業であります沖縄県企業局が財源を確保する方法は、主として3つございます。1つ目がハード交付金など国からの補助、それから料金収入、それから企業債の発行という、この3つの方法でございます。県からの補助につきましては、地方公営企業法第17条の2及び17条の3に基づいて、総務省からの通知により補助ができることになってございますけれども、その場合は災害その他特

別な理由がある場合に限定されておまして、いわゆる単なる赤字の補填についての県からの補助は認められないという状況でございます。また、令和3年度末時点の企業債の残高は約580億円で、全国平均の2.5倍以上あり、これ以上企業債を発行することは後年度負担の増加を招くことから、適切ではないと考えてございます。そのため、ハード交付金など国からの補助により所要額を措置していただきたいと考えているところでございますけれども、減額が続いており、今般、財源を確保するため料金の改定を行ったものでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 水道行政は、公共サービスの最たるものです。これを知事部局が補填できない、これは法律上そうかもしれないけれども、その方法を取らなければ、手法はあるはずなんです。そういうものを確立しておかなければ、このハード交付金だけを頼りにした水道行政でも今後あり得ないんじゃないですか。どうなんですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 沖縄振興特別措置法に基づきまして、ハード交付金制度が成立——制度設計されているものというふうに考えてございます。

企業局としましては、沖縄の4つの特殊性を踏まえて、そのような制度が整備されているという状況も踏まえまして、今の私どもの財政状況等についてより適切に、丁寧に国のほうに説明をいたしまして、必要な所要額を措置していただけるように今後も努力してまいります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 だから、こういうケースになることは想像できていたわけですよ。だから、そういったものを計画的にやりながら、そういうことが見えてくる。しかし、沖縄の制度が一括交付金の中のハード交付金でしかできないっていうことも分かっている。じゃ、その制度をどうにかしてくれと、そのときに言うべきなんです。ハード交付金を集中的に配分した時代もあったでしょう、都市モノレールに。知事、そういうことができるんですよ。できるときはあんなことをやっていながら、少なくなってこんな状態になったからハード交付金ができなかったと。いいかげんにするんじゃないよね、これね。やったでしょう、配分は。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 近年の施設建設コストの大幅な上昇によりまして、これまでの費用では施設の整備

費が賄えなくなったという背景が前提にはございません。

そういう状況を踏まえまして、私どもとしましては、国のハード交付金の増額をお願いしてございましたけれども、なかなかそれが認められていなかったという状況がございます。この点については、私どもの説明のやり方が不十分であったという点もあるかと思ひまして、今後、そういった点は改善していく必要があるのではないかというふうに考えている次第でございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 ですから、ハード交付金に対する考え方が全く不十分だったわけですよ。そういうことで、今後の水道行政、大変危惧されますからということを描いて、次に移ります。

次に、離島振興の足かせは狭隘な港や空港であります。国は災害や防衛に寄与する民生事業として、特定拠点空港・港湾整備方針を示したが、知事は、防衛力強化を理由に拒否しています。知事の政治的事情で、離島振興を犠牲にすることになるが、知事の考え方を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 政府の説明によりますと、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことでありました。現時点において、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き国に対し確認を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 国は、まだ財源がどこから出るかも決めていないんですよ。そしてまた、沖縄に対して、振興予算の中で措置するとも決めていない。それなのに、何で勝手にそうやって決めて、しかも防衛力は攻撃の拠点になると断りの方向しか考え切れないのか。どうして前向きにこれを活用しようと考えないんですか。知事。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほども土木建築部長から答弁をさせていただきました。現時点においては、そのいわゆる予算をどういう形で積み上げるのか、あるいは別枠で置くのかという、そのような予算の説明ですとか、あるいはこの整備後の運用について、今質問のやり取りをさせていただきながら、まだそれが十分では

ないということで、国に対して確認を行っているという状況であります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 あのですね、それはもう積極的に情報を取って、積極的に理解すべきなんですよ。県知事が、この今の理解不足が、離島の振興を阻害することになるんですよ。せつかくのチャンスを失いかねないと言っているんですよ。これがなくて、どういふめどがあるんですか。先島の狭隘な離島や空港の整備。めどあるんですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 島嶼県である本県におきまして、港湾や空港などの整備は非常に重要であると考えております。今後ともこの需要予測等、将来需要などを踏まえながら、その整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 沖縄県の知事なら、何が何でも離島を振興するために、離島やこの空港を整備したい。予算のつき方は後からでもいいから、とにかくこれまっしぐらに向かうべきですよ。予算をどうにかしたいんだったら我々自民党もこれ、本当に協力しますよ、できるように。そういうことを一緒にやろうと言っているんですよ。それできませんか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 ぜひ離島振興については、私は党派の別なくしっかりと取り組むべきであるというように考えておりますので、ぜひとも県に対して、その適切な情報をしっかりと渡してほしいということも要望していただければと思います。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 じゃ一緒に情報を共有して、一緒に取り組んでいきましょうということでもいいですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 よく分析を行って取り組んでいきたいと思ひます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 次に、県土の均衡発展について、(1)を飛ばして、(2)の南部東道路の全線開通が大幅に遅れ、知念半島方面への延伸も調査区間のままであります。知念半島周辺は海拔10メートル以下に1万4000人が暮らしており、道路事情は脆弱であります。能登半島災害の教訓から、半島災害に備えた道路網整備が急務ではありますが、南部東道路の延伸を見据えた県の取組を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 南部東道路については、現在那覇空港自動車道との直接連結を起点とし、南城市玉城字垣花を結ぶ延長約7.4キロメートルの区間で整備を推進しているところであります。事業中の区間については、緊急輸送道路に指定されていることから、引き続き南城市と連携を図りながら、早期供用に向け取り組んでまいります。

事業区間の延伸については、現在事業中区間の整備を推進しつつ、調査検討を進めることとしております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 だから、調査区間のまま延伸は全く進んでないんですよ。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 現在、事業中区間の整備を推進しながら、今後の事業化については検討していきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 全く進んでないということなんです。だから心配しているんですよ。南部東道路のこの本線は大分遅れているながら、さらに知念半島はもう横断道のない半島なんです。国道331号でぐるっと回っているだけの、本当に脆弱な道路。これを何とかしてほしいと言っているわけですから、南城市は今度国へ直接要請する行動を取ります。これを私どもは今進めておりますが、県はどのようにそれを思いますか、捉えますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 南部東道路の整備推進につきましては、これまで同様、南城市と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 連携取るということでよろしいですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 整備推進に当たりましては、南城市と連携して取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 畜産業の危機に対する県独自の支援策についてです。

コロナに続き、飼料高騰は畜産農家の存続問題となっています。県は早急に現状を把握して、短期的な救済措置と中期的な支援策を講じるべきであります。沖縄県の食料を支えてきた畜産農家の減少を止めな

ければならない。沖縄県の食料自給率向上の観点からも、ちゅうちよする問題ではありません。県の考え方を伺います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

近年の飼料価格高騰により、県内の畜産農家は厳しい経営状況にあります。そのため県では、畜産農家の経営安定を図るため、緊急的に配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を令和4年度より実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。また、中長期的な支援として、畜産担い手育成総合整備事業により、草地の整備改良や造成を行い、粗飼料自給率の向上に取り組んでいるところであります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 もうこの問題につきましては、私も何度も質問して、そして島袋会派長も非常に力を込めて畜産支援を訴えている。それだけ危機なんですよ。県が、現場を知らなさ過ぎる。現場の声をもっと聞かんといかぬ。現場にもっと足を運ばないといけないということなんです。今本当にもう、どんどんこの廃業が増えてますよ。今、宮古島では酪農家ももうなくなったって言うじゃないですか。沖縄県の子供たちに、新鮮な牛乳を与えるために目標を設定してやってきたのが酪農家なんですよ。それを全部達成したんです。それがまた崩れてきた。それを守ろうとするのが沖縄県の仕事ですよ、もう今からは。そうじゃないですか。だからこの現場をもっと知る努力をしなければならない。緊急的な措置が必要ですよということです。県知事、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時51分休憩

午後5時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 畜産経営の経営安定を図るため、緊急的に配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助をしているところであります。あわせて、組合とか生産者団体、そして市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。そしてまた、意見交換会等を定期的に開催させてもらっているところであります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 もうやることは大体分かってるんですよ、決まってるんですよ。飼料の自給化、価格の安定化、し尿処理の負担軽減、畜舎施設の強靱化

など。やるべきことは分かっているんです。それをいかにやるか。今朝の新聞では、JAは支援を1億2000万かな、決定してますよね。だからこのように、現場を見て、現場に必要な金額を、この緊急的に措置するものが何であるか、そういったものを見極めながら効果的な対策を取れと言っているわけです。それは今しかできない、今やらなければいけない。そういうことを感じてますか、部長。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 畜産業に対する県独自の支援としまして、令和4年度及び令和5年度の補正予算において、総額約33億円を措置し、飼料高騰対策や子牛価格安定対策等を実施しております。また、飼料価格の高止まりが続いているため、配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を継続的に実施することとし、令和6年度当初予算案に約3億2000万円を計上しているところであります。

県としましては、引き続き生産者や関係団体等と連携し、生産者の経営安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 ぜひ、現場に入ってください。

お願いします。

4、県民の足となる公共交通の在り方について。

(1)、南北縦断鉄軌道は事業化のめどが立たず、都市モノレールの延長計画もないまま県は新たな公共交通システムの構築を模索しています。公共交通の社会的責任は、県民の生きる権利に影響し、県民は未来の鉄軌道より明日の足が欲しいのであります。沖縄県は今こそ短期的に実現性の高い交通政策を実行するべきであり、そのために在来のバスやタクシー等の交通機関を活用して取り組むべきであります。県の方針を伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県では、バスやタクシーを最大限活用し、県民の生活の足を確保したいと考えております。そのため、バス、タクシー事業者の喫緊の課題である運転手不足への対応として、二種免許取得に対する支援等を実施しております。加えて、基幹急行バスの拡充や地域のコミュニティバス等の接続性を高めるなど、公共交通の利便性向上に取り組み、利用者増加を図ることで公

共交通の確保・維持に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 いろいろ取り組んでいるとは言っても、負のスパイラルからは脱却できてないというのが現実ですよね。ですので、公共交通に対する発想をもう変えなければいけない。もう公共交通は社会インフラであり、場合によっては採算制だけにとらわれては、これは駄目です。むしろ継続できない。福祉として、あるいは経済全体のための公共サービスとして位置づけなければ、これ継続できないですよ。先進自治体がそうでした。むしろこれ採算制にとらわれたら継続しませんとはっきり言ってましたよ。ですから、県全体への公共投資として考えて、発想の転換をして、取り組む。負のスパイラルを改善する方法はこれしかないんじゃないですか、部長。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 公共交通を公共サービスと位置づけた場合には、税金の投入ということになります。仮に、公共交通を公共サービスとして位置づけた場合、多額の税負担が必要なため、県民の理解をはじめ受益者や市町村負担の考え方などの課題に対して丁寧に進める必要があると考えております。

県としましては、まずは県民が利用することが公共交通への最大の支援につながると考えており、県民が路線バスを無料で乗車体験できる事業を提案し、利用者を増加させることで公共交通の確保・維持に努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 だから、公共交通は県民最大の課題ですよ。だから税を投入するのは仕方ないです。それぐらいの覚悟を持って、全ての投資の対象のために、公共投資のためにという観点を持たなければいけないんじゃないかというのが私の指摘なんですよ。そういうことをよろしくお願いしたい。知事はその辺どう考えていますか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 当然、県としましてもこの鉄軌道の実現に向けて、さらに政府に対しての要請を重ねていきたいと思いますが、その一方で基幹急行バスの運行、あるいは市町村や広域で走っていただいているコミュニティバスと連携をさせていくということに対して、さらに様々な検討ができないかということも含めてこの県民の足、地域の足を確保することで、しっかりと取り組んでいきたいと思

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 知事とだんだん意見が合ってきてうれしく思います。

次5番、沖縄県の国際人材育成事業の縮小化についてであります。

(1)、国際人材育成事業における派遣人員募集が2023年、2024年の年度途中で当初予定人数の半分以上に縮小されました。国際人材の育成は沖縄県の重要な施策と位置づけられ、海外留学者の実績も出ており、海外留学に託した若者の夢を断ってはなりません。なぜ、当初予算で計画した人員を半分以上に縮小したのかを伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材の育成を図るため、国際性に富む人材育成留学事業において、アジア太平洋、欧米、中南米等への長期留学を実施しているところであります。2023年、2024年度の派遣につきましては、世界的な物価高騰や円安の影響で現地受入れに係る費用や旅費等が高騰したことなどにより、派遣人数を縮小し実施をしているところでございます。

県教育委員会としましては、引き続き、国際性に対応できるグローバル人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 ちょっと教育長、歯切れが悪いんじゃないですか。何、理由が、円安とか物価高騰が原因と言っていますが、それならほかにも事業たくさんありますが、ほかの事業縮小してますか。それが原因で、年度途中で。特にワシントンの事務所経費とか、知事の外交費なんていうのは、そういった状況の中で満額計上しているんでしょう。そういう決めたことを年度途中で半分に減らすというのは、おかしいんじゃないのかと言ってるんですよ。こんなことがあり得ますか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 当初は、やはり我々も計画を立てながら実施を進めているところでありますけれども、今繰り返し申し上げましたとおり、この物価高騰の影響等そういったことも考慮いたしまして、またやはり22年度、特に23年度はコロナの影響もまだ残っているということもありましたし、海外の情勢等非常に厳しい状況もありましたので、その辺も考慮しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 県民からは、不祥事が続いた補助金申請ミスや業務上の手続ミスが影響してるのではないとか、もういろんな声が来るわけですね。本当にこれおかしいんだよということを言われています。ですから、これは単に円安とか、物価高の問題で処理するという話はおかしな話ですよということです。あつてはいけないことなんだということを、本当はもうこれ非を認めるべき事態ですよ。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 この事業の縮小につきましては、先ほど申し上げましたとおり、世界的な物価高騰——繰り返しになりますが、また海外情勢等、その辺が原因で今の状況になっているということでございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 知事も国際人材を育成することが沖縄の今後の道だと言っていますので、それがこんなじゃもう本当に残念ですよ。よろしく願います。

次に6、違法なオンラインカジノから若者を守るための施策についてであります。

発信拠点が外国にあるオンラインカジノは、規制法がなく、若者が容易に利用しやすく国内で約200万人が利用しています。県内の若者でも被害者が増えており、ギャンブル依存症が多いとされる沖縄県は県民に警鐘を鳴らし、国に法的対策を求めるべきではないか伺います。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

オンラインカジノにつきましては、インターネット上で簡単にアクセスができ、違法性を認識せずに利用できることから、多額の借金やギャンブル依存症等を引き起こすなど深刻な問題であると認識しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、ホームページ上でのオンラインカジノの違法性等に関する注意喚起を行うとともに、消費者教育の一環として行っている学校等への出前講座やSNS等の活用によりまして、被害に遭いやすい若年者に対する効果的な周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

○座波 一 議員 オンラインカジノが違法であるといっても、子供や若者たちはオンラインカジノって何なのか。あるいは、何が問題なのかというようなレ

ベルかもしれません。ですから、こういったものが普通に家庭でできるような状況に今あるわけですから、本当にこの子供たちに分かりやすく、オンラインカジノというのがこういうふうに来てると。こういうふうには私たちの周りにはあるんだよということを分からせるような学校での教育、そういった教え方が今必要だと。それぐらいのレベルまで落とさないと、これ恐ろしいことになると言われてるんですよ。ですから今、警鐘を鳴らすべきだということを言っていますが、そこを考えられませんか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時4分休憩

午後6時4分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

オンラインカジノにつきましては、消費者庁のホームページにおきましても、「日本国内ではオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です!」というようなことを掲示をしておきまして、周知を図っているところでございます。また、県内の学校や地域に対しまして、消費者教育に関する出前講座も実施しているところでございます。その中で、オンラインカジノに関する注意喚起等にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 先ほど飛ばしましたところに戻りますね。

2、県土の均衡発展についての(1)、沖縄本島東海岸地域と南部地域のインフラ整備は西側や北部地域に比べ明らかに遅れています。中城湾港と那覇港を結ぶ物流道路や那覇空港とMICE施設を結ぶ幹線道路の整備は、沖縄県はしご道路整備計画に位置づけられているか伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

中城湾港と那覇港を結ぶ主な道路は、重要物流道路の沖縄自動車道や国道330号、県道宜野湾北中城線です。現在、中城湾港と那覇港の連携強化等に寄与する池武当インターチェンジの整備に取り組んでいるところであります。那覇空港とMICE施設を結ぶ主な道路は、国において整備を行っている国道329号南風原バイパス、与那原バイパスや那覇空港自動車道です。これらの道路は、はしご道路に位置づけられており、引き続き、国と連携しハシゴ道路ネット

ワークの構築に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 東側の中城湾や金武湾は、年間を通じて静穏度の高い、非常に良港であります。そして、物流や燃料備蓄、ヨットハーバーにも適した非常にポテンシャルが高い、ある意味、西側以上なんです。照屋副知事の出身地である与那原のこの東海岸もMICE施設の整備と連動して、政策的にそこら辺の基点を結びつけるような政策が今必要であるということをお願いするために言っているんですが、そこら辺の政策的な判断でそれを政策につなげるということはいかがなですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 自動車への依存が高い本県におきまして、市街地が連担する本島中南部地域では、慢性的な渋滞が発生している状況でありまして、道路整備が追いついていないという状況でございます。このため、体系的な道路ネットワークの構築を基本施策としまして、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでいるところでございます。引き続き、本県の道路整備や渋滞対策に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 とにかく東海岸の問題、これは政策的に太い政策を打ち込んでほしい。副知事、知事、いかがですか。MICEはもう決まる。そしてまた道路整備がそこにまだちゃんとできていない。そこに決定的なこの骨太の政策が打ち込まれていない気がするんですよ、いかがですか。そこをやってほしい。部長じゃなくて、副知事、知事に。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 中城湾港と那覇港、那覇空港とMICEを結節する道路の実現につきましては、私が建設業協会の会長をしているときに提起したというふうなこともありまして、その後も大変注視しているテーマであります。産業道路というふうな位置づけもありますし、また自然災害の緊急時に、新しく――その東海岸側、西海岸側が壊滅したときにやっぱり生かされる道路と、東海岸というふうなニーズもあるわけでありまして、MICEエリアというふうな意味でも、東海岸沿いの発展につながっていくというような意味でも、大変有意義だろうというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 東海岸議員連盟の会長として、最後のお願いにならないように頑張ってまた戻ってき

ますから、ぜひとも東海岸を次の沖縄の発展のばねに
しましょう。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 以上で、本日の一般質問及び議案
に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

副 議 長 照 屋 守 之

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年2月28日

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和6年2月28日（水曜日）午前10時開議

議事日程第6号

令和6年2月28日（水曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

- 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和6年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和6年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和6年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）
- 甲第26号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第2号）
- 甲第28号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）

- 甲第32号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第33号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 甲第34号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第37号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 甲第38号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例
- 乙第14号議案 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 乙第15号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 乙第27号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第28号議案 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例
- 乙第29号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例
- 乙第30号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

- 乙第31号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第34号議案 財産の処分について
 乙第35号議案 訴えの提起について
 乙第36号議案 訴えの提起について
 乙第37号議案 訴えの提起について
 乙第38号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第39号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第40号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第41号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第42号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第43号議案 専決処分の承認について

出席議員 (47名)

44番	赤嶺昇	議長	24番	玉城武光	議員
30番	照屋守之	副議長	25番	比嘉瑞己	議員
1番	島袋恵祐	議員	26番	平良昭一	議員
2番	喜友名智子	議員	27番	仲村未央	議員
3番	國仲昌二	議員	28番	照屋大河	議員
4番	玉城健一郎	議員	29番	山内末子	議員
5番	上里善清	議員	31番	西銘啓史郎	議員
6番	大城憲幸	議員	32番	座波一	議員
7番	上原章	議員	33番	大浜一郎	議員
8番	小渡良太郎	議員	34番	呉屋宏	議員
9番	新垣淑豊	議員	35番	花城大輔	議員
10番	島尻忠明	議員	36番	又吉清義	議員
11番	仲里全孝	議員	37番	玉城ノブ子	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	38番	西銘純恵	議員
14番	次呂久成崇	議員	39番	渡久地修	議員
15番	新垣光荣	議員	40番	仲宗根悟	議員
16番	山里将雄	議員	41番	崎山嗣幸	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員
23番	仲村家治	議員			

欠席議員 (1名)

12番 上原快佐 議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城 デニー 知事 池田 竹州 副知事
 照屋 義実 副知事 島袋 芳敬 政策調整監

溜 政 仁 知 事 公 室 長
 宮 城 力 総 務 部 長
 金 城 敦 企 画 部 長
 多良間 一 弘 環 境 部 長
 宮 平 道 子 子 ども 生 活 福 祉 部 長
 糸 数 公 保 健 医 療 部 長
 前 門 尚 美 農 林 水 産 部 長
 松 永 享 商 工 労 働 部 長
 宮 城 嗣 吉 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長
 前 川 智 宏 土 木 建 築 部 長

松 田 了 企 業 局 長
 本 竹 秀 光 病 院 事 業 局 長
 名 渡 山 晶 子 会 計 管 理 者
 金 城 康 司 総 務 部 財 政 統 括 監
 半 嶺 満 教 育 長
 鎌 谷 陽 之 警 察 本 部 長
 下 地 誠 労 働 委 員 会 事 務 局 長
 茂 太 強 人 事 委 員 会 事 務 局 長
 安 慶 名 均 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子 議 会 事 務 局 長 補 佐
 前 田 敦 次 長 幹
 中 村 守 議 事 課 長 任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 おはようございます。

それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

まず、2番から入っていききたいと思います。

首里城についてということで、まず、首里城周辺のオーバーツーリズム対策についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

首里城が焼失する前は、周辺の住民の方々から交通混雑で困っていたということが挙げられておりました。正殿が令和8年に再建されますけれども、その後はまた火災の前のようになるのではないかと懸念の声が、まだ地元のほうからもありますので、その確認をさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

県では、暮らしと観光の両立したまちづくりを目指

し、首里杜地区まちづくり推進協議会において地区交通について地域の方々と検討会を重ねております。コロナ禍前、首里城公園に一度に多くの大型観光バスが来園した際、周辺道路において渋滞が発生することがありました。そのため昨年7月より首里城公園駐車場で大型バスの予約制を試験的に導入したところであります。その後大型バスによる渋滞は発生しておらず、成果が出ているものと認識をしております。引き続き、周辺道路の渋滞対策について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 今部長から予約制というお話がありました。例えば観光事業者の方から飛行機の離発着の都合とか、また交通渋滞に巻き込まれて観光バスがその時間に間に合わないという際には、周辺に路上駐車するのではないかとというようなお話も伺っております。そういったときには、逆にその予約制が交通渋滞を引き起こすのではないかとというようなお話もありますけれども、こういった懸念を払拭できる計画というものは、今後あるのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 駐車場の運用の在り方につきましては、今試行を行っているところでございます。議員御指摘の課題につきましては、この試行の中で問題点があれば課題を抽出し、対策を検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

あと今、観光庁がたしかオーバーツーリズム対策の

事業を行っていると思いますけれども、その点については何か沖縄県としての取組をなさる予定はあるんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 観光庁のオーバーツーリズム未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業については、応募をしている状況でございまして、そういった事業の適用も視野に入れながら駐車場の適切な管理、また分散、平準化などを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 駐車場の分散、平準化ということですが、周辺の駐車場、コインパーキングとか有料駐車場に誘導するというものもあるかと思うんですが、この内容というのは具体的にどういったものを考えていらっしゃるか教えてください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 まずは駐車場予約システムを本格運用することによりまして、駐車場の空・満情報の発信、また民間の駐車場との連携について取り組みまして、観光客の受入れの環境整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 これは首里城内だけでしょうか。周辺の有料駐車場にも適用されるんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 周辺の民間駐車場との連携を視野に入れて考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

ぜひそこはしっかりと進めていただきまして、周辺の住民の生活というものが安心・安全に行えるように取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、令和8年の正殿完成に合わせて施設整備、いろいろあると思いますけれども、これ以外に、例えば首里城の正殿の再建についてのお祝いとか、こういったものの事業予定を県として行うということについてお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県では、令和4年の正殿復元工事の起工式に合わせまして、地域団体等と連携し琉球王国時代に行われた木曳式に倣ったイベントを

実施したところでございます。正殿完成時におきましても記念となるイベント等が必要と認識をしております。具体的な内容については関係機関と連携し今後検討していきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 平成19年ですけれども、首里城の守礼門からの通り、いわゆる綾門大道という通りがありますけれども、そちらで綾門大綱、大綱引きが開催されております。この平成19年の前というのがたしか明治31年ということで、当時は109年、間を挟んで行われたよということだったと思いますけれども、例えばこういったものを県としてしっかりと旗を振りながら行うということはいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 琉球王国時代に綾門大綱と呼ばれる国の慶事が実施されていたことについては承知をしております。先ほど答弁いたしました。具体的な実施内容については、議員御提案の内容も含めましてこれから検討を進めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 完成した当年に行うのか、翌年に行うのかは別として、これ非常に地域との連携というものがなくなってきます。ちゃんとした予算立てもしないといけないと。またその地域の方への働きかけをしなければいけないということで、もう私は令和6年度ぐらいからしっかりとやる必要があると思っております。ぜひこのことも御検討いただいて、この首里城の正殿完成というものについて、お祝いをしていただければというふうに思っております。これに併せて実は周辺の施設整備ということで、2月22日に令和5年度の沖縄振興特定事業推進費において、国宝琉球国王尚家関係資料等展示・収蔵施設整備事業というものの交付が決定されております。これは那覇市に対してですけれども、まずは300万という金額ですけれども、この国からの予算確保によって事業が進んでいくのではないかとこのように思っておりますが、この施設整備が完了した後、この管理について県と那覇市は今どのように調整をされているのか教えてください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 那覇市が、国宝の関係資料を展示する沖縄振興特定事業推進費を活用すべく取り組んでいることについては、承知をしているところでございます。また管理につきましては、今後那覇市を含め関係機関と調整の上、詳細について決定してまい

りたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 この施設整備において、沖縄県は、那覇市に対して建設負担金を要求しているのではないかというようなお話もございましたが、実際にこの建設負担金を設けてしまうと、那覇市がちょっと手を引いてしまうのではないかというようなおそれもあるということも耳にしております。そうなるこの事業せつかく——この中城御殿の再建というのもありますので、そこの事業の見通しがつかなくなるかと思うんですけれども、この点についてはどうなっているのか教えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 先ほど管理について申し上げましたけれども、整備の負担金について答弁いたします。

中城御殿は、県が県営公園として、県営公園における都市公園施設の体験学習施設として整備をするものでありまして、那覇市に整備負担を求めるものではないかと考えています。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

これ、ぜひ那覇市が今持っているこの沖縄県の財産、この尚家の資料をしっかりと管理していくことになりますので、ぜひ那覇市に対しては、あまり過度な負担をさせないような形で進めていただければというふうに思っております。

続きまして(3)番に行きますが、首里城火災時に被害のあった周辺住民、事業者に対しての補償がどのようになされたのか確認をしたいと思っております。これは私、この期が始まって最初の質問で問わせていただきましたので、その確認でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 首里城火災後、近隣の方から火災時の灰が原因による雨漏りについて、損害補償を求められるという事案がございました。当該事案につきましては、指定管理者が契約する保険では適用できないと判断され、補償は行われませんでした。また、火災により被災した6事業者のうち5事業者に対して、同保険により失火見舞費用保険金が支払われておりますが、残り1事業者が保険金の受け取りを行っていないという状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 部長これ、今受け取っていないというお話がありましたけど、その理由というのは何でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該事業者との意見交換の際に、指定管理者が契約する保険において支払われる保険金では、被災した機材を賄えず、今後の支援を考えてほしい旨の発言があり、このことから、当該事業者は保険金の受け取りによって、協議が終了することを危惧しているというふうに認識をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 知事、これどうですか。この事業者、何とか救済をしていただける手だてはないんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県といたしましては、当該事業者に対しましても、これまで同様の失火見舞費用保険金等の受領について働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 これですね、足りない。要は厳しいよこの金額では、ということを行っているわけですから、この辺はぜひ、しっかり対応していただきたいと思っております。この辺りは財政関係していらっしゃる副知事、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 先ほど土建部長からも答弁させていただきましたが、しっかりと話し合っただけで検討していきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 お願いいたします。あと、やはりこの後も何かイベントなどでの事故等々あったときに、しっかり対応できるようなこの保険というものについても取組をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(4)番の、かつて首里城内にあった沖縄神社というものがありますが、この沖縄神社についての県の認識と状況についてお伺いさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 昭和48年に沖縄神社から宗教法人を設立するための規則の認証の申請書が県に提出され、法令に基づく審査を経て規則を認証することを決定し、認証書等を交付しております。その申請書に添付されている書類によりますと、かつて境内地は、首里城の一角にあったが、昭和19年に戦災により神社は焼失し、戦後は那覇市首里鳥堀町に施設を設け、祭祀を続けるとなっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○**新垣 淑豊 議員** 今、境内地というお話がありましたけれども、首里城公園内に境内地があった。この沖縄神社があったということは、事実としてあるという認識でよろしいでしょうか。

○**赤嶺 昇 議長** 土木建築部長。

○**前川智宏 土木建築部長** 過去の文献によりますと、首里城正殿を沖縄神社の拝殿とする記述があるというところは認識をしているところでございます。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣淑豊議員。

○**新垣 淑豊 議員** この首里城は、廃藩置県後に解体をされる予定でした。ただ、そのとき鎌倉芳太郎氏と伊東忠太博士のおかげで、この首里城の解体という難を逃れたと。その後、国宝指定されているわけです。これ、神社仏閣ということで国宝指定されているわけですが、この鎌倉芳太郎さんが残したスケッチだったり写真だったり、いろんな資料のおかげでこの首里城の再建ができたというふうに言われております。なので、この首里城をとどめたということに関しては、沖縄神社の役割というのも非常に大きかったというふうに思っております。今この首里城の再建をしながら歴史を紡いでいく中で、歴史の一環として、こういったものがしっかりあったよということを、やはりこれは展示なり何かの手段で行うべきだと思っておりますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○**赤嶺 昇 議長** 土木建築部長。

○**前川智宏 土木建築部長** 首里城公園内で、沖縄神社に関する史実を周知することにつきまして、同神社が設置された経緯や関係法令等を確認する必要があるほか、周知の在り方についても検討する必要があると考えております。

県としましては、関係機関と連携を図りながら意見交換を行い、周知の在り方について検討していきたいと考えているところでございます。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣淑豊議員。

○**新垣 淑豊 議員** これは、首里地域の住民の方々を中心に復元期成会というものが過去にもあったんですけれども、また改めてこういったものを活動していきたいという方々がいらっしゃいますので、ぜひそういった方との意見交換を密にやっていただきながら、どのような形で伝えていけるかというのをやっていただきたいというふうに思っております。

続きまして大きい3番、災害復旧の計画についてとあります。

元日の能登半島地震による被害とその後の復旧状況を見ると、半島であるということで生活インフラの再

建が難しい。沖縄県においても他県と離れている島嶼県であることから、同様の可能性が高いと考えられるが、その対応について県の考え方をお伺いします。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** お答えいたします。

能登半島地震では、半島特有の地理的条件の中、道路等が寸断され、救出・救助や物資輸送に支障が生じたほか、電気・水道などのライフラインが途絶し、行政、医療等の業務継続が困難となりました。

沖縄県においても、離島が散在するなど防災面で不利な地理的条件を抱えているものと認識しております。沖縄県地域防災計画では、災害時の応急対策として公共土木施設応急対策計画で道路施設、ライフライン等施設応急対策計画で上水道、下水道、電力などについて応急対策や復旧に係る各部等の役割を定めております。

以上です。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣淑豊議員。

○**新垣 淑豊 議員** ありがとうございます。

計画自体は、しっかりとつくれていると受けておりますけれども、その管理などをしていく方が必要だと思っております。もちろんトップは知事であると思っておりますけれども、やはりその防災のスペシャリスト、また災害復旧に関するそういった専門家というものが必要ではないかと、私昨年6月議会でお伺いしましたが、その現状についてお聞かせください。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** 知事公室におきましては、危機管理監である知事公室長を補佐し、大規模災害や危機事象に迅速に対応するため、危機管理補佐官という役職の者を次年度から採用することで、今調整を進めているところでございます。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣淑豊議員。

○**新垣 淑豊 議員** そういった人選等々はどのようになっているんですか。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** 昨年の11月から12月まで公募を行いまして、複数名の方の応募がありました。所要の選考を行った上で、候補者の採用に向けた諸手続について、現在調整を進めているという状況でございます。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣淑豊議員。

○**新垣 淑豊 議員** ということは、もう人選が決まったということでしょうか。

○**赤嶺 昇 議長** 知事公室長。

○**溜 政仁 知事公室長** 調整を進めているという状

況でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 分かりました。ありがとうございます。

では(2)番ですけれども、透析などの医療を必要としている住民や高齢者、障害者などの避難対応についてどのような計画が立てられているかお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

災害時の要配慮者に対しましては、市町村において避難行動要支援者名簿を作成しまして、そのお一人お一人について個別避難計画を策定し、状況に応じて福祉避難所等へ避難させるということになっております。

県では、昨年の台風6号災害において、避難所の設備体制や医療的ケアを必要とする者への対応等に課題があったということで、これを受けまして、県医師会と連携をしまして、市町村説明会を開催し、市町村の避難所の環境整備等の改善を促したところでございます。引き続き市町村における要配慮者支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

我々この期間に石川県に視察に行かせていただきまして、その際に訪問した社会福祉法人佛子園という法人がありまして、ここは高齢者、障害者、子供、また我々のような働く世代、こういったところが本当にこの施設の中でごちゃ混ぜになって働いていたり、あとは地域の方々に対してどんどんその施設に普段から来てください、足を運んでくださいというような仕組みをつくっています。こういったことが、災害時にも非常に有効ではないかというふうに思われております。実際に、平成28年の厚労省の白書でも取り上げておりまして、この施設が今まさに能登の震災の際に避難所であったり、入浴施設とかこういったもので提供をされています。普段から、こういったいろんな人が関わる施設の運営というものが大事になってくるんですけれども、これなかなか縦割りで難しいよというような話もあります。だからこの横串を刺さなければいけないと思っているんですけれども、ここは昨日、知事、福祉の専門家ということをおっしゃっていたので、ぜひこういったものを知事主導で取り上げていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は福祉の専門家ではないんですが、福祉をライフワークとしているというようなこととお話をさせていただきました。当然この災害時においては、災害時要配慮者に対して市町村において避難行動要支援者名簿を作成して、そこへ誘導するということになっていきますけれども、当然沖縄県としても、広域自治体として市町村とそのような連携を強化していきたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 名簿を作るのはもう当たり前なんです。名簿を作って、普段から関わっていくということが重要だというふうには私は認識しておりますので、ぜひこういった施設が本当に沖縄県の中で一つでもモデルケースとしてできれば、非常にこれはどんどん広がっていくと思っておりますし、今後沖縄の課題であります高齢独居、こういったところにも絶対に必要となってくると思いますので、ぜひこれは知事、来年度もう早々に研究をさせていただいて取組をしていただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

また、この半島、なかなかこう、道が寸断されてしまったということで、船を使ったらどうかというお話もございました。私も以前にも提案させていただいておりましたけれども、病院船です。病院船、確かに沖縄県で持つというのは非常に大変だと思いますけれども、こういった機会に、国にしっかりとこの病院船を造ってくれと、なおかつ母港として、沖縄県に整備をしてくれというようなことを提案するのはいかがかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

病院船につきましては、令和3年の6月に法律が成立しています。災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律というのが、令和3年6月18日に公布され、公布後3年以内に施行されるということで、今年の6月までには施行のスケジュールとなっています。議員が御指摘のように、特に陸路が途絶された地域、それから離島等において医療を提供するというふうな形を想定されておりまして、現在その内容について検討等が行われているということでございます。今後のスケジュールとして、国のほうで整備推進計画というものが出されて、それで具体的にどういうふうな船舶を用いるか、医療人材をどうするか、それから普段の活動をどうするかというふうな課題について示されると思いますので、現在はその国の動向を見ているという状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 部長、確かにこの施行される、これから検討されるというのは非常にいいことだと私は思うんですけども、これ、今までのいろんな方々の答弁の中で、見守るとかっていう言葉が非常に多いんですよ。沖縄県としてもっともっと提案をしていかなければいけないと思います。もういろんな事案があります。国が今やっているものの様子を見る、これも大事なのかもしれません。だけど、そこに対して沖縄県としてこういうことが必要なんだということを、しっかりと伝えるということが、私はこれは知事の役割だと思っていますし、いつもおっしゃっているように知事会を通して、どんどんどんどん発言をさせていただきたいというふうに思っておりますので、知事これいかがでしょうか。よろしくお願ひしたいんですけども。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 病院機能を有する船舶の配備については、知事会でも検討され、その旨政府のほうへも検討していただけないかというような話も出ているというように認識をしておりますので、引き続き研究してまいりたいというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ぜひお願ひいたします。

それでは、すみません4番は、仲里全孝議員が次でやると思っていますので、ちょっと割愛をさせていただきます、行財政改革についてですが、玉城知事就任後、知事自身と副知事など特別職による海外視察の回数及び同行職員を含む視察に伴う経費、これ特別旅費ですね、この推移について。また、県内離島視察の回数と経費の推移についてお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

まず、海外旅費につきましてですが、知事及び副知事の海外出張の回数及び同行職員を含む経費につきましては、平成30年度は5回で1623万3000円、令和元年度は計9回で2738万5000円、令和2年度及び令和3年度は実績がございません。令和4年度は計4回で3075万円、令和5年度はこれまでに計9回で、未精算の1回を除きまして3757万4000円となっております。また、県内離島への出張の回数及び——これは知事と副知事及び同行の秘書の旅費になりますが、平成30年度は計9回で74万6000円、令和元年度は計13回で109万円、令和2年度は1回で9万6000円、令和3年度は計2回で14万9000円、令和4年度は計12回で100万3000円、令和5年度はこれまでに計12回の

138万3000円となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 知事は、地域外交という名の下に海外に行ったりとか、県外でのトークキャラバン、こういったものに行っていることは、いろんなところで目にしますけれども、なかなか離島に足を運んだという情報がないんですね。平成30年10月の就任以来——これ私が去年ちょうど今頃聞いたお話では、就任以来、14の離島16回の訪問。それで、式典などの公務以外で行政視察をしたのは8回というふうに言われておりますけれども、知事自身が行った回数を教えてください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほど御説明しましたうち、知事の離島への出張の回数でございます。平成30年は5回、令和元年度は7回、令和2年度は1回、令和3年度は実績がございません。令和4年度は5回、令和5年度はこれまでに5回となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 沖縄県内には幾つの離島があって——有人離島ですね。そこに対して知事自身で足を運んだのは幾つあるのか教えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 まず有人離島は38ございます。それで今ちょっと数を集計したデータはないんですけども、行った島、市町村を申し上げますと、宮古島市、伊是名村、伊平屋村、北大東村、下地島、伊江島、久米島……。失礼しました、市町村でお答えいたします。宮古島市と伊是名村、伊平屋村、北大東村と伊江村、久米島町、石垣市、与那国町、座間味村、南城市の久高島ですね。それと栗国村、多良間村と竹富町となっております。13ですかね。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 そうなんですよね、近場でも渡嘉敷にも足を運ばれていない。渡名喜も行っていない。まあ、そういう状況になっておりますし、南北大東のうちの北大東は行っているけど、南は行っていないとかですね。既にもう6年ですよ。6年の中でこれ行っていないっていうのはちょっと僕は考えられないなと思っております。前回の答弁で、私に対しての答弁で、新型コロナの状況も改善傾向に向かっていることから、「またこの離島に私が直接行って、住民の皆

さん、あるいは関係者の方々からの声を聞いて、それを県政の離島施策にしっかりと反映させたいということで考えております。」と言っているのですが、直接離島に行って、話を聞いて、どういった施策が今回の知事の所信に盛り込まれているのか、どういった事業を行うのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 令和6年度予算案で、新規事業として自動運転交通サービス地域実装事業とか、また交通生活コスト負担軽減に関する事業で、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業、また石油製品輸送等補助事業、防災体制の強化で緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業、県単離島空港整備事業、また医療体制の充実確保で、救急医療用ヘリコプター活用事業、離島医療体制確保支援事業、離島地域における介護サービス提供体制総合支援事業、生活環境の整備で島しょ型エネルギー社会基盤構築事業、また大東地区情報通信基盤整備推進事業、地域居住機能再生推進事業、教育機会及び学習環境の充実で県立学校施設整備事業、離島高校生修学支援事業と多岐にわたる事業を実施しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 この中で、従前からある事業もあると思います。その中で、知事の肝いり、特にこれはとても必要だというふうに感じて、何か新しいものがあるのか、教えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 離島に関する事業で、一番の重要施策としましては、離島の交通コスト軽減事業で、この事業については、令和6年度は約2億円増で提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 分かりました。ありがとうございました。

この話は、これ以上やってもしょうがないと思うの

で終わります。

それでは、これまでハード交付金が減額されてきましたよということで、いろんな質疑の中でも出てきておりますけれども、ハード交付金の推移と県の工事についての影響の現状を教えてください。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 まずハード交付金の推移でございます。沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金の当初予算額については、平成26年度の932億円をピークに減額傾向にあり、令和元年度は532億円、令和4年度以降は368億円と同額が続いております。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 ハード交付金に関しまして、土木建築部工事への影響についてお答えをいたします。

ハード交付金の配分額の減少に伴いまして、道路整備、橋梁補修、無電柱化、下水道整備及び港湾整備など、公共事業全般において影響が生じ、進捗が滞っている事業箇所が増加傾向にあります。このため、事業計画の見直しや新規事業の先送りなどが生じ、その結果、事業効果の発現の遅れによる地域経済の発展や地域住民の安全・安心の確保等への影響が出ているものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 必要なものは、県単でやってもいいんじゃないかと思うんですけれども、ちなみに県単でもこういったハードの整備というのはされているんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 土木建築部におきまして、ハード交付金は当初予算につきましては平成26年度の611億円をピークに減少傾向にあるところでございます。令和……失礼いたしました。

ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 普通建設事業のうちの単独事業でございます。令和6年度の当初予算で申し上げますと、255.8億円、前年度比11.8億円の増、率で申し上げますと4.8%の増となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

県単でも事業がなされているということですけど、この比率ですね、ハードと県単の比率ってどれぐらいになっているのか、教えてください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 土木建築部におけます令和5年度の公共事業費総額は、約704億円となっております、そのうち補助事業が587億円で全体の83.3%、単独事業が約117億円で全体の16.7%となっているところでございます。

○新垣 淑豊 議員 これ、ほかのハードはないんですか。土木建築部だけか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 令和6年度の普通建設事業に占める単独事業費の割合は20.2%、前年度に比べまして0.3ポイントの増となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

じゃ、ちょっと次のものも行きながら、やりましようね。

今回の沖縄県の部局組織改編において、地域外交課設置の意図について伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県では、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けた、沖縄独自の地域外交を一体的に推進するため、子ども生活福祉部所管の平和関連業務を知事公室へ移管し、新たに平和・地域外交推進課を設置することとしております。同課は、地域外交企画班と平和推進班の2班で合計19名の体制で、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信、強化などに取り組むとともに、沖縄県地域外交基本方針に基づき、各部局の国際的な取組を総合的に支援し、庁内の司令塔として、部局横断的かつ戦略的に地域外交を推進することとしております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 組織改編ということで、ちょっと関わるとは思うんですけども、報道にも取り上げられるぐらい普通退職者が増えてますよということですが、もう3月目前としていますので、そろそろ年度内で辞めるという職員もいるかと思っておりますので、今、どういった状況なのか、部局ごとでこの退職者の状況を教えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 今年度については、令和6年1月末の時点で申し上げますと26人で、令和4年度の

同時点では21名でございましたので、令和4年度よりも今多い状況で推移しているというところでございます。

すみません、あと部局別ということでございます。

1月末時点で申し上げますと、土木建築部が7名、保健医療部が5名、総務部が4名の順となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 それでは、今たしか予算立てのところでは、180人ぐらいのその普通退職者の退職金引き当てがあったと思うんですけども、まだまだ今26名という状況だということによろしいんですね。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 普通退職者の数で申し上げますと、令和4年度は100人おりました。そのうちの84人が知事部局、13人が教育庁、3名が公安委員会、これで合計100名。ただし、この84人のうち、任期の定めのない正規職員が60名、残りが任期付職員あるいは再任用職員というところでございました。この60人、ここ数年では過去最多ということは、これまでで過去最多だと思っております。去年のこの60人を上回るペースで今、退職者が発生してきている状況にあるというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ありがとうございます。

今回、地域外交課もできますよという話、世界ウチナンチュセンターも造りますよという話がありまして、我々もそうですけれども、政治家というのは、あれもやります、これもやりますで、どんどん広げていく傾向にありますし、以前より多様な世界になっているので、多分、県民のほうにもそういったことが求められていると思っておりますが、事務のミスも非常に多いという状況ですけれども、マンパワーの不足、これはもう私は明らかではないかと思っております。なので、知事、今、外交に行くよりも内政を整えるべきじゃないかというふうに思っているんですけども、このような意見というのは、県庁内では出てこなかったんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 職員の定数配置においては、知事部局総務部で管理しているところでございます。令和6年度の組織定数で申し上げますと、令和5年度より28人増やす方向で決定したところでございます。加えまして、令和4年度に策定しました新沖縄県行政運営プログラム、これにおいては、多様化する行政需要、社会情勢の変化に対応できる体制を確保するというところで、令和4年度と比べまして定年引上げに

よる影響も勘案して100人程度増やすという方向で、今考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ただですね、私、県民ニーズは外交じゃないと思っています。もっともっと内政をしっかりやってくれというのが私はニーズだと思っていますので、この点については、また委員会も含めて、いろいろとやり取りをさせていただきたいと思っています。

これまでも給食費の問題とかバスの問題とか、本当に挙がってきていますよね。それで知事、さっきの海外の視察、いろんなものもありました。本当にちょっとした金額の積み上げというのが大きなものになりますので、ぜひこういったものを取りまとめて、あなたの公約である、その学校給食費無料とか、バスの運賃無料化とか、そういったことにも取り組んでいただきたいんですよ。

青森県、この間當間盛夫議員もおっしゃっていましたが、就任1年たたないうちにもうこれ決めてやるんですよ。やるかどうかなんです。言うことじゃなくて、やるのがその人なんです。だから、ぜひこういったことは、知事が率先して詰められるところは詰める、そして回せるところは回す。そういったことをしていただかないといけないというふうには私と思っていますので、どうかこの辺は職員の方々とも協力してやっていただきたいなというふうに思っております。

我が党の代表質問に関連してですけれども、西銘啓史郎議員の1の(5)、自衛隊配備と訓練施設についてですが、知事が考える最低限の抑止力、防衛力というのはどのようなものなのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

沖縄県を含む我が国が独立国として国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で、平和と安全は不可欠であることから、専守防衛のための最低限の自衛力は必要であると考えております。一方で、何をもって最低限の自衛力とするかについては、県が判断することは困難ですが、少なくとも従来の専守防衛の方針との整合性などの課題が指摘されている反撃能力については、慎重な対応が必要であると考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 ごめんなさい、県が判断するこ

とはできないということで、何で県が判断しないのに、余分な防衛力は要らないとか、そういうこと言えるんですか。それちょっとおかしくないか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 我が国は、アメリカと日米同盟を結び、その防衛においても日米の協力体制の下で、しっかりと担われているという認識をしておりますので、そのような意味で、憲法の規定する、いわゆる最低限度の自衛のための能力を有するというのが基本であろうと思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 あのね、最低限度のその自衛力、防衛力というのは、時と場合によって変わってくるんですよ。相手が100の力を持っているときに、我々自衛するときには100必要なんですよ。だけど、これが中国、今伸びていますよね。(パネルを提示) これ、10年前、知事が衆議院の安全保障委員会でお話をしたときの議事録です。このときに知事はちゃんとこの中では、「自衛隊のさらなる増強」というものも含めて言及されているんです。このときと比べて、今、沖縄県の状況っていうのはどういうふうになっているのか、見解を聞かせてください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 議員がお示ししていただいているこの議事録の内容は、2012年3月の衆議院安全保障委員会におけるやり取りだと承知しております。

実は、2010年にアメリカが、いわゆるQDRを発表して戦略の見直しを行いました。それは、辺野古移設にかかわらず、海兵隊をグアム、ハワイ、オーストラリア、アメリカ本国などに移すんだということの発表でございました。そういうことで、私は、この安全保障委員会でも、この米軍の基地の整理縮小ということと、自衛隊の配備というものをやっぱり同じように考えるべきだろうということの意見、そのためには、沖縄もぜひその協議に加わらせていただきたいというような内容で答弁をしたかというように記憶しております。

○新垣 淑豊 議員 今の質問、質問。答弁ではなくて。

○玉城デニー 知事 質問ですね、すみません。答弁ではなく質問をしたということで記憶しております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 あと、知事は、これも度々出ていますけれども、尖閣について。これは日本と中国の政府間で見解の相違があるため、日中両国の政府で協議が行われているというふうにあります、あと国の主権に関わる問題は一義的に政府で対応するというところをおっしゃっていました。しかし、先日もおきなわ新風の喜友名議員の代表質問において、中国が知事の訪台に対して反発したことについては、理解してもらえるよう丁寧に説明するという旨の答弁が出ていました。これ、何ですか。何で、この尖閣については話さないんだけど、この訪台についての非難についてはしっかりと説明する必要があると言っているんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 基本的に、中国との尖閣の問題につきましては、日本政府と沖縄県との認識にそごはないというか、同じ考えを持っておりまして、その尖閣の問題につきましては、一義的には国のほうで対応するべきであろうと考えております。台湾訪問につきましては、中国政府のコメントにつきましては、我々のほうに直接お話があったところなので、そこは丁寧に説明する必要があるだろうというふうを考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 いや、なので、何でわざわざこれを説明しなきゃいけないのか。我々が訪台すること、沖縄県の県知事が訪台することに関して、何で中国から物を言われなきゃいけないのかということですよ。何で言われるんですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県は、いわゆる日本、アメリカが共通して捉えている一つの中国政策ということ踏襲をしております。ですから、台湾における我々の訪問は、あくまでも民間外交という立場での訪問ですよというようなことを、誤解することがないようにということで説明をさせていただければということ、そのようなことになった次第であります。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 それと同じようですよ。ちゃんと沖縄県のスタンスというものを打ち出してほしいんですよ、この尖閣のことについても。国と一緒にです、だけじゃなくて、国としてではないですよ、沖縄県として、この尖閣というのは、我々の県土の一つであるということを確認に出していただかないと困るんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 従来から尖閣につきましては、当然日本の領土であり、沖縄県の領土であるということは、以前から発言していると思います。一方、そういう領土に関する問題につきましては、我々は日本政府と同じ見解を持っているため、その一義的には日本政府と中国政府において話し合われる問題であるというふうに考えているということでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

○新垣 淑豊 議員 だから、これがもうダブルスタンダードと言われているわけで、そういったことをやっているから、県の職員の方々も本当にこれでいいのかなというような状況になるわけですね。いや、そうですよ。だって、最高裁判決には従わない。それでこういったダブルスタンダードで話をする。一体我々は何を基に仕事をしているんだと。法律を基に仕事をしているわけであつたり、こういった国のものであつたり、それがこの沖縄県の方針になるわけですよ。そこが違うというと、仕事しづらいんですよ。だから、ちゃんとこの辺りはしっかりとやっていただきたいと思っております。

では、また6月にお会いしましょう。よろしくお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 皆さん、おはようございます。

沖縄・自民党会派、仲里全孝、一般質問を行います。

一般質問に入る前に所見を述べさせていただきます。

私の地元、金武町屋嘉区隣のうるま市石川地区で、自衛隊基地反対などに関する横断幕が掲げられています。私は昨今の自衛隊の災害復旧活動などを見ると、自衛隊は国民の生活に不可欠であり、私は自衛隊容認の立場であります。しかし、今回の訓練施設の計画は、予定地であるうるま市石川の、そして地元の理解

を得ることが大前提であると考えております。

それをお伝え申し上げ、一般質問を行います。

まず、我が党関連から進めていきたいと思っております。

島尻忠明議員の3(1)イ、地元のニーズに応えられるように進めているとの答弁がありましたが、去る台風8号において、本部港のバースの破損に関する復旧作業の進捗状況について伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

本部港のクルーズ船対応岸壁における被災箇所の復旧については、再度の災害を防止する工法を検討し、昨年12月に国の災害査定を受けております。

現在、復旧に向けて関係者と調整を行い、早期の工事契約を目指し、発注手続を鋭意進めているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、当初の設計から内容は変更されていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 被災の状況を勘案し、再度の災害を防止する設計となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 内容を教えてください。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 被災の状況を調査し、原因を究明し、そのメカニズムを明らかにしたところ、復旧に当たっては、構造上改良が必要となったものでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 なぜ当初の設計から、このように大規模な設計変更が発生したんですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 今回の被災でございますが、迷走した台風6号の接近と大潮が重なったことによる想定外の高潮と波浪が長時間にわたり影響し続けた結果、岸壁の張り出し部に圧力が直接作用したことで被災したものと考えております。本事象は偶発的な異常気象によるものであり、災害査定におきましては、不可抗力として原形復旧することが困難であると判断されたため、断面を補強する改良復旧で採択をされたところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、そこなんですよね。これ皆さんが事業を開始するときから、地元町長から公式な文書でいろんな要請がありました。見直してください。

いと。その回答はどうなっていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

本部町からの要請の内容につきましては、本部港の災害復旧に早期に対応すること、復旧方法については、港湾利用者及び本部町の意見を反映することを求めているものでございます。被災箇所の復旧につきましては、先ほど申し上げましたが、12月に国の災害査定を受けており、1月には本部港管理事務所や港湾利用者等に対して、災害復旧工事の内容等について説明を行ったところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 その件、町長に説明されていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 1月の説明におきましては、本部港管理事務所に対して説明を行ったものでございます。その内容が、町長のほうに管理事務所から説明されたかどうかについては、申し訳ございません、今時点ではちょっと把握をしていないところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 これまで町長から公式文書で県のほうに要望が届いているのに、なぜいまだに町長に出向いて、説明すらないんですか。そこに疑問があるんですよ。皆さんが進めている当初の設計で事故が起きた。これ事故ですよ、事故。何で町長に出向いて、今後こう計画していると、なぜ説明できないんですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

本部港管理事務所の職員に対して説明を行いました。直接町長には内容の説明を行っていないというところでございます。今後、出先事務所等と調整して、その説明について対応してまいりたいと考えております。

○仲里 全孝 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 (パネルを掲示) これ私、知事、副知事も、これ前回も一般質問で取り上げているんですよ。我々、土木環境委員会は深刻な問題で、現場踏査もされています。沖縄県は、事業を始める前に

どの事案であっても地元で丁寧に説明するんです。この皆さんが、当初の事業、これ大型クルーズ船が4000人も乗せて、ヤンバルの観光、いろんな形でクルーズ船が使用するところですよ。これ、これまでの護岸とは違う。設計しました、事故が起きました、設計変更しました、何で丁寧に説明しないんですか。やましいことを何かやっているんですか。ここ、我々土木環境委員会で行きましたよ。クルーズ船が停泊して、これどうやってアクセスするのか。立入禁止ですよ、立入禁止。どうですか副知事。見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 地元、本部町への説明がまだ行われていないという御指摘については、真摯に受け止め、速やかに説明する機会をつくりたいと思います。地元期待のクルーズ船バースですので、なるべく復旧工事を速やかにして、供用開始が早くできるよう、県としても関係機関と連携して取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 ぜひ副知事、地元のニーズに応えられるような事業を執り行ってください。本部町にみんなで出向いて、町長に、こうありますよと、今後こう設計変更していきますから理解をくださいと、それぐらい説明してもいいんじゃないですか。よろしくお願いします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時5分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲里 全孝 議員 次に、我が党関連2番です。

鳥尻忠明県議の2(1)カ、1型糖尿病への公的助成について伺う。

さきの代表質問の中で、18歳まで助成するとの答弁だったが、20歳までの間違いではないか、また25歳まで年齢を拡充することができないか伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

18歳までというふうに答弁をいたしました。この小児慢性特定疾病医療費助成事業というものの対象年齢が18歳までとなっているということで、そのように答弁をいたしました。ただし、18歳以降も継続して治療が必要と認められた場合には、20歳の誕生日の前の日まで延長して医療費を助成するということが可能となっております。1型糖尿病患者に対する20歳以降の医療費助成については、国や他都道府県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 知事にも確認したいんですけれども、これ、1型糖尿病、深刻な問題です。今、全国でも——今年の4月からですか、25歳まで助成金を上げたり、取り組んでいるところがございます。知事の見解も伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 医療費の助成につきましては、既存の助成事業を含めて、国の動向なども注視していきたいと思います。また、25歳まで年齢を拡充するという点についても、そのような沖縄県内における環境についても、鋭意検討してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 前向きな答弁、知事、どうもありがとうございます。ぜひ、取り組んでください。

次に行きます。

我が党関連質問について、大浜一郎議員の3の(5)ア、伊平屋・伊是名架橋事業の進捗について伺う。

現在、ボーリング調査を行っているとの答弁だったが、事業採択はいつになるか伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 令和5年度に実施いたしました土質ボーリング調査結果では、想定される支持層が深い位置になるというところを確認しているところでございます。

令和6年度以降、これまでの調査結果等を踏まえ、追加調査の必要性や概略検討、建設工事費の算出など、事業化の可能性に向けた検討を引き続き行ってまいります。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、この検討結果はいつ頃になりますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 令和6年度に事業化の可能性に向けた検討を行いますので、6年度以降にその検討結果については明らかにしてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 ぜひこれ、ヤンバル地域が、もう大きく皆さんに期待しているんですよ。部長、ぜひ来年度の採択、めどがつくように取り組んでください。よろしくお願いします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時10分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲里 全孝 議員 それでは、通告に従い一般質問を行います。

先ほどの関連質問。

1、令和6年1月16日に企業局導水管が、石川浄水場から西原浄水場間で漏水が確認されたとあるが、下記のとおり企業局長の考え方を伺う。

(1)、事故の調査内容を伺う。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

漏水の修繕工事の際に導水管の状況を確認したところ、漏水箇所以外の防食塗装は健全に保たれておりましたけれども、漏水部分は長さ10センチメートルほど防食塗装が剥がれており、その部分から漏水をしておりました。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 (2)、この、そもそもの原因は何だったんですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

漏水の原因については、腐食防止の塗装が剥がれて、管の腐食が起こったことによるものと考えられますけれども、この防食塗装が剥がれた原因については不明でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 (3)、配管施設の耐用年数をお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

管路の法定耐用年数については、地方公営企業法施行規則において40年と定められております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 今、県が設置している配水管で、40年を超えているのはどれぐらいありますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局が管理する水道管の総延長約712キロメートルのうち、令和4年度末時点における法定耐用年数超過管路は約262キロメートル、37%となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 その既に耐用年数が超えている配管の——これは取り替えないといけないと思うんですけれども、その計画、どういった計画をしているのか、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

水道管については、材質や種類、施工方法などにより、法定耐用年数を超えても使用し得る状態を維持できるような状況がございまして、他府県の事例等を参考に、法定耐用年数の1.3倍から2倍程度とする企業局更新基準年数を設定してございます。令和6年度から令和19年度にかけて、約71キロメートルの管路の更新を計画しておりまして、令和19年度末の局更新基準年数超過割合は24%となりまして、令和4年度末から7ポイント低下するものと見込んでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 今の答弁を聞くと、令和19年でおおむね取替えが完了するっていう理解でよろしいですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 令和19年度末時点では、まだ全体の取替えは終了していない予定となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 企業局長、これ危険ですよ。今、令和6年。あと4年でも取替えが着工していない状態、とても危険なんですよ。これ、何でそういうふうに取り替えが遅くなるのか。減価償却基金とかそういうのが、また足りないんですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 企業局では、定期的な点検、それから防食対策等を行いまして、管の長寿命化に努めるとともに、今議員御指摘の点も含めて、更新の財源を確保して着実に更新を進めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 だから局長、この財源の在り方、私もやり取り聞いています。皆さんと我々自民党の代表質問で、これぐらいの260キロメートル、取替えするって言ったら大規模な工事に入るんですよ。皆さん、減価償却足りない、今でもそういうふう水道料金を上げます。今後も想定されるのは、水道料金を毎年毎年上げていかないと、こういう工事はできませんよ。そういう方向性で、今後また取組状況を伺っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に行きたいと思います。

2番、県庁地下2階の駐車場で昨年が発生した事故

を受け、泡消火剤の漏出時の緊急対応指針と緊急対応マニュアルを策定したとあるが、下記のとおり知事の考え方を伺う。

(1)、昨年駐車場で起きたP F A Sを含む泡消火剤の流出事故については、対応は完了しているか伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 県庁地下駐車場からP F O S等を含む泡消火剤が漏出した事案に関し、昨年の9月以降、延べ3回にわたる湧水槽等の洗浄、回収した水の処理、外部への排水ポンプの停止を行っているところです。一方で、洗浄後もP F O S等の濃度が大きく減少していないことから、2月上旬に、湧水槽内の状況を詳細に調査するため、コンクリートを筒状にくりぬいて浸透状況を分析、調査するコアボーリング調査、これを実施したところです。この調査結果も踏まえ、効果的な対応について今後慎重に検討していくこととしております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 そのときに、何リッター、何リッターの規模、流出されたんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲里 全孝 議員 部長、確認したいのは、これ対応が完了しているっていうふうな答弁だったんですけども、そもそもポンプも掃除していろいろもろもろの報告がありましたけれども、これ川に流れたっていうふうな報道もありましたよね。それで、那覇市から皆さんのほうにいろいろ意見書も、苦情もあったと思うんですよ。これ終わりましたっていうことで、那覇市に回答を出していますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 昨年、このP F O Sの流出の経緯、それから事後の対応、今後の対応等について、那覇市長、それから那覇市議会議長に面談の上、御説明をするということで、議長については面談し、直接副知事も同席の下、謝罪と、それから説明をしたところです。

市長については、日程を調整しておりましたが、特に直接お会いしないということで、資料だけお渡しして、担当部局を通して御説明したところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、こういうのはやっぱり丁

寧に、これ有害物質を漏らしたのは、もう県の管理の過ちであって、丁寧にこういうふうに完了しましたから一言説明をしてほしかった。

皆さんが今回この緊急マニュアルを策定したのは、私は評価します。これ危険ですから。

副知事にちょっと確認します。

照屋副知事、1年前の1月26日。我々土木環境委員会とアメリカ・ワシントンDCに行って、環境課からいろんな講義を受けたじゃないですか。その件の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 たしか去年の1月26日でしたか、E P Aでしたか、アメリカ環境保護庁に議員の皆さんと一緒に行ってまいりました。やっぱりアメリカのそのP F O S、P F O Aに関する規制については、大変厳しい基準があるなというようなことをつくづく感じて帰ってまいっております。その後、環境省にも一度出向いて、たしか副大臣でしたか、お目にかかったわけですが、政府においても、この件についての規制の検討を進めているというようなことは聞いて帰ってきておりますけれども、その後の対応状況について、今注視しているところであります。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 副知事、考え方は我々と一緒なんですけれども、我々土木環境委員会、全員、報告書を提出しております。目を通されましたか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

照屋副知事。

○照屋義実 副知事 今、手元で確認をしておりますけれども、たしか報告書が出た直後に目を通してはざであります。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 その報告書を受けて、照屋副知事、官庁で何か指示をされましたか。こうあるべきですよ。我々の報告書は見られるんですよ。副知事も一緒に行きましたよね。どういうふうに当局に見解を、アメリカでの取組を環境省の取組を——どういうふうに指導したのか見えないんですよ。これやりましたか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

照屋副知事が海外出張なされましたEPAからの意見聴取とかそういったものを踏まえまして、また、土木環境委員会における報告書等も踏まえまして、県におきましては、今年度から土壌に関する全県調査等を実施しております。そうしたものを踏まえて、まだ基準が設定されていない土壌に関する基準の設定というのを国に求めているという形で取り組んでいるところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 残念だね。私も委員会で何回も確認しましたよ。全県体制で取り組んでいきましょうと、我々委員会もそういった覚悟で勉強しに行ったんですよ。なぜかという、1年前皆さんが認識していたら、駐車場でこんな事故は起きないですよ。これ事故ですよ、事故。

企業局の考え方、立派ですよ、これ。PFOSに対して。企業局のPFOSの取組、2回も3回も改定されている。全然目を通さないじゃないですか、皆さん。だから事故が起きるんですよ。

次に行きます。

(2)、緊急対応マニュアルに血中濃度試験の対応は含んでいますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 去年の誤放出を受けまして、今後同様の事案が発生した場合に、迅速な初動体制の確立と的確な応急対策等を実施することを目的として、県有施設全体における対応の方針を指針、そして本庁舎における具体的な取組をマニュアルとして策定して公表しました。このマニュアルについては、本庁舎において、原則として庁舎外への流出を防ぐということを最優先に策定したものでありまして、血中濃度試験等の対応については定めていないところです。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 PFOSを浴びたら、どうやって確認するのか。スプリンクラーの誤作動で、駐車場で一般の方が、県民がPFOSを浴びたらどうやって確認するんですか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 まず、マニュアルにおきましては……。

すみません、ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○宮城 力 総務部長 消火剤をかぶった場合、まずは氏名、連絡先を控えます。そして、皮膚に付着するなどの者がいた場合、まずは大量の水で速やかに洗い流し、痛み等の異常を訴える者に対しては、医師への受診をお勧めするというのを、第一発見者の対応としてマニュアルに示しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 医師への受診を勧める。医師は対応をどうやってやるのか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 一般的に症状がある方が受診をした場合には、その症状とその原因となると考えられる物質の間で何か関連があるか、例えば粘膜に——目とかいろんな粘膜の症状なのかというふうなところを観察すると思います。議員がお尋ねしているその血中濃度については、現在国のほうの専門家も、血中濃度をワンスポットで取ったときの値を見ても、これがほかの物で暴露しているのか、あるいはその新しい暴露でなったのかというふうな基準がなかなかまだ定まっていないというところがありますので、県のほうも今、国にその血中濃度の基準等についてしっかり研究を進めるように要請していますけれども、医師の対応としては先ほど申し上げたように、症状があるところについてしっかり診察をして対処すると、対症療法を行うというふうになると考えています。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、困る。専門家がこう言ったら困りますよ。PFOS浴びて皮膚とか目とか、そういったこと言ってないですよ。口から入った——後で水道課に聞くんだけど、口から中に入ったPFOSは、付着したらなかなか取れないんですよ。1月15日7時から、PFOS対策が全国版でテレビ放映されていました。見ましたか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 すみません、それは私、見ておりません。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 誰か見た方いますか。認識不足だね。テレビでね……。知事、副知事、ぜひ見てほしかった。PFOSとは何ですか。有害物質ですか。保健医療部長、PFOSとは何ですか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 有機フッ素化合物の総称ということで、様々な日常に、これまでいろいろ規制がない中では、様々な形で暴露をされていて、一旦体

に入ったものが蓄積をしていくということでありま
す。それで、これがどのくらい蓄積したらどうい
うな症状になるかということについては、現在研究
が進められているというところで、例えば水質とかそ
ういふところは基準がありますけれども、人の血液、血
中濃度等については、まだそれが研究段階であるとい
うふうに認識しています。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 部長、これじゃ困りますよ。県
民見えていますよ。今沖繩県でP F O Sは、最重要課題
ですよ。今まで玉城デニー知事が国連に行ったり、副
知事が我々とアメリカまで行ったり、P F O S問題を
対策するまでもう何年になりますか。研究段階、研究
段階。せっかくマニュアルつくったのに、対応方法が
曖昧。どうなんですかね、副知事。今後の皆さんの取
組。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 具体的な点については先ほど
来、各部長から答弁をさせていただいておりますが、
今回マニュアルを策定いたしましたして、まずその取
扱い、対応について一つの方針を立てさせていただき
ました。それから、今議員御懸念の、そのP F O S等
に対する住民の方々への対応はどうするのかというこ
とを、やはり我々としてもそれは重要視しなければなら
ないだろうと思っております。ですから、そのような
住民の方々の不安を軽減するための様々な措置を検討
し、それを講じていくためにどのようにすればいいの
かということについても、さらに我々も検討してい
きたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 知事、ぜひ取り組んでくだ
さい。そもそもが知事の施政方針に掲げるべきなん
ですよ。それぐらい重要な問題ですよ。副知事、同じ認識
じゃないですか。

次に移ります。

(3)、緊急対応マニュアルに、企業局（飲料水・工
業用水）の対応は含んでいますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 先ほども申し上げましたが、
マニュアルについては、本庁舎において、まずは原則
として庁舎外への流出を防ぐということを最優先の目
的として策定したものでありますので、企業局の対応
など流出後の詳細な対応については定めておりませ
ん。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 だからもうばらばらなんです

よ。企業局で大事なところ。ばらばら。浴びたらどう
するんですか。口から飲用したらどうするんですか。
全然考えていない。企業局長の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局の所管しております施設では、P F O S等が
含有された泡消火剤は保管、使用してございません。
そのために、総務部長から今御説明のございました、
当該マニュアルはございませんけれども、管内にその
ようなP F O S含有の泡消火剤を保有している事業者
がいるということもございまして、特にそういった事
業者が多い北谷浄水場の管内で保有している事業者と
協定を結びまして、仮にそういった事業者が漏えいし
たといったような場合に、北谷浄水場のほうに連絡が
行きまして、取水をストップするというようなシステ
ムを令和4年度に構築しております。その他の浄水場
についても、管内にP F O S等含有泡消火剤を保有し
ている事業者がいるかどうか、今調査中でございま
して、もしそのような事例が確認された場合は、順次、
その他の浄水場でもそのようなシステムを構築してま
いりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 局長、今日、「比謝川取水 き
ょう再開」と報道されておりますけれども、内容を教
えてください。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

昨年9月からの少雨傾向でダムの貯水率が例年に比
べて非常に低下しているということ踏まえまして、
1月に海水淡水化施設をフル稼働させますとともに、
2月に入りましてP F O S等濃度の低い嘉手納井戸群
の中のP F O S濃度の低い井戸、天願川、それから本
日10時に比謝川の取水を再開いたしました。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 今日、報道からいうと、2022年
に取水を止めたというふうな、取水停止をしたとい
うふうに報道されておりますけれども、そのときの停
止した理由は何だったんですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 中部の嘉手納井戸群、それ
から天願川、それから比謝川等では、P F O S等が検
出されているということもございまして、P F O S等
の低減化対策の一環としまして、中部水源からの取水
を抑制、あるいは停止するという措置を行ってきたこ
ろでございます。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 そのときは、安全を確認されていなかったんですかね。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 企業局では、定期的に北谷浄水場の原水——入ってくる水でございましてけれども、それから浄水中の法律で定められた項目、PFOSも含めまして、定期的に測定しております。停止後、令和5年の1月以降、1ナノグラム未満という、浄水中の濃度ですけれども、それを維持できております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 その停止したときのPFOSの値と、今回安全を確認した今日時点の値、昨日でもいいですよ。PFOSの値、教えてください。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 2月に入りまして、嘉手納井戸群のうち、PFOS等の濃度の低い井戸及び天願川の取水を再開しておりますけれども、その後、2月13日及び2月19日に採水をしておりまして、その結果、浄水中のPFOS濃度は1ナノグラム未満という結果が出ております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 比謝川の取水のことを言っているんですよ。比謝川から取水する、今日から開始するんですけども、その値は何だったんですかっていうことです。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 比謝川については、27日に採水しておりますけれども、まだその分析中でございまして、結果は出ておりません。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 なぜ結果は出ていないのに、局長、昨日の答弁では安全を確保しましたと、昨日そういうふうに答弁していますよ。まだ確認していないで、データもまだ来ていないのに、もう今日バルブ開けているんでしょう。まだ確認を取っていないというのは、これ県民に大変なことじゃないのか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 これまでの比謝川の濃度の測定結果がございまして、それを基に、北谷浄水場に入ってくる原水の濃度は26ナノグラム程度になるものと我々予測をしております。ただし、北谷浄水場で高機能活性炭で処理を行いますので、大幅に低減できるものというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 局長、予測されるとか、予想をしているとか、何で安全を確保していないのに、昨日

の時点で確保されていると。だから私聞いているんですよ。この比謝川から給水される市町村どこか全て教えてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企業局長。

○松田 了 企業局長 申し訳ございません。お答えします。

北谷浄水場の給水対象市町村は、北谷町、宜野湾市、沖縄市、北中城村、中城村、浦添市、那覇市の7市町村となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 今日、何時にバルブ開けるんですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 本日午前10時に取水を再開しております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 もう10時に開いていますね。この市町村の理解、得てますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 受水市町村に対しましては、事前に、一昨日説明を行っておりまして、再開したいということも含めて説明を行いまして、了承を得ているものというふうに理解しております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 あのね、局長。皆さんの一番大切なことは、県民が安全・安心して暮らせる——PFOSが現時点でどれぐらいの値かも知らないのに、渇水対策のために止めていたバルブを開けて給水すると、これ大変なことですよ。理解を得てるかって、理解を得てますと答弁すればいいんですけど、理解を得てるのか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 採水については、現下の渇水状況を踏まえて再開するということについて、理解を得ているものというふうに理解しております。

○赤嶺 昇 議長 仲里全孝議員。

○仲里 全孝 議員 以前からこの話はある。県の企業局の水は安心・安全ですよって、安全な水ですよと広報で流しなさいって言ってるのに、流さない。それに今回の比謝川の取水は、水は、皆さんが危険だからと2年間止めたんですよ。わざわざ止めたものを、渇水対策となるとPFOSもどれぐらい含んでいるのか

分からない。大変なことだよ、これ。県民は理解示せませんよ、これは。大変なことです。知事、見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

現在、国の内閣府の食品安全委員会のほうで、P F O S等濃度の1日許容摂取量についての考え方の整理が行われております。それによりますと、1日当たり20ナノグラム毎キログラムということで、従前の値と令和2年当時の値と、同じ値になっております。それを基に推計、つくられた現時点の水道水の暫定目標値は、50ナノグラム毎リットルということになっております。企業局が現在取水しております比謝川の――再開しましたけれども、それによっても北谷浄水場の原水の濃度は、その半分程度の26ナノグラム程度と我々は推計しております。さらに、それを高性能活性炭で処理をしますので、大幅に低減化できるものというふうに考えております。現在の基準から判断しますと、北谷浄水場の浄水は安全・安心な水であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 時間切れです。

○仲里 全孝 議員 皆さんありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

(新垣 新 議員登壇)

○新垣 新 議員 ちょっと休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 新 議員 13期で勇退なされる与党、野党の議員の皆様、長年沖縄県の発展のために御尽力いただきまして、本当に感謝と、また勇退なされても沖縄県の発展のために御指導と御鞭撻をお願いします。

あわせて、今年度末で退職なされる県職員の皆様、同様にまずはゆっくり休んで、沖縄県の発展のために御指導と御鞭撻をいただきますよう心からお願い申し上げます。長年大変お疲れさまでした。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

1、平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみについて。

(1)、令和6年度予算と取組について、見解を求めます。

2、県道77号線(平和の道)について。

(1)、進捗状況と取組について、見解を求めます。

3、報得川の清流について。

(1)、河川改修工事の進捗状況について、見解を求めます。

(2)、緊急浚渫推進事業の進捗状況について、見解を求めます。

4、県内人手不足対策等への省人化、自動化、ロボット化について。

(1)、県内産業の人手不足対策として、自動化、省力化、ロボット化の推進と、それらを具体的に推進する人材の県内での育成について、県の見解を伺う。

(2)、図書館等の公共施設での自動化、省力化、ロボット化の推進と、機器類の長期的な使用のための県内企業での調達推進について、県の見解を伺う。

5、物価高騰に苦しんでいる農家の経営体質強化支援について。

知事、これ本当にですね、今、本当にもがき苦しんでいる問題ですので、誠意ある心のこもった答弁をお願いいたします。

(1)、物価高騰に苦しんでいる農家の経営体質強化支援について、県の見解を求めます。

6、県土強靱化について。

(1)、東日本大震災、令和6年能登半島地震の教訓に鑑み、県内自治体の庁舎施設等の高台移転を国と県が連携し、市町村に対し指導助言を行うべきではないか。見解を求めます。

7、海洋深層水事業について。

(1)、糸満市喜屋武沖には海底ケーブル等があるため、海洋深層水の取水管の敷設に支障が見られている。そのため、事業計画の段階で止まっている現状であり、この解決には国と県の連携が必要と考えるが、県の見解を求めます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 新垣新議員の御質問にお答えいたします。

物価高騰で苦しんでいる農家の経営体質強化支援についての御質問の中の5の(1)、農家の経営体質強化支援についてお答えいたします。

農業資材価格の高騰等に伴う生産コストの上昇により、生産者の経営は大変厳しい状況にあると認識をしております。このため沖縄県では、農業資材や飼料価格の高騰等に対する県独自の支援として、令和4年度及び令和5年度の補正予算において総額約36億円を措置したところであります。また、令和6年度当初予算案では、農林水産部全体で約525億8000万円を計上し、配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助による畜

産農家への継続支援などを実施することとしております。

沖縄県としましては、引き続き、関係団体等と連携し、生産者の経営安定に向けてしっかり取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 1、平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみに係る予算案と取組についてお答えいたします。

平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみにつきましては、行政として各種法令に基づき、どのような対応が可能か、継続して庁内関係課との会議や糸満市と意見交換を実施しているところです。

県としましては、一部地域へ監視カメラを設置し、当該地への不法投棄防止に取り組むこととしております。不法投棄ごみにつきましては、土地の管理者との調整や関係機関との連携・協力が必要であり、その取組内容について引き続き調整が必要となっております。そのため次年度は、既存事業の予算活用も含めながら、引き続き今後の対応について検討していくこととしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 2、平和の道線の進捗状況等についてお答えいたします。

平和の道線は、糸満市山城から真栄里までの約7.8キロメートルの区間について、平成20年度に事業着手し、令和5年度末の進捗率は、事業費ベースで約48%となっております。また、用地取得率は、令和5年度末の取得面積ベースで山城・喜屋武工区が約25%、喜屋武・真栄里工区が約98%となっております。引き続き糸満市や地元と連携を図りながら、早期供用に向け取り組んでまいります。

次に3、報得川の清流についての(1)及び(2)、報得川河川改修工事及びしゅんせつ事業の進捗状況についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

報得川については、令和5年度当初予算として9000万円を計上し、世名城橋付近で護岸整備を行っております。令和6年度は、当初予算案として5000万円を計上し、令和5年度国土強靱化に資する補正予算6000万円と合わせ、護岸整備を行うこととしてお

ります。また、緊急浚渫推進事業等を活用し、東風平中学校箇所を含む区間においてしゅんせつを行っており、令和5年度は1億3000万円、令和6年度は1億7000万円を計上しております。

県としては、引き続き報得川の早期整備に向け、重点的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 4、県内人手不足対策への省人化、自動化、ロボット化についての(1)、県内産業の人手不足対策としての自動化等と人材育成についてお答えします。

企業における自動化、省力化、ロボット化等は、デジタル技術を活用したDXの取組の一つとして、企業の労働生産性の向上や人手不足対策に資するものと考えております。このため県では、産業DXの加速化に向けた施策として、企業におけるロボットやシステム導入等への補助、DXコンサルタント人材等の育成などに取り組んでいるところです。

県としましては、企業における自動化等への支援も含め、引き続き産業DXの取組を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 4、県内人手不足対策等への省人化、自動化、ロボット化についての中の(2)、図書館の自動化等の推進についてお答えいたします。

県立図書館においては、平成30年の新館移転に伴い、約50万冊の図書を書庫から各階カウンターまで搬送できる自動化書庫を整備し、書庫出納業務の自動化、省力化を図ったところです。また、平成23年度から図書のICタグ管理による貸出手続のセルフ化を導入しており、新館移転時には予約図書のセルフ受け取りコーナーを設置するなど、貸出業務の省人化を図っております。

県教育委員会としましては、さらなる自動化等の推進に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 6、県土強靱化についての中の(1)、市町村に庁舎の高台移転を指導助言することについてお答えいたします。

平成27年の津波浸水想定時点で、津波浸水想定区域に立地している市町村庁舎は12施設でしたが、こ

のうち1施設が高台に移転しております。県では、津波浸水想定区域からの移転に活用できる財政支援として、緊急防災・減災事業債の活用を周知しております。また、災害時等に各市町村において業務の継続性が確保されるよう、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保等を定めた業務継続計画の策定を促進しているところです。

県としましては、引き続き国と連携して、市町村への周知及び助言に取り組んでまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 7、海洋深層水事業についての(1)、海底ケーブル等の対応についてお答えいたします。

糸満市喜屋武沖には、県が整備した先島地区への海底ケーブルのほか、民間通信事業者により整備された複数の海底ケーブルがあると聞いております。海底ケーブルは、離島地域の住民に対する通信インフラとして、重要な役割を果たしていることから、その取扱いは慎重に進めていく必要があります。まずは、開発を計画している事業者より現状について聞き取りを行います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、新垣新議員の再質問は午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

新垣新議員の再質問を行います。

新垣 新議員。

○新垣 新 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 新 議員 再度、質問します。

5、物価高騰に苦しんでいる農家の経営体質強化支援について。

先ほど御答弁いただきました。令和4年から令和6年まで36億円を畜産、また農家の関係者に措置をしているということでした。それでも今、まだ行き渡らない部分があって、それ以上を飛び越えて明日どう飯食うか、もう固定資産税をどう払うか、家を取られて

しまうという懸念も怖さも酪農関係者や畜産関係者、農家の悲鳴が来ています。そこで知事、さらなるこの農家、また畜産関係者の経営体質強化支援について、改めて提言をしたいと、大胆に提言をしたいと思いません。

800億の財政調整基金があるうちに、まずカンフル剤として、困っている、痛んでいる、もうシニハンジャーしている方に、農家に100億円を寄附してほしいんですよ、一日も早くこの優先順位をつけて。この沖縄県畜産の経営体質強化並びに農家の方々、困っている方々に、まず救済措置を100億、知事、助けていただきたいんですよ。知事の見解を求めて——失礼、知事です。求めます。知事。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県では、令和6年度においても配合飼料価格差補助緊急対策事業により、飼料費負担の低減を図ってまいります。その際、国施策との整合や財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の枠内調整により3億円となっております。

県としましては、畜産農家の経営状況は厳しいものと認識しており、今後も国の対策等も注視しながら対応してまいります。

また、令和4年から5年度にかけては、一部市町村においても飼料価格高騰に対する独自の補助事業を実施していることから、引き続き市町村と連携し、飼料費負担の低減を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 今の答弁もう聞き飽きました。もう生きるか死ぬか、もう困っているんです。県独自の支援を知事、まずお願いしたいんですよ。誰一人取り残さない社会とはどういうことなんですか。知事、伺います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

畜産業に対する県独自の支援として、令和4年度から令和5年度の補正予算において、総額約33億円を措置し飼料高騰対策や子牛価格安定対策等を実施しております。また、飼料価格の高止まりが続いているため配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を継続的に実施することとし、令和6年度当初予算案に約3億2000万円を計上しているところであります。

県としましては引き続き、生産者や関係団体等と連携し生産者の経営安定に向けて取り組んでまいります。

○新垣 新議員 議長、休憩。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時24分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 細部にわたりましたの答弁は、農林水産部長から丁寧に答弁をさせていただいております。私今、議員御指摘の800億という財政調整基金の実態をちょっと資料に目を通しておりましたところ、財政調整基金は令和4年度ベースだと424億。減債基金が—これは県債の償還に必要な財源として確保しているものが399億ということで、恐らくその合計の金額をおっしゃっていたのだなというように思います。いずれにいたしましても、昨今の特にその肉用牛繁殖農家の方々、非常に厳しい状況であるということ、議員御案内のとおり我々も強く認識をしております。ですから、緊急的な飼料費のための補助ですか、あるいは価格安定対策、それから生産基盤の整備など、なお一層この取り組むべきその財源を基にしてどのような施策が実現可能であるかということ、鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺 昇議長 新垣 新議員。

○新垣 新議員 知事、鋭意取り組む中で、財調が400億余りあります。もう本当にですね、借金に借金を重ねて明日どう暮らしていくかと。そしてまた廃業もなす。沖縄県の県産ブランドがもう死にかけている、なくなるかもしれない。このような危機感なんです。ですから、国の支援、それも分かります。市町村の支援もです。今市町村もないんです。だから県に頼っているんです。今できる限りのことを、この財政調整基金からせめて100億切り崩して、早急に知事、今困っている、廃業する、もう苦しい、苦しい、県産品、沖縄県のブランドが死にかけている問題を助けてほしいんですよ、知事。いかがでしょうか。知事の見解を求めます。知事です。

○赤嶺 昇議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほども申し上げましたとおり、この財政調整基金全てが自由に使えるというのではなく、その安定を図りながら、どのような部分にどれだけの財源を充てることのできるのかということ、これから鋭意検討してまいりたいというように思います。

○赤嶺 昇議長 新垣 新議員。

○新垣 新議員 ありがとうございます、知事。できると思います。知事の英断です。私は知事に農家

のこの苦しいところを、窮地を助けていただく。沖縄の県知事は英雄であってほしい。困っている人を助けるといふ英雄の県知事になってほしい。私は期待をして次の質問に移りたいと思います。

続きまして1、平和祈念公園隣接地の不法投棄のごみについて。

先ほどの答弁も伺いました。監視カメラをやっていると。これは夜間ですか、伺います。

○赤嶺 昇議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

不法投棄防止ということで、監視カメラの設置をするということになっていきますけれども、これは監視カメラをずっと設置しっ放しという形になりますので、ずっと映像を録画して監視するというような状況になると思います。

○新垣 新議員 休憩。

○赤嶺 昇議長 休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時28分再開

○赤嶺 昇議長 再開いたします。

新垣 新議員。

○新垣 新議員 この問題において、非常に危険度が高い地域、私も知事もボランティアをやっていますので分かります。なぜスケジュール計画、これだけ30、40年前からこのボランティア団体が訴えてできなかったのか。このスケジュール計画、今でもできなかったのが1点。

2点目、早急に糸満市とも連携を図ってこのスケジュール計画を、令和6年度はこのぐらい、令和7年はこのぐらいと。予算はどのぐらいとか、また磁気探査はどのぐらいの予算がかかるとか、そういっためどを、しっかりとした形の計画を急ぐべきではないかということなんですよ。もう40年前から言われているんですね。ですから、その問題においても60年前のビールのラベルまであったりとか、もう陰險的なこの不法投棄があるものですから、だからもう早いスケジュール計画をして行っていただきたいのがお願いと。どうですか。

○赤嶺 昇議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

平和祈念公園の隣接地の不法投棄ごみにつきましては、過去にはボランティアでいろいろ回収したというようなこともありますけれども、これを県の事業でやるという形になりますと、法令に基づいてという形になりますので、我々としましては、中心となります廃棄物処理法に基づいてどういった形でできるかという

ようなものをずっと検討しているところでございます。廃棄物処理法という形になりますと、基本的には不法投棄ごみについては管理者という形になりますので、土地の管理者との調整とか協力が必要になります。またこれを県で実際にやる場合には、代執行というものもありますけれども、これについてもいろいろ要件がありますので、そういったものの検討、それから手続というものも必要になります。そういったものが今ちょっと難しい状況にありますので、いろいろそこ辺りを含めながら検討を進めると同時に、また廃棄物処理法以外のいろんな事例とかそういったものもないかということも集めながら、県としてできることをいろいろ研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 大体あと半年以内でこのスケジュール計画を立てていただきたいんですね。今年の6月には慰霊の日が来ます。慰霊の日を見る感じで、そのボランティア団体が慰霊の日の前の月ぐらいに掃除やボランティアに来ます。ですからそういっためどを立ててほしいんですよ。糸満市とも月2回ぐらい、2回以上向き合ってスピードを持っていただけないですか。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 この件に関しましては、庁内でいろんな関係課との会議を進めるとともに、糸満市とも11月とそれから2月に意見交換をやってきているところでございます。また、議員からの御指摘も踏まえまして、糸満市とのこの調整も迅速に進めて、なるべく早い時期にいろいろ方向性を見いだせるように頑張っていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 知事、これはとっても重要な問題です。まずはごみを一日も早く回収をして、そして遺骨収集というまだ戦後処理が終わっていない。知事が出向いて、県の職員も一緒にこの糸満市に一度は出向いていただいて、知事が調整役になっていただいて、スケジュール計画を急ごうでないかと糸満市長に出向くことはどうですか。知事、伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 現場の状況、私も不法投棄ごみの回収作業に少しだけ関わらせていただいたその感想から申し上げますと、非常に深い谷あいのところで、しかも何というんでしょうか、琉球石灰岩が複雑にこう穴が開いているというか、落ちこんでいたり、とがっていたり、非常にその一般の方々が作業するにはあ

まりにも危険な場所だなという印象もあります。ですから、現在、環境部が糸満市のほうと鋭意その状況、特にその廃棄物処理法やそのほかの法令と照らして適正に作業を進めるにはどのようにすればいいかということ、今知恵を絞っている段階でございます。ですから、議員御案内のように私からもまた折あれば糸満市長のほうにお話をさせていただいて、ここもまた協力してやっていきたいと思います。できるだけ早期にスケジュール化ができるようなことも含めて、しっかり検討していきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ぜひ知事お願いします。この遺骨収集、世界中からボランティアで来ますので、まだ戦後処理が終わっていないということも含めて、ぜひ知事が調整役となって、環境部もですね、糸満市と連携を早く急いで頑張ってください、対応に期待をします。

休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 新 議員 続きまして、平和の道に移ります。

県道77号線ですね。この件について、部長、山城真栄里線は地域の方から聞いたんですけど、98%の同意があるという。非常に南部土木事務所の関係者、県の職員の関係者、自治体の関係者がすごい連携を取って、この5年間で100%に近づいてきている状況になっている。同様に、喜屋武山城線も南部土木事務所担当職員がもっとも自治体と向き合って、そこで喜屋武5工区の自治体関係者や糸満市とも連携を図り、そして決起大会も共にやろうよと。そうやって早期実現目指そうよという機運を築いて地域住民にもそうやって頑張ろうよという、真栄里喜屋武線のような雰囲気をつくっていただきたいんですけど、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 令和5年10月に説明会を開催いたしまして、事業推進に向け地元と協力していくことを確認したところでございます。総決起大会の開催につきましては、地元自治体糸満市等と意見交換をし、事業推進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ぜひ、地域関係者や糸満市と早

期実現を目指す決起大会を、部長、糸満市とも連携して頑張ろうやって旗振り役となって頑張る決意を改めて伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当該道路の重要性については、議員御存じのことと存じます。県といたしましてもこの事業の推進をさらに取り組みでいきたいと考えているところでございまして、今後も地元と連携して取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ありがとうございます。頑張ってください。

続きまして、報得川の清流について。

(パネルを掲示) ここは、報得川の下流です。この下流のしゅんせつ、糸満市側の下流のしゅんせつのめどはどういう計画になっていますか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 堆積土砂の撤去につきましては、予算の範囲内で緊急性等を考えながらしゅんせつの箇所を選んでいるところでございます。議員のこのパネルにある箇所につきましては、兼城橋の上流側というふうに認識しておりますが、現在は河川水の流下の阻害とならない部分に資材ヤードとして利用している部分もございしますが、予算の範囲内で緊急性等を考慮し、堆積土砂の撤去場所については、検討していきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ありがとうございます。

糸満市側というと、豊原、与座、座波、兼城と。そして最後に西崎、糸満の奥の豊崎、豊見城——豊崎が最後になるんですね。このスケジュール計画というのは、大体どの辺の計画を立てられているか、改めて伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 報得川の緊急浚渫推進事業につきましては、特に河積阻害の著しい与那嶺原橋付近から着手をしております、順次緊急性の高い箇所へしゅんせつを移動しているところでございます。今後とも現場の状況等を勘案しながら、河積阻害の堆積の大きい箇所から、順次着手していきたいと考えているところでございます。

○新垣 新 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長 大変失礼いたしました。令和5年度は豊原橋付近から上流へ700メートルほど。令和6年度は豊与座橋付近から下流へ1200メートル程度を予定しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 じゃ令和7年に向かって、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

ちょっと休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 新 議員 (パネルを掲示) 部長、これ報得川の西川の部分なんですけど、この上にマングローブが生い茂って、干潮のときにもうヘドロが、たまりにたまって臭いがするんですよ。これもどうにか——今計画を聞いたら令和7年以降にならないかなって懸念があるんですけど、ここどうにかまず急いでいただければと思ってですね。実際マングローブのところに、干潮のときにヘドロがたまり過ぎて臭いんですよ。私も嗅いできたんですよ、実際。ですから、ここはちょっとどうにかできないかと思って、改めて伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 マングローブにつきましては、陸地化によりまして治水安全度低下の原因となるものと考えております。

県としましては、治水との整合性を図りつつ、現場の状況も勘案し、関係者と連携して適切な維持に努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 改めて伺います、環境部長に。BOD、CODどうなってますか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県では水質汚濁防止法に基づいて、河川等の水質調査を行ってまいりまして、報得川についても毎年調査を行っております。報得川につきましては、過去はいろいろ、この水質の環境基準を超過するような状況が続いていたんですけども、平成19年度からは15年連続で環境基準を満足するというような状況が続いておりました。ただ、昨年度、令和4年度にはこの環境基準を達成していないというような状況がありましたけれども、今年度の速報値におきましては、また環境基準を達成しているというような状況になっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○**新垣 新議員** 私も地域住民なんですけど、水産高校のカヌー部の子供たちやカヌー協会から聞くんですけど、台風時には非常に臭いにおいがするんですよ。大雨とか台風。何でか分からないんですけど。しかしながら、まずはしゅんせつとインフラの工事を急いでいただきたいのが1点目と、なぜ今回こういった質問をするかという、世界中のナショナルチームがこの報得川を見て、また糸満市にリゾートホテルが2つあって、この報得川で合宿をやりたいと。ナショナルチーム、世界中のアマチュア、プロも。そこでまずは清流にしないといけないよねと、清流に。まずはCOD、BOD、またインフラ、しゅんせつの工事もきれいにしないといけないですよ。ですから、将来的にこの問題においてスポーツアイランド構想、この——休憩。

○**赤嶺 昇議長** 休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

○**赤嶺 昇議長** 再開いたします。

○**新垣 新議員** (パネルを掲示) 将来的にこの報得川はスポーツアイランド構想で、文化観光スポーツ部長、引き取って、カヌー艇庫を築いていただいて、スポーツ観光として世界中のカヌーを愛する関係者が来ると、お客さんも来ますので、ぜひ——日本ではマイナーかもしれないですけども、海外では結構人気があるらしいんですよ。僕も分からなかったんですよ、協会の関係者から来ますよと聞いて。ですから、そういったスポーツアイランド構想にも、まずは清流にした後に育んでいただきたいんですけど、部長の見解を伺います。

○**赤嶺 昇議長** 文化観光スポーツ部長。

○**宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長** 県では様々なスポーツ、特に合宿も含めてスポーツコンベンションの誘致に取り組んでいるところでありまして、こういった大きく見て自然環境を利用した、沖縄の特性を生かした誘致というのは非常に魅力があるところだと思っておりますので、関係部局で鋭意整備を進めてもらうということは期待したいと思います。今、御質問のあります艇庫の部分なんですけれども、まず県がスポーツ施設を整備する基本的な考え方としては、広く県民が利用する施設、県内には1つしかない施設。あるいは、国民スポーツ大会等の公認基準を満たす必要のある施設などを優先的に整備しているところでありますけれども、報得川周辺につきましては、これまで県カヌー協会、糸満市、それから関係者の皆様と意見交換をやってきたという経緯はございますが、その中では

施設整備に係る役割分担、維持管理等々の課題も挙がってきておりますので、引き続きそれぞれの役割分担を踏まえつつ、課題の整理をしていきたいと思っております。

○**赤嶺 昇議長** 新垣 新議員。

○**新垣 新議員** ぜひ、まずは清流にして、その時の手順として、先ほど言ったる、このカヌー艇庫について市と県と、また協会が協議なされるよう強くお願いします。実現すると観光客が結構増えるものですから、スポーツ観光は。沖縄県の経済もよくなるということになりますので、頑張ってください。

続きまして、県内人手不足対策等の省人化、自動化、ロボット化について伺います。

そこで4の(2)、この図書館、先ほど教育長の答弁いただきました。私、図書館のさらなる省力化を目指して、大阪府の泉大津市の図書館を視察してきました。また、さらなる省力化を目指して、非常にコンパクトな今の県立図書館も高く評価しますけど、それよりもさらに省力化になりますので、先ほどの答弁のようにですね。ぜひ一度、担当職員も視察なされたらどうかということ提言したいんですけど、いかがですか。

○**赤嶺 昇議長** 教育長。

○**半嶺 満教育長** お答えします。

議員御案内の泉大津市立図書館への視察も含めて、情報収集を積極的に行いまして、今後さらなる自動化、省力化等の推進に向けて研究を進めていきたいというふうに思います。

○**赤嶺 昇議長** 新垣 新議員。

○**新垣 新議員** ぜひ頑張ってください。

4の(1)、先ほど商工労働部長から御答弁いただきました。ISCO、工業連合会関係者等の連携や、ロボットの推進及び専門職員等の人材育成の議論はどうなっていますか。見解を伺います。

○**赤嶺 昇議長** 商工労働部長。

○**松永 享 商工労働部長** お答えいたします。

県内製造業におけるロボット導入をはじめとするデジタル技術の活用に当たりましては、人手不足の解消でありますとか、生産性向上につながる有効な手段であるというふうに考えてございます。県におきましては、これまで工業連合会における意見交換会でありまして、県内事業者からの聞き取りによりまして、現状や課題等の把握に努めているというところでございます。また、ロボット導入に知見のある事業者と意見交換も行ったというところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 問題は、地元でできるのは地元で育てていく県産品の推奨、地元の経済を強くしていく、製造業を強くするという観点なんですけど、私はこの問題、地元でできるという話もお聞きしているものですから、ロボット等ですね。ぜひ、ざる法はあってはならない。地元でできるのは地元で育てて雇用を増やしていく。そういう力強いやる気と力強い答弁とやっていくんだという意気込みを、改めて商工労働部長の決意を伺いたいと思いますけど、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

ロボット化を含む産業DXに係る取組に関しましては、関係機関との連携でありますとか、企業ニーズの把握というものは大変重要であると認識しております。

県としましては、沖縄県工業連合会でありますとか、ISCOなどの関係機関と連携を強化していくということと、あとロボット関連企業を含む県内企業とも意見交換を行いながら、必要とされる人材の育成などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ありがとうございます。

ぜひ、前向きに地元経済、製造業、ロボット業等を強く頑張っていたいただきたいと思います。

続きまして6、県土強靱化について。

先ほど11の施設があるって言うんですけど、改めて教えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 津波浸水想定区域に立地している11市町村の庁舎ということで、11市町村を挙げればよろしいですか。

まず名護市、糸満市、国頭村、大宜味村、本部町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、伊平屋村、多良間村、竹富町の11の市町村の庁舎となっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 知事、改めて伺います。

知事も県民の生命と財産、やはり行政機能が、東日本大震災の津波が来ると、3階以下の庁舎の行政の機能が低下するんですね。知事、改めて知事がこれ先頭になって、指導助言していくべきではないかと。玉城知事、私そう思うんですけど、知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沿岸部にありますこの県内の自治体の高台移転については、まず当該市町村の検討状況が重要であろうというように思われますし、先般は沖縄県と那覇市で災害対応のための、いわゆる司令塔部分を担うことについての意見交換もさせていただいて、災害のときにはしっかりと対応できるように協力していきましょうということも意見交換、協議をさせていただきました。そのように、広域的な観点で各市町村がそのエリアで万一被災した場合にはどのような連携を取っていくかということについては、日頃からのやはりそのような対応といたしますか、意見交換も重要だろうと思っておりますので、引き続き、沖縄県からもそのような防災・減災のための取組をしっかりと進めていけるように、我々も一緒になって取り組みたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 部長、この高台に移転する場合、この補助等、こういった補助がありますか。伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設につきましては、緊急防災・減災事業債という事業が適応できるということになっております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 補助率は、どのくらいの補助率ですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 算定した起債対象事業費に対しまして、充当率100%で、交付税の算入率が70%ということになっております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ぜひ、そういう補助等がありますと、そういう形で指導助言、残り11の自治体に——私糸満市民ですけど、東日本大震災級の津波が来た場合、糸満市役所は3階以下、もう機能低下します。すぐ見て分かります。もう、すぐ海なんです。ですからもう危機感を持たないと、もっとスピード感を持って、ぜひ頑張っていたきたいんですよ。ぜひこれ知事の、この跡地利用も含めて、知事、お互い明るくしようよと。まずは高台に移して、市民、県民の命を守る、その跡地利用も明るくしていく。そういう形

で改めて、担当部長、頑張っていたきたいんですけど、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 先ほどから御説明しております緊急防災・減災事業債の活用等、市町村についても十分国とも連携しながら説明をしていきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 分かりました。国との連携も大切です。しかし、早めに移さないと、いつこの災害がやってくるか分からないというこの危機感を持って、ぜひ速いスピード感で頑張っていたきたいんですけど、担当副知事は、どなたが担当副知事ですか、答弁を伺います。一緒になって先頭に、どうですか。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 先ほど公室長からもありました、本来庁舎の整備は一般財源100%ですけれども、そういう災害時の機能ということで約7割の交付税措置がある起債が使えるということで、私も防災課長のときから働きかけてきました。引き続き、それぞれの庁舎の建て替え時期などもあるので、なかなか一遍にというわけにはいかないと思いますけれども、建て替え等を検討する場合には積極的に情報提供等を行っていきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 ぜひ早いうちに、いざ津波が来たら怖いので、ぜひ頑張ってください。

改めて、また元に戻ります。

農林水産部長に伺います。

今苦しんでいる畜産農家の経営状態、部長自ら現場を見たことはありますか。伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

私も含めて、令和4年度はまた酪農家の意見交換とか、先月1月は石垣市の畜産の女性の農業士の方との意見交換、そして中部の畜産農家と意見交換をしてみました。議員おっしゃるように、経営状況が厳しいという声を聞きます。開催状況としましては、令和4年度は23回、参加人数174名。令和5年度は72回、参加人数1261名です。

県としましては、畜産農家の経営力強化のため、また引き続き意見交換を生産者そして市町村、関係団体

と実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 まず和牛を伺います。現場で子牛を見たことはありますか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

中部農業改良普及センターの所長をしておりましたときも、現場を見たことがございますし、普及指導員ですので、子牛とか牛舎等々は見たことはございません。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 これは公的な施設です。ちゃんと個人事業者がやっているものを見ましたか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 繰り返しになるんですけども、普及センター所長時代も現場のほうへ参りました。また、普及指導員のときも現場のほうは見ております。また、畜産担い手育成総合整備事業ということで、黒島のほうの牛舎等々も少し見学させていただきました。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 大事なことは、畜産、酪農ももがき苦しんでいるときに、まず36億円の支援は分かります。一定の評価をします。足りないんです。ですから、もっと現場の痛みと涙、もう私ももらい泣きをするんですよ。明日、どう飯を食っていいのかとか。もう借金に借金を重ねて借り切れないんですよ。この現場の問題に今国の支援、市町村の支援を待っている。足りない。だから400億あるこの財政調整基金を――トータルで800億ありますが、基金が。知事、部長、ここをまず急いで、急いで、生きるか死ぬかなんですよ。この100億を酪農、畜産、和牛、こういったこの沖縄県畜産業の経営体質強化、この関係者にまず先に配って、給付してほしいんですよ。もうこれはすごいですよ。家も取られるってぐらいですよ、もう。固定資産税も払い切れないってぐらい悲鳴ですよ。このくらいですよ、今。だから現場を見たことあるかという、昨日の座波議員からも強い指摘がありましたよ。ここなんですよ、現場の声っていうのは。悲鳴なんですよ。ですから、改めて何うんですよ。部長から、担当副知事にも知事にもしつかり、早い救済措置をやりましょうと上げていただだけませんか。伺います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

肉用牛繁殖農家も含めて、畜産農家の経営は厳しい状況にあると認識しております。県のほうでも農業産出額の約2割を占める肉用牛の振興は重要であると考えております。緊急的な飼料費補助や価格安定対策、生産基盤整備やまた優良種雄牛の造成等も含めて、今後様々な施策により農家の支援に取り組んでまいりたいと思います。あわせて、市町村、また生産者、関係団体等とも連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 最後に知事、本当に悲鳴です。もう知事が救いの手を、部長の答弁というのは毎回一緒でちまちま遅い。もう助けてほしい。最後、誰一人取り残さない社会で知事を先頭に救済してほしい。知事の最後の答弁を聞いて、私の質問を終わります。知事をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほども答弁をさせていただきました。どのような財源で、どのぐらいの規模の支援ができるのかということは、これは沖縄県の、例えば農業産出額の2割を占めている肉用牛の生産農家の方々も非常に強い御希望も持っていらっしゃるでしょう。ですから、我々としても国の補正予算、あるいは県独自の補正を組めるかどうかということも含めて、またさらなる支援策についてしっかり検討していきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 新垣 新議員。

○新垣 新 議員 最後に、財調から100億切り崩して給付を一日も早く、救済していただきますよう知事に強く求めて、誰一人取り残さない社会を信じたい。期待をして質問を終わりたいと思っております。

13期、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

(中川京貴 議員登壇)

○中川 京貴 議員 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従い順次質問を行いたいと思っております。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄振興策について。

令和6年度沖縄振興予算案が2678億円と決定されたことについて、知事はどのような評価をしているのか伺う。

(2)、沖縄県における物価高騰対策について。

ア、昨年11月に成立した国の補正予算において速やかに給付を行うよう要請のあった低所得者向けの給付金について、県内各市町村における支給状況はどのようなになっているのか伺う。

イ、県としてこれまで実施してきた支援措置に係る予算執行状況、執行率及び執行額について伺う。

(3)、沖縄県に一国二制度を導入し県民所得を上げ、豊かさが実感できる県政づくりについての知事の見解を伺う。

(4)、うるま市東山カントリークラブ跡地における自衛隊訓練場整備計画について伺う。

2、米軍基地問題について。

(1)、沖縄県では普天間基地をはじめとする嘉手納以南の米軍基地返還が予定されている。この広大な基地跡地に未来都市を建設することは、沖縄県はもちろん日本経済の成長に資する大きな可能性を有するものです。このような大規模な都市開発は、全国的にも例を見ないものであり、どのような都市を構想するか早い段階で様々な施策の議論・検討が必要です。

ア、沖縄統合計画に基づく今後の主な返還予定地、約1000ヘクタール(約10平方キロメートル、東京ドーム約220個分)の返還予定地の市町村との連携や県のビジョンについて伺う。

イ、議論・検討を加速するための対象となる米軍基地の返還時期について伺う。

(2)、普天間飛行場返還跡地の利用について。

ア、返還対象となる地区における先行取得の状況と今後の見込みについて伺う。

イ、県では普天間飛行場の跡地利用計画については、全体計画の中間取りまとめを行うなど調査事業を行っているが、実効性のある計画の実現に向けた本計画策定のロードマップについて伺う。

(3)、キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区について。

ア、当該地区の返還に至るまでの経緯と現状について伺う。

イ、今後の利活用方針について伺う。

(4)、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練は、平成8年の日米特別行動委員会(SACO)の最終報告で伊江島補助飛行場への移転が合意されている。しかし、合意後も周辺住民の反対の声を無視し降下訓練が実施されたが、県の取組について伺う。

(5)、嘉手納基地における米軍機の騒音、環境被害について。

ア、嘉手納基地への外来機による騒音被害について

伺う。

イ、米軍人の事件・事故の件数について伺う。

3、文化観光スポーツ行政について。

(1)、沖縄観光の振興について、大型クルーズ船の来県が復活をしてきているが、クルーズ船係留施設の整備・稼働状況に加え、中心市街地へのアクセス手段の確保をどのように図っているのか伺う。

(2)、Jリーグ規格対応サッカースタジアム構想の進捗について伺う。

(3)、沖縄空手の継承発展について。

ア、沖縄空手ツーリズムがもたらす県経済への効果について伺う。

イ、沖縄空手世界大会開催事業として1億円が当初予算で組まれているが、多くの空手関係者からの期待も大きい。沖縄の空手を世界にアピールするための県の支援について伺う。

4、医療・福祉政策について。

(1)、医療行政について。

ア、中部病院の建て替え問題について、病院事業局、保健医療部は、地元うるま市とどのような調整を行っているのか伺う。

イ、来年度中に琉大病院等が移転し沖縄健康医療拠点が本格的に始動するが、県当局ないし病院事業局として、どのような連携を図る考えか伺う。

5、県内社会資本の整備について。

(1)、那覇空港滑走路増設に伴い1000万人観光立県・1兆円観光産業を目指していたが、それもクリアして1000万人観光から1200万人へと引き上げたことにより国道・県道の交通渋滞が予測されるが、その対策と課題について、私が提案した2次交通による高速船（海上タクシー）の活用（那覇から北谷まで15分、名護まで40分、本部まで50分）について検討したか伺う。

(2)、鉄軌道導入について、戦前嘉手納町では、南部から嘉手納ロータリーまで軽便鉄道路線がありました。第二次世界大戦時に鉄道・比謝橋も破壊されました。国道58号の比謝橋においては復元されましたが、軽便鉄道においては復元されておりません。沖縄県の振興の一つとして西回りは那覇市から浦添市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、読谷村、名護市と、東回りは南部から西原町、中城村、北中城村、沖縄市、名護市、北部まで1時間で着く鉄軌道を通すことが将来の観光立県に向けた沖縄振興策になると、これまでの一般質問、代表質問で取り上げてまいりましたが、県の見解を伺う。

6、犬・猫殺処分ゼロについて。

(1)、令和6年度に向け、犬・猫殺処分をゼロにするための課題と今後の取組、目標、数値を伺う。

(2)、動物愛護管理センターとボランティア、愛護団体との協力体制の強化について伺う。

(3)、犬・猫殺処分ゼロを目指し、私が提案した南部・中部・北部・離島など市町村と連携したシェルター設置についての現状と課題について伺う。

(4)、各小中学校での動物愛護への認識を高め、講演会や触れ合い教室を開き、動物（ペット）はおもちゃではない、飼ったら最後まで飼いつける、動物愛護の普及啓発に向け犬・猫殺処分ゼロに取り組むことを提案しましたが、教育長の見解と今後の取組について伺う。

7、教育行政について。

(1)、沖縄県離島体験交流促進事業について。

ア、平成22年度からスタートした離島体験交流促進事業のこれまでの成果と課題、予算について伺う。

イ、令和6年度の離島体験交流促進事業の学校数と人数、予算について伺う。

ウ、離島体験交流促進事業のメニューでは、本島の児童が離島で体験交流することができても離島の児童が本島に来ることができないため、私は不公平だと、離島の児童も本島で学び、本島を経由して離島に体験学習する仕組みを提案して実現したが、これまでの成果と課題、令和6年度の状況を伺う。

(2)、教職員について。

ア、教職員による長期的な休暇・短期的な休暇についての内訳と臨時職員による対応と予算について伺う。

イ、教員不足の原因と対策について伺う。

8、我が党の代表質問との関連について。

島尻忠明議員の代表質問の4の(1)ア、放置車両及び放置艇の現況と処分の方向性について伺います。

なお、答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての(1)、令和6年度沖縄振興予算案に対する評価についてお答えいたします。

令和6年度の沖縄振興予算案につきましては、前年度比1億円減の総額2678億円となっており、うち沖縄振興一括交付金が、前年度比4億円増の763億円が計上されたほか、持続可能な国際観光景観モデル事業など、観光関連経費が新たに計上されております。ま

た、令和5年度の補正予算として、沖縄振興公共投資交付金で約39億円、防災・減災、国土強靱化に資する公共事業費で約132億円など、沖縄振興予算として約329億円が計上されており、国の財政状況が厳しい中、本県に対して御配慮いただいたものと認識をしております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のA、低所得者世帯への給付状況についてお答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用した、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付については、1月末までに12市町村が支給を開始し、2月末までに37市町村が支給を開始する予定であります。

県としましては、速やかな支給が実施されるよう、市町村に対して助言等の支援を行ってまいります。

同じく1の(3)、一国二制度についてお答えいたします。

沖縄県では、企業誘致や投資の促進等を目的として、国際物流拠点産業集積地域や経済金融活性化特別地区、全県を対象としている産業イノベーション促進地域などの税制に係る特区・地域制度が設けられております。特区・地域制度は、10年間40%の所得控除や、4年間の繰越しが可能な投資税額控除など高い控除率や控除期間が措置されており、他に例のない一国二制度的な内容となっております。

県としては、特区・地域制度のさらなる周知に取り組むとともに、同制度を最大限に活用することで、県内産業のさらなる振興を図り、県民所得の向上につなげてまいります。

次に2、米軍基地問題についての(1)のA、返還予定地の市町村との連携や県のビジョンについてお答えいたします。

県では、返還が予定されている駐留軍用地の跡地利用について、平成25年1月に中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を関係市町村と共に策定し、連携して効果的な跡地利用の検討を進めております。広域構想では、各跡地の特性を生かしつつ、広域的観点からの連携した開発により、中南部の都市構造を再編し、機能を高度化した沖縄全体の発展につなげる都市の形成を目指しております。

同じく2の(2)のA、普天間飛行場の土地取得の状

況と今後の見込みについてお答えいたします。

県では平成25年度から取り組んでいる普天間飛行場内の道路用地について、今年度、目標面積を約4ヘクタール追加しました。令和6年1月末現在、県では、新たな目標面積22ヘクタールの70%に当たる約15.4ヘクタールを取得しております。仮に令和6年度から毎年1.2ヘクタールずつ取得することができた場合、令和11年度で取得できる見込みであります。

県としましては、引き続き、戸別訪問や県ホームページ等の広報媒体を活用して、地権者への制度の周知や基地跡地利用について御理解いただき、早期に取得完了できるよう取り組んでまいります。

同じく2の(2)のイ、普天間飛行場跡地利用計画策定のロードマップについてお答えいたします。

県と宜野湾市は、令和4年7月に策定した全体計画の中間取りまとめ(第2回)を踏まえ、この2月に開催しました普天間飛行場跡地利用推進会議において、跡地利用計画策定に向けたロードマップとなる全体行程計画の更新について説明し公表したところです。今後は行程計画に基づき、計画内容の具体化に向けた検討を進めるとともに、社会情勢の変化に対応しながら、令和9年度に全体計画の取りまとめを策定することを目標とし、引き続き市と緊密な連携を図り、県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいります。

同じく2の(3)のイ、ロウワー・プラザ住宅地区の今後の利活用方針についてお答えいたします。

ロウワー・プラザ住宅地区の跡地利用については、同地区を有している沖縄市と北中城村により、商業・サービス用地や住宅用地、緑地等を配置した土地利用プラン案が作成されており、これを基に地権者等との合意形成に取り組んでいると承知しております。

県としましては、引き続き市、村と緊密に連携を図り、跡地利用に向けた取組を推進していきたいと考えております。

次に5、県内社会資本の整備についての(1)、高速船活用の検討状況についてお答えいたします。

本島間を運航する高速船については、現在、民間航路事業者において、那覇-本部間を名護経由で運航しております。同高速船については、コロナ禍の影響もあり、需要が伸び悩んでいると聞いておりますが、本島北部に予定されているジャングリアの開業により、今後は需要が増えるものと期待しております。

県としましては、引き続き、同事業者と意見交換しながら、交通渋滞の緩和や2次交通を含む需要喚起について、観光部局と連携して取り組んでまいります。

同じく5の(2)、鉄軌道ルートにおける県の見解に

についてお答えいたします。

県では、平成26年度から3年半をかけ、構想段階の計画書策定に取り組み、学識経験者で構成される委員会の助言等を得ながら、鉄軌道のルート検討を行いました。その際、延べ6万2000件の県民意見や採算性も踏まえ、那覇市から浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村を經由して名護市を結ぶ概略ルートを決定しております。

県としましては、県民との議論を踏まえ決定したルートに基づき、計画段階に向けた国との議論を進めていきたいと考えております。

次に7、教育行政についての(1)のアと(1)のイと(1)のウ、離島体験・デジタル交流促進事業の成果等について。7の(1)のアから7の(1)のウまでは関連しますので、一括してお答えいたします。

本事業は、平成22年度から開始し、令和5年度末時点で予算総額約24億2000万円、延べ491校、3万1308人の本島及び離島の児童生徒を派遣しております。そのうち、離島の児童を対象としたメニューについては、平成26年度補正予算にて島の魅力再発見推進事業として事業化され、平成28年度以降は事業を統合して継続しており、これまで延べ46校、471人の離島の児童を派遣しております。本事業を通じて、離島の魅力や重要性に対する児童の認識が深まり、特に離島の児童については、自身が住む島への誇り・愛着の醸成につながっているほか、離島の民泊拡充や体験プログラムの開発が進められ、島の活性化につながっております。令和6年度予算案は、約1億7000万円を計上しており、令和5年度と同程度の28校、約1300人、そのうち離島の児童は、7校、47人を派遣する予定となっております。

県としては、引き続き、将来を担う児童の離島に対する理解促進を図るとともに、体験プログラムの質の向上及び民泊を中心とした受入れ体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

(宮城 力 総務部長登壇)

○宮城 力 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、物価高騰対策の執行状況等についてお答えいたします。

県においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。執行状況については、1月末時点の支出負担行為ベースで、令和4年度分は、133

億円に対し執行額が104億円、執行率78%。令和5年度分は、直近の11月補正予算で計上したものを除いた予算額160億円に対し、執行額127億円、執行率79%となっております。

県としましては、引き続き、同交付金等を活用して、物価高騰による県民生活や経済活動への影響に適切に対応してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

(溜 政仁 知事公室長登壇)

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(4)、うるま市の陸上自衛隊訓練場整備計画についてお答えいたします。

去る2月11日に防衛省が実施した説明会では、参加された多くの住民から計画に強く反対する意見が相次いだと承知しております。また、2月16日に、うるま市石川地区自治会長連絡協議会から知事に対し、計画断念を求める要請があったところです。このため、2月17日の防衛大臣との面談において知事から、政府においては、近隣住民の様々な不安を真摯に受け止め、地元の意向を尊重する姿勢を示すこと、計画を一旦白紙に戻し検討することを求めたところです。

次に2、米軍基地問題についての中の(1)のイ、嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還時期についてお答えいたします。

統合計画において、提供施設ごとに示された返還時期については、全て「又はその後」と表記されており、明確にはなっておりません。

県としては、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから確実に実施される必要があると考えており、返還時期、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順の十分な説明・更新を行うこと等を政府に求めているところです。

同じく2(3)のア、ロウワー・プラザに係る経緯についてお答えいたします。

平成25年4月に発表された統合計画において、キャンプ瑞慶覧の一部であるロウワー・プラザ住宅地区は、地区内の家族住宅102戸をキャンプ瑞慶覧内の他の場所に移設することを条件として2024年度、またはその後返還可能とされております。令和4年5月、岸田内閣総理大臣が、返還に先立って緑地公園として利用に供することを表明し、同月、緑地公園として必要な整備を行うため共同使用することが日米合同委員会で合意されております。昨年10月末には既存住宅の解体が完了し、本年1月、緑地公園として一般

利用するため共同使用することが合意され、今年度中に利用開始される予定となっております。

次に同じく2の(4)、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練に係る取組についてお答えいたします。

パラシュート降下訓練については、平成8年の日米合同委員会で伊江島補助飛行場への移転が合意されたにもかかわらず、平成19年に例外的な場合に限り嘉手納飛行場を使用することが同委員会で確認されたとして、訓練が繰り返し実施されております。県は、パラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えております。このため昨年12月から今年2月にかけて同訓練が実施されるたびに、日米両政府に対し強く抗議するとともに、伊江島補助飛行場の滑走路が整備されるまでの間は、国外・県外を含めた運用を行うことを求めています。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 2、米軍基地問題についての(5)のA、嘉手納基地への外来機による騒音被害についてお答えいたします。

嘉手納飛行場にF22戦闘機等の外来機が暫定配備された後の令和4年11月から令和5年10月までの1年間について、前年同期間における騒音測定結果と比較したところ、13測定局中12局で、1日当たりの騒音発生回数が増加しており、沖縄市山内局及び北谷町北玉局では、約1.5倍に増加しております。また、最大騒音ピークレベルについては、13測定局中8局で増加しており、砂辺局では、113.1デシベルから117.9デシベルに4.8デシベル高くなっております。これらのことから、外来機の暫定配備による騒音が嘉手納飛行場周辺的生活環境に大きな影響を与えているものと考えております。

次に6、犬・猫殺処分ゼロについての中の(1)、犬・猫殺処分ゼロへの課題と今後の取組等についてお答えいたします。

県は、人と動物が共生できる社会を実現するため、平成21年に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、おおむね5年ごとに改定して引取り数の削減や譲渡数の向上などに取り組んでおり、犬・猫の殺処分数は、最も多かった平成8年度の2万4257頭から令和4年度は225頭まで減少しております。現行の推進計画における犬・猫の殺処分数の目標値360頭は達成しているものの、さらなる削減については、野良猫の引取り

が多いことや、引き取った犬・猫の譲渡先の確保などが課題となっております。

県としましては、引き続き適正飼養の啓発、譲渡推進棟の活用による譲渡機会の拡大等に努め、できる限り早期に殺処分ゼロを達成したいと考えております。

同じく6の(2)、動物愛護管理センターと愛護団体等との協力体制強化についてお答えいたします。

動物愛護管理センターでは、愛護団体等からの相談や情報提供依頼について随時対応しているほか、意見交換会を毎年開催しております。県では、愛護団体等からの要望を踏まえ、病気等のため譲渡が難しい犬・猫をみとる活動への補助制度の創設や、TNR活動の不妊去勢手術への支援拡充など、愛護団体等に対する支援の内容を改善してきております。

県としましては、引き続き愛護団体等と意見交換を行い、協力体制の強化を検討してまいります。

同じく6の(3)、市町村と連携したシェルター設置についてお答えいたします。

県では、犬・猫殺処分ゼロに向けて、令和4年10月に動物愛護管理センター譲渡推進棟の供用を開始しており、犬・猫の譲渡機会の拡大、動物愛護・適正飼養に関する普及啓発や学習の場などとして活用しているところです。市町村におけるシェルターの設置については、施設の機能や管理体制などについての市町村の十分な理解が必要であることから、県としましては、市町村に対し譲渡推進棟の視察を実施するなどして、その機能等の周知や理解促進に努めてまいりたいと考えております。

次に8、我が党の代表質問との関連についての中での放置自動車の現況と処分の方向性についてお答えいたします。

県においては、令和5年9月に県内市町村へアンケート調査を行っており、回答のあった38市町村のうち、放置自動車の状況を把握していると回答した市町村は31市町村でした。放置自動車については、所有者の責任で処理されるべきと考えておりますが、所有者不明等の場合は、土地管理者が処理することとなり、その場合、道路法や都市公園法等の個別法令や市町村で制定している条例に基づき処理されるものと認識しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 2、米軍基地問題についての御質問の中で(5)のイ、米軍人等による事件・事故の件数についてお答えをいたします。

過去3年間における米軍構成員等の刑法犯の検挙状況は、令和3年中が41件44人、4年中が54件46人、5年中が72件60人となっており、合計で167件150人となっております。罪種別に見ますと、強盗などの凶悪犯が4件9人、傷害などの粗暴犯が15件16人、窃盗犯が70件67人、知能犯が15件3人、わいせつなどの風俗犯が5件5人、器物損壊などその他の罪種が58件50人となっております。検挙人数を身分別に見ますと、軍人が106人、軍属が9人、家族が35人となっております。

次に、過去3年間における米軍構成員等の人身事故は、令和3年中が127件発生し、うち飲酒絡み事故は5件。4年中は94件発生し、うち飲酒絡み事故は7件。5年中は102件発生し、うち飲酒絡み事故は7件となっており、過去3年間における米軍構成員等の人身事故発生総件数は323件で、そのうち飲酒絡み事故は19件であります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 3、文化観光スポーツ行政についての(1)のうち、大型クルーズ船係留施設の整備・稼働状況についてお答えいたします。

大型クルーズ船対応岸壁は、県内の5港で整備されております。那覇港では、23万トン級と17万トン級。石垣港、平良港、本部港では、22万トン級。中城湾港では、16万トン級のクルーズ船に対応しております。令和5年の寄港回数は、それぞれ那覇港79回、石垣港35回、平良港19回、本部港1回となっております。

次に8、我が党の代表質問との関連についてのうち、放置艇の現況と処分の方向性についてお答えいたします。

令和5年3月時点の放置艇の状況は、県が管理する38港湾において689隻を確認しております。放置艇を撤去する手続については、所有者が判明している場合、港湾管理者が港湾法及び港湾管理条例により、船舶の撤去を命令し、それに従わない場合は、行政代執行により撤去することとなります。一方、所有者不明の場合の手続については、廃棄物として処分するなど、他の管理者の事例も参考に検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 3、文化観光スポーツ行政の(1)のうち、クルーズ船の寄港におけるアクセス手段確保についてお答えします。

クルーズ船の寄港時には、クルーズ船社が県内旅行会社にツアーバスやシャトルバスを手配するとともに、県や周辺市町村等で構成される地元受入れ団体が寄港情報を事前にタクシー協会に共有し配車を依頼するなど、乗客が円滑に移動できるよう連携して取り組んでおります。また、県では、乗客の訪問先の分散化や効率的な周遊を促すため、船社と共同で循環バスの実証運行を行うなど、今後の本格的な寄港再開に向け、2次交通の機能強化に取り組んでおります。

同じく3の(2)、Jリーグ規格スタジアム整備の進捗についてお答えします。

Jリーグ規格スタジアムの整備は、フットボール専用スタジアムとして、法手続への対応、既存イベントの調整、整備費の縮減、財源の確保等の課題に取り組んでおります。今年度は、コスト縮減と効率的な運営を目的に、2万人規模の収容として整備する手法と、当初は1万人規模として整備した後、2万人規模へ段階整備する手法との比較検討を行いました。また、PFIによる事業実施や整備後の運営方法、にぎわい創出の方策等について、有識者ヒアリングや民間事業者サウンディング等を実施しております。

同じく3の(3)のア、空手ツーリズムの経済効果についてお答えします。

県が令和2年3月に実施したアンケート調査によると、空手ツーリズムの経済効果は、県外・海外の空手愛好家の平均滞在日数を11日、滞在中の1人当たり消費額を14万6753円と試算しており、他の観光客と比べ日数、消費額とも多くなっております。また令和元年度に、県外・海外から8871人が来沖しており、多人数・複数回の訪問も多いことから、沖縄を発祥の地とする空手は、観光資源として大きな波及効果が期待されます。このため県では、空手ガイドの養成、旅行商品の開発支援、空手会館の多言語対応など、空手ツーリズムを積極的に推進してまいります。

同じく3の(3)のイ、沖縄空手世界大会の開催についてお答えします。

県では、沖縄伝統空手道振興会等とともに大会実行委員会を設置し、今年8月に開催する第2回沖縄空手少年少女世界大会に向けて準備を進めております。これまで県内予選や審判講習会を実施しており、今後は大会の周知広報、県内離島・県外・海外予選の実施、交流演武会、沖縄空手セミナーのプログラム調整、シャトルバスの運行検討等を行ってまいります。大会の開催により、世界中から少年少女やその家族が集結し交流を深めるとともに、沖縄空手の技や精神性を今後も正しく伝えていく機会が創出されるものと考えてお

ります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 4、医療・福祉政策についての御質問のうち(1)のア、中部病院建て替えの検討状況についてお答えします。

中部病院は、地域の中核病院であることから、建て替え等に当たっては、広く関係者の意見を踏まえることが重要だと考えております。このため、令和5年度は、保健医療部のほか、中部市町村会、外部有識者等を含めた検討委員会を設置し、中部病院が将来果たすべき役割、医療機能、施設全体の建て替え等について協議を行うとともに、中部地区の医療機関、市町村消防、県立病院全職員等へアンケートを実施しております。

病院事業局としましては、これまでの検討結果や検討委員会の意見等を踏まえつつ、可能な限り早期に、南病棟の耐震化方針を含む県立中部病院将来構想を策定することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 4、医療・福祉政策についての(1)のアのうち、中部病院建て替えに係る地元との調整についてお答えします。

県立中部病院の建て替えについては、病院事業局が設置する将来構想検討委員会において、協議が行われております。保健医療部も委員会に構成員として出席し、中部病院の果たす役割や医療機能等について意見を述べているところです。

同じく4の(1)のイ、沖縄健康医療拠点との連携についてお答えします。

琉球大学医学部及び大学病院の移設を中心とする沖縄健康医療拠点との連携については、現在、琉球大学病院と医学部管理研修棟に入居する沖縄県地域医療支援センターの機能について協議を行っており、移転後、連携して医師派遣機能の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 6、犬・猫殺処分ゼロについての中の(4)、動物愛護の普及啓発についてお答えいたします。

学校教育において動物愛護の認識と知識を高めるこ

とは、生命尊重の心を育てる観点からも大切なことであると考えております。県内の小中学校においては、校内で動物を飼育することによる動物との触れ合いや、道徳、総合的な学習の時間等で、動物愛護について学習しております。また、児童に犬・猫に関する知識や適正な飼育方法を身につけることを目的に、愛玩動物飼養管理士を講師とした、環境部による出前授業を実施しております。

県教育委員会では、今後も関係部局と連携し、命の大切さや思いやりの心を育む教育を通して、動物愛護の意識の醸成に取り組んでまいります。

続きまして7、教育行政についての中の(2)のア、教職員の休職者等の状況についてお答えいたします。

令和4年度における教育職員の病気休職者は381人で、令和元年度に比べて38人の減。育児休業者は、学校事務職員等も含め838人となっており、59人の増となっております。休職等については、その業務を代替するため臨時的任用職員を配置しており、これに要した人件費は、病気休職者については約6億8000万円で、令和元年度に比べて約1億2000万円の減。育児休業については約23億7000万円で、令和元年度に比べて約1億円の増となっております。

同じく(2)のイ、教員不足の対策等についてお答えいたします。

教員不足の主な理由としましては、特別支援学級増による教員定数の増加や年度途中の休業等に係る代替教員の確保が追いつかない状況があります。その対策として、教員選考試験の制度改革を実施したことにより、令和5年度の志願者数は2997名となり、前年度と比較して128名増加、また、合格者数についても578名となり、前年度と比較して114名増加しております。また、県内外における募集に関する各種セミナーや大学生への説明会等を実施した結果、参加者から102名の臨時的任用職員を任用いたしました。

県教育委員会としましては、引き続き、教員確保に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 8、我が党の代表質問との関連についての(1)のうち、漁港内における所有者不明の放置艇の現況と処分の方向性についてお答えいたします。

令和5年度に実施した放置艇実態調査におきましては、県管理の27漁港で535隻の放置艇を確認しております。

県としましては、放置した者を調査し、所有者等の確知に努めているところです。しかし、調査を尽くしたにもかかわらず、廃棄物に該当し、所有者等を確知できない場合は、予算を確保した上で、漁港管理者の責任において処理することになります。

県としましては、引き続き、放置艇の解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 それでは、知事の政治姿勢について再質問を行いたいと思います。

(3)の一国二制度について再質問を行います。

経済自立を図り、県民所得を上げるために、一国二制度的な経済特区を創設し、法人税や関税などの大幅な減税により国内外の企業誘致、雇用の拡大を図るよう、私は、知事、実は平成24年の議会の一般質問でもこの問題を取り上げております。先ほど部長の答弁で、一国二制度的な税制措置も行われているという答弁がございました。先ほど部長が答弁したものは、経済金融活性化特別地区において40%の法人税やまた減税があると。しかしながらこれは、名護市しか適用してないんですよ。その理由は何でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

沖縄振興特別措置法第55条第1項において、経済金融活性化特別地区は、「一を限り指定することができる。」とされております。この一が一自治体、つまり名護市のことになってございます。これが根拠でございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 その特区は、やはり沖縄県の知事が認定をして、国に要請すれば、国はその許可を与えるんですか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 特区の名護市の指定については、これを変更、追加をする場合に、つまり地域を拡大する場合については、法の改正が必要になるということでございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 玉城知事。知事、よろしいですか。この経済金融活性化特別地区の認定は、この認定を受ければ所得税控除、そして国税の法人設立後10年間、所得最大40%、法人の課税所得から控除が受けられる。また、特別償却として、設備取得価額の限度額20億円の一定の割合、建物・建物附属設備25%、機械・装置、器具・備品50%など、特別償却が

受けられる制度なんですよ。私が先ほども申し上げた、一国二制度沖縄を主張すべきではないかというのは、その特区を名護市はもちろんそうですが、沖縄県全体で受けられる制度をつくれないう質問なんです。知事、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 沖縄関係税制の拡充を要望する際には、県は内閣府を通して財務省へ税制改正の要望を行うこととなります。

県としては、沖縄関係税制について県内経済団体等との意見交換を行い、拡充要望があれば当該要望について内閣府と必要な調整を行ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 玉城知事、なぜこの質問をするかということ、中小企業投資促進税制における特別償却は、事業用資産の取得直後から減価償却費とは別に経費を計上できる税制優遇措置です。中小企業などによって設備投資による負担は大きいものの、特別償却を活用することで当面の税負担が軽減できるということなんですよ。私は先ほども言いましたが、基地の返還、跡利用、そういったこれから出てくる、先ほども少し説明しましたが、約1000ヘクタール、10キロ平方メートル、東京ドーム約220個分の基地が返還されます。そういった意味で、そういった税制を受けて、特区を受けて、まちづくり、県政づくりをすべきじゃないかと思いますが、知事の見解を伺いたい。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県としましては、この現況の特区制度、それからもちろん地域制度のさらなる周知を図ってまいりたいと思いますが、議員御案内のように、今後の基地の跡地利用において、より優位な形で沖縄の発展が展望できるということであれば、様々なそのような優遇の措置、いわゆる一国二制度的な内容についても検討をしてみたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 部長の答弁もありまして、これまで税制、またいろんな企業の特区内で取り組んできたけれども、しかしながら、まだまだ県民所得は上がっておりません。第5次にわたって沖縄振興計画が出されて、知事御承知のとおり県道・国道、港湾、空港整備が整ってまいりました。ある意味で公共交通においては、本土と格差はなくなっているかもしれませんが、しかしながら現状は、県民所得は上がっていない。第6次もスタートしました。今度、第6次に向けてもこれからはやはり基地の跡利用、これまで土地を

提供された地主の皆さん方に、不利益の当たらないようなまちづくり、県政づくりが必要だと思っております。

そしてもう一つは、県民が肌で実感できるように県民所得を上げて、自立型経済を目指すためには思い切った政策が必要だと思っております。例えば、テレビやニュースで報道されました、熊本県で、台湾企業のTSMC、企業による半導体工場建設が約10年間で20兆円の経済波及効果があると報道されております。そういった大型企業を誘致する、また中小企業の皆さんもそうですが、そういった企業を誘致するための施策として、知事、どういう考えをお持ちでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県民所得の向上、それから県政の発展に関して、いわゆる沖縄振興特措法によって様々な、その我々も税の軽減策などがあるわけです。それに加えてこのような特区制度があるということについて、さらに議論を深めて、より有利な特区制度にしていくと。さらには法律の改正が必要ですがけれども、その区画を広げていくというようなことについても、鋭意検討していきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 (資料を掲示) 知事、この沖縄県の税制特例制度というのがあって、知事、ちょっと御覧いただけますか。この中で様々な特区、税制措置がなされていて、この名護市における制度が、やっぱりすばらしい制度があるんですね。これを沖縄県全県的に、もし知事がそういったチームをつくって、政府に要請をして、法律をつくっていただく。そうすれば、様々な企業が沖縄県全体的に事業ができると思っているんです。知事先頭に、政府に要請する考えはないでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 繰り返すようで大変申し訳ありませんけれども、やはりその沖縄県の発展にとってより必要なこの一国二制度的な内容を、これからも十分検討していく余地はあるというように考えております。

○中川 京貴 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事、ぜひこの件は、基地が返還されて後の跡利用、令和の時代にこの夢と希望が持

てる、返還されればこれだけの経済効果が生まれる。そして地域が潤う。そういうことが実感できることをひとつやっていただきたいと希望を申し上げます。

次に、教育行政、離島体験交流促進事業についての再質問を行います。

離島体験交流促進事業については、将来を担う子供たち、児童たちが離島の重要性、特殊性及び魅力に対する認識を深めるとともに、沖縄本島と離島との交流促進により、離島地域の活性化を図るための離島の振興策でもあるんですよ。知事これは、実は、平成22年、仲井眞県政の頃、我々が提案をしてそのメニューをつくっていただいた。そのときにはたしか川上さんが企画部長だったと思います。その後、謝花さんに。そのときは、本島の子供が離島で学ぶことはできても、離島の子供が本島に来られない。それはなぜか。離島体験交流というメニューの中だからできないと言われたんです。私は、当時の教育長に、同じ教育環境の中で不公平だと。離島の子供たちも本島に来て、例えば海洋博、そして嘉手納飛行場——道の駅、それと首里城——当時、首里城まだありました。沖縄の様々な地域を勉強して、またほかの離島を勉強するという制度をつくっていただきたいと要請しました。そして、それは実際できるようになっております。このメニューは——当時はメニュー別々だったんですが、今現状どうなっていますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 今、事業自体は一つの事業になっておりまして、本事業では離島の児童を対象とした場合、離島の児童を別の離島へ派遣するメニューと、離島の児童を本島へ派遣するメニューの2つがあり、それぞれ離島小学校の希望により実施しております。離島から本島への派遣においては、3泊4日の日程で群星寮の見学、寮生との交流会、離島出身者の社会人、大学生、本島小学校児童との交流、琉球大学の見学、企業訪問、職場体験などを行います。派遣後は、児童が派遣を通じて再認識した島の魅力や、体験交流を通じて感じたこと、さらに島の将来像について首長等へ発表する機会も設定しております。

県としましては、引き続き本事業を通して、離島の児童に対しても派遣体験の機会を提供できるように取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 部長、これは御承知のとおり、平成22年度スタートした——先ほど申し上げましたけれども、当時は163名、2476万円からスタートして、たしか3校でした。それが平成29年度に入り、

53校、約3716名、予算が2億6000万。先ほど部長の答弁では、今現在トータル24億円を投資したと。しかしながら、今年度の予算は2億円切っております。それが削減された理由は何でしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

本事業の令和6年度の予算案については、約1億7000万円となっております。令和5年度予算から660万円の減となっております。令和6年度は、コロナ禍後の離島側の受入れ能力を考慮し、令和5年度の派遣実績を踏まえた額を計上しております。

県としましては、新型コロナウイルスの影響で中止や廃止等があった中小規模離島の民泊の活動再開に向けた支援や、民泊ができる民家の新たな掘り起こしなど、引き続き受入れ体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 この離島体験交流促進事業は、御承知のとおりスタート時点では中学2年生も入っておりました。しかし中学生は修学旅行もあるということで、あまり応募者がいないということで小学5年生だけになっておりますが、ぜひ継続して、それともう一つ、やっぱりこの離島に行くこともあるので事故がないように、ぜひ安全確認だけはしっかりしていただきたいなど要望を申し上げて終わります。

次、高速船について再質問を行います。

交通渋滞緩和のため、沖縄県が船舶を所有して、先ほど民間航路の——取り組んでいるという話がありましたけれども、県がこの船舶を所有して民間航路事業者を指定管理する制度、つくっていただけませんか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答え申し上げます。

現時点で交通渋滞の解決のために県が船舶を所有することは検討しておりませんが、現在、既に民間航路事業者が那覇一本部間を高速船で運航していることから、本島北部への交通渋滞の緩和に向けた移動手段の在り方や、2次交通を含む需要喚起について事業者や関係部局と意見交換をしております。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事、実は過去に大田県政の頃、たしか吉元副知事が第三セクターの社長をしていたと思いますが、マーリンという高速船が走っておりました。そのときは観光立県沖縄、450万、500万人いみませんでした。しかしながら、今現在においては、もう1000万人超えてるんですね。その証拠に、国

道、県道の交通渋滞、その緩和のためにはどうしても海の2次交通が私は必要だと思っております。そして、船を1路線だけではなくて、1時間に1便通するような形で船の整備ができれば、私は2次交通は生きると思っておりますが、知事いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

便数を増やすことについては航路事業者の経営判断によると考えますが、現状の搭乗率や就航率などを踏まえ、航路事業者と意見交換をしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事、この2次交通、海のタクシーについて知事の見解を求めたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 かつて、マーリンでしょうか、運航しているときも非常に大きな期待がありましたし、今般この民間事業者が運営をしております高速船も、コロナの影響で非常に需要が落ちているとは聞いておりますけれども、また北部に総合テーマパークが出来上がるということで、これからの需要もまた高まっていくもののように思います。引き続き、事業者の取組について意見交換をしながら鋭意検討していきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 中川京貴議員。

○中川 京貴 議員 知事、先ほど最初の質問でもしましたけど、沖縄には軽便鉄道が通っておりました。南部から嘉手納まで。しかしながらこれは復元されておられません。私は、この南部から名護1時間——那覇から中部で大体20分ぐらいの鉄軌道、絶対にこれは沖縄の振興策として必要だと思っておりますし、知事御承知のとおり、西銘順治知事の時代、今のモノレール、あれはたしか私の記憶では昭和57年に設立されたと記憶しております。そのときはこのモノレールに乗る人がいるのかいないのかといろいろあったかもしれませんが、今当たり前のようにこのモノレールが整備されています。それどころか2両から3両編成に今年からなります。そういった意味では、過去の西銘県政、大田県政、また稲嶺県政、仲井眞県政と過去の歴代知事がこの沖縄県政をつくってきた。玉城知事もこれから2期目に入りましたので、玉城県政の中でこの沖縄の未来、どうつくるべきかというビジョンを示していただきたい。

以上で終わります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

呉屋 宏 議員。

○呉屋 宏 議員 じゃ、順番を変えて質問をさせていただきます。

まず5番の宜野湾マリーナについてから進めます。

30年以上たっている宜野湾マリーナですが、現状をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 宜野湾マリーナは、昭和62年の海邦国体に合わせて整備された公共マリーナであり、供用開始から36年が経過しております。平成18年度に指定管理者制度を導入しており、令和5年12月末の施設利用率は海上係留で約93%、陸上施設で約86%となっております。現在、係留施設等が老朽化していることから、修繕工事等を鋭意進めているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏 議員。

○呉屋 宏 議員 これもう、昭和62年ですから随分たっているんですね。それで、この間視察する機会がありました。少し見させていただいたんですけども、栈橋がもう半分ぐらいなくなっているんじゃないかと思う——半分はオーバーだけれども、ひっくり返っているものもあるし、この状況でびっくりしたのは、皆さんがやろうとしているのは、何か年間1億しかそこに修繕費がかからないと。何を言ってるのか。これ修繕に対しての予算じゃなくて、とりあえず1億だけつけとけっていうような話なのか、そこはどうなっているのか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 浮き栈橋につきましては、老朽化が激しいことから、令和3年から6年度にかけて大規模な改修工事を計画的に実施をしているところでございます。なお、修繕及び工事につきましては、施設利用者及び現場を管理する指定管理者の意見も聞きながら適切に対応しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏 議員。

○呉屋 宏 議員 部長、部長の言う大規模っていうのはどれぐらいの話か。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 浮き栈橋の修繕につつま

しては、令和3年度から取り組んでおりまして、令和3年度1000万程度、令和4年度は7000万程度、5年、6年度は1億円程度を計上して修繕に取り組んでいるところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏 議員。

○呉屋 宏 議員 あまり日本語がよく分からないので、ゆっくりしゃべってくださいね。

僕が見ている中では、1つの栈橋の右と左に船が置かれている。それを挟んで反対側にも右と左に置かれている。だけどその間に支柱が立っていてそこから電気を引っ張っているんだね。ところが、LバースだったかRバースとか何とか言っていたんだけど、僕よく分からないので。ただ、そこに行く栈橋の上に、太いコードがもうずっと転がっているんだよね。見たことあるか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 栈橋の老朽化の状況については、確認したことはございますが、今議員が御発言された状況については確認しておりません。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏 議員。

○呉屋 宏 議員 確認していない人と議論するのもおかしな話で、少なからず、この議会が終わったら、早速見に行ってもらえませんか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 現場を確認させていただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏 議員。

○呉屋 宏 議員 おまけに、1メートルぐらいの支柱が立っているんだけど、そこから水道と電気を引いているんですよ。ところが、そこにくっついている船の分だけないんですね。そうすると、そこに刺さっているコードを抜いて自分の船の物をつけたりするわけですよ。そこでけんかが始まっている、こんな状況ですよ。真剣にやっていただきたいと思います。それと管理棟のセンターのところに1つだけトイレがあるようですけれども、夏になると観光客が100メートルぐらい並ぶんだそうですよ。これを30年余りやっているのかなと思ったら情けなくて、これが観光立県の沖縄なのかと思ったら情けない。これは予算をつけない総務部長のせいですか。誰のせいかな。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 宜野湾港マリーナにつきましては、特別会計を立てまして土木建築部のほうで所管をしております。今議員御発言のトイレ等の状況につきましても、施設管理者や施設利用者の意見を聞いて、対応について考えたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 長い間、土建部にいるわけだから現状が分からないっていうのはおかしいですよ。とにかく見てください。僕は一発でびっくりしましたので。

(2)番目に移ります。

マリーナ南側の船だまり、ここに廃船がたくさんあるんですよ。この廃船どうするのか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 放置艇につきましては、一義的には所有者において撤去されるべきものと考えているところでございます。所有者が特定された場合には、撤去等について勧告するなどの対応を考えていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 あのね、特定されていますよ。僕が話を聞いたら。ただ、僕はそこで中部土木の職員を呼んで、ひとつ提案をさせていただいた。道路反対側は、プリンスホテルとか、ホテルがあるんですよ。観光で来る人たちが真下を眺めてみたら、廃船だらけだ。これ、皆さん予算つけて廃船を潰しなさいとは言わないから、どこかに移動してどこかで確保するってことはできないのか。その間に別のところに移して、そこで特定させながらどンドンどンドン廃船を処理していくっていうほうが現実的だよ。ずっとそこに置いてて、廃船処理するっていうのはおかしい。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 放置艇の状況につきましては、景観上も大変よろしくない状況と思っておりますので、議員御提案の対策につきましても、検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 ぜひ考えてください。

(3)番、宜野湾マリーナと宜野湾海浜公園。今まで、僕、宜野湾市にいてこの連携がなかなか取れないんですよ。今度の新しい指定管理者がそこに向けて進んでいきたいということで相談に見えていたけれども、ぜひやりましょうと。宜野湾のはごろも祭りとそのマリーナが協力をする。あるいは琉球海炎祭と協力をする。そういうような連携したものが、今までなかったっていうのが不思議。どう思いますか、部長。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 宜野湾海浜公園とマリーナの連携につきましては、今年度につきましては、産

業まつりですとか、琉球海炎祭のほか、音楽コンサートなどを連携して取り組んでいるというふう聞いておりますが、今後ともマリーナとの連携につきましては、積極的に取り組むよう、考えてまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 頑張ってください。

4番、国立自然史博物館誘致。

もう毎回やっているような思いだけど、今年度の目標、いわゆる皆さんが定めた1年前のものは、目標は達成できそうですか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

国立自然史博物館の設立誘致に向けましては、県では今年度企画展として、県立博物館・美術館や美ら海水族館での常設展、それから久米島町など5地域での巡回展の実施に加えまして、昨年10月には名護市でのシンポジウムを開催したところでございます。また、今年度は国に対して5回の要請を行うなど、国への働きかけを強化したほか、国全体の機運醸成を図るため、8月の「山の日」全国大会、それから1月の観光感謝の集いにおきまして、国立自然史博物館の誘致PRも行ったところでございます。来月には、国の理解や支援が得られますように東京でもシンポジウムを開催することとしているほか、今年度2回目の事業推進会議も実施予定としておりまして、委託業務の中において予定していた取組というのは、一応全て実施できる見込みという形になっております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 ちょっと順番変えましょうね。

県民会議の設立は進んでいますか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県民会議の設立に向けましては、民間事業者でありますとか経済団体、それから県行政機関等で構成します事業推進会議の中におきまして、どういった形で取り組んでいくかということを議論しているところでございます。

その中で、県として、民間団体を中心っていう形で、設立の方向性を議論しているところでございますけれども、県民会議を設立するには、まだまだ機運醸成が足りないといったようないろんな意見をいただきまして、そこについては取組が遅れているというような状況になっております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 去年12月でしたか、この県民会

議の件で経済団体を訪問しているっていう話も聞きました。聞いてみたら、5件程度。そのスケジュールでは追いつかないですよ。もうちょっと馬力をかけないと駄目だし、その専門の課をつくったといっても、なかなかそれが進められていないっていうのを感じました。

次年度からのスケジュールはどうしてますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時14分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長 失礼しました。お答えいたします。

次年度は、今年度に引き続き、機運醸成のための企画展でありますとか、シンポジウムの開催、国への要請などの取組を強化していくと同時に、この産官学で構成する検討委員会を設置しまして、沖縄県に設置するに当たってのコンセプトの展示や内容でありますとか、自然史博物館の在り方に関する基本方針といったものを検討していきたいというふうに考えているところでございます。また、あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくということを踏まえて、この自然史博物館に関する具体的なイメージを示すということなどをして、県全体が一丸となった取組を加速させていきたいというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 企画展ね、この間久米島へ行ってきましたよ。行ってきましたけど、もちろん、やらないよりはやったほうがいいんだけど、例えば名護にしても、中部にしても、南部にしても、もう少し積極的な形でできないか。人が集まる、例えばイオンだとか何か大きなスーパーの、その催物会場みたいなところがあるわけだから、そういうところでやってみたらどうね。市民会館とか博物館とかでやっても、なかなか周知できないですよ。だから、従来のものを変えるっていうことは大事なことですから、少しそこを検討してください。

それで6番、道路の渋滞問題、県道の在り方についてなんですが、宜野湾市の市道、これ宜野湾市喜友名から真志喜道路って言われてますけど、これね、前から言っているんだけど進んでいる気がしないんだよね。部長が課長時代の頃じゃないか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 那覇宜野湾線の終点である宜野湾市真志喜から喜友名を結ぶ道路につきまして

は、渋滞緩和の効果が期待されることから、最新のデータに基づく交通量の予測を行いルート案を作成したところでございます。現在、宜野湾市と意見交換を行っているところでありまして、引き続き、整備の可能性や事業主体等について検討していきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 4年間この質問をしてきて、4年間進展がない。このスピードでやっていたら、沖縄振興計画がなくなってから工事費がつくんじゃないか。そんなペースですよ、皆さんの。もうちょっと真剣にやってくれないかと思うんだけど、もう言ったってしょうがないから。ただ、これは大きく期待されている道路ですから、もっと真剣に考えて。もう一つは県道81号線かな、伊佐から上がってくる道路、北中城線。これ、前から少し検討してみたらどうかと。皆さん調査もしたはずだ。普天間三差路を十字路にしようと、伊佐から上がってきてそのまま北中インターに真つすぐつけたらどうかっていう話があったよね。調査も行ったはずだ。調査して報告書出したら、もう終わり。それ以上のものはない。それでは施策は前に進まないですよ。しっかりお願いします。

じゃ1番、消防防災ヘリ導入事業について。

ヘリ導入事業の進捗状況を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

消防防災ヘリの導入については、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において協議を行い、令和4年11月に基地整備場所、機体の使用等の4つの議題について可決し、市町村長へ承認を依頼しております。現在、39市町村長から承認をいただいておりますが、航空隊の隊員として市町村消防職員を派遣すること、あるいは基地整備場所を中城村の消防学校としていることなどについて、考え方の確認や関係機関との調整等を求める意見があり、現在、石垣市及びうるま市長から承認がいただけておりません。

県といたしましては、いただいた意見等を踏まえ、関係機関との調整や説明資料の作成作業を進め、引き続き丁寧な説明を行い承認に向けて取り組んでいるところであります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 これ私が前に皆さんに質問してから、この答え変わってるか。何がかわってるか。これ、僕は4年間やってきましたよ。まさに僕は、やっ

てみてとても感じているんだけど、これ公室長を誰かやるかで随分進むときと進まないときがあるんだよ。もうあなたで三代目だ。だから、同じ答えをここでやるんじゃないくて、どう汗をかいてそれを本当に片づけるかっていうのは真剣に考えてください。本当に中城でできるのか。これ、僕はこの間1月に本土からも専門家を呼んで、HEM-Netっていうんだけど、これはあっちこっちの防災ヘリをやってきた人たちですよ。その人たちも見に行ったら、呉屋さん、ちょっと無理ですよ向こうは、という話になっている。誰と相談してそこになったか。お金がないから、用地買収できないから、消防学校にとりあえず置いとけっていう話でしょう。この件、中城と協議しましたか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 平成29年度から令和3年度に、沖縄県消防防災航空センター（仮称）の整備候補地を選定するため、北部地域19か所、中部地域5か所、南部地域6か所の計30か所において調査を実施しております。それで、協議会のワーキンググループにて検討した結果、既存施設を利用でき、防災拠点として一体的な運用も図れるなどの優位性があることから、沖縄県消防学校を整備候補地として提案しているというところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 これ、皆さんどういふ人がこの検討委員会に入っているか分からないけれども、本当にヘリを飛ばしたことがある人が入っているのかなということまで、僕は言われました。もっと真剣に考えてほしいと思います。これね、西に普天間飛行場があるんですよ。前から言っているんだけど、前に進まない。住民説明会やりましたか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 消防学校地域の住民への説明は行っております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 これ、僕周辺に聞いたら、多分そういうことになると、住民どういふ反応するか分かりませんよ。同じような形になるかもしれないよ、今のうるま市の問題と。気をつけてやってくださいね。

次行きます。

2、中部病院の建て替え事業について。

(1)、中部病院の建屋についての現状を伺います。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 中部病院は、竣工年の異なる4つの建物で構成されております。古い順から、南病棟は昭和57年3月竣工で築41年、資料棟は平成3年9月竣工で築32年、本館は平成13年6月竣工で築22年、新棟は平成26年8月竣工で築9年となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 本竹局長、僕ほとんどの——読みあさりしました、中部病院。随分読みあさりしました。ここで問題点が随分浮き彫りになりましたね。第1回の県立中部病院将来構想検討委員会・部会、これも5回にわたって報告書を受け取りました。これ見ると、随分、もうその現場で建て替えようとする意図で進んでいる。そうだよ。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 私が院長を務めているときというか、もともと一番の問題点は南棟の耐震化の問題から始まっていると認識しております。平成26年に耐震化の診断を受けて南棟の耐震化ができていないということで、病院事業局と中部病院で南棟の耐震化についての協議が始まったものと認識しております。そのときに松本院長だったんですが、そのとき私はもう八重山病院に行っていたかもしれませんが、そこでその耐震の方法で——用途基準があるんですけれども、2、1.5、1.25、1.0というのがあります。1.5というのが非常に厳しい耐震基準で、それを基に南棟を建て替えるという話になると、患者さんを一旦外に出して、中に柱をたくさん造らないといけないということで、それは無理だろうということで、中部病院のほうからそれはできないですよということを病院事業局に話をしたっていうのは、松本院長から一応聞いておりました。それから、結局はなかなか病院事業局と中部病院でその調整がつかないままに、私が院長を引き受けたときに、これはどうしても耐震化の工事をしないといけないということで、一番基準の低い1.0——1.0というのは、実は議員も御存じのように阪神・淡路大震災以来、建物って外側にここの廊下もそうですけど、Xの柱がいっぱい建っていますよね、補強のですね。私が八重山にいたとき、八重山病院もできました。ところが不幸なことに、今度南棟は外からの補強ができないということが分かったんですね。そういうことで、じゃどうするかっていうことです。それで、私が令和元年から令和2年にかけて内

部からの補強はできないかという、それが1.0なんですけれども、内部からの補強ができるっていう設計をしていただきました。それは患者さんをいながらにして内部から段階的に補強するっていうことで始めたんですよ。それで令和2年に退職しましたので、今の院長に引き継ぎました。そこで工事の入札を行ったんですよけれども——これはもう私は退職した後ですけども、応札がなかったということで、これも断念せざるを得ないと。そこから、今、じゃ将来ここをどうするかということで、中部病院が独自につくった将来構想、それは去年の2月にできておりますけれども、昨年の4月に私は就任しましたので、その時点でそれを見せていただいたというのがあれですね。そこで、病院事業としては——中部病院は中核病院ですので、やはり関係機関等々の意見を聞く必要があるだろうということで、現在の検討委員会を開催した次第です。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 局長、私の質問は、その場で改築をする方向に、もう向かっている方向で局長はそこに進めようとしているんですよと聞いたんです。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 先ほどから申していますが、今さっき言ったようにその4棟はタイムラグでできているわけですから、中部病院はちょっと特殊ですね、ほかの病院と違い。普通、病院は1回できて、次造り替えるときには1回で造り替えるというのが方針なんですけれども、中部病院は段階的にできたということで、今回、南棟の建て替えが、一番短い期間でできるのは、そこに大きな駐車場がありますから、そこにできるだろうっていうことを言っているんであって、ありきで僕は話をしているわけではないです。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 じゃ、伺いますけれども、中部病院将来構想検討委員会に移転をするっていう案が出てきたことがありますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 移転と現地の両方を検討したのかという質問に対して、市町村へ照会を行い提示のあった土地について、検討委員会へ報告し御意見を伺っております。結果としては、移転に比べ現地の

ほうが整備期間を短縮できることが示されております。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時29分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 これは第何回の構想検討委員会ですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 第3回です。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 続けてお聞きしますけれども、中部病院が一昨年の12月に沖縄県立中部病院南棟耐震改修工事に伴う病棟移転計画検討報告書というのが出ています。院内でやっています。これを去年の4月か5月、局長が就任した後、将来構想検討委員会にかけたことはありますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時31分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 これをそのものではなくて、これをベースにして検討委員会に出しています。申し加えますと、実はこのAからDの案のA案は実は僕が提案した案ではありますね。だけどこれが一応もう——去年の8月から委員会が始まっていますけれども、この中部病院が策定した報告書に基づいて新しくつくっているってことです。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 いや、だから。皆さんの話を中部病院と県の病院事業局との間、いろいろやり取りを聞いてみますと、かみ合わないんですよ。かみ合わないよね。これ、僕おかしいと思うんだけど、僕はこれを提出したことがあるかって言ったんですよ。だけど、事業局長はこれをベースにしたものを出したと。これには、実は4案あるんです。4案の中の一つを出したんでしょう。恐らく移転しない案を。今、それありきで独り歩きしている。もっと話を聞くと3月15日頃にこの検討委員会は閉めるそうなんだ。閉めたら、その中で恐らく改築修繕っていうのか、そいう

う形で持っていこうとしているんじゃないかっていうことが、うるま市の市長もそうだし、そういうふうに危機感を持っている。僕は、11期のときに文教厚生委員長をしていました。そこも十分見えています。これは8年、9年前からの問題だ。あの南棟が地震に耐えられないっていうことも、その頃から分かってる。だけど皆さんは、この8年間何してきたのか。保育器に入っている子供たちが、25台しか入らないようなあの病棟で、50台入っているのも僕は見てきた。勤務している医者が仮眠を取る部屋も見てきた。もうね、何これ、押し入れかと思うようなところに押し込まれてる。ああいうのを見せられて、私はもう残念ながらそれ以降行かなかつたんだけど、この状態で——この間議長とも話をしたんだけど、局長これ、誰が決めるのか。どこにするかって誰が決めるのか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 病院事業局は、公営企業法の全適ですので責任は局長にあります。ただ、今委員会を開いている中で、いろんな意見をいただいて、それから——それだけではありません。当然中部病院の職員とも、もっと話を詰めないといけないと思っております。そんな中でしか決められないと思っておりますし、先ほど中部病院の狭隘化のお話をさせていただきましたけれども、歴代の院長を含めて——あの小さな建物ですよ確かに。それでしか造ってもらえなかつたんですから、僕らが診療しているときにですね。その中でも少しずつ、できるだけ広げてはきているんですよ。でも不十分です。そこは一応御理解いただきたいと思っております。そしてNICUも広げました。それから、ハイケアユニットも僕は造りました。それから資料棟の2層を改築して、第2医局とかそれから会議室も造りました。確かにもう限界なんですよ。ただ、南棟を建て替えるに当たっては、当然同じ大きさではないので、当然大きくして造れるというのが今コンサル等が試算して……ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○本竹秀光 病院事業局長 局長が全て決めることになると思います。最終的な決裁はですね。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 これでもいいのか。中部病院決めるのは局長ってよ、今。それでいいんですか。最終責任者は局長なのか。どうなんですか、皆さんの感覚では。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時37分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 では私のほうから呉屋議員にお答えしたいと思います。

病院事業局長は、地方公営企業法において、知事の任命により管理者として病院事業の業務を執行し県を代表すると規定されております。このため中部病院の建て替えについては、現地か移転かにかかわらず問題が生じないように、管理者である病院事業局長においてしっかり対応するよう伝えており、その都度、適宜報告を受けるということになっております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 そうしたら、これを改築するときのあの工事用の看板には、病院事業局長が発注者となるんだよね。そういうことよね。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 病院事業局長が発注者になります。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 僕はね、今のデニー県政でこれほど衝撃的なことが起こってはいないと思うんだけど、いつもこんなだからしょうがないかなと思うんだけど、これ間違いですよ、明らかに。あなたの持ち物ではないんです、これは。沖縄県の公営企業なんですよ。ということは、責任者はデニーさんじゃないですか。僕はそう思っているけど。知事がこれ最終責任者じゃないのか。予算をお願いしに行くときには、局長がお願いしに行くのか、知事が行くのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 当然、県政運営上の予算編成等々については、当然私もその報告を受けて、そのような内容についても検討するということになると思います。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 これね、誰が考えたって、こっち

にいる人みんなそう思っていると思いますよ。これ最高責任者は知事ですよ、どう考えたって。知事がバランスを取って、あっちこっちの県立病院を造っていくわけでしょうが。県民の命を守るわけでしょう。今の答えでは話になりませんよ。もっと真剣に行政考えてやっていただきたいなと思います。それと私は、事業局長、私はずっと理想的に思ってきたのが、動脈の周りに病院を配置することですよ。つまり、高速道路に一番近いところに病院は配置すべき。今1万3000坪、同じ敷地を——例えば2万坪、2万5000坪を取って、そこで建て替えが常にできるようなそんな準備をしなければ、また同じような問題を先送りしますよ。真剣に考えてください。もうこれ以上は——通るかどうか分かりませんが、次期にやりたいと思います。

農林水産部の質問させてください。もう最後、時間がありません。

水産業の現状と課題について伺います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

令和3年の漁業生産量3万9000トンのうち、62%の2万4000トンがモズクやクルマエビ等の海面養殖業で、38%の1万5000トンがマグロ類やソデイカ等の海面漁業により生産されております。海面養殖の主体であるモズクの生育は、環境の影響を受けやすく、不安定な生産が漁家経営を圧迫しております。海面漁業の主体となるマグロやソデイカ漁業は、燃油高騰などの影響を受けやすいことに加え、漁業従事者の高齢化や安全操業体制の確保が求められております。また、漁場環境の悪化や過度な漁獲、密漁などが各地で課題となっております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 続けます。水産業の成功例は何があるのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

本県では、近年、シラヒゲウニ陸上養殖に注目が集まっており、民間事業者における養殖システム開発や、養殖事業者による独自の餌料開発が実施されております。県栽培漁業センターでは、沖縄振興特別推進交付金を活用した県産ウニ復活プロジェクト事業により、種苗の安定供給や完全陸上養殖の確立に取り組んでいるところであります。また、魚類ではスギ養殖が、法人企業の参入によって県内外への供給体制が強化され、海外へも一部輸出され始めるなど、需要が高まっております。県栽培漁業センターでは、生産期間を延長し、種苗の増産に努めているところであります。

す。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 部長、成功例を教えてください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 繰り返しになって恐縮ですけれども、近年、シラヒゲウニ陸上養殖に注目が集まっており、民間事業者における養殖システムの開発や養殖事業者による独自の餌料開発が実施されております。また、魚類ではスギ養殖が法人企業の参入によって、県内外へ供給体制が強化され、海外へも一部輸出され始めるなど需要が高まっております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 部長、復帰して52年になるんですよ。52年間の間に今頃ウニの話をして、スギの話をした。いいですよ。52年間の成果がこれですか。これは、この一、二年の話でしょう。つまり、皆さんは、1次産業っていうのは、基本的に土地改良をやって農地をつくるけれども、農業従事者は減っているんですよ。港を造って、一生懸命補助を出して港を造るけれども、漁師は減っているんですよ。ここ何が悪いと思っているのか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 失礼しました。お答えします。

本県で生産されている水産物の多くは、亜熱帯海洋性気候の下、多種少量を特徴としております。さらに、漁場環境の影響などから、共通して安定供給に課題を抱えており、一時的な豊作や豊漁などによる単価の下落が生産者の経営を圧迫する要因の一つとなっております。そのため県では、出荷調整など安定供給に資するため、各産地における加工処理施設等整備の支援のほか、県内外での販売促進事業などの実施により、課題の改善に取り組んできたところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 部長、今、途中いいことを言っ

ていたんだけれども、これね、僕、よく考えてみて、先月から少し、あ、なるほど、これが違うんだなと思ったのがあるんですね。先月、私、山口県の萩大島の船団長をやっているツボウチカさんっていう人とお会いしました。彼女38歳ぐらいなんだけれども、24歳からこの漁師60名と一緒に、この魚をどう高く売っていかうということだけをやってきた。ところが皆さんは、つくことは一生懸命やるけど売ること一生懸命やらないんだよ。わたしたちショップっていうのが本土にもあるけれども、それは待ちの商売。この女の子はね——女の子って言ったら失礼だけど、ツボウチさんは、自分で歩いて産地を全部見つけていくんですよ。それがね、全国に今15船団広がっている。15番目が勝連の、平敷屋を中心とした勝連漁港だ。

今、知事、モズクの浜値は幾らか分かりますか。浜で取引されている金額。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 令和5年産なんですけれども、単価で110円となっております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 それ幾らで売られていますか、末端価格は。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時47分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 キロ600円から1000円程度と認識しております。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 今皆さん聞いていると思いますが、一生懸命モズクを取った人は110円。漁業組合を通して、商社が買い取る。これが出ていくのがキロ当たり600円から1000円。ここがおかしいから、漁師は駄目になるんだよ。一生懸命つくるのはいいよ。一生懸命売ろうとしないんだよ、誰も。これどこが売っていると思いますか。全部じゃないけど、中心は熊本県の商社ですよ、沖縄産のモズクが。まあ別に熊本が悪いとは言わんけど。このシステムをつくり切れなければ、1次産業は終わりますよ。どう思いますか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、県では、令和6年度からなんですけれども、新規漁業就業者の確保・育成を図るため、漁業人生まるみえ事業により、就業年数の浅い若年層の漁業者を対象として、経営診断の実施や6次産

業化などの振興策に見地のある専門家のアドバイスを得ながら、経営改善につながる取組を実施する予定であります。あわせて、モデル経営体のライフプランを組み合わせることで、漁業就業者の事例を蓄積し、新規漁業者の参入を促すとともに、また漁業者の育成を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 呉屋 宏議員。

○呉屋 宏 議員 それは、何とか事業って難しいことと言わないで、どうするかっていうことを真剣に考えてほしい。

この間、久米島へ行ったら、久米島の西側で、そこはマグロが結構捕れるところなんですね。宮崎の漁師もそこに来るんですよ。たくさん捕れたら、さっき部長が言うように値段が下がる。そういうような状況ですよ。でも、例えば10トン捕れて、5トンは県内に出して、5トンを県外に直接出せる、あるいは商社を見つけてそこに出すっていう方法が僕はあると思うんだ。要するに、たくさん捕ったからっていつて貧乏になる話じゃないでしょう。そういうような状況をつくり上げないと。もっと真剣に考えてください。昨日も確かに僕はスギを食べました。ウニも食べました。養殖のやつを。だけど、これも彼らが何にすがってきたかって言ったら、このツボウチさんにすがってきたんだよ。モズクもそうだ。何とかしてくれんかと県にお願いするんじゃなくて、この37歳、38歳の、その漁師が素人の女の子にお願いをする。これでは——皆さん、専門家なんだから、もうちょっと真剣に考えてください。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 20分間休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後4時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 会派沖縄・自民党花城大輔です。

本日最後の質問となりました。私はいつも世の中で起こっている大切なことを冒頭に触れた後に一般質問に移っていますけれども、今日は知事に苦言を申し上げるところから始めてまいりたいというふうに思っております。

先週から代表質問、一般質問の知事答弁がありましたけれども、私はこの知事の答弁を聞きながら二十数年前のことを思い出しました。

この二十数年前の出来事というのは、私がある講演会に出かけたときのことです。その講演会では、ある作家の方が講師を務めておりましたけれども、この方は、私はこの国の経済と安全保障の問題を同時に解決する施策を持っていますと前置きをしながら話をし始めました。タイトルをつけるなら、老人自衛隊となるかと思えます。

内容は、ある年齢に達した男女の老人は自衛隊に入隊していただくと。そして、そこに行くとき多くの同世代の仲間がいるので、友人が増えて非常に心が元気になっていくと。そして早寝早起き、適度な運動、栄養管理の行き届いた食事の提供。そして老人たちは身体的にもどんどん元気になっていきますから、お医者さんにもかからなくなるという話でありました。

しかも、自衛官としての給料が発生するので、平均所得も上がり孫たちも小遣いがもらえてうれしいと。もういいことしかありませんということでした。

他方、安全保障はどうするのかという問題についてでありますけれども、この講師の方からはこうありました。有事が起ころうとした際には、この自衛官が海岸線に一列に並んで手をつないだ状態でお祈りをするということでありました。そうすることによって、有事は回避されるのだということでありました。

本当にそのような方法が抑止力となり得るのであれば、有事を回避することができるのであれば、とても平和的な話であると思えます。大事なことは、備えとして準備をしていることが抑止力に足り得るかかどうかということであると、私は思っています。

知事の答弁の中では、抑止力について、他の国に対し侵略を思いとどまらせる力と解説をされています。私もそうだと思います。

ただ知事は、続けて余計なことまで言いますね。抑止力の無制限なエスカレーションにより、かえって意図しない衝突のリスクを高める可能性が指摘されておりますと。

これ、つじつまが合っていないことは御存じですか、自覚はありますか。論理破綻していますよ。それには知事、自衛隊が本来増強されていくのも私たちは危険に陥れられているんですよというふうな、そういった誤ったミスリード、メッセージが含まれていませんか。抑止力が高まって、他国が侵略するのを思いとどまらせる力が発揮されたときには、我々にもたらされるのは安心感と感謝の心ですよ。なのに、抑止力がエスカレートすれば意図しない衝突のリスクなんて、こんな意味の分からないことを話されたら私は困ると思えますね。

それと、先月、私は県民広場の前で街頭演説をさせていただきました。そのときにハンガーストライキの皆様の間と思われる方が結構ヘイトスピーチのような——あれがヘイトスピーチなんだなというような、そんな扱いを受けていましたけれども。私が能登半島で頑張っている自衛官の話をしているときに、当たり前だろうと、彼らは被災地に送るんじゃない、戦場に送れと言っていました。そして、この寒い時期に家が大変になった方々を皆さんで沖縄に迎え入れようじゃないかというような話をしているときには、小さい御婦人が私のそばに来て、私がマイクでしゃべっているにもかかわらず、沖縄はこれから戦場になっていくんだよと、この戦場になっていく沖縄に被災者の方を受け入れたら大変なことになるじゃないか、あなたは頭がおかしいんじゃないかと言われました。

非常に貴重な体験でありながら、珍しい体験であったとも思っていますけれども、私はこの辺のことも含めて今の知事の発言がさほど、こういった方々と変わらないんだというふうに思っています。ぜひ知事としての振る舞いとか言動に気をつけていただきたいというふうに思っております。

それでは質問に移ります。

若年がん患者在宅療養生活支援事業についてでありますけれども、この新規の事業には2種類あることが通告後に私分かりました。最初は分かりませんでした。

もう一つはアピアランスケア支援事業というらしいんですけれども、この2つについて合わせて答弁をお願いしたいと思います。

(1) どのような経緯で予算計上に至ったのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

若年がん患者在宅療養生活支援事業につきましては、今御指摘の2つの事業で成り立っております。1つは20歳から40歳の若年でがんにかかった患者さんは、小児慢性特定疾病医療費助成という制度にも該当せず、それから40歳以上の方が該当する介護保険の制度も利用できないというはざまにあるということで、特にがん末期の最期の時間を在宅で療養する場合に経済的な負担が大きいという問題がございました。

その支援がないということで、県内の市町村の議会から支援創設を求める陳情があったことから予算化しております。

それからもう一つのアピアランスケア支援事業というのは、がんの治療によって、例えばウィッグあるい

は乳房補整具などが必要となった方々に対する支援というものもこれまでありませんでした。これについても患者さんの立場から陳情というものがございましたので、この2つを合わせた形で市町村が補助するものに県が半分補助するという形ではありますけれども、新規事業として次年度から開始するという事としております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 今、陳情が出ていたことも、この事業ができた背景にあったというふうな答弁がありました。私はこの件は、一県民の願いが県の事業になったわけですから、広く広報するべきだというふうに思っています。そしてこのような思いを持った陳情者がどんどん取り扱われることを期待したいというふうに思います。

実は私の友人も、この事業に関連する陳情を出しておりました。この友人自身もがんと闘いながら、がんと闘っている厳しい生活を余儀なくされている方々のために何かできることはないかということで、出したというふうに語っていました。そして、痩せて重くなった体で自ら参考人招致を求めて、文教厚生委員会の皆さんの前で一生懸命訴えたというふうに話をされておりました。彼は美容師で、外見とメンタルは深く関わっているとの考えを持っていて、髪型が決まるとそれだけで心が穏やかになって、周囲の人間にもいい影響が出てくるということを実感していると。そして心が前向きになるから、治療に対しても積極的になって効果が上がると思うと話をしていました。

特に今回取り上げられたウィッグの購入については、ウィッグが高いから補助してくれというそんな単純な話ではないと。私たちは何度も心が折れるほどの痛みや苦しみと闘う中で、誰かに話を聞いてもらえること、そして誰かに私たちが置かれている状況を知ってもらえること、そんなところからまたもう少し頑張ってみようかなって思えるんだというふうに語っておりました。

そこで次の質問に移ります。

(2)、予算規模、期待される効果について伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

若年がん患者在宅療養支援事業により、まず1つは終末期の若年がん患者が最期の時間を住み慣れた自宅で過ごす選択が可能になるということから、がん患者の生活の質の向上が効果として期待されます。それからもう一つのアピアランスケア支援事業につきまして

は、ウィッグや乳房補整具を支援する事業ということで、これも今お話がありましたように、外見のケアということでがん患者の生活の質の向上というところが期待をされるころだと考えています。予算案計上額は400万円となっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 400万円の売り切れ御免みたいな予算にはなっておりますけれども、ぜひ大事に育てていただいて、この成果も見えていただいて、がんと闘う皆さんの勇気になっていくように期待をしたいと思います。

私の友人はもういませんけれども、きっと喜んでい我想います。

また、今回の陳情を通して気づいたことがあるので、この場で発言をしたいというふうに思います。

私は初めて採択された陳情の通知を見たんですけども、はがきの裏側に、あなたの出した陳情は採択されました、おおむねただそれだけ書かれていました。委員会の中で採択されるに当たって、また採択されない場合もあると思いますけれども、どのような議論が交わされて、そしてこの陳情の中に込めた思いというものが届いているのかどうか、陳情者には全く伝わらない内容になっているわけです。

この点については今後改善をして、陳情者の思いというものをしっかりと受け止める必要があるかというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。

2番、沖縄県総合運動公園の整備状況について。

以前に我が会派の呉屋議員からも公園内のプールについての質問がありました。公園内には多くの施設がありますけれども、(1)、整備が必要とされている施設、件数について伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 本公園は昭和62年の供用から35年以上が経過していることから、多くの施設で老朽化が進んでおります。大規模な改修を要する施設といたしましては、大型遊具、連絡橋、テニスコート、レクリエーションプール、キャンプ場炊事棟、遠見台木道の6件があります。これらの施設については、利用者や競技関係者との協議を踏まえ、改修の方法、時期について検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 結構な数の整備が必要とされている施設がありますけれども、私が聞くとところによると、特に車椅子利用者が不便を感じる箇所が多いとい

うふうに聞いています。例えば、全ての施設に多目的トイレが1か所ずつしかないとか。または公園内の段差が多いとか。車椅子ではそもそも使用が許されていない施設が多いとか。体育館においては2階に上がることもできないというふうに聞いています。

その他にもいろんな視点から見たときに、いろいろあると思うんですけども、今緊急性があるもの、または喫緊に手当てをしなければいけないものについてはどのようなものがありますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

まず大型遊具につきましては、令和6年度に補修の工事をやる予定としております。それから連絡橋につきましては、幾つか着手をしております、3橋のうち2橋は完了しており、みどりのかけ橋の1橋のみ令和7年度の完成予定となっております。

また、キャンプ場炊事棟につきましては、令和5年から6年にかけて設計を行いまして、令和7年度に工事をする予定となっているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 ちなみに、10年後には国体が予定されているというふうに聞いておりますけれども、その際の県総の役割等についてはもう決まっていますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 国民体育大会についての施設整備の在り方等については、関係部局とこれから調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 いずれにしても、これからの10年はこの国体を見据えての計画的な改修工事が必要になってくるかと思えます。また、この大型のイベントだけではなくて、普段から利用されている方々の要望なんかもしっかりと聞き入れていくことも大事だと思います。昨年、公園内のドッグランの利用について利用者から問合せがありました。7時過ぎぐらまでまだ日が明るいのに、ドッグランが6時までしか使えないということの相談だったんですけども、県に問い合わせたところ、次の週からは19時まで利用が1時間延びたんですよ。これは、指定管理者が負担を引き取ることによって実現したことにはなると思うんですけども、私はこの利用者目線のところは大いに評価していただいて、県も協力をさせていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問の(2)、テニスコートの整備の状況について伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 テニスコートの整備につきましては、日本テニス協会からハードコートへの改修を求められております一方、沖縄県ソフトテニス連盟からは砂入り人工芝での改修を求められている状況でございます。

県としましては、令和16年に開催される国民スポーツ大会を見据え、幅広く意見を聴取し、関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 今、ハードコートの整備と砂入り人工芝の整備、両方が求められているというお話でしたけれども、ちょうどこの砂入り人工芝の件に関してはいろいろと聞いております。例えば、人工芝の破片やごみとして拾えない大きさのマイクロプラスチック。この破片がテニスコートの周辺の側溝にたまっているそうです。そしてそれが川に流れ込んで、泡瀬干潟にも流れ込んでいるんじゃないかということでもありますけれども、これ県は把握されていますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 砂入り人工芝の表面材かと思われそうですが、そういったものが今議員御指摘のように海域に流出しているのではないかとということについては、現状では把握をしていない状況でございます。

○花城 大輔 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 早急に調べて対応を取るべきだと私は思っております。今、環境先進国と言われている幾つかの国では、もう既に人工芝が禁止になってるそうです。あと、テニスもソフトテニスも競技場はもうハードコートになってるというふうに聞いています。ちなみに、今ある施設をハードコートに整備することでどのようなメリットがあるというふうに考えていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 日本テニス協会からの要請の際にお伺いした話の範囲でお答えいたしますと、ハードコートにすることによりまして、車椅子の利用

ができるですとか、またトッププロのキャンプに使えるとか、そういったようなメリットがある旨のお話を要請の際にお聞きをしております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 豊見城のコートのお話、御存じだと思います。世界でトップレベルの施設だそうですね。そこに我々が誰でも知っているような有名なテニスの選手が子供たちをたくさん連れてきて、育成のための合宿をやっているというふうにも聞きます。そういったふうにハードコートの整備、またそれが世界基準にこれからなるわけですから、私はそこに環境面からもスポーツアイランドという観点からも進むべきであらうと思っているんですけども、県は今、どのようにこの計画考えてますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 先ほどお答えをいたしました、両方の要請がございまして。ハードコート、それから砂入り人工芝それぞれに特徴、一長一短、長所、短所等あるかと思っております。それらを十分に検討し、幅広く意見を聴取しながら、こういった整備が望ましいかについては検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 今、非常にテニスの競技人口も増えてるという話も聞きますので、整備のほうに対しての検討を早めに進めていただきたいというふうに思っております。

そして、(3)の体育館の整備状況について伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 昭和62年に整備されました体育館は、老朽化が著しいことから、令和2年度に屋根の全面改修を行い、令和4年度から5年度にかけて、床の全面改修を行なったところであります。現在は、開閉不能となっている電動カーテンの修繕を行っているところであります。

○花城 大輔 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時35分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 (スクリーンに表示) 私はこう見えても昔はバスケの選手で、まあまあいい選手でした。なので今でも体育館に行くだけで興奮します。しかし、これ何か分かりますか。部長、これ何か

分かりますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

床材の補修につきまして、シートを敷設する補修工法を取っております。シートの敷設に当たりましては、現況の床を研磨した後、大判及びシート材を設置する手法でありますことから、段差がどうしても生じてしまいます。議員御提供の写真の部分は、利用者の安全のために端部に擦りつけ箇所を設けている状況の写真でございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 (スクリーンに表示) この体育館見てびっくりしました。体育館に入ると、イメージで言うと土俵みたいな空間ができて、そこが競技用の体育館の施設になっているわけですよ。これ一体何なのかなって思っているいろいろと話を伺うと、基本的には当初この改修工事に入る前に、バドミントンやバスケットや、あと体育館でやるハンドボールやいろんな競技の団体から2ミリの床材の利用が求められていたというふうに聞いています。代々木体育館は2ミリだそうです。でも今回、この県総の体育館には6ミリの床材が使われていて、その6ミリの床材を無理やり使った結果、このような危険極まりないスペースが原因になっているのではないかというふうな声がありますけれども、実際どうですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 今回の工事で使用した床材は3.5ミリでございます。まずこの工法を選定した経緯でございますけれども、改修に際しましては、従来の木材床による貼り替えと多目的弾性塩ビシートで工法比較を行いました。設置費が木材床の貼り替えに比べて経済的であることや、ささくれ、腐食などがなくメンテナンス性に優れること、また弾性——弾む特性ですね、弾性があることから車椅子の乗り入れも可能であるというような理由から経済性、メンテナンス性、バリアフリー対応の観点から多目的弾性塩ビシートの改修工法を採用したものでございます。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 今、バリアフリーの観点からこの仕様が望ましいというような答弁ありましたけれども、これそうじゃないですよ。利用者がつまづいたり、転倒するおそれがあって、しかも障害者スポーツやバリアフリーでこのユニバーサルデザインの観点からも、この段差は異常ですよ。それが今5項目ぐらいこのほうがいいんだという説明がありましたけど、私は6ミリと言いましたけど、3.5ミリだそうです

れども、本当にこれが一番最善だと思って造ったんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 床材の厚さにつきましては、まず設計に当たりまして各メーカーの最も薄い規格である2.1ミリから4.5ミリを設計値といたしました。設計値につきましては、沖縄公園等バリアフリー化推進協議会が発刊している沖縄ユニバーサルデザイン公園等建設指針に定める床材厚の規定を満たしているところがございます。それから、段差につきましてでございますが、沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおきましては、車椅子使用者が通行する際に支障のない段差として、厚さ2センチ以下、かつ擦りつけを設けることとなっております。今回の改修後の床につきましては、端部処理剤を設けておりまして、その段差は15ミリとなっていることから条例上問題はないものというふうに考えているところがございます。ただし、議員から御指摘がありますように、利用者からの意見があることは認識しておりまして、今後の対応については、関係者との意見交換を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 今の部長の、規定の中でクリアになっているという旨の答弁、後で問題になると思いますね。私は土木環境委員会で質問させていただきたいと思います。加えて、ハンドボール競技に限って言いますけれども、国体、全国障害者スポーツ競技の施設基準では、ゴール裏に2メートルのクリアゾーンを設けることになっているそうです。ただし、この体育館は1メートルしかない。この施設で公式な大会誘致できますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 申し訳ございません。今議員から御発言のありましたハンドボールのクリアランス規格については、申し訳ございません、今手元に資料がございませんが、確認させていただきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 あと、移動式のバスケットリングがあるじゃないですか。あれ大体1300キロとか言われてますけど、あれをこの3.5ミリの床材の上歩かせたらどうなりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

移動式のバスケットリングの移動につきましても、特に問題はないものというふうに認識をしております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 これ問題があるんじゃないかなということで連絡が来たのが始めなんです。これもしっかりと調べる必要があると思います。

そして先月、小橋川杯というウィンターカップに関連しての大会があると思うんですけれども、4日間にわたってこの会場で行われています。これ、細かい話になりますけど、バスケットリングの高さ、コートからどの高さで試合をさせたか分かりますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 申し訳ございません。その点については承知をしております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 これスライド見て分かると思いますけれども、この段差2センチあるんですよ。バスケットリングの高さは3メートル5センチなんです。これは床材の上に乗せなくて、コートの上にかぶせる形で頭を出させるので、コートからリングまでが3メートル3センチしかないことになります。これを3メートル3センチで大会をさせたのかどうか、これ確認してください。今分かりますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 現時点では承知をしておりますが、確認したいと思います。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 (スクリーンに表示) この施設の改修約1億円かかったというふうに聞いてますけれども、1億円かけて安全性も担保されない、基本的なルールも守られてないのかもしれない。そんな環境でひょっとしたら高校生に競技させたのかもしれない。普段3メートル5センチで一生懸命このタッチの練習をしてる選手が、3メートル3センチのリングを見て、何かおかしいなと思っていたらかわいそうだと思います。私はこの点もう一度調べるべきであるし、3.5ミリの床材が本当に正解だったのかということは検証する必要があると思います。部長、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 バスケットボールの大会において、ゴールの高さがどのように設定されていたかという部分につきましては確認をさせていただきます。この床材の貼り替えにつきましては、先ほど申し上げました点で経済性、メンテナンス性等の観点からこの改修工法を選定したということをございまして、段差等の問題につきましては利用者等の意見を聞きながら、可能な対応については考えていきたいと思っております。

○花城 大輔 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 ちょっと飛ばして、知事の政治姿勢についての(1)、普天間飛行場代替施設建設事業と那覇軍港移設の事業の考え方について伺います。

これはなぜ対応が変わっているんですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において確認されてきたところです。また、儀間元浦添市長は、那覇港湾区域内での場所の移設となることから、整理整頓の範囲内であると考えている旨の発言をしております。一方、政府が推進する普天間飛行場代替施設建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 基本的なところをまず1点確認しておきたいんですけども、知事は那覇軍港の移設については容認という姿勢でよろしいんですね。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

那覇港湾施設につきましては、平成7年の日米合同委員会及び平成8年のSACO最終報告により、浦添埠頭地区への移設方針が示され、平成13年に当時の

儀間市長が受入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され現在に至っているものと理解しております。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

以上です。

○花城 大輔 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時46分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 これまでの経緯を見ても御存じだと思いますが、その計画を容認しております。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 この件について私初めて質問させていただくんですけども、今年の1月29日の県外紙で結構な紙面を割いて玉城知事のことが書かれていました。今、公室長も答弁ありましたけれども、紙面にこうありましたね。県によると、辺野古は2本の滑走路、弾薬搭載エリア、係船付護岸など、新しい機能が加わるために単純な代替施設ではないので新基地と呼んでいると。そして、浦添移設については、機能強化を伴わない現有機能の確保を目的としているので、新基地、新軍港とは呼ばないとありました。これまさに詭弁というやつですよ。機能強化なら新基地、機能維持なら新基地ではない。このような解釈は、世の中では通らないですよ。普通、何も無いところに、何も無い土地に家を建てれば新築ですよ。そして、既に建っている建物に手を加えれば、増築や改築と言います。この件でアンケートを取れば、ほぼ100%に近い人たちが浦添のあの未来予想図を見て新基地だと答えるというふうに思います。県は行政の立場でありながら、その場しのぎでいいかげんにこの問題を乗り越えようとするれば、未来に大きな黒歴史を残しますよ。玉城県政のおかしな一面ですよ。知事、解説してください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 この計画は引き続き移設協議会において議論がなされるものというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 花城大輔議員。

○花城 大輔 議員 知事は容認でしたか、推進でしたか。いずれにしても、プラスに働きかける立場にあ

るわけですよ。そして、しかも県としてこのような解釈で新基地か新基地でないか捉えているわけです。これしっかりと玉城知事の口から説明しなければ、これおかしいなと思ってる県民多くいますよ。そして、この県外紙のところにも、最終的にはこう結ばれていました——見失ってしまったので飛ばします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○花城 大輔 議員 知事にはこの件に関してもしっかりとした説明を求めたいと思っています。黙ってる県民、いつまでも黙ってないですよ。しっかりと言葉遊びではなくて、その場しのぎではなくて、しっかりと示すべきだと思います。

あと少し時間ありますけれども、通告してやっていないことが多いですけれども、最後一言言って終わりたいと思います。

我々自民党、今ぼろぼろですよ。もう大変です、毎日。夜歩いてもいろんなことを言われます。だけど、必ず戻ってきます。しかも、数を増やしてから戻ってきます。沖縄のためにやらないといけないことがたくさんあるからです。昨日、新垣淑豊議員は6月に会いましょうと言いましたけれども、多分明日も会うと思います。知事、元気で仕事してまいりましょう。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

(照屋守之 議員登壇)

○照屋 守之 議員 令和6年2月28日一般質問、県議会議員照屋守之。

初めに、質問に入る前に御挨拶を申し上げます。

私は、平成16年から現在まで5期20年にわたり県議会議員を務めてきましたけれども、今定例会の質問で県議会議員として最後の質問になります。この間、県民の皆様の御理解と御支援、県議会各会派の皆様、玉城知事をはじめ歴代の県知事及び執行部の皆様に深く感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

一方で今、地域住民の理解、承認なしで新たな訓練施設建設や中部病院の移転問題が発生し、地域住民に不安、不信感を与えている現状を看過することができず、県議を終えても政治から身を引くことは許されないと考えております。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

私は、1期目無所属で当選し最後までまた無所属で終

わることになりました。議員として大半が自民党県連の役員として、普天間、辺野古問題をはじめ基地問題に翻弄され、いまだに普天間飛行場の返還のめどがつかないことに憤りも感じております。また、政権政党の役員として党本部や国の方針を理解し容認する一方で、同時に県民や沖縄県の県益を追求し、県民の立場を尊重し優先することの葛藤の連続であったと思います。これまで本会議においては、執行機関をチェック監視及び提言を行い、議会空転や不適切な発言でわびをするなど、波瀾万丈の議会对応であったと思います。特に印象深い政治活動として、オスプレイ配備反対県民大会については、県議会全会派、超党派の県民大会を、自民党県連幹事長の立場で実行委員会事務局長として活動をつくり、県民大会、東京での集会、国への要請活動をつくってきたことは印象に残っております。

また、平成31年2月の県民投票は、政治生命をかけた覚悟を決めた決断であったと思います。県民投票は、県議会議長の提案で賛成・反対・どちらでもないの三択が示され、全県投票にするため知事提案の二択を覆すものとなりました。三択に与党会派が賛成に回り、最後に沖縄・自民党会派の判断が迫られ、当時県連会長であった私の決断で、全県投票が実施されることになったと考えております。県民投票が全県で実施されたことで、県民の投票する権利が守られたこと。5市の市長を守り、さらには自民党県連の立場も守れたと考えております。その結果、私は自民党県連会長を辞職することになりましたけれども、今でもあれでよかったと考えております。これまでの20年を振り返り、県民のために自分の身分を失う決断ができたことは私の政治活動で特筆すべきであると考えております。

以上を申し上げ質問に入りますけれども、今回は、中部病院の移転問題と自衛隊の新たな訓練施設計画問題を中心に行います。なお、私は中部病院は現在地で機能強化を図り改築すべきであり、移転には反対の立場であります。また、新たな訓練施設計画については、撤回を求める立場であります。

それでは、質問に入ります。

1、中部病院の移転問題について。

休憩願います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時55分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○照屋 守之 議員 (パネルを掲示) これは中部

病院の全体の配置図であります。県道75号線から駐車場、南病棟、本館。これだけの敷地面積であります。

(パネルを掲示) これは駐車場から見た県道75号線から駐車場で、南病棟、本館ですね。このようになっております。

1、中部病院の移転問題について。

(1)、うるま市長から移転問題が提起されておりますけれども、病院事業局は移転についてどのような協議をしているのか。うるま市長からの移転要請の経緯も含めて説明を願います。

(2)、移転について、地元宮里自治会、旧具志川市長、歴代のうるま市長及びうるま市議会の声及び協議はどのようになっているのか説明を願います。

(3)、中部病院と旧具志川市やうるま市の行政と、これまでの連携について説明を願います。

(4)、中部病院と地元自治会や通り会及び市民の連携について、説明を願います。

(5)、旧具志川村のとき、地域住民も協力して用地を取得して中部病院を誘致した経緯があります。当時の用地面積と取得金額を伺います。

(6)、現在の中部病院の本館、南病棟、駐車場等の全体面積を説明願います。

(7)、中部病院の改築後の病床数や床面積はどのように設定していくのか伺います。

(8)、中部病院の在り方については地元自治会、歴代の市長及び市民、議会関係者、市行政等と病院事業局が主体となって意見交換等を進める必要があると思えます。病院事業局の見解を伺います。

(9)、私は、中部病院は、現在地で南病棟の改築及び将来にわたる改築、がん治療等の機能強化もできると考え、現在地に期待をしております。したがって移転には反対の立場であります。病院事業局長の見解を伺います。

次に2、自衛隊の新たな訓練施設計画について。

私は、日米安全保障体制及び自衛隊を認める立場であり、このことは、自民党から無所属の立場になった今でも変わりはありません。特に尖閣諸島や台湾有事のリスクがある沖縄周辺においては、日米同盟や自衛隊の存在は重要であります。一方で沖縄県は、基地の整理縮小や基地負担の軽減も最優先課題であると考えております。特に新たな施設については、自治会には事前に十分な説明と理解を得ることは当然のことです。今回はそれがなく残念であります。

そこで伺います。

(1)、私は、昨年12月20日の新聞報道でこの事実を知りました。防衛省からうるま市や沖縄県に事実の

連絡、説明はいつどのように行われたのか伺います。

(2)、防衛省は新たな訓練施設であるにもかかわらず、事前に自治会や市行政に相談なしとのことであり、防衛省は、全国他の都道府県でも同様に新たな施設を造っているのか、見解を伺います。

(3)、新たな訓練施設計画の内容を伺います。

(4)、石川青少年の家の隣に計画されていることについて。

休憩願います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後5時0分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○照屋 守之 議員 (パネルを掲示) これは石川青少年の家の全体図ですけれども、イラストになっておりますけれども、この石川青少年の家、(パネルを掲示) 今このような形で県教育委員会ののぼりと、(パネルを掲示) そしてまた、体験の風をおこそう、こういうふうな形になっております。

(パネルを掲示) さらに登山コース、石川岳の頂上が204メートル。この表示もごございます。

ア、石川青少年の家の歴史と教育施設としての利用状況を伺います。

イ、石川青少年の家の施設面積、石川岳の登山コースも含めて説明を願います。

ウ、防衛省から県教育委員会への説明はいつ行われたのか伺います。

エ、石川青少年の家の隣に自衛隊の訓練施設が計画されていることについて、県教育委員会及び教育長の見解と対応を伺います。

オ、この計画について、学校や教育関係者や県民からどのような声が寄せられているのか伺います。

カ、この計画について、うるま市教育委員会と県教育委員会は、どのような協議を行っているのか伺います。

キ、県教育委員会が主体となって、県議、うるま市の関係者に声をかけて石川青少年の家の施設の現場視察を行うべきであると思えます。教育長の見解を伺います。

以上、答弁をいただいた後で再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 御質問にお答えする前に、照屋守之議員におかれましては、県議として5期20年にわたり県議会副議長としても歴任され、県勢発展のため

議論を重ねてされました。大変ありがとうございました。どうぞ同じうるま市出身の先輩ということで、ぜひ地元の活性化のためにも今後とも引き続き御活躍と御指導賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、照屋守之議員の御質問にお答えいたします。

自衛隊の新たな訓練施設計画についての御質問の中の2の(1)、うるま市の陸上自衛隊訓練場計画の説明についてお答えいたします。

うるま市における自衛隊の訓練場整備について、沖縄県は、昨年12月末に沖縄防衛局から予算資料の提供を受けました。一方うるま市に対しては、昨年12月22日、同局が直接説明を行い、また、去る2月11日には、防衛省が住民説明会を実施しております。

なお、県におきましては、詳細について直接説明を聞く必要があったため1月下旬頃から日程を調整しておりましたが、2月15日、同局から住民説明会の資料を用いての説明がありました。

同計画について、私は、2月17日の防衛大臣との面談において、政府は近隣住民の様々な不安を真摯に受け止め、地域の意向を尊重する姿勢を示すこと、そして計画を一旦白紙に戻し検討することなどを求めたところであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

〔本竹秀光 病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長 1、中部病院の移転問題についての御質問の(1)、(2)及び(8)、建て替えの検討状況及び関係者との協議についてお答えします。

(1)、(2)及び(8)は関連しますので、一括してお答えします。

中部病院は、地域の中核病院であることから、建て替え等に当たっては、広く関係者の意見を踏まえることが重要だと考えております。このため、令和5年度は保健医療部のほか、中部市町村会、外部有識者等を含めた検討委員会を設置し、中部病院が将来果たすべき役割、医療機能、施設全体の建て替え等について協議を行っているところです。また、うるま市長においては、去る1月12日に県議会議長へ移転による病院建て替え等の要請を行うとともに、病院所在自治体の長として意見を述べたいとの要望があったことから、1月15日の検討委員会で説明の機会を設けております。なお、これまで地元自治会やうるま市議会等から移転建て替えの要請はございません。

病院事業局としましては、これまでの検討結果や検

討委員会の意見、パブリックコメントを通じた地元自治会、うるま市民を含む県民からの意見を踏まえつつ、可能な限り早期に南病棟の耐震化方針を含む県立中部病院将来構想を策定することとしております。

同じく(3)及び(4)、中部病院とうるま市との連携についてお答えします。(3)と(4)は関連しますので、一括してお答えします。

中部病院では地域医療の確保を図るため、うるま市長、赤道東大通り会、中部地区医師会等で構成する地域医療支援病院委員会を年4回開催するとともに、津堅診療所の円滑な運営に向けて津堅区自治会、うるま市消防等との地域・行政連絡会議を年2回開催するなど、うるま市、地域住民、関係機関等との連携強化に努めております。また、病院内にうるま市消防の救急ワークステーションを設置し——これは県内で初めてで日本の中でも早いほうですけれども、救急隊員の知識や技術の維持向上を図るなど、うるま市の救急医療提供体制の充実強化に取り組んでおります。

同じく(5)、旧具志川村の中部病院用地取得面積と取得額についてお答えします。

固定資産台帳等では、昭和38年3月に旧具志川村から中部病院用地として寄贈された土地は、面積約1万8000平方メートル、坪にして約5500坪となっております。また、当該土地の評価額は、当時で約1670万円となっております。

同じく(6)、現在の中部病院の本館、南病棟、駐車場等の全体面積についてお答えします。

中部病院の敷地面積は4万1723平方メートル、坪にして約1万2600坪で、そのうち駐車場は約1万6000平方メートル、坪にして約4800坪となっております。

同じく(7)及び(9)、建て替え後の病床数、延べ面積と現地建て替えについてお答えします。(7)と(9)は関連しますので、一括してお答えします。

中部病院の建て替え後の病床数や延べ面積は、許可病床数559床を踏まえつつ、将来的な救急、がん、周産期医療をはじめとする医療需要の増加や施設の狭隘化を解決できる規模が求められております。これまでの検討結果では、医療機能の強化拡充、研修機能の充実などに対応するため、現地建て替えでは、1床当たり面積は現施設66.4平方メートルから約1.6倍の103.2平方メートル、坪にすると20.1坪から31.3坪へ拡大。延べ面積は現施設3万7147平方メートルから約1.6倍の5万7700平方メートル、坪にすると1万1257坪から1万7485坪へ拡大。駐車場台数は、現施設499台から約2.9倍の1425台の確保が可能です。また、将来の外部環境・内部環境の変化に対処できるよう、最大

延べ面積は現施設から約2倍の7万5640平方メートル、2万2921坪まで拡張可能となっております。

病院事業局としましては、検討委員会等の意見等を踏まえつつ、可能な限り早期に建て替えが実現できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 2、自衛隊の新たな訓練施設計画についての中の(2)、他県における新たな訓練場の整備についてお答えいたします。

他の都道府県における自衛隊の新たな訓練場の整備計画について、沖縄防衛局に照会したところ、一般的に訓練場のような自衛隊施設の整備に当たっては、まずは関係自治体に説明し、その後関係自治体とも相談の上、必要に応じ住民に対する説明や情報提供を実施しているとのことでした。また、現在は、沖縄県以外では用地取得を伴う新たな訓練場の整備事業はないとのことでした。

同じく2の(3)、うるま市の陸上自衛隊訓練場の整備計画の内容についてお答えいたします。

去る1月15日、沖縄防衛局は、新たな訓練場での訓練について、空砲や回転翼機などを使用した訓練などの実施を想定しているとしておりました。2月15日の同局からの説明では、射撃動作、警戒・警備、災害対処、部隊展開、夜間行進・偵察等の訓練を予定していることや、空砲、実弾、照明・発煙筒などは使用しないこと、また、ヘリコプターは、災害時や緊急時を除き使用しないこと等の説明がありました。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 2、自衛隊の新たな訓練施設計画についての中の(4)のア、石川青少年の家の利用状況等についてお答えします。

石川青少年の家は、健全な青少年の育成を図ることを目的に、昭和50年に石川少年自然の家として石川岳の麓に開所しました。平成22年に現在の名称に変更し、平成23年に指定管理者制度の導入、平成27年には施設の全面改築を行っております。また、開所してからこれまでの施設利用者数は、約162万人となっております。令和4年度の施設利用者数は約4万人で、そのうち約1万3000人が一般県民等による石川岳登山となっております。学校関係の利用は、約130校、2万2000人で、そのほとんどが小学校の宿泊学習となっております。

同じく(4)のイ、石川青少年の家の施設面積についてお答えいたします。

石川岳の登山コースを含む石川青少年の家の敷地面積は約12ヘクタールとなっております。登山コースは、石川青少年の家の敷地外にも延びており、これらを含めると30ヘクタール程度になると見込まれます。

同じく(4)のウ、防衛省からの説明についてお答えいたします。

うるま市における自衛隊の新たな訓練施設計画については、去る2月15日に県に対し、沖縄防衛局から説明があり、その際、県教育委員会も参加しております。

同じく(4)のエ、県教育委員会の見解等についてお答えいたします。

石川青少年の家では、児童生徒の健全な心身の発達に資するような活動プログラムを提供しており、宿泊体験、自然体験、野外活動等を行っております。

県教育委員会としましては、利用者が安全かつ安心して活動できる環境の確保が最重要であると考えており、県の関係部署と連携しながら、情報収集に努めるなど対応してまいります。

同じく(4)のオ、県民等から寄せられた声についてお答えいたします。

昨年12月に石川青少年の家の隣接地への訓練施設計画が報道された後、いろいろな意見が寄せられておりますが、ほとんどが騒音等によりこれまでどおりの活動ができなくなるなど、訓練施設建設に対して懸念を示す意見であります。

同じく(4)のカ、うるま市教育委員会との協議についてお答えいたします。

石川青少年の家の隣接地への訓練施設計画について、うるま市教育委員会との協議は行っておりませんが、今後必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

同じく(4)のキ、現場視察の実施についてお答えいたします。

石川青少年の家の現場視察について要望があった場合は、同施設で個別に丁寧に対応しており、既に複数の団体が視察していると聞いております。

県教育委員会としましては、利用者が安全かつ安心して活動できる環境の確保について情報収集に努めるなど対応してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 御答弁ありがとうございます。

まず中部病院ですね。局長、この中部病院の移転問

題、私は県議会議員の現職、それと地元の県議でありながら、この事実が分かったのは新聞報道ですよ、新聞報道。文教厚生委員会でそういう議論がなされて、移転までいっているのかと聞いたら、いやそこまではいっていないんじゃないですかということなんでしょう、どういうことですか。本来こういう議論というのは、もう以前から県議会の中でも行われて、当然、地域住民も含めて移転するかどうするかというのは、議論しないといけなかったんじゃないですか。何でこれいきなりそういう議論になっているんですか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 移転ではなくて、最初は南棟の耐震化が非常に喫緊な課題でありましたので、それをどうするかということから、昨年の2月に中部病院が独自でまとめた地域医療構想、その中に、移転が望ましいというのが中部病院側から出ていました。そこから移転の話が出ましたので、それを基に病院事業局では現在行っている委員会を開いた次第であります。移転と現地建て替えについては、まだ協議中ですので、私たちから移転の話をしたことはありません。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 (パネルを掲示) この1月16日の中部病院の建て替え確認。それで読谷村あるいは沖縄市を移転先とする可能性についてということ。それと、これ2月20日、「中部病院の現地建て替え」、「県方針に現場異論」、「工事中の環境懸念「移転議論を」」という。こういうのを県民が見たら、地域住民も含めて非常に不安、どうなっているんだということになりますよね。我々もそれ聞かれても、いやそこまではいっていないと思いますよと言うんだけど、実際の報道でもそういう感じになる。うちのうるま市長からも、そういうふうな形で議会に陳情が出されるというふうなこと。実は、2月5日付で、市長から私に対する文書がありましてね。これは県議会に出されている文書だから、いいよと断ったんだけど、これ来たんですよ。だからこれは、現地を移転するという、移転による新中部病院の整備を行うこと、跡地利用も協力、計画すると。現在の南病棟患者の移転による早期の対策を行うことという要請が正式な文書で来たものですから、私は、文書返しましたよ。私は、1つは移転による新中部病院の整備を行うことというのは、中部病院は現在地で機能強化を図り、うるま市民や県民の医療提供体制を維持すべきであると考えて移転を求める立場にはなれないと。もう一つ、南病棟の改築については南病棟の早期改築を求める立場

です。その際、現在の患者を移転、転院させないでやる方法が望ましいと考えていますというふうに答えたんですね。だから今地域住民の、特に宮里区、赤道、旧具志川も含めて、非常に不安を抱いているんですよ。それに対してどう答えますか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 病院事業局としましては、パブリックコメントを通じたうるま市民を含む県民からの意見のほか、特に建て替えの影響が大きいと考えられる地元自治会や通り会等について、検討状況に応じて適切なタイミングで意見聴取の検討を行ってまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 先ほど、昭和三十何年ですかね、実は沖縄市のコザ病院からここに具志川村が誘致をするんですね。そのときの取得の面積と金額を先ほど言ってもらいましたが、実は市制施行20周年の記念誌で広報ぐしかわが出ていて、そのときにこのいきさつがいろいろと出ているんですよ。当時の新垣幸蒲さん、この人は村長で誘致をしたんですよ。この村議会の議決を得て、当時の村の予算で46%ぐらいかな。村の予算ですよ、これだけ。それをつくって誘致をして、そのときのあの面積が6700坪ぐらいあるわけでしょう。そのときの村長は、「先ず地域の発展の基礎は区画整理あるいはその核になる中部病院の誘致、これはご案内のとおり地域住民に一番近いし、又、中部全体の健康、医療面からしてもなくてはならない、非常に大切な基本的施設だということで、誘致にのりだしたわけです。」と。その当時、琉球政府に言ったら、敷地はあなた方が考えてくださいよと言われるわけですね。それでその誘致はどうしたかということ、先ほど言いましたように、これはその20周年の当時の當銘由親市長ですよ。市長は「具志川は用地の無償提供という、思い切った誘致策を打ち出しまして、6703坪の土地を購入することになりましたが、議会としては当初、財政法に抵触するということが異論もありましたが、これにかまっておられませんので、誘致合戦には勝たねばならないということで、村長から提案されました「中部病院誘致のための土地の無償提供について」の議案をほとんどの議員が賛成をして、原案の可決をみたいいきさつがあります。このことが取りも直さず市昇格——その後に具志川市になるわけですよ。それで「市昇格への大きなはずみとなり、又赤道十字路一帯を中心にいたしまして、およそ10万坪の土地区画整理事業がすすめられ、今日の発展をみております。従いまして、中部病院の誘

致は、その後の市昇格と切り離せないものがあるのか、」と述べております。

こういう当時の具志川村から具志川市も含めて、いきさつがあるんですよ。今6700坪から1万3000坪、倍以上になっているわけでしょう。南病棟を先に改築して、これを全体の本館も含めてこれスライドしなければいけないわけでしょう。そうすると対応できるんじゃないですか。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 現在、検討委員会で検討した結果、今議員おっしゃったように、実は具志川村が誘致したものに加えて今は旧コザ看護学校の敷地が加わって、かなり大きな敷地になっていますので、検討の中では現地で十分に建て替えられるという結果が出ています。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 ですからこの移転問題については、ぜひ整理してくださいね。病院事業局が、まず地元の宮里自治会に説明してください。向こうから移転の要望が出ているのかどうか。赤道自治会、さらに旧具志川は、27箇字ありますよ。今うるま市全体は、63ぐらいありますけれども、この旧具志川の自治会長を集めて、その今の中部病院の在り方、本当に移転を望んでいるのか、それをしっかりやってくださいよ。同時に、先ほど言いましたように歴代の具志川市長、まだお元気ですよ。うるま市長にも、しっかり意見を聞いてください。そういうのをやらないで、自分たちのその委員会で決めて、地元のしっかりした意見を聞かないで、こういうふうなことが進められているというのは大変なことですよ。我々県議として、何て言われていると思いますか。あなたたち何やっているのと。地元の県議は、その中部病院を守るための、県民の命をね、向こうは具志川が12万6000、沖縄市が13万四、五千いるわけでしょう。二十五、六万のそういう医療圏を担っているわけでしょう。中頭病院あり、徳州会あり、ここに中部病院あり。そういう役割を担っているじゃないですか。だからそういうことも含めて、もう1回しっかり地元、宮里自治会、赤道自治会、旧具志川の自治会の皆様方、うるま市長、旧具志川市長。それぜひ、意見交換してくださいよ。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 繰り返しになりますけれども、これからパブリックコメントをいただきます。それから今議員おっしゃったように、周辺の住民、それからうるま市全体、今おっしゃったそれぞれの区長含めて、もちろん市長を含めて、まだお話をしたこと

はありませんけれども、意見はいただきましたが、そういうお話をしていませんので、これからそういうことをやっていきたいなって——タイミングが必要になりますけれども、検討委員会と併せてそれを進めていきたいと思います。

ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 照屋守之議員。

○照屋 守之 議員 しっかりやってくださいね。とにかくこれが、市民、県民が分からないんですよ。今の検討委員会で進めていることが。だからそこを含めて分からないままに移転するだの何だのという議論が出てくると、市民、県民、非常に不安に思うじゃないですか。だって具志川市は、いいですか。具志川村が、中部病院持ってくる。琉球政府立でしたよね。具志川市になった。具志川市の中部病院。中部病院は具志川市にある。今合併して、うるま市の中部病院。中部病院はうるま市。それで定着しているんですよ、もう。そこを含めてきちっと説明をして、できる対応をお願いします。同時に、この本館の改築計画も含めて、しっかりしてくださいよ。本館の改築なんか今できないでしょう。本館はあと10年以上使えるんじゃないですか。この間見てきましたけど、あれ十分使えますよ。だから、そういうこともあるから、この南病棟の改築と、その本館のものは別枠で考えていかないと、だからこういう移転の議論が出てくるんですよ。それを分かりやすいように、ぜひ説明をお願いします。

以上で終わります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 皆さん、こんにちは。

維新・無所属の会の大城です。

副議長の最後の挨拶を見ると、私も最初は登壇して始めればよかったかなと思って、ちょっと後悔していますけれども、副議長のような立派な挨拶は私は用意していませんので、今日は、時間の中でスムーズに終わらせて、いつも時間切れで早口で終わるものですから、最後にお礼ぐらい皆さんに申し上げて終わればなというのが目標ですので、お付き合いください。

今日は5点ですね、これまでも議論してきた中から、やはり特に気になる部分を、今日は経過と現状を確認して、私の考えを提案、提言できるような流れでいけばいいなと思ってますので、お付き合いください。

1点目、再生可能エネルギー導入拡大について、知事の施政方針及び新年度予算において、脱炭素社会に向けた再エネ導入がうたわれているが、その内容や規

模が不十分と考えています。施策強化のため、以下伺う。

(1)、本県の電源構成、直近の再エネ割合とこれまでの推移をまずお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 大城憲幸議員の御質問にお答えする前に、議員におかれましては、大里村議会議員、南城市議会議員を経て県議として2期8年、県勢発展に向けて、特に農家の力強い存在として、議会でも様々な御提言もいただけてまいりました。これまでの御貢献に対し、厚く御礼申し上げます。どうぞ引き続き、また御地元でも御活躍されますことをお祈りいたします。

それでは、お答えいたします。

再生可能エネルギー導入拡大についての御質問の中の(1)、沖縄県の電源構成及び再エネ割合と推移についてお答えいたします。

沖縄県の2021年度の電源構成は、火力発電が約9割、再生可能エネルギーが約1割となっております。また、沖縄県における2021年度の再生可能エネルギー電源比率は11.1%で、2016年度の6.2%から4.9ポイント上昇しております。沖縄県では、2030年度の再生可能エネルギー電源比率の数値目標達成に向け、再エネ導入効果の早期発現が期待できる離島などを対象に、太陽光発電設備等の導入支援や水素利活用促進に向けた可能性調査等に取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、さらに新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展に向け、SDGsの推進を基本理念として、再生可能エネルギーの主力化や次世代エネルギーの活用等により、2050年度脱炭素社会の実現を目指して取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 5年間で4.9ポイント上昇したということですが、この中には中城のバイオマス発電、民間の投資が大きいと思いますけれども、この4.9のうちのどれぐらいと考えていますか、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えします。

4.9%の中のバイオマス発電に関しましては、約2.9%ということになってございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 そうすると5年間で2%しか伸びし切れてないんですね。我々、2030年18%っていう最低の目標を持っていますけれども、それに向けて達

成の自信っていうのは現時点でどう考えていますか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

沖縄県としましては、温室効果ガスの排出削減を着実に進めるため、国際情勢や為替レートの影響が大きい化石燃料への依存を低減し、外部環境の変化に強い、地産地消の再生可能エネルギーへ転換するなど、エネルギー自給率を高めることで、2030年度の将来像である低炭素で災害に強い沖縄らしい島嶼型エネルギー社会の実現に向けて、全力で取り組んでいくと考えてございます。その中におきまして、やはりその条件不利性を抱える本県におきましては、これまでの実証事業、成果等を活用した民間投資を誘発していく仕組みを確立しないといけないと考えてございますので、それを取り組みながら、エネルギーの脱炭素化と自給率向上に取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 今言ったように、これ民間投資がないとなかなか厳しいと思います。このバイオ発電所でも300億から400億ぐらい民間が投資してくれて、3ポイントぐらい上がったわけですよね。

それ含めて(2)、電源構成における再エネと火力及び石炭の割合、全国との比較をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

本県と全国の電源構成を比較しますと、再エネにつきましては、本県の約1割に対して全国が約2割、火力発電につきましては、本県の約9割に対して全国が約7割となっております。また、電源構成に占める石炭火力発電の割合は、本県が約6割、全国が約3割となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 今あったように、目標を18%に定めてますけれども、沖縄の現状っていうのは、世界の中で遅れている日本、その日本の半分なんですよね、全国は再エネが今22.4%。そして沖縄は11%、1割ってことは半分なんですよ。去年、日経新聞にその記事が出たんですけども、これ非常にショックで、沖縄のイメージ、「沖縄、脱火力の道探る」っていう題ではあるんですけども、輝く太陽、海を渡る風、自然豊かなイメージがある沖縄県だが、今なお電源の9割を火力に頼る「再エネ不毛の地」というのが日経新聞に出ていました。やっぱりそういう意味で、今のペースで取り組んでも、なかなか全国レベルにも追い

つかない。まあ10か所の、いわゆる大規模な発電、北海道電力からいろいろありますけれども、その沖縄の電気発電の中で、炭素を出す割合は全国平均の1.6倍っていうのはこの中でも指摘されているんです。だから今のペースでいって、我々ずっと議論するときに、知事も世界から選ばれる持続可能な観光地を目指すって話します。SDGsの先進地を目指すって議論をします。そういう美辞麗句はいいんですけども、じゃ具体的にどうするのかってというのが、私なかなか今見えてこないと思っているんですよ。

それ踏まえて(3)、新年度の取組と今後の方針についてお願いします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

県では、再エネ導入拡大に向け、相談窓口の設置や離島の太陽光発電等の導入支援等に取り組んでいるところです。次年度の新たな取組としましては、環境省予算を活用した本島内における太陽光発電設備等の導入支援や、風力発電事業者の発掘に向けた支援等の実施を計画しているところです。

県としましては、沖縄振興予算に加え、各省庁予算を活用するとともに、税制上の特例措置の活用促進により、再エネに係る民間投資を誘発するなど、再エネ電源比率目標18%の達成に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 これまでの議論で、18%を達成するのに、ソーラーだけでやったらどれぐらいかかりますかっていうときに、2030年までに1600億円かかりますって議論がありました。新年度、環境省予算で新たな事業をやりますけれども、ソーラーについての補助をですね、これ予算1億2000万なんですよ。だから、全くこの1600億っていうことから考えると、当然、民間の投資もお願いしないといけませんけれども、やっぱり年間100億、200億レベルで投資していかないと、この18%すら達成できない。そういうことを考えると、今のペースで私はいいとは思えないんですね。それから、具体的に足元の話ですけども、今回の予算にも、県庁庁舎の大規模改修の計画があります。これが8年間で2031年まで続きますけれども、その8年間の中にすら太陽光発電の部分が入っていないんですよ。それはやっぱり、SDGsの先進地にするとか、世界から選ばれる観光地を目指すって言うのであれば、足元からしっかりやる。あるいは、美辞麗句を並べるためじゃなくて、現実的な予算

の獲得っていうのをもうちょっと必死でやるべきじゃないですか。その辺どう考えてますか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 今、本庁舎改修のお話がありました。その前に、まず防災危機管理センター棟を整備することにしておりますが、ここについては太陽光パネルを設置しまして、省エネに資することとしております。あと、本庁舎の改修に当たっては、太陽光パネルを屋上に設置するスペースがないということで、省エネ機能が高い空調機器であったり、換気ファンを使う、あるいは断熱性能を有するフィルムをガラスに貼る等の断熱性能の向上を行うということで、今考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 最後に指摘して終わりますけれども、知事、これ、できない理由を並べているだけにしか聞こえないですよ。今、様々な技術革新があって、もう窓ガラスに貼るような太陽発電もあります。そういう意味では、環境省も2030年までの目標っていうのは、庁舎はもうできるだけ再エネを入れなさいって言うわけですから、それはしっかり取り組んでいただきたい。よろしくをお願いします。

次に進みます。

2番、ゆがふ製糖工場老朽化に伴う建て替えについて。

製糖工場老朽化対策、方向性が見えた工場もあるが、一番深刻で規模の大きいゆがふ製糖は進展が見られない。工場建て替えの事業化に向け、以下伺う。

(1)、工場用地、事業実施主体、事業財源について経過と現状をまずお願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

ゆがふ製糖の老朽化対策につきましては、製糖事業者や関係団体等で構成する沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議により、工場整備に係る方策について検討を重ねておりますが、事業実施主体や費用負担等の課題における合意形成に時間を要しております。加えて、既存の国の補助事業につきましては、補助率が6割以内となっており、費用負担を含め、地元負担に係る財源確保が課題となっていることから、工場整備における財政支援について、国に対し要望しているところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 工場用地内定の経緯と現状についてお答えいたします。

県では、令和3年1月、ゆがふ製糖株式会社の工場移転に伴う中城湾港新港地区内の分譲用地取得について内定し、土地売買契約を締結するための条件として、令和4年3月末を期限とした資金調達計画等の書類の提出を求めたところです。その後、同社から当該期限について、令和6年3月末までの延長申請があり、県はこれを承認したところです。現在、同社から再延長の相談があることから、農林水産部と調整を行うとともに、同社に対し聞き取りを行い、その妥当性等について検討を行っているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 農水部長の答弁は、もうこの5年間同じような話。それで、土地がないと話にならないということで、商工の協力を得て、工場用地だけは確保しました。しかし、その当時からありましたけれども、これは企業誘致っていうことで、国・県の税金を入れて開拓したところですから、いつまでも塩漬けにするわけにはいかない。そういう意味では、令和2年から3年当初、それまでに事業化をするという約束でスタートした。できなくて、5年度末まで延ばした。それでも今見えない。だから、さらに今お願いをしているわけですよ。そういう意味では、私もっと危機感を持ってやらないといけないと思っているんですよ。

それを踏まえて、(2)の今後の方針をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

老朽化が著しいゆがふ製糖工場につきましては、本島地域のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。

県としましては、製糖工場の安定操業が重要であることから、工場整備に係る早期の事業化に向け、引き続き、関係機関と協議してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 さっき言った土地はもう後ろがないですよという話をしているんですけども、相変わらず令和2年に設置した検討委員会で協議していきまస్తుってということなんですよ。これいつまでにやるとかっていう部分は部長では答えられないのか、お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時44分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 期日のほうは、いつまでということは明確にこう申し上げられないんですけども、引き続き、早期に関係機関そしてまた工場と協議してまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 これ知事が答えないといけないと思うんですよ、知事。この前、林官房長官に要請した内容の中にも項目入ってましたけれども、今話あるように、もう早期にやらないといけない危機的状況って言いながら、もう5年同じ議論をしているわけですね。国は最低でも今6割の補助金も確保できるかどうか分からないっていう状況です。そういう中で、まあ300億を超えるっていう事業費を、ちょっと部長ではもう今前に進めない状況になっている。各それぞれの組織も主体性を持って動かない。だからこそ、やっぱり県が主体性を持って動かないといけない。本島内のサトウキビはもういいんじゃないのかっていう声も正直言って聞こえてきます。しかし、前にも言ったんですけども、現在でも4700戸のサトウキビ農家がいるんですよ。関連する仕事なんかも加えると、何万人の皆さんがいる。そして、この沖縄のサトウキビっていうのは、歴史文化、地域行事にも根差している。それをどうするのかっていうのは、やはりもう政治判断になると思います。要請の1項目に入れるだけではなくて、国とも本気で向き合わないといけないと思っています。知事の決意をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 詳細については、この間、農林水産部長、商工労働部長が関係する内容については答弁をさせていただきました。そして、操業対策検討会議でも鋭意その事業主体でありますとか、費用負担等の課題などの合意形成を進めていますけれども、今、議員御懸念を示していただいたように、沖縄本島で唯一の工場であるということと、このサトウキビの生産体制をどう維持するか。それによって工場の規模をどうするか。さらには、この会社が、いわゆるそのほかの農業政策とどのようにしてかみ合わせることが可能かどうかということの複合的な内容を検討しなければいけないだろうと思うんですね。農林水産部にはその点について、急ぎそのような資料をまとめるようにということも指示を出しておりますし、本当にその造る方向であるならば、本腰を入れて取りかかるときの将来を、ぜひ見据えていきたいというように考えており

ます。

引き続き、御指導賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 言うとおりで、もうサトウキビだけで考える時期じゃない。今までみたいに当たり前に製糖工場を造る必要もないと思います。規模はやっぱり考えないといけない。それから副産物をどうするのか。前にも私は、すぐ近くに400億のバイオマス発電所があるわけですから、電気事業と組み合わせではどうかというような議論もさせていただきました。ただ、今言ったことは、もう3年も4年も同じ議論をしているわけですから、やっぱりそこは、農家の皆さんに、いやとにかく製糖工場は造るからというような強いメッセージが必要だと思います。よろしくお願ひをいたします。

3番、おきなわそば地産地消プロジェクト推進事業について。

(1)、新規で取り組む事業であるが、経過と内容を伺う。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

これまで県内における小麦生産は、栽培技術や収益性の観点から厳しいとされてきましたが、近年、各地で新たな特産品として生産、加工、販売されております。そのため当該事業では、多くの県民や観光客が食する沖縄そばの原料に県産小麦を活用する取組を推進し、小麦の生産拡大や沖縄そばの魅力向上を図ることを目的としております。令和6年度は、沖縄に適した品種の選定、栽培実証展示圃の設置、小麦生産の収益性検証を行うほか、県産穀類の実態調査等を実施することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 私この事業は賛成なんですよ。ただ、関係者の中で、少し疑心暗鬼になっているのは、さっき言った製糖工場の建て替えがもう5年同じ議論をしてなかなか前に進まない。そんな中で、1100万のぽっと出てきた新規の事業で小麦の品種改良をします、展示圃を造りますぐらいの内容のものを農林水産部の中心みたいな感じで項目が載ったもんですから、もしかしたらもうサトウキビはやめて小麦に変えるんじゃないかというような声さえ出ているんですよ。だからこそ先ほど知事にも話したサトウキビ産業に対するきちっとした県のスタンスについては明確にすべきであるし、この事業については、もう少し、

今言った内容だけではなかなかどういう方向性に向いているのか——今言う内容、私は分かりますけれども、サトウキビに代わる作物として議論をしていくのか、位置づけるのか。その辺もなかなか見えてこないんですね。

そういう意味で(2)、今後の展開と目標についてお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

まず、今後の展開の前に小麦の生産振興につきましては、耕作放棄地の活用ですとか他品目との輪作による生産を予定しております。

県としましては、引き続き市町村等と連携し、小麦の生産振興を図ってまいります。

また、今後の展開でございますけれども、小麦の生産拡大を図るとともに、沖縄そばの魅力を発信するため、県産小麦を活用した沖縄そばの製造及びブランディングについて、商工労働部、文化観光スポーツ部と連携し取り組むこととしております。あわせて、県内ホテル、飲食店等と連携し、県民や観光客を対象としたプロモーションを実施してまいります。

県としましては、引き続き6次産業化、地産地消の推進による農林水産物の生産振興に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 言ってるのは分かりますけど、さっきも言ったように、この小麦をどうするのかっていうのはやっぱりまだ見えてこない。やっぱり食料安全保障という意味でも、そういう穀類、小麦、大豆、新たな沖縄の在来の穀類を調査研究するっていうのは大事なこと。だけれども、新たな作物を作るってことは、サトウキビが何十年もかけて工場を造ってハーベスタをやったように、やっぱりそういう量産体制をするっていうことは、機械も含めそういう精製する工場も含め、やっぱり大きな予算も伴うわけですね。だから二、三年調査事業をつけたから農家が全部そこに向くかという、なかなかそうもいかない。だからちょっとその辺は農家の皆さんにも分かるように、関係機関が疑心暗鬼にならないような今後の目標の提示の仕方もお願ひしたいと思います。

次に進みます。

4、経営危機の続く畜産業、支えるための施策と今後の振興について。

(1)、現状認識とその対策をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

近年の飼料価格高騰により、県内の畜産農家は厳しい経営状況にあります。県では、畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を令和4年度より実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。

県としましては、今後の飼料価格の動向及び国の対策等を注視しつつ、引き続き、生産者や市町村、関係団体等と連携し、畜産農家の経営安定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 今議会は、多くの議員が畜産の厳しい現状を訴えました。これは多くの畜産農家からあったように悲鳴に近い声が出ているからだというふうに理解しています。それはやっぱり理解者は増やさないといけない。そういう意味では、ありがたい話ではあるんですけども、やっぱり牛を中心に、牛だけでなく鶏、豚含めて非常に厳しい。そういう中で、県は今日も議論があったように、もうこれまで数十億単位で支援をしてはきているんですよ。それを踏まえて今議会にも出ている餌の対策で2億9000万、粗飼料の対策で補正、本予算で8600万、それは担当部として私は評価はします。ただ、これまでも議論があったように、これまで令和4年に約12億、令和5年に約10億、そういうようなものからすると、なかなかこの3億7000万で今の農家の現状を支えられるかっていうと、私もなかなか厳しいと思うんですよ。そういう意味では、第2弾、第3弾というのも、厳しさを共通認識として持って前に進めないといけないなと。

そういう前提で(2)、施政方針で知事は、耕畜連携・飼料自給率向上・生産基盤の拡大等を挙げているが、従来施策との違いについてお願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県では、耕畜連携について、沖縄県みどりの食料システム基本計画に基づく実行計画を策定するため、今年度新たな取組として県内を6地域に区分し、地域ごとの課題抽出を行い、環境保全型農業の推進に取り組んでいるところであります。飼料自給率向上については、酪農経営における家畜排せつ物処理問題の解決と飼料自給率向上のため、沖縄型耕畜連携推進事業により、液肥散布によるデントコーン栽培及びホールクロップサイレージ生産に取り組んでいるところです。生産基盤拡大につきましては、畜産クラスター事業で令

和6年度から優良繁殖雌牛更新加速化事業により、高齢の肉用牛繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛への更新に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 なかなか、もう前にも話したと思います。耕畜連携も飼料自給率向上ももう何年も同じような議論をしています。だから、これまでと何が違うのかっていうことを求めましたけれども、なかなかそれが見えてこないんですね。もうこれだけ肥料が高くなっている、化学肥料も高くなっている中で、まだ沖縄の畜産農家っていうのは畜ふんの処理に困っているんですよ。そんな話をずっとやっているんですけども、耕畜連携がなかなか具体的に進まない。それから飼料自給率向上に向けても、これまでやってきたんですけども進んでないのが状況です。そして、生産基盤の維持については、維持じゃなくて、今基盤の拡大という表現になりましたけれども、やっぱり畜産農家あるいは地域の人間からすると相変わらずぴんこないんですね。知事、私の地元って畜産地帯なんですよ。私の家の半径500メートル以内に6軒の畜産農家がありました。平成から今日にかけて、その中でも3軒は次々に辞めていってしまいましたけれども、そして——失礼しました。3軒辞めたのか。あ、7軒あったんだ。それで4軒残っていたんですけども、その4軒も1軒はもう年内で廃業を決めて、もう1軒もちょっともう廃業を検討するよっていう話をしています。ほかの耕種農家は辞めてしまっても、5年、10年置いていてももう一度使えるんですけども、今南部地域において、畜産農家っていうのは一度辞めてしまうと、その生産基盤っていうのはもう二度と戻せないんですよ。今も地域で農家がありながらも、中にはやはり臭いの問題で苦情を出す人もいます。ただやっぱり地域は信頼関係の下に、いやいやこの匂いはお金の匂いだよというような感覚で、何とかやっぱり沖縄の食文化を守ろうっていうことで協力し合って畜産基盤が成り立っている。それがやっぱりどんどん減っていくっていうようなものを目の当たりにしているもんですから、そういう意味では、施政方針で生産基盤を拡大するんだって言うからには、やっぱり現実的なものをもっと出してこないと、なかなか今、維持するのも本当に必死ですので、ここはもう知事はじめ、この沖縄の食文化っていうのは宝ですから。それを支えているのは養豚、養鶏含めて沖縄の1次産業、畜産農家の皆さんですから、ぜひとも力添えをお願いしたいというふうに思っています。

次にします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後5時58分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○大城 憲幸 議員 最後の5番目、農振法改正と今後の転用手続の在り方について。

県内各地で旺盛な土地利用や開発ニーズが高まる中、市町村からは農地転用手続に関して簡素化や権限の在り方を問う意見が恒常的に寄せられており、以下伺う。

(1)、農振法の改正が議論されているが、その内容と影響についてをお願いします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

政府が食料安全保障を強化する一環として、農地の総量確保に向け、農地転用が抑制されている農用地区域からの除外について国が関与するなど、農振法の改正に取り組んでいることは報道で承知しているところです。

県としましては、国の動向を注視しながら、今後の土地利用への影響を考慮しつつ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 なかなか細かいのが見えてきません。私も報道でしか見てませんが、方向性としてはこの農地転用について、今、地方に任せているものをもうちょっと権限を強めようと、国の関与を強めようというような方向になるであろうということになってます。

これはなかなか我々ではいかんともし難いんですけれども、その流れの中で(2)、優良農地や農家を守る観点からも、耕作放棄地や未利用農地の活用や開発は市町村と連携して取り組むべきと考えるが、方針をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

農地の有効利用及び担い手の育成により農業振興を図るためには、耕作放棄地等の活用が重要であると認識しております。県では耕作放棄地への対策として、農地耕作条件改善事業等の活用や、農業委員会の利用意向調査等により農地の再生・利活用を支援しているところであり、あわせて、担い手の育成を図るため、農地中間管理事業の推進により担い手への農地の集積を支援しており、引き続き、市町村及び関係機関

と連携し、耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 質問取りで趣旨は伝えつつもりなんだけれども、なかなか伝わっていないですね。

未利用農地をどう活用するかという視点です。ちょっと確認します。

県内の農振農用地の面積ってというのはどれぐらいと考えてますか。それから、そのうちの耕地面積はどれぐらいですか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時1分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

本県における農業振興地域は約13ヘクタールあり、うち農業上の利用を確保すべき農用地区域は約6万4000ヘクタール設定されております。農用地区域のうち、約4万5000ヘクタールは農業利用が行われております。

以上でございます。

○大城 憲幸 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時1分休憩

午後6時1分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長 本県における農業振興地域は約13万ヘクタールあります。そのうち、農業上の利用を確保すべき農用地区域は約6万4000ヘクタール設定されております。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 いわゆる沖縄県がその農業以外に使うときには手続をなささいよというような規制をかけている土地が6万4000ヘクタール、そのうちの農用地が——いろんな数字違いますけれども、3万6000まで減っているという話もあります、まあ大体それは4万としましょう。私が議論したいのは、あとのこの2万なんですよね。2万4000ぐらい残るわけですけども、これについてはどういう土地ですか。お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時2分休憩

午後6時2分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

農振制度は農業施策を計画的に推進する目的で、農業上の利用を確保すべき農用地区を市町村が設定する一方、同区域からの除外を行う場合は農振法で定める要件を満たす必要があります。

県としましては、市町村に対し、農業振興地域整備計画の見直しの際に、農地の集団性や農業利用に適さないなどの現状を踏まえ、必要な見直しを行うよう、説明しているところであります。今後も市町村と連携し、農地の有効利用及び担い手への集積が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 なかなか副知事、何言っているか分からないですよ。この農振の議論は我々議会もなかなか難しいところがある。ただ言いたいのは、市町村も含めてなんですけれども、今言った6万4000規制をかけています。そのうちの農地は約4万ぐらいです。2万4000ぐらいあるんです。2万4000ヘクタールぐらいね。そのうちの四、五千ぐらいは様々な施設とか、いろんな活用をされているところがあります。ただ、約2万ヘクタールぐらいは——まあ東京ドーム約4000個分と言われてはいますけれども、私から言わせれば、耕作放棄地があったり原野があったりとかで活用されていないところ。だから地域で住んでいても、工場をどこか造りたいけどって相談を受けても、目の前にたくさん遊んでいるところがあるけれども、市町村に行くと、いやここは農振地域だから触れませんということがたくさんあるんですよ。そういう中で、市町村は5年に1回、これの見直しをしますけれども、ただ、その中でもなかなかやはり市町村が2年3年、1筆1筆調査をして、この200筆ぐらい外したいというものに対して、県が全筆また調査を一からやり直して、いや120しか認められませんね、とかっていう話がずっとあるもんですから、宮古島市だったり、石垣市だったり、八重瀬町だったり、南城市だったりっていうのは、そういう見直しのために相談があります。それで、こういう議論は前にもしました。そしてそのときに申し上げたのは、なかなかやはり権限を握っている皆さんが、前年どおり取組を頑張っているのは分かるけれども、これだけ市町村も県も財政が厳しくなっていて、そして地域では土地が余裕があっても、でも沖縄県全体としてはこれだけ土地需要がある。だからそこは、いわゆる規制の緩和っていう方法をみんなで知恵を出し合ってやれば、そこはそこの工場なんかをや

る、2次産業の活性化にもなるし、財源にもなる。そういう財源を基に、農家を応援していいんじゃないんですかと。当然、優良農地は守るべきっていうのは共通認識ですよ。ただ、それを検討するのは、なかなか今農政経済課だけではできないんじゃないんですかと。当然、市街化調整区域の調整もありますし、そこの関連もありますので。だから私は前にもそういう専門の検討チームを設置したほうがいいんじゃないんですかっていう提案に対して、そのときは検討しますっていう話で、それからもう2年たってしまいました。

農林水産部の言い分はわかりますけれども、そこは県として取り組むべきものがあるんじゃないかと思えますけれども、最後にその辺も照屋副知事、ある意味、専門でもありますから、この在り方、あるいは検討してほしいっていう私の要望について所見をください。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 就任以来、この農政とも向き合ってきましたが、大変難しい課題を、全国の農家の皆さんが担っているというふうに感じております。

何よりも担い手ですね、後継者の皆さんが、果たしてこの農業、農林業に参入してくるかどうかというふうな意味では、岐路に立たされているんじゃないかというふうに感じておりますし、沖縄におきましてもサトウキビ生産、代表的な生産作物ですけれども、これもそもそも生産農家がどんどん減ってきている。耕作放棄地が増えてきているというような中で、どういふふうな、特に突破口を見いだしていくかというふうな点で呻吟をしているわけでありまして、これから先は、やはり6次産業化、あるいは工場化といいますか、そういったふうなところも大いに研究しながら、新しい生産作物を生み出し、それからそのサトウキビで申し上げますと、私が感じているところは、今までのようなやり方を続けてはやはり無理だろうと。新しい何かしらの、先ほど話も出ていましたけれども、サトウキビから生み出す生産品を付け加えていく方向を模索していく。そういったことも含めて、様々な観点から研究していくべきだろうと。そういうような際に、やはり総合的な専門家といいますか、そういった方が必要で、そういう人たちの知見を集めて、新しい突破口を見いだしていかないと、沖縄の農業はなかなか厳しいというふうな気がいたしております。先ほどそばの話も出ましたけれども、これは先日、伊平屋に行ったときに伊平屋村の村長さんとこのテーマで話をしたわけですが、その村長さんからしますと、そばはすぐできますよと、誰でも作れますという

ふうな話をしておられました。大変楽観的といいますか、そういうふうなコメントでありましたけれども、そういったことも含めて、何ができるか、どういったふうな形で農業の新しい未来を切り開いていくかというふうなことにつきましては、大いに農林水産部局を中心に、もちろん主管部局でありますので、さらに商工労働、あるいは環境含めて、手を差し伸べ合いながら新しい道を開いていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

T P Pの問題もありますし、それから自給率向上の問題も抱えております。本当に難題が至急でありますので、総力を挙げて取り組んでいかないといけない課題というふうに思っております。

大城議員が退任される、大変残念であります。引き続き、御指導を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 大城憲幸議員。

○大城 憲幸 議員 土地利用の話をしたつもりなんですけど、思いはありがとうございます。

ただ、もうお金がなければ知恵を出せっていう話もありますから、我々は規制を緩和して財源を生もうっていう話ですから、これはもう市町村も含めて、大変興味のある話ですので、ぜひとも検討ではなくて動かしていただきたいと思っております。

最後に、知事はじめ執行部の皆さん、そして議長は

じめ各議員の皆さん、8年間、たくさん生意気なことも申し上げました。そういう中でお付き合いいただき、大変心から感謝をしております。

約8年前にこの場所に入ったときに一番思ったことは、もう本当に天井が高いなということと、議長の背中にあります沖縄県章が掲げられたこの壁面を見て、やっぱり沖縄の最高の意思を決定する場っていう空気の重さを感じました。

今議会が終われば、私がこの場に戻ってくることはないんですけど、やはりこの天井のように、皆さんには高い高いレベルの議論をしていただきたいし、もう保守とか革新とか、あるいは与野党、そういうようなものを超えて、自由闊達な沖縄県議会の議論をしていただければ、沖縄の未来、子供たちの笑顔にきつとつながるんだろうなと思っております。

大変お世話になりました。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後6時11分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年2月29日

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和6年2月29日（木曜日）午前10時開議

議事日程第7号

令和6年2月29日（木曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

- 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和6年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和6年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和6年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）
- 甲第26号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第2号）
- 甲第28号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）

- 甲第32号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第33号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 甲第34号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第37号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 甲第38号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例
- 乙第14号議案 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 乙第15号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 乙第27号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第28号議案 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例
- 乙第29号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例
- 乙第30号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

- 乙第31号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第34号議案 財産の処分について
 乙第35号議案 訴えの提起について
 乙第36号議案 訴えの提起について
 乙第37号議案 訴えの提起について
 乙第38号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第39号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第40号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第41号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第42号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第43号議案 専決処分の承認について

出席議員(48名)

44番	赤嶺昇	議長	23番	仲村家治	議員
30番	照屋守之	副議長	24番	玉城武光	議員
1番	島袋恵祐	議員	25番	比嘉瑞己	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	平良昭一	議員
3番	國仲昌二	議員	27番	仲村未央	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	玉城ノブ子	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	38番	西銘純恵	議員
14番	次呂久成	議員	39番	渡久地修	議員
15番	新垣光荣	議員	40番	仲宗根悟	議員
16番	山里将雄	議員	41番	崎山嗣幸	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城	デニー	知事	宮城	力	総務部長
照屋	義実	副知事	金城	敦	企画部長
池田	竹州	副知事	多良間	一弘	環境部長
島袋	芳敬	政策調整監	宮平	道子	子ども生活福祉部長
溜	政仁	知事公室長	糸数	公	保健医療部長

前 門 尚 美	農 林 水 産 部 長	金 城 康 司	総 務 部 財 政 統 括 監
松 永 享	商 工 労 働 部 長	半 嶺 満	教 育 長
宮 城 嗣 吉	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長	鎌 谷 陽 之	警 察 本 部 長
前 川 智 宏	土 木 建 築 部 長	下 地 誠	労 働 委 員 会 事 務 局 長
松 田 了	企 業 局 長	茂 太 強	人 事 委 員 会 事 務 局 長
本 竹 秀 光	病 院 事 業 局 長	安 慶 名 均	代 表 監 査 委 員
名 渡 山 晶 子	会 計 管 理 者		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子	議 会 事 務 局 長	儀 間 俊 江	課 長 補 佐
前 田 敦 次	長	宮 城 亮	主 幹
中 村 守	議 事 課 長	比 嘉 太 一	主 任

○照屋守之 副議長 これより本日の会議を開きま
す。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに
一般質問を行い、甲第1号議案から甲第38号議案ま
で及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題と
し、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対す
る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 おはようございます。

4年ぶりの一般質問なので緊張しております。

早速でございますけれども、ちょっと順不同で質問
させていただきたいと思えます。

まず、4番の教育行政についてでございます。

(1)、教職員の正規雇用の状況についてお伺いた
します。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

沖縄県の公立小中学校における教員の正規率は、令
和5年5月1日時点で80.3%となっております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 全国との比較を教えてください。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 令和5年度においては、全国平
均は91.9%となっております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 この正規雇用が沖縄県が
80.3%、全国平均が91.9%、約10%以上ですよ
ね。この格差というのは、教育長はどのように考
えていますか。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 この正規率の改善については、
大きな課題と考えておまして、これまで改善計画等

を策定し取り組んでまいりましたが、依然として大き
な開きがございます。これは課題だというふうに考
えております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 それでは続いて(2)、教員の病気
休職者の現状についてお伺いたします。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えいたします。

令和4年度における教育職員の病気休職者数は381
人であり、在職者に占める割合は2.41%となつて
おります。このうち精神疾患による病気休職者数は
229人であり、在職者に占める割合は1.45%とな
っております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 全国との比較について御説明く
ださい。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 令和4年度における教職員の病
気休職者の在職者に占める割合であります。先ほど
申し上げました本県は1.45%であります。全国は
0.71%となっております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 ということは、沖縄県は病気休
職者数は2倍ということに理解していいですか。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 病気休職者に占める精神疾患に
ついては、そのような状況になっております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 教育長、これ、ですからさっき
言った正規雇用率であったりとか、教員の職場環境が
悪いと。そこで今度は精神疾患が全国の2倍。こう
した現状は、やっぱり大事な子供たちの教育に携わ
る先生方がこれだけ精神疾患になっている状況につ
いて、

これ教育委員会として責任を感じていますか。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 先ほども申し上げましたが、この正規率がなかなか改善されない状況、また精神疾患による病気休職者数の在職者に占める比率が全国で最も高いことについては、大きな課題というふうに考えております。学校教育につきましては、教職員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものことから、教職員が心身ともに健康な状態で教育に携わること、これは極めて重要であると考えております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 だから、正規雇用率と精神疾患、これはいろんな要因があると思いますよ。ただ、基本的に正規雇用率を上げていくということは、これ与野党問わず、ずっと取り上げられていることなので、教育長も責任を持ってその改善に急いで対応してもらうように要望いたします。

続いて(3)、不登校児童生徒の課題についてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

令和4年度問題行動等調査によりますと、沖縄県の国公立小・中・高校の不登校児童生徒数は6853人となっております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 全国との比較を教えてください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時7分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 1000人当たりの不登校児童生徒数でお答えをさせていただきますが、令和4年度について沖縄県は……。失礼しました。

休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○半嶺 満 教育長 失礼しました。

1000人当たりの不登校児童生徒数の状況でありますが、校種ごとで説明させていただきます。

本県においては小学校25.3人、全国は17人です。中学校においては本県63.9人、全国は59.8人。高校につきましては本県25.5人、全国は20.4人

となっております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 今ありましたように、不登校生徒も小・中・高とも沖縄県が多いわけですね。この辺りもこれ教育委員会として大きな課題だと思っていますので、早急に改善を求めたいと思います。

続いて(4)、高校中退の課題についてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

令和4年度の沖縄県における国公立私立高校の中途退学率は1.8%となっており、全国平均と比較すると0.4ポイント高い状況にあります。そのうち、県立高校の中途退学率は、1.4%となっておりまして、全国平均と比較すると0.3ポイント高い状況でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 この高校中退もやはりちょっと高いわけですね。ですから、ただでさえ大学進学率も低い中で高校中退。高校中退された子供たちは、その後どこに行っているかという調査はされていますか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時9分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

教育長。

○半嶺 満 教育長 すみません。中退後の正確な把握はしていませんが、別の進路変更であったり、あるいは就職をしたり、あるいは職に就かない生徒もいるように思います。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 これも以前取り上げたんですけども、高校中退したら、その後放置されているんですよね。高校を中退して、この若者がどういう形でその後生活しているか、仕事しているかということは、教育委員会の問題だけじゃないと思うんですけど、県当局もしっかりとその辺りは今後把握すべきだと私は思っています。

次に(5)、金融リテラシー教育の取組についてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

児童生徒が将来自立した消費生活を営む上で、金融リテラシーを身につけることは重要であると考えております。各学校においては、学習指導要領に基づき金融教育を行っておりまして、小中学校では買物の仕組

みや金銭の管理等について、高等学校では契約の仕組みや資産形成等について学ぶほか、金融機関等が実施する出前講座も活用するなど、発達段階に応じた金融教育を実践しているところであります。

県教育委員会としましては、教科研修会や授業研究会等を通して、指導方法の研究・改善を図るとともに、引き続き関係機関等と連携し、金融教育の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 金融リテラシーという部分で言うと、先生方もスキルを上げないといけないので、今後、教員のこうしたリテラシー教育についての研修も併せてお願いしたいと思っています。

続いて5番、那覇空港の課題についてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

現在、那覇空港においては、旅客数がコロナ禍前の約9割まで回復しており、今後もさらなる航空需要の増大が見込まれております。このため、那覇空港においては、保安検査や地上ハンドリング体制の確保に加え、構内道路の混雑、駐車場の収容能力不足などの課題に対応し、空港利用者の利便性向上等に努めていく必要があると考えております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 国際線ターミナルの保安検査機は、何機あって何機動いていますか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

国際線の保安検査場につきましては、全3レーンありまして、最大稼働時には3レーンを稼働させております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 知事も最近海外に行く機会が多いと思うんですけど、やはりこの3レーンでも足りないんですよ。たまに2レーンしか動いていなくて、この出発する方々が遅れそうになったりして大変厳しいので、この辺りは、去年も同じように指摘させていただいておりますので、ぜひとも対応をお願いしたいということと、あと、那覇空港が6時にしか開かないということがあって、修学旅行生が団体で出発しようとしても——今ちょっと対応はしていると思うんですけ

れども、もうちょっと早く開けるようお願いしたいと思っています。

続いて6、観光関連産業の課題についてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 本県を訪れる国内客はコロナ禍前の水準まで回復しており、インバウンドも、航空路線の復便やクルーズ船寄港再開に伴い、段階的に増加している状況です。観光関連産業においては、コロナ禍における離職と需要の回復に伴う人材不足や物価高騰等による影響が課題となっております。

県では、観光事業者に対する受入れ体制構築や労働生産性向上に資する取組を支援してきたところであり、今後も、観光事業者が実施する無人化・省人化の取組や県外・海外からの観光人材の受入れに関する取組等を支援してまいります。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 今議会でも、宿泊税について質問が出ております。沖縄ツーリズム産業団体協議会のほうから、議会にもいろんな提案の説明があったんですけども、皆さんとしては、この協議会と連携をしていくべきだと思うんですけどもいかがですか。

○照屋守之 副議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 これまで観光関連団体や市町村等と意見交換を重ねながら検討を進めているところである中、昨年11月にツーリズム産業団体協議会から意見書の提出がございました。その意見書の中では、税の使途、税額設定の在り方、税制導入後の運用体制等が課題というふうに挙がっております。その中で宿泊税については、目的税であることから、納税者である観光客に利益が還元される必要があります。それで提言にある税率等につきましても、その需要額を確保するための手段として検討するものと考えておまして、引き続き協議の場を設けて、観光関連団体や市町村と意見交換を重ねながら、挙げられた論点について整理してまいります。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 この約3年間のコロナのときに、観光団体ももう連日のように議長室に来て、様々な要請をして大変疲弊したんですよ。そして、何ら対応できなかったというのが私、議会もそうだし、当局もあまり助けられなかったんですよ。皆さん、よく頑張って生き残ったなと私は思っています。ですから、今回のツーリズム産業団体の意見をしっかりと真摯に受け

止めて、沖縄の観光を——皆さんも頑張っていると思うんですけども、その現場の声をしっかりと生かしていただきたいと思っております。これは要望したいと思っております。

続いて、7番の農林水産行政の課題についてお伺いたします。

○照屋守之 副議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

本県の農林水産業は、高齢化に伴う担い手の減少や、台風や干ばつによる自然災害などの課題があると考えております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 その中で例えば、沖縄は果樹と言うとマンゴーあたりがよく売られているってことなんですけれども、宮崎県産マンゴーと沖縄県産マンゴーの出荷額の違いを教えてください。

○照屋守之 副議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

国の令和3年産の特産果樹生産動態等調査によると、令和3年における沖縄県産のマンゴーの産出額は、23億円となっております。また、宮崎県産のマンゴーの産出額は、38億円となっております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 今の答弁ですと、もう完全に宮崎に抜かれて、当初沖縄が非常に頑張っていたんですけども——ちなみにマンゴー1個当たりの金額は、沖縄と宮崎でどう違いますか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

東京中央卸売市場の単価のほうで見ますと、令和5年産の沖縄県産のマンゴーの平均単価は、キロ当たり1552円となっております。一方、宮崎県産マンゴーのほうは、キロ当たり4415円となっております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 何で沖縄のマンゴーが1500円で、宮崎が4000円。この違いは何ですか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

宮崎産マンゴーは冬春期にかけて重油を活用した加温栽培が中心で、完熟にこだわらして、太陽のタマゴとして、宮崎ブランドとして確立されております。一方沖縄産は、無加温栽培が主流であり、1年を通し7月が最も最盛期を迎え出荷量が集中し、単価が低くなるという傾向がございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 部長、これ他人事ですよ。ブランディングでしょう。要するに、今一生懸命宮崎のアピールしているんですけども、沖縄が——みんな離島も含めて豊見城も一生懸命今出している中で、4000円と1500円では話になりませんよ。これ皆さん、議会でも今回言われているんですけども、売るほうの支援策が全然足りていない。この辺りについて、いかがですか。

○照屋守之 副議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 県のほうでは、農林水産業の振興を図るため、沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化、そして多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化ということで、各種施策また事業に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 今のレベルだったら多分変わらないと思いますよ。ですから、マンゴーだけじゃないですよ。ほかのパイナップルもそうですし、やっぱりブランディングということで付加価値をつけて、高く売って、その従事者についてしっかりと所得につながるようにするということが私は県の課題だと思いますよ。ちなみに最近コーヒーを一生懸命売っている、作っている方がいるんですけども、北部では1杯2000円で売っている方もいます。コーヒーを果樹に設定するってことは考えていませんか。

○照屋守之 副議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

果樹農業振興特別措置法に基づきまして、県では沖縄県果樹農業振興計画を作成しておりますが、コーヒーの位置づけは現在ございません。果樹として位置づけるには、当計画において振興方針を策定する必要がありますので、当計画の中間見直しに当たる令和7年度に向けて、市町村と関係機関と意見交換を行い、当計画の位置づけについて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 ぜび、この辺り研究していただいて、付加価値がついて、コーヒーも一つの大きな——台湾も非常に活発に売っていますので、見習っていただきたいと思っております。

次に2、県立病院の課題について(1)、県立中部病院の移転についてお聞かせください。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 お答えします。

中部病院は、地域の中核病院であることから、建て替え等に当たっては、広く関係者の意見を踏まえることが重要だと考えております。このため令和5年度は、保健医療部のほか、中部市町村会、外部有識者等を含めた検討委員会を設置し、中部病院が将来果たすべき役割、医療機能、施設全体の建て替え等について協議を行うとともに、中部地区の医療機関、市町村消防、県立病院全職員等へアンケート調査を実施しております。

病院事業局としましては、これまでの検討結果や検討委員会の意見等を踏まえつつ、可能な限り早期に、南病棟の耐震化方針を含む県立中部病院将来構想を策定することとしております。

以上です。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 本竹病院事業局長は、中部病院の院長と連携取れていますか。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 私は、時間があるときには早朝に中部病院に出かけまして、実は外科の研修の教育を行っています、1時間ほどですね。その際に、院長に時間があるときには、この中部病院の将来構想について、複数回意見を交わしてきております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 意見を交わしてるけど、連携はうまくいっていますか。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 なかなか——意見の平行線があります。そういうことも含めて、やはり委員会を開くことが必要だろうということで現在の委員会、いわゆる有識者等を含めて、そのお互いの意見を述べて判断してもらうということで、今委員会が行われているということです。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 移転について、中部市町村会の宜野湾の松川市長も意見を言っていますけど、松川市

長は何て言っていますか。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 第2回の委員会で、松川市長からは、いわゆる移転のために病院事業局は、その候補地をちゃんと探しているかということでしたので、病院事業局としては、ほぼ4万平米ぐらい必要ということで、近隣の市町村に照会をかけています。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 局長がおっしゃってるように、広く意見を聞くってことは大事だと思っています。大事な病院です。ですから、しっかりと議論を重ねて、昨日局長が最後は決めるってことになって、これを見切り発車で決めると大混乱を起こすんですよ。ですから、丁寧に現場の声、私は箱物も大事だと思いますよ。ただ箱物以上に、働いている医師、看護師、この皆さんのやりがいがないと病院機能はもちませんよ。それで、研修医制度も有名な中部病院なんですけれども、今来なくなっているという話もあるもんだから、中部病院の今までの歴史と役割、そういったものも大事にしながら、ここが私は本竹局長の——もともと院長でもありましたから、しっかりと意見交換を慎重に、丁寧に重ねていただきたいけど、いかがですか。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、職員が一番働きやすい環境をつくるのは当然病院長、あるいは事業局長の責任であります。私は院長のときに、実は目標として患者ファースト、職員ファーストというのを掲げてやっておりました。だから、研修に関しても、やはり中部病院は教える人がいるってということで、全国から集まってきていますので、これをしっかりやってきましたし、現院長含め職員の先生方にもぜひ頑張ってくださいと、日頃からそういうふうに伝えているところであります。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 中部病院は県立ですから、うるま市にあるの僕は大事だと思いますけれども、県立の役割——僕は1期目からこれ取り上げているんですけども、北部病院から緊急出産で搬送された方々、たくさんいるんですよ。だからそういったことも含めて、中部病院の果たしてきた役割も、これからの未来も含めてしっかりとまた議論をして、丁寧に進めていただきたいということを要望しておきたいと思っています。

次に(2)、南部医療センターの課題についてお聞かせください。

○照屋守之 副議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 お答えします。

南部医療センター・こども医療センターの主な課題としては、看護師の不足や事務部門の体制強化、医師の働き方改革への対応、精和病院との統合に向けた施設整備などがあります。特に、精和病院との統合に向けた施設整備につきましては、現在、精和病院移転・統合検討委員会を設置し、移転に伴う新棟整備とともに、敷地内ヘリポートの設置についても検討しているところであります。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 今、敷地内ヘリポートのことを触れていただいたんですけども、先日、南部医療センターの院長ともお会いして意見交換しました。やはり、ヘリポートは敷地内に置いたほうが良いと。今ちょっと離れたところにあるもんですから、この辺りも精和病院の移転もありますので、一緒になってこれもまた現場としっかりと議論をさせていただいて、ヘリポートについて前向きに対応をお願いしていただきたいと思っています。これは要望しておきたいと思っています。

続いて3番、水道事業の課題について。

(1)、水道料金3割値上げについてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局では、平成5年以降、定員管理の適正化及び動力費等の低減化など経営の健全化・効率化に取り組むとともに、施設整備に関する国の補助金・交付金の確保に努めることなどによって、事業運営に必要な資金を維持できたことから、30年間料金改定を行う状況にはございませんでした。しかしながら、近年、施設更新コストが大幅に増加するとともに、電気料金の急激な上昇などにより経営状況が悪化し、このままでは令和7年度の企業債償還金を確保できなくなるおそれがあることから、料金改定を行ったものでございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 今回の知事の提案説明要旨に、企業局の経営の合理化とかとおっしゃっていますけれども、なぜこの水道事業を扱う企業局長はずっと天下りされているのか、知事にお聞きいたします。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 お答えいたします。

企業局長は、地方公営企業法第7条の2第1項の規定に基づき、地方公営企業に関し識見を有する者のう

ちから、地方公共団体の長、この場合は、私、県知事でありましたが、長が任命することとされております。そのため、水道事業の経営を担う管理者としての責務を遂行し得る能力と知識を有する方から人選し、任命をしているものであります。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 企業局で働いている職員は、優秀な方々がおられます。生え抜きの企業局長が誕生しないのは、能力を有しないということと理解していいんですか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 企業局長については、歴代の部長が就任しております。それぞれ就任時の実務経験が長いという点も、その時々知事の御判断に反映されているのかなというところでございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 企業局長って退職金ありますか。幾らですか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局長の退職手当の額は、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例で定められております。額の算定方法は、給料月額に100分の30を乗じた額に、その在職期間の月数を乗じて得た額とされており、2年間に在職した場合の額は、518万4000円となります。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 知事、2年間で退職金500万っていうのは、私は異常だと思いますよ。ちなみに今度、新しく企業局長に就任するのは宮城部長ですよね。今度退職されるときに、部長、県の職員として、部長として、退職金幾らもらいますか。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 定年引上げで61歳定年なんですけど、特例で60歳で退職しても定年退職扱いの退職金をいただけることになっております。具体の金額については今私承知しておりませんが、35年間勤めておりますので、それなりの金額の退職金が支給されるのかなというふうに考えております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 じゃ、自分のじゃなくてもいいですよ。総務部長ですよ。今言った数字でいうと、大体幾らぐらいですか。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 たしか2000万円を超える金額になろうかと思えます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 部長、2000万円退職金もらって、それから2年間企業局長に行って、2年間で500万をまたもらって、これ退職金二重取りじゃないですか。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 二重取りという御意見でございますが、様々な御意見があるかとは思いますが。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 今度、12月議会で水道料金3割値上げ、与党で24対23で可決しました。命に関わる水ですよ。県民には3割も水道料金を値上げをして、企業局長はずっと天下りが来て、そして2年間で500万退職金をもらって。ずっと天下りで2000万円以上の退職金をもらって、企業局長に行ってそこでまた500万円もらう。これ、県民納得できませんよ。いかがですか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 私、3月で退職いたします。

地方公務員法上の退職というところで一旦、一般職としては退職いたします。新たに地方公営企業法に定める公営企業管理者として4月1日以降任命されるというところで、それぞれの制度にのっとった対応がなされるというふうに考えております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 宮城部長、僕は個人的には恨みはないんですよ。ただ、ずっとこういう形で天下りが続いて、2年ごとに500万の退職金をもらうというのは、それでここに来て、この水道——今回値上げをするいろんな理由言っていますけれども、計画的な修繕をしてこなかったツケですよ。だからちゃんと生え抜きで、責任取らせればよかったですじゃないですか。知事がそれを任命してるじゃないですか。知事はどう思いますか。知事は、誰一人取り残さないって言っていますけれども、退職金二重取りって、県民は思います

よ。自分たちはいい思いをしておきながら、県民には水道料金3割も値上げを頼むなど。これ理解してくれてと言っても誰も理解できませんよ、いかがですか。

僕は、これは今度の県議選挙の争点だと思いますよ。これ間違いなく、辺野古の問題もありますけれども、水っていうのは、高齢者も子供もみんな毎日使いますよ。この水を3割も値上げした玉城県政は、いかなものかと思えますよ。知事どうですか。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 まず、水道料金の値上げ、様々な御意見、厳しい御意見があるということは、私たちも非常に厳しく受け止めさせていただいております。30年間値上げをせずにここまで来れましたけれども、今般、諸物価の高騰、電力の高騰等、さらにはこの償還金を支払うため財政的に枯渇するという状況にあっては、非常に厳しい思いから値上げせざるを得ないということになっております。さらに、先ほど総務部長から答弁をさせていただきましたが、公務員として長く勤められてきた方々が退職する際の退職金、そして地方公営企業法において、その長として指名を受けてこの企業局を運営していくという責任、それはそれぞれの責任における役割に対する規定上の報酬であるというように御理解をいただければと思います。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 責任、責任って言いますけれども、結果的に3割値上げになったじゃないですか。これが結果ですよ。これが問題だと僕は思いますよ。これは、今度の県議選挙の間違いなく僕は争点だと思っています。

続いて1、知事の政治姿勢についてお聞きします。

(1)、知事の最重要公約についてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

2期目の知事公約においては、「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」の3つを特に重点的に取り組む大項目として掲げております。これら3つの基本的考え方を踏まえ、各種施策に取り組むことで、本県が目指す、幸福が真に実感できる沖縄の実現につながるものと考えております。

以上でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 知事は、翁長前知事の後継ですよ。翁長知事の最重要公約は何でしたか。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 様々な課題に果敢に取り組まれた翁長雄志知事ですが、分かりやすく申し上げますと、イデオロギーよりアイデンティティー、党派を超えて沖縄県民としてみんなで一つになろうというその思いと、それから基地と経済が対立させられてきた構造を解消して、誇りある豊かさを築いていき、未来にそのための発展の礎を築いていこうとしたところではないかというように思います。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 辺野古に基地を造らせない、じゃないですか。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 重要な政策のテーマとしては、辺野古新基地建設反対、オスプレイ配備撤回なども含まれるだろうと思います。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 保守の重鎮であった翁長さんが知事になった。そこでオール沖縄ができて、それは辺野古に基地を造らせないという一点で、オール沖縄ができたんじゃないですか。知事その認識は持っていないですか。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 もちろんそういう大きな取組も、翁長知事の功績であるということは認めております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 病に倒れて亡くなってしまったんですけれども、私は、玉城県政は間違いなく翁長県政の後継なんだから、そこは明確にしたほうがいいと思いますよ。変わらないと思います、いかがですか。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 繰り返し申し上げますが、翁長前知事は、これまで沖縄は基地を挟んで経済か平和かという厳しい選択を迫られてきましたが、これらを両立させ、未来を担う子や孫のために誇りある豊かさをつくり上げ、引き継いでいくことが重要だと述べられていました。ですから私は、翁長前知事の考えを継承し、辺野古新基地建設問題の解決に向けて取り組むとともに、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向け全力で県政運営に当たらせていただいているというように思料いたします。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 じゃ(2)、翁長前知事の後継としての自己評価についてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 自己評価というのは大変厳しい——自分自身で評価をするということについては、厳しいと思います。私も知事としてその職務を全うする中で、県民による評価が得られるものというように考えております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 続いて(3)、オール沖縄の現状と辺野古基金についてお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

まず、オール沖縄のホームページによりますと、同団体は、「オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖撤去、県内移設断念を求めた「建白書」の精神を実現させるため」、結成されております。また、辺野古基金のホームページによりますと、同基金は、「辺野古新基地建設に反対し、建白書において要求されたオスプレイ配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去及び県内移設を断念させる運動の前進を図るために物心両面からの支援を行い、沖縄の未来を拓くこと」を目的として、平成27年4月に設立されております。同基金は、令和5年12月31日現在で7億8700万円を超す寄附金額となっており、県内外から多くの寄附金が寄せられているものと認識しております。

以上です。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 辺野古基金で7億8000万も集まったんですけれども、これ残り今幾らになってますか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 寄附金額が先ほど申しました7億8700万で、支出済額が7億6700万ですので、残額が約2000万円ということだと承知しております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 7億6000万もどう使ったのかというのは、私は少なからずこれは、寄附された方々に知る権利がありますよ。辺野古を造らせないという思いで寄附されたんですけれども、辺野古は造られていますよ。僕はこれはかなり説明責任があることだということを指摘しておきたいと思っております。

続いて(4)、辺野古に新しい基地を造らせない実現率をお聞かせください。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県は、かねてから辺野古新基地建設問題は、対話により解決策を求めていくことが重要であると考えております。政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされており、さらなる工期の延伸も懸念されております。このため、県としては、辺野古移設では同飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないと考えております。

県としては引き続き、政府との対話による解決や、全国知事会等と連携した働きかけによる国の裁定的関与の見直し、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成、国際社会への発信など、公約の実現に向けて継続して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 休憩。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 御説明いたします。

知事公約におきましては、実現率について沖縄県知事に就任以来公約の実現に取り組み、選挙公約291項目の全てに着手し、そのうち287項目は予算化、あるいは継続的に取組を進めています。そして、実現率は98.6%ですというふうに記載されております。その意味で、先ほど申しましたとおり、辺野古移設に関する知事公約に関しましては、様々な取組を行っているという説明をしたところでございます。

○赤嶺 昇議員 休憩。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時48分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 現在、辺野古移設に関する取組についてのこの実現率というものをパーセントで示すということは非常に難しいと考えております。ただ、そのために我々は様々な取組を行っているということでございます。

以上です。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 私の公約集で、その実現率、いわゆる291でしたか、公約に全て着手をし、実際に予算を組んでそのための取組をさせていただいているということを実現率というような形で表現をしたことについては、過去議会においても様々な御指摘を頂戴しています。ですから、そのことについては実現率というものではなく、どういう表現のほうが正確かということを指摘をいただいていたと思います。それで知事公室長は、現在のところ実現率ということで数字を表すことは困難であるということは、その辺野古に新基地を造らせないというための取組は様々な形で予算化し、計画にのっとって行われているということで答弁をさせていただいたものであります。

○赤嶺 昇議員 休憩。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時55分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午後3時20分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

休憩前の赤嶺昇議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 先ほど質問いただきました、辺野古新基地阻止の実現率についてお答えいたします。

辺野古に新しい基地を造らせない実現率については、数字で表すことが難しいと考えております。なお、私の政策集で使用している実現率等の表現については、見直し等を含め今後検討してまいります。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇議員 それでは(5)、ワシントン事務所のこれまでにかかった人件費を含めた総経費を教えてください。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 まず、ワシントン駐在が設置された平成25年以降のワシントン駐在員の活動事業費につきましては、当初予算額のベースで令和5年度までに約6億4922万9000円となっております。

ワシントン駐在に係る人件費については、個人情報

等の観点から公表を控えておりますけれども、人事委員会の報告資料等に基づいて月額を算出した場合、駐在員2人分の人件費の年間の予算規模は、おおむね3000万円となっております。ですので、人件費年額を3000万円と仮定しますと、平成27年度から令和4年度までの人件費額は約2億4000万円ということになるということでございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 じゃ今、人件費合わせて総額幾らになりますか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 失礼しました。

先ほど事業費について当初の予算ベースでお話ししました。決算ベースの数字が令和4年度まで出ておりますので、令和4年度までの決算額でいきますと、5億3133万円となっております。それに先ほど言いました2億4000万円を足しますと、約7億7100万円ということになるかと思っております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 7億以上ですよ。皆さんはいろいろと結果を出していると言うんですけど、辺野古に新基地を造らせないという公約は達成できていないですよ。もともとワシントン事務所は、辺野古に新基地を造らせないというのが目的じゃなかったですか。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要であると考えることから、平成27年度にワシントン駐在を設置しております。ワシントン駐在の役割は、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信等となっているところでございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 ほら、結局はそういう言い回しで。簡単ですよ、要するに、辺野古に造らせないというのが目的ですよ。これ翁長知事のとくにやっていますからね。それで結局できていない。7億以上かかっている。公約の実現率で98%とかが言いますし、1期目終わって98%になると辺野古は止まっていますよ。

もおかしくないんですよ。だからこういう誤った表現になると、これある意味県民に対して、選挙のときに非常に誤解を与えます。これを今後見直すかどうかは皆さんがこれから検討するっていうことなんですけれども、見直さない限り、この98%とかこの実現率については付きまとうと思いますので、この件について知事どう思いますか。

○照屋守之 副議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 1期目の公約において、そのような実際に実行できたということについては数字が示すとおりですが、実現率という表現については、今後見直しを含め考えていきたいと思っております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 それでは次(7)、尖閣諸島問題についての対応をお伺いいたします。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 尖閣諸島周辺海域については、中国公船による領海侵入や漁船追尾等に加え、令和3年2月には中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与える状況となっております。

県としては、尖閣諸島周辺海域において、不測の事態が生じることは断じてあってはならないと考えており、去る1月には官房長官に、2月には防衛大臣に対して、同海域における安全確保や冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ることを要請しております。

以上です。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 尖閣諸島はこの国の領土ですか。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 日本の領土でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 尖閣諸島は沖縄の一部ですか。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 沖縄県の一部でございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 それでも今、中国公船が来ております。知事は中国にこの間行きましたよね、去年。いろいろと実績を強調していますが、知事が訪中した後、この中国公船の尖閣領海侵入については、どれぐらい減ったか教えてください。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 知事の訪中が7月の頭、7

月2日から7月7日にかけてですので、それ以降、12月末まで尖閣諸島の周辺海域における領海侵入の日数は22日で、前年の同じ時期が20日ということになっております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 延べ日数と延べ隻数を教えてください。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時29分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 延べ日数は先ほどお答えしたとおりでございます。延べ隻数につきましては、令和5年が66隻、令和4年が63隻となっております。

○赤嶺 昇 議員 ちょっと休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 ぜひ、この実績を——この中国公船について、知事としてこれ対応するべきだと思いますけど、知事いかがですか。

○照屋守之 副議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

昨年7月に知事が訪中された際に、知事と李強首相が面談されております。その際には、ビザ手続の緩和など、今後の交流発展につながる取組を展望するとともに、アジア地域の平和と繁栄に積極的に貢献したいという県民の思いを伝え、その地域の安全・安心がしっかり続くよう、中国政府に協力を依頼したところでございます。

県としては、引き続き観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤とした様々な交流を進めることで、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが沖縄県の役割と考えております。一方、日中関係について領土・領海など国の主権に関わる問題や、軍事面の安全保障に関する問題については、一義的には政府間において解決されるべきものと考えております。日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避するなど、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、問題の解決に取り組むことが望ましいと考えております。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 沖縄の一部と言いながら、今の

答弁っていうのは、非常に残念だなと思いますよ。この辺りはやっぱりダブルスタンダードだなんて私は思います。

続いて(8)、首里城火災について、誰がどう責任を取ったのか教えてください。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 沖縄県警察の捜査結果及び那覇市消防局の発表において、首里城火災発生の原因は特定されませんでした。県は施設の管理者として、一般財団法人沖縄美ら島財団は指定管理者としての責任があると考えております。

県は、令和3年度に外部有識者等で構成する首里城公園管理体制構築検討委員会を設置し、同公園における火災の再発防止策を含む管理体制の構築に向け、検討を行っているところです。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 それで、どう責任、誰が責任取ったんですか。誰も責任取っていませんよね。

○照屋守之 副議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県は施設の管理者として、一般財団法人沖縄美ら島財団は指定管理者としての責任があると考えており、再発防止について検討を行っているところでございます。

○赤嶺 昇 議員 休憩をお願いします。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時33分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長 繰り返しで恐縮でございますが、県は施設の管理者として、美ら島財団は指定管理者としての責任があり、再発防止について取り組むというところが責任についての行動であるという考えでございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 結局は責任取っていないですよ。ちなみに、前期の議員のメンバーでは、我々は10万円ずつぐらい寄附ではないんですけど、減額をして対応したんですけど、知事は何かしましたか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時36分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 総務省のホームページによりますと、「選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特

定の場合を除いて一切禁止されています。」とされており、政治家からの寄附は禁止されているものと認識しております。

以上です。

○赤嶺 昇 議員 休憩。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時37分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 玉城県政における、給料月額の減額をしたことが3回ございます。1度目が新型コロナウイルス感染拡大による減額、そして令和4年度には国庫請求の事務処理手続の誤認等が重ねて発生したこと、加えて今年度、令和5年度は、不適正な会計処理の事案等が重ねて発生したことについて、減額の措置をしてきたところでございます。首里城についての減額措置等については行っておりませんが、県民の皆様にご不信の念を抱かせた不適正事例等に対しては、適宜このように対応してきたというところでございます。

○赤嶺 昇 議員 休憩。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

○宮城 力 総務部長 首里城火災に関する減額の措置等は行ってはいないところです。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 次(10)、相次ぐ事務処理ミスで幾らの損失が出ていますか。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時39分再開

○照屋守之 副議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 内部統制上の不備のうち、国庫請求に係る事案が、令和3年度以降4件発生しております。この4件の総額が——確定ではございませんが、約7億5000万円というところでございます。

○照屋守之 副議長 赤嶺 昇議員。

○赤嶺 昇 議員 この7億5000万の責任は誰が取りますか。

○照屋守之 副議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 知事で申し上げますと、知事は権限を有する事務の多くを補助職員に専任させております。そのような中、不適正な会計処理の事案等が

重ねて発生しており、これらは我々補助職員による制度や手続の理解不足、報告・連絡・相談の欠如、新型コロナウイルス対応等による業務負担の影響などが要因であると認識しております。しかしながら、知事は県の事務について、包括的な執行管理権限を有するとともに、内部統制の整備及び運用に関する最終責任者として公務に対する信頼を損ねることとなった事態を重く受け止め、またリスク管理の徹底と再発防止に向けた取組及び体制強化を図ることで、全庁全職員を挙げて公務の遂行に対する信頼回復に努める姿勢を明らかにするため、去る11月議会において給与減額の判断をされたところでございます。

○照屋守之 副議長 休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

金城 勉議員。

〔金城 勉 議員登壇〕

○金城 勉 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時44分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○金城 勉 議員 皆さん、こんにちは。

公明党の金城勉です。

本日の一般質問は私にとって、沖縄県議会での最後の質問になります。そこで質問の前に一言所見を申し上げます。

今年、公明党が結党されて60年の節目を迎えます。1939年11月17日、大衆福祉の公明党のスローガンを掲げ、日本政界に本格的に進出いたしました。福祉という概念がまだ定着していない時期であります。大衆と共に語り、大衆のために闘い、大衆の中に死んでいくを立党の精神として堅持し、今日まで歩みを運んでまいりました。イデオロギー優先ではなく、生活者中心、対決一辺倒ではなく、合意形成の政治、党利党略優先ではなく、県民・国民本位、そして生命・生活・生存を最大に尊重する人間主義の政治姿勢を貫いてまいりました。

私自身は1994年、沖縄市議会に送っていただいていたから今年で30年がたちます。市議会議員として2期6年、県議会議員として6期24年の長きにわたって議会活動、議員活動をさせていただきました。本年6月までの任期を全うし、後輩に未来を託す決意をいたしました。6月の県議会議員選挙には、公明党として新人の女性候補を含む4人で挑戦し、4議席復活を目

指します。30年間お世話になった多くの県民の皆様
に衷心より感謝を申し上げたいと思います。知事をは
じめ県庁職員の皆様にも大変お世話になりました。ま
た、この議場にいらっしゃる同僚議員の皆様にも大変
お世話になりました。この場をお借りしてお礼を申し
上げます。大変ありがとうございました。

この30年間の政治活動の中で、沖縄政界の数々の歴
史の転換点に立ち会うことができました。各地の首長
選挙、議員選挙、県知事選挙、国政選挙等々、多くの
選挙を経験したことは、私にとってそれぞれが忘れら
れない歴史の1ページであります。印象に残っている
のは1998年4月、沖縄県で初めて自公協力で取り組ん
だ沖縄市長選挙。同じ98年11月、稲嶺知事が誕生した
沖縄県知事選挙。国政において政権交代のあった2009
年の衆議院選挙。2014年4月の桑江市長が当選した
沖縄市長選挙。同じく2014年11月、翁長知事が誕生
した県知事選挙。2018年2月、渡具知市長が誕生し
た名護市長選挙。同じ年の9月、玉城知事が誕生した
県知事選挙。そして、2021年10月、白保さん以来16
年ぶりに公明党衆議院議員・金城泰邦が当選した選挙
等々、いずれも強く印象に残る選挙でありました。

政策的にも、沖縄振興計画の推進、国連機関・国際
機関誘致の取組、米軍基地問題、日米地位協定の問
題、子供たちの保育・教育環境の問題、医療・福祉、
女性政策、雇用問題、環境問題、貧困など生活者の問
題、防災・減災など災害対策等々、多くの政策課題に
ついて県議会で皆さんと一緒に活発な議論をさせてい
ただきました。また、沖縄は他の都道府県と違い、
貧困など県民生活の問題、基地問題、国境離島問題
等々、独特の地域課題も残されております。次の時代
を担う議員諸賢には、沖縄の政策課題に引き続き真摯
に取り組んでいただき、よりよい未来を切り開いてい
ただきますようお願いを申し上げ、最後の挨拶といた
します。

そしてもう一点、意見を表明しておきたいと思いま
す。

今注目を集めているうるま市石川の東山ゴルフ場跡
地、自衛隊訓練場施設の整備計画について、一言申し
上げます。

私もうるま市出身であります。ゴルフ場跡地周辺は
閑静な住宅街であり、教育施設も隣接する地域であり
ます。地域住民が政治的立場を超えて反対を訴えてい
る状況下で計画を強行すれば、自衛隊全体への批判に
発展しかねません。防衛や緊急時、災害時の自衛隊の
活躍は誰も評価するところであります。その自衛隊
が住民と対立し、政治問題化するような事態は避けな

ければいけないと思います。したがって、公明党県本
部としても計画の白紙撤回を求めるものであります。
今日のニュースによると防衛省も当初の計画を見直す
作業に入ったと報道されておりますので、期待をした
いと思います。

それでは、通告に従って質問をいたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、地域外交の取組について、知事の基本理念を
伺います。

(2)、辺野古問題について、最高裁判決が確定し、
県が敗訴する中で今後どのように対応するか伺いま
す。

2、子供政策について。

(1)、令和6年度の重点テーマにこどもまんなか社
会の実現を新たに設定しました。その意図を伺いま
す。

(2)、国のこども未来戦略に示された基本理念を県
の施策にどう反映させていくか伺います。

(3)、こども誰でも通園制度が試行的に実施されま
す。沖縄県内での実施計画はどうか。また、課題をど
のように捉えているか伺います。

(5)、ヤングケアラー等支援事業について、実態把
握、訪問支援員の確保等の取組はどうか伺います。

(6)、育休中に保育園に預けている幼児の退園を迫
られるケースがあると聞きます。県内の状況はどうで
しょうか。

3、災害対策の取組について伺います。

(1)、今年元旦に能登半島地震が起き、甚大な被害
に見舞われました。マスコミ報道によると、電気、水
道、食料、避難場所、衛生環境、住まいの確保など、
多くの課題が浮き彫りになっています。県としての対
策はどうか。

(2)、防災危機管理部門への女性職員の配置が少な
いとの報道があります。女性や妊産婦、乳幼児への対
応など女性の視点が欠かせない。県の対応はどうか伺
います。

4、がん教育の取組について。

文科省が音頭を取って全国的に推進しています。県
は取組が遅れていると言われておりますけれども、県
内のがん教育の方針を伺います。

5、経済・雇用政策について。

(1)、奨学金返還支援制度事業について、今後の方
針を伺います。

6、スポーツ振興策について。

(1)、次期国民スポーツ大会沖縄開催について、基
本方針を伺います。

(2)、県総合運動公園内にある自転車競技場の運営方針を伺います。

8、県内大学への薬学部設置の取組を伺います。

9、動物の愛護及び管理に関する条例案について、餌やり行為について議論が多いようですが、どのように整理するか伺います。

あとは答弁を聞いて、再質問をいたします。よろしくお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 御質問にお答えいたします前に、金城勉議員におかれましては、沖縄市議会議員を経て、県議として6期24年にわたり、県民の声に寄り添う政策課題への議論を重ねてこられました。これまでの県勢発展への御厚意に対し、厚く感謝申し上げます。本当にお疲れさまでした。

それでは、金城勉議員の質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての(1)、沖縄県の地域外交の理念についてお答えいたします。

県では、沖縄県地域外交基本方針(案)において、「新時代を切り拓き、世界の平和構築や相互発展、国際的課題の解決に貢献する「21世紀の万国津梁」を実現する」という理念を示しております。この理念は沖縄21世紀ビジョンの基本理念に通じるものであり、琉球王国時代の先人に倣い、新たな時代に新たな道を切り開き、国際平和の創造やアジア太平洋諸国の相互発展に向け、積極的に取り組むことにより、日本及び国際社会に貢献する沖縄県をつくるという決意が込められております。

県としてはこの理念の下、国や関係機関と連携しながら国際平和創造拠点、グローバルビジネス競争拠点、国際協力貢献拠点を形成し、名実ともに21世紀の万国津梁を実現することを目指してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての(2)、辺野古問題の今後の対応についてお答えいたします。

国が提起した代執行訴訟について、昨年12月20日の福岡高裁那覇支部の判決は、国と県との対話を通じた抜本的な解決を付言しながら、代執行要件の判断に何ら反映しておらず、地方分権改革の趣旨や地方自治の本旨、多くの県民の民意という真の公益を考慮していないことから、県は、同判決に不服があるとして、

最高裁に上告受理申立てをしたところでは、

県としましては、最高裁に対して高裁判決の問題点を明らかにしてまいります。また、引き続き、政府との対話による解決や、全国知事会等と連携した働きかけによる国の裁定的関与の見直し、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成、国際社会への情報発信など、辺野古新基地建設問題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

次に3、災害対策の取組についての中の(1)、能登半島地震の課題を踏まえた県の対策についてお答えいたします。

能登半島地震では、断層が大きくずれ動いたことにより、道路が寸断され、電気、水道、通信、燃料などのライフラインの途絶、備蓄食料や避難所の不足、下水処理施設及び住宅の被害が発生しました。県においても、離島が散在するほか、沿岸部に人口が密集しているなど、防災面で不利な地理的条件を抱えているものと認識しております。市町村では、避難所において発電機やポータブルトイレ等の備蓄を行っており、要支援者も利用できる仮設トイレの導入や受水槽の設置にも取り組んでおります。県では、今回顕在化した課題を教訓として、各種防災訓練を継続的に実施するとともに、断水対策のための給水設備の整備やマンホールトイレの導入など、国の支援事業の活用も促しながら、市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく3(2)、防災危機管理において女性の視点を取り入れることについてお答えいたします。

県では、防災危機管理部門に女性職員を3名配置し、消防、防災、不発弾対策業務に従事するとともに、令和6年能登半島地震の被災者支援ワーキングチームに2名の女性職員を配置しております。県地域防災計画の基本方針には、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」と規定し、避難所の運営における女性の参画の推進や男女のニーズの違いなどに配慮することを掲げております。また、県総合防災訓練における避難所の運営訓練では、女性防火クラブ等にも参画していただくとともに、妊娠婦等に配慮した女性用の災害テントを設置するなど、女性の視点を取り入れた取組を行っております。

県におきましては、引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、子供政策につ

いての御質問の中の(1)、こどもまんなか社会の実現についてお答えいたします。

県においては、令和6年度予算において、島の宝である子供たちが夢や希望を持って成長できるよう、「こどもまんなか社会」の実現」を重点テーマに掲げ、「子どもの貧困問題の解決に向けた切れ目のない支援」や、「誰もが安心して子育てができる環境づくり」に取り組むこととしております。また、令和6年度の沖縄県こども計画（仮称）の策定に当たっては、施策の対象となる子供や若者、子育て当事者等の意見を聞きながら、検討していくこととしております。

同じく(2)、こども未来戦略の県施策反映についてお答えいたします。

こども未来戦略では、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」など3つの基本理念を掲げており、基本理念の実現に向けて、今後3年間の集中取組期間における具体的施策が加速化プランとしてまとめられております。国が2月16日に閣議決定した少子化対策関連法案では、同プランの施策を着実に実行するため、子育て世帯を対象とする支援の拡充など施策実施に必要な措置が講じられております。令和6年度に策定する沖縄県こども計画（仮称）の策定作業に当たっては、こども未来戦略も踏まえつつ、効果的な少子化対策について関係部局と検討してまいります。

同じく(3)、こども誰でも通園制度の取組状況及び課題についてお答えいたします。

こども誰でも通園制度（仮称）は、県内では浦添市が令和6年度からの実施に向けて準備を進めているところです。本制度は令和8年度から全自治体で実施となる予定であるため、各市町村と施設が制度の趣旨を踏まえて連携して取り組む体制を整えるとともに、必要な保育士を配置した実施施設を確保することが課題であると考えております。県では、引き続き本制度の実施に向けた市町村の取組を支援してまいります。

同じく(5)、ヤングケアラー支援事業等についてお答えいたします。

県が令和4年度に実施した調査の結果、ヤングケアラーと思われる子供が5.5%いることが分かりました。このため、県では、関係機関職員向けの研修や、ヤングケアラーなど困難を抱える家庭への訪問支援、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、SNSを使った相談窓口の設置等に取り組んでいるところです。訪問支援に当たっては、事業者への委託により、専門的知識やノウハウを有する支援員を配置し、生活支援や食支援等を行っております。引き続き、ヤング

ケアラーを的確に把握し、必要な支援につなげる取組を強化してまいります。

同じく(6)、育児休業中の保育園継続利用についてお答えいたします。

市町村においては、利用者ごとに保育の必要度について優先順位を決めるなど、児童福祉法の規定に基づき利用調整を行っているところです。

県としましては、利用調整の実施に当たっては、保育の安定的な提供及び保護者への丁寧な対応が必要と考えていることから、市町村に対し、当該趣旨を踏まえた取扱いを行うよう平成29年度に文書を発出してあります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 4、がん教育の取組についてお答えいたします。

学校においては、学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度より段階的に小学校から高等学校まで、発達段階に応じたがん教育に取り組んでいるところであります。

県教育委員会では、令和元年度から令和3年度まで、文部科学省の委託事業を活用し、がん教育教材の作成や外部講師養成研修会などを行ってまいりました。引き続き、教員等を対象とした研修会において、がん教育教材の周知や外部講師による講演、実践発表を行うなど、教員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携を図り、がん教育の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 5、経済・雇用政策についての(1)、奨学金返還支援事業の今後の方針についてお答えします。

本事業は、県内中小企業の人材確保や定着を支援するため、従業員の奨学金返還支援に取り組む企業に対する補助事業で、予算事業としての事業期間は令和7年度までとなっております。本事業を活用する企業からは、学生等に企業がPRしやすく、社員の定着率も向上した、などの意見が寄せられており、企業の人材確保・定着に有効な支援であると考えているところです。令和8年度以降の事業継続につきましては、事業効果や企業のニーズ等を踏まえ、関係部局等と調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 6、スポーツ振興策についての(1)、国民スポーツ大会の沖縄開催についてお答えします。

2034年(令和16年)第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の沖縄開催について、令和5年6月に公益財団法人日本スポーツ協会から内々定を得たところです。県では、令和6年度中に競技団体、市町村、商工会等の関係機関で構成する準備委員会を設置し、同委員会の下に常任委員会や専門委員会の推進体制を整備してまいります。準備委員会においては、スポーツの普及、競技力向上、大会運営、本県の魅力発信、地域活性化、共生社会の実現等を盛り込んだ大会基本方針や開催までのスケジュール等について協議することとしております。

同じく6の(2)、自転車競技場についてお答えします。

県総合運動公園の自転車競技場は、昭和62年の海邦国体開催時に仮設で建設されました。その後、県内唯一の自転車競技場として、全国高校総体、県民体育大会等の会場や競技者及び高校部活動の練習場として活用されております。競技場は、県総合運動公園の整備計画において駐車場予定地となっていることから、今年度、競技場の利用状況や駐車場不足の課題等を把握するため、調査を実施しているところです。今後は、調査結果を踏まえて、競技場の在り方や駐車場整備の方向性について、庁内関係部局と連携し検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 8、県内大学への薬学部設置の取組についてお答えします。

県は、令和5年2月に沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針を公表し、薬学部の設置を希望する大学の公募を令和5年9月1日から12月8日までの期間で実施しました。公募期間内に県内国公立大学からの応募はありませんでしたが、琉球大学から薬学部設置の可能性を含め、沖縄県と緊密に連携しつつ協議を進めたいとの回答があり、協議の場の設置について合意しました。現在、協議会の構成員や協議内容等について琉球大学と調整を行っております。

県としましては、引き続き、県内国公立大学への薬学部設置に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 9、動物の愛護及び管理に関する条例についての餌やり行為に関する議論についてお答えいたします。

県では、飼い主のいない猫について、みだりな繁殖を防止するため、適正飼養に関する普及啓発を行うとともに、地域猫活動やTNR活動への支援に取り組んでおります。一方、飼い主のいない猫への餌やりについては、動物愛護の観点から認められるものと考えておりますが、後先を考えない無責任な餌やりについては、ふん尿等による悪臭などの生活環境上の被害や健康上の被害を訴える県民もおり、一定のルールが必要であると考えております。

県としましては、動物愛護団体から慎重な取扱いを求める意見もあることから、引き続き関係者と意見交換を行い、条文の内容を検討していくこととしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 御答弁ありがとうございます。

知事、冒頭で丁寧なお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。玉城知事とは6か年間のお付き合いでありました。これまで様々なテーマについて議論を重ねてまいりましたけれども、名残惜しいです。今日が最後になりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に地域外交の取組についてでありますけれども、平和構築や相互発展、また万国津梁の役割を担っていこうという、そういう理念を掲げて県独自の地域外交を展開するということでもありますから、その件については、私もその意義を認めて評価しているところでもあります。そのときに大事になってくるのは、やはり県と国との連携、そして同じ価値観・方向性というものを共有する必要があるのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

国との連携につきましては、外務省は2006年に地方連携推進室を設置しておりまして、外交を推進していく上で地方自治体等を重要なパートナーと位置づけ、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指しているというふうに承知しております。県では、地域外交の取組を推進するに当たり、機会あるごとに外務省や外務省の沖縄事務所等と意見交換を行うとともに

に、海外出張において便宜供与や事前の情報提供を行うなど、連携を図っているところでございます。これらの取組により、外務省、国においても沖縄県の地域外交の取組について、一定の理解と協力が得られていると考えております。

県としましては、今後も国等とも連携して、沖縄ならではの地域外交を展開してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 頑張っていたきたいと思います。

次に、辺野古問題について、知事、お伺いいたしますけれども、高裁判決についての県の立場、地方自治の在り方についての意見等々、そういう御意見は当然承知をいたしております。ただ、今後どういうふうにこれが展開していけるのかということは非常に大きなテーマであります。そこで、知事にお伺いいたしますけれども、知事も所属していた民主党政権のときに、当時の鳩山総理が、この普天間移設については、最低でも県外ということを公約に掲げて2009年の衆議院選挙を戦って、政権を取りました。しかし、その公約が実現できずに、結局、元の辺野古案に舞い戻ってしまったという経緯があります。その約束を果たせなかった理由について、知事はどのように考えておりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 県外移設を断念したということにつきまして、当時の鳩山総理は会見等でやはりその辺野古について、重要性であるというようなことをおっしゃっていたと思います。その発言の基になったのは、いわゆる現在では存在しないと言われている文書によって事務方から、ヘリの飛ぶ距離に非常に限定的な要素が含まれているというようなことなど、つまり沖縄以外からヘリが十分に訓練ができる場所がないなどの説明を受けていたということも記憶しておりますけれども、いずれにしても、それらの総合的な考え方でまとめられたものというように記憶しております。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 私も振り返っていろんな資料をチェックをしているんですけれども、基本的に私も従来から普天間の移設先は県外・国外がいいと考えてお

ります。しかしながら、基地問題は日本側の意思だけでは解決できないテーマなんですね。つまり交渉相手がいる。アメリカです。そのアメリカと交渉して、日米がきちっとした合意の下の方針を出していく。こういう手続が、当然のように外交関係においてはあるわけですから、そういうところを鳩山総理も努力をして、アメリカ側と交渉したけれども、結局混乱を極めたのみで、辺野古に舞い戻ってしまったという経緯があるわけですね。ですから、そういうことではアメリカ側からするとSACO合意以来10年間も時をかけて、そして日米合意を取り付けたのに、これがまた政権交代によって大きく揺らいでしまったという不信感が募りました。ですから、そういう状況を考えたときに、知事は当時、政権の中にいたわけですから、どういう思いでその経緯を見ていらっしやいましたか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 衆議院に2009年に当選をして、多分翌年か、2011年ぐらいだったかかもしれませんが、私も渡米をいたしまして、かなりの数の関係者の方々、議員の方々、シンクタンクの方々と意見交換をさせていただきました。そのとき、2010年だったと思うんですが、アメリカの方々も政権が交代し、いよいよ辺野古への移設は難しいのではないかというような声が、実はその当時にはアメリカ政府の中でも普天間を移すのは厳しいということの意見もかなり聞こえ、それを私も持ち帰って、またぜひ日米協議にそれをのせていただきたいというようなことも、政権中枢に近い方々にもお伝えをしておりました。しかし、その後そのような経緯を経て辺野古に戻ったことは、現在も当時の鳩山総理も非常に残念であるというように申していると思います。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 当然いろんな声があるというのは、日本もアメリカもそうです、一緒です。しかし、外交関係においては正式なルートで国対国の交渉があって、そしてまとめて方針が示されるわけですから、そこは押さえておかなきゃいけないと思います。

民主党政権から2012年の暮れに、安倍政権——自公政権が担当することになりました。そのときに安倍総理は翌年、2013年2月にアメリカに行ってオバマ大統領と会談するんですね。そこでいろいろ取決めをして、改めて日米同盟の強化というものを確認し合うんですけれども、そのときにオバマ大統領から安倍総理に対して、もうこれ以上日米同盟を揺るがすような沖縄の問題を混乱させてくれるなという注文もつけられているんですよ。ですから、そういう意味で

は民主党政権における対米外交の失敗というものが大きく影響しているわけです。ですから、そういうことで日米双方がしっかりと議論を重ねて、そして合意をし、方針を示さない限り事は動かないということが、そういう経緯からも分かるわけですね。

私は最近、安倍政権のときに官房長官、そして沖縄の基地問題を担当した菅元官房長官の朝日新聞のインタビュー記事、これは2022年の4月に行われているんですけども、一昨年。振り返って、この菅元官房長官が言っていたのは、やはりこの外交関係というのはしっかりとしたスタンスで臨まないと、そういう信頼関係が崩れてしまうということを踏まえて、沖縄の普天間の辺野古移設については譲れないと。これは日米合意であるということを確認しているんですね。ですから、菅官房長官は、翁長県政とも一切辺野古問題に関する限り妥協しなかった。だから悪代官とか、あるいはまたキャラウェイ高等弁務官に例えられるような事態もありましたけれども、しかし、そうした自体も、沖縄のために何かをやりたいという、あの菅官房長官の思いというのははっきりしていました。その辺野古問題以外は何でもやりますよということで、しっかり沖縄問題に取り組んでいただいたんですね。例えば具体的に、あの7年もかかるであろうと言われた第2滑走路、これをもっと早く縮めてくれという要望を受けて5年7か月で終わらせた。突貫工事です。そして、北部訓練場の過半の返還も成し遂げた。さらには、名護東道路の建設も早めていった。さらには、今工事中ですけども、渋滞緩和のための国道58号の拡幅工事、これもキンザーの一部を先行返還させた。そういうふうに、いろんなことをやっていただきました。さらには、総理大臣のときに、2021年4月にホワイトハウスでバイデン大統領と会談した際に、直談判しているんですね。何かというと、キャンプ・キンザーを早めに返してくれということを具体的に要求しているんですね。ですから、菅元官房長官もそういうふうに沖縄に何とか応えていきたいと。辺野古については日米合意があるために動かさないけれども、そのほかについては沖縄の要望をしっかりと酌んでいきたいと、そういう思いがあふれているんですね。そういうところは評価してもいいんじゃないかと思うんですが、知事いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄の振興に係る様々な社会基盤の整備などに関しては、当然沖縄の発展を見据えていただいて、お力添えをいただいたということ、そのことについては私も、その折々において感謝の意を申

し伝えております。しかし、辺野古の問題については軟弱地盤の存在、活断層の存在などなど、つまりSAC0合意以降、2006年以降の、この合意以降に見つかった新たな課題などがあり、沖縄県はその新たな課題に対して様々な要求を政府のほうに求めてきたわけでございます。今般、代執行という形になりはしましたけれども、しかし、やはり我々はこれまで県民が求めてきたもの、我々が国に対して求めてきたものについても、さらに普天間基地の一日も早い危険性の除去、早期の閉鎖・返還に向けた取組についての対話を重ねていきたいというように申し入れている次第であります。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 知事、まあそういうふうに辺野古についてはぶれることなく一貫して反対し、その工事を止めたいという思いは分かります。

ところで、具体的にそういう現実の問題として、辺野古の工事を止められますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 辺野古の新基地建設問題につきましては、県としましては、まずは政府と県との対話による解決というのが大変重要であろうというふうに考えております。そのほか全国知事会等と連携した働きかけ、あるいは問題解決に向けた国民的議論の醸成等、様々な取組を通して解決に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 知事、そういう答弁はもう何十回も聞きましたけれども、具体的にそういう知事の思いというものは実現できておりません。また、最高裁まで行って法廷闘争をして、何とか県の意向を反映させたいという思いでやってきたけれども、去年の9月4日の最高裁判決が確定して、県の敗訴が決まりました。ですから、今後そういう経過を踏まえたときにいろんなことで抵抗しても、なかなかこの工事を止めることは現実的には厳しい。そうであるならば、やはり私はその交渉のやり方というものを変える必要があるのではないかとこのように思います。国が最高裁まで行き、そしてもう工事を進めるんだと言うのであれば、知事、もう辺野古についてはもうほっておくと。そのほかの課題について一生懸命取組をする。辺野古については今後事務方に任せて、もし県が関わるよう

な案件が出てくるのであれば、法令にのっとって事務方に手続をさせる。知事が政治判断はしない。そういう方針でいったほうがいいのではないかと思うんですが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今般の埋立承認変更承認申請につきましては、公有水面埋立法にのっとって、土木建築部のほうでしっかりと審査をさせていただいて、国とも何度も質問をやり取りをしながら、それでもなお明確にできない点があるということについて、最終的にこのままではこの工事を認めることができませんという法律上の観点から不承認にしたものであります。ですから、そのようなことについて、いわゆる法定受託事務という、その事務責任を背負った地方自治体の長が出した判断に対して、国がどのようにそれを捉えていくかということについては、我々は当初から真摯に議論をしていただきたい、その内容について審査をしていただきたいということを申し上げてきているわけでありまして。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 最後までやっぱり見解が擦れ違っております。やっぱり沖縄県は、これから国と連携協力をしながら進めなきゃいけない、いろんなプロジェクトがあります。鉄軌道もそうです。国立自然史博物館もそうです。さらにはまた製糖工場のそういう老朽化した建て替えもそうです。様々な公共工事もそうです。いろんな形で国と連携協力をしながら進めていかなきゃいかんけれども、肝腎のところでは県と国の信頼関係がもう崩壊している。こういうことを私は非常に心配をいたします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○金城 勉 議員 子供政策についてであります。

政府は、昨年子ども未来戦略を決定して、2030年に向けて7年間をこの少子化対策のラストチャンスと位置づけたんですね。昨日のマスコミ報道でも、とうとう1年間の出生数が75万人台にまで落ち込んでしまったという報道がありました。ですから、少子化というのはもう日本の国家の存立を左右すると言っても過言ではないほど大きなテーマになっております。ですから、そういうことで我々公明党も一昨年11月に子育て応援トータルプランをつくりました。そして、知事三役にも教育長にも御覧いただきました。そ

のことがベースになってこのこども未来戦略というのは成り立っています。ですから、そういうことでこのライフステージに合わせた子供政策というものを、県においてもこれからこども計画を策定する、そのためのこども未来部の設置もいたしました。そういうことで、その部長の決意を、ちょっともう時間がないですがお願いします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今、議員からありましたこども未来戦略においては、「目指すべき社会の姿」として、「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会」、「こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会」、これをこどもまんなか社会ということで位置づけて取組を進めていくということにしております。

新設されるこども未来部においても、この理念を踏まえつつ、またこども基本法の理念も踏まえつつ、子供施策の展開にあっては子供の意見も聞きながら一つの施策をこども未来部だけではなく、沖縄県全体、全庁体制で取り組んでいくと。その司令塔的な役割をしっかりと果たせる、そういった組織として位置づけたところでございます。しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 政府もこの3年間を加速化プランということで、3兆6000億円、予算も確保してしっかりと取組をしていこうということでありますから、県のほうもよろしくをお願いします。

教育長、がん教育の取組についてですけれども、資料によるとこの外部講師の活用の仕方について、沖縄県は全国で一番低い数字が出ているんですね。そういう課題についてはどうですか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 国のがん対策推進基本計画においても、子供たちに「がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。」と。そしてそのためには、医師やがん患者、経験者等の外部講師を活用することが推奨されておりますので、この点については今御指摘のあった沖縄県のその活用状況がまだ低い状況がありますので、推進をしっかりと図っていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 しっかりとお願いします。

商工労働部長、奨学金返還支援制度についてですが、令和7年度までのこの事業ですが、これは非常に好評を博しています。そしてみんなも、この利用している方々も喜んでおります。ぜひ、8年度以降のことについてもお願いしたいんですが、明確な答弁をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

奨学金返還支援事業につきましては、奨学金返還を支援する企業を補助することで、県内中小企業の奨学金返還支援制度の導入を促し、中小企業の人材確保と定着を支援するというを目的としております。県内中小企業が奨学金返還支援制度を導入することによりまして、若年労働者へのPR効果でありますとか、従業員の定着率の上昇等の人手不足解消への効果も期待されます。また、最終受益者である若年労働者の可処分所得が増えるということで、実質的に賃上げと同等の効果が期待されるということから、若年労働者の所得向上にも有効な支援であるというふうに考えているところでございます。今御質問のあります8年度以降ということですが、現状としましては予算編成の関係で予算事業として令和7年度までということにしてございます。少し先になりますが、それまでの間、事業効果でありますとか、企業ニーズを踏まえてということになります。それを受けて商工労働部としましては、事業継続に向けて関係部局と調整を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 金城 勉議員。

○金城 勉 議員 ありがとうございます。

知事、今日が最後になりました。本当にいろいろ議論を交わして火花も散らしましたが、大変ありがとうございました。これからまたしっかり県民のために働いてください。よろしくをお願いします。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

〔玉城武光 議員登壇〕

○玉城 武光 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時34分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城 武光 議員 皆さん、こんにちは。

日本共産党の玉城武光でございます。

一般質問を行います。

1、農林水産業の振興について質問をいたします。
農林水産業の生産現場では、生産資材などの高騰が

高止まりで続く中、依然として厳しい経営状況が続いております。特に配合飼料価格の異常な高騰は、畜産農家の経営を圧迫し、廃業に追い込まれる事態も出ております。その結果、飼養頭数の減少に歯止めがかからず、生産基盤の崩壊が危惧される事態となっております。

(1)、農業振興策について質問します。

ア、畜産業の農業産出額は県全体の約半数を占めており、沖縄農業の基幹的農産物となっております。生産基盤の崩壊が危惧される事態を乗り越えるためには、現在継続的に実施されている和牛子牛生産者緊急支援を拡充すべきです。

イ、畜産農家の経営安定を図るために、配合飼料価格差補助緊急対策事業の継続と赤字経営が続いている農家に対しての赤字補填を行うべきです。

ウ、農林水産業の安定的な経営を支援するためには、農林水産物の価格安定対策と経営安定対策を策定すべきです。

エ、地域農林水産物活用支援事業の拡充を行うべきです。

オ、食料自給率向上と沖縄県地産地消推進計画の概要と成果を伺います。

カ、沖縄型植物工場の現状はどうなっておりますか。成果と課題を伺います。

(2)、漁業振興について。

ア、近年、水産物の漁獲が減少していると言われております。漁獲増を目指す支援策が必要ではないですか。

イ、沖合操業の安全確保支援事業の支援拡充を行うべきです。

ウ、沖縄型つくり育てる漁業振興策の成果と課題、振興策の拡充を求めます。

エ、漁民にとって不利益になっている日台・日中漁業協定は見直すべきです。また、漁業者が安心して操業できるような支援も行うべきです。見解を伺います。

2、米軍基地問題について。

(1)、辺野古大浦湾のサンゴ類移植に関する福岡高裁那覇支部の不当な判決は、容認できるものではありません。知事の見解を伺います。

(2)、沖縄防衛局は1月10日、マヨネーズ並みと言われる軟弱地盤が広がる大浦湾側の工事に着手しております。軟弱地盤が一番深いところで海面下90メートルに達し、国内の海洋土工事では前例のない深さにあります。その軟弱地盤のある大浦湾を埋め立てる工法として、サンドコンパクションパイル工法とバーチ

カルドレーン工法が行われると言われております。そのいずれの工法でも、砂ぐいなどを打ち込んで地盤強化を図ると言われております。辺野古大浦湾の埋立てに海洋環境への影響が懸念される海砂利を使用させてはなりません。海洋環境への懸念を払拭するためにも海砂利採取要綱の遵守と総量規制を行うべきです。

(3)、辺野古大浦湾埋立てに使用される海砂利採取の海域、海上運搬ルートについて伺います。

(4)、沖縄戦の最後の激戦地であった南部地域の糸満市、八重瀬町では、戦後78年を経た今も戦没者の遺骨が発見され、遺族の元に送り届けられる活動が続いております。遺骨が混じった土砂を辺野古埋立てに使わせてはなりません。土砂採取場所と運搬ルートについても明らかにすべきではないですか、見解を伺います。

(5)、日本全体の訓練水域の71%に相当する約5万5000平方キロメートルの広大な米軍訓練水域が設定され、漁場が制限されるとともに安全操業が脅かされている米軍の訓練水域・空域の返還を求めるべきです。見解を伺います。

3、環境問題について。

(1)、米軍基地が派生原因となっている残留性有害物質（PCB）の汚染状況と除去対策を伺います。

(2)、周辺海域の海洋汚染の現状と対策を伺います。

4、社会資本整備事業について。

(1)、南部圏域の公共交通網整備を伺います。

(2)、南部東道路と国道507号の早期整備を伺います。

(3)、県道77号線、糸満与那原線の八重瀬町東風平地内の道路改良整備の進捗状況を伺います。

(4)、報得川の早期整備を伺います。

(5)、雄樋川中流付近の冠水要因と対策を伺います。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 玉城武光議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地問題についての御質問の中の2の(1)、高裁判決の見解についてお答えいたします。

今回の判決は、特別採捕許可の必要性の要件について具体的審理もせず、判決の存在を理由として農林水産大臣の是正の指示を適法とした不当なものであります。また、行政不服審査法に基づく裁決と、地方自治法に基づく関与である是正の指示との国による恣意的

な連結を司法自ら積極的に容認したことは、地方自治の本旨を顧みないものと言わざるを得ません。

沖縄県としましては、2月22日に最高裁に上告受理申立てをしたところです。上告審において、原判決の問題点を明らかにし、同判決の破棄を求めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 1、農林水産業の振興についての(1)のア、沖縄県和牛子牛緊急支援事業についてお答えいたします。

当該事業は、臨時的な肉用子牛価格安定対策のため、令和5年11月補正予算により措置されております。当該事業の実施により、既存事業である沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業の積立基金残高を令和6年度において活用することが可能となっております。

県としましては、当該基金を活用し、令和6年度も県独自の子牛価格安定対策を継続することで、肉用牛繁殖農家の経営安定に努めてまいります。

同じく(1)のイ、配合飼料価格差補助緊急対策事業の継続についてお答えいたします。

近年の飼料価格高騰により、県内の畜産農家は厳しい経営状況にあります。県では、畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を令和4年度より実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。

県としましては、今後の飼料価格の動向及び国の対策等を注視しつつ、引き続き生産者や市町村、関係団体等と連携し、畜産農家の経営安定に向けて取り組んでまいります。

同じく(1)のウ、農林水産物の価格安定と経営安定対策についてお答えいたします。

県では、農林漁業者の経営安定と安定的な生産供給体制を確保するため、価格安定対策や経営安定対策等に取り組んでいるところであります。価格安定対策については、野菜価格安定対策事業や肉用子牛生産者補給金制度等を活用した支援を行っているほか、経営安定対策については、気象災害等に対応した収入保険制度や農漁業共済等への加入促進などを実施しております。

同じく(1)のエ、地域農林水産物活用支援事業についてお答えいたします。

当該事業は、県産農林水産物を活用した魅力ある加

工品の開発を行う人材を育成するため、専門家による支援等を実施しております。令和4年度からは、農林水産事業者に加えて、生産者と連携する加工事業者や観光事業者等も支援対象とするなど、事業内容を拡充しております。開発した商品は、花と食のフェスティバルにおいて加工品グランプリを開催し、消費者へPRする機会を設けるなど、販路開拓支援も実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、6次産業化の推進に努めてまいります。

同じく(1)のオ、食料自給率向上と地産地消推進計画についてお答えいたします。

食料自給率向上のためには、県内農林水産物の生産拡大が重要であると考えており、県では各種生産振興対策や担い手の育成・確保などに取り組んでいるところです。また、第4次沖縄県地産地消推進計画を策定し、県産食材の利用促進に向け、各種施策に取り組んでおり、県産食材を活用する、おきなわ食材の店の登録店舗の増加や、全市町村で地産地消計画が策定されております。

県としましては、引き続き食料自給率の向上と地産地消の推進に努めてまいります。

同じく(1)のカ、植物工場の現状、成果と課題についてお答えいたします。

県内では、閉鎖環境で環境を制御する人工光型植物工場、温室等の半閉鎖環境で太陽光を利用する太陽光型植物工場があり、葉野菜等の生産が行われております。県では、平成24年度から26年度にかけて沖縄型植物工場実証事業を実施し、成果として、植物工場の適正な経営規模、初期投資費用や年間の運営コストを試算しております。また、県内における植物工場の課題として、冬春期の県産野菜との競合、施設の整備コストやランニングコストの低減等を明らかにしたところであります。

同じく(2)のア、漁獲増に向けた県の支援策についてお答えいたします。

本県の沿岸性魚類の漁業生産量は、平成20年の4221トンに対し、令和3年は1998トンで、2223トン、52.7%の減少となっております。減少の主な原因としましては、沿岸部の開発や生息環境の変化、過度な漁獲など様々な要因が示唆されております。

県としましては、漁獲増に向けた支援策として、持続可能な資源管理型漁業や沖縄型のつくり育てる漁業を推進してまいります。

同じく(2)のイ、沖合操業の安全確保支援事業の支援拡充についてお答えいたします。

県では、沖合域で操業する漁業者の安全を確保するため、沖合操業の安全確保支援事業により、漁船への長距離用無線機の設置に係る補助を行っております。平成24年度から令和5年度までの11年間の実績は678隻となっており、令和6年度の当初計画である50隻に無線機を設置した場合、その普及率は約71%となる予定であります。事業目標は、普及率を80%としており、令和7年度に達成できる見込みとなっております。

県としましては、引き続き各関係団体からの要望を踏まえ、漁業者が安全に操業できる支援策について検討してまいります。

同じく(2)のウ、沖縄型のつくり育てる漁業の成果、課題、振興についてお答えいたします。

沖縄型のつくり育てる漁業を代表するモズク、海ブドウ及びクルマエビ養殖では、本県の地理的特性を生かしつつ、養殖事業者の努力やそれを支える技術開発により、いずれも生産量日本一を誇っております。これらの養殖においては、安定供給やさらなる増産を図る上で、環境変化への対応や疾病対策が課題として挙げられます。そのため、モズクでは高水温耐性株の選抜育種、海ブドウでは生産不調の要因解明、クルマエビでは耐病性のある系統の導入に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き沖縄型のつくり育てる漁業の振興に取り組んでまいります。

同じく(2)のエ、日台・日中漁業協定等の見直しと漁業者への支援についてお答えいたします。

県では、平成25年以降、漁業関係団体と共に、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等を求める要請を行っております。去る2月8日に農林水産省等に対し、①、日台漁業取決めにおける八重山北方三角水域等の撤廃及び操業ルールの改善、②、日中漁業協定第6条の見直し及び外務大臣書簡の破棄、③、沖縄漁業基金事業の安定的かつ継続的な予算措置等の要請を行ったところであります。

県としましては、漁業関係団体と連携し、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直しと漁業者への支援等について、引き続き国に対し強く求めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 2、米軍基地問題についての(2)、海砂利採取要綱の遵守と総量規制についてお答えいたします。

県では、海砂利採取により海岸、漁場及び護岸等公

共施設の管理に支障を与えないよう海砂利採取に関する基本的事項を沖縄県海砂利採取要綱に定めております。

県としては、引き続き海砂利採取事業者に対し、当該要綱の遵守を求めてまいります。また、総量規制の必要性については、県内における将来にわたる建設用骨材などへの安定供給、環境への影響や関係機関等の意向を踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

次に同じく2の(3)、普天間飛行場代替施設建設事業に使用する海砂の採取場所等についてお答えいたします。

令和2年4月に提出された普天間飛行場代替施設建設事業の公有水面埋立変更承認申請書では、海砂は地盤改良材等に使用するとしており、県内の海砂採取を行う組合から購入するものと想定されます。しかしながら、具体的な採取場所については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

次に同じく2の(4)、普天間飛行場代替施設建設事業に使用する埋立土砂についてお答えいたします。

令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所のうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

なお、県としましては、人道上、遺骨等が混じる土砂が同事業に使用されるべきではないと考えております。

次に4、社会資本整備事業についての(2)、南部東道路、国道507号八重瀬道路の進捗状況についてお答えいたします。

南部東道路の令和5年度末の進捗率は、事業費ベースで約51%となっており、現在、南城佐敷・玉城インターチェンジから南城つきしろインターチェンジの区間と南城大里インターチェンジから南城大城インターチェンジの区間について、優先的に整備を行っております。国道507号八重瀬道路の令和5年度末の進捗率は、事業費ベースで約53%となっており、現在、東風平交差点付近について、重点的に整備を推進しているところであります。引き続き、南城市、八重瀬町と連携を図りながら、早期の整備に向けて取り組んでまいります。

次に同じく4の(3)、糸満与那原線東風平・屋宜原

工区の進捗状況についてお答えいたします。

糸満与那原線は、八重瀬町東風平から屋宜原の延長約1キロメートルの区間について、交通渋滞の緩和等に向け、交差点改良や歩道等の拡幅整備を実施しております。令和5年度末の進捗率は、事業費ベースで約30%となっております。引き続き、八重瀬町と連携を図りながら、事業予算の確保に努めるとともに、早期の整備に向けて取り組んでまいります。

次に同じく4の(4)、報得川の早期整備についてお答えいたします。

報得川については、令和5年度当初予算として9000万円を計上し、世名城橋付近で護岸整備を行っております。令和6年度は、当初予算案として5000万円を計上し、令和5年度国土強靱化に資する補正予算6000万円と合わせ、護岸整備を行うこととしております。また、緊急浚渫推進事業等を活用し、東風平中学校箇所を含む区間においてしゅんせつを行っており、令和5年度は1億3000万円、令和6年度は1億7000万円を計上しております。

県としては、引き続き報得川の早期整備に向け、重点的に取り組んでまいります。

次に同じく4の(5)、雄樋川中流付近の冠水対策についてお答えいたします。

雄樋川の中流付近については、南城市が管理する普通河川となっており、現在、南城市において、河川内に堆積した土砂が冠水被害の原因として、緊急浚渫推進事業を活用し、土砂の撤去を行っているところであります。

県としては、冠水被害の軽減に向け、引き続き南城市に対し、技術的な支援等を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 2、米軍基地問題についての中の(5)、米軍訓練水域・空域の返還についてお答えいたします。

沖縄周辺には、日本全体の訓練水域の約71%に相当する約5万5000平方キロメートルの広大な米軍訓練水域が設定され、漁場が制限されるとともに、安全操業が脅かされております。また、米軍訓練空域については、北海道の面積の約1.1倍に相当する約9万5000平方キロメートルに及ぶ広大なものとなっております。嘉手納飛行場及び普天間飛行場から発生する航空機騒音は、広大な訓練水域・空域で日常的に行われる訓練が要因の一つと考えております。そのため県

は、令和3年5月の復帰50年に向けた要請や軍転協の定期要請等において、日米両政府に対し、訓練水域・空域の大幅な削減を要請しているところです。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

(多良間一弘 環境部長登壇)

○多良間一弘 環境部長 3、環境問題についての(1)、基地から派生する残留性有害物質の汚染状況と除去対策についてお答えいたします。

戦後、残留性の有害物質が原因となった環境事故としては、牧港補給地区沿岸で魚が大量死した事故や恩納通信所跡地でPCB含有汚泥が発見された事例など数多くあります。県では、このような米軍活動に起因する環境問題の解決に資するための沖縄県米軍基地環境調査ガイドラインや、米軍基地ごとの使用履歴や過去の事故情報等を集約した米軍基地環境カルテを作成・公表しております。

県としては、今後とも環境事故発生時や基地返還時において、迅速かつ的確な環境調査及び除去対策を講じることができるよう、国や市町村と連携し取組を進めてまいります。

同じく3の(2)、海洋汚染の現状と対策についてお答えいたします。

近年、海洋に流出する廃プラスチック類やマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まっております。マイクロプラスチックについては、県が平成29年度から実施している分布状況調査の結果から、県内のほとんどの海岸で確認されております。マイクロプラスチックは回収が困難であることから、プラスチック類が紫外線や風雨の影響により細分化する前に回収することが重要であると考えております。

県としましては、今後とも市町村等の協力を得ながら、プラスチックごみを含む海岸漂着物の回収処理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 4、社会資本整備事業についての(1)、南部圏域の公共交通網整備についてお答えいたします。

県では、沖縄本島を北・中・南部の圏域に分けた関係市町村との連携交通会議の中で、各地域の公共交通の課題等を共有しており、南部圏域においても公共交通網の構築について議論しているところです。具体的には、コミュニティーバス、路線バス等との連携によ

る高校通学、日常生活の移動手段の確保や他県で運行しているフィーダー交通の事例等を踏まえた同圏域の最適な公共交通システム導入の課題等を整理・共有しており、引き続き市町村と協働で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 御答弁ありがとうございます。

農業畜産関係の質問は、代表質問から一般質問までいろいろありましたけど、農家の皆さんは大変な危機的状況だというのは、皆さんも一緒に御認識していると思いますが、先ほど答弁の中で、和牛子牛価格安定特別対策事業を来年度も実施をしていきたいという答弁がありましたけど、その中に、来年度実施はするんですが拡充される部分があるのかどうかということをお聞きいたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時6分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

拡充という点かどうかは分からないんですけども、今年度、発動が多かったものですから、本当はこの基金が今年度で枯渇するところを、沖縄県和牛子牛緊急支援事業ということで基金のほうに補填したことによって、基金が来年度も継続して続くということになります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 この和牛子牛価格安定特別対策事業があるんですが、国のほうで、肉用牛肥育経営安定交付金及び肉豚経営安定交付金という制度があるんですが、これは沖縄に適用されておりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時7分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

沖縄県のほうも適用されております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 その基金は、販売価格が生産費を下回った場合、差額の9割を交付するというように

なっている制度なんです、どれくらいの給付があるんですか、お答えください。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時8分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

令和5年度の沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業は、11月補正にて予算化された沖縄県和牛子牛緊急支援事業として、肉用牛農家への支援を実施してきたところでございますが、令和5年4月から9月の支払い状況については、肉用牛農家2423戸、肉用子牛4951頭に対し、総額3億562万4100円を支払い済みとなっております。また、令和5年10月から12月分の支払いにつきましては、令和6年2月15日より肉用牛農家934戸、肉用子牛2371頭に対し、総額1億6004万2500円の支払いを開始しているところでございます。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し、肉用牛農家の経営安定に努めてまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 じゃ次に、配合飼料価格差補助緊急対策事業についての再質問を行いたいんですが、畜産経営に占める飼料費の割合が繁殖牛では3割、肥育牛では5割、鶏・豚では6割から7割の高い比率を占めておりますね。その飼料費の負担を軽減するための追加支援策を行うべきだと私は思いますが。それと、そういう支援策、緊急対策事業があっても、まだ赤字経営が続いている。そういう状態ですよ。その赤字経営が続いている農家に対して、幾らかの赤字の補填を行うということを求めます。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時10分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県では、令和6年度においても、本事業により飼料費負担の低減を図ってまいります。その際、国の施策との整合ですとか、そういうのも勘案しながら、3億円ということで激変緩和ということで、予算案を計上しているところでございますけれども、県としましては、これで十分だという認識ではなくて、国の対策等も注視しながら進めてまいりたいと思います。

また、令和4年から5年度にかけては、一部の市町村においても、飼料価格高騰に対する独自の補助事業

を実施していることから、継続して市町村等とまた連携して、さらなる飼料費負担の低減を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 この畜産関係の質問は、各議員からその実情は話されておりました。大変な状況だというのはもう御認識されていると思いますが、そういう方々の農家の経営を維持・安定させるためには、先ほど3億でしたか、3億の追加支援ということで行うということでしたけど、沖縄県独自でその赤字補填というのは、行うという方向で考えていらっしゃるんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 沖縄県の和牛子牛の緊急支援事業等は、県独自の部分は雌子牛の分ですけれども、子牛の価格下落に関しましては、国の補助事業と合わせて、また2事業あるんですけれども、それを実施しながら、また県独自の事業ということで1事業、合計3事業で継続してやっていくということでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 じゃ、次の再質問は、収入保険制度の加入率の促進のために、保険料の掛金についての軽減を国に求めると同時に、沖縄県独自の軽減策も構築すべきではないですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

農業収入保険の掛金の軽減等ということでございませぬけれども、農業者へのサービス向上と負担軽減の観点から、農業共済については、令和元年より補償対象を限定した掛金の安いプランが創設されたほか、また、収入保険は令和6年より加入の要件が緩和されております。

県としましては、これらの制度の拡充に努めて、農業者への普及啓発を図り、加入率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 加入率の向上ということで努めてまいりたいという答弁でしたけど、この農業共済事業と収入保険の共済金の支払い実績をお聞きします。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

本県における令和4年度農業共済の共済金支払い額は10億9000万円で、農家負担掛金5億4000万円の約2倍となっております。また、令和4年分の収入保険の保険金支払い額は7億1000万円で、農家負担保険料2億3000万円の約3倍となっております。

県としましては、農家経営の安定を図るため、今後も沖縄県農業共済組合等と連携し、農業保険制度を推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 今の答弁の中で、共済掛金の倍、3倍ぐらいの支払いがあるという実績の報告がありましたけど、それを農家の皆さんにこういう掛金をやれば、こういう共済金の支払いがありますよというのをもっと周知徹底して、その加入促進に努めていただきたいと思います。

次ですね、6次産業化をして、このいろいろな事業の10事業者を支援しているということのお話がありましたけど、どういうものが商品化された実績があるか、報告をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時16分休憩

午後5時16分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 例えば、マンゴーのジャムですとか、あと、さし草花茶ですとか、芋を使ったお菓子、黄金芋を使ったお菓子などがございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 漁業振興について伺います。

先ほどの漁獲高が平成20年で4221トンから令和3年は1998トン、52.7%の減少だという答弁がありました。

いろいろな原因も答弁がありましたけど、その資源管理型漁業の推進で、どのような漁獲が増えたのかという実績を答弁していただきたいです。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

資源管理型漁業の推進によりまして、クロマグロの

漁獲量が回復傾向にあると聞いております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 クロマグロ以外に、ほかに近海のもので資源管理型漁業でいろいろ——別に漁獲高が上がったという実績はないですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時19分休憩

午後5時19分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

本島北部におきまして、スジアラ、マクブなどの魚種の増加が見られております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 じゃ次ですね。

その日台・日中漁業協定の見直しについて、毎年、この要請はしておるんですよね。これは、漁民の、沖縄県漁業者の頭越しに提起された日台漁業協定なんですよね。漁民の皆さんから、どのような被害があるかとか、どのような不利益を被っているかとかいう声はありませんか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

日台・日中漁業問題の対応策を検討・協議するため、漁業団体及び漁業者代表から成る沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会が設置されております。その中で、八重山北方三角水域において、台湾側の漁具が日本側の操業水域へ多数流出していること、また尖閣諸島周辺海域では、中国公船による領海侵入と接続水域の航行が常態化していることにより、本県漁業者は安全操業に強い懸念があり、そのために操業機会を失っていると伺っております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 毎年毎年見直し予定、去年は副知事も一緒に要請に行ったと思うんですが、その要請した声がなかなか実施されないということで、毎年毎年要請を行っていると思うんですが、台湾のこの三角地帯というところで、八重山の漁民の皆さんが大きな被害を受けているんですよね。漁具が流出してくるとか、それから向こうの、台湾の漁船は大型ですから太刀打ちできない。そういう声があって、本当にこれ、根本的に見直しをしなければ今後続きますよ。だから、強くこの要請をしてやらないと、毎年毎年、これ

平成25年から取り決められて、今まで続いている。毎年要請はしている。だけど、要請されたことが見直された形跡はあるんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

見直しについては、具体的なものはございせんが、現在、沖合操業の安全確保支援事業や漁業無線通信機器換装事業により漁船の安全確保に向けた支援に努めているところであります。

繰り返しになりますが、県としましては、漁業関係団体と連携し、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直しや沖縄漁業基金事業の予算確保について、引き続き国に対し強く求めてまいります。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 この漁業の、その協定というんですか、漁業制限。これは一番の問題は、八重山の漁民の皆さんの頭越しに締結されたことが一番の原因なんですよ、これ政府がですね。だから、そういう漁民の声も聞かない、沖縄県の声も聞かない。そういうことが行われて、いろいろな被害が起こってもなかなか見直しをされないということがあると思うんですが、ぜひこれが改善されるような、そういう強力な取組を、副知事は要請に行ったと思うんですが、ひとつお願いします。

○赤嶺 昇 議長 照屋副知事。

○照屋義実 副知事 お答えします。

私の就任以来この件に関しましては、3回出向しております。今年も2月8日に、先ほど答弁しましたように、農林水産省の政務官、それから外務省の政務官、それから自民党の政調会の水産部会長などに強く要請してまいりました。議員おっしゃるように、頭越しで決められた協定、あるいは申し合わせということもありまして、八重山漁民の皆さんに強い不満が出ているというふうなこと、それからこの不満がもう不信感、怒りになって不信感が高じてきているというふうなことも、外務省の政務官には強く申し上げてまいりました。何とか一つでも動かしてほしいということ、もう私は3回目になりますので、なかなか動かないということもあって、今回ばかりは強く申し上げたつもりでございませう。漁連会長の上原会長、それから組合長会の会長、一緒に行ってまいりましたので、今後も引き続きこの件に関しましては、外務省絡みでも

ありますので、連携しながら引き続き強く求めてまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 副知事、ぜひ強力に要請をして、一步でも動くような見直しを努めていただきたいと思っております。

次ですね、海砂利のことでお聞きいたします。

海砂利の採取場所と採取量の確認はなされておりますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

採取位置につきましては、事業者に対しまして採取船舶に装備されている位置測定機器モニターの画像撮影写真の提出を求めており、当該写真に撮影された採取時の船舶の座標が認可区域内であるかどうかというところを確認しているところでございませう。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 この海砂利採取の要綱というのはどういうことなんですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 海砂利採取の要綱におきまして、採取量、採取位置等が、基準といいますか、規則内に従っているかどうかといったところを確認するための要綱というふうに定めているところでございませう。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 私は質問の中で、こういう総量規制、それから要綱を守らせるためにも、この総量規制を行うべきではないかと。要するに、海砂利が辺野古の埋立てに使われるということが懸念されるんですよ、それはね。だから、そういうことがないような総量規制を行うべきじゃないかと。先ほど規制できるように慎重に検討していきたいということをおっしゃってございましたけど、これは沖縄県のこの海砂利の採取が、海洋の関係でいろいろな問題が出てくると思うんですよ。全国でこの海砂利の総量を規制しているところがありますよね。どこどこですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 九州で申し上げますと、福岡県、佐賀県、長崎県、それから鹿児島県で総量規制を行っているというふうに聞いております。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 その総量規制をしたのは、海洋の生物とかそういう漁獲の関係に、大きな影響が出るということで総量規制をしているんですよ。ぜひ、この沖縄県の海砂利採取の総量が規制できるような検討

を真剣に考えていただきたいと思います。

それから、この海砂利採取の海域、海上ルートはどうなっていますか。どの地域ですか。要するに、採取場所と海上運搬ルート。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 普天間飛行場代替施設建設事業の採取場所につきましては、契約段階において決定されるというふうに聞いているところでございます。沖縄防衛局のほうに確認いたしましたところ、使用する港湾等につきましても現時点では確定していないという回答を得ているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 この海砂利を埋立てには使わないということを防衛省は言っておりますか、埋立てには。じゃ、砂ぐいを使うということは書いてありますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 公有水面埋立変更承認申請書におきましては、沖縄周辺海域から採取している事業者から購入して砂を調達するという計画になっておりまして、その調達した砂をもって、地盤改良の砂ぐいに使用するというふうになっているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 この砂ぐいは7万本を打ち込むと。相当量の砂が使われると思うんですね。そして、この量が沖縄の海域にとって、環境に相当影響があると思うんですが、ですから、こういう砂ぐいに使われる海砂利を、それを規制すべきではないかということなんです。どうですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 令和2年に提出されました公有水面埋立変更承認申請書におきましては、普天間飛行場代替施設建設事業で年間最大量が約125万5000立方メートル必要であるというふうに記載をされております。現状の海砂利採取の量からいたしますと、必要量は確保できるものというふうに想定されるところでございます。なお、総量規制につきましては、環境への影響などがございまして、またその他建設資材としての供給も勘案する必要があることから、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 今、部長の答弁は、要するに沖縄の建築骨材に使用される面から見ても、そういう規制はしなければならないという答弁でしたね。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 安定的な供給を確保する必要もあることから、総量規制については、慎重に検討する必要がある。すなわち、総量規制をすることによって、安定供給に支障があってはならないので、そういった面も考慮する必要があるということでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 これ非常に考慮して、沖縄の建築骨材が枯渇しないようにやらなければいけないですよ。そういう面から考えていただきたいと。

最後に、沖縄県の海域・水域・空域の返還ですね。

海域も空域も、相当に訓練区域が設定されて、いろいろ制限されて、いろいろな弊害が出ている。その制限が過去に見直されたことがあるのかどうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県は、平成20年以降、漁業関係団体や軍転協等と連携し、カツオなどの好漁場となっているホテル・ホテル訓練区域における制限の一部解除を要請してきたところでございます。その結果、平成26年3月に、同区域の一部において、一定の条件の下、一定の漁法による操業を認めることが日米合同委員会で合意されております。このような事例はございますが、依然として広大な訓練水域・空域が存在しているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城武光議員。

○玉城 武光 議員 最後に、社会資本整備計画、なかなか進まない、進捗がない。多くの方からそういう問題が出されました。これは、ハード交付金が削減されてきて、そういうことが沖縄の社会基盤整備の遅れになっている、進まない原因になっている、一つあるんです。これは与野党問わず、このハード交付金は、もっと増やしてほしいということを、声を大にして訴えていきたいと思っております。

以上です。終わります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後6時0分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇 議員登壇〕

○次呂久 成崇 議員 ケーラネーラ クヨーム
ナーラ。

おきなわ新風の次呂久成崇です。

時間がたちすぎて、ひげも伸びてきて、地元紙の写真にもちよっと悪くなりそうなんですけれども、質問はしっかりしますので、執行部の答弁は質のいい答弁よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、特定利用空港・港湾の指定に向け県内で12施設が候補に挙がっており、政府は管理者の同意をもって指定する方針だ。港湾法や空港法との整合性、他事業への影響など政府とどのような調整を行っているのか、その詳細と知事の見解、県の方針を伺う。

(2)、日米の共同使用などを想定し、陸上自衛隊石垣駐屯地の訓練場を拡大する計画が明らかになった。米軍は尖閣を抱え、台湾にも近い地理的特性を踏まえ石垣を重要拠点として今後の訓練の増加をはじめとした軍事負担が懸念される。知事の見解を伺う。

2、土木環境行政について。

(1)、県道白浜南風見線の街路樹が繁茂し、路線バスなど通行車両に影響が出ている。対応について伺う。

(2)、県道石垣空港線の全面供用開始時期について伺う。

(3)、県道87号富野大川線と石垣地区一般農道交差点の安全対策と信号機設置の要望に対し、県と県警の見解と対応について伺う。

(4)、環境省の日本の重要湿地500に選定されている与那国町の樽舞湿原について県の認識を伺う。

(5)、竹富町内各港湾施設浮き桟橋の改修計画と港湾施設内に放置された貨物輸送用パレット問題と対策について伺う。

(6)、仲間港港湾整備計画の進捗状況について伺う。

3、農水産業行政について。

(1)、川平リゾートホテルの農地法に係る事務処理要領に基づく事務処理について伺う。

(2)、各離島から家畜市場までの子牛輸送補助の見直しについて伺う。

(3)、県内家畜市場の子牛販売実績の現状と課題について伺う。

4、教育・福祉医療行政について。

(1)、栄養教諭の配置と業務分担等について、市町村との協議・連携をどのように図ったか伺う。

(2)、県立高校外部指導者の任用期間について、地区大会や県大会が開催される4月から6月が空白期間となるため、その短縮する取組についてどのような検討及び取組が行われたのか伺う。

(3)、県立病院の看護師不足の現状と対策について伺う。

(4)、県立八重山病院救急医療の課題について伺う。

(5)、県立八重山病院は災害拠点病院となっているが、県総合防災訓練を通じて判明した課題について伺う。

(6)、介護保険サービスを提供する介護事業所の人手不足の現状と人材確保対策について伺う。

5、我が会派の代表質問との関連について。

平良昭一議員の質問2の(4)、注視区域等の範囲の周知及び境界の標示について。

注視区域等の範囲について、指定されている場所は官報で公示され、公示したときは内閣府が関係地方公共団体の長へ通知する旨の答弁があったが、ウェブサイトなどでの周知では、高齢の県民などインターネットを利用しない方々は知ることができない。受理した関係地方公共団体の長は、関係する法人や住民へ通知する義務はないのか。内閣府通知後、関係する法人や住民への周知方法や手順について伺う。

同じく質問2の(5)、指定による日常生活の制限について。

注視区域等の指定追加については、県も影響を懸念している旨答弁していたかと思うが、今後も指定追加があり、影響も大きくなると想定される。懸念される影響などについては、例えば、指定区域のマップを作成し、可視化することで当該区域の日常生活や経済活動に与える影響を示し、その対応を国に要請することが必要ではないか。また、県は県民へ周知することで、一緒になって考えてもらうきっかけにもなるのではないかと思うが、見解を伺う。

同じく平良昭一議員の質問7の(1)、県内肉用牛農家に対する支援策について。

県の答弁では、令和6年度当初予算案の継続的な支援に係る予算計上、引き続き関係機関と連携し畜産農家の経営安定に取り組むと答弁し、具体的なさらなる手厚い支援については触れていない。改めて答弁のあった内容のほかに、さらなる手厚い支援をどのように考えているのか伺う。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 次呂久成崇議員の御質問にお答

えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、特定利用空港・港湾に係る県の対応についてお答えいたします。

政府の説明によりますと、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことであります。現時点において、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、まだ不明な点が残されていることから、引き続き、国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(2)、石垣駐屯地の訓練場拡大による米軍訓練の増加についてお答えいたします。

防衛省は、令和6年度予算案において、警備訓練、新隊員教育、災害対処訓練等で使用するとして、陸上自衛隊石垣駐屯地の西側における新たな訓練用地の取得に係る経費を計上しております。当該用地の米軍の使用について照会したところ、沖縄防衛局は、米軍との共同訓練を想定して取得するものではないとしております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えていることから、引き続き情報収集を行ってまいります。

次に5、我が会派の代表質問との関連についての(2)、注視区域等の指定の通知義務等についてお答えいたします。

重要土地等調査法においては、地方公共団体の長が注視区域等の範囲を住民等に通知する義務は規定されておられません。一方、昨年7月の指定に際しては、内閣府から住民への周知に関する協力依頼があり、県は広報誌に、注視区域等が指定されたことや問合せ先に関する情報を掲載したところです。

同じく5の(3)、指定による影響を示して国に求めること等についてお答えいたします。

県としては、注視区域等の指定によって、社会経済活動の支障や県民の基本的人権の侵害が生じることは決してあってはならないと考えております。そのた

め、国に対して、指定の区域は真に最小限度とすることなどを求めるとともに、同法の運用を注視しているところです。具体的な影響が想定される場合は、県民に情報を提供するとともに、国に対応を求めるなど適切に対応してまいります。なお、指定された注視区域等については、対象となる重要施設ごとに、詳細な地図が内閣府のホームページに掲載されております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 2、土木環境行政についての(1)、県道白浜南風見線の街路樹管理についてお答えいたします。

県管理道路における街路樹については、主に交差点部、バス停留所及び信号機等の視認性を阻害する箇所等の剪定を優先的に実施しております。また、通行を阻害する箇所についても、適宜対応を行っているところであります。引き続き、道路パトロールを実施し、効果的・効率的な道路の維持管理に努めてまいります。

次に同じく2の(2)、石垣空港線の供用開始時期についてお答えいたします。

石垣空港線の令和5年度末の進捗率は、事業費ベースで約60%となっております。これまでに、平得交差点から市道タナド一線交差点までの区間及び新石垣空港から市道宮良産業道路までの区間、合計約3.8キロメートルを暫定供用しております。現在、市道宮良産業道路から市道新田線までの約1.5キロメートルの区間を重点的に整備しており、早期供用に向け取り組んでいるところであります。令和5年度国土強靱化に資する補正予算により、無電柱化の加速を図ることとしており、引き続き、2020年代後半の全線供用に向け取り組んでまいります。

次に同じく2の(3)のうち、県道87号富野大川線の安全対策についてお答えいたします。

富野大川線の安全対策については、道路状況や交通事故等を考慮し、関係機関と調整を行い、必要に応じて対応可能な対策を検討してまいります。

県としては、引き続き道路交通の安全性・円滑性を保持するため、日常のパトロール等により道路の適正な維持管理に努めてまいります。

次に同じく2の(5)、浮き桟橋改修計画及び放置パレットについてお答えいたします。

県管理の港湾施設については、定期点検診断結果に基づき、優先順位をつけながら、老朽化対策に取り組んでおります。令和6年度は、限られた予算の中、小浜港、竹富東港の浮き桟橋の補修を予定してござい

す。また、竹富町内各港湾施設で使用するパレットについては、権限移譲により港湾施設の維持管理を行う同町において、竹富町パレット使用に関する条例を制定する等の対策をしているものと承知しております。

県としては、放置パレットが発生しないよう当該条例の遵守に向け、同町のほか関係機関と連携・協力しながら取り組んでまいります。

次に同じく2の(6)、仲間港港湾整備計画の進捗状況についてお答えいたします。

仲間港については、台風時の波浪及び高潮の影響で、これまでに旅客待合所等の浸水被害を受けております。県では、原因調査や対策の検討等を行っており、令和6年度から、新規事業として防波堤をかさ上げする港湾改修事業を実施する予定としております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 2、土木環境行政についての(3)のうち、石垣地区一般農道交差点の安全対策についてお答えいたします。

石垣地区一般農道は、平成30年度から県営通作条件整備事業により路面改修工事を実施しており、管理者は石垣市となっております。要望のあった県道87号線との交差点箇所については、安全対策として一時停止線と道路標識が設置されております。

県としましては、石垣市や関係機関と連携し、交差点の交通安全に必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

次に3、農林水産業行政についての(1)、農地法に係る事務処理についてお答えいたします。

国が定める農地法に係る事務処理要領では、許可権者は事業者に対し、速やかに事業計画どおり行うよう指導した上、従わない場合には勧告する必要があります。一方、事業計画の変更を行うことで、転用目的を実現する見込みがあると認められるときは、勧告に代えて変更手続を行うよう指導することが適当とされております。本事案は、建築物の高さ制限に係る石垣市風景づくり条例の見直しを踏まえ、計画変更の手続が可能となることから、これらの動向を注視するとともに、変更手続について事業者と調整してきたところであります。

同じく(2)、各離島から家畜市場までの子牛輸送費補助の見直しについてお答えいたします。

家畜市場を持たない離島の肉用牛繁殖農家は、島外の家畜市場に子牛を出荷するため、輸送コストの面で

負担が生じております。そのため、県では、離島における肉用子牛の生産振興を図るため、沖縄県畜産振興公社において肉用牛経営安定対策補完事業を実施し、家畜市場を持たない離島の生産者が島外の家畜市場に子牛を出荷する際の輸送費に対し補助を行っております。

県としましては、生産者や関係機関等と連携し、輸送費の低減に向けた話し合いを進めてまいります。

同じく(3)、子牛取引価格の現状と課題についてお答えいたします。

県内の肉用子牛平均取引価格は、国内における牛肉消費量の減少や牛肉取引価格の低下等の影響により、令和4年5月以降下落傾向にあり、肉用牛農家への緊急的な支援が課題となっております。県では、国が実施する肉用子牛生産者補給金制度等に加え、11月補正予算で措置された県独自の沖縄県和牛子牛緊急支援事業により補填金を交付し、農家の経営安定を図っております。また、飼料費の一部補助を令和4年度から実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。

5、我が会派の代表質問との関連についての(1)、県内肉用牛農家に対する支援策についてお答えいたします。

県では、令和6年度においても国が実施する肉用子牛生産者補給金制度等に加え、県独自の沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施してまいります。また、飼料費の一部補助を令和4年度から実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。しかしながら、本県は離島県であり、地域ごとの課題もあることから、県としましては、引き続き各地域の生産者や関係機関と意見交換を行い、肉用牛農家の経営安定に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 2、土木環境行政についての御質問のうち(3)、信号機の設置についてお答えをいたします。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路環境や施設の設置状況のほか、ほかの対策による事故抑止の可否なども考慮した上で、設置の必要性について判断をしております。御指摘の交差点につきましても、これらの観点を踏まえ、信号機設置の必要性を含めて検討し、関係機関と連携

して、安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

(多良間一弘 環境部長登壇)

○多良間一弘 環境部長 2、土木環境行政についての(4)、与那国町の樽舞湿原に関する県の認識についてお答えいたします。

樽舞湿原一帯は、県の自然環境の保全に関する指針において「評価ランクⅡ」とされており、自然環境の保護・保全を図る区域となっております。また、国の鳥獣保護区に指定されているほか、ヨシクラスの植生であり、他の動植物の生息・生育場として重要であること、またトンボ類や水生・半水生昆虫が多数生息していることから、国の生物多様性の観点から重要度の高い湿地にも選定されております。

以上のことから、県としましては、当該区域については、自然環境豊かな地域であると認識しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

(半嶺 満 教育長登壇)

○半嶺 満 教育長 4、教育・福祉医療行政についての(1)、栄養教諭の配置等についてお答えいたします。

学校においては、給食の時間や体育科、家庭科、生活科、特別活動など教科等横断的に食育の推進に取り組んでいるところであり、当該取組を推進する上で、栄養教諭は中核的な役割を担う職として認識しております。そのため配置については、学校栄養職員等に占める栄養教諭の割合を令和10年度までに現在の29%から全国並みの70%とする予定であります。また、栄養教諭が食育に携われる環境の整備については、引き続き、学校栄養職員や調理員との業務分担を図れるよう、市町村給食担当者に対して研修会等を通して周知してまいります。

同じく(2)、部活動指導員の任用についてお答えいたします。

県教育委員会では、高校生の専門的な指導と顧問教職員の負担軽減を図るため、令和元年度より部活動指導員を配置しております。令和5年度までは、おおむね7月からの配置となっておりますが、次年度からは学校との連携により、事務手続を前倒しすることで、5月下旬の県総合体育大会までには配置できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

(本竹秀光 病院事業局長登壇)

○本竹秀光 病院事業局長 4、教育・福祉医療行政についての御質問の(3)、看護師不足の現状と対策についてお答えします。

看護師の配置数は、令和5年4月1日時点の1933名が、12月1日時点では1860名となっており、73名の欠員が生じています。例年、年度途中に多くの育児休業者等が発生することから正職員を多めに採用し、年度当初に配置しておりますが、令和4年度は多くの普通退職者が発生したため、令和5年度はこれまで以上に欠員が生じております。病院事業局では、看護師確保策として、ホームページ、ハローワーク等の活用、県内外の就職説明会等への参加に加え、令和5年度からは、新たに、看護師採用試験の2回実施、県外看護学校への訪問など取組を強化しております。また、令和6年度当初予算案には、民間派遣会社からの看護師派遣の経費を計上しているところです。

同じく(4)、八重山病院の救急医療についてお答えします。

八重山病院の救急患者は、入院が必要な2次、3次救急はコロナ禍前後で変化はありませんが、軽症で救急受診する、いわゆるコンビニ受診や多言語対応等が課題であると考えております。また、重症患者を安全で迅速に沖縄本島の病院へ搬送する体制の強化や、令和6年4月から始まる医師の働き方改革への対応も必要となっております。

同じく(5)、県総合防災訓練における八重山病院の課題についてお答えします。

令和5年10月に石垣市で実施された沖縄県総合防災訓練では、石垣市、竹富町及び与那国町で震度6弱を観測し、津波により甚大な被害が発生したという想定の下、八重山病院は傷病者の受入れ、沖縄本島への傷病者の輸送を行いました。八重山病院によりますと、災害時用資材や病院職員・DMAT隊員の食料の備蓄、病院被災時の受援体制の確立、断水時の受水槽への給水方法などが課題として挙げられております。これらの課題につきましては、八重山病院の意向を踏まえつつ、県の関係課と連携・協力し、改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 4、教育・福祉医療行政についての御質問の中の(6)、介護事業所の人手不足の現状と人材確保対策についてお答えいたしま

す。

令和5年12月時点で介護関係の有効求人倍率は3.32倍であり、県内の介護人材は不足している状況にあります。このため県では、島外から介護専門職を確保するために必要な移転費用等を補助するとともに、将来の担い手となる離島の高校生等に対する初任者研修の開催、外国人介護人材の活用に向けた介護事業所の受入れ体制整備やマッチングの支援などを実施しております。

県としましては、引き続き介護事業所における人材確保の支援に取り組み、介護サービスの提供体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 答弁ありがとうございます。

特定重要拠点についてなんですけれども、指定することによってこの防衛省などが優先的に予算づけし、このインフラ整備をするという事業ですので、これは自衛隊が円滑に利用できるということが事実上の条件となるのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 整備後の運用等につきまして、まだ不明な点が多く、議員御質問の件等につきましても今、国に対し確認をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 この指定されて整備された場合、この戦闘機や、また護衛艦が空港・港湾を利用すると報道されていますが、この詳細について伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 指定後の運用については不明な点がありますが、施設管理者としましては民間の使用に支障があってはならないと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 八重山3市町を含む県内5市町が連名で、重要拠点整備に伴うインフラ整備に合意するよう県に要請いたしました。一方で、波照間空港の指定をめぐる、波照間住民の有志らが実施したアンケート調査では、回答者の57.9%が軍民共用での使用と滑走路延長に反対し、賛成・容認の26.1%の2倍以上が反対という結果が出ました。また地元での説明会の開催を望む声も7割以上に上がっています。県の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 現時点におきましては、様々な不明な点がございまして、国に確認を行っている状況でございますが、その状況等につきまして必要がございましたら周知することも考えてまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 県内ではこの12の港湾・空港が、特定利用空港・港湾の候補に挙がっています。自治体の首長から要請だけではなく、この地元住民の声、意思を把握する必要があるのではないかと私は思います。特定利用空港・港湾の指定、インフラ整備の目的が、自衛隊が平時から円滑に利用できること、そして戦闘機や護衛艦が利用することなど、これまでと利用機材が全く異なってくることで、そして空港運用にも影響が生じる可能性を考えると、この地域住民の合意を得る、声、意見を聞くという姿勢は、私は設置管理者である県としてあるべき姿、対応だと思っておりますが、知事、知事の見解を伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 御懸念の点につきましても、広く意見を聴取する必要はあるかと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 次、土木環境行政に行きます。

石垣市議会から何度もこの早期全面供用開始を求める陳情が出されています空港アクセス道路なんですけれども、補正も含め少しでもこの現在の予定より前倒しして、全面供用開始できるよう取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたしましたとおり、国土強靱化に資する補正予算なども念頭に置いているところでございます。今後ともそのような予算がございましたら積極的に獲得し、一日でも早い早期供用に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 ぜひ、よろしく願います。私も大浜議員も、これ進めていただかないと石垣に帰ることはできませんので、よろしく願います。

県道87号線の安全対策と信号機設置について伺います。

9月に石垣市議会から、信号機設置要望の意見書が県知事と県警本部長宛てに提出されています。今月15日には、車3台が絡む交通事故が発生していま

す。幸いにもけが人や死者は出ていませんが、2021年には5件、2022年には2件、2023年5件、そして2019年には重傷の人身事故も発生し、魔の交差点と言われています。信号機設置は、信号機設置の指針に基づいて設置されるということは認識しているんですけども、この設置の条件に該当しない場合も含め、でも事故は今日明日また起こるかもしれない、そのときに県警のほうは、どのように県民の安全、そして命を確保していくかというのを伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えします。

御指摘の交差点につきましては、従道路であります一般農道側からの左右の見通しが利かない構造となっているということでございまして、県警察におきましては、平成29年8月からこの一時停止の交通規制を実施して、交通事故の未然防止を図ってきたところでございます。現在、事故の発生状況を踏まえまして、道路標識や道路標示の視認性を向上させるために、県土木建築部や石垣市との間で補修あるいはカラー舗装などについて協議を行っているところでございまして、引き続き関係機関と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 これは、県警だけではなく、この道路管理者である土木建築部のほうもやはりこの道路を整備するときに、中長期的な視点でこの整備事業をしていかないといけないというふうに思っています。将来的にこの交通量が増える、また信号機設置の必要性とか、やはり将来を見据えてこの行政の縦割りではなくて、しっかり関係機関と連携していただきたいと思えます。

次に、与那国町の樽舞湿原についてですけれども、生物多様性国家戦略の観点からも重要な存在だというふうに思います。こちら、国の天然記念物のアカヒゲやキンバト、ヒシクイ、そしてこの環境省とか沖縄県レッドデータブックの絶滅危惧種なども多数確認されていることから、この樽舞湿原の潜在能力の高さというのは、国内でも群を抜いているというふうに専門家のほうは評価しています。ぜひ、国や与那国町とも連携して、生物の現状調査、また戦略的環境アセスメントの導入等、検討していただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

環境状況の把握等に関する調査の実施につきまして

は、沖縄県環境基本条例において定められているところでございますけれども、県におきましては、県全域における生物多様性を総合的に把握して評価等をするために、平成28年から令和3年度にかけて生物多様性おきなわブランド発信事業というのを実施しております。その中におきまして、この樽舞湿原も含めまして、現地調査、文献調査を実施しているところでございまして、例えばシダ植物、種子植物などにつきましては、沖縄県のレッドデータブック掲載種としまして13種、環境省のレッドリスト掲載種として16種等を確認しているところではございます。今おっしゃられるような形でまた調査という形で言いますと、こうした過去にこれまで行った調査結果とか、そういったものをもう一度精査して、さらに希少種の状況、あるいは外来種の状況、そういったものについて確認しながら再度追加的な調査、補足的な調査といったものが必要かどうかというものについては検討していきたいと思っております。それから、戦略的アセスメントというものについてですけれども、これにつきましては現在の環境影響評価法、あるいは沖縄県環境影響評価条例につきましては、この戦略的アセスメントの一環としての配慮書手続というのが設けられております。この樽舞湿原におかれまして計画されている報道にあるような事業が沖縄県環境影響評価条例、あるいは環境影響評価法の対象事業となるような場合におきましては、当然、法または条例に基づきまして、この配慮書手続といったものが実施されることになるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 よろしくお願ひいたします。

次、農地法に係る事務処理要領に基づく事務処理について、この事業計画なんですけれども、2015年、平成27年に許可されて、9年経過しています。その間、世界最大手のマリOTTが進出ということで着工式が行われたり、また地元のほうではマリOTTが撤退した後に、この5階建てで診療所併設の建物建設とか、そういう報道がいろいろなされているわけです。私は、県はやはりこの農地転用許可権者として、この事務処理要領に基づいて農地転用事業の進捗状況というのをしっかりと把握する必要があるのではないかとこのように思っています。この農地転用事業の進捗状況等については、どのように管理・把握しているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

本事案については、定期的に事業者から進捗状況報告を受けておりますが、計画変更を行わず当初計画どおり事業を進めたいとの申出があったため、改めて事業計画の内容を確認しているところです。また、許可から年数が経過していることから、資金力を有しているかなど、転用事業が実現する見込みを判断するために、申請者の状況について確認しているところです。

県としましては、転用事業が適切に実施されるよう、事業者に対して適宜必要な対応を求め、指導してまいります。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 私は、この件については、現地の調査、そして実態調査というのを行って、事務処理要領に基づいて、この転用事業者のほうで、事業計画どおりに転用事業を行っていない、また、完了させる見込みがない場合に、農地転用許可権者として、県は法に基づいてこの許可の取消処分というのを行うかどうかということを検討しなければならないわけです。ですので、私は、やはりしっかりと実態調査——もう9年経過しているわけですから、実態調査を行うべきではないかと思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時39分休憩

午後6時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

ちょっと繰り返しにはなるんですけれども、資金力を有しているかなど、転用事業が実現する見込みを判断するために、申請者の状況について調査・確認してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 ぜひ、しっかりこの実態調査を行っていただきたいというふうに思います。

次に、子牛輸送費補助の見直しについてです。

家畜市場を持たない離島の生産者が島外の家畜市場に子牛を出荷した場合の輸送経費の補助なんですけれども、毎年調査を実施して、この輸送費の変動に応じて随時見直しをしているということなんです。この調査の時期、そしてこの補助単価を決める基準について伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

肉用牛経営安定対策補完事業における各離島から家畜市場までの輸送費補助単価については、毎年度、年

度当初に価格調査を行い、見直しを行っております。また、補助単価の算定につきましては、運送会社などから子牛1頭当たりの輸送に係る見積りを徴収し、その見積価格に応じて単価を設定しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 この運搬車両ごと輸送するような与那国の生産者の皆さんなんですけれども、そういうようなこの地域事情というのは、その見直しに反映されていますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時41分休憩

午後6時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

単価につきましては、地域事情ということで、各地域ごとに単価を設定して毎年度当初に調査を行って見直しを行っているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 離島の畜産農家は、高齢者、また兼業、そして小規模農家が多いという、この地域事情というのがあります。新・沖縄21世紀ビジョン離島振興計画の基本施策で「離島の特性と実情を踏まえた農林水産業の振興」で、「農水産物の輸送コストの低減等を通じた効率的な流通体制の構築等に取り組むことが必要である。」また、畜産業については、「周辺環境に配慮した対策とともに、離島の重要産業として地域に即した更なる振興を図ることが重要である。」ということで、県はこの課題を挙げているわけなんです。これまさに与那国のこの子牛の輸送体制そのものではないですか。いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県としましても、農業産出額の2割を占める肉用牛の振興は重要であると考えているところです。また、本県は離島県であり、地域ごとの課題もあるというふうに認識しております。

県としましては、引き続き与那国を含め、また各地域の生産者や関係機関と意見交換を行いながら肉用牛農家の経営安定に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 次に、県内の家畜市場から県外の購買者が肉専用子牛を購入した場合の輸送補助金について伺います。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

県外購買者が、本県の家畜市場で購入した子牛を県外へ輸送する場合の輸送経費の補助については、市場により補助単価が異なっております。例えば、八重山家畜市場から鹿児島へ子牛を輸送する場合ですけれども、1頭当たり1万3000円以内が補助されます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 黒島のほうにも家畜市場があるんですけども、石垣島へ輸送して、石垣島の八重山家畜市場のほうで出荷すると——競りにかけるといった場合は、この輸送費というのも対象になりますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時45分休憩

午後6時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時46分休憩

午後6時46分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長 県外の購買者への輸送費補助ですけれども、黒島家畜市場からもございます。子牛1頭当たり1万5000円以内ということで補助されます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 先日、この購買者のほうとも少しお話する機会があったんですけども、やはり競りは買い手が競争で値をつけて、最高値をつけた買い手に売ると。そういう取引手法ですので、どうしても買い手である購買者のほうが増えないと子牛価格が上がらない。ですから、2月の市場の競り価格の平均値を見てもお分かりかと思うんですけども、どうしても離島の市場は購買者が少ないので、平均価格も低いんですね。ですので、今県のほうも補助しているんですけども、沖縄全体の平均額と離島での平均額というのは、やっぱり差額があるわけですよ。ですから、そういう地域事情もしっかり見て支援をする。そしてこの購買者に、やはり離島のほうにも来て購買してもらおう。そしてこの購買者の購買意欲というのを向上させるような施策、ですから先ほどの輸送費補助とか、それをさらに県がまた少し上乗せをするというような

施策。私はこれこそさらなる手厚い施策、支援じゃないかなというふうに思います。だから、この生産者をはじめ関係機関、購買者からもやはり意見をいろいろ聞いて、すぐできる施策は何か、あらゆる手法・手段でこの危機的な畜産業を支援していただきたいと思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 県外購買者への輸送費補助以外にも県外の購買者の誘致に向けた取組もしてございまして、県では肉用子牛の生産振興を図るために、沖縄県畜産公社において肉用牛経営安定対策補完事業を実施しているところですけども、それ以外にも県外購買者の誘致に向けて、JAや関係機関等と連携し、県外購買者への訪問ですとか、あと美百合などの優良な県有種雄牛のPRなどを行っております。

県としましては、引き続き肉用牛繁殖農家の経営安定に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 もう本当にいろんな多くの議員が取り上げているんですけども、ぜひ、我々議員も一生懸命考えますので、一緒になってこの危機を乗り越えていけたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、県立病院の看護師不足について伺います。

この定数と応募数、採用数というのはどうなっていますか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 定数そのものは満たされていない。結局、この令和4年は、普通退職が例年と比べて非常に多い。これはやはりコロナの負担が大きいかと思っています。そういうことで今、プラス欠員があるんですけども、それで、じゃ6つの県立病院でどういうふうに今の看護師配置をしようかということで、一応私が指示しましたのは、宮古・八重山はなるべくきちんと配置する。それはどうしてかという、本島の場合には、そういう意味では対応できる病院もたくさんありますし、一日も早く看護師さんが戻って来ることを期待しているんですけども、できるだけ離島の八重山病院、宮古病院に負担がかからないような対策でやっております。先ほど申しましたけれども、いろんな、例えば看護師の採用を年に2回に増やしたとか、今いろんな手を打っているところであります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 私は、やはりこの看護師確保をするためには、衣食住をいかに整備するかということ。その中でも離島に関してはやはり住宅確保、これが一番大きな課題だと思います。それで、この県立八重山病院がアンケート調査を行った結果、宿舎があればこの入居希望は96%という結果があります。ですから、この県立病院で働く看護師や医師、従事者の皆さんは異動する際に、住宅確保がいかに重要かということが分かったかと思います。ですから、この住宅確保ができれば看護師不足、その課題解決についても少し図ることができるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、この八重山病院の救急医療の課題についてなんですけれども、今現在、1次医療から3次医療まで担っているということなんですけれども、私一義的には、この石垣市も、市町村もしっかり担うべきではないかというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後6時52分休憩

午後6時52分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 ありがとうございます。

八重山病院に2年いましたけれども、やはり地区医師会の働きっていうのが非常に重要ななと思いますけれども、そのときもそうだったんですけれども、なかなか八重山地区の医師会のところのバックアップというのが、宮古と少し違うなという肌感覚は持っていたんですけれども、やはりこれも含めて八重山病院のほうから地区医師会に協力を求めながら連携しないとかかなり難しいかなとは思っています。そういう意味では、こちらのほうから八重山病院と一緒に地区医師会にも働きかけたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 ぜひ、行政のほうも一緒に連携して、この1次医療、ぜひ一緒に担ってくださいということで私要請するべきだと思います。それで、今この全体的な八重山の医療体制を考えても、この急患とか、医師、看護師の確保、そして住宅問題等、やはり自治体が一緒に連携していかなければならない。そしてこの旧八重山病院跡地活用についても、民間病院を移転させていただきたいというような声もあります。ですから、そういう課題を全部一緒に——じゃ移転するならこの問題についても、八重山病院が抱えているこの課題についても、行政も一緒に考えてくださ

いと、私は要請するべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長 八重山病院の旧跡地に関しては、まだ検討中としか申せません。ただ、今議員がおっしゃるように、やはり沖縄県だけではなくて、石垣市も含めてそういうふうに協力が必要ではないかなと、私個人的には思っていますので、なるべく早く解決できるように、私もできるだけ働きかけていきたいと思っています。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 八重山の医療体制を考えたときに、その民間病院を旧八重山病院跡地に移転させたほうがいいんだというような意見でこの市議会のほうからも陳情が上がっていると思います。ですから、私はそういう八重山医療の体制を考えるのであれば、一緒にこの看護師不足とか、住宅確保っていうのを——じゃ例えば石垣市の市有地を提供するとか、そういうバスターも考えて、私は提案していいんじゃないかなと。また、提案するべきではないかなというふうに思っていますので、今後ぜひそれも併せて取り組んでいただけたらというふうに思います。

最後に、介護事業所の人手不足の現状と人材確保についてなんですけれども、これ分ければいいんですけれども、この介護保険事業の介護サービス利用者について、65歳以上、75歳以上、85歳以上の要介護3以上の認定の割合とかがっていうのは把握されていますか。今分からなければいいんですけど。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 把握はしておりますけれども、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお届けをさせていただきたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 次呂久成崇議員。

○次呂久 成崇 議員 私は以前これ質問でも取り上げたことがあるんですけれども、沖縄県のほうでは、在宅での介護、また要介護認定3以上のほうが、たしか5分の4は在宅で、全国と比べてデイサービスを利用している方も2倍だったというふうに記憶しています。それで厚労省の推計によると、2025年で必要とされる介護人材は253万人。そして、人材の供給見込みは215万人で、38万人の介護人材が不足するという見通しになっているわけですね。ですので、じゃこれからの沖縄県どうなのかというのを考えたときに、この介護保険サービスを提供する事業者の指定をする、例えば認可権者である沖縄県がこの施設、事業所等の

整備や、また人材確保の施策とか、短期・中期的にきちんと計画、そして指定をして取り組んでいく責務があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今、第9期の高齢者保健福祉計画というのを策定しているところがございます。そのような見込みも踏まえまして、ニーズ等も踏まえまして、策定を進めてまいりたいと考えております。

○次呂久 成崇 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 それでは、ちょっと順番を変えて3点目のほうから伺いたいと思います。

子供たちの、特に進路の件について、こちらも関わってきますけれども、まず、教育長に最初に感謝をお伝えしたいと思います。これまでのこの質問の中で、子供の、特に進路に関して、フリースクールに通う中学3年生、この子のその進路の選択において、学校が出席扱いを認める認めないという話がありました。そのときに診断書を提出するのは義務ではないということをしつかりと答弁していただいたことで、今ちょうど、本人しっかりと出席扱いが認められて、力強く高校の進学に向かって今進んでおります。非常に笑顔です。本人から感謝をしつかりと伝えてほしいということも私にありますので、それは感謝をまず申し上げます。

それでは、まずヤングケアラーの実態と進路選択との関係について伺います。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県が、令和4年度に実施しましたヤングケアラー実態調査におきまして、高校生に将来の進路希望を尋ねたところ、大学や大学院までの進学を希望する生徒が全体で43.5%いた中で、家族の世話を7時間以上している高校生では16.9%と低く、長時間世話をすることが将来の進路選択に影響しているという可能性があることが分かりました。

このため県では、困難を抱える家庭を訪問し、必要な支援につなぐための寄り添い支援等の実施や、無料塾の設置による学習支援等に取り組んでいるところがございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 進路の選択のところはいかがでしたか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後7時1分休憩

午後7時1分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 先ほども答弁をさせていただいたところではございますが、無料塾等を設置をしております、そこで生活保護世帯のお子さんであるとか困難を抱える家庭のお子さん等を対象に、無料で設置した学習支援を行っているところがございます。未来ある子供たちが希望に満ちた生活を送るために、ヤングケアラー等の早期発見と早期の支援につなげるための支援を行ってまいりたいと考えております。

○仲村 未央 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後7時2分休憩

午後7時3分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 それから、生活保護受給世帯と進学率との関係についてお尋ねいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 厚生労働省の調査によりますと、令和4年3月卒業の県内の生活保護世帯の高校進学率は87.6%となっておりまして、県全体の進学率と比較しますと10.4ポイント低い状況となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 じゃ次までお尋ねします。

不登校の子供たちの居場所と支援についてお尋ねいたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 まず先ほど仲村議員から、不登校ぎみの生徒が、希望を持って生き生きと学校生活を送っているというお話を聞いて、本当にうれしく思います。ありがとうございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

令和4年度問題行動等調査によりますと、沖縄県の国公私立小中学校の不登校児童生徒数は、5762人となっており、年々増加傾向にあることから喫緊の課題と認識しております。

県教育委員会では、昨年度より校内自立支援室事業を実施し、学校内の空き教室を活用した不登校児童生徒への学習支援等を市町村教育委員会と連携して取り組んでいるところであります。引き続き、全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりを進める

とともに、スクールカウンセラーや関係機関等と連携した組織的な支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 それから教育長、あわせて進路未決定者の割合についてもお尋ねいたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

令和5年3月卒業者につきまして、本県の公立の中学校卒業者であります。進路未決定者は233人、未決定率は1.5%、全国においては0.8%となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 令和3年、4年の割合について全国との比較はいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

令和3年3月卒業者の進路未決定者数については211人、未決定率は1.3%、全国は0.6%となっております。令和4年3月卒業者につきましては、進路未決定者数は210人、未決定率は1.3%、全国の未決定率は0.7%となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 (スクリーンに表示) 今、その子供たちの環境について、両部のほうからお答えいただいたんですけども、今あるように生活保護受給世帯の高校の進学率、その状況を見ると、もう歴年そうなんですけれども、全体の進学率においては、生活保護受給世帯のその進学率というのは、やっぱりそうじゃない御家庭と比べると、10ポイントくらいの差がいつも開いているという状況が、今見ていただいているそのグラフですね。(スクリーンに表示) それからこれを全国と沖縄の同じ生活保護受給世帯で比較をしても、やっぱり全国よりも沖縄の生活保護受給世帯のほうが、よりその進学率に差があるというふうな状況が見られます。それから、進路未決定者、これも依然として、先ほど教育長にお答えいただいた、沖縄が1.5%、全国が0.8%ということですので、いつもこれもダブルスコアで厳しい状況というのが続いているわけですね。この辺り、どのようなことを考えるのか、受け止めを伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 学校におきましては、生活保護受給世帯の生徒、あるいはそうではない生徒にかかわらず、全ての生徒に対して、進学、就職等の進路指導に取り組んでいるところであります。今後とも生徒

一人一人の社会的、職業的自立に向けて、キャリア教育の視点を踏まえた進路指導を推進し、生徒の進路実現を支援してまいりたいというふうに考えております。やはりどうしても学校において、ヤングケアラーにつきましてもそうでありますが、貧困の児童生徒につきましてもしっかりとSOSをキャッチしながら、関係機関にしっかりとつなげていくと、そういった支援も行っていく必要があるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 進路未決定者、特に中学校卒業してからの学校に行かない、あるいは就労もしないということですので、どの社会的な機関にもつながらないということで、この辺りの把握というのが非常に求められますねということで、この間もずっと要求、要望をしてきました。今回、特筆すべき事業が、子ども生活福祉部を中心に取り組んでいる状況がありますので、その進路未決定者の把握、それからヤングケアラーの把握について、今どのような取組がなされているのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

まず、進路未決定者等、中学卒業時に進路未決定や高校を中退したことなどにより、学校にも行っていない、それから就労にもつながっていないという距離を置いた状態にある子供、若者の生活実態や支援ニーズを把握・分析をするということを目的に、今、調査事業を実施しているところでございます。これでは支援が必要な青少年などに専門的な支援を行う施設や市町村などの相談支援員などに対しまして、支援ニーズや支援に当たっての課題等をお聞きしているほか、またその相談支援員とつながっているこの子供たち、若者たちに対してその相談支援員などを介しまして、その生活実態や支援ニーズというのを直接聞き取るというような事業を行っているところでございます。この事業を通して、社会的自立に向けた展望を見いだせずにいる青少年が抱える課題を明らかにすることができればというふうに考えておまして、調査結果を踏まえて、円滑な社会生活を営むために必要な支援等について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それからもう一つが、先ほど最初の答弁でもお話をさせていただいた、ヤングケアラーに、寄り添い支援という事業をやっております。貧困対策としましては、これまで貧困対策支援員の配置や子供の居場所の

設置等ということで取り組んできたところではございますが、一方では、一部の家庭においてはヤングケアラーであるということを本人が自覚をしていなかったり、または家庭内のデリケートな課題として表面化しづらいといったところで、支援につながらない、つなげることができないといった課題がありました。そのために行政側から出向く、いわゆるアウトリーチにより困難を抱える方々に支援を届ける必要性を感じて、この寄り添い支援事業を始めたものでございまして、この事業はヤングケアラーのほか困難を抱える子供及びその家庭に直接訪問をしまして、生活支援や食支援などを行い、状況を把握し、子供の居場所などの必要な支援につなげていくという事業となっております。令和4年に増額をしました子どもの貧困対策推進基金を活用して実施しているものでございます。これは、令和4年度の途中から開始をした事業でございまして、モデル的に実施をしております。まだ実証という段階ではございませんが、できるだけ広い範囲で実施できるように市町村と連携をしてみたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 今のこのヤングケアラーの調査、そして進路未決定の調査、それからそのまま中退して二十歳になろうとする、そういったところまで捉えて、今この2つの事業が実際にアウトリーチをかけてアプローチをしているというのは、一番難しい、その関わりが非常に困難な子供、若者たちに直接寄り添うという意味では、これまでにない踏み込んだ取組だというふうに見ております。そして、そう決められたこの分類があつて当てはめるという形ではなくて、まず実情を聞いて、上から目線ではなく一緒に、支援が必要なのか、必要とすればどうということなのかということも含めて考えるというやり方というのは、非常に丁寧だと思うんですね。

それで知事、今回、新しい部の体制づくりもあります。そして子供の声を聴くというのは、こども基本法の理念の大きなところを意味するかと思いますけれども、今の寄り添いの仕方というのは、非常にその最たる取組ではないかなというふうに思うんですねけれども、新こども未来部の設置に当たって、今の取組も含めて、どのような決意をお持ちかお尋ねをいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 その子供たちの支援について、特にその困難を抱える家庭を訪問する寄り添い支援ですとか、あるいはこの無料塾へつなぐ、あるいはその

ヤングケアラーであるということを目覚めさせていない子供たちに対して、周囲がしっかりと目を向けていくというようなことを、体制をつないでいくことが非常に重要だと思います。そして、当の子供たちの意見をしっかりと聴かせていただいて、アドボケイトして、その子供たちの声をさらに施策に反映させていく、そうすると子供たちの視線から見える子供たちというのがまたそこに存在すると思いますので、そうやってみんながネットワークをつくっていった、誰一人取り残さないということを目覚めさせていく、そういうような体制で臨んでいきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後7時15分休憩

午後7時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲村 未央 議員 次、4点目の学校教職員の働き方について。

1点目の教員不足の状況というのはこの本会議でも出されておりますので、2点目の今の超勤の実態や精神的疾患による休職の状況について、お尋ねをいたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

令和4年度の月80時間を超える長時間勤務者の割合は、小中学校において2.7%で、令和元年度の5.5%より2.8ポイント減となっており、県立学校においては2.5%で、令和元年度の3.9%より1.4ポイント減となっております。また、令和4年度の教育職員の精神疾患による病気休職者数は229人となっており、全教育職員に占める割合は1.45%で、令和元年度の1.24%より0.21ポイント高くなっております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 (スクリーンに表示) 今の休職の状況、ヒアリングを通じて、頂いた資料が今出ているものですが、もうずっとこれも全国比でその休職の割合、精神疾患の割合を見ていくと、2倍ですよね。この状況がずっと続いているということについては、やはり非常に深刻に受け止めなければならないと思っておりますけれども、ここはいかがなのか。それから産業医についてもずっとそのいわゆる違法状態というか、未配置、配置されない状況というのがずっとありますけれども、この辺りどのように受け止め、今取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

まず、精神疾患による病気休職者の在職者比率が、全国の2倍と高いことは非常に大きな課題であるというふうに認識をしております。学校教育は教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員が心身ともに健康な状態で教育に携わることは極めて重要であるというふうに考えております。このため教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ることが重要であるというふうに考えているところであります。

また、市町村立学校における産業医の配置の状況でありますけれども、市町村立学校における産業医選任など、労働安全衛生管理体制の整備は服務監督権者である市町村教育委員会の責務であるというふうに考えておまして、市町村教育委員会が自分事として、産業医配置など労働安全衛生管理体制の整備に取り組むよう、今後も引き続き、情報提供や助言を行い共に取り組んでいきたいというふうに考えております。なお、文部科学省の公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査につきましては、隔年調査のために、今回は令和7年度に調査がなされる予定であります。次年度は国の調査を待たずに県独自で調査をしまして、その確認をしながら改善に努めていきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 ここに上げた週時程の改善であるとか専科教員の拡大とか、それからその研修の軽減、何らかの置き換え等が利かないのかということについて、一つ一つは改革の課題にもう既に上がっていることですが、現場からは全くその、何ていうのか、変わった改善の状況が見えないという非常に不満、不安の声が高いですね。それで今、正規職員の割合ということをこの間も求めて、それはなぜ足りないのかも含めて、しかもこれがここ数年足りないのではなくて、もうずっと足りない。文科省が調査し始めて以来、ほかのところよりも10ポイントも低いということは、そもそもの負担を解決するには、人も足りないということなんですけれども、今上げたような課題の、ここに上げた時間の確保、あるいは教員の拡大について、これは何か改善策が示せますか。お尋ねいたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

まず、過密な週時程等の改善についてであります。学校における週時程の改善につきましては、文部

科学省は標準授業時数を大幅に超える場合は、計画を見直すよう通知をしております。県教育委員会においても、各学校へ周知をしたところであります。今後も児童生徒や教師の負担にならない教育課程の編成実施について、市町村教育委員会と連携し取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、小学校専科教員の拡大につきましても、児童への学習効果及び学級担任の負担軽減に効果的であるというふうに認識をしております。そのため国の加配定数を活用し、理科、音楽、英語、体育等の専科教員を平成30年26名から令和5年度95名と拡大をしております。

県教育委員会としましては、小学校専科教員のさらなる拡大について、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要望してまいりたいというふうに考えております。

また、研修の軽減についてであります。

県教育委員会では、これまで初任者研修等について、研修内容の精選や研修日数の縮減等を行ってまいりました。さらに令和6年度からは、中堅教諭等資質向上研修において、研修日数の縮減や選択研修の導入等により負担軽減に取り組んでまいりたいというふうに思います。引き続き、研修における負担軽減を図りつつ、教員の資質向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 特に週時程などを見ていると、いろんな改善を学校現場でやっているようですけども、例えばその休み時間を5分にするとか、朝の学活の時間をなくすとか、給食時間食べるのを20分とか、こういう中では、幾ら縮めようにも縮めようにも、子供たちも目が回っちゃうし、それから給食時間とて——この間は本当に痛ましい事故もありましたけれども、目を離せる状況じゃないし、これをどんなに縮めて縮めて20分で、はい食べなさい、はいどうしなさいと言っても、今のようなこのさばき方では、先生たちの、あるいは子供たちと一緒に向き合う時間っていうのは、本当に取れないのではないかなというふうに思うんです。それで、今、改革を幾つか上げて、その専科の拡大などは、非常に取組を加速してほしい——上がっているようではありますけれども。

それから、一番評判が悪いと言えるのは、例えば学力テストに関しても、独自の採点を早めに、文科省から来る回答を待たずに、その学校独自でどんどんやるということになると、採点にばかり時間を取られて、子供たちと向き合う時間というのがないというの

は、もうこれ非常にずっと課題として挙げられていますよね。この辺りはいかがですか、改革できるんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 自校採点の件でございますが、自校採点を実施をしている目的でありますけれども、まず全国学力・学習状況調査につきましては、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる、これが目的でございます。そして、4月で実施をしまして、できるだけ速やかに学習状況を把握し、授業改善や児童生徒一人一人の学習指導等に資するために、各学校において、まず4月に実施後に自校採点をして、8月に国から結果の報告が来ますけれども、4月、5月、6月、7月と4か月ありますので、やはり早めに子供たちの状況を把握して指導改善に生かすと、そういう目的で、自校採点を行っているところであります。しっかりと教職員の負担軽減も図りながら、子供たちの学力向上に向けた対策を進めていきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 今の御答弁だと、どこに時間を生むんだっていう話と全然かみ合っていないわけですよ。残念です。やっぱりそのテストの対策重視の振り向け方ではなくて、直に子供たちに向き合う時間をどう確保できるかっていうことに振り向けて、変えないと、今上がるような現場の声というのは、いつまでもあるし、先ほど来言うような病気休職者が全国の2倍に今なっているということについての今の答えではないと思いますので、ぜひそこは進めていただきたいと強く思います。よろしく願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後7時25分休憩

午後7時25分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲村 未央 議員 あと、県庁職員のハラスメントの対応についてお尋ねいたしますけれども、相談件数等々いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 知事部局における令和4年度の相談件数は、セクシュアルハラスメントが3件、パワーハラスメントが9件、育児に関するハラスメントが1件となっております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 実際のそのハラスメント認定に至る調査や認定件数というのはいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後7時25分休憩

午後7時26分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城 力 総務部長 先ほど令和4年度の相談件数を申し上げました。そのうち認定されたハラスメントがセクハラの1件でございます。

過去数年の推移を見ましても、認定件数はセクハラ1件、パワーハラスメント2件、あるいは1件といった状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 これは部長、ぜひ、提案というか改善というか余地があるのではないかというふうに思いますけれども、今、その相談を受ける体制というのが、各部の総務に位置づく班長が担っていますよね。これでは、やっぱり内部ですし、そのプライバシーが守られないんじゃないかということで気づかれるんじゃないか、不利益になるんじゃないかということについては、非常に心配なく相談できるという窓口がまず必要ではないかというふうに思うんですよね。より第三者的、より専門的、そういう窓口の設置については検討されますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 実際、相談しづらいという声もありますし、あるいは相談を受ける側の負担が大きいということもございます。そういう状況を受けまして、令和4年度から特定社会保険労務士と委託契約を結びまして、相談の受け方、面談の進め方、相談対応に関する講義等を今行っているところでございます。

外部の方に相談するという手もあろうかとは思いますが、特にパワハラの関係ですと、職務上の指導の延長線上で行われることが多いということからも、ある程度職務に精通している者のほうが、その行き過ぎた指導かどうかというのが分かりやすいという点もございます。そういう面も含めまして、今、内部でまずは相談を受け付けているところではございますが、他県の実況と、あるいはその外部の社労士の方の意見等も頂戴しながら、よりよい相談体制を構築していきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 ぜひ頑張ってください。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後7時28分休憩

午後7時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲村 未央 議員 じゃすみません、公共交通、交通政策についてお尋ねをいたしますけれども、まず、分担率、それから渋滞平均速度についてお尋ねをいたします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

交通機関分担率は、平成21年度の国の調査によると、乗合バスが本県2.2%、全国4.7%、モノレールを含む鉄道が本県1%、全国25.3%、自家用車については本県が90.4%、全国66%となっております。また、混雑時旅行速度は、令和3年度の国の調査によりますと、本県が時速24.8キロメートル、全国が時速30.8キロメートルとなっております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 それから、年代別の免許の所有率、これを1973年当時と50年後の今と比較するといかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えをします。

県内における昨年末現在の運転免許保有者数は、暫定値ですが97万6823人でありまして、1973年に比べまして、75万1513人増加となっております。そのうち65歳以上は、昨年末が21万313人で、1973年の702人に比べますと、20万9611人増加をしております。そのため運転免許保有者に占める65歳以上の構成率は、1973年が0.3%であったのに対し、昨年は21.5%で21.2ポイント増加をしております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 高齢者の事故については、どのような状況がありますか、お尋ねいたします。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 過去10年間における高齢運転者を第1当事者とする人身事故の発生件数は、平成26年から令和元年までは増減を繰り返しながら、800件台で推移していましたが、令和2年に551件まで減少し、その後は増加傾向で推移しており、令和5年は657件発生をしております。件数を全人身事故に占める構成率で見ますと、10年間ほぼ一貫して高まっている状況でございます。平成26年は14.1%でありましたが、令和5年は22.2%と、平成26年に比べて8.1ポイント増加をしております。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 (スクリーンに表示) 知事、実は、この今お示した図なんですけど、交通機関の

分担率の比較、極端に沖縄が公共交通を利用していないというような状況が分かります。(スクリーンに表示) それから、今答弁のとおりですけれども、この朝夕の特に混雑時においては、もう全国の最大都市部、東京とか神奈川、このようなところに並んで、沖縄の渋滞率の高さというのがはっきりしていますね。

(スクリーンに表示) それから、免許の取得率なんですけれども、これ1973年当時と2023年の比較をすると、当然、1973年当時というのは、若い人が免許を持っている。(スクリーンに表示) ところが、今高齢者にどんどん推移して、今、県警本部長の答弁ですと、2023年度においては、65歳以上というのがこのように4分の1近くを占めるような大きな割合で免許を保有している。つまり、免許保有者が高齢化しているということと、全体的にその広がっているということが分かると思うんですね。

(スクリーンに表示) 実はこの調査に関して、高齢者の事故も非常に増えております、今のとおりですけれども。この調査をしたのは、実は明治大学の大学院生のタマシロユウキさんという方が——今帰仁村出身の女性でありますけれども、今、熱心に沖縄のその公共交通環境を研究をしております、その彼女にいろいろ教えていただきながらですけれども、実は大学でその調査をしてくれているんです。そして、大学生の中で、1・2年生に主に調査をした結果が、何で通学をしているかということ、自動車がもう7割超え8割近く。そしてバスを利用しているということを答えたのは9%なんですよね。そして、その子たちの中で、一番困っていることは何ですかということ、料金が高いというような報告が出ております。今、経済活動に加えて、こういった高齢化する高齢者の移動の権利の確保であるとか、子供たち、若者たちの通学、いわゆる教育の保障の観点、そして環境面ですよ、これゼロカーボンに向けての動きも含めて、本当に公共交通の必要性、その需要というのがどんどん進んでいて、世界各国ではこれ無償化にするという取組がどんどん進んでいます。

それで、ぜひ企画部長にお尋ねしたいんですけれども、釜山の取組というのは御存じでしょうか。この準公営というやり方で進めていますけれども、どのような取組があるか、御存じでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 韓国の取組ですが、釜山とソウルのほうで、BRTを導入しております、まずソウルのほうから御説明させていただきます。都心の再生、公共交通を中心とした大規模な交通再編を掲げた

計画の下、総合的な改革が実行されております。幹線ネットワークを走行する交通システムとしてBRTを取り入れ、導入には車線数減により、中央車線を走るバス専用レーンを確保しております。また、速達性を確保するため、要所に追越しバスレーンを設置しており、急行便や乗降完了車が先行バスを追い越すことができます。

また、釜山においても、バス専用レーンを確保したBRTの整備が進められていると承知してございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 釜山の取組で非常に画期的なのは、準公営にすることによって、まず管理部を行政が持つと。これは路線計画を行政が引くわけですね。ですので、渋滞の整理、そしてその二重になっている路線を廃して、これをスムーズに行かせる。ダブらせないということですね。そして、収入は全部管理を一元化することによって、赤字路線と黒字路線の均衡を取って、その財源を充てていくということで、無償化を実現していくという取組をしていて、これが今世界中でも非常に注目をされていると。バス会社はどうするかというと、市内に11社ぐらいあるようなんですけれども、運行については従来どおりバス会社がやるんですけれども、この負担に関しては行政の中で整理をされて、その負担をそのままそのバス会社に持たせない形で進めているので、人手不足だった運転手まで含めて、これが非常に回復をして、今人気の職種として給料が上がって、その運転手の確保もうまくいっていると。渋滞が解消されて、市民の足が無償になるという形で、非常に充実した取組を進めているということなんですよね。

これは、非常に——もちろん私たちの状況は渋滞に巻き込まれるという中、それから先ほども高齡化と、それからまちづくりそのもの、子供たちの移動そのものも含めて、これ非常に取組む価値があるのではないかというふうに思うんですね。それで、ぜひ待ったなしということで、もちろん鉄軌道の取組を廃するものではないし、それは歓迎なんですけれども、その前に、ぜひこのような取組を進められるような、その法定協議会の広域化であるとか、事業者との連携であるとか、この動線をどう誘導していくかという、この交通政策における県の指導の——何ていうのかな、もう一段踏み込んだ取組というのが、非常に求められているというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 沖縄県では、市町村を超えた広域における県民等の移動手段の確保、維持、充実等を図ることを目的に、国、本島内全市町村、交通事業者、利用者団体等で構成する沖縄県地域公共交通協議会を設置しております。同協議会では、マイカーに依存しない社会の構築に向けて、まちづくりや福祉の観点も取り入れながら、総合的に陸上交通を議論しており、今年度末までに沖縄県地域公共交通計画を策定することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 特に、今、基幹バスの取組もやってはいるんですけども、なかなか面的な確保が取れないということが課題ですよ。それでバスレーンを専有できないというところで、なかなかこう進捗が見られないということなんですけれども、さっきの大学の例で一つ重要だと思うのは、やっぱり大学1年生になるときに、もうはなから自動車、自家用車に頼るような選択をしているということ。公共交通をもう利用しなくなってしまうという、これでは、やっぱり今の沖縄のまちづくりに対しては非常に影響が出るというふうに思うんですよ。ですので、ぜひこのような県の取組というものをしっかりと上げて、そして今、全世界の中で進むこの無償化の取組というのは、今一生懸命、県も子供たちの件では頑張っていますが、抜き出してやるというよりは、むしろ全県民が享受できるという——今、大体バス事業者のその売上げというのは78億円ぐらいになるというふうに聞いていますけれども、これを黒字、赤字の整理をして、そして路線をしっかりと整理する中で、非常にその整理ができる部分があるのではないかと思いますけれども、この辺り、知事、どのように見えていますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県民の足となります公共交通政策、まさに今、交通協議会のほうでもその公共交通の在り方についての取りまとめを行うという状況ですが、やはり沖縄県にとっては、南北のまず動線の道路での定時定速の交通をどう確保するかということと、そして、そこからフィーダー線とつながる地域の、今度はその公共のバスの編成をどうするかなど、いろいろなテーマが上がっているというふうに聞いております。ですから、やはり交通体系をどこか1つに任せるのではなくて、しっかりとそれが関連してつながって、人々が使いやすい、乗りやすい、そしてできれば

料金も安いというようなところまで、いろいろな方策をやっぱり巡らせていくことによって、実際に自動車に頼らなくてもいいという移動手段が手に入るのではないかと思います。

引き続き、その協議会の取りまとめについても注視をしていきたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 仲村未央議員。

○仲村 未央 議員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後7時42分休憩

午後7時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○仲村 未央 議員 時間が残り僅かになりましたけれども、最後にこの水の問題。

昨日、比謝川から取水を再開したということで、非常に緊張が走っている中です。県民も非常に深刻に、ショックを受け止めざるを得ないことですよね。汚染があると分かりながら、そこから取水せざるを得ないということ。

今、知事、このPFASの問題を企業局が指摘をして、比謝川、特に嘉手納基地の下流、ここがポイントであろうということで2016年に発覚して、8年もたつて、立入調査すらできないというこのような状況の中で、今水道料金の値上げの問題が何度も議論されていますけれども、企業局のその要因内訳によると、大きいのはハード交付金の減額、そして見逃せないのが、やはりこのPFOSの対策で11%もその負担の要因になっているということですよね。これは本当に解せないし、合点がいかないです。なぜ私たちの水の料金の負担まで含めて、二重にそのPFASの汚染の影響を受けながら、水料金を上げるその要因にも含まれるのかということ。本当に今、この料金の値上げの問題というのは、沖縄の本当に象徴的な課題を浮き彫りにしているというふうに思いますが、この件について、水の汚染の問題とその負担の問題と、そしてあるべきことが行われぬ、汚染者負担の原則が行われぬということについて、地位協定の問題も含めて、知事の所見を最後に伺って終わりたいと思えます。よろしく願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 命の水の問題は、県民にひとしく、やはり自分たちの今と将来の健康を本当に守れるのかという点においても、非常に重要なテーマであるというように認識をしております。

私ども沖縄県としても、せんだつての官房長官そして防衛大臣へのその要請の中にも、しっかりとその水の汚染の問題、環境の汚染の問題についても、国に対しては、ぜひその国の責任においてその費用を負担すべきであるというようなことも、要請に加えさせていただきました。残念ながら、現在の渇水で、嘉手納井戸群ですとか比謝川ですとか、本来であればそこからの取水は控えなければならぬけれども、取水せざるを得ない。しかし、そこは北谷浄水場の高機能のフィルターを使って、できるだけそのPFOSの濃度は低減化させていくという努力もしっかりと取らせていただきたいと思えます。しかし、根本的な問題はやはり、基地の汚染の蓋然性が高い調査をさせるということと、そしてそのPFOS、PFASの処理については、国が費用をしっかりと負担をするということの約束を明確にさせることだと思えます。

引き続き、強い気持ちでもって、県民の健康を守るために取り組んでまいります。

○仲村 未央 議員 以上です。ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

上原快佐でございます。

今年は、うるう年ということで、2月29日のうるう日がある日でございますけれども、実は私、うるう年生まれの今日が誕生日でございます、(拍手)ありがとうございます。4年に一度ということなので、11歳ということになります、44歳になりました。今日は早く帰って家族で御飯でも食べようかなと思っていたところですが、ちょっとこの時間になってしまいましたので。ただ、感慨深い誕生日だということふうに思っております。

部長の皆さん、今、答弁書、既に用意されているかと思えますが、私への誕生日プレゼントだと思って、一歩踏み込んだ答弁をいただければと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づいて質問させていただきたいと思えます。

ごめんなさい。ちょっと順番を入れ替えて、福祉行政からお願いします。

まず、福祉行政についてでありますけれども、今回の議会でも、先ほど次呂久議員からもありましたけれども、この介護の業界というのが非常に年々厳しさを増している中で、この介護によって離職をせざるを得ないという方たちもいらっしゃいますけれども、まず

この介護離職の現状と取組についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

令和4年就業構造基本調査によりますと、離職者のうち介護・看護を理由として離職した者の割合は、本県では約2%、1400人となっております。県では、家族等の介護負担を軽減し、利用者が必要な介護サービスを選択できるように、市町村と連携して老人福祉施設等の整備に取り組むとともに、介護サービスの内容や運営状況等の情報の公表、県民向けの介護に関する入門的研修の開催等に取り組んでいるところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今介護サービスがある中でも2%、また1400人もの介護離職の方がいるということですが、この介護を利用するに当たって、やはり様々な介護サービスを利用してそれで仕事を続けている方もいらっしゃると思うんですね。そのサービスの中なんですけれども、次年度から介護報酬の改定によって、訪問介護の基本報酬が引き下げられるということです。そして、この人口が密集している都市部よりも、それ以外の地域への影響が大きいんじゃないかというふうに考えております。特に、この訪問介護事業者と利用者に対する影響は計り知れないと思います。というのも、都市部であると訪問介護もちろんありますけれども、地域が、人口が密集しているので、その分効率も当然上がるわけで、一方でその都心部以外のところっていうのは、一戸一戸の家も離れているということで、そこら辺の影響がやはり大きいのかなっていうふうに思っておりますけれども、見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今議員からお話がありましたとおり、令和6年度の介護報酬改定によりまして、訪問介護の基本報酬が引き下げられることによって、特に小規模事業者においては、運営や人材の確保への影響が懸念されております。ただ、仮に事業を休止・廃止するというような場合、法令により介護事業者には利用者に対してサービスが継続されるように便宜の提供を行うということが義務づけられているところでございます。

県としましては、介護サービスの提供体制を安定的に確保することが重要であると考えておりまして、この状況を注視してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 この訪問介護の事業者というのは全国的にそうなんですけれども、結構小規模な事業者が多くて、この介護報酬の引下げによって人員が確保できなかったり、この事業が継続できなかったりという懸念が既に介護業界でも懸念されているところなんです。ただ、非常にこの訪問介護というのは、仕事を今続けていく中で、親御さんであったり、その介護に頼らざるを得ない方もいらっしゃるわけなんですけれども、この訪問介護を利用することによって仕事と介護を両立できている方も多いです。今回の改定によって、訪問介護事業を縮小する動きが予測されるんですけれども、広域行政を担う県としてどのような対策を講じるのか。また、市町村とこの件に関してどのような連携を取っているのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 訪問介護につきましては、基本報酬が減額改定となりますけれども、その一方で処遇改善加算の加算率が最も高く設定されているところでございます。

県としましては、この同加算の取得促進を目的とした相談会を実施するとともに、市町村に周知を図り、管内事業所に案内をしていただくなど、連携して事業所の支援をしてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 業界にとっても、またこの介護を利用されている方にとっても、非常に影響が大きいと思いますので、引き続き市町村と連携して動向を注視していただきたいと思います。

続いて、ダブルケアに関してですけれども、ヤングケアラーという言葉はよくこの議場でも聞く言葉ですけれども、特にこの近年はよくメディア等でも問題として取り上げられますが、一方でこのダブルケアという言葉はなかなか聞き慣れない言葉だと思います。いわゆる、出産の高齢化によって、子育てをしながら、自分の親御さんを介護しないといけないという方もどんどん増えてきているということでございます。このダブルケアについて、今沖繩県の現状についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

少し前の調査になるんですけれども、国が平成27年度に実施しました、育児と介護のダブルケアの実態に関する調査によりますと、15歳以上の人口に占めるダブルケアを行う者の割合は、全国では0.2%、沖

縄県では0.5%となっておりまして、全国と比較して0.3ポイント高くなっております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今、部長が答弁されたものは2016年に公表された内閣府の実態調査のデータだと思いますけれども、その中でもやはりこのダブルケアの状況というのは、沖縄が最も数値が悪いという状況でありますけれども、この実態調査を受けて本県はどのような対応を行ったのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

子育てと介護が重なる時期においては、特に当事者の負担軽減のための支援が必要であると考えております。そのため県では、市町村と連携をしまして、ダブルケアの家庭も含めまして、育児支援を行いますファミリー・サポート・センター事業であるとか、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で預かる一時預かり事業というのがございます。こういった事業を通して支援をしているところがございます。また、介護につきましては、介護者の身体的・精神的負担の軽減にも資する地域密着型サービスの整備や介護実習・普及センター等において家族支援のための講座等を実施しております。

県としましては、関係機関と連携を密にしながら、育児と介護に係る負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ありがとうございます。

他県では、自治体によってこのダブルケアの専門の窓口を設けているところもあります。要は、その窓口に行けばワンストップでサービスが受けられるということですね。そういった状況でありますけれども、本県の市町村の現状と今後の対応についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 現在、ダブルケアに関する専用相談窓口を設置している市町村は県内にはございませんが、子育て世代に対して育児に関する相談や助言、情報提供等の援助を行う地域子育て支援拠点については令和4年度に28市町村92か所に設置をしているところでございます。また、介護においては、地域包括支援センターにおいて、ダブルケアを含めた総合的な相談に対応しているところでございます。ダブルケアを行っている方は、育児や介護以外の課題を抱えているという場合も多いというふうに考え

られますので、県としましては、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制により、受け止める重層的支援体制の整備が進められよう、市町村を支援してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今部長が紹介されたみたいに、一つの窓口で全て完結するっていうのはなかなか難しいのが多分市町村の現状だと思いますけれども、包括的なそういった相談に対応できるような体制っていうのをぜひ沖縄県が主導して進めていただければと思います。

続いて、障害者雇用の現状についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

沖縄労働局によりますと、令和5年の本県民間企業の障害者実雇用率は3.24%で、法定雇用率の2.3%を大きく上回り、全国1位となっております。県の知事部局、病院事業局、企業局、警察本部、議会事務局の5機関合計の障害者実雇用率は2.97%で、法定雇用率の2.6%を上回っております。また、県教育委員会の障害者実雇用率は1.82%で、法定雇用率の2.5%を下回っております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今部長から紹介していただいたように、民間では3.24%ということで、全国で比較しても断トツでトップなんです。これすばらしいことだと思います。ただ、民間では、次年度から法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられて、令和8年度からは2.7%へと段階的に引き上げられます。沖縄県は3.24%あるので、既に達成している状況なんですけれども、国及び地方公共団体では、3%に法定雇用率が引き上げられます。厚労省では毎年この障害者雇用状況の集計結果を公表していますが、先ほど申し上げましたように、都道府県別の実雇用状況等も公表されていて、先ほど申し上げましたように沖縄県がトップだということですが、これは何か要因というのはあるのかということと、この推移というのを教えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

本県の民間企業の障害者実雇用率が高い主な要因としましては、国や県、経済団体等が連携し、障害者の合同企業説明会や障害者雇用フォーラムの開催等により、県民や企業の障害者雇用への理解が促進されたこ

などが挙げられます。また、ハローワークと就労支援機関等が連携し、障害者や企業に対する支援体制が取られていることなど、複合的な要因があると考えております。あと、順位の推移でございますが、本県の民間企業の障害者実雇用率は、平成30年に全国1位となって以降、令和元年から令和3年までは全国2位、令和4年から再び全国1位となっており、全国と比較して高い順位を維持しているという状況でございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 県の取組もやはり大きいと思いますので、引き続きこの障害者雇用率——法定雇用率ですね。上回るような、そういった取組を進めて、障害者の皆さんの働く意欲といいますか、働く実感というのを高めてもらえるような取組を進めていただきたいと思います。

それでは続いて、離島振興についてでございます。

社人研の将来推計人口に対する見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、沖縄県の人口は、2050年までに5.2%減少すると推計されております。特に、離島地域においては減少率が高いことから、県としては強い危機感を持っているところであります。このため県では、沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画において、離島・過疎地域における人口減少、高齢化等の実情と課題を踏まえ、定住条件の整備やデジタル技術の活用等による条件不利性の克服に向けた取組を推進することとしております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 自治体によっては、コミュニティが成り立たなくなるようなことも予想されるぐらい深刻な状況だと思います。関係人口を増やすだけでは、根本的な部分は解決しないと思っております。関係自治体や有識者とのような議論が行われているのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 県では、離島における人口減少や少子高齢化などに対応するため、令和4年8月に離島振興計画を策定したところです。離島振興計画の策定に当たっては、離島市町村や有識者などからの意見聴取を行っており、意見聴取においては、医療、福

祉、介護などを担う人材の確保・育成、住宅の整備・供給の促進、テレワークを含む雇用機会の拡大等など、幅広い分野にわたって意見がありました。離島振興計画では、これらの意見を踏まえ、離島振興に関する課題を整理しております。

県としましては、今後も離島市町村や有識者との意見交換を行いながら離島振興計画に基づき、定住条件の整備や産業振興などに取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ありがとうございます。

離島に住み続けるというのは、やっぱり定住条件の整備も当然必要ですけれども、その中では当然、御自分の仕事もちろんそうだし、健康というのも一つの大きな要件になると思うんですけれども、この小規模離島において、専門科医療の受診状況はどうなっていますでしょうか、お伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

県では、専門診療科の受診が困難な離島において、専門医による巡回診療を実施しております。令和4年度の実績については派遣日数96日、受診者数1192名となっており、今年度は20の離島診療所を対象として、耳鼻科、眼科、整形外科、皮膚科を開設して巡回を行っております。また、離島の住民の方が島外の医療機関に通う場合の通院の交通費及び宿泊費に助成を行う離島市町村に対し、県がその費用の一部を補助する離島患者等通院費支援事業も現在実施をしておりますので、引き続き、この事業の維持・拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 離島医療は、年々充実してきていて、大分進歩は見られるんですね。その点は県の努力を大きく評価いたします。しかしまだ、一方で足りてない部分というのも当然あるわけで、その中の一つが歯科だと思うんですけれども、歯科の治療が受けられない離島はまず全体の何割か、また専門科医療を受診するために支出する渡航費は集計したことがあるのかどうかをお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 県内の有人離島38ございますけれども、現在歯科診療所を有しているのが14となっております。歯科治療が受けられない離島は24ということになりますので、63%というふうになります。それから、渡航費の集計ということは特に歯

科については離島患者等支援事業でも集計はまだしたことがございませんが、座間味村あるいは与那国町等の離島から沖縄本島に通院する場合は、やはり交通費がかなりかかるというふうな状況であるとは認識しているところです。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 歯科に関しても、大分整備はされてきているとは思いますが。大体小規模離島だと、診療所の隣に整備されているというケースが結構あるんですけども、ただ、まだ整備されていないところもありますので、そういった島の場合にはやっぱり船で、例えば八重山だったら、竹富町の歯科がないところは石垣島に行くわけですね。そういったところは、竹富町が独自でそういった渡航費の支援をやっているんですけども、月1回とかですか、自主財源でやっているんですね。竹富町とか非常に努力していて、そういった努力をしている自治体もあるわけですね。この中小規模の離島に移住する際の心配の一つとして、やはり医療体制の整備というのがありますけれども、このどの島の住民でもひとしく安心して医療が受けられる体制をつくるというのは当然でありますけれども、この離島患者等支援事業補助金というのがありますが、この対象範囲を拡大して、さらに離島の方でも本島に住んでいる方と同じような医療サービスが受けられるような、そういった体制をつくるべきではないかと思うんですが、見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

離島患者等通院費支援事業、これは平成28年度から沖縄県のほう取り組んでおります。今、18市町村が対象で、17市町村が活用している状況ですが、毎年担当の市町村と会議を行って、始めた当初よりもその市町村の要望によって、その対象疾患を拡充したり、あるいは付添いの人を1人認めるようにしたりというふうに柔軟に対応しているところがございます。また今年度も市町村の要望を聞きながら、県が市町村に補助するような形になっていますので、市町村が必要な疾患ということであれば、それに県も柔軟に対応できるような形でこれまで拡充してきておりますので、それぞれまた意見を聞いて検討を進めていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 沖縄県も大分努力して、どんどんこの体制というのはよくなってきておりますので、引き続きそういった小規模離島を抱える市町村からの

要望を聞いて、手厚くというか、どの地域でも安心してこの医療が受けられるような体制というのを構築していただければと思います。

続きまして、工芸振興についてでございます。

伝統工芸品の産業規模及び従事者の推移についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

沖縄県が実施する工芸産業実態調査によりますと、本県の工芸産業生産額は、10年前の平成24年度は36億4000万円、令和3年度は23億7000万円で、約35%の減少となっております。また、本県の工芸産業従事者数は、10年前の平成24年度は1857人、令和3年度は1432人で、約23%の減少となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 額にしても、従事者にしても、かなり減っているというのが分かりました。もちろんコロナの影響というのものもあるかとは思いますが、実際このコロナ禍は大体三、四年続きましたけれども、どのような影響があつて、沖縄県としてどういった対策を取ったのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

コロナ禍におきましては、行動制限等に伴う入域観光客数の減少や、展示販売会等のイベントの中止などにより、営業や販売機会の損失などの影響がございました。そのような状況の中、例年東京で開催している展示会に変わるオンライン工芸展の開催や、ライブ配信による工芸産地ツアーの実施など、インターネットを活用した事業展開を図り、県内工芸品の需要拡大や認知度向上に取り組んできたところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 伝統工芸産業というのは、外的要因にやはり左右されやすい部分があるかと思えます。これ沖縄県独自のECサイトなどを構築するなど、平時から足腰の強い産業にするための取組が必要なんじゃないかというふうに思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

工芸産業の振興につきましては、伝統的な技術、技法の継承と併せ、稼ぐ力を高め、足腰の強い産業として自立的発展を目指していくことも重要であると認識しております。そのため県では、工芸事業者等の経営

基盤の強化や人材育成に取り組むとともに、現代の生活様式になじみやすい商品開発や販路開拓支援に取り組むことにより、外的要因に左右されない強い工芸産業を目指しているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 その工芸従事者等をサポートする、またそういった工芸従事者を育成するという目的で、おきなわ工芸の杜が造られていますけれども、このおきなわ工芸の杜の来館者数の推移についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

おきなわ工芸の杜の来館者数は、供用が開始された令和4年度は延べ3万3296人、令和5年度は1月末時点で既に約40%増加の、延べ4万6813人となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 1年で大分来館者数も増えて、認知度も高まってきたかなと思いますけれども、ただ、この沖縄に観光に来る方たち、また県民の皆さんにまだまだ認知度が低いのかなと思っておりますが、この来館者を増やす取組として、現在どういった広報活動を行っているのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

おきなわ工芸の杜では、工芸の杜まつりや夏の工芸ものづくり体験などのイベントを企画・開催するほか、体験工房におけるワークショップの実施などにより、来館者数の増加に努めているところでございます。また、外部主催者によるイベント誘致も行っており、活用実績は増加傾向にあります。広報活動につきましては、工芸の杜ホームページやSNSを活用し、沖縄工芸の紹介やイベント等の情報を随時発信するほか、ホームページを多言語対応とするなど、周知広報を強化しているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 工芸の杜の役割の一つとして人材育成がありますけれども、現在どのような取組によって人材を増やそうとしているのか。沖縄と同様に伝統工芸が盛んな石川県の金沢市に以前視察に行ったときに、金沢では行政がこの職人を育てようということで、月12万だったり、10万とか給付をして、この職人を育てるといった取組をしていて、僕たちは沖縄か

らこの金沢に行ったんですけれども、そこで学んでいたのが沖縄の子だったんですよ。要は、沖縄でそういったところがあれば、給付をして職人を育てるような仕組みがあれば、わざわざ金沢まで行く必要もないわけで、そういった何かちょっと恥ずかしい思いもしたんですけれども。できればこの沖縄で今職人が減っている状況、先ほど23%減って言ってましたけれども、そういった減っている状況でもお金を出してしっかりと職人を育てるといった取組があれば、まだまだ職人は増えていくと思いますし、興味を持っていただくことも当然多くなりますし、裾野が広がると思うんですけれども、沖縄でも金沢のような取組ができないのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

おきなわ工芸の杜におきましては、入居する工芸振興センターが実施する専門分野ごとの研修や技術支援等に加え、工芸従事者の自己プロデュース力を強化する本県独自の研修事業など、新たな人材育成にも取り組んでいるところでございます。また、企業支援としての貸し工房や、生活活動のための共同工房等も整備し、起業促進や交流の機会を通して人材の育成につながっております。また、先ほど議員からお話のありました金沢市の件ですが、本県では金沢市のような奨励金給付の取組というものはございませんが、おきなわ工芸の杜を拠点に、工芸振興センターや各工芸産地組合等々とも連携を図りながら、技術・技法の習得に取り組むとともに、経営に関する知識等の習得を促進するなど、本県工芸産業を担う多様な人材育成の取組の強化に努めているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 伝統工芸産業は、やはり沖縄の産業の中でも大事な部分だと思いますので、まずその工芸に従事されている方たちからのニーズというのもしっかり把握しながら、意見交換しながら足腰の強い、この伝統工芸産業をつくっていただければと思います。

続きまして、交通インフラ整備についてです。

現在、那覇市では、独自で那覇市LRT事業というのが進められておりますけれども、県との連携状況についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

那覇市では、那覇市地域公共交通網形成計画において、基幹的公共交通としてLRTを位置づけ、導入に

向けて取り組んでおります。令和4年度には、L R T整備計画素案が作成され、当該素案の公開に向けて現在関係機関との調整が行われているところです。令和5年5月に開催された那覇市都市交通協議会幹事会には、県の関係部局も委員として参画し、整備計画素案に係る協議を行っております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今、県も関わっているということでしたけれども、そもそもこのL R T事業というのは県が主導していくものでしょうか。それとも、那覇市が進めることが適切なのか、見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

L R Tは、まちづくりを一体的に進めるために有効な都市内交通とされ、宇都宮市や富山市等、他県では市が主体となって整備しており、現状のとおり那覇市において進めるものと認識しております。L R Tの導入に当たっては、周辺市町村から那覇市へ流入する自動車の公共交通への利用転換などの渋滞対策が課題となります。

県としましては、県が設置した南部圏域の市町村連携交通会議において、那覇市L R Tと広域フィーダー交通との接続性の向上について協議し、交通渋滞の解消等につながるよう市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 新・沖縄21世紀ビジョンや沖縄県地域公共交通計画では、L R Tはどのように位置づけられているのでしょうか。先行している那覇市や与那原町——与那原町はもう既に宇都宮に視察も行っているみたいですが、早急にそういった自治体と政策のすり合わせが必要だと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、L R Tなど様々なシステムの導入検討等を含め、市町村と連携して地域にふさわしい広域的な公共交通ネットワーク形成に向けた取組を推進するとしております。また、沖縄県地域公共交通計画では、地域における新たな公共交通システムの導入可能性の検討を位置づけております。一方、那覇市においては、令和7年度末までのL R T整備計画策定を目指して取り組んでおり、与那

原町では、地域総合交通戦略に位置づけ、L R T等の導入可能性についての検討を行っているものと承知しております。県は、両市町の交通会議等に委員として参加し、調整等を行うほか、南部圏域の市町村連携交通会議において、参加自治体の政策についても意見交換するとともに、他県の先進事例等を踏まえた同圏域の最適な公共交通システム導入の課題等を整理、共有し、市町村と共同で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 引き続き、関係自治体と丁寧な政策のすり合わせというのをお願いしたいと思っております。

次ですけれども、那覇都市圏——これ、ごめんなさい、僕が那覇の出身なので、那覇都市圏としていますが、中南部都市圏でも結構ですが、この交通渋滞における逸失利益についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 内閣府沖縄総合事務局において行った試算から推計すると、本島中南部地域の逸失利益は年間約1234億円となっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 渋滞損失時間を給与に換算すると、1人当たり年間9万8000円。県全体では、年間約1455億円に相当するということです。先ほど部長から答弁いただきましたが、中南部では、1234億円ということで、6割、7割ぐらいは——7割、8割ですかね、ぐらいに相当しますけれども、そういった数字からも県民への影響っていうのは甚大ですけれども、一方でビジネスや観光で本県を訪れる方々への影響も懸念されるわけです。そういった意味では、早急に対策を講じる必要があると思うんですが、知事の見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県では、市町村を超えた広域における県民等の移動手手段の確保、維持、充実などを図ることを目的に、国、市町村、交通事業者、利用者団体等で構成する沖縄県地域公共交通協議会を設置しています。今年度末までに、マイカーに依存しない社会の構築に向かって、まちづくりや福祉の観点も取り入れながら、総合的な陸上交通を議論した上で、今年度末までに沖縄県地域公共交通計画を策定するということになっております。そこで、やはり今、時間、経済においての問題は、交通渋滞の問題であるということ、その渋滞をどう解消・緩和していくかという

ことは、非常に大きなテーマでもあります。ですから、観光客の移動の利便性を図ることと県民の移動の利便性は、やっぱり相まって取り組まなければならないと思います。渋滞問題の解消、環境負荷の低減、そして当然持続可能な公共交通の在り方というもの、これからしっかりと審議をし、総合的に取り組んで行く必要があるだろうというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 ぜひ、総合的かつスピーディーに、この問題に取り組んでいただきたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、総合事務局の試算で年間1455億。とてつもない数字です。逸失利益です。本来だったら、その時間、仕事なりレジャーなり、様々なところで経済的な活動ができる中で、その時間を損しているということですから、ぜひ早急にスピーディーに対応していただければと思います。

それでは、最後に子育て・教育行政についてでございます。

(1)、本県の障害児保育の現状と課題についてお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

令和4年度において、県内の保育所等では1827人の障害児を受け入れており、その支援のために834人の保育士を加配しております。障害児保育については、市町村における必要な財政支援と適切な職員配置が課題となっております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 今、部長からもありましたけれども、課題としては、適正な人員配置ということでありましたけれども、この第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画の現状と課題の部分で、障害児保育に要する経費は、地方交付税措置されているが、市町村によって実施状況にばらつきがあるというふうに指摘されていますけれども、実際にどういったばらつきが生じているのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

令和5年度の各市町村における加配保育士1人を配置するための補助基準額を確認しましたところ、支援する障害児の数や障害の程度、または従事する時間等が違いますので、単純比較にはならないかもしれませんが、月額13万円から25万円と市町村ごとに異なっ

ております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 市町村ごとに大分ばらつきがあります。計画の中では、今後の取組として、「保育所における障害児保育が適切に実施されるためには、市町村からの財政支援等が必要であることから、県は、市町村へ助言等を行ってまいります。」としていますけれども、県は具体的に市町村にどのような助言を行ってきたのかということと、あと、またその助言によって実際どのような効果があったのかをお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県では、障害により配慮が必要な子供への適切な支援が図られるように、市町村保育主管課長説明会の場などを活用しまして、地方交付税の趣旨と適切な財源の確保について周知を図ってきたところでございます。また、各市町村における障害児保育に係る支援策を取りまとめて、各市町村担当者が障害児保育施策の充実のために財政当局との予算折衝の資料として活用できるよう、共有を図ったところでございます。効果というのは、なかなか測りかねるものではございますが、市町村において、この趣旨や認識というのが深められたのではないかとこのように考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 沖縄県としては、様々な取組を、助言をされているわけですが、総務部長、地方交付税の考え方として、地方公共団体間の財政の不均衡を調整して、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供するように財源を保障するものだというのが、地方交付税の目的であるというふうに思いますけれども、その認識で合っていますでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 普通公共団体が行政活動を行うに当たって、まず市町村である場合、10万人単位の市町村という設定をして、その場合に一般財源がどのぐらい必要であるかという算定をして、それを基に各市町村に配分することになりますが、各市町村それぞれ状況が異なるところがありますので、その場合は、補正ということで加算したり、あるいは増額したりして算定されているものでございます。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 いわゆる補正をして、調整をして、基本的な行政サービスが受けられるような形で措置しているのが地方交付税だと思いますけれども、た

だ、今沖縄県が各市町村の課長宛てに算定方法の改正についてということで、令和3年にも出していますけれども、障害を持っているお子さん1人に対して、150万円が地方交付税措置されているんだけど、なかなか全ての市町村で同じように行政サービス、保育サービスが行われていないと、先ほどばらつきがあるという状況もありました。これ地方交付税措置はされていますけれども、一方で地方交付税の条文を見ると、「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」というふうにも書いてあるわけですね。要は、各自治体の意向が尊重されるってということで、なかなかこの用途に関して、交付税措置されているからこの満額150万を、各保育園なり、各自治体は必ず保障しなさいということは、要はできないわけです。それを指示することもできないわけですよ。ただ、だからといって、このままほっておいていいわけでもないです。なので、明らかに制度的な欠陥があるというふうに思いますけれども、先ほど部長からもありましたけれども、既に県は、この問題点というのは市町村における適切な財政措置だと認識していますけれども、やはりこれは助言だけで解決する問題ではないと思います。さらに踏み込んだ対応が必要だと考えます。例えば、沖縄県から直接この各市町村の声として地方交付税の在り方を見直す提言をしてみるとか、様々な方法があると思いますけれども、その見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県では、市町村が実施する障害児保育を支援するために、沖縄振興特別推進交付金を活用しまして、障害のある児童の円滑な受入れ及び担当保育士の負担軽減を図るために、障害児保育支援員を配置するその支援をしているところでございます。現在6市町44施設において74人を配置しているところでございます。こういった支援とあわせまして、また県としましては、障害児保育に係る適切な職員配置のための安定し

た財源を確保するために、市町村に引き続き周知を図ってまいりますとともに、全国知事会を通して、国に対して必要な財政的支援の拡充を要望してまいりますと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 地方公共団体の意見申出制度というのが毎年行われていますので、そこもしっかり活用しながら、市町村とも連携して進めていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後8時32分休憩

午後8時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

当山勝利議員。

○当山 勝利 議員 今後の本会議の運営について、議会運営委員会のほうで協議していただきたいので、休憩を求めます。

○赤嶺 昇 議長 今後の本会議の運営について協議するため、議会運営委員会を開催するので、暫時休憩をいたします。

午後8時33分休憩

午後8時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の会議は、都合により延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 次会は、明3月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は追って通知いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後8時42分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

副 議 長 照 屋 守 之

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年3月1日

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

令和6年3月1日（金曜日）午前10時開議

議事日程第8号

令和6年3月1日（金曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

- 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和6年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和6年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和6年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）
- 甲第26号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第2号）
- 甲第28号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）

- 甲第32号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第33号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 甲第34号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第37号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 甲第38号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例
- 乙第14号議案 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 乙第15号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 乙第26号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 乙第27号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第28号議案 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例
- 乙第29号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例
- 乙第30号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

- 乙第31号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第34号議案 財産の処分について
 乙第35号議案 訴えの提起について
 乙第36号議案 訴えの提起について
 乙第37号議案 訴えの提起について
 乙第38号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第39号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第40号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第41号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 乙第42号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第43号議案 専決処分の承認について

予算特別委員会の設置

予算特別委員会委員の選任

出席議員 (47名)

44番	赤嶺昇	議長	24番	玉城武光	議員
1番	島袋恵祐	議員	25番	比嘉瑞己	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	平良昭一	議員
3番	國仲昌二	議員	27番	仲村未央	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	玉城ノブ子	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	38番	西銘純恵	議員
14番	次呂久成崇	議員	39番	渡久地修	議員
15番	新垣光荣	議員	40番	仲宗根悟	議員
16番	山里将雄	議員	41番	崎山嗣幸	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員
23番	仲村家治	議員			

欠席議員 (1名)

30番 照屋守之 副議長

説明のため出席した者の職、氏名

玉 城 デニー	知 事	宮 城 嗣 吉	文化観光スポーツ部長
照 屋 義 実	副 知 事	前 川 智 宏	土 木 建 築 部 長
池 田 竹 州	副 知 事	松 田 了	企 業 局 長
島 袋 芳 敬	政 策 調 整 監	本 竹 秀 光	病 院 事 業 局 長
溜 政 仁	知 事 公 室 長	名 渡 山 晶 子	会 計 管 理 者
宮 城 力	総 務 部 長	金 城 康 司	総 務 部 財 政 統 括 監
金 城 敦	企 画 部 長	半 嶺 満	教 育 長
多良問 一 弘	環 境 部 長	鎌 谷 陽 之	警 察 本 部 長
宮 平 道 子	子 ども 生 活 福 祉 部 長	下 地 誠	労 働 委 員 会 事 務 局 長
糸 数 公	保 健 医 療 部 長	茂 太 強	人 事 委 員 会 事 務 局 長
前 門 尚 美	農 林 水 産 部 長	安 慶 名 均	代 表 監 査 委 員
松 永 享	商 工 労 働 部 長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子	議 会 事 務 局 長	儀 間 俊 江	課 長 補 佐
前 田 敦 次	長	宮 城 亮	主 幹
中 村 守	議 事 課 長	比 嘉 太 一	主 任

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第38号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、この際、申し上げます。

昨日の会議は、都合により國仲昌二議員及び上里善清議員の一般質問及び議案に対する質疑を残したまま延会いたしました。

よって、本日の一般質問及び議案に対する質疑は、國仲昌二議員から質問を行うことといたします。

國仲昌二議員。

(國仲昌二 議員登壇)

○國仲 昌二 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時1分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○國仲 昌二 議員 おはようございます。

本日のトップバッター、会派おきなわ新風、宮古選出の國仲昌二です。

まずは宮古の方言、ミャークフツで御挨拶いたします。

シーナ ゴーカー ウランマ 皆さん、御機嫌いかがでしょうか。

一般質問最終日となりました。ブガリーブガリ ウ

ズパズヤースガ 皆さん、大変お疲れだとは思いますが、バガ パナスーマイ ツキフィーサマチヨー 私の一般質問にもお付き合いよろしくお願ひします。

それでは、質問に入ります。

1、国による代執行について。

昨年12月28日に、国土交通省は沖縄県に代わって辺野古の埋立工事を承認する承認書を沖縄防衛局に交付する代執行を行い、これを受けて防衛省は今年1月10日に代執行による辺野古埋立工事に着手しました。知事の見解を伺います。

2、重要土地等調査法について。

昨年12月に、内閣府から県に対し重要土地等調査法に基づく区域図案が示され、県は1月31日までに意見書を提出したと聞いていますが、意見の内容を伺います。

3、国民保護共同図上訓練について。

令和4年度に実施した先島諸島から九州への避難のための交通手段の確保などの認識共有を図った訓練を踏まえ、令和5年度は交通手段の確保のさらなる具体化、要配慮者の避難手順の検討などを目的として訓練を実施したとのことですが、具体的な成果を伺います。

4、安保関連3文書について。

令和4年12月に、いわゆる安保関連3文書が閣議決定され、政府による南西諸島への軍備強化が前のめりに進められています。特に特定利用いわゆる重要拠点空港・港湾として沖縄の7つの空港と5つの港湾が指定され、インフラ整備を急ぐとされています。知事

の見解を伺います。

7、宮古関連について。

(1)、離島振興について。

県政運営方針において、離島振興なくして沖縄の振興なしという考え方の下、県政の最重要課題として取り組むとしております。令和6年度に向けた離島振興における知事の決意を伺います。

(2)、若者の定住促進への取組について。

宮古島市では新年度から、若者の定住促進策として、公営住宅を活用する事業を始めるとしてしております。県内では宮古島市が初めてだということですが、この事業の展望について県の見解を伺います。

(3)、陸自隊員の宮古神社への組織的参拝について。

去る1月10日、陸上自衛隊宮古島駐屯地司令と幹部隊員20名が、制服着用で公用車を使用して市内の宮古神社を参拝していたことが明らかになりました。その前日の1月9日には陸上幕僚副長ら幹部自衛官数十人が靖国神社を参拝。それについて防衛省が、組織として宗教の礼拝所への参拝を禁止する内部通達に違反する可能性があるとして発表、防衛大臣が、今後、調査し判明した事実に基づき厳正に対処すると述べていました。知事の見解を伺います。

(4)、下地島空港の屋良覚書等の条例化について。

下地島空港を民間航空以外の目的で使用させないとした屋良覚書、西銘確認書の条例化に向けて検討を行っているとのことですが、進捗状況を伺います。

(5)、宮古に配備予定の電子戦部隊について。

防衛省は昨年、全く明らかにしなかった電子戦部隊を唐突に宮古島に配備する方針を公表しました。配備は住民には事後報告で、説明会開催の予定はないとのことです。知事の見解を伺います。

(6)、佐良浜漁港内の無許可建築物について。

県は警告書による建築物の撤去が確認できなかったことから、原状回復を命ずる監督処分を段階を切り上げたとのことですが、今後の県の対応について伺います。

(7)、宮古空港の駐車料の改定について。

宮古空港の駐車料金が30分未満であれば無料になるという条例改正が提案されています。期待される効果等について伺います。

(8)、旧伊良部高校の有償譲渡について。

ア、有償譲渡後の施設活用の見込みについて伺います。

8、我が会派の代表質問との関連について。

平良昭一議員の3、教育行政についての(1)、教員

確保についてに関連して質問します。

教員確保における困難さが指摘される中、給特法による教職調整額もその要因の一つではないかとの指摘があります。教育長の考えを伺います。

喜友名智子議員の5、沖縄振興についての(2)、令和6年度沖縄振興特別事業推進費に関連し質問します。

沖縄振興特別事業推進費は、いわゆるソフト交付金を補完し、その対象事業は①、機動性要件、②、先導性要件または広域性要件を満たすものとされていますが、ソフト交付金との役割の整理は明確になっているのか伺います。

以上、答弁を聞いてから再質問いたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

國仲昌二議員の御質問にお答えいたします。

宮古関連についての御質問の中の7の(1)、離島振興への決意についてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、それぞれの島々の個性豊かな自然環境、歴史、文化等を有しているほか、領海・領空・排他的経済水域の確保など、我が国及び国民の利益の確保と増進に重要な役割を果たしております。一方、離島地域においては、市場規模の不経済性、高コスト構造など、条件不利性に起因する多くの課題が残されており、人口流出や高齢化の要因ともなっております。そのため、離島の振興を図ることは、沖縄県の振興にとって重要であるとの認識の下、離島振興に向けた諸施策に取り組む必要があります。令和6年度予算案においては、概算で前年度に比べ約37億円増となる約634億3000万円の離島振興予算を計上し、離島航路・航空路の運賃の低減、移住の促進、関係人口の創出のほか、自動運転サービスの実証試験など、新技術の導入や物価高への対応を踏まえつつ、各分野にわたって取り組むこととしております。これらの取組を総合的に推進し、引き続き離島振興及び政策課題へ全庁で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 1、変更承認申請承認後の工事着手についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の変更承認申請につ

いて、令和5年12月28日に国土交通大臣が沖縄県知事に代わって承認したことから、沖縄防衛局は、本年1月10日に海上ヤードの工事に着手しております。県は、同日、沖縄防衛局に平成25年の埋立承認書の留意事項に基づく協議を開始する旨文書で通知するとともに、協議が調うまでの間、協議書に示されている施設等に関する工事には着手しないよう求めております。また、海上ヤードの工事に係る環境保全対策等についても協議の対象であると考えていることから、本年1月23日に留意事項に基づく協議が調うまでは、海上ヤードの工事も中止するよう求める文書を発出したところであります。

次に4、特定利用空港・港湾に係る県の見解についてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことであります。現時点において、整備に係る予算計上方法や整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き、国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に7、宮古関連についての(2)、宮古島市における市営住宅の活用についてお答えいたします。

宮古島市においては、地域対応活用計画に基づき、市営住宅の空き家を使用し住宅に困窮する若者の住居を確保することとあります。当該制度は、地域の実情に応じ、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で、目的外使用による弾力的な活用ができる制度となっております。

県としては、地域の実情に対応した公営住宅の効果的な活用について、県内市町村に対し当該事例に係る情報提供等、必要な支援を行ってまいります。

次に同じく7(4)、屋良覚書等の条例化検討の進捗についてお答えいたします。

県では、屋良覚書及び西銘確認書に基づき、下地島空港を人命救助、緊急避難等、特にやむを得ない場合を除き、民間航空機に使用させる方針で管理運営しております。

県としては、引き続き両文書に基づき空港の管理運営を行うとともに、その趣旨をどのように条例へ反映させることができるのか、関係部局と連携し、研究を進めているところであります。

次に同じく7(7)、県管理空港における駐車料改定についてお答えいたします。

宮古空港及び新石垣空港内の道路では、航空機の離

発着が集中する時間帯で、送迎等の路上駐車による混雑が常態化し、空港利用に支障が生じております。那覇空港においては、駐車場内での乗降を促す取組として、30分未満の駐車料を無料としており、混雑緩和に効果があるとのこととあります。30分未満の駐車を無料とすることで、空港を利用する車両の駐車場への駐車を促し、空港内の道路の混雑緩和が図られるものと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 2、重要土地等調査法について、県が提出した意見の内容についてお答えいたします。

県としては、重要土地等調査法に基づく区域の指定に当たっては、米軍基地が集中していることや、極めて強い反対意見があること等、最大限地域の実情を踏まえて対応していただく必要があると考えております。一方、今回示された案は、米軍基地の機能にかかわらず、その周辺の広範な地域が特別注視区域に含まれていること、返還予定の基地周辺が含まれていること等の課題があると考えております。このため、本年1月、注視区域はもとより、特別注視区域も必要最小限度のものとなるよう範囲を見直すこと、基地が返還された場合に速やかに注視区域等の変更ができるよう適切な体制を構築すること等を求める意見書を提出したところです。

次に3、令和5年度国民保護共同図上訓練の成果についてお答えいたします。

去る1月30日に実施した国民保護図上訓練は、特定の事態を想定したものではありませんが、先島諸島からの住民避難に関して、重要な交通手段である航空輸送力について、エアライン各社の御協力の下、さらなる具体化が図られ、要配慮者の避難については、市町村ごとの対象者数の把握や入所施設からの避難の基本的な流れなど一定の成果が得られました。一方、要配慮者の人数の正確な把握や県外への搬送手段の確保など様々な課題を確認いたしました。

県としましては、引き続き、国、市町村、航空事業者や船舶事業者等の指定公共機関など、関係機関と連携し、国民保護に関する検討を進めてまいります。

次に7、宮古関連についての中の(3)、自衛官による神社への集団参拝についてお答えいたします。

昭和49年の防衛事務次官通達では、自衛隊員の宗教的活動について、「神祠、仏堂、その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝することは（中略）厳に慎むべ

きである。」とされております。防衛省は、靖国神社の参拝は、部隊参拝に当たらないとしています。政教分離に反するとの指摘もなされているところです。いずれにしても、自衛隊をはじめ国の機関においては、法令を遵守し、法令の範囲内で活動すべきであることは、当然であると考えております。

同じく7の(5)、宮古島への電子戦部隊配備についてお答えいたします。

昨年8月、防衛省は宮古島市に対し、宮古島駐屯地に電子戦部隊を令和6年度に配備すると説明しておりますが、住民説明会については、現時点で未定とのことです。自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。このため県は、昨年11月の軍転協要請や2月17日の防衛大臣への要請において、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと等を求めたところです。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 7、宮古関連についての(6)、佐良浜漁港内の無許可建築物に係る県の対応についてお答えいたします。

県では、佐良浜漁港の漁港管理者として、建築物の施主に対し速やかに建築物を撤去するよう、勧告書や警告書を発出する等の行政指導を行ってまいりました。しかし、期限までに建築物の撤去等が確認できなかったことから、監督処分段階を切り替え、昨年11月24日に施主に対して弁明の機会を設ける弁明通知書を発出し、12月21日に施主から弁明書の提出がなされたところであります。

県としましては、この弁明書の内容を精査しつつ、法律相談等も踏まえながら、沖縄県漁港管理条例に基づく原状回復を命ずる除去命令の発出等を検討してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 7、宮古関連についての(8)のA、旧伊良部高校の有償譲渡についてお答えいたします。

旧県立伊良部高等学校跡地については、一般競争入札により落札した学校法人中央国際学園と本契約を締結するため本議会へ議案を提出しており、同法人によりますと、来年度以降、校舎等の修繕を行った後、広

域通信制高校の開校を検討しているとのことであります。

続きまして8、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、教員確保が困難な理由についてお答えいたします。

公立学校の教員につきましては、その勤務の特殊性を踏まえて、いわゆる給特法により教職調整額が支給されているところではありますが、現状の教師の勤務実態が給特法制定時とかけ離れていることから、その見直しが必要ではないかという指摘があることは承知しております。また、景気拡大による他業種への流出や長時間労働など、教職イメージの低下等も教員確保が困難な要因として挙げられております。

県教育委員会としましては、引き続き、教員確保に向けた様々な取組を行うとともに、教職員が心身ともに健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 8、我が会派の代表質問との関連についての(2)、沖縄振興特定事業推進費に対する見解についてお答えいたします。

特定事業推進費は、ソフト交付金を補完し、機動性を持って迅速・柔軟に対応すべき市町村や民間事業者の事業に対して、国が補助するものとされております。同推進費については、様々な御意見があることは承知しておりますが、県としては、市町村がソフト交付金と併せて同推進費も効果的に活用し、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げた諸施策の着実な展開が図られるよう、引き続き市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をいたします。

まず、宮古関連についてから再質問は行いたいと思います。

まず、離島振興についてですけれども、やはり離島は離島ならではの不利性がたくさんあります。離島振興なくして沖縄の振興はなしという考えの下で、新年度もしっかりと離島振興に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、若者の定住促進への取組についてですけれども、宮古は今アパートなどの賃貸物件の需要が高く

て、家賃も異常に高騰していて特に若者にその影響が大きく大変な状況です。そうした中で、市営住宅の空き部屋を活用するという今回の取組は、十分ではないにしても評価できると思っております。先ほど、県としてもしっかりと支援していくというようなこともありましたので、しっかりと県としても支援していただきたいと思えます。

それから次に、陸自隊員の宮古神社への組織的な参拝についてですけれども、去る2月15日に複数の市民団体などが政教分離とシビリアンコントロールの原則の堅持を求めるとともに、今回の行動は防衛事務次官通達に抵触して、自衛隊に対する文民統制の原則を破壊するものだと厳しく訴えています。こうした行為は決して容認できないということを強く指摘したいと思えます。

次に、下地島空港の屋良覚書等の条例化についてですけれども、現在、確かに屋良覚書、西銘確認書が一定の歯止めにはなっていると思うんですけれども、識者からは県が条例に屋良覚書を反映させていないために、拘束力がない状況を招いているという指摘がありまして、市民の間では不安が広がっております。この屋良覚書等にしっかりと拘束力を持たせるような条例化を急ぐべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

県では、西銘確認書や屋良覚書に基づき民間航空機を優先して、やむを得ない場合を除いて民間航空機に使用させる方針で管理運営をしているところでございます。これら覚書、確認書の条例化につきましては、関係部局と意見交換を行っているところではございますが、条例化するに当たりまして関係法令との関連などを今研究しているところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 次に、宮古に配備予定の電子戦部隊について伺います。

宮古島に陸自駐屯地や保良弾薬庫を配備するときの説明会では、基地の外では訓練は行わない、訓練も騒音や振動を伴うものではないと説明していましたが、自衛隊が配備されると公道を——公の道ですね。夜間に行軍する訓練、夜間に空砲を用いた訓練、2019年には説明のなかったミサイルを搬入したとして、大騒ぎとなってミサイルを撤去するという事態まで起きました。住民からは事前の説明と違うという不満の声が上がっています。今回はいきなり電子戦部隊の配備が

報道されましたが、防衛省は説明会は開催しないとっております。地元の理解を得ようとしめないこのような国の姿勢は、地元住民にさらに不信感を増幅させます。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 自衛隊の配備につきましては、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるのは議員御案内のとおりであります。昨今のうるま市石川東山の新たな訓練施設の計画についても、唐突なその発表によって様々な市民の不安をまおり、結果的に多くの方々からその施設の建設は反対だという声が上がっています。ですから、宮古島のこの電子戦部隊についても国においてはやはり丁寧に住民に説明をし、我が国の安全保障については住民の理解なくして安定的な運営はできないということの基本的な認識を共有していただきながら、ぜひ十分な理解が得られるよう、これからも丁寧に説明を行うことを求めてまいりたいというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 次に、佐良浜漁港内の無許可建築物についてですけれども、法的な手続にのっとりて毅然と進めていただきたいということを要望します。

あと、宮古空港の駐車料改定ですけれども、30分未満の無料化でかなり空港の混雑が緩和されて利便性が高まるというふうに期待したいと思えます。

旧伊良部高校の有償譲渡についてですけれども、その利活用については、宮古島市あるいは地元とも話し合ってしっかりと有意義な利活用ができるように取り組んでいただきたいと思えます。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○國仲 昌二 議員 次に、給特法による教職調整額についてですけれども、政府内ではその調整額を増やしてはどうかという議論もあるようですけれども、現場の教育職員からはそもそもこの給特法を廃止しなければ、現状は変わらないという声が上がっています。教育長の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 議員からお話がありましたとおり、国においては令和4年度に実施した教員勤務実態調査結果を踏まえて、学校における働き方改革、処遇の改善、学校の指導、運営体制の自立を一体的に進

めるとともに、給特法の見直しも検討されているところであります。

県教育委員会としましても、全国都道府県教育長協議会等を通して教職調整額の見直し及び必要な財源措置について、今国に要望しているところであります。また、今後しっかりその在り方についても協議会等で議論を深めていきたいというふうに考えております。引き続き、国の動向を注視しつつ、教職員の働き方改革を進めてまいりたいというふうに思います。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 次行きます。

沖縄振興特別事業推進費についてですけれども、これについては県の主体性を尊重する沖振法の理念と真逆ではないか、あるいは県と市町村の間に分断を持ち込むのではないか、あるいは一括交付金やそれらの事業との間での役割の整理等も明確にされていないのではないかなど、多くの問題をはらんでいるということを指摘したいと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○國仲 昌二 議員 次に、国による代執行についてですけれども、昨年12月20日に県に承認せよとした高裁判決には、様々な指摘があります。まず、公益の捉え方ですけれども、県民の民意や環境への負荷など幅広く公益を考えるべきという県の主張に対して、判決は、考慮するものとは言いがたいと退けました。そして県が承認しなければ、普天間の危険性除去が大幅に遅れるとして、社会公共の利益を害するとしております。普天間の危険性除去の遅れが、真の公益とも言える県民の民意を越えるほど社会公共の利益を害するのであれば、即刻普天間基地を閉鎖・撤去すべきだと考えます。

次に指摘されるのが、代執行以外の方法で是正できるかどうかについてです。代執行手続は、国との関係が対等である地方公共団体の長の判断を直接否定するものなので、あらゆる方法を検討した上でほかに方法がない場合のみ執行できるものと解されていますが、今回の判決では、県の求める対話による解決法は代替案には当たらないと退けました。この判決からは、国と地方が対立したときには、国が国策を一方的に押しつけることにお墨つきを与えるという危うさが浮き彫りになりました。まさに、憲法で定める地方自治の崩壊だと考えます。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 昨年10月30日、福岡高等裁判所那覇支部において、私が直接口頭弁論を行いました。その内容の概要を申し上げますと、まず1つ目は、あらゆる紛争を解決するための基本的な方法としての対話は、憲法の基本原理である民主主義の理念からも極めて重要であり、辺野古新基地建設問題の解決に向けた国と沖縄県との対話が必要であるにもかかわらず、対話をせず代執行することは認められないことを申し上げました。2つ目には、普天間飛行場の危険性の除去や周辺住民の生活環境の改善は極めて重要な課題であり、国において最優先事項として取り組む義務があるが、その方策として辺野古が唯一とすることには必要性や合理性は認められないこと。そして3つ目は、凄惨な沖縄戦を経験し、米軍による統治と本土復帰を経て今日に至るまで基地被害にさらされてきた県民は、県外移設の選択肢を排除してきた国の姿勢を見てきたからこそ辺野古新基地建設に反対し、憲法が定める地方自治の本旨や国と地方が対等・協力の関係であるとされた地方分権改革の趣旨からも辺野古新基地建設に反対する多くの県民の民意が公益とされなければならないことの3点について申し上げました。この考えは、やはり多くの県民にとって揺るがない、これからの沖縄の振興にとっても非常に重要な点であるということを改めて申し上げなければならないと思っております。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 次に、代執行による辺野古埋立工事についてです。

埋立工事は5年が経過しましたが、進捗は僅か16%。これから残り84%の工事を今後8年で完了できるのかというのが今国会の衆議院予算委員会で取り上げられました。水深1メートルから3メートルを埋め立てたこの5年間の工事の進捗ペースで行けば、完成まで30年以上かかると指摘して、8年間で完了するには現在の3倍も速いペースで工事を進める必要があるとのこと。これから90メートルの軟弱地盤を含む海域で、7万本もの砂ぐいを打ち込む世界トップクラスの難工事に入ります。当然工事の進捗はペースダウンするはず。もしかしたら工事期間は50年以上になるかもしれないとの発言もありました。また、事業費についても青天井だとして懸念を示しています。当初計画では約3500億円でしたが、現在は約9300億円。今工事は16%しか進んでいないのに、支出は既に4312億円です。単純計算で言えば、総事業費が2兆7000億円になります。しかもこれから軟弱地盤を含む

海域に入るわけで、これまで以上の難工事は事業費もかさんでいくでしょう。そうなると、どれだけ事業費が膨れ上がるのか皆目見当が付きません。こういった工事を進めることが許されるのか。国民の理解は得られないのではないかと思います。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをします。

まず事業費についてでございますが、これまでの支出済額は4312億円と議員の御発言のとおりでございます。しかしながら、近年の資材高騰や埋立ての進捗状況等を踏まえまると、事業費はさらに上昇することが想定されているところでございます。また、軟弱地盤の改良工事でございますが、砂ぐいの打ち込み深度がこれまでに国内で実績のある深度よりもさらに深い深度ということで作業船の改造を必要とするなど、国内に前例がない工事となっているというところを認識しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 次に、重要土地等調査法について伺います。

国に意見を出したということですが、この法律は、法律の立法事実などに深刻な憲法上の問題を抱えていると指摘されております。この法律について政府は、防衛関係施設等の周辺や国境離島等での外国資本による土地の買収があり、周辺住民に不安が広がっている。全国各地の地方公共団体からも意見書も提出されていると、その必要性について述べていたけれども、その後、そのような意見書は提出されていないこと、あるいは機能を阻害する行為などの事実は確認されていない旨の答弁がありました。法律の必要性、立法事実がないのに国民、市民の権利を制約して義務を課すものであり、憲法に違反するのではないかと指摘であります。また、この法律は、規制対象となる区域、調査の範囲、勧告・命令の対象となる行為などの条文上の文言が不明確で、行政に丸投げしております。こんな丸投げ、白紙委任は憲法上許されないという指摘もあります。特に、土地等利用状況調査において調査の範囲が全く明確にされておらず、条文上は何らの制限もありませんので、政令の定め次第で調査が利用者などの思想信条、プライバシー等にまで及ぶ可能性も否定できません。こうした法律の下で、県内の各地域において、注視区域、特別注視区域への指定、指定候補が次々と明らかになっており、非常に懸念される所です。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

今回示された区域案は、米軍基地の機能にかかわらず、その周辺の広範な地域が特別注視区域に含まれていることなどの課題があると考えております。また、重要土地等調査法については、国民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権などの人権が過度に制限されるおそれがあるなど、様々な問題が指摘されております。そのため、県は、注視区域はもとより、特別注視区域も必要最小限度のものとなるよう見直すことや、国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意するなどの方針を厳格に遵守することなどを求めています。

県としては、県民の人権や行動が過度に制限されることはあってはならないと考えており、引き続き同法の運用を注視してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 國仲昌二議員。

○國仲 昌二 議員 次に、国民保護共同図上訓練について伺います。

最近、先島地区の住民を九州などに避難させる計画について盛んに報道されております。しかし当事者である住民は何にも知らされておらず、地元の新聞を見てみんなびっくりしています。この報道によれば、台湾有事に備えてということなんですけれども、なぜ先島地区が優先されなければならないのか。もし、台湾有事となった場合に真っ先に攻撃を受けるのは、多くの米軍基地を抱える沖縄本島が想定されます。ですから、沖縄本島の住民の安全を考えなくてはならないはずなんです。そうするとどうなるか。防衛ジャーナリストのハンダシゲルさんによると、沖縄県民146万人を非難させるには、政府の図上訓練では73日間かかるとのこと。また、146万人をどこが受け入れるのかも問題です。こう考えると、県民全員を避難させる現実的な計画など不可能だと言わざるを得ません。とりあえず計画策定可能な小規模自治体の避難計画を公表して、住民の不安をあおり、軍備強化を進めたいという政府の本音が透けて見えるようです。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県としましては、国際情勢の厳しさが増し複雑化していく中、引き続き政府に対し平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成の取組を求めているところでございます。一方、万が一の場合に備えて、国民保護に関する対処能力の向上を図ることは重要と考えております。住民避難につきましては、島に残りたいとか、有事の想定よりも平和的な外交に力を注ぐべきだ

といった不安の声も上がっていると伺っております。国民保護の住民避難については、国において地域の方々の懸念を払拭するための丁寧な説明と十分な協議が必要と考えております。

県としましては、国に対し地元の声を伝えるとともに、引き続き国、市町村、指定公共機関などと連携し検討を進めてまいりたいと考えております

以上です。

○赤嶺 昇 議長 国仲昌二議員。

○国仲 昌二 議員 次、特定利用空港・港湾についてですけれども、先ほどの答弁で予算計上方法に不明な点が残されておりと答弁しておりますけれども、具体的な不明な点を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 政府関係者の説明によりますと、沖縄振興予算を活用する予定であるが、その計上方法など詳細については決まっていないというふうに説明を受けているところでございます。したがって、その沖縄振興事業の他の事業への影響等が現時点では不明というところでございます。

○赤嶺 昇 議長 国仲昌二議員。

○国仲 昌二 議員 このインフラ整備が沖縄振興予算の別枠ではなくて、その振興予算の範囲内で計上となった場合には、どういう影響が出るのか伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 先ほど申し上げましたとおり、詳細については現在不明ということで国に問い合わせをしているところでございますが、仮に振興予算の枠内ということになりますと、ほかの事業への影響が出るということは認識をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 国仲昌二議員。

○国仲 昌二 議員 次に、このインフラ整備後の運用ですね。事務権限等、それから国とインフラ管理者——これは知事や市町村長になると思うんですけども、その関係についてはどういう方針になっていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 現行法規の範囲内ということになりますと、これまでどおり県もしくは市がそれぞれ管理する空港・港湾を管理するというようになりますが、整備後の運用等につきましても現在まだ不明な点が多く、国に対し問合せをしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 国仲昌二議員。

○国仲 昌二 議員 何もかも不明ということになっ

ていますけれども、このインフラ整備は、平時から自衛隊が円滑に利用できるようにする。つまり、軍民共用になるというわけですけれども、政府は国民保護にも役立つと強調しています。しかし、軍事作戦に利用された民間施設は、法的に軍事目標とみなされるというのが政府の解釈であり、ジュネーブ諸条約の軍民分離の原則と矛盾します。避難計画では、この軍民共用の特定利用空港・港湾を住民避難に使用することになりますけれども、有事の際は軍事目標となって危険極まりないものです。国民保護と矛盾するものではないでしょうか。知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県から政府に問合せをして得られた回答の一つには、いわゆる何がジュネーブ諸条約の軍事目標に当たるかについては、実際に武力紛争が生じた場合においてその時点における状況下で判断する必要があるものであり、一概にお答えできないという、非常に我々地方自治体にとっては、その準備やどのような対処を取ることができるのかということについて曖昧な回答しか寄せられておりません。このことについては、なお質問を繰り返して、その内容についても精査していかなければならないというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 国仲昌二議員。

○国仲 昌二 議員 ありがとうございます。

最後に所見を述べます。

私は、この議場において、宮古の住民が抱える課題、宮古における離島ならではの不利性などの課題解決、日本政府による沖縄にとって理不尽な事業執行や制度運用、専守防衛を逸脱した南西諸島を中心とした軍備増強、住民の危機感、不安をあまりながらも説明をしない軍事防衛策などを取り上げ質問してまいりました。今後ともこれらの課題に向けて、宮古の皆さん、沖縄県民の皆さんと連携してさらに取り組んでいくことを決意して、私の一般質問を終わります。

タンディガータンディ スディガフー。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

〔上里善清 議員登壇〕

○上里 善清 議員 ちょっと休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上里 善清 議員 ていーだ平和ネット、上里善清です。

おはようございます。

まず、所見を述べたいと思います。

正月から始まった能登半島地震及び翌日の海保の飛行機と日航機の衝突で亡くなられた5名の方、今年の幕開けは非常に波乱に満ちてどうなるんだろうという思いでありました。

まず初めに、能登半島地震で亡くなられた方の御冥福と被災された人たちへお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願わずにはられません。

しょっぱなから、自民党の島袋大さんからうるま市の自衛隊配備についての話がありまして、私びっくりしました。沖縄に過重な負担、広大な米軍基地がある中で、自衛隊の基地が強化されていると。大体、入り口はソフトに入ってくるわけですよ。与那国にしろ——与那国は最初は沿岸警備隊だけの配備だということが入ってきたんだけど、今ではミサイルまで配備されていると。八重山に至っては、米軍との共同訓練をやらないと言ったんだけど、これもなし崩しですね。この石川の今の計画もちょっと変えようという感じで対応しようとしておりますが、これはいずれは白紙に戻るのははずですので、断固として白紙撤回が筋だと思いますので、ひとつ自民党の皆さん、頑張ってください。お願いします。エールを送りますんで。

じゃ、一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢。

(1)、県民投票をはじめ国政選挙、知事選挙において辺野古新基地建設については反対の立場の候補者が当選してきた。しかし、国土交通省は辺野古新基地建設に反対する県民の民意を無視し、軟弱地盤改良設計変更を国が代執行で承認し強硬に工事に着手しています。なおかつ、事前協議対象も協議もせずに工事を進める国の姿勢に怒りを覚えます。仲井眞元知事と国の合意で事前協議の対象となる留意事項の内容についてお伺いします。

(2)、絶滅危惧種などの多くの生物が生息する大浦湾は、国際的にも貴重な海域であります。移植されたサンゴは大多数が死滅しており移植は失敗と言わざるを得ません。サンゴ類移植の不許可の訴訟で最高裁判所は県の訴えを棄却いたしました。沖縄県の自己決定権を踏みにじるもので看過できない。見解をお伺いします。

(3)、少雨傾向が続く県内ダムの貯水率が——もうこれ、今44%らしいですね、を切ってきた。やむを得ず河川からの取水をせざるを得ない状況だが、PFOS除去のための費用がかさむことになる。米軍基地が汚染源であることは、もう蓋然性じゃなくてこれ明

らかであります。基地内の立入調査とPFOS除去とそれに係る全費用負担は施設提供者である国が負担すべきであると思います。見解をお伺いします。

(4)、昼夜を問わない航空機騒音問題、航空機排ガスの悪臭問題、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練等、基地があるゆえの事件・事故が絶えない。政府は事あるごとに米軍に対し運用改善を求めています、米軍は遵守しない。県民の生命と財産を守る上でも日米地位協定を根本的に改定し、国内法の適用を日米両政府に強く求めるべきである。見解をお伺いします。

(5)、台湾総統選挙の結果は、民進党候補の勝利となりました。3候補とも台湾独立を表明しておらず現状維持の姿勢であります。台湾、中国の7割の国民は、中国による武力統一を否定しております。にもかかわらず、アメリカをはじめ、日本政府は盛んに中国脅威論を喧伝し台湾有事をおおっている。安保3文書の閣議決定以降、南西諸島を中心に軍事要塞化が進み、日米合同訓練は沖縄が再び戦場化することを想定した訓練であり容認できません。地域の平和は経済交流・外交努力で構築するものであり、軍事力ではない。知事が地域外交基本方針を提案していることに大きく期待を寄せております。地域外交方針と今後の展開についてお伺いいたします。

2、農林水産業振興について。

(1)、農林水産業の基盤強化は食料自給率の向上に欠かせない。食も安全保障の一環であり重要な政策であります。県の農林水産業の取組について、以下お伺いします。

ア、農地基盤整備（耕作放棄地の整備も含めて）の状況についてお伺いします。

イ、就農者、新規就農者の育成について。

ウ、スマート農業の現状と課題について。

エ、畜産業の現状と課題について。

オ、海洋深層水活用について。

(2)、農林水産業の今後の展開として、県外・国外への輸出施策も重要である。県としての取組についてお伺いします。

3、観光振興について。

(1)、新型コロナウイルスが第5類に移行して、沖縄県を訪問する観光客が大幅に増えております。受入れ体制に様々な課題が今挙がっております。

以下のことについてお伺いします。

ア、宿泊施設の人手不足の対応について。

イ、バス・タクシーの人手不足対策について。

ウ、観光基金の活用方法について。

エ、景観美化の取組について。

オ、宿泊税の税率と観光ツーリズム産業団体協会との連携について。

4、災害対策について。

(1)、能登半島地震の教訓を生かした、県の取り組みなければならない課題についてお伺いします。

ア、上下水道の配水・排水管の整備状況と耐震適合率。

イ、指定避難施設の作成状況。

ウ、防災マップの作成状況。

エ、非常食の備蓄状況。

オ、自助・公助の防災組織の状況。

カ、要配慮者・災害弱者の把握について。

5、子育て・福祉について。

(1)、国も重要テーマとしてこどもまんなか政策、こども計画を打ち出しております。県の子供・若者支援についてお伺いします。

ア、若年妊産婦の実態調査と支援策。

イ、少子化の対策。

ウ、待機児童の実態と支援策。

エ、保育士の実態と支援策。

オ、ヤングケアラーの実態調査と支援策。

キ、ひとり親世帯（シングルマザー）の支援について、御答弁よろしくお願ひします。

後は再質問で質問いたします。よろしくお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 上里善清議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、沖縄県地域外交の基本方針と今後の展開についてお答えいたします。

沖縄県としましては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している中、同地域の平和と安定を図り、沖縄県の持続的発展を果たすためには、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成を図ることは、国にとっても県にとっても重要であると考えております。このため沖縄県地域外交基本方針（案）では、「新時代を切り拓き、世界の平和構築や相互発展、国際的課題に貢献する「21世紀の万国津梁」を実現する」という理念を掲げ、国際平和創造拠点、グローバルビジネスを共に創っていくという共創拠点、国際協力・貢献拠点の形成を目指すこととしております。

沖縄県としましては、沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活

用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 1、知事の政治姿勢についての(1)、普天間飛行場代替施設建設事業の埋立承認願書の承認時の留意事項についてお答えいたします。

県は、普天間飛行場代替施設建設事業の埋立承認願書の承認書において、5つの留意事項を付しております。留意事項は1点目、工事の実施設計に係る協議について。2点目、工事中の環境保全対策等に係る協議について。3点目、供用後の環境保全対策等に係る実効性の確保等について。4点目、添付図書の変更に係る手続について。5点目、埋立工事竣工時の通知についてであります。

次に4、災害対策についての(1)のアのうち、下水道管の整備状況等についてお答えいたします。

令和4年度末における県の下水道管と市町村の重要な下水道管の整備延長は575.6キロメートルで、耐震化率は47.7%となっております。下水道管の耐震化については、ストックマネジメント計画に基づき、県は沖縄振興公共投資交付金、市町村は防災・安全交付金等を活用しながら、効率的・効果的に推進しており、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 1、知事の政治姿勢についての(2)、高裁判決の見解についてお答えいたします。

今回の判決は、特別採捕許可の必要性の要件について具体的審理もせず、裁決の存在を理由として農林水産大臣の是正の指示を適法とした不当なものであります。また、行政不服審査法に基づく裁決と、地方自治法に基づく関与である是正の指示との国による恣意的な連結を司法自ら積極的に容認したことは、地方自治の本旨を顧みないものと言わざるを得ません。

県としましては、2月22日に最高裁に上告受理申立てをしたところです。上告審において、原判決の問題点を明らかにし、同判決の破棄を求めてまいります。

次に2、農林水産業振興についての(1)のア、農地基盤整備の状況についてお答えいたします。

本県における農地基盤整備の状況は、令和3年度

時点で64%の整備率となっており、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画において、令和13年度目標値を73%と設定しております。また、令和4年の耕作放棄地面積は3588ヘクタールとなっており、令和3年と比較して29ヘクタールの減少となっております。令和4年度は、農地耕作条件改善事業等を活用し、国頭村宇嘉地区など約7ヘクタールの耕作放棄地を解消しております。

同じく(1)のイ、就農者、新規就農者の育成についてお答えいたします。

令和2年の基幹的農業従事者数は、1万3288人となっており、今後も高齢者の離農等が見込まれる一方で、新規就農者等の確保の取組などの効果を見込み、令和13年の展望値を1万600人としております。新規就農者については、年間300人の育成を目標に、技術習得のための研修農場の設置、施設・機械の導入補助や資金の交付、普及指導員等による技術・経営指導など、農業担い手の育成確保に努めているところであります。

同じく(1)のウ、スマート農業の現状と課題についてお答えいたします。

生産者の高齢化や労働力不足への対応、農林水産業の成長化に当たり、スマート農業の推進は不可欠であると認識しております。一方で、推進上の課題としては、導入コストや機械の維持管理体制、IT技術者の育成・確保のほか、他府県と異なる台風や塩害、高温多湿などの気象特性や栽培品目、離島地域における通信環境など、他府県の成果の活用の困難さが挙げられます。

県としましては、引き続き各種実証に取り組み、本県の地域特性を踏まえたスマート農業の推進に向けた環境整備に取り組んでまいります。

同じく(1)のエ、畜産業の現状と課題に対する支援についてお答えいたします。

近年の飼料価格高騰により、県内の畜産農家は厳しい経営状況にあります。県では、畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料及び粗飼料購入費の一部補助を実施しており、令和6年度当初予算案においても、継続的な支援に係る予算を計上しているところであります。また、豚の屠畜頭数の減少が食肉センターの経営上の課題となっていることから、県では、飼養頭数の増頭を図るため、養豚農家が導入する高能力種豚の導入経費の一部補助を実施しているところであります。

県としましては、引き続き生産者や関係団体等と連携し、畜産農家の経営安定に向けて取り組んでまいります。

同じく(2)、農林水産物の県外・国外への販路拡大についてお答えいたします。

県では、マーケットインの視点やデジタル技術を活用した効果的なマーケティング戦略及び海外市場のニーズや規制等に基づく国や品目等の絞り込みにより、県外・海外への販路拡大に取り組んでおります。具体的には、①、首都圏におけるトップセールスの実施、②、県外・海外の量販店等における試食販売、③、ECサイトやSNSの活用によるPR、④、国内外の飲食店や量販店における沖縄フェアの開催などを実施しております。

県としましては、引き続き県産農林水産物の県外・海外への販売促進及び販路拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

〔松田 了 企業局長登壇〕

○松田 了 企業局長 1、知事の政治姿勢についての(3)、PFOS等対策に係る国への要請についてお答えいたします。

米軍基地由来の蓋然性が高いPFOS等汚染は、国の責任において適切に対処する必要があると考えており、これまでも国及び米軍に対し、汚染原因の究明と必要な対策の実施や県職員による立入調査を認めること、県が実施する対策に係る費用を負担すること等を要請しているところです。

企業局としては、引き続き立入調査を認めることや、PFOS等対策に係る費用について国が負担することを強く求めてまいります。

次に4、災害対策についての(1)、アの御質問のうち、企業局が所管する管路の整備状況と耐震適合率についてお答えします。

令和4年度末時点における企業局の管路整備延長は約712キロメートルとなっており、そのうち耐震適合性を有している管路は約326キロメートル、46%となっております。

企業局としましては、水道の安定供給を図るため、管路の着実な更新や耐震化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(4)、日米地位協定の改定と国内法の適用についてお答えいたします。

米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善や補足協定の

見直しだけでは不十分であり、国内法の適用など日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため、県では、機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っており、去る2月17日の防衛大臣への要請においても、同協定の見直しを求めています。

県としては、他国調査の成果を活用するなど、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

次に4、災害対策についての中の(1)のイ、指定避難所の指定状況についてお答えいたします。

指定避難所は、災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が一定期間滞在するための施設等であり、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を、管理者の同意を得て市町村長が指定するものです。令和6年1月現在、県内の市町村が指定する指定避難所数は33市町村で664か所となっております。

県としましては、市町村に対し、指定避難所の一層の指定を促し、特に未指定の市町村については積極的な取組を依頼しているところであり、引き続き指定避難所等の促進に取り組んでまいります。

同じく4(1)のウ、防災マップの作成状況についてお答えいたします。

市町村は、災害時の避難経路や避難所といった防災関係の情報を示した防災マップや、自然災害による被害想定から予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲等を示したハザードマップを作成することが災害対策基本法により努力義務となっており、令和4年4月1日現在で40市町村が作成済みとなっております。現在、残り1つの自治体も作成中であり、近日中に公開する予定となっております。

同じく4(1)のオ、自助・公助の防災組織についてお答えいたします。

災害時に、被害の拡大を防ぐためには、行政の公助だけでなく、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに地域の共助も必要となります。地域において共助の中核となる自主防災組織については、組織率の向上が課題であることから、自主防災組織研修会を開催するなど、市町村と連携して取り組んでいるところです。また、大規模災害が発生した際、県は直ちに災害対策本部を設置し、全庁体制で災害対応に当たることとしております。毎年度、災害対策本部設置運営訓練や県総合防災訓練で、自助、共助、公助が有機的につながることで、被害の軽減が図られるよう取り組んでいるところです。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

(金城 敦 企画部長登壇)

○金城 敦 企画部長 2、農林水産業振興についての(1)のオ、久米島町海洋深層水施設新設についてお答えいたします。

久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。そのため県では、町の計画へ対応するため、企画部を中心とする関係部局で、令和5年12月、町から防衛省の補助金を活用した全体計画概要版の説明を受けました。計画内容には、一部解決すべき課題があり、現在、町が課題の整理を行っているところです。

県としましては、様々な観点から町と意見交換を行うなど、課題の解決に向け、技術的な支援を行ってまいります。

次に3、観光振興についての(1)のイ、バス・タクシーの人手不足対策についてお答えいたします。

県では、バス・タクシーの運転手を確保するため、今年度の補正予算においてバス・タクシー事業者の第二種免許取得を支援しており、これまでにバス事業者から57件、タクシー事業者から209件の取得申請があります。加えて、求人広報活動や就職説明会への参加等について支援しているところです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

(宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇)

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 3、観光振興についての(1)のア、宿泊施設の人手不足の対応についてお答えします。

宿泊施設をはじめ、沖縄観光はコロナ禍における離職や需要の回復に伴い、人材不足が喫緊の課題となっております。令和6年度は、観光事業者が実施する無人化・省人化の取組や、県外・海外からの観光人材の受入れに関する取組を支援するほか、国内外での合同就職説明会の開催、インターンシップの受入れ促進、観光現場で働く魅力を発信する広報、職場見学ツアー、職業体験イベント等を実施してまいります。

同じく3の(1)のウ、観光振興基金の活用についてお答えします。

令和6年度は、沖縄県観光振興基金を活用して、観光2次交通結節点機能強化事業、災害時等観光客避難支援事業、観光人材確保支援事業、マリンレジャー事故防止調査対策事業など計14事業、約7億5900万円

を計上しているところです。これらの取組により、観光客の公共交通機関の利用促進、災害時における観光客の滞在先及び備蓄の確保、観光人材の確保、観光客の水難事故防止など国際競争力の高い魅力ある観光地の形成につなげてまいります。

同じく3の(1)のエ、景観美化の取組についてお答えします。

県では、令和6年度に国の補助金を活用して、沖縄の自然や歴史、伝統文化を感じさせる、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観を実現し、持続可能で魅力的な国際観光地を形成することを目的に、持続可能な国際観光景観事業を実施します。具体的には、那覇空港周辺や美ら海水族館につながる県道114号線など、県内において選定された重点管理路線の4か所程度について、観光地にふさわしい植栽基盤等の改良、高木低木更新等の魅せる沿道景観の整備を実施するとともに、景観アドバイザーを活用しながら官民連携による維持管理体制を構築することとしております。

同じく3の(1)のオのうち、観光関連団体との協議の状況についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、観光目的税（宿泊税）の導入に向けた検討を進めております。昨年11月8日に、ツーリズム産業団体協議会から意見書の提出がありました。これまでの観光関連団体や市町村との意見交換や提出された意見書において、税の用途、税額設定の在り方、税導入後の運用体制が挙げられております。宿泊税については、目的税であることから、納税者である観光客に利益が還元される必要があります。用途となる財政需要があることが前提となります。意見書で提言のある税率については、その需要額を確保するための手段として検討されるものと考えております。引き続き、協議の場を設けて、観光関連団体や市町村等との意見交換を重ねながら、挙げられた論点について詳細に整理してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

〔宮城 力 総務部長登壇〕

○宮城 力 総務部長 3、観光振興について(1)オのうち、宿泊税の税率についてお答えいたします。

宿泊税は、地方税法で規定する法定外税として導入を検討しております。法定外税の税率については、税収入を必要とする財政需要額を確保する手段として設定する必要があります。したがって、税収額は、定

額・定率いずれの場合でも財政需要額の範囲内とすることとなります。税率などの制度設計については、法定外税の創設等に係る総務省通知に基づき、納税者の受益の程度、財政需要、公平・中立・簡素などの税の基本原則等の観点から、観光関連団体等との意見交換を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 4、災害対策についての(1)のアのうち、上水道配水管の整備状況等についてお答えします。

令和3年度末における上水道の基幹管路総延長は約1340キロメートルで、耐震適合化率は23.5%となっております。県では、国内で頻発する自然災害に備えるため、新たな管路の新設や老朽管の更新に当たっては、耐震性を有する耐震管を布設するよう、市町村等に対し指導しており、国へのさらなる財政支援についても要望してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 4、災害対策についての御質問の中の(1)のエ、県内の食料の備蓄状況についてお答えいたします。

県内市町村においては、最大想定避難者数を踏まえ、発災時に必要となる食料等の備蓄量をおおむね3日分確保している状況であります。県では、沖縄県備蓄方針に基づき、発災からの3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町村の行う物資供給活動等を支援することとしております。

同じく(1)のカ、要配慮者等の把握についてお答えいたします。

災害時要配慮者に対しては、市町村において避難行動要支援者名簿を作成し、その一人一人について個別避難計画を策定し、状況に応じて福祉避難所等へ避難させることになっております。名簿の作成に当たっては、自力で避難することが難しく、第三者の支援が必要な方々の登録漏れがないよう作業を行うことが重要であると認識しております。

県としましては、市町村に対して説明会の開催や文書通知等を行っており、引き続き市町村の要配慮者支援体制の強化に向けて取り組んでまいります。

5、子育て・福祉についての御質問の中の(1)のア、若年妊産婦の実態調査と支援策についてお答えい

たします。

令和4年厚生労働省人口動態統計における母親の年齢別出生数によると、本県における19歳以下は、179名で全体の1.3%となっており、全国の0.6%と比較すると約2倍以上と高くなっております。県では、若年妊産婦等に対し、産婦人科への同行支援、SNSを活用した相談対応や支援情報発信などを行っているほか、通所型や宿泊型の居場所を設置しております。

予期しない妊娠などに悩み、支援を必要とする若年妊産婦等が安心して出産し、出産後は安定した生活につながるよう、市町村や関係機関と連携の上、取り組んでまいります。

同じく(1)のイ、少子化対策についてお答えいたします。

こども未来戦略では、今後3年間の集中取組期間における少子化対策の具体的施策が加速化プランとしてまとめられております。国が2月16日に閣議決定した少子化対策関連法案では、同プランの施策を着実に実行するため、子育て世帯を対象とする支援の拡充など施策実施に必要な措置が講じられております。令和6年度に策定する沖縄県こども計画（仮称）の策定作業に当たっては、こども未来戦略も踏まえつつ、効果的な少子化対策について関係部局と検討してまいります。

同じく(1)のウ、待機児童の実態と支援策についてお答えいたします。

令和5年4月1日時点における待機児童は411人で、前年度から28人減少し、8年連続で減少となっております。県では、待機児童解消を図るため、最大の課題である保育士確保の取組や、地域別ミスマッチ解消に向けた保育所等の広域利用調整等、市町村の取組を支援しているところです。

県としましては、引き続き各市町村における待機児童や取組の状況等を踏まえ、助言・調整を行う等、市町村との連携を強化し、早期の解消に取り組んでまいります。

同じく(1)のエ、保育士の実態と支援策についてお答えいたします。

令和4年賃金構造基本統計調査によると本県保育士の給与月額22万8100円で、全産業の給与月額27万1600円と比較して、約4万4000円低い状況となっております。県では、保育士の給与を引き上げることが確保・定着にもつながるものと認識しており、保育士の正規雇用化等による処遇改善に取り組む市町村を支援しております。また、全国知事会を通して、国に対して他産業と遜色のない水準に向けた保育士の処遇改

善を要望してまいります。

同じく(1)のオ、ヤングケアラー実態調査と支援策についてお答えいたします。

県が令和4年度に実施した調査の結果、ヤングケアラーと思われる子供が5.5%いることが分かりました。このため県では、関係機関職員向けの研修やヤングケアラーなど困難を抱える家庭への訪問支援、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、SNSを使った相談窓口の設置等に取り組んでいるところです。また県では、ヤングケアラー支援推進方針の策定に取り組んでおり、当該方針に基づき、ヤングケアラーを的確に把握し、必要な支援につなげる取組を強化してまいります。

同じく(1)のキ、ひとり親世帯の支援についてお答えいたします。

ひとり親家庭は、子育てと生計維持という2つの役割を1人で担っていることから、安定した仕事に就くことが難しく、収入が少ないなど、様々な課題を抱えております。県では、ひとり親世帯等の生活の安定及び自立を支援するため、好条件の転職等に役立つ資格取得支援や民間アパートを活用した就労や生活、子育ての総合的な支援等を実施しております。令和6年度からは母子家庭等医療費助成事業の対象を養育者本人まで拡大するほか、離婚前後の父母を対象に、離婚が子供に与える影響や養育費の取決めの重要性等に関する講座を実施するなど拡充を予定しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 御答弁ありがとうございます。

じゃ、再質問をやっていききたいと思います。

知事の政治姿勢の中の(1)なんですけど、この留意事項について、まあちょっと読んだんですが、今現在明らかになっていることがありますよね。まず、軟弱地盤がありますね、あと活断層のこと。この合意したときの中にその部分が入っているのか、今海上ヤードの問題もあるんですよ。その辺のところは、仲井真さんが印鑑を押した頃にこの部分があったのかどうか。これちょっと確認したいと思います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

活断層などの状況については、その後に判明した事

実もあるようでございます。それから、海上ヤードにつきましても、当初承認時からあったものということでございます。

以上でございます。

○上里 善清 議員 すみません、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長 軟弱地盤については、当初からその存在等はございましたけれども、変更承認申請において改良の工法等が示されたというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 いわゆるこの軟弱地盤があるということを記載して、ちゃんと説明されてこの承認をしたのか、この辺がちょっと曖昧なものですから。もう一回答弁をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 当初承認時には、軟弱地盤の存在等については、はっきりとした改良工法等についての提示はなかったということでございます。変更の時点において、砂ぐいを用いた改良を行うというところが示されたということでございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 今、答弁あったんですね。国はこの事実を隠して、まあ、承認ありきでやったというのがもうほぼ明らかです。こういった承認を、今知事は一生懸命これはおかしいということで闘っておりますが、当然の闘いでもありますので自信を持っていただきたいと思えます。

あと、サンゴの件なんですけど、今、K27でしたか、そこは移植せずに投入するという形になっているみたいですけど、これはそのとおりでいいんでしょうか。移植すべきだと私は思いますが、その辺どうですか。

すみません、K28です。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時39分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上里 善清 議員 あと、(3)のPFOS問題なんですけど、今まで県単費を延べ幾らぐらい投入したのか、ちょっとお答えください。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局で平成28年から令和4年度までに、事業費として26億円、企業局の負担分が約12億円となっております。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 県単費を投入したっていうのは、12億でいいんですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 国の補助事業等もございまして、その裏負担も含めて、それから県単独事業もございまして、その費用を合計しますと約12億円になるということでございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 この問題なんですけど、施設提供者である国の責任は重いと思うんですね。これ、僕らもちょっと抗議しに向こうへ行っただんですが、環境省の職員からは、そのとおりですという回答があったんですよ。もうぜひ、県に負担をさせないでくれと、国で全部持ってくれという話をして、検討しますという話だったんですよ。これ、強く要望すべきだと思いますが、どんなですか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 これまでも令和元年、3年、4年に国に要請をしております、実現しない部分もあったものですから、今年1月に知事が改めて関係大臣に要請を行いまして、各大臣からは、PFOS等問題は重大なものであると認識し、できることをしっかりと行っていきたいというような回答をいただいております。引き続き、国には費用負担も含めて、立入り、それから現場の調査と対策の実施等を強く求めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 命と健康に関わる問題ですので、寄り添うとずっと言っておりますので、これこそ早く寄り添ってほしいんですね。だから、強く要望してください。

あと、今の状況ですね、ダム貯水率が44%を切っていると思うんですが、今、少雨傾向がいつまで続くかわからない状況ですので、給水制限をもうそろそろやったほうがいいと私は思いますが、今どういうふうに考えていますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 去る2月28日に、ダムの貯水率が過去10年間で最低となる44.3%を下回ったことから、同日、比謝川からの取水も再開してございます。今、県と市町村と総合事務局も連携しまして、節

水の呼びかけをさらに強めていこうということで作業をしているところでございます。

給水制限の実施に当たっては、様々な部門で影響が出る可能性がございますので、なるべくそういうのは避けるために、皆さんに節水をお願いするというところで、今対応をしているところでございます。引き続き、節水の呼びかけを強く県民の皆様をお願いしまして、なるべくダムの貯水率が下がるのを改善していくというところで、当面注力してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 もう今の状況だったら、僕は制限したほうがいいというふうに思っております。夜間はやらないという形でもいいですね。そういったことももう検討したほうがいいんじゃないかなと思います。

あと(4)、地位協定についてなんですけど、日本と同じように地位協定を結んでいる国は、ヨーロッパにあるんですけど、この改定した経緯として、やっぱり国が主導したと思うんですよ。ドイツとかイタリア、あとはベルギーでしたか。様々ありますが、国内法がちゃんと適用されておりますよね。この交渉することは、ウチナーは植民地状態になっておりますので、アメリカとの交渉も日本国との交渉も大体同等だと思うんですよ。両方が——特にアメリカは手放さないという感じになっておりますので、アメリカに強く要望をするということも必要だし、日本政府はそうしないと動かない。多分僕は、本丸はアメリカじゃないかなと思っておりますよ。その辺どんなですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 まず、ヨーロッパにおきましては、我々調査をしたドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスについては、航空法など自国の法律に基づいて米軍の運用をコントロールしているという状況が分かっております。また日米地位協定の改定につきましては、当然、日本側だけに要請をしてもなかなか進まないだろうということで、これは当然、日米両政府に対して要請を、具体的な内容を提示しまして、要請を行っているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

あと、農林水産業の畜産業の状況なんですけど、この前団体から要請を受けまして、明日も食べるものがないという状況まで今追い込まれているみたいなんです。もうこれは、大至急の課題だと思うんですよ。新さんからいろいろとあったんですけどね。これ潰れた

ら再興できないですよ。そういう状況まで来ているはずですよ。それで、もう県の予算を投入するべき時期に今来ていると思うんですよ。この辺、知事どんな思いますか。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長 お答えいたします。

子牛価格下落対策として、国、県事業により補填金の交付を行っているところですが、生産費の上昇等により、肉用牛繁殖農家の経営は厳しい状況にあると認識しております。県としましても、農業産出額の約2割を占める肉用牛の振興は重要と考えております。緊急的な飼料費補助や価格安定対策、生産基盤の整備や種雄牛の造成など、今後も様々な施策により肉用牛農家の支援に取り組んでまいりたいと思います。あわせて、令和4年度から県内各地域で意見交換会、そしてまた市町村との意見交換会等を実施しておりますので、また引き続き関係団体とも連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 意見交換ということは、いいかもしれないですけどね、もう今日、明日辞めたいという状況なんですよ。優先順位をつけて、もうこういう状況に陥っていたら、県がもう直接支援すべきだと私は思うんですよ。これ、知事、どんなですか。もう潰れたら再興できないですよ。だから、優先順位からすると、これももうトップバッターだと思います。給食費は後からでもいいです。どんなですか、この畜産業の支援は。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 今回の議会でも、上里議員をはじめ、議員各位からこの最優先事項であるということ、あるいは県の財政調整基金も活用すべきであるということ、いろいろな御意見も承っております。農林水産部としてもそうでございますけれども、県としても、どのような財政的な支援とその内容を重ねて行うことができるのか、さらには優先順位をどのようにつけるべきかということについても、しっかりと検討したいと思います。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 即、取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

あと、沖縄のこの産業構築といいますか、今、観光産業がリーディング産業でありますけど、海洋資源がいっぱいあるわけですよ。まあ、久米島のほうをちょっと訪問しまして、実証実験でこの取組は非常にいい取組だということが分かりました。それで、どこ

からこの予算を引っ張ればいいのか私も分かりませんが、今の10倍の取水ができれば、久米島の今の人手不足もそうだし、人口減少も止められるという、これは産業になり得るなということを感じて帰ってきたんですがね。じゃどれぐらいかかるかという話を聞いたら、150億ぐらいで大丈夫だと。予算はいろいろ引っ張れると思うんですよ。農林水産でも多分大丈夫だろうし、あと環境とかいろいろ様々なところから予算を引っ張るとする方法はあると思うんですよ。今の課題ですね、課題をちゃんと解決すれば、前に進むと思うんですが、今の課題どんなですかね。難しい課題なんですか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企画部長。

○金城 敦 企画部長 企画部を中心に、商工労働部、農林水産部と合同で、町からこの概要版の説明を聞いております。その中に、一部解決すべき課題がございますので、これを今町のほうで整理を行っておりますので、その整理をした時点で、県としましては、課題解決に向けて技術的な助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 大変いい産業になりそうですので、力を入れてこの久米島の意向も受け取って、産業化していただきたいというふうに思います。

ちょっと休憩お願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○上里 善清 議員 観光振興で宿泊税のことなんですけど、これも沖縄ツーリズム産業団体協議会から要請を受けまして、この税の使い道といいますか、使途、その辺について、県に対してかなり不満があったような感じを受けたんですよ。この協議会との連携をうまくしないと、この税の導入もちょっと大変なことにならないかと心配なんですけど、この辺どうですか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 宿泊税は目的税であることから、納税者である観光客に利益が還元される必要があります。そういう趣旨から、使途、内容については今協議しているところでありまして、ま

た、制度導入後、宿泊税の活用に当たっては、観光関連団体、有識者で構成される検討委員会における意見聴取や事業の効果検証の仕組みなど、運用体制についても検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 上里善清議員。

○上里 善清 議員 ありがとうございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時15分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前につき続き、質問及び質疑を行います。

玉城健一郎議員。

(玉城健一郎 議員登壇)

○玉城 健一郎 議員 休憩。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時16分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城 健一郎 議員 こんにちは。

本来、本日のトップバッターだったんですけども、3番目の登壇になりました。

玉城健一郎です。よろしく申し上げます。

本日、3月1日ということで、県立高校の卒業式となっています。私も20年前に卒業しまして、当時、体育館が改修していたので、何の縁もゆかりもない宜野湾市民会館で卒業式をして、全然涙も出なかったのを今でも覚えています。そういう年から20年たって、今の高校生、本当にコロナの中で非常に厳しい学園生活を送ってきたと思いますけれども、新しい時代というところで対応してきた、本当に沖縄の、そしてまた日本の未来を担っていく人材だと思っておりますので、皆様の門出をお祝いいたしまして、一般質問を通告に従って行っていきます。

さて、1番ですけれども、辺野古関連訴訟の経緯と今後の基地問題に対する姿勢について。

(1)、沖縄県と宜野湾市は普天間飛行場の明確な返還時期を明示するよう再三政府に要請してきた。今まで地元の理解がないという理由で返還時期を示さなかったが、国による代執行後、完成後における部隊の移転などのプロセスを理由に明示は困難と言いつつ、これまでの説明を変えてきた。この件について、知事の所見をお伺いします。

(2)、部隊移転のプロセスについてどれくらいの期間がかかるのか、国に求めていく必要があるのはいいかお伺いいたします。

(3)、さきの米軍幹部のブリーフィングでの普天間飛行場の継続使用、1月の木原防衛大臣の発言により、普天間飛行場の閉鎖・返還時期が不明確となり、さらなる基地の固定化につながるのではないかという懸念が地元から出てきております。知事の所見をお伺いします。

(4)、普天間飛行場の跡地利用について、返還時期が不透明な中、県と宜野湾市は令和4年に全体計画の中間取りまとめ(2回目)を策定した。中南部100万人圏域の中心に位置し、約480ヘクタールの広大な跡地利用は大きな可能性を秘めたものである。普天間飛行場の跡地利用と跡地の可能性について、県知事の見解をお伺いします。

(5)、土地規制法について、米軍基地周辺は注視区域、特別注視区域に指定されているが、周辺住民や土地取引への影響について県の見解をお伺いします。

2、P F A S 対策について。

(2)、渇水対策で可能な限り中部水源を使用しないように海水淡水化施設を稼働したが、今年度の稼働費用の見込みをお伺いします。

(3)、今回、海水淡水化施設の稼働は12月でダム貯水率約60%でのタイミングだった。中部水源がP F A Sで汚染されて取水制限をしているのであれば、今後は渇水を未然に防ぐためにも海淡施設の稼働タイミングを早める必要があると考えますが、企業局の見解をお伺いします。

3、動物愛護について。

(1)、動物殺処分数と譲渡数をお伺いします。

(2)、犬・猫の遺棄の件数をお伺いします。

(3)、動物を虐待・遺棄した者への取締り状況をお伺いします。県内では動物の遺棄が後を絶たない。県警としても対策するべきだと考えるが、本部長の見解をお伺いいたします。

4、域内経済の活性化について。

(1)、現在の域内自給率と今後の展望値並びに向上への施策をお伺いします。

5、スタートアップ・エコシステムについて。

(1)、現在、県内のスタートアップ企業の状況をお伺いします。

6、海外 I T 人材の県内への招聘について。

(1)、世界的に I T 人材が不足しているが、沖縄県としてどのように人材を確保しようと考えているのかをお伺いいたします。

7、子育て支援について。

(1)、沖縄県こども計画(仮称)についてお伺いします。

(2)、こども医療費助成について中学卒業までの医療費助成を行っているが、18歳まで広げた場合の予算は幾ら必要なのかお伺いいたします。

8、我が会派の代表質問との関連について。

(1)、山内末子議員のパートナーシップ制度について、制度導入に向けて前向きな答弁がありましたが、いつ導入する予定なのかお伺いいたします。

(2)、瑞慶覧功議員の航空機騒音規制措置の実態及び改善策について、早朝、夜間の航空機騒音の測定結果についてお伺いいたします。

(3)、山内末子議員の港湾施設の耐震化について。

ア、耐震化岸壁として、港湾8港のうち3港が整備済み、残り5港の整備計画は怎么样了のかお伺いいたします。

イ、同じく耐震化を図るべく、橋梁7橋中2橋が整備済み、残り5橋の整備計画についてお伺いいたします。

(4)、山内末子議員の避難確保計画の策定状況について、県内17市町村、827施設中183施設が策定済み、644施設が未策定という答弁だったが、災害が大型化する中、多くの施設が未策定ということの要因と課題。スピード感を持って策定するためにも、県の支援体制が必要だと考えるが、県の見解をお伺いいたします。

(5)、山内末子議員の消防防災ヘリ、全市町村の合意についてお伺いいたします。消防防災ヘリ導入の市町村との調整状況について、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリ導入推進会議において、39市町村の承認が得られ、残りの2市からの承認をいつまでもらう予定か。期限はあるのか、どのような影響があるのかお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー知事 登壇)

○玉城デニー 知事 玉城健一郎議員の御質問にお答えいたします。

辺野古関連訴訟の経緯と今後の基地問題に対する姿勢についての御質問の中の1の(1)及び1の(3)、普天間飛行場の返還時期及び固定化の懸念についてお答えいたします。なお、(1)と(3)は関連しますので、恐縮ですが一括して答弁いたします。

去る1月16日、木原防衛大臣は、「普天間飛行場の具体的な返還時期については、完成後における部隊の移転などのプロセスを考慮する必要があり、現段階で具体的にお示しすることは困難」と述べております。代執行によって埋立工事が強行される中で、返還

時期を示さない国の態度からすると、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないとの懸念を抱かざるを得ません。

沖縄県としては、普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならず、同飛行場の危険性除去は、辺野古移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であると考えており、同飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において速やかな運用停止を実現すべきであると考えています。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、辺野古関連訴訟の経緯と今後の基地問題に対する姿勢についての中の(2)、部隊移転のプロセスの期間についてお答えいたします。

県はかねてから、政府に対し、普天間飛行場の運用停止に向けた新たな期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう要望しているところですが、政府からは、部隊移転のプロセスを含めた具体的な取組内容等について示されておられません。

県としては、引き続き、普天間飛行場負担軽減推進会議や同作業部会、軍転協において、政府に対し、同飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むことや、運用停止に向けた新たな期限を設定し、確実に実現するよう取り組むことに加え、部隊移転のプロセスについても明らかにするよう求めていきたいと考えております。

同じく1(5)、重要土地等調査法の指定の影響についてお答えいたします。

内閣府は、重要土地等調査法は不動産の取引自体を規制するものではなく、機能阻害行為が確認された場合に、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動に影響はないとしております。

県としては、注視区域等の指定によって、社会経済活動の支障や県民の基本的な人権の侵害が生じることは決してあってはならないと考えており、国に対して指定の区域は真に最小限度とすることや、指定の必要性を明らかにすることなどを求めております。

次に8、我が会派の代表質問との関連についての(6)、消防防災ヘリに係る2市からの承認についてお答えいたします。

消防防災ヘリの導入については、県及び41市町村で構成する協議会において4つの議案について可決

し、市町村長へ承認を依頼しており、39の市町村長から承認をいただいております。消防防災ヘリは、市町村の消防を支援する目的で導入するものであり、現在、承認をいただいている団体の消防本部からの職員派遣だけでは、隊員確保が困難となることが見込まれ、全市町村の参加がなければ、防災ヘリの導入は困難と考えております。

県としましては、残る石垣市長とうるま市長からの承認が得られ次第、ヘリ機体の発注と沖縄県消防防災航空センター（仮称）の施設整備関連事業を進めることとしており、承認が遅れた場合はスケジュールの見直しについて協議していくことになります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 1、辺野古関連訴訟の経緯と今後の基地問題に対する姿勢についての(4)、普天間飛行場の跡地利用と跡地の可能性についてお答えいたします。

県と宜野湾市が共同で策定した跡地利用の構想では、自然と歴史・文化を継承・発展させつつ、最先端技術の導入などの取組により、自律的に発展していくまちづくりを目指すこととしております。また、本県の自立的経済発展を担う重要なリーディング産業や機能の立地・集積を促進することで、本県全体を牽引する新しい受皿となる可能性があります。

県としましては、引き続き市と緊密な連携を図り、跡地利用に向けた取組を進めてまいります。

次に4、域内経済の活性化についての(1)、域内自給率についてお答えいたします。

令和3年度の県民経済計算により算出した本県の域内自給率は、67.4%となっております。県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、観光と農業、製造業などの産業間連携強化の促進、ものづくり産業の高度化、県内企業への優先発注、地産地消の促進などの施策を推進することで、令和13年度の域内自給率の展望値を73.4%と見込んでおります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

〔松田 了 企業局長登壇〕

○松田 了 企業局長 2、PFAS対策についての(2)、海水淡水化施設の稼働費用についてお答えします。

企業局では、濁水対策として令和6年1月13日に海水淡水化施設をフル稼働しており、今年度末の3月31日までの費用は約4.6億円、また、4月1日から梅雨

時期の5月末まで継続した場合、費用は約3.9億円となり、合計8億5000万程度となる見込みであります。

同じく(3)、湧水対応に係る海水淡水化施設の運転時期についてお答えします。

海水淡水化施設をフル稼働した場合、1か月当たり約1.9億円の費用負担が発生することから、フル稼働する時期に関しては、ダムの貯水率や天候の見通しなどを踏まえ判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 3、動物愛護についての(1)、動物殺処分数と譲渡数についてお答えいたします。

犬・猫の殺処分数は減少傾向にあり、最も多かった平成8年度の2万4257頭から令和4年度は225頭まで減少しております。また、令和4年度の犬・猫の譲渡数は785頭となっており、近年、横ばい傾向にありますが、収容数自体が減少しているため、収容数に対する譲渡の割合は増加傾向となっております。

県としましては、引き続き譲渡推進棟の活用やボランティア団体との連携等により譲渡数を増やす取組を推進してまいります。

同じく3の(2)、犬・猫の遺棄の件数についてお答えいたします。

犬・猫の遺棄の件数については、把握することが困難であります。昨年度、県で収容した犬・猫1374頭のうち、飼い主に返還されたのは308頭であり、1066頭は返還に至っておりません。返還に至らなかった犬・猫の中には首輪をしていたり、人に慣れた犬・猫もあり、遺棄された犬・猫が含まれている可能性があると考えております。

県としましては、引き続き県警や市町村等の関係機関と連携し、適正飼養や犬・猫など愛護動物の遺棄が犯罪であることについて、県民に周知していきたいと考えております。

次に8、我が会派の代表質問との関連についての(2)、米軍基地周辺における夜間・早朝の航空機騒音の測定結果についてお答えいたします。

県では、市町村と連携して米軍基地周辺の航空機騒音の常時監視を実施しており、令和4年度における夜間22時から翌朝6時までの騒音発生回数について、令和3年度と比較すると、嘉手納飛行場周辺の北美局を除く21測定局中9局で、普天間飛行場周辺の当山局及び内間局を除く13測定局中6局で増加しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

〔鎌谷陽之 警察本部長登壇〕

○鎌谷陽之 警察本部長 3、動物愛護についての御質問のうち(3)、動物虐待の取締り等についてお答えをいたします。

県内では、動物の愛護及び管理に関する法律違反事件として、令和3年に殺傷2件、虐待2件の計4件、令和4年に虐待1件、遺棄2件の計3件、令和5年に殺傷3件を検挙しております。その内容としては、虐待に関する検挙として、劣悪な環境で多数の猫を飼育した虐待事案等があり、また、遺棄に関する検挙として、生後約1か月の子猫4匹を放置した事案等がございます。

県警察としましては、動物虐待、遺棄の疑いのある事案を覚知した場合には、現場の状況や動物の状態等から事件性を総合的に判断することとしております。また、市町村や警察署等の連名による「動物の遺棄・虐待は犯罪です。」とのポスターを公園等に掲示するなど、広報啓発活動を実施しており、今後、このような活動を継続拡大するとともに、悪質な事案に対する積極的な事件化を図ってまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 5、スタートアップ・エコシステムについての(1)、県内スタートアップ企業の実況等についてお答えします。

令和5年1月時点のスタートアップ数は97社で、令和4年の資金調達額は総額で約14億円となっております。県は、スタートアップ・エコシステム・コンソーシアムの事務局として、ワンストップ相談窓口の運営、投資家とのマッチング、ビジネス開発への補助等に取り組んでいるところです。

県としましては、昨年11月に策定した発展戦略に掲げる達成目標の実現に向け、コンソーシアム加盟団体と連携し、資金調達手段の多様化や専門人材の確保などの課題に対応した施策に取り組んでまいります。

6、海外IT人材の県内への招聘についての(1)、海外IT人材の確保についてお答えします。

本県におきましては、全国同様、IT分野の人材不足が顕在化していることから、海外からの人材確保にも取り組むことが重要であると考えております。このため県では、海外の経済団体や教育機関との連携による合同企業説明会等の開催を通して、海外IT人材と県内IT企業とのマッチングを支援する海外IT人材確保基盤構築事業を令和6年度の当初予算案に計上し

ております。

県としましては、引き続き、県内 I T 企業の人材不足の解消に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

〔宮平道子 子ども生活福祉部長登壇〕

○宮平道子 子ども生活福祉部長 7、子育て支援についての御質問の中の(1)、沖縄県こども計画(仮称)の策定についてお答えいたします。

こども基本法において、国のこども大綱を勘案し、都道府県版のこども計画を策定することが努力義務として規定されています。このため、新設するこども未来部において、令和6年度、これまで取り組んできた子育て支援に係る黄金っ子応援プランや子どもの貧困対策計画の2つの既存計画に加え、少子化対策や子供・若者育成支援等の施策を統合し、一体的に取りまとめた計画として沖縄県こども計画(仮称)を策定することとしております。計画の策定に当たっては、支援を必要とする人に必要な支援が行き届くよう、親の妊娠・出産から子供・若者のライフステージに即した切れ目のない支援策等について検討してまいります。

8、我が会派の代表質問との関連についての御質問のうちの(1)、パートナーシップ制度の導入についてお答えいたします。

パートナーシップ制度につきましては、多様な性の在り方を尊重することを公に示す意義を有するものと認識しており、県としましては、令和6年度中の導入を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

〔糸数 公 保健医療部長登壇〕

○糸数 公 保健医療部長 7、子育て支援についての(2)、こども医療費助成制度についてお答えします。

県は、市町村が実施しているこども医療費助成制度に対し、対象経費の2分の1を補助しております。令和5年度の実績は、現在約66億円、県負担額として約33億円を見込んでおり、当該実績見込みを踏まえて試算した場合、18歳まで拡大すると約10億円増の約76億円、県負担額は2分の1の約38億円となります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 8、我が会派の代表質問との関連についての(3)及び(4)、港湾施設の耐震化についてお答えいたします。8の(3)と8の(4)は関

連しますので、一括してお答えします。

耐震強化岸壁については、計画に位置づけられている仲田港、多良間港について、令和6年度から事業実施を予定しております。また、臨港道路における橋梁の耐震化については、現在、中城湾港新港地区における州崎橋の耐震補強工事を行っているところであります。引き続き、災害時に特に重要な役割を果たす港湾施設の耐震化に取り組んでまいります。

次に同じく8の(5)、避難確保計画未策定の要因等についてお答えいたします。

市町村に確認したところ、避難確保計画未策定の要因は、施設側の人手不足、防災担当部局と福祉部局との連携が十分ではないこと等が考えられるとのことであり、その解消が課題となっております。

県としては、引き続き、避難確保計画策定のためのマニュアルを提供するとともに、説明会を開催するなど、市町村の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、4番の域内経済の活性化についてなんですけれども、現在67.4%ということで73.4%まで上げていくっていう計画になっているというお話です。やはりこの沖縄の中で、このすごい経済構造の中で非常に指摘されているのが、観光業だったり、いろんなもので集めたお金が、結局外の物を輸入するから、ほかのところ——県外や海外にお金が逃げていくっていう状況だと思います。やっぱりそれを変えていくために、先ほどの施策として、この県内の優先発注だったりとか、工業とかそういったところとの連携っていうお話でした。ぜひともこれを進めていって、県内の中で好循環が生まれる沖縄県をぜひつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、6番の海外 I T 人材の県内への招聘についてですけれども、こちら県の事業の中で、実はこの海外の人材を——ウズベキスタンですけれども、実際に沖縄に来てみてどういったことが——実際に経験してみて、感想というものが出されています。これも私、目を通したんですけれども、2人来ていて2人とも非常に沖縄に対してポジティブな感想を持っていて、人柄だったりとか地域だったりとか、そういったところが非常にいいっていう感想を示した一方で、やっぱり公共交通だったりとか、あとは言葉の問題だったりとか、受入れ体制にやはり少し不安が残る、そういったレポート状況になっているんです。これっ

てIT人材のところでこういったレポートが出されていますけれども、今後、人不足というのはITの分野だけではなくほかのところでも波及していく中、やっぱり県全体として、海外の人材というのをある程度入れていくってことを考えないといけない上で、このレポートって非常に有益だと思うんですけども、このレポート、部長、少し目を通したと思うんですけども、この辺りどのようにお考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えいたします。

恐縮ですが、そのレポートっていうのはまだ詳しくは見てございません。

ただ、今、IT人材の育成・確保というところでございますので、沖縄県では新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で、県内産業の生産性向上、あるいは高付加価値化の実現に向けて即戦力となる情報系人材の育成・確保、それとあと県内企業におけるデジタル活用人材の育成に取り組むということとしておりますので、県としましては、引き続きそのIT人材の確保というところに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 すみません。失礼しました。

実際このレポート非常に内容がよくて、県が海外の人材を活用するに当たって、どうしても勝負になってくるのは東京とか都心部だと思うんですよ。そういった中で、県内の企業では東京の大都市には多分賃金基準では絶対勝てないと思うんですよ。そういった中で、いかにこの人たちを——今、韓国だったりいろんなところから招聘しようとしていますけれども、そういう状況の中で、いかに沖縄に来てもらうかっていう中で、やっぱり県のサポートが必要だと思うので、その辺りにぜひ活用していただきたいなと思っています。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時46分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城 健一郎 議員 ありがとうございます。

続きまして動物愛護なんですけれども、動物の殺処分数が減っていて、譲渡数とか横ばいということで、これまで本当にこの担当課だったりボランティアさんだったり非常に頑張っている中、毎年毎年やっぱり捨てる人たちがいる。だからどうしてもいつも保護し

ないといけない犬・猫が増えているっていう状況の中で、やっぱり県警と環境部だったりとか、担当しているところが連携しながら、この捨てさせないっていうこと、まず遺棄させない、そういったところに力を入れるべきだと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

犬・猫の遺棄防止については、今おっしゃるとおり、まずは捨てさせない、終生飼養というのが大事だと考えております。

そのために県におきましては、普及啓発活動等をやっております、ポスターやパンフレットの作成でありますとか、テレビ・ラジオCMといったものもやっております。それからまた毎年、県警とも合同で「捨て犬・捨て猫防止キャンペーン」とかそういった啓発活動をやったり、動物愛護週間の月間としてキャンペーンとかコンクール、そういったものを行っているというような状況になっております。あとは、マイクロチップ等の装着、こういったものによる飼い主の明示というものを勧めているというようなところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 やはりそういう活動をしなければ、やっぱり今やっているボランティアさんとか、TNR活動とか増やさないと減らないので、そこはぜひよろしく願いいたします。宜野湾ですとそういったボランティアをしている方とお話をする機会があったんですけども、本当にもう10年ぐらい、この活動をしていく中、当時、海浜公園で60匹とかいたところが少なくなってきた。でもただ、定期的にやっぱり遺棄する人たちがいて、どうしてもこれがゼロにならないというところで、やっぱり非常に厳しい状況にボランティアさんも追い込まれているというか、厳しい状況でやっている中で、県としてもある程度責任を持ってこういった啓発もそうですし、やっていくべきだと思うので、その辺りはぜひよろしく願いいたします。

続きまして……。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時50分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城 健一郎 議員 ありがとうございます。

普天間飛行場跡地について、非常に何か可能性を秘めた地域という答弁をいただきました。私も本当にそう思います。この100万人の地域の中で、この街のど真ん中が取られているということは、これからの街の計画っていうのを本当に真ん中が真っ白な状況できれいにつくれるっていうメリットがあると思います。ただ、少し懸念しているのは、これが返還がいつになってくるのかっていうことと、その返還する時期に当たって、これから沖縄県が人口減少に直面していく状況の中で、本当にここをしっかりと開発できるほど沖縄県に力があるのか、その辺りが私は非常に懸念材料としてあります。なので、ぜひこういった跡地利用について進めていくためにも、県として、早期閉鎖・返還というのを強く求めていただきたいと思います。先ほど知事からも答弁がございましたけれども、今宜野湾市の市長もやはりこの返還時期というのを早めにつくってほしいっていうことを言っていますので、しっかりその辺りは宜野湾市と連携しながらやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県としましては、普天間飛行場の危険性の除去は辺野古移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であると考えており、日米両政府に対しあらゆる機会を捉えてその同飛行場の早期閉鎖・返還を求めているところでございます。また、普天間飛行場負担軽減推進会議や同作業部会、軍転協において、政府に対し同飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むことや運用停止に向けた新たな期限を設定し、確実に取り組むよう要望しているところであります。引き続き、宜野湾市とも連携して、早期の閉鎖・返還を要求していきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 ありがとうございます。

返還合意が決まったとき、5年ないし7年、5年ないし8年では返還するって言っていたんですから、やっぱりそこはしっかり守ってもらわないといけないですし、仲井眞県政のときに5年以内の運用停止というところまで政府と約束したんだから、その約束はしっかり守っていただかないと思うので、ぜひ力強く主張していただきたいと思います。

続きまして、少し再質問としてこども医療費助成について、先ほど66億円、沖縄県全体でやっていて、県の負担として33億円、そして18歳まで同じレベルで進めた場合、38億ということなんですけれども、実際今後こういったこども医療費を18歳まで広げ

るっていうことになったときに、市町村との調整が必要になると思うんですけども、今そういったお話っておりますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 市町村とは定期的に会議等を開いて、意向の確認などを行っているところであります。実際、現在市町村が独自で18歳まで補助、助成を行っているところが既に19市町村ございます。ということで、残りの市町村についても、18歳まで拡大することについての意向というのを確認しながら、今進めているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 ありがとうございます。

県が拡大すればする分、市町村は非常に助かると思いますので、ぜひ進めてほしいっていうのと、やはりこの医療費、子供たちが平等に医療にアクセスできるというのは、非常に素晴らしいことだと思うんですよ。子供の貧困率が非常に高い中、こういったことっていうのを県としてできることって非常にいいと思いますので、ぜひ進めてほしいと思います。それで、医療費助成について、日本全国でやっていない自治体ってないんですね、夕張市も含めて。財政破綻した夕張市でさえ、医療費助成っていうのをやっている中、本来であれば国のユニバーサルサービスとして、これはやらないといけないものだと思うんです、医療費って。そういった要請というのは行ったことはございますか。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

全国知事会の中で要請を行っております。国の責任において、全国一律の制度を創設することを要請しております。また、全国衛生部長会というものがあるんですけれども、そこでは令和5年3月28日に、乳幼児、子供及び障害者やひとり親家庭等に対する医療費の自己負担についても地域の格差があるというふうな現状でございますので、国の責任において統一的な医療費助成制度を創設することということも併せて要請しております。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 ぜひよろしく願います。

県内の中でもやはりこの医療費——宜野湾市だったら隣の北谷町が高校まで無料化を実現していたりとか、そういった中で、やっぱり住んでいる人たちの中で不平等感というのが生まれてくる要因になるので、ぜひ県で進めてほしいというのも——そもそも国としてこれを絶対広げていくのが筋だと思うので、そこは

両方ぜひやっていたらと思います。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時55分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○玉城 健一郎 議員 ありがとうございます。

次、P F O S 対策についてなんですけれども、正直、企業局がこの汚染が分かっているという中部水源。非常に厳しい状況の中で、汚染が分かっているけれどもどうしても取水せざるを得ないという状況に追い込まれているというのは非常に理解はしています。ただ、正直、私の同級生とか子供を持っている親御さんとか非常に多いんですよ。そういった中で、みんなこの水に対して非常に危機感を覚えている。なので、10人ぐらい集まって話ししてるんですけど、ほとんどみんな浄水器をつけたりとか、飲み水っていうのはペットボトルで買っていたりとか、そういう現状なんです。それぐらい危機感を覚えていく中、やはりもう企業局として、今回非常に厳しい判断があったと思うんですけれども、こういう現状はぜひ認識してほしい。県民のこの不安というのは。そこはぜひ認識してほしいと思います。それで、今回の濁水について、もしデータとしてあったら教えてほしいんですけども、中部水源、そもそも汚染されていなくて例年どおりに取れていたら、今の濁水状況、一番最新の状況と比べてどれぐらいポイントが変わってきてたんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時57分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

今企業局では、P F O S 対策の一環として中部水源の取水を令和4年の5月以降、順次停止あるいは制限しております。全ての中部水源からの取水を仮に実施していた場合、令和3年度の取水量を基に推計しますと、令和6年1月末までの合計は約900万立方メートルとなりまして、これはダムの貯水率の8%程度に相当する値でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 本当にこの貯水率っていうのは、今回の中部水源のものとかって非常に濁水の状況に影響出ていると思うんですよ。その中で、基地があるゆえのそういった影響。それでもう一つ先ほど答弁

の中でありましたけれども、濁水状況になって海淡水施設を稼働して1か月当たり1.9億円かかっているという状況にある中で、やはりこういった費用弁償、ぜひとも国に求めていくっていうお話をされています。それでもう一つやらないといけないと思うのは、今回の濁水というものを踏まえた上で、やっぱり、そもそも中部水源をどうするのか。ちゃんと除去させる、立入調査をもちろん求めていくのもそうですけれども、こういった濁水が起こっているんですから、この海淡水施設の活用については、もう少し早めに活用するということと、それに対しての費用負担をぜひ国と協議して、国に負担させるべきだと思うんですよ。その辺りはいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 今議員御指摘の点は、企業局でも非常に重要な問題というふうに考えております。そういったことも含めて、今年1月に改めて知事が関係大臣に要請を行いまして、その中でこの海水淡水化施設の稼働に係る費用、あるいは高機能活性炭の交換に係る費用、いわゆるランニングコストの部分でございまして、そういった部分についても国に支援をしてほしいということで、知事のほうからも要請をしております。大臣からは、P F O S 等問題は重大なものであると認識し、できることをしっかり行ってきたいというふうな回答をいただいているところであります。引き続き知事を先頭に、P F O S 対策に係る費用の負担を国に求めることについて強く行ってまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 よろしくをお願いします。

本当に待ったなしだと思います。ぜひ、対策をお願いいたします。今、濁水の状況で40%という現在の状況というのがあると思うんですけども、この状況でそのままの水位、そのまま何もしない状況だと、いつ頃に枯渇するシミュレーションになっていますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 本日の零時付のダムの貯水率は43.6%と、昨日が43.7%でございまして、これまで1日0.3ポイントずつ減少しておりましたけれども、昨日から今日にかけては0.1ポイントということで、降雨によって減少が少し抑えられているということでもあります。今後このままの状態が続くと、いつ頃にいわゆるダムの貯水量がなくなるのかというふうな御質問でございまして、まさに今日の降雨のように天候の状況がございまして、予断を持って現時点でいつ頃までもつとか、そういったことについては

答弁は差し控えたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 分かりました。

本当にこれからゴールデンウィークも含め、観光シーズンということでやっぱりリゾートですから、観光客が非常に水を使うと思うんですね。だからそういった状況がある中で、ある程度県として、水というのを確保していくっていうのは必要だと思うので、しっかり渇水の対策だったりとか、今後対策も必要だと思うんですけど、よろしく願いいたします。

P F O S 対策についてなんですけれども、沖縄県の環境部の P F A S の調査でも、宜野湾市で2200ナノグラムパーリッターが出ていたりとか、非常に高い数値が出ています。今そういった状況がある中、基地の蓋然性が高いっていう中で、沖縄県がその調査ができない一番の要因というか、日米両政府がそれを認めていなかったりとか、地位協定っていうのがこの壁になっていると思うんですけども、その認識でよろしいでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 米軍基地由来の蓋然性が高い P F O S 等の対策について、やはり沖縄県がその基地の立入調査をさせてほしいということで、何度も要請をしているのですが、国からも米側に伝えてはいるということではありますけれども、まだ実現できてはおりません。そのために実は、ワシントン事務所の職員を通じて、アメリカ国内でもその環境に対する P F O S、P F A S の関心が非常に高まっているということで、各議員に対して、ぜひその調査については、アメリカ国内のみならず、少し法律の改正も伴いますけれども、海外の米軍基地についてもその地元当局、つまり沖縄で言えば沖縄県庁の要請によって、その調査に協力をするよう、ぜひその法律の改正も含めて、海外の米軍基地の所在する地域においても関心を払っていただきたいというようなレターを作って発出をするということで準備をさせていただいております。ですから、基地を提供している日本政府には当然ですけども、この P F A S をろ過するための様々な費用も負担を要求しておりますし、もちろん基地を置いている当の責任者の米国政府にも——この P F A S によって地域の、基地の外に住んでいる方々にも、基地の中にも私たちは水を供給していますので、共通の課題であるという認識を持っていただいて、ぜひそのことについての協力をさせていただきたいということで、アメリカ政府にも働きかけさせていただいております。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 ありがとうございます。

本当に非常に大切な働きかけだと思いますので、ぜひ知事、この働きかけを頑張ってください、立入調査、そしてまた汚染源というのをしっかり調べた上で、やっぱりそういう汚染者自らの負担で除去させるよう、そこは安心・安全な水というのを県民に届けるために必要なことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。沖縄だけじゃなくて、米軍基地がある地域、厚木だったりとか、いろんなところで P F A S というのが検出されていて、同じような状況というのはどこの自治体でもやっぱり抱えていると思うんですよ。そういった自治体と連携しながら、この日米両政府に訴えていくっていう必要性があると思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 議員御指摘のように、沖縄だけではなくて厚木、横田周辺のほうからも P F O S の検出等があるという状況で、県としましてはといいますか、自治体の連携としては渉外知事会というのがございます。ですので、その中での要請においても、P F A S 等についての調査等について国に対して要請をしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城健一郎議員。

○玉城 健一郎 議員 先ほども申し上げましたけれども、この小さなお子さんだったり、子供を持つ親御さんからしたら本当に非常に深刻な話なので、そこは自治体とかで沖縄県だったりとか宜野湾市とか同じような状況に陥っている、住民に言われていると思うんですね。なのでそういったところでしっかり連携しながら、やっぱりこの問題の解決に向けて、その取組を進めていただきたいと思います。

ぜひとも、本当に企業局も環境部も含めて、基地対策部門も、ぜひこの P F A S の問題について、しっかりこれからも取り組んでいただきますようよろしく願いいたします。

私も6月にはしっかりこの場所に戻ってきて、この P F A S の問題だったりとか普天間飛行場の問題だったりとか、沖縄のこの経済、今後の経済だったり人口動向も含めた、域内経済も含めてですけども、そういった議論をしっかりしながら沖縄県をどんどん前に進めていきたいと思いますので、ぜひまたよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 議長、休憩をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時7分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 光栄 議員 それでは、会派おきなわ新風、新垣光栄。今回は、前に進むために私が行った過去の代表質問、一般質問、提言、提案を振り返り、2期目最後の一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

まず大枠の1、大型MICE施設整備事業と世界ウチナーンチュセンター（仮称）整備について。

私は、一般質問、代表質問の全てにMICE施設の整備等と基地問題について取り上げてまいりました。そのMICE施設について、先日、西原町、与那原町で5年後に開業することを目指す住民説明会が開かれました。大型MICE施設の整備や運営に関する実施方針が示され、地元は大変喜んで期待しております。知事はじめ、照屋副知事、池田副知事、そして宮城部長、大変ありがとうございました。また、小浜課長をはじめ、担当職員の皆さんにも感謝を申し上げます。

県では、県土の均衡ある持続可能な発展に向け、東海岸にもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築することが重要であるという方針の下、北部圏域を含めた沖縄県東海岸サンライズベルト構想を策定しました。その核となるのが大型MICE施設整備事業であります。

そこで(1)、大型MICE整備事業の進捗状況と知事の決断について伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 お答えいたします。

大型MICE施設の整備に向けては、PFI法に基づく実施方針を令和5年10月に、そして要求水準書（案）を令和5年12月に公表させていただきました。今後は議会の議決を経て、令和6年5月に入札公告、令和7年7月に事業契約の締結後、令和11年3月の供用開始を予定しています。

沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、大型MICE施設の整備とMICEを中心とした魅力あるまちづくりを推進することとしております。成長著しいアジア地域や国内のMICE需要を取り込み、県経済の活性化や産業の振興を図るとともに、東海岸地域の振興、サンライズベルト構想なども着実に進めていくため、県土の均衡ある発展につなげていけるよう取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 玉城知事、どうもありがとうございます。

ございました。地元は大変喜んでおります。

続きまして、再質問ですけれども、サンライズベルト構想において目指す姿として、円滑な交通ネットワークを掲げております。MICE施設整備に最も重要な要素が円滑な公共交通ネットワークです。それがないと交通渋滞の原因で、単なる迷惑施設になると思っておりますので、ぜひその辺も含めて整備をしていただきたいと思いますが、一言でよろしいのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 MICEへのアクセス道路としましては、国において小禄道路、南風原バイパス、与那原バイパスなどが順次整備されているところであります。また、渋滞緩和の検討対策として、大型MICEに係る交通量の調査とか公共交通の影響と対応策、それからシャトルバスの効果、運用方法等についても関係部局で検討しております。今後も大型イベント時の移動の分散化、ソフト対策の検討も含めて関係各課と連携して取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 よろしく願いいたします。

次に、我が会派の代表質問でも取り上げました世界ウチナーンチュセンター、ムートゥヤーについて、世界のウチナーンチュとの交流をするたび私も施設の重要性を感じ、幾度となく質問をさせていただきました。今回知事の決断で国内外に住む県系人、そして県民の交流拠点となるウチナーンチュセンターをMICE施設に併設することになりました。この知らせを聞いて、沖縄県民、世界の県系人から賞賛や大きな期待の声が寄せられています。MICE施設に併設して世界ウチナーンチュセンターを設置することは、マリントウンMICEエリアが人の心に共感し、みんなとつながる魂の籠もった建物と空間になると確信しております。本当に素晴らしいことであります。県知事はじめ、職員の皆さん、本当にありがとうございました。

そこで(2)、世界ウチナーンチュセンター（仮称）整備方針について知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県では、交流拠点等4つの機能を備えた世界ウチナーンチュセンター（仮称）を大型MICE施設に併設し、整備することとしております。大型MICE施設には、約1万人を取容できる展示棟や多くの会議室などが整備されることから、世界のウチナーンチュ大会の開会式・閉会式や、その他国際交流イベントの開催が可能となります。このセンター——仮称ではありますが、そこに県

内外、海外から多くのウチナンチュが集い、交流することで、地域外交において大きな役割を担うウチナンチュネットワークの継承・発展につなげてまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 本当に、箱物に魂が籠もった政策ではないかなと思っています。そこでさらに、この世界ウチナンチュセンターを発展させるために、交流の運営組織に、西原町出身のハワイ州イゲ元知事を最高顧問に迎えて、そういう活躍をしてもらってはどうかと思っていますけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 センターのほうにつきましては、交流拠点として様々な団体、それから海外のウチナンチュネットワークと連携しまして、効果的な運用をしたいと思っておりますが、その運用に当たりましては、関係団体、それから世界のウチナンチュネットワークの意見も聞きながら効果的な活用方法について検討してまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 ぜひ、イゲ元知事にも声をかけていただいたら賛成していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に大枠の2、米軍基地問題と平和外交についてからお伺いいたします。

(1)、P F O S等による水道水源等の汚染源対策と日米地位協定について見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

米軍基地由来の蓋然性が高いP F O S等汚染は、国の責任において適切に対処する必要があると考えておりまして、これまでも国及び米軍に対し、汚染原因の究明と必要な対策の実施、県・市町村職員による立入調査の実現、P F O S等対策に係る費用負担等を要請しているところでございます。

企業局としましては、引き続き立入調査の実現やP F O S等対策に係る費用について国が負担することを強く求めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県としましては、平成28年度以降、P F O S等の汚染源である蓋然性が高い嘉手納飛行場等への立入申請を行っておりますが、米軍基地への立入りの可否については、米軍に裁量を委ねる形での運用となっていることから、立入調査がまだ実現していないというところでございます。そのた

め、県が行っている日米地位協定の見直しに関する要請の中で、第3条関係において、公務遂行上必要な地方公共団体による施設・区域への立入りを含め、米側はあらゆる援助を与えること等を求めているところでございます。引き続き、全国知事会、渉外知事会、軍転協とも連携し、日米両政府に同協定の見直しを求めてまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 企業局長からは、費用の負担の問題、そしてもっと強く抗議すべきではないかという意見に対して答弁がありましたけれども、本当に今回、地質調査、そして水質調査、血中濃度の検査、健康調査、環境調査など、米国本国で行われているような全ての項目について調査をして、その対策に必要な費用を積算し、当事者である米国や日本政府に負担を求めると思っております。そのためにもぜひ立入調査が必要だと思っておりますので、しっかりその辺をやっていただきたいと思っておりますけれども、もう一度所見をお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 企業局が実施した調査の結果、汚染源は嘉手納基地である蓋然性が高いと考えております。これまでも令和元年、3年、4年に国及び米軍に対し、汚染源の究明と必要な対策の実施や立入調査を認めることなどを要請してございますが、まだ実現していないことから今年1月に改めて知事が関係大臣に要請を行ったところであります。引き続き、P F O S問題の解決に向けて必要な対策の実施、あるいは立入の実現などについて国、米軍のほうに強く求めてまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 そして、日米地位協定の改定についてですけれども、私も総務企画委員会でイタリアのトリカリコ元N A T O空軍司令官と意見交換をさせていただきました。そのとき、地位協定の改定に向けて、司令官から記録を残しておくことが重要だというアドバイスをいただきました。資料の管理状況はどのようになっているか伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

米軍の関係だと基地対策課になりますが、米軍関係の事件・事故が発生した際、例えば沖縄県警や沖縄防衛局等の関係機関から情報提供を受け、事件・事故に関する情報を取りまとめた上で、抗議・要請といった対応を取っており、収集した情報については事案ごと

に時系列で整理しているということでございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 やはり、資料がどんな資料であつても細かく残しておく、記録を残しておくことが今後の交渉等に役立つということですので、しっかりその辺を細かく残し、また公開していただきますようよろしくお願いいたします。

次に(2)、米軍の訓練激化と自衛隊基地の強化について知事の見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

昨年1年間の普天間飛行場と嘉手納飛行場を合わせた米軍機の離着陸回数は、対前年で約14%の増となっております。また、いわゆる安保関連3文書では、厳しい安全保障環境に対応するため、南西諸島における自衛隊機能の増強等が示されております。

県としては、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えており、去る2月17日の防衛大臣への要請で、今後、本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小と併せて検討すること等を求めたところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 今回、米軍基地の編成や移転で、戦闘能力のある部隊はほとんどいない状態で、米軍人やその家族も減少しているとうわさされております。そういった中で、なぜ訓練が激化しているのか、騒音とか環境問題が多くなっているように思われます。そのような状態が、沖縄県が単なる米軍や自衛隊の訓練場になっているのではないかと危惧していますが、県の見解はどのような考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 せんだつての林官房長官、それから木原防衛大臣に要請をさせていただいたときも、沖縄は陸上の基地のみならず、空域・海域に幅広い訓練域があるために、外来機などが沖縄に飛来する回数が非常に多いという現実をお話しさせていただき、この訓練域、空域についてもぜひとも米側に少しでもその返還をするようにというようなことも要望に織り込ませていただきました。つまり、沖縄県近海・空域において、いかに訓練を移転させていくことができるかということも沖縄における基地負担軽減の大きな方向性の一つであるというように考えています。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 ぜひ、この米軍基地が縮小しても、そういった訓練が激化すると何の意味もない返還

になってしまいますので、よろしくお願いいたします。

次に、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で国際機関等の誘致を掲げていますが、そこで(3)、国際機関等の誘致について伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県では、アジア太平洋地域のさらなる発展と持続的安定に貢献するため、平和発信拠点としての認知を深める観点から、国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信などに取り組んでいるところです。国際機関等の誘致に向けては、これらの平和発信拠点の形成に係る取組も踏まえながら、関係部局と連携して求める機能の整理を行い、対象となる機関について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 その後ろの項目ですね、私もアメリカに行った際に、議員や議会関係者、そして環境団体、労働団体、女性団体等の皆さんを沖縄に招聘して、沖縄の実情を見ていただくことが大切だと強く感じ、幾度となく一般質問や代表質問、委員会で取り上げました。しかしまだ実現されていません。国際関係者の招聘の取組について、いつ頃行うのかお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 ワシントン駐在におきましては、沖縄における基地問題の解決を図るため、米国内での情報収集及び情報発信のほか、影響力を有する人物の沖縄への招聘にも取り組んでおります。その結果、令和4年には、米国のメディア関係者が沖縄の基地問題を取材するため来県し、知事にインタビューを行っております。引き続き、ワシントン駐在を活用し、影響力を有する人物の沖縄への招聘に取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 この答弁何度も聞きました。そろそろですね、次年度しっかりやるのかどうか答弁をいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 ワシントン駐在と私との意見交換の中で、実は私が訪米をした際に、ぜひ沖縄に行つて実際にその現場を見ている方々から意見をいただきたいという、非常に関心の高い議員もいらつしています。その議員には引き続き呼びかけをさせていただいて、大きい選挙が控えているアメリカではありま

すけれども、できる限り次年度の早い段階で招聘することができるように鋭意取り組んでいきたいというように思います。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 ぜひ、知事お願いいたします。知事の所信表明の中にも入っていますので、次年度しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは大枠の3、子育て・教育支援と高齢者福祉について伺います。

(1)、公的施設を活用した子育て支援について現状と成果を伺います。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県では、放課後の安全・安心な居場所を確保するため、公的施設を活用した放課後児童クラブの整備促進を進めてまいりました。これによりまして、令和5年5月現在、公的施設を活用したクラブは211か所となっております。平成25年度の143か所から68か所増加しております。また、県内の子供の居場所の半数近くが、公的施設や自治会事務所等に設置をされております。子育て支援を実施する上で公的施設の活用は、賃借料の負担軽減や適切な設備の確保等が図られることから、県では引き続き、公的施設を活用した子育て支援の充実に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 本当にこの制度、すばらしい制度で、皆さんから感謝されております。ぜひそういった公的施設を活用したこの居場所づくりだったり、無料塾だったり、本当に貧困で困っている家庭の子供たちが生き生きと通う姿等を見させていただくと、もっともっとあってもいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そしてそれと関連して(3)、高齢者が生き生きと暮らせる公民館を活用した地域づくりについて。これも公的施設に入ると思うんですけれども、そういった事業を進めるために新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の中にしっかり盛り込んでいると思いますけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 公民館は、高齢者の通いの場や老人クラブなど健康づくりや社会参加等

を促進するための地域における様々な活動に活用されているところでございます。

県としましては、公民館などを活用しました住民主体の通いの場の普及に向けた市町村の取組の支援や、老人クラブ活動の支援などを行うことによりまして、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 ぜひ、今、高齢者の皆さんが増える中、そして少子化、支える皆さんが減少していく中で、もう現役世代が対応できなくなっております。住民など多様な主体のサービス提供体制の確立が必要だと思っておりますので、今部長からありましたとおり、公民館等を活用して県がしっかり補助をしていただいて、県独自の事業もつくっていただいて、身近な地域でそういった方々を支える、介護の事業で支えるというのが私は効率のいい事業だと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に大枠の4、観光振興とスポーツ振興についてから、私が9月の一般質問に取り上げさせていただいた奥武山公園へのJリーグ規格サッカースタジアム整備の促進について、知事の所信表明の中に掲げられていてうれしく思っております。そこで(2)、Jリーグ規格のサッカースタジアム整備について、方向性と方針を伺います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 Jリーグ規格スタジアムの整備は、フットボール専用スタジアムとして、法手続への対応、既存イベントの調整、整備費の縮減、財源の確保等の課題に取り組んでおります。今年度は、コスト縮減と効率的な運営を目的に、2万人規模の収容として整備する手法と、当初は1万人規模として整備した後、2万人規模へ段階整備する手法との比較検討を行いました。また、PFIによる事業実施や整備後の運営方法、にぎわい創出の方策等について、有識者ヒアリングや民間事業者サウンディング等を実施しております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 私たち中城村、そして西原町でも多くのプロサッカーチームのキャンプを誘致していて、このサッカースタジアムの整備について執行部の皆さんが掲げたことで、関係者は大変うれしく思って歓迎しておりますし、私自身もうれしく思っております。そういった中で、沖縄県においてこのサッカーと

競合する陸上競技場が沖縄市の総合運動公園と奥武山公園の2か所です。その奥武山公園の陸上競技場の課題が出ております。陸上関係者からは、那覇市で唯一の陸上競技場がなくなることを危惧する声があります。ぜひ代替地を確保するなど、陸上競技の発展のことも考えて調整していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県営の陸上競技場については、今議員がおっしゃいましたとおり、第1種公認陸上競技場を県総合運動公園内に整備しているところであります。平成29年8月に策定した整備基本計画においては、フットボール専用スタジアムとして整備することとしておりますので、この場合、陸上競技場がなくなった後の対応としましては、那覇市に聞き取りをしましたところ、南風原町など近隣自治体の陸上競技場を市民が利用する広域的な連携を図ることを検討しているというふう聞いております。

県としましても、近隣市町村に対し、市民の施設利用への協力について理解を求めていきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 ぜひ、令和16年に本県で開催予定の国民スポーツ大会に向けて、そういったスポーツ施設もしっかり協議しながら整えていただきたいと思っております。

次に、沖縄空手の振興について。

私は、沖縄空手独自の段位制度の推進が今後の空手の大きな発展、可能性に結びつくと確信し、幾度となく段位制度の導入について質問をさせていただきました。

(3)、沖縄空手独自の段位制度と保存・継承・発展について取組状況と見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県では、各流派や道場等が独自に段位を発行している現状を尊重しつつ、空手団体と意見交換を行いながら、新たな段位制度の趣旨や必要性について検討を行っております。具体的には、平成29年度から令和4年度にかけて空手界の協力を得て、各流派の型などについて調査研究を行い、解説書及び指導体系書を作成しました。解説書等において、流派別の段位・級位に応じた型の取得時期などを示しております。今後、各流派等の理解を得ながら、解説書等を踏まえた流派別の型の特徴や昇段審査の判定基準等について研究し、取組の方向性を整理してまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 しっかりこの沖縄独自の段位制度、その導入がこの沖縄空手発祥の地の発信のコンテンツにもなると思っておりますし、その発信力の強化にもつながっていくと思っておりますので、ぜひ段位制度を取り入れていただきたいと思っております。

それでは大枠の5、公共交通政策と社会資本整備について(1)、交通弱者・交通渋滞対策とバス網再生とモノレール延伸の現状と課題について伺います。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県では、渋滞解消に向け、学生等交通弱者の円滑な移動を念頭に、高校通学の移動方策やバス網の再構築等について、北・中・南部の各圏域における連携交通会議で議論をしているところです。また、モノレールの延伸については、過年度調査で明らかになった費用便益比や採算性等の課題も踏まえて、令和6年度にフィーダー交通の導入可能性調査を予定しております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 今、様々な取組を行っていると思っております。そういった中、私は中高校生のバスの無料化に関しては、これは交通渋滞対策と一緒に複合的に実施すべきだと思っております。そこで、一定料金を支払うことで乗り放題になるサブスク型の運賃導入に向けて実証実験をしたらどうかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 まず、教育委員会で実証している事業についても御承知のことと存じますが、教育委員会においては、家庭の経済環境にかかわらず子供たちが安心して学業に励むことができるという趣旨の下に、中高校生のバス通学無料化に取り組んでいるところでございます。これまで段階的に進めてきているところでありまして、今後の在り方については、持続可能な支援の在り方ということで、さらに検討をしていきたいというふうに考えているところですが、今議員から御案内のあったことにつきましては、別の視点での支援であるというふうに思いますので、今後議論を少ししていく必要があるかなと考えているところです。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 どうぞ、企画部長。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○**金城 敦 企画部長** 県外では、学生の通学支援を目的に定額で一定期間公共交通を利用できる事例があることは承知しております。これらの事例については、交通事業者の理解と協力が必要不可欠であります。このため、まずは交通事業者と意見交換をし、関係部局と連携を図りながら実現の可能性を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣光栄議員。

○**新垣 光栄 議員** 前向きな答弁ありがとうございました。ぜひ、今やっている中高校生のバス無料化の件と一緒に複合的な政策をやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。その中で、広域コミュニティバスの運行をどのように今県は考えているのかお伺いいたします。

○**赤嶺 昇 議長** 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

○**赤嶺 昇 議長** 再開いたします。

企画部長。

○**金城 敦 企画部長** 全国では、交通空白地域、不便地域の解消を図るため、隣接市町村間で地域公共交通会議を設置し、コミュニティバス等の共同運行や相互乗り入れを行っている事例があります。コミュニティバスを含めた広域的な移動手段の確保については、現在各圏域の市町村が参加する連携交通会議で検討を進めているところでございます。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣光栄議員。

○**新垣 光栄 議員** ぜひ、広域的なコミュニティバスの運行も視野に入れて進めたいと思います。そこで、ちょっと小さくなるんですけど、中城の護佐丸バスをモノレールでだこ浦西駅までぜひ連結していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○**赤嶺 昇 議長** 企画部長。

○**金城 敦 企画部長** 繰り返して恐縮ですが、コミュニティバスを含めた広域的な移動手段の確保は今まさに連携交通会議で検討しているところでございますので、議員提案の交通についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣光栄議員。

○**新垣 光栄 議員** ぜひ、この広域的なバス運行の第一歩に、中城、北中、西原を含めた、そういったコミュニティバスを各モノレール駅に連結させるような議論もしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

そしてもう一つ、大型MICEへのモノレールの延伸ですね。令和6年度に再調査をするということなんですけれども、パーソントリップ調査も平成17年度のを今活用していると思いますので、新しくなるパーソントリップ調査も活用して、MICE施設ももう決定したわけですから、もう一度このモノレールの延伸について調査・協議すべきだと考えていますけれども、県の見解を伺います。

○**赤嶺 昇 議長** 休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時41分再開

○**赤嶺 昇 議長** 再開いたします。

企画部長。

○**金城 敦 企画部長** 令和6年度において、フィーダー交通の導入可能性調査を実施します。その中において、モノレールの延伸についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣光栄議員。

○**新垣 光栄 議員** 大変ありがとうございます。

次に、共同のまちづくりについて。

知事、先日は北中城村、中城村の要請に快く対応していただき、大変ありがとうございます。両村の広域的まちづくりに向けた都市計画区域の再編と県営中城公園の歴史文化拠点施設の整備などを要請した際、県は区域再編、そして次年度以降に市町村との協議の場を設定し、両村と連携を図りながら進める意向を示していただきました。

そこで(2)、中城村・北中城村共同のまちづくりについて県の方向性を見解を伺います。

○**赤嶺 昇 議長** 土木建築部長。

○**前川智宏 土木建築部長** 中城村・北中城村の共同まちづくり計画は、両村が中城城跡等の共通する資源を生かして、一体的にまちづくりを進めるもので、意義深いものと考えております。また、広域的な都市計画にも関わることから、県は現在実施中の都市計画基礎調査と、その後実施する分析結果を踏まえ、協議会等を設置し、両村を含む関係市町村の意見を聞くとともに、国との協議に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○**赤嶺 昇 議長** 新垣光栄議員。

○**新垣 光栄 議員** 大変ありがとうございます。私たち中部広域、そして東海岸のMICEと同様に起爆剤になると思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。そして、また平成27年度以降、開催されていなかった協議会も開催の約束をしていただき、

ありがとうございます。この中城公園は、沖縄の歴史・文化・自然を積極的に活用するという方針の下、今この公園整備が進められておりますので、しっかりそれに基づいた整備を両村と話しながらかやっていたきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは(3)、沿道景観推進室設置と街路樹等の適正管理について、知事の見解を伺ひます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県では、「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」に基づきまして、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい沿道景観を目指しており、令和6年度から新たに沿道景観推進室を設置し、体制を強化することとしております。同室では、これまでの道路緑化業務に加えて、沖縄らしい魅力ある道路の修景や、地域やボランティア及び企業等との連携など、良好な沿道景観の形成に向け取り組むこととしております。また街路樹等については、沿道景観に配慮しつつ、効果的・効率的な管理に努めてまいります。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 この沿道景観推進室も設置していただき、予算も増やしていただき、もう沖縄から雑草が消え、すばらしい景観が整ってくるだろうと期待をしております。そこで、そういった段取りをしていただいた部長をはじめ職員の皆さんに感謝申し上げます。そして、行政に任せるだけではなく、私たちもしっかりボランティアをやっておりますので、ぜひ協力させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

休憩お願ひします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 光栄 議員 (スクリーンに表示) これは中城村の議員団で、雑草がなくなった街路帯に花を植えています。今までは雑草を刈るボランティアをしておりました。それが雑草がなくなると、花を植えるボランティアに変わっていくわけですね。そういった意味でも今後地域の皆さんのこういったボランティアにも役立ってくるし、好循環になっていくと思ひますので、雑草がなくなればあとは花を植えるボランティア、ぜひそういう事業に活用していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

休憩お願ひします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○新垣 光栄 議員 最後に、行財政改革について。

(1)、観光税の導入について進捗状況と見解を伺ひます。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、観光目的税(宿泊税)の導入に向けた検討を進めております。これまでの観光関連団体、市町村との意見交換やツーリズム産業団体協議会からの意見書において、税の使途、税額設定の在り方、県と導入市町村との税率・税の配分等の論点が挙がっております。宿泊税につきましては、目的税であることから、納税者である観光客に利益が還元される必要があります。現在、県の関係部局と全市町村を対象に需要調査を実施しているところであり、需要調査を踏まえ、税額設定の在り方や県と市町村の配分等を検討することとしております。

県としましては、納税者の過重な負担とならない、簡素で分かりやすい制度となるよう、観光関連団体や関係市町村と丁寧意見交換を行いながら、導入に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 新垣光栄議員。

○新垣 光栄 議員 この観光目的税の導入ですが、私もずっと総務企画委員会のときから提案、そして推進を提案させていただきました。そういった中で、この観光目的税の使途を明確にして、市町村と県との配分割合の議論をぜひやめてほしいなど。沖縄らしさを守っていくのは、ホテルがある地域だけではないんですよ。それを沖縄の観光に本当に資する——ホテルがあるところの市町村に配分するだけではなく、ホテルがないヤンバルの国頭や東村、そして離島等にもしっかりと沖縄らしさを残し、観光に資する施策に使うために分配していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上、一般質問を終わります。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

(比嘉京子 議員登壇)

○比嘉 京子 議員 皆さん、こんにちは。

ていーだ平和ネットの比嘉京子でございます。

一般質問を行います。

1番目に知事の政治姿勢についてです。

昨年5月、米国の雑誌タイムの表紙を岸田首相が飾りました。その表紙には「日本の選択」と題し、「岸田総理大臣は何十年も続く平和主義を放棄し、自国を真の軍事大国にしたいと望んでいる」とし、見出しに軍事大国化、選択という報道をいたしました。

さて、質問に入ります。

(1) 番目に、安保関連3文書について。

岸田政権が2022年12月に閣議決定した安保関連3文書、いわゆる国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画は、戦後日本における戦力不保持、交戦権の否定という世界からの信頼を根底から覆した。安保関連3文書は、敵基地攻撃能力を備えることは武力による威嚇に該当し、憲法第9条第1項に反対すると考えますが、認識を伺います。

(2) 番目に、最大の問題は、国の安全保障政策や憲法に関わる大転換が国会議論を経ず、内閣一存で閣議決定することは、議会制民主主義、立憲主義をないがしろにする重大問題であると思う。見解を伺います。

(3)、敵基地攻撃能力の保有は、日米安保条約体制下で、防衛力という盾に徹してきた自衛隊が、矛である米軍の攻撃力を肩代わりすることを意味する。敵基地攻撃能力の保有は専守防衛を形骸化させ、周辺国との軍拡競争を招き、地域の緊張感を高める安全保障のジレンマに陥るものである。認識を伺う。

(4)、これまでGDPの1%としてきた防衛費を2027年度に2%にするとしています。2021年度の防衛費の国際比較では世界9位だが、2027年には米・中・日本と世界第3位の軍事大国になろうとしている。そのことは、南西諸島における敵基地攻撃能力を持つミサイル基地をはじめ、本県の基地負担が高まることを意味する。認識を伺う。

(5)、知事は先日、東京において、日米地位協定を改定するシンポジウムに参加された。シンポには元イタリア空軍参謀長もオンラインで参加したと報じている。特にイタリアがどのように地位協定を改定したのか、日米地位協定の改定に向けた示唆があったのか、見解を伺います。

2番目として、平和・地域外交推進課の設置について。

(1)、本県は1990年代から国外に県事務所を設置し活動してきた。その実績と今後の展開を伺う。

(2)、地域外交の戦略・取組では、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点の形成を目指している。戦争回避はもとより人間の安全保障を含め、より高次の平和の確保に向けた取組を目指すとしている。そこで国連大学のチリツィ・マルワラ学長が

来沖し、県内への研究機関設置に関心を示しているとの報道があった。見解を伺う。

3、那覇空港の安全性について。

(1)、去る1月、羽田空港において日本航空機が海上保安庁機と衝突炎上するという事故が起きた。那覇空港における安全体制について伺う。

(2)、ジュネーブ条約など国際人道法では、有事の際において軍民分離の原則を徹底することとしている。羽田をはじめ那覇空港は、平時から民間機と自衛隊機の軍民共用空港である。国は、有事を想定した軍拡にかじを切っていながら軍民共用を容認している。県として民間人の安全を守るため、国への働きかけが必要ではないか。

4、教育行政について。

(1)、うるま市における陸上自衛隊訓練場建設計画による県立石川青少年の家への影響、また陸上自衛隊石垣駐屯地増設地に隣接する八重山農林高校の実習場への影響について認識を伺う。

(2)、これまでの答弁において、琉球・沖縄の歴史教育を学校教育の指導の努力点へ位置づけることについて、令和7年度を目途に取り組んでいることを評価しています。さらに琉球・沖縄の歴史教育を推進するためには、地域の方々や関係機関、歴史研究者との連携やネットワーク構築が必要であるとしている。その推進を担うため、琉球・沖縄史教育推進委員会（仮称）の設置が求められていると考えますが、見解を伺う。

(3)、文部科学省は、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動が取れる力を身につけることができるように生命（いのち）の安全教育を実施し、令和5年度から令和7年度までの3年間を、さらなる集中強化期間としています。本県の取組の進捗状況と今後の進め方について伺う。

(4)、文部科学省は令和3年度、全国栄養教諭の実態や課題を把握し、今後の栄養教諭の一層の配置促進と学校における食育の推進を図るとしています。前議会において、本県の配置状況を下位と指摘をしました。九州各県を例に見ると、福岡県82.7%、佐賀県74.4%、長崎県68.5%、熊本県69.9%、大分県53.8%、宮崎県71.1%、鹿児島県99.4%、沖縄県28.9%です。本県は、2040年、長寿県復活を目指すとしています。長寿県復活の最大の課題である働き盛りの早世を防ぐには、児童生徒の食育こそ全国一にしなければなりません。実行性のある見解を伺います。

5、保育行政について。

(1)、前議会において、県内の保育現場における重

大事故、いわゆる死亡事故や治療に要する期間が30日以上、重篤な事故をいいますが、直近2022年に94件であること、また同年の待機児童数は、待機児童411人と潜在的待機児童1592人の合計2003人であるとの答弁がありました。これらの解決策として、保育士配置基準と保育士の処遇改善の見直しが挙げられます。現行の配置基準では、命の安全さえも脅かす事態である。早急な改善が求められるが、1・2・3歳児の配置基準は55年以上、4・5歳児の配置基準は76年も見直されておられません。認識と対応を伺います。

(2)、一方、保育士の給与の改善については、本県保育士の給与は全産業の給与の約5万円低いとの答弁がありました。待機児童解消が進まない理由も保育士不足が影響を及ぼしております。今後の対応を伺います。

6、我が会派の代表質問との関連については取り下げたいと思います。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 比嘉京子議員の御質問にお答えする前に、比嘉京子議員におかれましては、5期20年にわたりまして、保育、教育、福祉、女性の地位向上、基地問題の解決などなど、それらの議論を重ねてこられました。これまでの県勢発展への御貢献に対し、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、イタリアにおける地位協定及び日米地位協定の改定についてお答えいたします。

イタリアにおいては、1998年の米軍機がロープウェーを切断する事故を受けて、翌年、新たな協定が締結され、米軍機の飛行が大幅に規制されることとなったことが分かっております。先月10日に開催いたしました日米地位協定の改定に係るシンポジウムに登壇していただいたイタリアのトリカリコ元司令官からは、市民の声は非常に重要だが、当時はイタリア政府が主体的に動き、調査段階に入ったなどの意見がありました。

沖縄県としては、日米地位協定の改定には、イタリアのように、日本政府が主体的に自国の主権を米側に主張することが重要だと考えております。トリカリコ元司令官も、日本国の自主権と認識すべきと話しておられました。引き続き、あらゆる機会を捉えて情報収集するとともに、全国知事会や渉外知事会とも連携

し、日米両政府にこの協定の見直しをこれからも要請してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

(溜 政仁 知事公室長登壇)

○溜 政仁 知事公室長 1、知事の政治姿勢についての中の(1)及び(3)、反撃能力保有の憲法9条との関係及び安全保障のジレンマに陥ることについてお答えいたします。1の(1)と1の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないとの基本方針は今後も変わらない旨や、反撃能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する旨が記載されております。しかしながら、反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、従来の専守防衛方針との整合性等の課題や、抑止力の無制限なエスカレーションにより、かえって意図しない衝突のリスクを高める可能性が指摘されているところです。これらのことを含め、国においては、国会の場で十分に議論し、課題や方向性について国民に丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

同じく1(2)、安全保障政策が閣議決定されたことについてお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、これまでの防衛政策から大きな転換となる反撃能力の保有や、防衛予算をGDPの2%とすること等が記述されております。これについて法曹界から、防衛戦略の大転換が、国民的議論は言うまでもなく、国会審議もなされないまま、閣議により決定されたことは、憲法原理の一つである立憲主義、民主主義、国民主権の原理に反するものであるなどの指摘があります。

県としては、我が国の国防の在り方については、国政の場における十分な議論が必要であると考えております。

同じく1(4)、防衛費の増加と本県の基地負担についてお答えいたします。

在沖米軍基地については、沖縄の基地負担の軽減を図るため、SACO最終報告やロードマップに基づき整理縮小が進められておりますが、海兵隊の移転等が進まない上、これによる返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69%程度にとどまります。一方、いわゆる安保関連3文書では、厳しい安全保障環境に対応するため、南西諸島における

自衛隊機能の増強などが示されております。

県としては、米軍の機能や規模が縮小されないまま自衛隊の配備拡張が進められることは、沖縄の基地負担の増加につながることから、負担軽減は米軍と自衛隊を併せて検討される必要があると考えております。

3、那覇空港の安全性についての中の(2)、軍民分離の原則と軍民共用空港についてお答えいたします。

ジュネーブ諸条約追加議定書では、文民等の保護のため、民用物と軍事目標とを常に区分し、軍事目標のみを軍事行動の対象とすることなどが規定されております。令和4年12月、政府は国会で、民用物であっても軍事活動に効果的に資するものについては軍事目標として取り扱われるのかとの質問に対し、自衛隊が使用する空港・港湾が軍事目標に当たるかについては、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があるものであり、一概にお答えできないとしております。

県としては、政府の答弁では、現に自衛隊と民間が共用する空港・港湾が、軍事目標とされるか等については不明であるため、政府に対し確認していきたいと考えております。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 2、平和・地域外交推進課の設置についての(1)、海外事務所の実績と今後の展開についてお答えします。

県では、平成2年以降、台北、香港、上海、北京、シンガポール、ソウルの順に海外事務所を、また、福州に駐在所を設置してまいりました。現地におきましては、経済、貿易情報の収集・提供、県産品の販路拡大、県内企業等の現地活動支援、観光誘客など経済活動を深める取組と併せ、文化や教育などを含めた多面的な交流にも取り組んでいるところです。

次年度以降は、地域外交の観点を踏まえ、年度内に策定予定の沖縄県地域外交基本方針（仮称）に基づき、知事公室をはじめ関係部局等と連携して海外ネットワークの強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

〔金城 敦 企画部長登壇〕

○金城 敦 企画部長 2、平和・地域外交推進課の設置についての(2)、国連大学学長の県内研究機関設置への関心についてお答えいたします。

昨年8月に国際連合大学学長のチリツィ・マルワラ氏が来県し、人工知能と経済発展と題し講演が行わ

れ、その際、マルワラ氏から国連大学の研究機関の沖縄への設置について関心を持っている旨の発言があったことは承知しております。県においては、国際機関の誘致に取り組んでいるところであり、マルワラ氏の発言は大変心強く感じており、引き続き関係部局と連携して求める機能の整理を行い、対象となる機関について検討してまいりたいと考えております。

次に3、那覇空港の安全性についての(1)、那覇空港の安全体制等についてお答えいたします。

那覇空港は、国において航空管制業務を担っております。1月2日に発生した羽田空港における航空機衝突事故を踏まえ、国においては、那覇空港での事故を想定した対処訓練を実施するとともに、管制官による監視体制の強化や滑走路進入に関するルールの徹底等に取り組んでいるとのことです。

県としましては、沖縄県の玄関口である那覇空港における航空の安全・安心の確保に向けて、引き続き安全管理の徹底等について国と意見交換してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

〔半嶺 満 教育長登壇〕

○半嶺 満 教育長 4、教育行政についての中の(1)、陸上自衛隊訓練場建設計画等による影響についてお答えいたします。

石川青少年の家では、児童生徒の健全な心身の発達に資するための活動プログラムを提供しており、宿泊体験、自然体験、野外活動等を行っております。訓練場が建設された場合、騒音等による宿泊やプログラム活動への支障、周辺に生息する生き物への影響等が懸念されます。また、陸上自衛隊石垣駐屯地の増設についての報道があったことは承知しております。

県教育委員会としましては、学習の場における児童生徒の安全・安心の確保は最も重要であると考えており、情報収集に努めるなど対応してまいります。

同じく(2)、琉球・沖縄史教育に関する委員会の設置についてお答えいたします。

琉球・沖縄の歴史教育につきましては、現在、各学校や研修会等において指導方法の研究・改善に取り組むとともに、令和7年度をめどに、学校教育における指導の努力点に位置づけることとしております。

県教育委員会としましては、引き続き地域や学校の実態と発達段階に応じた系統的な指導の在り方を研究するとともに、当該委員会の設置につきましては、関係機関等との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

同じく(3)、生命(いのち)の安全教育についてお答えいたします。

学校においては、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育活動全体を通して、生命(いのち)の安全教育を推進しております。

県教育委員会では、教員等を対象とした研修会において、専門家による講演や養護教諭による実践発表を行うなど、教員の資質向上に努めております。また、被害児童生徒への対応として、初動から継続支援・ケアまでの一連の手順等を示した、性暴力被害児童等への対応手順を作成し、各学校へ周知しております。引き続き、関係機関と連携し、生命(いのち)の安全教育の推進に取り組んでまいります。

同じく(4)、栄養教諭の配置拡充についてお答えいたします。

児童生徒が生涯にわたって自ら健康な生活を送ることができる能力を身につけることは重要であります。学校においては、給食の時間や体育科、家庭科、生活科、特別活動など教科等横断的に食育の推進に取り組んでいるところであり、当該取組を推進する上で栄養教諭は、中核的な役割を担う職と認識しております。そのため令和6年度より、学校栄養職員から栄養教諭への任用替え試験合格者を増やし、毎年15人程度とし、令和10年度までに栄養教諭の割合を全国並みの70%とする予定であります。

県教育委員会としましては、引き続き栄養教諭の確保に取り組むとともに、本県における食育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 5、保育行政についての御質問の中の(1)、配置基準見直しへの認識と対応についてお答えいたします。

国においては、令和6年度より、3歳児から5歳児までの保育士配置基準について改正を行い、経過措置として、保育士の確保が困難な施設については、当分の間、従前の基準による運営を認めることとしております。この見直しが実施されることにより、保育の提供体制の改善や保育士の負担軽減が図られ、安心・安全な保育環境の確保につながるものと考えております。県では、待機児童の解消や基準に沿った保育士の配置ができるよう保育士の確保に取り組むとともに、こども未来戦略で実施時期の明示がされなかった1歳児の配置基準の早期改善について、引き続き全国知事

会等を通し、国に要望してまいります。

同じく(2)、保育士給与の改善についてお答えいたします。

保育士の給与は、国家公務員の給与改定の内容に準じた賃上げに加え、各種加算等による処遇改善が行われているところですが、依然として他産業と比較して低い状況となっております。国においても、こども未来戦略において、民間給与動向を踏まえたさらなる処遇改善を進めると示しているところです。

県としましては、保育士の給与改善が保育士の確保・定着にもつながるものと認識しており、引き続き全国知事会を通して、国に対し、他産業と遜色のない水準に向けた保育士の処遇改善を要望してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 御答弁ありがとうございます。

まず第1番目ですけれども、私は沖縄で米軍問題を考えていると、いつも我が国は果たして主権国家だろうかという疑問に当たります。憲法の上に、日米地位協定があり、そこからもう主権国家ではないのではないかとさえ思っております。地位協定の上にさらに日米合同委員会があるということが伝わっておりますけれども、その現状をしっかりと明らかにしていくことは、大きく展開をしていくことにつながるのではないかと考えています。

では、質問をいたします。

(1)についてですけれども、政府は反撃能力を保有することは、抑止力につながるの考えがありますが、抑止力についての県の認識を伺いたいと思えます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 抑止力は文字どおり、他の国に対し、戦略を思いとどまらせる力であるというふうに認識しております。一方、抑止力の無制限なエスカレーションにより、かえって意図しない衝突のリスクを高める可能性があるとも指摘されています。

県としては、日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力は必要であると考えております。しかしながら、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生じることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 相手の攻撃意欲を思いとどませるといってお考えだっというお話がありましたけれども、今我が国が軍備強化を加速させておりますけれども、その対象国として中国を挙げておりますが、中国と我が国の軍備を比較すると、どれぐらいの差になっているのでしょうか。また、中国にとって、我が国が今、加速させている軍事力でこれは抑止力になるのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時21分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 ちょっと直接的なお答えになるかはあれなんですけど、防衛白書によりますと、例えば中国は、国防費が高い水準で増加をしているということがあります。例えば、公表された国防費では、2012年から2022年にかけては2.2倍になっているとか、近代的な海上戦力においては、2013年から2022年には1.6倍になっているなど、軍事力を広範かつ急速に強化しているという記述がございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 すみません、今、台湾有事とよく言われておりますけれども、中国の国内問題に関して、日米がこのように声高々に言っていること自体、国内問題に介入するというふうに思うわけですが、今のように、中国はずっと軍事費としてワン、ツーを走ってきているわけです。その中において、今、とてもいいヒントだったと思うんですが、軍事力を上げていくということは、軍備を強化されているということにつながるわけですから、日本が今、軍事費を2%にするということも、いわゆる軍事力を上げるということですね。そういうようなことってというのが——一方で相手に脅威を与えるものにはしないと言いながら、軍事費を上げるということは脅威を与えるということの矛盾につながると思うんですが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 軍事関係の資料によりますと、抑止力というものには、拒否的な抑止というのと懲罰的な抑止という2種類に分けられるということに

なっているようです。拒否的抑止とは、相手の攻撃を物理的に阻止する十分な能力を持ち、目的を達成できないと思わせて攻撃を断念させる能力をいい、迎撃ミサイルなどがこれに当たるとされております。懲罰的抑止とは、攻撃されたら相手に耐え難い打撃を与えることと威嚇し、反撃を受ける脅威が大きいと思わせて断念させる力とされております。日本政府の見解としては、反撃能力が拒否的抑止か懲罰的抑止かを分類することは困難というふうにしてしております。いずれにしても、反撃能力を含め、安全保障の在り方については、国会等においてさらなる議論が必要であろうというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 先ほど(1)と(3)の御答弁で、国家安全保障戦略というものについて、基本的には変わらないというふうに言っているながら、2022年の国家安全保障戦略は大変矛盾に満ちていると私は思っています。それは、平和国家として専守防衛、非核三原則を堅持する、その基本は変わらないと言いつつ、一方で何を言っているかということ、いわゆる有事も念頭に置いた我が国国内の対応能力を強化する、それから有事の際の持続的な対応能力を確保する、などなど有事という言葉が散見されております。それで、私が今ここで一つだけ申し上げて指摘しておきたいことは、2013年の、いわゆる国家安全保障戦略にはあった文章が2022年にはないという、とても重要な場所があります。ちょっと読み上げたいと思います。

「世界で唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に積極的に取り組み、「核兵器のない世界」を実現させるため、国際社会の取組を主導している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。」と、この文章は消えております。その一方で、先ほど言った有事という言葉が非常に散見されます。そういうようなことを言うと、一方で変わらないよと言いつつ、戦略的には変えようとしているという非常に矛盾を感じています。それは置いといても、法曹界から指摘があるということがありましたので、置いときますけれども、まず……。

ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○比嘉 京子 議員 私はその2022年の変革に対して、非常に危機感を持っている一人ですけれども、今言う矛盾点を突くならば、敵基地攻撃能力の保有や防衛費の倍増というものは、それはもう専守防衛の域を超えているというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 御指摘のように、反撃能力の保有等につきましては、憲法9条との関係等、様々な意見があるということは承知しております。ですので、つきましては、我が国の国防の在り方等について、国政の場における十分な議論が必要であるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 1の(5)ですけれども、先ほど知事から御答弁いただきました。

私は、先ほど冒頭で言いましたけれども、日米合同委員会というものが非常にクローズされていて中が分かりにくい、分からない。ブラックボックスのようになっているわけですけれども、いろいろと読んでみますと、日米地位協定を改定するためには、やっぱり日米合同委員会の実態解明が必要ではないかというふうに思っています。それはなぜかといいますと、アメリカの駐日首席公使である方が、この日米合同委員会に出席されて、彼がこういうふうに言っています。軍人が他国の官僚に直接協議をして指示を与えるなんて、こんな占領中にできた異常な関係はすぐやめるべきだと。日本側の官僚が6名、アメリカ側の軍人が6名、それに、いわゆる大使ですね、大使館から1名ということで13名で月に2回開かれているようであります。そういう中において、そこはなかなかクローズで外に出てこないわけです。そこがイタリアと違う点ではないかと。その点を解明しない限り、かなり厳しいのではないかとこのように考えるものですが、ぜひ御記憶をいただきたいというふうに思います。その方は、沖縄返還に関するアメリカ代表として協議者になった方でございます。リチャード・リー・スナイダーという方でございます。

さて、次の質問をしたいと思っております。

ちょっと休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○比嘉 京子 議員 3番目の那覇空港の安全性についての(2)について、答弁を聞いてちょっと驚いてい

るんですが、言ってみれば、国の言い分としては、なってみなければ分からないというような、こういう政府答弁は非常に私は無責任だと思います。明確な答弁を求めてしっかりと結論を聞くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時31分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 ジュネーブ条約に関する件だと承知しております。先ほども答弁したとおり、ジュネーブ条約に関する政府の見解としては、一概にお答えできないという内容になっております。

県としましては、この答弁では実際に共同使用がされている空港・港湾がどのような扱いになるのかというのが不明確であると考えておりますので、政府に対し、当然確認をする必要があるというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 教育長、ありがとうございます。

一言、質問ではありませんけれども、私がしているこの3つの質問の趣旨はもう十分にお分かりだろうと思うんです。各教科を教える基礎として、人の基礎として、ぜひこういう食育や性教育や歴史教育をぜひ強化していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時32分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○比嘉 京子 議員 先ほどは保育行政について、安全が守られないというお話をしたところですが、誰が考えてもゼロ歳児を1人で3名緊急時に運ぶということ、考えられるでしょうか。1歳児、2歳児を1人で6名できるでしょうか。3歳児を20名1人でできるでしょうか。4、5歳児を30名1人で避難させられるでしょうか。そういうようなことが、76年も放置されていると。これはもう本当に少子化対策や、いわゆる異次元の話ではありません。本当に待ったなしの話です。ですから、全国知事会でっていうことはぜひやっていただきたいんですが、私は優先順位が低いのではないかとこのように思っています。これはなぜかっていいますと、せんだって去年の11月に、こど

も家庭庁の方と東京で意見交換をやりました。そのときに、配置基準の見直しについてどう考えているんだろうかと、そしてそれについての試算等はされているんでしょうかと聞いてみましたところ、していない様子でした。していないと明言されておりました。つまりこれは、お茶を濁すような改定ではいけないということです。1歳児を1対3から1対2に、これをしっかりやっていただかないといけないということです。

(資料を掲示) これは、先ほど、ちょっと見てほしいんですけども、これでは、子供たちは——知事も御覧になっていただきたい、タイトルだけでもいいと思うんですね。(資料を掲示) それから、全国ではもう1人保育士をとという動き等が出ています。こういうような何度されても動かない国があります。ですから、全国知事会では、ぜひとも声を大にしてといますか、優先順位を第一につけて、やっていただきたいというふうに思いますが、知事、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 保育士の配置基準については、知事会からも政府のほうに要請をさせていただいておまして、全国でも同じようにその配置基準と、そして、保育士へのいわゆる報酬の見直し等も含めて、少子化を食い止めるためには、どのようなことを抜本的に改定せねばならないかということ政府に対して要請もさせていただいております。

それから、これはあくまでも我々の——何ていうんでしょう、あくまでもどういう形になるのだろうかというその頭づくりのために、県内における保育士をあと1人追加配置をするということは、どういう状況になるのだろうかということの、そういうシミュレーションなどもさせていただいております。ですから、そのために、例えばどれほどの財源が必要なのかというふうなことも含めてですね。ですから、国の改定を待たずに我々ができることは、ではどういうところだろうかということ、やはり我々の責任としても検討しなければならないということもありまして、そういうことも含めて、また鋭意、知事会にそのような提案も含めて、できるようにということも取り組みたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 比嘉京子議員。

○比嘉 京子 議員 以前、文教厚生委員会で、フィンランドに2度ほど行きました。最初に行ったときに、日本または沖縄では待機児童という問題が非常に長く続いていますフィンランドではどうでしょうかというふうに聞いてみましたところ、どういう意味ですかと逆に聞かれました。同じように税金を納めてい

て、入れる子と入れない子がいるっていうのはどういう意味ですか。待機児童という言葉そのものはありません。こういうことを長く続けていて、少子化だっということ、本当に残念だというふうに言わなければならないと思います。

ぜひ、根本的な、枝葉的な話ではなくて、1人2人を変えるのではなくてしっかりと変えていく。これをやらない限り、私は戻らないというふうに思っております。

ありがとうございます。終わります。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

(島袋恵祐 議員登壇)

○島袋 恵祐 議員 こんにちは。

日本共産党の島袋恵祐です。

一般質問を行います。

まず初めに、1月1日に発生した能登半島地震から2か月が経過をいたしました。お亡くなりになられた方々へ御冥福をお祈りするとともに、被災された方々へお見舞いを申し上げます。今も1万人以上の方が避難生活を余儀なくされており、地震から一日も早い復旧・復興を願い、私もできることを取り組みたいと思います。そんなさなか、岸田自公政権は、5年間で軍事費に43兆円もの税金を投入しようとしています。とんでもありません。軍事費より、能登半島地震への復旧・復興に予算を回すべきではないでしょうか。

それでは質問に入ります。

1、基地問題について。

(1)、安保3文書によって、先島や沖縄本島への自衛隊配備増強、敵基地攻撃能力である長射程ミサイルの配備など、沖縄の軍事要塞化が急速に進められています。沖縄を二度と戦場にさせてはならない。知事は自衛隊基地の配備増強に反対すべきです。見解を伺います。

(2)、うるま市の新たな陸上自衛隊訓練場の建設をめぐっては、地元である石川地区の全自治会が反対を表明しています。木原防衛相は、土地の利用の在り方をさらに検討するとしていますが、沖縄の軍事要塞化を許してはなりません。建設計画の白紙撤回を求めるべきです。見解を伺います。

(3)、沖縄市池原地域への陸上自衛隊弾薬庫建設計画について、目的や運用、保管する弾薬の種類などの説明はありましたか。戦争になれば標的となる弾薬庫建設の白紙撤回を求めるべきです。見解を伺います。

2、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録について。

(1)、登録に向けた進捗状況と課題を伺います。

(2)、鳥獣保護区、特別保護区指定に向けた沖縄市

との協議状況を伺います。

(3)、サンゴ再生事業の成果を伺います。

(4)、泡瀬人工島（潮乃森）の人工ビーチ先行使用による自然環境への影響を伺います。

3、うるま市津堅港について。

(1)、津堅港整備計画の概要を伺います。

(2)、港からの赤土流出によるモズク養殖業への被害状況を伺います。

4、ジェンダー平等について。

(1)、県内における女性と男性の賃金格差の実態と格差是正について県の取組を伺います。

(2)、女性活躍推進法に基づく男女の賃金格差の公表実施が進んでいますが、県内の公表状況と結果概要を伺います。

(3)、次年度から新規の事業である女性支援等に係る相談員養成研修事業についての目的と概要を伺います。

5、我が党の代表質問との関連について。

(1)、西銘純恵議員の代表質問の中の4、学校給食費無料化について、知事は引き続き市町村とも協議をしながら、段階的に進めるかなど先進事例をしっかり検討・研究しながら実施に向けて取り組むと答弁がありました。早期に補正予算も組んで、段階的にでも学校給食費無料化を実施すべきと考えますが、再度見解を伺います。

(2)、西銘純恵議員の代表質問の中の8、ジェンダー平等の推進について、パートナーシップ制度導入に向けて今後取り組んでいくと答弁がありました。大いに評価をするものです。次年度は部局再編もあり、体制も変わると思います。しっかりと引継ぎを行い、取組の強化と早期の導入を強く求めますが、見解を伺います。

(3)、渡久地修議員の代表質問の中の8、ハード交付金の減額についてと西銘純恵議員の代表質問の中の11、P F A S 汚染問題の(4)の企業局のP F A S 対策について2つを関連して質問します。企業局におけるハード交付金減額、P F A S 汚染対策の影響について伺います。また、ハード交付金減額、P F A S 対策に係る水道料金改定に占める割合についてもお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

(玉城デニー 知事登壇)

○玉城デニー 知事 島袋恵祐議員の御質問にお答えいたします。

基地問題についての御質問の中の(2)、うるま市の陸上自衛隊訓練場整備計画への見解についてお答えい

たします。

去る2月11日に防衛省が実施した説明会では、参加された多くの住民から計画に強く反対する意見が相次いだと承知をしております。また、2月16日に、うるま市石川地区自治会長連絡協議会から私に対し、計画の断念を求める要請があったところです。このため、2月17日の木原防衛大臣との面談において私から、政府においては、近隣住民の様々な不安を真摯に受け止め、地元の意向を尊重する姿勢を示すこと、そして計画を一旦白紙に戻し検討することを求めたところであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

(溜 政仁 知事公室長登壇)

○溜 政仁 知事公室長 1、基地問題についての(1)、自衛隊基地の配備増強についてお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書では、厳しい安全保障環境に対応するため、南西諸島における自衛隊機能の増強などが示されております。県は、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。このため、2月17日の防衛大臣への要請において、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、事前に丁寧に説明を行うことや反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないこと等を求めたところです。

同じく1(3)、沖縄市の自衛隊弾薬庫建設計画についてお答えいたします。

防衛省によると、平素から南西地域に配備されている部隊及び南西地域に展開した部隊の活動を迅速かつ継続的に支援するため、沖縄訓練場の敷地内に火薬庫等を整備するとしております。また、弾薬の数量及び種類については、詳細を示すことで自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるため、具体的に示すことは困難とのこと。自衛隊の配備をめぐることは、様々な意見があることから、県は2月17日の防衛大臣への要請において、新たな自衛隊施設等の整備を検討するに当たっては、事前に計画段階から、県や関係市町村、地域住民に丁寧に説明し、その意向を尊重すること等を求めたところです。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

〔多良間一弘 環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長 2、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録についての(1)と(2)、登録に向けた進捗状況と課題、沖縄市との協議状況についてお答えいたします。2の(1)と2の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録の前提となる鳥獣保護区の指定については、令和2年11月に沖縄市から、時期尚早であり反対する旨の回答があり、県の考える指定について賛同いただけない状況となっております。県では、泡瀬干潟は希少な動植物が生息し、渡り鳥が飛来する重要な干潟であると認識しており、鳥獣保護区の指定に向けて、令和3年4月から鳥類等の調査を実施しており、その結果をホームページで公開するなど県民に同干潟の重要性を発信する取組を行っているところです。

県としましては、引き続き鳥類調査を実施し、その結果も活用しながら、泡瀬干潟の保護とワイズユースについて地元の理解を深め賛意を得るための取組を推進してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

〔前川智宏 土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長 2、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録についての(3)、サンゴ再生事業の成果についてお答えいたします。

泡瀬干潟の周辺海域では、海水温の上昇や寒波等の自然的要因により、過去にサンゴの白化現象が見られた経緯があります。そのため県では、平成28年度に策定したサンゴ再生事業計画に基づき、昨年度までに約1万1000個のサンゴの植付けとモニタリングを実施し、サンゴの再生に取り組んでいるところであります。

県としては、人工島周辺の環境に十分配慮しながら、引き続き、国や沖縄市と連携を図り事業に取り組んでまいります。

次に同じく2の(4)、人工海浜一部使用による環境への影響についてお答えいたします。

人工海浜については、かねてより沖縄市から早期の使用について強い要望があり、現在、市において令和6年夏の一部使用に向けた取組を進めているところであります。国及び県では、中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業に係る環境保全措置の適切な実施のため、中城湾港泡瀬地区環境監視委員会等において、専門家等からの御意見をいただくなど、生活環境及び自然環境の保全に努め、人工海浜の一部使用についても

同委員会の助言を仰ぎながら、適切に対応してまいります。

次に3、うるま市津堅港についての(1)、中城湾港（津堅地区）における施設の修繕についてお答えいたします。

県管理の港湾施設については、定期点検結果診断に基づき、優先順位をつけながら老朽化対策に取り組んでおります。中城湾港（津堅地区）においては、限られた予算の中、これまで旅客待合所シャッターなどの修繕を行っており、令和6年度は防波堤の補修を予定しております。引き続き、うるま市と連携を図りながら、港湾施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 農林水産部長。

〔前門尚美 農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長 3、うるま市津堅港についての(2)、モズク養殖への被害についてお答えいたします。

勝連漁業協同組合に確認したところ、中城湾港（津堅地区）が未舗装のため、モズク種つけ水槽への粉じんによる混入被害から収穫遅れなどが懸念され、平成30年11月1日に、うるま市に対して舗装工事の要請を行ったと聞いております。県の漁港港勢調査による津堅漁港のモズク類陸揚量は、平成30年の288トンに対し、令和元年は195トン、令和2年は316トンとなっております。

県としましては、引き続き、効率的な養殖技術の開発や優良株による生産体制の強化により、モズク養殖業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

〔松永 享 商工労働部長登壇〕

○松永 享 商工労働部長 4、ジェンダー平等についての(1)、男女の賃金格差と是正の取組についてお答えします。

令和4年賃金構造基本統計調査によりますと、本県の10人以上規模の事業所における常用労働者の所定内給与月額、男性が27万3800円、女性が22万2200円で、5万1600円の差となっております。その主な要因として、男女の平均勤続年数の違いなどが挙げられていることから、県では、女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業の支援等を実施しているところです。また、本県の女性の非正規雇用割合が高いことから、非正規労働者の正規雇用化の促進や待遇改善を行っているところです。

同じく4の(2)、女性活躍推進法に基づく男女の賃金格差の公表状況等についてお答えします。

女性活躍推進法では、101人以上の常用労働者を雇用する事業主に対し、事業主行動計画の策定と国への届出等が義務づけられております。特に、301人以上の常用労働者を雇用する事業主につきましては、男女の賃金の差異についても当該計画に盛り込み、公表することが求められております。沖縄労働局によりますと、現在、80社が公表しており、公表されたデータを集計したところ、男性の賃金に対する女性の賃金の割合は、正規雇用労働者では76.6%、非正規雇用労働者では80.2%、全労働者では68.2%とのことです。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 4、ジェンダー平等についての御質問の中の(3)、女性支援等に係る相談員養成研修事業についてお答えいたします。

本事業は、本年4月に施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な実施を図るため、県内市町村からの意見等も踏まえ、女性支援等に携わる相談員の養成研修を行うものです。

県としましては、相談業務に必要な基礎的知識と技能を身につけた相談員を養成し、各種相談窓口における相談員確保につなげることで、相談支援体制の整備を図り、女性の自立支援や、それぞれが抱える困難な状況の解消を図ってまいりたいと考えております。

5、我が党の代表質問との関連についての(2)、パートナーシップ制度導入についてお答えいたします。

パートナーシップ制度導入につきましては、令和6年度組織再編後は、こども未来部において、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

(半嶺 満 教育長登壇)

○半嶺 満 教育長 5、我が党の代表質問との関連についての(1)、学校給食費の無償化についてお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、持続可能な制度でスタートすることが重要であると考えており、他県や市町村の状況等を分析し、様々な視点からシミュレーションを行い、検討を行っているところであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

(松田 了 企業局長登壇)

○松田 了 企業局長 5、我が党の代表質問との関連についての(3)、ハード交付金減額及びP F A S汚染対策費の影響と水道料金改定の要因別割合についてお答えします。

沖縄振興公共投資交付金の当初予算額は、平成26年度の932億円をピークに令和5年度は368億円に減少し、それに伴って企業局の当初予算額も平成26年度の107億円から令和5年度は42億円となり、水道施設の更新・耐震化事業に遅れが生じております。また、令和6年度から9年度までの料金算定期間中のP F O S等対策費は、年間10億円程度を見込んでおり、沖縄振興公共投資交付金の減額とともに今回の企業局水道料金改定の要因となっております。料金改定に係る主な要因とその割合については、施設建設コストの大幅な増加と沖縄振興公共投資交付金の減少に伴う影響が約48%、電気料金高騰に伴う影響が約27%、本島周辺離島8村の広域化による影響が約13%、P F O S等対策費に係る影響が約11%となっております。

企業局としましては、必要な財源の確保に努めるとともに、引き続き、P F O S等対策に係る費用について国が負担することを強く求めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 答弁ありがとうございます。

我が党関連から再質問を行います。

企業局長、先ほど水道料金改定に占める割合について御答弁がありました。ハード交付金減額とそしてP F A S対策費の割合、その合計がどのくらいかもう一度答えていただけますか。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

建設コスト高騰と沖縄振興公共投資交付金の減額による影響が約48%、P F O S対策費用の影響が約11%となっております、合計で約59%となっております。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 ハード交付金の大幅減額と、P F A S対策費が水道料金改定の約60%を占めていることが分かりました。これは大変なことだと思えます。沖縄振興のための沖縄振興特別措置法に基づいて、ハード交付金を沖縄県が要求しているとおりにしっかりつけてもらい、そしてP F A S対策費も基地を提供している国の責任でしっかりと措置をしてもらえば、水道料金の引下げは可能ですか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 企業局長。

○松田 了 企業局長 お答えします。

企業局では、平成5年度の料金改定以降、経費削減などに取り組み、30年間料金を維持してまいりましたが、近年、建設コストが高騰し、施設の更新・耐震化に要する費用が大幅に増加するとともに、電気料金の急激な上昇により必要な財源を確保することができない状況となったことから、水道料金の改定を行ったものでございます。今後はおおむね4年ごとに料金について検討、改定していきたいと考えておりました。沖縄振興公共投資交付金所要額が確保でき、さらに国がP F O S等対策費用の負担を措置していただいた場合は、料金の引下げを含め、適正な料金水準を検討し対応してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 知事、今答弁があったように、このハード交付金の減額、そしてP F A S対策費が企業局の水道料金改定に大きな影響を与えています。さらには、ハード交付金の減額によって道路建設、また学校建設の遅れが生じており、県民生活に大変深刻な影響を与えていると思います。沖縄振興予算が基地とリンクすることはあってはなりません。今議会、与野党の議員からハード交付金減額についての質問が多くありました。減額の影響は甚大です。次年度直ちに補正予算でハード交付金をつけてほしい、そしてP F A S対策についてもしっかりと今議会が終わって政府に要請に行ってもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 池田副知事。

○池田竹州 副知事 お答えします。

ハード交付金の減額は、今議員御指摘のとおり、県のみならず市町村の事業の進捗に非常に大きな影響を与えております。このため県は、令和4年度から事業の必要性について丁寧に説明を行い、4年度は30億円弱、5年度は40億円弱の補正として増額の措置をしていただきました。まだ令和6年度は、予算そのものが成立しておりませんが、内閣府とは新年度になりましたら早めに意見交換をして、改めてハード交付金の補正を含めた増額について調整していきたいと思っております。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 ぜひ頑張ってください。よろしくをお願いします。

それでは、基地問題について再質問します。

うるま市石川の陸上自衛隊訓練場新設が狙われているゴルフ場跡地に隣接する石川青少年の家。この青少年の家が果たしている役割や利用状況、そして訓練場

建設について教育長の見解をお伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

石川青少年の家では、児童生徒の健全な心身の発達に資するような活動プログラムを提供してまいりまして、宿泊体験、自然体験、野外活動等を行っております。令和4年度の施設利用者数につきましては約4万人で、そのうち約1万3000人が一般県民等による石川岳登山となっております。学校関係の利用につきましては、約130校2万2000人で、そのほとんどが小学校の宿泊学習となっております。

県教育委員会としましては、利用者が安全かつ安心して活動できる環境の確保が最重要であると考えており、県の関係部署と連携しながら情報収集に努めるなど対応してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 私も小学校、中学校のときに宿泊学習で青少年の家を利用させていただきました。石川岳登りや、また調理実習でまきを拾ってカレーライスを作ってみんなでおいしく食べたことは、今も思い出として残っています。今も多くの児童生徒が利用しており、学習、そして交流の場になっていることが分かりました。訓練場が建設されることによる影響、悪影響は火を見るより明らかではないでしょうか。一度建設されてしまったらどうなるか本当に分かりません。知事はこの訓練場の建設反対をしっかりと求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時6分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 去る2月17日の防衛大臣との面談において知事から、政府は計画を一旦白紙に戻し検討するよう求めております。さらに28日には、同計画について防衛省が一旦白紙に戻す方向で検討を進めているとの報道もございました。事実関係について沖縄防衛局に照会したところ、現時点において計画を白紙にする考えはなく、住民生活との関係を重視するとの観点から、取得後の土地の利用の在り方について改めて検討しているとのことでした。いずれにしても、政府においては近隣住民の様々な不安を真摯に受け止めるとともに、地元の一一致した意向を尊重して計画を白紙に戻す必要があると考えております。

県としては、政府の検討状況や判断などを見極めながら今後適切に対応したいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 次に、沖縄市池原地域への弾薬庫建設計画についてですが、政府の2024年度弾薬庫建設に係る予算の内容、長距離ミサイル保管の有無などの懸念について、県や住民側に説明はありましたか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時9分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○溜 政仁 知事公室長 沖縄訓練場における令和6年度予算に係る施設整備につきましては、昨年12月にメールで次年度予算の概要等について資料の提供があったということで、具体的な説明はございません。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 県にも、また地元住民等にも詳細な説明が今もなおない状況なんです。不安は増すばかりだと思います。これは沖縄市の弾薬庫だけではありません。与那国、石垣、宮古、うるま市勝連のミサイル配備計画についても地元住民に詳細な説明なく計画を強行しています。そういう中でミサイル配備、弾薬庫建設に反対する市民の会が立ち上がっています。与那国、石垣、宮古、うるま市勝連のミサイル配備計画、また沖縄市池原の弾薬庫新設など、地元住民などの合意形成、私は取れていないと思いますけれども、県の見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 自衛隊配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。このような中、いわゆる安保関連3文書においては、南西地域における防衛体制を強化するなど、本県に関わる記述も多く見られるところです。

県としては、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言い難い状況にあると考えており、去る2月17日の防衛大臣への要請において、地元にも与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県、関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意見を表明できるよう、必要な協議を行うことなどを求めたところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 合意形成が取れているとは言い難い、私もそう思います。もう配備ありきで詳細な説

明もなく計画を強行している政府の姿勢は断じて許すことはできません。安保3文書において、弾薬庫増設の方針についてどのように書かれているか、お伺いいたします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 御説明いたします。

令和4年12月に閣議決定された防衛力整備計画では、「スタンド・オフ・ミサイル等を保管するための弾薬庫を増設する」、「増加する弾薬の保管所要に対応するため、火薬庫の増設を促進する」「南西地域に補給処支処を新編する」旨が記載されているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 これまで遠いところにしかそういった補給処がないということで沖縄にも造るということは、まさに有事を想定した、そういった危険な施設が今造られようとしているわけです。

それで知事にお伺いをしたいと思います。

軍事と軍事のエスカレートが悪循環は戦争につながる一番危険な道に進んでいると危惧をします。そのような悪循環に陥らないようにするためにも外交こそが大事だと思います。A S E A N（東南アジア諸国連合）ではあらゆる問題を話し合いで解決する努力を続けています。A S E A Nは、紛争を平和的な話し合いで解決することを義務づけた東南アジア友好協力条約を締結し、何と年間1500回にも及ぶ会合を開くなど、徹底した粘り強い対話の努力を積み重ね、東南アジアを分断と敵対から平和と協力の地域へと劇的に変化をさせています。また、A S E A Nはこうした平和の地域協力の流れを域外の諸国にも重層的に広げていくために一貫した努力をしています。中でもA S E A N 10か国にプラスして8か国、日本、中国、アメリカ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、ロシアによって構成される東アジアサミットが毎年首脳会議を開催し、この地域の平和の枠組みとして発展していることは、重要な意義を持つものだと思います。さらには長期目標として、武力による威嚇や武力行使を無条件で禁止する友好条約をインド太平洋規模で締結することを掲げたA S E A Nインド太平洋構想（A O I P）は、A S E A Nの首脳会議で採択され、アメリカ、中国、ロシア、そして日本も賛同しています。この取組を広げることこそが戦争のない東アジアへ前進するものだと思います。そして何よりも憲法9条を持つ日本こそがA S E A Nと手を携え、A S E A Nインド太平洋構想の実現を共通目標に据えて、対話と外交によって東アジアを争いのない平和な地域にするた

めの先頭に立つべきだと思います。県としても地域外交を積極的に進めていると理解をしています。県独自の地域外交も進め、沖縄を二度と戦場にさせない。そして沖縄を平和の発信地とする取組を強めてほしい。知事の決意を伺います。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 沖縄県は、これまで培ってきたいわゆるウチナーネットワークと、そしてアジア太平洋の平和と安定に貢献すること、さらにそのためには交流をもっと加速させていってそれぞれの地域と沖縄の津梁、橋を架けて、交流と未来を描いていこうということを描くために今地域外交の基本方針を取りまとめております。議員御案内のように、例えばASEANの国々は、お互いが協力してその平和な関係を構築しているということは、非常に重要な取組でありますし、当然日本もそのことは十分理解をし参画しているわけですから、我々沖縄県としてもそのような先進事例、平和を構築するための事例をもっと地域からの外交に生かし、それぞれの交流や発展に寄与することができるように努めていきたいというように考えております。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 ぜひ知事、本当に県民の先頭に立って地域外交、そしてこの沖縄を平和の発信地とする取組をぜひ強化をしていただきたいと、そのように思います。

それでは、泡瀬干潟について再質問を行います。

ラムサール条約湿地登録に向けて、県として今独自の鳥類等の調査を行っている先ほど答弁がありましたが、調査の結果について伺います。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県では、令和3年の4月から泡瀬干潟における鳥類調査を行っているわけですが、この当該調査期間によりますと、年間を通して30種類から50種類程度の鳥類が確認されております。環境省のレッドリストに登録されているような種としまして、クロツラヘラサギでありますとか、シロチドリ、コアジサシ等の12種が確認されております。また、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種という形に指定されているものとして、メダイチドリやハヤブサといったものが確認されているといったような状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 そこでちょっと確認しますけれども、この泡瀬干潟を県が鳥獣保護区、特別保護区指定に向けて取り組んでいると思うんですが、先ほど話

もありました沖縄市が反対をしているというところの理由と、それに対して環境部が説明をしてきたことを伺います。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

鳥獣保護区に指定するためには、指定計画書案ということで、手続として沖縄市に意見照会をしたわけですが、これが令和2年2月27日に意見照会を行ったところですが、これに関しまして、沖縄市のほうからは、鳥獣保護区からこの泡瀬埋立事業の事業区域を除外するようとか、あるいは特別保護地区としての比屋根湿地を除くという部分について再考を促すような意見があったところで、これについて協議をいろいろその間進めたわけですが、令和2年11月には沖縄市から文書で回答がありまして、地域住民の賛意が得られていないということ、それから将来的な開発の可能性が排除できないといったことで、指定については時期尚早であるということで反対であるといった旨の回答があったというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 先ほどの調査の結果からも泡瀬干潟には希少な鳥たちが多く飛来していること、また泡瀬干潟が多様性豊かで自然が残る干潟であるということが分かると思います。ラムサール条約に向けた今後の取組、また地元との協議など、今後どうしていくのか環境部の見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

先ほども答弁したところですが、県としましては泡瀬干潟は重要な干潟であるというふうに考えております。引き続き、鳥類調査を進めまして、干潟としての保護と、それからワイズユースといったものについて地元の理解を深めるような取組といったものを今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 泡瀬干潟がラムサール条約湿地登録されることによって、やっぱりこの自然環境についての学習の場にもなると思いますし、また県内外から多くの方が訪れて、経済面でも私は効果が期待できると、そのように思います。ぜひラムサール登録に向けての取組を強化してほしいと思うんですが、再度見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

ラムサール条約は、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地、あるいはその動植物といったものを保護していき、そういったまた賢明な利用を進めていくというようなことを目的としてるわけですが、先ほどから議員の指摘があったとおり、こういったものに指定されると、またその価値というものができて、観光資源としても使われるというようなことで、ラムサールブランドといったような価値が加わるだろうというふうには考えております。また近年は、SDGsの浸透に伴って、環境と社会、それから企業統治といったESGの視点からの投資、そういったものもどんどん進んできていますので、またそういったメリットも出てくるのではないかとこのように考えているところです。ですから、そういったことも含めまして、繰り返しになりますけれども、鳥類調査を進めながら鳥獣保護区の指定、それから将来に向けてのラムサール条約の湿地登録に向けて、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 鳥袋恵祐議員。

○鳥袋 恵祐 議員 ぜひ頑張ってください。

次に、潮乃森の人工ビーチの先行使用についてですが、人工ビーチ区域に絶滅危惧種にも指定されているコアジサシの営巣が確認をされています。このコアジサシの営巣に影響がないようにすることを優先して取り組むべきだと考えますが、その対応について今どうなっていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えをいたします。

沖縄市によりますと、令和6年夏の人工海浜一部使用に当たっては、コアジサシの営巣期間である4月から7月を避けて実施するというふうに聞いております。このように、人工海浜の一部使用に当たっての環境への影響については、先ほど答弁をいたしました。専門家の意見なども聞きながら適切に対応するよう沖縄市と調整してまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 鳥袋恵祐議員。

○鳥袋 恵祐 議員 コアジサシの繁殖、営巣がある期間は避けて開業するということが今対応としてやっていることだと思うんですけど、私が聞いた中では営巣をつくらせないために何かシートを張って、要するにコアジサシをここで営巣させないというようなやり方も検討しているということもあったんですが、もしそれをやるとしても、じゃこのコアジサシが今後どこに営巣をちゃんとつくるのかってということもちゃんと確認した上でやっぱりそういった事業をやるべきだと思うので、引き続きこのコアジサシ、また自然環境

に影響がないように取り組むべきだと思いますが、再度見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 お答えいたします。

鳥類を含め、中城湾港泡瀬地区の良好な自然環境の保全に当たりましては、中城湾港泡瀬地区環境監視検討委員会等において専門家等から御意見を頂戴しながら進めているところでございます。引き続き、自然環境の保全に努め、中城湾港泡瀬地区の適切な事業推進に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 鳥袋恵祐議員。

○鳥袋 恵祐 議員 次、ジェンダー平等について再質問いたします。

日本は、2023年に発表されたジェンダーギャップ指数の順位が125位となっています。2022年の116位からさらにランクを下げ、世界から大きく遅れを取っています。政策、意思決定の場に女性の参加度が低いことがジェンダーギャップ指数の順位を大きく下げている要因となっています。また家庭のことは女性に任せて、男性は夜遅くまで働く、育児や介護は女性の仕事という性別で役割を分担する考え方が依然残り、不当な格差、そして差別、また仕事の場での低賃金がそういった男女格差につながるものになっています。ジェンダー平等実現を求める大きな運動の中で、男女の賃金格差の解消に向けて格差を企業に公開させる制度を実現させ、格差解消への一歩を踏み出しています。県内企業の公表も進んでいると先ほど答弁がありました。男女の賃金格差が生涯で1億円も差があるとの調査結果もある中で、やはり県としてこの賃金格差の是正の取組をしっかりとやってほしいと思いますが、見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 商工労働部長。

○松永 享 商工労働部長 お答えをいたします。

県としましては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げている、「働く人一人ひとりが、より良い将来展望を持ち、安心して働ける社会の実現」を目指す上で、男女の賃金格差の是正は重要であると考えているところでございます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 鳥袋恵祐議員。

○鳥袋 恵祐 議員 ぜひ、引き続き取組をしっかりとやってもらいたいと思いますが、総務部長にお伺いするんですけど、先日、県職員の男女の賃金格差についても報道されました。実態はどうなっていますか、伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 県が令和5年6月に公表いたしました職員の給与の男女の差の情報では、女性職員の給与の割合は、正規職員で93.2%、非正規職員で92.8%となっておりますが、県職員の給与については条例に基づき決定されており、制度上、男女の差はございません。これは、扶養手当や住居手当等の受給者に男性職員が多いことなどから差が生じているものであります。また、正規職員には部長職、統括監職、課長職も多数含まれており、非正規職員に比べて給与に大きな差があります。加えて、非正規職員には女性が多いことから、正規、非正規合わせた全職員で比較すると、男女の差は75.3%となります。男女の給与の差は先ほど申し上げましたとおり、制度的なものではありませんが、県民の皆様には誤解が生じないよう、その実状についても発信していきたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 今の答弁を聞いて、やはりこの正規と非正規でのその賃金格差。そしてさらに非正規が女性の方が多いというところでの差が出ているということを理解はします。やはりこの非正規職員を正規化していく。そしてまた公務員でこそ、やっぱりこの正規化と均等待遇、そして雇用の安定化をしっかり進めていくべきだと私は思います。男女の賃金格差の是正が強く求められている中、県職員の格差是正もしっかりと取り組むべきと考えますが、再度見解を伺います。

○赤嶺 昇 議長 総務部長。

○宮城 力 総務部長 今回の公表につきましては、女性活躍推進法に基づき行ったものでございます。

県としましては、法律の趣旨も踏まえた上で年休取得の推進、在宅勤務の推進といった働きやすい職場環境づくりや、女性管理職への登用促進、育児休業職員の相談会など、女性職員の活躍に向けた取組を引き続き推進してまいります。

○赤嶺 昇 議長 島袋恵祐議員。

○島袋 恵祐 議員 ぜひ頑張ってください。

知事にお伺いしたいと思っておりますけれども、ジェンダー平等実現を求める大きな運動が今社会を大きく動かしています。性暴力の根絶に向けて刑法が改正され、不同意性交等罪が創設をされました。同性婚や性別変更の手術要件をめぐって当事者に寄り添う画期的な司法判決が続いています。選択的夫婦別姓を求める運動、LGBTQ+など多様な性を認め合う社会に向けた動きが大きな流れとなっております。世界の動きはさらに劇的です。イコール・ペイ（同等の報酬）を求

める声が広がり、一昨年は女子サッカーのアメリカ代表チームが裁判闘争を経て、男子代表と同額の報酬支払いを勝ち取りました。沖縄県でも同性パートナーシップ制度導入に向けた取組を進めていくとのことで、早期の制度導入を求めるものであります。知事、ジェンダー平等社会実現はまだ道半ばですが、誰もが自分らしく、個人の尊厳が大切にされる社会実現のために、これからもジェンダー平等を前に進める施策を全力で取り組んでほしいと思っておりますが、知事の決意をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 ジェンダー平等の実現及び多様性の尊重については、国際社会全体の目標となっている誰一人取り残さない社会を築く上で、全ての人が協力して取り組むべき重要な課題であると認識しております。なお、沖縄県では令和3年3月に、誰もが自分らしく幸せに生きることのできる沖縄を目指して、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）を発出いたしました。そして、さらにSDGsの理念も踏まえ、令和4年3月に策定した第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～の下、全ての県民が互いを認め、支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指し各種の施策を推進しているところです。なお、先ほど子ども生活福祉部長から答弁させていただきましたパートナーシップ制度に関しては、多様な性の在り方を尊重することを公に示す意義を有するものと認識しており、令和6年度中の導入を目指して現在取り組んでおります。

沖縄県としましては、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現に向け、引き続き力を尽くしてまいります。

○島袋 恵祐 議員 ありがとうございます。

○赤嶺 昇 議長 20分間休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時55分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

山里将雄議員。

〔山里将雄 議員登壇〕

○山里 将雄 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時55分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○山里 将雄 議員 皆さん、こんにちは。

最後から3番目、もうお疲れのようですが、まだま

だ先ちょっとありますので、お付き合いをいただきたいと思ひます。

それでは、早速ですけれども一般質問に入らせていただきます。

てい一だ平和ネット、山里です。よろしくお願ひします。

1、土地利用規制法について。

土地利用規制法が2022年に施行され、これまで3回の指定により沖縄県内で39の施設が注視区域に指定されている。去年12月26日に示された4回目の指定の候補地に、新たに21市町村31施設が含まれている。

(1)、県は、この法律が県民にもたらす影響についてどのように考えているのか伺ひます。

(3)、土地利用規制法第7条で、関係地方公共団体が保有する公簿等の情報を提供するものとする規定している。県の保有する情報について提供を求められた場合の対応を伺ひます。

2、1960年代の米海軍飛行場マスタープランに記載されていた辺野古沿岸部への飛行場建設について、1996年の日米特別行動委員会（S A C O）の交渉の中で、米側から提案されていたことが分かった。60年代に既に計画されていた辺野古沿岸部埋立てによる飛行場建設を、米側がS A C O交渉で提案したのであれば、国の言う普天間飛行場の代替施設ではなく、米側の戦略に基づく新基地建設であったと思うが、県の見解を伺ひます。

3、オスプレイ飛行再開について。

昨年11月に屋久島沖に墜落して以来、2か月余り飛行を停止していたオスプレイだが、今再開の動きが出ています。

(1)、事故原因や飛行再開について、県は何らかの情報を得ていたのか伺ひます。

(2)、原因を公表しないままでの飛行再開は許されるものではありません。対応を伺ひます。

4、新テーマパーク、ジャングリアについて。

これも同じような質問があったんですけれども、再質問等々も考えていますので、答弁をお願いしたいと思います。

新テーマパーク、ジャングリアの工事が着手し、2025年の開園に向けて工事が進んでいます。ジャングリアの開業は、県の観光振興、北部振興に大きく資するものと期待が高まっています。

次のことについて伺ひます。

(1)、県は、各部局が連携するジャングリアに関する連絡会議を立ち上げたとのことだが、その目的、内容を伺ひます。

(2)、開園に向けて、事業者側から県にどのような要請・要望があるか伺ひます。

(3)、現在、県として開園に向けてどう関わり、どう対応しているのか伺ひます。

5、我が会派の代表質問との関連についてはございません。

以上、よろしくお願ひします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

辺野古沿岸部への飛行場建設についての御質問の中の飛行場建設についてお答えいたします。

S A C Oなどの一連の交渉で、米側が1960年代の米海軍飛行場のマスタープランを日本側に提案したとの報道については承知をしております。いずれにしても、政府が推進する普天間飛行場代替施設建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

このため、沖縄県は政府に対し、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むよう求めるとともに、辺野古新基地建設の断念を訴えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

〔溜 政仁 知事公室長登壇〕

○溜 政仁 知事公室長 1、土地利用規制法についての中の(1)、重要土地等調査法がもたらす県民への影響についてお答えいたします。

内閣府は、重要土地等調査法は不動産の取引自体を規制するものではなく、機能阻害行為が確認された場合に、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動に影響はないとしています。

県としては、注視区域等の指定によって、社会経済活動の支障や県民の基本的な人権の侵害が生じることは決してあってはならないと考えており、国に対して指定の区域は真に必要な最小限度とすることや、指定の必要性を明らかにすることなどを求めています。

同じく(3)、県が保有する情報の提供についてお答えいたします。

重要土地等調査法第7条第1項において、内閣総理大臣は、関係地方公共団体の長等に対して、土地等の

利用者その他の関係者の氏名または名称、住所等の提供を求めることができる旨が規定され、同条第2項において、関係地方公共団体の長等は、求めがあったときは情報を提供するものとされており。県に対して情報提供の求めがあった場合は、適正に対応したいと考えております。

次に3、オスプレイ飛行再開についての中の(1)及び(2)、オスプレイの飛行再開の情報及び県の対応についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

昨年11月に屋久島沖で発生したオスプレイの墜落事故について、2月20日、沖縄防衛局から米空軍がプレスリリースした旨の情報提供がありました。それによれば、発生した物質的不具合は判明しているが、その原因は特定されておらず、運用停止の状況に変化が生じる時期を判断するため、関係者と引き続き緊密に連携しているとのこと。

県は事故発生後、機会あるごとに政府に対し、事故原因が究明されるまでの間は、全てのオスプレイの飛行を停止するよう要請しており、去る2月17日、防衛大臣に対しても同様に求めたところです。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 文化観光スポーツ部長。

〔宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長登壇〕

○宮城嗣吉 文化観光スポーツ部長 4、新テーマパーク、ジャングリアについての(1)、(2)、(3)、連絡会議の目的、事業者からの要望及び県の対応等についてお答えします。4の(1)から4の(3)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

本島北部地域に整備が進められているテーマパーク、ジャングリアの開業は、周遊時間の増加による観光客の滞在日数の延伸や地元特産品等の消費促進など、観光の高付加価値化が期待されています。一方で、事業進捗に伴い、地域住民の方々から交通渋滞や地域の雇用への影響を懸念する声もあります。このため、開業効果を最大限に活用し地域振興を図るとともに、事前に想定される課題について速やかに全庁共有を図る会議体として、関係課長で構成する連絡会議を設置し、1月24日に第1回の会議を開催しました。会議にはジャングリアを運営する株式会社ジャパンエンターテイメントもオブザーバーとして参加しており、開業に向けた課題等について、県や地元自治体と連携して取り組む意向が示されました。

今後は、関係課及び名護市、今帰仁村で構成する部会の開催を想定しており、それぞれが所管する課題への対応の方向性を確認してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1の土地利用規制法について。

この件については、これまでも多くの議員の皆さんが代表質問や一般質問で取り上げてきておりますけれども、悪法ともいふべき土地利用規制法が施行され、今、沖縄でも次々に区域指定されています。その中には、規制が厳しい特別注視区域も多く含まれています。これまで3回の区域指定、そして4回目の候補地が公表され、この法律の多くの問題が明らかになってきています。この法律は、安全保障に関わる重要施設と国境離島の周辺を区域指定し、住民とその関係者を調査し、刑罰を科して行動を規制するものです。当然、米軍基地や自衛隊施設の多い沖縄では、他の都道府県より影響が大きくなります。特別注視区域の不動産取引の報告を義務づけ、違反した場合は6か月以下の懲役または100万円以下の罰金。また、重要施設や国境離島への国のいう機能阻害行為の中止命令に従わない場合は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金です。米軍基地や自衛隊施設等の周辺に土地や建物を持っているだけで調査対象となり、場合によっては、このような刑罰の対象となる。しかも、この対象は、その土地、建物の所有者だけではなく、その関係者も含むとしています。関係者とはどういう範囲を言うのか、これも明確になっていません。家族、親族、友人、知人、仕事関係、対象を際限なく拡大する可能性があるということになります。

今日の午前にも、國仲議員からも、憲法違反ではないかというふうな指摘もあったんですけども、指定区域に入っている、入っていないというだけで、同じ国民が不公平で差別的な扱いを受けることになると思うのですが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

例えば、国土利用計画法に基づく土地取引の届出制度など、土地を区分して一定の規制を課す方法というものは、他の法令にも取られている方法と承知しておりますが、法による規制は、その目的を達成する上で、必要最小限度となるよう手段が取られるべきだということに考えております。

県としては、注視区域等が指定されることで、県民の人権や行動が過度に制限されることはあってはならないと考えており、引き続き、同法の適用を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 区域指定に当たっては、今関係自治体の意見を聴取するという事になってはいますが、内閣府の通達では、意見聴取の目的を区域の実情に精通する地方自治体の意見を聴くとしており、その上で、区域指定は国が責任を持って判断し実施する必要があると言っているんですね。安全保障は国の権限だから、自治体は国の求めに従って情報を提供しなさい。一応意見は聴くが、国の行う安全保障の措置であり、指定については国が決めますよと。言い換えれば、自治体の意見は尊重しないとされているようなものだと思います。

運用の重要な指針となる基本方針（案）に、パブリックコメントが2760件、その意見が出ているんですけども、内閣府は1つたりとも反映をさせなかったんですね。国民や自治体の意見など聴くつもりなどさらさらないということだと思います。国民の意見を全く切って捨てて無視するという事です。国の強権姿勢が表れているというふうに思います。

次に問題なのが、政府が指定した施設に対する機能を阻害する行為を行った、またはそれを行うおそれがあると見なされれば処罰の対象となるが、機能阻害行為とはどんなことを指すのか非常に曖昧で、法律でも基本方針でも具体的に示されてはいないということなんです。国会で、自民党の杉田水脈衆議院議員が、辺野古の反対運動をしている市民の弁当のごみが、風に飛ばされて基地内に飛んでいくと処罰の対象である機能阻害行為に当たるということもあり得るというような旨の発言をしています。このように、機能阻害行為の定義が曖昧で、何が機能阻害行為なのか分からない。だから、政府が恣意的に運用できるということになります。

伺いますけれども、県は、法のいう機能阻害行為とは何だと、どんなことだというふうにお考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

重要土地等調査法に基づく基本方針においては、機能阻害行為として、自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置等、7つの類型が例示されておりますが、この類型に該当しない行為であっても、機能阻害行為として勧告及び命令の対象となることがあるとされております。

このため、県は、令和4年9月、機能阻害行為は類型の例示ではなく、注視区域等の指定ごとに設定し、

明確に定める必要があるとする意見を出したところでございます。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 そうなんです。例示が示されているんですけども、基本方針、その例示しているのが全く意味がないんですね。機能阻害行為とは何か。具体的な部分が全くない、曖昧なんですね。それが問題なんです。

次の質問ですけれども、先ほどの答弁で、県の保有する情報提供について、適正に対応というような答弁を部長はなさったんですけども、国が県に求めた情報、またはそれに依拠して提供した情報、これを県民に、県として開示していくべきだと思います。開示する考えはありますか、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 重要土地等調査法第7条第1項及び施行令第2条において、内閣総理大臣は、関係地方公共団体の長等に対して、土地等の利用者その他の関係者の氏名または名称、住所、本籍、国籍、生年月日、連絡先及び性別の提供を求めることができることとされております。こうした情報を県民に開示することは、やはり個人情報の観点から、慎重な対応が必要であろうというふうに考えております。県は、昨年6月に国に提出した意見書の中で、注視区域等における調査の実施状況について、個人情報等に配慮した上で広く公表することを求めており、これに対し、国は基本方針において法に基づく勧告及び命令等の実施状況については、運用の透明性を確保する観点から毎年度これらの概要を取りまとめた上で、広く国民に対して公表する旨記載しており、当該趣旨を踏まえ、適切に運用してまいりたいとの考えを示しております。

県としては、今後、国が基本方針に基づいて公表する情報内容等も踏まえて、適切に対応したいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 県としては、なかなかそれ以上の答弁はできないと思うんですけども、もちろん個人情報、個々の情報については開示することはできないと思いますけれども、どんなことを求められ、どんな形で提供した、こういうことをやっぱり開示するという事は非常に大事な事だと思います。

重要土地利用規制法は、住民に直接影響の及ぶ内容であることから、各市町村は対応に苦慮していると思います。だから沖縄県内からの意見が全国でも最も多かった、最多であったというふうにも聞いています。

今後、この法律の本格運用が始まったら、様々な問題が生じてくる可能性があると思っています。

現段階で、市町村から対応について、県に相談または要望等が寄せられているか、お伺いします。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

県では、個別の市町村の要望に応じて、県が国に提出した意見書等に関する情報を提供したところです。現段階では、具体的な相談等は寄せられておりませんが、引き続き市町村と適切に連携して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 よろしくお願ひします。

それでは、国の求めに応じて、市町村は情報提供の義務を負わされることとなります。市町村の提供した情報の収集、それから住民に対して行われた勧告、命令、処罰等の状況、それを県が把握して積極的に行うべきというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えします。

県は、昨年6月に国に提出した意見の中で、注視区域等における調査の実施状況については、個人情報等に配慮した上で広く公表することを求めており、これに対して、国は基本方針において法に基づく勧告及び命令等の実施状況については、運用の透明性を確保する観点から、毎年度これらの概要を取りまとめた上で、広く国民に対して公表する旨記載しており、当該趣旨を踏まえ、適切に運用してまいりたいとの考えを示しているところです。

県としては、国が基本方針に基づいて公表する情報内容を踏まえて、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 国は国はおっしゃっていますが、なかなかですね、国がそのように本当にやるのか、信用できるのかというのが今問題なんでね、やっぱり県としての対応というものもしっかりやっていただかないとまずいと思うんですね。それから、これは土地利用規制法の問題を研究していて、いろんなところで勉強会などを行っている土地規制法対策沖縄弁護団というところからの提言なのですが、いろいろと私も勉強をさせていただいてますけれども、ここからの提言なんですけれども、私も同じ、そのように思いま

すのでお聞きしますが、重要土地利用規制法について、県が主導して、県内市町村の担当部署と情報共有と相談のための場をつくる。これが必要ではないでしょうか。連絡会、協議会等そういう名称でもいいと思うんですけども、これをぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県が主導して、県内市町村と情報共有のための組織をつくることという御質問でございました。

県と市町村で構成する組織としましては、軍転協というものがございます。それで、重要土地等調査法に係る要請もこの軍転協において行っているところでございます。今後、連携の在り方については、法の運用等を踏まえつつ、この軍転協も活用しながら検討していければというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 軍転協でその用が足りるというようなお考えだと思うんですけども、やっぱりこの、いわゆるこれを担当している担当者ってそれぞれかなり苦慮すると思うんですね、今後、対応について、住民に対して、どのような情報を開示してそれを公表していくのかとかですね。その面では、やはりちゃんとそれは県がそういう組織を新たにつくってこの問題に対応していかなくちゃいけないと思うんですね。愛知県では、市民団体から同様の提案があって、前向きな回答をしたというふうにも聞いています。これはぜひ考えていただきたいと思いますので、これは市町村にとってもとても有用なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。このままでは、県民はこの法律の運用はどうなって、どういうふうに運用されているのか、どのような影響もたらされているのか、知ることができないということになります。国と当事者だけの問題ではないんですね。県が積極的に関与し続けていくことが大切だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

さて、この重要土地利用規制法ですけれども、米軍基地や自衛隊基地の1キロ圏内に土地、建物等々の不動産を持っているということだけで、知らないうちに家族、親族、友人、知人などの関係者も含めて調査されて、自治体から個人情報提供され、何が機能阻害行為だか分かりもしないのに、あるとき政府の人間だか警官だか分からないんですけども、突然やって来て、あなたは安全保障上、重要な施設の機能を阻害する行為をしていると、直ちにやめなさい、そうでなければ処罰しますよと言われるということなんです。

そういうことが起きる可能性があるということです。思想信条の調査は含まないと言っていますが、その保証もありません。米軍基地、自衛隊施設の多い沖縄では、多くの県民がその対象となるということです。すぐにでもこのような悪法は廃止してほしいと思っていますけれども、そうでない以上、県には、県民が不利益を被ることのないように国に対して法律の適正な運用を求め続けていくこと、そして県民に対し、できる限り情報を提供していくこと、これが必要だと思います。そのことを強く要望して、この件は終わりにいたしますけれども、この法律にはまだまだ問題がありますので、次の機会があればまた取り上げてみたいと思います。

ちょっと順番を変えて、質問をしていきたいと思えます。

新テーマパーク、ジャングリアについてお聞きします。

ジャングリアの開園には、名護、今帰仁の地域振興の起爆剤として、地元としては期待が非常に大きいですけれども、同時にいろんな心配をする声もあります。名護では中山区がその地元っていうことになるのでしょうか。実は、去る2月20日に住民説明会がありまして、新聞にもこれ載っていましたけれども、関心が非常に高いんですね。小さな自治会ですけれども、80名以上の参加がありました。私も参加したのですが、とても工夫して面白い説明会でした。区で取りまとめた質問を代表質問という形で区長さんが質問をして、それからその後、参加者が7名から10名程度のグループに分かれて、ジャングリアの職員が1人ずつ加わっているんですけれども、直接質問や意見、要望などを伝え意見交換をするというそんな形で、私もその中に参加しまして、非常に面白かったです。

それで、やはり我々が考えないような心配、やっぱり地元ならではの心配っていうのがあるんですね。例えば、部長、これ御覧になりましたですかね、ジャングリアのプロモーションビデオが公開されていますけれども、その中に、花火が打ち上がるシーンがあります。自分としては単純にきれいだろかな、いいなとか思わなかったんですけれども、地元の住民は、ひとときの花火はきれいで癒やされるが、毎晩となると音や振動で苦痛だと、非常に心配だというふうなことがその場であったんですね。ほかにも、水の問題とか農業への影響とか、いろいろやはり地元だからこその心配がたくさんあることがよく分かりました。また、生活環境、多くは生活環境の悪化、これを心配する声が大きいですね。道路、特に道路ですけれども、交通

渋滞がとても心配だという声が多かったです。

それで、少し確認しますが、県道84号線に、ジャングリアに曲がる右折帯をつくる計画だとお聞きしましたが、これ2025年の夏開園ですので、それに間に合いますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 ジャングリアに関しては、白銀橋（東）交差点ですとか、今議員御発言の嵐山入口が影響を受けると聞いております。

県道84号名護本部線からテーマパーク入り口となる嵐山入口への渋滞対策につきましては、引き続き、事業者ですとか地元と調整が必要となっております。現時点で開園に間に合うかどうかということにつきまして明確な回答はできない状況でございますが、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 先ほど言ったとおり、地元は非常に心配しています。開園してから、間に合わなかった場合、そこは渋滞するわけですから、自分たちの生活に影響があるということですね。これぜひしっかりとやっていただきたい。2025年ですから、もう、すぐなんですよね。それに間に合うように、計画していただきたいなと思います。

ほかにも、この道路整備については、どんな要望とか、あるいは取り組もうとしていることはあるんですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 道路につきましては、先ほど申し上げました白銀橋（東）交差点と、ただ今答弁しました嵐山入口交差点の対策について検討しているところでございます。現在でも、白銀橋（東）交差点は、主要渋滞箇所ということになっておりますので、渋滞解消に向けて取り組んでいるところでございます。その他の箇所につきましては、開園後の状況を確認した上で、適切な対応を検討していく必要があるというふう考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 しっかり対応をお願いしたいと思えます。

それから、この連絡会議には県警も参加しているんですけれども、県警としては、このジャングリアの開園に向けての課題といいますか、取り組むべきことは何だというふうにお考えですか。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 やはり交通渋滞対策などに

ついて、しっかり検討してまいりたいと考えておりました。こういった対策につきましては、交通環境あるいは道路の整備状況、また、信号機であるとか、あるいはその道路標識等の設置・運用によりまして、また周辺道路でも生じ得る影響などを勘案しまして、最適な対策を取るということしております。

このジャングリア開園に係る対策についても、関係機関としっかり連携いたしまして、このような観点から対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 実は、一つ地元の人たちが心配していることがあるんですね。名護から中山を走って本部に向かう、その右側にジャングリアがあるんですけども、集落は左のほうに大体ありまして、そこから県道84号線に出るときに、右折して市街地に行くわけなんですけれども、渋滞して車が多くなると右折できなくなるんじゃないかと、しづらくなるんじゃないかと非常に心配しているんですね。ですから、そこにセンサー式っていうんですかね、あれは。センサー式の信号機等々、これを設置できないかという声があったんです。小さな道なんですけれども、そういうこともどうでしょうか、可能なんでしょうか、考えられるんでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 信号機につきましても、交通量や交通事故の発生状況等を踏まえて設置の必要性について判断をしておりますけれども、御指摘の交差点につきましては、現在押しボタン式の信号というのが直近に設置されているという状況だというふうに承知をしております。

信号機設置、あるいはその改良の必要性も含めて検討いたしまして、関係機関と連携して安全対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 そのほかにもいろんな心配が地元にはありますので、今回この連絡会議ができたということですので、これ地元とも、これ今帰仁のほうもそうですけれども、いろいろとその調整をしていただいて、ぜひしっかりと対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それと、もう時間少ないんですけども、次にオスプレイの飛行再開についてお伺ひしますけれども、これまで米軍は事故や墜落について原因を公表しないままで再開すると、日本政府もそれを追認するということが多かったんですね。木原防衛大臣は、飛行を再

開する場合は、事前に日米両政府で調整するとおっしゃっています。その再開に向けた対応が適切であるかも主体的に判断すると言っているんですけども、それが本当にそうなるのか、これまでも大体米国に追従するような態度を取ってきた日本政府ですので、それが本当に守られるのかどうか、非常に心配なんです。ね。沖縄県民は、これまで以上に不安を感じながらオスプレイの飛行を見ると。頭の上を飛んでいる状況になるということで、そういう中で過ごしていくというふうになると思いますので、木原防衛大臣が、米側から日本国内のオスプレイ運用に関する事前調整は来ないというふうに言っておりますけれども、県として、これ沖縄防衛局に確認すべきだと思うんですけども、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 議員御指摘のように、本年1月23日の会見において木原防衛大臣は、オースティン国防長官から米国防総省の関係部署に対し、日本政府との事前調整なしに日本国内のオスプレイを運用させることなく、運用前には必ず日本政府と調整を行うよう指示が出されているというふうに承知している旨の発言があったということ承知しております。

県としても、事故原因が究明されるまでの間は全てのオスプレイの飛行停止を継続するべきと考えており、引き続き状況を注視しながら情報収集に努めたいと思います。議員御提案の防衛局への問合せ等についても、検討してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 山里将雄議員。

○山里 将雄 議員 本当に、県民は非常に不安だと思いますので、事故の原因、米軍は機器の故障は特定したと言っていますけれども、エンジンとローターをつなぐギアボックスを検証していると、そういう報道もありましたけれども、まだ原因は不明だという状況です。これはやはり構造的欠陥があると思わざるを得ないんですね。オスプレイは、絶対に沖縄の空を飛行させてはいけないというふうに思います。運用停止しないと思いますので、こういう事故もあったことですから、県として、これまで以上にそのオスプレイの運用停止について、しっかりと米国、それから日本政府に求めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

時間となりましたので終わります。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 休憩お願ひします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時34分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○比嘉 瑞己 議員 日本共産党の比嘉瑞己です。

今期最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

1、辺野古新基地建設について。

(1)、昨年9月の最高裁判決は、県が設計変更申請を不承認とした理由について司法判断を回避しており、新基地建設の妥当性を判断したものではありません。公有水面埋立法に基づき不承認とした県の主張は今も生きていますと考えますが、見解を問うものです。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県では、公有水面埋立変更承認申請書について、厳正に審査した結果、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」等の要件に適合しないと認められることと判断したものであります。令和5年9月4日付で是正の指示を適法とする最高裁判決が示されたところでありますが、最高裁において、県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何ら判断が示されておりません。そのため、県がこれまで強く訴えてきた、大浦湾側のB27地点の力学的試験の必要性、工事の実施がジュゴンに及ぼす影響、地盤改良に伴う海底面の改変範囲の拡張が環境に及ぼす影響など、重大な懸念は依然として払拭されていないものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 国は今、代執行を使って工事を強行しておりますが、県の主張は生きています。この先必ずや工事は行き詰まると指摘をしたいと思っております。

続いて(2)番ですが、2012年(平成24年)3月に、当時の仲井眞県政は環境影響評価書に対する意見書の中で、国が示すこの保全措置、環境アセスでは、生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と結論づけておりました。不可能とした理由は何でしたか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 環境影響評価法に基づく評価書手続では、公有水面埋立法の免許等権者である県が沖縄防衛局に意見を述べることになっておりました。環境影響評価書を審査したところ、評価書手続は最終段階であるにもかかわらず、その前段階の環境影響評価準備書に対する知事意見に十分対応されておらず、また、評価の結果も適切ではないなど多くの問題点がありました。そのため、「評価書で示された環境

保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは、不可能と考える。」との意見を述べたものであります。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 多くの問題点があったとおっしゃいました。県が不適切と指摘した項目は幾つありましたか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 意見書で36項目、404件の問題点等を挙げております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 404項目、この不適切事項がありました。それで当時の県は、生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と結論づけているんです。しかしその後、仲井眞知事は埋立てを承認します。本当にこの不適切等を指摘した事項は全てクリアできているのか、たくさんありますけれども、今回はこの航空法の観点から質問をしたいと思っております。

仲井眞県政は環境影響評価書へのこの意見書の中で、乱気流の影響について問題視をしております。そのときの県の理由と国はどういった回答をしましたか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 乱気流についてその特性などを把握するため、3年程度の気象観測データが必要と考えるが、その根拠が示されていないため、代替施設位置の安全性が確認できないと述べております。それに対しまして事業者は、願書に記載された知事意見に対する事業者の見解では、代替施設周辺の気象について、環境影響評価書にあるとおり3年間の観測結果を記載しております、とされております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 (資料を掲示) これ当時の意見書です。県の指摘では、この乱気流の影響で国のそうしたアセスではこの妥当性、安全性が確認できないと結論づけているんです。国の回答は今部長がおっしゃったとおり本当に短いものですが、この県が不適切とした問題をクリアしたと考えていますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 平成25年3月に埋立承認願書が県に提出され、公有水面埋立法に基づき審査を行い承認されております。その審査において、願書に添付された環境保全図書に記載された事業者の見解を確認しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 私なぜこの問題を重要視してい

るかという、空港を建設するときこの乱気流の影響というのは、最も慎重に検証される項目だそうです。なぜなら、この航空機の安全な離着陸、墜落につながる重大な問題だからです。だからこそ、仲井眞県政も当時は妥当ではないと、土木建築部は指摘をしております。それなのに、仲井眞元知事は、埋立てを承認するわけですが、今部長おっしゃいましたけれども、当時の土木建築部は、本当にこの国が示した気象観測データを十分に審査、解析を行ったと言えますか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 環境保全図書には、環境影響評価手続の際の調査や平成20年の調査について、調査地点数、風配図——風の配分の図でございしますが、風配図等が示されておまして、それを確認したところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 当時のこの県の検証の過程とか、この検証結果、解析結果というのは、きちんと報告書でまとめられていますか。公表もされていますか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 その時点の審査の結果等につきましては、公表されていないというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 これ、またずっと今後も追っていきたいと思いますが、当時仲井眞県政としては、このアセス時点で404件の不適切だという事項を指摘しておきながら、その後埋立てを承認してしまいます。この仲井眞元知事の埋立承認は、公約を破っただけでなく、この沖縄の県政史上でも歴史に汚点を残す県民への背信行為だと言わざるを得ません。

続きますが、この辺野古の問題では、基地周辺の高さ制限についても問題となりました。日米両政府はこの問題について解決をしたのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時42分休憩

午後5時42分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 県の認識でございますが、

辺野古新基地が建設された場合、その周辺における建物等が米国防総省の統一施設基準の高さ制限を超過することについて、平成30年に沖縄防衛局から県に対し、鉄塔については移動に向けて調整を行っていることや、水平表面の高さ制限については、個別に協議をすれば法令違反というわけではないなどの説明がございました。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 国はそういうふうには回答をしているわけですが、米国防総省基準というものがあると。その米国の基準でもこの高さ制限にこれだけ引っかかるという指摘があるわけですね。今、鉄塔とかの話はあったんですけども、民家もあるわけですね。これ沖縄防衛局自身が調査をして、辺野古新基地建設予定地の周辺にある350軒以上の民家が米国のこの高さ制限に抵触しているとあります。この米国のこの基準によっても、この高さ制限に係るものについては、適用除外の手続を取らないといけないというふうになっています。この住民、民家への適用除外の手続というのは、取られているのでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時44分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 民家等の適用除外等ができていないかどうかということについて、県としては確認ができていない状況であるということでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 これぜひ政府に確認すべきですし、また県としてもこのワシントン事務所を活用してアメリカに確認を取るべきだと思いますよ。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 確認をしたのが平成30年ということですので、まずはちょっと当時の資料も整理しながら対応を検討したいと思います。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 この日本の航空法にも違反をする。米国の統一基準についても適合しない。こういった問題のある基地建設なんです。

この問題、最後に知事に伺いたいと思います。

これまでこの辺野古の基地建設をめぐって幾つもの重大な問題を沖縄県として指摘をしてきました。仲井眞県政時代の環境アセスの問題点、翁長県政の埋立承認の撤回、そして玉城デニー知事の設計変更の不承

認。これら沖縄の指摘に対して、政府は立証をしていないわけです。立証責任を果たしていない。司法に訴えても、司法も判断を下さない。こういったことで本当にこの工事を進めていいのかというのを、やっぱりしっかりと政府に対話を求めて、まずは工事を中断して県とこの問題についてちゃんと話し合おう、こういった訴えが必要だと思うんですが、知事はいかがお考えでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 県が強く訴えてまいりましたB27地点の力学的試験の必要性などなど、明らかになっていないことを国はしっかりと明らかにして、その上で説明責任を果たしていくべきであるということをお我々は訴えてきております。そして、沖縄県も県民に本当に説明できる内容であるかどうかということをしつかり精査をするという気持ちで臨みながら、そこでお互い対話によってここが本当に基地に適した場所であるか否かということも含めて、歴史上のその認識もたどりながら、きちんとその国土の適正な利用において、正しい判断であるかどうかということも含めて、対話による解決が必要だということに認識しております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 この辺野古の問題は、政治的にも破綻していますし、しかもこの技術的にも破綻しているということを強く訴えたいと思います。

議長、休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後5時48分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○比嘉 瑞己 議員 続いて2番目ですね。米軍機による騒音被害について伺います。

(1)、騒音被害や夜間・早朝訓練の実態について伺います。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 嘉手納及び普天間飛行場周辺における騒音被害の実態についてお答えいたします。

県では、市町村と連携して航空機騒音の常時監視を実施しております。令和4年度の測定結果では、嘉手納飛行場周辺22測定局中8局で、それから普天間飛行場周辺15測定局中1局で航空機騒音に係る環境基準を超過しております。騒音発生回数について令和3年度と比較すると、嘉手納飛行場周辺15局、それから普天間飛行場周辺5局で増加しております。ま

た、最大騒音ピークレベルにつきましては、嘉手納飛行場周辺の砂辺局で117.9デシベル、普天間飛行場周辺の上大謝名局で118.8デシベルを記録するなど、依然として周辺住民の生活に大きな影響を及ぼしているような状況にあります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 夜間・早朝訓練の実態についてお答えいたします。

沖縄防衛局の調査によると、嘉手納飛行場における午後10時から翌朝6時までの離着陸回数は令和5年が1623回で、令和4年の1778回と比べて155回、約8.7%の減となっております。また、同じ時間帯の普天間飛行場における離着陸回数は令和5年が441回で、令和4年の330回と比べて111回、約33.6%の増というふうになっております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 昼夜問わずこの騒音被害が続いております。

再質問でちょっと夜間の航空機騒音についてお聞きしたいと思います。世界保健機関（WHO）が環境騒音ガイドラインというものをつくっております。そこでは、この夜間の航空機騒音についてどのように指摘をしていますか。嘉手納基地に照らすとどういうふうなことが言えるでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 WHO欧州事務局においては、2018年に欧州地域向けの環境騒音ガイドラインというものを公表しておりますけれども、そのガイドラインによりますと、騒音による睡眠影響を重大な影響と分類した上で、暴露量の低減、健康改善のための騒音対策に関する勧告値としまして、夜間の騒音レベル、これL n i g h tといいますけれども、このL n i g h tを40デシベルというふうに定めているところでございます。この嘉手納飛行場周辺の状況ですけれども、令和4年度の結果で言いますと、22測定局中12測定局で40デシベルを超過している状況にあります。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 WHOではL n i g h tが40を超えると睡眠妨害になると。ですが、嘉手納のほうですね、この12か所。美原とか砂辺、嘉手納はL n i g h tが50も超えているんですよ。本当にもう殺人的な騒音だと思います。この日米間の騒音防止協定すら守らない米軍です。それに対して何も言えない政

府っていうのもおかしいと思います。これ基本的人権の問題ですので、この夜間における航空機騒音について、より詳しい調査を行って、日米両政府に迫る必要があると思いますがいかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えします。

夜間における航空機騒音につきましては、先ほど来あるように睡眠への影響が懸念されるということで、県におきましては、令和4年度から令和8年度にかけて、嘉手納飛行場、それから普天間飛行場周辺を対象に、夜間における航空機騒音の実態を把握するための調査ということで、睡眠妨害に関するリスク評価を実施するというようにしております。

県としましては、このリスク評価結果を基に、米軍等に対して夜間における航空機騒音の低減を求めるほか、国に対しましてもこの夜間騒音に関する環境基準の設定について求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 ぜひ基準を政府としてもつくるべきだと思います。頑張ってください。

それでは(2)ですが、その基地周辺住民の健康被害への対策についてお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 お答えいたします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、基地負担の軽減を図るため、航空機騒音規制措置に関する合意や航空機の訓練移転が実施されておりますが、依然として住宅地上空における低空旋回飛行や夜間・早朝の飛行が行われております。

県としては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、軍転協等とも連携し、航空機騒音をはじめとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 それに当たって、やっぱりその実態を突きつけていくっていうのが大切だと思います。以前に私、県民が暮らしの中で目撃した米軍機の横暴勝手な飛行情報をリアルタイムでSNSで注意喚起している、このOHアラートという取組を紹介いたしました。先ほどの県環境部や、あるいは市町村のこの調査と組み合わせ、県民からのこの情報を合わせることでより実態把握が進むと思いますが、当時公室長からは検討したいという話があったんですけど

れども、その後の状況どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

○溜 政仁 知事公室長 OHアラートにつきましては、旧ツイッター、Xのハッシュタグ機能を使用して米軍機の飛行情報を共有し、問題飛行の可視化を試みる一般の方々による取組であるということを知っております。この取組では、機種や目撃の時刻、場所などの情報のほか、画像や動画も投稿されることがあり、情報収集の一環として参考になると考えております。以前御指摘いただいたときには、たしか令和3年の9月に発生したF15戦闘機によるフレア誤射の誤射事故についての件がありまして、そのとき県もこのOHアラートで投稿された画像等を確認したところでございます。ただ、抗議等でこれを使うということになりますと、またOHアラートのデータ等を直接的に用いるというのは、データの収集方法あるいは使用等の観点からなかなか難しいのかなというふうに考えております。情報収集の一環として参考にしたいというふうに考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 課題は幾つかあるようですが、県民と協力してこの米軍の横暴勝手なやり方を許さないという姿勢をしっかりと示していただきたいと思っております。

続いて3番の平和行政について。

(1)番、沖縄戦戦没者遺骨収集事業の実績をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県では、戦没者遺骨収集情報センターへの遺骨情報の一元化を図るとともに、ボランティア団体への活動支援を行うなど、遺骨収集の推進に取り組んでいるところでございます。令和5年3月末現在、戦没者18万8136人のうち18万5463柱が収容されており、いまだ収容がなっていない御遺骨が2673柱残っているという状況でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 この遺骨収集の推進法が改正されました。遺骨収集に関する集中実施期間というものがあるのが2029年まで延長されております。この期間に1柱でも多くの遺骨収集が進むことを願っています。沖縄県としても積極的に取り組むべきだと思いますが、どのような取組を行いますか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 今お話がありまし

たとおり、国は昨年6月に戦没者遺骨収集推進法を改正しまして、集中実施期間が令和11年度まで延長されております。これを踏まえまして、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3300か所の情報等に関し、令和11年度までに現地調査を実施するとともに、鑑定等に対する体制整備を行うということでございます。県では、国から委託を受けた沖縄に関する177か所について調査を行っているところでありまして、引き続き国と連携しながら遺骨収集の推進に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 その沖縄でも177か所の対象地域があるようですが、提案したいんですが、以前も行いましたけれども、この沖縄戦の末期、糸満市米須にあるシーガーアブ、有川中将が自決した壕としても知られる大きな自然壕ですが、ここはこれまで本格的な収集作業というのがされておられません。遺骨収集推進法に基づいて国の責任でこの集中実施期間の対象として、このシーガーアブを申請すべきだと思いますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

シーガーアブは、国が現在現地調査を実施している、先ほど申し上げました3300か所の情報には含まれてはおりませんが、国は確度の高い情報があれば調査等を実施するものとしております。県では、シーガーアブについて市民団体の方から遺骨に関する情報が寄せられておりまして、現在現地確認に向けて関係者と調整を進めているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 頑張ってください。

(2)番です。

沖縄県の戦争遺跡の文化財指定の状況についてお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

戦争遺跡は、沖縄県の歴史の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ歴史上、学術上の価値を有する文化財であると認識しております。県教育委員会では、過去に行った分布調査等において1077か所の戦争遺跡を把握しております。そのうち文化財指定を受けているものは、令和6年1月現在で28件あり、内訳は県指定1件、市町村指定27件となっております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 教育委員会が頑張って1077か所は戦争遺跡としているんですが、文化財指定がまだ進んでおりません。この沖縄県の1件というのも沖縄戦より前の戦争のときの遺跡だと聞いております。それで、この沖縄戦の戦跡としての県指定文化財1号に、私はやはり首里城地下の32軍司令部壕がふさわしいんじゃないかなと思います。保存公開に向けても取組は始まっていますが、この首里城の32軍司令部壕、選定に向けて進めるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

第32軍司令部壕につきまして、県教育委員会では令和5年7月に策定されました第32軍司令部壕保存・公開基本方針に基づきまして、県関係機関及び那覇市と連携しながら、首里城正殿が復元される令和8年を目途に同壕の文化財指定に向けて取組を進めているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 よろしく願います。

先ほど述べた米須のシーガーアブ、そして有川中将の忠魂碑も戦争遺跡だと思いますが、この文化財指定はどうでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

シーガーアブは、平成10年度から平成17年度に県教育委員会の分布調査で把握された戦争遺跡でありまして、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、現在でも同法で保護が図られております。戦争遺跡とは、沖縄戦前から戦中に形成された戦争に関する施設や戦災を受けた痕跡等を示すものでございます。しかしながら、有川中将以下将兵自決の壕の碑につきましては、戦争遺跡の定義に該当しないということから、文化財指定の対象とするのは難しいと考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 シーガーアブのほうはちゃんと調査をしていただきたいと思います。戦後80年になろうとしております。この文化財指定のためには、この証言や文献の資料というものが必要になっていきます。しかし、市町村もそういう財政がもうなかなか余裕がないので、県も連携してこの調査事業を進めていただきたい。これは要望で終わりたいと思います。

続いて(3)番、沖縄戦の戦跡国定公園の区域見直しの進捗状況を伺います。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

沖縄戦跡国定公園につきましては、近年の活発な経済活動に伴う社会基盤の整備や宅地化等の開発、それから平和祈念と慰霊鎮魂の場としての在り方など、同公園を取り巻く自然的・社会的条件が変化しており、糸満市からも見直しの要望があることから、昨年度より公園計画の見直しに着手しているところでございます。今年度は、戦跡国定公園としての現況の補完調査や地域の意向確認等を行っておりまして、次年度、関係機関との調整や地域への説明会等を踏まえ公園計画案を作成し、令和7年度を目途に区域区分の見直しを行い、公園計画の変更手続を行うこととしているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 この沖縄戦跡国定公園は、日本で唯一の戦跡としての国定公園です。数多くの慰霊の塔やガマなどの戦跡が存在し、またこの海岸線につながる緑の風景が形成されていて、県民はその風景を見て、この遺骨が眠る土地全体の歴史の風景として沖縄戦の記憶を継承してきた、また平和を願うこの慰霊の思いもつないできたと思います。国定公園の区域見直しを進めているということですが、この戦跡としての風景、この概念、とても大切だと思うんですが、この見直し作業ではどのように進めていきますか。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 沖縄戦跡国定公園の風景につきましては、今議員からの御指摘のとおり、この戦跡と公園の自然環境とが、周囲の自然環境と調和して一体となして存在することでの景観、風景というのを醸し出しているという形になります。ですから、県としても、この公園内の戦跡というものが周囲の自然環境と調和し、一体をなして存在することによって有するこの文化景観としての価値、こういったものについて専門家、それから地元関係者等の意見も聞いて検討して、区域区分の見直し作業というものを進めていきたいというふうに考えているところです。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 頑張ってください。

続いて4番目の島々の振興について伺います。

(1)、人口減少や高齢化の見通しと対策をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年の将来推計人口によると、離島地域においては、伊江村、粟国村、渡名喜村、伊平屋

村、伊是名村、久米島町、多良間村及び与那国町で、2020年の7割未満まで人口が減少することが予測されております。また、各離島市町村における老年人口の割合は、2020年の27.7%から、2050年には36.5%まで増加することが予測されております。離島地域においては、人口減少や高齢化により、地域社会を支える活動の維持が困難となることなどが懸念されるため、県としては、このような状況に危機感を持っているところです。

そのため県としては、離島振興計画に基づき、交通コストの軽減、医療・福祉サービスの確保、産業の振興による雇用の創出のほか、移住の促進、関係人口の創出などに継続して取り組み、同計画において令和13年度の目標値として掲げている小中規模離島の人口2万3000人の維持を目指してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 大変ショッキングな数字だと思います。このことを食い止めていくために様々な課題があると思います。

(2)ですが、定住条件の整備のために公営住宅の整備、空き家対策を推進すべきと考えますが、いかがですか。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 離島市町村における公営住宅の整備については、沖縄振興公共投資交付金を優先的に配分しており、令和元年度から令和5年度までに7市町村で、128戸の着工実績となっております。また、離島の空き家対策については、空き家再生等推進事業など、国土交通省の補助制度を活用し、空き家の実態把握や活用などの取組をこれまでに4市町、石垣市、宮古島市、久米島町、竹富町で実施しております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 この問題、企画部にもお聞きしたいと思います。

全国的にこの空き家対策っていうのは課題になっていて、今土木建築部長がおっしゃった取組もされております。ですが、人口減少が著しいこの島々では、この空き家対策はより切実になっています。渡名喜村、島の集落全体が国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されております。大変美しい島ですが、しかしこの集落にある290の家のうち、50戸以上が空き家だと言われています。子供たちは進学を機に島を離れ、親たちも高齢になると病气や介護などを理由に沖縄本島に移っていく。こうやって島々の人口減少というのが

加速しております。空き家となっているこうした古民家などを再生すれば、移住希望者や、あるいはUターンで戻ってくる島の人たちにとっても大きな魅力になると思います。ただ一方で、島の人たちに聞くと、空き家を提供してもいいけれども、トートナーが心配なんだ。トートナーを守るためにあの家はまだ残っているんだという話をよく聞きます。これ渡名喜だけじゃなくて久米島でも聞きました。こうした島の課題もしっかり把握しながら、高齢化や人口減少が著しいこうした島々に特化した空き家対策が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

県においては、これまで市町村と連携して移住相談会や体験ツアー等を実施し、空き家発掘・改修に係る先進事例等についても市町村等に対し情報提供を行ってまいりました。加えて、離島地域への移住の促進を図る観点から、空家等対策特別措置法を所管する土木建築部が行う空き家の実態把握や活用などの取組に対し、離島市町村のニーズや課題等を把握し、情報提供を行うなど協力してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 よろしく申し上げます。

続いて(3)番、医療提供体制の現状と課題をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

○糸数 公 保健医療部長 お答えいたします。

離島や僻地における医療提供体制については、医療法に基づく医療計画を現在策定中ですけれども、医療計画の中の一つの項目として位置づけられていて、その中で医療従事者の確保、特定診療科目についての巡回診療、代診医師や看護師の派遣、急患搬送体制など、様々な支援が行われております。今後の課題といたしましては、医師の働き方改革が実施されること等に伴う一層の負担軽減、それからオンライン診療をどう活用するか、それから僻地医療拠点病院の拡充などがありまして、県としては、沖縄県医師会など関係機関と引き続き連携して、課題解決に取り組んでまいります。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 今取り組んでいることは否定はしませんけれども、やっぱりその巡回診療だったり、渡航費支援、オンラインとか言っても、やはりその島で先生たちがちゃんと定着していくっていうことが大切だと思いますので、中長期的な計画を求めたいと思

います。要望で終わりたいと思います。

続いて介護保険ですが(4)、重要な役割を果たしているケアマネージャーの充足率をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

令和4年度介護労働実態調査によりますと、ケアマネージャーの不足を感じていると回答した県内の事業者は46.2%でありまして、全国の37.7%を8.5ポイント上回っております。また、小規模離島においては特に不足していると認識をしているところでございます。そのため県では、ケアマネージャーの担い手となる中堅介護職員に対するキャリアアップ研修の実施や資格の取得及び維持に必要な研修のオンライン化など、ケアマネージャーの資格取得及び維持に係る負担軽減に努めているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 この間、久米島の介護事業者の方にお話を聞くと、デイサービスを利用したいんだけど、このデイサービスを利用するためのケアプランをつくるケアマネがないということが課題だと言っておりました。このケアマネが島にいないときに、県はどういった取組をしているのか、実績をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

○宮平道子 子ども生活福祉部長 お答えいたします。

県の離島地域における介護サービス提供体制総合支援事業というのを実施しておりまして、島外から離島に介護職員等を派遣する事業所に渡航費を補助する市町村に対し、県が当該補助金の9割を補助するという事業でございます。この事業は、居宅介護支援事業所がケアマネージャーを派遣する場合も対象としておりまして、令和4年度では延べ237人の渡航費を補助したところでございます。介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島地域においても必要なサービスが受けられるよう引き続き支援をしてみたいと考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 ぜひ頑張っていたいただきたいんですけど、この問題もやっぱりさっきの先生のお話と一緒に、抜本的に島の中でケアマネージャーを増やすっていうような取組も今後は期待をしたいと思います。

続いて(5)、県立久米島高校の園芸科を存続させて、魅力ある学校づくりを推進すべきと考えますが、今後の取組をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

久米島高校の園芸科につきましては、前県立高等学校編成整備計画において、普通科園芸コースへの移行が計画をされておりましたが、現行計画では、廃科に関する具体的な計画はございません。久米島高校においては、連携型中高一貫校としての取組や久米島町の様々な支援を受け、魅力ある学校づくりを展開しております。

県教育委員会としましては、今後の生徒数の推移等を注視しつつ、引き続き、同校の魅力ある学校づくりを推進してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 島の皆さんの努力で園芸科がずっと存続しております。一方で気になるのが、せっかくこの農業について学んでいるんですが、この園芸科卒業生の就農率というのはどういった形になっていきますか。

○赤嶺 昇 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 お答えします。

過去5年間の状況で申し上げますと、農業関連に就職した生徒は3名でございます。また、大学の農学部進学者が1名、農業大学校への進学が1名という状況になっております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 要望で終わりますけど、農林水産部をお願いしたいんですけども、こういった状況なんですね。やっぱり島々の第1次産業も人口も減ってきているということで、もっと教育委員会とも連携した第1次産業の振興というのに取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

この問題最後に知事に伺いたいと思います。

今回、私はタイトルを離島振興ではなくて、島々の振興についてというふうに書きました。常々この離島と呼ぶことについても何か申し訳ない気持ちがありまして、沖縄の島々どこも本当に魅力のある私たちの宝だと思います。知事も施政方針で、離島振興なくして沖縄振興はないっていうふうに最重要課題として位置づけておりますが、名称変更も含めて知事のお考えがあれば教えてください。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 出身の方々の思いからすると、やはりカナサ島々というように表現するほうが最も誇らしくふさわしいのではないかと思います。行政上の用語として、離島というような形で呼んでいるわけですが、それぞれの島にはそれぞれの魅力があ

り、伝統があり、歴史があり、そしてそれぞれの島に暮らす人々の思いがあると思います。沖縄の離島振興は、まさにそのあらゆる魅力をもっと持続可能な形でそこに人を運び、物をつくり、たくさんの笑顔を増やしていくということに定住条件を加えていきながらあらゆる工夫を加えていくべきだろうと思いますし、そのためには、例えば教育委員会の問題だけではなく、我々知事部局も連携しながら、その島の魅力をさらに高めていくための工夫をしていかななくてはならない。本当に、島々振興なくして沖縄の発展なしという思いでしっかり取り組むべきであろうというように思います。引き続き頑張ってください。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 よろしく申し上げます。

続いて、動物愛護行政についてです。

県警から聞きます。

(1)、県警における猫や闘鶏などの動物虐待の対応についてお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えをいたします。

いわゆる動物虐待事案に関しまして、動物の愛護及び管理に関する法律違反事件としましては、令和3年に計4件、令和4年に計3件、令和5年に計3件検挙しておりまして、そのうち猫を対象とする事件につきましては、令和3年に殺傷が1件、虐待が1件の計2件。令和4年に虐待が1件、遺棄が2件の計3件。令和5年に殺傷が1件となっております。

闘鶏を対象とする事件につきましては、同期間については検挙はございません。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 闘鶏については、検挙とかがっているのではないそうなんですけれども、一方でこの傷ついた闘鶏——タウチーですね。これタウチーを見つけて県警に届けるケースがあると思います。この拾得物としてのタウチーの件数はどれくらいですか。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 過去3年間の拾得物取扱いについて、タウチーと記録されている鳥について確認したところ、令和3年は9羽、令和4年は7羽の届出がございました。なお、5年については拾得物としての届出はございません。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 この拾得物として届けられたタウチーには、違法な闘鶏が疑われるケースも多いそうです。残忍な闘鶏、このタウチーは動物愛護法違反です。拾得物として届けられたことで、この事件発覚の

契機になる可能性もあると思います。ぜひ県警については、こういった拾得物も軽視せずしっかりと捜査するべきだと思いますが、本部長の見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 警察本部長。

○鎌谷陽之 警察本部長 お答えします。

県警察におきましては、あらゆる警察業務から得られる情報につきまして、事件覚知の端緒となり得るものと捉えております。拾得された動物が虐待が疑われるような負傷をしているといった事件の可能性がある場合につきましては、負傷の原因究明、あるいは現場付近の聞き込みといった事案の解明について捜査を尽くしまして、法と証拠に基づいて適切に対処する所存でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 続いて(2)番、飼い主のいない猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぎ、猫の殺処分をなくしていくためにも、TNR活動（不妊去勢手術等）や譲渡活動が重要です。県や市町村は、関係団体と一体となって推進すべきと考えますが、取組をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県におきましては、市町村やボランティア団体と連携しまして、令和5年1月からTNR活動への支援を行っているところでありまして、同年12月までに119頭の不妊去勢手術を実施したところでございます。また、猫の譲渡拡大に向けまして、不妊去勢手術やマイクロチップの装着のほか、飼養管理する間の費用などボランティア団体への支援も行っているところでありまして、譲渡推進棟におきましては、令和4年10月の供用開始以降、昨年末までに107頭の猫を譲渡しているというような状況でございます。

県としましては、引き続き市町村やボランティア団体と連携し、猫の殺処分をなくすための取組を推進してまいりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 県が試験的にでもTNRを進めたということは大いに評価したいと思います。今期、本当にこの保護猫について何度か取り上げてきましたが、ボランティアの皆さんの献身的な活動にすごく学ばされました。ボランティアの皆さん、その譲渡活動も手弁当でやっております。こうした支援も大切だと思いますが、新年度の取組を教えてください。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 県では、これまでもボラン

ティア団体等への支援を行っているところですけれども、令和6年度におきましては、ボランティア団体が譲渡する犬・猫への不妊去勢手術、それからマイクロチップの装着、それから飼養管理する間の費用、それから初期医療費の一部助成などを行っておりまして、こういった支援を令和6年度も引き続き実施していく予定としております。なお、こういった支援の内容につきましては、ボランティア団体からの要望を踏まえて毎年見直しを行っているところでございまして、令和6年度からは新たにこの県内ボランティアが県外へ譲渡する犬・猫の輸送費用、こういった助成というものも予定しているというところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 ありがとうございます。期待しております。

それでやはり、このTNR活動が鍵だと思います。これ中途半端にやってもやっぱりなくならないそうです。やっぱりその地域限定で集中的にやることによって、この飼い主のいない猫っていうのが少なくなっていくっていう効果が出ると思います。

そこで提案なんですけれども、去年、南大東島で多頭飼育の問題がありました。市町村、特にこの島々の自治体とかも財政がすごく脆弱ですので、やっぱり県がこのモデル地区を設定してTNRを集中的にやる。そして成功事例をつくることで他の市町村にも波及していくと思うんですが、このモデル地区をつくった、このTNR活動、部長の見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 環境部長。

○多良間一弘 環境部長 お答えいたします。

県におきましては、TNR活動に管理の部分を強めた地域猫活動ということで、これのモデル事業を進めているところではあるんですけれども、TNR活動につきましては、外部からの持込みがないということはどういうふうにかに確保していくかということでもありますとか、一方で動物愛護管理センターへの持込みでありますとか、手術をどういうふうに行っていくかという問題、それから先ほど南大東島の話もありましたけれども、希少種とかへの捕捉の問題といったようないろんな課題というものを整理していく必要があるというふうを考えております。

ですから県としましては、まずは今行っているTNR活動への支援を通しまして、このTNR活動そのものの課題とか効果、こういったものを整理していきたいというふうを考えているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 じゃ続いて6番、公共交通について伺います。

(1)、基幹バスシステムの成果と今後の取組をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 基幹急行バスについては、運行する前の平成27年度に比べ、令和元年度は約4%利用者が増加していることから、バス利用の促進が図られているものと考えております。今後は、伊佐以北のバスレーン延長も含め様々な施策を検討することとしており、より効果を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 那覇ー伊佐間にバスレーンができて、この成果が出ていると思います。一方で今度、この伊佐から沖縄市、この基幹急行バスの運行、いろいろ課題もあると思うんですが、何年度を目標にしておりますか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 県においては、令和13年度までに沖縄市胡屋から宜野湾市伊佐向けに朝のバスレーンの延長を計画しております。当該区間は、片側2車線の道路であり、バスレーンを設定してきた国道58号より車線数が少ないため、自動車交通に与える影響が大きくなる可能性があるものと考えております。そのため、バスレーンの延長に当たっては、沿道住民をはじめ、県民に対して丁寧に説明し、合意を得る必要があるものと考えております。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 この専用車線の確保っていうのが課題ですよね。

それを踏まえて(3)番ですが、次世代型路面電車(LRT)、バス高速輸送システム(BRT)の導入についての検討状況をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で、LRTやBRT等の導入など多様な都市内交通についても検討することとしており、沖縄本島を北部・中部・南部の圏域に分けた関係市町村の参加する連携交通会議の中で、先行事例を参考に課題等について整理・共有しているところでございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 モノレール、LRT、BRT、1キロメートル当たりの整備費用の比較はどうなりま

すか。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 お答えいたします。

沖縄鉄軌道の構想段階における計画案づくり、テクニカルレポートによりますと、1キロメートル当たりの整備費用は、モノレールが90億円から150億円、LRTが20億から30億円、BRTが10億から20億円を要するとされております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 企画部長、この南北鉄軌道の計画があるんですけども、国との制度設計をめぐるなかなか進んでおりません。こうした大きな構想も大切ですが、さっきから述べている、その圏域ごとの計画というのも重要だと思います。バスでも結局専用道路の確保が難しい課題がある。このLRTも同じことを言われているんです。私、BRTを否定するものではないんですが、こうしたそれぞれのメリット、デメリットをしっかりと検証して市町村と議論を重ねていただきたいと思います。個人的には、やはり那覇ー与那原間、これLRTを走らせたいなという思いをずっと持っているんですけども、この南部圏域での公共交通ネットワークの構築のために、県も積極的な役割を果たすべきだと思いますが、最後に見解をお聞かせください。

○赤嶺 昇 議長 企画部長。

○金城 敦 企画部長 現在県が設置しております各圏域の関係市町村による連携交通会議、特に南部の連携交通会議において、地域に最適な公共交通ネットワークの在り方について議論しております。その手段として、LRT、BRTも含めて導入する場合の課題の整理等について幅広く検討を進めております。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 比嘉瑞己議員。

○比嘉 瑞己 議員 このLRT、BRT、制度面でも様々な支援策があるそうです。ぜひできるところからしっかりと進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

〔玉城ノブ子 議員登壇〕

○玉城 ノブ子 議員 ハイタイ グスーヨー チューウガナピラ。

日本共産党の玉城ノブ子です。

質問の前に所見を申し上げたいと思います。

この定例会は、私の最後の定例会となります。

次回の選挙で頑張られる議員の皆さんも、今期で勇

退される議員の方も健康にはくれぐれも留意され、引き続き県民のために頑張ってくださいよう、念願をいたします。

私は、市会議員を5期、県議会議員を4期、36年間、議員として働かせていただきました。ここまで頑張ることができたのは、知事をはじめ、執行部の皆さんと同僚議員の皆さんの協力があったからであります。心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。県民の皆さんの御協力、御支援にも心から感謝を申し上げます。

私は、市会議員のときから子供の医療費の無料化を訴え続け、署名活動も多くの市民の皆さんと共に取り組んでまいりました。当時はゼロ歳児の医療費無料化を求めることからのスタートでありました。県議会でも何度も取り上げてきました。それから30年以上たちましたが、玉城デニー知事の下で中学校までの窓口無料化が実現をいたしました。とても感慨深いものがあります。多くの県民の皆さんから喜びの声が上がっております。

少人数学級も県議会で取り上げ、中学まで拡充されました。

ヤングケアラーの問題も、私自身も小学生の頃から病気の母親を介護してきました。今で言うヤングケアラーでした。この問題も調査と対策を訴えてきました。今回、調査が終わり、対策が取られようとしています。私の苦労した経験と提案も県の施策に反映され、ヤングケアラーやひとり親への支援等が実施されることになり、頑張れば政治は動くということを実感してまいりました。

私は、生活相談活動を行っておりますけれども、最近の相談で多いのが、高齢者の皆さんが住む家がない、経済的に困窮して生活していけない等の悲痛な訴えが増えております。長い間、社会のために懸命に働いてこられた高齢者の皆さんが、老後はいつでもどこにいても安心して暮らしていける環境を保障するのが政治の責任です。憲法でも、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明確になっています。早急に高齢者の現状を把握し、必要な支援の実施と基金の設置について、知事に強く要望したいと思います。

農業や漁業、地場産業の振興は、沖縄経済の発展にとって大変重要です。私も3期、経済労働委員を務め、2期目には委員長も務めさせていただきました。糸満は農業、水産業の町です。そのとき感じたのは、第1次産業がいかに重要かということです。食料は人が生きる上での命の源です。しかし、近年の肥料、飼

料、燃料の高騰で、農業、漁業の危機的な状況に直面をしています。県の農水産業への支援拡充が求められております。食料自給率の向上、地産地消の推進等の積極的な取組を訴えるものであります。

また、女性も男性もそれ以外の性の人たちも、誰もが生きやすく、公正公平な社会を目指す、ジェンダー平等社会をどのように実現するか、誰もが尊厳を持って自分らしく生きられる社会にどう取り組んでいくか、今、大きく問われています。あらゆる分野で、真のジェンダー平等実現のために頑張ってもらいたいと思います。

私は、沖縄戦終えんの地、糸満市選出の議員としての思いを常に胸に刻んで頑張ってきました。沖縄県は、悲惨なあの沖縄戦で20万人以上の皆さんが亡くなり、最後の激戦地となった糸満市は、住民9万4000人が犠牲となりました。糸満市の戦災調査では、440世帯、約1200人が一家全滅となっております。私の母方の叔母家族は一家全滅でした。遺骨は戻ってきておりません。また、もう一人の父方の叔母も16歳の一人息子を防衛隊に取られ、戦場で命を落としました。叔母があの子を返してちょうだいと泣き続けていたことを今でも忘れることはできません。私の父はウミンチュをしておりました。兄妹4名と家族でサイパンに渡り、漁業をしながら島の皆さんと交流を深め生活をしていました。しかし、戦争が勃発し、妻と娘2人を失い、父も爆撃を受け、島の人の助けで命は取り留めましたが、戦後は身体障害者の生活でした。私も、サイパンの調査に行き、サイパンでも沖縄と同じように戦争によってたくさんの人たちが悲惨な目に遭い、命をなくしていったことを知り、その生々しい現場を見たときに、胸の詰まる思いでした。

私は、父や母のナーイクサーナランドー、悲しみの込められたこの訴えを聞いて育ってきました。再び戦争の悲劇を繰り返させてはなりません。県民の譲ることのできない思いであります。

私は、紅短歌会という会に参加をしておりますが、その短歌会で私が最初に作ったのがこの短歌です。

「戦はならん命どう宝父母の声が聞こえる辺野古の海に」

私は県議を卒業しても、これからも県民の暮らしを守り、平和な社会実現に頑張っております。

基地のない平和な誇りある沖縄県の実現を目指して、知事や県議の皆さんもぜひ頑張ることを願っています。

皆さん、長い間、本当にありがとうございました。それでは、質問に入ります。

1、辺野古新基地建設について。

(1)、辺野古新基地建設の県民投票で72%が反対しました。政府は民意を無視し、辺野古新基地建設を強行し、さらに知事の権限を取り上げ、代執行したことは、地方自治、民主主義を踏みにじることになり、看過できません。知事の決意を伺います。

(2)、辺野古新基地建設に沖縄戦最後の激戦地となった糸満市をはじめ、沖縄県の全土から土砂を投入することが明らかになりました。県内には遺骨がまだたくさん残されています。戦没者の血が染み込んだ遺骨の混じる土砂を埋立てに使用することは、人道上也許されません。知事の決意を伺います。

2、保育行政について。

日本の保育士配置基準は、各国と比べてあまりにも低く、子供に安全で豊かな育ちを保障する基準になっていません。人手が足りず、子供に我慢を強いて、満足できる保育ができず、辞めていく保育士がいる。業務も忙しく、休憩も取れず、余裕がなく、疲弊している。現場からの声は深刻です。保育士資格を持ちながら、働いていない保育士は有資格者の6割を超えています。全産業平均と比べても低い保育士の賃金を引き上げるなど、処遇を改善し、希望を持って働き続けられる環境が必要です。

以下、質問をいたします。

(1)、保育所は慢性的な保育士不足による現場の疲弊が続いています。低過ぎる配置基準の見直しを進めることが求められております。保育士の過重負担を軽減するために国の配置基準の見直しを求め、保育現場の処遇の改善を図ることについて伺います。

(2)、認可保育園の待機児童の現状と対策、待機の解消を目指す今後の増設計画について伺います。

(3)、保育士不足を解消するために待遇改善を図るための支援を実施し、保育士資格を持つ潜在的保育士の就労支援と正規雇用化を図ることについて伺います。

3、女性への支援に関する取組について。

(1)、女性の支援に関する基本計画の進捗状況と策定時期、今後の取組について伺います。

(2)、うるま婦人寮では女性支援の新法に基づく支援事業の実施が求められております。今後の支援について伺います。

(3)、心理職員をはじめ、女性支援に必要な職員の増員、体制の強化が求められております。対応策について伺います。

4、ヤングケアラーの支援について。

(1)、ヤングケアラー支援についてのアンケート調

査をはじめ、これまでの取組と検討委員会の意見や支援方針について伺います。

(2)、ヤングケアラー条例制定について伺います。

5、国民健康保険について。

2024年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する政府方針の撤回や延期を求める声は、各種世論調査でも7割を超えています。オンラインで保険資格が確認できない、医療費の負担割合の誤登録、子供の医療費助成が使えないと、混乱は底なしです。どれも保険証があれば起きない混乱です。

(1)、トラブル続出のマイナンバーカードと保険証の一本化をやめ、現行の健康保険証を存続するよう国に求めることについて伺います。

(2)、国民健康保険財政への1兆円の公費投入増を国に求め、国保税の引下げを実施することについて伺います。

(3)、国民健康保険制度における子供の均等割の廃止を国に求めることについて伺います。

(4)、保険料は市町村の自主性に任せて、統一保険料を目指す県の運営方針を見直すことについて伺います。

6、県道豊見城糸満線の道路整備について、進捗状況と今後の計画について伺います。

7の我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 玉城知事。

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 御質問にお答えする前に、玉城ノブ子議員におかれましては、4期16年にわたり、平和な沖縄県の実現に向け、議論を重ねてこられました。そして、生活福祉、保育、教育、農業など幅広い分野での質疑を頂戴いたしました。これまでの県勢発展への御貢献に対し、心から御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

そして、玉城ノブ子議員からお取り計らいをいただきましたので、崎山嗣幸議員にも御礼を申し上げたいと思います。

崎山嗣幸議員、今般は登壇はございませんでしたが、那覇市役所職員、市議会議員を経て、県議として4期16年にわたり、本県のあらゆる課題について、厳しい指摘と御指導をいただき、心温まる議論を重ねていただきました。これまでの県勢発展への御貢献に対しまして、崎山議員へも心から御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたし

ます。

ヤングケアラーの支援についての御質問の中の4の(1)、4の(2)、ヤングケアラー支援についてお答えいたします。なお、4の(1)と4の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

沖縄県が令和4年度に実施した調査の結果、ヤングケアラーと思われる子供が5.5%いることが判明しました。このため沖縄県では、学校や関係機関職員向けの研修や、困難を抱える家庭を訪問し支援につなぐ寄り添い支援のほか、令和5年度からはヤングケアラー・コーディネーターの配置やSNSを使った相談窓口、オンラインサロンの設置など、多様な相談形態を整えたところです。また、今後とも県、市町村、関係機関がより緊密にヤングケアラー支援に取り組んでいくため、当事者や有識者等で構成する検討委員会を設置し、各委員の意見を踏まえた沖縄県ヤングケアラー支援推進方針の早期策定に取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、当該支援推進方針に基づき、市町村、関係機関と連携しながら、新設することも未来部を中心に、関係部局を挙げてヤングケアラー支援に取り組んでまいります。なお、条例の制定につきましては、現在国において、子ども・若者育成支援推進法を一部改正し、子ども・若者育成支援の対象として、ヤングケアラーを加える法案が通常国会に提出されております。ですから、今後の国の動向を注視しながら、ヤングケアラーの条例についても必ずその必要性について検討してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○赤嶺 昇 議長 知事公室長。

(溜 政仁 知事公室長登壇)

○溜 政仁 知事公室長 1、辺野古新基地建設についての(1)、国の代執行についてお答えいたします。

国土交通大臣が知事に代わって埋立変更承認処分を行った代執行は、選挙で県民の負託を受けた知事の処分権限を一方的に奪うものであり、多くの県民の民意を踏みにじり、憲法で定められた地方自治の本旨をないがしろにするものであります。

県としては、かねてから辺野古新基地建設問題は、対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、引き続き政府に対して、対話により解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えてまいります。

以上になります。

○赤嶺 昇 議長 土木建築部長。

(前川智宏 土木建築部長登壇)

○前川智宏 土木建築部長 1、辺野古新基地建設についての(2)、普天間飛行場代替施設建設事業に使用する埋立土砂についてお答えいたします。

令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所のうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約7割となる土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

なお、県としましては、人道上、遺骨等が混じる土砂が同事業に使用されるべきではないと考えております。

次に6、豊見城糸満線の進捗状況等についてお答えいたします。

豊見城糸満線の豊見城市名嘉地から糸満市兼城の事業区間について、令和5年度末の進捗率は、事業費ベースで約13%となっております。早期の工事着手に向けて、現在、実施設計及び用地取得に取り組んでいるところであり、川尻橋の架け替え工事を優先して整備することとしております。引き続き、関係市と連携を図りながら、事業予算の確保に努めるとともに、早期の整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 子ども生活福祉部長。

(宮平道子 子ども生活福祉部長登壇)

○宮平道子 子ども生活福祉部長 2、保育行政についての御質問の中の(1)、配置基準の見直しについてお答えいたします。

県では、保育士配置基準の見直しについて、全国知事会等を通して国に要望をしてきたところです。今般、国において、令和6年度より3歳児から5歳児までの保育士配置基準について改正を行い、経過措置として、保育士の確保が困難な施設については、当分の間、従前の基準による運営を認めることとしております。この見直しが実施されることにより、保育の提供体制の改善や保育士の負担軽減が図られ、安心・安全な保育環境の確保につながるものと考えております。

同じく(2)、待機児童の現状等についてお答えいたします。

令和5年4月1日時点における待機児童は411人で、前年度から28人減少し、8年連続の減少となっております。県では、待機児童の解消に向け、市町村が行う保育所等の施設整備を支援してまいりました。その結果、黄金っ子応援プランの見込みを上回る定員

枠が確保されており、現在は最大の課題である保育士確保の取組や地域別ミスマッチ解消に向けた保育所等の広域利用調整等、市町村の取組を支援しているところです。

同じく(3)、保育士の待遇改善等についてお答えいたします。

保育士を確保するためには、処遇と労働環境の改善が重要と考えております。そのため県では、潜在保育士が就職する際の準備金の貸付等を行うとともに、正規雇用化による処遇改善や保育補助者の配置による業務負担の軽減等に取り組んでおります。また、保育士の給与は、国家公務員の給与改定内容に準じた賃上げに加え、各種加算等による処遇改善が行われているところですが、依然として他産業と比較して低い状況となっております。

県としましては、引き続き全国知事会を通して、国に対して他産業と遜色のない水準に向けた保育士の処遇改善を要望してまいります。

3、女性への支援に関する取組についての御質問中の(1)、女性の支援に関する基本計画についてお答えいたします。

県では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、対象となる女性への支援施策の実施に関する基本計画を今年度中に策定することとしております。本計画の策定に当たっては、各種施策が実効性のあるものとなるよう、有識者や関係団体の代表者等で構成する策定委員会を設置し、これまで4回の委員会を実施しております。

県としましては、女性が抱える課題が複雑化、多様化する中、対象となる女性に寄り添いながら、きめ細やかな支援が届けられるよう取り組んでまいります。

同じく(2)、うるま婦人寮での支援についてお答えいたします。御質問の3の(2)と3の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

婦人保護施設であるうるま婦人寮は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、本年4月から女性自立支援施設に名称を変更し、引き続きDV被害者などの自立支援等に係る事業の中核を担うこととなります。

県としましては、女性自立支援施設は、困難な問題を抱える女性が中長期に落ち着いた環境で、心身の健康の回復を図りながら自立に向けた準備をするための重要な機関であると認識していることから、運営団体の意見を聞きながら、必要に応じて心理療法担当職員をはじめとする適切な職員配置の支援に努めてまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 保健医療部長。

(糸数 公 保健医療部長登壇)

○糸数 公 保健医療部長 5、国民健康保険についての(1)、現行健康保険証の存続についてお答えいたします。

現行の健康保険証について、国は令和6年12月2日に新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしております。一方で、マイナンバーカードと健康保険証とのひもづけに係る誤登録や医療機関窓口でマイナ保険証が使用できないなどのトラブルも発生しております。そのため、同カードの安全・安定的な運用が図られるよう、全国知事会を通じ国に要請を行っているところであります。

県としては、医療を必要としている人が必要な医療を受けられることが大切であると考えており、国の動向を注視してまいります。

同じく5の(2)、国保財政への公費投入についてお答えいたします。

全国知事会では、令和5年7月の令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望において、財政支援を今後も国の責任において確実に実施するよう国に要望しているところです。

県としましては、今後とも知事会等を通じて要請を行うとともに、本県の特事情に基づいた特段の財政支援について、国保財政の安定化を図る観点から、市町村及び国保連合会等と連携して、引き続き要請していきたいと考えております。

同じく5の(3)、子供の均等割についてお答えいたします。

子供の均等割につきましては、令和4年度から、未就学児を対象に国民健康保険税の均等割を公費で5割軽減する措置が行われております。

県としましては、さらなる負担軽減を図るため、子供の対象範囲及び軽減割合の拡充について、全国知事会を通じて国に要望してまいります。

同じく5の(4)、保険料水準の統一の見直しに係る県の見解についてお答えいたします。

保険料水準の統一については、第2期国保運営方針において、令和6年度からの実施を目指すとして、これまで市町村と協議を続けてきたところであります。しかしながら、保険料水準統一の前提となる、医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないことから、令和5年2月に市町村長の了承を得た上で、令和6年度からの保険料水準の統一については、実施を見送るとしたところであります。一方で、令和3年度の

法改正で、統一への取組が必須事項となったことから、統一に向けた環境整備を図るため、令和6年度から新たな取組を実施してまいります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 玉城ノブ子議員。

○玉城 ノブ子 議員 大変前向きな答弁をいただきましたので、再質問はいたしません。

どうもありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後7時1分休憩

午後7時2分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、2月7日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案から甲第38号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 ただいま予算特別委員会に付託されました予算を除く乙第1号議案から乙第43号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後7時4分休憩

午後7時5分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月2日から6日までの5日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、明3月2日から6日までの5日間休会とすることに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月7日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時5分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年3月7日

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第9号）

令和6年3月7日（木曜日）午前10時開議

議事日程第9号

令和6年3月7日（木曜日）

午前10時開議

第1 乙第5号議案及び乙第9号議案（総務企画委員長報告）

第2 乙第28号議案及び乙第29号議案（文教厚生委員長報告）

第3 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

當間 盛夫議員	西銘啓史郎議員
座波 一議員	花城 大輔議員
末松 文信議員	島袋 大議員
玉城健一郎議員	当山 勝利議員
國仲 昌二議員	次呂久成崇議員
瀬長美佐雄議員	比嘉 瑞己議員
上原 章議員	上原 快佐議員
照屋 守之議員	

提出 議員提出議案第1号

第4 乙第34号議案（文教厚生委員長報告）

第5 乙第32号議案及び乙第33号議案（土木環境委員長報告）

第6 甲第25号議案から甲第38号議案まで（予算特別委員長報告）

第7 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書

又吉 清義議員	島尻 忠明議員
仲村 家治議員	花城 大輔議員
仲田 弘毅議員	山里 将雄議員
当山 勝利議員	國仲 昌二議員
平良 昭一議員	西銘 純恵議員
渡久地 修議員	當間 盛夫議員
上原 快佐議員	金城 勉議員
照屋 守之議員	

提出 議員提出議案第2号

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第5号議案及び乙第9号議案

乙第5号議案 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第28号議案及び乙第29号議案

乙第28号議案 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例

乙第29号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例

日程第3 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第4 乙第34号議案

乙第34号議案 財産の処分について

日程第5 乙第32号議案及び乙第33号議案

乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

日程第6 甲第25号議案から甲第38号議案まで

- 甲第25号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算(第8号)
甲第26号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
甲第27号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第2号)
甲第28号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
甲第29号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
甲第30号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第2号)
甲第31号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算(第1号)
甲第32号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算(第2号)
甲第33号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第2号)
甲第34号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)
甲第35号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)
甲第36号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
甲第37号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算(第2号)
甲第38号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第7 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書

出席議員(47名)

44番	赤嶺昇	議長	24番	玉城武光	議員
30番	照屋守之	副議長	25番	比嘉瑞己	議員
1番	島袋恵祐	議員	26番	平良昭一	議員
2番	喜友名智子	議員	27番	仲村未央	議員
3番	國仲昌二	議員	28番	照屋大河	議員
4番	玉城健一郎	議員	29番	山内末子	議員
5番	上里善清	議員	31番	西銘啓史郎	議員
6番	大城憲幸	議員	32番	座波一	議員
7番	上原章	議員	33番	大浜一郎	議員
8番	小渡良太郎	議員	34番	呉屋宏	議員
9番	新垣淑豊	議員	35番	花城大輔	議員
10番	島尻忠明	議員	36番	又吉清義	議員
11番	仲里全孝	議員	37番	玉城ノブ子	議員
12番	上原快佐	議員	38番	西銘純恵	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	39番	渡久地修	議員
14番	次呂久成	議員	40番	仲宗根悟	議員
16番	山里将雄	議員	41番	崎山嗣幸	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員
23番	仲村家治	議員			

欠席議員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山 城 貴 子	議 会 事 務 局 長	上 原 毅	政 務 調 査 課 副 参 事
前 田 敦 次	長	新 垣 伸 弥	主 幹
中 村 守 儀	議 事 課 長	平 良 典 子	主 幹
儀 間 俊 江	課 長 補 佐	平 良 末 子	主 幹
宮 城 亮	主 幹	上 運 天 慎 也	主 幹
比 嘉 太 一	主 任		

○赤嶺 昇 議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

3月1日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に比嘉京子議員、副委員長に小渡良太郎議員を互選したとの報告がありました。

次に、昨日、當間盛夫議員外14人から、議員提出議案第1号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」、又吉清義議員外14人から、議員提出議案第2号「うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

（諸般の報告 巻末に掲載）

○赤嶺 昇 議長 日程第1 乙第5号議案及び乙第9号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義総務企画委員長。

（委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載）

〔又吉清義 総務企画委員長登壇〕

○又吉清義 総務企画委員長 ただいま議題となりました乙第5号議案及び乙第9号議案の2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第5号議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職に属する常勤の職員との権衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引

き上げるとともに、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、会計年度任用職員の人数及び年収の増加額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、知事部局における会計年度任用職員の人数は令和5年6月1日現在で1245人となっている。知事部局で最も多く任用されている事務補助の会計年度任用職員で試算すると、改定前の年収が約213万5000円で、今回の改正に伴い、約48万2000円増の、約261万7000円になるとの答弁がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例」は、県内における石油製品の価格の調整及び安定的な供給を図るため、条例の有効期限を令和9年3月31日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、いまだに本島と離島との間に石油製品の価格差がある。県は様々な対策を取っているが、その効果が出ていないことに対してどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、現在、石油製品の輸送に関し一部補助対象となっていない離島特有の経費があり、それが価格差の要因ではないかと考えている。この点について令和6年度中に調査を行い、輸送費補助の対象とすべきか議論を進め、少しでも価格差が縮小するよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、石油価格調整税と石油製品輸送費等補助事業の在り方を見直すべきと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、令和6年与党税制改正大綱では、次の適用期限の到来時に、軽減措置の趣旨、県内離島のガソリン価格への対応及び強い沖縄経済への実現に向けた沖縄振興策との関係などを踏まえ、同措置の在り方を検討するとされている。

国においても県内離島のガソリン価格を課題として捉えており、県としては次回の税制改正に向け、国と連携を図りながら制度の在り方も含め検討していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、乙第5号議案及び乙第9号議案の2件については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第5号議案及び乙第9号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案及び乙第9号議案は、原案のとおり可決されました。



○赤嶺 昇 議長 日程第2 乙第28号議案及び乙第29号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

末松文信文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔末松文信 文教厚生委員長登壇〕

○末松文信 文教厚生委員長 ただいま議題となりました乙第28号議案及び乙第29号議案の2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第28号議案「沖縄県公立学校情報機器整備基金条例」は、公立学校に情報機器を整備することを目的として沖縄県公立学校情報機器整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある

ため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、貸与中の情報機器に不具合が生じたり、壊れた場合はどのような対応をしているのかとの質疑がありました。

これに対し、基金の財源である国庫補助金の補助要件として、児童生徒数の15%を上限として予備機の整備が認められており、情報機器が壊れた場合は、その予備機と交換して貸与することができる。一方で、学校の備品の取扱いについては大切に扱うよう指導しているとの答弁がありました。

そのほか、情報機器のフィルタリング対策などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県立学校教育施設整備基金条例」は、県立学校の教育施設を整備するための財源に充てるため、沖縄県立学校教育施設整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があることから、条例を制定するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第28号議案及び乙第29号議案の2件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第28号議案及び乙第29号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第28号議案及び乙第29号議案は、原案のとおり可決されました。



○赤嶺 昇 議長 日程第3 議員提出議案第1号 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫議員。

(議員提出議案第1号 巻末に掲載)

(當間盛夫 議員登壇)

○當間 盛夫 議員 ただいま議題となりました議員提出議案第1号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の委員会条例の改正は、こども未来部を新たに設置するとともに、知事公室、子ども生活福祉部及び保健医療部を再編する沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例が今年の11月定例会において可決され、本年の4月1日から施行されることに伴い、文教厚生委員会所管の子ども生活福祉部、保健医療部を生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部に改める必要があること、また、委員会への出席の特例等として、いわゆるオンラインによる方法を新たに設けるため、所要の改正が必要であることから、委員会条例の一部を改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 これより議員提出議案第1号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○赤嶺 昇 議長 日程第4 乙第34号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末松文信文教厚生委員長。

(委員会審査報告書(議決事件) 巻末に掲載)

(末松文信 文教厚生委員長登壇)

○末松文信 文教厚生委員長 ただいま議題となりました乙第34号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第34号議案「財産の処分について」は、旧県立伊良部高等学校の土地及び建物について、一般競争入札による落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。契約の相手方は、学校法人中央国際学園を予定しているとの説明がありました。

採決の結果、乙第34号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第34号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○赤嶺 昇 議長 日程第5 乙第32号議案及び乙第

33号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

呉屋 宏土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏 土木環境委員長登壇〕

○呉屋 宏 土木環境委員長 ただいま議題となりました乙第32号議案及び乙第33号議案の2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第32号議案及び乙第33号議案の「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」の2件は、いずれも県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、乙第32号議案に係る同工事（上部工その10）について、請負契約書第26条第6項に基づくインフレスライド協議等に伴い、契約金額を1億520万2円増額し、14億6689万2円に変更する、乙第33号議案に係る同工事（上部工P1、P6北）について、特記仕様書に基づく週休2日の取組による、間接工事費の補正等に伴い、契約金額を1億889万2300円増額し、10億9471万2300円に変更するものであるとの説明がありました。

乙第32号議案に関し、資材が高騰する中、当該工事だけではなく、ほかの県発注工事にもインフレスライドを適用すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、インフレスライドについては残工期が2か月以上ある全ての工事を対象とし、受注者または発注者からの協議の請求に基づき、国のマニュアルにのっとり材料単価や労務単価などのスライド額を算出し、変更対象となるものに適用することとなるとの答弁がありました。

次に、当該工事の具体的な変更内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、変更の内容としては、インフレスライドによる材料単価及び労務単価の増、週休2日の取組による増、資材等の数量増、熱中症対策その他を合わせて1億520万2円の増額になっているとの答弁がありました。

そのほか、工期変更の有無、労務単価の引上げ額、

増額変更に要する予算の財源、県道20号線の供用開始時期などについて質疑がありました。

また、乙第33号議案に関し、なぜ建設業だけ週休2日を考慮して増額を行うのかとの質疑がありました。

これに対し、工事の標準歩掛りの諸経費の一部や、労務費に週休2日を見込んでいないところがあることから、週休2日を実施したことに見合う価格にするため補正等を行っているとの答弁がありました。

次に、建設業における残業の上限規制により、公共工事にどれぐらいの影響があるかとの質疑がありました。

これに対し、公共工事への影響を定量的に示すことは難しいが、週休2日を取れるよう適正な工期の確保や、工期前に余裕期間を設けるなど、極力残業を発生させないよう取り組んでいるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第32号議案及び乙第33号議案の2件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第32号議案及び乙第33号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案及び乙第33号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。



○赤嶺 昇 議長 日程第6 甲第25号議案から甲第38号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

比嘉京子予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔比嘉京子 予算特別委員長登壇〕

○比嘉京子 予算特別委員長 ただいま議題となりました甲第25号議案から甲第38号議案までの14件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長をはじめ関係部局長等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第25号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）」は、国の補正予算関連経費及び扶助費等の義務的経費の増減等について編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに51億3296万9000円の減額で、補正後の改予算額は8990億8090万3000円となる。

歳入の主な内容は、国庫支出金の減、繰入金の減及び県債の減などである。

歳出の主な内容は、消防防災ヘリの運用に係る検討やヘリ基地整備に要する経費の減、普天間飛行場の土地取得に要する経費の増、市町村が実施する保育補助者の配置等への補助及び保育士を目指す者に対する修学資金の貸付け等に要する経費の増、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う減、近年の原油価格の高騰等による畜産農家の飼料費負担軽減を図る緊急対策として、輸入粗飼料の価格高騰分の一部を補助するための経費の増などである。

なお、繰越明許費は、予算成立後の事由等により、年度内に完了が見込めない事業について、翌年度に繰り越して実施するため計上するものである。

また、債務負担行為は、県立高等学校における端末購入を補助するため計上するものである。

次に、甲第26号議案から甲第36号議案までの特別会計補正予算は、小規模企業者等設備導入資金の元利収入が見込額を下回ること等に伴う減、国際物流拠点産業集積地域那覇地区の入居企業における光熱水費支払契約の変更等に伴う減、長期債利子の減額等に伴う減、国民健康保険事業における過大交付分の償還等を行うための増額補正などであるとの説明がありました。

次に、甲第37号議案「令和5年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）」は、薬品及び診療材料の調達価格高騰に伴い、棚卸資産購入限度額の超過が見込まれることから、限度額を改めるために、補正予算を編成するものである。

棚卸資産購入限度額の補正については、限度額を

13億2891万7000円増額補正し、補正後予定額を140億2186万5000円とするものであるとの説明がありました。

次に、甲第38号議案「令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」は、国の令和5年度補正予算に係る社会資本整備総合交付金を活用し、流域下水道事業における官民連携方式によるウオーターPPP導入に向けた可能性調査を行うため、資本的収支予算の資本的収入と資本的支出をそれぞれ2400万円増額補正するものであるとの説明がありました。

まず、甲第25号議案に関し、消防防災ヘリコプター整備推進事業における市町村との調整状況と今後の整備計画について質疑がありました。

これに対し、県と41市町村で構成する協議会において可決した機体整備やヘリ基地の場所などの議案については、39の市町村長が承認しているが、消防職員の派遣などの確認のため、うるま市長及び石垣市長の承認が得られていない状況である。

今後も調整を重ね、両市長から承認が得られ次第、機体や装備品の発注、ヘリ基地の建設、隊員の教育訓練などを進めることとしており、これらを加味すると運用開始まで2年半から3年程度の期間が必要になるとの答弁がありました。

次に、介護職員処遇改善事業における介護職員の収入を引き上げるための補正について、賃金改善への反映状況を確認する仕組みが必要と考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、同事業における補助金の交付に当たっては、給与規程等の改定及び補助額の全てを介護職員の賃金改善に充てることが要件となっており、賃金改善への反映状況については実績報告で確認するほか、運営指導等の際に給与規程や賃金台帳などの確認を行っているとの答弁がありました。

次に、保育対策総合支援事業の補正増の内容と保育補助者等の配置予定数について質疑がありました。

これに対し、同事業は保育士の負担軽減を図るため保育補助者や保育支援員の配置を行うもので、当初予算の見込みを大きく上回るニーズがあったことから増額補正を行うものである。

今回の補正により、保育補助者については、当初予定の88施設から309施設への配置を、また、保育支援員については、当初予定の116施設から375施設への配置を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、こども医療費助成事業の増額補正の理由と対象者を高校卒業まで拡大することについてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、今年度の当初予算額については、令和4年度の実績を基に算出していたが、インフルエンザの流行などにより実績が増えたため補正を行うものである。

県では令和4年度から、中学校卒業までを補助対象としているが、19市町村において独自に高校卒業までを補助対象としている。

高校卒業まで対象を拡大した場合、県全体で約10億円の増額になると試算しているが、医療費全体の額も増え続けていることから、今後の動向を注視し、財政状況の分析を行う必要がある。

県としては、国による統一的な助成制度の創設について全国知事会を通して要請しているところであり、今後も市町村と財政上の問題を丁寧に調整していくとの答弁がありました。

そのほか、2月定例会で減額補正が多い理由と補正の実施時期の考え方、文化財調査の実施による防災危機管理センター整備の対応、国外からの海岸漂着物対策に関する国への要請、新型コロナウイルス感染症関連事業の減額補正の内容、輸入粗飼料の補助の内容、県産牛肉の輸出拡大に向けた県の方針、首里杜地区のオーバーツーリズムの未然防止に要する経費の内容などについて質疑がありました。

次に、甲第38号議案に関し、下水道事業における単価改定の推移について質疑がありました。

これに対し、県が関係市町村から徴収する維持管理負担金については、本土復帰以降、10回の単価改定を行っており、直近では令和2年10月に改定している。

県としては、令和2年度に策定した経営戦略の収支計画について、実績や経費の動向等を踏まえ、見直しを進めることとしており、必要に応じて単価の改定を検討していくとの答弁がありました。

そのほか、下水道汚泥の肥料化におけるPFOSの処理などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第25号議案から甲第38号議案までの14件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第25号議案から甲第38号議案までの14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案14件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案から甲第38号議案までは、原案のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 日程第7 議員提出議案第2号 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

又吉清義議員。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔又吉清義 議員登壇〕

○又吉 清義 議員 ただいま議題となりました議員提出議案第2号につきまして、総務企画委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本意見書につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため、議員を派遣する必要があることから議長におかれましては、しかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号

については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 これより議員提出議案第2号「うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 ただいま可決されました議員提出議案第2号については、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第2号の趣旨を関係要路に要請するため、議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月8日から27日までの20日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、明3月8日から27日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時37分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

令和6年3月28日

令和6年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）

令和6年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

令和6年3月28日（木曜日）午前10時開議

議事日程第10号

令和6年3月28日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第6号議案から乙第8号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第31号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第21号議案から乙第23号議案まで（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第12号議案から乙第20号議案まで及び乙第30号議案（文教厚生委員長報告）
- 第4 乙第24号議案から乙第27号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第5 乙第37号議案及び乙第41号議案から乙第43号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第6 乙第35号議案及び乙第36号議案（経済労働委員長報告）
- 第7 乙第38号議案から乙第40号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第8 甲第1号議案から甲第24号議案まで（予算特別委員長報告）
- 第9 オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書

照屋 大河議員	小渡良太郎議員
島尻 忠明議員	仲里 全孝議員
仲村 家治議員	呉屋 宏議員
又吉 清義議員	山里 将雄議員
新垣 光栄議員	仲村 未央議員
瀬長美佐雄議員	比嘉 瑞己議員
當間 盛夫議員	金城 勉議員
上原 快佐議員	照屋 守之議員

提出 議員提出議案第4号

- 第10 オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める抗議決議

照屋 大河議員	小渡良太郎議員
島尻 忠明議員	仲里 全孝議員
仲村 家治議員	呉屋 宏議員
又吉 清義議員	山里 将雄議員
新垣 光栄議員	仲村 未央議員
瀬長美佐雄議員	比嘉 瑞己議員
當間 盛夫議員	金城 勉議員
上原 快佐議員	照屋 守之議員

提出 議員提出議案第5号

- 第11 子どもの貧困対策に関する決議

西銘 純恵議員	新垣 淑豊議員
新垣 新議員	石原 朝子議員
西銘啓史郎議員	仲田 弘毅議員
玉城健一郎議員	当山 勝利議員
山内 末子議員	喜友名智子議員
次呂久成崇議員	玉城 武光議員
上原 快佐議員	當間 盛夫議員
金城 勉議員	照屋 守之議員

提出 議員提出議案第6号

第12 地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求める決議

座波 一議員	下地 康教議員	提出 議員提出議案第7号
大浜 一郎議員	花城 大輔議員	
中川 京貴議員	上里 善清議員	
比嘉 京子議員	國仲 昌二議員	
平良 昭一議員	島袋 恵祐議員	
渡久地 修議員	大城 憲幸議員	
上原 章議員	上原 快佐議員	
照屋 守之議員		

第13 沖縄の人々を先住民とする国連勧告の撤回を求める決議

花城 大輔議員	小渡良太郎議員	提出 議員提出議案第3号
新垣 淑豊議員	島尻 忠明議員	
仲里 全孝議員	新垣 新議員	
下地 康教議員	石原 朝子議員	
仲村 家治議員	西銘啓史郎議員	
座波 一議員	大浜 一郎議員	
呉屋 宏議員	又吉 清義議員	
末松 文信議員	島袋 大議員	
中川 京貴議員	仲田 弘毅議員	

第14 陳情令和5年第60号、同第118号、同第143号、同第145号及び陳情第38号（総務企画委員長報告）

第15 請願令和5年第1号、同第4号、請願第1号、陳情令和4年第128号、同第167号、同第168号、同第171号、同第179号、陳情令和5年第6号、同第12号、同第13号、同第27号、同第42号、同第54号の2、同第65号の2、同第80号、同第85号、同第101号、同第110号の2、同第117号、同第122号、同第127号、同第129号、同第134号、同第136号、同第142号、同第144号、同第160号、同第162号、同第167号、陳情第13号、第21号、第22号及び第28号（経済労働委員長報告）

第16 陳情令和4年第19号、同第30号、同第33号、同第39号、同第48号、同第93号、同第96号、同第143号、同第156号、同第174号、陳情令和5年第54号の3、同第55号、同第87号、同第105号、同第110号の3、同第121号、同第125号、同第126号、同第139号、同第140号、同第145号の2、陳情第12号及び第37号（文教厚生委員長報告）

第17 陳情令和2年第54号の4、同第139号、同第161号、同第188号の4、同第193号、同第207号、陳情令和3年第6号、同第38号、同第56号、同第84号の4、同第145号、同第164号、同第165号、同第174号の4、同第219号、同第223号、陳情令和4年第6号、同第22号、同第32号、同第43号、同第45号、同第54号、同第63号の4、同第73号、同第124号の4、同第138号、同第165号、同第167号の2、同第175号、同第176号、同第178号、陳情令和5年第1号、同第4号、同第11号、同第35号、同第54号の4、同第67号、同第69号、同第83号、同第91号、同第97号の2、同第107号、同第110号の4、同第116号、同第119号、同第129号の2、同第134号の2、同第141号、同第152号、同第156号、同第172号、同第173号、同第178号、同第179号、陳情第5号、第9号、第10号、第14号、第19号の2、第27号及び第29号（土木環境委員長報告）

第18 陳情令和3年第110号、同第198号、同第221号、陳情令和4年第2号、同第40号、同第101号及び陳情第6号（米軍基地関係特別委員長報告）

第19 陳情令和5年第99号（子どもの未来応援特別委員長報告）

第20 陳情令和2年第54号の5、同第184号、同第188号の5、同第205号、陳情令和3年第68号、同第84号の5、同第99号、同第174号の6、陳情令和4年第63号の5、陳情令和5年第110号の5、同第112号から同第114号まで、同第138号、同第158号、陳情第1号及び第19号の3（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）

第21 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第6号議案から乙第8号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第31号議案
- 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第2号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第6号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第8号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
 - 乙第10号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第11号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
 - 乙第31号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第21号議案から乙第23号議案まで
- 乙第21号議案 沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第22号議案 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例
 - 乙第23号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第3 乙第12号議案から乙第20号議案まで及び乙第30号議案
- 乙第12号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
 - 乙第13号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例
 - 乙第14号議案 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 乙第15号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 乙第16号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
 - 乙第17号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
 - 乙第18号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
 - 乙第19号議案 沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
 - 乙第20号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
 - 乙第30号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第24号議案から乙第27号議案まで
- 乙第24号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第25号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
 - 乙第26号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
 - 乙第27号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第5 乙第37号議案及び乙第41号議案から乙第43号議案まで
- 乙第37号議案 訴えの提起について
 - 乙第41号議案 車両損傷事故に関する和解等について
 - 乙第42号議案 包括外部監査契約の締結について
 - 乙第43号議案 専決処分の承認について
- 日程第6 乙第35号議案及び乙第36号議案
- 乙第35号議案 訴えの提起について

乙第36号議案 訴えの提起について

日程第7 乙第38号議案から乙第40号議案まで

乙第38号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第39号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第40号議案 車両損傷事故に関する和解等について

日程第8 甲第1号議案から甲第24号議案まで

甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算

甲第2号議案 令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第3号議案 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第4号議案 令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第5号議案 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第6号議案 令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第7号議案 令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第8号議案 令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第9号議案 令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第10号議案 令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

甲第11号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第12号議案 令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第13号議案 令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算

甲第14号議案 令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第15号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第16号議案 令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第17号議案 令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第18号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第19号議案 令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第20号議案 令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

甲第21号議案 令和6年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案 令和6年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案 令和6年度沖縄県流域下水道事業会計予算

日程第9 オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書

日程第10 オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める抗議決議

日程第11 子どもの貧困対策に関する決議

日程第12 地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求める決議

日程第13 沖縄の人々を先住民とする国連勧告の撤回を求める決議

日程第14 陳情令和5年第60号、同第118号、同第143号、同第145号及び陳情第38号

陳情令和5年第60号 石西礁湖に座礁した「XIN HAI ZHOU 2（シンハイズー2）」の早期撤去を求める陳情

陳情令和5年第118号 石西礁湖に座礁した「XIN HAI ZHOU 2（シンハイズー2）」の流出した積荷等の早期回収を求める陳情

陳情令和5年第143号 県道87号線富野大川線、石垣地区一般農道交差点に信号機設置を求める陳情

陳情令和5年第145号 沖縄・離島の部活動等派遣費問題の解決に向けての企業版ふるさと納税活用及びガバメントクラウドファンディングの実施を求める陳情

陳情第38号 自衛隊訓練場設置計画の白紙撤回を求める陳情

日程第15 請願令和5年第1号、同第4号、請願第1号、陳情令和4年第128号、同第167号、同第168号、同

第171号、同第179号、陳情令和5年第6号、同第12号、同第13号、同第27号、同第42号、同第54号の2、同第65号の2、同第80号、同第85号、同第101号、同第110号の2、同第117号、同第122号、同第127号、同第129号、同第134号、同第136号、同第142号、同第144号、同第160号、同第162号、同第167号、陳情第13号、第21号、第22号及び第28号

請願令和5年第1号 令和6年度税制改正に関する請願

請願令和5年第4号 外国人インターンシップ受入れ人数の緩和並びに外国人留学生のアルバイト時間緩和処置に関する請願

請願第1号 沖縄畜産業の経営体質強化支援に関する請願

陳情令和4年第128号 海水取水設備取水口付近のしゅんせつ工事に関する陳情

陳情令和4年第167号 世界から選ばれる持続可能な観光地を目指すことに関する陳情

陳情令和4年第168号 沖縄観光の早期復興に関する陳情

陳情令和4年第171号 学校給食用向け牛乳休止期間中における生乳に関する陳情

陳情令和4年第179号 ライフガード業務従事者の地位向上と雇用安定に関する陳情

陳情令和5年第6号 「復帰50年 平良孝七展」における人権侵害に係る展示の撤去等を求める陳情

陳情令和5年第12号 酪農・畜産支援生産基盤強化対策に関する陳情

陳情令和5年第13号 沖縄県内空港における国際線運航に係る支援に関する陳情

陳情令和5年第27号 養蜂に関する陳情

陳情令和5年第42号 沖縄県南米連絡事務所の開設を求める陳情

陳情令和5年第54号の2 令和5年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情令和5年第65号の2 台湾有事を想定した与那国町の要請に関する陳情

陳情令和5年第80号 室内温水50メートルプール（長水路公認）施設整備等を求める陳情

陳情令和5年第85号 沖縄県の農業振興に関する陳情

陳情令和5年第101号 台風2号による被害に関する陳情

陳情令和5年第110号の2 令和5年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

陳情令和5年第117号 農業振興地域整備計画に係る早期対応を求める陳情

陳情令和5年第122号 沖縄文化・芸術・伝統等の発信撮影支援事業に関する陳情

陳情令和5年第127号 砂糖制度の堅持及び経営安定対策、サトウキビ生産振興等に関する陳情

陳情令和5年第129号 農道災害の早期復旧と伊計平良川線の早期整備を求める陳情

陳情令和5年第134号 災害に強い沖縄観光の実現に関する陳情

陳情令和5年第136号 肉用牛経営基盤確立に関する陳情

陳情令和5年第142号 中城湾港発の輸送費支援に関する陳情

陳情令和5年第144号 石垣農業振興地域整備計画変更手続き迅速化を求める陳情

陳情令和5年第160号 サトウキビ価格・政策確立に関する陳情

陳情令和5年第162号 沖縄県における子実用トウモロコシの生産に関する陳情

陳情令和5年第167号 分蜜糖製糖工場の老朽化対策に関する陳情

陳情第13号 太平洋クロマグロの知事管理区分における漁法別枠設置に関する陳情

陳情第21号 沖縄の離島における黒糖製造事業者の経営継続とサトウキビ農業を守るための政策支援に関する陳情

陳情第22号 沖縄の離島におけるサトウキビ農業と黒糖製造事業者の経営安定に関する陳情

陳情第28号 国際線定期便運航安定化及び出入国体制強化に関する陳情

日程第16 陳情令和4年第19号、同第30号、同第33号、同第39号、同第48号、同第93号、同第96号、同第143号、同第156号、同第174号、陳情令和5年第54号の3、同第55号、同第87号、同第105号、同第110号の3、同第121号、同第125号、同第126号、同第139号、同第140号、同第145号の2、陳情第12号及び第37号
陳情令和4年第19号 県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情

- 陳情令和4年第30号 思春期における子供の権利に関する陳情
- 陳情令和4年第33号 子供の福祉にかなわない強硬な家庭復帰をなくすことに関する陳情
- 陳情令和4年第39号 介護保険等のサービス利用に関する陳情
- 陳情令和4年第48号 子供の最善の利益を求める陳情
- 陳情令和4年第93号 沖縄県学校栄養士（栄養教諭）の配置に関する陳情
- 陳情令和4年第96号 公立学校栄養教諭配置・栄養職員に関する陳情
- 陳情令和4年第143号 「子どもの権利尊重」を求める陳情
- 陳情令和4年第156号 離島の児童生徒に対する県大会派遣費用の補助拡大を求める陳情
- 陳情令和4年第174号 子供の権利を守るため沖縄県児童相談所の改善を求める陳情
- 陳情令和5年第54号の3 令和5年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
- 陳情令和5年第55号 教職員が健康で生き生きと働きやすい職場環境の整備を求める陳情
- 陳情令和5年第87号 教職員が健康で生き生きと働くことのできる職場環境の実現を求める陳情
- 陳情令和5年第105号 現物給付への国のペナルティーを直ちに全廃すること等こども医療費無料制度の改善を求める陳情
- 陳情令和5年第110号の3 令和5年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
- 陳情令和5年第121号 養育費の立替払い制度の創設と実施に関する陳情
- 陳情令和5年第125号 名護市県立高等学校北部合同寄宿舎「さくら寮」への支援を求める陳情
- 陳情令和5年第126号 沖縄県ポリビア・サンタクルス州姉妹都市交流活性化に関する陳情
- 陳情令和5年第139号 「琉球・沖縄史教育」に関する陳情
- 陳情令和5年第140号 県内国公立大学への薬学部設置の着実な実現を求める陳情
- 陳情令和5年第145号の2 沖縄・離島の部活動等派遣費問題の解決に向けての企業版ふるさと納税活用及びガバメントクラウドファンディングの実施を求める陳情
- 陳情第12号 名護市内保育士養成学校への修学資金貸付事業の対象適用を求める陳情
- 陳情第37号 教職員の人権意識に関する陳情
- 日程第17 陳情令和2年第54号の4、同第139号、同第161号、同第188号の4、同第193号、同第207号、陳情令和3年第6号、同第38号、同第56号、同第84号の4、同第145号、同第164号、同第165号、同第174号の4、同第219号、同第223号、陳情令和4年第6号、同第22号、同第32号、同第43号、同第45号、同第54号、同第63号の4、同第73号、同第124号の4、同第138号、同第165号、同第167号の2、同第175号、同第176号、同第178号、陳情令和5年第1号、同第4号、同第11号、同第35号、同第54号の4、同第67号、同第69号、同第83号、同第91号、同第97号の2、同第107号、同第110号の4、同第116号、同第119号、同第129号の2、同第134号の2、同第141号、同第152号、同第156号、同第172号、同第173号、同第178号、同第179号、陳情第5号、第9号、第10号、第14号、第19号の2、第27号及び第29号
- 陳情令和2年第54号の4 令和2年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
- 陳情令和2年第139号 県道38号線（屋富祖大通り）の都市計画街路の早期決定及び早期整備に関する陳情
- 陳情令和2年第161号 沖縄市北部産廃処分場に関する陳情
- 陳情令和2年第188号の4 美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
- 陳情令和2年第193号 飲み水の安全を調べ市民の健康を調査することを求める陳情
- 陳情令和2年第207号 飲食店での使い捨てプラスチック製品の廃止及び代替品への補助金に関する陳情
- 陳情令和3年第6号 有機フッ素化合物による水道水汚染に関する陳情
- 陳情令和3年第38号 県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する陳情
- 陳情令和3年第56号 伊平屋・伊是名架橋建設の早期実現に関する陳情
- 陳情令和3年第84号の4 令和3年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

- 陳情令和3年第145号 うるま市重要政策の早期実現に関する陳情
- 陳情令和3年第164号 小中学校の防火設備の定期検査報告に関する沖縄県建築基準法施行細則の改正を求める陳情
- 陳情令和3年第165号 今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める陳情
- 陳情令和3年第174号の4 令和3年度美ざ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
- 陳情令和3年第219号 赤土から自然環境や生活を守る対策の強化を求める陳情
- 陳情令和3年第223号 河川道路の整備に関する陳情
- 陳情令和4年第6号 伊平屋空港の早期事業化に関する陳情
- 陳情令和4年第22号 闘鶏禁止条例の制定を求める陳情
- 陳情令和4年第32号 ダイビング船係留ブイの設置に関する陳情
- 陳情令和4年第43号 河川道路の整備後の手直しを求める陳情
- 陳情令和4年第45号 うるま市楚南地区に堆積している浄水場からの処理発生土を早期に除去するよう求める陳情
- 陳情令和4年第54号 沖縄県発注建設工事（電気設備）に関する陳情
- 陳情令和4年第63号の4 令和4年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
- 陳情令和4年第73号 宮城島上原・池味集落西側の急傾斜面のびょうぶ岩崩落対策等の早期事業化に関する陳情
- 陳情令和4年第124号の4 令和4年度美ざ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
- 陳情令和4年第138号 2級河川報得川及び普通河川饒波川の定期しゅんせつ並びに早期整備に関する陳情
- 陳情令和4年第165号 2級河川報得川の早期整備及び定期しゅんせつに関する陳情
- 陳情令和4年第167号の2 世界から選ばれる持続可能な観光地を目指すことに関する陳情
- 陳情令和4年第175号 県道35号線の中城村字新垣集落内の歩道整備に関する陳情
- 陳情令和4年第176号 未整備河川道路の舗装及び河川の樹木、雑草の伐採に関する陳情
- 陳情令和4年第178号 沖縄市登川地区の浸水、雨水対策に関する陳情
- 陳情令和5年第1号 「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」の確実な実行を求める陳情
- 陳情令和5年第4号 2級河川大井川の早期しゅんせつ工事に関する陳情
- 陳情令和5年第11号 南城市道整備と重複する玉城那覇自転車道の早期整備を求める陳情
- 陳情令和5年第35号 大棟龍頭棟飾りの復元に当たって、壺屋陶器事業協同組合への発注を求める陳情
- 陳情令和5年第54号の4 令和5年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
- 陳情令和5年第67号 鋼管柱老朽化問題に対する対策を求める陳情
- 陳情令和5年第69号 沖縄県の建設等産業の発展及びインフラ維持のための新たな制度創設等に関する陳情
- 陳情令和5年第83号 県道238号浜比嘉平安座線の丁字路に関する陳情
- 陳情令和5年第91号 県道久米島一周線（イーフ地区）の早期整備を求める陳情
- 陳情令和5年第97号の2 公共事業に関する陳情
- 陳情令和5年第107号 新石垣空港駐車場における無料時間設定を求める陳情
- 陳情令和5年第110号の4 令和5年度美ざ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
- 陳情令和5年第116号 八重山圏域（石垣市・竹富町・与那国町）における空港滑走路の延長等及び早期航空路の再開を求める陳情
- 陳情令和5年第119号 急傾斜地崩落危険区域内崖崩れの復旧及び区域内保全対策強化を求める陳情

陳情令和5年第129号の2 農道災害の早期復旧と伊計平良川線の早期整備を求める陳情
陳情令和5年第134号の2 災害に強い沖縄観光の実現に関する陳情
陳情令和5年第141号 護岸整備を求める陳情
陳情令和5年第152号 沖縄県企業局水道料金改定に関する陳情
陳情令和5年第156号 企業局水道料金改定に関する陳情
陳情令和5年第172号 沖縄県企業局水道料金改定に関する陳情
陳情令和5年第173号 県の赤土等流出防止対策に係る基本計画の見直しと諸事業の検証に関する陳情
陳情令和5年第178号 沖縄県動物愛護及び管理に関する条例（案）に関する陳情
陳情令和5年第179号 中城村津覇地区における土砂災害対策に関する陳情
陳情第5号 一般県道石垣空港線（アクセス道路）の早期開通を求める陳情
陳情第9号 沖縄県企業局の水道料金改定に関する陳情
陳情第10号 遅滞する道路整備事業に必要な予算確保を求める陳情
陳情第14号 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（案）に関する陳情
陳情第19号の2 海運・船員の政策諸課題に関する陳情
陳情第27号 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（案）から第13条の削除を求める陳情
陳情第29号 沖縄県発注工事の入札方法に関する陳情

日程第18 陳情令和3年第110号、同第198号、同第221号、陳情令和4年第2号、同第40号、同第101号及び陳情第6号

陳情令和3年第110号 C V22オスプレイの度重なる飛来への嚴重な抗議に関する陳情
陳情令和3年第198号 C V22オスプレイ等の度重なる飛来への抗議に関する陳情
陳情令和3年第221号 F 15戦闘機からのフレア誤射への抗議に関する陳情
陳情令和4年第2号 MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する陳情
陳情令和4年第40号 相次ぐ外来機の飛来及び即応訓練に関する陳情
陳情令和4年第101号 外来機の大挙飛来に関する陳情
陳情第6号 F 35A戦闘機のパネル落下事故に関する陳情

日程第19 陳情令和5年第99号

陳情令和5年第99号 子どもの貧困対策の拡充を求める陳情

日程第20 陳情令和2年第54号の5、同第184号、同第188号の5、同第205号、陳情令和3年第68号、同第84号の5、同第99号、同第174号の6、陳情令和4年第63号の5、陳情令和5年第110号の5、同第112号から同第114号まで、同第138号、同第158号、陳情第1号及び第19号の3

陳情令和2年第54号の5 令和2年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情令和2年第184号 離島路線バスへの非接触型交通系ICカード等の導入に関する陳情

陳情令和2年第188号の5 美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

陳情令和2年第205号 都市モノレール網の拡充整備に関する陳情

陳情令和3年第68号 北部地域並びに沖縄観光産業の振興・発展に向けた「伊江島空港」の活用を求める陳情

陳情令和3年第84号の5 令和3年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情令和3年第99号 新たな沖縄振興計画と制度提言に関する陳情

陳情令和3年第174号の6 令和3年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

陳情令和4年第63号の5 令和4年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情令和5年第110号の5 令和5年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

陳情令和5年第112号 粟国・那覇間航空路線に係る赤字補填負担割合の見直しを求める陳情

陳情令和5年第113号 粟国・那覇間航空路線に係る赤字補填負担割合の見直しを求める陳情

- 陳情令和5年第114号 航空運賃値上げに伴う離島住民の移動コストの軽減策の延長と離島自治体の負担軽減を求める陳情
- 陳情令和5年第138号 竹富町民等船賃への燃料油価格変動調整金（サーチャージ）加算料金分の新たな支援制度の創設を求める陳情
- 陳情令和5年第158号 旅客船に係る軽油引取税特例措置の延長・恒久化に関する陳情
- 陳情第1号 高速船の燃料費の支援に関する陳情
- 陳情第19号の3 海運・船員の政策諸課題に関する陳情

日程第21 閉会中の継続審査の件

出席議員(48名)

44番	赤嶺昇	議長	23番	仲村家治	議員
30番	照屋守之	副議長	24番	玉城武光	議員
1番	島袋恵祐	議員	25番	比嘉瑞己	議員
2番	喜友名智子	議員	26番	平良昭一	議員
3番	國仲昌二	議員	27番	仲村未央	議員
4番	玉城健一郎	議員	28番	照屋大河	議員
5番	上里善清	議員	29番	山内末子	議員
6番	大城憲幸	議員	31番	西銘啓史郎	議員
7番	上原章	議員	32番	座波一	議員
8番	小渡良太郎	議員	33番	大浜一郎	議員
9番	新垣淑豊	議員	34番	呉屋宏	議員
10番	島尻忠明	議員	35番	花城大輔	議員
11番	仲里全孝	議員	36番	又吉清義	議員
12番	上原快佐	議員	37番	玉城ノブ子	議員
13番	瀬長美佐雄	議員	38番	西銘純恵	議員
14番	次呂久成	議員	39番	渡久地修	議員
15番	新垣光荣	議員	40番	仲宗根悟	議員
16番	山里将雄	議員	41番	崎山嗣幸	議員
17番	当山勝利	議員	42番	瑞慶覧功	議員
18番	當間盛夫	議員	43番	比嘉京子	議員
19番	金城勉	議員	45番	末松文信	議員
20番	新垣新	議員	46番	島袋大	議員
21番	下地康教	議員	47番	中川京貴	議員
22番	石原朝子	議員	48番	仲田弘毅	議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

山城貴子	議会事務局 長	上原毅	政務調査課 副参事
前田敦次	長	新垣伸弥	主 幹
中村守	議事課 長	平良典子	主 幹
儀間俊江	課長 補佐	平良末子	主 幹
宮城亮	主 幹	上運天慎也	主 幹
比嘉太一	主 任		

○赤嶺昇議長 これより本日の会議を開きます。
日程に入ります前に報告いたします。
2月7日から3月7日までに受理いたしました陳情

16件は、3月14日に配付いたしました陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

次に、3月26日、花城大輔議員外17人から議員提出議案第3号「沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める決議」の提出がありました。

また、昨日、照屋大河議員外15人から議員提出議案第4号「オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書」及び議員提出議案第5号「オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める抗議決議」、西銘純恵議員外15人から議員提出議案第6号「子どもの貧困対策に関する決議」、座波一議員外14人から議員提出議案第7号「地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求める決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第6号議案から乙第8号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第31号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔又吉清義 総務企画委員長登壇〕

○又吉清義 総務企画委員長 ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第6号議案から乙第8号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第31号議案の10件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長、総務部長、企画部長及び警察本部生活安全部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、消防法に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務に係る手数料の額を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、貯蔵所の種類及び設置場所について質疑がありました。

これに対し、消防法に基づく危険物の貯蔵所とは、発火や引火しやすい液体を入れるタンクのこと、石油を貯蔵する大型の屋外タンク貯蔵所はうるま市と西原町にある。そのほかにもガソリンスタンドにおける地下タンクやタンクローリーなどの移動タンク貯蔵所があるとの答弁がありました。

次に、乙第2号議案「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、同法及び同施行令を引用する関係条例の規定を整理する必要があるため、当該条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、防疫等作業手当の支給要件及び支給額を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、社会福祉手当で規定している婦人相談所を女性相談支援センターに改める理由及び手当の額に変更はあるかとの質疑がありました。

これに対し、今回の社会福祉手当を見直す理由としては、売春防止法を根拠として設置していた婦人相談所を、令和6年4月1日から施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を根拠として設置することに伴い名称を変更するものである。名称変更以外は額も含めて変更はないとの答弁がありました。

次に、乙第4号議案「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、新型特定インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給できるようにする等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った糸満市が処理することとする必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、工業技術センター及び工芸振興センターの機器に係る使用料及び手数料の規定を整備するほか、家畜に注射するワクチンの種類を追加することに伴い、その手数料の徴収根拠を定める等

の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、工業技術センター等の機器に係る使用料及び手数料の金額等の規定を、条例から規則へ委任にする理由について質疑がありました。

これに対し、工業技術センター等で機器を導入して民間に開放する場合、条例で使用料及び手数料の金額等を定めると、議会に諮る時期との関係でタイムラグが生じることから、その時間を短くすることによりサービスの向上が図られるため、条例では金額の上限等を規定し、その他については規則に委任するものであるとの答弁がありました。

そのほか、牛異常産4種混合ワクチン接種手数料の金額の設定根拠などについて質疑がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の一部が改正され、公金事務の私人への委託に関する制度が見直されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、公金事務を私人に委託する場合、県への収納や個人情報の守秘義務についてはどのように担保するのかとの質疑がありました。

これに対し、公金事務の委託に際しては、過去の実績等を踏まえ、全国チェーンの大手コンビニなどと委託契約することから、県に収納されないことは想定していない。また、個人情報の守秘義務についても委託契約書に明記するとともに、検査等で確実にチェックを行う。万が一、県への払込みがない場合は損害賠償請求を行うことになるとの答弁がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、個人番号を必要な限度で利用することができる事務に、生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う被保護者健康管理支援事業に関する事務を加える等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県の取得した個人番号についてはどのように保護しているのかとの質疑がありました。

これに対し、システム面においては、県の事務ネットワークのうち、番号利用事務に関するものについては、番号系として独立したネットワークになっており、セキュリティ上も厳格に運用している。制度面においては、国や個人情報保護委員会が示す手順に沿った定期的な点検や報告、訓練を実施するほか、個人番号利用事務に関する監査を毎年実施しているとの答弁がありました。

そのほか、外国人以外の被保護者の取扱いなどについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」は、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、戸籍の附票に記載されている氏名、住所等の附票本人確認情報の開示に要する費用の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、住民基本台帳法の改正に伴い、何が変わったのかとの質疑がありました。

これに対し、マイナンバーカードは国内に住民票がないと取得できず、国外で長期に滞在する方はマイナンバーカードの取得ができない状況にあったが、住民基本台帳法の改正により、附票本人確認情報を利用することで国外転出者でもマイナンバーカードが利用できるようになっていたとの答弁がありました。

次に、乙第31号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、猟銃の操作及び射撃に係る技能講習受講手数料の額を改める等のほか、安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料の額を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第6号議案から乙第8号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第31号議案の10件については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第6号議案から乙第8号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第31号議案の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第6号議案から乙第8号議案まで、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第31号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○赤嶺 昇 議長 日程第2 乙第21号議案から乙第23号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
大浜一郎経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔大浜一郎 経済労働委員長登壇〕

○大浜一郎 経済労働委員長 ただいま議題となりました乙第21号議案から乙第23号議案までの3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第21号議案「沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、昭和50年に名護市に開設された沖縄県立農業大学校が、宜野座村へ移転することから同大学校の位置を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県立農業大学校移転整備事業の進捗状況及び移転後の学生数等内容の変更はないかとの質疑がありました。

これに対し、現在、宜野座村への移転に向けた新築整備と名護市の現施設の解体撤去に取り組んでいるところであり、当初計画のとおり本年4月の移転を予定している。

移転後の学生数やコース等については現行どおりとなっており、カリキュラムについてはスマート農業やGAPなどを新たに盛り込み、新時代の担い手の育成に努めていきたいとの答弁がありました。

乙第22号議案「沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例」については、漁港漁場整備法の一部が改正されたことに伴い、漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けた者に係る占用料の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、改正の具体的な内容について質疑があ

りました。

これに対し、漁港漁場整備法の一部改正により、漁港における海業の推進が求められており、海業の取組を民間活力の導入も含めて円滑に進めていくため、漁港管理者である県知事が、漁港施設等活用事業の計画を策定するとともに、計画に基づき事業を実施する者を認定することとなっている。現行の条例では同計画の認定を受けた者から占用料を徴収する根拠がないことから新たに徴収根拠を追加するものであるとの答弁がありました。

そのほか、活用事業の実施主体及び対象となる漁港施設などについて質疑がありました。

乙第23号議案「沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、高圧ガス製造許可申請手数料の額を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第21号議案から乙第23号議案までの3件については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第21号議案から乙第23号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第21号議案から乙第23号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○赤嶺 昇 議長 日程第3 乙第12号議案から乙第20号議案まで及び乙第30号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

末松文信文教厚生委員長。

(末松文信 文教厚生委員長登壇)

○末松文信 文教厚生委員長 最後の委員長報告になりました。

ただいま議題となりました乙第12号議案から乙第20号議案まで及び乙第30号議案の10件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長及び教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、国が定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内にどれくらいの養護老人ホームがあるのか。また、条例の改正により何か影響があるのかとの質疑がありました。

これに対し、県内に養護老人ホームは6施設、300床設置されており、北部が50床、中部が50床、南部が120床、宮古が50床、八重山が30床となっている。また、今回の条例改正による影響は特にないとの答弁がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例」は、介護保険法の一部が改正され、介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、関係条例の規定を整理する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定により、社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める等の必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、うるま婦人寮は婦人保護施設から女性自立支援施設に位置づけられるとのことであるが、施設の在り方など、どのような点が変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでは要保護女子の収容保護を目

的とする施設ということであったが、新たな法律の制定により、困難な問題を抱える女性の入所、保護、医学的、心理学的な援助、生活支援を行っている。あわせて、退所した者についての相談など自立に向けて総合的な支援を行う施設としての役割が期待されるとの答弁がありました。

そのほか現場のニーズを踏まえたケアの実施などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、里親支援センターの設置に当たり、児童相談所と里親が対等な関係で子供を見守る運営ができるのかとの質疑がありました。

これに対し、同センターに関しては、今回の条例改正により里親支援業務も含め、設備や職員に関する基準が明確に規定される。これまで児童相談所や社会福祉施設が担ってきた様々な業務を包括的に行う機能を持つことになるため、専任の職員をしっかりと配置し、きめ細かな支援ができるよう、現在、里親会も含め、意見交換を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県安心子ども基金条例の一部を改正する条例」は、子供を安心して育てることができる体制を整備するための事業を実施するため、沖縄県安心子ども基金の設置期間を延長する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」は、こども基本法が施行されたことを踏まえ、沖縄県子ども・子育て会議の担任する事務に、子供施策についての計画に関する事項を加える等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、国が定める児童福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第19号議案「沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例」は、北部地域及び離島等における医師の確保を目的とする事業を引き続き実施するため、沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金の設置期間を延長する

必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、本県は沖縄本島自体が離島であることから、必然的に人口当たりの医師数が多くなる。そのような状況を国に伝え、医師の確保に係る費用を持ってもらうという発想の転換も必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、厚生労働省からの国庫については、他県と同様の取扱いとされていることも多く、医師少数県も増えている。このような中、本島自体が離島である本県における医師の確保については、これまでも国に十分考慮するよう要請を続けており、今後も訴えていくとの答弁がありました。

次に、乙第20号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」は、沖縄県後期高齢者医療広域連合に対する保険料率の増加の抑制を図るための交付金の交付を行うに当たり、基金の処分の特例に関する事項を定める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第30号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、公立学校における教員の未配置の状況と今後の見通しについて質疑がありました。

これに対し、令和6年1月時点の教員の未配置数は137名となっており、今後の見通しについては、小中学校の児童生徒数などの需給計画で決まってくるが、未配置をなくすよう、教育事務所等と連携しながら進めていくとの答弁がありました。

採決の結果、乙第12号議案から乙第20号議案まで及び乙第30号議案の10件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げて報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案から乙第20号議案まで及び乙第30号議案の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案から乙第20号議案まで及び乙第30号議案は、原案のとおり可決されました。



○赤嶺 昇 議長 日程第4 乙第24号議案から乙第27号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

呉屋 宏 土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏 土木環境委員長登壇〕

○呉屋 宏 土木環境委員長 ただいま議題となりました乙第24号議案から乙第27号議案までの4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第24号議案「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、宮古空港及び新石垣空港において、空港を利用する車両の駐車場への駐車を促し、空港内の道路の混雑緩和を図るため、駐車料金の額を改める必要があることから、条例の一部を改正するものである。主な内容は、30分未満の駐車料金を無料とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、両空港の駐車料金の短時間無料化はかねてからの懸案事項であるが、意思決定が遅い理由は何かとの質疑がありました。

これに対し令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの感染対策等のため、地元に行くことも困難な状況があったこともあり、議案の上程までに時間がかかったことは事実であるが、今後は速やかに無料化の実施に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、4月1日から施行できない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、30分の無料化に伴い、駐車場の発券機のプログラム更新等の準備期間を設ける必要があること、また、宮古空港における発券機の損壊に伴う本復旧が4月以降にずれ込む可能性があることなどの理由から、宮古島市及び石垣市と調整を重ねた結果、

令和6年5月1日の施行を予定しているとの答弁がありました。

そのほか、使用料収入への影響額などについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法及び条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った宜野湾市が処理することとする必要があるため、条例を改正するものである。施行期日は、令和6年4月1日とするとの説明がありました。

本案に関し、市町村ともっと積極的に協議して権限移譲を進めてはどうかとの質疑がありました。

これに対し、権限移譲のメリットとしては、市町村によるきめ細やかな対応や適正な規制誘導及び景観計画と一体となった景観行政を行うことができること、また、住民にとっては許可申請を市町村で行うことができる利便性の向上と事務の効率化が挙げられる。県としては、市町村に対し、説明会等の場を通してメリットや移譲後の県の支援についてしっかり説明していきたいとの答弁がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」は、首里城公園の駐車場の適正な利用により周辺道路の渋滞緩和を図るため、駐車場の利用料金の基準額を改める等の必要があるため、条例を改正するものである。施行期日は、令和6年7月1日とするとの説明がありました。

本案に関し、周辺道路の渋滞緩和を図るためには、公共交通機関の利用に関する周知等を併せて強化する必要があるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、公共交通機関を多くの人々が利用することが最も渋滞緩和につながるものと考えている。モノレールの乗車については、1日乗車券を提示した場合、首里城公園の入場料を割引する方策を取っており、パーク・アンド・ライドの活用についても、令和6年度に検討する予定であるとの答弁がありました。

次に、駐車場から目的地までの距離との関係をどのように取り扱って改定額を設定したのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の料金改定に当たっては、駐車場から目的地までの距離は換算していないが、首里地区の区域内における民間駐車場の駐車料金の平均額を設定しているとの答弁がありました。

そのほか、料金改定が渋滞解消につながる理由、首里杜まちづくり推進協会との協議状況、遠隔地のバス駐車場からのピストン輸送の検討などについて質疑

がありました。

次に、乙第27号議案「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕または大規模の模様替えに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例を改正するものである。施行期日は、令和6年4月1日とするとの説明がありました。

本案に関し、今回新設される認定申請手数料の算定根拠及び全国の様子はどうかとの質疑がありました。

これに対し、当該手数料については各特定行政庁で定めることとなっており、類似の認定手続を参考に、人件費や現地確認を行うための旅費等を算定の上、算出している。また、九州各県においては、おおむね同様の金額となっているとの答弁がありました。

次に、大規模の修繕とは、どのような場合に適用されるのかとの質疑がありました。

これに対し、建築基準法上、壁、柱、はり等の建物を構成する主要な構造部材の1種類以上について、過半を超える改修をする場合が大規模の改修と定義されている。小さな戸建て住宅の場合であっても、その過半を改修する場合は大規模な改修となるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第24号議案から乙第27号議案までの4件については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第24号議案から乙第27号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案から乙第27号議案までは、原案のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 日程第5 乙第37号議案及び乙第41号議案から乙第43号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔又吉清義 総務企画委員長登壇〕

○又吉清義 総務企画委員長 ただいま議題となりました乙第37号議案及び乙第41号議案から乙第43号議案までの4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長及び同生活安全部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第37号議案「訴えの提起について」は、損害賠償請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、令和4年1月27日深夜から翌28日未明にかけて、沖縄警察署構内及びその周辺において県が所有または管理する財産に損害を与えた事件について、関与が明らかとなった不法行為者及びその監督義務者に対し、連帯して損害賠償金を支払うよう求めたが、これらの者が応じないため、訴えを提起するものであるとの説明がありました。

次に、乙第41号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、令和5年7月に県が設置した歩行者横断禁止の道路標識が落下し、走行していた普通二輪車を損傷させたものである。損害賠償の額は、12万8123円であるとの説明がありました。

本案に関し、道路標識の設置状況及び点検や補修・維持管理の計画はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、道路標識を管轄する各警察署において年2回、上半期と下半期に分けて安全施設の点検を行っている。また、暴風、大雨等の異常気象や地震が発生した場合にも故障や倒壊の被害状況を把握するための特別点検を実施している。

中部地区では約1万1700本、沖縄警察署管内では

5150本の道路標識があるが、これらについても定期的な点検及び随時の点検を行い整備していくとの答弁がありました。

次に、乙第42号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、令和6年度における外部の専門家による監査及び監査の結果に関する報告について、1285万6000円を上限とし、公認会計士の嘉陽田洋平氏と契約するものであるとの説明がありました。

本案に関し、包括外部監査制度は県行政の改善に大いに役立っていると考えてよいかとの質疑がありました。

これに対し、同制度はある特定のテーマについて、約1年をかけて様々な職員からのヒアリングに基づき指摘をいただいている。その指摘事項については必要な改善措置を行うということをして20年以上続けてきており、今後も必要な制度である。引き続き包括外部監査人との連携の下、様々なテーマについて深掘りしていきたいとの答弁がありました。

次に、乙第43号議案「専決処分承認について」は、住宅等開発時における不発弾等の探査に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものである。

補正予算の内容は、不発弾等による災害の未然防止に要する経費であり、総額は5243万1000円であるとの説明がありました。

採決の結果、乙第37号議案、乙第41号議案及び乙第42号議案の3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第43号議案については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

これより乙第37号議案及び乙第41号議案から乙第43号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第37号議案、乙第41号議案及び乙第42号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第37号議案、乙第41号議案及び乙第42号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 次に、乙第43号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第43号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 日程第6 乙第35号議案及び乙第36号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

大浜一郎経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔大浜一郎 経済労働委員長登壇〕

○大浜一郎 経済労働委員長 ただいま議題となりました乙第35号議案及び乙第36号議案の2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明の概要等について申し上げます。

乙第35号議案「訴えの提起について」は、農業改良資金融通法に基づき、貸し付けた農業改良資金が長期にわたり延滞となっている貸金返還請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

乙第36号議案「訴えの提起について」は、林業改

善資金助成法に基づき、貸し付けた林業生産高度化資金が長期にわたり延滞となっている貸金返還請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第35号議案及び乙第36号議案の2件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより 乙第35号議案及び乙第36号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第35号議案及び乙第36号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 日程第7 乙第38号議案から乙第40号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

呉屋 宏土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏 土木環境委員長登壇〕

○呉屋 宏 土木環境委員長 ただいま議題となりました乙第38号議案から乙第40号議案までの3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第38号議案から乙第40号議案までの「車両損傷事故に関する和解等について」は、いずれも車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるた

め、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

各議案に関し、市町村では損害賠償金を歳入としていところもあるが、県はどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、市においては全国市有物件災害共済会、町村においては全国町村会総合賠償補償保険制度があり、ほとんどの市町村がそれに入っているが、都道府県においてはそのような受皿がないため民間の保険に入っている。九州各県においては、損害賠償金を県の歳入とするのではなく、保険会社が直接、被害者や修理工場に支払う手続を進めているとの答弁がありました。

次に、道路の維持管理の体制はどうなっているか。また、道路台帳には全ての県道が登録されているかとの質疑がありました。

これに対し、道路の苦情等については、土木事務所において合計34名の職員で対応している。道路台帳については、新設の道路は整備しているが、一部の旧道などで更新されていないものもあるとの答弁がありました。

また、乙第39号議案に関し、樹木の伸びた枝による車両損傷を防ぐには、道路管理にこれまで以上の予算をかけないといけないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、土木建築部としては日頃から道路パトロールを行い、危険箇所についてはあらかじめ危険を排除したり、何らかの危険表示をするなどの現場対応を取っているところである。道路の管理瑕疵による事故が発生しないような取組を続けるとともに、必要な予算を確保していくとの答弁がありました。

そのほか、事故が起きる以前の道路管理瑕疵情報の把握などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第38号議案から乙第40号議案までの3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第38号議案から乙第40号議案までの3

件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第38号議案から乙第40号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。



○赤嶺 昇 議長 日程第8 甲第1号議案から甲第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

比嘉京子予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔比嘉京子 予算特別委員長登壇〕

○比嘉京子 予算特別委員長 ただいま議題となりました甲第1号議案から甲第24号議案までの24件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、室部局長の出席を求め、総務部長から概要説明を聴取した後、会派代表委員による総括的な質疑を行いました。

また、本委員会での審査に加え、所管の常任委員会に調査を依頼し、専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

予算特別委員会では、まず初めに、令和6年度は、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標とする新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の取組を加速させ、誇りある豊かな沖縄の未来につなげていく重要な年であるため、強くしなやかな自立型経済の構築などを柱とする5つの重点テーマを踏まえつつ、沖縄振興予算に加え各省計上予算、より地方財政措置の有利な県債の積極的な活用を図るとともに、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、的確に対応するとの基本的考え方により、予算を編成した。

一般会計予算については、新型コロナウイルス感染症対応経費等は減少したものの、子供施策などの様々な取組とともに、社会保障関係費の増加により、前年度に引き続き8000億円を超える総額8421億4300万円で、前年度に比べ2.2%の減となっている。

特別会計予算については、19会計の合計が2402億3970万円で、前年度に比べ7.1%の減となっている。

公営企業会計予算については、4会計の合計が1496億3930万円で、前年度に比べ2.2%の増となっている。

一般会計予算案について、歳入の主な内容は、社会経済活動の正常化が進んだことによる消費の動向等を踏まえた県税の増、国の予算額や地方財政計画の動向等を勘案した地方譲与税の増、G o T o おきなわキャンペーン事業の減等による国庫支出金の減などである。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療負担金等事業費など民生費の増、新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業など衛生費の減、公立学校情報機器整備事業など教育費の増などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、6名の会派代表委員から予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

各常任委員会の調査においては、まず初めに、地域外交推進事業費の目的及び具体的な取組はどのようなものであるのかとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、沖縄独自の自然、歴史、文化などのソフトパワー及び国際ネットワーク等を活用して地域外交を推進することを目的としている。

具体的な取組としては、海外の自治体、外国公館、国際機関等との関係構築に向けた相互訪問や意見交換、庁内の海外関係業務の支援、海外情勢の情報収集・整理などに要する旅費及び委託料等を計上している。沖縄県が進めようとしている地域外交は、県内の企業、民間交流団体、NGOなどの市民団体と一緒に国際的な活動を拡大強化していこうとする取組であるとの答弁がありました。

次に、普通退職者の増加及び時間外勤務手当支給の遅れの問題に対する県の考えと改善策について質疑がありました。

これに対し、職員の普通退職の理由については家庭の都合等もあるが、業務が過重であるとの意見も寄せられている。退職者に対するアンケート調査によると、もっと若手職員にサポートをすべきである、思い描いていた業務と実際の業務との間に激しいギャップがあるなどの意見があった。このため、人事異動申告時に各所属の業務内容等をまとめたプロフィールを職員に提供する取組を始めたところである。

時間外勤務については、総務部から各部に長時間勤務職員の情報を提供し、業務分担を見直す取組を進めている。また、時間外勤務手当の支給については、流用等で対応できない部分を2月定例会の補正予算で計

上してきたところである。

これらの問題については、引き続きあらゆる策を講じ、職員が働きやすく、また働きがいを感じられるような職場づくりに取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、昨年末の税制改正に当たり、沖縄だけの税制でよいのかというかなり突っ込んだ議論が政府との間でなされたが、延長された揮発油税の軽減措置の3年後の戦略についてどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し県としては、復帰特別措置法による激変緩和措置から沖縄の条件不利性を理由とした沖縄振興特別措置法に位置づけていくことが基本的な考えであり、沖縄振興特別措置法の見直しの時期にも当たることから、その方向性について経済団体と早めに意見交換等を行っている。今後このような動きを加速させ、経済界や市町村と共に制度提言に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、警察施設におけるLED照明の整備率及び整備の加速化に向けた取組について質疑がありました。

これに対し、令和5年度現在、警察施設全体で18%の整備率となっている。県警察では庁舎建て替え時にLED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎においても計画的に切替えを進めている。

整備に当たっては、予算の平準化を図りつつ、令和11年度をめどに全ての施設の照明をLEDに取り替えることを計画している。

また、老朽化施設も多く抱えていることから、改修の際に照明設備のLED化も併せて実施するなど、計画のみにとらわれることなく、できる限り早期に整備できるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、財務会計システムの概要及びシステム更新の頻度について質疑がありました。

これに対し、財務会計システムは一般会計、特別会計及び基金を対象に、日々の収入、支出の管理等に關する会計事務を処理し、必要な決算資料等の作成支援を行っている。

今回は平成16年以来の更新となっており、令和5年度及び令和6年度でシステムを開発し、令和7年度から稼働を開始する予定となっているとの答弁がありました。

次に、議会棟外壁工事後の今後の予定、予算計上の状況について質疑がありました。

これに対し、県議会棟外壁等修繕工事は昨年度から実施しており、令和6年度は議会棟の吹き抜け部分の施工を予定している。予算については総務部管財課で

計上し、工事は土木建築部の所管となっているとの答弁がありました。

次に、畜産業界の飼料高騰対策に係る国及び県の支援策について質疑がありました。

これに対し、国の配合飼料価格安定制度における配合飼料価格高騰時の激変緩和策については、永続的に補填し続けるものではないが、国において恒常的なコスト増加や価格の低落については畜種別の経営安定対策等で支援していくと聞いている。また、県では、粗飼料価格高騰緊急対策事業により酪農家と肥育農家を対象に、輸入粗飼料購入費の一部を補助することとしている。

県としては、他県と比較して子牛価格が低いことや輸送コストがかかることなど、本県独自の課題もあると考えており、国の動向を見ながら、農家や関係機関等との意見交換を行い、対応できる支援について早急に検討していくとの答弁がありました。

次に、地場の製造業を支えるための県による継続的な支援及び新たな取組が必要と考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、本県の製造業は、原材料の多くを県外からの輸入に頼らざるを得ず、域内経済循環が不十分であると認識している。

県としては、県内の自給率向上や安定的な供給体制をつくるため、既存産業の技術力や商品開発力の強化、付加価値の高い製品開発などによるものづくり産業の高度化、技術者の育成、サポーティング産業の集積・振興及び県内企業の優先発注に取り組んでいる。あわせて、アジアのマーケットを取り込むことによる域内の経済好循環を図るため、国際航空物流ハブの活用による県内企業の海外展開の促進などに取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、高付加価値なインバウンド観光地形成事業に関し、事業の具体的な内容及び方向性について質疑がありました。

これに対し、県では、世界から選ばれる持続可能な観光地形成を目指し、自然、文化、歴史、芸能など、沖縄のソフトパワーを活用した、多彩で質の高い観光を推進しているところである。高付加価値な外国人富裕層の取り込みを強化するため、アドベンチャーツーリズムやガストロノミーツーリズムなどの観光資源開発に取り組んでいくこととしており、これにより地域経済の活性化、多彩で質の高い沖縄観光に寄与するものと考えているとの答弁がありました。

次に、労働争議の具体的な内容及び傾向について質疑がありました。

これに対し、コロナ禍においては、経済活動が停滞していたこともあり、争議件数も少なくなっていた。しかし、経済活動の活発化に伴い、その件数は増加傾向にあり、今年度は14件となっている。また、昨今はパワーハラスメント関係の案件が増えてきているとの答弁がありました。

次に、こども未来部の新設について、県はどのような狙いを持っているのかとの質疑がありました。

これに対し、国においては、昨年こども家庭庁が創設され、こども未来戦略が示されている。また、本年4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、女性の支援に係る施策の充実が求められることになる。

県としては、国の動きに対応するとともに、子供、若者、女性が夢や希望を感じられる社会の実現を目指し、集中的に施策を展開していくため、こども未来部に総合調整機能を位置づけ、全ての部局との連携体制を構築することにより、切れ目のないライフステージに合わせた施策を展開していくとの答弁がありました。

次に、新興感染症等、アフターコロナへの対応として、保健所支援人材の育成等に係る予算の内容について質疑がありました。

これに対し、県では、新興感染症等の発生や蔓延時に備え、保健所業務を支援するための外部の保健師等専門職である業務支援員を確保し、その資質向上を図るための研修や訓練等を行う予算を新規事業として計上しているものであるとの答弁がありました。

次に、令和6年度の当初予算編成に当たり、沖縄県立病院経営強化計画はどう生かされたかとの質疑がありました。

これに対し、同計画では修正医業収支比率の改善と、単年度資金収支の黒字化の2つの目標を掲げ、年度ごとに設定した数値目標の達成に向けて当初予算を見積もっているが、予算編成時点で、医業収益がコロナ禍前の水準に戻っていないことや、物価高騰等の影響で医業費用が増加傾向にあることから、数値目標の達成は困難な状況となっている。

県としては、予算執行段階における収益確保や費用の効率化等を徹底し、経営強化計画の目標達成に向け、取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、学校における働き方改革の推進に係る部活動指導員・部活動地域移行関連事業の内容について質疑がありました。

これに対し、本事業は教員に代わり部活動の指導及び大会等の引率を行う部活動指導員に対する報酬や引

率に係る旅費を計上している。また、部活動の地域移行については国の委託事業を活用し、うるま市を含め4市村で実証事業に取り組むものである。

なお、うるま市においては6校12部活動が休日の活動を地域に移行しているとの答弁がありました。

次に、一括交付金の減額が続き、市町村の事業が進まない現状がある。別枠で予算を獲得するという観点を持つべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、土木建築部としても、新たな予算獲得に取り組んでおり、公共事業に係る各省計上の補助金については、令和6年度は18事業で対前年度で約10億4000万円の増となる約32億4000万円を計上している。また、交付税措置が有利な地方債についても、令和6年度は対前年度で約18億5000万円増の総額約56億3000万円となっているとの答弁がありました。

次に、有機フッ素化合物残留実態調査事業について、環境基準が曖昧な中、調査結果をどう評価するのか。また、その後の対応をどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、土壌中のP F O Sの環境基準が定められていないので、調査結果をもって安全かどうかという評価はできないが、相対的に高いか低いかという評価はできると考えている。

県としては、国に対し、これらの調査結果を示しながら基準値の設定について申し入れることとしているとの答弁がありました。

次に、湧水が進む中、先日、老朽化した導水管の破損による漏水があったが、水道管の改修計画はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、令和6年度から令和19年度にかけて、約71キロメートルの水道管の更新・耐震化を計画しており、令和6年度は総延長約1.8キロメートルの更新・耐震化を予定している。

また、企業局では、法定耐用年数を超えても管路が健全に保たれている他府県の事例も考慮し、独自の更新基準年数を定めている。例えば、ダクタイル鋳鉄管にポリエチレンスリーブが巻かれているものについては、法定耐用年数としての40年に対し、更新基準年数を80年と設定しているとの答弁がありました。

また、各常任委員会の調査の過程で、5項目の総括質疑の報告があり、3月18日に知事等に対する総括質疑が行われました。

総括質疑においては、今後のワシントン駐在の在り方や成果について質疑がありました。

これに対し、これまでのワシントン駐在の活動により、連邦議会関係者や市民団体等の米国側関係者との

幅広い信頼関係とネットワークを構築し、米国内の沖縄県人会との連携や観光客の誘致、物産振興に関するイベントへの参加等にも取り組んでいるところである。今後も、ワシントン駐在による政府関係者などへの働きかけを継続するとともに、発信力を有する人物の沖縄への招聘やA P A L Aなどの民間団体との連携を進め、沖縄の基地問題に対する米国側の理解と協力を促していきたいとの答弁がありました。

次に、公共事業の停滞の解消に向けた財源確保にどのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。

これに対し、県では、沖縄振興予算に加え、ハード事業については地方財政措置の有利な県債を、ソフト事業については各省計上補助金などを積極的に活用することとしている。各省計上予算については、概算要求基準において、その他の事業とは別に一般財源を別途措置するなど、特別な取扱いにより、予算要求を認めるとともに、部局長会議を開催し、各省計上補助金の積極的な活用を呼びかけており、今回当初予算ベースで70事業、25億6000万円を計上しているとの答弁がありました。

甲第1号議案については、採決に先立ち、沖縄・自民党、維新・無所属の会及び公明党所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第1号議案については、経済労働委員会から申出のあった事項を基に協議し、附帯決議案として採決した結果、全会一致で可決されました。

以上、委員会における審査等の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊 議員登壇〕

○新垣 淑豊 議員 自民党会派の新垣淑豊でございます。

なかなか、委員長報告に対しての質疑というものがないかと思っております。私もこの4年間で多分初め

てじゃないかなと思いますが、会派の皆様から御賛同をいただきまして、今回質疑に立たせていただきます。

今回の質疑は、予算特別委員会におきまして、なぜ我々が提案した年度末の残業代遅配についての案件が総括質疑に取り上げられなかったかということです。

この案件は、NHK沖縄放送局でも先行して取り上げられました。そして、その後に地元報道もなされ、ネットでもかなり共有されておりますので、日本全国で知られていることになっております。

私の周りでも驚きの声が多く、これは民間の企業であれば、残業代の支払いが遅れるということは非常に大きな問題であります。労働基準監督署が動く案件です。

この、予算がない中で申請をしている。分かっているけど、上司はそのときは承認しない。財源確保で承認をするということも報道の中で挙げられておりました。こういった上司は非常につらいんです。また、分かっているけど印鑑を押さない、分かっているけど修正をさせるということは、これは本当にゆゆしき問題だと私は思っております。この問題に対して、確かに委員会でも総括質疑の案件として取り上げることはなかったかと思いますが、その後これはもう非常に重要な案件だということで、我々会派の中でも話がなされておまして、予算特別委員会の理事会で総括質疑に取り上げるように要望したと聞いております。しかし、その総括質疑はかきませんでした。

これまで度々、県の職労の方々からも要請があったというお話も耳にいたしております。本来であれば、職員が働きやすい環境をつくること、これは我々議会は与野党を超えて取り組まなければならないことだと思っております。報道では、人事課も残業を命じておきながら承認しない。そして、ひよっとしたら把握もできていないかもしれない。そしてそれに関して未払いの可能性もあるという話もありましたので、こういったものは本当に働きやすい環境と言えるんでしょうか、与党の皆さん。

予算特別委員会の総括質疑に上げてもらえなかったと聞いて、普段は職労の皆さんと我々よりもはるかに意見交換を重ね現状を聞いているであろう革新県政の与党の会派の方々が、この案件について予算特別委員会の理事会で提案があったにもかかわらず、総括質疑で取り上げて、知事に対して質疑や意見をし、改善を求めることに対して却下をしてしまったということに、与党は本当に職員の声を全く聞けていないのではないかと私は驚きました。

我々自民党には、職員から改善してほしいという要望の声が聞こえておりましたので、ぜひこれはやらねばということで、今回我々は修正議案も提出しております。これ予算ですね、次年度予算。

もちろんこの修正議案には、皆さん賛同していただけるものだと思っております。与党からこの部分に改善の声が上がっていないということは、職員からの声が届いていない、すなわち今の革新県政与党に対して、職員も期待していないということになるのではないかと私は思っております。この総括質疑に取り上げるということは、確かに委員会において提案がなされることが通常とはいえ、そこでも与党からは、この総括質疑の提案が出なかったのかとも思いましたし、これだけ大きな重要案件ですので、我が会派からの提案をそれぞれの会派に持ち帰り、改めて話し合ったときに、総括質疑の場に出すという判断をすることは必要だったのではないかと私は思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは、今、声も上がっております。我々会派沖縄・自民党全員が思っております。それも、先ほど述べた予算に関しての分科会、それぞれの委員会における提案というのは、あくまでも通常の流れであります。予算特別委員長がこの会派からの提案に対して理解を示していただき、他の会派の理事に対して賛同を促していたのであれば、与党会派もこの我々の職員を守ると、職員によりよい労働環境をつくっていくという思いを込めて提案した総括質疑を却下することはなかったのかと思っております。まあ、これが進むと、知事に対して悪影響が出ると、ばつが悪いと、ひよっとしたら思っていたから却下したのかもしれませんが。実際にしていますからね。

議会事務局に確認したところ、各分科会での提案を得なくても、委員長判断で理事会に諮り、総括質疑のテーマとして取り入れることは可能だというふうに聞いております。しかし、それを行わなかったわけです。

新型コロナウイルスの対策をしていたときには、感染症総務課の予算で全庁的な対応をしていたと聞いております。予算特別委員会でシステムの対応も提案しておけばよかったんです。DXやICT対応をこんなときこそ提案して、職員の負担軽減も議論するべきなんですよ。

これが現在、普通退職者が急増している課題にもつながると私は思っておりますし、そこを全く問題として考えていない、共産党、ていーだ平和ネット、おきなわ新風。政党で言えば、共産党、立憲民主党、社大党、社民党、そして革新系無所属の方々。この玉城デ

ニ一県政、与党の皆さんの姿勢がうかがわれるわけです。

水道料金のときも県民生活のことを考えておりませんでした。我々の仕事は、県民生活を守り向上させることで、知事を守り、知事のボーナスを上げることはありません。まあ、私が今前段でお話をさせていただきまして、その中にも含まれていると思っておりますが、確認のためにお聞きいたします。

我々は、この議会において手順を踏んだ議論を行います。今回、総括質疑は可能だったというふうに考えております。今回この職員の残業代の遅配について、総括質疑に取り上げていただけなかった経緯とその理由を伺いたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○赤嶺 昇 議長 予算特別委員長。

〔比嘉京子 予算特別委員長登壇〕

○比嘉京子 予算特別委員長 お答えいたします。

去る3月14日、予算特別委員会では、各常任委員会からの予算調査報告書の概要を報告し、総括質疑の方法等について協議を行いました。予算特別委員会運営要領第8(4)において、「理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等のほか、委員会運営の円滑化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うもの」とされておりますことから、委員会を休憩し理事会を開催いたしました。その際、沖縄・自民党所属委員から残業代の未払いの現状と対応についてを総括質疑項目として追加してはどうかとの提案がありました。そのため、一旦理事会を休憩し、各会派に持ち帰り、検討を行った後に理事会を再開し協議をした結果、予算特別委員会から総括質疑項目を提起できることが明文化されていないこと、総務企画委員会で質疑がなされているが、総括質疑項目としての報告がなかったこと、常任委員会の専門性を尊重すべきこと、委員会の円滑な運営を図る上では項目を追加しないほうが望ましいなどの意見がありました。そのため、意見の一致を見ませんでした。なお、提案のあった残業代の支払いの遅延に関しましては、重要な問題であるとの認識は共通しておりました。その後、委員会を開催し、理事会での協議の結果を報告したところ、常任委員会から報告のあった5項目を総括質疑項目とすることで、委員会として決定したものであります。

以上でございます。

○赤嶺 昇 議長 新垣淑豊議員。

〔新垣淑豊 議員登壇〕

○新垣 淑豊 議員 分かりました。今、委員長から答弁をいただきまして、我々自民党会派は御提案をさ

せていただけたけれども、ほかの会派が賛同しなかったということが判明をいたしました。非常に残念だと思っております。専門性がある各委員会でお話をされたということでもありますけれども、そこには知事はありません。知事にしっかりと話を聞いて、知事の方針を確認するのが総括質疑の場でもありますので、そのトップがないところで話が済んだというのは、私はこれ、ちゃんちゃらおかしい話だと思っております。

先ほどの委員長報告で時間外勤務手当、いわゆる残業手当の流用では対応できない部分を2月定例会補正予算で計上というふうにありました。引き続きあらゆる策を講じ、職員が働きやすく、また、働きがいを感じられるような職場づくりに取り組んでいくと答弁がされたとありましたが、本来であればその内容をしっかりと詰めていかねばならないのが委員会の場です。賃金のことを無視して先ほどのように働きがいを感じられるというふうに言うのであれば、これは、やりがい搾取って言うんですよ。それ以外の何物でもなく、退職も減らないというふうには私は思っております。このときに、知事に確認をする手段を予算特別委員会で講じることはできなかったのかということについて、お伺いをさせていただきます。その方法はなかったのかということをお伺いします。

○赤嶺 昇 議長 予算特別委員長。

〔比嘉京子 予算特別委員長登壇〕

○比嘉京子 予算特別委員長 予算特別委員会の在り方については、以前は予算特別委員会における集中審査方式で行っておりましたが、議会運営委員会決定の予算議案審査等に関する基本的事項によると、現在は専門性のある4つの常任委員会へ調査依頼方式となっております。そして、今回の総務企画委員会において、お二人の議員がこの問題について質疑をしておられます。その質疑をしておりますけれども、総括質疑として提案がございませんでした。これは、効率的で充実した審査を目的とする常任委員会の専門的な立場から審査を行うことにより、予算特別委員会の円滑な運営を行うものという予算特別委員会の運営の在り方です。今回のことを踏まえ、今後の検討課題ではないかという発言も意見もございましたことを報告をして終わりたいと思います。

○赤嶺 昇 議長 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

甲第1号議案に対しては、大浜一郎議員外17人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

大浜一郎議員。

(甲第1号議案に対する修正案 巻末に掲載)

(大浜一郎 議員登壇)

○大浜 一郎 議員 ただいま議題となっております甲第1号議案に対する修正動議について、提出者を代表して提案理由を説明いたします。

お手元に配付の甲第1号議案「令和6年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案を読み上げます。

令和6年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出の款2総務費の項1総務管理費を288億3227万1000円に、同じく項2企画費を128億1054万2000円に、3徴税費を63億2568万8000円に、4市町村振興費を193億3574万1000円に、7統計調査費を6億203万2000円にそれぞれ改め、それに伴い、款2総務費を724億7220万6000円に改める。

以下、お手元の修正案に記載された款3民生費、同じく款4衛生費、5労働費、6農林水産業費、7商工費、8土木費、10教育費、11災害復旧費及び14予備費のうち、記載されているそれぞれの項を改め、それに伴い、款3民生費を1361億772万3000円に、同じく款4衛生費を489億6309万8000円に、5労働費を25億1802万7000円に、6農林水産業費を505億4582万6000円に、7商工費を823億557万2000円に、8土木費を848億3566万1000円に、10教育費を1819億3107万4000円に、11災害復旧費を32億1988万6000円に、14予備費を5億7950万8000円にそれぞれ改める。

なお、歳入歳出の合計は変わりません。

詳細は添付の資料を御覧ください。

修正内容としては、知事公室所管の事項、基地対策調査費の中のワシントン駐在員活動事業費7950万8000円を減額し、その同額を全て予備費に加え、また、各部局において計上している時間外勤務手当のうち、一部を款2総務費、項1総務管理費に一括計上するものであります。

次に、提案理由を述べさせていただきます。与党の皆さん、どうか耳を傾けてください。

まず、ワシントン駐在員活動事業費についてであり

ます。

ワシントン駐在員活動事業費につきましては、これまでも事業の成果が見えにくい、委託契約が不透明であるなどと、数々の問題点を指摘してまいりました。さらに今年に入っては、P D C A報告書における不適切な記載や英語版ホームページの未整備など、我々の指摘を受けて、新たな問題が明るみになりました。事業化されてから9年目を迎える中において、過去の説明とは食い違う事実が出てきており、改めて本事業を予算化する必要性や意義について、疑問視せざるを得ない状況となっております。

このような理由から、ワシントン駐在員活動事業費については減額の上、同額を予備費に計上すべきと考えます。

以上が、ワシントン駐在員活動事業費についての減額の修正理由であります。

次に、いわゆる時間外勤務手当の一括計上についてであります。与党の皆さん、どうかよくお聞きください。

あくまで報道ベースではありますが、人事当局からは、「所属長が残業を指示しておきながら承認していない事例や残業代の支払いが遅れているケースについて把握していない。未払いになる可能性はありうるが、そうならないように対処するのが基本と考えている」という話があったということですが、一方で、総務部長は今議会の代表質問に対する答弁において、「予算については前年度の支給実績等に基づき措置しているため、突発的な業務対応等により、手当に係る予算が一時的に不足し、支給するまでに一定の期間を要する場合があります。そのため、予算の流用や補正を行うなど、できるだけ早期の支給に向け取り組んでおります。」とも答えています。

こうした矛盾していると言われかねない見解が示されている中で、現状の取組だけでは、もはや支払い遅れ、未払いの状況を改善することはできないと考えています。この原因の一つとして、各部局各課で個別に計上されている職員費の予算残額に過不足が生じていること、それに加えて、予算の流用や補正だけでは解消され得ないことがあると思っています。

また、このような一括計上の方法は、福岡県、長崎県をはじめ、他の自治体においても見られる方法でもあり、実務的にも認められているものと考えています。

そこで、具体的には、(款)総務費、(項)総務管理費、(目)人事管理費、(事項)人事調整費になりますけれども、職員手当等のうち時間外勤務手当を一

括して計上する修正案を提案することといたしました。

なお、組替えの対象としましては、知事公室、総務部、企画部、環境部、生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部及び出納事務局において計上している時間外勤務手当とし、国庫支出金充当部分を除き、11億1197万4000円を組み替えることとしております。

最後に申し上げますけれども、私も民間企業の経営を行っており、750名の社員がいます。その従業員に対してこういう姿勢であることは、あってはならないことだと私は常々自覚して経営をしています。加えて、残業代を翌月に支払わないことそのものが、違法のそしりを免れないとも思います。給料等の支給に関する規則第8条第1項によれば、「時間外勤務手当（中略）は、一の給料の計算期間の分を次の給料の計算期間における給料の支給日に支給する。」とあります。つまり、翌月には全額を支払わなければいけないわけです。我々沖縄・自民党は、こうした違法の疑いのある運用を改善すべく今回修正案を提案した次第であり、時間外勤務手当の一括計上につき、予算を組み替える理由であります。

もう一点、付け加えます。

昨日、報道によれば、与党の皆さんは協議を行い、人事課で10万件にも及ぶ残業の申請に対応することになって、負担の増加といった新たな課題が生じていることから、反対されているというようでありますけれども、これは全く問題がない反対理由であると言わざるを得ません。そもそもなぜ人事課で10万件の申請が上がってくるのでしょうか。勤務管理システムを改修して対応すればいいだけの話ではないですか。我々議会は、議決機関です。知事部局は執行機関でありますから、執行機関は議決機関の意思を尊重して、予算の執行に当たって、どうしたらいいのかを真摯に検討するのが仕事ではありませんか。こういった与党の皆さんの結論ですけれども、恐らくは執行部からそれなりの知恵を得たのかと思いますけれども、予算の組替えの趣旨そのものを否定しにかかるというのは、執行部の越権行為と言われてもこれは仕方ないんですよ。問題の本質を捉えていないのは、一体どちらなんでしょうか。強く指摘をしておきたいと思います。

以上をもちまして、甲第1号議案に対する修正動議の提案理由及びその提案内容の説明となります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 これより本修正案に対する質疑に

入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって大浜一郎議員外17人から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第1号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

山里将雄議員。

〔山里将雄 議員登壇〕

○山里 将雄 議員 ていーだ平和ネット、山里であります。

甲第1号議案「令和6年度一般会計予算」の修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

まず、各部局の時間外勤務手当を削減して総務部に一括計上する修正案についてであります。

先ほど、大浜議員から提案理由の説明がありました。この時間外勤務手当の執行については、問題がある、課題がある。それは修正しなければならない、適正に直していかなければならないという思いは、我々も同じであります。当然ながら、県当局にはそれをしっかりと取り組んでもらいたい、そういう思いを持っております。しかし、今回はそもそもこの時間外勤務手当を全て総務部に一括計上するという修正案であります。この総務部に一括計上、全ての部の時間外勤務手当を一括計上する。そのことがなぜ先ほどから問題にしていることについての解消につながるのか、それが全く理解ができないのであります。大浜議員からありましたとおり、おおむね31億円、年10万件を超える申請の処理を総務部で一括処理することは、時間外勤務申請の確認、出勤簿の確認など膨大な事務が一部署に集中し、不可能であると言わざるを得ないのであります。それをするためには、何人もの専任の職員を配置する必要があります。また、月末締め、翌月給料日の支給に間に合わせるために、担当者が残業せざるを得ない、そういう状況も予測できます。そうすれば本末転倒であります。それから、職員から時間外勤務申請があったときに、それぞれの課において、時間外勤務の必要性を職務遂行の状況から判断し、承認することになっていると思います。予算残額もその重要な判断材料となります。しかし、時間外勤務を承認する部署と予算を管理・執行する部署が異なることにより、その判断にそごが生じることもあり得ます。また、予算は総務で持ち、各部局に配分し、執行を分任

するという方法もあるとは思いますが、その場合においても、部局の勤務状況等の把握や配分の事務調整など、新たな事務負担が生じることが考えられ、やはり人員配置などが必要となり、非効率であります。さらに、時間外勤務手当を含む人件費については、各部局ごと、各事業ごとに計上することが通常であり、時間外勤務手当だけ総務管理費に集約すると、予算・決算の報告や過年度との比較、他県との比較において、目的別に振り分け直す必要が生じます。これも事務効率化に逆行します。おっしゃっていたとおり、システムを改修する必要も出てくるでしょう。提案者はそのようなことを理解した上で、このような提案をしているのかは甚だ疑問であります。よって、時間外勤務手当の組替えについては、必要であるとは思えず、むしろ事務処理を非効率化するものであり、到底賛同はできないものであります。

次に、ワシントン駐在員の活動関連予算を減額し、予備費に組み替える修正についてですが、毎年、この予算案に対して、事業の効果がなく無駄であるとの理由で修正案が提案されますが、ワシントン事務所の必要性和実績については、これまで議会等において、知事はじめ、県当局は説明を尽くしていると思っております。ワシントン駐在は、沖縄の基地問題を精力的に伝え、平成27年度から令和4年度までに、米国連邦議会関係者や米国政府関係者、報道、有識者、県出身者など累計4447名の人と意見交換を行ったとの報告がありました。その成果も現れてきていると認識しております。今なお沖縄では、辺野古新基地建設問題のみならず、現に米軍基地が存在することにより、そこから派生する事件・事故が繰り返され、墜落事故が多発しているオスプレイが県民の頭上を飛び交い、嘉手納基地のパラシュート降下訓練が強行され、基地から流出した有機フッ素化合物P F A Sが水源や土壌を汚染するなど、沖縄では数え切れないほどの基地被害が発生し続けています。この現状を発信し、沖縄の声を直接米国政府、連邦議会、米国民に届け続けていかなければならないのです。そもそも日本政府が、沖縄の民意を一顧だにせず、米国追従で沖縄に負担を押しつけているからであり、沖縄は自ら発信し続けることが必要となっているのです。だから、ワシントン駐在の役割は重要であり、県民もそれを支持しているからこそ、翁長前知事、現玉城デニー知事は、県民の負託を得ることができているのです。よって、ワシントン駐在員活動事業費の削減は到底賛同できるものではありません。

以上により、甲第1号議案の修正案に反対し、原案

に賛成の討論とします。

議員各位には御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○赤嶺 昇 議長 座波 一 議員。

(座波 一 議員登壇)

○座波 一 議員 沖縄・自民党の座波一でございます。

ただいま議題となっております甲第1号議案に対する修正動議について、会派を代表して賛成の立場から討論いたします。

先ほどの残業代未払い問題、もう違法状態、違反状態というか、それに非常に怒りを感じておりますが、私はワシントン駐在員活動事業費に係る予算の減額について、以下申し上げます。

ワシントン事務所は、2015年に設置以来、来年度予算に計上されれば、9年目ということになるわけですが、これまで我々は毎年度予算審議において、このワシントン駐在員の活動費を計上することに対して、一貫して疑問を提起し反対してまいりました。そのたびに執行部からの説明は、駐在員の活動事業の成果が発揮されている、アメリカ連邦議会における報告書に辺野古移設への言及がなされている、との説明が繰り返されてきております。今日、私はワシントン駐在員活動事業費の減額、これについての修正案の賛成理由を述べているわけですが、その理由の一つは、これまでのワシントン駐在事業費の予算の大半を占める委託料であります。

改めて申し上げますが、来年度、ワシントン駐在員活動事業費として7950万8000円の計上がされておりますが、そのうち何と委託料は、7643万8000円であります。実に、この事業費の予算額のうち、96.1%が委託料に集中しているのです。その実態に問題があるわけであり、私たちはこれまでもこの業務委託先であるワシントンコア社との委託契約の問題を追及してまいりましたが、一向に改善されておられません。県職員が現地に配置されている中、なぜこれだけ多額の委託料が当たり前のようには計上されるのか、全くもって理解することができないわけであり、そして、修正に賛成する第2の理由は、前代未聞の決算審査の越年という事態を迎えた令和4年度の決算審査が1月上旬に実施されましたが、その際、私たちは執行部に対してP D C A報告書への記載についての問題を提起しております。決算特別委員以外の皆様にもぜひ認識を持ってもらうために説明をいたします。

例えば、令和3年度のP D C A報告書においては、

このワシントン駐在員の活動についてどのような評価がなされていたかといいますと、事業の進捗は100%、好調だと、順調だとし、しかしながらその事業効果については、評価できないと問題視するような横線、いわゆる棒線が引っ張られているわけでございます。このような報告書になっているわけでございます。

先日の決算特別委員会において、知事公室長は我々のこのような指摘に対して、このような答弁をしております。このワシントン駐在員の活動事業については、短期間で効果を測ることはできない。そのような数値化、定量的な評価になじむ事業ではないとし、今後のP D C A報告書からこの記載を削除すると答弁したのであります。それはまさに基地問題への対処という曖昧な問題設定にすり替え、P D C Aを乗り切ろうとする重大な判断の転換に至ったわけであります。この知事公室長の答弁は、全くもって看過できるものではありません。P D C A報告書は、我々議会における予算の審議、あるいは政策の評価の基礎資料として我々に対して毎年度提出されるものであります。このP D C Aというものは、まさに沖縄県の振興計画、第5次の計画の沖縄振興特別措置法に基づく様々な諸施策の効果検証がしっかりと行われるべき、このような観点から導入されたものであります。すなわち、効率的、効果的な行政運営、事務事業の執行を担保するために全庁的に取組を行うものとして取り入れられたものであります。その中で、令和3年度P D C A報告書においては、22の事業の効果検証ができないといったものも存在すると、総括質疑において企画部長から答弁がありました。まさに、ワシントン駐在員活動事業についても、その一つとなるわけであります。この考え方は、行政運営を行っていくに当たっては、至極当然であり、P l a n、D o、C h e c k、A c t i o n、この4つを繰り返し繰り返し回すことによって、質の高い、効果の高い事業内容にして県民に還元するのが理念であります。しかしながら、このP D C Aの評価にそぐわないから評価ができない、あるいは数値目標を掲げることができないなどという事業をP D C Aの対象としている、そのこと自体がP D C Aを所管する企画部の落ち度ではないかと考えております。また、そのようなP D C Aの評価の基準に合わない事業を報告書に記載し続けてきた知事公室の責任も極めて重いものと考えております。そのようなことから、来年度予算に効果が検証されない事業を計上することは絶対に認められないものであります。そもそも、執行部から提出された令和6年度当初予算（案）

説明資料には、重点テーマを踏まえつつ沖縄県P D C A等への反映が明記されているのであります。P D C Aが反映された予算に、なぜ事業評価ができないワシントン駐在員事業費が相変わらず計上されているのでありましょうか。行政の自己矛盾も甚だしく、断じて認められるものではありません。また、ハード交付金が減額されている状況下で、様々な事業の進捗に影響が出ております。各部局の皆さんが努力をして、各省計上予算を取りに行くこととされている中で、裏負担分の自己財源が必要になってくるわけでありまして。こういった事業効果のないワシントン駐在員活動事業費に、県民から頂いた自己財源を充てる余裕など全くないのであります。

以上が、ワシントン駐在員活動事業費について、減額修正に賛成する理由であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時20分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

午前に引き続き、甲第1号議案に対する討論を続行いたします。

比嘉瑞己議員。

〔比嘉瑞己 議員登壇〕

○比嘉 瑞己 議員 だだいま議題となっています甲第1号議案「令和6年度沖縄県一般会計予算」について、日本共産党県議団を代表し、野党提出の修正案に反対し、知事提案の原案に賛成の立場から討論を行います。

修正案の理由は、1つにワシントン事務所の予算を削減し予備費に回すこと、2つ目に各部局において計上している時間外勤務手当を総務費、総務管理費に一括計上すること、この2点でした。

まず初めに、時間外勤務手当を一括計上することについてからですが、私たちとしても今回のこの残業代の支給の遅れについては、大変な課題ですし問題であると感じております。その解決のための提案もしてまいりました。所管する総務企画委員会では、私たち日本共産党県議団の西銘純恵委員が、職員の残業代の支給が遅れていることを明らかにした。その上で同問題の解決を求めています。我が党の質疑に対して総務部長は、残業代支給にタイムラグが生じているので、次年度から改善を図ると答弁をしております。また、維新・無所属の会の當間盛夫委員もこの問題に対して取

り上げて、真摯な予算質疑が行われております。

一方で、最大会派である沖縄・自民党の皆さんからは、委員長を含めて5人の委員が所属しているにもかかわらず、同問題を質問した方は一人もおりませんでした。また、総括質疑の提起もありませんでした。それを後からテレビで知ったから総括質疑を——というのは、真摯な議論を重ねてきた総務企画委員会の皆さんにも失礼ですし、いかがなものかと言わざるを得ません。

総務企画委員会では、野党の提案したワシントン事務所や知事の訪米活動、台湾訪問についての総括質疑に我々も反対はしませんでした。なぜ、そのとき自民党の皆さんはこの問題を提起しなかったのでしょうか。繰り返しになりますが、総務企画委員会では、残業代の支給遅れについて、自民党の皆さんからの質疑はありませんでしたし、総括質疑も提起されませんでした。また、予算特別委員会の理事会で総括質疑を追加で行うかの協議はまとまりませんでした。その後の予算特別委員会では、委員から総括質疑の追加についての提起もなされていなかったことを付け加えておきます。さらに申し上げますと、午前中の質疑の中で、知事の出席する場での議論が必要だったとの御意見がありましたが、総務企画委員会の予算審議に先立ち、知事も出席する本会議場での代表質問では、沖縄・自民党の西銘啓史郎議員が、時間外勤務及び手当支給の状況について質問をし、総務部長が支給が遅れている旨の答弁を行っております。しかし、その後、西銘議員からは知事への再質問もありませんでしたし、その後の一般質問の我が党関連についての質問でも、どなたも取り上げておりません。後からテレビで放送されたから総括質疑を——というのは、あまりにも身勝手な御意見ではないでしょうか。このような問題を政治的に県政攻撃に利用することは許されません。

残業代の支給の遅れは、職員の働き方に関わる重大な問題です。同問題は、職員の立場に立ってどこに課題があったのかを解明し、制度の仕組みを改善することが今求められております。それでは、残業代支給の遅れについて、野党の皆さんが提案する予算の一括計上方式では、これを解決できるのでしょうか。時間外勤務は、各所属長がその必要性を判断して事前に承認をするものです。総務部人事課に一括計上して管理するとなれば、一体誰が時間外勤務の申請を判断・承認するのでしょうか。沖縄県全体の時間外勤務命令は、年間10万件を超えます。10万件を超える申請を各部署の出勤簿と合わせながら確認することは、総務部人

事課だけの対応ではあまりにも大きな負担となります。だからといって、総務部で一括計上した上でまた部局に配分する方式になれば、結局は今と同じ方法の二度手間となり、現場を混乱させ、さらに職員の負担を増やしてしまう結果になります。やはりこの問題は、予算の一括計上の問題ではなく、制度の仕組みを改善させることによって解決を図るべきです。具体的には、残業代の予算不足が見込まれる際には、年度末3月にまとめて予算要求するのではなく、不足が見込まれる月に必要な額を見極めて予算要求を行うこと、財政課も必要な財政措置をしっかりと行うこと、こうしたシステム改修も含めた時間外勤務制度の運用改善を求めるものです。

続いて、ワシントン事務所についてですが、岸田政権が知事の権限を奪う代執行によって辺野古新基地建設を強行している今、米国に対して正確な情報を伝えていくためにも、ワシントン事務所の役割はますます重要です。昨年9月の辺野古新基地建設をめぐる最高裁判決は、県が公有水面埋立法に基づいて設計変更申請を不承認にしたその理由について、司法判断を回避した不当判決です。深さ90メートルの軟弱地盤は、改良工事で本当に解決できるのか。それならなぜ、B27地点の力学的試験を行わないのか。絶滅危惧種ジュゴンをはじめとする環境への影響、膨れ上がる総事業費、そして何よりも完成までに12年もかかる政府計画では、普天間基地の一日も早い危険性除去にはつながらないこと。これら沖縄県の主張に対して、ついに最高裁は実質審理を行いませんでした。

こうした中、ワシントン事務所は、辺野古新基地建設の技術的な課題や沖縄の圧倒的な民意を、当事者である米国に正確に伝えております。こうしたワシントン事務所の精力的な働きかけによって、米国でも大きな変化が起きました。2019年には、連邦議会調査局の報告書に、沖縄は在日米軍専用施設・区域の約70%を抱えていることや県民投票で投票者の72%が反対したこと、基地沖合への滑走路建設が物理的に困難、こういった記載がなされたところです。また、2020年には、連邦議会下院軍事委員会の小委員会では、大浦湾の海底での地震の可能性や2本の活断層と50メートルの深海の存在を挙げて、辺野古新基地建設の懸念を示しているところです。さらに同年11月には、外交・安全保障分野における米国有数のシンクタンクCSISでも辺野古新基地建設について、完成する可能性が低そうだと報告するなど、米国内で辺野古新基地建設への認識は大きく変化をしております。ワシントン事務所が発信する沖縄の情報は、辺野古新

基地建設を推進する立場の側からすれば、不都合な真実かもしれませんが、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念することを求めた建白書の実現を願う多くの県民にとって、ワシントン事務所の活動はますます重要になっています。

岸田政権は代執行により工事を強行しておりますが、代執行で軟弱地盤は解決できません。代執行で埋立反対の圧倒的な民意を埋め立てることはできません。玉城デニー知事には、辺野古新基地建設は政治的にも技術的にも不可能であることを、ワシントン事務所を通じて当事者である米国にしっかりと伝えていくことを期待するものです。

よって、甲第1号議案「令和6年度沖縄県一般会計予算」について、野党提出の修正案に反対し、知事提案の原案に賛成をするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 西銘啓史郎議員。

(西銘啓史郎 議員登壇)

○西銘 啓史郎 議員 休憩をお願いします。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

○西銘 啓史郎 議員 会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

ただいま議題となっております甲第1号議案に対する修正動議について、会派を代表して賛成の立場から討論を行います。

まず、修正内容の第1でありますワシントン駐在員活動事業費についてであります。先ほど、座波議員からもありましたが、私からも賛成理由を述べたいと思います。

私もこれまで何度か一般質問でも取り上げてまいりましたワシントン事務所の件。我々会派は2017年9月に訪米し、ワシントン事務所を訪問しました。当時の所長やワシントンコア社とも意見交換を行いました。毎年ワシントンコア社から提出される運営支援業務や活動支援業務の資料について、与党議員の皆様も目を通されていると思いますが、中間報告と最終報告の年2回版になっております。そして、資料編があります。目を通されていると思うので内容ははしょりませんが、実は令和3年度の活動支援業務の資料編は182ページありました。令和4年度の資料編は69ページです。中身が大幅に減っています。なぜか。よく読んでみてください。実は、2020年、その前ですが、3月の最終報告書では、ワシントンコア

社から数多くの指摘がワシントン事務所になされました。これ私一般質問や、また反対討論でも申し上げましたけれども、英語の表記が不適切だったり、それからこういった表現は使わないほうがいいとか、ワシントンコア社は沖縄県事務所のためにそういった提言を行ってまいりました。しかしその後、そういった提言がなくなりました。恐らく私が思うに、県の執行部から何らかのフォーマットを変えようということで、今はこの運営支援業務、活動支援業務の資料も数ページ、四、五枚です。以前はこんな分厚い資料で来てましたけれども、最近の資料を見ていけば分かると思います。その変化をまず与党議員も気づいていただきたいと思います。私は、この沖縄県のワシントン事務所は、基本的には沖縄の情報を発信し、米国の情報を収集するというのが目的だと理解をしております。ただ残念なことは、米国政府に対して普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況や司法での判決等については米国側へ報告されていません。私は本来であれば、ワシントン事務所として沖縄県の実状を米国にも伝える。反対のための反対だけではなくて、そういったことをしっかり行うべきだというふうに思っております。ワシントン事務所の本来の設置目的は何でしょうか。先ほど申し上げました米国の情報収集、ロビー活動を行うともありました。何度も申し上げます。ロビー活動なんて簡単にできるもんじゃありません。民間企業は数十億の対価を払って自社の営業をします。沖縄県が必要な情報を、県の職員が行って関係者に会って、情報が取れるとは私は全然思いません。そして一番の目的は、米国政府へ働きかけて普天間飛行場代替施設建設事業を止めさせることではないでしょうか。私はそれができれば、ワシントン事務所の開設の意義、継続の意義はあると思います。政府関係者と面談した人数を執行部は評価した答弁を行いました。先ほど与党議員からありました。それは本来の目的ではないはずですが、数多く会うことではなくて、前に進めることです。私が与党議員であれば、そこをもっと追及をします。会うだけでは許しません。その中で私はあえて申しますけれども、そういう意味からワシントン事務所の役割はもはや何も残っていないと私は思います。早急に事務所を閉鎖し、スタッフを帰任させるべきだと思います。

次に、修正内容の第2、時間外勤務手当の一括計上について申し上げます。

先ほど来ありました、今月に入ってから新聞報道によりまして、県庁職員に対する時間外勤務手当の支給、いわゆる残業代の支払いが滞っている。未払いの

状態が生じているとの報道がありました。我が会派では、予算特別委員会の理事会で総括質疑に時間外勤務の実態と対応についてを追加すべく提案いたしました。残念ながら常任委員会では、全部局の数字を把握することはできないと思います。総務企画委員会に関する事業の質問はできるとしても、そういうことも含めて私たちは会派として執行部に資料を要求いたしました。与党の皆さん、令和4年度の総残業時間を把握されていますか。例えば部局別の1人当たりの残業時間を把握されていますか。恐らくしてないと思います。私は、経済労働委員会で商工労働部、農林水産部、そして文化観光スポーツ部に対しては、総事業数、残業数、1人当たりの残業時間を常任委員会で質問しました。しかし、その常任委員会では他の部署の質問はできません。それで私たちは総括質疑で知事に全体論を語ってもらう。どういう考えなのかということをも求めたわけです。総務企画委員会で上がらなかったからじゃないですよ。それで——反応してはいかない。すみません、失礼しました。

要は、与党の皆さんは、どこを向いて仕事をしていらっしゃるんですか。県の職員、四千何百人の方々のことを考えていらっしゃるのかどうか。先ほどの反対討論を聞いて私は愕然としました。本当の意味での県の職員のことを考えるのであれば、または組合からの要望があれば、先に動くべきは——もちろんこれは与野党関係ありませんけれども、与党の皆さん自ら何らかの提案をすべきです。そこで会派として執行部に資料を請求した中で、令和6年度の一般会計当初予算における人件費総額2169億円のうち、時間外勤務手当は31億円計上されています。令和4年度の普通会計決算によると人件費総額2081億円のうち、時間外勤務手当は38億円となっています。先ほど大浜議員からもありました。民間企業からすると、社員に対し時間外勤務手当の支払いの遅れということは、絶対あってはならないと私は思っております。今や財政調整基金400億、減債基金400億、九州平均をはるかに超える基金残高を持ちながら、このような残業手当の支払いすら滞ってしまう、こういった予算対応しかできない現状は、一体何が原因なのでしょう。そして、これも報道ベースではありますが、毎年度職員組合の方からは、執行部に対してこのような残業代の未払いが生じている事態を是正せよというような要請を行っているが、全く改善する兆しが無い。このような声も聞こえてきているわけであり。先ほど申し上げました、本来であればそのような組合の要請なり、要求なりというものは、まさに県政与党の皆さんが率先して

取り組むべき課題であると考えます。しかしこれまで何年もの間この状態を放置し、県職員の皆さん、お一人お一人の働く環境や働きがい等々、そういったことへの配慮に欠け、普通退職者も100人余りとなる状態です。そういった状況に追い込んだのは、一体全体誰の責任なのでしょう。県知事をはじめ、知事を支える県政与党の皆さんにも大きな大きな反省を促したい、こう言わざるを得ません。

令和6年度は一般会計当初予算で8421億円が計上され、各部局の合計で2229件の総事業が行われます。それは県民の生活の向上や、県民や企業が抱える課題解決に向けて、各部局において必要で、かつ大変重要な事業であり、予算であると認識をしております。そのために、各部局の職員一人一人が自分の担務に誇りと自信とやりがいを持って業務を遂行していただきたいと私たちは考えています。職員の皆様お一人お一人には、親兄弟、家族や家庭があり、守るべき人がたくさんいらっしゃると思います。県職員の皆さんが日々健康で夢や希望、働きがいを持って活躍ができる環境があつてこそ、沖縄県は発展し前進すると私は思います。我が会派は、県庁職員の皆様のそういう環境の整備にも取り組んでいきたいと思っております。

ところで、私は社会人1年生のときにある先輩に言われた言葉が今でも忘れられません。社会人の人生は、V S O Pであるという言葉です。20代はV、30代はS、40代はO、50代はPだそうです。これは英語の単語の頭文字ですが、20代はVitality、がむしゃらに働くこと。30代はS、Speciality、専門性を磨くこと。そして40代は、Originality、独自性を発揮すること。そして50代は、Personality、人間性を磨くことということをおっしゃられました。当時は60歳定年でしたので60代については言及されませんでした。人生100年の時代では、60代はこれまで経験したこと全てを人材育成に注ぐことかもしれません。

どうか議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○赤嶺 昇 議長 この際申し上げます。

先ほど西銘啓史郎議員から指摘のあった部分につきましては、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることといたします。

○赤嶺 昇 議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時41分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

これより甲第1号議案から甲第24号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第1号議案を採決いたします。

まず、本案に対する大浜一郎議員外17人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤嶺 昇 議長 起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

○島袋 大 議員 議長。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時44分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤嶺 昇 議長 起立全員であります。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案23件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第24号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆◆◆
○赤嶺 昇 議長 この際、日程第9 議員提出議案第4号 オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書及び日程第10 議員提出議案第5号 オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋大河議員。

〔議員提出議案第4号及び第5号 巻末に掲載〕

〔照屋大河 議員登壇〕

○照屋 大河 議員 ただいま議題となりました議員提出議案第4号及び第5号につきまして、米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

まず、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書及び抗議決議の宛先のうち、県内に所在する関係機関につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましては、しかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号及び第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 これより議員提出議案第4号「オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める意見書」及び議員提出議案第5号「オスプレイの飛行再開に抗議し配備の撤回を求める抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号及び第5号は、原案のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 ただいま可決されました議員提出議案第4号及び第5号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第4号及び第5号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 日程第11 議員提出議案第6号 子どもの貧困対策に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

西銘純恵議員。

〔議員提出議案第6号 巻末に掲載〕

〔西銘純恵 議員登壇〕

○西銘 純恵 議員 ただいま議題となりました議員提出議案第6号につきまして、子どもの未来応援特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、子どもの貧困対策関連施策のさらなる充実強化を促進するためであります。

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

〔子どもの貧困対策に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 これより議員提出議案第6号「子どもの貧困対策に関する決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 日程第12 議員提出議案第7号 地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

座波 一 議員。

〔議員提出議案第7号 巻末に掲載〕

〔座波 一 議員登壇〕

○座波 一 議員 ただいま議題となりました議員提出議案第7号につきまして、新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求めることについて、関係要路に要請するためでありま

す。

次に、議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求める決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本決議につきましても、その趣旨を知事に要請するため、議員を派遣する必要があることから、議長におかれましては、しかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 これより議員提出議案第7号「地域公共交通の維持・発展に資する路線バス及びタクシーの利用促進策の拡充・強化を求める決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○赤嶺 昇 議長 ただいま可決されました議員提出議案第7号については、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を知事に要請するため新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第7号の趣旨を知事に要請するため、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 日程第13 議員提出議案第3号 沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

花城大輔議員。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔花城大輔 議員登壇〕

○花城 大輔 議員 ただいま議題となりました議員提出議案第3号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求めることについて、国連事務総長に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○赤嶺 昇 議長 これより討論に入ります。

議員提出議案第3号に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

島尻忠明議員。

〔島尻忠明 議員登壇〕

○島尻 忠明 議員 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいま花城大輔議員からありました議員提出議案第3号「沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める決議」に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。なお、この提案は、過日総務企画委員会で提案をされ、そして総務企画委員長の又吉清義委員長から前もってこの決議書の内容は委員の皆さんには話してあるということでありましたが、委員の中から初めて見たという意見があったことも報告をして、これよりただいま提案のありました議員提出議案第3号「沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める決議」に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

決議文にもありますように、2008年より国連の複数の委員会から計6回、日本政府に対して沖縄の人々を先住民族として認め、その権利を保護すべき、おおむねそのような内容の勧告が出されております。

そこで皆様に問います。

皆様は先住民族でしょうか。私たちの祖先をたどれば、全ての皆様が先住民族の子孫となるかと思いますが、日本国憲法の下で保護され、祖国日本が近代国家として発展をしてきた中で、我々沖縄県民のことを今さら先住民族として認め、これを保護しなさいという勧告は到底理解できないものと考えます。しかも、沖縄県内において、これまでそのような議論を行ったこともないにもかかわらず、私たちの知らぬところで、しかも頭ごなしに出された勧告には大いに疑問を持っております。

これまで日本政府は、明確にこの勧告に対してはその内容を否定してきましたが、県議会では我が会派の議員数名がこの先住民族の問題について質問を行い、議論を繰り返してきましたけれども、県の答弁は沖縄県内で議論がされておらず、この件についてはコメントする立場にないと繰り返してきました。議論に対して向き合わずにこの状態を放置し続けたのは、むしろ県と与党の皆様ではないでしょうか。16年もの間放置したことにより、6回も勧告が出されているわけがあります。

また、国連の勧告というのは、不思議なシステムで成り立っているとの話も聞きました。過去にアフリカの女性が国連の委員会の中で、日本の運動会で行われている組体操が児童虐待に当たると主張した際、その

場に居合わせた日本に詳しい方が、組体操は子供たちの心と体を育てる文化的活動であると説明した際には、これが却下されたということでありまして。つまり、主張に対する反論がない場合に勧告に至ることになっているわけでありまして。そうであれば、私たち県民の代表である県議会が、国連に対し意思を伝えることはとてもとても大事なことであると思うわけでありまして。

これまでに沖縄県議会総務企画委員会では、この先住民族であることを認める内容と、それを認めないとする相反する陳情が複数提出されております。この2つの主張は、どちらも成り立ち得るものと考えますが、私たち沖縄県民を代表する議会人として、沖縄県において何ら手続も取られず、私たちの頭ごなしに勝手に出された勧告と、それを意図して勧告を出すように働きかけてきた活動には、はっきりノーを突きつける必要があるわけがございます。何を目的として沖縄の人々を先住民族として認めさせようとしているのか、どのような人がそれを働きかけたのか、私たちはそれを知る由さえありませんが、これを明確に否定しなければこれを認めることとなり、沖縄県内において民主的な手続さえも否定することになると思うわけでありまして。

我々が国連に出向いて直接主張する機会をつくるのがなかなか困難であると理解する今、我々ができることをしっかりと行っていく必要があると考えます。

どうぞ議員各位におかれましては、反対討論も準備をされていないようでございますので、御理解をいただいて賛同していただけることを心よりお願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

○赤嶺 昇 議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○當間 盛夫 議員 議長。

○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。

これより議員提出議案第3号「沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤嶺 昇 議長 起立少数であります。
よって、議員提出議案第3号は、否決されました。

◆ . . ◆
○赤嶺 昇 議長 休憩いたします。
午後2時17分休憩
午後2時18分再開

○赤嶺 昇 議長 再開いたします。
日程第14 陳情5件を議題といたします。
各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
又吉清義総務企画委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔又吉清義 総務企画委員長登壇〕

○又吉清義 総務企画委員長 ただいま議題となりました陳情5件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情5件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○赤嶺 昇 議長 日程第15 請願3件及び陳情31件を議題といたします。

各請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

大浜一郎経済労働委員長。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔大浜一郎 経済労働委員長登壇〕

○大浜一郎 経済労働委員長 ただいま議題となりま

した請願3件及び陳情31件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願3件及び陳情31件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願3件及び陳情31件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○赤嶺 昇 議長 日程第16 陳情23件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

末松文信文教厚生委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔末松文信 文教厚生委員長登壇〕

○末松文信 文教厚生委員長 ただいま議題となりました陳情23件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情23件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○赤嶺 昇 議長 日程第17 陳情61件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

呉屋 宏 土木環境委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏 土木環境委員長登壇〕

○呉屋 宏 土木環境委員長 ただいま議題となりました陳情61件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情61件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情61件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○赤嶺 昇 議長 日程第18 陳情7件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

照屋大河米軍基地関係特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔照屋大河 米軍基地関係特別委員長登壇〕

○照屋大河 米軍基地関係特別委員長 ただいま議題となりました陳情7件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきもの

と決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、御報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情7件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○赤嶺 昇 議長 日程第19 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

西銘純恵子どもの未来応援特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔西銘純恵 子どもの未来応援特別委員長登壇〕

○西銘純恵 子どもの未来応援特別委員長 ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○赤嶺 昇 議長 日程第20 陳情17件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

座波 一新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔座波 一新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長登壇〕

○座波 一新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員長 ただいま議題となりました陳情17件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○赤嶺 昇 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情17件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○赤嶺 昇 議長 日程第21 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○赤嶺 昇 議長 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤嶺 昇 議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆ . . ◆
○赤嶺 昇 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今議会は、私どもにとりまして任期最後の定例会となりますので、本日の会議を閉じるに当たり御挨拶を申し上げます。

令和2年6月、100年に一度と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限が行われる中、第13期の任期がスタートいたしました。様々な情報流れ、多くの国や地域で大規模な人的被害や社会経済への影響をもたらし、本県経済や県民生活も大きな渦に巻き込まれていきました。

これまでに経験したことのない激動の時期に、県議会は二元代表制の一翼を担う県民意思を代表する機関として、任期中、16回の定例会に加え、合計10回の臨時会において、新型コロナウイルス感染症対策や各種経済対策等に関する多くの補正予算審議や議案審議に取り組み、県民生活を支えてまいりました。

同時に、コロナ禍において大きな打撃を受けた本県の基幹産業である観光関連産業を支えるため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例を議員提出条例として制定するなど、執行部に対して政策提言を行うとともに、頻発する米軍関係の事件・事故に対して時宜に応じて意見書等を沖縄県議会の総意として議決し関係要路へ要請を行うなど、県民の負託に応えるべく積極的な活動を展開してまいりました。

また、県議会としても強く要望していた沖縄振興特別措置法の延長は大きな成果でありました。同法の延長に伴う新たな沖縄振興計画の策定に向け、任期開始当初から新沖繩振興・公共交通ネットワーク特別委員会を設置し、様々な観点から議論を交わし、令和4年6月、新・沖繩21世紀ビジョン基本計画が策定されました。

同年は、沖縄の本土復帰50年を迎えた大きな節目の年であり、県議会において、沖縄の諸課題を解決し、真に平和で豊かな沖縄県を目指す本土復帰50年に関する意見書及び同決議を全会一致で可決し、岸田首相をはじめ全閣僚に要請活動を行うなど、県民の思いを強く発信いたしました。

そのほか、県内においては、復帰50周年記念式典、美ら島おきなわ文化祭2022、第7回世界のウチナーンチュ大会、F I B Aワールドカップ沖縄開催など、明るいニュースも多くありました。

中でも、美ら島おきなわ文化祭2022に合わせて即位後初めて沖縄を訪問された天皇皇后両陛下に随従したことは大変印象深く、両陛下の温かいお言葉やお心遣いは多くの県民にとって大きな喜びや励みとなりました。

また、ウチナーンチュ大会の際に来られましたデービッド・イゲ ハワイ州知事をお招きして本会議場でスピーチをいただいたことは、沖縄とハワイ、世界のウチナーンチュにとって大変意義深いものでもありました。

一方、県議会におきましては、インターネットやSNSを活用した議会情報の発信や高校等出前講座など、開かれた県議会を実現するため議会改革に積極的に取り組んでまいりました。

今後ともこのような活動を継続することにより、より多くの県民に開かれた沖縄県議会であり続けることを望みます。

コロナ禍を乗り越え、社会経済活動は従来の姿を取り戻しつつありますが、近年の不安定な世界情勢や電気・ガス・食料品等の物価高騰などの影響を受け、県経済及び県民生活はいまだ厳しい状況にあります。

また、普天間飛行場をはじめとする米軍基地問題や、尖閣諸島周辺海域における中国公船の領海内侵入、北朝鮮のミサイル発射によるJアラート作動等、県民生活を脅かす外的要因による諸課題、さらに子供

の貧困問題など、県政の課題は山積しておりますが、県民一人一人が幸せを実感でき、真に平和で豊かな沖縄県の実現に努めることが私どもに課せられた重大な責務であることを深く認識し、県民の負託に応えられるよう最後まで努力してまいりたいと存じます。

なお、今任期を最後に勇退される方々には、誠に惜別の念を禁じ得ませんが、在任中の御活躍と御功績に対し深甚なる敬意と謝意を表するとともに、今後とも御自愛の上、県勢発展のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、次期選挙に立候補される方々には、見事当選の栄に浴され、再びこの議場で相まみえ、本県の直面する諸課題の解決に向けて御活躍をされますよう御祈念を申し上げるものでございます。

ここに、任期最後の定例会を閉じるに当たり、議員各位の御健康と御多幸を心から念ずるとともに、仲田弘毅前副議長、照屋守之副議長、並びに議員各位、さらに山城貴子議会事務局長、そして議会事務局の全ての職員に対し、御協力と御支援により、大過なく議長としての職責を果たすことができました。改めて心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第1回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後2時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 喜 友 名 智 子

会議録署名議員 小 渡 良 太 郎

